

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成27年5月29日

【事業年度】

自 2014年1月1日 至 2014年12月31日

【会社名】

シティグループ・インク
(Citigroup Inc.)

【代表者の役職氏名】

ジミー・ヤン
秘書役補佐
(Jimmy Yang, Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】

アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市
パークアベニュー 399
(399 Park Avenue, New York, New York, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 杉 本 文 秀

【代理人の住所又は所在地】

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】

03-6889-7133

【事務連絡者氏名】

弁護士 伊 藤 昌 夫
弁護士 宇 治 野 壮 歩
弁護士 辺 誠 祐
弁護士 荒 井 恵 理
弁護士 北 川 貴 広
弁護士 長 谷 川 紘
弁護士 山 口 茉莉 子
弁護士 大 濶 哲
弁護士 倉 知 紗 也 菜

【連絡場所】

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】

03-6889-7257/03-6889-7152/03-6889-7248/03-6889-7456
03-6889-7463/03-6889-7553/03-6889-7265/03-6889-7256
03-6889-7316

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

注：1 本書において

- (1) 本文中、別段の記載がある場合、または文脈上要求される場合を除き、「シティグループ」、「シティ」または「当社」とはシティグループ・インクおよびその連結子会社を指します。
- (2) 本文中、別段の記載がある場合、または文脈上要求される場合を除き、「普通株式」とは、シティグループ・インクの額面0.01ドル普通株式を指します。
- (3) 本文中、別段の記載がある場合、または文脈上要求される場合を除き、「取締役」とは、シティグループの取締役を指します。
- 2 本文中、別段の記載がある場合、または文脈上要求される場合を除き、「ドル」および「\$」とはアメリカ合衆国の法定通貨を指し、「円」および「¥」とは日本国の法定通貨である円を指します。
- 3 本書において便宜上、一部の財務情報はドルから円に換算されています。当該換算は、別段の記載がない限り、2015年4月16日東京時間午前9時55分、シティバンク銀行株式会社（Citibank Japan Ltd.）発表のCitiFXベンチマークレート\$1＝118円99銭の換算レートで計算されています。当該換算は、ドルが当該換算レートまたはその他の換算レートで円に換算されたこと、換算され得たこと、または換算されたかもしれないことの表明であると解釈されるべきではありません。
- 4 本文中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。
- 5 当社は、米国においてデラウェア州法に基づき設立されています。当社の普通株式は、ニューヨーク証券取引所、メキシコ証券取引所および東京証券取引所に上場されています。当社には米国連邦証券法に基づく登録および報告義務が課せられており、年次報告書、四半期報告書および定期報告書を米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）（以下「SEC」といいます。）に提出しています。本書の記載事項には、当社がSECに提出した種々の提出物からの引用が含まれており、当社の弁護士の助言のもと、日本法に基づき提示されるものです。本書には、米国で入手可能な情報のすべてを含んでいるとは限らず、また当社がSEC（<http://www.sec.gov>）に提出した文書と異なる書式により提示されている場合があります。

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

シティグループ・インクの事業活動を管轄する法体系はアメリカ合衆国連邦法およびデラウェア州法です。アメリカ合衆国連邦法は、アメリカ合衆国における会社の事業活動の多くの分野に影響を及ぼしており、その範囲は独占禁止、破産、労使関係、有価証券および税務を始めとする広い範囲に及んでいます。アメリカ合衆国の連邦証券関係諸法の施行はSECがこれを司っていますが、同法は一般に詐欺的手段による有価証券の売出しを禁ずるとともに、当社のように株式を公開している会社に対しては、定期的に財務に関する情報およびその他の企業情報をSECおよび株主に公開するために提出しなければならないという義務を課しています。

アメリカ合衆国においては、会社は一般に州法に基づいて設立されています。当社はデラウェア州の法律に基づいて設立されていますが、デラウェア州にはデラウェア一般会社法（以下「デラウェア法」といいます。）をはじめとして会社に適用される数多くの法律があります。以下は、デラウェア法の骨子です。

定款および付属定款

デラウェアの会社はデラウェア州州務長官に定款を届け出ることによって設立されます。定款は、最低限、会社の基本的事項—名称、所在地、事業目的、授權資本数および株式の種類（もしあれば）を定めなければなりません。定款の他に、会社は、会社の事業、業務の遂行および会社の権利もしくは権限、または会社の株主、取締役、役員もしくは従業員の権利もしくは権限に関する、定款の規定ならびに適用される州法および連邦法と矛盾しない種々の規定を内容とする付属定款を採択することができます。

株式の種類

デラウェア法によれば、会社は、その定款または定款により明示的に付与される権限に基づき取締役会が採択した株式の発行について規定する決議に定めるところに従って、1種または数種の株式を発行することができる他、株式を発行する場合には額面株式としても無額面株式としてもこれを発行することができ、また議決権株式としても無議決権株式としてもこれを発行することができ、定款に定める名称、優先権、相対的な権利、利益への参加権、選択権その他の特別な権利、条件、制限または制約付の形で発行することができるものと定められています。定款に別段の定めがない限り、株主はその所有普通株式1株につき1個の議決権を有します。株式引受の対価は、額面株式のときに額面未満での発行が禁じられる点を除いて、取締役会（定款に定めがあるときは株主）の決するところによります。また、株式発行に際し、その額面・無額面に関らず、一定の対価を受領します。

株主総会

年次株主総会は会社の付属定款に定める取締役の選任および総会に適式に提案されるその他の事項を議案として開催されます。臨時株主総会は取締役会の決議によってこれを招集することができる他、定款、付属定款またはデラウェア法に定めるところに従ってこれを招集することができます。取締役会は、総会前の10日以上60日以内の日を、株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日とすることができます。その基準日に名簿に登録されている株主が議決権を行使できます。定款または付属定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の定足数は、議決権のある全株式の過半数を有する株主が自らまたは委任状によって出席すれば、満たされます。

取締役会

デラウェア法をその設立の準拠法として設立された会社は、定款に別段の定めのある場合を除き、その事業の管理運営は取締役会がこれを統轄します。一般に取締役会には、デラウェア法、定款および付属定款によって課せられている制限の範囲内において、会社の事業の管理運営に関しては広範囲な権限が認められています。取締役は、各年次株主総会において選任されます。取締役の空席が生じた時および定員の増加によって新たな役職が設けられたときには、優先株式のすべてのシリーズの株主の該当する権利に従うことを条件に、当該時点で在職している取締役の多数決によって、空席を補充することができます。ある種類またはシリーズの株主が別途選任した取締役の任期および議決権は、他の取締役または他の種類の取締役よりも長く（多く）なり、または短く（少なく）なる場合があります。取締役は、理由の有無を問わず、株主の多数決によってのみ解任されます。

取締役会は定款および付属定款に定めるところに従ってこれを招集します。定款または付属定款で特に禁じられていない限り、全取締役の書面による同意がある場合には、取締役の決議は実際に取締役会を開催しなくてもこれを書面決議として有効に採択することができます。

委員会

取締役会は、1人以上の取締役が構成する委員会に一定の権限を委託することができます。

役員

会社の日常の業務執行を担当する役員は、通常取締役会の決議によって選任されます。会社には付属定款が定める、または取締役会の決定する役員を置きます。各役員の権限は、付属定款に定められ、または取締役が認めたものとされます。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

株主総会

年次株主総会および臨時株主総会はニューヨーク州ニューヨーク市、または取締役会もしくは臨時株主総会を招集した取締役もしくは取締役の一部によって指定された場所において開催されます。年次株主総会は取締役会がその決議により指定する日時、場所において開催されます。

基本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権のある株式の保有者は株主名簿上に登録される本人名義の株式1株につき1個の議決権を有します。議決権を有する株主は、自ら、電子的に認証された委任状もしくは法が許容する方法により作成された書面、または法が許容する送信手段により議決権を行使できます。委任状は代理権が行使される以前にすべて総会の会社秘書役に提出されなければなりません。

法、基本定款または付属定款に別段の定めがある場合を除き、議決権のある発行済株式を有する株主本人または代理人の過半数が出席すれば、全総会において取締役の選任またはその他の決議事項の定足数が満たされます。年次株主総会または臨時株主総会において定足数が満たされない場合、出席した本人または代理人の過半数は、定足数が充足され、当初招集された総会において議決可能であった事項が決議されるまで、総会において宣言すること以外何らの（付属定款において別段の定めがある場合を除き）通知なく随時総会を延期できるものとします。その延期期間が30日を上回る場合、または延会について新たに基準日が設定された場合、法の要求の範囲内で延会にて議決権を有する基準日における株主宛に延会の招集通知が送付されます。

年次株主総会における決議事項は、取締役の選任および総会に適式に提案されるその他の事項です。

年次株主総会招集通知は、会社秘書役によって議決権を有する株主の最新の住所宛に総会前10日以上60日以内の期間に行います。

臨時株主総会は、会長または最高経営責任者がこれを招集することができます。臨時株主総会は取締役会の過半数が書面により請求した場合または取締役会の決議による場合にも招集されます。当社の発行済普通株式の25パーセント以上を保有する株主名簿上の株主が、書面により会社秘書役に請求した場合には、取締役会により臨時株主総会が招集されるものとします。

会議の目的を簡略に記載した臨時株主総会招集通知は、会社秘書役によって議決権を有する株主の最新の住所宛に総会前の10日以上60日以内の期間に送付されます。

株主は当社の会社秘書役に対して、付属定款に従って、総会前の指定された日以前に書面で通知を提出することにより取締役候補者の擁立またはその他の議決事項の提案を行うことができます。株主のかかる通知には以下の記載をなすものとします。(a) 候補者の擁立またはその他の議決事項の提案を行おうとする株主の氏名および自宅住所、(b) その株主が当社の議決権株式の保有者であること（保有株式の種類および数を表示します。）および本人または代理人が候補者の擁立またはかかる通知に明記されたその他の議決事項の提案するために総会に出席する意向であることの表明、(c) 候補者の擁立の意図の通知については、当該株主が行おうとする候補者の擁立の基礎となる、当該株主および候補者ならびにその他の者（その他の者の名前を明記します。）の間のすべての申し合わせまたは合意の内容、(d) 候補者の擁立の意図については、各候補者が取締役会によって推薦されたならばSECのプロキシ・ルールに従って提出される議決権代理行使参考書類に記載することが要求されたであろう、当該株主の提案した各候補者に関するその他の情報、ならびに(e) その他の議決事項の提案通知については、かかる事項の内容および当該株主のかかる事項について有する重要な利害関係。候補者の擁立の意図の通知には、各候補者が選出された場合当社の取締役就任する旨の同意書を添付するものとします。株主総会において付属定款の規定に従わない候補者の擁立その他の議案が提案された場合、会長は規則違反を宣言し、当該提案を取り上げないものとします。

取締役

当社の事務、財産および業務は、取締役会の判断または指示の下で運営されます。取締役の正確な数は全取締役の過半数の決議により随時決定されます。取締役会会長が独立した取締役でない限り、取締役会は、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに規定された責務に加え、会長が不在の取締役会（執行役員会を含みます。）において会長役を務める主任取締役を選任するものとします。主任取締役は、ニューヨーク証券取引所の規則に従い決定される独立した取締役とします。各年次総会において各取締役は任期1年として選出されます。取締役はその任期が満了して後継者が選出される年の株主総会開催日まで（事前に死亡、辞任、退職、不適格事由の発生または解職されることがない限り）執務するものとします。取締役定足数増加の結果、取締役に空席が生じた場合は、その時点での現職全取締役の過半数の賛成によりこれを補充することができます。ただし、定足数が満たされていることを条件とします。またその他の理由により取締役に空席が生じた場合においては、定足数が満たされなくても、その時点で在職している全取締役の賛成過半数を得た場合、または1名のみである場合でも当該取締役自らにより、補充することができます。取締役数増加以外の理由に基づき空席補充をなすため取締役が選出されるときは、当人はその前任者の任期と同じ期間就任するものとします。上記にもかかわらず、当社発行の優先株式を1種類または1シリーズ以上保有する者が年次株主総会または臨時株主総会において、株式の種類またはシリーズ毎に、取締役選出議決権を行使することができる場合は、かかる取締役の選出、任期およびその他事項は基本定款の記載に従うものとします。

付属定款において明示的に付与される権限に加え、取締役は当社の行使する権限または行為と同様に権限を有し、行為します。ただし、デラウェア州法、基本定款または付属定款の定めに従うものとします。

取締役会

取締役会は、会社の組織および取締役会に適式に提案されるその他の事項の検討を目的として、ニューヨーク州ニューヨーク市においてまたは取締役会により指定される場所において年次株主総会の後速やかに開催されるものとします。そのほか、定時の取締役会は、通知なくして随時に取締役会で決議された日時および場所または会社秘書役が各取締役に対して合理的な通知を行ったうえで決定する日時および場所において開催されます。

臨時取締役会は、各取締役宛に直接の手渡しもしくは個人宛の郵便もしくは電子的手段による送信にて、開催1日前またはその他合理的な方法で通知を行うことにより、取締役会または会長によって招集され、取締役会または臨時取締役会を招集する役員が指定する日時および場所において開催されます。臨時取締役会は取締役の3名が書面にて要求する場合、同様の方式にて開催することができます。主任取締役は、全取締役が出席する臨時取締役会および取締役会の執行役員会を同様の方法にて開催することができます。

取締役会の過半数をもって定足数とし、取締役が1名のみである場合はその1名をもって定足数とします。出席取締役数が定足数に満たない場合は、取締役会を他の日に延期することができます。定足数が満たされている取締役会における過半数による決議が取締役会の決議として有効です。

執行委員会

執行委員会は、会長および取締役会から任命された3人以上のその他の取締役で構成されます。その任期は次回の年次組織取締役会で次期承継者が指名されるまでとします。執行委員会の定足数は委員の過半数とします。定足数を満たす会議に出席する執行委員会の委員の過半数による議決権の行使は、執行委員会の行為とします。執行委員会の空席の補充は取締役会がこれを行います。

デラウェア州法に別段の定めがある場合を除き、執行委員会は取締役会と次回取締役会との間の期間、取締役会の全権限を行使することができ、また、したがって付属定款の取締役会に関する記載には執行委員会も含むものとみなします。

執行委員会は各委員宛に直接の手渡しもしくは個人宛の郵便もしくは電子的手段による送信にて合理的な期間をもって通知を行うことにより、会長、執行委員会議長または執行委員のうち2名によって招集することができます。

取締役会は執行委員会委員の中から執行委員会議長を指名することができます。取締役会がかかる指名を行わない場合、執行委員会が執行委員会議長を指名できるものとします。

役員

当社の役員には、最高経営責任者を置かなければならず、また、会長、社長または共同社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー、1名以上の副会長、1名以上のバイス・プレジデント、会社秘書役および財務役を含むことができます。また、取締役会が随時選任もしくは指名し、または取締役会の指示により選任もしくは指名された役員または役員補佐もこれに含むことができます。

取締役は、最高経営責任者を選任します。取締役は、会長、社長または共同社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー、1名以上の副会長、1名以上のバイス・プレジデント、会社秘書役および財務役を選任することもできます。これらの者は、1年間の任期において、または、他の者が資格ある代行者として選任されるまでの間または彼ら自身の死亡、早期辞任もしくは解職まで執務するものとします。

取締役は、その他の役員または役員補佐を随時選任し、それらの任期は取締役会がこれを決定します。さらに、取締役は役員の監督範囲内において役員補佐または役員代行の指名または解職の権限を、最高経営責任者に指名された当社の役員に与えるものとします。

取締役は、毎年会長を互選で選任します。会長は、取締役会の議長を務めます。また会長は、取締役会により適宜付与される権限および職務を有します。

最高経営責任者は、当社の事業および方針に対する監督、運営および指揮に関する一般的な権限および義務を有します。

最高経営責任者は、取締役会および委員会によるすべての指示および決議が遂行されているかを監督し、当社の現在の事業に関する報告書を定時取締役会において取締役に、また年次報告書を株主に提出します。

最高経営責任者が不在の場合、最高経営責任者の権限および職務は、社長またはいずれかの共同社長がこれを行うものとします。社長またはいずれかの共同社長には付属定款に記載される個別の権限に加え一般的な執行権限も付与されます。社長またはいずれかの共同社長は、取締役会または最高経営責任者により随時割当てられる権限および義務も遂行します。

最高経営責任者および社長または共同社長のいずれもが不在の場合、チーフ・オペレーティング・オフィサーが最高経営責任者の権限および義務を遂行します。チーフ・オペレーティング・オフィサーには付属定款に定める個別の権限に加えて一般的な執行権限も付与されます。チーフ・オペレーティング・オフィサーは、取締役会または最高経営責任者により随時割当てられる権限および義務も遂行します。

株式

相続、譲渡または譲渡の権限に関する適切な証拠により適式に保証され、またはかかる証拠を適式に添付した株券が当社または当社の名義書換代理人に引き渡された場合、当社は権利者に対して新株券または株券未発行の株式の発行に関する証拠を発行し、旧株券を消却し、当社の名簿上取引を記録する義務を負います。株券未発行の株式の名義人から譲渡に関する適切な指図を受領した場合、かかる株券未発行の株式は消却され、新たな株券未発行の株式または証券化されている株式が権利者に対して発行され、かかる取引は当社の名簿上に記録されます。

株券の紛失または汚損の場合、かかる紛失または汚損につき十分な証拠を提出し、かつ免除された場合を除き、取締役会にて承認された補償証書を提出すれば、新たな株券が発行されます。

デラウェア州法に別段の定めが明記されている場合を除き、当社は株主名簿に記載された者を現実の株主として扱う権利を有し、したがって、第三者が権利表明またはその通知をしたか否かにかかわらず、株式に関する権利または利益を認める義務を負いません。

当社が発行権限を有する全種類の株式の総数は60億3,000万株です。当社が発行権限を有する普通株式の総数は60億株であり、1株の額面額は1セント（0.01ドル）です。当社が発行権限を有する優先株式の総株式数は3,000万株であり、1株の額面額は1ドルです。

取締役会は、法および基本定款の制限に従うことを条件として優先株式をシリーズにて発行することを規定すること、適用あるデラウェア州法に基づいて証書を提出することにより、各シリーズに含まれる株式数を随時設定することならびにかかるシリーズの名称、権限、特徴および株式権限ならびにその適格条件、制限または規制を設定することの権限が与えられています。

基本定款にいう普通株式もしくは優先株式の発行または基本定款に基づく普通株式もしくは優先株式に関する取締役会の行為は、取締役会を構成する全取締役の少なくとも66パーセントと3分の2パーセントの賛成によるか、または、取締役会の全取締役の少なくとも66パーセントと3分の2パーセントの賛成により設立された委員会によるものでなければなりません。

配当

発行済普通株式の配当の支払、宣言または支払のための準備金の確保がなされる以前に、発行済優先株式の配当の支払、宣言または支払のための準備金の確保がなされなければなりません。

優先株式のシリーズ発行に関する決議に別途定めがある場合を除き、同決議に従い優先株式保有者に対し配当が全額支払われた後に、優先株式の全シリーズの保有者を除く普通株式保有者に対し取締役会により随時宣言される配当が支払われるものとします。

資産の配分

当社が自主的または強制的に清算、解散または会社整理される場合に優先株式保有者に対する配当が当然に権利を有する優先配当額に至らないときは、かかる資産は優先株式の全シリーズの株式について、優先株式保有者に対し支払われるべき優先配当額（未払の累積配当額がある場合はこれも含みます。）の割合に応じて配分されるものとします。

優先株式のシリーズ発行に関する決議に別途定めがある場合を除き、当社が自主的または強制的に清算、解散または会社整理される場合に優先株式のシリーズ発行に関する決議に従い優先株式保有者に対し配当が満額支払われた後、優先株式の全シリーズの保有者を除く当社普通株式保有者は保有する当社普通株式の割合に応じて、当社の残余財産の配当を受けるものとします。

議決権

法の規定に従って、また、優先株式のシリーズ発行に関する決議に別途定めがある場合を除き、発行済みの当社普通株式の保有者は取締役選任およびその他すべての事項につき議決権を行使でき、当社の株主名簿に保有者名義で登録される当社普通株式1株につき1個の議決権が与えられるものとします。ただし、普通株式の株主は、単数または複数の発行済優先株式のシリーズの条項のみに関わる書換基本定款（書換基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）の一切の変更に関しては、書換基本定款（書換基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）に基づきその変更の影響を受けるシリーズの株主が個別にまたは単数もしくは複数のかかるシリーズの他の株主とともに1つの種類として議決権を有する場合には、法律に別段の規定がある場合を除き、議決権を有しません。

組み替え、その他

法または当社の基本定款もしくは付属定款において要求される決議要件に加えて、また基本定款に明確に別段の定めがある場合を除き、関連株主や関連株主の関連会社もしくは提携会社（後に定義します。）が実質的に所有する、株式資本（後に定義します。）もしくは株式資本や子会社の持分株式に転換可能な証券の種類またはシリーズの株式比率を増加させる効果を直接的または間接的に有する証券の組み替え（株式併合を含みます。）、当社の資本変更または当社の子会社（後に定義します。）との合併や統合もしくはその他取引（関連株主（後に定義します。）と共同したかどうか、またはその他の方法で関連株主を巻き込んだかどうかを問いません。）を行うときは、議決権付株式（後に定義します。）の保有者が行使する議決権の過半数以上の賛成票が必要とされます（1つの種類として投票します。）。法律、合衆国の証券取引所との取決め、その他により、投票が要求されず、また一定以下の割合の賛成票で足りあるいは株式の種類毎の投票でよい旨が規定されていたとしても同様です。

「子会社」とは、当社がその資本にかかる証券の1種類の過半数以上を実質的に保有する会社を指します。ただし関連株主を以下のように定義する関係では、「子会社」とは当社がその資本にかかる証券の全種類の過半数以上を実質的に保有する会社のみを指します。

「関連株主」とは（当社もしくは子会社以外または当社の利益シェア、従業員持株制度や従業員福利制度もしくはかかる計画について受託者や被委託者がその職務に基づき活動する場合以外の）（a）その時点で発行済議決権付株式の保有者が行使する議決権の25パーセント以上の実質上の保有者となる計画または意思表明を行っている者、または（b）当社の関連会社または提携会社であり、問題となる日の前日まで2年間にわたって、常に発行済議決権付株式の保有者が行使可能な25パーセント以上の議決権付株式の実質上の所有者であった者を指します。

「株式資本」とは、基本定款の定めるところにより随時発行される当社の全株式資本でこれには当社普通株式を含みます。「議決権付株式」とは一般に当社の株主に対し提出されるすべての議案に投票できる全資本株式を指します。

2 【外国為替管理制度】

現在、合衆国においては外国為替管理規制は施行されていません。また、合衆国の非居住者による内国法人（通信、航空、海運その他一定の特殊な事業会社を除きます。）の株式取得または解散に伴う配当等の送金については、原則として制限が設けられていません。ただし、合衆国の法令上、一定の国もしくは地域、人物または区分に属する者の名義で登録している有価証券に係る取引および当該国もしくは地域、人物または者に対する有価証券取引に関連する金銭の送金が制限されています。この制限は現在、キューバ、スーダン、シリア、イランおよびウクライナのクリミア地方について施行されています。これらの国々または地域のために行う個人および法人も制限の対象になります。また、ジンバブエ、コートジボワール、コンゴ共和国、ベラルーシ、ソマリア、北朝鮮、西バルカン諸国、レバノン、リビア、イラク、イエメン、ビルマ（ミャンマー）、南スーダン、ウクライナ／ロシア、中央アフリカ共和国、ベネズエラ、またはリベリアにおけるチャールズ・テイラー前政権と関係のある一定の個人および法人は、人権侵害、テロ行為、麻薬の不法取引、国際犯罪組織、大量破壊兵器拡散、非常に悪質なサイバー攻撃または制裁回避に関係しているため、制限を受けるかまたは制限を受けることになる可能性があります。

3 【課税上の取扱い】

本項目における記載は、課税上の取扱いの一般的な説明です。

(1) 本国における課税上の取扱い

(A) 非米国人普通株式保有者に対する合衆国連邦税の考察

以下は、非米国人普通株式保有者に対する、合衆国連邦所得税・相続税の取扱いに関する要約です。この要約は、特定の投資家（銀行を含みますがこれに限定されません。）に関係のある合衆国連邦税の課税のすべての側面または特定の保有者に関係のある特定の事項および状況を扱うものではありません。また、この要約は、州、地方または合衆国外の税に関して考慮される事項を扱うものではありません。本要約は、普通株式を「キャピタル・アセット」（内国歳入法（以下に定義します。）第1221章にいう、原則として投資目的で保有する資産）として保有する投資家について述べるものです。

本要約は、1986年合衆国内国歳入法（その後の修正を含みます。本項において「内国歳入法」といいます。）、その立法に至る経緯、同法に基づいて定められる財務省規則ならびに同法に関する行政上および司法上の解釈に基づくものです。これら本要約の基礎となった事項は、いずれも本報告書の提出日現在のものです。また、これらの事項は今後、変更改訂される可能性があり、その場合、遡及的に効果が生じる場合があります。個々の保有者および保有者となろうとする者は、普通株式の取得、保有および処分 of 合衆国連邦租税法上の取扱いについて、税務アドバイザーに相談することを勧めます。また、同様に個々の州、地域ごとの、または諸外国の課税地域における課税上の取扱いについても、税務アドバイザーに相談することを勧めます。課税上の取扱いに関する事項には、源泉徴収に関して適用される合衆国連邦税に関する規則の効果および報告事項ならびに合衆国連邦租税法および個々の州、地域ごとのまたは合衆国以外の諸外国の課税地域において行われた源泉徴収に関してその計上または控除の可否を含みますが、これらに限られず、他の事項にもわたります。

本項において用いられる「非米国人」とは、米国人以外の者を指します。ここに「米国人」とは、(i) アメリカ合衆国の市民または居住者、(ii) 合衆国の法律に基づいて設立されまたは組織された会社、(iii) 遺産財団のうち、その収益が合衆国連邦所得税の課税対象となるもの（収入がいずれから生じるかは不問）、および(iv) 信託のうち、(ア) 合衆国内のいずれかの裁判所がその運営に関し監督権を行使することができるものであり、かつ1人以上の米国人に、すべての重要事項について管理する権限が与えられているもの、または(イ) 合衆国財務省規則に従って、米国人であることとされた信託をいいます。また、「合衆国」または「米国」とは、アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含みます。）をいいます。パートナーシップ（または合衆国連邦所得税の目的上パートナーシップとして扱われるその他の事業体）が普通株式を保有している場合、パートナーシップおよび当該パートナーシップにおけるパートナーの税法上の取扱いは、通常パートナーの地位およびパートナーシップの事業により決定されます。当該パートナーまたはパートナーシップは、普通株式の取得、保有および処分の手続きについて、各自の税務アドバイザーに相談することを勧めます。普通株式の実質保有者のうち非米国人である者を特に「非米国人保有者」といいます。

配当

非米国人保有者に支払われる普通株式の配当は、米国連邦所得税制下において源泉徴収の対象となります。その税率は最高30パーセントで、個々人において適用のある租税条約に応じてそれ以下の税率が定められます。ただし、当該配当が実質的に合衆国内における取引または事業に関連する場合にはこの限りではありません（また、適用のある所得税条約が、非米国人保有者に関して、当該配当について純利益額に応じて合衆国連邦所得税制に服するための条件として求める場合には、当該保有者の合衆国内における恒久的施設に関して生じたものであることを要します。）。ここにいう「実質的に合衆国内における取引または事業に関連する」配当に対しては、合衆国市民および居住者ならびに合衆国企業に適用となる税率が適用され、一般的には、源泉徴収の対象とはなりません。これらの「実質的に合衆国内における取引または事業に関連する」配当のうち、非米国人企業が受領したものは、個々の状況毎に、さらに「ブランチ・プロフィット・タックス」の課税対象となり、その場合の税率は最高30パーセントであり、個々人に適用となる租税条約に応じてそれ以下の税率が定められます。

非米国人普通株式保有者が租税条約に基づく低税率の適用を受ける資格があるとしても、当社および他の支払人は、原則として非米国人保有者に対する配当支払に関して、（租税条約に基づく低税率ではなく）30パーセントの税率で源泉徴収をしなければなりません。ただし、以下の場合を除きます。（i）非米国人保有者が、かかる保有者に係る支払に関して租税条約に基づく低税率の適用を受ける資格があることを証明した有効なIRSフォームW-8 BENもしくはW-8 BEN-Eまたは他の証拠書類を、当社または他の支払人に提供した場合、および（ii）2014年6月30日より後に外国法人に対して支払われる実際のまたは推定的な配当の場合は、（a）かかる法人が外国金融機関であるか、もしくは普通株式を外国金融機関を通じて保有している場合であって、当該外国金融機関が、（x）自らの口座名義人（当該機関への一定の投資家を含みます。）に関する情報を収集し米国課税当局に提供することを米国政府との間で取決めているか、（y）当該規則の「みなし適用」があるとされる一定の要件を満たしており、かかる取決めを行う義務から免除されているか、または（z）適用ある政府間の取決めの条件を満たしており、かつ、（b）要求されている場合には、かかる法人が自らの直接および間接の米国人保有者を確認できる証書を、源泉徴収を行う代理人に提供した場合。

非米国人普通株式保有者のうち、租税条約に基づき、合衆国源泉徴収税について減額された税率の適用対象となる者は、合衆国内国歳入庁に宛てて所定の請求書を提出することにより、過払いの源泉徴収税額の還付を受けることができます。個々の保有者または保有者となろうとする者は、普通株式への投資に対するこれらの源泉徴収要件が及ぼす潜在的影響について、各自の税務アドバイザーに相談することを勧めます。

普通株式処分益

非米国人保有者は、原則として、普通株式の処分に基づき生じることとなった処分益について、合衆国連邦所得税制の対象となりません。ただし、以下に述べる場合を除きます。（i）当該処分益が実質的に合衆国内において非米国人保有者が行う取引または事業に関連する場合（また、適用のある所得税条約が、当該保有者に関して、当該売却益を含む処分益について純利益額に応じて合衆国連邦所得税制に服するための条件として求める場合には、当該非米国人保有者が有する合衆国内における恒久的施設に関して生じたものであることを要します。）、（ii）非米国人保有者のうち個人保有者で、かつ普通株式を「キャピタル・アセット」として保有する場合に、当該保有者が当該売却に対する課税対象年度内に合衆国に183日以上滞在し、かつその他一定の条件を満たす場合、および（iii）当社が、現在またはこれまでの間に、合衆国連邦所得税にいう「合衆国不動産保有会社」であり、かつ当該非米国人保有者が当該株式を処分するまでの過去5年間のうちいずれかの時点において、直接または間接を問わず、5パーセント以上の普通株式を保有していた場合（かつ、一切の租税条約上認められる免除の対象とならない場合）。「実質的に合衆国内における取引または事業に関連する」配当のうち、非米国人企業が受領したものは、個々の状況毎に、さらに「ブランチ・プロフィット・タックス」の課税対象となり、その場合の税率は最高30パーセントであり、個々人に適用となる租税条約に応じてそれ以下の税率が定められます。当社は、現在までの間、また現時点において、合衆国連邦所得税にいう「合衆国不動産保有会社」であったことはなく、さらに将来においてかかる会社となることを予定していません。

2016年12月31日より後に普通株式を売却または処分する場合、非米国人保有者は、上記の「配当」の項目の第2段落目の(ii)に記載した要件を満たさない限り、売却または処分の総手取金に対して30パーセントの源泉徴収税が課税される可能性があります。個々の保有者または保有者となろうとする者は、普通株式への投資に対するこれらの源泉徴収要件が及ぼす潜在的影響、および、源泉徴収税の場合における還付または税額控除の可能性について、各自の税務アドバイザーに相談することをお勧めします。

連邦相続税

非米国人保有者の死亡の時点において有効な米国連邦相続税が存在する場合、死亡の時点において、非米国人によって保有されている普通株式は、米国連邦相続税制にいう「総相続財産」に含まれることとなります。ただし、一定の例外的場合を除きます。

報告要求およびバック・アップ源泉徴収税

現行法の下において、合衆国バック・アップ源泉徴収税（現行税率は28パーセント）および関連する情報報告要求（ただし、上記の源泉徴収税との関係における配当支払に関する報告を除きます。）は、非米国人保有者のうち、(ア)上記30パーセントの税率による源泉徴収税の課税対象者となっている者、または(イ)適用のある租税条約によりかかる源泉徴収税が低減されている結果、対象外とされている者に対する配当支払については、適用がありません（下記「日米所得税・相続税協定」の適用をご参照ください。）。その他の場合は、合衆国連邦バック・アップ源泉徴収所得税を、「免除受領者」に該当しない者で、かつ所定の情報（合衆国納税義務者番号を含みます。）を提供しなかった保有者の普通株式に関して支払われた配当に適用されることがあります。

仲介業者の合衆国事務所に対する、またはこれを通じての、普通株式の売却の対価の支払は、現在のところ、合衆国バック・アップ源泉徴収税および情報提供義務の対象となります。ただし、保有者が、違反すれば偽証罪の刑罰を受ける条件の下で非米国人の身分を証明する場合、またはその他の免除を得る場合にはこの限りではありません。

非米国人保有者は、原則としてバック・アップ源泉徴収税制の下において過払いとなった源泉徴収税について、合衆国内国歳入庁に宛てて所定の請求書を提出することにより、当該過払い額の還付を受けることができます。

(B) 普通株式に係る日米所得税・相続税協定

所得税：現行の日米間の所得税協定（以下「所得税協定」といいます。）および合衆国連邦所得税法に基づき、所得税協定による免除の適用資格がある普通株式の日本における実質持分保有者は、原則として、普通株式の売却により得た所得に対して合衆国連邦所得税の適用が免除されます（また、損失に対しては控除が認められません。）。しかしながら、かかる免除は普通株式の売却により得た手取金および普通株式自体が日本の保有者の合衆国に有する恒久的施設に帰せられる場合には適用されません。

所得税協定が適用されない場合であっても、普通株式の売却により得た所得は以下の場合でなければ合衆国連邦所得税の適用を受けません。

- (i) 所得が、合衆国内における取引または事業に実質的に関連している場合。
- (ii) 個人保有者の場合、売却に対する課税対象年度において延べ183日以上合衆国に滞在しており、当該個人が合衆国に「課税地（tax home）」を有しているか、またはかかる所得が合衆国で個人が有する事務所その他固定した営業所に帰することができる場合。

合衆国連邦源泉所得税が配当について支払われるべき場合には、一般的に、普通株式の実質持分保有者である日本人の保有者のために、30パーセントから10パーセントに引き下げられています。しかし、この引下げは、実質持分所有者である日本人の保有者が合衆国に恒久的施設を所有しており、かつその普通株式がかかる恒久的施設に実質的な関連を有する場合は、適用されません。

相続税：日米間の相続税協定（以下「相続税協定」といいます。）および米国連邦相続税法に基づき、日本に居住し、普通株式の実質持分保有者である個人が死亡した場合、かかる個人の死亡の時点において有効な米国連邦相続税が存在する場合、普通株式は合衆国内に所在する財産とみなされ、合衆国連邦相続税が適用されます。原則として、かかる個人の死亡の時点において有効な連邦相続税が存在する場合、かかる税金は、18パーセントから40パーセントの間で累進課税されます。ただし、日米間の相続税協定に基づき、普通株式に関し生じる合衆国相続税の一部について、減額を受けることが可能となっています。

所得税または相続税協定により合衆国税の軽減を受けるためには、その利益の請求についての決められた手続を遵守する必要があり、場合によっては、当社普通株式への日本の投資者が、合衆国国内税法および当該課税協定に基づき、日本の実質保有者として適格であることについて、合衆国の税務当局に対して十分に立証する必要があります。

(C) 社債に関し非米国人保有者について考慮される合衆国連邦税に関する一定の事項

以下は、当社が日本において発行した未償還の円貨社債（以下「社債」といいます。）と社債に付されている利札（以下「利札」といいます。）に関する税務についての概要です。

以下は社債に投資する非米国人保有者（non-U.S. holder）について考慮される合衆国連邦所得税・相続税の取扱いに関する一定の事項の要約です。本要約は、（i）社債の元本、利息（発行時割引額（以下「OID」といいます。）を含みます。）およびプレミアムの支払は、合衆国の領土外で行われ、（ii）社債の売却、交換、償還またはその他処分は、合衆国の領土外で行われるものと仮定しています。

この要約は、特定の投資家（銀行を含みますがこれに限定されません。）に関係のある合衆国連邦税の課税のすべての側面または特定の保有者に関係のある特定の事項および状況を扱うものではありません。また、この要約は、州、地方または合衆国外の税に関して考慮される事項を扱うものではありません。本要約は、社債を「キャピタル・アセット」（内国歳入法（以下に定義します。）第1221章にいう、原則として投資目的で保有する資産）として保有する投資家のみについて述べるものです。

本要約は、1986年合衆国内国歳入法（その後の修正を含みます。本項において「内国歳入法」といいます。）、その立法に至る経緯、同法に基づいて定められる財務省規則ならびに同法に関する行政上および司法上の解釈に基づくものです。これら本要約の基礎となった事項は、いずれも本報告書の提出日現在のものです。また、これらの事項は今後、変更改訂される可能性があり、その場合、遡及的に効果が生じる場合があります。個々の保有者および保有者となろうとする者は、社債の取得、保有および処分の合衆国連邦租税法上の取扱いについて、税務アドバイザーに相談することを勧めます。また、同様に個々の州、地域ごとの、または諸外国の課税地域における課税上の取扱いについても、税務アドバイザーに相談することを勧めます。課税上の取扱いに関する事項には、源泉徴収に関して適用される合衆国連邦税に関する規則の効果および報告事項ならびに合衆国連邦租税法および個々の州、地域ごとのまたは合衆国以外の諸外国の課税地域において行われた源泉徴収に関してその計上または控除の可否を含みますが、これらに限られず、他の事項にもわたります。

本項において用いられる「非米国人」とは、米国人以外の者を指します。ここに「米国人」とは、(i) アメリカ合衆国の市民または居住者、(ii) 合衆国の法律に基づいて設立されまたは組織された会社、(iii) 遺産財団のうち、その収益が合衆国連邦所得税の課税対象となるもの（収入がいずれから生じるかは不問）、および(iv) 信託のうち、(ア) 合衆国内のいずれかの裁判所がその運営に関し監督権を行使することができるものであり、かつ1人以上の米国人に、すべての重要事項について管理する権限が与えられているもの、または(イ) 合衆国財務省規則に従って、米国人であると取り扱われることとされた信託をいいます。また、「合衆国」または「米国」とは、アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含みます。）をいいます。パートナーシップ（または合衆国連邦所得税の目的上パートナーシップとして扱われるその他の事業体）が普通株式を保有している場合、パートナーシップおよび当該パートナーシップにおけるパートナーの税法上の取扱いは、通常パートナーの地位およびパートナーシップの事業により決定されます。当該パートナーまたはパートナーシップは、普通株式の取得、保有および処分取扱いについて、各自の税務アドバイザーに相談することを勧めます。社債の実質保有者のうち非米国人である者を特に「非米国人保有者」といいます。

現行の合衆国所得税および相続税法の下では、

- (a) シティグループまたは支払代理人による非米国人保有者に対する社債の元本、利息（OIDを含みます。）およびプレミアムの支払に対しては、合衆国の連邦源泉徴収税は課されません。ただし、プレミアム、利息またはOIDの場合は、（1）実質保有者がシティグループの全種類の株式の議決権の合計の10パーセント以上を実際にまたは推定的に保有せず、（2）実質保有者が株式保有を通じてシティグループと関係を有する被支配外国法人ではなく、（3）2007年、2008年または2013年に発行された外国向け記名式（foreign-targeted registered form）による社債（以下「FTRO債」といいます。）の保有者の場合、かかる保有者がそこを通じてその社債を保有している金融機関は、振替機関の参加者（以下「口座管理機関」といいます。）であり、外国向け記名式債券（foreign-targeted registered-form obligations）について規定する合衆国財務省規則（以下「FTROルール」といいます。）に従い、支払代理人に対し当該保有者が非米国人である旨の証明書を交付するものとしします。
- FTROルールは、当社が毎年、各口座管理機関から、当該口座管理機関を通じてFTRO債を所有している各社債権者が、（i）非米国人保有者である旨、または（ii）米国人である旨（その場合はさらに、当該社債権者またはその口座管理機関が合衆国内国歳入庁様式W-9を当社に提出済みであり、当該口座管理機関が当社に適切な合衆国実質所有通知書を提出済みである旨）の証明書を受領することを要求しています。
- (b) 非米国人保有者は、社債の売却、交換、償還またはその他の処分からの実現利益に対して合衆国連邦源泉徴収税を課されません。

- (c) 死亡時に合衆国の市民または居住者ではない個人が保有する社債または利札は、かかる死亡の時点で、かかる個人がシティグループの全種類の株式の議決権の合計の10パーセント以上を実際にまたは推定的に保有しておらず、社債の収益がかかる個人による合衆国における取引または事業の遂行と事実上の関連がなかった場合、一般的にはかかる個人の死亡の結果合衆国連邦相続税の課税対象とはなりません。
- (d) 合衆国の情報報告要件およびバック・アップ源泉徴収税は、当社または支払代理人により合衆国外でなされた社債または利札についての非米国人保有者に対する支払には適用されません。ただし、FTR0債の保有者の場合は、当該非米国人保有者が当該社債をそこを通じて保有する口座管理機関が上記FTR0規則を遵守している必要があります。
- (e) 情報報告要件およびバック・アップ源泉徴収税は、社債または利札の外国のカストディアン、外国のノミニーまたはその他実質所有者の外国の代理人の外国事務所による非米国人保有者に対する合衆国外のかかる社債または利札に関する支払には適用されません。ただし、かかるカストディアン、ノミニーまたは代理人が（i）合衆国における取引または事業の遂行から一定の期間について得た利益が総利益の50パーセント未満であり、（ii）合衆国連邦所得税の目的上被支配外国法人ではなく、かつ（iii）課税対象年度中米国人により（利益または資本持分により）50パーセント超所有されているかまたは合衆国の取引もしくは事業の遂行に従事している外国のパートナーシップではないものとしします。その他のカストディアン、ノミニーまたは代理人の外国の事務所による合衆国外での社債または利札に対するその実質所有者への支払は、バック・アップ源泉徴収税の課税対象となりませんが、かかるカストディアン、ノミニーもしくは代理人がその記録において実質所有者が非米国人保有者であるとの文書による証明を有しているかまたは実質所有者が別段の免除を得る場合を除き、情報報告要件が課されます。社債または利札の実質所有者のカストディアン、ノミニーまたはその他代理人の合衆国の事務所によるかかる社債または利札に対する支払は、実質所有者が違反すれば偽証罪の刑罰を受ける条件の下で非米国人の身分を証明するかまたは別段の免除を得る場合を除き、情報報告要件およびバック・アップ源泉徴収税の対象となります。要求された情報が適時にIRSに提供されることを条件として、バック・アップ源泉徴収税制の下において源泉徴収された金額は、還付金または非米国人保有者の合衆国連邦所得税負担に対する控除額として認められることができます。
- (f) 非米国人保有者が合衆国において取引または事業に従事しており、社債または利札の利息および利益とかかる取引または事業の遂行との間に実質的な関連性がある場合、実質所有者は、上記の源泉徴収税を免除されていても、（上記に定義された）米国人である場合と同様の方法でかかる利息および／または（場合により）利益が合衆国連邦所得税の課税対象となることがあります。さらに、かかる実質所有者が外国法人である場合は、内国歳入法に定義されたとおり、課税対象年度の当該実質的に関連する収益および利益（ただし、調整があり得ます。）の30パーセントの税率による「ブランチ・プロフィット・タックス」の対象となることがあります。

- (g) 非米国人保有者が社債または利札の売却、交換、償還またはその他処分から実現した利益は、(i) かかる利益が(上述の)非米国人保有者である所有者が合衆国において遂行した取引または事業に実質的に関連するか、または(ii) 個人である非米国人保有者の場合は、かかる個人がかかる売却、交換、償還またはその他処分の課税対象年度中に合衆国に183日間以上滞在しておりかつ他の条件を満たさない限り、通常合衆国連邦所得税の課税対象となりません。
- (h) 本項(C)に記載された原則を合衆国連邦所得税の目的において会計上透明なもの(fiscally transparent)として扱われる事業体(例えばパートナーシップ)に適用する目的上、実質所有者とはかかる事業体の各最終実質所有者を意味します。

(D) 社債に係る日米所得税・相続税協定

所得税：現行の日米所得税協定および合衆国連邦所得税法に基づき、所得税協定による免除の適用資格がある社債に対する日本の実質持分所有者は、原則として、社債の売却により得た所得に対して合衆国連邦所得税の適用が免除されます(また、損失に対しては控除が認められません。)。しかしながら、かかる免除は社債の売却益および社債そのものが、日本の所有者の合衆国に有する恒久的施設に帰せられる場合には適用されません。

所得税協定が適用されない場合であっても、社債の売却に伴う所得は、以下の事由に該当しなければ合衆国連邦所得税の適用を受けません。

- (i) 所得が、合衆国での取引または事業に実質的に関連している場合。
- (ii) 個人所有者の場合、売却に対する課税年度において延べ183日以上合衆国に滞在しており、当該個人が合衆国に「課税地(tax home)」を有しているか、またはかかる所得が合衆国で個人が有する事務所その他固定した営業所に帰し得る場合。

相続税：日米相続税条約に基づき、社債に関し生じる相続税について、相当額の減額を受けることが可能となっています。

所得または相続税協定に基づく減額された合衆国税の適用可能性に関しては、その利益の請求についての確定した手続を遵守する必要がある、またある場合においては、社債への日本の投資家が、合衆国国内税法および当該課税協定に基づき、日本の実質保有者として適格であると合衆国の課税当局に対して十分に立証する必要があります。

(2) 日本における課税上の取扱い

日本居住者である個人または法人に上記「(1) 本国における課税上の取扱い」に述べた米国の税が課されこれを支払った場合、当該個人または法人は、日本の所得税、法人税および相続税に関する諸法令に定める限度で、かつ当該法令に従うことを条件として、日本で支払うべき税から控除することができます。「第一部 企業情報、第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要、2 日本における実質株主の権利行使に関する手続、(4) 本邦における配当等に関する課税上の取扱い」をご参照ください。

4 【法律意見】

- (1) アメリカ合衆国ニューヨーク州法に関する当社のキャピタル・マーケットおよびコーポレート・リポーティング担当アシスタント・ゼネラル・カウンセルであるバーバラ・ポリティより下記の趣旨の法律意見書（税務事項を除きます。）が提出されています。
- (a) 当社はデラウェア州法に準拠して適法に設立され、有効に存続している会社です。
- (b) 本有価証券報告書「第一部 企業情報、第1 本国における法制等の概要、1 会社制度等の概要」に記載されているアメリカ合衆国およびデラウェア州の法律に関する記述内容は、すべての重要な点において真実かつ正確であると認めます。
- (2) 当社のアメリカ合衆国税務顧問であるクリアリー・ゴットリーブ・スティーン&ハミルトン法律事務所より合衆国の連邦所得税法の範囲において下記の趣旨の法律意見書が提出されています。
- 本有価証券報告書「第一部 企業情報、第1 本国における法制等の概要、3 課税上の取扱い、(1) 本国における課税上の取扱い」に記載されている合衆国の課税制度に関する記述内容は、当該事項についての適正な概要を述べるものです。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結財務情報

シティグループは、2015年2月25日にSECにフォーム10-Kによる年次報告書（以下「年次報告書フォーム10-K」といいます。）を提出しておりますが、2015年度第1四半期に行われた一定の事業の組織再編を含む一定の組替えおよび会計方針の変更を反映するために、2015年5月27日付でSECに提出し、2015年5月28日に開示された、2015年5月27日付のフォーム8-Kによる報告書（以下「2015年5月27日付報告書フォーム8-K」といいます。）により、シティグループの過去の期間の財務諸表を含む一定の財務情報を更新しました。下記連結財務情報は、かかるフォーム8-Kによる報告書から抜粋したものです。

抜粋財務指標の推移

シティグループ・インクおよび連結子会社

(単位：百万ドル(百万円)、1株当たり金額および比率を除きます。)

	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度	2010年度
純利息収益	\$47,993 (¥5,710,687)	\$46,793 (¥5,567,899)	\$46,686 (¥5,555,167)	\$47,649 (¥5,669,755)	\$53,539 (¥6,370,606)
利息以外の収益	29,226 (3,477,602)	29,931 (3,561,490)	22,844 (2,718,208)	29,986 (3,568,034)	32,607 (3,879,907)
支払利息控除後収益	\$77,219 (¥9,188,289)	\$76,724 (¥9,129,389)	\$69,530 (¥8,273,375)	\$77,635 (¥9,237,789)	\$86,146 (¥10,250,513)
営業費用	55,051 (6,550,518)	48,408 (5,760,068)	50,036 (5,953,784)	50,180 (5,970,918)	46,824 (5,571,588)
貸倒引当金繰入額 および保険給付 準備金繰入額	7,467 (888,498)	8,514 (1,013,081)	11,329 (1,348,038)	12,359 (1,470,597)	25,809 (3,071,013)
法人税等控除前の 継続事業からの利益	\$14,701 (¥1,749,272)	\$19,802 (¥2,356,240)	\$8,165 (¥971,553)	\$15,096 (¥1,796,273)	\$13,513 (¥1,607,912)
法人税等	7,197 (856,371)	6,186 (736,072)	397 (47,239)	4,020 (478,340)	2,647 (314,967)
継続事業からの利益	\$7,504 (¥892,901)	\$13,616 (¥1,620,168)	\$7,768 (¥924,314)	\$11,076 (¥1,317,933)	\$10,866 (¥1,292,945)
法人税等控除後の 非継続事業から の利益(損失) ⁽¹⁾	(2) ((238))	270 (32,127)	(58) ((6,901))	68 (8,091)	(16) ((1,904))
非支配持分控除前 当期利益	\$7,502 (¥892,663)	\$13,886 (¥1,652,295)	\$7,710 (¥917,413)	\$11,144 (¥1,326,025)	\$10,850 (¥1,291,042)
非支配持分に帰属する 当期利益	192 (22,846)	227 (27,011)	219 (26,059)	148 (17,611)	281 (33,436)
シティグループ 当期利益	\$7,310 (¥869,817)	\$13,659 (¥1,625,284)	\$7,491 (¥891,354)	\$10,996 (¥1,308,414)	\$10,569 (¥1,257,605)

シティグループ・インクおよび連結子会社

(単位：百万ドル(百万円)、1株当たり金額および比率を除きます。)

	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度	2010年度
控除：					
優先配当	\$511 (¥60,804)	\$194 (¥23,084)	\$26 (¥3,094)	\$26 (¥3,094)	\$9 (¥1,071)
基本1株当たり利益算出に適用される、配当に対する権利が失効しない従業員制限株式および繰延株式へ割り当てられた配当および未処分利益	111 (13,208)	263 (31,294)	164 (19,514)	184 (21,894)	90 (10,709)
基本1株当たり利益のための非制限普通株主に割り当てられた利益	\$6,688 (¥795,805)	\$13,202 (¥1,570,906)	\$7,301 (¥868,746)	\$10,786 (¥1,283,426)	\$10,470 (¥1,245,825)
追加：希薄化後1株当たり利益算出に適用される、転換証券に係る支払利息（税引後）および配当ならびに配当に対する権利が失効しない従業員制限株式および繰延株式へ割り当てられた未処分利益の調整	1 (119)	1 (119)	10 (1,190)	16 (1,904)	3 (357)
希薄化後1株当たり利益のための非制限普通株主に割り当てられた利益	\$6,689 (¥795,924)	\$13,203 (¥1,571,025)	\$7,311 (¥869,936)	\$10,802 (¥1,285,330)	\$10,473 (¥1,246,182)
1株当たり利益					
基本					
継続事業からの利益	\$2.21 (¥263)	\$4.26 (¥507)	\$2.51 (¥299)	\$3.68 (¥438)	\$3.64 (¥433)
当期利益	2.21 (263)	4.35 (518)	2.49 (296)	3.71 (441)	3.64 (433)
希薄化後					
継続事業からの利益	\$2.20 (¥262)	\$4.25 (¥506)	\$2.44 (¥290)	\$3.58 (¥426)	\$3.53 (¥420)
当期利益	2.20 (262)	4.34 (516)	2.42 (288)	3.60 (428)	3.53 (420)
普通株式1株当たり配当宣言額	0.04 (5)	0.04 (5)	0.04 (5)	0.03 (4)	— —

シティグループ・インクおよび連結子会社

(単位：百万ドル(百万円)、1株当たり金額、比率および常勤従業員を除きます。)

	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度	2010年度
12月31日現在：					
資産合計	\$1,842,181 (¥219,201,117)	\$1,880,035 (¥223,705,365)	\$1,864,328 (¥221,836,389)	\$1,873,597 (¥222,939,307)	\$1,913,692 (¥227,710,211)
預金合計 ⁽²⁾	899,332 (107,011,515)	968,273 (115,214,804)	930,560 (110,727,334)	865,936 (103,037,725)	844,968 (100,542,742)
長期債務	223,080 (26,544,289)	221,116 (26,310,593)	239,463 (28,493,702)	323,505 (38,493,860)	381,183 (45,356,965)
シティグループ	199,717	197,254	186,155	177,213	162,946
普通株主持分	(23,764,326)	(23,471,253)	(22,150,583)	(21,086,575)	(19,388,945)
シティグループ	210,185	203,992	188,717	177,525	163,258
株主持分合計	(25,009,913)	(24,273,008)	(22,455,436)	(21,123,700)	(19,426,069)
常勤従業員 (単位：千人)	241	251	259	266	260
実績指標					
平均資産利益率	0.39%	0.73%	0.39%	0.56%	0.53%
平均普通株主持分					
利益率 ⁽³⁾	3.4	7.0	4.1	6.3	6.8
平均株主持分合計					
利益率 ⁽³⁾	3.5	6.9	4.1	6.3	6.8
費用比率(営業費用／ 収益合計)	71	63	72	65	54
バーゼルIII比率－ 完全実施					
普通株式等Tier 1 資本 ⁽⁴⁾	10.57%	10.57%	8.72%	N/A	N/A
Tier 1 資本 ⁽⁴⁾	11.45	11.23	9.03	N/A	N/A
資本合計 ⁽⁴⁾	12.80	12.64	10.81	N/A	N/A
試算した補完的指標と してのレバレッジ比率 ⁽⁵⁾	5.94	5.42	N/A	N/A	N/A
シティグループ資産					
普通株主持分比率	10.84%	10.49%	9.99%	9.46%	8.51%
シティグループ資産					
株主持分合計比率	11.41%	10.85%	10.12%	9.48%	8.53%
配当性向 ⁽⁶⁾	1.8	0.9	1.6	0.8	NM
普通株式1株当たり	\$66.05	\$65.12	\$61.46	\$60.61	\$56.15
純資産額	(¥7,859)	(¥7,749)	(¥7,313)	(¥7,212)	(¥6,681)
固定費および優先株式 配当に対する利益率	2.00倍	2.18倍	1.39倍	1.61倍	1.53倍

- (1) 非継続事業には、クレディカード、シティ・キャピタル・アドバイザーズおよびエッグ・バンキングのクレジットカード事業が含まれています。シティの非継続事業の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (2) シティが日本におけるリテールバンク事業の売却の合意に至ったことを受けて2014年12月31日に約210億ドルの預金を売却目的保有（その他負債）に振り替えたことを反映しています。「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」－「シティコープ」－「グローバル個人金融部門」－「グローバル個人金融部門－アジア」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (3) 平均普通株主持分利益率は、優先株式配当を控除した当期利益を平均普通株主持分で除したものをを用いて計算されます。シティグループ平均株主持分合計利益率は、シティグループ平均株主持分で除した当期利益を用いて計算されます。
- (4) 米国のバーゼルⅢに関する最終規則に基づいて、資本構成要素につき完全に実施されたものと仮定した資本比率。リスク加重資産合計を算定するための先進的アプローチに基づくリスク加重資産。「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「資本の源泉」をご参照ください。
- (5) シティが試算した補完的指標としてのレバレッジ比率は、2014年9月に公表された米国のバーゼルⅢに関する最終規則修正版に基づいており、レバレッジ・エクスポージャーの総額に占めるTier 1 資本の比率を示しています。レバレッジ・エクスポージャーの総額は、四半期における貸借対照表上の資産の1日ごとの平均値および当該四半期の各月の末日において計算される一定のオフバランスのエクスポージャーの平均値の合計額から、該当するTier 1 資本控除を行った額です。「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「資本の源泉」をご参照ください。
- (6) 希薄化後株式1株当たりの当期利益に占める普通株式1株当たり配当宣言額の割合。

N/A：2012年度、2011年度および2010年度については適用ありません。「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「資本の源泉」をご参照ください。

NM：重要ではありません。

2 【沿革】

シティグループは対等合併により1998年10月8日に発足し、シティコープはトラベラーズ・グループ・インクの全額出資子会社に吸収合併されました。当該子会社はその商号をシティコープへ、トラベラーズ・グループ・インクはその商号をシティグループ・インクへ変更しました。以下は、現在のシティグループたる法人の沿革です。

シティグループの前身であるコマーシャル・クレジット・カンパニー（現在のシティファイナンシャル・クレジット・カンパニー）は、コントロール・データ・コーポレーションの全額出資子会社であり、1986年11月に新規株式公開を行いました。同社は1988年5月、持株会社へと組織変更を行い、その株主は新たに設立された持株会社であるコマーシャル・クレジット・グループ・インク（現在のシティグループ・インク）の株主となり、コマーシャル・クレジット・カンパニーはコマーシャル・クレジット・グループ・インクの間接的な全額出資子会社となりました。1999年8月4日、コマーシャル・クレジット・カンパニーは、シティコープの間接的な全額出資子会社となり、1999年9月7日には商号をシティファイナンシャル・クレジット・カンパニーに変更しました。

1988年12月、コマーシャル・クレジット・グループ・インクはニュー・ジャージー州法人であるプライメリカ・コーポレーション（以下「旧プライメリカ」といいます。）をコマーシャル・クレジット・グループ・インクの全額出資子会社に吸収合併させることにより買収しました。かかる合併の際に、コマーシャル・クレジット・グループ・インクはその商号をプライメリカ・コーポレーションに変更しました。旧プライメリカは、スミス・バーニー、ハリス・アップハム・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド（現在のシティグループ・グローバル・マーケッツ・インク）を含む各種金融サービス等を有していました。

1992年12月、プライメリカ・コーポレーションはコネチカット州ハートフォードに本店を有する総合保険会社であるザ・トラベラーズ・コーポレーションの発行済株式の約27パーセントを取得しました。プライメリカ・コーポレーションは1993年12月、ザ・トラベラーズ・コーポレーションを同社へ吸収合併してザ・トラベラーズ・コーポレーションの残りの株式73パーセントを取得したうえ、商号をザ・トラベラーズ・インクに変更しました。

1993年7月、プライメリカ・コーポレーションはスミス・バーニーを介してシェアソン・リーマン・ブラザーズ・ホールディング・インクの国内証券・資産運用部門をすべて買収しました。

1995年4月、ザ・トラベラーズ・インクは商号をトラベラーズ・グループ・インクへと変更しました。トラベラーズ・グループ・インクは1996年4月、子会社であるトラベラーズ・プロパティー・カジュアルティー・コープを通じてエトナ・ライフ・アンド・カジュアルティー・カンパニーの国内損害保険子会社を買収しました。

1997年11月、トラベラーズ・グループはソロモン・インクを買収し、スミス・バーニー・ホールディングスをソロモンと合併させソロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インクを設立しました。1999年7月1日、ソロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インクはニューヨーク州の法人であるSSBHIマージャー・カンパニー（以下「マージャー・カンパニー」といいます。）と合併し、組織形態を変更しました。マージャー・カンパニーは合併後も存続し、その商号をソロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インクに変更しました。2003年4月7日、ソロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インクは、その商号をシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インクに変更しました。

2000年11月30日、シティグループはアソシエイツ・ファースト・キャピタル・コーポレーション（以下「アソシエイツ」といいます。）の買収を完了しました。買収は、シティグループの子会社をアソシエイツに吸収合併させることで実現されました（アソシエイツが存続会社となります。）。その結果、アソシエイツ普通株式1株に対しシティグループ普通株式0.7334株が付与されることとなりました（53,450万株）。買収により、アソシエイツはシティコープの全額出資子会社となりました。

2001年7月17日、シティコープは、16億ドルおよびヨーロッパ・アメリカン銀行（EAB、ニューヨーク州法銀行）の優先株式350百万ドル分の引受けを対価として、同社の買収を完了しました。

2001年8月6日、シティコープは、約125億ドルおよびシティグループ株を対価として、メキシコの大手金融機関グルポ・フィナンシエロ・バナメックス・アクシヴァル（以下「バナメックス」といいます。）の発行済普通株式の99.86パーセントの取得を完了しました。2001年9月24日、バナメックスによる株式買戻しに続き、シティコープは同社の発行済普通株式を全株取得しました。バナメックスおよびシティコープのメキシコにおけるバンキング業務は統合され、「バナメックス」のブランド名で事業を実施しています。

2002年11月6日、シティグループ・インクは、ゴールデン・ステート・バンコープ（以下「ゴールデン・ステート」といいます。）の買収を完了し、同社はシティグループの子会社に吸収合併されました。

2004年1月9日、シティグループは、ワシントン・ミューチュアル・ファイナンス・コーポレーション（以下「WMF」といいます。）を12.5億ドルで買収しました。WMFは、ワシントン・ミューチュアル・インクの消費者金融子会社でした。WMFは、販売金融や保険の販売に加え、個人に対する割賦ローンおよび不動産担保ローンを提供しています。買収には、主として合衆国南東部および南西部の25州に所在するWMFの409の事業所を含んでいます。

2004年4月30日、シティグループは、1株当たり現金15,500ウォンで韓美銀行（以下「韓美」といいます。）の全発行済株式を取得する公開買付けを完了しました。シティグループは、韓美の発行済株式の合計99.8パーセントを総額3.14兆ウォン（27億ドル）で取得しました。買収時の韓美は、韓国の手商業銀行であり、国内に223支店を有し、2004年6月30日現在の総資産は370億ドルでした。2004年度第4四半期、韓美はシティバンクの韓国支店と合併し、シティバンク・コリア・インクとなりました。

2005年3月31日、シティグループは、テキサス州にあるファースト・アメリカン・バンクの買収を完了しました。この取引に伴い、シティグループは、取引完了時において、テキサス州に、106支店、資産42億ドル、および新規顧客約120,000名を獲得しました。

2005年7月1日、当社は、シティグループのトラベラーズ・ライフ・アンド・アニュイティおよびシティグループの米国外保険事業の大部分の、メットライフ・インク（以下「メットライフ」といいます。）への売却を完了しました。売却した事業は、シティグループがライフ・インシュアランス・アンド・アニュイティ事業を営む上で重要な媒体でした。シティグループはメットライフの株式10億ドル分と現金108億ドルを受領しました。この取引にはトラベラーズ・ライフ・アンド・アニュイティの米国事業と米国外事業（シティグループのメキシコにおける生命保険事業を除きます。）が含まれています。米国外事業には、英国、ベルギー、オーストラリア、ブラジル、アルゼンチンおよびポーランドの全額出資保険会社、日本および香港の合併会社、ならびに中国の事務所が含まれます。取引にはシティグループのアルゼンチン年金事業も含まれます。

2005年8月1日、シティグループは、中間的な銀行持株会社2社であるシティグループ・ホールディングス・カンパニーおよびシティコープを吸収合併しました。

2005年12月1日、当社は、レグメイソン・インク（以下「レグメイソン」といいます。）の証券ブローカー・ディーラー事業、レグメイソンの普通・優先株式22.98億ドル（取引完了日に評価）および現金500百万ドルと引換えに、アセットマネジメント部門の大部分をレグメイソンへ売却することを完了しました。この取引には、シティグループのメキシコにおける資産運用業務、ラテンアメリカにおけるリタイアメント・サービス業務およびシティストリートの合併会社の持分は、含まれていません。同時に、シティグループは、レグメイソンの資本市場部門をスタイフェル・ファイナンシャル・コープに売却しました。かかる取引の完了により、シティグループは、レグメイソンの124支店のファイナンシャル・アドバイザー1,226名を、グローバル・ウェルス・マネジメント部門に迎え入れました。

2006年11月、シティグループは、メキシコの大手長距離通信サービス・プロバイダーであるアバンテルへの投資をアクステルに売却しました。アバンテルへの投資は、当初、2001年のバナメックス買収の一貫としてシティグループが取得したのですが、その後、2005年に持分を追加取得したことで増加しました。

2006年12月17日、シティグループが主導するコンソーシアムは、中国の広東開発銀行（以下「GDB」といいます。）の株式の85.6パーセントを取得しました。シティグループの持分は、GDBの20パーセントでした。

2007年3月1日、当社は、富裕層に対する助言を提供する英国の企業であり、運用資産が109億ドルを上回るクイルターをモルガン・スタンレーから買収しました。

2007年3月1日、シティグループは、ラサール・バンク・コーポレーションとエイビーエヌ・アムロ・バンク・エヌ・ヴィーの子会社であるエイビーエヌ・アムロ・モーゲージ・グループ（以下「AAMG」といいます。）を買収しました。AAMGは、プライム住宅ローンの国内オリジネーターおよびサービサーです。この買収の一環として、シティグループは30億ドルの抵当貸付サービシング権を含む約120億ドルの資産を購入し、結果としてサービシング顧客が約150万名増加しました。

2007年3月5日、シティグループは、中央アメリカで最大のクレジットカード発行会社であるグルポ・フィナンシエロ・ウーノ（以下「GFU」といいます。）およびその関連会社を買収しました。22億ドルの資産を有するGFUの買収により、シティグループのラテンアメリカにおける個人向けフランチャイズは強化され、同地域のクレジットカード事業が強化され、消費者金融およびリテール・バンキング分野の地域における成長の基盤が確立されました。当時、GFUは、100万名を上回る個人顧客を有し、75の支店ならびに100ヶ所を超える小規模支店および販売所からなる販売網を運営していました。

2007年5月1日、シティグループは、英国の大手オンライン金融サービス・プロバイダーのひとつであるエッグ・バンキング・ピーエルシー（以下「エッグ」といいます。）を、プルデンシャル・ピーエルシーから約13.9億ドルで買収する取引を完了しました。エッグはオンラインペイメント、口座統合サービス、クレジットカード、パーソナルローン、貯蓄預金、抵当貸付、保険、投資等の様々な金融商品・サービスを提供しています。

2007年5月11日、シティグループは、グルポ・クスカトランの子会社を15.1億ドル（現金755百万ドルとシティグループ普通株式1,420万株）を対価としてコーポラシオン・ユービーシー・インターナショナル・エス・エーから買収する取引を完了しました。当時、グルポ・クスカトランは総資産54億ドル、貸出総額35億ドル、また預金総額34億ドルを有する中央アメリカの大手金融グループのひとつでした。

2007年7月2日、当社は、オールド・レーン・パートナーズ・エル・ピーおよびオールド・レーン・パートナーズ・ジーピー・エルエルシー（以下「オールド・レーン」といいます。）の買収を完了しました。オールド・レーンはグローバル・マルチストラテジー・ヘッジファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドの運営者であり、運用総資産およびプライベート・エクイティ・コミットメント、約45億ドルを有していました。

2007年7月19日、シティグループとキニエンコは、戦略的パートナーシップを確立するための正式契約を締結しました。これにより、シティグループのチリにおける事業とバンコ・デ・チリの現地の銀行業務の事業基盤が統合され、当時チリの銀行業界においておよそ20パーセントの市場シェアを有していた銀行・金融サービス機関が創設されました。本件取引は2008年1月1日付で完了しました。

2007年8月1日、当社は、バイシス・グループ・インク（以下「バイシス」といいます。）を現金14.7億ドルで買収する取引を完了しました。これに加えて、バイシスの株主は、バイシスからの特別配当の形式で同時に18.2百万ドルを受領しました。シティグループは、バイシスの退職・保険サービス部門をジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシーの関連会社に売却し、その結果、シティグループが負担した当該取引の正味費用は約800百万ドルとなりました。シティグループは、バイシスのファンドサービスおよびオルタナティブ・インベストメントサービスの両事業（ヘッジファンド、ミューチュアルファンド、およびプライベート・エクイティ・ファンド向けの管理サービスを提供しています。）を保有しています。

2007年10月3日、シティグループは、電子証券取引および自己勘定トレーディング大手のオートメーテッド・トレーディング・デスク（以下「ATD」といいます。）を、約680百万ドル（現金102.6百万ドルおよびシティグループ株式約1,117万株）で買収する取引を完了しました。ATDはシティグループのグローバル・エクイティ事業の一部門として営業しており、その買収によりシティグループの機関投資家や証券ブローカー・ディーラー、リテール等の多様な顧客基盤に証券ブローカー・ディーラー顧客のネットワークが加わりました。

2007年12月1日、シティグループは、約427百万ドルを対価とする台湾のバンク・オブ・オーバーシーズ・チャイニーズ（以下「BOOC」といいます。）の買収を完了しました。当時、BOOCは、100万を超える顧客に対し、台湾国内の55支店を通じて、法人向け金融や個人向け、ウェルス・マネジメント向けの幅広い商品・サービスを提供していました。

2007年10月29日、シティグループは、同年11月5日付で当社株式を東京証券取引所に上場することを同取引所に承認されました。

2007年5月9日、日興コーディアルは、シティグループが61パーセントを保有する子会社となりました。シティグループは、その後2007年中に、日興コーディアルの持分の保有割合を約68パーセントまで増加させました。2008年1月29日、シティグループは、未所有であった日興コーディアルの残りの株式を、シティグループの普通株式1億7,500万株（交換条件に基づき約44億ドルで発行）との交換により取得する取引を完了しました。2008年1月29日、日興コーディアルは、シティとの株式交換後、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社の全額出資子会社となりました。

シティグループは、2009年5月1日、主に日興コーディアル証券株式会社により運営されている日本国内の証券業務を株式会社三井住友銀行に、シティにとっての現金価値にて取引総額約79億ドルで売却することで最終合意に至りました。日興シティグループ証券株式会社、日興アセットマネジメント株式会社、および日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社に対するシティの持分は、本取引に含まれていませんでした。本取引は、2009年10月1日に完了しました。

当社は、2009年10月1日、当社が保有する日興アセットマネジメント株式会社（以下「日興アセットマネジメント」といいます。）の全株式持分の住友信託銀行株式会社（以下「住友信託銀行」といいます。）への売却、および日興シティ信託銀行株式会社の野村信託銀行株式会社への売却を完了しました。

2008年12月5日、シティグループは、ドイツのリテール・バンキング事業を、現金52億ユーロを対価としてクレディ・ミュチュエルに売却しました。

2008年7月31日、シティグループは、北米における設備ファイナンス部門であるシティキャピタルの実質的にすべてをGEキャピタルに売却しました。

2008年7月1日、シティグループとステート・ストリート・コーポレーションは、給付金関連のサービス事業を行うシティストリートを、900百万ドルの全額現金取引にてINGグループに売却しました。当該取引は2008年7月1日に完了しました。

2008年、シティグループは、シティグループ・グローバル・サービスズ・リミテッド（以下「CGSL」といいます。）の持分のすべてを約515百万ドルの全額現金対価でタタ・コンサルタンシー・サービスズ・リミテッド（以下「TCS」といいます。）に売却しました。CGSLはシティグループ専属のビジネス・プロセス・アウトソーシング・サービス・プロバイダーで、銀行および証券業務部門の中でのみ業務を行っていました。

2008年12月23日、シティグループは、シティグループ専属のインドを拠点とするテクノロジー・インフラストラクチャー支援およびアプリケーション開発サービス・プロバイダーであるシティ・テクノロジー・サービスズ・リミテッドに対するシティグループの持分のすべてを約127百万ドルの全額現金対価で売却することでウィプロ・リミテッドと合意したと発表しました。当該取引は2009年1月20日に完了しました。

2009年1月13日、シティとモルガン・スタンレーは、モルガン・スタンレーのグローバル・ウェルス・マネジメント・グループと、スミス・バーニー、キルターおよびオーストラリアの個人顧客ネットワークとを統合する合併会社の設立を発表しました。シティは取引完了時に同合併会社の49パーセント持分およびおよそ27億ドルの現金を受け取るのと引換えに、これらの事業の100パーセントを売却しました。この取引は2009年6月1日に完了しました。2012年9月17日、シティは、モルガン・スタンレーが2012年6月1日に購入オプションを行使したモルガン・スタンレー・スミス・バーニー合併会社（以下「MSSB」といいます。）の14パーセントの持分（以下「14パーセント持分」といいます。）をモルガン・スタンレーに売却しました。モルガン・スタンレーは、14パーセント持分の買取価格として現金18.9億ドルをシティに支払いました。またモルガン・スタンレーは、規制当局の承認が得られること条件として、シティが保有するMSSBの持分の残り35パーセントを2015年6月1日までに47.25億ドルの買取価格で購入することに同意しました。

2009年10月9日、シティグループは、フィbro・エルエルシーの持分100パーセントを当該事業の純資産価値にほぼ相当する売却価格でオクシデンタル・ペトロリアム社に売却すると発表しました。当該取引は2009年度第4四半期に完了しました。

2010年3月31日、シティグループは、320.4百万ドルのプライメリカ・インクの新規株式公開を発表しました。当該募集において、約21.4百万株のプライメリカ普通株式が1株あたり15ドルで売却されました。当該公募直後においてシティグループが保有するプライメリカ普通株式の持分は、約40パーセントでした。

2011年11月11日、ソニー・コーポレーション・オブ・アメリカ（マイケル・ジャクソン遺産管理財団と共同）、ムバダラ開発公社、ジンウェル・キャピタル・リミテッド、ブラックストーン・グループのGS0キャピタル・パートナーズ・エルピーおよびデヴィッド・ゲフィン氏からなる出資グループ（以下「出資グループ」といいます。）は、出資グループが総額22億ドルでシティグループの全額出資子会社からEMIミュージック・パブリッシングを買収する最終契約を締結したことを発表しました。

2011年12月28日、シティは標準的な前提条件の充足および規制当局の承認を条件として、ベルギーの個人向けフランチャイズであるシティバンク・ベルギー・エスエーをクレディ・ミュチュエル・ノード・ヨーロッパに売却する最終契約を締結したことを発表しました。売却条件は開示されず、この取引はシティの純利益に重大な影響を与えるものではないとの予想がなされました。当該取引は2012年度第2四半期に完了しました。

2014年12月25日、シティは、日本のリテールバンク事業を株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」）に売却することで最終合意に至りました。本合意により、シティバンク銀行株式会社のリテールバンク事業に係る国内全支店、全ATM、ならびに日本のシティの社員約1,600名を含む全業務が、三井住友銀行の信託銀行子会社に譲渡されます。また、売却にはシティバンク銀行のリテールバンク事業に係る約74万口座および約2.5兆円（210億米ドル相当。為替レート1USD=118.15円）の円・外貨預金が含まれます（いずれも2014年11月30日時点）。本取引の財務条件は、シティにとって重大なものではありません。売却は、関係当局の承認および一般的な取引完了条件を満たすことを前提として、2015年後半に完了する予定です。

日本における活動

(1) シティバンク、エヌ・エイとその子会社

1812年	シティ・バンク・オブ・ニューヨーク設立。
1865年	シティ・バンク・オブ・ニューヨークがザ・ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨークに改称。
1902年	横浜支店が開店。
1923年	東京支店が開店。
1955年	ザ・ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨークがザ・ファースト・ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨークに改称。
1962年	ザ・ファースト・ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨークがファースト・ナショナル・シティ・バンクに名称を短縮。
1968年	銀行持株会社であるザ・ファースト・ナショナル・シティ・コーポレーションが設立され、ファースト・ナショナル・シティ・バンクの単独株主となる。
1974年	ザ・ファースト・ナショナル・シティ・コーポレーションがシティコープに改称。
1976年	ファースト・ナショナル・シティ・バンクがシティバンク、エヌ・エイに改称。
1986年	シティトラスト・アンド・バンキング・コーポレーション（シティトラスト）を設立。
1992年	東京支店が天王洲のシティコープ・センターに移転。
1998年	シティコープとトラベラーズ・グループ・インクが合併してシティグループとなる。
1999年	シティコープ証券会社設立。
2004年	金融庁がシティバンク、エヌ・エイに対してプライベート・バンキング業務に係る営業停止を命ずる行政命令を発令。
2005年	金融庁がシティトラストに対して新規の信託業務の全面停止を命ずる行政命令を発令。
2007年	2007年7月1日、シティバンク、エヌ・エイが行っていた銀行業務を引き継ぎ、日本における現地法人銀行（子会社）であるシティバンク銀行株式会社が業務を開始。
2012年	シティグループが設立200周年、日本において110周年を迎える。

(2) シティグループ証券株式会社およびシティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社

- 1972年 スミス・バーニー東京駐在員事務所を開設。
- 1977年 ソロモン・ブラザーズ・アジア・リミテッドを香港に設立。
- 1980年 ソロモン・ブラザーズ・アジア・インターナショナル東京駐在員事務所を開設。
スミス・バーニー証券会社東京支店に昇格。
- 1982年 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社東京支店開設の認可を取得。
同東京支店での営業を開始し、同時に香港での業務をすべて東京へ移管。
- 1987年 大阪証券取引所遠隔地会員資格を取得。
- 1988年 東京証券取引所正会員としての取引を開始。
大阪証券取引所遠隔地会員として先物取引を開始。
- 1989年 日本国債の引受シンジケート団の常任幹事となる。
大阪証券取引所遠隔地会員としてオプション取引を開始。
東京金融先物取引所清算会員として取引を開始。
名古屋証券取引所特別参加者として取引を開始。
- 1991年 大阪証券取引所正会員として大阪支店での業務を開始。
- 1997年 ソロモン・ブラザーズ・アジア・リミテッド東京支店（英領ケイマン諸島法人）として業務を開始。
- 1998年 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社はスミス・バーニー証券会社東京支店の営業のすべてを譲受け、ソロモン・スミス・バーニー証券会社に社名変更。
- 1999年 日興証券株式会社のホールセール部門、リサーチ部門、インベストメント・バンキング部門の営業を譲受け、社名を日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社に変更。
名古屋支店の営業を開始。
名古屋証券取引所正会員としての取引を開始。
- 2003年 日興シティグループ証券株式会社に商号を変更。
- 2005年 2005年12月13日、シティグループと日興コーディアルは、シティグループが日興コーディアルの持分を約11.2パーセントから4.9パーセントに引き下げることに関し合意。シティグループが日興コーディアルの持分を引き下げたことに関連して、日興コーディアルとシティグループは、合併会社である日興シティグループ証券株式会社にそれぞれ約175百万ドルを追加出資。
- 2008年 株式交換の結果、日興コーディアルは、シティグループの全額出資子会社となる。
2008年5月1日、日興コーディアルは、シティグループの直接の完全子会社であるシティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社と合併し、存続会社は、日興シティホールディングス株式会社に商号を変更。
- 2009年 日興シティホールディングス株式会社による、日興コーディアル証券株式会社の株式会社三井住友銀行への売却を完了。
日興シティホールディングス株式会社がシティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社に社名変更。
日興シティグループ証券株式会社がシティグループ証券株式会社に社名変更。

3 【事業の内容】

(1) シティグループの目的

当社の目的は、デラウェア法に基づき従事することができる一切の合法的な活動を行うことです。

(2) 事業の内容

シティグループの歴史は、1812年のシティバンク・オブ・ニューヨーク設立まで遡ります。シティグループの前身の会社は、1988年にデラウェア州法に準拠して設立されました。何年にもわたる一連の取引の後、シティコープとトラベラーズ・グループ・インクの合併により、シティグループ・インクが1998年に設立されました。

シティグループは、個人、法人、政府および団体を対象として、個人向け銀行業務やカードビジネス、法人・投資銀行業務、証券業務、トレード・アンド・セキュリティーズ・サービス、ウェルス・マネジメントの分野において、幅広い金融商品およびサービスを提供する、グローバルな総合金融持株会社です。シティは、世界160以上の国と地域に、約2億の顧客口座を有しています。

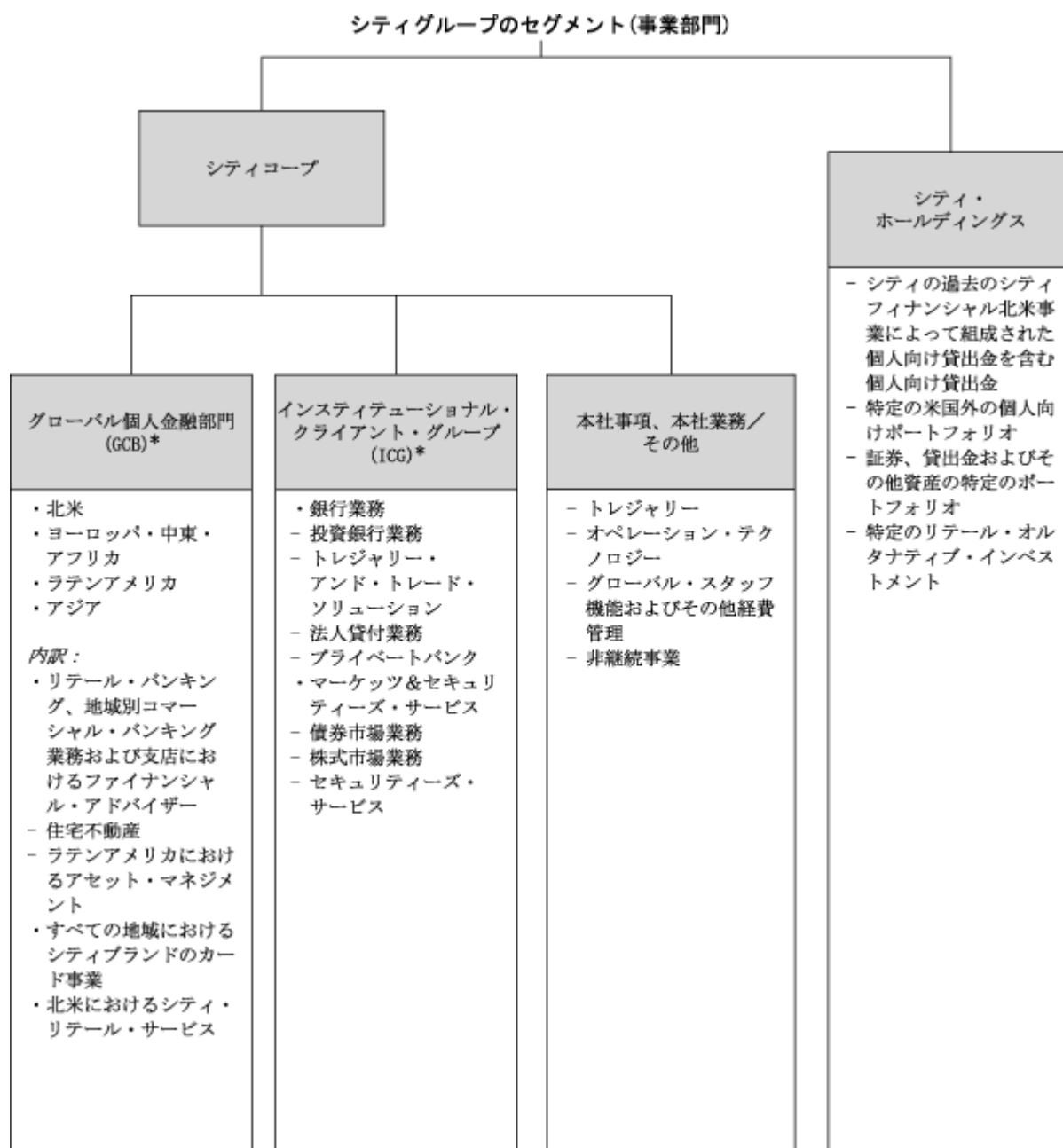
シティの常勤従業員は、2013年12月31日時点で約251,000名であったのに対し、2014年12月31日時点では約241,000名でした。

シティグループは現在、業務報告上、シティのグローバル個人金融部門およびインスティテューショナル・クライアント・グループから構成されるシティコープと、シティコープの主要な中核事業ではないとシティグループが判断した事業および資産ポートフォリオから構成されるシティ・ホールディングスの、2つの主要なセグメント（事業部門）を通じて経営されています。事業部門ならびにそれらの事業部門によって提供される商品およびサービスの詳細については、下記「シティグループのセグメント（事業部門）」、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」の「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記3をご参照ください。

シティグループに関するさらなる情報は、シティのウェブサイト（www.citigroup.com）において入手することができます。シティグループの最近の年次報告書フォーム10-K、四半期報告書フォーム10-Q（これらを更新するために提出されたフォーム8-Kによる報告書がもしあれば、それを含みます。）および議決権代理行使参考書類、ならびにその他の米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）への提出書類は、シティのウェブサイトの「投資家（Investors）」のページで「すべてのSEC提出書類（All SEC Filings）」をクリックすることにより無料で入手することができます。SECのウェブサイト（www.sec.gov）にも、シティに関する最新の報告書、説明書類ならびにその他の情報が掲載されています。

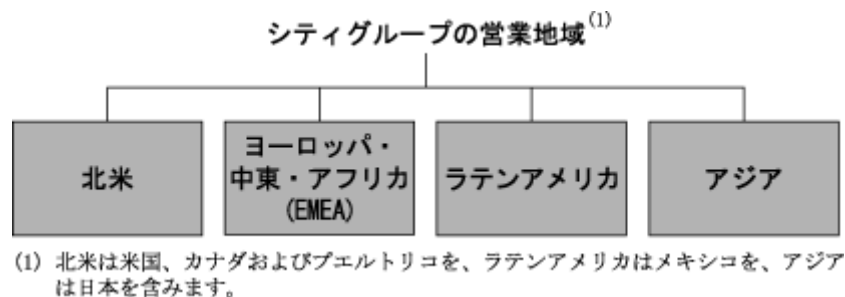
過去の期間の財務諸表には、当期の表示と一致させるために、一定の事業の組織再編を含む一定の組替えが行われています。最近行われたかかる組替えの詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記3をご参照ください。

上記のとおり、シティグループは、以下のセグメントに沿って管理されています。



※ 従前発表したとおり、シティグループは、グローバル個人金融部門（GCB）の11ヵ国における個人向け事業および韓国における消費者金融事業ならびにインスティテューショナル・クライアント・グループ（ICG）の特定の事業から撤退する予定です。これらの事業は、2015年度第1四半期からシティ・ホールディングスの一部として計上されます。詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」－「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」－「エグゼクティブ・サマリー」ならびに「シティコープ」－「グローバル個人金融部門」および「インスティテューショナル・クライアント・グループ」のほか、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記3および17をご参照ください。

以下は、シティグループが事業を営んでいる4地域です。地域別業績は、上記のセグメント別業績にすべて反映されています。



4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

当社に親会社はありません。

(2) 主要な子会社⁽¹⁾

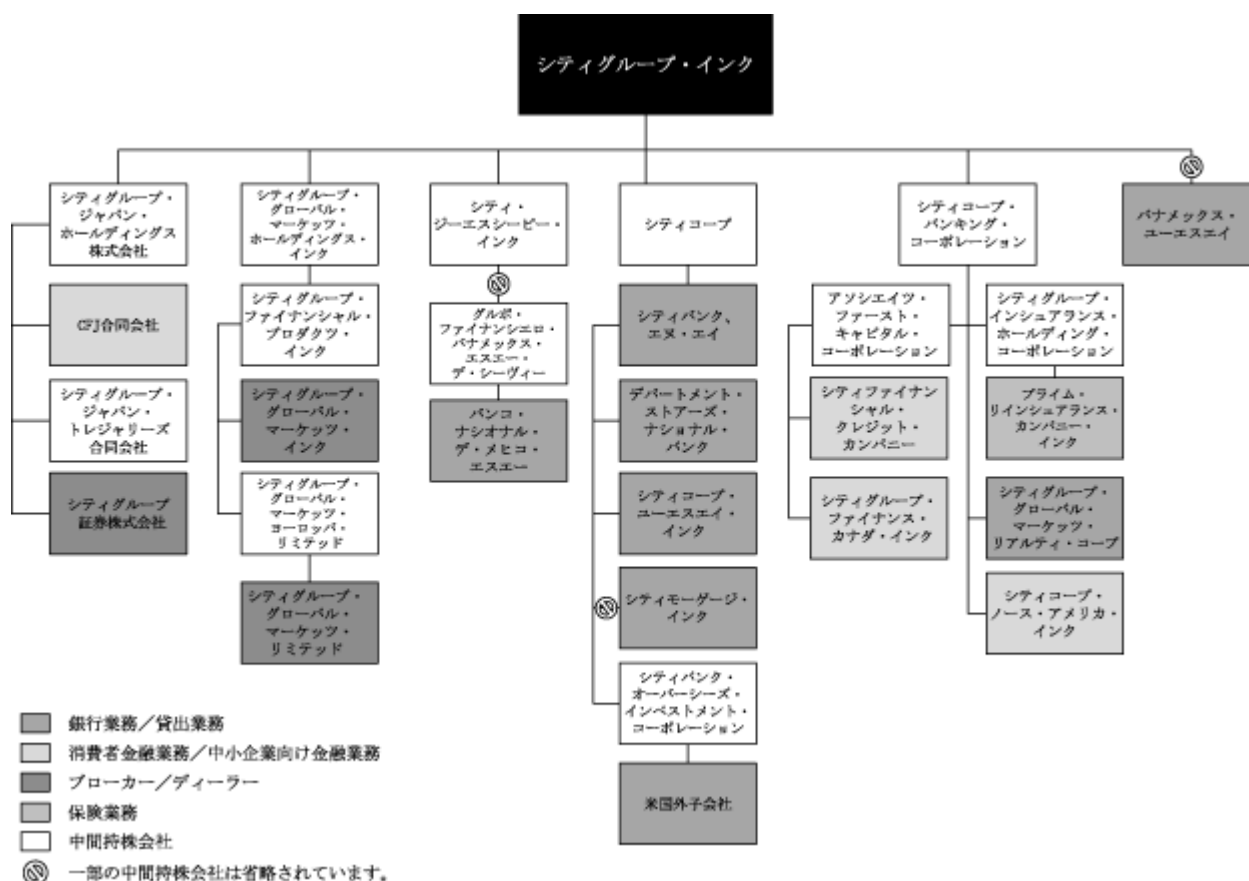
(2014年12月31日現在)

名称	シティバンク、エヌ・エイ	シティグループ・グローバル・マー ケッツ・ホールディングス・インク
所在地	ニューヨーク州 ニューヨーク	ニューヨーク州 ニューヨーク
設立準拠地	米国	ニューヨーク州
資本金額 (百万ドル)	751(株主持分：210,534)	なし(株主持分：17,952)
関係会社の議決権に対する提出会 社の所有割合(%)	100 (間接保有)	100 (直接保有)
業務内容	銀行	持株会社－証券
連結財務諸表の総売上高に占める 売上高の割合(%)	72.6	11
最近5事業年度における有価証券 報告書または有価証券届出書の提 出の有無	なし	あり

(注1) シティグループはすべての子会社に関して資本金額等の詳細な情報を公表してはいません。

(注2) 以下はシティグループの組織図です。

シティグループ組織図 (2014年12月現在)



5 【従業員の状況】

2014年12月31日現在、シティの常勤従業員は約241,000名でした。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析

エグゼクティブ・サマリー

概観

引き続き厳しい経営環境に置かれていたものの、業務執行上の優先事項は確実に進展

本書全体を通じて詳述するとおり、シティの2014年度の業績は、以下の点を含むいくつかの観点から、シティとその事業が、引き続き厳しい経営環境に置かれていたことを示しています。

- ・ 当年度下半期に顕著であった、市場、取引環境および顧客活動におけるマクロ経済の不確実性の影響
- ・ 従前からの重大な争訟問題を解決したこと、および未解決の法的問題に引き続き取り組んだことにより発生した多額の和解関連費用
- ・ 世界経済成長の不均衡
- ・ 低金利環境の継続

加えて、業務執行上の優先事項である効率性の向上および費用削減の一環として、シティが当年度中に支出した事業再編費用が増加したことも、2014年度の経営成績に影響を与えました。

これらの決断や問題が困難なものであったにもかかわらず、シティは、2014年度において以下の点を含む業務執行上の優先事項を引き続き進展させました。

- ・ 効率的な資源配分および統制のとれた費用管理 — 上記のとおり、シティは、生産性の向上のみならず、組織の簡素化および合理化に引き続き取り組みました。これらの取組みの一環として、シティは、グローバル個人金融部門（以下「GCB」といいます。）における一定の米国外市場の個人向け事業から撤退し、また、インスティテューショナル・クライアント・グループ（以下「ICG」といいます。）における一定の事業から撤退することにより、規模が最も大きく、成長の見込みがあり、かつ株主に有意義なりターンを見込める市場および事業に注力する戦略を発表しました。

- ・ シティ・ホールディングスの段階的縮小 — シティ・ホールディングスの資産を2013年度末から190億ドル（16パーセント）圧縮する等、シティは引き続き、シティ・ホールディングスを段階的に縮小させました。
- ・ 繰延税金資産（以下「DTA」といいます。）の活用 — シティは、2014年度中、約33億ドルのDTAを活用しました（詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「重要な会計方針および重要な見積り」－「法人税等」をご参照ください。）。

シティは、2014年度においてこれらの取組みを進展させましたが、2015年度の経営環境は依然として厳しいものと予想しています。規制上の変更および規制上の要件は、引き続きシティとその事業に不確実性をもたらしています。米国経済は引き続き回復していますが、依然として、世界各地で生じる事象や不安定さによる影響を受けやすい状態となっています。いくつかのヨーロッパ諸国の経済状況および財政状況は脆弱なままであり、当該地域の地理的・政治的な緊張により不確実性は増しています。新興市場経済の多くが成長を続けてはいますが、そのうちのいくつかの市場では成長が鈍化しており、これらの経済もまた外部のマクロ経済的な事象や問題による影響を受けやすい状態となっています。金融機関に対して行われる法的手続および規制上の手続の頻度、ならびにこれらの手続で求められる是正措置の厳しさは、2014年度を含むこの数年間に著しく増大しました。また、金融機関は、依然増加し続けるサイバー攻撃の標的となっています。2015年度におけるシティの事業、経営成績および財政状態に影響を及ぼし得るこれらのリスクおよびその他のリスクのより詳細な議論については、それぞれの事業部門の業績、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「リスク要因」および「グローバル・リスクの管理」をご参照ください。

シティは、2015年度の経営環境に影響を及ぼし得るこれらの要因およびその他の要因を完全にコントロールできない可能性があります。引き続き、上記の業務執行上の優先事項に注力し、シティコープの営業費用比率およびシティグループの資産利益率における2015年度の財務目標の達成に向けて尽力します。

2014年度の業績の概要

シティグループ

シティグループは、73億ドル（希薄化後1株当たり2.20ドル）の当期利益を計上しました。これに対し、2013年度の当期利益は137億ドル（希薄化後1株当たり4.35ドル）でした。シティの業績には、マイナス390百万ドル（税引後マイナス240百万ドル）の信用評価調整（以下「CVA」といいます。）／負債評価調整（以下「DVA」といいます。）が含まれていました。これに対し、2013年度はマイナス342百万ドル（税引後マイナス213百万ドル）でした（2014年度におけるシティの資金調達評価調整（以下「FVA」といいます。）の適用等の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記25をご参照ください。）。シティの2014年度の業績には、2014年7月に発表された住宅ローン担保証券等に関する和解（一定のシティの過去の住宅ローン担保証券およびCDO取引に関するもの）に関連し、シティ・ホールディングスにおいて計上された38億ドル（税引後37億ドル）の費用も含まれていました。2014年度の業績には、さらに、2つの州で施行された法人税制改革に関連する約210百万ドルの税務費用も含まれています。これに対して、2013年度は、一定の税務監査項目の処理に関連する176百万ドルの税効果が含まれていました（いずれも、本社事項、本社業務／その他に計上されています。）。加えて、シティの2013年度の業績には、ICGに計上されたメキシコの不正に係る正味損失360百万ドル（税引後235百万ドル）ならびにブラジルにおけるクレジットカード事業（シティバンクブランドではないシティのカードおよび消費者金融事業）の売却に関連し、本社事項、本社業務／その他において計上された189百万ドルの税引後利益が含まれていました。

これらの項目を除くと、シティは、2014年度において115億ドル（希薄化後1株当たり3.55ドル）の当期利益を計上しました。これに対し、前年度の当期利益は138億ドル（希薄化後1株当たり4.37ドル）でした。当期利益が2013年度から16パーセント減少したのは、費用の増加、正味貸倒引当金戻入額の減少および主に当年度中に発生した損金不算入の法務関連費用に起因する実効税率の上昇（詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記9をご参照ください。）によるものですが、シティ・ホールディングスにおける収益の増加および正味貸倒損失の減少により一部相殺されました。（CVA/DVA、住宅ローン担保証券等に関する和解、税務項目、不正に係る正味損失およびクレジットカード事業の売却の影響を除くシティの経営成績は、非GAAP財務指標です。シティは、これらの影響を除いた経営成績を示すことが、その事業の基礎に関するより有益な情報を投資家に提供するものと考えています。）

2014年度におけるシティの支払利息控除後収益は769億ドルで、前年度から1パーセント増加しました。CVA/DVAの影響を除くと、収益は773億ドルで、同様に2013年度から1パーセント増加しました。これは、シティ・ホールディングスの収益が28パーセント増加したためですが、シティコープにおける収益が1パーセント減少したことにより一部相殺されました。純利息収益は480億ドルで、2013年度から3パーセントの増加でした。これは、主として資金調達費用の減少によるものです。CVA/DVAの影響を除くと、利息以外の収益は293億ドルで、2013年度から2パーセントの減少でした。これは、シティコープにおけるICGおよびGCBの収益の減少によるものですが、シティ・ホールディングスにおける利息以外の収益の増加により一部相殺されています。

費用

シティグループの費用は、2013年度から14パーセント増加して551億ドルとなりました。2014年度における住宅ローン担保証券等に関する和解の影響および2013年度における不正に係る正味損失を除くと、営業費用は、前年比で7パーセント増加し、513億ドルとなりました。これは、法務関連費用の増加（前年度の30億ドルに対して58億ドルでした。）および事業再編費用の増加（前年度の590百万ドルに対して16億ドルでした。）によるものです。

法務関連費用、2013年度における不正に係る正味損失、事業再編費用および決算報告のための米ドルへの為替換算（以下「外貨換算」といいます。）（これによって2014年度における費用の報告値は、2013年度に比べて約503百万ドル減少しました。）の影響を除くと、費用は、439億ドルでほぼ横ばいでした。これは、事業再編による節減効果、シティ・ホールディングスにおける費用削減およびその他の生産性向上の取組みが、規制および法令遵守に係る費用の増加ならびに取引高の増加に関連する費用の増加の影響により完全に相殺されたことによるものです（法務関連費用、事業再編費用および外貨換算の影響を除くシティの経営成績は、非GAAP財務指標です。シティは、これらの影響を除いた経営成績を示すことが、投資家に対してシティの事業の基礎に関するより有益な情報を提供するものと考えています。）。

2013年度における不正に係る正味損失の影響を除くと、シティコープの費用は473億ドルで、前年度から12パーセント増加しました。これは、主に本社事項、本社業務／その他における法務関連費用の増加（2013年度の432百万ドルに対して48億ドルでした。）、事業再編費用の増加（2013年度の547百万ドルに対して16億ドルでした。）、規制および法令遵守に係る費用の増加、ならびに取引高の増加に関連する費用の増加を反映したものです。効率性の向上により一部相殺されました。2014年度の住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、シティ・ホールディングスの費用は、2013年度から34パーセント減少して40億ドルとなりました。これには、法務関連費用の減少およびシティ・ホールディングスの資産が引き続き圧縮されたことが反映されています。

与信費用および貸倒引当金

シティの貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額の合計は、2013年度から12パーセント減少して75億ドルとなりました。2014年度の住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額の合計は、前年度から13パーセント減少して74億ドルとなりました。正味貸倒損失は90億ドルで、前年比14パーセント減でした。個人向け正味貸倒損失は15パーセント減少して87億ドルとなりました。これは、シティ・ホールディングスの北米における住宅ローン・ポートフォリオならびにシティコープの北米におけるシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの継続的改善を反映したものでした。法人向け正味貸倒損失は、2014年度は43パーセント増加して288百万ドルとなりました。2014年度における法人向け正味貸倒損失には、メキシコにおけるペメックス・サプライヤー・プログラムの問題に関連して追加計上された正味貸倒損失約113百万ドルが含まれています（ペメックス・サプライヤー・プログラムの問題の詳細については、下記「シティコープ」－「インスティテューショナル・クライアント・グループ」をご参照ください。）。

2014年度の貸倒引当金および未実行貸出約定に関する引当金の正味戻入額は、23億ドルでした。2014年度の住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、2014年度の貸倒引当金および未実行貸出約定に関する引当金の正味戻入額は、前年度の28億ドルに対して24億ドルでした。シティコプの引当金の正味戻入額は、2013年度の736百万ドルから14億ドルに増加しました。これは、与信動向の改善を反映して、北米GCBおよびICGにおける引当金戻入額が増加したことによるものです。2014年度の住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、シティ・ホールディングスの引当金の正味戻入額は、53パーセント減少して958百万ドルとなりました。これは主として、北米における住宅ローン・ポートフォリオに関連する戻入額の減少によるものでした（また、正味貸倒損失も減少しました。）。

シティグループの貸倒引当金合計は、当年度末現在160億ドル（貸出金合計の2.50パーセント）でした。これに対し、2013年度末現在は196億ドル（貸出金合計の2.97パーセント）でした。貸倒引当金合計の減少は、引き続き行われたシティ・ホールディングスの段階的縮小およびシティの貸出金ポートフォリオにおける継続的な与信の質が全体的に改善したことを反映したものでした。個人向けの貸倒引当金は、当年度末現在136億ドル（個人向け貸出金合計の3.68パーセント）でした。これに対し、2013年度末現在は171億ドル（貸出金合計の4.34パーセント）でした。個人向け貸出金の90日以上延滞額は、当年度末現在46億ドル（個人向け貸出金の1.27パーセント）で、前年度の57億ドル（貸出金の1.49パーセント）から減少しました。不稼働資産合計は、2013年度から22パーセント減少して、74億ドルでした。法人向け未収利息非計上貸出金は38パーセント減少して12億ドル、個人向け未収利息非計上貸出金は17パーセント減少して59億ドルでした。これらはいずれも、与信動向の継続的な改善を反映したものでした。

資本

2014年度における厳しい経営環境および法務関連費用の上昇にもかかわらず、シティは、主に、当期利益の計上およびDTAの追加削減により、規制資本を維持できました。シティグループのバーゼルIII Tier 1 資本比率および普通株式等Tier 1 資本比率（完全実施基準）は、2014年12月31日現在、それぞれ11.5パーセントおよび10.6パーセントでした。これに対し、2013年12月31日現在では、それぞれ、11.3パーセントおよび10.6パーセントでした（すべて、先進的アプローチに基づいてリスク加重資産を確定しています。）。シティグループのバーゼルIIIにおける補完的指標としてのレバレッジ比率の試算は、2014年12月31日現在、6.0パーセントでした。これに対し、2013年12月31日現在は5.4パーセントでした。これらはいずれも、米国のバーゼルIII最終規則の修正版に基づいています。シティの自己資本比率および関連する構成要素の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「資本の源泉」をご参照ください。

シティコープ

シティコープの当期利益は、前年度から32パーセント減少して107億ドルとなりました。2014年度においてICGに計上されたCVA/DVAは、マイナス343百万ドル（税引後マイナス211百万ドル）でした。これに対し、前年度はマイナス345百万ドル（税引後マイナス214百万ドル）でした（ICGにおける業務毎のCVA/DVAの概要については、下記「シティコープ」－「インスティテューショナル・クライアント・グループ」をご参照ください。）。

CVA/DVA、メキシコにおける不正に係る正味損失、税務項目および上記のクレディカード事業の売却の影響を除くと、シティコープの当期利益は111億ドルで、前年度からは29パーセントの減少でした。これは、費用の増加、実効税率の上昇および収益の減少によるものですが、与信費用の継続的な改善によって一部相殺されました。

シティコープの支払利息控除後収益は、前年度から1パーセント減少して、711億ドルとなりました。CVA/DVAの影響を除くと、2014年度のシティコープの収益は714億ドルで、同様に前年度から1パーセント減少しました。GCBの収益は、前年度から1パーセント減少して、378億ドルとなりました。北米GCBの収益は、1パーセント減少して、196億ドルとなりました。これは、リテール・バンキングの収益が減少したことによるものですが、シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの収益の増加により一部相殺されました。リテール・バンキングの収益は、前年度から9パーセント減少して、49億ドルとなりました。これは、主に、住宅ローン組成による収益の減少および預金ポートフォリオにおけるスプレッドの縮小を反映していますが、取引高の増加による収益の増加および当年度中の支店売却益により一部相殺されました。シティブランドのカードの収益は83億ドルで、前年度より1パーセント増加しました。これは、取扱高が増加したこと、および優遇措置としての一時的な利率の貸出金残高の減少によるスプレッドの改善が、平均貸出金の減少の影響をほとんど相殺したことによるものです。シティ・リテール・サービスの収益は、4パーセント増加して65億ドルとなりました。これは主として、2013年9月のベストバイ社のポートフォリオ買収による影響を反映しているものですが、利回りの上昇および与信の改善ならびにそれによる契約パートナーへの支払の増加を主要因とした手数料収益の減少の継続により、一部相殺されました。北米GCBの平均預金残高は、前年度比3パーセント増の1,710億ドル、平均個人向け貸出金は9パーセント増の460億ドルでした。平均カードローンは前年比2パーセント増の1,100億ドル、取扱高は前年比5パーセント増の2,520億ドルでした。2014年度における北米GCBの業績の詳細については、下記「シティコープ」－「グローバル個人金融部門」－「グローバル個人金融部門－北米」をご参照ください。

米国外GCBの収益（ヨーロッパ・中東・アフリカGCB、ラテンアメリカGCBおよびアジアGCBで構成されます。）は、前年度から2パーセント減少して、181億ドルとなりました。外貨換算の影響を除くと、米国外GCBの収益は前年度から2パーセント増加しました。これは、ラテンアメリカGCBにおいて収益が4パーセント増加したことおよびアジアGCBにおいて収益が1パーセント増加したことによるものですが、ヨーロッパ・中東・アフリカGCBにおける収益が1パーセント減少したことにより一部相殺されました（ヨーロッパ・中東・アフリカGCB、ラテンアメリカGCBおよびアジアGCBそれぞれの2014年度の業績への外貨換算の影響については、下記の各々の事業部門の業績に関する検討とともに掲載された表をご参照ください。）。外貨換算の影響を除くと、この米国外GCBの収益の増加は、主としてすべての地域における取引高の増加を反映したのですが、スプレッドの縮小、規制上の変更の継続的な影響および韓国におけるシティの事業基盤の再編、ならびに2013年度のヨーロッパ・中東・アフリカGCBにおける市場撤退の影響により一部相殺されました。2014年度におけるヨーロッパ・中東・アフリカGCB、ラテンアメリカGCBおよびアジアGCBの業績の詳細については、下記「シティコープ」－「グローバル個人金融部門」をご参照ください。前年比で、米国外GCBの平均預金残高は2パーセント増、平均個人向け貸出金は7パーセント増、投資商品の販売高は8パーセント増、平均カードローンは2パーセント増、カード取扱高は5パーセント増となりました。これらはすべて前年同期のクレジットカード事業の売却による影響および外貨換算の影響を除いたものです。

ICGの収益は、2014年度は333億ドルで、前年度から1パーセント減少しました。CVA/DVAの影響を除くと、ICGの収益は336億ドルで、同様に前年度から1パーセント減少しました。銀行業務の収益は、CVA/DVAの影響および法人貸付業務における未収利息計上貸出金のヘッジに係る時価評価利益／（損失）の影響（下記をご参照ください。）を除くと、前年度から5パーセント増加して170億ドルでした。これは、主として投資銀行業務、法人貸付業務およびプライベートバンク業務の収益の増加を反映しています。投資銀行業務の収益は、前年度から7パーセント増加しました。これは、アドバイザリー業務の収益が11パーセント増加して949百万ドルとなったこと、および株式引受の収益が18パーセント増加して12億ドルとなったことによるものです。債券引受の収益は、2013年度から概ね横ばいで25億ドルでした。プライベートバンク業務の収益は、CVA/DVAの影響を除くと、前年度から7パーセントの増加で27億ドルとなりました。これは、対顧客取引の増加ならびに投資商品およびキャピタル・マーケット商品における増収によるものですが、スプレッドの縮小により一部相殺されました。法人貸付業務の収益は、52パーセント増加して19億ドルとなりました。これには、未収利息計上貸出金のヘッジに係る時価評価利益116百万ドル（前年度は287百万ドルの損失）が含まれています。両期における未収利息計上貸出金のヘッジに係る時価評価の影響を除くと、法人貸付業務の収益は、前年度から15パーセント増加して17億ドルとなりました。これは主として、平均貸出金の増加および資金調達費用の改善を反映しています。トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションの収益は、前年度から1パーセント増加して79億ドルとなりました。これは、取引高および手数料の増加が、世界的にスプレッドが縮小した影響によりほとんど相殺されたためでした。

マーケット&セキュリティーズ・サービスの収益は、CVA/DVAの影響を除くと、前年度から8パーセント減少して165億ドルとなりました。債券市場業務の収益は、CVA/DVAの影響を除くと、前年度から11パーセント減少して118億ドルとなりました。これは、取引状況が厳しかったために金利・通貨関連業務、金融市場および地方債が全体的に低調であったことを反映したのですが、証券化商品およびコモディティの収益の増加により一部相殺されました。2013年度上半期には世界的な量的金融緩和の影響により一部牽引され、金利・通貨関連業務が好業績をあげました。株式市場業務の収益は、CVA/DVAの影響を除くと、前年度から1パーセント減少して28億ドルとなりました。これは、主に、ヨーロッパにおけるボラティリティによってヨーロッパ・中東・アフリカにおける現物株式業務が低迷したことを反映したのですが、プライム・ファイナンス業務が好調であったことにより一部相殺されました。セキュリティーズ・サービスの収益は、前年度から3パーセント増加して23億ドルとなりました。これは主として、取引高、管理資産および全般的な顧客の取引が増加したことによるものです。2014年度におけるICGの業績の詳細については、下記「シティコープ」－「インスティテューショナル・クライアント・グループ」をご参照ください。

本社事項、本社業務／その他の収益は、前年度の121百万ドルから47百万ドルに減少しました。これは主として、売却可能有価証券の売却およびヘッジ取引による収益の減少によるものです。2014年度における本社事項、本社業務／その他の業績の詳細については、下記「シティコープ」－「本社事項、本社業務／その他」をご参照ください。

シティコープの期末貸出金は、ほぼ横ばいの5,720億ドルでした。法人向け貸出金は1パーセント増加しましたが、個人向け貸出金が2パーセント減少したことにより相殺されました。外貨換算の影響を除くと、シティコープの貸出金は、3パーセント増加しました。そのうち法人向け貸出金は4パーセント増加し、個人向け貸出金は2パーセント増加しました。

シティ・ホールディングス

シティ・ホールディングスの当期損失は、2014年度は34億ドルでした。これに対し、2013年度の当期損失は19億ドルでした。2014年度のCVA/DVAは、マイナス47百万ドル（税引後マイナス29百万ドル）でした。これに対し、前年度はプラス3百万ドル（税引後プラス1百万ドル）でした。CVA/DVAおよび2014年度の住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、シティ・ホールディングスの当期利益は385百万ドルでした。これは、費用の減少、収益の増加および正味貸倒損失の減少を反映したのですが、正味貸倒引当金戻入額の減少により一部相殺されました。

シティ・ホールディングスの収益は、前年度から27パーセント増加して58億ドルとなりました。CVA/DVAの影響を除くと、シティ・ホールディングスの収益は、前年度から28パーセント増加して、59億ドルとなりました。純利息収益は、前年比で11パーセント増加して35億ドルとなりました。これは、主に資金調達費用の減少によるものです。利息以外の収益は、CVA/DVAの影響を除くと、前年度から68パーセント増加して23億ドルとなりました。これは、主として資産売却益の増加ならびに表明および保証に係る請求による買戻しに対する引当金繰入額が2014年度はなかったことによるものです。2014年度におけるシティ・ホールディングスの業績の詳細については、下記「シティ・ホールディングス」をご参照ください。

シティ・ホールディングスの資産は、前年度から16パーセント減少して980億ドルで、当年度末現在、シティのGAAP資産の合計の約5パーセントおよびバーゼルⅢに基づくシティのリスク加重資産（リスク加重資産の確定は、先進的アプローチに基づき行われました。）の約14パーセントを占めていました。

[次へ](#)

セグメント別および事業部門別にみた利益（損失）および収益

以下の表は、シティグループの利益（損失）および収益を、セグメント別および事業部門別に示したものです。

なお、上記「第一部 企業情報、第2 企業の概況、1 主要な経営指標等の推移」－「連結財務情報」に記載したとおり、セグメント別および事業部門別にみた利益（損失）および収益は、2015年度第1四半期に行われた一定の事業の組織再編を含む一定の組替えおよび会計方針の変更を反映するために、2015年5月27日付報告書フォーム8-Kによって更新されております。更新後のセグメント別および事業部門別にみた利益（損失）および収益については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、3 その他、(1) 決算日後の状況」をご参照ください。

シティグループの利益

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)				変動率(%)	変動率(%)
	2014年度	2013年度	2012年度	2014年度／ 2013年度	2013年度／ 2012年度
継続事業からの利益（損失）					
シティコープ					
グローバル個人金融部門					
北米	\$ 4,421	\$ 3,910	\$ 4,564	13 %	(14) %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	(7)	35	(61)	NM	NM
ラテンアメリカ	1,204	1,337	1,382	(10)	(3)
アジア	1,320	1,481	1,712	(11)	(13)
合計	\$ 6,938	\$ 6,763	\$ 7,597	3 %	(11) %
インスティテューショナル・クライアント・グループ					
北米	\$ 3,896	\$ 3,143	\$ 1,598	24 %	97 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	1,984	2,432	2,467	(18)	(1)
ラテンアメリカ	1,337	1,628	1,879	(18)	(13)
アジア	2,304	2,211	1,890	4	17
合計	\$ 9,521	\$ 9,414	\$ 7,834	1 %	20 %
本社事項、本社業務／その他	\$ (5,593)	\$ (630)	\$ (1,048)	NM	40 %
シティコープ合計	\$ 10,866	\$ 15,547	\$ 14,383	(30) %	8 %
シティ・ホールディングス	\$ (3,366)	\$ (1,917)	\$ (6,565)	(76) %	71 %
継続事業からの利益	\$ 7,500	\$ 13,630	\$ 7,818	(45) %	74 %
非継続事業	\$ (2)	\$ 270	\$ (58)	NM	NM
非支配持分に帰属する当期利益	185	227	219	(19) %	4 %
シティグループ当期利益	\$ 7,313	\$ 13,673	\$ 7,541	(47) %	81 %

NM：重要ではありません。

シティグループの収益

				変動率(%)	変動率(%)
(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)	2014年度	2013年度	2012年度	2014年度／ 2013年度	2013年度／ 2012年度
シティコープ					
グローバル個人金融部門					
北米	\$ 19,645	\$ 19,776	\$ 20,950	(1)%	(6)%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	1,358	1,449	1,485	(6)	(2)
ラテンアメリカ	9,204	9,316	8,742	(1)	7
アジア	7,546	7,624	7,928	(1)	(4)
合計	\$ 37,753	\$ 38,165	\$ 39,105	(1)%	(2)%
インスティテューショナル・クライアント・グループ					
北米	\$ 12,345	\$ 11,473	\$ 8,973	8 %	28 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	9,513	10,020	9,977	(5)	-
ラテンアメリカ	4,237	4,692	4,710	(10)	-
アジア	7,172	7,382	7,102	(3)	4
合計	\$ 33,267	\$ 33,567	\$ 30,762	(1)%	9 %
本社事項、本社業務／その他	\$ 47	\$ 121	\$ 128	(61)%	(5)%
シティコープ合計	\$ 71,067	\$ 71,853	\$ 69,995	(1)%	3 %
シティ・ホールディングス	\$ 5,815	\$ 4,566	\$ (805)	27 %	NM
シティグループ純収益合計	\$ 76,882	\$ 76,419	\$ 69,190	1 %	10 %

NM：重要ではありません。

[次へ](#)

シティコープ

シティコープは、個人顧客および法人顧客を対象とした、シティグループのグローバル・バンクであり、シティの中核的な事業基盤です。シティコープは、クラス最高の商品とサービスを顧客に提供すること、およびシティグループの比類のない、世界中の新興経済国の多くを含むグローバル・ネットワークを活用することに、重点的に取り組んでいます。シティコープは、約100ヶ国に、かつ、その多くは100年以上にわたって、実際に拠点をもち、160を超える国および地域でサービスを提供しています。シティは、このグローバル・ネットワークが、大規模かつ多国籍にわたる顧客の金融サービスに対する幅広いニーズに応えるため、また世界中の個人、プライベート・バンキング、法人、公共部門および機関投資家の顧客のニーズを満たすための、強力な基盤になっていると考えています。

シティコープは、以下の事業部門、すなわち、グローバル個人金融部門（北米、ヨーロッパ・中東・アフリカ、ラテンアメリカおよびアジアにおける個人金融部門で構成されます。）およびインスティテュショナル・クライアント・グループ（銀行業務およびマーケットツ&セキュリティーズ・サービスが含まれます。）により構成されています。シティコープには、本社事項、本社業務／その他も含まれます。2014年12月31日現在、シティコープが保有する資産は1.7兆ドル、預金残高は8,890億ドルで、それぞれ、シティの資産合計の95パーセント、シティの預金残高合計の99パーセントを占めていました。

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)	2014年度	2013年度	2012年度	変動率(%) 2014年度／ 2013年度	変動率(%) 2013年度／ 2012年度
純利息収益	\$ 44,452	\$ 43,609	\$ 44,067	2 %	(1) %
利息以外の収益	26,615	28,244	25,928	(6)	9
支払利息控除後収益合計	\$ 71,067	\$ 71,853	\$ 69,995	(1) %	3 %
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額					
正味貸倒損失	\$ 7,327	\$ 7,393	\$ 8,389	(1) %	(12) %
貸倒引当金繰入額（戻入額）	(1,252)	(826)	(2,222)	(52)	63
貸倒引当金繰入額	\$ 6,075	\$ 6,567	\$ 6,167	(7) %	6 %
保険給付準備金繰入額	199	212	236	(6)	(10)
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額	(152)	90	40	NM	NM
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額合計	\$ 6,122	\$ 6,869	\$ 6,443	(11) %	7 %
営業費用合計	\$ 47,336	\$ 42,438	\$ 44,773	12 %	(5) %
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 17,609	\$ 22,546	\$ 18,779	(22) %	20 %
法人税等	6,743	6,999	4,396	(4)	59
継続事業からの利益	\$ 10,866	\$ 15,547	\$ 14,383	(30) %	8 %
法人税等控除後の非継続事業からの利益（損失）	(2)	270	(58)	NM	NM
非支配持分	181	211	216	(14)	(2)
当期利益	\$ 10,683	\$ 15,606	\$ 14,109	(32) %	11 %
貸借対照表データ（単位：十億ドル）					
期末資産合計	\$ 1,745	\$ 1,763	\$ 1,709	(1) %	3 %
平均資産	1,788	1,749	1,717	2	2
平均資産利益率	0.60 %	0.89 %	0.82 %		
費用比率（営業費用／収益合計）	67	59	64		
期末貸出金合計	\$ 572	\$ 573	\$ 540	-	6
期末預金合計	889	932	863	(5)	8

NM：重要ではありません。

グローバル個人金融部門

グローバル個人金融部門（以下「GCB」といいます。）は、シティグループの4つの地域の個人金融部門で構成され、リテール・バンキング、コマーシャル・バンキング、シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービス（これらの業務の詳細については、「第一部 企業情報、第2 企業の概況、3 事業の目的、(2) 事業の内容」－「シティグループのセグメント（事業部門）」をご参照ください。）を通じて個人顧客に従来型の銀行業務を提供しています。2014年12月31日現在、GCBは世界35ヶ国に3,280の支店を擁し、グローバルに事業を展開しています。2014年12月31日に終了した年度において、GCBが保有する平均資産は3,990億ドル、平均預金残高は3,310億ドルでした。

GCBの総合戦略は、シティのグローバルな事業範囲を活用すること、ならびに新興富裕層および大都市中心部の富裕層向けの卓越した銀行であろうとすることです。クレジットカードおよび一定のリテール市場においては、シティはそれよりも若干広い層および地域において、顧客にサービスを提供しています。

支店基盤の最適化を継続し、そのプレゼンスを主要な大都市圏にさらに集中させる戦略に沿って、2014年度中に、シティは、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、パナマおよびペルー（以上、ラテンアメリカ部門）、日本、グアムおよび韓国（韓国においては消費者金融事業）（以上、アジア部門）、ならびにチェコ共和国、エジプトおよびハンガリー（以上、ヨーロッパ・中東・アフリカ部門）における個人向け事業から撤退する予定であることを発表しました。シティは、これらの事業からの撤退のうちかなりの部分が、2015年末までに完了するものと見込んでいます。これらの個人向け事業は、2014年12月31日現在、280億ドルの資産、70億ドルの個人向け貸出金および30億ドルの預金残高（2014年12月にシティが日本のリテールバンク事業の売却を合意した結果生じた、売却目的保有に振り替えられた約210億ドルの預金残高を除きます。）から構成され、2014年度において、約16億ドルの収益、約14億ドルの費用および約40百万ドルの当期損失を計上しました（当該損失は、主にこの事業撤退計画に直接関連する事業再編およびその他の措置によるものです。）。これらの事業は、2015年度第1四半期決算からシティ・ホールディングスの一部として計上されます。詳細については、上記「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」－「エグゼクティブ・サマリー」ならびに下記「グローバル個人金融部門－ラテンアメリカ」および「グローバル個人金融部門－アジア」をご参照ください。

				変動率(%) 2014年度／ 2013年度	変動率(%) 2013年度／ 2012年度
(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2014年度	2013年度	2012年度		
純利息収益	\$ 28,910	\$ 28,648	\$ 28,665	1 %	- %
利息以外の収益	8,843	9,517	10,440	(7)	(9)
支払利息控除後収益合計	\$ 37,753	\$ 38,165	\$ 39,105	(1)%	(2)%
営業費用合計	\$ 21,277	\$ 21,187	\$ 21,872	- %	(3)%
正味貸倒損失	\$ 7,051	\$ 7,211	\$ 8,107	(2)%	(11)%
貸倒引当金繰入額 (戻入額)	(1,162)	(669)	(2,176)	(74)	69
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額 (戻入額)	(23)	37	-	NM	-
保険給付準備金繰入額	199	212	237	(6)	(11)
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	\$ 6,065	\$ 6,791	\$ 6,168	(11)%	10 %
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 10,411	\$ 10,187	\$ 11,065	2 %	(8)%
法人税等	3,473	3,424	3,468	1	(1)
継続事業からの利益	\$ 6,938	\$ 6,763	\$ 7,597	3 %	(11)%
非支配持分	26	17	3	53	NM
当期利益	\$ 6,912	\$ 6,746	\$ 7,594	2 %	(11)%
貸借対照表データ (単位：十億ドル)					
平均資産	\$ 399	\$ 395	\$ 388	1 %	2 %
平均資産利益率	1.73%	1.71%	1.98%		
費用比率	56	56	56		
期末資産合計	\$ 396	\$ 405	\$ 404	(2)	-
平均預金残高	331	327	322	1	2
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	2.37%	2.51%	2.87%		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 16,354	\$ 16,941	\$ 18,167	(3)%	(7)%
カード ⁽¹⁾	21,399	21,224	20,938	1	1
合計	\$ 37,753	\$ 38,165	\$ 39,105	(1)%	(2)%
事業部門別の継続事業からの利益					
リテール・バンキング	\$ 1,776	\$ 1,907	\$ 2,794	(7)%	(32)%
カード ⁽¹⁾	5,162	4,856	4,803	6	1
合計	\$ 6,938	\$ 6,763	\$ 7,597	3 %	(11)%
外貨換算 (FX) の影響					
収益合計—報告値	\$ 37,753	\$ 38,165	\$ 39,105	(1)%	(2)%
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(674)	(890)		
収益合計 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 37,753	\$ 37,491	\$ 38,215	1 %	(2)%
営業費用合計—報告値	\$ 21,277	\$ 21,187	\$ 21,872	- %	(3)%
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(373)	(630)		
営業費用合計 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 21,277	\$ 20,814	\$ 21,242	2 %	(2)%
貸倒引当金 (LLR) および保険給付準備金 (PBC)					
繰入額合計—報告値	\$ 6,065	\$ 6,791	\$ 6,168	(11)%	10 %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(122)	(136)		
LLR&PBC繰入額合計 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 6,065	\$ 6,669	\$ 6,032	(9)%	11 %
当期利益—報告値	\$ 6,912	\$ 6,746	\$ 7,594	2 %	(11)%
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(120)	(79)		
当期利益 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 6,912	\$ 6,626	\$ 7,515	4 %	(12)%

(1) シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスを含みます。

(2) 表示されているすべての期間につき外貨換算 (FX) の影響 (2014年度第4四半期の平均為替レートにより米ドルに換算) を反映しています。

NM：重要ではありません。

グローバル個人金融部門ー北米

グローバル個人金融部門ー北米（以下「北米GCB」といいます。）は、米国の個人顧客および中小企業に対し、従来型の銀行業務、シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスを提供しています。2014年12月31日現在、北米GCBの849のリテールバンク支店は、主として、ニューヨーク、シカゴ、マイアミ、ワシントンD.C.、ボストン、ロサンゼルスおよびサンフランシスコといった大都市圏に集中しています。

2014年12月31日現在、北米GCBが保有するリテール・バンキング顧客口座は約1,170万口、リテール・バンキング貸出金は約468億ドル、預金残高は約1,714億ドルでした。加えて、北米GCBは、約1億1,170万口のシティブランドおよびシティ・リテール・サービスのクレジットカード口座を保有しており、その貸出金残高は約1,140億ドルでした。

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)	2014年度	2013年度	2012年度	変動率(%) 2014年度/ 2013年度	変動率(%) 2013年度/ 2012年度
純利息収益	\$ 17,200	\$ 16,658	\$ 16,460	3 %	1 %
利息以外の収益	2,445	3,118	4,490	(22)	(31)
支払利息控除後収益合計	\$ 19,645	\$ 19,776	\$ 20,950	(1)%	(6)%
営業費用合計	\$ 9,676	\$ 9,850	\$ 10,204	(2)%	(3)%
正味貸倒損失	\$ 4,203	\$ 4,634	\$ 5,756	(9)%	(19)%
貸倒引当金繰入額（戻入額）	(1,241)	(1,036)	(2,389)	(20)	57
保険給付準備金繰入額	41	60	70	(32)	(14)
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額	(8)	6	1	NM	NM
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	\$ 2,995	\$ 3,664	\$ 3,438	(18)%	7 %
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 6,974	\$ 6,262	\$ 7,308	11 %	(14)%
法人税等	2,553	2,352	2,744	9	(14)
継続事業からの利益	\$ 4,421	\$ 3,910	\$ 4,564	13 %	(14)%
非支配持分	(1)	2	1	NM	100
当期利益	\$ 4,422	\$ 3,908	\$ 4,563	13 %	(14)%
貸借対照表データ（単位：十億ドル）					
平均資産	\$ 178	\$ 175	\$ 172	2 %	2 %
平均資産利益率	2.48%	2.23%	2.65%		
費用比率	49	50	49		
平均預金残高	\$ 170.7	\$ 166.0	\$ 153.9	3	8
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	2.69%	3.09%	3.83%		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 4,901	\$ 5,376	\$ 6,687	(9)%	(20)%
シティブランドのカード	8,282	8,211	8,234	1	-
シティ・リテール・サービス	6,462	6,189	6,029	4	3
合計	\$ 19,645	\$ 19,776	\$ 20,950	(1)%	(6)%
事業部門別の継続事業からの利益					
リテール・バンキング	\$ 349	\$ 411	\$ 1,136	(15)%	(64)%
シティブランドのカード	2,402	1,942	1,988	24	(2)
シティ・リテール・サービス	1,670	1,557	1,440	7	8
合計	\$ 4,421	\$ 3,910	\$ 4,564	13 %	(14)%

NM：重要ではありません。

2014年度と2013年度の比較

当期利益は、13パーセント増加しました。これは、正味貸倒損失の減少、貸倒引当金戻入額の増加および費用の減少によるものですが、収益の減少によって一部相殺されました。

収益は、1パーセント減少しました。これは、リテール・バンキングの収益の減少に伴うものですが、シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスにおける収益の増加によって一部相殺されました。純利息収益は、3パーセント増加しました。これは、主に、2013年9月のベストバイ社のポートフォリオ買収によるシティ・リテール・サービスにおける平均貸出金の増加およびリテール・バンキング業務における継続的な取引高の増加によるもので、それらはシティブランドのカードにおける平均貸出金の減少に相殺されても余りあるものでした。利息以外の収益は、22パーセント減少しました。これは、米国における住宅ローンのリファイナンスが著しく減少したために住宅ローン組成による収益が減少したこと、ならびに与信の改善およびそれによる契約パートナーへの支払を主な要因として、シティ・リテール・サービスにおける収益が引き続き減少したことによるものですが、カード取扱高合計が5パーセント増加して2,520億ドルとなったこと、および当年度中の支店売却益（約130百万ドル）によって一部相殺されました。

リテール・バンキングの収益は、9パーセント減少して49億ドルとなりました。これは、住宅ローン組成による収益の減少および預金ポートフォリオにおけるスプレッドの縮小（これらの傾向は当年度の後半に弱まり始めました。）によるものですが、取引高の増加に関連して引き続き収益が増加したことおよび支店売却益により一部相殺されました。GCBの戦略に沿って、北米GCBは、2014年度中に130を超える支店を閉鎖または売却し（前年度から14パーセント減）、2015年度前半にさらに60の支店を売却または閉鎖する計画を発表しています。平均貸出金は9パーセント増加して460億ドル、平均預金残高は3パーセント増加して1,710億ドルとなりました。

カードの収益は、2パーセント増加しました。これは、平均貸出金が2013年度から3パーセント増加して1,100億ドルとなったためです。また、シティブランドのカードの収益は1パーセント増加しましたが、これは、取扱高の4パーセントの増加に加え、ポートフォリオにおける優遇措置としての一時的な利率の貸出金残高が継続的に減少したことに伴って、正味利息スプレッドが拡大したことにより、平均貸出金の減少（2013年度から3パーセント減）の大部分が相殺されたことによるものです。かかる平均貸出金の減少は、主に優遇措置としての一時的な利率の貸出金残高の減少と、それより程度は下回るものの、当年度中の顧客の返済率の上昇によってもたらされました。また、同部門において、2014年度中の通常の利率の貸出金は若干増加したものの、通常の利率の貸出金残高の伸びは当年度の後半に減速し始めました。優遇措置としての一時的な利率の貸出金残高が継続的に減少したと相まって、2015年度には、北米GCBにおける通常の利率の貸出金の伸びが、より求められることとなる可能性があります。

シティ・リテール・サービスの収益は、4パーセント増加しました。これは、主としてベストバイ社のポートフォリオ買収による平均貸出金の12パーセントの増加によるものですが、利回りの上昇ならびに与信の改善およびそれによる契約パートナーへの支払の増加を反映して手数料収益が引き続き減少したことにより、一部相殺されました。シティ・リテール・サービスの収益は、資金調達費用の減少によっても恩恵を受けましたが、ポートフォリオにおける優遇措置としての一時的な利率の貸出金残高の割合が増加したことによる正味利息スプレッドの縮小により一部相殺されました。シティ・リテール・サービスにおける取扱高は、ベストバイ社のポートフォリオ買収により、2013年度から7パーセント増加しました。

両方のカードのポートフォリオに関連して、広く報じられているとおり、2014年度中、とりわけ第4四半期において、米国のガス価格が下落しました。このガス価格の下落は、特にシティ・リテール・サービスにおける燃料ポートフォリオの売買に悪影響を及ぼしており、また、ガス価格の下落によって生じる消費者の節約が、他の支出カテゴリーにおける支出の増加をもたらさない可能性があります。北米GCBでは、この分野の動向を、2015年度まで監察し続けます。

費用は、2パーセント減少しました。これは、継続的な経費削減の取組みが、事業再編費用の増加、投資支出の増加およびベストバイ社のポートフォリオ買収の影響によるシティ・リテール・サービスの費用の増加によって一部相殺されたためでした。経費削減の取組みには、現在進展中の、住宅ローンのリファイナンスの減少による住宅ローン事業の再編、および上記の全体的な支店数の削減といった、継続中の支店配置に係る合理化措置が含まれていました。

繰入額は、18パーセント減少しました。これは、正味貸倒損失の減少（9パーセント）および貸倒引当金戻入額の増加（21パーセント）によるものです。正味貸倒損失は、シティブランドのカード（14パーセント減の22億ドル）およびシティ・リテール・サービス（2パーセント減の19億ドル）において減少しました。貸倒引当金戻入額は、12億ドルに増加しました。これは、シティブランドのカードが引き続き改善したためですが、ベストバイ社のポートフォリオにおいて組成された新規の貸出金に対する引当金の繰入を原因として、シティ・リテール・サービスにおける貸倒引当金戻入額が減少したことにより、一部相殺されました。2014年度中のカードのポートフォリオにおける信用状況の改善を考慮すると、北米GCBにおける2015年度の貸倒引当金戻入額がこれと同程度になるようなことはない予想されます。

2013年度と2012年度の比較

当期利益は、14パーセント減少しました。これは、主に収益の減少および貸倒引当金戻入額の減少によるものでしたが、正味貸倒損失および費用が減少したことにより一部相殺されました。

収益は、6パーセント減少しました。これは、主にリテール・バンキングにおける収益の減少によるものでした。リテール・バンキングにおける収益の減少は、主に米国における住宅ローンのリファイナンスが著しく減少したために住宅ローン組成による収益が減少したこと、および預金ポートフォリオにおいてスプレッドが継続的に縮小したことによるものでした。これらは、平均預金残高、平均中小企業向け貸出金および平均個人向け貸出金の増加によって一部相殺されました。

カードの収益は、1パーセント増加しました。シティブランドのカードにおいて、収益は横ばいでした。これは、ポートフォリオ全体において優遇措置としての一時的な利率の貸出金残高の占める割合が減少したことによる利回り上昇を反映した正味利息スプレッドの継続的な改善および資金調達費用の減少が、平均貸出金の減少によって相殺されたためでした。シティ・リテール・サービスの収益は、3パーセント増加しました。これは、主としてベストバイ社のポートフォリオ買収によるものでしたが、与信の改善およびそれによる契約パートナーへの支払の影響により、一部相殺されました。

費用は、3パーセント減少しました。これは、主に法務関連費用の減少および事業再編によるものでしたが、住宅ローン組成費用の増加、およびベストバイ社のポートフォリオ買収によるカードにおける費用の増加によって一部相殺されました。

繰入額は、7パーセント増加しました。これは、シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスのポートフォリオにおける正味貸倒損失の減少が、主としてカードに関連する貸倒引当金戻入額の減少（2012年度は24億ドルであったのに対し、2013年度は10億ドルでした。）およびベストバイ社のポートフォリオにおいて組成された新規のローンに対する引当金繰入額により相殺されたことによるものでした。

グローバル個人金融部門—ヨーロッパ・中東・アフリカ

グローバル個人金融部門—ヨーロッパ・中東・アフリカ（以下「ヨーロッパ・中東・アフリカGCB」といいます。）は、主として中央・東ヨーロッパおよび中東において、個人顧客および中小企業に従来型の銀行業務およびシティブランドのカードを提供しています。ヨーロッパ・中東・アフリカGCBは、ポーランド、ロシアおよびアラブ首長国連邦において、最高のプレゼンスを発揮しています。

2014年12月31日現在、ヨーロッパ・中東・アフリカGCBは、137のリテールバンク支店を擁し、約310万口のリテール・バンキング顧客口座、約54億ドルのリテール・バンキング貸出金、約128億ドルの預金残高および約200万口のシティブランドのカード口座（その貸出金残高は約22億ドルでした。）を保有していました。

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)	2014年度	2013年度	2012年度	変動率(%) 2014年度/ 2013年度	変動率(%) 2013年度/ 2012年度
純利息収益	\$ 899	\$ 948	\$ 1,010	(5)%	(6)%
利息以外の収益	459	501	475	(8)	5
支払利息控除後収益合計	\$ 1,358	\$ 1,449	\$ 1,485	(6)%	(2)%
営業費用合計	\$ 1,283	\$ 1,359	\$ 1,469	(6)%	(7)%
正味貸倒損失	\$ 61	\$ 68	\$ 105	(10)%	(35)%
貸倒引当金繰入額（戻入額）	24	(18)	(5)	NM	NM
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額	2	-	(1)	100	100
貸倒引当金繰入額	\$ 87	\$ 50	\$ 99	74 %	(49)%
法人税等控除前の継続事業からの利益（損失）	\$ (12)	\$ 40	\$ (83)	NM	NM
法人税等（便益）	(5)	5	(22)	NM	NM
継続事業からの利益（損失）	\$ (7)	\$ 35	\$ (61)	NM	NM
非支配持分	20	11	4	82 %	NM
当期利益（損失）	\$ (27)	\$ 24	\$ (65)	NM	NM
貸借対照表データ（単位：十億ドル）					
平均資産	\$ 10	\$ 10	\$ 9	- %	11 %
平均資産利益率	(0.27)%	0.24%	(0.72) %		
費用比率	94	94	99		
平均預金残高	\$ 13.1	\$ 12.6	\$ 12.6	4	-
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	0.75 %	0.85%	1.40 %		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 844	\$ 868	\$ 873	(3)%	(1)%
シティブランドのカード	514	581	612	(12)	(5)
合計	\$ 1,358	\$ 1,449	\$ 1,485	(6)%	(2)%
事業部門別の継続事業からの利益（損失）					
リテール・バンキング	\$ (30)	\$ (42)	\$ (109)	29 %	61 %
シティブランドのカード	23	77	48	(70)	60
合計	\$ (7)	\$ 35	\$ (61)	NM	NM
外貨換算 (FX) の影響					
収益合計—報告値	\$ 1,358	\$ 1,449	\$ 1,485	(6)%	(2)%
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(72)	(77)		
収益合計（外貨換算の影響額控除後）	\$ 1,358	\$ 1,377	\$ 1,408	(1)%	(2)%
営業費用合計—報告値	\$ 1,283	\$ 1,359	\$ 1,469	(6)%	(7)%
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(59)	(79)		
営業費用合計（外貨換算の影響額控除後）	\$ 1,283	\$ 1,300	\$ 1,390	(1)%	(6)%
貸倒引当金繰入額—報告値	\$ 87	\$ 50	\$ 99	74 %	(49)%
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(6)	(6)		
貸倒引当金繰入額（外貨換算の影響額控除後）	\$ 87	\$ 44	\$ 93	98 %	(53)%
当期利益（損失）—報告値	\$ (27)	\$ 24	\$ (65)	NM	NM
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	7	9		
当期利益（損失）（外貨換算の影響額控除後）	\$ (27)	\$ 31	\$ (56)	NM	NM

(1) 表示されているすべての期間につき外貨換算（FX）の影響（2014年度第4四半期の平均為替レートにより米ドルに換算）を反映しています。

NM：重要ではありません。

下記のヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績に関する議論は、表示されているすべての期間につき外貨換算の影響を除いたものです。外貨換算の影響を除く業績の表示は、非GAAP財務指標です。シティは、外貨換算の影響を除いたヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績の表示が、同事業の基礎に関するより有益な情報を提供するものと考えています。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2014年度と2013年度の比較

当期利益は、58百万ドル減少して27百万ドルの当期損失となりました。これは、与信費用の増加および収益の減少によるものですが、費用の減少により一部相殺されました。

収益は、1パーセント減少しました。これは、2013年度のトルコおよびルーマニアにおけるシティの個人向け事業の売却に伴う収益の減少、スプレッドの縮小ならびにトルコの事業売却に係る前年度の利益が当年度はなかったことによるものでしたが、取引高の増加によりその大部分が相殺されました。純利息収益は、スプレッドの縮小が平均個人向け貸出金の増加によって相殺されたため、概ね横ばいでした。利息以外の収益は、4パーセント減少しました。これは、主に、トルコおよびルーマニアにおける個人向け事業の売却による収益の減少を反映したのですが、よりスプレッドの大きい投資商品の販売の増加に伴う投資手数料の増加により一部相殺されました。

リテール・バンキングの収益は、2パーセント増加しました。これは、主に、投資商品の販売高の増加（3パーセント）、平均預金残高の増加（5パーセント）および平均個人向け貸出金の増加（11パーセント）によるものですが、トルコおよびルーマニアにおける個人向け事業の売却の影響によって一部相殺されました。カードの収益は、6パーセント減少しましたが、これは、主に、スプレッドの縮小、とりわけポーランドにおける金利の上限規制ならびにトルコおよびルーマニアにおける個人向け事業の売却の影響によるものでした。継続的な規制上の変更（ポーランドにおけるインターチェンジ・フィーの料率の上限規制を含みます。）およびスプレッドの縮小は、2015年度においても、ヨーロッパ・中東・アフリカGCBの収益に引き続き悪影響を及ぼす可能性があります。

費用は、1パーセント減少しました。これは、主に、トルコおよびルーマニアにおける個人向け事業の売却の影響ならびに効率性の向上によるものですが、事業再編費用の増加、社内の新しいオペレーティング・プラットフォームに係る継続的な投資支出および取引高の増加に関連する費用によってその大部分が相殺されました。

繰入額は、98パーセント増加して87百万ドルとなりました。これは、継続中のロシアの経済情勢（後述のとおりです。）を受けて、主にロシアにおけるシティの個人向け事業に関し、貸倒引当金を繰り入れたことによるものですが、正味貸倒損失の1パーセントの減少によって一部相殺されました。

ロシア

継続中の政情不安に対してシティがとった、そのリスクおよびエクスポージャーを軽減するための措置（追加的な信用リスクに対するエクスポージャーの制限等）により、ロシアにおいてシティが個人向け事業を成長させる能力は悪影響を受けています。さらに、ロシアにおける現在の経済状況が、市場における個人のオーバーレバレッジと相まって、個人向け与信、とりわけロシアにおけるカードおよび個人向け分割返済貸付のポートフォリオ（2014年12月31日現在で合計12億ドル（GCBの貸出金合計の0.4パーセント））の延滞状況に悪影響を及ぼしており、シティは現在、この傾向は2015年度まで継続する可能性があると予想しています。シティは、貸倒引当金を算定する際にこれらの傾向を考慮に入れてきました。シティがそのエクスポージャーもしくはリスクを軽減するためにとり得るさらなる行動、またはロシアに関与する、もしくはロシアの事業体、事業部門、個人その他に対する追加の制裁措置（資産凍結等）が、ヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績にさらなる悪影響を及ぼす可能性があります。ロシアにおけるシティのエクスポージャーの詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「カントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク」をご参照ください。

2013年度と2012年度の比較

当期利益は、31百万ドル（これに対し、2012年度は56百万ドルの当期損失）でした。これは、費用の減少および正味貸倒損失の減少によるものですが、主にトルコおよびルーマニアにおけるシティの個人向け事業の売却による収益の減少の影響により一部相殺されました。

収益は、2パーセント減少しました。これは、主に、トルコおよびルーマニアにおける個人向け事業の売却による収益の減少によるものでしたが、中核市場における取引高の増加およびトルコにおける事業売却に係る利益により一部相殺されました。

リテール・バンキングの収益は、1パーセント減少しました。これは、トルコおよびルーマニアにおける個人向け事業の売却によるものでしたが、平均預金残高の増加（1パーセント）、平均個人向け貸出金の増加（13パーセント）およびトルコにおける事業売却に係る利益により一部相殺されました。カードの収益は、4パーセント減少しました。これは、主に、スプレッドの縮小およびとりわけポーランドにおける金利の上限規制ならびに主にトルコおよびルーマニアにおける個人向け事業の売却に起因して平均カードローンが8パーセント減少したことによるものです。

費用は、6パーセント減少しました。これは、主に、事業再編による節減効果および事業再編費用の減少によるものでしたが、取引高の増加に関連する費用の増加および社内の新しいオペレーティング・プラットフォームに係る継続的な投資支出により一部相殺されました。

繰入額は、53パーセント減少しました。これは、主に、トルコおよびルーマニアにおける個人向け事業の売却の影響による正味貸倒損失の37パーセントの減少ならびに2013年度第2四半期における正味貸倒回収によるものでした。

グローバル個人金融部門ーラテンアメリカ

グローバル個人金融部門ーラテンアメリカ（以下「ラテンアメリカGCB」といいます。）は、個人顧客および中小企業に従来型の銀行業務およびシティブランドのカードを提供しており、メキシコとブラジルで最高のプレゼンスを発揮しています。ラテンアメリカGCBには、ラテンアメリカ全域を網羅する支店ネットワークのほか、メキシコ第2位の銀行であり、2014年12月31日現在で1,542の支店を擁するパナメックス、すなわちバンコ・ナシオナル・デ・メヒコが含まれています。従前発表したとおり、2014年度第4四半期に、シティは、ペルーにおける個人向け事業を売却することで合意しました（詳細については、上記「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」－「エグゼクティブ・サマリー」および「シティコープ」－「グローバル個人金融部門」をご参照ください。）。

2014年12月31日現在、ラテンアメリカGCBは1,829のリテール支店を擁し、約3,150万口のリテール・バンキング顧客口座、約277億ドルのリテール・バンキング貸出金および約455億ドルの預金残高を保有していました。加えて、同部門は、約880万口のシティブランドのカード口座を保有しており、その貸出金残高は約109億ドルでした。

				変動率(%) 2014年度/ 2013年度	変動率(%) 2013年度/ 2012年度
(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2014年度	2013年度	2012年度		
純利息収益	\$ 6,230	\$ 6,286	\$ 6,041	(1)%	4 %
利息以外の収益	2,974	3,030	2,701	(2)	12
支払利息控除後収益合計	\$ 9,204	\$ 9,316	\$ 8,742	(1)%	7 %
営業費用合計	\$ 5,422	\$ 5,392	\$ 5,301	1 %	2 %
正味貸倒損失	\$ 2,008	\$ 1,727	\$ 1,405	16 %	23 %
貸倒引当金繰入額 (戻入額)	151	376	254	(60)	48
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額 (戻入額)	(1)	-	-	(100)	-
保険給付準備金繰入額	158	152	167	4	(9)
貸倒引当金 (LLR) 繰入額および 保険給付準備金 (PBC) 繰入額	\$ 2,316	\$ 2,255	\$ 1,826	3 %	23 %
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 1,466	\$ 1,669	\$ 1,615	(12)%	3 %
法人税等	262	332	233	(21)	42
継続事業からの利益	\$ 1,204	\$ 1,337	\$ 1,382	(10)%	(3)%
非支配持分	7	4	(2)	75	NM
当期利益	\$ 1,197	\$ 1,333	\$ 1,384	(10)%	(4)%
貸借対照表データ (単位：十億ドル)					
平均資産	\$ 80	\$ 82	\$ 80	(2)%	3 %
平均資産利益率	1.50%	1.65%	1.82%		
費用比率	59	58	61		
平均預金残高	\$ 46.4	\$ 45.6	\$ 44.5	2	2
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	4.85%	4.19%	3.83%		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 6,000	\$ 6,133	\$ 5,841	(2)%	5 %
シティブランドのカード	3,204	3,183	2,901	1	10
合計	\$ 9,204	\$ 9,316	\$ 8,742	(1)%	7 %
事業部門別の継続事業からの利益					
リテール・バンキング	\$ 719	\$ 752	\$ 837	(4)%	(10)%
シティブランドのカード	485	585	545	(17)	7
合計	\$ 1,204	\$ 1,337	\$ 1,382	(10)%	(3)%
外貨換算 (FX) の影響					
収益合計－報告値	\$ 9,204	\$ 9,316	\$ 8,742	(1)%	7 %
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(446)	(426)		
収益合計 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 9,204	\$ 8,870	\$ 8,316	4 %	7 %
営業費用合計－報告値	\$ 5,422	\$ 5,392	\$ 5,301	1 %	2 %
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(232)	(297)		
営業費用合計 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 5,422	\$ 5,160	\$ 5,004	5 %	3 %
LLR&PBC繰入額－報告値	\$ 2,316	\$ 2,255	\$ 1,826	3 %	23 %
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(100)	(103)		
LLR&PBC繰入額 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 2,316	\$ 2,155	\$ 1,723	7 %	25 %
当期利益－報告値	\$ 1,197	\$ 1,333	\$ 1,384	(10)%	(4)%
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(97)	(31)		
当期利益 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 1,197	\$ 1,236	\$ 1,353	(3)%	(9)%

(1) 表示されているすべての期間につき外貨換算 (FX) の影響 (2014年度第4四半期の平均為替レートにより米ドルに換算) を反映しています。

NM：重要ではありません。

下記のラテンアメリカGCBの業績に関する議論は、表示されているすべての期間につき外貨換算の影響を除いたものです。外貨換算の影響を除く業績の表示は、非GAAP財務指標です。シティは、外貨換算の影響を除いたラテンアメリカGCBの業績の表示が、同事業の基礎に関するより有益な情報を提供するものと考えています。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2014年度と2013年度の比較

当期利益は、費用および与信費用の増加が収益の増加により一部相殺された結果、3パーセントの減少となりました。

収益は、4パーセント増加しました。これは、主に、メキシコにおける取引高の増加、スプレッドの拡大および手数料の増加によるものですが、地域内のスプレッドの継続的縮小およびメキシコやブラジル等のラテンアメリカ市場の一部における全体的な経済成長の減速により一部相殺されました。純利息収益は、4パーセント増加しました。これは、メキシコにおける取引高の増加および安定的なスプレッドによるものですが、その他のラテンアメリカ市場における継続的なスプレッドの縮小により一部相殺されました。利息以外の収益は、3パーセント増加しました。これは、主に、リテール・バンキングおよびカードにおける取引高の増加に伴う手数料の増加によるものです。

リテール・バンキングの収益は、3パーセント増加しました。これは、平均貸出金の6パーセント増、投資商品の販売高の19パーセント増、および平均預金残高の6パーセント増によるものですが、ブラジルおよびコロンビアにおけるスプレッドの縮小により一部相殺されました。カードの収益は、前年同期のクレディカード事業の売却の影響（詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。）を除くと、平均貸出金の5パーセントの増加およびカード取扱高の1パーセントの増加の結果、6パーセント増加しました。このカードの収益の増加は、経済成長の鈍化および以前開示したメキシコにおける2013年の財政改革の実施（とりわけ、消費者の行動や支出に悪影響を与えた所得税その他の税率の引上げを含みます。）に伴うメキシコにおけるカード取扱高の停滞により一部相殺されました。シティは、これらの傾向およびスプレッドの縮小が、2015年度においても、ラテンアメリカGCBの収益に引き続き悪影響を与える可能性があると予想しています。

費用は、5パーセント増加しました。これは、主として一部の国における強制的な給与の引上げ、法務関連費用の増加、事業再編費用の増加、およびテクノロジー関連支出の増加によるものですが、生産性の向上および事業再編による節減効果により一部相殺されました。

繰入額は、7パーセント増加しました。これは、主に正味貸倒損失の増加によるものですが、貸倒引当金繰入額の減少により一部相殺されました。正味貸倒損失は22パーセント増加しました。これは、ポートフォリオの拡大およびメキシコのカードにおけるポートフォリオの長期保有化の継続によるものです。正味貸倒損失は、上記のメキシコにおける経済成長の減速および財政改革の双方の影響を受けています。また、メキシコの住宅建設業者に対するシティのエクスポージャーに関連する2014年度第4四半期の71百万ドルの償却の影響も受けていますが、過去に設定された貸倒引当金にこの関連で戻入れがあったことによって相殺されたため、結果として与信費用に対する影響は生じませんでした。メキシコにおける財政改革および経済減速の影響が継続することにより、ラテンアメリカGCBにおける正味貸倒損失が増加し続ける可能性は高いと考えられます。

アルゼンチン／ベネズエラ

アルゼンチンおよびベネズエラにおけるシティのエクスポージャー、ならびにこれらの国々における一定の動向がラテンアメリカGCBの業績に及ぼす潜在的影響の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「カントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク」をご参照ください。

2013年度と2012年度の比較

当期利益は、9パーセント減少しました。これは、与信費用の増加、費用の増加および実効税率の引上げによるものでしたが、収益の増加により一部相殺されました。

収益は、7パーセント増加しました。これは、主にリテール・バンキングおよびカードの取引高の増加によるものでしたが、スプレッドの縮小により一部相殺されました。リテール・バンキングの収益は、平均貸出金が12パーセント増加、投資商品の販売高が13パーセント増加、および平均預金残高が2パーセント増加したことにより、5パーセント増加しました。カードの収益は、クレディカード事業の売却の影響を除くと、平均貸出金の10パーセントの増加およびカード取扱高の12パーセントの増加により、10パーセント増加しました。

費用は、3パーセント増加しました。これは、取引高関連費用の増加、一部の国における強制的な給与の引上げ、および規制に関わる費用の増加によるものでしたが、事業再編費用の減少および事業再編による節減効果の向上により一部相殺されました。

繰入額は、25パーセント増加しました。これは、主に正味貸倒損失の増加および貸倒引当金繰入額の増加によるものでした。正味貸倒損失は25パーセント増加しました。これは、主に、メキシコのカードおよび個人向け貸出金ポートフォリオにおいて、取扱高の増加およびポートフォリオの長期保有化の双方が反映されたものです。貸倒引当金繰入額は、52パーセント増加しました。これは、主に、メキシコにおいて国内のトップ3の住宅建設業者に関連する引当金が増加したことによるものであり、その他ポートフォリオの増加および長期保有化ならびに2013年9月にこの地域に上陸したハリケーンに関わる潜在的損失も影響しました。

グローバル個人金融部門ーアジア

グローバル個人金融部門ーアジア（以下「アジアGCB」といいます。）は、個人顧客および中小企業に従来型の銀行業務およびシティブランドのカードを提供しており、2014年12月31日現在、シティは韓国、シンガポール、オーストラリア、香港、台湾、インド、日本、マレーシア、インドネシア、タイおよびフィリピンにおいて最高のプレゼンスを発揮しています。従前発表したとおり、2014年12月に、シティは、日本におけるリテールバンク事業を売却することで合意しました（詳細については、上記「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」－「エグゼクティブ・サマリー」および「シティコープ」－「グローバル個人金融部門」をご参照ください。）。

2014年12月31日現在、アジアGCBは、465のリテール支店、約1,640万口のリテール・バンキング顧客口座、約718億ドルのリテール・バンキング貸出金および約779億ドルの預金残高（2014年12月にシティが日本のリテールバンク事業を売却することで合意した結果、売却目的保有に振り替えられた約210億ドルの預金残高を除きます。）を保有していました。加えて、同部門は、約1,650万口のシティブランドのカード口座を保有しており、その貸出金残高は約184億ドルでした。

				変動率(%) 2014年度/ 2013年度	変動率(%) 2013年度/ 2012年度
(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2014年度	2013年度	2012年度		
純利息収益	\$ 4,581	\$ 4,756	\$ 5,154	(4)%	(8)%
利息以外の収益	2,965	2,868	2,774	3	3
支払利息控除後収益合計	\$ 7,546	\$ 7,624	\$ 7,928	(1)%	(4)%
営業費用合計	\$ 4,896	\$ 4,586	\$ 4,898	7 %	(6)%
正味貸倒損失	\$ 779	\$ 782	\$ 841	- %	(7)%
貸倒引当金繰入額 (戻入額)	(96)	9	(36)	NM	NM
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額	(16)	31	-	NM	-
貸倒引当金繰入額	\$ 667	\$ 822	\$ 805	(19)%	2 %
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 1,983	\$ 2,216	\$ 2,225	(11)%	- %
法人税等	663	735	513	(10)	43
継続事業からの利益	\$ 1,320	\$ 1,481	\$ 1,712	(11)%	(13)%
非支配持分	-	-	-	-	-
当期利益	\$ 1,320	\$ 1,481	\$ 1,712	(11)%	(13)%
貸借対照表データ (単位：十億ドル)					
平均資産	\$ 131	\$ 129	\$ 127	2 %	2 %
平均資産利益率	1.01%	1.15%	1.35%		
費用比率	65	60	62		
平均預金残高	\$ 101.2	\$ 102.6	\$ 110.8	(1)	(7)
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	0.84%	0.88%	0.95%		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 4,609	\$ 4,564	\$ 4,766	1 %	(4)%
シティブランドのカード	2,937	3,060	3,162	(4)	(3)
合計	\$ 7,546	\$ 7,624	\$ 7,928	(1)%	(4)%
事業部門別の継続事業からの利益					
リテール・バンキング	\$ 738	\$ 786	\$ 930	(6)%	(15)%
シティブランドのカード	582	695	782	(16)	(11)
合計	\$ 1,320	\$ 1,481	\$ 1,712	(11)%	(13)%
外貨換算 (FX) の影響					
収益合計—報告値	\$ 7,546	\$ 7,624	\$ 7,928	(1)%	(4)%
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(156)	(387)		
収益合計 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 7,546	\$ 7,468	\$ 7,541	1 %	(1)%
営業費用合計—報告値	\$ 4,896	\$ 4,586	\$ 4,898	7 %	(6)%
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(82)	(254)		
営業費用合計 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 4,896	\$ 4,504	\$ 4,644	9 %	(3)%
貸倒引当金繰入額—報告値	\$ 667	\$ 822	\$ 805	(19)%	2 %
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(16)	(27)		
貸倒引当金繰入額 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 667	\$ 806	\$ 778	(17)%	4 %
当期利益—報告値	\$ 1,320	\$ 1,481	\$ 1,712	(11)%	(13)%
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(30)	(57)		
当期利益 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 1,320	\$ 1,451	\$ 1,655	(9)%	(12)%

(1) 表示されているすべての期間につき外貨換算 (FX) の影響 (2014年度第4四半期の平均為替レートにより米ドルに換算) を反映しています。

NM：重要ではありません。

下記のアジアGCBの業績に関する議論は、表示されているすべての期間につき外貨換算の影響を除いたものです。外貨換算の影響を除く業績の表示は、非GAAP財務指標です。シティは、外貨換算の影響を除いたアジアGCBの業績の表示が、同事業の基礎に関するより有益な情報を提供するものと考えています。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2014年度と2013年度の比較

当期利益は、9パーセント減少しました。これは、主に費用の増加によるものですが、与信費用の減少および収益の増加により一部相殺されました。

収益は、1パーセント増加しました。これは、利息以外の収益の増加が純利息収益の減少により一部相殺されたことによるものでした。利息以外の収益は、5パーセント増加しました。これは、主に手数料収益の増加（その大部分は、過去に開示し、2014年度第1四半期中に開始された販売契約によるものでした。）によってもたらされたものですが、投資商品の販売収益の減少によって一部相殺されました。純利息収益は、2パーセント減少しました。これは、規制上の変更の継続的影響、スプレッドの継続的縮小および韓国の事業基盤の再編によるものです。

リテール・バンキングの収益は、2パーセント増加しました。これは、保険料収益の増加によるものですが、投資商品の販売収益の減少および韓国の事業基盤の再編により一部相殺されました。投資商品の販売収益は、2パーセント減少しました。これは、全般的な市場動向を反映して投資家心理が悪化したこと、および前年度の業績が、とりわけ2013年度上半期において好調であったことによるものです。シティは、投資商品の販売収益は季節的な傾向を含むこの地域の全般的な資本市場環境に引き続き左右されるものと予想しています。個人向けの平均預金残高は1パーセント（韓国を除くと2パーセント）増加し、個人向けの平均貸出金は7パーセント（韓国を除くと9パーセント）増加しました。

カードの収益は、1パーセント減少しました。これは、とりわけ韓国、インドネシアおよびシンガポールにおける規制上の変更の影響、スプレッドの縮小ならびに顧客のデレバレッジによるものですが、平均貸出金の2パーセントの増加ならびに取扱高の5パーセント（韓国を除くと8パーセント）の増加（中国、インド、シンガポール、および香港での取扱高の伸びによるものです。）によりその大部分が相殺されました。

アジアGCBの前年度との収益の比較において、韓国における事業再編は引き続き悪影響を及ぼしましたが、2014年度下半期における韓国の収益は概ね安定していました。シティは、この地域内のいくつかの市場におけるスプレッドの縮小および規制上の変更が、2015年度においてもアジアGCBの収益に引き続き悪影響を及ぼすと予想しています。

費用は、9パーセント増加しました。これは、主に、韓国における事業再編費用、投資支出および取引高の増加によるものですが、効率性の向上により一部相殺されました。

繰入額は、17パーセント減少しました。これは、主に貸倒引当金戻入額の増加によるものです。2014年度中、全体的な与信の質は、この地域全体で安定した状態を維持していました。

2013年度と2012年度の比較

当期利益は、12パーセント減少しました。これは、主に実効税率の引上げおよび収益の減少によるものが、費用の減少により一部相殺されました。

収益は、1パーセント減少しました。これは、純利息収益の減少によるものでしたが、利息以外の収益の増加によって一部相殺されました。純利息収益は、5パーセント減少しました。これは、主にスプレッドの縮小および韓国の事業基盤の再編によるものでした。利息以外の収益は、7パーセント増加しました。これは、主に、全般的な市場の先行き不安を反映した投資家心理により2013年度下半期に取引高が減少した一方で、投資商品の販売高が増加したことが要因でした。リテール・バンキングの収益は、3パーセント減少しました。これは、主にスプレッドの縮小および規制上の変更の影響によるものですが、投資商品の販売収益の12パーセントの増加により一部相殺されました。カードの収益は、2パーセント増加しました。これは、この地域全体の伸びに伴うカード取扱高の7パーセントの増加が、規制上の変更の継続的影響および顧客のデレバレッジにより一部相殺されたことによるものです。

費用は、3パーセント減少しました。これは、事業再編費用の減少、効率性の向上および事業再編による節減効果によるものでしたが、とりわけ中国のカードに対する投資支出の増加により一部相殺されました。

繰入額は、4パーセント増加しました。これは、中国、香港、インドおよびシンガポールにおける取引高の増加による貸倒引当金繰入額の増加ならびに韓国における規制要件を反映したものでしたが、正味貸倒損失の減少により一部相殺されました。

[前へ](#) [次へ](#)

インスティテューショナル・クライアント・グループ

インスティテューショナル・クライアント・グループ（以下「ICG」といいます。）は、世界中の法人、機関投資家、公共部門および富裕層の顧客を対象として、債券・株式の販売およびトレーディング業務、外国為替業務、プライム・ブローカレッジ、デリバティブ業務、株式および債券の調査、法人貸付業務、投資銀行業務およびアドバイザリー業務、プライベート・バンキング業務、キャッシュ・マネジメント業務、トレード・ファイナンスならびに証券業務等の、ホールセール・バンキングに係るフルレンジの商品およびサービスを提供しています。ICGは、債券、外国通貨、株式およびコモディティ商品等の現物商品およびデリバティブの両方において顧客との取引を行っています。

ICGの主な収益源は、これらの業務に関連する手数料およびスプレッドです。ICGは、顧客の決済取引の支援、ブローカー業務および投資銀行業務の提供ならびにその他の活動により手数料収益を稼得します。これらの業務から得られる収益は、役務収益および手数料ならびに投資銀行業務に計上されます。また、マーケット・メーカーであるICGは、顧客のニーズに応える商品の在庫保有等を通じて取引を円滑に行い、商品の購入と売却の際の価格の差額を稼得します。これらの価格差および在庫の未実現損益は、自己勘定取引に計上されます。保有在庫および貸出金に係る受取利息から顧客の預金に係る支払利息を差し引いた額は、純利息収益として計上されます。取引処理および管理・運営資産からも収益が発生します。

ICGの国際的なプレゼンスは、約80ヶ国にある取引所や、95を超える国と地域における独自のネットワークによって支えられています。2014年12月31日現在、ICGが保有する資産は約1.0兆ドル、預金残高は約5,590億ドルであり、そのうちの2つの事業（証券業務および発行体業務）の管理資産は約16.2兆ドル（これに対して2013年度末は約14.3兆ドル）でした。

従前発表したとおり、シティは、セキュリティーズ・サービスにおけるヘッジファンド業務、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションにおけるプリペイドカード業務、一定の証券代行業務およびウェルス・マネジメント業務等、ICGの一定の事業から撤退する予定です。これらの事業は、2014年12月31日現在、約40億ドルの資産および預金から成り、2014年度において、約460百万ドルの収益、約600百万ドルの営業費用および約80百万ドルの当期損失を計上しました。税引前損失のおよそ半分は、主にこの事業撤退計画に直接関連する事業再編およびその他の措置によるものです。これらの事業は、2015年度第1四半期からシティ・ホールディングスの一部として計上されます。詳細については、上記「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」－「エグゼクティブ・サマリー」をご参照ください。

				変動率(%) 2014年度／ 2013年度	変動率(%) 2013年度／ 2012年度
(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2014年度	2013年度	2012年度		
役務収益および手数料	\$ 4,386	\$ 4,344	\$ 4,171	1 %	4 %
管理手数料およびその他信託手数料	2,577	2,626	2,741	(2)	(4)
投資銀行業務	4,269	3,862	3,618	11	7
自己勘定取引	5,908	6,491	4,330	(9)	50
その他	363	674	(76)	(46)	NM
利息以外の収益合計	\$ 17,503	\$ 17,997	\$ 14,784	(3)%	22 %
純利息収益 (配当金を含みます。)	15,764	15,570	15,978	1	(3)
支払利息控除後収益合計	\$ 33,267	\$ 33,567	\$ 30,762	(1)%	9 %
営業費用合計	\$ 19,960	\$ 20,218	\$ 20,631	(1)%	(2)%
正味貸倒損失	\$ 276	\$ 182	\$ 282	52 %	(35)%
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額 (戻入額)	(129)	53	39	NM	36
貸倒引当金戻入額	(90)	(157)	(45)	43	NM
貸倒引当金繰入額	\$ 57	\$ 78	\$ 276	(27)%	(72)%
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 13,250	\$ 13,271	\$ 9,855	— %	35 %
法人税等	3,729	3,857	2,021	(3)	91
継続事業からの利益	\$ 9,521	\$ 9,414	\$ 7,834	1 %	20 %
非支配持分	111	110	128	1	(14)
当期利益	\$ 9,410	\$ 9,304	\$ 7,706	1 %	21 %
平均資産 (単位：十億ドル)	\$ 1,058	\$ 1,066	\$ 1,044	(1)%	2 %
平均資産利益率	0.89%	0.87%	0.74%		
費用比率	60	60	67		
地域別収益					
北米	\$ 12,345	\$ 11,473	\$ 8,973	8 %	28 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	9,513	10,020	9,977	(5)	—
ラテンアメリカ	4,237	4,692	4,710	(10)	—
アジア	7,172	7,382	7,102	(3)	4
合計	\$ 33,267	\$ 33,567	\$ 30,762	(1)%	9 %
地域別の継続事業からの利益					
北米	\$ 3,896	\$ 3,143	\$ 1,598	24 %	97 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	1,984	2,432	2,467	(18)	(1)
ラテンアメリカ	1,337	1,628	1,879	(18)	(13)
アジア	2,304	2,211	1,890	4	17
合計	\$ 9,521	\$ 9,414	\$ 7,834	1 %	20 %
地域別平均貸出金 (単位：十億ドル)					
北米	\$ 111	\$ 98	\$ 83	13 %	18 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	58	55	53	5	4
ラテンアメリカ	40	38	35	5	9
アジア	68	65	63	5	3
合計	\$ 277	\$ 256	\$ 234	8 %	9 %
事業別期末預金 (単位：十億ドル)					
トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション	\$ 380	\$ 380	\$ 325	—	17 %
その他のICG事業	179	194	199	(8)	(3)
合計	\$ 559	\$ 574	\$ 524	(3)%	10 %

NM：重要ではありません。

ICG収益の詳細 — CVA/DVAの影響および貸出金のヘッジに係る利益（損失）を除外

				変動率(%) 2014年度/ 2013年度	変動率(%) 2013年度/ 2012年度
(単位: 百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2014年度	2013年度	2012年度		
投資銀行業務収益詳細					
アドバイザー業務	\$ 949	\$ 852	\$ 715	11 %	19 %
株式引受	1,246	1,059	731	18	45
債券引受	2,508	2,500	2,656	—	(6)
投資銀行業務合計	\$ 4,703	\$ 4,411	\$ 4,102	7 %	8 %
トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション	7,882	7,819	8,026	1	(3)
法人貸付業務（貸出金のヘッジに係る利益／（損失）を除きます。）	1,742	1,513	1,576	15	(4)
プライベートバンク業務	2,653	2,487	2,394	7	4
銀行業務収益合計（CVA/DVAの影響および貸出金のヘッジに係る利益／（損失）を除きます。）	\$ 16,980	\$ 16,230	\$ 16,098	5 %	1 %
法人貸付業務—貸出金のヘッジに係る利益／（損失） ⁽¹⁾	\$ 116	\$ (287)	\$ (698)	NM	59 %
銀行業務収益合計（CVA/DVAの影響を除き、貸出金のヘッジに係る利益／（損失）を含みます。）	\$ 17,096	\$ 15,943	\$ 15,400	7 %	4 %
債券市場業務	\$ 11,815	\$ 13,322	\$ 14,361	(11)%	(7)%
株式市場業務	2,776	2,818	2,281	(1)	24
セキュリティーズ・サービス	2,333	2,272	2,214	3	3
その他	(410)	(443)	(1,007)	7	56
マーケット&セキュリティーズ・サービス合計（CVA/DVAの影響を除きます。）	\$ 16,514	\$ 17,969	\$ 17,849	(8)%	1 %
ICG合計（CVA/DVAの影響を除きます。）	\$ 33,610	\$ 33,912	\$ 33,249	(1)%	2 %
CVA/DVA（上段の該当項目において除外されたもの） ⁽²⁾	(343)	(345)	(2,487)	1	86
債券市場業務	(359)	(300)	(2,048)	(20)	85
株式市場業務	24	(39)	(424)	NM	91
プライベートバンク業務	(8)	(6)	(15)	(33)	60
支払利息控除後収益合計	\$ 33,267	\$ 33,567	\$ 30,762	(1)%	9 %

(1) 未収利息計上貸出金のヘッジは、法人向け未収利息計上貸出金ポートフォリオを経済的にヘッジするために使用されるクレジット・デリバティブの時価評価を反映しています。これらのヘッジの固定プレミアムコストは、クレジット・プロテクションの費用を反映するために、法人貸付業務の収益に含まれて（相殺されて）います。

(2) 2014年度には、2014年度第3四半期におけるデリバティブの資金調達評価調整（FVA）の実施による一時的な税引前費用430百万ドルの影響が含まれています。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記25をご参照ください。FVAは、表示上はCVAに含まれています。

NM：重要ではありません。

下記のICGの業績に関する議論は、表示されているすべての期間につきCVA/DVAの影響を除いたものです。CVA/DVAの影響および未収利息計上貸出金のヘッジに係る利益／（損失）の影響を除く業績の表示は、非GAAP財務指標です。シティは、これらの項目の影響を除いたICGの業績の表示が、同事業の基礎に関するより有益な情報を提供するものと考えています。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2014年度と2013年度の比較

当期利益は、1パーセント増加しました。これは、主として、費用の減少および与信費用の減少によるものですが、その大部分が、収益の減少により相殺されました。2013年度における不正に係る正味損失（上記「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」－「エグゼクティブ・サマリー」をご参照ください。）の影響を除くと、当期利益は1パーセント減少しました。これは、主として、収益の減少および費用の増加によるものですが、その大部分が、与信費用の減少により相殺されました。

- ・ 収益は、1パーセント減少しました。これは、マーケットツ&セキュリティーズ・サービスにおける収益の減少（8パーセントの減少）が、銀行業務における収益の増加（7パーセントの増加（未収利息計上貸出金のヘッジに係る利益／（損失）の影響を除くと、5パーセントの増加））により一部相殺されたことによるものです。シティは、ICG、特にマーケットツ&セキュリティーズ・サービス事業における収益は、引き続き全般的な市場環境の影響を受ける可能性が高いと予想しています。

銀行業務：

- ・ 投資銀行業務の収益は、7パーセント増加しました。これは、全般的な市場環境がより堅調であったこと、およびICGがターゲットとする顧客のウォレットシェアが改善したことによるものですが、全体的なウォレットシェアの若干の減少により一部相殺されました。全体的なウォレットシェアの減少は、主として株式引受および債券引受におけるウォレットシェアの減少ならびに市場の細分化によるものです。アドバイザリー業務の収益は、11パーセント増加しました。これは、ターゲットとする顧客の活動の活発化およびM&A市場全体の拡大を反映したものです。株式引受の収益は、市場の手数料が全体的に増加したことに概ね同調して18パーセント増加しました。債券引受の収益は、概ね横ばいでした。

- ・ トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションの収益は、1パーセント増加しました。これは、継続的な預金残高の増加、手数料の増加および取引活動の増加が、世界的なスプレッド縮小の影響により一部相殺されたことによるものです。期末預金残高は横ばいでしたが、外貨換算の影響を除くと、北米に大きく牽引されて3パーセント増加しました。平均トレード・ローンは9パーセント（外貨換算の影響を除くと7パーセント）減少しました。これは、同事業が、組成額を維持する一方で、利益率を最適化するために、スプレッドの少ない資産を減らし、資産売却を増やしたことによるものです（「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「貸借対照表の検討」をご参照ください。）。
- ・ 法人貸付業務の収益は、52パーセント増加しました。未収利息計上貸出金のヘッジに係る利益／（損失）の影響を除くと、収益は15パーセント増加しました。これは、主に、平均貸出金残高の継続的な増加および資金調達費用の減少によるものです（エネルギー部門に対するシティの法人向け与信のエクスポージャーについては、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「信用リスク」－「法人向け与信の詳細」をご参照ください。）。
- ・ プライベートバンク業務の収益は、7パーセント増加しました。これは、銀行業務における顧客の取引高の増加およびスプレッドの改善、資本市場の活発化ならびに管理投資における運用資産の増加によるものでしたが、融資業務におけるスプレッドの継続的縮小により一部相殺されています。

マーケット&セキュリティーズ・サービス：

- ・ 債券市場業務の収益は、11パーセント減少しました。これは、金利・通貨関連業務の収益の減少によるものですが、証券化商品およびコモディティの収益の増加により一部相殺されました。金利・通貨関連業務の収益は、歴史的なボラティリティの水準の低さ、ロシアおよびギリシャをめぐる不確実性ならびに2014年度上半期における顧客の活動の停滞によって減少しました。加えて、2013年度上半期には世界的な量的金融緩和の影響により一部牽引された金利・通貨関連業務の好業績がありました。地方債および信用市場の収益は、とりわけ2014年度第4四半期におけるマクロ経済の不確実性によってもたらされた厳しい取引状況のために減少しました。これらの減少は、主に北米における証券化商品およびコモディティの収益の増加により一部相殺されました。
- ・ 株式市場業務の収益は、1パーセント減少しました。これは、主に、ヨーロッパにおけるボラティリティによって、とりわけ現物株式業務がヨーロッパ・中東・アフリカにおいて低迷したこと起因するものですが、顧客のフローが増加したことによってプライム・ファイナンス業務の業績が改善したことにより、その大部分が相殺されました。
- ・ セキュリティーズ・サービスの収益は、3パーセント増加しました。これは、取引高、管理資産および顧客取引全般の増加によるものです。

費用は、1パーセント減少しました。これは、効率性の向上、2014年度における不正に係る正味損失の不発生および業績連動型報酬の減少が、事業再編費用および法務関連費用の増加ならびに規制および法令遵守に係る費用の増加により一部相殺されることによるものです。不正に係る正味損失の影響を除くと、費用は1パーセント増加しました。これは、事業再編費用および法務関連費用の増加のほか、規制および法令遵守に係る費用の増加が、効率性の向上および業績連動型報酬の減少により一部相殺されたことによるものです。

繰入額は、27パーセント減少しました。これは、主に、法人向け貸出金ポートフォリオにおける未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額の減少を反映したのですが、全般的な経済環境を要因とする正味貸倒損失の増加および貸倒引当金戻入額の減少により一部相殺されました。正味貸倒損失は、52パーセント増加しました。その大部分は、2014年度第1四半期におけるペトロレオス・メキシカノス（以下「ペメックス」といいます。）・サプライヤー・プログラム（詳細については、2014年2月28日に米国証券取引委員会に提出されたシティのフォーム8-Kによる報告書に基づき作成され、2014年3月3日に東京証券取引所の適時開示制度に従って適時開示情報伝達システム（TDnet）を通じて開示されたシティのプレスリリース「シティグループ、2013年第4四半期及び2013年度の通年の決算を修正」をご参照ください。）および特定のカウンターパーティーに関連する償却に関連するものでした。ペメックス・サプライヤー・プログラムに関連する一定の法律上および規制上の事項の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記28をご参照ください。

ロシア

シティは、ロシアおよびウクライナの不安定性により生じるICGにおけるエクスポージャーを引き続き監視および管理しています。上記のとおり、地域の不安定性により生み出される現在の不確実性は、シティの一定の市場業務を含む当該地域の市場に影響を与えており、それが今後も継続する可能性があります。シティがそのエクスポージャーおよびリスクを軽減するためにとり得る行動、またはロシアに関連して、もしくはロシアの事業体、事業部門、個人その他に対する追加の制裁措置（資産凍結等）は、ヨーロッパ・中東・アフリカICGの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。これらの国々におけるシティのエクスポージャーの詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「カントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク」をご参照ください。

2013年度と2012年度の比較

当期利益は、3パーセント増加しました。これは、主に収益の増加ならびに費用および与信費用の減少によるものでしたが、実効税率の引上げにより一部相殺されました。

- ・ 収益は2パーセント増加しました。これは、主に、銀行業務（4パーセントの増加（未収利息計上貸出金のヘッジに係る利益／（損失）の影響を除くと、1パーセントの増加））およびマーケットツ&セキュリティーズ・サービス（1パーセントの増加）の収益の増加によるものです。

銀行業務：

- ・ 投資銀行業務の収益は、8パーセント増加しました。これは、投資銀行業務全体におけるウォレットシェアの獲得によるものでした。アドバイザリー業務の収益は19パーセント増加しました。これは、M&A市場全体におけるウォレットシェアの縮小にもかかわらず、ウォレットシェアが改善したことを反映したものでした。株式引受の収益は45パーセント増加しました。これは、ウォレットシェアの改善および市場活動（とりわけ新規株式公開）の活発化によるものでした。債券引受の収益は6パーセント減少しました。これは、主に社債引受手数料の減少および当年度中のウォレットシェアの低下によるものでした。
- ・ トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションの収益は、3パーセント減少しました。これは、世界的なスプレッド縮小の継続的な影響が、残高の増加および手数料の増加により一部相殺されたことによるものです。平均預金残高は7パーセント増加し、平均トレード・ローンは22パーセント増加しましたが、これには、2013年度第2四半期における約70億ドルのトレード・ローン連結化の影響が含まれています。
- ・ 法人貸付業務の収益は、40パーセント増加しました。未収利息計上貸出金のヘッジに係る利益／（損失）の影響を除くと、収益は4パーセント減少しました。これは、主にヘッジのプレミアムコストの増加および貸出金残高のわずかな減少によるものでしたが、スプレッドの拡大により一部相殺されました。
- ・ プライベートバンク業務の収益は、4パーセント増加しました。これは、すべての地域および商品にわたって、とりわけ管理投資（顧客の運用資産の増加および斡旋手数料の増加の両方を反映して増加）および資本市場における収益が増加したためでした。融資および預金業務の収益の増加は、主に顧客の取引高の増加によるものでしたが、スプレッドの継続的縮小により一部相殺されました。

マーケット&セキュリティーズ・サービス：

- ・ 債券市場業務の収益は、7パーセント減少しました。これは、主に、業界全体における金利・通貨関連業務の低迷を反映したのですが、クレジット関連商品および証券化商品ならびにコモディティが好調であったことにより一部相殺されました。金利・通貨関連業務における業績は、とりわけヨーロッパ・中東・アフリカにおいて顧客収益の増加および流動性の高い市場環境により好調であった2012年度に比べ、低調でした。2013年度の業績もまた、量的金融緩和の縮小および地理的・政治的な問題をとりまく不確実性により悪影響を受け、顧客の活動が全般的に後退したことが影響しました。クレジット関連商品および証券化商品は、市場環境の改善およびスプレッド商品への需要による顧客の活動の活発化により好調でした。
- ・ 株式市場業務の収益は、24パーセント増加しました。これは、主に、マーケットシェアの獲得、現物取引およびデリバティブ取引の業績が引き続き改善したこと、ならびに市場環境がさらに良好になったことによるものでした。
- ・ セキュリティーズ・サービスの収益は、3パーセント増加しました。これは、決済取引高の15パーセントの増加および管理資産の8パーセントの増加が、預金に関連するスプレッドの縮小により一部相殺されたことによるものです。

費用は、2パーセント減少しました。これは、主に、事業再編による節減効果、業績連動型報酬の減少の影響、事業再編費用の減少および外貨換算の影響によるのですが、2013年度の不正に係る正味損失ならびに法務関連費用および取引高関連費用の増加により一部相殺されました。不正に係る正味損失の影響を除くと、費用は4パーセント減少しました。これは、主に、事業再編による節減効果、業績連動型報酬の減少の影響、事業再編費用の減少および外貨換算の影響によるものでしたが、法務関連費用および取引高関連費用の増加により一部相殺されました。

繰入額は、72パーセント減少しました。これは、主に貸倒引当金戻入額の増加および正味貸倒損失の減少によるものです。

本社事項、本社業務／その他

本社事項、本社業務／その他には、グローバル・スタッフ機能（財務、リスク、人事、法務およびコンプライアンスを含みます。）のうち一定の未配分の費用、その他の本社経費ならびに未配分のグローバル・オペレーション・テクノロジー経費、コーポレート・トレジャリーおよび非継続事業が含まれています。2014年12月31日現在、本社事項、本社業務／その他は、主としてシティの流動性ポートフォリオ（現金および現金同等物約800億ドルならびに流動性の高い投資有価証券約1,970億ドル）で構成される3,290億ドルの資産（シティグループ資産合計の18パーセント）を保有していました。詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「市場リスク」－「資金調達および流動性リスク」および「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「貸借対照表の検討」をご参照ください。

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。))				変動率(%) 2014年度／ 2013年度	変動率(%) 2013年度／ 2012年度
	2014年度	2013年度	2012年度		
純利息収益	\$ (222)	\$ (609)	\$ (576)	64 %	(6) %
利息以外の収益	269	730	704	(63)	4
支払利息控除後収益合計	\$ 47	\$ 121	\$ 128	(61) %	(5) %
営業費用合計	\$ 6,099	\$ 1,033	\$ 2,270	NM	(54) %
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	—	—	(1)	— %	100
法人税等控除前の継続事業からの損失	\$ (6,052)	\$ (912)	\$ (2,141)	NM	57 %
法人税等便益	(459)	(282)	(1,093)	(63) %	74
継続事業からの損失	\$ (5,593)	\$ (630)	\$ (1,048)	NM	40 %
法人税等控除後の非継続事業からの利益（損失）	(2)	270	58	NM	NM
非支配持分控除前当期損失	\$ (5,595)	\$ (360)	\$ (1,106)	NM	67 %
非支配持分	44	84	85	(48) %	(1)
当期損失	\$ (5,639)	\$ (444)	\$ (1,191)	NM	63 %

NM：重要ではありません。

2014年度と2013年度の比較

当期損失は、52億ドル増加し、56億ドルとなりました。これは、主に法務関連費用の増加によるものです。

収益は、61パーセント減少しました。これは、主に売却可能（以下「AFS」といいます。）有価証券の売却およびヘッジ取引からの収益の減少によるものでした。

費用は、51億ドル増加し、61億ドルとなりました。これは、主に、法務関連費用の増加（2013年度は172百万ドルであったのに対し、44億ドル）、規制および法令遵守に係る費用の増加、ならびに事業再編費用の増加によるものです。

2013年度と2012年度の比較

当期損失は、747百万ドル減少し、444百万ドルでした。これは、主に、費用の減少およびクレジットカード事業の売却による税引後利益189百万ドルによるものでしたが、税効果の減少により一部相殺されました。

収益は、7百万ドル減少しました。これは、2013年度におけるAFS有価証券の売却益の減少によるものでしたが、債務の買戻しおよびヘッジ取引の利益による収益の増加により一部相殺されました。

費用は、54パーセント減少しました。これは、主に、法務関連費用および事業再編費用の減少によるものでした。

シティ・ホールディングス

シティ・ホールディングスには、中核であるシティコープの事業にとって中心的役割を果たすものではないとシティグループが判断した事業および資産ポートフォリオが含まれています。この判断に沿って、従前発表したとおり、11の市場におけるシティの個人向け事業および韓国における消費者金融事業ならびにICGにおける一定の事業は、2015年度第1四半期決算からシティ・ホールディングスの一部として計上されます（上記「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」－「エグゼクティブ・サマリー」ならびに「シティコープ」－「グローバル個人金融部門」および「インスティテューショナル・クライアント・グループ」をご参照ください。）。

2014年12月31日現在、シティ・ホールディングスの資産は約980億ドルで、前年度末から16パーセント、2014年9月30日から5パーセント減少しました。2014年9月30日からの50億ドルの資産の減少は、主に事業売却および閉鎖等によるものです。2014年12月31日現在、シティ・ホールディングスにおける個人向け資産は約870億ドル（シティ・ホールディングスにおける資産の約89パーセント）でした。個人向け資産のうち、約590億ドル（約68パーセント）は北米における住宅ローン（第1順位住宅抵当貸付およびホーム・エクイティ・ローン）で構成され、これには、シティの過去のシティフィナンシャル北米事業により組成された個人向け抵当（2014年12月31日現在、約590億ドルのうち、約100億ドル（約17パーセント））が含まれます。2014年12月31日現在、シティ・ホールディングスは、シティのGAAP資産の約5パーセント、（リスク加重資産の算定に関する先進的アプローチによる）バーゼルⅢに基づくリスク加重資産の約14パーセントを占めていました。

				変動率(%) 2014年度/ 2013年度	変動率(%) 2013年度/ 2012年度
(単位: 百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2014年度	2013年度	2012年度		
純利息収益	\$ 3,541	\$ 3,184	\$ 2,619	11 %	22 %
利息以外の収益	2,274	1,382	(3,424)	65	NM
支払利息控除後収益合計	\$ 5,815	\$ 4,566	\$ (805)	27 %	NM
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額					
正味貸倒損失	\$ 1,646	\$ 3,070	\$ 5,842	(46)%	(47)%
貸倒引当金戻入額	(893)	(2,033)	(1,551)	56	(31)
貸倒引当金繰入額	\$ 753	\$ 1,037	\$ 4,291	(27)%	(76)%
保険給付準備金繰入額	602	618	651	(3)	(5)
未実行貸出約定に関する貸倒引当金戻入額	(10)	(10)	(56)	—	82
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額合計	\$ 1,345	\$ 1,645	\$ 4,886	(18)%	(66)%
営業費用合計	\$ 7,715	\$ 5,970	\$ 5,263	29 %	13 %
法人税等控除前の継続事業からの損失	\$ (3,245)	\$ (3,049)	\$ (10,954)	(6)%	72 %
法人税等 (便益)	121	(1,132)	(4,389)	NM	74
継続事業からの損失	\$ (3,366)	\$ (1,917)	\$ (6,565)	(76)%	71 %
非支配持分	\$ 4	\$ 16	\$ 3	(75)%	NM
シティ・ホールディングス当期損失	\$ (3,370)	\$ (1,933)	\$ (6,568)	(74)%	71 %
支払利息控除後収益合計					
(CVA/DVAの影響を除きます。)					
収益合計—報告値	\$ 5,815	\$ 4,566	\$ (805)	27 %	NM
CVA/DVA ⁽¹⁾	(47)	3	157	NM	(98)%
収益合計 (CVA/DVAの影響を除きます。)	\$ 5,862	\$ 4,563	\$ (962)	28 %	NM
貸借対照表データ (単位: 十億ドル)					
平均資産	\$ 109	\$ 135	\$ 194	(19)%	(30)%
平均資産利益率	(3.09)%	(1.43)%	(3.39)%		
費用比率	133 %	131 %	(654)%		
期末資産合計	\$ 98	\$ 117	\$ 156	(16)	(25)
期末貸出金合計	73	93	116	(21)	(20)
期末預金合計	10	36	68	(72)	(47)

(1) 2014年度には、2014年度第3四半期におけるデリバティブの資金調達評価調整 (FVA) の実施による一時的な税引前費用44百万ドルの影響が含まれています。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記25をご参照ください。FVAは、表示上はCVAに含まれています。
NM：重要ではありません。

下記のシティ・ホールディングスの業績に関する議論は、表示されているすべての期間につきCVA/DVAの影響を除いたものです。CVA/DVAの影響を除く業績の表示は、非GAAP財務指標です。シティは、CVA/DVAの影響を除いたシティ・ホールディングスの業績の表示が、同事業の基礎に関するより有益な情報を提供するものと考えています。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2014年度と2013年度の比較

当期損失は、14億ドル増加し、33億ドルとなりました。これは、主に、2014年7月の住宅ローン担保証券等に関する和解（上記「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」—「エグゼクティブ・サマリー」をご参照ください。）の影響によるものですが、収益の増加および与信費用の減少により一部相殺されました。住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、当期利益は23億ドル増加して385百万ドルとなりました。これは、主として、費用の減少、収益の増加および正味貸倒損失の減少によるものですが、正味貸倒引当金戻入額の減少により一部相殺されました。

収益は、28パーセント増加しました。これは、主として、2014年度第3四半期のギリシャおよびスペインにおける個人向け事業の売却を含む資産の売却に係る利益、資金調達費用の減少ならびに2014年度における表明および保証に係る請求による住宅ローンの買戻しに関する引当金繰入額の不発生によるものですが、シティ・ホールディングスの資産のための資金調達に伴う負債の償還損により一部相殺されました。

費用は、29パーセント増加しました。これは、主に、住宅ローン担保証券等に関する和解による法務関連費用の増加（2013年度は26億ドルであったのに対し、47億ドル）によるものですが、資産の継続的圧縮による費用の減少により一部相殺されました。住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、費用は34パーセント減少しました。これは、主に、法務関連費用の減少（2013年度が26億ドルであったのに対し、986百万ドル）および資産の継続的圧縮によるものです。

繰入額は、18パーセント減少しました。これは、正味貸倒損失の減少によるものですが、正味貸倒引当金戻入額の減少により一部相殺されました。住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、繰入額は、22パーセント減少しました。これは、主に北米における住宅ローンに関する継続的な改善および資産規模の全体的圧縮により、正味貸倒損失が46パーセント減少したことによるものです。正味引当金戻入額は、56パーセント減少して903百万ドルとなりました。これは、主として北米における住宅ローン・ポートフォリオに関連する戻入額の減少によるものですが、資産の売却損の減少により一部相殺されました。住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、正味引当金戻入額は、53パーセント減少しました。北米における住宅ローン・ポートフォリオに関連する貸倒引当金は、2014年度の当該ポートフォリオにおける正味貸倒損失のほぼすべてを相殺するために充当されました。

2013年度と2012年度の比較

当期損失は、71パーセント減少して19億ドルとなりました。2012年度には、モルガン・スタンレーに対するモルガン・スタンレー・スミス・バーニー合弁会社（以下「MSSB」といいます。）の持分売却に関する税引前損失47億ドル（税引後は29億ドル）が含まれていました。MSSBに関する損失を除くと、正味損失は、2012年度の38億ドルより減少し19億ドルでした。これは、貸倒引当金の大幅な減少および収益の増加によるものでしたが、費用の増加により一部相殺されました。

収益は、46億ドルに増加しました。これは、主に、MSSBに関する損失がなかったためでした。MSSBに関する損失を除くと、収益は23パーセント増加しました。これは、主に、資金調達費用の減少ならびに表明および保証に係る請求による住宅ローンの買戻しに関する引当金繰入額の減少（2012年度は700百万ドルであったのに対し、470百万ドル）によるものでした。

費用は、13パーセント増加しました。主な原因は、主として過去からのプライベート・ラベル証券化問題およびその他の抵当貸付関連問題による法務関連費用の増加（2012年度は12億ドルであったのに対し、2013年度は26億ドル）でしたが、全体的な資産の圧縮により一部相殺されました。法務関連費用を除くと、費用は2012年度に比べて18パーセント減少しました。

繰入額は、66パーセント減少しました。これは、2012年度における全国的な抵当貸付に関する和解に関わる正味貸倒損失の増加および通貨監督局（OCC）の指針によって必要となった増加（詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記16をご参照ください。）がなかったこと、ならびに北米での住宅ローンにおける与信の改善および資産規模の全体的圧縮によるものでした。貸倒引当金戻入額は、27パーセント増加して20億ドルとなりました。これには、北米における住宅ローン・ポートフォリオに対する貸倒引当金戻入額約22億ドルが含まれましたが、資産売却損により一部相殺されました。

日本における消費者金融業務

2008年度において、シティは日本における消費者金融業務から撤退することを決定し、それ以来、ポートフォリオの約95パーセントを清算しました。2014年12月31日現在、シティの日本における消費者金融業務は、現在または過去において「グレーゾーン」金利（合法ではあるものの法的強制力がなく、そのためシティが顧客の過払い金返還請求に応じなければならない可能性のある金利をいいます。）が付された残存貸出金を約151百万ドル有していました（これに対して、2013年12月31日現在は約278百万ドル）。ポートフォリオの大部分は清算されたものの、シティは、過去に存在していた、グレーゾーン金利が付された貸出金について過払い金返還請求に応じなければならない可能性があり、そのため貸出金に関する損失により上記の金額を超過する可能性があります。

2014年12月31日現在、シティの消費者金融業務における過払い金返還請求に関する引当金は、2013年12月31日現在は434百万ドルであったのに対し、442百万ドルでした。この引当金合計の前年度比における増加は主に、顧客の過払い金返還請求が予想より減少しなかったために発生した2014年度における引当金の正味繰入れ（2013年度は28百万ドルであったのに対し、248百万ドル）によるものでしたが、顧客に支払った分、ならびに過払い金返還請求を行う資格のある現在および過去の顧客数が減少し続けていることによって一部相殺されました。

シティは、グレーゾーン金利の請求に関する動向および展開（顧客の債務不履行、過払い金返還請求および訴訟ならびに財政、立法、規制、司法およびその他政治上の動向等）ならびにこの過去の事業における現在および従前の両方の貸付残高に対する潜在的な影響、そしてこれらに関連するシティの引当金の監視および評価を続けます。これらの展開によっては、シティが追加の損失を被る可能性があります。また、そのシティへの影響は不確実性を伴うため、予測は引き続き困難です。

[前へ](#)

2【生産、受注及び販売の状況】

「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」に記載されています。

3【対処すべき課題】

「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」に記載されています。

4【事業等のリスク】

当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況は存在せず、当社が現在認識している当社の経営に重要な影響を及ぼすその他の事象は、以下に記載されているものを除き、存在しません。

リスク要因

以下の検討は、2014年度末現在において、シティの事業、経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性がある規制上のリスク、信用リスクおよび市場リスク、流動性リスク、法的リスク、事業リスクおよびオペレーショナル・リスクならびに不確実性のうち最も重要であると経営陣が考えている事項を示しています。2014年度末現在においてシティまたは経営陣が把握していないものも含め、その他のリスクおよび不確実性も、シティの事業、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。したがって、以下の記載がシティの直面するリスクおよび不確実性のすべてを漏れなく検討したものであるとみなすべきではありません。

規制上のリスク

シティは、事業を展開する米国および米国外の法域において、進行中の多数の規制上の変更および不確実性に直面していますが、これによってシティの事業運営に悪影響が生じ、法令遵守に係るリスクおよび費用が増加する可能性があります。

シティは、事業を展開する米国および米国外の法域において、引き続き多数の規制上の変更および不確実性に直面しています。シティを含む金融機関は、規制が強化された環境にあり、そのような規制環境では、規制がさらに強化される傾向が生じるだけでなく、場合によっては、規制当局がルール策定、解釈指針、承認およびそれらの継続的な監督または監視権限に対して制限的なアプローチを多く取るため、最も規範的な規制が行われる傾向が生じる場合があります。さらに、デリバティブ改革等米国や国際機関の規制案が重複する場合であっても、多くの場合、その規制案が調整して施行されることはないため、範囲、解釈、時期、構造または方法に関して相違がある分野が生じ、追加の規制、一貫性のない規制または矛盾さえ生じる規制が制定されています。

進行中の規制上の変更および不確実性により、シティの事業計画に困難が生じていますが、そのため、事業モデルまたはそれに留まらず組織構造も変更する必要に迫られる可能性があります。最終的には、シティの個々の事業、全体的な戦略および経営成績、ならびに繰延税金資産（DTA）の実現に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、アジア、ラテンアメリカおよびヨーロッパの複数の法域においては、依然として、デビットカード取引やクレジットカード取引の手数料・料率に対する制限、また上記やその他の個人向け融資業務における営業手法に対する様々な制限が課せられていますが、かかる制限によってGCBの事業および収益等に悪影響が及ぶ可能性があります。また、2014年において、メキシコの金融セクターにおける独占禁止調査の実施を求める金融改革法案がメキシコで成立し、当該調査の報告が行われました。その報告の中で、メキシコの金融サービス業界における競争を拡大することを目的とした規制強化の実施についても勧告されていますが、これによりシティの子会社であるバナメックス（メキシコ第2位の銀行）に悪影響が及ぶ可能性があります。EU内を含む一部の法域においては、シティを含む大規模金融機関に対する金融取引税または類似の手数料を採用することが議論されていますが、採用された場合、一定の取引を実施する費用が増加する可能性があります。たとえそうでない場合であっても、シティの経営成績に悪影響が及ぶ可能性があります。また、世界各国の多くの規制当局が、EUのデータ保護制度のようなデータ保護や「オンショアリング」規制の実施を引き続き検討していますが、実施された場合、顧客情報の保管または使用が制限されることになります。これらの規制は、別の法域におけるマネー・ロンダリング防止その他の規制と抵触し、シティの事業間の情報共有を阻害し、シティの法令遵守に関するリスクおよび費用を増加させる可能性があります。また、これらの規制により、費用効率を高めるためにシティが取り組む集約化作業または標準化作業を阻害し、潜在的にはそれらを無駄なものにしてしまう可能性があります。

規制の内容が十分に確定しない限り、シティが行う事業計画または影響を受ける事業の価格設定は、提案されているか、可能性としてあり得る規則、要件または効果を前提とせざるを得ません。世界各国の多くの規制当局による進行中の規則案、最終規則、適用指針がシティの事業に対して及ぼす影響を、多くの場合、時間的に余裕がない中で検討・評価することが、継続的に経営陣に求められているため、事業計画はより複雑なものになっています。経営陣による規制上の要件の実行とその影響の評価が、規制上の指針の変更、法的異議申立てまたは最終規則の修正または撤回を求める法的な措置と同時にされる場合がありますが、これによって、経営上の不確実性が拡大しています。

規制の変更が継続的に行われることによって、シティの法令遵守に係るリスクおよび費用が増加します。シティは、法令遵守に係るリスクおよび費用は、2011年度以降毎年約10パーセント増加していると概算しています。シティの法令遵守に係るリスクおよび費用の増加により、業務執行上の優先事項としてシティが継続的に実施している経費削減努力が一部相殺され、経営成績に悪影響を及ぼします。また、規制の変更および不確実性が継続することによって、経営陣にはシティの費用を管理し続けること、潜在的に資源を再配分する（進行中の設備投資策からの撤退を含みます。）ことが求められています。

シティに適用ある自己資本比率規制や、これらの規制が最終的にシティの事業、商品および経営成績に及ぼす影響に関しては、依然として変更があり、不確実性があります。

米国バーゼルⅢに関する最終規則が採択されましたが、シティに適用される自己資本比率規制や、これらの規制が最終的にシティに及ぼす影響に関しては、依然として変更が生じており、不確実性が存在しています。

シティのバーゼルⅢ自己資本比率および関連する構成要素は、継続的な規制当局による監督（シティの信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに係るモデルに対して実施する見直しおよび承認を含みます。）、これらのモデルに対する追加の改良、修正または改善（要求によるものかは問いません。）、および米国における追加の適用指針等による影響を受けています。前述の見直しや、規制資本の枠組みを確定し、それを強化することを目的とした米国の銀行当局による継続的な努力から生じた修正または要件によって、シティのリスク加重資産、レバレッジ・エクスポージャーの総額、またはシティの自己資本比率のその他の構成要素に変動が生じる可能性があります。その結果、シティの自己資本比率およびシティが自らの自己資本要件を予想または要求されたとおりに達成する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、オペレーショナル・リスクがシティの過去の損失実績だけではなく、銀行業界全体で進行中の事象に基づいて算定されているため、シティのオペレーショナル・リスクを加重した資産の水準は、シティがリスク加重資産およびリスク加重エクスポージャーを圧縮する努力を継続しているにもかかわらず、予見可能な将来においては拡大したままであることが予想されます。

さらに、2014年12月、連邦準備制度理事会は、シティを含む米国におけるグローバルなシステム上重要な銀行持株会社（以下「GSIB」といいます。）を対象とするリスクベースのサーチャージを設ける規則案を公表しました。連邦準備制度理事会の提案は、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」といいます。）のGSIBサーチャージの枠組みに基づいたものですが、米国のGSIBのスコア（それに伴うGSIBサーチャージ）を算定する別の算定方法を追加したものです。シティは、この算定方法によって、バーゼル委員会の枠組みにおいて算定される2パーセントを大幅に上回るサーチャージが課せられることになると予想しています（本規制案の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「資本の源泉」－「自己資本規制基準の進展」をご参照ください。）。

連邦準備制度理事会のGSIB規制案により、（i）毎年サーチャージを再算定する義務が課せられること、（ii）サーチャージの額を決定する算定方法が複雑なこと、および（iii）バーゼル委員会のGSIBサーチャージの枠組みに沿った指標のスコアが、シティの指標をユーロ建てで換算した上で、他のグローバルな銀行機関の指標スコア合計に基づく分母に対する比率を求めることにより決定されること（つまり、シティのスコアが、他のグローバルな銀行機関の取った行動、および為替相場の動向により変動することになります。）等が要因となって、依然としてシティに適用される最終的なサーチャージに関しては、不確実性があります。さらに、金融安定化理事会（以下「FSB」といいます。）が提案した「総損失吸収能力」（以下「TLAC」といいます。）の要件に基づき、GSIBサーチャージが上乘せされた場合、本来一部がTLAC要件を充足するために利用可能であった普通株式等Tier 1 資本が制限されることになります。その結果、シティは、適格債および優先株式の発行水準を高める必要に迫られる可能性があります（詳細については、本「規制上のリスク」および下記「グローバル・リスクの管理」－「市場リスク」－「資金調達および流動性リスク」をご参照ください。）。

連邦準備制度理事会のGSIB規制案に加えて、シティの規制資本の枠組みに影響を及ぼす可能性がある様々な提案が、米国内外の規制機関により検討されていますが、これらの提案によって、シティを含む金融機関が直面する不確実性がさらに拡大する可能性があります。例えば、SECは、米国のブローカー・ディーラーに対してレバレッジ比率規制を課すことになる規則の採択を検討中であることを通知していますが、この規制によって、一定の種類の短期資金の調達が減少する等の悪影響が生じる可能性があります。また、バーゼル委員会は、引き続き規則の様々な論点（バーゼル委員会のモデルに準拠した資本の枠組み、ならびに市場リスク、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクに対する標準化されたアプローチを含みます。）の見直し・改定を行っています。

このような不確実性が継続しているため、シティの資本計画および資本管理は引き続き困難が伴います。連邦準備制度理事会のGSIBサーチャージ規制案や米国内外の提案により、シティは、資本をさらに増強したり、資本の利用手段を制限したり、またはその他制約を加える必要に迫られる可能性があります。その場合、シティの事業、商品提供および経営成績に悪影響が及ぶおそれがあります。このような規制上の自己資本の変動が、国内外の同業者との競争におけるシティの競争上の地位に及ぼす全般的な影響についても、依然として不透明なままです。

2015年度の破綻処理計画を改善できない場合、シティは、より厳しい自己資本、レバレッジもしくは流動性に関する規制、または成長、活動もしくは事業に対する制限を受ける可能性があり、また、シティの事業または戦略に悪影響を及ぼし得る方法で、資産や事業の売却を実施する必要に迫られる可能性があります。

2010年ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」といいます。）第1編は、重大な財政難または財政の破綻が将来生じた場合に備えて、シティグループ（銀行持株会社）およびその米国倒産法上またはその他の適用ある破産法上の重要な法人の秩序だった破綻処理に関する計画を、年に1度作成の上、提出することをシティに対して義務付けています。シティは、主要な付保預金取扱機関であるシティバンク、エヌ・エイの破綻処理計画を、年に1度作成し提出すること、また非銀行関連会社がもたらすリスクからどのようにシティバンク、エヌ・エイが適切に保護されているかを説明することが義務付けられています。これらの計画は、シティの事業および地理区分のすべてにおいて相当の努力、時間およびコストを必要とするものであり、連邦準備制度理事会およびFDICによる審査の対象となります。

2014年8月、連邦準備制度理事会およびFDICは、シティおよび他の金融機関10社が提出した2013年度の破綻処理計画の審査が完了したと公表しました。両機関は、シティを含む金融機関の2013年度の破綻処理計画において問題点があることを明らかにしました。この問題点として、（i）顧客、カウンターパーティー、投資家、中央決済機関および規制当局が取り得る行動についての前提等、両機関が非現実的または裏付けが不十分であるとみなす前提が存在すること、また（ii）秩序だった破綻処理の見通しを高めるために必要となる企業構造や慣行における変更を実施し、かかる変更を突き止めなかったことが全般的に指摘されています。同時に、連邦準備制度理事会およびFDICは、各社の2015年度に提出する計画において指摘した問題点に対する対策が講じられない場合、両機関がドッド・フランク法第1編に基づく権限を行使することを想定していることを示唆しています。

第1編に基づき、連邦準備制度理事会およびFDICが、シティの2015年度の破綻処理計画には「信用性」がないと共同で判断する場合（「信用性」という用語は定義されていませんが、「信用性」がないとは、同計画が実行可能であること、またはそうではなくても同計画により規制当局が深刻なシステミック・リスクを引き起こすことなくシステム上重要な機能を保護する方法でシティを破綻処理することが可能であると、規制当局が確信できない状態を意味すると一般的には考えられています。）、シティには、より厳しい自己資本、レバレッジもしくは流動性に関する規制、または成長、活動もしくは業務に対する制限もしくは制約が課せられ、最終的には、シティの事業または戦略に悪影響を及ぼし得る方法で、一定の資産または事業を売却する必要に迫られる可能性もあります。2014年8月、FDICは、シティを含む第1弾の提出者11社が提出した2013年度の破綻処理計画は「信用性がない」と判断しました。

また、英国等のその他の法域の中には、シティを含む金融機関に対して破綻処理計画を要求している法域もあるほか、今後要求することが予想される法域もあります。これらの破綻処理計画の要件および時期については米国の要件およびそれぞれの要件と異なっており、また異なるものになると予想されます。このような追加の要求に対応することで、さらなる努力、時間およびコストが必要とされ、その他の法域における規制当局の審査および要件によって、米国におけるシティの規制当局が求める変更に加えて新たな変更またはそれとは矛盾する変更が生じる可能性があります。

秩序だった清算権限の実施について、ならびにかかる清算権限が実施された場合におけるシティの資金調達、流動性、経営成績および競争力に及ぼし得る影響に関して、依然として重大な不確実性が存在しています。

ドッド・フランク法第2編は、一定の状況において、シティを含むシステム上重要な銀行を破綻処理する権限をFDICに対して付与しています。FDICは、かかる破綻処理において「シングル・ポイント・オブ・エントリー戦略」を選択し、同戦略に基づき、通常、銀行持株会社を破綻処理し、持株会社の無担保長期債務には損失を負担させ、事業子会社の資本再編成を実施することを方針とする旨を記載した通知を発表しました。

この戦略に沿って、2014年11月、FSBは、秩序だった清算を実施するために十分な破綻処理時の損失吸収能力および資本再編成能力をGSIBが確保することを目的とした市中協議文書を公表しました。特に、この提案は、

(i) 新たな各社固有のTLACの最低要件を設定し、(ii) GSIBの負債のうち適格TLACに該当するものを明記し、かつ (iii) 各社全体の資金調達の構成においてTLACを位置付けるものです（各社の特定の重要子会社にTLACの一定量を「事前配分」することを含みます。）（TLACの提案の詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」－「市場リスク」－「資金調達および流動性リスク」をご参照ください。）。連邦準備制度理事会は、2015年中に米国のGSIBを対象とする類似のTLAC要件を設定するための提案を公表する見込みです。

FSBの提案を受けて、重大な不確実性および解釈上の論点が生じています。これには、(i) シティが対象となるTLACの最低水準、(ii) シティの重要子会社に事前配置するTLACの量やその重要子会社の特定、また (iii) シティの既存の長期負債のうち適格TLACに該当するのはどの債務かという点が含まれます。さらに、FSBの提案によると、TLACの最低水準は、シティの規制資本バッファを充足するために使用された規制資本商品を除いた状態で充足しなければなりません。その結果、TLACの最低基準と資本バッファの基準から構成されるTLAC全体の基準が引き上げられることになります。前述の規制資本に係るリスク要因で検討したとおり、GSIBサーチャージが上乘せされた場合には、シティは適格債および優先株式の発行水準を高める必要に迫られる可能性があります。FSBの提案は、規制当局が個別の金融機関に限定した追加のTLAC基準を定める指針にもなっています。そのため、連邦準備制度理事会の米国GSIBに関する提案と同様に、連邦準備制度理事会が、シティに対して、国際的な同種の機関または米国内の同種の機関と比べて、高水準のまたは厳格なTLAC基準を提案する可能性があります。

シティが最終的なTLACの最低要件を満たすことができない場合には、TLAC適格商品の追加発行や、既存のTLAC非適格資金調達源をTLAC適格資金調達源に切り替える等して、資金調達源を再編成する必要に迫られる可能性があります。このため、シティの資金調達コストが増加し、現在の資金調達や流動性に関する計画・管理に変更が生じ、またその収益および経営成績に悪影響が生じる可能性があります。また、TLAC適格商品を重要子会社に事前配置することが必要になった場合には、資金調達の効率性が著しく低下し、資金調達源の代替性の低下により、シティ全体の流動性要件が引き上げられるほか、一部のシティの子会社は、よりコストがかかる資金調達手段に変更する必要に迫られる可能性があります。さらに、シティは、このような最低水準が課せられていない金融機関（規制対象ではない金融仲介業者、小規模の金融機関、また負担度が軽い要件が定められている、またはそのような要件がない法域における法人）に対して競争上不利な立場に置かれる可能性があります。

米国や世界各国において現在まさに施行されているデリバティブ規制が、シティのデリバティブ事業、経営成績および競争上の地位に及ぼす影響は、依然として予測が困難です。

米国内外の法域で現在まさに施行されているデリバティブ規制は、デリバティブ市場に影響を及ぼしていますが、今後もデリバティブ市場に著しい影響を及ぼす可能性が高いです。しかし、新たな規則が制定される見込みであること、また各法域に跨る解釈上の問題が引き続き存在することを考慮すると、シティの世界規模のデリバティブ事業、経営成績および競争上の地位に対する最終的な影響を判断することは、依然として可能ではありません。

例えば、スワップ執行ファシリティの登録に関する米国商品先物取引委員会の規則に基づき、スワップ執行ファシリティとして米国商品先物取引委員会に対する登録を希望しない米国外のトレーディング・プラットフォームは、シティを含む米国と関係のある事業者がその米国外のトレーディング・プラットフォームで取引することを禁止しています。また、シティバンク、エヌ・エイの海外支店を対象とする米国商品先物取引委員会の強制的な清算規制に基づき、シティの米国外の顧客の一部は、強制的な規制を理由として、シティとの間でのスワップの清算を停止しました。より一般的に言えば、米国商品先物取引委員会のクロスボーダー取引に対する指針に基づき、シティを含む米国銀行の海外支店とデリバティブ事業を行う海外の顧客には、米国における追加の登録義務およびデリバティブ規制が課せられる可能性があるため、このような顧客は、米国銀行の海外支店との取引に代わる手段を引き続き模索しています。この変化やそれに類似した変化が生じたことによって、スワップ市場において米国人市場と非米国人市場の2つに分かれた動きが生じました。その結果、シティの事業が世界的な規模であることを考慮すると、シティに不相応な影響が生じる可能性があります。

また、2014年9月、米国の規制当局は、中央清算されないスワップに係る証拠金規制に関する規則を再提案しました。再提案されたことから、この規則が成立すれば、シティバンク、エヌ・エイは、中央清算されないスワップに関して、カウンターパーティーとの間で証拠金を授受するだけではなく、関連会社との間で証拠金を授受することが必要になり、当初証拠金を非関連会社である第三者カस्टディアンに差し入れることが求められることになります。その結果、新たな証拠金規制によって、シティバンク、エヌ・エイおよびカウンターパーティーが中央清算されないスワップを実施するコストが、著しく拡大する可能性があります。また、この規制は、シティバンク、エヌ・エイの非米国支店および一定の非米国関連会社にも適用されることになります。その結果、シティは、米国以外の法域において、かかる法域内の競合他社が要求されることになるよりも早い時点から、中央清算されないスワップに関する証拠金を徴収することが必要になった場合、シティに対する競争上の不利益が拡大する可能性があります。

さらに、EUは、引き続き、欧州市場インフラ規則（以下「EMIR」といいます。）の様々な論点の最終確定を進めていますが、EUとCFTCは、「同等性」の判断（規制当局が双方のデリバティブ制度の同等性を認めること）を実施していないため、前述のとおりスワップ市場の2分化が生じています。アジアの規制当局もそのデリバティブ改革の最終確定を引き続き進めていますが、現時点では、米国や欧州と比較して異なるアプローチが取られています。米国外の改革の多くはその内容が確定していないため、米国外の改革によりシティのデリバティブ業務に対して課される規制が米国の規制とはどの程度異なり、米国にはない規制がどの程度になるか、または米国の規制とはどの程度相反するものになるかは不透明です。

個々のデリバティブに関する改革の実施規模およびその効果は、必ずしも重大なものとはならない場合がありますが、これらの改革による累積的な影響は引き続き不透明であり、シティの経営成績およびシティのデリバティブ事業における競争力にとって重大なものとなる可能性があります。

また、デリバティブの新制度が数多くの点に及ぶことから、広範囲に及ぶ法令遵守に係る体制・プロセスを維持することが求められます。電子的に記録を取ること、リアルタイムな取引情報の公表および外部委託業務遂行基準の設定（スワップ・カウンターパーティーの開示の要求等）が含まれています。最終的な米国外の改革が最終的な米国内の改革とは異なるものである場合、またはこれと抵触する場合には、この法令遵守に関するリスクは拡大します。シティが世界規模で事業を行う規制環境が強化されていることを考慮すると、シティがこのようなシステムを有効に維持することができない場合、法令遵守に係るコストが増加し、規制リスクおよび風評リスクに直面する可能性があります。

ボルカー・ルールおよび類似の改革が引き続き実施されていることにより、シティは規制・法令遵守に係るリスクおよび費用を負うことになります。

ボルカー・ルールに基づく制限を施行する規則は2013年12月に最終確定しましたが、実施期限は特例を除いて2015年7月まで延長されました。最終規則は、ボルカー・ルールにおいて「許容される」活動について広範囲なコンプライアンス体制（顧客との間のトレーディング業務の履歴の文書化、個人単位のテストおよび研修、規制当局への報告、記録保存および同様の要件、ならびに最終規則を遵守するためにシティが実施した手続に係るCEOによる年次証明書を含みます。）を整備することをシティに求めています。さらに、最終規則が採択されてから時間が経過したにもかかわらず、最終規則の一定の条項（対象ファンドに関する条項および「許容される」活動に関する条項等）の解釈については、依然として不透明なままです。その結果、シティは、シティの業務が引き続きどの程度許容されるかについて一定の仮定を行う必要があります。シティが要求に従い実行する法令遵守体制が規制当局の意向もしくは要請に沿わない場合、または最終規則の実施に対するシティの仮定が正確ではない場合、シティは、規制・法令遵守に係るリスクおよび費用に服することになるほか、そのレピュテーションを損なう可能性があります。

自己勘定トレーディング規制を含めて、銀行に対して構造改革を求める規制案が、様々な米国外の法域においても引き続き導入予定ですが、これらの規制案が米国の制度と重複し、場合によっては抵触する制度になることがあります。例えば、EUにおいては、銀行構造改革指令案（以前は「リーカネン提案」または「バルニエ提案」として知られていました。）は、シティのEUにおける支店の一部を含む、金融機関および銀行グループに該当する機関による自己勘定トレーディングを禁止することになります。それに伴い、一定のトレーディング業務、銀行業務を行っている法人とは切り離して、法的、経済的および業務的に分離したトレーディング法人に強制的に移管することになる可能性があります。

シティが世界各国で業務を展開していることから、自己勘定トレーディング規制についてのこれらの提案等の一部が、シティの業務の一部に適用されることになる可能性が高いです。ボルカー・ルールおよびこれらの米国外の提案は、類似した懸念について対処することを意図していますが（伝統的な銀行業務および個人向け業務に影響が及ばないようにするために、自己勘定トレーディングにおける知覚リスクと他の投資銀行業務を分離するものです。）、これらの提案が異なる構造において実施される結果、相反する規制制度が制定され、シティが世界規模の業務を展開していることに鑑みて、新たな法令遵守に係るリスクおよびそのコストが発生する可能性があります。

証券化取引に適用される直近および将来の規制により、追加費用が発生する可能性があるほか、シティが証券化取引における一定の役割を担うことを妨げる可能性があります。

シティは、引受人、発行者、スポンサー、預託者、受託会社およびカウンターパーティー等、資産証券化取引において様々な役割を果たす方針です。2014年後半において、証券化に関する多くの規制変更が確定しました。その中には、一定の資産の証券化実行者を対象としたリスク保持規制、およびSEC規則ABの広範な改正（アセット・バック証券およびその他のストラクチャードファイナンス商品に対する登録、開示および報告義務を含みます。）が含まれます。

これらの規則の一部は最近採択されたため、複数の機関による規制の実施は開始したばかりで、広範な解釈上の問題点は残っています。その結果、このような変更や今後確定する予定の追加規制が、シティによる証券化取引への参加状況や証券化市場全般に対して及ぼす累積的な影響は、不透明です。新たな規制の多くの点は、証券化取引の実行費用を増加させる可能性が高く、このような変更によって、以前は活発であった証券化市場の回復が妨げられるほか、シティが一定の証券化取引（民間主導の抵当貸付証券化等のシティが過去に実行または参加していた証券化取引を含みます。）を実行し、またはそのような証券化取引に参加する魅力を低下させる可能性もあります。これらの影響によって、シティが証券化取引から得る収入が減少し、またシティが証券化取引を用いてリスクをヘッジし、エクスポージャーを軽減し、事業において不利益が生じるリスク資産を削減することが妨げられる可能性があります。

信用リスクおよび市場リスク

米国および世界（新興市場を含みます。）のマクロ経済上の課題は、シティの事業および経営成績に悪影響をもたらす可能性があります。

シティは、マクロ経済上の課題、不確実性および変動により、マーケット&セキュリティーズ・サービスにおける与信費用の増加や収益の低下等、事業および経営成績に対する悪影響にこれまで直面してきましたが、今後とも直面する可能性があります。米国経済の回復は継続していますが、世界各地で生じる事象や変化による影響を受けています。さらに、米国の財政金融措置または予想される措置は、米国だけではなく世界の市場・経済、またシティの事業および経営成績に影響を及ぼすことがあります。例えば、連邦準備制度理事会は2015年中に短期金利の引き上げを開始する場合があります。このような変更が行われる時期に関する憶測は、これまで米国および世界各国の市場において著しい変動を引き起こしてきました。シティは、利上げには一定のプラス効果（純利息収益の増加等）があると見込んでいますが（詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」－「市場リスク」－「価格リスク」をご参照ください。）、シティの事業および経営成績に及ぼす最終的な影響は、かかる利上げの時期、幅および利上げに対する市場、消費者その他の反応に左右されます。

また、米国政府の機能停止または債務不履行等、結果として生じ得る米国政府の財政上の課題および事象に関しては、依然として懸念が存在しています。最近では、これらの問題（米国の債務に対する格付けの引下げの可能性または実際の引下げを含みます。）は、米国および世界の金融市場、景気、ならびにシティの事業、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼしてきましたが、将来においても影響を及ぼす可能性があります。

米国外では、世界経済の回復は、依然として一様ではなく、先行不透明です。複数のヨーロッパ諸国の経済状況および財政状況は、依然として脆弱なままであり、ロシアを含む地域一帯の地政学的な緊張状態により不確実性は増しています。各地域の財政金融措置または予想される措置は、世界の金融市場、またシティの事業および経営成績に一段と影響を及ぼしています。ソブリンの債務不履行、または欧州経済通貨同盟（以下「EMU」といいます。）の部分的なもしくは完全な崩壊（それに伴う通貨の切り上げリスクおよび不確実性を含みます。）に関する懸念は、2014年に和らいだように思われましたが、かかる懸念は2015年1月のギリシャの新政権成立により再燃しました（2014年12月31日時点のシティのギリシャにおける第三者資産および第三者負債の詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」－「カントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク」をご参照ください。）。

中国等の一部の新興市場では、世界のマクロ経済状況、地政学的な緊張状態、政府もしくは規制当局の方針、または特定の地域もしくは国の経済状況が要因となり、成長が鈍化しています（新興市場特有のリスクの詳細については、下記のリスク要因をご参照ください。）。シティは、戦略上、新興市場を重視しているため、新興市場の将来の経済成長に対して不確実性が実際に存在したり、それが認識された場合には、シティの事業および経営成績に影響が生じることがありましたが、今後も悪影響が生じる可能性があり、その影響の度合いが競合他社と比較して大きくなる可能性があります。さらに、特定の国の経済状況が一定の水準よりも悪化した場合には、米国の規制当局は貸倒引当金およびその他の引当金に対する強制的な要件を課することが可能であり、実際にそのような要件を課したこともあります。かかる要件が課された場合には、シティの与信費用および利益に悪影響（場合によっては、著しい悪影響）を及ぼす可能性があります（例として、下記「グローバル・リスクの管理」－「カントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク」－「クロスボーダー・リスク」－「アルゼンチン」をご参照ください。）。

シティは、その広範な世界的ネットワークゆえに、種々の国際的なリスクおよび新興市場のリスクによる影響を受けやすく、また法令遵守および規制に係るリスクおよび費用の増加に直面しています。

2014年度において、国際業務による収益は、シティの収益合計の約58パーセントを占めていました。また、新興市場からの収益は、シティの収益合計の約40パーセントを占めていました（シティにおける新興市場の定義および新興市場の一部におけるエクスポージャーの詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」－「カントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク」をご参照ください。）。

シティは、その広範な世界的ネットワークゆえに、種々の国際的なリスクおよび新興市場のリスクによる影響を受けやすく、かかるリスクには、ソブリン・ボラティリティ、政治的な事象、為替管理、海外投資の制限、社会政治上の不安定性、詐欺、国有化、認可の喪失、処分、刑事責任を問われる可能性、支店または子会社の閉鎖および資産押収等が含まれる場合があります。例えば、シティは、厳しい為替管理が行われ、自由に現地通貨を米ドルに交換し、国外に送金することが難しいアルゼンチンやベネズエラ等の複数の国で事業を展開しています。シティは、2014年度に、メキシコの子会社であるバナメックスに関わる詐欺があったことを知りました。ロシア、ウクライナおよび中東等のシティが事業を展開する一部の国において、政治的な混乱およびそれ以外の理由による不安定な状態が生じたこともあります。その場合には経営陣の時間と注意を注ぐ必要がありました（例えば、ロシアの法人、事業セクター、個人等に対する制裁が及ぼすシティの事業および経営成績に対する影響に関して、モニタリングを実施しました。）。

シティが広範な世界的ネットワークを有していることも、法令遵守および規制に係るリスクおよび費用が増加している要因となっています。例えば、新興市場におけるシティの業務（顧客のためにクロスボーダー取引を支援することを含みます。）によって、主に世界規模の企業活動の様々な側面に注力している米国の規制（マネー・ロンダリング防止規制および米国海外腐敗行為防止法等）に基づきシティが直面する法令遵守に係るリスクは拡大しています。これらのリスクは、発展度の低い市場ほど深刻になり得るため、法令遵守に係るインフラに対する多額の投資が必要になる可能性があります。またはシティの業務の一部が削減される可能性があります。適用ある米国の規制、および世界規模の事業展開の結果、事業を展開する国または市場の規制をシティが遵守しない場合には、罰金、罰則、差止命令またはその他の類似の制限が課せられる可能性があります。いずれもシティの利益および評判に悪影響を及ぼす可能性があります。

シティのリボルビング・ホーム・エクイティ与信枠が引き続き「リセット」されることにより、シティの経営成績が悪影響を受ける可能性があります。

2014年12月31日現在、シティのホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオは約281億ドルであり、これは、まだリボルビング期間中であって分割返済（「リセット」）が始まっていないホーム・エクイティ与信枠（以下「リボルビング・ホーム・エクイティ与信枠」といいます。）約167億ドルを含みます。リボルビング・ホーム・エクイティ与信枠のうち、約78パーセントは2015年度から2017年度に分割返済が開始されます（詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」－「信用リスク」－「北米個人向け抵当貸付」をご参照ください。）。

分割返済が開始するまでは、リボルビング・ホーム・エクイティ与信枠の借入人は、ローンの利払いのみが要求されます。分割返済時に、借入人は、利息（通常、変動金利）および元本の返済を要求されますが、元本は、通常の30年ではなく、期間20年で分割返済されます。その結果、シティのリボルビング・ホーム・エクイティ与信枠の顧客は、リセットされることにより、ローンに対する支払要求額が増加するため「ペイメント・ショック（返済額の大幅な増加）」に直面する可能性があります。リセット後のローンに付される金利は変動金利であることから、金利が上昇することによって、支払額がさらに増加する可能性があります。

シティのリボルビング・ホーム・エクイティ与信枠において、2014年12月31日時点でリセットされた数は限定的でしたが、シティにおいて、残存ホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオ（分割返済および非分割返済のローン）の合計における率と比べて、分割返済のホーム・エクイティ・ローンの30日以上延滞率は高くなりました。また、現時点で発生しているリセットの一部は金利の低下する時期に発生しましたが、シティは、それによって借入人に対するペイメント・ショック（返済額の大幅な増加）を全体として緩和させる可能性が高いと考えています。シティはこのリセット・リスクを厳密にモニターし、潜在的なリセット・リスクを相殺する追加の手段を検討し、実行中ですが、金利の引上げ、貸出基準の厳格化、および借入人の不動産価値に占める貸付金の比率の上昇により、シティが今後このリセット・リスクを減少または緩和させる能力が制限される可能性があります。したがって、このローンのリセットが継続すると、シティは延滞率の上昇に直面し、今後の貸倒引当金および正味貸倒損失が増加する可能性があります、その場合、シティの経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

リスクの集中により、シティが重大な損失を被る可能性が増大し得ます。

リスク（特に信用リスクおよび市場リスク）が集中すると、重大な損失がシティに発生する可能性が高まります。2014年12月31日時点で、シティの信用リスクが最も集中しているのは、米国政府およびその機関ですが、これは、主に米国政府およびその機関が発行したトレーディング勘定資産および投資有価証券から生じたものです（詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記24をご参照ください。）。シティは、銀行、その他の金融機関、保険会社、投資銀行および政府・中央銀行等の金融サービス業界のカウンターパーティーと日常的に大量の証券、トレーディング、デリバティブおよび為替取引を行っています。この結果、規制および市場の動向により、特定の清算機関、中央代行機関または取引所を通じて取引活動がさらに集中する場合、金融サービス業界におけるシティのリスクの集中度が高まるおそれもあります。リスクの集中により、シティのヘッジ戦略の有効性は制限を受けることがあり、実際に制限を受けたこともあります。また、リスクの集中により、シティは重大な損失を被ってきましたが、今後も同様のことが起きる可能性があります。

流動性リスク

流動性に係る水準および要件を規制当局が現時点よりも重視し、かかる水準および要件が継続的に変更される場合、シティの流動性に係る計画、管理および資金調達に悪影響を及ぼす可能性があります。

2014年9月、米国の銀行当局は、米国バーゼルⅢ流動性カバレッジ比率（以下「LCR」といいます。）に関する最終規則を採択しました（LCRの最終的な要件の詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」－「市場リスク」－「資金調達および流動性リスク」をご参照ください。）。LCR規制の実施により、シティは、広範囲に及ぶ法令遵守に係る体制・プロセス（当該規則が完全に実施された場合に、シティのLCRを毎日算出するシステムを含みます。）を維持することが必要になります。さらに、シティの流動性に係る計画、ストレステストおよび管理は、引き続き強化された規制当局による調査および審査（連邦準備制度理事会の包括的な流動性分析およびレビュー（CLAR）や、規制当局によるより厳格なプルデンシャル基準に関する権限に基づくものを含みます。）の対象となっています。LCR規制に対するシティの解釈もしくはその実施、またはシティの流動性に係る計画、管理および資金調達が、規制当局の意向または要請に沿わない場合、シティの資金調達源および流動性に悪影響を及ぼすほか、シティが規制・法令遵守に係るリスクおよび費用の増加に直面する可能性があります。

また、2014年10月、バーゼル委員会は、安定調達比率（以下「NSFR」といいます。）に関する最終規則を採択し、米国の銀行当局は2015年中に米国NSFRに関する規則を提案する見込みです（バーゼル委員会のNSFRに関する最終規則の詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」－「市場リスク」－「資金調達および流動性リスク」をご参照ください。）。バーゼル委員会のNSFRに関する最終規則のいくつかの論点においてさらなる分析と明確化が必要となる可能性が高く、その中には、デリバティブの資産・負債の算入や、かかる資産のネットティングに関するものが含まれています。最終規則は、いくつかの分野において連邦政府の監督機関（米国銀行当局等）に裁量権を与えています。したがって、他の規制改革の分野と同様に、米国のNSFRに関する規則が、バーゼル委員会の規則より厳格なものになるかは依然として不透明なままです。シティにおける他の事業体または子会社が、NSFRおよびかかる規制のその他のパラメーターを遵守する必要があるかどうかは依然として不透明なままです。

当該パラメーターが明らかになるまでは、シティまたは子会社の流動性に関する計画、管理および資金調達に及ぼす潜在的な影響を判定することはできません。さらに、その他の法域がバーゼル委員会または米国の流動性規制とは異なる定量的な流動性規制を提案または採択する場合には、シティは、シティの事業が世界的な規模であることから、競争上不利な立場に立つ可能性があり、または事業を展開する一部もしくはすべての法域において様々な最低流動性基準を満たす必要に迫られる可能性があります。

米国のGSIB資本サーチャージおよび金融安定化理事会のTLACに関する提案が及ぼすシティの流動性に関する計画、管理および調達に対する潜在的な悪影響については、上記「規制上のリスク」をご参照ください。

十分な流動性および資金調達を維持することができるかは、市場の混乱およびシティの信用スプレッドの拡大等シティのコントロールの及ばない要因を含む、数多くの要因に左右されます。

世界的な金融機関として、十分な流動性および資金調達源を確保することは、シティの事業にとって不可欠です。シティの流動性および資金調達源は、金融市場全般の混乱、政府の財政政策・金融政策またはシティの信用度に対する投資家による否定的な見方等、自らのコントロールの及ばない要因により、著しい悪影響を受けることがあります。

また、シティが預金、有担保資金および長期の無担保資金を調達するコストおよび能力は、その信用スプレッドと直接的な関係があります。信用スプレッドの変動は常に発生し、市場の動向に基づいていますが、市場の動向には外部市場の要因およびシティに特化した要因の両方が含まれ、変動幅が非常に大きくなることもあります。シティの信用スプレッドは、シティの長期債務を参照債務とするクレジット・デフォルト・スワップの購入者のコストの変動による影響も受ける場合がありますが、当該コストは外部市場の要因およびシティ特有の要因による影響を受けています。さらに、その他の市場参加者が同じ時期に複数の市場を利用しようとする場合、または市場の需要が減退する場合（流動性の危機その他市場危機において発生することが多いため）、シティが資金を調達する能力が損なわれる場合があります。また、清算機関、規制当局、顧客およびシティと取引がある金融機関が市場の認識または市況に応じて追加の担保を要求する権利を行使する場合があります、その場合にはシティが資金調達を利用できる可能性およびそのコストがさらに損なわれる可能性があります。

持株会社として、シティは、自らの配当原資ならびに債券およびその他の債務の弁済原資として子会社からの配当、分配およびその他の支払に依存しています。シティの米国内外の子会社には、自己資本比率規制またはその他の規制上もしくは契約上の制約（現地のストレステストの要件または提案されているTLAC基準（上記「規制上のリスク」をご参照ください。）を含みます。）により、かかる支払を行う能力が制限され、または制限されるおそれがある会社もあります。シティが子会社から受領する支払に対する制限によって、シティの流動性も影響を受ける可能性があります。

格付機関は、シティおよびその一部の子会社の信用格付けを継続的に見直しており、格付けの引下げが実施された場合には、資金調達能力の低下および資金調達費用の増加により、シティの資金調達および流動性に悪影響（追加で現金または担保の差入れが必要となり得るデリバティブ・トリガーを含みます。）が生じる可能性があります。

フィッチ、ムーディーズおよびS&Pのような格付機関は、シティおよびその子会社の一部を継続的に評価していますが、シティおよび重要性の高い子会社の長期／上位債および短期／コマーシャル・ペーパーの格付けは、単体の財務の健全性のほか、格付機関の固有の格付手法・想定、格付機関の「政府支援」の見通し、および金融サービス業界や市場全体に影響を及ぼす条件等、必ずしもシティおよびその子会社のコントロールの及ばない要因を含む複数の要因に基づいています。

シティおよびその子会社は、現在のそれぞれの格付けを維持することできなくなるおそれがあります。格付けの引下げが実施された場合には、シティが資本市場その他の資金調達源を利用する能力とそのコスト、および一定の預金を維持する能力に悪影響が生じる可能性があります。また、格付けの引下げが実施された場合には、資金調達能力の低下によりシティの資金調達および流動性に悪影響（デリバティブ・トリガーを含みますが、その場合には、追加で現金または担保の差入れが必要になる可能性があります。）が及ぶ可能性があります。さらに、格付けの引下げが実施された場合、有担保による資金調達または明示的なトリガーが存在しないその他の証拠金取引等のその他の資金調達源、またシティが第三者の資金を保有するための最低格付基準が定められた契約の条項にも悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、信用格付けの引下げが実施された場合には、シティが現時点で把握しておらず、またはシティが定量化することができない影響を及ぼすことがあります。例えば、許容可能なカウンターパーティーに関して格付制限を設定している法人もあります（シティが認識しているかは問いません。）。また、一部のシティの法人顧客およびその他の顧客（特に、トレーディング・カウンターパーティー）が、格付けの引下げに応じて、シティとの取引関係を見直し、またシティとの間において一定の取引および市場商品のトレーディングに制限を設ける可能性があります。顧客やカウンターパーティーの行動に変化が生じた場合に、シティの資金調達および流動性だけでなく、一部のシティの事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。シティまたはシティバンク、エヌ・エイの信用格付けの引下げによる潜在的な影響の詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」－「市場リスク」－「資金調達および流動性リスク」－「信用格付け」をご参照ください。

法的リスク

シティは、広範囲の訴訟、規制上の手続、および規制当局による調査の対象となっていますが、当該手続の結果、重大な罰則が課せられる可能性があるほか、シティやその事業およびその経営成績に影響が生じる可能性があります。

シティは、常に、多数の訴訟および規制上の手続を抱え、多数の政府または規制当局による調査の対象となっています。このような手続および調査が行われる頻度、また求められる（場合によっては認定された）救済手段の厳格さは、過去数年の間に著しく増大し、世界各国の司法、規制および政治的な環境は、全般的にシティを含む大規模な金融機関に対してより厳しい状況が続いています。

金融サービス業界に対する規制当局またはその他のエンフォースメント機関による監督の強化によって、業界慣行に対する疑問が示され、シティと取引を行う第三者（業者等）に対してシティによる管理監督を求める期待が新たに生じています。また、米国内外の規制当局は、「コンダクト・リスク」をより重視するようになりました。「コンダクト・リスク」は、不正行為の中でも特に、消費者、投資家または市場を害する可能性がある従業員および代理人の不正行為（顧客や投資家の個人情報の保護を怠り、商品やサービスを不適切に生成、販売およびマーケティングすること等）に関連したリスクについて述べる際に用いられる用語です。シティを含む金融機関に対する監督が強化され、それにより金融機関に対する期待が高まる場合、またシティや金融業界全般の「文化」、およびシティの統制機能の有効性に対して疑問が示された場合、これまでに規制上の手続またはその他のエンフォースメント機関による手続が新たに設けられることがありましたが、今後も同様の可能性があります。シティは、従業員および代理人の不正行為を防止し、発見する手段を多数講じているものの、不正行為は常に発見し、防止することが可能というわけではありません。

また、米国における連邦および州の規制制度またはその他のエンフォースメント制度が複雑であること、またシティの事業範囲が世界的な規模であり、かつ世界各国が依然として規制強化に積極的であることを考慮すれば、単独の事由が発生した場合でも、米国における連邦および州の複数の機関によるものか、または様々な法域における複数の規制当局および政府機関によるものかにかかわらず、多数の重複する調査および規制上の手続が発生する場合があります。

例えば、シティは、利率もしくはベンチマークの決定に対する関与、またはそれらに連動する商品のトレーディングに関して、広範囲な訴訟または規制当局による調査および措置（米国司法省の反トラスト局および刑事局によるものを含みます。）の対象となっています。これらの利率またはベンチマークは、為替レート（WM/ロイター仲値等）、金利（ロンドンインターバンク市場取引金利（以下「LIBOR」といいます。）またはISDAFIX等）、またはその他の価格に関係する場合があります。米国で業務を行う他の銀行と同様に、シティは、銀行当局による継続的な監督対象であり、またマネー・ロンダリング対策プログラムに関して、その他の政府および規制当局による調査の対象でもあります。

シティが対象となっている前述の訴訟または規制上の手続、およびその他の訴訟または規制上の手続において求められる救済手段の厳格さは、過去数年の間に著しく増大しています。米国および一部の国際的な政府機関は、積極的に金融機関を刑事訴追し、または金融機関に対する有罪判決を求める方針を強調しています。また、米国の検察当局によって、法人被告との間の司法取引により有罪答弁または起訴猶予合意に至るほか、金融機関にその他の刑事上の制裁を課すことが多くなっています。このような措置が実施された場合には、顧客や事業の喪失、商品やサービスの提供また一部の事業の運営が不可能になる等の付随的ではあるものの重大な影響が、対象となる金融機関に及ぶ可能性があります。また、過去数年、シティは、広範囲な法的または規制上の問題の解決に伴い、複数の同意判決に応じていますが、その結果、多額の罰金および制裁金を支払ったほか、金銭その他の救済手段を提供しました。シティは、将来、類似する種類の刑事上その他の救済手段、罰金、制裁金およびその他の要件を受け入れる必要に迫られ、またそれらの対象となる可能性があり、その結果、シティの事業、事業慣行、財政状態または経営成績が重大な悪影響を受け、シティの業務を大幅に変更する必要性が生じ、またはシティの評判が損なわれる可能性があります。これらの問題の解決には、莫大な時間や費用が費やされ、経営陣の注意が相当逸らされることになります。

さらに、シティに対して提起された大規模な請求の多くは、極めて複雑で進展に時間がかかり、新たな法理論または実証されていない法理論が求められる可能性があります。したがって、手続が終盤を迎えるまでかかる手続の結果の予測または見積りが困難であり、かかる手続は数年続く可能性があります。シティは会計基準に従って訴訟および規制事項のための引当金を設定していますが、これらの事項に関して最終的に負担する損失額は、引当金額を大幅に上回る場合があります。また、一定の和解は裁判所の認可を要しますが、認可が得られない場合があります。

シティの訴訟および規制上の手続の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記28をご参照ください。

事業リスクおよびオペレーショナル・リスク

シティが株主に資本を還元することができるかどうかは、包括的資本分析（CCAR）のプロセスおよび規制当局によるストレステストの結果に大きく左右されます。

シティが株主に資本を還元する決定は、普通株式配当の増額または株式買戻プログラムによるかにかかわらず、取締役会の承認に加えて、規制当局の認可に大きく左右されます。規制当局の認可には、連邦準備制度理事会が要求する年次の包括的な資本の分析およびレビュー（以下「CCAR」といいます。）のプロセスや、ドッド・フランク法に基づき要求される監督当局によるストレステストを通じたものを含みます。

2014年3月、連邦準備制度理事会は、2014年のCCAR上の手続としてシティが提出した資本計画に異論がある旨を公表しました。そのため、シティは、要請していたとおり株主に対する資本還元を行うことができなくなりました。シティは、2015年のCCARのプロセスに基づき株主に対して新たに資本を還元するためには、シティの資本計画の手続に関する連邦準備制度理事会の懸念、期待および要件に対処する必要があります。2014年のCCARのプロセスによって株主に資本を還元するシティの能力は制限を受けていますが、かかる制限は、シティに対する市場と投資家の認識に悪影響を及ぼし、この制限が継続する場合には、今後も同様である可能性があります。

シティがCCARのプロセスを正確に予測し、それを関係者に説明し、また、それにより、上述のシティに対する市場と投資家の認識への影響に対処することは、連邦準備制度理事会がシティの全体総額査定において用いる基準が改訂中であることから困難になっています。連邦準備制度理事会のシティに対する査定は、連邦準備制度理事会の独自のストレステスト・モデルだけではなく、いくつかの定性的な要素（連邦準備制度理事会が定義するシティの「資本充足プロセス」の詳細な査定を含みます。）を用いて実施されるものです。かかる定性的な要素は、シティの2014年度の資本計画に異論を表明した際に連邦準備制度理事会が言及しています。連邦準備制度理事会は、主要な資本充足の慣行は今後も発展すると予想していること、またかかる慣行は、提出された資本計画を会社間での比較による審査を行った上で、毎年理事会が決定する可能性が高いと述べています。

同様に、連邦準備制度理事会は、年次ストレステストの要件を徐々に変更することを目標に定めていますが、そのため、年次ストレステストにおける複数のパラメーター（ストレステスト・シナリオの厳格さ、シティのバランスシートに対する連邦準備制度理事会によるモデル、またカウンターパーティーの破綻等、連邦準備制度理事会が重要であるとみなす構成要素の追加を含みます。）を随時変更する場合がありますと述べています。また、連邦準備制度理事会のGSIB規制案の一貫として、連邦準備制度理事会は、将来の特定しない時期において、シティのGSIBサーチャージの一部またはすべてを、ストレステスト後の最低資本要件に統合することを検討する場合がありますと述べています。これらのパラメーター等の変更により、シティがストレステストで満たすべき資本基準が引き上げられ、その結果、株主に還元する資本水準に影響が及ぶ可能性があります。

また、連邦準備制度理事会の独自のストレステスト・モデルおよび定性的査定が、シティの用いるモデル生成技術および資本計画実務とどの程度異なるのか明らかではないため、（独自のモデル、見積、方法およびプロセスを用いた）シティのストレステストの結果が、連邦準備制度理事会が開示するものとは一致しない場合があります、その場合、市場におけるシティに対する認識に新たな混乱および影響が生じる可能性があります。

シティが費用比率および資産利益率に関する2015年度の目標を達成することができるかどうかは、業務執行上の優先事項を達成できるかどうかにも一部左右されます。

2013年3月、シティは、シティコープの営業費用比率および資産利益率に関する2015年度の財務目標を設定しました。シティがこの目標を達成できるかどうかは、業務執行上の優先事項を達成できるかどうかにも一部左右されます。業務執行上の優先事項には、規律立った費用管理を含む効率的な資源配分、シティ・ホールディングスの段階的縮小や、シティ・ホールディングスを少なくとも「採算が合う」状態に維持することに引き続き注力すること、また繰延税金資産の活用（下記をご参照ください。）を含みます。シティがこの目標を達成できるかどうかは、進行中の規制上の変化、規制・法令遵守に係る費用が高い水準で継続するかどうか、またマクロ経済状況等シティのコントロールの及ばない要因にも左右されます。シティは、引き続き業務執行上の優先事項を達成するための措置を講じますが、それが成功するかについては何の保証也没有ありません。

シティは、引き続き規律立った費用管理戦略（リエンジニアリング、業務の再構築および効率性の改善を含みます。）を追求します。ただし、公表済みの事業再編、効率性向上に向けた取り組み等を実施した結果、シティが費用水準を引き下げることができるかについて保証はありません。シティの事業における過去または今後の投資は、シティが予想しているほど利益や効果を生むものではなく、それどころか全く利益や効果がないものである場合があります。シティの費用もまた、そのコントロールが必ずしも及ばない要因に一部左右されます。例えば、2014年度中、シティは、広範囲の訴訟、規制上の手続および規制当局による調査を解決するために、多額の訴訟関連費用を計上しました。2015年度の財務目標を達成するために、シティは、訴訟関連費用および事業再編費用を2014年度と比べて大幅に削減することが必要になります。

また、シティは、過去数年において、シティ・ホールディングスの段階的縮小に向けて著しい進展を遂げています。2015年度において、シティ・ホールディングスを少なくとも「採算が合う」状態で維持することは、資産利益率を達成する上で重要です。「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」－「シティコープ」－「グローバル個人金融部門」および「インスティテューショナル・クライアント・グループ」において述べたとおり、2015年度第1四半期以降、シティは、中核事業ではない個人向け・法人向け事業の一部をシティ・ホールディングスの一部として報告する予定です。シティは、これらの事業を含めた場合でも、2015年度においてシティ・ホールディングスを少なくとも「採算が合う」状態で維持する見込みですが、前記のとおりシティのコントロールの及ばない要因によって維持することが可能ではない場合があります。また、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」－「シティ・ホールディングス」で述べたとおり、2014年12月31日現在、シティ・ホールディングスの残余資産の内訳は、北米個人向け抵当と、より規模の大きい残余事業（シティの過去のシティフィナンシャル事業を含みます。2015年度第1四半期以降は、前述の中核事業ではない個人向け・法人向け事業を含みます。）です。シティは、戦略上、実務上可及的速やかに、かつ経済的に合理的な方法で、シティ・ホールディングスの資産縮小を引き続き進め、第1四半期にシティ・ホールディングに移管された個人向け事業の閉鎖を2015年度末までに実質的に完了することを予定しています。シティ・ホールディングスにおいて残存している、より規模の大きい事業の売却は、市場の需要および買い手の資金調達等、シティのコントロールの及ばない要因にも左右される可能性があり、残存する住宅ローン資産は概して、引き続き事業閉鎖および有利な機会での売却の対象となります。その結果、シティ・ホールディングスの残存資産が、シティ全体の経営成績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

シティが繰延税金資産を活用し、シティの自己資本に対する繰延税金資産の悪影響を軽減できるかどうかは、米国課税所得を生み出すことができるかどうかにより左右されます。

2014年12月31日現在、シティの正味繰延税金資産は495億ドルですが、その内、約343億ドルは、米国バーゼルⅢ規則の最終版に基づき、これを全面的に適用して、シティの普通株式等Tier1資本から除外されています（詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「資本の源泉」－「バーゼルⅢ（完全実施されるバーゼルⅢ先進的アプローチ）に基づくシティグループの資本の構成要素」をご参照ください。）。また、2014年度末の正味繰延税金資産のうち、約176億ドルは外国税額控除（以下「FTC」といいます。）繰越に関するものでした。FTCの繰越可能期間は10年で、シティの繰延税金資産の中では最も時間の経過の影響を受ける構成要素です。2014年度末のFTCのうち、約19億ドルは2017年に失効、約52億ドルは2018年に失効、残りの105億ドルは2019年度から2023年度に失効します。シティは、その期に発生したFTCを、以前に繰り越したFTCを利用するより前に利用しなければなりません。

FTCを含む繰延税金資産の実現の会計上の取扱いは複雑で、繰延税金資産が発生している法域における将来の課税対象所得および利用可能なタックスプランニング戦略に関する相当量の判断および見積りが必要となります。シティがFTCを含む繰延税金資産を活用し、繰延税金資産の裏付けとなる資本をより建設的な目的で利用できるかは、シティが該当する税繰越期間において米国の課税所得を産み出すことができるかによります。繰延税金資産の一部でも実現できない場合には、それに相当する悪影響がシティの当期利益に及ぶことになります。

また、FTCの利用は、失効前に繰延税金資産のFTC繰越可能分を使い切る目的で、米国における課税対象所得を最適化するための措置による影響を受けます。これらのFTCに関する措置は、時間的制約の少ない他の要素を理由として、繰延税金資産の増額につながる場合があります。さらに、シティが税費用を負担する原因となるFTCおよびその他の一般事業税額控除に対する税務申告上の制限は、税額控除が繰越可能であるかにかかわらず、繰延税金資産全体の利用率に影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産の利用は、引き続きシティのその他包括利益累計額の変動により影響を受けますが、その他包括利益累計額は、金利および為替レートの変動により影響を受ける場合があります。

FTCを含むシティの繰延税金資産の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「重要な会計方針および重要な見積り」－「法人税等」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記9をご参照ください。

シティの繰延税金資産の価値は、米国、特定の州もしくは海外の法域における法人税率が引き下げられた場合、または米国の法人税制度においてその他の改正が実施された場合、著しく低下する可能性があります。

連邦議会およびオバマ政権は、米国法人税率の引下げについて協議しています。類似の協議は、ニューヨーク市および日本を含む一部の地域、州および国外の法域においてもなされています。シティは、法人税率の引下げによりいくつかの点では利益を得ますが、米国、州または外国の法人税率の引下げにより、シティの繰延税金資産の価値が（場合によっては大幅に）減少する可能性があります。その場合には、改正が実施された期間のシティの当期利益が減少することになります。米国の税制に対するより抜本的な改革の是非についても最近議論されています。このような税制改革案が施行されるかどうか、その時期、それがシティの繰延税金資産に及ぼす影響の有無または程度については明らかではありません。

シティが対象となる広範囲に及ぶ税法について、シティの解釈または適用が関連政府当局と異なる可能性があります、その場合には、追加の税金および罰金を支払うことになる可能性があります。

シティは、米国およびその州や地方自治体、ならびにシティが事業を展開する多くの国外の法域における様々な税法に服しています。これらの税法は本質的に複雑なものであり、シティはこれらの税法の自らの法人、業務および事業に対する適用について判断および解釈をしなければなりません。シティの税法の解釈および適用（源泉徴収義務および印紙税その他取引税に関するものを含みます。）が、関連する政府の課税当局のものとは異なる可能性があり、その場合には、追加の税、罰金または利息の支払が課せられ、その金額が場合によっては相当なものになるおそれがあります。

シティの業務システムおよびネットワークは、絶えず進化するサイバーセキュリティにより増大するリスクまたはその他の技術上のリスクの影響をこれまでも、また今後においても引き続き受けやすく、そのために顧客の機密情報が漏洩したり、シティの評判が損なわれたり、シティに追加費用が発生したり、規制当局による罰金および経済的な損失が生じる可能性があります。

シティの業務の大部分は、機密情報等の情報の安全な処理、保存および送信、ならびに大量の複雑な取引に対する分刻みのモニタリングに大きく依存しています。例えば、グローバル個人金融部門、クレジットカード部門およびセキュリティーズ・サービスの事業を通じて、シティは、個人、法人や政府の顧客に関する膨大な量の個人情報および顧客固有の情報を取得し保存していますが、膨大な顧客取引情報を正確に保存し、反映しなければなりません。新しい技術が徐々に浸透し、金融取引を実施する際のインターネットやモバイル機器の利用が拡大しているため、シティを含む大規模かつ世界規模の金融機関は、業務から生じるサイバー事故のリスクが拡大している状況に直面していますが、今後も同様に直面することになります。

シティのコンピュータ・システム、ソフトウェアおよびネットワークは、不正アクセス、データ（顧客の機密情報を含みます。）の喪失または破損、口座乗っ取り、サービス利用不能、コンピュータ・ウイルスまたは悪質なコード、サイバー攻撃およびその他の事由を含め、現在発生しているサイバー事故のリスクに直面しています。これらの脅威は、従業員または第三者の人的ミス、詐欺または悪意から発生する場合があります、偶然の技術的な障害が原因となる場合もあります。また、これらとは別の困難な状況が、社外の当事者（政治的な目的を促進する手段としてサイバー空間の活動を行う過激派および一部の外国主体を含みます。）により引き起こされています。サイバー事故の影響が拡大し、重大なものになり得る場合があることを示す例として、2014年に、一部の米国の金融機関が、サイバー事故が発生したことにより、コンピュータ・システムに影響が生じ、その結果何百万もの顧客データが危険に晒されたと公表している点が挙げられます。また、複数の米国の小売業者その他多国籍企業が、サイバー事故が発生したため、顧客データを危険に晒すことになったと公表しています。

これらのサイバー事故により、シティに対して影響または重大な影響が生じたわけではないものの、シティは、過去数年間、上記以外にも外部からの故意によるサイバー事故に直面してきました。かかるサイバー事故には、(i) 顧客に対するサービスの停止を試みるサービス停止攻撃、(ii) 顧客の口座データに対する不正アクセスを試みるデータ漏洩、および (iii) 顧客のふりをしてシティのシステムに対する不正な侵入を行うことを可能にし、顧客データの抽出を試みる顧客のシステムに対する悪質なソフトウェア攻撃が含まれています。シティのモニタリングおよび保護サービスは、シティのシステムを標的としたこれらの事故をそれらが重大なものとなる前に検出し対応することができましたが、限定的な損失が発生した場合もあり、また類似する今後のサイバー事故の脅威を監視するための費用が増加しました。このようなサイバー事故が今後起こらないという保証はなく、その発生頻度や規模が拡大する可能性があります。

シティは、侵入検知・防御システムおよび重要な業務用アプリケーションを保護するためのファイアウォールのモニタリング等の手段で、システムおよびネットワークを実行、維持、監視し、定期的にバージョンアップするために相当の資源を投入していますが、これらの手段またはその他の手段により、完全なセキュリティが確保できる保証はありません。また、サイバー攻撃を引き起こすために用いる方法は頻繁に変わり、また場合によっては実施されるまで認識されないため、シティは、有効な防止策を実施し、積極的に対応することができない場合があります。

シティがサイバー事故に直面した場合には、顧客の機密情報が暴露され、顧客および市場からのシティの信用が損なわれ、顧客の不満が発生し、シティに追加の費用（システムの修復、顧客の支払用のカードの交換、または新たな人員の配置または保護技術の導入等）が発生し、規制当局により罰金が課せられ、訴訟が発生し、シティおよび顧客の双方に金銭的損失が発生する可能性があります。かかる事由が発生した場合には、シティのオンライン・バンキング・システムまたは携帯向けバンキング・プラットフォームが利用可能な状態ではなくなる等、シティの業務ならびに顧客および第三者の業務が停止または機能不全に陥る可能性があります。シティの事業が世界規模であること、およびシティが処理する取引量が大規模であることから、一定のミスまたは行為が、発見され改められる前に、繰り返されまたはその状況が悪化する場合がありますが、その場合には、そのコストと影響がさらに増大する可能性があります。

シティと取引のある第三者が、サイバーセキュリティまたはその他の技術的なリスクの供給源になる場合があります。シティは、顧客のクレジットカード取引の処理、顧客対応のウェブサイトへのコンテンツのアップロード、および新商品・新サービス用のソフトウェアの開発等一定の業務を外部委託しています。この関係により、第三者がシティのウェブサイトをホスティングすること、または第三者がシティのウェブサイトにアクセスすることによって、顧客情報の保存や処理が可能になりますが、その結果、サービスが停止し、またはウェブサイトが改ざんされ、また脆弱なコードが組み込まれる可能性があります。最終的に、シティの顧客に影響を及ぼすセキュリティの漏洩が発生する可能性があります。シティは、現場でのセキュリティ管理評価の実施、第三者のアクセス権を業務上の役割を果たすのに必要最小限の権限に制限すること、第三者による処理をシティのデータセンター内に保存されたシステムに制限すること等、業務委託から生じるリスクを軽減する一定の措置を講じていますが、現在の兆候から、上記のとおりシティに新たな費用および影響をもたらす不正アクセス、データ喪失、データ破損、またはその他のサイバー事故につながる場合があります。さらに、ここ数年のデリバティブ規制改革等を通じて、金融機関と中央代行機関、取引所および清算機関との相互関係が増しているため、第三者を通じて業務上の障害またはサイバー攻撃にシティが晒されるリスクが拡大しています。

シティは、保険約款（相当の自家保険としての免責を含みます。）に従い一定のサイバー・リスクを保障範囲とする保険を付保していますが、すべての損失を保障するにはかかる保険の付保では十分ではない場合があります。

シティは、北米GCBの米国クレジットカード事業において、様々な小売業者および商店主と共同ブランドや自社カードに関する関係を維持していますが、これらの関係を維持できない場合には、当該事業の経営成績または財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

北米グローバル個人金融部門（以下「北米GCB」といいます。）内のシティブランドのカードおよびシティの個人向けサービスのクレジットカード事業を通じて、シティは、通常の業務において、第三者である小売業者および商店主と多数の共同ブランドや自社カードに関する関係を有していますが、その関係に基づいて、シティは、小売業者および商店主の顧客にクレジットカードを発行しています。共同ブランドや自社カードに関する契約上、当事者間で経済的利益を分配することを定めていますが、通常、契約期間に定めがあります。かかる関係に関して、シティを含むカード発行会社間で相当な競争が生じているため、当該契約は、当事者により延長または更新されない場合があります。同契約に適用される責務に係るシティによる違反、同契約上の小売業者または商店主による違反、外部要因（破産、清算、事業再編成、統合その他起こり得る類似の事由を含みます。）等の要因によっても、当該契約が終了する可能性があります。1つまたは複数の関係が喪失した場合において、小売業者または商店主の交代、シティによる新規のカード商品の提供等、様々な緩和措置が利用できる可能性があるものの、シティブランドのカードもしくはシティの個人向けサービス、または北米GCBの業績または財政状態に、悪影響が生じる可能性があります。またその影響は重大なものになるおそれがあります。

シティは、そのリスク管理モデル、リスク管理プロセスおよびリスク管理戦略が効果的でない場合、重大な損失を被ることがあります。

シティは、業務を行う上で想定する様々なリスク（信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスク等）を分析する際に、様々なリスクモデルの使用を含め、広範で多様な一連のリスク監視・リスク軽減の手法および戦略を使用しています（これらのリスク領域およびシティにおけるリスク管理の詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」をご参照ください。）。例えば、シティは、全社的な様々なストレステストの中で複数のモデルを使用しています。シティが業務を行う金融市場や環境が複雑で、広範囲で、かつ急激に変化していることから、シティを含む世界規模の金融機関で、これらのリスクの管理を実施することは通常より困難を伴います。

このようなモデル、プロセスおよび戦略には本質的な限界があり、その原因は、使用される手法（一定の状況における過去のデータの使用を含みます。）および判断が、シティが業務を行うすべての市場環境下におけるあらゆる経済財務上の結果を予想したり、その結果の詳細や時期まで予測したりできないものであるからです。シティは、リスク管理プロセス、リスク管理戦略、リスク管理モデルがこれらのリスクを予想または管理する上で効果的ではない場合には、重大な損失を被る可能性があります。

シティが、何らかの理由で有能な従業員を雇用し確保しておくことができない場合には、シティの業績およびその個別事業の業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

シティの業績および個々の事業の業績は、能力が高い従業員の才能と努力に大きく依存しています。特に、シティが引き続き事業において競争することができるか、事業を効率的に管理することができるか、また世界戦略を引き続き実行することができるかは、新規の従業員を引きつけ、既存の従業員を確保し、そのやる気を引き出すことができるかにかかっています。シティが従業員を引きつけ、確保できるかは、多くの要因に左右されています。その要因には、シティの文化、報酬、会社の経営陣およびリーダーシップ、ならびに個々の事業、問題となる特定の市場または地域におけるシティのプレゼンスおよびシティが提供する専門家としての機会が含まれます。

銀行業界は、他の業界と比べて従業員報酬に関して厳しい規制があり、今後もこのような規制に直面する場合があります。かかる規制には、インセンティブ基準の報酬に関する制限、クローバック要件および特別な税制が含まれています。さらに、シティが新興市場を引き続き重視していることから、シティは、新興市場における優秀な従業員を巡って、新興市場においてシティよりもプレゼンスが著しく大きく、またはインセンティブ報酬の体系に関して重大な規制の対象となっていない法人と競合関係になることが多くあります。理由が何であれ、シティが優秀な従業員を引きつけ、確保することができない場合には、シティの業績（その競争優位性を含みます。）、全社的な戦略の成功裏の実施および経営成績は、悪影響を受ける可能性があります。

シティの財務諸表における仮定または見積りが不正確である場合、重大かつ予期せぬ損失が将来的に発生する可能性があります。財務会計・報告基準またはその解釈の変更は、シティによる財政状態および経営成績の記録・報告の方法に重大な影響を及ぼす可能性があります。

シティは、米国GAAPに依拠して財務諸表を作成する際に、貸倒引当金、訴訟および規制上のエクスポージャーに関連する引当金、繰延税金資産の評価、ならびに一定の資産および負債の公正価値を決定する場合等において、一定の仮定または見積りを用いることが要求されています。シティの財務諸表の基礎をなす仮定もしくは見積りが正しくない、または将来実際に生じた事象と異なる場合には、シティに予期しない（場合によっては重大な）損失が発生する可能性があります。

さらに、シティが仮定または見積りを用いることが要求されている分野を含む、シティの財務諸表の主要な点の基準となる複数の財務会計・報告基準またはその解釈の変更は、財務会計基準審議会（以下「FASB」といいます。）において検討中のものもあり、既に提案・公表済のものもあります。例えば、FASBは、金融商品の信用損失を早期に認識することを求めることを意図した新たな会計モデルも提案しました。認識するには損失が「発生している」ことを通常求めている米国GAAPに基づく既存の複数の減損モデルに代わって、提案されている会計モデルでは、当期利益を通じて公正価値で計上されていない金融資産（貸出金および満期保有目的有価証券等）の満期までの「予想信用損失」を金融資産の組成時に計上することが求められています。これらの変更等その他提案されている変更の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。

財務会計・報告基準または解釈の変更（FASBまたは他の当局が公表または要求したものかはいません。）は、業務上、困難な状況を引き起こし、シティはこれまで財務諸表の作成時に使用していた一定の仮定または見積りを変更する必要に迫られる可能性があります。その場合には、シティ全般または特定の事業の財政状態および経営成績の記録・報告方法に悪影響が及ぶ可能性があります。また、FASBは、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）が会計基準の改善を行うことを前提として、米国GAAPのIFRSへのコンバージェンスを検討しています。IFRSに移行した場合には、シティの財務成績の記録・報告方法に重大な影響が生じる可能性があります。シティの財務諸表を作成する際に仮定および見積りが用いられる主要な分野の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「重要な会計方針および重要な見積り」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記28をご参照ください。

[次へ](#)

グローバル・リスクの管理

概要

シティグループは、効果的なリスク管理がシティグループの事業全体にとって最も重要な事項であると考えています。したがって、シティのリスク管理プロセスは、シティが事業を行う上で負う主要なリスクを監視し、評価し、管理するように設計されています。とりわけ、シティが従事する事業およびこれらの事業により生じるリスクは、「責任のある財務」の原則に関するシティの根本的な方針に則り、かつシティのリスク選好に合致していなければなりません。シティにとって、責任のある財務とは、透明、慎重かつ信頼できる行動であり、かつシティの顧客および社会により良い結果をもたらす行動をいいます。シティのリスク選好の枠組みには、行動の指針となる原則に基づいた質的基準とともに、資本力および収益力等当社の経営上の数量的な基準とする範囲が含まれます。

シティは、責任のある財務の原則の範囲内における業務の遂行を追求する一方で、シティが基本に掲げる顧客を中心とする事業戦略を支えるために選択的にリスクを負担します。誰もが認めるような堅実かつ安定した金融機関たらしとする目標を達成することは、財務実績の達成をはるかに上回るものです。したがって、倫理規範において、シティが違反を容認することはあり得ません。シティは、社員を、リスク行動（すなわち、透明性、コミュニケーション、および懸念事項の報告の状況）を考慮して具体的に評価し、報奨を付与しています。

シティのリスクは、通常、信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスクならびにカントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスクに分類されますが、かかる種類のリスクすべてに、コンプライアンス・リスクが認められます。

シティのリスク・プログラムは、（i）ビジネス・マネジメント、（ii）独立した統制機能および（iii）内部監査の3つの防衛線の上に形成されています。

- ・ **ビジネス・マネジメント** シティの各事業部門は、事業部門におけるリスクを負う従業員も含めて、コンプライアンス・リスク等、かかる事業に本質的に存在したはかかる事業から生じるリスクについて責任を負って管理し、重要なリスクを軽減するために統制機能を設置し、内部統制に対するマネージャー・アセスメントを実施し、コンプライアンスおよび統制の文化を推進する責任があります。
- ・ **独立した統制機能** コンプライアンス部門、財務部門、法務部門およびリスク部門等、シティの独立した統制機能は、シティおよび各事業部門によるリスクの管理および監督において遵守すべき基準（適用法、規制基準ならびに倫理的行動に対する方針および基準の遵守等）を設定しています。さらに、独立した統制機能は、特に、シティの各事業部門に対し助言し、研修を行い、また、各事業部門がコンプライアンスおよび統制の文化を育成し、上記の基準を遵守するために採用するツール、方法、手順および管理に対する監督方法を策定します。
- ・ **内部監査** シティの内部監査機能は、シティグループの取締役会が承認したリスク・ベースの監査計画および方法に基づき、上記2点の防衛線における活動について、独自にレビューします。

シティのリスク管理体制

シティのリスク部門は、フランチャイズ・リスク・アンド・ストラテジー部門内の独立した統制機能です。シティのチーフ・リスク・オフィサーは、シティグループの取締役会のリスク管理委員会および取締役会全体の監督の下、以下の事項に対して責任を負っています。

- ・事業におけるリスク・テaking活動およびマクロ経済環境／市場環境から生じるリスクの管理、測定および報告のための中核的な基準の設定
- ・当社全体でのリスクの識別、評価、伝達および監視
- ・事業におけるリスク・テaking活動および関連するリスク管理プロセスに関する重要な事項について、上級経営陣と常に協力すること
- ・リスク機能における十分な独立性、権限、専門知識、人員、技術および資源の確保

以下の図に記載されているとおり、シティの独立したリスク管理体制は、事業、地域および主要な商品の3つの側面にわたるリスク管理を促進できるように構成されています。

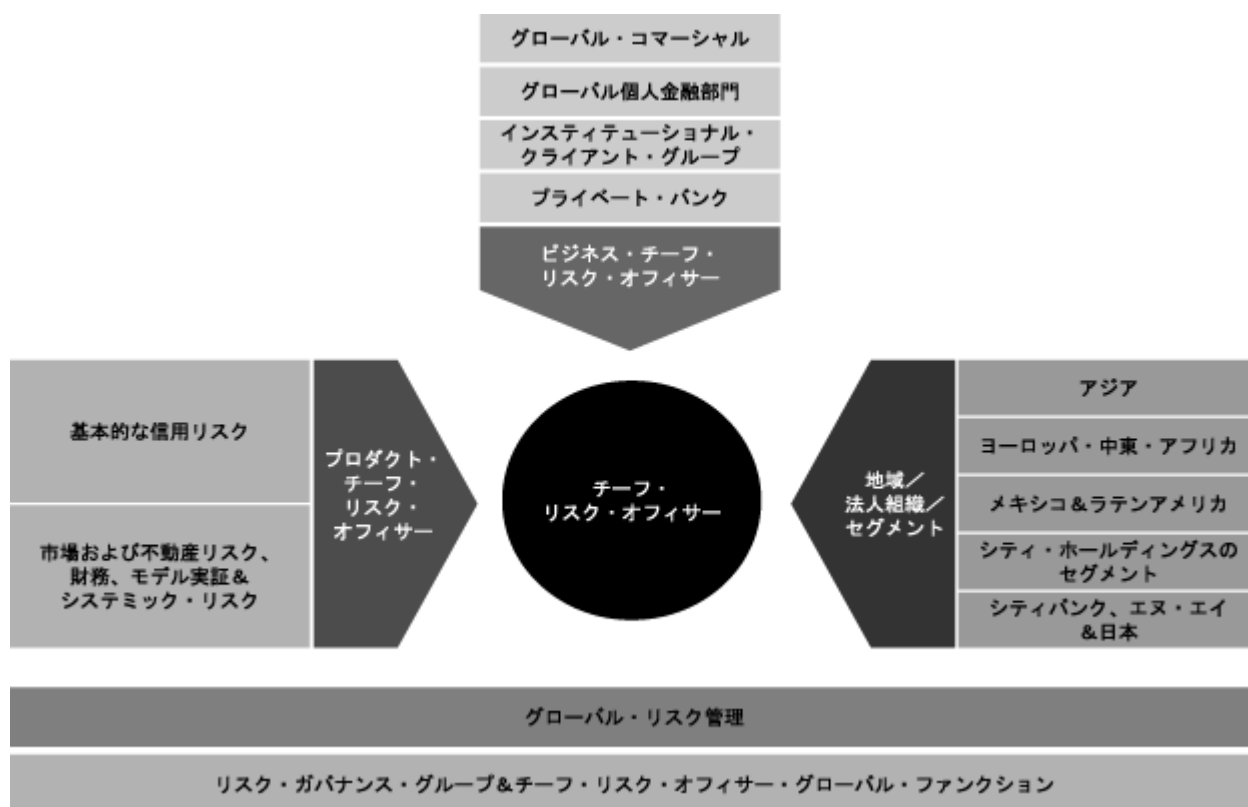
シティの主要な事業部門のそれぞれに、当該事業におけるリスクの限度の設定や取引の承認等のリスク決定のために、中心的役割を担うビジネス・チーフ・リスク・オフィサーが置かれています。シティのリスク管理体制の大半のスタッフは、これらのビジネス・チーフ・リスク・オフィサーの指揮下にあります。シティバンク、エヌ・エイおよびシティ・ホールディングスのセグメントにもチーフ・リスク・オフィサーが置かれています。

アジア、ヨーロッパ・中東・アフリカ、メキシコおよびラテンアメリカのそれぞれを担当するリージョナル・チーフ・リスク・オフィサーは、各地域におけるリスクまたはかかる各地域（かかる地域における法人を含みます。）に影響を及ぼすリスクについての説明責任を有し、地域別部門の責任者や現地の規制当局向けのリスクに関する主要な連絡先となります。

シティは、また、シティにとって特に重要なリスク分野（現在は基本的な信用、市場、不動産リスク、財務、モデル実証およびシステミック・リスク）については、プロダクト・チーフ・リスク・オフィサー職を設置しています。プロダクト・チーフ・リスク・オフィサーは、その専門分野内のリスクについて、事業と地域を越えて説明責任を有しています。プロダクト・チーフ・リスク・オフィサーは、また、シティのチーフ・リスク・オフィサーのほか、ビジネス・チーフ・リスク・オフィサーおよびリージョナル・チーフ・リスク・オフィサーのために、彼らが日々のリスク管理や業務への対応に注力できるよう、支援を行っています。リスク・ガバナンス・グループ責任者は、前向き、堅実かつ有効なリスク管理の枠組みおよび体制の継続的な発展、向上および実施を確保します。

ビジネス・チーフ・リスク・オフィサー、リージョナル・チーフ・リスク・オフィサー、リーガル・エンティティ・チーフ・リスク・オフィサーおよびプロダクト・チーフ・リスク・オフィサーはそれぞれ、シティのチーフ・リスク・オフィサーの指揮下にあり、チーフ・リスク・オフィサーは、シティグループの取締役会のリスク管理委員会への直接のレポーティング・ラインがあり、さらに、シティの最高経営責任者ならびにフランチャイズ・リスク・アンド・ストラテジー責任者の双方に二重のレポーティング・ラインを有しています。

リスク管理体制



方針およびプロセス

シティは、シティのリスク方針の策定、所有および継続的な管理を監督するための強固なプロセスを制定しています。とりわけ、シティのチーフ・リスク・オフィサーおよびリスク管理執行委員会（以下で説明されます。）は、場合により、設置された委員会を通じて、以下を行います。

- ・資本がリスクに晒される活動に関する規則および行動を明確に表現するための中核的な方針の策定
- ・シティのリスク選好と結びついた、シティ全体の新規および現在のリスク・エクスポージャーを対象とする方針基準、手順、ガイドライン、リスク限度および限度遵守プロセスの策定

シティのリスク管理プロセスには、（i）主要なリスク委員会、（ii）リスク合算およびストレス・テスト、ならびに（iii）リスク資本が含まれます。

主要リスク委員会 シティは、会社全体にリスク委員会を設置しており、これらは全体的なガバナンス、または新商品もしくは複雑な商品のガバナンスのいずれかを広範にカバーします。

- ・ **リスク管理執行委員会**：シティのチーフ・リスク・オフィサーが委員長を務めます。委員には、シティのチーフ・リスク・オフィサーのすべての直属の部下、ならびにフランチャイズ・リスク・アンド・ストラテジー責任者直属の一部の部下が含まれます。この委員会は、事業、商品および地域を越えた主要なリスク問題を検討します。
- ・ **シティバンク、エヌ・エイ・リスク委員会**：シティバンク、エヌ・エイのチーフ・リスク・オフィサーが委員長を務めます。委員には、シティバンク、エヌ・エイの最高経営責任者、最高財務責任者、トレジャー、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、チーフ・レンディング・オフィサーおよびジェネラル・カウンスルが含まれます。この委員会は、シティバンク、エヌ・エイについて設定された基準に対してリスク選好の枠組み、基準および使用方法を検討します。委員会は、また、銀行内の市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクおよびその他の種類のリスクの監視を目的とした報告についても検討します。
- ・ **事業および地域別の個人部門リスク委員会**：この委員会は、すべての地域に存在し、事業、リスクおよびその他の統制機能が幅広く関与しています。この委員会には、GCBの最高経営責任者が委員長を務め、GCBのチーフ・リスク・オフィサーが副委員長を務めるグローバル個人金融部門リスク委員会が含まれます。委員会は主要な業績傾向、重要な規制および統制事由、ならびに管理行動を監視します。
- ・ **ICGリスク管理委員会**：この委員会は、ICGのリスク・プロファイルを検討し、トレーディング、グローバル・トランザクション・サービス、組成および融資事業における適切なリスク問題を議論し、シティのリスク選好との一貫性を保つために、戦略的なリスク決定を検討します。委員には、シティのチーフ・リスク・オフィサー、フランチャイズ・リスク・アンド・ストラテジー責任者、ならびにマーケット部門のグローバル責任者、ICGの最高経営責任者およびチーフ・リスク・オフィサーが含まれます。
- ・ **事業リスク、コンプライアンスおよび統制委員会**：これらの委員会は、セクターおよびファンクションの両レベルに存在し、上級経営陣が主要な内部統制、法務、コンプライアンス、規制、ならびにその他のリスクおよび統制問題を検討する場となります。
- ・ **事業慣行委員会**：このシティ全体のガバナンス委員会は、重大な風評問題またはフランチャイズに関する問題となり得る事項に関する慣行を検討しています。各事業にも、独自の事業慣行委員会が存在します。これらの委員会は、シティの事業慣行が、最高水準のプロ意識、品位および倫理的な行動に合致する形で設計され、実施されているか否かを検討します。
- ・ **リスク方針調整グループ**：このグループは、シティ全体のリスク方針の構成およびリスク管理要件への一貫したアプローチを確保しています。委員には、各事業、地域およびシティバンク、エヌ・エイからの独立したリスク管理責任者が含まれます。

シティは、商品のリスクが識別され、評価され、シティおよびその顧客にとって、必要な承認、統制および説明責任が実施されていることも含めて、適切であると判断される状態を確保するため、以下の委員会を設置しています。

- ・新商品承認委員会：この委員会は、ICGの新商品もしくは新サービスまたは複雑な取引における重大なリスク（風評リスクおよびフランチャイズ・リスクを含みます。）を識別し、評価し、適切であると判断し、リスク合算のために適切に記録し、効果的に統制し、説明責任の実施の徹底を図ることを目的として設計されています。この委員会の検討に参加する部署には、法務、銀行規制、リスク、コンプライアンス、会計方針、商品管理およびパーゼル解釈委員会が含まれます。シティバンク、エヌ・エイの経営陣は、銀行系列（シティバンク、エヌ・エイ傘下）の事業体の利用を意図している提案の検討に参加します。
- ・個人向け商品承認委員会（以下「CPAC」といいます。）：この委員会には、上級の、幅広い専門分野の委員が含まれ、GCBの新しい商品、サービス、チャネルまたは地域を承認します。各地域には地域別CPACがあり、グローバルCPACは高度なマネーロンダリング防止（AML）リスクまたはクロス・ボーダー要素に関する取組みに対処します。委員には、その他の専門家（公正な融資を含みます。）により支援された、上級のリスク、法務、コンプライアンス、銀行規制、オペレーション・テクノロジーおよびオペレーショナル・リスク執行役員が含まれます。シティバンク、エヌ・エイの上級経営陣の構成員もCPACプロセスに参加します。
- ・投資商品リスク委員会：この委員会は、シティが開発および／または販売する新しい個人向け投資商品およびサービスの分析および議論を促進する2つの商品承認委員会を監督します。
 - －開発商品承認委員会：この委員会は、シティが開発した、新しい商品もしくは取引または変更が加えられた商品もしくは取引であって、個人投資家および個人に販売する第三者である業者に販売される商品および取引の検討に責任を負っています。
 - －販売商品承認委員会：この委員会は、シティの販売事業部門（例えば、プライベートバンク、個人向け等）を通じて個人投資家に提供される前に、新しい投資商品およびサービス（シティの「オープン・アーキテクチャー」販売モデルの一環として第三者により開発されたものを含みます。）を承認します。この委員会は、さらに、既存の商品およびサービスの定期的な審査に関する要件も設定します。
- ・コマーシャル・バンク商品承認委員会：この委員会は、コンシューマー・アンド・コマーシャル・バンク（以下「CCB」といいます。）またはCCBの顧客に対して販売を行う第三者が開発または提供した、新規の、もしくは複雑な商品、サービス、ビジネス・ライン、または既存の商品、サービスもしくはビジネス・ラインに加えられる一定の変更に伴う重大なリスクについて、CCBまたはその顧客のための、適切かつ一定レベルの精査の実施、ならびに適正な記録および管理を徹底させるために設計されています。

シティには、このほかにも、シティの資産負債委員会（以下「ALCO」といいます。）およびオペレーショナル・リスク協議会等、リスク管理において重要な役割を担う委員会が存在します。例えば、シティのALCOは、流動性のポートフォリオの戦略を設定し、その実績を監視しますが、かかる業務には、ポートフォリオ資産の分配に対する大幅な変更に対する承認も含まれます。

リスク合算およびストレス・テスト

シティの主要なリスク分野については以下に個別に議論されていますが、これらのリスクも、シティのリスク合算およびストレス・テストのプロセスを通じて、相互に関連して、また、シティの様々な事業部門にわたって、検討および管理されます。さらに、シティは、グローバル・システミック・ストレス・テストについて定めた正式な方針を制定しました。

上記のとおり、独立リスク管理部門は、組織全体の主要なリスク・エクスポージャーおよび集中度を監視し、統制します。これには、事業部門内および事業部門全体のリスクを合算すること、ならびにこれらのリスクがシティに与える可能性のある潜在的な経済的影響を評価するため、これらのリスクを様々なストレス・シナリオに当てはめることが必要となります。

シティのポートフォリオ全体（すなわち、トレーディング・ポートフォリオ、売却可能ポートフォリオおよび稼働ポートフォリオ）について、ストレス・テストが実施されています。これらの全社的なストレス報告書では、様々な種類の主要なリスク要因（例えば、金利や信用スプレッド等）に変化が生じた場合のシティおよびシティを構成する事業への潜在的影響が測定されます。また、この報告では、独立リスク管理部門が社内で開発した、多数の過去の事例および仮定による将来予想に基づくシステミック・ストレス・シナリオの潜在的影響が測定されています。これらの全社的なストレス・テストは毎月行われ、その結果をシティの上級経営陣および取締役会が検討します。

上記のストレス・テストの補足として、事業部門および財務部門から支援を受けている独立リスク管理部門は、リスク集中、金融市場参加者およびその他のシステミックな問題により生じる可能性のある、シティ全体に係る重大な潜在的懸念分野について、シティの上級経営陣および取締役会に対して、定期的に最新情報を提供しています。これらの重点分野は、これらのエクスポージャーから生じ得るシティへの潜在的な経済的影響についての将来予想に関する評価であるとされています。

上記のストレス・テストおよび重点分野の取組みにおいては、識別された生じ得るリスクの構造、規模、相互関係および時期に係る当社の見通しに影響を与える市場およびシティ内での事象が考慮されるため、これらのプロセスは、下記の標準的な限度の設定およびリスク資本に係る取組みを補足します。これらのプロセスの結果は、潜在的なエクスポージャーのさらなる認識および理解に加え、ひいてはリスクを管理および軽減する戦略を進める上での出発点としての機能を果たします。

上記のシティの継続的な内部ストレス・テストに加えて、シティは、多数の規制上の取組み（連邦準備制度理事会のストレス・テスト（以下「CCAR」といいます。）およびOCCのドッド・フランク法ストレス・テスト（以下「DFAST」といいます。）を含みます。）についても定期的にストレス・テストを行うことが求められています。これらの規制上の取組みは通常、ストレス・テストを行う際に準拠すべきとして定められた一定のシナリオを規定しており、結果の公表様式も定めています。詳細については、上記「リスク要因」－「事業リスクおよびオペレーショナル・リスク」をご参照ください。

リスク資本

シティは、事業活動全体のリスク・テakingを一貫して測定し、リスクとリターンの関係性を評価するために、会社全体のリスク資本を計算し、配分します。リスク資本とは、1年の間の極めて深刻な事象から生じる、潜在的かつ予期し得ない経済的損失を吸収するのに必要な資本の額、と定義されます。

- ・「経済的損失」には、シティの連結損益計算書に反映される損失および連結財務諸表における公正価値調整、ならびに連結損益計算書で把握されていない価値のさらなる下落が含まれます。
- ・「予期し得ない損失」とは、1年の間の、極めて深刻な潜在的損失とシティの予想（平均）損失との差をいいます。
- ・「極めて深刻な」とは、観察された事象の分布およびシナリオ分析に基づく、信頼水準を99.97パーセントとした潜在的損失として定義されます。

経済的損失をもたらすものはリスクであり、シティにとってのリスクは、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに大別されます。市況の推移および業務慣行の発展に鑑みて、シティのリスク資本の枠組みの見直しおよび強化が定期的に行われています。

シティのコンプライアンス体制

コンプライアンス部門は、フランチャイズ・リスク・アンド・ストラテジー部門内の独立した統制機能であり、関連法令およびその他の行動基準の遵守の管理はもとより、責任のある財務についてグローバルなレベルにおける基準を満たした業務態度および企業活動を促進することにより、シティを保護するよう設計されています。

コンプライアンスに関する主たる責任は、担当業務責任者およびそのチームにあります。シティの全従業員が、（i）責任のある財務の遂行、（ii）従業員の日常業務に適用されるコンプライアンス要件（シティの行動規範ならびにその他のシティの方針、基準および手続等）を理解し、遵守すること、ならびに（iii）コンプライアンス要件に関する疑問点についてコンプライアンス部門に助言を求め、法、規則、規制、シティの方針または関連する倫理基準の違反を迅速に報告することにより、フランチャイズを保護する責任があります。シティのコンプライアンス・リスク管理は、シティの取締役会および上級経営陣が基点となり、トップから方向性を打ち出して、倫理、コンプライアンスおよび統制に関するゆるぎない文化を促進します。

シティのコンプライアンス制度は、前述のとおり、3つの防衛線に基づいています。

コンプライアンス・リスク選好の枠組み

シティは、責任のある財務の原則に従い、コンプライアンス・リスクの排除、最小化、または軽減を追求します。コンプライアンス・リスクとは、現地、国内または国際的な法令または規則、ならびにシティの社内方針および手続、または関連する倫理基準に対する違反もしくは不適合に起因するリスクです。

シティは、自社のコンプライアンス・リスク選好を下記の3本の柱をなす取組みにより管理しています。

- ・ **リスク選好の設定**：シティは、シティが扱う業務、シティが提供する商品およびサービスならびにシティのサービス提供先である顧客、シティが行う取引の相手先およびシティが事業を行う場所について制限を設け、自社のコンプライアンス・リスク選好を設定します。かかる制限は、最も高いレベルの倫理基準の遵守に基づいて設定されます。
- ・ **リスク選好の遵守**：シティは、自社のコンプライアンス・プログラムを実施し、コンプライアンス・リスク選好の遵守を管理します。当該コンプライアンス・プログラムには、顧客のオンボーディング・プロセス、商品開発プロセス、取引監視プロセス、行動リスク・プログラム、倫理プログラム、ならびに新商品、サービスおよび複雑な取引に対する承認プロセス等が含まれます。
- ・ **リスク選好に対する統制機能への評価**：事業部門およびコンプライアンス部門は、コンプライアンス・リスク選好に対する各統制機能の有効性を、マネージャー・コントロール・アセスメント（以下「MCA」といいます。）プロセス、コンプライアンス・テスト、コンプライアンス・モニタリング・プロセス、コンプライアンス・リスク・アセスメント、主要オペレーティング・リスク、主要リスク指標および統制の有効性を示す指標に関連したコンプライアンス・メトリックス（基準）ならびに内部監査機能により、評価します。

上記3つの柱を支える要素の詳細は以下のとおりです。

シティのコンプライアンス機能

コンプライアンス部門は、シティのコンプライアンス・プログラムに基づき、シティのコンプライアンス・リスク選好の枠組みを実施し、コンプライアンス・リスクの排除、最小化、または管理を図ります。かかる使命を果たすべく、コンプライアンス部門は、以下の事項に取り組めます。

- ・ **シティの営業活動が準拠すべき規制環境、規制上の義務および要求事項を把握します。** コンプライアンス部門は、主要な規制上の義務について、特定し、意見交換し、文書化するために、必要に応じて、法務部門およびその他の独立した管理部門との調整を図ります。

- ・事業活動遂行上のコンプライアンス・リスクおよびリスク軽減の統制の状況（事業活動を行う法人のリスクおよび統制を含みます。）の査定を行います。コンプライアンス・リスクの特定および評価を円滑に実施する目的で、コンプライアンス部門は、重要なコンプライアンスおよび規制に関する事項、ならびにテスト、監視、社内・社外の審査および監査の結果を検討するために、各事業部門およびその他独立した各統制機能と協力して作業します。
- ・シティの取締役会および上級経営陣と協力して、コンプライアンス、管理および責任のある財務をはぐくむ文化と齟齬のないシティの堅実なコンプライアンスおよび規制リスクに対するシティの選好を決定します。上記のとおり、シティは、コンプライアンス・リスクの排除、最小化、または軽減を目的として策定されたコンプライアンス・リスク選好の枠組みを発展させています。
- ・統制機能を発展させ、シティのコンプライアンスおよび規制上のリスク選好に適合する範囲内に行動を制限するよう合理的に策定されたプログラムを実施し、かかる制限に違反した行為を速やかに特定し、軽減します。コンプライアンス部門には、シティのコンプライアンス・リスク選好に合致しない行為へのエクスポージャーを軽減する目的で、特定の業務に関するコンプライアンス機能（グローバル個人金融部門およびインスティテューショナル・クライアント・グループ等）、領域を限定したプログラム、ならびにセマティック・グループその他各プログラム（AMLプログラムならびに行動、ガバナンスおよびエマージング・リスク管理グループ等）があります。
- ・主要なコンプライアンス・リスク、フランチャイズ・リスクおよび統制上の問題を特定し、報告し、上申し、修正します。すなわち、設計上および運用上の有効性に対する統制機能についてテストし、速やかに問題事項に対処し、採られた修正策について監視・追跡します。コンプライアンス部門は、事業部門およびコンプライアンス部門が問題事項を速やかに特定し、対処し、修正する目的で利用するための方針、基準、手順、ガイドライン、調査報告書およびその他の解決策を、策定し、実施し、さらに、設計上および運用上の有効性に対する統制機能についてテストし、採られた修正策について監視・追跡します。
- ・有効なグローバル・ガバナンスの育成に向けて取締役会、ビジネス・マネジメント、オペレーティング・コミッティーおよびシティの規制担当者と協働します。コンプライアンス部門は、顕在化しつつあるリスクおよびその他の問題、かかる問題がシティに及ぼし得る影響、ならびにコンプライアンス・プログラムの成果についてシティグループおよびシティバンク、エヌ・エイの取締役会（監査・倫理および文化に関する委員会ならびにその他の取締役会委員会等）に対して定期的に報告します。コンプライアンス部門は、さらに、様々な社内組織（ガバナンス・コミッティー（統治委員会）等）を通じて、ビジネス・マネジメントと、継続的に協働し、また、業務部門その他グローバルレベルにおける機能に対して、規制上の関係性の管理について支援し、助言します。

- ・各業務部門、機能、地域および法人にわたって、シティの従業員に対して、法、規則およびその他行動基準の遵守方法について助言し、研修を行います。コンプライアンス部門は、研修およびコミュニケーション・プログラムにより、重要なコンプライアンス事項に関する意識および遵守能力をシティ全体にわたって向上させることにより、コンプライアンスおよび統制に対する安定した文化の育成に貢献します。シティの文化の根幹をなしているのは、シティ自らが最高水準の倫理行動に従って行為するという要請です。コンプライアンス部門は、倫理をシティの文化にさらに根付かせるために設計された全社的なイニシアチブの発展において重要な役割を果たします。かかるイニシアチブには、40,000名を上回る上級管理職の従業員に向けて、倫理上の意思決定力を育成し、上申すべき事項の重要性を明確に示した内容の研修が含まれます。また、当該イニシアチブには、ビデオ集も含まれ、倫理上困難な判断を行う場合をめぐるシニア・リーダーによる討論、倫理および文化に関する定期的なコミュニケーションならびに倫理面に照らした意思決定の根拠となる強化ツールの発展について特集しています。コンプライアンス部門は、事業部門およびその他の機能と提携し、上記の、ならびにその他の倫理上、および社内文化に関するイニシアチブを発展させ、実施します。
- ・コンプライアンス・プログラムを強化します。コンプライアンス部門は、年次コンプライアンス・リスク・アセスメント結果を使用すること等により、年次および複数年プログラム強化策を策定し、コンプライアンス・プログラムを強化する義務を遂行します。

組織構造およびスタッフの独立性

シティのチーフ・コンプライアンス・オフィサーが、コンプライアンス部門を管理します。チーフ・コンプライアンス・オフィサーまたは被指名者は、重要なコンプライアンス事項をシティの上級経営陣、取締役会、取締役会が指示する委員会その他関連フォーラムに報告する責任があります。

シティのチーフ・コンプライアンス・オフィサーは、シティの最高経営責任者に直属するフランチャイズ・リスク・アンド・ストラテジー責任者に直属しています。コンプライアンス部門のオフィサー全員が、上記のいずれかの直接の指揮関係により、シティのチーフ・コンプライアンス・オフィサーに直属します。かかる構造によって、コンプライアンス部門に必要な、収益を追求する事業部門からの独立性が確保されています。

[次へ](#)

信用リスク

信用リスクとは、借り手またはカウンターパーティーの金融債務または契約債務の不履行に伴い、財務上の損失が発生する可能性をいいます。信用リスクは、シティグループの多くの事業活動で発生しますが、かかる事業には以下のものが含まれます。

- ・ホールセールおよびリテール貸出
- ・資本市場デリバティブ取引
- ・仕組金融
- ・買戻および売戻取引

信用リスクは、シティが顧客を代理して取引を決済するために、対価または前渡金を受領する前に資産を移転する、決済および清算業務からも生じます。信用リスクの中の集中リスクは、信用エクスポージャーが、特定の顧客、業界、地域またはその他の分類に集中することに関連するリスクです。

信用リスク管理

信用リスクは、シティが金融機関として直面する最も重要なリスクの1つです。そのため、シティは、すべての事業全体で信用リスクを管理することを目的とした、効果的に確立された枠組みを実施しています。これには、事業レベルおよび全社レベルの双方における、明確に定められたリスク選好、与信限度および与信方針が含まれます。シティの信用リスク管理には、問題認識に関するプロセスおよび方針（「ウォッチ・リスト」、ポートフォリオの検討、リスク格付けの更新および分類トリガーを含みます。）も含まれます。

シティの決済および清算業務に関して、1日のうちに顧客が使用する枠は、その限度および「通常の」使用パターンと比較して緊密に監視されます。問題が発展する範囲において、シティは通常、顧客を安全な（担保の付された）営業モデルに移動させます。一般的に、1日のうちに行われるシティの決済および清算に係る枠は、未約定であり、いつでも解除することができます。

信用リスク内のリスクの集中を管理するため、シティは、業界限度、債務者限度および単一名義トリガーで構成される集中管理枠組みを実施しています。また、上記「グローバル・リスクの管理」－「リスク合算およびストレス・テスト」で指摘されているとおり、独立リスク管理部門が、この種のリスク管理を支援するため、シティの地域および事業全体のリスク集中を検討します。

信用リスクの測定およびストレス・テスト

一般的に、信用エクスポージャーは、貸出金ならびに貸出金およびその他オフバランス約定が連結貸借対照表上で計上される価値を反映した、未収利息計上貸出金の想定条件で報告されます。資本市場活動により生じる信用エクスポージャーは、一般的にマージン控除後の現在の時価で表示され、あるカウンターパーティーがシティに対して負っている正味価値を反映します。

これらの信用エクスポージャーに関連する信用リスクは、債務者の信用度および特定の債務の条件により決定されます。シティは、その信用エクスポージャーに関連する信用リスクを、貸倒引当金プロセス（「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「重要な会計方針および重要な見積り」ならびに「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1および16をご参照ください。）を通じて、ならびに全社、事業、地域および商品レベルの定期的なストレス・テストを通じて、定期的に評価します。これらのストレス・テストのプロセスは、通常、信用度の格下げまたは債務者もしくはカウンターパーティーの債務不履行のいずれかにより発生する与信費用の潜在的な増加分を見積ります。

貸出金の残高

12月31日現在

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度	2010年度
個人向け貸出金					
米国内店					
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$ 96,533	\$ 108,453	\$ 125,946	\$ 139,177	\$ 151,469
割賦、リボルビング信用およびその他	14,450	13,398	14,070	15,616	28,291
カード	112,982	115,651	111,403	117,908	122,384
商工業貸出金	5,895	6,592	5,344	4,766	5,021
リース金融	-	-	-	1	2
	\$ 229,860	\$ 244,094	\$ 256,763	\$ 277,468	\$ 307,167
米国外店					
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$ 54,462	\$ 55,511	\$ 54,709	\$ 52,052	\$ 52,175
割賦、リボルビング信用およびその他	31,128	33,182	33,958	32,673	36,132
カード	32,032	36,740	40,653	38,926	40,948
商工業貸出金	22,561	24,107	22,225	21,915	18,028
リース金融	609	769	781	711	665
	\$ 140,792	\$ 150,309	\$ 152,326	\$ 146,277	\$ 147,948
個人向け貸出金合計	\$ 370,652	\$ 394,403	\$ 409,089	\$ 423,745	\$ 455,115
前受収益	(682)	(572)	(418)	(405)	69
個人向け貸出金(前受収益控除後)	\$ 369,970	\$ 393,831	\$ 408,671	\$ 423,340	\$ 455,184
法人向け貸出金					
米国内店					
商工業貸出金	\$ 35,055	\$ 32,704	\$ 26,985	\$ 20,830	\$ 13,669
金融機関貸出金	36,272	25,102	18,159	15,113	8,995
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	32,537	29,425	24,705	21,516	19,770
割賦、リボルビング信用およびその他	29,207	34,434	32,446	33,182	34,046
リース金融	1,758	1,647	1,410	1,270	1,413
	\$ 134,829	\$ 123,312	\$ 103,705	\$ 91,911	\$ 77,893
米国外店					
商工業貸出金	\$ 79,239	\$ 82,663	\$ 82,939	\$ 79,764	\$ 72,166
金融機関貸出金	33,269	38,372	37,739	29,794	22,620
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	6,031	6,274	6,485	6,885	5,899
割賦、リボルビング信用およびその他	19,259	18,714	14,958	14,114	11,829
リース金融	356	527	605	568	531
政府および公共機関貸出金	2,236	2,341	1,159	1,576	3,644
	\$ 140,390	\$ 148,891	\$ 143,885	\$ 132,701	\$ 116,689
法人向け貸出金合計	\$ 275,219	\$ 272,203	\$ 247,590	\$ 224,612	\$ 194,582
前受収益	(554)	(562)	(797)	(710)	(972)
法人向け貸出金(前受収益控除後)	\$ 274,665	\$ 271,641	\$ 246,793	\$ 223,902	\$ 193,610
貸出金合計(前受収益控除後)	\$ 644,635	\$ 665,472	\$ 655,464	\$ 647,242	\$ 648,794
貸倒引当金(実行済み貸出分)	(15,994)	(19,648)	(25,455)	(30,115)	(40,655)
貸出金合計(前受収益および貸倒引当金控除後)	\$ 628,641	\$ 645,824	\$ 630,009	\$ 617,127	\$ 608,139
貸出金合計に対する貸倒引当金の割合					
(前受収益控除後) ⁽²⁾	2.50%	2.97%	3.92%	4.69%	6.31%
個人向け貸出金合計に対する個人向け					
貸倒引当金の割合(前受収益控除後)⁽²⁾	3.68%	4.34%	5.57%	6.45%	7.81%
法人向け貸出金合計に対する法人向け					
貸倒引当金の割合(前受収益控除後)⁽²⁾	0.89%	0.97%	1.14%	1.31%	2.75%

(1) 主として不動産を担保とする貸出金。

(2) すべての期間において、公正価値で計上される貸出金が除外されています。

貸倒損失実績の詳細

(単位：百万ドル)	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度	2010年度
期首貸倒引当金	\$ 19,648	\$ 25,455	\$ 30,115	\$ 40,655	\$ 36,033
貸倒引当金繰入額					
個人向け	\$ 6,693	\$ 7,603	\$ 10,371	\$ 12,075	\$ 24,886
法人向け	135	1	87	(739)	75
	\$ 6,828	\$ 7,604	\$ 10,458	\$ 11,336	\$ 24,961
貸倒損失(総額)					
個人向け					
米国内店 ⁽¹⁾⁽²⁾	\$ 6,780	\$ 8,402	\$ 12,226	\$ 15,767	\$ 24,183
米国外店	3,901	3,998	4,139	4,932	6,548
法人向け					
商工業貸出金					
米国内店	66	125	154	392	1,222
米国外店	283	144	305	649	571
金融機関貸出金					
米国内店	2	2	33	215	275
米国外店	13	7	68	391	111
抵当貸付および不動産貸出金					
米国内店	8	62	59	182	953
米国外店	55	29	21	171	286
	\$ 11,108	\$ 12,769	\$ 17,005	\$ 22,699	\$ 34,149
債権の回収⁽³⁾					
個人向け					
米国内店	\$ 1,122	\$ 1,073	\$ 1,302	\$ 1,467	\$ 1,323
米国外店	874	1,065	1,055	1,159	1,209
法人向け					
商工業貸出金					
米国内店	64	62	243	175	591
米国外店	63	52	95	93	115
金融機関貸出金					
米国内店	1	1	-	-	-
米国外店	11	20	43	89	132
抵当貸付および不動産貸出金					
米国内店	-	31	17	27	130
米国外店	-	2	19	2	26
	\$ 2,135	\$ 2,306	\$ 2,774	\$ 3,012	\$ 3,526

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度	2010年度
正味貸倒損失					
米国内店 ⁽¹⁾⁽²⁾	\$ 5,669	\$ 7,424	\$ 10,910	\$ 14,887	\$ 24,589
米国外店	3,304	3,039	3,321	4,800	6,034
合計	\$ 8,973	\$ 10,463	\$ 14,231	\$ 19,687	\$ 30,623
その他－正味 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾	\$ (1,509)	\$ (2,948)	\$ (887)	\$ (2,189)	\$ 10,284
期末貸倒引当金	\$ 15,994	\$ 19,648	\$ 25,455	\$ 30,115	\$ 40,655
貸倒引当金が貸出金合計に占める割合 ⁽¹⁰⁾	2.50%	2.97%	3.92%	4.69%	6.31%
未実行貸出約定に関する引当金 ⁽¹¹⁾	\$ 1,063	\$ 1,229	\$ 1,119	\$ 1,136	\$ 1,066
貸倒引当金および未実行貸出約定に関する引当金合計	\$ 17,057	\$ 20,877	\$ 26,574	\$ 31,251	\$ 41,721
正味個人向け貸倒損失 ⁽¹⁾⁽²⁾	\$ 8,685	\$ 10,262	\$ 14,008	\$ 18,073	\$ 28,199
平均個人向け貸出金に占める割合	2.28%	2.63%	3.43%	4.15%	5.72%
正味法人向け貸倒損失	\$ 288	\$ 201	\$ 223	\$ 1,614	\$ 2,424
平均法人向け貸出金に占める割合	0.10%	0.08%	0.09%	0.79%	1.27%
期末貸倒引当金⁽¹²⁾					
シティコープ	\$ 11,465	\$ 13,174	\$ 14,623	\$ 16,699	\$ 22,366
シティ・ホールディングス	4,529	6,474	10,832	13,416	18,289
シティグループ合計	\$ 15,994	\$ 19,648	\$ 25,455	\$ 30,115	\$ 40,655
種類別引当金					
個人向け	\$ 13,605	\$ 17,064	\$ 22,679	\$ 27,236	\$ 35,406
法人向け	2,389	2,584	2,776	2,879	5,249
シティグループ合計	\$ 15,994	\$ 19,648	\$ 25,455	\$ 30,115	\$ 40,655

- (1) 2012年度には、2012年度第3四半期に公表された通貨監督庁（以下「OCC」といいます。）の指針に関連する償却額の増分約635百万ドルが含まれます。かかる指針は、米国破産法第7章の申立てを行った借り手に対する抵当貸付を担保価値まで評価減することを求めていました。これに対応して、2012年度第3四半期にこれらの償却に伴う貸倒引当金約600百万ドルが戻し入れられました。2012年度には、2012年度第4四半期にOCCの指針の影響が確定したことに関連する約40百万ドルの償却額に対する便益も含まれます。
- (2) 2012年度には、2012年度第1四半期に条件変更された貸出金における過年度に繰り延べられた元本残高に関連する貸倒償却額の増分約370百万ドルが含まれます。これらの貸倒償却額は、全国での抵当貸付に関する和解に関連して予想される債務免除に関連するものでした。これらの貸倒償却額に関連して、2012年度第1四半期において対応する引当金約350百万ドルが戻し入れられました。
- (3) 回収は、回収についての取組みが成功した場合のみに発生する一定の回収費用が減額されています。
- (4) 買収、処分、証券化、外貨換算、取得原価の配分に伴う調整等による引当金の変動等、貸倒引当金に対するすべての調整が含まれます。
- (5) 2014年度には、様々な貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有への振替えに伴う約11億ドルの減少が含まれます。この中には様々な不動産ローン・ポートフォリオの売却目的保有（HFS）への振替えに伴う約411百万ドル、ギリシャにおける事業の売却目的保有への振替えに伴う約204百万ドル、スペインにおける事業の売却目的保有への振替えに伴う約177百万ドル、ホンジュラスにおける事業の売却目的保有への振替えに伴う約29百万ドルおよび様々なヨーロッパ・中東・アフリカ貸出金ポートフォリオの売却目的保有への振替えに伴う約108百万ドルが含まれます。さらに2014年度には、外貨換算に伴う約463百万ドルの減少が含まれます。
- (6) 2013年度には、様々な貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有への振替えに伴う約24億ドルの減少（クレジットカード事業の売却に伴う約360百万ドルおよびギリシャにおける貸出金ポートフォリオの売却目的保有への振替えに伴う約255百万ドルが含まれます。）、繰延金利に関連する引当金繰入額なしでのその他の資産（繰延金利を含みます。）への振替えに伴う約230百万ドルの減少、および外貨換算に伴う約220百万ドルの減少が含まれます。
- (7) 2012年度には、様々な米国貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有への振替えに伴う約875百万ドルの減少が含まれます。

- (8) 2011年度には、様々な米国貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有への振替えに伴う約16億ドルの減少、エッグ・バンキング・ピーエルシーのクレジットカード事業の売却に伴う約240百万ドルの減少、シティのベルギー事業の売却目的保有への振替えに伴う約72百万ドルの減少、および外貨換算に伴う約290百万ドルの減少が含まれます。
- (9) 2010年度には、主としてシティによるSFAS第166号／第167号の適用に関連して事業体を連結する影響に伴う134億ドルの繰入れ、ならびに様々な米国貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有への振替えに伴う約27億ドルの減少および英国第1順位抵当貸付ポートフォリオの売却目的保有への振替えに伴う約290百万ドルの減少が含まれます。
- (10) 2014年12月31日は59億ドル、2013年12月31日は50億ドル、2012年12月31日は53億ドル、2011年12月31日は53億ドル、および2010年12月31日は44億ドルの、公正価値で計上された貸出金を除きます。
- (11) 連結貸借対照表のその他負債に計上されている未実行貸出約定および信用状に対する追加の貸倒引当金を表しています。
- (12) 貸倒引当金は、経営陣の最善の予測によるポートフォリオに内在する予想損失ならびに個々に評価された大口の減損貸出金および不良債権のリストラクチャリングに関連する予想損失を表しています。「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「重要な会計方針および重要な見積り」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。引当金の配分は分析目的でのみ行われるものであり、引当金の全額をポートフォリオ全体に内在する予想貸倒損失を吸収するために利用することができます。

貸倒引当金

次表は、2014年12月31日および2013年12月31日現在の、シティの貸倒引当金、貸出金およびカバレッジ比率に関する情報の詳細を表しています。

2014年12月31日			
(単位：十億ドル (比率を除きます。))	貸倒引当金	貸出金 (前受収益控除後)	引当金の貸出金に 占める割合 ⁽¹⁾
北米カード ⁽²⁾	\$ 4.9	\$ 114.0	4.3%
北米抵当貸付 ⁽³⁾⁽⁴⁾	3.7	95.9	3.9
北米その他	1.2	21.6	5.6
米国外カード	1.9	31.5	6.0
米国外その他 ⁽⁵⁾	1.9	106.9	1.8
個人向け合計	\$ 13.6	\$ 369.9	3.7%
法人向け合計	2.4	274.7	0.9
シティグループ合計	\$ 16.0	\$ 644.6	2.5%

- (1) 貸出金に対する引当金の割合からは、公正価値で計上される貸出金が除外されています。
- (2) シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの両方が含まれます。貸倒引当金49億ドルは、約15ヶ月分の正味貸倒損失引当可能金額に相当していました。
- (3) 37億ドルのうち、約35億ドルがシティ・ホールディングスの北米抵当貸付に配分されました。貸倒引当金37億ドルは、(北米抵当貸付合計およびシティ・ホールディングスの北米抵当貸付の両方について) 約53ヶ月分の正味貸倒損失引当可能金額に相当していました。
- (4) 貸倒引当金37億ドルのうち、約12億ドルおよび25億ドルがそれぞれ、ASC 450-20およびASC 310-10-35 (不良債権のリストラクチャリング) に従って決定されています。貸出金959億ドルのうち、約804億ドルおよび152億ドルの貸出金が、ASC 450-20およびASC 310-10-35 (不良債権のリストラクチャリング) に従って評価されています。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記16をご参照ください。
- (5) 抵当貸付およびその他のリテール貸出金が含まれます。

2013年12月31日

(単位：十億ドル (比率を除きます。))	貸倒引当金	貸出金 (前受収益控除後)	引当金の貸出金に 占める割合 ⁽¹⁾
北米カード ⁽²⁾	\$ 6.2	\$ 116.8	5.3%
北米抵当貸付 ⁽³⁾⁽⁴⁾	5.1	107.5	4.8
北米その他	1.2	21.9	5.4
米国外カード	2.3	36.2	6.5
米国外その他 ⁽⁵⁾	2.2	111.4	2.0
個人向け合計	\$ 17.0	\$ 393.8	4.3%
法人向け合計	2.6	271.7	1.0
シティグループ合計	\$ 19.6	\$ 665.5	3.0%

- (1) 貸出金に対する引当金の割合からは、公正価値で計上される貸出金が除外されています。
- (2) シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの両方が含まれます。貸倒引当金62億ドルは、約18ヶ月分の正味貸倒損失引当可能金額に相当していました。
- (3) 51億ドルのうち、約49億ドルがシティ・ホールディングスの北米抵当貸付に配分されました。貸倒引当金51億ドルは、(北米抵当貸付合計およびシティ・ホールディングスの北米抵当貸付の両方について) 約26ヶ月分の正味貸倒損失引当可能金額に相当していました。
- (4) 貸倒引当金51億ドルのうち、約24億ドルおよび27億ドルがそれぞれ、ASC 450-20およびASC 310-10-35 (不良債権のリストラチャリング) に従って決定されています。貸出金1,075億ドルのうち、約886億ドルおよび185億ドルの貸出金が、ASC 450-20およびASC 310-10-35 (不良債権のリストラチャリング) に従って評価されています。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記16をご参照ください。
- (5) 抵当貸付およびその他のリテール貸出金が含まれます。

未収利息非計上貸出金および不稼動資産ならびに再調整貸出金

以下には、シティの「未収利息非計上貸出金および不稼動資産」ならびに「再調整貸出金」に関する情報が含まれています。これらの分類において、一部の金額が重複しています。以下は、各分類の一般的な説明を記載した要約です。

未収利息非計上貸出金および不稼動資産：

- ・法人向けおよび個人向け（商業市場）貸出金の未収利息非計上への区分は、元利金が支払われない可能性があるという判断に基づいています。
- ・個人向け貸出金の未収利息非計上への区分は、一般的に、時間経過、つまり、借り手の支払が延滞しているか否かに基づいています。
- ・米国破産法第7章に基づく破産を通じて免除された規制の対象となる銀行事業体における抵当貸付は、連邦住宅局（FHA）付保貸出金を除き、未収利息非計上貸出金に分類されます。米国破産法第7章に基づく破産を通じて免除された銀行外における抵当貸付は、90日以上延滞した時点で未収利息非計上貸出金に分類されます。また、規制の対象となる銀行事業体におけるホーム・エクイティ・ローンは、関連する第1順位住宅抵当貸付が90日以上延滞している場合、未収利息非計上貸出金に分類されます。

- ・北米のシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスは、業界の基準では、クレジットカード・ローンは償却される（通常約定返済日から180日延滞した時点で行われます。）まで未収利息を計上するため、含まれません。

再調整貸出金：

- ・不良債権のリストラクチャリング（以下「TDR」といいます。）で条件が変更された法人向けおよび個人向け双方の貸出金が含まれます。
- ・未収利息計上および未収利息非計上の双方のTDRが含まれます。

未収利息非計上貸出金および不稼動資産

次表は、表示期間におけるシティグループの未収利息非計上貸出金を要約したものです。未収利息非計上貸出金は、利払いが継続している可能性があります。最終的に未払いの元本の一部しか回収できないとシティが合理的に予測する場合には、受領した支払額の全額が受取利息ではなく元本の減少に反映されます。その他すべての未収利息非計上貸出金については、現金による利息の受領は、一般的に収益として計上されます。

未収利息非計上貸出金

	12月31日				
(単位：百万ドル)	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度	2010年度
シティコープ	\$ 3,062	\$ 3,791	\$ 4,096	\$ 4,018	\$ 4,909
シティ・ホールディングス	4,045	5,212	7,434	7,050	14,498
未収利息非計上貸出金合計	\$ 7,107	\$ 9,003	\$ 11,530	\$ 11,068	\$ 19,407
法人向け未収利息非計上貸出金 ⁽¹⁾					
北米	\$ 321	\$ 736	\$ 735	\$ 1,246	\$ 2,112
ヨーロッパ・中東・アフリカ	267	766	1,131	1,293	5,337
ラテンアメリカ	416	127	128	362	701
アジア	179	279	339	335	470
法人向け未収利息非計上貸出金合計	\$ 1,183	\$ 1,908	\$ 2,333	\$ 3,236	\$ 8,620
シティコープ	\$ 1,126	\$ 1,580	\$ 1,909	\$ 2,217	\$ 3,091
シティ・ホールディングス	57	328	424	1,019	5,529
法人向け未収利息非計上貸出金合計	\$ 1,183	\$ 1,908	\$ 2,333	\$ 3,236	\$ 8,620
個人向け未収利息非計上貸出金 ⁽¹⁾					
北米	\$ 4,412	\$ 5,238	\$ 7,149	\$ 5,888	\$ 8,540
ヨーロッパ・中東・アフリカ	32	138	380	387	652
ラテンアメリカ	1,188	1,426	1,285	1,107	1,019
アジア	292	293	383	450	576
個人向け未収利息非計上貸出金合計	\$ 5,924	\$ 7,095	\$ 9,197	\$ 7,832	\$ 10,787
シティコープ	\$ 1,936	\$ 2,211	\$ 2,187	\$ 1,801	\$ 1,818
シティ・ホールディングス	3,988	4,884	7,010	6,031	8,969
個人向け未収利息非計上貸出金合計	\$ 5,924	\$ 7,095	\$ 9,197	\$ 7,832	\$ 10,787

(1) 一般的に利息が繰り延べられている取得不良貸出債権が除外されています。これらの貸出債権の簿価は、2014年12月31日現在421百万ドル、2013年12月31日現在703百万ドル、2012年12月31日現在537百万ドル、2011年12月31日現在511百万ドルおよび2010年12月31日現在469百万ドルでした。

次表は、表示期間におけるシティグループのその他保有不動産（以下「OREO」といいます。）資産の概要です。
これは、差押えまたはその他の法的手続によって取得したすべての不動産の、シティが担保物件の所有権を得た時点の簿価を表しています。

	12月31日				
(単位：百万ドル（比率を除きます。）)	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度	2010年度
OREO⁽¹⁾					
シティコープ	\$ 96	\$ 79	\$ 49	\$ 86	\$ 840
シティ・ホールディングス	164	338	391	480	863
OREO合計	\$ 260	\$ 417	\$ 440	\$ 566	\$ 1,703
北米	\$ 195	\$ 305	\$ 299	\$ 441	\$ 1,440
ヨーロッパ・中東・アフリカ	8	59	99	73	161
ラテンアメリカ	47	47	40	51	47
アジア	10	6	2	1	55
OREO合計	\$ 260	\$ 417	\$ 440	\$ 566	\$ 1,703
その他の抵当権実行済み資産	\$ -	\$ -	\$ 1	\$ 1	\$ 28
不稼働資産－シティグループ合計					
法人向け未収利息非計上貸出金	\$ 1,183	\$ 1,908	\$ 2,333	\$ 3,236	\$ 8,620
個人向け未収利息非計上貸出金	5,924	7,095	9,197	7,832	10,787
未収利息非計上貸出金（NAL）	\$ 7,107	\$ 9,003	\$11,530	\$11,068	\$19,407
OREO	260	417	440	566	1,703
その他の抵当権実行済み資産	-	-	1	1	28
不稼働資産（NAA）	\$ 7,367	\$ 9,420	\$11,971	\$11,635	\$21,138
貸出金合計に対するNALの割合	1.10%	1.35%	1.76%	1.71%	2.99%
資産合計に対するNAAの割合	0.40	0.50	0.64	0.62	1.10
NALに対する貸倒引当金の割合 ⁽²⁾	225	218	221	272	209

不稼働資産－シティコープ合計	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度	2010年度
未収利息非計上貸出金（NAL）	\$ 3,062	\$ 3,791	\$ 4,096	\$ 4,018	\$ 4,909
OREO	96	79	49	86	840
その他の抵当権実行済み資産	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
不稼働資産（NAA）	\$ 3,158	\$ 3,870	\$ 4,145	\$ 4,104	\$ 5,749
資産合計に対するNAAの割合	0.18%	0.22%	0.24%	0.25%	0.36%
NALに対する貸倒引当金の割合 ⁽²⁾	374	348	357	416	456
不稼働資産－					
シティ・ホールディングス合計					
未収利息非計上貸出金（NAL）	\$ 4,045	\$ 5,212	\$ 7,434	\$ 7,050	\$14,498
OREO	164	338	391	480	863
その他の抵当権実行済み資産	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
不稼働資産（NAA）	\$ 4,209	\$ 5,550	\$ 7,825	\$ 7,530	\$15,361
資産合計に対するNAAの割合	4.29%	4.74%	5.02%	3.35%	4.91%
NALに対する貸倒引当金の割合 ⁽²⁾	112	124	146	190	126

(1) 2014年度については、特定の政府保証付き不動産抵当ローンの抵当実行時に、別個のその他債権として認識することを要求する、ASU第2014-14号の適用に関連した130百万ドルの減少が反映されています。過年度は修正再表示されていません。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。

(2) 貸倒引当金にはシティのクレジットカード・ポートフォリオに関する引当金および取得不良貸出債権に関する引当金が含まれますが、クレジットカード残高（一部の米国外ポートフォリオを除きます。）および取得不良貸出債権は償却されるまで未収利息を計上し続けるため、未収利息非計上貸出金には含まれません。

N/A：シティコープおよびシティ・ホールディングスのレベルのものは入手できません。

再調整貸出金

次表はTDRにおいて条件変更がなされたシティの貸出金を示しています。

(単位：百万ドル)	2014年 12月31日	2013年 12月31日
法人向け再調整貸出金⁽¹⁾		
米国内店		
商工業貸出金 ⁽²⁾	\$ 12	\$ 36
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽³⁾	106	143
金融機関貸出金	-	14
その他	316	364
	\$ 434	\$ 557
米国外店		
商工業貸出金 ⁽²⁾	\$ 105	\$ 161
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽³⁾	1	18
その他	39	58
	\$ 145	\$ 237
法人向け再調整貸出金合計	\$ 579	\$ 794
個人向け再調整貸出金⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾		
米国内店		
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽⁸⁾	\$ 15,514	\$ 18,922
カード	1,751	2,510
割賦およびその他	580	626
	\$ 17,845	\$ 22,058
米国外店		
抵当貸付および不動産貸出金	\$ 695	\$ 641
カード	656	830
割賦およびその他	586	834
	\$ 1,937	\$ 2,305
個人向け再調整貸出金合計	\$ 19,782	\$ 24,363

- (1) 上記の不稼働資産の表に含まれる2014年12月31日現在135百万ドルおよび2013年12月31日現在312百万ドルの未収利息非計上貸出金を含みます。残りの貸出金は未収利息を計上しています。
- (2) 2014年12月31日現在、TDRとして反映されている条件変更に加え、シティは、米国内店において15百万ドルおよび米国外店において34百万ドルの商業貸出金（リスクの格付けは「要注意不良資産」またはそれ以下）（資産分類は銀行監督当局の定義によります。）についても条件変更を行いました。これらの条件変更には、猶予（会計目的上TDRに要求される要件）が含まれていなかったため、TDRとはみなされませんでした。
- (3) 2014年12月31日現在、TDRとして反映されている条件変更に加え、シティは、米国内店において22百万ドルの商業不動産貸出金（リスクの格付けは「要注意不良資産」またはそれ以下）（資産分類は銀行監督当局の定義によります。）についても条件変更を行いました。これらの条件変更には、猶予（会計目的上TDRに要求される要件）が含まれていなかったため、TDRとはみなされませんでした。
- (4) 上記の不稼働資産の表に含まれる2014年12月31日現在3,132百万ドルおよび2013年12月31日現在3,637百万ドルの未収利息非計上貸出金を含みます。残りの貸出金は未収利息を計上しています。
- (5) 2014年12月31日現在124百万ドルおよび2013年12月31日現在29百万ドルの商業不動産貸出金を含みます。
- (6) 2014年12月31日現在184百万ドルおよび2013年12月31日現在295百万ドルのその他の商業貸出金を含みます。
- (7) 小口で均質な貸出金はシティのリスク管理システムから算出したものです。
- (8) 2014年度の減少には、売却されたかまたは売却目的保有に振り替えられたTDRに関連する2,901百万ドルが含まれます。

貸出金に係る逸失受取利息⁽¹⁾

(単位：百万ドル)	米国内店	米国外店	2014年度合計
当初の約定利率で計上されていた場合の受取利息 ⁽²⁾	\$ 1,708	\$ 715	\$ 2,423
受取利息として認識された金額 ⁽²⁾	996	261	1,257
逸失受取利息	\$ 712	\$ 454	\$ 1,166

(1) 利息計上が停止された法人向け未取利息非計上貸出金、再調整貸出金および個人向け貸出金に関するものです。

(2) 米国外店の受取利息は、一部の国におけるインフレおよび通貨価値修正の影響を含めて、各国の実勢金利を反映する場合があります。

[前へ](#)

[次へ](#)

北米個人向け抵当貸付

概要

シティの北米個人向け抵当貸付ポートフォリオには、第1順位住宅抵当貸付およびホーム・エクイティ・ローンの両方があります。2014年12月31日現在、シティの北米個人向け抵当貸付ポートフォリオは959億ドル（これに対し、2013年12月31日現在は1,075億ドル）でした。このうち第1順位住宅抵当貸付ポートフォリオは678億ドル（これに対し、2013年12月31日現在は759億ドル）、ホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオは281億ドル（これに対し、2013年12月31日現在は316億ドル）でした。2014年12月31日現在、第1順位抵当貸付のうち344億ドルはシティ・ホールディングスにて計上され、残りの334億ドルはシティコープにて計上されました。2014年12月31日現在、ホーム・エクイティ・ローンのうち248億ドルはシティ・ホールディングスにて計上され、残りの33億ドルはシティコープにて計上されました。

シティの第1順位住宅抵当貸付ポートフォリオには、2014年12月31日現在、FHAの保険または退役軍人省（以下「VA」といいます。）の保証付貸出金52億ドルが含まれていました。これに対し、2013年12月31日現在は77億ドルでした。2014年度中の減少は、主に、売却され、売却保有目的に振り替えられたFHAの保険付抵当貸付約23億ドル（2014年度第4四半期中の約9億ドルを含みます。）によるものでした。シティのFHA／VAのポートフォリオを構成する貸出金は、FICO（フェア・アイザック・コーポレーション）スコアの低い低・中所得者層を借り手とし、一般的にその不動産価値に占める貸付金の比率（以下「LTV比率」といいます。）は高い傾向にあります。FHA貸出金の貸倒損失は、組成時の欠陥により保険の条件が取り消されていないことを条件として、支援する政府機関が負担します。VA貸出金に関して、VAは貸付水準に応じた損失の上限を定めており、これを超えた分はシティが負担します。FHAおよびVA貸出金の延滞率は高いものの、それぞれ保険および保証が適用されたため、当該貸出金に対するシティの貸倒損失は軽微なものにとどまりました。

また、2014年12月31日現在、シティの第1順位住宅抵当貸付ポートフォリオには、抵当保険会社を通じて付保され組成時のLTV比率が80パーセントを超える貸出金8億ドルが含まれていました。これに対し、2013年12月31日現在は11億ドルでした。2014年12月31日現在、第1順位住宅抵当貸付ポートフォリオには、米国政府支援事業体（以下「GSE」といいます。）との長期スタンドバイ・コミットメント（以下「LTSC」といいます。）に服する貸出金6億ドルも含まれていました。この貸出金の貸倒損失に対するシティのエクスポージャーは限定されています。これに対し、2013年12月31日現在は8億ドルでした。2014年12月31日現在、シティのホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオにも、GSEとのLTSCに服する貸出金2億ドルが含まれていました。これに対し、2013年12月31日現在は3億ドルでした。この貸出金についても、その貸倒損失に対するシティのエクスポージャーは限定されています。これらの保証およびコミットメントは、貸出金の組成時に欠陥があった場合、取り消される可能性があります。シティの貸倒引当金の計算においては、上記の保証およびコミットメントの影響が考慮されています。

2014年12月31日現在、シティの北米第1順位住宅抵当貸付ポートフォリオには、現在、支払期間についての未収利息のみで構成される支払または利息のみの支払が義務付けられている、変動金利抵当貸付約38億ドルが含まれていました。これに対し、2013年12月31日現在は約50億ドルでした。この減少は、主に、返済、分割償還貸出金への転換および貸出金の売却／売却目的保有貸出金への振替えによるものでした。この支払の特性を持つ第1順位住宅抵当貸付は、主に、組成時および更新時のFICOスコアが、第1順位住宅抵当貸付ポートフォリオの中の他の貸出金よりも平均して著しく高い、信用度の高い借り手に対するものであり、30日以上延滞率は、この支払特性のない第1順位住宅抵当貸付と比較して極めて低くなっています。このため、シティは、この支払特性を有する住宅抵当貸付は、ポートフォリオにおいてそれほど大きなリスクではないと考えています。

シティは、顧客に対してオプション付変動金利抵当貸付／逆償却抵当商品を提供していません。そのため、オプション付変動金利抵当貸付／逆償却抵当商品は、過去のポートフォリオおよび事業買収の一部として偶発的に取得したものにすぎないため、残高の合計の中ではわずかです。

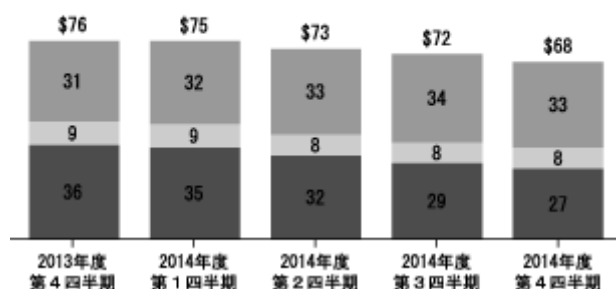
北米個人向け抵当貸付の四半期毎の傾向－正味貸倒損失および延滞債権－第1順位住宅抵当貸付

次のグラフは、シティグループの北米第1順位住宅抵当貸付ポートフォリオの与信動向を四半期毎に詳細に示しています。

北米第1順位住宅抵当貸付－期末貸出金

(単位：十億ドル)

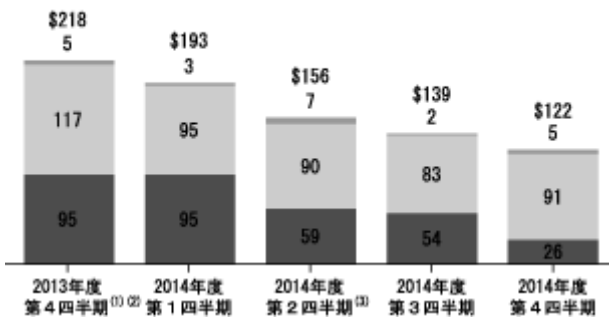
■ シティ・ホールディングス－CMI □ シティ・ホールディングス－CFNA
■ シティコープ



北米第1順位住宅抵当貸付－正味貸倒損失

(単位：百万ドル)

■ シティ・ホールディングス－CMI □ シティ・ホールディングス－CFNA
 ■ シティコープ



	2013年度 第4四半期 ⁽¹⁾⁽²⁾	2014年度 第1四半期	2014年度 第2四半期 ⁽³⁾	2014年度 第3四半期	2014年度 第4四半期
正味貸倒損失 (NCL) 合計	1.1%	1.0%	0.8%	0.8%	0.7%
シティ・ホールディングス CMI	1.0%	1.1%	0.7%	0.7%	0.4%
シティ・ホールディングス CFNA	5.0%	4.4%	4.2%	4.0%	4.6% ⁽⁴⁾
シティ・ホールディングス 合計	1.9%	1.8%	1.4%	1.4%	1.3%
シティコープ	0.1%	0.0%	0.1%	0.02%	0.05%
S&P/ケース・シラー全米 住宅価格指数 ⁽⁵⁾	13.4%	12.4%	8.0%	4.8%	4.5% ⁽⁶⁾

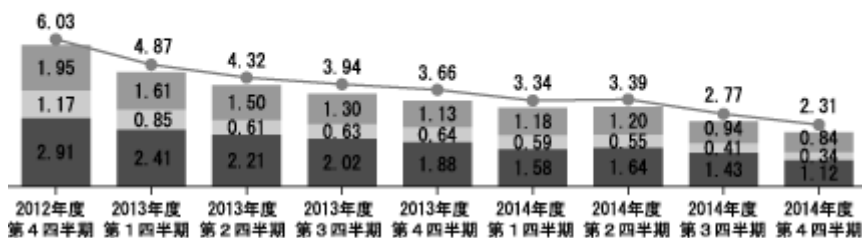
注：CMIは、シティモーゲージが組成した貸出金を指します。CFNAは、シティフィナンシャルが組成した貸出金を指します。四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

- (1) 2013年度第4四半期には、全国的な抵当貸付および第三者による差押え手続の見直し作業に関する和解に基づくシティの義務の履行に関連する償却、6百万ドルが含まれます。
- (2) 2013年度第4四半期からは、以下で構成される正味貸倒損失約84百万ドルが除外されています。(i) シティフィナンシャルにおいて組成された抵当貸付に関する償却方針をシティモーゲージ事業で使用されている方針に近づけるために行われた変更に関連する償却約69百万ドル、および(ii) 米国破産法第7章に基づく破産申立てを行った借り手に対する担保付貸出金に関連する正味貸倒損失の見積りの変更に関連する償却約15百万ドル。
- (3) 2014年度第2四半期からは、シティモーゲージにおける約58百万ドルの回収額が除外されています。
- (4) ポートフォリオの長期保有化および損失軽減のための取組みによる、2014年度第4四半期におけるシティフィナンシャルの第1順位住宅抵当貸付損失の増加。
- (5) S&P/ケース・シラー全米住宅価格指数における前年同期比での変化。
- (6) 2014年10月現在の前年同期比での変化。

北米第1順位住宅抵当貸付延滞債権－シティ・ホールディングス

(単位：十億ドル)

■ 30日以上89日以下延滞 ■ 90日以上179日以下延滞 ■ 180日以上延滞 —●— 30日以上延滞



注：延滞日数には、（i）米国政府系機関が保証する米国抵当貸付（損失リスクの大半が米国機関にあるため）および（ii）公正価値で計上される貸出金は含まれません。四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

2014年度中、第1順位住宅抵当貸付の信用実績（正味貸倒損失および延滞債権）は、市場により異なる（次表において示されています。）住宅価格指数（以下「HPI」といいます。）が、2014年度を通して前年比で減速していたにもかかわらず、引き続き改善しました。2014年度中の正味貸倒損失の減少は、与信、HPI、経済環境の継続的な改善および、継続的な管理活動（主に資産売却および貸出金の売却保有目的への振替えを含みます。）ならびに、それらより程度は下回るものの、貸出金の条件変更によるものです。2014年度第4四半期中におけるポートフォリオの長期保有化および損失軽減のための取組みを通じた、正味貸倒損失の増加を含め、2014年度中のシティフィナンシャルにおける正味貸倒損失は、シティモーゲージと比較してより緩やかに改善しました。

シティフィナンシャルが組成した第1順位住宅抵当貸付は、シティフィナンシャルの借り手が、シティモーゲージの借り手と比べて、LTV比率が高く、FICOスコアが低くなる傾向にあるため、高い正味貸倒損失率（2014年度第4四半期現在、シティモーゲージの0.4パーセントと比較して、4.6パーセントでした。）を示しています。さらに、シティフィナンシャルの第1順位住宅抵当貸付は、地理的に非常に広範に分布しており、抵当貸付の市場環境がそれぞれ異なるため、HPIの全般的な改善に遅れをとる傾向があります。

継続的な管理活動（主に資産売却および貸出金の売却保有目的への振替えを含みます。）ならびに、それより程度は下回るものの、貸出金の条件変更が、シティ・ホールディングスの第1順位住宅抵当貸付に係る全体的な延滞債権が2014年度中に改善した主要要因です。2014年度中、シティは、延滞している第1順位住宅抵当貸付約12億ドルを売却または売却保有目的に振り替えました（これに対し、2013年度は21億ドルでした。）。これには、2014年度第4四半期中の6億ドルが含まれます。四半期毎の信用実績は、延滞貸出金の売却の量（または重要な売却がないこと）、およびHPIならびに金利の上昇により引き続き影響を受ける可能性があります。

北米第1順位住宅抵当貸付一州毎の延滞傾向

次表は、2014年12月31日および2013年12月31日現在、シティグループ合計について、シティの第1順位住宅抵当貸付が最も集中する6つの州および／または地域を示したものです。

(単位：十億ドル(比率を除きます。))

州 ⁽¹⁾	2014年12月31日					2013年12月31日				
	ENR ⁽²⁾	ENR分布	90日以上延滞貸出金	LTV比率100%超 ⁽³⁾	更新後FICO	ENR ⁽²⁾	ENR分布	90日以上延滞貸出金	LTV比率100%超 ⁽³⁾	更新後FICO
カリフォルニア	\$ 18.9	31%	0.6%	2%	745	\$ 19.2	30%	1.0%	4%	738
ニューヨーク／ ニュージャージー／ コネティカット ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	12.2	20	1.9	2	740	11.7	18	2.6	3	733
フロリダ ⁽⁴⁾	2.8	5	3.0	14	700	3.1	5	4.4	25	688
インディアナ／ オハイオ／ミシガン ⁽⁴⁾	2.5	4	2.9	10	667	3.1	5	3.9	21	659
イリノイ ⁽⁴⁾	2.5	4	2.5	9	713	2.7	4	3.8	16	703
アリゾナ／ネバダ	1.3	2	1.9	18	715	1.5	2	2.7	25	710
その他	19.9	33	3.4	5	679	23.1	36	4.1	8	671
合計	\$ 60.1	100%	2.1%	4%	715	\$ 64.4	100%	2.9%	8%	705

注：四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

- (1) 地域内でHPIが類似しているというシティの見解に基づき、一部の州は地域の一部に含まれています。
- (2) 期末正味受取債権。カナダおよびプエルトリコにおける貸出金、米国政府機関が保証する貸出金、公正価値で計上される貸出金ならびにLTSCに服する貸出金を除きます。FICOまたはLTV比率のデータが入手不可能な残高を除きます。
- (3) LTV比率（貸付残高を評価額で除して計算します。）は、貸出実行時に算定され、市場価格データを適用して更新されます。
- (4) ニューヨーク州、ニュージャージー州、コネティカット州、インディアナ州、オハイオ州、フロリダ州およびイリノイ州は司法州です。
- (5) 前年同期比でのENRの増加は、シティコープにおける組成によるものでした。

前年度末と比較して、2014年度末のシティグループの第1順位住宅抵当貸付のLTV比率が著しく改善したのは、統計の対象となる実質的にすべての大都市圏の都市でHPIが改善したことによるものです。かかる改善により、LTV比率の決定に使用される評価額が上昇しました。また、2014年度中にLTV比率の高い延滞貸出金および支払再開貸出金の資産売却を行ったこと、およびそれより程度は下回るものの、債務免除に関する条件変更プログラムにより、LTV比率が100パーセント超の貸出金の金額がさらに減少しました。90日以上延滞率は上記の州および地域で改善しましたが、差押えのスケジュールが引き続き長期化している（下記「差押え手続」の議論をご参照ください。）ことにより、今後、とりわけ司法州（すなわち、差押え手続を裁判所の承認を通じて進めることを求める州）において、このペースでの改善の余地が縮小する可能性があります。

差押え手続

シティの差押え物件の在庫の大部分は、第1順位住宅抵当貸付で構成されています。2014年12月31日現在、シティの差押え物件の在庫には、シティの第1順位住宅抵当貸付のうち約6億ドル（0.9パーセント）が含まれていました。これに対し、2013年12月31日現在は8億ドル（1.2パーセント）でした（差押え物件の在庫に含まれる貸出金の期末正味受取債権のドル金額に基づきます。米国政府機関が保証する貸出金およびLTSCに服する貸出金を除きます。）。2014年度中の減少は、主にシティモーゲージの貸出金が売却された、または売却目的保有に振り替えられたことによるものでした。

シティの差押え物件の在庫は、差押え手続に関する州および規制上の要件が依然として広範なこと（差押え手続のスケジュールを引き続き長期化させています。）から引き続き影響を受けています。貸出金の差押え手続を終了させるのにシティが要する平均的な期間は、従来の水準よりも2倍から3倍長くなっており、司法州においては引き続きより顕著になっています。差押え手続中のシティの第1順位住宅抵当貸付は、かかる州に集中しています。2014年12月31日現在、シティの差押え物件の在庫合計のうち約21パーセントが2年超にわたって手続が行われている進行中の差押え物件でした。これに対し、2013年12月31日現在は約29パーセントでした。この低下は、主にシティモーゲージの貸出金が売却された、または売却目的保有に振り替えられたことによるものでした。

北米個人向け抵当貸付の四半期毎の傾向－正味貸倒損失および延滞債権－ホーム・エクイティ・ローン

シティのホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオには、固定金利ホーム・エクイティ・ローン、およびホーム・エクイティ与信枠に基づいて実行される貸出金の両方があります。固定金利ホーム・エクイティ・ローンは、完全分割償還がなされます。ホーム・エクイティ与信枠では、一定期間利払いのみで金銭を引き出すことができ、その後、引出し期間の終了時に、その時点で残存する金額が分割償還型貸出金に転換されます（リボルビング期間において利息のみが支払われるのは、本商品の業界全体における標準的な特徴です。）。転換後、ホーム・エクイティ・ローンは通常20年間にわたって元本の返済が行われます。

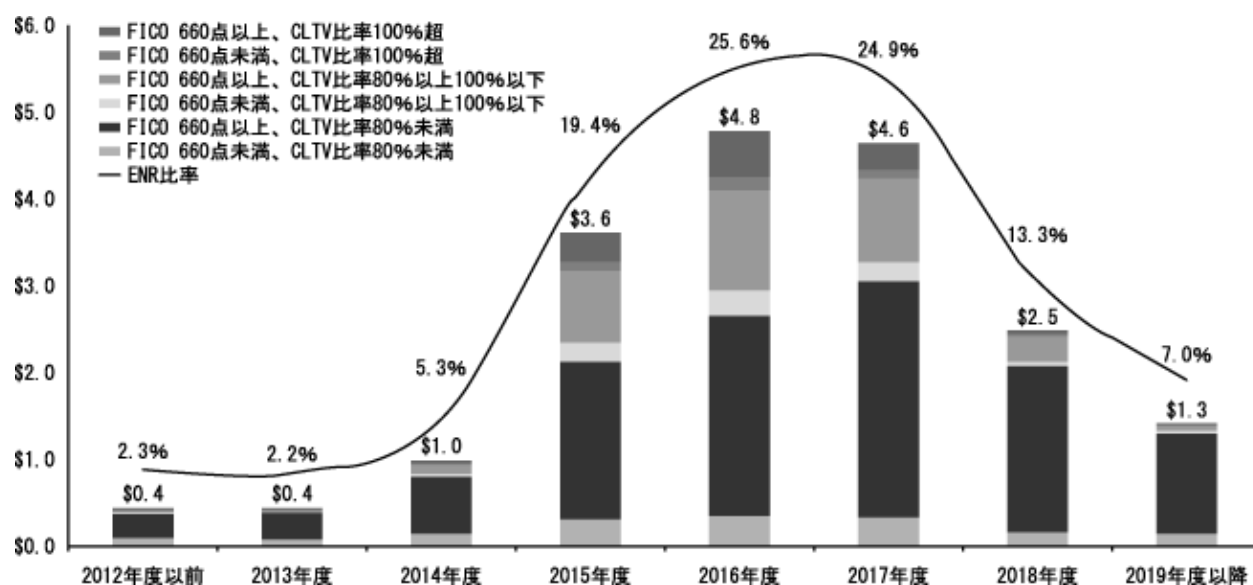
リボルビング・ホーム・エクイティ与信枠

2014年12月31日現在、シティのホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオ281億ドルには、まだリボルビング期間中であって返済が開始されていない、すなわち「リセット」していないホーム・エクイティ与信枠（以下「リボルビングHELOC」といいます。）約167億ドルが含まれていました。これに対し、2013年12月31日現在は189億ドルでした。下記のグラフは、シティのリボルビングHELOCポートフォリオに係るFICO、および不動産価値に占める貸付金の合算比率（以下「CLTV比率」といいます。）の特徴ならびにかかるHELOCがリセットする年を示しています。

北米ホーム・エクイティ与信枠償却－シティグループ

リセット年度別期末受取債権（ENR）合計

（単位：十億ドル、2014年12月31日現在）



注：四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

シティのリボルビングHELOCのポートフォリオ合計の約10パーセントが、2014年12月31日現在元本の返済を開始していました。残りのリボルビングHELOCのポートフォリオのうち、約78パーセントが2015年度から2017年度の間、元本の返済を開始する予定です。元本の返済を開始する前は、リボルビングHELOCの借り手は、その貸出金に対する利息のみを支払うことが求められます。元本の返済の際、これらの借り手は、利息（通常は変動金利）および元本の両方を支払うことが求められ、この元本は、典型的な30年間での分割償還ではなく、20年間で分割償還されます。この結果、リセットするリボルビングHELOCを利用するシティの顧客は、貸出金に対して要求される支払金額の大きさにより、「支払ショック」を経験する可能性があります。

この支払ショックがシティの延滞率および正味貸倒損失にどのような影響（もしあれば）を及ぼす可能性があるのかは明らかではありませんが、シティは、現在のところ、2015年度から2017年度の間にリセットするリボルビングHELOCに係る毎月の貸出金返済額が、平均で約360ドル（170パーセント）増加する可能性があるの見積っています。これらの貸出金のリセット後の金利が変動金利であることを鑑みると、金利の上昇によりこれらの返済額がさらに増加する可能性があります。

2015年度から2017年度の間、元本の返済を開始するリボルビングHELOCについては、貸出金のうち約16億ドル（約12パーセント）は、2014年12月31日現在、CLTV比率が100パーセントを超えています。借り手の不動産価値に占める貸付金の比率の高さ、ならびにリファイナンス・オプションに係るコストおよび利用可能性により、これらの貸出金のリセットの開始に伴って、リボルビングHELOCをリファイナンスする借り手の能力が制限される可能性があります。

2014年12月31日現在元本の返済を開始している少数のリボルビングHELOCでは、元本の返済を行っているホーム・エクイティ・ローンのうち約6.4パーセントが30日以上延滞となっていました。これに対し、残存するホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオ合計（分割償還があるものとならないもの）では2.7パーセントでした。これに対し、2013年12月31日現在それぞれ、6.0パーセントおよび2.8パーセントでした。しかしながら、これらのリセットは、概して歴史的な低金利の期間に発生したため、シティは、このことが全体的な借り手に対する「支払ショック」を抑制した可能性が高いと考えています。

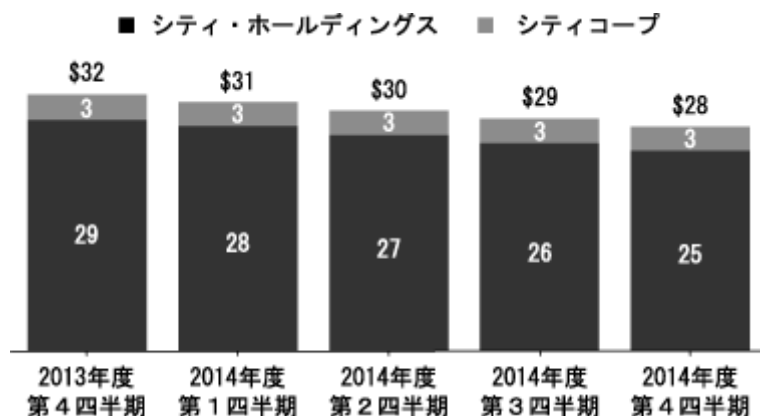
シティは、このリセット・リスクを引き続き緊密に監視し、貸倒引当金の決定に及ぶ可能性のある影響を引き続き考慮します。また、経営陣は、潜在的なリセット・リスクを相殺するための追加措置（リセット・リスクに関する情報提供を顧客に行うためのプログラムの策定、リセット・リスク軽減部門の設立およびリスクの高い借り手への積極的な接触等）を引き続き検討、実施します。リセット・リスクの詳細については、上記「リスク要因」－「信用リスクおよび市場リスク」をご参照ください。

正味貸倒損失および延滞債権

次のグラフは、シティの北米ホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオに関する四半期毎の与信動向を詳細に示したものです。

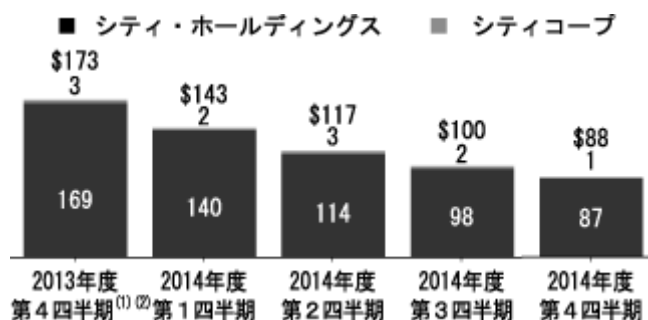
北米ホーム・エクイティ・期末貸出金

(単位：十億ドル)



北米ホーム・エクイティ・正味貸倒損失

(単位：百万ドル)



	2013年度 第4四半期 (1)(2)	2014年度 第1四半期	2014年度 第2四半期	2014年度 第3四半期	2014年度 第4四半期
正味貸倒損失 (NCL) 合計	2.1%	1.9%	1.5%	1.3%	1.2%
シティ・ホールディングス	2.3%	2.0%	1.7%	1.5%	1.4%
シティコープ	0.5%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%

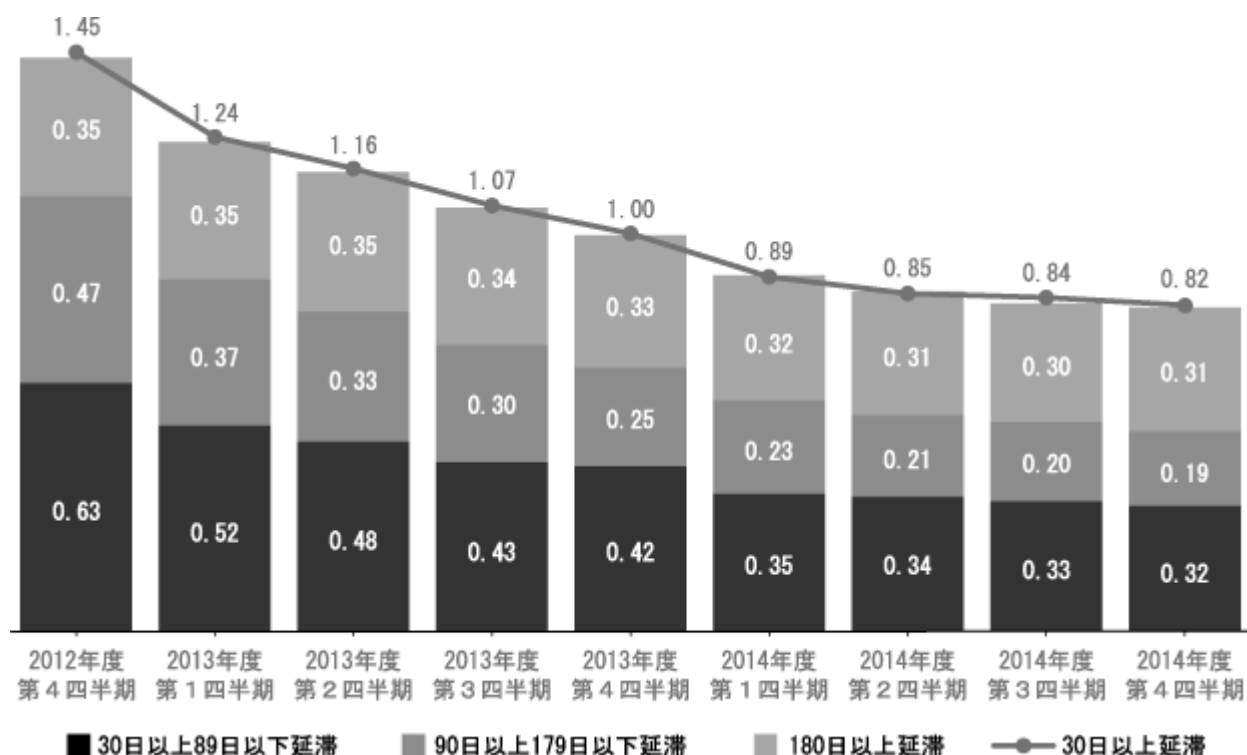
注：四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

(1) 2013年度第4四半期には、全国的な抵当貸付および第三者による差押え手続の見直し作業に関する和解に基づくシティの義務の履行に関連する償却、15百万ドルが含まれます。

(2) 2013年度第4四半期からは、以下で構成される正味貸倒損失約100百万ドルが除外されています。(i) 担保付貸出金であると判断された、条件変更されたホーム・エクイティ・ローンに関連する会計上の損失の繰上に関する約64百万ドル、(ii) シティフィナンシャルにおいて組成された抵当貸付に関する償却方針をシティモーゲージ事業で使用されている方針に近づけるために行われた変更に関連する償却約22百万ドル、および(iii) 米国破産法第7章に基づく破産申立てを行った借り手に対する担保付貸出金に関連する正味貸倒損失の見積りの変更に関連する償却約14百万ドル。

北米ホーム・エクイティ延滞債権－シティ・ホールディングス

(単位：十億ドル)



注：四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

上記の表で示されているとおり、2014年度中、ホーム・エクイティ・ローンの正味貸倒損失および延滞債権は、前年よりも緩やかなペースではありましたが、改善しました。この改善は、主として引き続き条件変更および清算が行われたことによるものです。延滞ホーム・エクイティ・ローン売却する市場が限られており、ホーム・エクイティ・ローンに関する条件変更および条件変更プログラムの件数が比較的小さいため（「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記15をご参照ください。）、シティ・ホールディングスのホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオにおける延滞債権または正味貸倒損失を削減するシティの能力は、これらの貸出金の根本的な信用実績が悪化するか、リボルビングHELOCがリセットするか（上記で検討したとおりです。）またはその他の事由によるかを問わず、第1順位住宅抵当貸付と比較してより限定的になっています。

北米ホーム・エクイティ・ローン州毎の延滞傾向

次表は、2014年12月31日および2013年12月31日現在、シティグループ合計について、シティのホーム・エクイティ・ローンが最も集中する6つの州および／または地域を示したものです。

(単位：十億ドル(比率を除きます。))

州 ⁽¹⁾	2014年12月31日						2013年12月31日					
	ENR ⁽²⁾	ENR分布	90日以上延滞貸出金	CLTV比率100%超 ⁽³⁾	更新後FICO		ENR ⁽²⁾	ENR分布	90日以上延滞貸出金	CLTV比率100%超 ⁽³⁾	更新後FICO	
カリフォルニア	\$ 7.4	28%	1.5%	10%	729		\$ 8.2	28%	1.6%	17%	726	
ニューヨーク／ ニュージャージー／ コネティカット ⁽⁴⁾	6.7	25	2.4	11	721		7.2	24	2.3	12	718	
フロリダ ⁽⁴⁾	1.8	7	2.2	36	707		2.1	7	2.9	44	704	
イリノイ ⁽⁴⁾	1.1	4	1.4	35	716		1.2	4	1.6	42	713	
インディアナ／ オハイオ／ミシガン ⁽⁴⁾	0.8	3	1.7	31	688		1.0	3	1.6	47	686	
アリゾナ／ネバダ	0.6	2	2.2	46	716		0.7	2	2.1	53	713	
その他	8.1	30	1.7	19	703		9.5	32	1.7	26	699	
合計	\$ 26.6	100%	1.8%	17%	715		\$ 29.9	100%	1.9%	23%	712	

注：四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

(1) 地域内でHPIが類似しているというシティの見解に基づき、一部の州は地域の一部に含まれています。

(2) 期末正味受取債権。カナダおよびプエルトリコにおける貸出金、ならびにLTSCに服する貸出金を除きます。FICOまたはLTV比率のデータが入手不可能な残高を除きます。

(3) 第1順位住宅抵当貸付およびホーム・エクイティ・ローンの両方に関するCLTV比率を表しています。CLTV比率（貸付残高を評価額で除して計算します。）は、貸出実行時に算定され、市場価格データを適用して更新されます。

(4) ニューヨーク州、ニュージャージー州、コネティカット州、インディアナ州、オハイオ州、フロリダ州およびイリノイ州は司法州です。

シティグループ住宅抵当貸付—表明および保証に係る買戻しに関する引当金

シティによる、GSEおよび民間投資家に対する住宅抵当貸付の売却ならびにプライベート・ブランドの住宅抵当貸付証券化を通じた売却に関連して、シティは、通常、売却する貸出金について、貸出金がい手により設定された適用ある貸出金審査基準に適合していることや、貸出金を保証する担保の有効性といった、一定の要件を満たしていることの表明および保証を行っています。シティが特定の取引において行う具体的な表明および保証は、特に、取引の性質および投資家の要求事項（例えば、GSEに対するホールローンの売却であるのか、証券化取引を通じた貸出金の売却であるのか。）、ならびに貸出金の信用度（例えば、プライム、Alt-Aまたはサブプライム）に依拠します。

これらの売却によって、シティは、表明および保証の違反の主張に関する潜在的な請求にさらされています。表明および保証に違反があった場合、シティは識別された瑕疵のある抵当貸付の（原則として未払元本残高に未収利息を加算した金額での）買戻しまたは投資家の損失に対する補償（以下「損失補填」といいます。）を求められることがあります。

シティは、GSEと、これより小さな規模ですがシティモーゲージにおけるシティの個人向け事業を通じて行われる民間投資家に対するホールローンの売却から生じる、表明および保証に係る潜在的な負債のために、買戻しに関する引当金を計上しています。買戻しに関する引当金は、2014年12月31日現在は約224百万ドル、2013年12月31日現在は約341百万ドルでした。

詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記27および28をご参照ください。

個人向け貸出金の詳細

個人向け貸出金の延滞額および延滞率

(単位: 百万ドル 期末貸出金は十億ドル単位 (比率を除き ます。))	貸出金 合計 ⁽¹⁾		90日以上延滞債権 ⁽²⁾			30日以上89日以下延滞債権 ⁽²⁾		
	12月31日		12月31日			12月31日		
	2014年		2014年	2013年	2012年	2014年	2013年	2012年
シティコープ⁽³⁾⁽⁴⁾								
合計	\$ 297.2		\$ 2,664	\$ 2,973	\$ 3,081	\$ 2,820	\$ 3,220	\$ 3,509
延滞率			0.90%	0.99%	1.05%	0.95%	1.07%	1.19%
リテール・バンキング								
合計	\$ 151.7		\$ 840	\$ 952	\$ 879	\$ 902	\$ 1,049	\$ 1,112
延滞率			0.56%	0.63%	0.61%	0.60%	0.70%	0.77%
北米	46.8		225	257	280	212	205	223
延滞率			0.49%	0.60%	0.68%	0.46%	0.48%	0.54%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	5.4		19	34	48	42	51	77
延滞率			0.35%	0.61%	0.94%	0.78%	0.91%	1.51%
ラテンアメリカ	27.7		410	470	323	315	395	353
延滞率			1.48%	1.55%	1.15%	1.14%	1.30%	1.26%
アジア	71.8		186	191	228	333	398	459
延滞率			0.26%	0.27%	0.33%	0.46%	0.56%	0.66%
カード								
合計	\$ 145.5		\$ 1,824	\$ 2,021	\$ 2,202	\$ 1,918	\$ 2,171	\$ 2,397
延滞率			1.25%	1.34%	1.47%	1.32%	1.44%	1.60%
北米—シティブランド	67.5		593	681	786	568	661	771
延滞率			0.88%	0.97%	1.08%	0.84%	0.94%	1.06%
北米—シティ・リテール・サービス	46.5		678	771	721	748	830	789
延滞率			1.46%	1.67%	1.87%	1.61%	1.79%	2.04%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	2.2		30	32	48	34	42	63
延滞率			1.36%	1.33%	1.66%	1.55%	1.75%	2.17%
ラテンアメリカ	10.9		345	349	413	329	364	432
延滞率			3.17%	2.88%	2.79%	3.02%	3.01%	2.92%
アジア	18.4		178	188	234	239	274	342
延滞率			0.97%	0.98%	1.15%	1.30%	1.43%	1.68%
シティ・ホールディングス⁽⁵⁾⁽⁶⁾								
合計	\$ 72.6		\$ 1,975	\$ 2,756	\$ 4,611	\$ 1,699	\$ 2,724	\$ 4,228
延滞率			2.88%	3.28%	4.42%	2.48%	3.24%	4.05%
米国外	1.8		12	162	345	36	200	393
延滞率			0.67%	2.75%	4.54%	2.00%	3.39%	5.17%
北米	70.8		1,963	2,594	4,266	1,663	2,524	3,835
延滞率			2.94%	3.33%	4.41%	2.49%	3.24%	3.96%
その他 ⁽⁷⁾	0.2							
シティグループ合計								
合計	\$ 370.0		\$ 4,639	\$ 5,729	\$ 7,692	\$ 4,519	\$ 5,944	\$ 7,737
延滞率			1.27%	1.49%	1.93%	1.24%	1.54%	1.94%

(1) 貸出金合計には、クレジットカードの利息および手数料が含まれます。

(2) 90日以上延滞率および30日以上89日以下延滞率は、期末貸出金（前受収益控除後）に基づいて算出されています。

(3) 北米—シティブランドおよび北米—シティ・リテール・サービスの90日以上延滞残高は、概して、今もなお未収利息を計上しています。シティグループの方針では、通常、クレジットカード貸出金については、180日延滞までは、それより前に破産の申立ての通知を受領しない限り未収利息を計上しています。

(4) 米国政府系機関が保証する米国抵当貸付は、潜在的な損失が主に当該機関内に限定されるため、シティコープの北米における90日以上延滞債権および30日以上89日以下延滞債権ならびに関連する比率から除外されています。90日以上延滞の貸出金（および期末貸出金）から除外された金額は、2014年12月31日現在562百万ドル（11億ドル）、2013年12月31日現在690百万ドル（12億ドル）および2012年12月31日現在742百万ドル（14億ドル）でした。30日以上89日以下延滞の貸出金（期末貸出金は上記と同様の調整額です。）から除外された金額は、2014年12月31日現在122百万ドル、2013年12月31日現在141百万ドルおよび2012年12月31日現在122百万ドルでした。

(5) 米国政府系機関が保証する米国抵当貸付は、潜在的な損失が主に当該機関内に限定されるため、シティ・ホールディングスの北米における90日以上延滞債権および30日以上89日以下延滞債権ならびに関連する比率から除外されています。各期間において90日以上延滞の貸出金（および期末貸出金）から除外された金額はそれぞれ、2014年12月31日現在22億ドル（40億ドル）、2013年12月31日現在33億ドル（64億ドル）および2012年12月31日現在40億ドル（71億ドル）でした。各期間において30日以上89日以下延滞の貸出金（期末貸出金は上記と同様の調整額です。）から除外された金額は、それぞれ、2014年12月31日現在5億ドル、2013年12月31日現在11億ドルおよび2012年12月31日現在12億ドルでした。

(6) 2014年12月31日現在14百万ドル、2013年12月31日現在9億ドルおよび2012年12月31日現在12億ドルの公正価値で計上された貸出金は、北米の90日以上延滞債権および30日以上89日以下延滞債権ならびに関連する比率から除外されています。

(7) シティ・ホールディングスの個人向け与信指標には含まれない、連結貸借対照表上個人向け貸出金に分類される貸出金を表しています。

個人向け貸出金の正味貸倒損失および比率

	平均 貸出金 ⁽¹⁾		正味貸倒損失 ⁽²⁾		
	2014年度	2014年度	2013年度	2012年度	
(単位：百万ドル、平均貸出金は十億ドル単位（比率を除きます。））					
シティコープ					
合計	\$ 297.8	\$ 7,051	\$ 7,211	\$ 8,107	
比率		2.37%	2.51%	2.87%	
リテール・バンキング					
合計	\$ 155.6	\$ 1,429	\$ 1,343	\$ 1,258	
比率		0.92%	0.91%	0.89%	
北米	46.4	140	184	247	
比率		0.30%	0.43%	0.60%	
ヨーロッパ・中東・アフリカ	5.7	20	26	46	
比率		0.35%	0.48%	0.98%	
ラテンアメリカ	29.8	948	844	648	
比率		3.18%	2.86%	2.49%	
アジア	73.7	321	289	317	
比率		0.44%	0.41%	0.46%	
カード					
合計	\$ 142.2	\$ 5,622	\$ 5,868	\$ 6,849	
比率		3.95%	4.18%	4.82%	
北米—シティブランド	66.4	2,197	2,555	3,187	
比率		3.31%	3.72%	4.43%	
北米—リテール・サービス	43.2	1,866	1,895	2,322	
比率		4.32%	4.92%	6.29%	
ヨーロッパ・中東・アフリカ	2.4	41	42	59	
比率		1.71%	1.62%	2.11%	
ラテンアメリカ	11.6	1,060	883	757	
比率		9.14%	7.55%	7.07%	
アジア	18.6	458	493	524	
比率		2.46%	2.59%	2.65%	
シティ・ホールディングス					
合計	\$ 82.9	\$ 1,626	\$ 3,045	\$ 5,873	
比率		1.96%	3.02%	4.72%	
米国外	4.0	68	217	536	
比率		1.70%	3.39%	5.70%	
北米	78.9	1,558	2,828	5,337	
比率		1.97%	2.99%	4.64%	
その他 ⁽³⁾	—	8	6	28	
シティグループ合計	\$ 380.7	\$ 8,685	\$ 10,262	\$ 14,008	
比率		2.28%	2.64%	3.44%	

(1) 平均貸出金には、クレジットカードの利息および手数料が含まれます。

(2) 正味貸倒損失の比率は平均貸出金（前受収益控除後）に基づいて算出されています。

(3) シティ・ホールディングスの個人向け与信指標には含まれない、連結貸借対照表上個人向け貸出金に分類される貸出金に係る正味貸倒損失（NCL）を表しています。

貸出金の満期および固定／変動プライシング

米国個人向け抵当貸付

(単位：百万ドル、2014年度末現在)	1年以内	1年超－ 5年以内	5年超	合計
米国個人向け抵当貸付				
ポートフォリオの満期				
第1順位住宅抵当貸付	\$ 116	\$ 1,260	\$ 68,199	\$ 69,575
ホーム・エクイティ・ローン	5,262	12,708	8,988	26,958
合計	\$ 5,378	\$ 13,968	\$ 77,187	\$ 96,533
1年後に満期となる米国個人向け 抵当貸付の固定／変動プライシング				
固定金利貸出金		\$ 1,463	\$ 56,023	
変動金利貸出金または金利調整型貸出金		12,505	21,164	
合計		\$ 13,968	\$ 77,187	

法人向け与信の詳細

シティの全体的な戦略に沿って、シティは、通常、シティのグローバル・ネットワークを重視する大規模な多国籍企業を法人顧客としています。シティは、これらの顧客との間で、複数の商品を網羅し、顧客のニーズ（キャッシュ・マネジメントおよびトレード・サービス、外国為替、融資、資本市場ならびにM&Aアドバイザーを含みます。）に合致する関係を構築することを目指しています。法人向け信用リスク管理の詳細については、下記「カントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク」－「カントリー・リスク」－「新興市場エクスポージャー」をご参照ください。

次表は、2014年12月31日および2013年12月31日現在の、残存契約期間別にみたシティの法人向け与信ポートフォリオ（ICGのプライベートバンクを除きます。）（担保またはヘッジ考慮前）を示したものです。シティの法人向け与信ポートフォリオの大部分は、ICGに属しています。2014年12月31日現在、シティの法人向け与信のエクスポージャーの1パーセント未満が、シティ・ホールディングスに属しています。

(単位：十億ドル)	2014年12月31日現在				2013年12月31日現在			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超	エク スポ ー ジ ャー 合 計	1年以内	1年超 5年以内	5年超	エク スポ ー ジ ャー 合 計
直接残高（貸借対照表）								
上計上額 ⁽¹⁾	\$ 95	\$ 85	\$ 33	\$ 213	\$ 108	\$ 80	\$ 29	\$ 217
未実行貸出約定 ⁽²⁾	92	207	33	332	87	204	21	312
エクスポージャー合計	\$ 187	\$ 292	\$ 66	\$ 545	\$ 195	\$ 284	\$ 50	\$ 529

(1) 貸出、当座貸越、銀行引受手形およびリースを含みます。

(2) 未使用貸出約定、信用状および金融保証を含みます。

ポートフォリオの構成－地域、カウンターパーティーおよび産業

シティの法人向け与信ポートフォリオは、地域およびカウンターパーティーにおいて多様化しています。次表は、シティの内部管理上の地域に基づく地域別にみた割合を示したものです。

	2014年12月31日	2013年12月31日
北米	55 %	51 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	25	27
アジア	13	14
ラテンアメリカ	7	8
合計	100 %	100 %

法人向け与信ポートフォリオ全体にわたって正確かつ一貫したリスク格付けを維持することで、あらゆる業種、地域および商品における信用エクスポージャーの比較が容易になります。カウンターパーティーのリスク格付けは、カウンターパーティーによる債務不履行の可能性についての予測を反映しており、主として、実証された統計モデル、スコアカード・モデルおよび（一定の状況の下では）外部機関の格付けを用いて、債務者または市場に特有の要因（管理実績、競争力、規制環境および商品価格等）に関する考慮と合わせて、算出されます。融資枠のリスク格付けは、債務者の債務不履行の可能性および融資枠のデフォルト時損失率に影響を及ぼす要因（支援または担保等）を反映して付与されます。概してBBB以上に相当する内部の債務者格付けは、投資適格とみなされる一方、これに満たない格付けは、投資不適格とみなされます。

シティグループは、一部の債務者については、必要に応じて、気候リスク評価および報告基準も取り入れています。評価される要因には、債務者の事業および物理的な資産に対する気候リスクの考慮、ならびに、該当する場合は、温室効果ガス排出を削減するための費用効率が高い選択肢の考慮が含まれます。

次表は、2014年12月31日および2013年12月31日現在における融資枠のリスク格付別にみた法人向け与信ポートフォリオが、法人向け与信ポートフォリオ全体に占める割合を示したものです。

	直接残高および未実行貸出約定	
	2014年12月31日	2013年12月31日
AAA／AA／A	49 %	52 %
BBB	33	30
BB／B	16	16
CCC以下	1	2
格付けなし	1	-
合計	100 %	100 %

注：エクスポージャー合計には、直接残高および未実行貸出約定が含まれています。

シティの法人向け与信ポートフォリオは、産業毎にも分散されています。次表は、産業毎のシティの法人向け与信ポートフォリオ全体の割当てを示したものです。

	エクスポージャー合計	
	2014年 12月31日	2013年 12月31日
運輸および工業	21%	22%
個人向け小売および健康	17	15
電力、化学、商品および金属ならびに採鉱	10	10
エネルギー ⁽¹⁾	10	10
テクノロジー、メディアおよび通信	9	10
銀行／ブローカー・ディーラー	8	10
不動産	6	5
公共部門	5	6
保険および特別目的事業体	5	5
ヘッジファンド	5	4
その他の産業	4	3
合計	100%	100%

注：エクスポージャー合計には、直接残高および未実行貸出約定が含まれています。

(1) このエクスポージャーに加え、シティは、上記の表に含まれる「公共部門」（例えば、エネルギー関連の国有企業）および「運輸および工業」部門（例えば、沖合で掘削を行う企業）において、エネルギー関連のエクスポージャーを有しています。2014年12月31日現在、これらのエネルギー関連企業に対するシティのエクスポージャー合計は、約70億ドルでした。そのうち、約40億ドルは実行済貸出金の直接残高で構成されています。

2014年度後半に石油価格が下落したことから、最近は、エネルギー部門に重点が置かれています。2014年12月31日現在、エネルギーおよびエネルギー関連部門（上記の表の注記(1)をご参照ください。）に対するシティの法人向け与信のエクスポージャー合計は、約600億ドルでした。シティの残存貸出金合計のうち約220億ドル（約3パーセント）は、実行済貸出金の直接残高で構成されています。また、2014年12月31日現在、シティの法人向け与信のエネルギーおよびエネルギー関連エクスポージャー合計の約70パーセント（上記に記載された割当ての方法に基づきます。）が、米国、英国およびカナダにおけるものでした。さらに、2014年度末時点で、シティのエネルギーおよびエネルギー関連エクスポージャー合計の約85パーセントが、投資適格の格付けを受けています。

信用リスクの軽減

全般的なリスク管理業務の一環として、シティグループは、資産の完全売却のほかにも、法人向け与信ポートフォリオに存在する信用リスクの一部をヘッジするために、クレジット・デリバティブおよびその他のリスク軽減措置を利用しています。時価評価の結果およびクレジット・デリバティブに係る実現損益は、連結損益計算書の自己勘定取引に反映されています。

2014年12月31日現在では276億ドル、2013年12月31日現在では272億ドルの法人向け与信ポートフォリオが、経済的にヘッジされていました。貸倒引当金の計算に用いられるシティグループの損失予測モデルには、時価評価されるクレジット・デリバティブおよびその他の軽減措置によるプラスの影響は含まれていません。また、上記の表で報告された直接残高および未実行貸出約定の金額は、これらのヘッジ取引の影響を反映していません。2014年12月31日および2013年12月31日現在、クレジット・プロテクションが経済的にヘッジしていた対象となる法人向け与信ポートフォリオ・エクスポージャーのリスク格付け分布は以下のとおりでした。

ヘッジされたエクスポージャーの格付け

	2014年12月31日	2013年12月31日
AAA/AA/A	24%	26%
BBB	42	36
BB/B	28	29
CCC以下	6	9
合計	100%	100%

2014年12月31日および2013年12月31日現在、クレジット・プロテクションが経済的にヘッジしていた対象となる法人向け与信ポートフォリオ・エクスポージャーの産業別分布は以下のとおりでした。

ヘッジされたエクスポージャーの産業別分布

	2014年12月31日	2013年12月31日
運輸および工業	30%	31%
電力、化学、商品および金属ならびに採鉱	15	15
テクノロジー、メディアおよび通信	15	14
個人向け小売および健康	11	9
エネルギー	10	8
銀行／ブローカー・ディーラー	7	8
公共部門	6	6
保険および特別目的事業体	4	7
その他の産業	2	2
合計	100%	100%

シティの法人向け与信ポートフォリオの詳細（貸倒引当金、カバレッジ比率および法人向け未収利息非計上貸出金等）については、本「信用リスク」の上記「貸出金の残高」、「貸倒損失実績の詳細」、「貸倒引当金」および「未収利息非計上貸出金および不稼動資産」をご参照ください。

貸出金の満期および固定／変動プライシング法人向け貸出金

(単位：百万ドル、2014年12月31日現在)	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
法人向け貸出金ポートフォリオの満期				
米国内店				
商工業貸出金	\$ 17,348	\$ 11,403	\$ 6,304	\$ 35,055
金融機関貸出金	17,950	11,799	6,523	36,272
抵当貸付および不動産貸出金	16,102	10,584	5,851	32,537
リース金融	870	572	316	1,758
割賦、リボルビング信用およびその他	14,455	9,500	5,252	29,207
米国外店	93,124	36,387	10,879	140,390
法人向け貸出金合計	\$ 159,849	\$ 80,245	\$ 35,125	\$ 275,219
1年後に満期となる法人向け貸出金の				
固定／変動プライシング⁽¹⁾				
固定金利貸出金		\$ 9,960	\$ 11,453	
変動金利貸出金または金利調整型貸出金		70,283	23,673	
合計		\$ 80,243	\$ 35,126	

(1) 約定条件に基づきます。リプライシングの特性は、デリバティブ契約を用いて随時有効に修正される場合があります。
「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記23をご参照ください。

[前へ](#)

[次へ](#)

市場リスク

市場リスクには資金調達および流動性リスクならびに価格リスクが含まれますが、これらはいずれもシティのような世界的な金融仲介機関において通常の業務過程で発生するものです。

市場リスク管理

各事業部門は、シティの市場リスク管理部門の承諾を得たうえで、シティ全体のリスク許容度のパラメーターの範囲内で、承認を受けたリスク・プロファイルを明確に定義する識別されたリスク要因についての市場リスク限度枠組みを設定することが求められています。これらの限度は、独立市場リスク管理部門、シティの国および事業部門別の資産負債委員会、ならびにシティグループの資産負債委員会により監視されます。いずれの場合においても、各事業部門は、その引き受ける市場リスクに対して最終責任を負うとともに、リスクが所定の限度内であることについて最終責任を負います。

資金調達および流動性リスク

十分な流動性および資金調達源は、シティの事業にとって不可欠です。資金調達および流動性リスクは、複数の要因から生じますが、金融市場の混乱、主要な資金調達源の変更、信用スプレッド、シティの信用格付けの変更ならびに一部の国における政治および経済の状況等、その多くについて、シティのコントロールが及びません。詳細については、上記「リスク要因」をご参照ください。

概要

シティの資金調達および流動性の目的は、（i）既存の資産基盤の資金を調達し、（ii）シティコープにおける中核事業を成長させ、（iii）様々な市場条件（短期および長期の両方における市場の混乱を含みます。）の下で事業が行えるよう、適切に構成された十分な流動性を維持し、（iv）規制上の要件を満たすために、十分な流動性を維持することです。シティグループの主要な流動性目標は事業体毎に設定されており、全体として3つの主要な分類にわたって設定されています。

- ・親会社である事業体（親持株会社（シティグループ）およびシティグループに連結されている、シティのブローカー・ディーラーである子会社（本章において、以下「親会社」と総称します。）が含まれます。）
- ・米国、西ヨーロッパ、香港、日本およびシンガポールに所在するシティバンク、エヌ・エイの部署で構成される、シティの重要なシティバンク事業体（本章において、以下「重要なシティバンク事業体」と総称します。）
- ・その他のシティバンクおよびパナメックスの事業体

全体レベルでのシティグループの目標は、ストレス下においても、顧客資産の資金調達を十分に行い、適切な金額の現金および高品質流動資産（下記でさらに議論されます。）を提供するために、金額および契約期間の面で十分な資金調達を維持することです。流動性枠組みは、事業体が自立していることまたは最終的な流動性提供者となること（その定められたストレス・テストに基づき設定される条件におけるものを含みます。）を定めています。

シティの主な資金調達源には、（i）シティの銀行子会社を通じた預金（シティにとって最も安定的で低コストの長期資金調達源です。）、（ii）主に親会社および一部の銀行子会社で発行される長期債務（主に上位債および後順位債）ならびに（iii）株主資本が含まれます。これらの資金調達源は、主に担保付資金調達取引の形式で行われる短期借入金によって補完されることがあります。

上記のとおり、シティグループは、これらの資金調達源の構造的契約期間がその資産基盤の契約期間との関連で十分な長さとなるように努めています。シティの資産・負債管理の目標は、資産の資金調達後に余剰流動性を提供できるように、負債構造において契約期間に余裕を持たせるようにすることです。長期の契約期間プロファイルに起因する余剰流動性により、ストレス下で発生し得る潜在的な流動性の低下が事実上相殺できます。この余剰資金調達は、高品質流動資産（以下「HQLA」といいます。）の形で保有されており、下記の表に示されています。

高品質流動資産

	親会社		重要な シティバンク 事業体		その他の シティバンク 事業体および バナメックス 事業体		合計	
	2014年	2014年	2014年	2014年	2014年	2014年	2014年	2014年
	12月31日	9月30日	12月31日	9月30日	12月31日	9月30日	12月31日	9月30日
(単位：十億ドル)								
利用可能な現金	\$ 37.5	\$ 27.3	\$ 54.6	\$ 77.8	\$ 10.6	\$ 8.5	\$ 102.7	\$ 113.6
担保権の設定されていない 流動性のある証券	35.0	31.8	203.1	197.5	71.8	73.6	309.9	302.9
合計	\$ 72.5	\$ 59.1	\$ 257.7	\$ 275.3	\$ 82.4	\$ 82.1	\$ 412.6	\$ 416.4

注：上記の表の2014年12月31日および2014年9月30日現在の金額は、米国の流動性カバレッジ比率に関する最終規則（以下「LCR」といいます。）に基づいて見積られています（下記「流動性管理、ストレス・テストおよび測定」をご参照ください。）。金額はすべて、期末時点のものであり、通常業務において期中に増減する可能性があります。

上記の表に示すとおり、米国LCR最終規則に基づく2014年12月31日現在のシティのHQLAは4,126億ドル（2014年9月30日現在は4,164億ドル）となりました。前四半期比のHQLAの減少は、主に重要なシティバンク事業体の預金の減少（下記「預金」をご参照ください。）によるものでしたが、それぞれ親会社である事業体における、長期債務発行、短期借入金の増加および非HQLA証券のHQLA証券への入替えにより一部相殺されました。

2014年9月30日より前には、シティはバーゼル委員会のLCR最終規則に基づいてHQLAを報告していました。この基準によれば、シティのHQLA合計は、2013年12月31日現在約4,237億ドルでした。シティのHQLAが前年同期比で減少したのは、主に米国LCR最終規則（HQLAの定義から地方債、担保付社債および住宅ローン担保证券を除外しました。）の影響によるものですが、シティバンク、エヌ・エイにおけるクレジットカード証券化および連邦住宅貸付銀行（以下「FHLB」といいます。）借入金の増加により一部相殺されました。

次表は、2014年12月31日および2014年9月30日現在のシティのHQLAの構成について、資産の種類別に、さらに詳細に示したものです。証券については、金額は実現される可能性のある流動価値を表しており、したがって、担保権の設定された証券、および担保付資金調達取引に要求されるヘアカットは含まれていません。

(単位：十億ドル)	2014年	2014年
	12月31日	9月30日
利用可能な現金	\$ 102.7	\$ 113.6
米国財務省	139.5	117.1
米国機関／機関MBS	57.1	60.7
外国政府 ⁽¹⁾	110.2	121.6
その他の投資適格	3.1	3.4
合計	\$ 412.6	\$ 416.4

注：上記の表に記載された金額は、米国LCR最終規則に基づいて見積られています。

(1) 外国政府には、外国主権国家、外国政府機関および多国籍開発銀行によって発行または保証された有価証券が含まれます。外国政府証券は、主に現地の流動性要件およびシティの現地の事業基盤を支援するために保有されており、主にブラジル、香港、インド、日本、韓国、メキシコ、ポーランド、シンガポールおよび台湾の政府債が含まれています。

上記に記載されたシティのHQLAには、様々なFHLBからのシティグループの借入能力の形で存在する追加の潜在的流動性は含まれていません。これは、2014年12月31日現在260億ドル（2014年9月30日現在は220億ドル、2013年12月31日現在は300億ドル）で、当該銀行すべてに対する差入れ担保の形で維持されています。上記のHQLAには、米国連邦準備銀行割引窓口または米国外の中央銀行におけるシティの借入能力も含まれていません。かかる借入能力は、上述のリソースに追加されることとなります。

一般的に、シティグループは、その銀行ピークル内の法人に自由に資金を提供することができます。シティバンク、エヌ・エイを含むシティグループの銀行子会社は、連邦準備法セクション23Aに従ってシティグループ親会社およびブローカー・ディーラー事業体に貸し付けることが可能です。2014年12月31日現在、セクション23Aに基づきこれらの事業体に貸し付け可能な金額は、担保の要求に従うという条件の下で約170億ドル（2014年9月30日および2013年12月31日から変動なし）でした。

預金

預金は、シティの銀行子会社にとって、主要かつ最も低コストの資金調達源です。次表は、各表示期間についての、事業および／またはセグメント別にみた期末預金、ならびに平均預金合計を示したものです。

(単位：十億ドル)	2014年 12月31日	2014年 9月30日	2013年 12月31日
グローバル個人金融部門			
北米	\$ 171.4	\$ 171.7	\$ 170.2
ヨーロッパ・中東・アフリカ	12.8	13.0	13.1
ラテンアメリカ	45.5	45.9	47.4
アジア ⁽¹⁾	77.9	101.3	101.4
合計	\$ 307.6	\$ 331.9	\$ 332.1
ICG			
トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション（以下「TTS」といいます。）	\$ 378.6	\$ 381.1	\$ 379.8
銀行業務（TTSを除きます。）	85.9	91.0	97.4
マーケット&セキュリティーズ・サービス	94.4	95.3	96.9
合計	\$ 558.9	\$ 567.4	\$ 574.1
本社事項、本社業務／その他	22.8	29.0	26.1
シティコープ合計	\$ 889.3	\$ 928.3	\$ 932.3
シティ・ホールディングス合計 ⁽²⁾	10.0	14.4	36.0
シティグループ預金合計（期末）	\$ 899.3	\$ 942.7	\$ 968.3
シティグループ預金合計（平均）	\$ 938.7	\$ 954.2	\$ 956.4

(1) 2014年12月31日現在の預金残高は、シティグループが2014年12月に日本におけるリテールバンク事業売却の合意に至ったことを受けて、約210億ドルの預金を売却目的保有に振り替えたことを反映しています。

(2) 2014年12月31日現在のシティ・ホールディングスの期末預金残高には、モルガン・スタンレー・スミス・バーニー（以下「MSSB」といいます。）の顧客に関連する預金約90億ドルが含まれます。かかる預金は、従前開示したとおり、MSSBによりモルガン・スタンレーに移転される予定であり、残存する残高は、四半期につき約50億ドルずつ、2015年度第2四半期末にかけて移転されます。

期末預金は、前年同期比で7パーセント、前四半期比で5パーセント減少しました。これらはそれぞれ、主に、2014年12月にシティグループが日本におけるリテールバンク事業売却の合意を行ったことによる、約210億ドルの預金の売却目的保有への再分類と、外貨換算の影響によるものでした。

これらの項目を除くと、シティグループの預金は前年同期比で2パーセント減少しました。これは、現在も継続中のMSSBの預金のモルガン・スタンレーへの移転によるシティ・ホールディングスの継続的な預金の減少が、シティコープの預金の1パーセント増加を上回ったことによるものです。シティコープにおいては、GCBの預金は、全4地域における増加により、前年同期比で2パーセント増加しました。北米GCBの預金は、引き続き当座預金残高の増加に重点的に取り組んだ結果、前年同期比で1パーセント増加しました。海外預金は前年同期比で3パーセント増加しました。ICGの預金は前年同期比で1パーセント増加しました。これは、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションの残高の3パーセントの増加が、市場関連業務の減少により一部相殺されたためです。平均預金残高は、シティコープの増加分が、現在も継続中のMSSBに関連する預金のモルガン・スタンレーへの移転により相殺されたことにより、前年同期比でも前四半期比でもほぼ横ばいでした。

シティは、シティが「LCR価値」（LCR規則に基づく預金ベースの流動性価値）と呼ぶものを含む多様な次元から預金ベースを監視しています。LCR規則に基づき、預金は、ストレス下で予測される行動、預金の種類および顧客の種類によって、流動性価値が割り当てられます。一般的に、米国LCR最終規則は、個人（個人向けの預金およびコマーシャル・バンキングの預金を含みます。）および法人の営業口座を優先し、金融機関の営業外残高にはこれより低い流動性価値を割り当てます。シティは、2014年12月31日現在、シティの預金合計のLCR規則に基づく流動性価値を約73パーセントと見積っており、2014年9月30日現在の72パーセントおよび2013年12月31日現在の71パーセントから段階的に増加していますが、これは、主にLCR価値の低い預金の減少によるものです。

長期債務

長期債務（通常、当初満期が1年以上の債務と定義されます。）は、親会社事業体向けのシティの資金調達にとって最も重要な構成要素であり、銀行事業体にとっては補完的な資金調達源です。

長期債務は、満期の年度が複数ある構造ということもあり、重要な資金調達源となっています。シティグループおよびその関連会社（シティバンク、エヌ・エイを含みます。）が発行した無担保長期債務のうち、1年超の残存期間を有するもの（残存する信託優先証券残高を除きます。）の加重平均満期は、2014年12月31日現在約6.9年で、前四半期および前年同期から大きな変動はありませんでした。シティは、この期間構造により、事業ニーズを満たし、十分な流動性を維持することが可能となっていると考えています。

シティの親会社における残存長期債務には、基準債務およびシティが顧客関連債務と呼ぶもの（株式連動債および信用連動債等の仕組債ならびに非仕組債で構成されます。）が含まれます。シティの顧客関連債務の発行は、通常顧客の需要によるもので、シティの親会社事業体向けの資金調達源として基準債務発行を補完します。シティの銀行における長期債務には、FHLB借入金および証券化が含まれています。

長期債務残高

次表は、表示期間に係るシティの長期債務残高合計を示したものです。

(単位：十億ドル)	2014年 12月31日	2014年 9月30日	2013年 12月31日
親会社	\$ 158.0	\$ 155.9	\$ 164.7
基準債務：			
上位債	96.7	96.3	98.5
後順位債	25.5	24.2	28.1
信託優先証券	1.7	1.7	3.9
顧客関連債務：			
仕組債	22.3	22.3	22.2
非仕組債	5.9	6.4	7.8
現地国およびその他 ⁽¹⁾⁽²⁾	5.9	5.0	4.2
銀行	\$ 65.1	\$ 67.9	\$ 56.4
FHLB借入金	19.8	23.3	14.0
証券化 ⁽³⁾	38.1	38.2	33.6
現地国およびその他 ⁽²⁾	7.2	6.4	8.8
長期債務合計	\$ 223.1	\$ 223.8	\$ 221.1

注：金額は、シティの連結貸借対照表上の長期債務の現在の価値を表しています。一部の債務証券については、公正価値、ヘッジの影響ならびに未償却の割引およびプレミアムに関する考慮が含まれます。

(1) 2014年度第3四半期および第4四半期においては20億ドル、2013年度第4四半期においては2億ドルの証券化が含まれます。

(2) 現地国債務には、シティの関連会社とその現地業務を支援して発行した債務が含まれます。

(3) その大半が、主にシティブランドのクレジットカードについてのクレジットカード証券化に関連していました。

シティの長期債務残高合計は、前年同期比でわずかに増加しました。これは、クレジットカード証券化およびFHLB借入金（これらの資金調達源はコストが低い性質を持っています。）の増加による銀行における継続的な増加が、親会社における緩やかな減少を上回ったためです。前四半期比では、シティの長期債務合計は、親会社における満期到来および継続的な負債管理、ならびに銀行におけるFHLB借入金の減少により、わずかに減少しました。

シティは、負債管理の一環として、公開市場における買入れ、公開買付またはその他の手段により、その長期債務を買い戻す機会を検討しており、引き続き検討する可能性があります。かかる買戻しにより、シティの全体的な資金調達コストの削減が促進されます。2014年度中、シティは、合計で約98億ドルの残存する長期債務（2014年度第4四半期の約15億ドルを含みます。）を買い戻しました。この年度における合計には、シティが2014年度中に償還した約21億ドルの信託優先証券が含まれます（2014年12月31日現在残存するシティの信託優先証券残高の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記18をご参照ください。）。

今後、シティの長期債務残高の変動は、引き続きその事業部門の資金調達ニーズを反映することになります。これは、市場および経済の環境ならびに規制の変更もしくは要件にも左右されます。シティの資金調達および流動性全般に影響する規制の変更および要件の詳細については、下記「総損失吸収能力」および「流動性管理、ストレス・テストおよび測定」ならびに上記「リスク要因」をご参照ください。

長期債務の発行および満期

次表は、表示期間におけるシティの長期債務発行および満期（買戻しおよび償還を含みます。）の詳細を示しています。

(単位：十億ドル)	2014年度		2013年度		2012年度	
	満期	発行	満期	発行	満期	発行
親会社	\$ 38.3	\$ 36.0	\$ 46.0	\$ 30.7	\$ 75.3	\$ 17.3
基準債務：						
上位債	18.9	18.6	25.6	17.8	34.9	9.1
後順位債	5.0	2.8	1.0	4.6	1.8	-
信託優先証券	2.1	-	6.4	-	5.9	-
顧客関連債務：						
仕組債	7.5	9.5	8.5	7.3	8.2	8.0
非仕組債	2.4	1.4	3.7	1.0	22.1	-
現地国およびその他	2.4	3.7	0.8	-	2.4	0.2
銀行	\$ 20.6	\$ 30.8	\$ 17.8	\$ 23.7	\$ 42.3	\$ 10.4
TLGP	-	-	-	-	10.5	-
FHLB借入金	8.0	13.9	11.8	9.5	2.7	8.0
証券化	8.9	13.6	2.4	11.5	25.2	0.5
現地国およびその他	3.7	3.3	3.6	2.7	3.9	1.9
合計	\$ 58.9	\$ 66.8	\$ 63.8	\$ 54.4	\$ 117.6	\$ 27.7

次表は、シティの2014年度中の長期債務満期額総計（買戻しおよび償還を含みます。）および2014年12月31日現在の予想年次長期債務満期額総計を示したものです。

(単位：十億ドル)	2014年度 満期	2020年度						合計
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	以降	
親会社	\$ 38.3	\$ 16.6	\$ 20.9	\$ 26.1	\$ 12.9	\$ 20.0	\$ 61.5	\$158.0
基準債務：								
上位債	18.9	10.0	14.4	19.7	9.5	14.9	28.2	96.7
後順位債	5.0	0.7	1.5	3.1	1.2	1.5	17.5	25.5
信託優先証券	2.1	-	-	-	-	-	1.7	1.7
顧客関連債務：								
仕組債	7.5	4.0	4.0	2.7	1.7	1.8	8.1	22.3
非仕組債	2.4	1.8	1.0	0.6	0.5	0.2	1.8	5.9
現地国およびその他	2.4	0.1	-	-	-	1.6	4.2	5.9
銀行	\$ 20.6	\$ 14.5	\$ 21.2	\$ 14.2	\$ 9.1	\$ 2.1	\$ 4.0	\$ 65.1
FHLB借入金	8.0	3.8	9.2	6.3	0.5	-	-	19.8
証券化	8.9	7.7	10.2	6.4	8.3	1.9	3.6	38.1
現地国およびその他	3.7	3.0	1.8	1.5	0.3	0.2	0.4	7.2
長期債務合計	\$ 58.9	\$ 31.1	\$ 42.1	\$ 40.3	\$ 22.0	\$ 22.1	\$ 65.5	\$223.1

総損失吸収能力 (TLAC)

2014年11月、金融安定化理事会（以下「FSB」といいます。）は、シティを含むグローバルなシステム上重要な銀行持株会社（以下「GSIB」といいます。）に、秩序だった破綻処理を促すための損失吸収能力および資本再構成能力を維持させるための要件を提案する、市中協議文書を発行しました。この点において、FSBの提案は、ドッド・フランク法第2編に基づくGSIBの秩序だった破綻処理についてFDICが選択するシングル・ポイント・オブ・エントリー戦略を前提としており、かつこれに合致しています（詳細については、上記「リスク要因」－「規制上のリスク」をご参照ください。）。

FSBの提案によれば、総損失吸収能力（以下「TLAC」といいます。）に関する企業毎の最低要件は、「破綻処理グループ」（シティの場合には、シティグループ、親会社である銀行持株会社、および破綻処理の対象となる事業体を除くその子会社）の連結貸借対照表を参照した上で設定されます。「外部TLAC」として提案されているTLACの最低要件は、（i）破綻処理グループのリスク加重資産（以下「RWA」といいます。）の16パーセントから20パーセント、かつ、（ii）関連するTier 1 レバレッジ比率を満たすために求められる資本の金額の2倍以上であることとなります。負債の形態を有する適格規制資本商品、および規制資本商品以外のその他の適格TLACが、外部TLACの33パーセントを構成することが求められています。GSIBが、適用される規制資本のバッファ（すなわち資本保全バッファ、GSIBに対するサーチャージおよび（該当する場合は）カウンターシクリカル（景気連動抑制的）・資本バッファ）の要件を満たすために利用する規制資本商品は、外部TLAC要件に加算することができませんでした。

提案によれば、TLAC適格の商品には、一般的に、普通株式等Tier 1 資本、優先株式、および1年以上の残余期間を有する持株親会社の無担保上位債および後順位債が含まれます。特定の負債証券の適格性に関しては不確実要素があるものの、TLAC適格の商品には通常、事業子会社が保証・発行する負債証券は含まれておらず、また、デリバティブまたはデリバティブに連動する特徴を持つ商品（一定の仕組債等）が含まれます。加えて、GSIBの適格TLACは、その他のGSIBが発行するTLAC適格商品の保有により減じられることがあります。

FSBのTLAC提案においては、GSIBの外国における各「重要子会社」（提案に基づいて定義される予定です。）で、破綻処理の対象となる事業体ではないものに、当該子会社が破綻処理の対象となる事業体であった場合に適用される外部TLAC要件の最低75パーセントから90パーセントを維持することを求める、「内部TLAC」要件が設定されています。この要件はいろいろな面で不確定ですが、内部TLACに関する提案は、その対象となる子会社に、TLACの効果的な「事前配分」を要求するものです。

FSBの提案に従い、最低TLAC要件に関する実施期限は、2019年1月1日より前とはなりません。米国の銀行の監督機関は、米国のGSIBに対するTLAC要件と同様の規制を、2015年中に提案すると予想されます。FSBの提案により、多大な不確実要素および解釈上の問題が発生します。詳細については、上記「リスク要因」－「規制上のリスク」をご参照ください。

担保付資金調達取引および短期借入金

担保付資金調達

担保付資金調達は、主にシティのブローカー・ディーラーである子会社を通じて、担保付融資取引および一部のトレーディング滞留資産の両方の資金調達を効率的に行うために行われます。シティは、その銀行事業体を通じて、小規模な担保付資金調達取引も行いますが、これらは通常外国政府証券で担保されています。通常、シティの担保付資金調達の水準の日々の変動は、主として（下記に述べる）マッチド・ブックによる担保付融資取引およびトレーディング滞留資産の変動によるものです。

2014年12月31日現在、担保付資金調達は、1,730億ドルに減少しました。これに対し、2014年9月30日現在は1,760億ドル、2013年12月31日現在は2,040億ドルでした。これは、外貨換算の影響およびシティにより引き続き行われた担保付資金調達の最適化によるものでした。2014年度第4四半期の担保付資金調達の平均残高は約1,870億ドルでした。これに対し、2014年度第3四半期は約1,820億ドル、2013年度第4四半期は約2,110億ドルでした。

ブローカー・ディーラーである子会社において行われる、担保付融資の資金調達を行う担保付資金調達の一部は、一般的に「マッチド・ブック」取引と呼ばれています。この取引の大半は、米国財務省証券、米国機関証券および外国政府債務等の高品質で流動性のある証券で担保されています。その他の担保付資金調達は、持分証券、社債およびアセット・バック証券を含む、より流動性の低い証券で担保されています。シティのマッチド・ブック負債の契約期間は、対応するマッチド・ブック資産の契約期間と同一か、より長くなっています。

ブローカー・ディーラーである子会社において行われる残りの担保付資金調達取引は、トレーディング滞留資産の資金調達を目的としています。様々な市況（ストレス下にある期間を含みます。）において信頼できる資金調達を維持するため、シティは、基礎となる担保の質を考慮し、融資契約期間を規定してこれらの取引を管理しています。流動性の低いトレーディング滞留資産のシティの担保付資金調達の加重平均満期は、2014年12月31日現在、110日を上回っていました。

シティは、限度額、契約期間、ヘアカット、担保プロファイルおよび顧客行動の変動に関する日常的なストレス・テストを実施することによって、担保付資金調達のリスクを管理しています。シティはまた、カウンターパーティー集中のトリガーを規定し、ストレス下におけるカウンターパーティーの信頼性および安定性を評価することによって、カウンターパーティーの分散化を維持しています。シティは、一般的に、150を超えるカウンターパーティーを担保付資金調達源としています。

短期借入金

上記のとおり、シティは、主要な資金調達源を短期借入金で補完しています。短期借入金は、通常、（i）担保付資金調達取引（貸付有価証券または買戻条件付売渡有価証券、すなわち、レポ）および（ii）それより程度は下回るものの、コマーシャル・ペーパーならびにFHLBおよび他の市場参加者からの借入金からなる短期借入金を含みます（シティグループおよびその関連会社の短期借入金残高の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記18をご参照ください。）。

次表は、過去3事業年度末における以下の各短期借入金の分類について年度末、平均および最大月末金額を記載したものです。

(単位：十億ドル)	フェデラルファンド借入金および 買戻条件付売渡有価証券			短期借入金 ⁽¹⁾					
				コマーシャル・ペーパー ⁽²⁾			その他短期借入金 ⁽³⁾		
	2014	2013	2012	2014	2013	2012	2014	2013	2012
期末残高	\$ 173.4	\$ 203.5	\$ 211.2	\$ 16.2	\$ 17.9	\$ 11.5	\$ 42.1	\$ 41.0	\$ 40.5
平均年間残高 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	190.0	229.4	223.8	16.8	16.3	17.9	45.3	39.6	36.3
最高月末残高	200.1	239.9	237.1	17.9	18.8	21.9	47.1	44.7	40.6
加重平均金利									
期中 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾	1.00%	1.02%	1.26%	0.21%	0.28%	0.47%	1.20%	1.39%	1.77%
期末 ⁽⁷⁾	0.49	0.59	0.81	0.23	0.26	0.38	0.53	0.87	1.06

(1) 当初満期が1年未満のもの。

(2) コマーシャル・ペーパー残高のほぼすべてが、上記の期間に重要なシティバンク事業体により発行されています。コマーシャル・ペーパー残高が2013年度中に増加したのは、2013年度第2四半期にトレード・ローンに関連する借入金70億ドルを統合したことによるものです。

(3) その他の短期借入金には、FHLBおよびその他の市場参加者からの借入金が含まれます。

(4) 金利および利息金額には、各負債カテゴリーに関連するリスク管理業務の効果が含まれます。

(5) FIN 41 (ASC 210-20-45) に基づき、借入有価証券または買戻条件付売渡有価証券の平均残高は純額で報告されています。ただし、平均金利からはFIN 41 (ASC 210-20-45) の影響が除外されています。

(6) 平均金利は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利を反映しています。

(7) 各年度末の約定利率に基づきます。無利息口座は、年度末に算出される加重平均金利から除外されています。

流動性管理、ストレス・テストおよび測定

流動性管理

シティのHQLAは、シティのトレジャラーによって管理されます。流動性は、集中管理されたトレジャリー・モデルを通じて、コーポレート・トレジャリーおよび国内のトレジャラーによって管理されます。この構造に基づき、シティのHQLAは、資産／負債の適合性および流動性ポジションが各事業体およびシティ全体において適切であることを徹底することを目標として管理されます（シティの流動性の目的の詳細については、上記「概要」をご参照ください。）。

シティのチーフ・リスク・オフィサーは、シティのHQLAの全体的なリスク・プロファイルに責任を負っています。チーフ・リスク・オフィサーおよびシティの最高財務責任者が、シティの資産負債管理委員会（以下「ALCO」といいます。）の共同委員長を務めます。ALCOには、シティのトレジャラーおよび上級経営陣も参加します。ALCOは、流動性ポートフォリオの戦略を策定し、そのパフォーマンスを監督します。ポートフォリオ資産配分の重大な変更は、ALCOによる承認を受ける必要があります。

ストレス・テスト

シティの主要な事業体、事業子会社および／または国のそれぞれについては、流動性ストレス・テストが実施されています。ストレス・テストおよびシナリオ分析は、ある流動性事由が貸借対照表および流動性ポジションに与え得る影響を数値で表すこと、ならびに使用できる実行可能な資金調達代替策を特定することを意図しています。これらのシナリオには、重要な資金調達源の著しい変更、市場トリガー（信用格付け等）、資金調達の利用可能性および特定の国の政治・経済情勢に関する仮定が含まれています。これには、通常の市場およびストレス市場の状況、ならびに会社特有の事由を含みます。

監視のためには、広範な流動性ストレス・テストが重要となります。これらの潜在的な流動性事由は流動性ソース間の潜在的なミスマッチを確認するために有用であり、様々な期間（一晚、1週間、2週間、1ヶ月、3ヶ月、1年間、2年間）および様々なストレス状況にわたって利用されます。流動性限度額はこれに応じて設定されます。1単位の流動性を監視するため、これらのストレス・テストおよび潜在的なミスマッチは、毎日行われる複数のテストとともに様々な頻度で計算されます。

潜在的なストレスの範囲を基に、シティは連結ベースおよび個別の事業体毎に、一連の資金調達に関するコンティンジェンシー・プランを維持しています。これらのプランでは、不利な市況または特異な混乱状態等様々な場合において容易に利用可能な幅広い取組みを規定しています。

短期流動性測定；流動性カバレッジ比率（LCR）

シティが30日間のストレス・シナリオ向けに開発した内部測定方法に加えて、シティは、米国LCR最終規則に基づき算出されたLCRも参照して流動性を監視します。

一般的に、LCRは、銀行が、深刻な30日間のストレス・シナリオ下で、流動性ニーズを満たすために十分な水準のHQLAを確実に維持することをねらいとしています。米国LCR最終規則では、LCRは、HQLAを、ストレス下にある30日間の見積純資金流出額で除して計算されます。純資金流出額は、規則で規定された想定流出率を様々な負債項目（預金、無担保および有担保ホールセール借入金、未使用約定ならびにデリバティブ関連エクスポージャー等）に適用し、30日以内に満期となる資産からの資金流入額で一部相殺することにより算定されます。加えて、米国最終規則によれば、銀行は純資金流出額を、契約上の満期に基づく（および期限の定めのない）資金流入額と流出額の差額が最大となる日におけるこれらの差額に基づいて見積るよう求められます（「ピーク日」の資金流出額要件と呼ばれます。）。シティのLCRは、100パーセントの最低要件に従います。

下表は、2014年12月31日および2014年9月30日現在のシティの見積LCRの構成要素および見積純資金流出額を上回るHQLAを示したものです。

(単位：十億ドル)	2014年12月31日	2014年9月30日
高品質流動資産	\$ 412.6	\$ 416.4
見積純資金流出額	\$ 368.6	\$ 374.5
流動性カバレッジ比率	112%	111%
見積純資金流出額を上回るHQLA	\$ 44.0	\$ 42.0

注：上記の表に示された金額は、米国LCR最終規則に基づいて見積られています。

上記の表に示すとおり、2014年12月31日現在、米国LCR最終規則に基づくシティの見積LCRは112パーセントであり、2014年9月30日現在は111パーセントでした。前四半期比での増加は、主に、預金の流入およびシティの預金ベースの質の改善によるものでした。

2014年9月30日より前には、シティは、そのLCRを、バーゼル委員会のLCR最終規則に基づいて報告していました。この方法によるシティの見積LCRは、2013年12月31日現在で117パーセントでした。前年度比でのシティの見積LCRの減少は、主に、米国LCR最終規則の影響によるものでした。具体的には、上記「高品質流動資産」に記載されているとおり、米国LCR最終規則は、HQLAの計算から一定の資産を除外しています。また、見積純資金流出額は、主に、上記の「ピーク日」の資金流出額要件、および、米国LCR最終規則に基づく、預金区分に関するより厳しい定義（例えば、預金残高の性質またはカウンターパーティーの指定）により生じる預金流出額の想定額の上昇により、米国LCR最終規則に基づく数値の方が高くなります。

長期流動性測定；安定調達比率（以下「NSFR」といいます。）

12ヶ月の流動性ストレス期間について、シティは、内部の長期流動性指標を含む複数の指標を使用します。シティ内部の長期流動性指標は、12ヶ月間のシナリオに基づいており、市場、信用および経済の状況がわずかなストレス下にある場合から厳しいストレス下にある場合までを想定し、さらなる悪化の可能性も想定します。これは、12ヶ月間のストレス下における純累積資金流出額に対する、担保権の設定されていない流動性リソースの割合と広範に定義されます。

加えて、2014年10月、バーゼル委員会は、バーゼルIII NSFRを施行するための最終基準を公表しました。2018年1月1日までに、この基準に全面的に準拠することが求められています。NSFRは、シティの内部長期流動性指標と同様、1年間という期間に係る銀行機関の安定調達の安定性を測定することを意図しています。NSFRは、利用可能な安定調達額の水準を所要安定調達額で除して算出されますが、この比率は、100パーセントを超えることを要求されます。バーゼルIIIの基準では、利用可能な安定調達額には、株式、預金および長期債務の一部が含まれます。一方、所要安定調達額には、非流動資産とみなされる長期資産の一部が含まれます。シティは、米国の規制当局が、NSFRの米国版を2015年度内に提案すると予想しています。

信用格付け

シティグループの資金調達および流動性、資金調達能力、シティグループが資本市場やその他の資金源を利用する能力、これらの資金に係るコスト、ならびに一定の預金を維持する能力は、信用格付けに左右される側面があります。次表は、2014年12月31日現在の、シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイの格付けを記載したものです。次表には含まれていませんが、2014年12月31日現在のスタンダード・アンド・プアーズによるシティグループ・グローバル・マーケッツ・インク（以下「CGMI」といいます。）の格付けはA/A-1、フィッチによる格付けはA/F1でした。

2014年12月31日現在における債務格付け

	シティグループ・インク			シティバンク、エヌ・エイ		
	上位債	コマーシャル・ペーパー	見通し	長期	短期	見通し
フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」といいます。）	A	F1	安定的	A	F1	安定的
ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」といいます。）	Baa2	P-2	安定的	A2	P-1	安定的
スタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」といいます。）	A-	A-2	ネガティブ	A	A-1	安定的

最近の信用格付けに関する状況

2014年12月17日、フィッチは、銀行に関する「基準の公開草案（criteria exposure report）」を発行しました。この文書は、銀行の格付け基準すべてを一つの報告書にまとめ、基準のうちいくつかの点（損失を吸収する後順位商品によって上位債権者が保護されることにより、格付機関が事業会社に対して、実証されていない格付けを超えて、長期格付けを付与する時期についての明確化を含みます。）を見直しています。2014年3月以来、フィッチは、規制環境の進展を理由として、米国銀行持株会社と事業会社の間で異なる格付けを業界全体で導入しようとしています。現在のところ、フィッチは、持株会社と事業会社の格付けを揃えています。これは債務不履行の可能性の間にある緊密な相関関係に関するフィッチの見解を反映しています。

2014年11月24日、S&Pは、ある銀行の長期格付けを、追加損失吸収能力（以下「ALAC」といいます。）を理由として、同行の実証されていない格付けを上回る格付けとするための要素を、S&Pの銀行格付手法に加える提案を発表しました。ALACに関するこの提案は、ベイル・インの対象となる商品による損失吸収が、政府によるベイルアウトを一部または全部代替する、また事業会社の上位無担保債のデフォルトの可能性を減じ得ると考えています。S&Pは引き続き、システム上重要な米国の銀行持株会社の格付けに対する政府の支援を評価していきます。

2014年9月9日、ムーディーズもまた、新たな銀行格付手法に対するコメントの募集を発表しました。当該新手法では、ベースライン信用評価の合理化（銀行財務格付けの除外）が提案され、また格付けに「破綻時損失」評価が導入されています。コメントの期間は終了しており、結論は2015年初期に出される見込みです。

格下げの潜在的な影響

ムーディーズ、フィッチまたはS&Pによる格下げは、資金調達能力の低下（デリバティブ・トリガーを含みます。）により、シティグループおよび／またはシティバンク、エヌ・エイの資金調達および流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。デリバティブ・トリガーは、現金債務または担保の要求の形を取る可能性があります。

以下の情報は、3つの主要格付機関すべてにおいて同時に格下げが行われると仮定した場合に、シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイの資金調達および流動性に及ぶ可能性のある影響を分析する目的で提供されています。この分析は、一定の見積り、見積方法ならびに判断および不確実性の影響を受けます。不確実性には、許容可能なカウンターパーティーについて、一部の事業体に存在する可能性のある潜在的な格付けの限界、およびカウンターパーティーの主観的な行動が含まれます。例えば、一部の法人顧客および取引のカウンターパーティーは、シティとの取引関係を評価し直し、一部の契約または市場商品のシティとのトレーディングを限定する可能性があります。カウンターパーティーの行動の変化は、シティの資金調達および流動性、ならびにその一部の事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。シティグループやシティバンク、エヌ・エイへの実際の影響は予測不可能であり、下記で説明する資金調達および流動性への潜在的な影響とは大きく異なる場合があります。

信用格付けの変更がシティおよび適用ある子会社に及ぼす影響の詳細については、上記「リスク要因」－「流動性リスク」をご参照ください。

シティグループ・インクおよびシティバンク、エヌ・エイ－潜在的なデリバティブ・トリガー

シティは、2014年12月31日現在、3つの主要格付機関すべてにおいて、シティグループ・インクの上位債／長期格付けが1段階引き下げられたと仮定した場合、デリバティブ・トリガーにより、約8億ドル（2014年9月30日から変動なし）の影響がシティグループの資金調達および流動性に及ぶおそれがあると予想しています。担保付融資取引またはその他の必要証拠金等、明白なトリガーが存在しないその他の資金調達手段もまた悪影響を受ける可能性があります。

シティは、2014年12月31日現在、3つの主要格付機関すべてにおいて、シティバンク、エヌ・エイの上位債／長期格付けが1段階引き下げられたと仮定した場合、デリバティブ・トリガーにより、シティバンク、エヌ・エイの資金調達および流動性に約13億ドル（2014年9月30日現在の金額は17億ドル）の影響が及ぶおそれがあると予想しています。

全体として、シティは、3つの主要格付機関すべてにおいて、シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイの格付けが1段階引き下げられた場合、合計で約21億ドル（2014年9月30日現在の金額は25億ドル）の現金債務および担保の要求が生じる可能性があるかと予想しています（「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記23もご参照ください。）。上記「高品質流動資産」に記載されているとおり、2014年12月31日現在、シティの親会社事業体の流動性リソースは約730億ドル、シティの重要なシティバンク事業体ならびにその他のシティバンクおよびバナメックス事業体の流動性リソースは約3,400億ドルで、合計は約4,130億ドルでした。これらの流動性リソースの一部は、上記の潜在的な事由のような偶発事象に対応するために利用可能です。

また、現在、シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイの資金調達に関するコンティンジェンシー・プランにおいて、広範囲な軽減措置が含まれています。シティグループ向けのこれらの軽減要因には、既存の顧客からの余剰資金調達手段を利用すること、担保付融資の水準を目的に合わせて調整すること、厳選したトレーディング勘定の規模を調整すること、およびシティの重要な銀行子会社から有担保で借り入れることが含まれますが、これらに限定されません。シティバンク、エヌ・エイが利用可能な軽減措置には、流動性の高い政府証券の売却もしくは資金調達、担保付融資の水準を目的に合わせて調整すること、厳選したトレーディング勘定の規模を調整すること、貸出金の組成および更新を削減すること、さらに預金を増やすこと、またはFHLBもしくは中央銀行から借り入れることが含まれますが、これらに限定されません。シティは、これらの軽減措置が、上記の格下げの可能性による資金調達および流動性へのリスク（もしあれば）を実質的に軽減することができると思っています。

シティバンク、エヌ・エイさらなる影響の可能性

上記のデリバティブ・トリガーに加えて、シティは、S&Pおよびフィッチによるシティバンク、エヌ・エイの上位債／長期格付けが1段階引き下げられた場合、シティバンク、エヌ・エイのコマーシャル・ペーパー／短期格付けにも悪影響が及ぶ可能性があると考えています。2014年12月31日現在、シティバンク、エヌ・エイは、連結対象のアセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社に対する流動性コミットメント約161億ドル（2014年9月30日現在の流動性コミットメントは約176億ドル）を有していました（「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記22で言及されています。）。

シティの重要なシティバンク事業体ならびにその他のシティバンクおよびバナメックス事業体の上記の流動性リソースに加えて、シティバンク、エヌ・エイは、緩和措置（コマーシャル・ペーパー導管会社に対する一定のコミットメントのリプライシングまたは削減を含みます。）を通じて、上記の格下げの可能性に伴う資金調達および流動性リスク（もしあれば）を軽減することができます。上記の潜在的な格下げが発生した場合、一部の法人顧客はシティバンク、エヌ・エイとの預金関係を再評価する可能性があるとしてシティは考えています。この再評価の結果、顧客がその任意の預金水準を調整するか、または預金取扱機関を変更する可能性があり、これにより、シティバンク、エヌ・エイの一部の預金水準が低下する可能性があります。しかしながら、シティは、上記の緩和措置に加えて、価格の調整、既存顧客への代替的な預金商品の提供、または新規顧客からの預金収集の努力を選択することができます。

[前へ](#) [次へ](#)

価格リスク

価格リスク損失は、金利、信用スプレッド、外国為替相場、株式および商品価格、ならびにこれらのインプライド・ボラティリティの変動に伴い、非トレーディングおよびトレーディングのポジションの市場価値が変動することにより生じます。

価格リスク測定およびストレス・テスト

価格リスクは、事業全体での一貫性を確保するために設定された基準と、リスクを合計する能力に基づいて測定されます。非トレーディングおよびトレーディングのポートフォリオに使用される測定ならびに関連するストレス・テストのプロセスは、下記に記載されています。

価格リスクー非トレーディング・ポートフォリオ

純利息収益および金利リスク

金利エクスポージャーにおいて、純利息収益とは、非トレーディング・ポートフォリオの資産（顧客貸出金を含みます。）につき得られる利回りと負債（顧客預金または企業借入金を含みます。）につき支払う利率との間の差額です。純利息収益は、金利水準の変化、資産および負債の金額、ならびに市場金利を反映するための資産および負債のリプライシングのタイミングにより影響を受けます。

金利リスク測定ーIRE

シティの純利息収益に係るリスクに関する主要な指標は、金利エクスポージャー（以下「IRE」といいます。）です。IREは、専ら先渡金利の予想していなかった変動に伴い発生する各通貨の予想純利息収益の変化を測定します。

シティの予測IREには、貸出金に係る期限前返済率、顧客行動および価格決定の影響を含めた様々な前提を組み入れています。例えば、金利が上昇するシナリオにおいて、預金ポートフォリオの一部が直面する金利の上昇は、市場金利の変動よりも小幅な上昇となると想定される可能性があります。金利が低下するシナリオにおいては、抵当貸付ポートフォリオにより高い期限前返済率が見込まれています。IREは、事業部門および／またはシティ・トレジャリーが予想せぬ金利変動に対して残高やポジショニングにつき追加的な変更を行わないことを前提としています。

金利リスクの軽減およびヘッジ

金利の変動を効果的に管理するため、シティは新規の顧客貸出金および顧客預金の価額を修正し、固定利付証券を購入し、固定利率もしくは変動利率の債券を発行し、または逆のリスク・エクスポージャーを有するデリバティブ取引を行う可能性があります。シティは、金利リスクを軽減させるこれらとその他の戦略の実現可能性を定期的に評価し、その実行が賢明であるとシティが考える場合には、かかる戦略を実行します。

シティは、金利リスクを統合された全社的なポジションとして管理します。シティの対顧客事業は、その継続的な活動の一環として、金利への感応度が高いポジション（貸出金および預金を含みます。）を創出します。シティ・トレジャリーは、これらのリスク・ポジションを統合し、集中的に管理します。設定された限度の中で活動するシティ・トレジャリーは、ポジショニングに関する決定を行い、望ましいリスク・プロファイルを目標とするため、シティの投資有価証券ポートフォリオ、自社発行債務および金利デリバティブ等のツールを利用します。シティの金利リスク・ポジションの変動は、大規模かつ相殺効果のある影響を及ぼす可能性のある、すべての非トレーディング資産および負債における累積変動ならびにシティ・トレジャリーのポジショニングに関する決定を反映しています。

ストレス・テスト

シティグループは、非直線的な金利変動が貸借対照表の評価額に及ぼす影響のストレス・テスト、ポートフォリオのデュレーションとボラティリティの分析（特に抵当貸付とモーゲージ・バック証券に関係する場合）、および異なる市場指標間でのスプレッドの変動の潜在的な影響を含む、追加的な指標を採用しています。

金利リスク測定ーリスクにさらされたOCI

シティは、金利の変動がその他包括利益（以下「OCI」といいます。）の価値に及ぼし得る影響についても測定します。これは、同様にシティの普通株式等Tier 1 資本比率に影響を及ぼす可能性があります。シティの目標は、OCIの変動が規制資本ポジションに及ぼす影響を限定しながら、金利の市場水準の上昇から利益を得ることです。

リスクにさらされたOCIは、全社的な金利リスク・ポジションの一部として管理されます。リスクにさらされたOCIは、シティの資本創出能力に対する、OCIの変動（およびこれに対応する普通株式等Tier 1 資本比率への影響）の可能性を考慮します。

次表は、金利に100ベース・ポイントの予期せぬ並行的な即時上昇が生じたと仮定した場合、シティの純利息収益、OCIおよび普通株式等Tier 1 資本比率（全面的に適用された場合）に及ぶと見積られる影響を示したものです。

(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))		2014年 12月31日	2014年 9月30日	2013年 12月31日
純利息収益に対する年間影響の試算				
米ドル ⁽¹⁾	\$	1,123	\$ 1,159	\$ 1,229
その他の通貨		629	713	609
合計	\$	1,752	\$ 1,872	\$ 1,838
平均利付資産の割合		0.11%	0.11%	0.11%
OCIに対する初期影響の試算 (税引後) ⁽²⁾	\$	(3,961)	\$ (3,621)	(3,070)
普通株式等Tier 1 資本比率に対する初期影響の試算 (ベース・ポイント) ⁽³⁾		(44)	(41)	(37)

- (1) シティ内部のトレーディング向け事業の一部は、発生主義会計ポジションを有しており、これらのエクスポージャーは時価評価ポジションとの組合せにより経済的に管理されているため、表中の純利息収益への影響の試算からは除外されています。2014年12月31日現在、当該事業に関する米ドルの金利エクスポージャーは、金利の100ベース・ポイントの即時上昇に対してマイナス148百万ドルです。
- (2) 金利変動が投資有価証券、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび年金債務調整に関連するOCIに与える効果を含みます。
- (3) 普通株式等Tier 1 資本比率への初期影響の試算は、シティの繰延税金資産ポジションの効果を考慮しており、上記のOCIへの初期影響の見積りのみに基づいています。

純利息収益への影響の試算が前年度から減少したのは、主に、バランス・シートの構成における変動（シティの預金残高が引き続き長期保有化したこと、および、シティの資本基盤が増加したことを含みます。）を打ち消す、シティ・トレジャリーの活動（上記「金利リスクの軽減およびヘッジ」に説明されています。）を反映しています。OCIおよび普通株式等Tier 1 資本比率に及ぶと見積られる影響が前年度から変動したのは、主にシティ・トレジャリーの投資および金利デリバティブ・ポートフォリオの構成が変動したことを反映しています。

金利に100ベース・ポイントの予期せぬ並行的な即時上昇が生じたと仮定した場合、シティは、OCIに対する悪影響が、一定期間に及ぶ純利息収益増加見込みと、シティの投資ポートフォリオの増加を通じたOCIへの影響の回復見込みの組合せを通じて株主持分において相殺されると予想しています。2014年12月31日現在、シティは、かかるシナリオにおいてOCIへの影響額マイナス40億ドルが、約22ヶ月にわたって相殺される可能性があるかと予想しています。

上記のとおり、シティは、純利息収益およびOCIが異なる金利環境においてどのように影響を受ける可能性があるかを予想するため、複数の金利シナリオ（金利上昇および低下ならびにイールドカーブのスティープ化およびフラット化を含みます。）を定期的に評価しています。次表は、米ドルおよびシティの他の通貨に関する金利に4つの異なる変動が生じた場合に、シティの純利息収益、OCIおよび普通株式等Tier 1 資本比率（全面的に適用された場合）に及ぶと予想される影響を示したものです。シティは金利の並行的な低下による影響も監視していますが、短期金利が100ベース・ポイント低下した場合、これはシティの市場の多くでマイナス金利となることを意味するため、重要ではありません。

(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))

	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4
翌日物金利の変化(ベース・ポイント)	100	100	-	-
10年物金利の変化(ベース・ポイント)	100	-	100	(100)
純利息収益に対する年間影響の試算				
米ドル	\$ 1,123	\$ 1,082	\$ 95	\$ (161)
その他の通貨	629	586	36	(36)
合計	\$ 1,752	\$ 1,668	\$ 131	\$ (197)
OCIに対する初期影響の試算 (税引後) ⁽¹⁾	\$ (3,961)	\$ (2,543)	\$ (1,597)	\$ 1,372
普通株式等Tier 1 資本比率に対する初期影響の試算(ベース・ポイント) ⁽²⁾	(44)	(28)	(18)	15

注：上記の表の各シナリオは、金利変化が即時に起こることを想定しています。翌日物と10年間の間の満期に関する金利の変動が挿入されています。

- (1) 金利変動が投資有価証券、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび年金債務調整に関連するOCIに与える効果を含みます。
- (2) 普通株式等Tier 1 資本比率への初期影響の試算は、シティの繰延税金資産ポジションの効果を考慮しており、上記のOCIへの影響の試算のみに基づいています。

上記の表に示されているとおり、シティの純利息収益およびOCIに及ぶ影響の大きさは、シナリオ2の方がシナリオ3よりも大きくなっています。これは、シティの投資ポートフォリオの変動の組合せが、シティの年金債務に関連する変動により一部相殺され、短期および中期の満期において金利への感応度が高いネット・ポジションとなるためです。

外国為替相場の変動—OCIおよび資本への影響

2014年12月31日現在、シティは、米ドルの価値がシティの他のすべての通貨に対して同時に5パーセント上昇した場合、シティのAOCIにおける外貨換算調整（ヘッジ控除後）の変動により、シティの有形普通資本（以下「TCE」といいます。）が約15億ドル（TCEの0.8パーセント）減少する可能性があるの見積っています。この影響は、主にメキシコ・ペソ、英ポンド・スターリング、ユーロ、中国元および韓国ウォンの価値変動によるものです。

このTCEの減少にもかかわらず、シティは、その事業モデルおよび外国為替相場エクスポージャーの管理が、外国為替相場変動が普通株式等Tier 1 資本比率に及ぼす影響を最小限に抑えるために機能すると考えています。とりわけ、通貨変動によりシティの外貨建て資本に対する純投資の価値が変動するため、これらの変動により、シティのこれらの通貨建てのリスク加重資産の価値も変動します。これは、外貨借入、為替先物予約およびその他の通貨ヘッジ商品等のシティの外貨ヘッジ戦略と相まって、外貨変動がシティの普通株式等Tier 1 資本比率に及ぼす影響を和らげます。

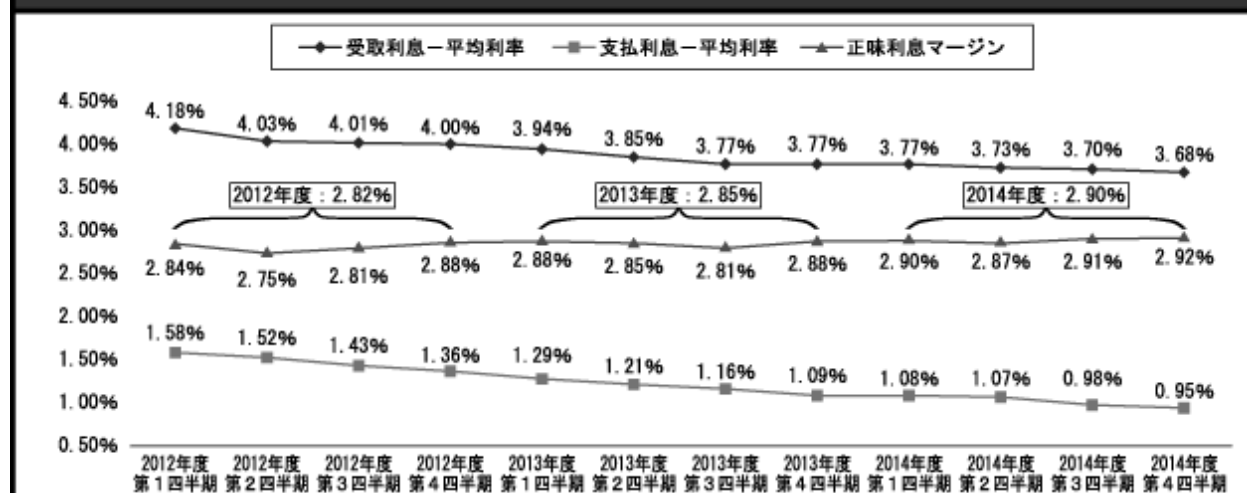
シティの事業モデルおよび外国為替相場の変動に係る管理戦略の効果が、下表に示されています。AOCIの変動の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記20をご参照ください。

(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2014年度 第4四半期	2014年度 第3四半期	2013年度 第4四半期
外国為替相場スポットレートの変動 ⁽¹⁾	4.9 %	(4.4)%	(0.4)%
外貨換算（ヘッジ控除後）による有形普通株主資本の変動	\$ (1,932)	\$ (1,182)	\$ (241)
有形普通株主資本の割合	(1.1)%	(0.7)%	(0.1)%
外貨換算（ヘッジ控除後）による普通株式等Tier 1 資本比率			
（全面的に適用された場合）に対する影響の試算 （ベース・ポイント）	(1)	3	(2)

(1) 外国為替相場スポットレートの変動は、シティの四半期平均GAAP資本の外国に対するエクスポージャーに基づき、加重平均されています。

受取利息／支払利息および利回り

平均利息－受取利息、支払利息および正味利息マージン



(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2014年度	2013年度	2012年度	変動率 2014年度 /2013年度	変動率 2013年度 /2012年度
受取利息 ⁽¹⁾	\$ 62,180	\$ 63,491	\$ 67,840	(2)%	(6)%
支払利息	13,690	16,177	20,612	(15)	(22)
純利息収益 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	\$ 48,490	\$ 47,314	\$ 47,228	2 %	- %
受取利息－平均利率	3.72%	3.83%	4.06%	(11)bps	(23)bps
支払利息－平均利率	1.02	1.19	1.47	(17)bps	(28)bps
正味利息マージン	2.90%	2.85%	2.82%	5 bps	3 bps
指標金利					
2年もの米国財務省証券－平均利率	0.46%	0.31%	0.28%	15 bps	3 bps
10年もの米国財務省証券－平均利率	2.54	2.35	1.80	19 bps	55 bps
10年もの対2年もののスプレッド	208bps	204bps	152bps		

(1) 純利息収益には、2014年度の498百万ドル、2013年度の521百万ドルおよび2012年度の542百万ドルの課税対象項目の調整（米国連邦法定税率35パーセントを基準とします。）が含まれます。

(2) 一部の複合金融商品に関連する費用が除外されています。これらの債務は長期債務として区分され、公正価値で評価され、その変動は自己勘定取引に計上されます。

(3) すべての表示期間について、受取利息、支払利息、金利および取引高からは、クレジットカード（非継続事業）が除外されています。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。

シティの正味利息マージン（以下「NIM」といいます。）は、総受取利息から総支払利息を控除した数値を、利付資産の平均金額で除して算出されます。シティのNIMは、2013年度の285ベース・ポイントから、2014年度は290ベース・ポイントに改善しました。これは、主に、貸出利回りが引き続き減少したことにより一部相殺されましたが、預金および長期債務のコスト（上記「資金調達および流動性リスク」をご参照ください。）が引き続き減少したことを含む、資金調達コストが減少したことを反映しています。

2015年度に入り、シティは現在、NIMが比較的安定して2014年度通年の水準を維持すると予測していますが、シティ・ホールディングスからの資産の閉鎖等および売却が継続することにより、四半期比のNIMに影響を及ぼす可能性があります。

平均残高および金利－資産⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾

課税対象項目ベース

	平均残高			受取利息			平均金利(%)		
(単位：百万ドル(比率を除きます。))	2014年度	2013年度	2012年度	2014年度	2013年度	2012年度	2014年度	2013年度	2012年度
資産									
銀行預け金 ⁽⁵⁾	\$ 161,359	\$ 144,904	\$ 157,911	\$ 959	\$ 1,026	\$ 1,261	0.59%	0.71%	0.80%
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および売戻条件付買入有価証券 ⁽⁶⁾									
米国内店	\$ 153,688	\$ 158,237	\$ 156,837	\$ 1,034	\$ 1,133	\$ 1,471	0.67%	0.72%	0.94%
米国外店 ⁽⁵⁾	101,177	109,233	120,400	1,332	1,433	1,947	1.32	1.31	1.62
合計	\$ 254,865	\$ 267,470	\$ 277,237	\$ 2,366	\$ 2,566	\$ 3,418	0.93%	0.96%	1.23%
トレーディング									
勘定資産 ⁽⁷⁾⁽⁸⁾									
米国内店	\$ 114,910	\$ 126,123	\$ 124,633	\$ 3,472	\$ 3,728	\$ 3,899	3.02%	2.96%	3.13%
米国外店 ⁽⁵⁾	119,801	127,291	126,203	2,538	2,683	3,077	2.12	2.11	2.44
合計	\$ 234,711	\$ 253,414	\$ 250,836	\$ 6,010	\$ 6,411	\$ 6,976	2.56%	2.53%	2.78%
投資									
米国内店									
課税対象	\$ 193,816	\$ 174,084	\$ 169,307	\$ 3,286	\$ 2,713	\$ 2,880	1.70%	1.56%	1.70%
米国税務免除	15,480	18,075	16,405	626	811	816	4.04	4.49	4.97
米国外店 ⁽⁵⁾	113,163	114,122	114,549	3,627	3,761	4,156	3.21	3.30	3.63
合計	\$ 322,459	\$ 306,281	\$ 300,261	\$ 7,539	\$ 7,285	\$ 7,852	2.34%	2.38%	2.62%
貸出金									
(前受収益控除後) ⁽⁹⁾									
米国内店	\$ 361,769	\$ 354,707	\$ 359,794	\$ 26,076	\$ 25,941	\$ 27,077	7.21%	7.31%	7.53%
米国外店 ⁽⁵⁾	296,656	292,852	286,025	18,723	19,660	20,676	6.31	6.71	7.23
合計	\$ 658,425	\$ 647,559	\$ 645,819	\$ 44,799	\$ 45,601	\$ 47,753	6.80%	7.04%	7.39%
その他の利付資産⁽¹⁰⁾	\$ 40,375	\$ 38,233	\$ 40,766	\$ 507	\$ 602	\$ 580	1.26%	1.57%	1.42%
利付資産合計	\$ 1,672,194	\$ 1,657,861	\$ 1,672,830	\$ 62,180	\$ 63,491	\$ 67,840	3.72%	3.83%	4.06%
無利息資産 ⁽⁷⁾	\$ 224,721	\$ 222,526	\$ 234,437						
非継続事業の資産合計	-	2,909	3,432						
資産合計	\$ 1,896,915	\$ 1,883,296	\$ 1,910,699						

- (1) 純利息収益には、2014年度の498百万ドル、2013年度の521百万ドルおよび2012年度の542百万ドルの課税対象項目の調整(米国連邦法定税率35パーセントを基準とします。)が含まれます。
- (2) 金利および金額には、各資産および負債区分に関するリスク管理業務の影響が含まれます。
- (3) 日次平均が入手できない場合、一部の子会社は月次平均または四半期平均を用いています。
- (4) 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (5) 平均金利は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利を反映しています。
- (6) FIN 41 (ASC 210-20-45) に基づき、借入有価証券または売戻条件付買入有価証券の平均残高は純額で報告されています。ただし、受取利息からはFIN 41 (ASC 210-20-45) の影響が除外されています。
- (7) デリバティブ契約の公正価値の簿価は、FIN 39 (ASC 815-10-45) に基づき、無利息資産およびその他の無利息負債において純額で報告されています。
- (8) ICGのトレーディング勘定負債の支払利息は、受取利息の減少として報告されています。現金担保ポジションにおける受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に対する利息として報告されています。
- (9) 現金による貸出金を含みます。
- (10) ブローカレッジ債権を含みます。

平均残高および金利－負債および株主持分ならびに純利息収益⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾

課税対象項目ベース

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	平均残高			支払利息			平均金利(%)		
	2014年度	2013年度	2012年度	2014年度	2013年度	2012年度	2014年度	2013年度	2012年度
負債									
預金									
米国内店 ⁽⁵⁾	\$ 289,669	\$ 262,544	\$ 233,100	\$ 1,432	\$ 1,754	\$ 2,137	0.49%	0.67%	0.92%
米国外店 ⁽⁶⁾	465,144	481,134	487,437	4,260	4,482	5,553	0.92	0.93	1.14
合計	\$ 754,813	\$ 743,678	\$ 720,537	\$ 5,692	\$ 6,236	\$ 7,690	0.75%	0.84%	1.07%
フェデラルファンド									
借入金、貸付有価証券									
および買戻条件付売渡									
有価証券⁽⁷⁾									
米国内店	\$ 102,246	\$ 126,742	\$ 121,843	\$ 656	\$ 677	\$ 852	0.64%	0.53%	0.70%
米国外店 ⁽⁶⁾	87,777	102,623	101,928	1,239	1,662	1,965	1.41	1.62	1.93
合計	\$ 190,023	\$ 229,365	\$ 223,771	\$ 1,895	\$ 2,339	\$ 2,817	1.00%	1.02%	1.26%
トレーディング勘定									
負債⁽⁸⁾⁽⁹⁾									
米国内店	\$ 30,451	\$ 24,834	\$ 29,486	\$ 75	\$ 93	\$ 116	0.25%	0.37%	0.39%
米国外店 ⁽⁶⁾	45,205	47,908	44,639	93	76	74	0.21	0.16	0.17
合計	\$ 75,656	\$ 72,742	\$ 74,125	\$ 168	\$ 169	\$ 190	0.22%	0.23%	0.26%
短期借入金⁽¹⁰⁾									
国内店	\$ 79,028	\$ 77,439	\$ 78,747	\$ 161	\$ 176	\$ 203	0.20%	0.23%	0.26%
米国外店 ⁽⁶⁾	39,220	35,551	31,897	419	421	524	1.07	1.18	1.64
合計	\$ 118,248	\$ 112,990	\$ 110,644	\$ 580	\$ 597	\$ 727	0.49%	0.53%	0.66%
長期債務⁽¹¹⁾									
米国内店	\$ 194,295	\$ 194,140	\$ 255,093	\$ 5,093	\$ 6,602	\$ 8,896	2.62%	3.40%	3.49%
米国外店 ⁽⁶⁾	7,761	10,194	14,603	262	234	292	3.38	2.30	2.00
合計	\$ 202,056	\$ 204,334	\$ 269,696	\$ 5,355	\$ 6,836	\$ 9,188	2.65%	3.35%	3.41%
有利子負債合計	\$ 1,340,796	\$ 1,363,109	\$ 1,398,773	\$ 13,690	\$ 16,177	\$ 20,612	1.02%	1.19%	1.47%
米国内店の要求払い預金	\$ 26,216	\$ 21,948	\$ 13,170						
その他の無利息負債 ⁽⁸⁾	317,351	299,052	311,529						
非継続事業の負債合計	-	362	729						
負債合計	\$ 1,684,363	\$ 1,684,471	\$ 1,724,201						
シティグループ									
株主持分合計⁽¹²⁾									
非支配持分	\$ 1,689	\$ 1,941	\$ 1,906						
株主持分合計⁽¹²⁾	\$ 212,552	\$ 198,825	\$ 186,498						
負債および株主持分合計	\$ 1,896,915	\$ 1,883,296	\$ 1,910,699						
平均利付資産に占める									
純利息収益の割合⁽¹³⁾									
米国内店	\$ 953,394	\$ 926,291	\$ 941,367	\$ 27,497	\$ 25,591	\$ 24,586	2.88%	2.76%	2.61%
米国外店 ⁽⁶⁾	718,800	731,570	731,463	20,993	21,723	22,642	2.92	2.97	3.10
合計	\$ 1,672,194	\$ 1,657,861	\$ 1,672,830	\$ 48,490	\$ 47,314	\$ 47,228	2.90%	2.85%	2.82%

- (1) 純利息収益には、2014年度の498百万ドル、2013年度の521百万ドルおよび2012年度の542百万ドルの課税対象項目の調整（米国連邦法定税率35パーセントを基準とします。）が含まれます。
- (2) 金利および金額は、各資産および負債区分に関するリスク管理業務の影響を含みます。
- (3) 日次平均が入手できない場合、一部の子会社は月次平均または四半期平均を用いています。
- (4) 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (5) その他の定期預金および貯蓄預金で構成されます。貯蓄預金は、保証型マネーマーケット口座、NOW口座およびその他の貯蓄口座で構成されます。貯蓄預金に係る支払利息は、FDICの預金保険料および手数料を含みます。
- (6) 平均金利は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利を反映しています。
- (7) FIN 41 (ASC 210-20-45) に基づき、買戻条件付売渡有価証券の平均残高は純額で報告されています。ただし、支払利息からはFIN 41 (ASC 210-20-45) の影響が除外されています。
- (8) デリバティブ契約の公正価値の簿価は、FIN 39 (ASC 815-10-45) に基づき、無利息資産およびその他の無利息負債において純額で報告されています。
- (9) ICGのトレーディング勘定負債の支払利息は、受取利息の減少として報告されています。現金担保ポジションにおける受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に対する利息として報告されています。
- (10) ブローカレッジ債務を含みます。
- (11) 長期債務として区分される、複合金融商品および連結VIEにおける受益持分が除外されています。これらの債務は自己勘定取引に計上される公正価値の変動において計上されるためです。
- (12) 非継続事業の株主持分が含まれます。
- (13) 資産の所在に応じた資本および資金調達コストの割当額が含まれます。

受取利息の変動の分析⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

(単位：百万ドル)	2014年度と2013年度の比較			2013年度と2012年度の比較		
	以下の変化による増加(減少)			以下の変化による増加(減少)		
	平均残高	平均金利	正味変動額	平均残高	平均金利	正味変動額
銀行預け金⁽⁴⁾	\$ 109	\$ (176)	\$ (67)	\$ (99)	\$ (136)	\$ (235)
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券および売戻条件付 買入有価証券						
米国内店	\$ (32)	\$ (67)	\$ (99)	\$ 13	\$ (351)	\$ (338)
米国外店 ⁽⁴⁾	(106)	5	(101)	(169)	(345)	(514)
合計	\$ (138)	\$ (62)	\$ (200)	\$ (156)	\$ (696)	\$ (852)
トレーディング勘定資産⁽⁵⁾						
米国内店	\$ (337)	\$ 81	\$ (256)	\$ 46	\$ (217)	\$ (171)
米国外店 ⁽⁴⁾	(159)	14	(145)	26	(420)	(394)
合計	\$ (496)	\$ 95	\$ (401)	\$ 72	\$ (637)	\$ (565)
投資⁽¹⁾						
米国内店	\$ 319	\$ 69	\$ 388	\$ 125	\$ (297)	\$ (172)
米国外店 ⁽⁴⁾	(31)	(103)	(134)	(15)	(380)	(395)
合計	\$ 288	\$ (34)	\$ 254	\$ 110	\$ (677)	\$ (567)
貸出金(前受収益控除後)⁽⁶⁾						
米国内店	\$ 512	\$ (377)	\$ 135	\$ (379)	\$ (757)	\$ (1,136)
米国外店 ⁽⁴⁾	253	(1,190)	(937)	485	(1,501)	(1,016)
合計	\$ 765	\$ (1,567)	\$ (802)	\$ 106	\$ (2,258)	\$ (2,152)
その他の利付資産⁽⁷⁾	\$ 32	\$ (127)	\$ (95)	\$ (37)	\$ 59	\$ 22
受取利息合計	\$ 560	\$ (1,871)	\$ (1,311)	\$ (4)	\$ (4,345)	\$ (4,349)

- (1) 課税対象項目の調整は、米国連邦法定税率35パーセントを基準としており、この表示に含まれています。
- (2) 金利／残高差異は、正味変動額の合計に対する残高の変動および金利の変動の割合に基づいて配分されています。
- (3) 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (4) 平均金利の変動は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利の変動を反映しています。
- (5) ICGのトレーディング勘定負債の支払利息は、受取利息の減少として報告されています。現金担保ポジションにおける受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に対する利息として報告されています。
- (6) 現金による貸出金が含まれます。
- (7) ブローカレッジ債権を含みます。

支払利息および受取利息の変動の分析⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

(単位：百万ドル)	2014年度と2013年度の比較			2013年度と2012年度の比較		
	以下の変化による増加(減少)			以下の変化による増加(減少)		
	平均残高	平均金利	正味変動額	平均残高	平均金利	正味変動額
預金						
米国内店	\$ 168	\$ (490)	\$ (322)	\$ 247	\$ (630)	\$ (383)
米国外店 ⁽⁴⁾	(147)	(75)	(222)	(71)	(1,000)	(1,071)
合計	\$ 21	\$ (565)	\$ (544)	\$ 176	\$ (1,630)	\$ (1,454)
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および買戻条件付 売渡有価証券						
米国内店	\$ (144)	\$ 123	\$ (21)	\$ 33	\$ (208)	\$ (175)
米国外店 ⁽⁴⁾	(224)	(199)	(423)	13	(316)	(303)
合計	\$ (368)	\$ (76)	\$ (444)	\$ 46	\$ (524)	\$ (478)
トレーディング勘定負債⁽⁵⁾						
米国内店	\$ 18	\$ (36)	\$ (18)	\$ (18)	\$ (5)	\$ (23)
米国外店 ⁽⁴⁾	(4)	21	17	5	(3)	2
合計	\$ 14	\$ (15)	\$ (1)	\$ (13)	\$ (8)	\$ (21)
短期借入金⁽⁶⁾						
米国内店	\$ 4	\$ (19)	\$ (15)	\$ (3)	\$ (24)	\$ (27)
米国外店 ⁽⁴⁾	41	(43)	(2)	55	(158)	(103)
合計	\$ 45	\$ (62)	\$ (17)	\$ 52	\$ (182)	\$ (130)
長期債務						
米国内店	\$ 5	\$ (1,514)	\$ (1,509)	\$ (2,078)	\$ (216)	\$ (2,294)
米国外店 ⁽⁴⁾	(65)	93	28	(97)	39	(58)
合計	\$ (60)	\$ (1,421)	\$ (1,481)	\$ (2,175)	\$ (177)	\$ (2,352)
支払利息合計	\$ (348)	\$ (2,139)	\$ (2,487)	\$ (1,914)	\$ (2,521)	\$ (4,435)
純利息収益	\$ 908	\$ 268	\$ 1,176	\$ 1,910	\$ (1,824)	\$ 86

(1) 課税対象項目の調整は、米国連邦法定税率35パーセントを基準としており、この表示に含まれています。

(2) 金利／残高差異は、正味変動額の合計に対する残高の変動および金利の変動の割合に基づいて配分されています。

(3) 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。

(4) 平均金利の変動は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利の変動を反映しています。

(5) ICGのトレーディング勘定負債の支払利息は、受取利息の減少として報告されています。現金担保ポジションにおける受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に対する利息として報告されています。

(6) ブローカレッジ債務を含みます。

価格リスク・トレーディング・ポートフォリオ

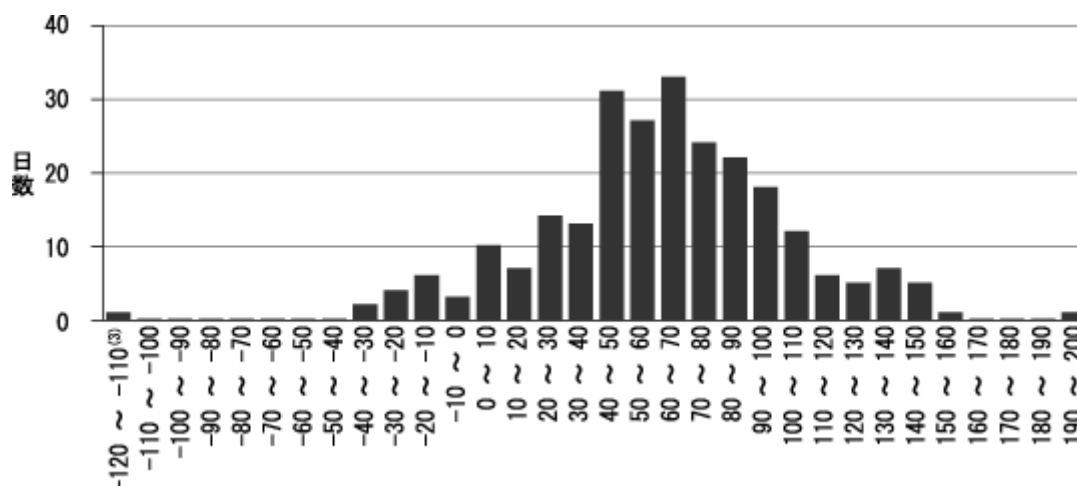
シティのトレーディング・ポートフォリオの価格リスクは、一連の指標を用いて監視されています。かかる指標には、下記が含まれますがこれらに限定されません。

- ・バリュー・アット・リスク（以下「VAR」といいます。）
- ・ストレス・テスト
- ・ファクター感応度

シティの事業セグメント全体の各トレーディング・ポートフォリオは、トレーディング権限、許可された商品リスト、および複雑な商品に関する新商品の承認手続等、これらの指標やその他の規制を内包する市場リスク限度に関する独自の枠組みを有しています。トレーディング・ポジションはすべて時価評価され、その結果は利益に反映されます。

日々のトレーディングに関連する収益（損失）合計に関する以下のヒストグラムは、取引のボラティリティを把握するもので、シティのトレーディング事業に係る収益がある一定の範囲内に該当した日数を示しています。ヒストグラムに示されているとおり、2014年度において、トレーディング日数の94パーセントについてプラスのトレーディング関連収益が達成されました。

日々のトレーディング関連収益のヒストグラム⁽¹⁾⁽²⁾—2014年度
(単位：百万ドル)



- (1) 日々のトレーディング関連収益には、トレーディング収益、純利息収益およびシティのトレーディング事業に関連するその他の収益が含まれます。かかる収益からは、カウンターパーティーの信用度の変動に伴い発生したDVA、FVAおよびCVA調整ならびにかかるCVAに関連するヘッジが除外されています。また、資本市場および組成業務に関連する手数料およびその他の収益が除外されています。
- (2) 一部の売却可能（以下「AFS」といいます。）負債証券の経済的ヘッジに係る非対称的な会計の効果を反映しています。具体的には、ヘッジするデリバティブの公正価値の変動がトレーディング関連収益に含まれる一方、相殺の効果を有する、ヘッジされたAFS負債証券の公正価値の変動は、その他包括利益（損失）累計額に含まれ、上記に反映されていません。
- (3) 主に2014年10月15日のICGのトレーディング収益に対する重大な市場変動およびボラティリティの影響によるものです。

バリュー・アット・リスク

バリュー・アット・リスク（以下「VAR」といいます。）は、保有期間を1日と仮定して、99パーセントの信頼水準で、通常の市況において発生する可能性のあるポジションまたはポートフォリオの価値の下落を見積ります。VARに関する統計は、過去のデータに基づいており、ポートフォリオ構成の違い、VAR手法の違い、およびモデル変数の違いにより、当社全体で大きく異なる可能性があります。この結果、VARに関する統計は、当社全体でのリスク・テッキングの違いを推測する基礎として使用するよりも、当社内部におけるリスク・テッキングの傾向を示す指標として、より効果的に活用することができると、シティは考えています。

シティは、単一の、独自に承認されたモンテカルロ・シミュレーションVARモデル（下記「VARモデルの審査および実証」をご参照ください。）を用いています。かかるモデルは、様々な資産クラス／リスク種類（金利、信用スプレッド、外国為替、株式および商品リスク等）の市場リスク感応度（市場価格の変動に対するポジションの一次および二次感応度等）を把握するように設計されています。シティのVARにはポジションが含まれ、公正価値で測定されます。売却可能または満期保有目的として分類される投資有価証券は含まれません。これらの証券の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記14をご参照ください。

シティは、そのVARモデルが、ファット・テール・スケーリングならびに短期（概して直近月）および長期（3年間）における市場のボラティリティのうち、より大きい方を組み入れるために保守的に調整されていると考えています。モンテカルロ・シミュレーションには約300,000の市場要因が含まれ、約180,000の時系列が使用されます。感応度は毎日更新され、ボラティリティ変数は1日から7日間に一度更新され、相関変数は毎月更新されます。VAR調整の保守的な特性により、見積られるVARは、安定的で完全に正規分布した市場の仮定の下に見積られるVARよりも約21パーセント大きくなります。

次表に記載されているとおり、シティのトレーディングVARの平均は、2013年度から2014年度の間、比較的变化がありませんでした。シティのトレーディングおよび信用ポートフォリオVARの平均は、2013年度から2014年度の間、増加しました。これは、非トレーディング・ポジションに伴うヘッジ活動の増加と、特異な出来事に起因する、基準指標における信用スプレッドのボラティリティが増加したことによるものです。

(単位：百万ドル)	2014年 12月31日	2014年度 平均	2013年 12月31日	2013年度 平均
金利	\$ 68	N/A	N/A	N/A
信用スプレッド	87	N/A	N/A	N/A
共分散調整 ⁽¹⁾	(36)	N/A	N/A	N/A
完全に分散された金利および信用スプレッド	\$ 119	\$ 114	\$ 115	\$ 114
外国為替	27	31	34	35
株式	17	24	26	27
コモディティ	23	16	13	12
共分散調整 ⁽¹⁾	(56)	(73)	(63)	(75)
合計トレーディングVAR—一般的なリスクおよび特定のリスクを含む すべての市場リスク要因（信用ポートフォリオを除きます。） ⁽²⁾	\$ 130	\$ 112	\$ 125	\$ 113
特定のリスクのみの構成要素 ⁽³⁾	\$ 10	\$ 12	\$ 15	\$ 14
合計トレーディングVAR—一般的な市場要因のみ（信用ポートフォリオを除きます。） ⁽²⁾	\$ 120	\$ 100	\$ 110	\$ 99
信用ポートフォリオの追加的影響 ⁽⁴⁾	\$ 18	\$ 21	\$ 19	\$ 8
合計トレーディングおよび信用ポートフォリオVAR	\$ 148	\$ 133	\$ 144	\$ 121

- (1) 共分散調整（多様化による利益としても知られています。）は、合計VARと各個別リスク種類に紐づけられたVARの合計の差異に相当します。利益は、各リスク種類内のリスクおよびリスク種類を横断するリスクが完全には相関関係にないこと、その結果、ある日の合計VARが各個別リスク種類に関連するVARの合計よりも低くなる、ということを反映しています。共分散調整の変動を引き起こす主な要因の決定は、モデル変数およびポジション変更の両方の影響を精査することによりなされます。
- (2) 合計トレーディングVARには、ICGおよびシティ・ホールディングスの時価評価および一部の公正価値オプション・トレーディング・ポジションが含まれます。ただし、貸出金ポートフォリオに対するヘッジ、公正価値オプション貸付金、およびすべてのCVAエクスポージャーを除きます。売却可能および発生エクスポージャーは含まれていません。
- (3) 特定のリスクのみの構成要素は、VARに内在する株式および債券の発行体固有のリスクの水準を表示したものです。
- (4) 信用ポートフォリオは、シティ・トレジャリーを含む非トレーディング事業部門に関連する時価評価ポジション、デリバティブ・カウンターパーティーに関連するCVAおよびすべての関連するCVAヘッジで構成されます。EVAおよびDVAは含まれていません。信用ポートフォリオは、貸出金ポートフォリオに対するヘッジ、公正価値オプション貸付金およびICGにおいて資本市場で組成されたレバレッジド・ファイナンスに対するヘッジも含まれます。

N/A：該当なし。

次表は、2014年度および2013年度中に経験した特定のリスクを含む、シティの合計トレーディングVARに関する市場要因のVARの範囲を示したものです。

(単位：百万ドル)	2014年度		2013年度	
	最低	最高	最低	最高
金利	N/A	N/A	N/A	N/A
信用スプレッド	N/A	N/A	N/A	N/A
完全に分散された金利および信用スプレッド	\$ 84	\$ 158	\$ 92	\$ 142
外国為替	20	59	21	66
株式	14	48	18	60
コモディティ	11	27	8	24
共分散調整 ⁽¹⁾	N/A	N/A	N/A	N/A
合計トレーディング	84	163	85	151
合計トレーディングおよび信用ポートフォリオ	96	188	93	175

- (1) 各市場要因の最高および最低の値は、異なる営業終了日におけるものであるため、上記の表から共分散調整を推測することはできません。

N/A：該当なし。

次表は2014年度中のICGのVARを示したものです。ただし、デリバティブ・カウンターパーティーに関連するCVA、CVAのヘッジ、公正価値オプション貸出金および貸出金ポートフォリオに対するヘッジを除きます。

(単位:百万ドル)	2014年12月31日	
合計—一般的なリスクおよび特定のリスクを含む すべての市場リスク要因	\$	122
平均一年度中	\$	109
最高値一年度中		159
最低値一年度中		82

VARモデルの審査および実証

通常、シティのVARの審査およびモデル実証プロセスには、モデル枠組み、主要な前提および数学的アルゴリズムの実施に関する審査が含まれます。また、モデル実証プロセスの一環として、商品に特有のポートフォリオに関するバック・テストが定期的の実施され、シティの米国銀行規制当局とともに審査されます。さらに、規制VAR（下記で説明されます。）のバック・テストが、当社全体（トレーディング・デスクのレベル、ICG事業セグメントおよびシティグループ）で毎月約167のポートフォリオについて、買持ちの損益に対して行われ、その結果が米国銀行規制当局との間で共有されます。

重要なVARモデルおよび前提の変更は、シティのリスク管理組織の中で独立して実証されなければなりません。この実証プロセスには、シティのモデル実証グループによる審査およびそのモデル実証審査委員会からのさらなる承認が含まれます。かかる委員会は、定量的リスク管理上級役員で構成されます。重要なモデルの変更が行われる場合、並行的なモデルの実行が、実施前に行われます。また、重要なモデルおよび前提の変更は、シティの米国銀行規制当局による定期的な審査および承認の対象となります。

2014年度第2四半期において、シティは、シティのモデル実証グループと同様に、シティの米国銀行当局により審査された2つのVARモデルの強化を行いました。特に、シティは、VARモデルに係る信用スプレッドの構成要素に業界分野（金融および非金融）を導入し、かつ同時に抵当商品における相互関係を強化しました。

シティは、規制VARおよびリスク管理VAR（すなわち、トレーディング合計ならびにトレーディングおよび信用ポートフォリオ合計VAR）の両方について、独立して実証された同一のVARモデルを使用します。そのため、両者に係るモデルの審査および監視プロセスは上記のとおりです。

規制VARは、バーゼルⅢに従って計算され、リスク管理VARとは異なります。これは、リスク管理VARに含まれる一部のポジションが、規制VARにおいて市場リスク扱いの適用を受けることができないためです。リスク管理VARの構成は、上記「バリュー・アット・リスク」で議論されています。VARモデルが、米国規制資本規則に基づく市場リスク扱いを受けることのできるポジションに適用することが可能か否かは、シティの米国銀行規制当局により定期的に審査され、承認されます。

バーゼルⅢに従い、規制VARには、すべてのトレーディング勘定対象ポジションならびにすべての外国為替および商品エクスポージャーが含まれます。バーゼルⅢに従い、規制VARからは、トレーディング要件の意図および能力を満たすことのできないポジションが除外され、したがって、非トレーディング勘定と分類され、対象ポジションとして明確に除外されたエクスポージャーの区分として分類されます。規制VARからは、デリバティブ商品に係るCVAおよびシティ自身の公正価値オプション負債に係るDVAが除外されています。2014年4月における米国バーゼルⅢ最終規則の履行により、CVAヘッジは、規制VARから除外され、リスク加重資産を決定するための先進的アプローチに基づき計算された信用リスク加重資産に含まれることになります。

規制VARのバック・テスト

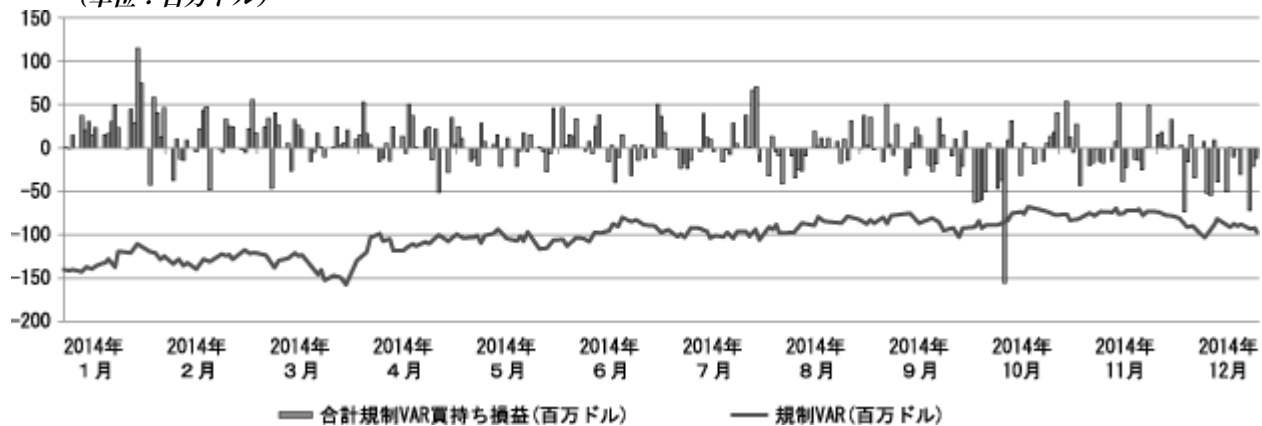
バーゼルⅢに従い、シティは、規制VARモデルの有効性を評価するために、バック・テストを実施することが求められています。規制VARのバック・テストは、99パーセントの信頼水準での日々の1日VARが、買持ち損益と比較されるプロセスです（例えば、ポートフォリオがその日の終わりまで一貫して保有され、翌日に価格が付け替えられた場合の損益の影響）。買持ち損益は、対象ポジションの価格変動に帰属する、前営業日の営業終了時からの日々の時価評価損益を表しています。買持ち損益からは、実現トレーディング収益、純利息、手数料および役務収益、1日の間のトレーディング損益、ならびに引当金の変動が除外されています。

99パーセントの信頼水準に基づき、シティは、買持ち損失が規制VARを上回るのは年に2、3日であると予想します。シティのVARモデルが（短期および長期のボラティリティのうち大きい方を採用し、ボラティリティのファット・テール・スケーリングを行った結果）保守的に調整されていることを鑑みると、シティは、通常の安定した市況では、例外が発生する確率はこれより低いと予想します。市況が不安定な間は、バック・テストの例外が増える可能性があります。

以下のグラフは、シティの対象ポジションに関連する日々の買持ち損益を、2014年度中のシティの1日規制VARと比較したものです。グラフで示されているとおり、2014年度においては、トレーディング損失がシティグループレベルでのVAR予測を超えるバック・テストの例外がありました。これは、重大な市場変動およびボラティリティにより、株式取引事業のみならず様々な債券市場業務にも影響を受けた、2014年10月15日に発生しました。規制VARバック・テストに係る買持ち利益のある日が56パーセントであるのに対し、上記の日々のトレーディング関連収益に関するヒストグラムに示された買持ち利益のある日が94パーセントとなっていますが、この違いは、とりわけ、シティのトレーディング関連収益の大部分が、これらのポジションおよびエクスポージャーにおける日々の価格変動から生じていないこと、ならびに、規制VARとリスク管理VARのポートフォリオ構成が異なっていることを反映しています。

規制トレーディングVARおよび関連する買持ち損益⁽¹⁾－2014年度

(単位：百万ドル)



- (1) 買持ち損益は、パーゼルⅢに基づき銀行規制当局が定義するとおり、トレーディング・ポジションに帰属する、前営業日の営業終了時からの日々の時価評価収益の変動を表しています。買持ち損益からは、実現トレーディング収益、純利息、新規および終了したトレーディングに係る1日の間のトレーディング損益、ならびに引当金の変動が除外されています。したがって、以前の日々のトレーディング関連収益のヒストグラムにおいて表示されたトレーディング関連収益と比較することはできません。

ストレス・テスト

シティは、著しい市場変動の影響を予測するために、定期的にストレス・テストを実施します。これは、個別のポジションおよびトレーディング・ポートフォリオ、ならびに複数のトレーディング・ポートフォリオを含む合計に関して実施されます。シティの独立市場リスク管理組織は、事業部門との協議を経て、システミック・ストレス・シナリオおよび特定のストレス・シナリオの両方を策定し、定期的に実施するストレス・テストの結果を検討し、エクスポージャーの水準と限度についての継続的な妥当性を評価するために情報を利用します。シティは、すべての主要なリスク要因（すなわち、株式、外国為替、商品、金利および信用スプレッド）について、市場リスクのストレス・テストに係る2つの補完的なアプローチ、すなわちトップ・ダウンのシステミック・ストレスおよびボトムアップの事業特有のストレスを使用します。システミック・ストレスは、非常に厳しい市場動向が及ぼす可能性のある影響を、会社全体として数量化することを目的としており、過去の期間の市場ストレスおよび不利な経済シナリオの予想の両方を使用して構築されています。事業特有のストレスは、特定のポートフォリオおよび市場セグメントのリスク、とりわけVARおよびシステミック・ストレスにおいて完全に把握されていないリスクを精査することを目的としています。

シティでのシステミック・ストレス・シナリオおよび事業に特定したストレス・シナリオは、上級経営陣により検討された複数の報告書に使用され、また取引市場リスクに係る内部リスク資本を計算するのにも用いられます。一般的に、市場リスク要因における変化は、向こう1年間に限定されます。ただし、内部リスク資本の計算を目的とする場合、大半の流動性市場リスクのうち、極限られた数のリスク要因変化については、より短期間の向こう3ヶ月間に限定されます。3ヶ月間の短期間に限定される市場リスク要因とは、その他の市場リスク要因の取引流動性が著しく悪化していた金融危機の間でも、歴史的に継続してとても流動的であったと経営陣が判断するものです。

ファクター感応度

ファクター感応度は、1 ベーシス・ポイントの金利変動に対する米国財務省証券の評価額の変動等、市場リスク要因のある一定の変動に対するポジションの評価額の変動として表示されます。シティの独立市場リスク管理部門は、トレーディング・ポートフォリオにおいて引き受けるすべての重要なリスクに対するファクター感応度を算出し、監視し、また多くの場合は制限するよう確保します。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、内部のプロセス、システムもしくは人的要因の不十分性やこれらの機能不全、または外部事由から生じる損失リスクをいいます。これには、シティが関与している商行為または市場行動に関係する風評リスクおよびフランチャイズ・リスクが含まれます。オペレーショナル・リスクは、シティグループのグローバルな事業活動およびこれらの事業活動を支える内部プロセスに内在するものであり、とりわけ、以下に関連する事由に起因して損失が生じる可能性があります。

- ・ 詐欺、窃盗および許可されていない活動
- ・ 雇用慣行および職場環境
- ・ 顧客、商品および商行為
- ・ 物理的な資産およびインフラ
- ・ 実行、提供およびプロセス管理

オペレーショナル・リスクの管理

シティのオペレーショナル・リスクは、上記「グローバル・リスクの管理」－「概要」に記載されている総体的な枠組みを通じて管理されています。

これは、オペレーショナル・リスクを、シティグループの事業、当社が事業を営む市場、当社の資本および流動性、ならびに競争・経済・規制環境の特性に対して適切な水準に維持することを目的としたものです。

シティグループは、オペレーショナル・リスクを予想、軽減および統制するため、体系的な方針を維持しており、またオペレーショナル・リスクを監視、評価および伝達し、シティグループ全体における内部統制環境の全体的な運用状況の有効性を確立するための一貫した枠組みを確立しています。この枠組みの一環として、シティは、マネージャーが主要なオペレーショナル・リスクおよび統制を自己評価し、重要なオペレーショナル・リスクを緩和する内部統制の設計および／または運用状況の有効性における弱点を特定し、対処するための支援として、マネージャー・コントロール・アセスメント・プロセス（上記「グローバル・リスクの管理」－「シティのコンプライアンス体制」に記載されています。）を策定しました。

上記のとおり、主要な事業セグメントはそれぞれ、本枠組みの要件に合致するオペレーショナル・リスク・プロセスを実行しなければなりません。オペレーショナル・リスク管理のプロセスには、以下の段階が含まれます。

- ・主要なオペレーショナル・リスクの識別および評価
- ・識別されたリスクを緩和するための統制の設計
- ・主要なリスクおよび統制の指標の設定
- ・早期問題認識および適時の上層部への報告に向けたプロセスの実施
- ・包括的なオペレーショナル・リスク報告書の作成
- ・オペレーショナル・リスク環境を積極的に改善し、新たに発生するリスクを軽減するために、十分な資源が利用可能となるよう確保すること

新たな商品および事業活動の展開に合わせて、プロセスが設計、修正されまたは他の方法で代替され、またオペレーショナル・リスクが考慮されます。

オペレーショナル・リスク協議会は、シティグループ全体のオペレーショナル・リスクを監視しています。同協議会のメンバーにはシティのフランチャイズ・リスク・アンド・ストラテジー・グループならびにシティのチーフ・リスク・オフィサーの組織の上級メンバーが含まれており、ビジネス・チーフ・リスク・オフィサーおよびリージョナル・チーフ・リスク・オフィサーの組織の代表者がリスク管理の多様な側面をカバーしています。同協議会は、オペレーショナル・リスクおよび関連する事象を識別し軽減することに重点を置いています。同協議会は、オペレーショナル・リスクをグローバルに管理するための、透明で、一貫性があり、かつ包括的な枠組みを確保することを目的として、事業セグメントおよび統制機能（例えば、コンプライアンス、財務、リスクおよび法務）と協力しています。

また、シティのフランチャイズ・リスク・アンド・ストラテジー・グループ内のオペレーショナル・リスク管理は、商品、事業分野および地域を横断するオペレーショナル・リスクの統制および管理の有効性の向上において、事業、業務およびテクノロジーならびにその他の独立統制グループを積極的に支援しています。

オペレーショナル・リスクの管理およびストレス・テスト

上記のとおり、事業部門のオペレーショナル・リスク、過去のオペレーショナル・リスクに伴う損失および統制環境に関する情報は、主要な各事業セグメントおよび機能分野から報告されます。かかる情報は、上級経営陣およびシティの取締役会の監査委員会のために要約され報告されます。

オペレーショナル・リスクは、リスク資本（上記「グローバル・リスクの管理」－「リスク資本」をご参照ください。）を通じて測定および評価されます。ストレス・シナリオに基づく予想オペレーショナル・リスク損失も、連邦準備制度理事会のCCARプロセスの一環として要求されます。

[前へ](#) [次へ](#)

カントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク

概要

カントリー・リスクとは、一般的に、（ある国の内外での事象により発生した）ある国における事由がシティのフランチャイズの価値を直接的もしくは間接的に損ない、またはシティに対する債務を履行する当該国内の債務者の能力に悪影響を与える可能性のあるリスクです。これらはいずれも、シティの業績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。カントリー・リスク事由には、ソブリン・ボラティリティもしくは債務不履行、銀行の破綻もしくは債務不履行、および／または通貨単位の変更事由（影響を受ける通貨の再評価（通貨価値の下落または上昇のいずれか）を伴う可能性があります。）が含まれる可能性があります。クロスボーダー・リスクとは、カントリー・リスクと若干共通する部分がありますが、一般的に、米国以外の政府による措置が、とりわけ、現地通貨をそれ以外の通貨に交換することを阻止し（すなわち、為替規制）、および／または国外への資金移動を妨げ、その結果、シティグループおよびその顧客が国境を越えて事業を遂行する能力に影響を与えるリスクです。

上記リスク事由の一部により、特定の国の経済状況を理由として、米国規制当局により強制的な貸倒引当金およびその他の引当金を求められる可能性があります。シティは潜在的なカントリー・リスク事由およびクロスボーダー・リスク事由へのエクスポージャーを軽減することに引き続き努めていますが、かかる事由の影響は不確実性が高く、最終的には特定の事実および状況に基づきます。その結果、シティがそのエクスポージャーおよびリスクを軽減するため、または事業、業績および財政状態をこれらの事由から保護するために講じる様々な措置が十分であると保証することはできません。また、現在シティが認識していないような、シティの事業、業績または財政状態への悪影響が存在する可能性があり、したがって、かかる悪影響を継続的なコンティンジェンシー計画の一環として軽減することはできません。

シティにおけるカントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク（リスク管理プロセスを含みます。）の詳細については、上記「グローバル・リスクの管理」をご参照ください。また、上記「リスク要因」もご参照ください。

カントリー・リスク

新興市場エクスポージャー

シティは、概して、新興市場をラテンアメリカ、アジア（日本、オーストラリアおよびニュージーランドを除きます。）、中東欧、中東およびアフリカの諸国と定義しています。

次表は、2014年12月31日現在のシティコープの主要な新興市場資産を示しています。次表において、貸出金の金額は、概して、借り手の居住地に基づいています。例えば、スイスに本社を置く企業の中国子会社への貸出金は、一般的に中国における貸出金として分類されます。下記では、トレーディング勘定資産および投資有価証券は、概して、証券の発行体または基準となる参照事業体の居住地に基づいて分類されています。

2014年12月31日現在						2014年 9月30日 現在	2013年 12月31日 現在	GCBのNCL率		
(単位：十億ドル (比率を除きま す。))	トレー ディング勘 定資産 ⁽¹⁾	投資有価 証券 ⁽²⁾	ICG 貸出金 (3)(4)	GCB 貸出金 ⁽³⁾	合計 ⁽⁵⁾	合計 ⁽⁵⁾	合計 ⁽⁵⁾	2014年度 第4 四半期	2014年度 第3 四半期	2013年度 第4 四半期
メキシコ ⁽⁶⁾	\$ 2.8	\$ 20.3	\$ 9.0	\$ 28.0	\$ 60.0	\$ 67.6	\$ 74.2	5.7%	4.9%	4.2%
韓国	(0.9)	9.9	3.2	23.5	35.7	39.0	39.9	0.8	0.9	1.2
シンガポール	0.4	5.9	8.0	14.4	28.8	31.4	29.1	0.2	0.2	0.3
香港	1.3	4.2	10.2	10.7	26.3	27.1	25.7	0.5	0.6	0.4
ブラジル	3.8	3.4	15.1	3.9	26.2	27.4	25.6	6.8	5.5	5.7
インド	2.2	7.7	9.7	6.1	25.6	25.2	25.7	0.9	0.8	1.0
中国	2.5	3.5	11.2	4.9	22.0	22.3	20.8	0.9	0.3	0.6
台湾	1.4	0.9	4.4	7.2	13.9	14.1	14.4	0.2	0.1	0.2
ポーランド	1.1	4.5	1.5	2.9	10.0	11.2	11.2	(1.7)	0.2	0.2
マレーシア	0.8	0.6	1.6	5.5	8.5	9.4	8.9	0.7	0.6	0.6
ロシア ⁽⁷⁾	0.3	0.5	4.6	1.2	6.5	8.8	10.3	2.8	2.8	1.8
インドネシア	0.2	0.8	4.1	1.3	6.5	7.1	6.4	3.3	2.2	2.0
トルコ ⁽⁸⁾	0.4	1.8	2.8	0.8	5.7	5.4	4.9	(0.1)	(0.1)	0.1
コロンビア	—	0.4	2.5	2.0	4.9	5.2	5.4	3.4	3.5	4.9
タイ	0.3	1.2	1.1	2.1	4.6	4.9	4.8	2.8	2.6	2.0
アラブ首長国連邦	(0.1)	-	3.0	1.5	4.4	4.3	4.1	1.9	2.6	2.4
南アフリカ	0.6	0.7	2.0	-	3.3	3.0	2.0	-	-	-
フィリピン	0.4	0.4	1.3	1.0	3.1	3.2	3.1	3.8	4.2	3.3
アルゼンチン ⁽⁷⁾	0.1	0.3	1.5	1.1	3.0	2.7	2.8	1.0	1.0	1.1
ペルー	(0.1)	0.2	1.7	0.5	2.2	2.2	2.1	3.6	3.5	3.3

注：四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

- (1) トレーディング勘定資産は純額で記載されています。シティのトレーディング勘定資産は、顧客のニーズに合致した在庫を維持するため、変動します。
- (2) 投資有価証券には、公正市場価値で計上される売却可能証券、および取得原価で計上される満期保有目的証券が含まれます。
- (3) 実行済貸出金（前受収益控除後）を反映しています。上記の表で開示された実行済貸出金に加えて、シティは、2014年12月31日現在、ICG事業を通じて、新興市場の法人顧客に対する未実行約定約340億ドル（2014年9月30日現在からほぼ変動はなく、2013年12月31日現在の約370億ドルから減少しました。）を有していました。この金額のうち40億ドル超を占める国は1つありませんでした。
- (4) 2014年12月31日現在、未収利息非計上貸出金は、新興市場におけるICG貸出金合計の0.6パーセントでした。上記の表に記載された国については、2014年12月31日現在の未収利息非計上貸出金の割合は、香港およびブラジルを除くと、0.0パーセントから0.4パーセントの間でした。香港では、2014年12月31日現在の未収利息非計上貸出金の割合は1.6パーセントでした（これに対し、2014年9月30日現在は1.5パーセント、2013年12月31日現在は2.5パーセントでした。）。これは、主に1つのカウンターパーティーの影響を反映したものです。ブラジルでは、2014年12月31日現在の未収利息非計上貸出金の割合は1.0パーセントでした（これに対し、2014年9月30日現在は1.6パーセント、2013年12月31日現在は0.3パーセントでした。）。これは、主に1つのカウンターパーティーの影響を反映したものです。
- (5) トレーディング勘定資産、投資有価証券、ICG貸出金およびGCB貸出金の合計。
- (6) 2014年度第4四半期のNCL率には、住宅建設業者に係るエクスポージャーに関連する償却約70百万ドルが含まれていました。この償却は、従前積み立てられた引当金により全額相殺されました。
- (7) ロシアおよびアルゼンチンに関するシティの一定のリスクの詳細については、下記「クロスボーダー・リスク」をご参照ください。
- (8) トルコにおける投資有価証券には、アクバンク・ティー・エー・エスに対するシティの残存投資16億ドルが含まれます。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記14をご参照ください。

新興市場のトレーディング勘定資産および投資有価証券

シティは、通常の業務過程において、上記を含め、トレーディング勘定および投資勘定において証券を保有します。トレーディング勘定資産は毎日時価評価され、シティが顧客のニーズに合致した在庫を維持するため、資産水準は変動します。投資有価証券は、基準となる会計上の取扱いに基づき、公正価値または取得原価のいずれかで計上され、主として現地事業体の資産および負債管理プログラムの一部として、または現地の規制要件を遵守するために、保有されます。2014年12月31日現在、上記の表に記載された市場において、シティの投資有価証券の96パーセントはソブリン発行体に関連するものでした。

新興市場の個人向け融資

新興市場内のGCBの戦略は、GCB全体の戦略に合致しています。GCB全体の戦略は、対象とする顧客にサービスを提供するために、世界的な事業範囲を活用することです。リテール・バンクは、新興富裕層および大都市中心部における富裕層の消費者のための卓越した銀行となるよう努めています。クレジットカードおよび一部のリテール市場では、シティはいくぶん広範なセグメントおよび地域の顧客にサービスを提供しています。商業銀行業務は、一般的に、GCBの地域市場において営業する中小規模の市場の企業にサービスを提供しており、シティのグローバルな特性を重視する顧客に重点を置いています。全体として、シティは、様々な経済状況下において、シティの顧客の方が市場全体よりも回復力があると考えています。シティの個人向け事業は、地域および商品を横断する、確立したリスク選好枠組みを有しており、これは、事業戦略および活動を反映しています。また、シティの個人向け事業は、戦略および活動から生じる主要なリスクの境界を設定しています。

2014年12月31日現在、GCBは新興市場の借り手に対する残存個人向け貸出金約1,230億ドルを有していました。これは、GCB貸出金合計の約41パーセントに相当します。これに対し、2014年9月30日現在約1,280億ドル（GCB貸出金合計の約43パーセント）、2013年12月31日現在は約1,270億ドル（GCB貸出金合計の約42パーセント）でした。2014年12月31日現在の約1,230億ドルのうち、最も大きい5つの新興市場—メキシコ、韓国、シンガポール、香港および台湾—は、GCB貸出金合計の約28パーセントを占めていました。

新興市場内では、シティのGCB貸出金の29パーセントが抵当貸付、26パーセントが商業市場貸出金、24パーセントが個人向け貸出金、および22パーセントがクレジットカード貸出金でした（いずれも2014年12月31日現在）。

全体的な個人向け与信の質は、2014年度第4四半期において全体として引き続き安定していました。新興市場における正味貸倒損失は平均貸出金の2.2パーセントであり（これに対し、2014年度第3四半期は2.1パーセント、2013年度第4四半期は1.9パーセントでした。）、シティの目標市場戦略およびリスク選好枠組みに合致していました。

新興市場の法人向け融資

ICGの全体的な戦略に従い、新興市場におけるシティの法人顧客は、通常、大規模な多国籍企業であり、シティのグローバル・ネットワークを重視しています。シティは、これらの顧客との間で、複数の商品を網羅し、顧客のニーズ（キャッシュ・マネジメントおよびトレード・サービス、外国為替、融資、資本市場ならびにM&Aアドバイザリーを含みます。）に合致する関係を構築することを目指しています。シティは、様々な経済状況下では、シティがターゲットとする法人セグメントがより強い回復力を有しており、関係を基盤とする顧客サービスのアプローチにより、かかる関係に固有のリスクを効果的に管理することが可能になると考えています。シティは、法人貸付業務に関して、明確に定められたリスク選好枠組み（リスク・ベースの限度、承認権限およびポートフォリオ集中境界を含みます。）を有しています。

2014年12月31日現在、ICGは新興市場の借り手に対する貸出金残高約1,180億ドルを有していました。これは、ICG貸出金残高合計の約43パーセントに相当します。これに対し、2014年9月30日現在では約1,250億ドル（ICG貸出金合計の約45パーセント）、2013年12月31日現在では約1,260億ドル（ICG貸出金合計の約47パーセント）でした。2014年度第4四半期末現在、シティのICG貸出金の6パーセント超を占める新興市場国は1つも存在しませんでした。

2014年12月31日現在、貸出金および未実行貸出約定を含む、シティの新興市場法人向け与信ポートフォリオ（ICGのプライベートバンクを除きます。）のうち約70パーセントが、投資適格に格付けされていました。シティは、投資適格を、シティの内部リスク測定システムおよび方法に基づくBBB以上の格付けとみなしています（法人向け与信に関するシティの内部リスク測定システムの詳細については、上記「信用リスク」－「法人向け与信の詳細」をご参照ください。）。残りの大部分は、シティの内部リスク測定システムおよび方法に基づきBBまたはBと格付けされました。

全体として、2014年度第4四半期の新興市場におけるICGの正味貸倒損失は、2014年度第3四半期および2013年度第4四半期の0.0パーセントと比較して、平均貸出金の0.4パーセントでした。これは、主に、単一のエクスポージャーに関連する償却によるものでした。2014年12月31日現在、未収利息非計上のICG貸出金が発行国における貸出金合計に占める割合は、0.6パーセントでした。

クロスボーダー・リスク

FFIECクロスボーダー残高

シティのクロスボーダーに関する開示は、連邦金融機関検査協議会（以下「FFIEC」といいます。）の、2013年12月に改訂されたカントリー・エクスポージャーに関する銀行規制報告ガイドラインに基づいています。以下は、FFIECの主要な報告ガイドラインの一部をまとめたものです。

- ・金額は、最終的な債務者、カウンターパーティー、担保、発行体または保証人（該当するもの）の居住地に基づいています。
- ・金額は、証券融資取引（すなわち、買戻契約、売戻契約ならびに貸付有価証券および借入有価証券）について受領した担保の便益を考慮せず、想定金額に基づいて報告されます。
- ・公正価値で報告されるデリバティブ債権および債務のネットtingが認められますが、同一の特定のカウンターパーティーとの間の法的拘束力のあるネットting契約に基づく場合にのみ認められ、受領証拠金またはヘッジの便益は含まれません。
- ・AFS証券およびトレーディング・ポートフォリオに係るロングおよびショートのポジションのネットtingは認められません。
- ・クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」といいます。）が売却および購入された総想定金額に基づいて含まれ、同一の基準となる事業体に関する相殺CDSは含まれません。
- ・貸出金は、ヘッジの便益を考慮せずに報告されます。

上記の要件を考慮すると、シティのFFIECクロスボーダー・エクスポージャーおよび残高合計は、一部のケースでは、期間の経過とともに大幅に変動する傾向があります。例えば、FFIECガイドラインに基づく残高合計には証拠金またはヘッジの便益が含まれないため、金利、外国為替相場および信用スプレッドにおける市場のボラティリティにより、その他の条件がすべて同一であるとしても、残高合計の水準が大幅に変動する可能性があります。

次表は、2014年12月31日および2013年12月31日現在、その残高合計がシティグループの総資産の0.75パーセントを上回っていた各国を示したものです。

2014年12月31日										
第三者に対するクロスボーダー債権および現地国資産										
(単位： 十億米ドル)	銀行	公共機関	NBFI ⁽¹⁾	その他 (法人 および 一般 家庭)	トレー ディ ング 資産 ⁽²⁾	短期 債権 ⁽²⁾	残高 合計 ⁽³⁾	コミット メント および 保証 ⁽⁴⁾	購入さ れたク レジット ・デ リバテ ィブ ⁽⁵⁾	売却さ れたク レジット ・デ リバテ ィブ ⁽⁵⁾
英国	\$ 23.9	\$ 18.0	\$ 47.0	\$ 27.7	\$ 12.8	\$ 62.4	\$ 116.6	\$ 19.0	\$ 104.0	\$ 105.5
メキシコ	7.9	29.7	6.5	37.3	8.9	41.4	81.4	4.6	6.8	6.4
日本	12.8	32.0	9.6	4.6	7.0	42.3	59.0	4.3	22.6	21.7
ケイマン諸島	0.1	-	47.5	3.3	2.0	35.8	50.9	2.1	-	-
フランス	23.2	3.5	16.2	6.1	7.0	29.7	49.0	12.5	87.0	88.0
韓国	1.1	18.5	1.0	27.5	2.2	39.3	48.1	14.6	11.4	9.3
ドイツ	12.4	17.3	3.1	6.1	6.6	16.1	38.9	10.7	80.0	81.0
中国	8.9	10.5	2.2	13.7	5.2	24.5	35.3	1.6	11.5	12.0
インド	5.8	11.4	2.7	15.1	5.9	23.2	35.0	4.2	1.8	1.5
オーストラリア	8.0	5.3	3.6	17.0	6.6	12.5	33.9	10.7	12.1	11.7
シンガポール	2.5	7.9	6.4	17.0	0.6	20.2	33.8	1.8	1.4	1.3
ブラジル	5.1	11.5	1.1	14.7	4.6	20.5	32.4	5.7	11.9	10.2
オランダ	8.7	7.6	8.4	7.2	2.3	11.3	31.9	7.0	30.4	30.6
香港	1.1	8.0	2.6	15.2	3.4	15.9	26.9	2.4	2.6	1.9
カナダ	6.6	4.5	6.0	7.3	4.7	11.1	24.4	7.6	6.7	7.1
スイス	5.0	13.7	0.7	4.0	0.4	16.2	23.4	4.6	25.9	26.4
台湾	1.9	6.9	1.1	9.8	1.7	13.3	19.7	13.3	0.1	-
イタリア	2.0	12.1	0.8	0.9	4.6	5.9	15.8	3.5	71.3	68.3
アイルランド	4.6	0.4	8.0	1.8	1.3	8.9	14.8	2.9	4.3	4.2

2013年12月31日										
第三者に対するクロスボーダー債権および現地国資産										
(単位： 十億米ドル)	銀行	公共機関	NBFI ⁽¹⁾	その他 (法人 および 一般 家庭)	トレー ディ ング 資産 ⁽²⁾	短期 債権 ⁽²⁾	残高 合計 ⁽³⁾	コミット メント および 保証 ⁽⁴⁾	購入さ れたク レジット ・デ リバテ ィブ ⁽⁵⁾	売却さ れたク レジット ・デ リバテ ィブ ⁽⁵⁾
英国	\$ 29.4	\$ 12.3	\$ 37.8	\$ 31.6	\$ 14.5	\$ 62.9	\$ 111.1	\$ 17.7	\$ 119.2	\$ 119.4
メキシコ	6.8	37.1	5.9	40.8	8.2	42.5	90.6	5.4	6.2	6.3
日本	14.9	29.0	12.8	6.4	11.4	45.0	63.1	3.5	23.8	22.7
ケイマン諸島	0.2	-	46.5	6.6	2.9	41.8	53.3	1.3	0.1	-
フランス	19.7	2.8	13.9	5.9	5.3	28.8	42.3	12.3	100.6	98.8
韓国	1.5	16.3	0.5	28.9	2.8	35.8	47.2	19.1	11.7	9.5
ドイツ	11.7	18.5	1.9	4.8	6.5	20.3	36.9	9.4	98.6	97.6
中国	9.3	8.7	1.9	12.7	3.1	23.0	32.6	1.6	7.3	7.6
インド	6.7	10.9	1.3	15.0	4.8	23.1	33.9	3.8	2.2	2.0
オーストラリア	7.2	4.0	5.1	18.1	7.5	13.6	34.4	11.9	15.5	14.6
シンガポール	2.3	9.4	1.4	16.1	0.8	14.0	29.2	2.1	1.4	1.3
ブラジル	3.8	11.0	0.3	17.1	5.1	23.6	32.2	7.3	7.7	7.3
オランダ	7.6	8.6	3.3	6.5	2.8	14.2	26.0	8.0	35.8	35.1
香港	1.7	7.5	2.6	15.2	3.7	16.4	27.0	2.1	2.6	2.4
カナダ	4.5	4.1	3.6	8.2	4.9	10.8	20.4	7.3	6.6	6.3
スイス	4.2	9.6	0.8	4.6	0.6	14.5	19.2	5.7	32.2	31.9
台湾	1.6	7.0	0.3	9.9	1.6	11.7	18.8	14.0	0.2	0.1
イタリア	2.8	15.0	0.4	1.3	6.3	7.0	19.5	3.2	78.9	72.4
アイルランド	5.0	0.7	4.0	1.5	1.5	8.1	11.2	2.6	4.1	4.1

(1) 非銀行金融機関。

(2) 残高合計に含まれています。

(3) 残高合計には、第三者に対するクロスボーダー債権および現地国資産が含まれます。第三者に対するクロスボーダー債権には、クロスボーダー貸出金、証券、銀行預け金およびその他の金銭資産、ならびに外国為替およびデリバティブ商品に係る純再評価益が含まれます。

(4) コミットメント（残高合計には含まれていません。）には、法的拘束力のあるクロスボーダー信用状、ならびにその他のコミットメントおよび偶発債務（FFIECガイドラインにより定義されます。）が含まれます。FFIECが定義するコミットメントには、国内で組成された現地通貨建ての負債により資金提供される、現地居住者に対するコミットメントが含まれます。

(5) CDSは残高合計に含まれていません。

アルゼンチン

2011年以降、アルゼンチン政府は、外国為替規制を強化しています。この結果、シティの米ドルおよびその他の外国通貨（資本の本国への送金、一定の営業費用およびオフショアでの裁量的投資に適用されます。）へのアクセスが限定されています。

2014年12月31日現在、シティのアルゼンチン事業に対する純投資額は約780百万ドルでした。これに対し、2014年9月30日および2013年12月31日現在は、いずれも約720百万ドルでした。2014年度中、シティ・アルゼンチンは、シティに約60百万ドルの配当金を支払いました。

シティは、アルゼンチンにおいてアルゼンチン・ペソを機能通貨として使用しており、アルゼンチン中央銀行が公表する公定為替相場を使用して、その財務諸表を米ドルに換算しています。公定為替相場によれば、アルゼンチン・ペソの価値は、2014年12月31日現在、1米ドル＝8.55ペソに下落しました。これに対し、2014年9月30日現在は1米ドル＝8.43ペソ、2013年12月31日現在は1米ドル＝6.52ペソでした。アルゼンチン・ペソの価値の下落は当面続くと予想されています。

アルゼンチン・ペソの価値の下落がシティのアルゼンチンへの純投資に与える影響は、株主持分における換算損失として報告され、ヘッジされる範囲において、以下により相殺されています。

- ・ASC 815「デリバティブおよびヘッジ」に基づきヘッジ会計に指定され、そのように認められる純投資ヘッジに係る、株主持分において計上された損益
- ・アルゼンチンにおいて保有する米ドル建て金銭資産または通貨先物に関する、利益において計上された損益であって、ASC 815に基づき純投資ヘッジとして認められないもの

2014年12月31日現在、シティのアルゼンチンへの投資に関連する累積換算損失（適格純投資ヘッジ控除後）は、約15.1億ドル（税引前）でした。これは株主持分に計上されました。これに対し、2014年9月30日現在は約14.6億ドル（税引前）、2013年12月31日現在は約13.0億ドル（税引前）でした。累積換算損失は、シティの実質的にすべてのアルゼンチン事業が売却または清算された際に実現されない限り、利益に再分類されません。

上記で指摘されているとおり、シティは、アルゼンチンへの純投資における通貨リスクを、可能かつ賢明な範囲でヘッジしています。適切なヘッジ代替手段を利用できる可能性は低下し、かかる手段のコストが上昇しており、将来発生する可能性のある通貨価値の下落を相殺するために利用することができない場合があります。アルゼンチンへの純投資に対するシティのヘッジ合計は、2014年12月31日現在は約810百万ドルでした（これに対し、2014年9月30日現在は約920百万ドル、2013年12月31日現在は約940百万ドルでした。）。この金額のうち、約420百万ドルは、ASC 815に基づき純投資ヘッジとして計上される外国為替先物で構成されていました（これに対し、2014年9月30日現在は約430百万ドル、2013年12月31日現在は約160百万ドルでした。）。2014年12月31日現在の残りのヘッジ約390百万ドル（これに対し、2014年9月30日現在は約490百万ドル、2013年12月31日現在は約780百万ドル）は、シティ・アルゼンチンにおける米ドル建て純資産および外国為替先物であり、これらはいずれも、ASC 815の下ではヘッジ会計として認められません。アルゼンチン国外において保有され、一般的にシティにとってコストが上昇している、ASC 815で指定された外国為替先物が増加し、シティ・アルゼンチンにおいて保有されるASC 815の下で適格でないヘッジが減少したのは、2014年度中にアルゼンチン政府が外貨制限を強化し、これによりアルゼンチンにおいて米ドルヘッジを保有するシティの能力が制限されたことが一因でした。

シティは、現在、アルゼンチン・ペソをアルゼンチン事業の機能通貨として使用していますが、3年間の累積インフレ率の上昇が100パーセント以上となった場合、機能通貨が米ドルに変更されます。シティは、アルゼンチン政府の統計局であるINDECが発表した公式インフレ統計に基づいて、3年間の累積インフレ率を評価しています。INDECの発表に基づく2014年12月31日現在の3年間の累積インフレ率は、約52パーセントでした（これに対し、2014年9月30日現在は約50パーセントでした。）。しかしながら、公式インフレ統計は実際より低く見積られていると考えられており、非公式なインフレ統計は、3年間の累積インフレ率を、2014年12月31日現在、約123パーセントであると示唆しています（これに対し、2014年9月30日現在は約119パーセントでした。）。機能通貨を米ドルに変更した場合、直ちにシティに損益が発生することはありませんが、将来アルゼンチン・ペソの価値が下落し、シティのアルゼンチン・ペソ建て資産および負債に係る利益に計上されることになります。

2014年12月31日現在、シティは、シティ・アルゼンチンにおいて、主に法人向けおよび個人向けの貸出金、ならびにアルゼンチン中央銀行への預託金および同行が発行した短期手形で構成される第三者資産を合計で約41億ドル有していました（これに対し、2014年9月30日現在は約38億ドル、2013年12月31日現在は約39億ドルでした。）。これらの資産の大部分は、現地の預金により資金調達されていました。資産合計には、米ドル建て資産約550百万ドルが含まれていました。これに対し、2014年9月30日現在は約520百万ドル、2013年12月31日現在は約920百万ドルでした（アルゼンチンに関するシティのエクスポージャーの詳細については、上記「カントリー・リスク」―「新興市場エクスポージャー」をご参照ください。当該項目には、当該項目に記載された方法に基づき、アルゼンチンにおけるシティのトレーディング勘定資産、投資有価証券、ICG貸出金およびGCB貸出金に記載されています。当該項目に記載されているとおり、これらの資産の合計は、2014年12月31日現在約30億ドルでした。当該エクスポージャーのうち約190百万ドルが、非アルゼンチンのシティ子会社によって保有されており、したがって、上記の金額41億ドルには含まれていません。上記の金額は、開示されているとおり、シティ・アルゼンチンのみに関するものです。）。

広く報道されているとおり、アルゼンチンは現在、米国において、一定の「ホールドアウト」債権者、すなわち2001年のアルゼンチン国債のデフォルトを受けて行われた債務再編における債券の条件変更を受け入れなかった債権者との訴訟に関与しています。これまでに米国裁判所が下した判決に基づいて、アルゼンチンは、「ホールドアウト」債権者と和解協議を行い、和解が成立しない限り、アルゼンチンが当該訴訟の対象となっている「ホールドアウト」債権者に対して支払義務を負うすべての金額を同時に支払う場合を除き、条件変更された一定の債券に係る利息を支払わないよう命じられています。2014年度第3四半期中、条件変更された一定の債券に係るアルゼンチンの2014年6月30日の利払いは、受託会社によって行われませんでした。かかる支払が米国裁判所の命令に違反することとなるからです。その結果、アルゼンチンはテクニカル・デフォルトの状態にあるとみなされています。

現在も続いているアルゼンチンでの経済および政治的状況は、外国為替業務収益を含むシティの経営成績に悪影響を与え、かつ／またはシティの資金調達コストを増大させる可能性があります。また、アルゼンチンへの外国投資に対して政府がさらに介入するか、または規制上の制限が課される可能性があります（アルゼンチン・ペソの価値のさらなる下落、外貨保有もしくはヘッジ活動に対するさらなる制限、または一部の米ドル建て資産および負債の通貨単位をアルゼンチン・ペソに変更する可能性を含みます。これらには、アルゼンチン・ペソの価値の下落が伴う可能性があります。）。また、2015年1月に、米国規制当局は、シティに対して、アルゼンチンの移転リスク格付けを引き下げる決定を通知しており、それによって2015年度第1四半期に強制的な移転リスク引当金の要求が認識される可能性があります。

さらに、広く報道されたとおり、シティは、「ホールドアウト」債券訴訟の一部である条件変更された一定の債券（具体的には、アルゼンチン法に準拠し、アルゼンチンにおいて支払われる、条件変更された米ドル建て債券）について、アルゼンチンにおけるカストディアンを務めています。2014年度第3四半期中、アルゼンチン訴訟を監督する米国裁判所は、これらの債券についてシティ・アルゼンチンがカストディアンとして行う利払いは裁判所の命令の対象に含まれており、したがって支払禁止命令に違反することなくかかる支払を行うことはできないとの判断を下しました。裁判所は猶予を認めて、シティ・アルゼンチンが要求された2014年の利払を行うことを許可しましたが、裁判所の救済がない限り、これらの債券に係る今後の利払いによって、シティ・アルゼンチンは裁判所命令に違反することとなり得ます。逆に、シティ・アルゼンチンはこれらの債券に係る今後の利払いを怠れば、アルゼンチンにおけるシティの事業基盤に重大な悪影響（制裁措置、資産の没収、刑事責任またはアルゼンチンにおける認可の喪失さえ含まれます。）を及ぼし、またシティおよびシティ・アルゼンチンが訴訟を提起される可能性があります。当該債券についてシティ・アルゼンチンがカストディアンを務める次の利払日は、2015年3月31日です。

ベネズエラ

2003年以来、ベネズエラ政府は制限的な外国為替規制を実施・運営しています。これらの為替規制により、ベネズエラにおいて米ドルを入手するシティの能力が制限されています。シティは、2008年以降、ベネズエラ政府から米ドルを入手することができていません。

2014年12月31日現在、ベネズエラ政府は、以下の3つの別個の公定外国為替相場を運営しています。

- ・ 国家貿易センター（以下「CENCOEX」といいます。）によって提示された優先外国為替レート：1米ドル＝6.3ボリバルに設定されていました。
- ・ SICAD I相場：1米ドル＝12ボリバルでした。
- ・ 2014年度第2四半期に導入された、SICAD II相場：1米ドル＝50ボリバルでした。

2015年2月10日、ベネズエラ政府は、外国為替規制の変更を公表しましたが、その外国為替規制は引き続き3段階の制度を維持しています。新たな為替規制では、1米ドル＝6.3ボリバルのCENCOEXレートを維持されていますが、SICAD IIはSICAD Iに統合されています（以下「SICAD」といいます。）。SICADの競売は、1米ドル＝12ボリバルで開始され、今後、次第にボリバルの価値が下落する見込みです。また、新たな為替規制により、副次的外貨システム（以下「SIMADI」といいます。）が創設されています。このシステムは、自由変動相場を目指しています。SIMADI為替制度では、企業が毎月購入できる外国通貨の量が制限されるとともに、シティを含め、銀行およびブローカーは、自身の必要性のためにこの市場に参入することを禁止されています。

シティは、米ドルをベネズエラ事業の機能通貨として使用しています。米ドルを入手できる可能性が限定されており、また、SICAD I相場は必ずしも経済的実態を反映していない可能性があるにもかかわらず、SICAD I相場はシティがCENCOEXから米ドルを合法的に入手する権利を有する唯一の相場であるため、2014年12月31日現在、シティは、SICAD I相場を使用してポリバル建ての純金銭資産の再測定を行っています。為替相場の変動によるシティのポリバル建て資産および負債の再測定は、利益に計上されています。SICAD I為替相場においてさらに通貨価値が下落するか、シティにより好ましくない相場に変更されるか、または外国為替メカニズムにその他の変動が生じた場合、当該通貨価値下落または変動が発生した期間に外国為替差損が発生します。

2014年12月31日現在、ベネズエラ事業に対するシティの純投資額は、約180百万ドルでした（2014年9月30日現在から変動はなく、これに対し、2013年12月31日現在は約240百万ドルでした。）。かかる金額には、ベネズエラ・ポリバル建ての純金銭資産約140百万ドルが含まれていました（これに対し、2014年9月30日現在は約130百万ドル、2013年12月31日現在は約220百万ドルでした。）。シティ・ベネズエラの2014年12月31日現在の第三者資産合計は約900百万ドル（2014年9月30日現在から変動はなく、2013年12月31日現在の約12億ドルから減少しました。）で、主にベネズエラ中央銀行への預託金、法人向けおよび個人向けの貸出金ならびに政府債で構成されていました。これらの第三者資産の大部分は、現地の預金により資金調達されていました。

ロシア

ウクライナにおける最近の事象へのロシアの関与は、引き続き、ロシア資産に対する投資家や、ロシアにおいてまたはロシア企業との間で事業を行う当事者の懸念の原因となっています（ロシアの経済ならびに貿易および投資への広範な影響が発生したり、ロシアが関与したまたはロシアの企業、事業部門、個人その他に対して資産凍結といった追加制裁措置が課されたりする潜在的なリスクによるものを含みます。）。ロシア・ルーブルは、2014年9月30日から2014年12月31日までの間に米ドルに対して43パーセント値下がりしました。また同期間中、ロシアの主要株式のMICEX指数はルーブルベースで1パーセント下落しました。

シティは、シティバンク、エヌ・エイの子会社を通じてロシアで事業を行っており、当該子会社は、機能通貨としてロシア・ルーブルを使用しています。シティのロシアに対する純投資額は、2014年12月31日現在約11億ドルでした。これに対し、2014年9月30日現在は約16億ドルでした。2014年12月31日現在、実質的にすべてのシティの純投資が、外国為替先物予約を使用して、（関連する税務上の調整項目を条件として）ヘッジされていました。ロシアのシティバンク子会社の第三者資産合計は、2014年12月31日現在約61億ドルでした。これに対し、2014年9月30日現在は約74億ドルでした。これらの資産は、主に法人向けおよび個人向けの貸出金、現地政府債、ならびにロシア中央銀行への預託金で構成されていました。これらの第三者資産の大部分は、現地の預金債務により資金調達されていました。

ロシアに関するシティのエクスポージャーの詳細については、上記「カントリー・リスク」－「新興市場エクスポージャー」をご参照ください。当該項目には、当該項目に記載された方法に基づき、ロシアにおけるシティのトレーディング勘定資産、投資有価証券、ICG貸出金およびGCB貸出金が記載されています。当該項目で開示されているとおり、これらの資産の合計は、2014年12月31日現在約65億ドルでした。当該エクスポージャーのうち約27億ドルは、非ロシアのシティ子会社によって保有されており、したがって、上記の金額61億ドルには含まれていません。上記の金額は、開示されているとおり、ロシアのシティバンク子会社のみに関するものです。

ギリシャ

2014年12月31日現在、シティは、シティのギリシャ支店において、合計約36百万ドルの第三者資産および合計約915百万ドルの第三者負債を有していました。同日現在の第三者資産合計にはユーロ以外の通貨建て資産約30万ドルが含まれ、第三者負債合計にはユーロ以外の通貨建て負債約174百万ドルが含まれていました。

ギリシャでは、2015年1月に、新政府が選出されました。新たに選出された政府は、緊縮政策がギリシャに与えた影響の結果として、同国の債務について欧州連合および国際通貨基金と再交渉することを確約しました。かかる交渉が不調に終わった場合、ギリシャは、その債務につき債務不履行に陥る可能性があり、さらに場合によっては、欧州経済通貨同盟（以下「EMU」といいます。）を脱退することにもなりかねません。

ギリシャがEMUを脱退する場合、ギリシャの一定の債務の通貨単位が、ユーロから新しい国の通貨（例えば、ドラクマ）に変更される可能性があります。代替的なシナリオが展開する可能性はありますが、この通貨単位の変更に伴い、新通貨の価値がユーロおよび米ドルに対して直ちに下落する可能性があります。

シティは、（i）ギリシャにおいて所在するかまたは保有され、現地国の法律を準拠法とするユーロ建ての資産および／または負債（以下「現地エクスポージャー」といいます。）、ならびに、（ii）貸出金および証券化商品等の、ギリシャ国外に所在する事業体とギリシャに所在する顧客との間の、現地国の法律を準拠法とする他のユーロ建て資産および負債（以下「オフショア・エクスポージャー」といいます。）により生じる潜在的な通貨単位の変更および通貨価値下落のリスクにさらされています。

2014年12月31日現在、通貨価値下落の影響を受けるシティの負債は、現地およびオフショア双方において保有する資産を上回っていたため、ギリシャがEMUを脱退した場合、通貨単位の変更および価値の下落が対称的に生じると想定すると、シティの損失リスクは限定的であろうとシティは考えています。しかしながら、通貨単位の変更および通貨価値下落のリスクにさらされる可能性のある実際の資産および負債、ならびに通貨単位の変更が非対称的であるかどうかは、法律上およびその他の面で相当な不確実要素の影響を受けます。また、シティのコントロールの及ばないその他の事由－預金流出および通貨価値下落の範囲、米国規制当局による強制貸倒引当金の要求または機能通貨の変更の実施、ならびにその会計上の影響等－は、かかる事由においてシティにさらなる悪影響を及ぼす可能性があります。

[前へ](#)

5 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度中、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」に記載された内容以外に、経営上の重要な契約等はありませんでした。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

貸借対照表の検討

以下は、シティの連結財務諸表のうち、特定の比較的重要な勘定科目における変更についての一般的な議論を示したものです。これらの貸借対照表の区分の内容および詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記11、13、14、15および18をご参照ください。預金、短期・長期債務および担保付融資取引を含むシティグループの流動性リソースの詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「市場リスク」－「資金調達および流動性リスク」をご参照ください。

(単位：十億ドル（別途記載があるものを除きます。）)	2014年 12月31日	2014年 9月30日	2013年 12月31日	期末 2014年度 第4四半期と 2014年度 第3四半期の 比較		期末 2014年度 第4四半期と 2013年度 第4四半期の 比較	
				増加(減少)	変動率 (%)	増加(減少)	変動率 (%)
資産							
現金および銀行預け金	\$ 160	\$ 179	\$ 199	\$ (19)	(11)%	\$ (39)	(20)%
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券および 売戻条件付買入有価証券	243	245	257	(2)	(1)	(14)	(5)
トレーディング勘定資産	297	291	286	6	2	11	4
投資	333	333	309	-	-	24	8
貸出金(前受収益控除後)	645	654	665	(9)	(1)	(20)	(3)
貸倒引当金	(16)	(17)	(19)	1	(6)	3	(16)
貸出金(正味)	629	637	646	(8)	(1)	(17)	(3)
その他資産	181	198	183	(17)	(9)	(2)	(1)
資産合計	\$ 1,843	\$ 1,883	\$ 1,880	\$ (40)	(2)%	\$ (37)	(2)%
負債							
預金	\$ 899	\$ 943	\$ 968	\$ (44)	(5)%	\$ (69)	(7)%
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および 買戻条件付売渡有価証券	173	176	204	(3)	(2)	(31)	(15)
トレーディング勘定負債	139	137	109	2	1	30	28
短期借入金	58	65	59	(7)	(11)	(1)	(2)
長期債務	223	224	221	(1)	-	2	1
その他負債	139	124	113	15	12	26	23
負債合計	\$ 1,631	\$ 1,669	\$ 1,674	\$ (38)	(2)%	\$ (43)	(3)%
株主持分合計	212	214	206	(2)	(1)	6	3
負債および株主持分合計	\$ 1,843	\$ 1,883	\$ 1,880	\$ (40)	(2)%	\$ (37)	(2)%

資産の部

現金および銀行預け金

現金および銀行預け金は、前年同期より減少しました。これはシティが引き続き、金利ポジションの管理および過剰流動性の分散のために投資ポートフォリオを拡大させたためです。2014年度第4四半期の平均現金残高は1,820億ドルでした。これに対し、2013年度第4四半期は2,040億ドルでした。

フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ契約）

前年同期比におけるリバース・レポ契約および有価証券借入取引の減少は、外貨換算の影響およびシティが担保付融資を引き続き最適化させたこと（詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「市場リスク」－「資金調達および流動性リスク」をご参照ください。）によるものでしたが、ICGのマーケットツ&セキュリティーズ・サービスにおける短期トレーディング業務の増加により一部相殺されました。

トレーディング勘定資産

トレーディング勘定資産は、前年同期より増加しました。これは市場ボラティリティ、とりわけICGのマーケットツ&セキュリティーズ・サービスにおける金利および通貨ボラティリティの増加が、シティのデリバティブ・ポジションの帳簿価格を上昇させたためでした。2014年度第4四半期の平均トレーディング勘定資産は、2013年度第4四半期の2,920億ドルに対し、3,090億ドルでした。

投資

前年同期比における投資の増加は、上記のとおり、シティが引き続き、売却可能有価証券（特に米国財務省証券）への投資によって余剰現金を分散させたことによるものでした。

貸出金

シティの報告ベースでの貸出金に対する外貨換算の影響は、前年同期比でマイナス170億ドルおよび前四半期比でマイナス100億ドルでした。

外貨換算の影響を除外すると、シティの貸出金は、前年同期比で1パーセントの減少でした。これは、シティコープにおける貸出金の3パーセント増加が、シティ・ホールディングスにおける貸出金の継続的な減少により相殺されたためでした。個人向け貸出金は、米国外における4パーセント増加により、前年同期比2パーセント増加となりました。法人向け貸出金は、前年同期比で4パーセントの増加となりました。従来型の法人貸付業務の残高は、顧客取引業務の増加により北米において増加したため、4パーセントの増加となりました。トレジャー・アンド・トレード・ソリューションの貸出金は8パーセント減少しました。これは、シティが、利益率を最大化するためにスプレッドが縮小した資産を削減し、資産売却を増加させる一方で、組成取引高を維持したためでした。プライベートバンクおよび市場における貸出金は、北米プライベートバンクにおける増加により16パーセントの増加となり、同事業における収益増をもたらしました。シティ・ホールディングス貸出金は、主に北米の住宅ローン・ポートフォリオにおいて引き続き行われた閉鎖および資産売却ならびに2014年度第3四半期におけるギリシャおよびスペインにおける個人向け事業の売却により、前年同期比で21パーセント減少しました。

前四半期比では、貸出金は、外貨換算の影響を除くとほとんど変動がありませんでした。これは、シティ・ホールディングス貸出金の減少が、シティコープにおいて個人向け貸出金により貸出金が引き続き増加したことによって相殺されたためでした。

2014年度第4四半期中、平均貸出金6,510億ドルは、平均利率6.7パーセントの利回りとなりました。これに対し、2014年度第3四半期の平均貸出金は6,590億ドルで平均利率6.7パーセント、2013年度第4四半期は6,590億ドルで7.0パーセントでした。

シティの貸出金ポートフォリオの詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「信用リスク」および「カントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク」－「カントリー・リスク」をご参照ください。

その他資産

表示された期間におけるその他資産の変動は、主に通常の事業活動によるブローカレッジ債権の大幅な変動によるものです。

負債の部

預金

シティの預金に関する議論については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「市場リスク」－「資金調達および流動性リスク」をご参照ください。

フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券（レポ契約）

表示された期間中、シティのフェデラルファンド借入金は軽微なものでした。レポ契約および有価証券貸付取引の減少は、外貨換算の影響および担保付融資を引き続き最適化させたことによるものでした。

シティの担保付融資取引の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「市場リスク」－「資金調達および流動性リスク」をご参照ください。

トレーディング勘定負債

トレーディング勘定負債における前年同期からの増加は、上記のとおり、トレーディング勘定資産の増加と一致しており、かつトレーディング勘定資産の増加によってもたらされたものでした。2014年度第4四半期の平均トレーディング勘定負債は1,470億ドルでした。これに対し、2013年度第4四半期は1,120億ドルでした。

債務

シティの長期債務および短期借入金については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「市場リスク」－「資金調達および流動性リスク」をご参照ください。

その他負債

その他負債における前年同期からの増加は、2014年12月にシティが日本におけるリテールバンク事業の売却の合意に至ったことを受けて約210億ドルの預金を売却目的保有に振り替えたこと、ならびに通常の事業活動によるブローカレッジ債務の水準の変動によるものでした。

セグメント別貸借対照表⁽¹⁾

(単位：百万ドル)	グローバル 個人金融部門	インスティ テューショ ナル・クラ イアント・ グループ	本社事項、 本社業務/ その他および 連結消去 ⁽²⁾	シティ コープ 小計	シティ・ ホール ディングス	シティグルー プ親会社が発 行する長期債 務および株主 持分 ⁽³⁾	シティ グループ 連結合計
資産							
現金および銀行預け金 フェデラルファンド	\$ 17,192	\$ 62,245	\$ 79,701	\$ 159,138	\$ 1,059	-	\$ 160,197
貸出金、借入有価証券 および売戻条件付買入 有価証券	5,317	236,211	-	241,528	1,042	-	242,570
トレーディング勘定資産	7,328	284,922	754	293,004	3,782	-	296,786
投資	26,395	90,434	205,805	322,634	10,809	-	333,443
貸出金（前受収益および 貸倒引当金控除後）	287,934	272,002	-	559,936	68,705	-	628,641
その他資産	51,885	74,259	42,284	168,428	12,465	-	180,893
資産合計	\$ 396,051	\$ 1,020,073	\$ 328,544	\$ 1,744,668	\$ 97,862	-	\$ 1,842,530
負債および株主持分							
預金合計 ⁽⁴⁾ フェデラルファンド	\$ 307,626	\$ 558,926	\$ 22,803	\$ 889,355	\$ 9,977	-	\$ 899,332
借入金、貸付有価証券 および買戻条件付売渡 有価証券	5,826	167,500	-	173,326	112	-	173,438
トレーディング勘定負債	19	138,195	-	138,214	822	-	139,036
短期借入金	396	46,664	11,229	58,289	46	-	58,335
長期債務	1,939	35,411	29,349	66,699	6,869	149,512	223,080
その他負債 セグメント間の正味資金 供給／（貸付）額	39,210	74,353	15,181	128,744	8,520	-	137,264
	41,035	(976)	248,471	288,530	71,516	(360,046)	-
負債合計	\$ 396,051	\$ 1,020,073	\$ 327,033	\$ 1,743,157	\$ 97,862	(210,534)	\$ 1,630,485
株主持分合計	-	-	1,511	1,511	-	210,534	212,045
負債および株主持分合計	\$ 396,051	\$ 1,020,073	\$ 328,544	\$ 1,744,668	\$ 97,862	-	\$ 1,842,530

- (1) 上記の表に示した補足情報は、2014年12月31日付のシティグループの報告セグメント別連結GAAP貸借対照表を反映しています。個々のセグメント情報は、かかる日付で各セグメントにより管理される資産および負債を表しています。この表示はGAAPにより規定されたものではありませんが、シティは、これらの非GAAP財務指標が、基礎となる各事業セグメントによって管理されている貸借対照表構成要素ならびにシティの事業セグメント間における貸借対照表構成要素の資産と負債の力学による実質的な相互関係に関する投資家の理解に役立つものであると考えています。
- (2) シティグループおよびシティグループ親会社の資産および負債合計の連結消去は、「本社事項、本社業務／その他」のセグメントに計上されています。
- (3) シティグループの株主持分合計および大部分の長期債務は、シティグループ親会社の連結貸借対照表に属しています。上記のとおり、シティグループは、セグメント間配分を通して株主持分および長期債務を各事業に配分しています。
- (4) シティが日本におけるリテールバンク事業の売却の合意に至ったことを受けて2014年12月31日に約210億ドルの預金を売却目的保有（その他負債）に振り替えたことを反映しています。

オフバランスの処理

シティグループは、通常の業務過程で様々な種類のオフバランスの処理を行っています。シティによるこれらの処理への関与は、以下を含む（ただし、これらに限られません。）多くの様々な形式をとることがあります。

- ・ 非連結特別目的事業体（クレジットカード債権等）ならびにモーゲージ・バック証券化事業体およびその他のアセット・バック証券化事業体の留保持分およびその他持分の購入または維持
- ・ 上位債および後順位債、リミテッド・パートナーシップおよびジェネラル・パートナーシップ持分ならびに他の非連結特別目的事業体の株式持分の保有
- ・ 保証、補償、貸出約定、信用状ならびに表明および保証の提供
- ・ 不動産および設備のオペレーティング・リースの締結

シティは様々な事業目的でこれらの処理を行います。例えば、証券化の処理は、証券化プロセスを通して生じる特定のキャッシュ・フローおよびリスクへのアクセスを投資家に与えます。さらに、証券化の処理は、シティとその顧客が、金融資産の収益化および資金調達の確保をその他方法で得られるより有利なレートで行うことにも役立ちます。

次の表は、シティの様々なオフバランスの処理に関する議論が本書のどの箇所に記載されているかを示したものです。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1、22および27もご参照ください。

本書における各種オフバランス処理の開示

非連結VIEの変動持分から生じる変動持分およびその他債務（偶発債務を含みます。）	「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記22をご参照ください。
信用状ならびに貸出約定およびその他の約定	「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記27をご参照ください。
保証	「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記27をご参照ください。
リース	「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記27をご参照ください。

契約債務

次の表には、SECの要件に従って特定および合計したシティグループの契約債務に関する情報が含まれています。

(単位：百万ドル)	年度別契約債務						
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 以降	合計
長期債務—元本 ⁽¹⁾	\$ 31,070	\$ 42,128	\$ 40,249	\$ 22,017	\$ 22,117	\$ 65,499	\$ 223,080
長期債務—利払い ⁽²⁾	6,932	5,710	4,334	3,294	2,557	33,895	56,722
オペレーティング・リース およびキャピタル・リース債務	1,415	1,192	964	771	679	4,994	10,015
買入債務 ⁽³⁾	1,245	676	657	408	188	223	3,397
その他負債 ⁽⁴⁾	31,120	693	955	264	213	4,282	37,527
合計	\$ 71,782	\$ 50,399	\$ 47,159	\$ 26,754	\$ 25,754	\$ 108,893	\$ 330,741

- (1) 長期債務の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」—「グローバル・リスクの管理」—「市場リスク」—「資金調達および流動性リスク」ならびに「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記18をご参照ください。
- (2) 2015年度から2019年度の長期債務に係る利払いに関する契約債務は、長期債務の平均残高に係る2014年12月31日の加重平均利率（3.34パーセント）を、かかる各年度の長期債務に関する契約債務の平均残高に適用して算出しています。（2020年度から2098年度における）満期までの残存年数に亘る長期債務に係る「2020年度以降」の利払いは、かかる各年度の長期債務に、残存契約債務に係る利率を適用して算出しています。
- (3) 買入債務は、シティに対して強制執行可能で法的拘束力のある、商品やサービスを購入する債務で構成されています。表示上の目的のため、上の表に含まれている買入債務は、契約が更新可能であっても、各契約終了日までの分としています。商品やサービスに関する購入契約の多くには、一定の通知をもって契約を解除することをシティに認める条項が含まれていますが、上の表にはその影響は含まれていません（契約を終了する旨のシティの意思が相手方当事者に既に通知されている場合を除きます。）。
- (4) シティグループの連結貸借対照表に反映されているその他負債には、買掛金、未払費用、法人税の申告が確定していないタックス・ポジション、および既に発生しており最終的には現金で支払われるその他の負債が含まれています。上の表には法務引当金見越額は含まれていません。また、2015年度のシティの米国外年金制度および米国外退職給付制度に関する任意拠出額ならびにSFAS第87号（ASC 715）、SFAS第106号（ASC 715）およびSFAS第112号（ASC 712）に基づき会計処理される従業員福利費債務も含まれています。

[次へ](#)

資本の源泉

概要

資本は、主としてシティの事業における資産の裏付けとして、ならびに貸倒損失、市場における損失および事業上の損失を吸収するために使用されます。シティは主に事業からの収益を通じて資本を生み出しています。シティは、いくつも行われる発行の中で、とりわけ普通株式、非累積永久優先株式、および従業員福利制度に基づく報奨により発行される株式の発行によって資本を増強することができます。2014年度中、シティは約37億ドルの非累積永久優先株式の発行（その結果、2014年12月31日現在の発行残高は合計約105億ドルとなりました。）を通じて引き続き資本を調達しました。

また、シティの資本レベルは、規制および会計基準の変更のほか、会社や資産の処分等の将来の事由がシティの業績に与える影響によっても影響を受けることがあります。

資本管理

シティグループの資本管理の枠組みは、シティグループとその主要子会社が、各事業体のリスク・プロファイルならびに適用あるすべての規制上の基準およびガイドラインに適合した、十分な資本の維持が確保できるように設計されています。シティは、予想される経済環境およびストレス下の経済環境において当社の資本レベルを評価するために策定された、内部の一連の量的目標資本と対比して、自己資本比率を査定しています。財務健全性の保護と構築に主眼を置いた戦略的な資本の検討が、これらの内部の量的目標資本の基礎となっています。上級経営陣は、シティグループの取締役会の監督の下、資本の査定・計画プロセスに対する責任を負っています。当該プロセスは、シティの資本計画に統合されています。資本計画の実施は、シティグループ取締役会のリスク管理委員会の監督の下、主としてシティグループの資産負債委員会を通じて行われています。資産負債委員会は、さらに世界各地で、重要な法人、地域、国および／または主要業種ごとに設置されています。

現行の自己資本規制基準

概観

シティは、連邦準備制度理事会が公表した自己資本規制基準に従います。当該基準は、2014年以降、米国のバーゼルⅢに関する最終規則（以下「バーゼルⅢ最終規則」といいます。）（規制資本の調整および控除の適用を含め、規制資本の構成を規定する規則等）を実質的に適用すること、および、2014年度第2四半期を初めに、連邦準備制度理事会により並行的な財務報告の終了の承認を得ると同時に、リスクベース自己資本比率の算出に際してバーゼルⅢの「先進的アプローチ」の枠組みの適用を承認することを定めています。さらに、バーゼルⅢ最終規則により、ドッド・フランク法のいわゆる「コリンズ修正」の「資本フロア規定」が実施されます。当該規定は、シティおよびシティバンク、エヌ・エイのような先進的アプローチ適用行が、並行的な財務報告の終了に際して、3種類のリスクベース自己資本比率（普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率）のそれぞれを、2015年1月1日からは「標準的アプローチ」（または、標準的アプローチの発効日より前の2014年度においてはバーゼルⅠにおける信用リスク自己資本規制およびバーゼルⅡ.5における市場リスク自己資本規制（以下「2014年バーゼルⅢ標準的アプローチ」といいます。））および先進的アプローチの両方に基づいて計算すること、ならびに計算によって得られた当該自己資本比率のうちそれぞれ低い方を公的に報告すること（および当該数値の遵守状況を測定すること）を求めています。

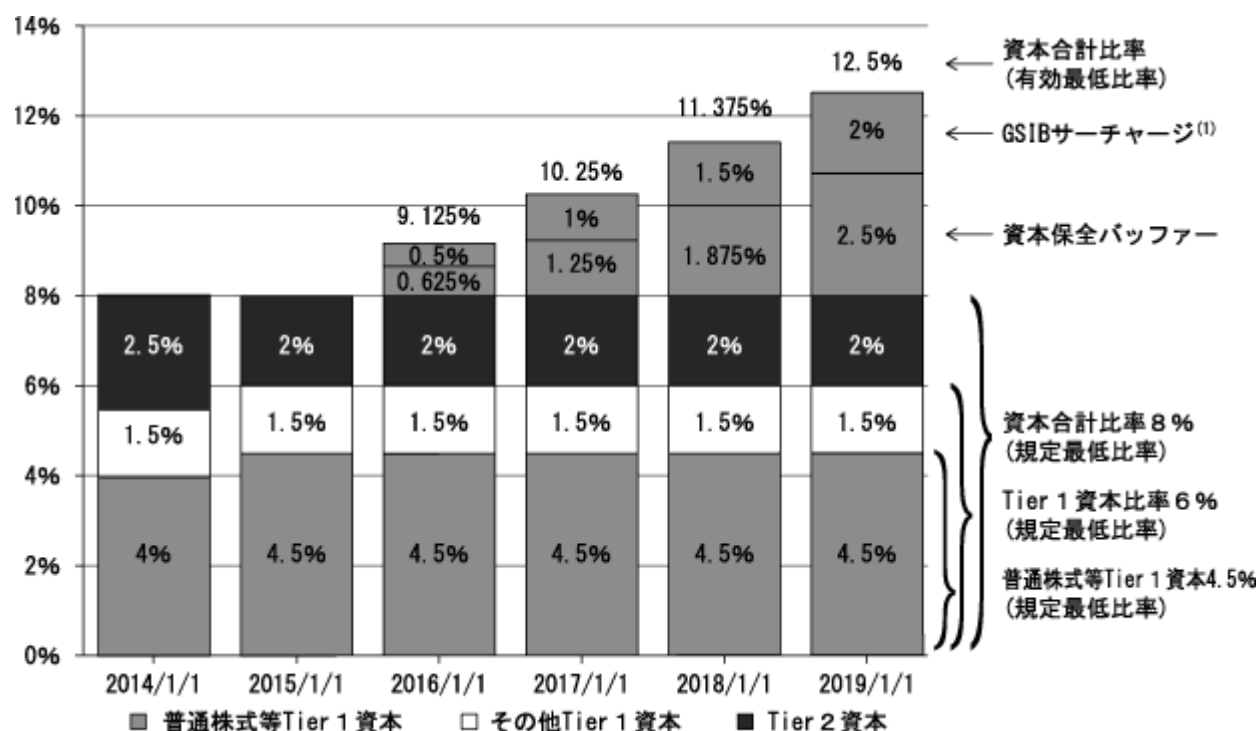
バーゼルⅢ最終規則に基づき、シティは、ほぼすべての米国銀行機関とともに、2014年から最低4パーセントのTier 1 レバレッジ比率を維持することも要求されています。ノンリスクベースの自己資本比率指標であるTier 1 レバレッジ比率は、四半期調整後平均資産合計（Tier 1 資本から控除される金額を控除後）に占めるTier 1 資本の比率、と定義されています。

バーゼルⅢの移行規定

バーゼルⅢ最終規則は、普通株式等Tier 1 資本およびTier 1 資本の規定最低比率、実質的にすべての規制資本の調整および控除、Tier 1 資本およびTier 2 資本として非適格な金融商品（適用除外対象ではない信託優先証券および一定の劣後債の発行等）ならびに資本バッファについて、大部分は複数年にわたるいくつかの異なる移行規定（「段階的導入」および「段階的除外」）を定めています。非適格の信託優先証券のTier 2 資本からの段階的除外を除き、これらの移行規定はすべて、2019年1月1日までに完全に実施されます（以下「完全実施」といいます。）。

次の図表は、2019年1月1日までの完全実施に向けて、有効な最低リスクベース自己資本比率を構成する規制資本の構成要素（すなわち、2.5パーセントの強制的な資本保全バッファおよびグローバルなシステム上重要な銀行持株会社（以下「GSIB」といいます。）に対する少なくとも2パーセントのサーチャージを含みますが、追加で課される可能性があるカウンターシクリカル資本バッファを除きます。）がどのように移行していくかを示したものです。

バーゼルIIIの移行規定：最低リスクベース自己資本比率



- (1) バーゼルIII最終規則はGSIBには対応していません。上記の図表に反映された移行過程は、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」といいます。）のGSIB規則に基づく段階的導入規定に合致したものとなっており、同規則はシティに対して少なくとも2パーセントのGSIBサーチャージを課することとなります。しかしながら、2014年12月、連邦準備制度理事会は、シティを含むGSIBと認定される米国銀行持株会社に対してリスクベース自己資本サーチャージを課することとなる規制案を公表しました。2014年12月31日現在、シティは、自らのGSIBサーチャージを、バーゼル委員会の規制に基づく場合は少なくとも2パーセントであるのに対し、連邦準備制度理事会の提案に基づく場合は4パーセントになるであろうと予測しています。連邦準備制度理事会の規制案の詳細については、下記「自己資本規制基準の進展」をご参照ください。

次の図表は、シティに関連する重要な規制資本の調整および控除についてのバーゼルⅢ最終規則に基づく移行規定（段階的導入および段階的除外）を示したものです。

バーゼルⅢの移行規定：重要な規制資本の調整および控除

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
	1月1日				
重要な規制資本の調整および控除の段階的導入					
普通株式等Tier 1 資本 ⁽¹⁾	20%	40%	60%	80%	100%
普通株式等Tier 1 資本 ⁽²⁾	20%	40%	60%	80%	100%
その他Tier 1 資本 ⁽²⁾⁽³⁾	80%	60%	40%	20%	0%
	100%	100%	100%	100%	100%
重要なAOCIの規制資本の調整の段階的除外					
普通株式等Tier 1 資本 ⁽⁴⁾	80%	60%	40%	20%	0%

- (1) のれんおよび抵当貸付サービシング権（以下「MSR」といいます。）以外のすべての無形資産の普通株式等Tier 1 資本からの控除の段階的導入、ならびに一時的差異から発生する繰延税金資産（以下「DTA」といいます。）、非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資およびMSRに関する10パーセント／15パーセントの制限の超過分を含みます。のれん（非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資の評価に「内在する」のれんを含みます。）は、2014年1月1日以降、普通株式等Tier 1 資本の算出に際して全額控除されます。普通株式等Tier 1 資本から控除されないその他無形資産（MSRを除きます。）については、バーゼルⅢ最終規則が完全実施される前の、一時的差異から発生するDTA、非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資およびMSRに関する10パーセント／15パーセントの制限の超過分と同様、100パーセントのリスク加重が行われます。完全実施と同時に、普通株式等Tier 1 資本の算出に際して控除されない一時的差異から発生するDTA、非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資およびMSRについては、250パーセントのリスク加重が行われます。
- (2) 繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から発生するDTAならびに確定給付年金制度純資産に関する普通株式等Tier 1 資本からの控除の段階的導入を含みます。また、シティの自己の信用度に起因する金融負債の公正価値の変動に関する累積正味未実現損益に関する普通株式等Tier 1 資本調整の段階的導入を含みます。
- (3) その他Tier 1 資本によって規制資本の調整および控除を十分に吸収できない場合は、吸収できないものについて普通株式等Tier 1 資本に適用されます。
- (4) 売却可能（以下「AFS」といいます。）負債証券に係る未実現損益、AFS持分証券に係る未実現利益、その他包括利益累計額（以下「AOCI」といいます。）に含まれる満期保有目的（以下「HTM」といいます。）有価証券に係る未実現損益および確定給付年金制度債務調整に関する普通株式等Tier 1 資本調整の段階的除外を含みます。

現行の規制基準に基づくシティグループの資本の源泉

2014年度中、シティは、普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計について、それぞれ4パーセント、5.5パーセントおよび8パーセントの規定最低比率の維持を要求されました。さらに、現行の連邦銀行規制機関の定義に基づく「十分な自己資本」を有するためには、銀行持株会社はTier 1 資本比率を少なくとも6パーセント、資本合計比率を少なくとも10パーセントに維持しなければなりません、その基準を上回る資本水準を維持することを求める連邦準備制度理事会指令の適用を受けません。

次の表は、現行の規制基準（バーゼルⅢの移行規定を反映）に基づくシティの2014年12月31日および2013年12月31日現在の資本区分、リスク加重資産、四半期調整後平均資産合計および自己資本比率を示したものです。

現行の規制基準（バーゼルⅢの移行規定）に基づくシティグループの資本の構成要素および自己資本比率

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	2014年12月31日		2013年12月31日 ⁽¹⁾	
	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ ⁽²⁾	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ ⁽²⁾
普通株式等Tier 1 資本	\$ 166,984	\$ 166,984	\$ 157,473	\$ 157,473
Tier 1 資本	166,984	166,984	157,473	157,473
資本合計				
(Tier 1 資本およびTier 2 資本) ⁽³⁾	185,280	196,379	176,748	187,374
リスク加重資産	1,275,012	1,080,716	1,177,736	1,103,045
四半期調整後平均資産合計 ⁽⁴⁾	1,849,297	1,849,297	1,830,896	1,830,896
普通株式等Tier 1 資本比率 ⁽⁵⁾	13.10%	15.45%	13.37%	14.28%
Tier 1 資本比率 ⁽⁵⁾	13.10	15.45	13.37	14.28
資本合計比率 ⁽⁵⁾	14.53	18.17	15.01	16.99
Tier 1 レバレッジ比率	9.03	9.03	8.60	8.60

(1) 当期の表示に合わせてバーゼルⅢ最終規則を適用したプロフォーマ・ベースの表示です。

(2) バーゼルⅠにおける信用リスク自己資本規制およびバーゼルⅡ.5における市場リスク自己資本規制の適用を反映した2014年バーゼルⅢ標準的アプローチです。

(3) 先進的アプローチの枠組みの下では、推定貸倒損失を超過した適格貸倒引当金は、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲でTier 2 資本に算入することを認められており、これは、貸倒損失に係る引当金が信用リスク加重資産の1.25パーセントまでTier 2 資本に算入可能であり、かつ貸倒損失に係る超過引当金が信用リスク加重資産の算定において控除される標準的アプローチとは異なります。

(4) Tier 1 レバレッジ比率の分母を表します。

(5) 2014年12月31日および2013年12月31日現在、シティが報告すべき普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率は、バーゼルⅢ先進的アプローチの枠組みに基づき算出された低い方の数値でした。

上記の表に示されたとおり、2014年12月31日現在のシティグループの自己資本比率は、バーゼルⅢ最終規則に基づく規定最低比率を上回っていました。さらに、シティは、2014年12月31日および2013年12月31日現在、現行の連邦銀行規制機関の定義に基づく「十分な自己資本」を有していました。

現行の規制基準（移行規定によるバーゼルⅢ先進的アプローチ）に基づくシティグループの資本の構成要素

(単位：百万ドル)	2014年12月31日	2013年12月31日 ⁽¹⁾
普通株式等Tier 1 資本		
シティグループ普通株主持分 ⁽²⁾	\$ 200,190	\$ 197,694
追加：適格非支配持分	539	597
規制資本の調整および控除：		
控除：AFS証券の正味未実現利益（損失）（税引後） ⁽³⁾⁽⁴⁾	46	(1,312)
控除：確定給付年金制度債務調整額（税引後） ⁽⁴⁾	(4,127)	(3,191)
控除：キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積正味未実現損失（税引後） ⁽⁵⁾	(909)	(1,245)
控除：自己の信用度に起因する金融負債の公正価値の変動に関する 累積正味未実現利益（税引後） ⁽⁴⁾⁽⁶⁾	56	35
控除：無形資産 のれん（関連する繰延税金負債（DTL）控除後） ⁽⁷⁾	22,805	24,518
抵当貸付サービシング権（MSR）以外の識別可能無形資産 （関連するDTL控除後） ⁽⁴⁾	875	990
控除：確定給付年金制度純資産 ⁽⁴⁾	187	225
控除：繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から 発生する繰延税金資産（DTA） ⁽⁴⁾⁽⁸⁾	4,726	5,288
控除：他のDTA、一定の普通株主持分投資およびMSRに関する 10%/15%の制限の超過分 ⁽⁴⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾	2,003	2,343
控除：その他Tier 1 資本がそれに対する控除に不足することにより 普通株式等Tier 1 資本に適用される控除 ⁽⁴⁾	8,083	13,167
普通株式等Tier 1 資本合計	\$ 166,984	\$ 157,473
その他Tier 1 資本		
適格永久優先株式 ⁽²⁾	\$ 10,344	\$ 6,645
適格信託優先証券 ⁽¹⁰⁾	1,719	2,616
適格非支配持分	7	8
規制資本の調整および控除：		
控除：自己の信用度に起因する金融負債の公正価値の変動に関する 累積正味未実現利益（税引後） ⁽⁴⁾⁽⁶⁾	223	142
控除：保険引受子会社の最低所要自己資本 ⁽¹¹⁾	279	243
控除：確定給付年金制度純資産 ⁽⁴⁾	749	900
控除：繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から 発生するDTA ⁽⁴⁾⁽⁸⁾	18,902	21,151
控除：その他Tier 1 資本がそれに対する控除に不足することにより 普通株式等Tier 1 資本に適用される控除 ⁽⁴⁾	(8,083)	(13,167)
その他Tier 1 資本合計	\$ -	\$ -
Tier 1 資本合計（普通株式等Tier 1 資本およびその他Tier 1 資本）	\$ 166,984	\$ 157,473
Tier 2 資本		
適格劣後債 ⁽¹²⁾	\$ 17,386	\$ 16,594
適格信託優先証券 ⁽¹⁰⁾	-	1,242
適格非支配持分	12	13
推定貸倒損失に対する適格貸倒引当金の超過分 ⁽¹³⁾	1,177	1,669
規制資本の控除：		
控除：保険引受子会社の最低所要自己資本 ⁽¹¹⁾	279	243
Tier 2 資本合計	\$ 18,296	\$ 19,275
資本合計（Tier 1 資本およびTier 2 資本）	\$ 185,280	\$ 176,748

シティグループのリスク加重資産（移行規定によるバーゼルⅢ先進的アプローチ）

(単位：百万ドル)		2014年12月31日 2013年12月31日 ⁽¹⁴⁾	
信用リスク ⁽¹⁵⁾	\$	862,031	\$ 834,082
市場リスク		100,481	112,154
オペレーショナル・リスク ⁽¹⁶⁾		312,500	231,500
リスク加重資産合計	\$	1,275,012	\$ 1,177,736

- (1) 規制資本の構成要素および区分に対して、当期の表示に合わせてバーゼルⅢ最終規則を適用した、プロフォーマ・ベースの表示です。
- (2) 2014年12月31日および2013年12月31日現在残存する優先株式発行に関する発行費用124百万ドルおよび93百万ドルは、連邦準備制度理事会の規制報告要件（米国GAAPに基づく規制報告要件とは異なります。）に従って普通株主持分から除外され、優先株式とネットिंगされています。
- (3) 加えて、満期保有目的（以下「HTM」といいます。）有価証券に係る正味未償却損失を含みます。この金額は、従前AFSからHTMに振り替えられた有価証券ならびに一時的でない減損を伴うHTM有価証券の金利スプレッドおよび流動性スプレッドの変動といった、非信用関連の要因に関係するものです。
- (4) 普通株式等Tier 1 資本および／またはその他Tier 1 資本に影響を及ぼす重要な規制資本の調整および控除に関する移行規定については、上記「バーゼルⅢの移行規定：重要な規制資本の調整および控除」と題する表に説明されています。
- (5) 普通株式等Tier 1 資本は、貸借対照表において公正価値により認識されていない項目のヘッジに関するAOCIに含まれる、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積正味未実現利益（損失）に合わせて調整されています。
- (6) バーゼルⅢ最終規則に基づき、公正価値オプションが選択された債務の評価におけるシティグループの自己の信用度の変化およびデリバティブに関する当社自身の信用評価調整の累積的影響は、普通株式等Tier 1 資本から除外されています。
- (7) 非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資の評価に「内在する」のれんを含みます。
- (8) 2014年12月31日現在のシティの正味DTA約495億ドルのうち、約255億ドルはバーゼルⅢ最終規則に基づいて規制資本に算入することができますが、約240億ドルは規制資本の算定に際して除外されました。除外された正味DTAの内訳は、繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から発生する正味DTA約256億ドルならびに一時的差異の総計です（このうち約144億ドルは普通株式等Tier 1 資本から、約112億ドルはその他Tier 1 資本から控除されました。）。加えて、正味DTL約16億ドル（主としてのれんおよび一定のその他の無形資産に付随するDTLから成り、キャッシュ・フロー・ヘッジに関するDTAによって一部相殺されています。）は、これらの規則に基づく控除の対象となる正味DTAを算定する前に除外することが認められています。これとは別に、バーゼルⅢ最終規則に基づき、のれんおよびこれらのその他の無形資産は、関連するDTLを控除した上で、普通株式等Tier 1 資本の算定から控除されます。一方、シティの現在のキャッシュ・フロー・ヘッジおよび関連する繰延税効果は、規制資本に反映する必要はありません。
- (9) MSRの他に、一時的差異から発生するDTAおよび非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資が算入されています。
- (10) バーゼルⅢ最終規則に基づき永続的にTier 1 資本の適用除外となったシティグループ・キャピタルⅩⅢ信託優先証券と、適用除外対象でない信託優先証券の50パーセントが相当します。適用除外対象でない信託優先証券の残りの50パーセントは、バーゼルⅢ最終規則に基づく非適格な資本項目の金融商品に関する移行規定に従い、2014年度中Tier 2 資本に算入することができます。
- (11) 保険引受子会社の最低所要自己資本のうち50パーセントは、Tier 1 資本およびTier 2 資本からそれぞれ控除しなければなりません。
- (12) バーゼルⅢ最終規則の移行規定に基づき、非適格劣後債（固定金利から変動金利へのステップアップがあり、コール／ステップアップの期日が到来していない債券から成ります。）は、2014年1月1日現在の残存元本総額に基づいた基準により、その50パーセントを、2014年度中はTier 2 資本に算入することができます。
- (13) 先進的アプローチ適用行は、適格貸倒引当金が推定貸倒損失を超えた場合、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲で当該超過引当金をTier 2 資本に算入することを認められています。
- (14) 2013年12月31日現在のリスク加重資産は、その信用リスク加重資産への影響を含め、バーゼルⅢ最終規則の適用が当期の表示と一致すると仮定して、プロフォーマ・ベースで表示されています。
- (15) バーゼルⅢ最終規則に基づき、移行期間中の信用リスク加重資産は、規制資本の調整および控除に関する移行規定の影響を反映しています。その結果、同規則の完全実施において算出される信用リスク加重資産とは異なることとなります。
- (16) 2014年度中、シティのオペレーショナル・リスク加重資産は810億ドル増加しました。そのうちの560億ドルは、試行期間を終了させ、2014年度第2四半期からバーゼルⅢ先進的アプローチの枠組みの適用を開始することを連邦準備制度理事会から承認されたことに伴うものでした。さらに、銀行業界で進展中の動きに対する評価を反映し、2014年度下半期に250億ドルが追加で計上されました。

現行の規制基準（移行規定によるバーゼルIII先進的アプローチ）に基づくシティグループの資本のロールフォワード

(単位：百万ドル)	2014年度 第4四半期	2014年度通年
普通株式等Tier 1 資本		
期首残高 ⁽¹⁾	\$ 166,425	\$ 157,473
当期利益	350	7,313
配当宣言額	(190)	(633)
自己株式の正味増加	(380)	(1,232)
払込剰余金の正味増加 ⁽²⁾	229	778
外貨換算調整額の正味増加（ヘッジ控除後）（税引後）	(2,716)	(4,946)
AFS証券の未実現損失の正味減少（税引後） ⁽³⁾	94	339
確定給付年金制度債務調整額の正味増加（税引後） ⁽³⁾	(213)	(234)
自己の信用度起因する金融負債の公正価値の変動に関する 累積正味未実現利益の正味増加（税引後）	(17)	(21)
のれんの正味減少（関連する繰延税金負債（DTL）控除後）	873	1,713
抵当貸付サービシング権（MSR）以外のその他無形資産の 正味変動（関連するDTL控除後）	(14)	115
確定給付年金制度純資産の正味減少	49	38
繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から 発生する繰延税金資産（DTA）の正味減少	205	562
他のDTA、一定の普通株主持分投資およびMSRに関する 10%/15%の制限の超過分の正味変動	(88)	340
その他Tier 1 資本がそれに対する控除に不足することにより 普通株式等Tier 1 資本に適用される規制資本の控除の正味減少	2,402	5,084
その他	(25)	295
普通株式等Tier 1 資本の正味増加	\$ 559	\$ 9,511
普通株式等Tier 1 資本期末残高	\$ 166,984	\$ 166,984
その他Tier 1 資本		
期首残高 ⁽¹⁾	\$ -	\$ -
適格永久優先株式の正味増加 ⁽⁴⁾	1,493	3,699
適格信託優先証券の正味減少	(7)	(897)
自己の信用度起因する金融負債の公正価値の変動に関する 累積正味未実現利益の正味増加（税引後）	(69)	(81)
確定給付年金制度純資産の正味減少	194	151
繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から 発生する繰延税金資産（DTA）の正味減少	822	2,249
その他Tier 1 資本がそれに対する控除に不足することにより 普通株式等Tier 1 資本に適用される規制資本の控除の正味減少	(2,402)	(5,084)
その他	(31)	(37)
その他Tier 1 資本の正味変動	\$ -	\$ -
Tier 1 資本期末残高	\$ 166,984	\$ 166,984
Tier 2 資本		
期首残高 ⁽¹⁾	\$ 18,382	\$ 19,275
適格劣後債の正味増加	401	792
適格信託優先証券の正味減少	-	(1,242)
推定貸倒損失に対する適格貸倒引当金の超過分の正味減少	(456)	(492)
その他	(31)	(37)
Tier 2 資本の正味減少	\$ (86)	\$ (979)
Tier 2 資本期末残高	\$ 18,296	\$ 18,296
資本合計（Tier 1 資本およびTier 2 資本）	\$ 185,280	\$ 185,280

(1) 当期の表示に合わせてバーゼルIII最終規則を適用したプロフォーマ・ベースの表示です。

(2) 主として従業員福利制度に関する払込剰余金の増加を表しています。

(3) バーゼルIII最終規則に基づくAFS証券の未実現損失および確定給付年金制度債務調整額に関する移行規定の影響を除外して表示されています。

(4) シティは、2014年度通年および2014年度第4四半期中、それぞれ約37億ドルおよび約15億ドルの適格永久優先株式を発行しましたが、発行費用31百万ドルおよび7百万ドルのネッティングによって一部相殺されました。

シティグループのリスク加重資産のロールフォワード（移行規定によるバーゼルIII先進的アプローチ）

(単位：百万ドル)	2014年度	
	第4四半期	2014年度通年 ⁽¹⁾
期首リスク加重資産合計	\$ 1,282,986	\$ 1,103,045
バーゼルIII先進的アプローチ適用の影響 ⁽²⁾	-	74,691
信用リスク加重資産の変動		
リテール・エクスポージャーの正味変動 ⁽³⁾	5,222	(29,820)
ホールセール・エクスポージャーの正味変動 ⁽⁴⁾	(9,316)	31,698
レボ取引等の正味変動	(444)	4,483
証券化エクスポージャーの正味変動	(166)	2,470
株主資本エクスポージャーの正味減少	(893)	(1,605)
店頭（OTC）デリバティブの正味変動 ⁽⁵⁾	(10,158)	9,148
デリバティブCVAの正味増加	1,834	4,544
その他の正味変動 ⁽⁶⁾	(5,004)	5,706
監督上の乗数6%による正味変動 ⁽⁷⁾	(1,245)	1,325
信用リスク加重資産の正味変動	\$ (20,170)	\$ 27,949
市場リスク加重資産の変動		
リスク水準の正味変動 ⁽⁸⁾	\$ 650	\$ (17,803)
モデルおよび方法の更新による正味変動	(954)	6,130
市場リスク加重資産の正味減少	\$ (304)	\$ (11,673)
オペレーショナル・リスク加重資産の正味増加 ⁽⁹⁾	\$ 12,500	\$ 81,000
期末リスク加重資産合計	\$ 1,275,012	\$ 1,275,012

- (1) 当期の表示に合わせて、規制資本の構成要素に関する移行規定の影響に関するバーゼルIII最終規則の適用を反映した、期首リスク加重資産合計（すなわち2013年12月31日現在）のプロフォーマ・ベースの表示です。
- (2) 期首において信用リスク加重資産をバーゼルIベースからバーゼルIII先進的アプローチ・ベースへ調整し、市場リスク加重資産をバーゼルII.5ベースからバーゼルIII先進的アプローチ・ベースに調整し、また、オペレーショナル・リスク加重資産をバーゼルIII先進的アプローチの規則の要件に基づき算入したことによる影響を反映しています。
- (3) リテール・エクスポージャーは、貸出金および約定の削減、スペインおよびギリシャの個人向け事業の売却ならびに外貨換算の影響により2013年度末から減少しましたが、その減少は信用リスク・モデルの強化により相殺されました。
- (4) ホールセール・エクスポージャーは、モデル・パラメーターの更新ならびに貸出金および約定の削減により、2014年9月30日から減少しました。2013年度期末からの増加は、信用リスク・モデルの強化によるものでした。
- (5) 店頭（OTC）デリバティブは、モデル・パラメーターの更新により、2014年9月30日から減少しました。2013年度期末からの増加は、主に信用リスク・モデルの強化によるものでしたが、モデル・パラメーターの更新により一部相殺されました。
- (6) その他には、清算済みの取引、未決済の取引、特定のエクスポージャーのカテゴリーで報告できない資産、および重要でないエクスポージャーのポートフォリオが含まれます。
- (7) 監督上の乗数6パーセントは、デリバティブCVAには適用されません。
- (8) 市場リスク加重資産のリスク水準は、証券化ポジションがトレーディング勘定から銀行業務勘定に移し替えられたため、および在庫ポジションの削減により、2013年度期末から減少しました。
- (9) 2014年度第1四半期中、シティは、試行期間を終了させ、2014年度第2四半期からバーゼルIII先進的アプローチの枠組みの適用を開始することを連邦準備制度理事会から承認されたことに伴い、オペレーショナル・リスク加重資産を560億ドル増加させました。さらにシティのオペレーショナル・リスク加重資産は、銀行業界で進展中の動きに対する評価を反映し、2014年度第3四半期および2014年度第4四半期にそれぞれ125億ドルずつ増加しました。

現行の規制基準に基づくシティグループの子会社である米国預金取扱機関の資本の源泉

シティグループの子会社である米国預金取扱機関には、それぞれを所管する主要な連邦銀行規制機関が公表した自己資本規制基準（連邦準備制度理事会の基準に類似しています。）も適用されます。

次の表は、現行の規制基準（バーゼルⅢの移行規定を反映）に基づくシティバンク、エヌ・エイ（シティグループの主要子会社である米国預金取扱機関）の2014年12月31日および2013年12月31日現在の資本区分、リスク加重資産、四半期調整後平均資産合計および資本比率を示したものです。

現行の規制基準（バーゼルⅢ移行規定）に基づくシティバンク、エヌ・エイの資本の構成要素および自己資本比率

(単位：百万ドル（比率を除きます。）)	2014年12月31日		2013年12月31日 ⁽¹⁾	
	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ ⁽²⁾	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ ⁽²⁾
普通株式等Tier 1 資本	\$ 129,135	\$ 129,135	\$ 128,317	\$ 128,317
Tier 1 資本	129,135	129,135	128,317	128,317
資本合計（Tier 1 資本およびTier 2 資本） ⁽³⁾	140,119	150,215	137,277	146,267
リスク加重資産	946,333	906,250	893,390	910,553
四半期調整後平均資産合計 ⁽⁴⁾	1,367,444	1,367,444	1,321,440	1,321,440
普通株式等Tier 1 資本比率 ⁽⁵⁾	13.65%	14.25%	14.36%	14.09%
Tier 1 資本比率 ⁽⁵⁾	13.65	14.25	14.36	14.09
資本合計比率 ⁽⁵⁾	14.81	16.58	15.37	16.06
Tier 1 レバレッジ比率	9.44	9.44	9.71	9.71

(1) 当期の表示に合わせてバーゼルⅢ最終規則を適用したプロフォーマ・ベースの表示です。

(2) バーゼルⅠにおける信用リスク自己資本規制およびバーゼルⅡ.5における市場リスク自己資本規制の適用を反映した2014年バーゼルⅢ標準的アプローチです。

(3) 先進的アプローチの枠組みの下では、推定貸倒損失を超過した適格貸倒引当金は、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲でTier 2 資本に算入することを認められています。これは、貸倒損失に係る引当金が信用リスク加重資産の1.25パーセントまでTier 2 資本に算入可能であり、かつ貸倒損失に係る超過引当金が信用リスク加重資産の算定において控除される標準的アプローチとは異なります。

(4) Tier 1 レバレッジ比率の分母を表します。

(5) 2014年12月31日現在のシティバンク、エヌ・エイが報告すべき普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率は、バーゼルⅢ先進的アプローチの枠組みに基づき算出された低い方の数値でした。2013年12月31日現在のシティバンク、エヌ・エイが報告すべき普通株式等Tier 1 資本比率およびTier 1 資本比率は、2014年バーゼルⅢ標準的アプローチ（バーゼルⅠの信用リスク自己資本規制およびバーゼルⅡ.5の市場リスク自己資本規制）に基づき算出された低い方の数値でしたが、報告すべき資本合計比率は、先進的アプローチの枠組みに基づき算出された低い方の数値でした。

現行の自己資本規制基準の下で変動がシティグループおよびシティバンク、エヌ・エイの自己資本比率に及ぼす影響

次の表は、シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイの自己資本比率について、現行の規制基準（バーゼルⅢの移行規定を反映）に基づき、2014年12月31日現在の財務情報に基づく普通株式等Tier1資本、Tier1資本および資本合計（分子）に100百万ドルの変動があった場合、ならびに、先進的アプローチおよび標準的アプローチによるリスク加重資産ならびに四半期調整後平均資産合計（分母）に10億ドルの変動があった場合に予測される感応度を示すものです。この情報は、シティグループまたはシティバンク、エヌ・エイの財務状況または経営成績の変動がかかる比率に与え得る影響を分析するために提供されるものです。これらの感応度は、資本、リスク加重資産または四半期調整後平均資産のいずれか一要素のみに変動があった場合を想定しています。したがって、複数の要素に影響を与える事象があった場合、次の表に記載されているベース・ポイントを上回る影響が生じる可能性があります。

普通株式等Tier1 資本比率			Tier1 資本比率		資本合計比率		Tier1 レバレッジ比率	
普通株式等 Tier1 資本の 100百万ドル の変動の 影響			Tier1 資本の 100百万ドル の変動の 影響		資本合計の 100百万ドル の変動の 影響		Tier1 資本の 100百万ドル の変動の 影響	
リスク加重 資産の 10億ドルの 変動の影響			リスク加重 資産の 10億ドルの 変動の影響		リスク加重 資産の 10億ドルの 変動の影響		四半期 調整後 平均資産 合計の 10億ドルの 変動の影響	
シティグループ								
先進的アプローチ	0.8 bps	1.0 bps	0.8 bps	1.0 bps	0.8 bps	1.1 bps	0.5 bps	0.5 bps
標準的アプローチ ⁽¹⁾	0.9 bps	1.4 bps	0.9 bps	1.4 bps	0.9 bps	1.7 bps	0.5 bps	0.5 bps
シティバンク、 エヌ・エイ								
先進的アプローチ	1.1 bps	1.4 bps	1.1 bps	1.4 bps	1.1 bps	1.6 bps	0.7 bps	0.7 bps
標準的アプローチ ⁽¹⁾	1.1 bps	1.6 bps	1.1 bps	1.6 bps	1.1 bps	1.8 bps	0.7 bps	0.7 bps

(1) バーゼルⅠにおける信用リスク自己資本規制およびバーゼルⅡ.5における市場リスク自己資本規制の適用を反映した2014年バーゼルⅢ標準的アプローチです。

シティグループの証券ブローカー・ディーラーである子会社

2014年12月31日現在、シティグループの間接的な全額出資子会社であり、SECに登録された米国証券ブローカー・ディーラーであるシティグループ・グローバル・マーケット・インクの自己資本は、SECの自己資本規制に従って算定した結果、55億ドルであり、最低基準額を44億ドル超過していました。

また、シティのその他の証券ブローカー・ディーラーである子会社の一部は、事業を行っている国において、一定水準の自己資本またはこれに相当するものを維持する要件等の規制の対象となっています。2014年12月31日現在、シティグループのその他の証券ブローカー・ディーラーである子会社はその資本要件を遵守していました。

バーゼルIII（完全実施）**バーゼルIII（完全実施）に基づくシティグループの資本の源泉**

シティの現在の予測では、バーゼルIII最終規則が完全実施された場合、シティの普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計の有効最低比率は、少なくともそれぞれ9パーセント、10.5パーセントおよび12.5パーセントになります。しかしながら、連邦準備制度理事会のGSIBサーチャージが提案どおりに採択された場合、シティの有効最低比率要件はそれらを上回ることになります。

さらに、バーゼルIII最終規則に基づき、シティは最低4パーセントのTier 1 レバレッジ比率の要件および有効な最低5パーセントの補完的レバレッジ比率の要件も遵守しなければなりません。

次の表は、バーゼルIII最終規則が完全実施されたと仮定した場合のシティの2014年12月31日および2013年12月31日現在の資本区分、リスク加重資産、四半期調整後平均資産合計および自己資本比率を示したものです。

バーゼルIII（完全実施）に基づくシティグループの資本の構成要素および自己資本比率

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	2014年12月31日		2013年12月31日	
	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ ⁽¹⁾	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ ⁽¹⁾
普通株式等Tier 1 資本	\$ 136,806	\$ 136,806	\$ 125,597	\$ 125,597
Tier 1 資本	148,275	148,275	133,412	133,412
資本合計 (Tier 1 資本およびTier 2 資本) ⁽²⁾	165,663	178,625	150,049	161,782
リスク加重資産	1,292,878	1,228,748	1,185,766	1,176,886
四半期調整後平均資産合計 ⁽³⁾	1,835,497	1,835,497	1,814,368	1,814,368
普通株式等Tier 1 資本比率 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	10.58%	11.13%	10.59%	10.67%
Tier 1 資本比率 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	11.47	12.07	11.25	11.34
資本合計比率 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	12.81	14.54	12.65	13.75
Tier 1 レバレッジ比率 ⁽⁵⁾	8.08	8.08	7.35	7.35

(1) 普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率ならびに関連する構成要素は、2015年1月1日に施行されるバーゼルIII標準的アプローチの適用を反映しています。

(2) 先進的アプローチの枠組みの下では、推定貸倒損失を超過した適格貸倒引当金は、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲でTier 2 資本に算入することを認められています。これは、貸倒損失に係る引当金が信用リスク加重資産の1.25パーセントまでTier 2 資本に算入可能であり、かつ貸倒損失に係る超過引当金が信用リスク加重資産の算定において控除される標準的アプローチとは異なります。

(3) Tier 1 レバレッジ比率の分母を表します。

(4) 2014年12月31日および2013年12月31日現在のシティの普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率は、バーゼルIII先進的アプローチの枠組みに基づき算出された低い方の数値でした。

(5) シティのバーゼルIIIに基づく自己資本比率および関連する構成要素は、非GAAP財務項目です。シティは、これらの比率およびそれらに関連する構成要素は、シティが将来の自己資本規制基準に近づきつつあることを示すことによって、投資家等に対して有益な情報を提供するものと考えています。

普通株式等Tier1 資本比率

2014年12月31日現在、シティの普通株式等Tier1 資本比率は、10.6パーセントで、2013年12月31日現在の試算から変動はありませんでした（いずれもリスク加重資産合計の算定に当たって先進的アプローチを適用した数値です。）。比率は、前年同期比で引き続き変化がありませんでした。これは、主に当期利益73億ドルおよび約33億ドルのDTAの使用による有利な効果の現れであるシティの普通株式等Tier1 資本の増加が、その他包括利益（損失）累計額の減少ならびに信用およびオペレーショナル・リスク加重資産の増加により相殺されことによるものでした。

バーゼルIII（完全実施されるバーゼルIII先進的アプローチ）に基づくシティグループの資本の構成要素

(単位：百万ドル)		2014年12月31日	2013年12月31日
普通株式等Tier1 資本			
シティグループ普通株主持分 ⁽¹⁾	\$	200,190	\$ 197,694
追加：適格非支配持分		165	182
規制資本の調整および控除：			
控除：キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積正味未実現損失（税引後） ⁽²⁾		(909)	(1,245)
控除：自己の信用度に起因する金融負債の公正価値の変動に関する			
累積正味未実現利益（税引後） ⁽³⁾		279	177
控除：無形資産：			
のれん（関連する繰延税金負債（DTL）控除後） ⁽⁴⁾		22,805	24,518
抵当貸付サービシング権（MSR）以外の識別可能無形資産（関連するDTL控除後）		4,373	4,950
控除：確定給付年金制度純資産		936	1,125
控除：繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から			
発生する繰延税金資産（DTA） ⁽⁵⁾		23,628	26,439
控除：他のDTA、一定の普通株主持分投資およびMSRに関する			
10%/15%の制限の超過分 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾		12,437	16,315
普通株式等Tier1 資本合計	\$	136,806	\$ 125,597
その他Tier1 資本			
適格永久優先株式 ⁽¹⁾		10,344	6,645
適格信託優先証券 ⁽⁷⁾		1,369	1,374
適格非支配持分		35	39
規制上の資本控除：			
控除：保険引受子会社の最低所要自己資本 ⁽⁸⁾		279	243
その他Tier1 資本合計	\$	11,469	\$ 7,815
Tier1 資本合計（普通株式等Tier1 資本およびその他Tier1 資本）	\$	148,275	\$ 133,412
Tier2 資本			
適格劣後債 ⁽⁹⁾		16,094	14,414
適格信託優先証券 ⁽¹⁰⁾		350	745
適格非支配持分		46	52
推定貸倒損失に対する適格貸倒引当金の超過分 ⁽¹¹⁾		1,177	1,669
規制資本の控除：			
控除：保険引受子会社の最低所要自己資本 ⁽⁸⁾		279	243
Tier2 資本合計	\$	17,388	\$ 16,637
資本合計（Tier1 資本およびTier2 資本）⁽¹²⁾	\$	165,663	\$ 150,049

- (1) 2014年12月31日および2013年12月31日現在残存する優先株式発行に関する発行費用124百万ドルおよび93百万ドルは、連邦準備制度理事会の規制報告要件（米国GAAPに基づく規制報告要件とは異なります。）に従って普通株主持分から除外され、優先株式とネッティングされています。
- (2) 普通株式等Tier 1 資本は、貸借対照表において公正価値により認識されていない項目のヘッジに関するAOCIに含まれる、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積正味未実現利益（損失）に合わせて調整されています。
- (3) バーゼルIII最終規則に基づき、公正価値オプションが選択された債務の評価におけるシティグループの自己の信用度の変化およびデリバティブに関する当社自身の信用評価調整の累積的影響は、普通株式等Tier 1 資本から除外されています。
- (4) 非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資の評価に「内在する」のれんを含みます。
- (5) 2014年12月31日現在のシティの約495億ドルの正味DTAのうち、約152億ドルはバーゼルIII最終規則に基づいて規制資本に算入することができますが、約343億ドルは普通株式等Tier 1 資本の算定に際して除外されました。除外された正味DTAの内訳は、繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から発生する正味DTA約359億ドル、ならびに普通株式等Tier 1 資本から控除された一時的差異の総計です。加えて、正味DTL約16億ドル（主としてのれんおよび一定のその他の無形資産に付随するDTLから成り、キャッシュ・フロー・ヘッジに関するDTAによって一部相殺されています。）は、バーゼルIII最終規則に基づく控除の対象となる正味DTAを算定する前に除外することが認められています。これとは別に、バーゼルIII最終規則に基づき、のれんおよびこれらのその他の無形資産は、関連するDTLを控除した上で、普通株式等Tier 1 資本の算定から控除されます。一方、シティの現在のキャッシュ・フロー・ヘッジおよび関連する繰延税効果は、規制資本に反映する必要はありません。
- (6) MSRの他に、一時的差異から発生するDTAおよび非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資が算入されています。
- (7) バーゼルIII最終規則に基づき永続的にTier 1 資本の適用除外となったシティグループ・キャピタルXIII信託優先証券が相当します。
- (8) 保険引受子会社の最低所要自己資本のうち50パーセントは、Tier 1 資本およびTier 2 資本からそれぞれ控除しなければなりません。
- (9) 非適格劣後債（固定金利から変動金利へのステップアップがあり、コール／ステップアップの期日が到来していない債券から成ります。）は、Tier 2 資本から除外されています。
- (10) バーゼルIII最終規則に基づきTier 2 資本に算入することができる、適用除外対象でない信託優先証券がこれに相当し、2022年1月1日までにTier 2 資本から完全に除外されます。
- (11) 先進的アプローチ適用行は、適格貸倒引当金が推定貸倒損失を超えた場合、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲で当該超過引当金をTier 2 資本に算入することを認められています。
- (12) Tier 2 資本に算入可能な適格貸倒引当金の取扱いが標準的アプローチとは異なる先進的アプローチに基づいて計算された資本合計です。

バーゼルIII（完全実施されるバーゼルIII先進的アプローチ）に基づくシティグループの資本のロールフォワード

(単位：百万ドル)	2014年度 第4四半期	2014年度 通年
普通株式等Tier1資本		
期首残高	\$ 138,762	\$ 125,597
当期利益	350	7,313
配当宣言額	(190)	(633)
自己株式の正味増加	(380)	(1,232)
払込剰余金の正味増加 ⁽¹⁾	229	778
外貨換算調整額の正味増加（ヘッジ控除後）（税引後）	(2,716)	(4,946)
AFS証券の未実現損失の正味減少（税引後）	470	1,697
確定給付年金制度債務調整額の正味増加（税引後）	(1,064)	(1,170)
自己の信用度起因する金融負債の公正価値の変動に関する 累積正味未実現利益の正味増加（税引後）	(86)	(102)
のれんの正味減少（関連する繰延税金負債（DTL）控除後）	873	1,713
抵当貸付サービシング権（MSR）以外の無形資産の正味変動 （関連するDTL控除後）	(66)	577
確定給付年金制度純資産の正味減少	243	189
繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から 発生する繰延税金資産（DTA）の正味減少	1,027	2,811
他のDTA、一定の普通株主持分投資およびMSRに関する 10%/15%の制限の超過分の正味変動	(639)	3,878
その他	(7)	336
普通株式等Tier1資本の正味変動	\$ (1,956)	\$ 11,209
普通株式等Tier1資本期末残高	\$ 136,806	\$ 136,806
その他Tier1資本		
期首残高	\$ 10,010	\$ 7,815
適格永久優先株式の正味増加 ⁽²⁾	1,493	3,699
適格信託優先証券の正味減少	(1)	(5)
その他	(33)	(40)
その他Tier1資本の正味増加	\$ 1,459	\$ 3,654
Tier1資本期末残高	\$ 148,275	\$ 148,275
Tier2資本		
期首残高	\$ 17,482	\$ 16,637
適格劣後債の正味増加	401	1,680
推定貸倒損失に対する適格貸倒引当金の超過分の正味減少	(456)	(492)
その他	(39)	(437)
Tier2資本の正味変動	\$ (94)	\$ 751
Tier2資本期末残高	\$ 17,388	\$ 17,388
資本合計（Tier1資本およびTier2資本）	\$ 165,663	\$ 165,663

(1) 主として従業員福利制度に関する払込剰余金の増加を表しています。

(2) シティは、2014年度通年および第4四半期中、それぞれ約37億ドルおよび約15億ドルの適格永久優先株式を発行しましたが、それぞれの期間につき発行費用31百万ドルおよび7百万ドルのネッティングによって一部相殺されました。

バーゼルIII（完全実施）に基づくシティグループのリスク加重資産（2014年12月31日現在）⁽¹⁾

	先進的アプローチ			標準的アプローチ		
	シティ コープ	シティ・ ホールデ ィングス	合計	シティ コープ	シティ・ ホールデ ィングス	合計
(単位：百万ドル)						
信用リスク	\$ 760,690	\$ 119,207	\$ 879,897	\$ 1,033,064	\$ 95,203	\$ 1,128,267
市場リスク	95,835	4,646	100,481	95,835	4,646	100,481
オペレーショナル・ リスク ⁽²⁾	258,693	53,807	312,500	-	-	-
リスク加重資産合計	\$ 1,115,218	\$ 177,660	\$ 1,292,878	\$ 1,128,899	\$ 99,849	\$ 1,228,748

バーゼルIII（完全実施）に基づくシティグループのリスク加重資産（2013年12月31日現在）⁽¹⁾

	先進的アプローチ			標準的アプローチ		
	シティ コープ	シティ・ ホールデ ィングス	合計	シティ コープ	シティ・ ホールデ ィングス	合計
(単位：百万ドル)						
信用リスク	\$ 693,469	\$ 148,644	\$ 842,113	\$ 962,456	\$ 102,277	\$ 1,064,733
市場リスク	106,919	5,234	112,153	106,919	5,234	112,153
オペレーショナル・ リスク	159,500	72,000	231,500	-	-	-
リスク加重資産合計	\$ 959,888	\$ 225,878	\$ 1,185,766	\$ 1,069,375	\$ 107,511	\$ 1,176,886

(1) バーゼルIII最終規則に基づいて計算されています。

(2) 2014年度中、シティのオペレーショナル・リスク加重資産は810億ドル増加しました。そのうち560億ドルは、試行期間を終了させ、2014年度第2四半期からバーゼルIII先進的アプローチの枠組みの適用を開始することを連邦準備制度理事会から承認されたことに伴うものでした。さらに、銀行業界で進展中の動きに対する評価を反映し、2014年度下半期に250億ドルが追加で計上されました。

バーゼルIIIの先進的アプローチに基づくリスク加重資産合計は、2013年度末から増加しました。これは、主に、先に記載した2014年度中のオペレーショナル・リスク加重資産の増加およびシティの信用リスク・モデルの強化によるものですが、モデル・パラメーターの更新、外貨換算の影響およびシティ・ホールディングスにおける資産の継続的圧縮により一部相殺されました。

2014年度中、バーゼルIIIの標準的アプローチに基づくリスク加重資産合計は増加しました。これはICG事業におけるデリバティブ・エクスポージャーおよび法人向け貸付商品の増大による信用リスク加重資産の増加によるものですが、シティ・ホールディングスにおける資産の継続的圧縮により一部相殺されました。

シティグループのリスク加重資産のロールフォワード（完全実施されるバーゼルIII先進的アプローチ）

(単位：百万ドル)	2014年度	2014年度
	第4四半期 ⁽¹⁾	通年 ⁽¹⁾
期首リスク加重資産合計	\$ 1,301,958	\$ 1,185,766
信用リスク加重資産の変動		
リテール・エクスポージャーの正味変動 ⁽²⁾	5,222	(29,820)
ホールセール・エクスポージャーの正味変動 ⁽³⁾	(9,316)	31,698
レポ取引等の正味変動	(444)	4,483
証券化エクスポージャーの正味変動	(166)	2,470
株主資本エクスポージャーの正味減少	(770)	(1,681)
店頭（OTC）デリバティブの正味変動 ⁽⁴⁾	(10,158)	9,148
デリバティブCVAの正味増加	1,834	4,544
その他の正味変動 ⁽⁵⁾	(6,170)	12,638
監督上の乗数6%による正味変動 ⁽⁶⁾	(1,308)	4,305
信用リスク加重資産の正味変動	\$ (21,276)	\$ 37,785
市場リスク加重資産の変動		
リスク水準の正味変動 ⁽⁷⁾	\$ 650	\$ (17,803)
モデルおよび方法の更新による正味変動	(954)	6,130
市場リスク加重資産の正味減少	\$ (304)	\$ (11,673)
オペレーショナル・リスク加重資産の正味増加 ⁽⁸⁾	\$ 12,500	\$ 81,000
期末リスク加重資産合計	\$ 1,292,878	\$ 1,292,878

(1) バーゼルIII最終規則に基づいて計算されています。

(2) リテール・エクスポージャーは、貸出金および約定の削減、スペインおよびギリシャの個人向け事業の売却ならびに外貨換算の影響により2013年度末から減少しましたが、信用リスク・モデルの強化により相殺されました。

(3) ホールセール・エクスポージャーは、モデル・パラメーターの更新ならびに貸出金および約定の削減により、2014年9月30日から減少しました。2013年度期末からの増加は、信用リスク・モデルの強化によるものでした。

(4) 店頭（OTC）デリバティブは、モデル・パラメーターの更新により、2014年9月30日から減少しました。2013年度期末からの増加は、主に信用リスク・モデルの強化によるものでしたが、モデル・パラメーターの更新により一部相殺されました。

(5) その他には、清算済みの取引、未決済の取引、特定のエクスポージャーのカテゴリーで報告できない資産、および重要でないエクスポージャーのポートフォリオが含まれます。

(6) 監督上の乗数6パーセントは、デリバティブCVAには適用されません。

(7) 市場リスク加重資産のリスク水準は、証券化ポジションがトレーディング勘定から銀行業務勘定に移し替えられたため、および在庫ポジションの削減により、2013年度期末から減少しました。

(8) 2014年度第1四半期中、シティは、試行期間を終了させ、2014年度第2四半期からバーゼルIII先進的アプローチの枠組みの適用を開始することを連邦準備制度理事会から承認されたことに伴い、オペレーショナル・リスク加重資産を約560億ドル増加させました。シティのオペレーショナル・リスク加重資産は、銀行業界で進展中の動きに対する評価を反映し、2014年度第3四半期および2014年度第4四半期にそれぞれ125億ドルずつ増加されました。

補完的指標としてのレバレッジ比率

バーゼルⅢ最終規則に基づき、シティおよびシティバンク、エヌ・エイを含む先進的アプローチ適用行は、補完的レバレッジ比率も計算する必要があります。補完的レバレッジ比率は、分母（レバレッジ・エクスポージャーの総額）に一定のオフバランスのエクスポージャーをも算入する点で、Tier 1 レバレッジ比率と大幅に異なります。

2014年9月、米国の銀行監督機関は、レバレッジ・エクスポージャーの総額の定義および補完的レバレッジ比率の一定の構成要素の計算頻度に関する、バーゼルⅢ最終規則の修正（以下「バーゼルⅢ最終規則の修正版」といいます。）を採択しました。修正後の補完的レバレッジ比率は、レバレッジ・エクスポージャーの総額に占める期末のTier 1 資本の比率を示しており、レバレッジ・エクスポージャーの総額は、四半期における貸借対照表上の資産の1日ごとの平均値および当該四半期の各月の末日において計算される一定のオフバランスのエクスポージャーの平均値の合計額から、該当するTier 1 資本控除を行った額と定義されています。

バーゼルⅢ最終規則の修正版に基づき、レバレッジ・エクスポージャーの総額の定義は、一定の点でバーゼルⅢ最終規則における定義から変更されています。例えば、同一のカウンターパーティとのレポ取引等（すなわち、適格なレポ取引またはリバース・レポ取引および証券貸借取引）のネットティングを限定的に容認し、変動証拠金をデリバティブ・エクスポージャーの削減に充当することを認め（この2点は一定の詳細な条件に従います。）、またリスクを引き受けたクレジット・デリバティブのエクスポージャーの測定を区別、拡大するといった点です。さらに、一定のオフバランスのエクスポージャーに適用される一定の掛け目（以下「CCF」といいます。）は、10パーセントのCCFフロアが課されることを除き、バーゼルⅢの標準的アプローチにおいて信用リスク加重資産の算定に用いられる掛け目と一致しています。

バーゼルⅢ最終規則に合わせて、先進的アプローチ適用行は、2015年1月1日から補完的レバレッジ比率の開示を要求されます。さらに、シティおよびシティバンク、エヌ・エイを含む米国GSIBならびにその子会社の付保預金取扱機関は、補完的レバレッジ比率の強化後の基準に従うこととなります。補完的レバレッジ比率の強化後の基準は、バーゼルⅢ最終規則における補完的レバレッジ比率の最低要件として規定された3パーセントに対して、米国GSIBの場合は2パーセント上乗せされます。米国GSIBが2パーセントの上乗せができない場合、資本の分配および任意の役員賞与につき、さらに厳しい規制に従うこととなります（不足の程度に応じます。）。したがって、米国GSIBは事実上5パーセントの補完的レバレッジ比率の最低要件に従います。さらに、最終規則では、シティバンク、エヌ・エイを含む米国GSIBの付保預金取扱機関子会社が、バーゼルⅢ最終規則によって設置された早期是正措置の枠組みの修正版の下で「十分な資本を有する」とみなされるには、6パーセントの補完的レバレッジ比率を維持しなければならないとしています。シティおよびシティバンク、エヌ・エイは、2018年1月1日から、これらの有効な最低比率要件を遵守しなければなりません。

次の表は、バーゼルⅢ最終規則の修正版に基づいて試算したシティのバーゼルⅢに基づく補完的レバレッジ比率および関連する構成要素（2014年12月31日および2013年12月31日に終了した3ヶ月）を示したものです。

シティグループのバーゼルIIIに基づく補完的レバレッジ比率の試算および関連する構成要素⁽¹⁾

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	2014年12月31日	2013年12月31日 ⁽²⁾
Tier 1 資本	\$ 148,275	\$ 133,412
レバレッジ・エクスポージャーの総額 (TLE)		
貸借対照表の資産 ⁽³⁾	\$ 1,899,955	\$ 1,886,613
一定のオフバランスのエクスポージャー： ⁽⁴⁾		
デリバティブ契約における潜在的な将来のエクスポージャー (PFE)	240,712	240,534
売却クレジット・デリバティブの有効な正味想定元本 ⁽⁵⁾	96,869	102,061
レポ取引のカウンターパーティの信用リスク ⁽⁶⁾	21,894	26,035
無条件で取消可能な約定	61,673	63,782
その他のオフバランスのエクスポージャー	229,672	210,571
一定のオフバランスのエクスポージャーの総額	650,820	642,983
控除：Tier 1 資本除外	64,458	73,590
レバレッジ・エクスポージャーの総額	\$ 2,486,317	\$ 2,456,006
補完的レバレッジ比率	5.96%	5.43%

- (1) シティのバーゼルIIIに基づく補完的レバレッジ比率の試算および関連する構成要素は、非GAAP財務項目です。シティは、この比率およびその関連する構成要素は、シティが将来の自己資本規制基準に近づきつつあることを示すことによって、投資家等に対して有益な情報を提供するものと考えています。
- (2) 当期の表示に合わせてバーゼルIII最終規則の修正版を適用したプロフォーマ・ベースの表示です。
- (3) 当四半期の貸借対照表の資産の一日の平均を表します。
- (4) 当四半期の各月末現在において算出された一定のオフバランスのエクスポージャーの平均を表します。
- (5) バーゼルIII最終規則の修正版に基づき、銀行機関は、売却クレジット・デリバティブの有効な想定金額を、一定の条件が満たされた場合に認められるエクスポージャーのネットティングを行った上でTLEに含めることが要求されています。
- (6) レポ取引等は、レポ取引またはリバース・レポ取引および有価証券貸借取引を含みます。

バーゼルIII最終規則の修正版に基づいて試算したシティグループのバーゼルIIIに基づく補完的レバレッジ比率は、2014年度第4四半期は6.0パーセントで、2014年度第3四半期から変動はありませんでしたが、2013年度第4四半期の5.4パーセント（当期の表示に合わせたプロフォーマ・ベースの表示です。）から上昇しました。バーゼルIII最終規則の修正版に基づいて試算したシティのバーゼルIIIに基づく補完的レバレッジ比率が前四半期と比べて変動がなかったのは、優先株式の発行およびのれんの減少によるTier 1 資本の増加がその他包括利益（損失）累計額の減少により相殺された上、レバレッジ・エクスポージャーの総額も実質的に変動がなかったためでした。2013年度第4四半期から比率が上昇したのは、主に当四半期累計期間において73億ドルの純利益を計上したこと、約33億ドルのDTAの使用および約37億ドルの永久優先株式の発行によるTier 1 資本の増加が、その他包括利益（損失）累計額の減少およびレバレッジ・エクスポージャーの総額の微増によって一部相殺されたことによるものです。

バーゼルIII最終規則の修正版に基づいて試算したシティバンク、エヌ・エイのバーゼルIII最終規則に基づく補完的レバレッジ比率は、2014年度第4四半期は6.3パーセントであり、2014年度第3四半期およびプロフォーマ・ベースでの2013年度第4四半期から変動はありませんでした。四半期および通年における純利益の計上およびDTAの使用によるTier 1 資本の増加は、レバレッジ・エクスポージャーの総額の増加およびその他包括利益（損失）累計額の減少ならびに当年度についてのみシティバンク、エヌ・エイからその親会社であるシティコープに対して支払われた現金配当（後にシティグループに送られました。）により大部分相殺されました。

有形普通株式株主資本、1株当たり有形純資産額および1株当たり純資産額

シティの現在の定義に基づく有形普通株式株主資本（以下「TCE」といいます。）は、のれんおよびその他の無形資産（抵当貸付サービシング権を除きます。）を控除した普通株主資本です。他の企業では、シティグループと異なる方法でTCEを算出していることもあります。TCEおよび1株当たり有形純資産額は非GAAP財務指標です。シティは、これらの資本算定基準は投資家および業界アナリストによって使用されており、有益な情報を提供するものと考えています。

(単位：百万ドルまたは百万株（1株当たりの金額を除きます。）)		2014年12月31日	2013年12月31日
シティグループ株主持分合計	\$	210,534	\$ 204,339
控除：優先株式		10,468	6,738
普通株主資本	\$	200,066	\$ 197,601
控除：無形資産：			
のれん		23,592	25,009
その他無形資産（MSRを除きます。）		4,566	5,056
売却目的保有資産に関するのれん		71	
有形普通株式株主資本（TCE）	\$	171,837	\$ 167,536
普通株式残高（CS0）		3,023.9	3,029.2
1株当たり有形純資産額（TCE／CS0）	\$	56.83	\$ 55.31
1株当たり純資産額（普通株主資本／CS0）	\$	66.16	\$ 65.23

[次へ](#)

キャッシュ・フローの状況

営業活動、投資活動および財務活動による当社のキャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書に反映されており、下表はその要約です。

(単位：百万ドル)	12月31日に終了した年度	
	2014年度	2013年度
キャッシュ・フローの概要		
継続事業の営業活動から生じた（に使用した）正味資金	\$45,434	\$63,244
継続事業の投資活動から生じた（に使用した）正味資金	29,491	(91,338)
継続事業の財務活動から生じた（に使用した）正味資金	(70,270)	23,094
非継続事業から生じた（に使用した）正味資金	-	(10)
為替相場の変動による現金および現金同等物への影響	(2,432)	(1,558)
現金および銀行預け金の変動	\$2,223	\$(6,568)

2014年度の営業活動から生じた正味資金は45,434百万ドルで、前年度比で17,810百万ドル減少しました。
2014年度の投資活動から生じた正味資金は29,491百万ドルで、前年度比で120,829百万ドル増加しました。
2014年度の財務活動に使用した正味資金は70,270百万ドルで、前年度比で93,364百万ドル増加しました。

[前へ](#)

[次へ](#)

重要な会計方針および重要な見積り

「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1には、最近公表された会計処理に関する意見についての議論を含め、シティグループの重要な会計方針の概要が記載されています。かかる方針および経営陣が行う見積りは、シティの経営成績および財政状態の表示に不可欠です。これらの方針はすべて、経営陣による一定水準の判断および見積りを必要とするものですが、本項では、時折、本質的に不確実で変化しやすい事項について非常に困難で複雑な、あるいは主観的な判断および見積りを経営陣に要求する重要な会計方針を取り上げ、考察しています（「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「リスク要因」－「事業リスクおよびオペレーショナル・リスク」もご参照ください。）。経営陣は、これらの重要な会計方針、関係する見積りおよび判断の各々について、シティグループの取締役会の監査委員会と協議しています。これらの方針に関する追加情報は、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1で確認することができます。

金融商品の評価

シティグループは、負債証券および持分証券、デリバティブ、証券化における留保持分、プライベート・エクイティへの投資ならびにその他の金融商品を保有しています。これらの資産および負債は実質上すべて、シティの連結貸借対照表に公正価値で計上しています。

シティは、売戻条件付で有価証券を購入し（リバース・レポ契約）、買戻条件付で有価証券を売却し（レポ契約）、その中の大多数が公正価値で計上されています。また、特定の貸出金、短期借入金、長期債務および預金ならびに現金を担保とする特定の借入有価証券および貸付ポジションは、公正価値で計上されています。シティグループは、顧客のニーズに応えるため、また流動性ニーズ、金利リスクおよびプライベート・エクイティへの投資を管理するために、連結貸借対照表において投資、トレーディング勘定資産および負債ならびに売戻契約および買戻契約を保有しています。

シティは、市場価格が入手可能な場合には、一般に市場価格を使用して公正価値を決定し、それらの項目をASC 820-10「公正価値の測定」に基づいて定められた公正価値階層のレベル1に分類しています。市場価格が入手不能な場合は、現在の市況に基づく市場変数または独立した情報源から入手した市場変数（金利、為替レート、オプション・ボラティリティ等）を使用して社内的に開発した評価モデルを用いて、公正価値を決定しています。当該モデルはしばしば、割引キャッシュ・フロー分析に基づいています。また、社内的に開発した評価手法を使用して評価した項目は、当該評価の際に重要となるデータまたは価格決定要因のうち、最もレベルの低いものに基づいて分類されます。このため、容易に観察可能な重要なデータが存在する場合でも、公正価値階層のレベル3に分類される可能性があります。

金融危機によりいくつかの市場では流動性が低くなり、それに伴って、シティの評価手法において使用される特定の観察可能なデータが入手しづらくなりました。少なくとも一定の市場におけるこのような流動性の低い状態は、2014年度を通して継続しました。これらの市場において再び流動性が高まった場合、評価においては、社内で計算された値の検証に際し、関連する観察可能な入力データが再び使用されることとなる予定です。

シティは、内部評価モデルの適用性および機能性、データの重要性または金融商品の評価の価値を左右する因子ならびに特定の市場における流動性の度合いと、その後の観察不足に関して主観的な判断を行うことが要求されています。これらの判断は、連結損益計算書または包括利益（損失）累計額（以下「AOCI」といいます。）のうちいずれかの公正価値の変動が認識される当社の金融商品についての財務実績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、特定の投資についての公正価値の減少は、当該減少が一時的でない減損（以下「OTTI」といいます。）であると判断される場合、連結損益計算書の収益のみに認識されます。公正価値の減損の一時的な性質の決定は、本来判断に基づくものでもあります。

金融商品の公正価値は、シティ自体の信用リスクおよび取引相手の信用リスクの市場見通しの効果を含み、それらの定量化は複雑で判断に基づいています。シティの公正価値の分析の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1、6、25および26をご参照ください。

貸倒引当金

経営陣は、連結貸借対照表上の実行済貸出金ポートフォリオならびに未実行の貸出約定およびスタンドバイ信用状に内在する予想損失の見積りに関する引当金をそれぞれ貸倒引当金およびその他負債として計上しています。

これらの予想損失の見積りは、（i）主要格付機関のリスク格付けに類似した信用リスク格付けに関するシティグループの社内システムおよび（ii）1983年から2013年までの貸倒率に関する格付機関の情報を含む債務不履行率および貸倒損失の過去の実績データ、ならびに1970年代前半からの貸倒発生時の損失の程度に関する社内データに基づいています。このデータは調整される場合があります。かかる調整には、（i）クレジット・サイクルにわたる貸倒の変動実績、貸倒貸出金の損失規模の分散実績、およびグローバル・ポートフォリオにおける大口の債務者の集中度を対象として統計的に計算された見積り、ならびに（ii）現在の環境的要素や与信動向等の特定の既知の項目に対する調整が含まれています。

また、小口で均質的な貸出金を含む延滞管理ポートフォリオを有する業務分野を担当しているリスク管理および財務スタッフの双方の代表者は、貸出金の延滞およびポートフォリオの規模の変化を含む主要信用指標、ならびに現在および将来の住宅価格、失業率およびGDPを含む経済動向に基づいて推奨される引当金残高を提示します。この手法は、これらのポートフォリオが存在するそれぞれの地理的地域内の個々の商品毎に個別に適用されます。

この評価プロセスは、多くの見積りおよび判断が必要となります。当該検討において、特に貸倒の頻度、リスク格付け、損失回収率、個々の大口の与信の規模および多様性、ならびに外貨建て債務を有する債務者が当該外貨建て債務を履行するために必要な外貨の調達能力がすべて考慮に入れられます。これらの見積りの変動は、いずれの期間においてもシティの与信費用および引当金に直接影響を及ぼす可能性があります。

貸倒引当金および関係する勘定の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1および16をご参照ください。

のれん

シティは毎年7月1日にのれんの減損のテストを行い、事業環境の著しい悪化や、報告単位の全部もしくは重要な部分を売却もしくは処分するとの決定、またはシティの株価の著しい下落といった、報告単位の公正価値が減少して簿価を下回る可能性が比較的高い事由の発生または状況の変化があった場合には年次テストと次の年次テストの間に行います。2014年度、2013年度および2012年度には、のれんの減損は計上されませんでした。

シティグループの2014年12月31日現在の事業セグメントは、「グローバル個人金融部門」、「インスティテューショナル・クライアント・グループ」、「本社事項、本社業務／その他」および「シティ・ホールディングス」で構成されていました。のれんの減損テストは、事業セグメントの一つ下の階層（報告単位と呼ばれています。）において実施されます。のれんは、最初に計上された日現在のシティの8つの報告単位に配分されています。のれんは一旦報告単位に配分されると、個々の取得対象が識別されることは通常はなくなりますが、その代わり報告単位全体として識別されることとなります。その結果、各報告単位の公正価値全額が、配分されたのれんの価値をサポートするために利用可能となります。

各報告単位の減損テストの第1段階および第2段階で使用される簿価は、シティグループの株主持分合計を、当社の各構成要素（以下に定義します。）について評価された規制資本および有形普通株式株主資本に基づいて各構成要素に配分することによって、算出します。8つの報告単位および「本社事項、本社業務／その他」（以下総称して「構成要素」といいます。）に配分された簿価は、シティグループの株主持分合計に等しくなります。規制資本は、各構成要素のバーゼルⅢリスク加重資産を用いて算出されます。次に、シティグループの有形普通株式株主資本合計を配分するために、特に識別されたバーゼルⅢ資本控除が当該構成要素の規制資本に加算されます。シティグループの株主持分合計を各構成要素に配分する場合、各報告単位に付随するのれんおよび無形資産の報告値は関連する報告単位の簿価に特に算入され、次に残りの株主持分が、各構成要素に付随する相対的有形普通株式株主資本に基づいて各構成要素に配分されます。

のれんの減損テストには経営陣の判断が介在しますが、これには報告単位の簿価が個々の報告単位の公正価値によってサポートされ得るのか否かについて、マーケット・アプローチ（利益倍率および／または取引価格倍率）および／またはインカム・アプローチ（割引キャッシュ・フロー（DCF）法）等の広く認められた評価手法を使用して評価することが必要です。これらの手法を適用する場合、シティは、実際の営業損益、将来の事業計画、経済見通し、および市場データを含む多数の要因を利用しています。シティは毎年、事業毎に3年間の正式な計画を立てます。これらの予測は、戦略計画が策定された時点における一定の外部の経済予測を組み込んだものです。減損テスト実施のために、シティは、テスト日における現在の経済情勢を反映して最近3年間の見通しを更新します。シティは、年次のれん減損テストでは、更新された長期財務見通しを基準として使用しました。経営陣は、シティの評価プロセスを補佐する独立した評価専門家を雇うことがあります。

2013年度および2014年度において、シティグループはほとんどの報告単位について、シティが市場アプローチおよびDCF法の両方を用いて行った評価の裏付けを独立した専門鑑定人に依頼しました。シティは、現在の市況を考慮した場合、選択された報告単位に関する経営陣の予測および適切なリスク調整割引率を用いたDCF法が市場参加者の公正価値に対する見解を最もよく反映していると考えています。2013年度および2014年度に両方の手法が用いられた報告単位において、公正価値の数値は比較的一貫しており、両方の手法から得られた数値に対して適切な加重が設けられました。

各回の減損テストの実施時に使用されたDCF法では、一般的に、および社内のキャッシュ・フロー予測においては具体的に、金融市場のリスクおよび不確実性を十分反映しているとシティが考える割引率が使用されました。DCF法では、割引率の見積りに際して、資本資産評価モデルが使用されます。シティは、減損のリスクが低いと考える残りの報告単位については、引き続き主にマーケット・アプローチを使用して評価しています。

当社の報告単位はいずれも公開取引されていないため、個々の報告単位の公正価値の決定は、シティグループの普通株式の株価と直接関連するわけではありません。2014年7月1日付の各報告単位の公正価値の合計額は、2014年7月1日付のシティの株式時価総額を上回りました。しかしながらシティは、複数の要因により、当社の報告単位の公正価値の合計額を株式時価総額と一致させることは無意味であると考えています。シティグループの株式時価総額には、シティグループが関与する取引について、その規模に起因する実行リスクが反映されます。ただし、個々の報告単位の公正価値は、これと同じ水準の実行リスク、または複雑であると認識されているビジネス・モデルに服するものではありません。

前年度と比較したのれん残高の変化および報告単位の2014年12月31日現在ののれん残高を含むのれんの詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記17をご参照ください。

2014年度第4四半期において、シティは、ラテンアメリカ、アジアおよびヨーロッパ・中東・アフリカの11の市場における消費者金融事業ならびに韓国における消費者金融事業から撤退する意向を発表しました。シティは、ICG内のいくつかの非中核取引事業から撤退する意向も発表しました。これらの事業は、2015年1月1日付でシティ・ホールディングスに移転されました。移転に伴うのれん残高は、それぞれの過去の報告単位に対する相対的な公正価値に基づき、各構成要素である事業に配分されました。

ASC 350において要求されるとおり、過去のおよび新しい報告体制に基づき、2015年1月1日現在でのれんの減損テストが実施されており、当該減損テストの結果、1つまたは複数の新しい報告単位について減損が生じる可能性があります。当該減損（もしあれば）は、重要であるとは予測されません。

法人税等

概観

シティグループには、米国、各州および地方自治体の法人税法、ならびにシティが業務を行っている海外管轄区域における法人税法が適用されます。これらの税法は複雑であり、納税者と関連する税務当局によって異なる法解釈が行われることがあります。税法の解釈に係る議論については、様々な税法域の裁判制度による再審理および裁決の対象となったり、監査時に税務当局との間で和解したりすることがあります。

未払法人税を設定する場合、シティはこれらの本質的に複雑な税法の適用に関して判断と解釈を行わなければなりません。さらにシティは、将来において特定項目が国内外を問わず様々な税法域において課税所得に影響を及ぼす時期について見積りを行わなければなりません。繰延税金は、現行の税法および税率に基づき、財務諸表上あるいは税務申告書上に認識された事象の将来の税効果に対して計上されています。繰延税金資産（以下「DTA」といいます。）は、実現する可能性が比較的高いとの経営陣の判断に基づき認識されています。

DTA

シティは2014年12月31日現在、495億ドルのDTA純額を計上していました。これは2013年12月31日現在の528億ドルを33億ドル下回っています（2014年度第4四半期の約400百万ドル減を含みます。）。DTA合計が前年度から減少したのは、主にシティコープの収益によるものです。外国税額控除（以下「FTC」といいます。）は、2014年12月31日現在のシティのDTA約176億ドル（2013年12月31日現在は約196億ドル）で構成されていました。FTCが前年度から減少したのは米国課税所得が生み出されたためであり、上述したシティ全体のDTAの減少33億ドルのうち、20億ドルはFTCの減少によるものでした。FTCの繰越期間はシティのDTAの中でも最も時間の制約を受けやすい要素です。よって、2015年度には、シティは、引き続きDTAのFTC繰越部分の削減を優先的に行っていきます。次に、シティは他のDTA部分を削減し、それによりDTA合計を削減することに専心していきます。

シティのDTA純額合計は、前年度比で減少しましたが、時間の経過に伴い、特にDTAのFTC部分に関して、利用可能な残存期間は短縮されました。実現可能性は担保されませんが、DTAが発生している管轄区域における将来の課税所得についての予測、および繰越欠損金の失効を回避するために必要な場合には実行される戦略的タックスプランニング（ASC 740「法人税等」で定義されています。）に基づいて、2014年12月31日現在で認識されたDTA純額495億ドルの実現可能性は比較的高いとシティは考えています。概して、シティは、シティのDTAの失効を回避するためには、FTC繰越期間に約810億ドルの米国での課税所得を得る必要があります。シティのDTA純額は、主に国内のGAAP上の課税所得が追加で発生するにつれて減少します。

シティは、2つの要素からなる肯定的証拠がDTAの全額実現可能であることを裏付けているという結論に達しました。第一に、ASC 740に基づく戦略的タックスプランニングを別として、シティは繰越期間に十分な米国での課税所得が発生すると予測しています。シティの課税所得は、市場および世界経済全体の動向の影響を引き続き受け、地域的な事業予測およびこれらの予測に対する課税所得の調整（例えば、米国非課税所得、その後の年度の米国税務申告において控除可能な貸倒引当金等）ならびに米国での課税所得を最適化するための活動を組み込みます。

第二に、シティには、ASC 740に基づき利用可能で、繰越欠損金の失効を回避するために必要な場合に実行される十分な戦略的タックスプランニングがあります。これらの戦略には、利益が永久的に再投資されるという主張がまだされていない税率の低い外国源泉利益の送金、繰越期間の後半の米国での課税所得の前倒しまたは米国税額控除の繰延（例：評価額が上昇した資産の売却および定額法による減価償却の採用）、米国外において損金算入可能な一時的差異を実現する計画の前倒し、および十分な課税所得を生み出す資産を購入する一方、非課税所得を生み出す特定資産の売却が含まれています。加えて、特定の事業の売却または再構築により、関連する繰越期間内に多額の米国での課税所得を生み出すことができます。

上記の説明に基づき、米国連邦、ニューヨーク州およびニューヨーク市の20年のNOL繰越期間は、既存の繰越NOLに係るDTAおよび納税申告がまだ行われていない将来の税額控除純額の戻入れによって発生するNOLを利用するのに十分な時間を与えているとシティは考えています。

DTAのうちFTCの構成要素に関する繰越期間は10年です。かかる期間にもたらされるFTCは繰越額を利用する前に使用しなければなりませんが、それに加えて、繰越FTCを全額利用できるように、上記の10年間の繰越期間内に十分な米国での課税所得をもたらすとシティは考えています。

シティの法人税引当金、税資産・税負債ならびに2014年12月31日現在のシティのDTA純額残高の表形式の要約（FTCおよびFTCの該当する有効期限を含みます。）を含むシティの法人税の詳細については「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記9をご参照ください。

訴訟引当金

訴訟および規制上の偶発事象のための引当金の設定に係るシティの方針に関する情報については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記28の議論をご参照ください。

会計方針の変更および会計基準の将来における適用

「会計方針の変更」および「会計基準の将来における適用」に関する考察については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。

将来予想に関する記述

本有価証券報告書における一定の記載事項（「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」－「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」の記載を含みますが、これに限定されません。）は、1995年米国民証券訴訟改革法における「将来予想に関する記述」です。また、シティグループは、SECに提出または提供した他の文書の中で将来予想に関する記述を行う場合があります、また経営陣がアナリスト、投資家、メディアの代表者等に対して口頭で将来予想に関する記述を行う場合があります。

将来予想に関する記述は、一般的に、過去の事実に基づくものではなく、むしろ将来の出来事に関する2014年度末におけるシティグループおよび経営陣の考えを表しています。かかる記述は「～と考えます（believe）」、「～と期待します（expect）」、「～と予想しています（anticipate）」、「～を意図しています（intend）」、「～と見積ります（estimate）」、「増加することがあります（may increase）」、「変動することがあります（may fluctuate）」等の語句や類似の表現、または「～する予定です（will）」、「～すべきです（should）」、「～するつもりです（would）」、「～となる可能性があります（could）」等の未来もしくは条件を示す表現によって識別することができます。

かかる記述は、経営陣による現時点での予測に基づいており、リスク、不確実性または状況の変化の影響を受けます。実際の業績ならびに資本その他財政状態は、様々な要因（個別の事業に関する議論およびその業績の分析に含まれる注意事項、ならびに「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「リスク要因」に記載する要因を含みますが、これらに限定されません。）によって、かかる記述に含まれるものとは大きく異なる可能性があります。

シティグループによってまたはシティグループを代表して行われた将来予想に関する記述は、記述が行われた時点のものに過ぎず、シティは、かかる記述が行われた日より後に発生した状況または事由の影響を反映するために将来予想に関する記述を更新することを約束するものではありません。

[前へ](#)

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

「第一部 企業情報、第4 設備の状況、2 主要な設備の状況」をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

保有不動産

シティの本店は、現在ニューヨーク市パークアベニュー399にあり、賃貸借の対象となっています。シティは、長期賃貸借契約に基づいてニューヨーク市レキシントン・アベニュー601に、また建物全体の賃貸借契約に基づいてニューヨーク市ウォール・ストリート111にも別のオフィス・スペースを有しています。シティバンク、エヌ・エイは、ニューヨーク州ロング・アイランド・シティに建物1棟を賃借しています（シティが全室利用しています。）。

シティグループ・グローバル・マーケット・ホールディングス・インクの本店は、ニューヨーク市グリーンウィッチ・ストリート388および390にあります（いずれも長期賃貸借契約を締結しており、シティが全室利用しています。）。

ヨーロッパ・中東・アフリカでは、シティグループの本社は、ロンドンのカナリー・ワフのカナダ・スクエア25および33にあり、両建物は長期賃貸借の対象となっています。シティはこれらの建物の最大のまたは唯一のテナントです。

アジアでは、シティの本社は香港のシティバンク・タワーにある賃借物件の中にあります。シティには、シンガポールおよび日本においても主要な賃借物件があります。シティは、上海、ソウル、クアラルンプール、マニラおよびムンバイの本社所在地の大部分またはすべての所有権を有しています。

メキシコでは、シティの本社（パナメックスの本社ともなっています。）はメキシコ・シティにあります。ラテンアメリカ（メキシコを除きます。）では、シティの本社はマイアミに所在する賃借物件です。

シティはまた、101ヶ国において、10,000を超える物件から成る69百万平方フィートを超える不動産を所有または賃借しています。

シティは、引き続き各国の拠点の面積および必要とされるスペースについての評価を行い、随時、シティの建物の一部が不要になったと判断する可能性があります。シティがかかる余剰建物を処分することができるという保証、または当該処分に関連する費用を負担しないという保証はなく、一定期間におけるシティの経営成績にとって重大なものとなり得ます。

シティは、シティの保有不動産につき、気候変動に対する影響を減少させるために、長期エネルギー効率目標を達成し温室効果ガスの排出を削減するプログラムを策定してきました。これらの活動は、将来の気候変動に関する規制上の要件によりシティが被る潜在的なリスクを軽減するのに役立つ可能性がありますが、このリスクを排除することはありません。

リースの詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記27をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

「第一部 企業情報、第4 設備の状況、2 主要な設備の状況」をご参照ください。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

(2014年12月31日現在)

種類	授權株数 (株)	発行済株式総数 (株)	未発行株式数 (株)
優先株式	30,000,000	418,720	29,581,280
普通株式	6,000,000,000	3,082,037,568	2,917,962,432 (注)

(注) 普通株式の未発行株式数には、(i) ストック・オプションの行使により発行可能な普通株式26,514,119株、
(ii) 2011年1月31日頃に米国財務省が公に売却した255,033,142個のワラントの行使により発行可能な普通
株式25,503,314株および (iii) 2011年1月31日頃に米国財務省が公に売却した210,084,034個のワラントの
行使により発行可能な普通株式21,008,403株が含まれます。

② 【発行済株式】

(2014年12月31日現在)

記名・無記名の別 及び額面・無額面 の別	種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面 1.00ドル	優先株式	418,720		
	－シリーズAA	3,870	ニューヨーク証券 取引所	注2および4
	－シリーズE	4,850	該当ありません。	注2および4
	－シリーズA	60,000	該当ありません。	注2および4
	－シリーズB	30,000	該当ありません。	注2および4
	－シリーズC	23,000	ニューヨーク証券 取引所	注2および4
	－シリーズD	50,000	該当ありません。	注2および4
	－シリーズJ	38,000	ニューヨーク証券 取引所	注2および4
	－シリーズK	59,800	ニューヨーク証券 取引所	注2および4
	－シリーズL	19,200	ニューヨーク証券 取引所	注2および4
	－シリーズM	70,000	該当ありません。	注2および4
	－シリーズN	60,000	該当ありません。	注2および4
記名式額面 0.01ドル	普通株式	3,082,037,568	ニューヨーク証券 取引所 メキシコ証券取引所 東京証券取引所	注3

(注1) 四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

(注2) 上記の優先株式の内容の概要は以下のとおりです。なお、優先株式シリーズOおよび優先株式シリーズPをそれぞれ2015年3月20日および4月24日に発行しています。

(1) 優先株式シリーズAA (本(1)項において、以下「本優先株式」といいます。)

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合、シティグループは本優先株式に対し、四半期ごとに後払いにて、1株当たりの残余財産分配額25,000ドルに対し年8.125パーセントの割合による金銭の配当を行います。

本優先株式に対する配当は累積しません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は発生せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日（以下に定義されます。）から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

一定の例外を除き、本優先株式が残存する限り、配当支払日につき残存する本優先株式すべてに対し全額の配当が宣言され、かつかかる配当が支払われるかまたはその支払に十分な金額がそのときに終了する配当期間のために積み立てられていない限り、シティグループおよびその子会社は、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、それに劣後するシティグループの株式につき配当宣言もしくは支払、分配、償還、買取、取得もしくは残余財産分配を行わず、またはこれらに関する保証に係る支払を行いません。

(ii) 配当支払日

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合、シティグループは本優先株式に対する金銭の配当を、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日の四半期ごとに後払いします（以下それぞれを「配当支払日」といいます。）。配当が支払われるべき日が営業日^(注)ではない場合、翌営業日に支払われます（遅延利息は支払われません。）。ただし、かかる翌営業日が翌暦年となる場合は、前営業日に支払われます。

(注) 「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資産から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、1株当たり25,000ドルの残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、その範囲において）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、かつ本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。以下の場合を除き、本優先株式は、2018年2月15日の配当支払日より前に償還することはできません。

シティグループは、2018年2月15日またはその後の配当支払日において、かかる配当支払日につき本優先株式に対する全額の配当の支払を宣言した場合、本優先株式の全部または一部を、1株当たり25,000ドルに相当する償還価格により償還することができます。

2023年2月15日に先立つ本優先株式の償還は、下記(v)記載の制限に服し、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。本優先株式の保有者は、償還請求権を有しません。

(v) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) 一定の配当の遅滞の場合、(ii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、(iii) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合、および(iv) デラウェア法により明確に要求される場合を除き、議決権を有しません。

(vi) 新株引受権および転換権

本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(vii) 順位

本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先し、他のシリーズの優先株式と同順位です。

(2) 優先株式シリーズE（本（2）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合、シティグループは本優先株式に対し、(i) 発行日から2018年4月30日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率8.40パーセントの配当を、半年ごとに後払いにて、毎年4月30日および10月30日に行い、(ii) 2018年4月30日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき(a) 3ヶ月LIBOR+4.0285パーセントと(b) 7.7575パーセントのいずれか高い方を年率とする配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年1月30日、4月30日、7月30日および10月30日（初回を2018年7月30日とします。）に行います（上記各支払日を、以下「配当支払日」といいます。）。

本優先株式に対する配当は累積しません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は発生せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が発行日から2018年4月30日まで（同日を含みません。）の配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2018年4月30日以降（同日を含みます。）の配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2018年4月30日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる遅延につき利息その他の支払は発生しません。2018年4月30日以降（同日を含みます。）の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

一定の例外を除き、本優先株式が残存する限り、配当支払日につき残存する本優先株式すべてに対して全額の配当が宣言され、かつかかる配当が支払われるかまたはその支払に十分な金額がそのときに終了する配当期間のために積み立てられていない限り、シティグループおよびその子会社は、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、それに劣後するシティグループの株式につき配当宣言もしくは支払、分配、償還、買取、取得もしくは残余財産分配を行わず、またはこれらに関する保証に係る支払を行いません。

（ii）残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資産から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、1株当たり25,000ドルの残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、その範囲において）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、かつ本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

（iii）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。本優先株式は、2018年4月30日の配当支払日より前に償還することはできません。

シティグループは、2018年4月30日またはその後の配当支払日において、かかる配当支払日につき本優先株式に対する全額の配当の支払を宣言した場合、本優先株式の全部または一部を、1株当たり25,000ドルに相当する償還価格により償還することができます。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。本優先株式の保有者は、償還請求権を有しません。

（iv）議決権

本優先株式の保有者は、（i）一定の配当の遅滞の場合、（ii）シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、（iii）本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合、および（iv）デラウェア法により明確に要求される場合を除き、議決権を有しません。

(v) 新株引受権および転換権

本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(vi) 順位

本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先し、他のシリーズの優先株式と同順位です。

(3) 優先株式シリーズA（本（3）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、(i)本優先株式の発行日から2023年1月30日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.950パーセント（年間預託株式1株当たり59.50ドルに相当します。）の配当を、半年ごとに後払いにて、毎年1月30日および7月30日に行い（初回を2013年7月30日とします。）（長期初回配当期間）、(ii)2023年1月30日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.068パーセントを年率とする配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年1月30日、4月30日、7月30日および10月30日（初回を2023年4月30日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年1月30日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年1月30日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年1月30日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年1月30日以降（同日を含みます。）の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2023年1月30日以降(同日を含みます。)の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)に償還日まで(同日を含みません。)に宣言済みかつ未払いの配当(宣言されていない配当は累積しません。)を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限りです。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC 5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）およびシリーズN 5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(4) 優先株式シリーズB（本（4）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、(i) 本優先株式の発行日から2023年2月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.90パーセント（年間預託株式1株当たり59.00ドルに相当します。）の配当を、半年ごとに後払いにて、毎年2月15日および8月15日に行い（初回を2013年8月15日とします。）（長期初回配当期間）、(ii) 2023年2月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.23パーセントを年率とする配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2023年5月15日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年2月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年2月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年2月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年2月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

（ii）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2023年2月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

（注）「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、（i）本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、（ii）本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または（iii）本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズC 5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）およびシリーズN 5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(5) 優先株式シリーズC (本(5)項において、以下「本優先株式」といいます。)

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.80パーセント(年間預託株式1株当たり1.45ドルに相当します。)の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年1月22日、4月22日、7月22日および10月22日(初回を2013年7月22日とします。)に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。)次の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から(同日を含みます。)初回の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。

(注)「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2018年4月22日以降(同日を含みます。)の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり25ドルに相当します。)に償還日まで(同日を含みません。)に宣言済みかつ未払いの配当(宣言されていない配当は累積しません。)を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）およびシリーズN 5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(6) 優先株式シリーズD（本（6）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、(i)本優先株式の発行日から2023年5月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.350パーセント（年間預託株式1株当たり53.50ドルに相当します。）の配当を、半年ごとに後払いにて、毎年5月15日および11月15日に行い（初回を2013年11月15日とします。）、(ii)2023年5月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+3.466パーセントを年率とする配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2023年8月15日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年5月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年5月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年5月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年5月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2023年5月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC 5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）およびシリーズN 5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(7) 優先株式シリーズJ（本（7）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、(i) 本優先株式の発行日から2023年9月30日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率7.125パーセント（年間預託株式1株当たり1.78125ドルに相当します。）の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年3月30日、6月30日、9月30日および12月30日に行い（初回を2013年12月30日とします。）、(ii) 2023年9月30日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.040パーセントを年率とする配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、各配当支払日（初回を2023年12月30日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年9月30日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年9月30日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年9月30日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年9月30日以降（同日を含みます。）の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2023年9月30日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

（注）「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.400%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC 5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）およびシリーズN 5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(8) 優先株式シリーズK (本(8)項において、以下「本優先株式」といいます。)

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、(i)本優先株式の発行日から2023年11月15日まで(同日を含みません。))については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.875パーセント(年間預託株式1株当たり1.71875ドルに相当します。))の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日に行い(初回を2014年2月15日とします。))、(ii)2023年11月15日以降(同日を含みます。))については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.130パーセントを年率とする配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、各配当支払日(初回を2024年2月15日とします。))に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。))次の配当支払日まで(同日を含みません。))の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から(同日を含みます。))初回の配当支払日まで(同日を含みません。))の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年11月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年11月15日以降(同日を含みます。))に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年11月15日まで(同日を含みます。))の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年11月15日以降(同日を含みます。))の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます(当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。))。

(注)「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2023年11月15日以降(同日を含みます。)の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり25ドルに相当します。)に償還日まで(同日を含みません。)に宣言済みかつ未払いの配当(宣言されていない配当は累積しません。)を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり25ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限ります。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.400%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC 5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）およびシリーズN 5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(9) 優先株式シリーズL（本（9）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.875パーセント（年間預託株式1株当たり1.71875ドルに相当します。）の配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年2月12日、5月12日、8月12日および11月12日（初回を2014年5月12日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言がいずれかの配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。

(注)「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2019年2月12日以降(同日を含みます。)の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり25ドルに相当します。)に償還日まで(同日を含みません。)に宣言済みかつ未払いの配当(宣言されていない配当は累積しません。)を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり25ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限ります。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.400%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC 5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）およびシリーズN 5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(10) 優先株式シリーズM（本（10）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、（i）本優先株式の発行日から2024年5月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.300パーセント（年間預託株式1株当たり63.00ドルに相当します。）の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年5月15日および11月15日（以下それぞれを「配当支払日」といいます。）に行い（初回を2014年11月15日とします。）、（ii）2024年5月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+3.423パーセントを年率とする配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2024年8月15日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2024年5月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2024年5月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2024年5月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2024年5月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2024年5月15日以降(同日を含みます。)の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)に償還日まで(同日を含みません。)に宣言済みかつ未払いの配当(宣言されていない配当は累積しません。)を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注) 「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限ります。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.400%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC 5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）およびシリーズN 5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズN優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(11) 優先株式シリーズN（本（11）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、（i）本優先株式の発行日から2019年11月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.800パーセント（年間預託株式1株当たり58.00ドルに相当します。）の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年5月15日および11月15日に行い（初回を2015年5月15日とします。）、（ii）2019年11月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.093パーセントを年率とする配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2020年2月15日とします。）に行います（以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。）。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2019年11月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2019年11月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2019年11月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2019年11月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

（ii）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2019年11月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

（注）「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、（i）本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、（ii）本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または（iii）本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証券が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証券には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC 5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）およびシリーズM 6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(注3) 普通株式の内容の概要は以下のとおりです。

適用法令に従い、優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、取締役の選任その他あらゆる事項につき議決権を有するのは、発行済普通株式（自己株式を除きます。）の株主に限ります。普通株式に係る株主名簿上の株主は、それぞれシティグループの株主名簿に自己の名で登録された普通株式1株につき1個の議決権を有します。ただし、普通株式の株主は、単数または複数シリーズの発行済優先株式の条項のみに関わる基本定款（基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）の一切の変更に関しては、書換基本定款（基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）に基づきその変更の影響を受けるシリーズの株主が個別にまたは単数もしくは複数のかかるシリーズの他の株主とともに一つのクラスとして議決権を有する場合には、法律に別段の規定がある場合を除き、議決権を有しません。

優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、普通株式の株主（あらゆるシリーズの優先株式の株主を含みません。）は、優先株式の株主が当該優先株式の発行を決定した決議に従い受領すべき配当金が全額支払われたことを条件として、取締役会が随時決定する配当を受領する権利を有します。ただし、一定の米国政府機関との転換契約に従い、シティグループは、公募および私募転換提案との関連で米国政府が取得したシティグループの信託優先証券を米国政府が保有する限り、米国政府の同意を得ずに、普通株式に対する四半期配当を四半期につき1株当たり0.01米ドルを超えて支払わないことに合意しました。シティグループの発行済普通株式に対する配当は、残存する発行済優先株式に対するシティグループの義務に従って行われなければならないことになります。

優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、シティグループの任意的もしくは強制的清算、解散または消滅の場合には、普通株式の株主（あらゆるシリーズの優先株式の株主を含みません。）は、優先株式の株主が当該優先株式の発行を決定した決議に従い受領すべき配当が全額支払われたことを条件として、その持株数に応じてシティグループの分配可能なすべての残余財産の分配を受ける権利を有します。

(注4) 発行済普通株式の議決権の希薄化を避けるため、現在発行済の優先株式の株主は、(i) 一定の配当の遅滞の場合、(ii) シティグループによる、優先する株式の発行または授権に関する場合、(iii) 優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合、および(iv) 法により明確に要求される場合を除き、議決権を有さないこととされています。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

普通株式（2009年12月31日から2014年12月31日）（*）

年月日 (注2)	発行済株式総数 増減数（千株）	発行済株式総数 残高（千株） (注3)	資本金増減額 (百万ドル（百万円）) (注1)	資本金残高 (百万ドル（百万円）) (注1) (注3)
2009年12月31日	—	28,626,100	—	\$98,428 (¥11,711,948)
2010年1月1日から 2010年1月31日	—	28,626,100	\$(2)(注4) (¥238)	\$98,426 (¥11,711,710)
2010年1月1日から 2010年1月31日	—	28,626,100	\$(180)(注5) (¥21,418)	\$98,246 (¥11,690,292)
2010年2月1日から 2010年2月28日	—	28,626,100	\$(1)(注4) (¥119)	\$98,245 (¥11,690,173)
2010年2月1日から 2010年2月28日	—	28,626,100	\$(775)(注5) (¥92,217)	\$97,470 (¥11,597,955)
2010年3月15日	58,905	28,685,005	\$1,875(注6) (¥223,106)	\$99,345 (¥11,821,062)
2010年3月15日	33(注7)	28,685,039	—	\$99,345 (¥11,821,062)
2010年3月1日から 2010年3月31日	—	28,685,039	\$(80)(注4) (¥9,519)	\$99,265 (¥11,811,542)
2010年3月1日から 2010年3月31日	—	28,685,039	\$(2,551)(注5) (¥303,543)	\$96,714 (¥11,507,999)
2010年4月13日	12,698(注8)	28,697,737	—	\$96,714 (¥11,507,999)
2010年4月15日	71(注7)	28,697,808	—	\$96,714 (¥11,507,999)
2010年4月26日	120,793	28,818,601	\$554(注9) (¥65,920)	\$97,268 (¥11,573,919)
2010年4月1日から 2010年4月30日	—	28,818,601	\$(1)(注4) (¥119)	\$97,267 (¥11,573,800)
2010年4月1日から 2010年4月30日	346,235	29,164,836	\$1,800(注5) (¥214,182)	\$99,067 (¥11,787,982)
2010年5月17日	47(注7)	29,164,883	—	\$99,067 (¥11,787,982)
2010年5月1日から 2010年5月31日	—	29,164,883	\$115(注5) (¥13,684)	\$99,182 (¥11,801,666)
2010年6月15日	49(注7)	29,164,931	—	\$99,182 (¥11,801,666)
2010年6月1日から 2010年6月30日	-	29,164,931	\$124(注5) (¥14,755)	\$99,306 (¥11,816,421)
2010年7月15日	33(注7)	29,164,964	—	\$99,306 (¥11,816,421)
2010年7月1日から 2010年7月31日	—	29,164,964	\$107(注5) (¥12,732)	\$99,413 (¥11,829,153)
2010年8月16日	32(注7)	29,164,996	—	\$99,413 (¥11,829,153)
2010年8月1日から 2010年8月31日	—	29,164,996	\$87(注5) (¥10,352)	\$99,500 (¥11,839,505)
2010年9月15日	58,905	29,223,901	\$1,875(注6) (¥223,106)	\$101,375 (¥12,062,611)
2010年9月15日	27(注7)	29,223,928	—	\$101,375 (¥12,062,611)

年月日 (注1)	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株) (注3)	資本金増減額 (百万ドル(百万円)) (注1)	資本金残高 (百万ドル(百万円)) (注1)(注3)
2010年9月1日から 2010年9月30日	—	29,223,928	\$ (70) (注4) (¥ 8,329)	\$ 101,305 (¥ 12,054,282)
2010年9月1日から 2010年9月30日	—	29,223,928	\$ (115) (注5) (¥ 13,684)	\$ 101,190 (¥ 12,040,598)
2010年10月15日	22 (注7)	29,223,951	—	\$ 101,190 (¥ 12,040,598)
2010年10月1日から 2010年10月31日	—	29,223,951	\$ 84 (注5) (¥ 9,995)	\$ 101,274 (¥ 12,050,593)
2010年11月15日	27 (注7)	29,223,978	—	\$ 101,274 (¥ 12,050,593)
2010年11月1日から 2010年11月30日	—	29,223,978	\$ 30 (注5) (¥ 3,570)	\$ 101,304 (¥ 12,054,163)
2010年12月15日	38 (注7)	29,224,016	—	\$ 101,304 (¥ 12,054,163)
2010年12月1日から 2010年12月31日	—	29,224,016	\$ 28 (注4) (¥ 3,332)	\$ 101,332 (¥ 12,057,495)
2010年12月1日から 2010年12月31日	—	29,224,016	\$ (16) (注5) (¥ 1,904)	\$ 101,316 (¥ 12,055,591)
2010年12月31日	—	29,224,016	—	\$ 101,315 (¥ 12,055,472)
2011年1月18日	55	29,224,071	\$ 134 (注7) (¥ 15,945)	\$ 101,449 (¥ 12,071,417)
2011年1月19日	26,934 (注5)	29,251,005	—	\$ 101,449 (¥ 12,071,417)
2011年1月21日	5,000 (注5)	29,256,005	—	\$ 101,449 (¥ 12,071,417)
2011年1月24日	2,000 (注5)	29,258,005	—	\$ 101,449 (¥ 12,071,417)
2011年1月28日	1,470 (注5)	29,259,476	—	\$ 101,449 (¥ 12,071,417)
2011年2月15日	41	29,259,517	\$ (422) (注7) (¥ 50,214)	\$ 101,027 (¥ 12,021,203)
2011年3月15日	58,905	29,318,421	\$ 2,006 (注6) (¥ 238,694)	\$ 103,033 (¥ 12,259,897)
2011年3月15日	27 (注7)	29,318,449	—	\$ 103,033 (¥ 12,259,897)
2011年4月18日	24	29,318,473	\$ 85 (注7) (¥ 10,114)	\$ 103,118 (¥ 12,270,011)
2011年5月9日	(26,386,626) (注10)	2,931,847	—	\$ 103,118 (¥ 12,270,011)
2011年5月9日	—	2,931,847	— (注11)	\$ 103,118 (¥ 12,270,011)
2011年5月17日	2	2,931,849	\$ 80 (注7) (¥ 9,519)	\$ 103,198 (¥ 12,279,530)
2011年5月23日	—	2,931,849	— (注7)	\$ 103,198 (¥ 12,279,530)
2011年6月15日	2	2,931,851	\$ 306 (注7) (¥ 36,411)	\$ 103,504 (¥ 12,315,941)
2011年6月17日	—	2,931,851	— (注7)	\$ 103,504 (¥ 12,315,941)
2011年7月15日	3	2,931,853	\$ 76 (注7) (¥ 9,043)	\$ 103,580 (¥ 12,324,984)
2011年8月16日	2	2,931,854	\$ 74 (注7) (¥ 8,805)	\$ 103,654 (¥ 12,333,789)

年月日 (注1)	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株) (注3)	資本金増減額 (百万ドル(百万円)) (注1)	資本金残高 (百万ドル(百万円)) (注1)(注3)
2011年8月26日	—	2,931,856	—(注7)	\$103,654 (¥12,333,789)
2011年9月15日	5,891	2,937,745	\$1,937(注6) (¥230,484)	\$105,591 (¥12,564,273)
2011年9月15日	3(注7)	2,937,749	—	\$105,591 (¥12,564,273)
2011年10月17日	2	2,937,751	\$89(注7) (¥10,590)	\$105,680 (¥12,574,863)
2011年11月15日	2	2,937,752	\$91(注7) (¥10,828)	\$105,771 (¥12,585,691)
2011年11月23日	1(注7)	2,937,754	—	\$105,771 (¥12,585,691)
2011年12月15日	2	2,937,756	\$62(注7) (¥7,377)	\$105,833 (¥12,593,069)
2011年12月31日	—	2,937,756	—	\$105,833 (¥12,593,069)
2012年1月17日	2(注7)	2,937,758	—	\$105,833 (¥12,593,069)
2012年1月23日	9,037	2,946,795	\$(40)(注5) (¥(4,760))	\$105,793 (¥12,588,309)
2012年2月15日	—	2,946,795	\$(61)(注12) (¥(7,258))	\$105,732 (¥12,581,051)
2012年2月16日	1(注7)	2,946,797	—	\$105,732 (¥12,581,051)
2012年2月24日	—	2,946,797	—(注7)	\$105,732 (¥12,581,051)
2012年3月15日	2	2,946,799	\$83(注7) (¥9,876)	\$105,815 (¥12,590,927)
2012年4月16日	2	2,946,800	\$43(注7) (¥5,117)	\$105,858 (¥12,596,043)
2012年5月16日	2(注7)	2,946,802	—	\$105,858 (¥12,596,043)
2012年5月25日	1	2,946,803	\$60(注7) (¥7,139)	\$105,918 (¥12,603,183)
2012年6月15日	2	2,946,805	\$73(注7) (¥8,686)	\$105,991 (¥12,611,869)
2012年7月16日	2	2,946,807	\$71(注7) (¥8,448)	\$106,062 (¥12,620,317)
2012年8月15日	2(注7)	2,946,809	—	\$106,062 (¥12,620,317)
2012年8月24日	—	2,946,809	\$96(注7) (¥11,423)	\$106,158 (¥12,631,740)
2012年9月17日	2	2,946,811	\$73(注7) (¥8,686)	\$106,231 (¥12,640,427)
2012年10月15日	1	2,946,812	\$118(注7) (¥14,041)	\$106,349 (¥12,654,468)
2012年11月15日	2(注7)	2,946,814	—	\$106,349 (¥12,654,468)
2012年11月21日	—	2,946,814	\$66(注7) (¥7,853)	\$106,415 (¥12,662,321)
2012年12月17日	96,338	3,043,152	\$6(注12) (¥714)	\$106,421 (¥12,663,035)
2012年12月17日	1(注7)	3,043,153	—	\$106,421 (¥12,663,035)
2012年12月31日	—	3,043,153	—	\$106,421 (¥12,663,035)

年月日 (注1)	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株) (注3)	資本金増減額 (百万ドル(百万円)) (注1)	資本金残高 (百万ドル(百万円)) (注1)(注3)
2013年1月15日	1(注7)	3,043,154	—	\$106,421 (¥12,663,035)
2013年1月25日	18,930	3,062,084	\$95(注5) (¥11,304)	\$106,516 (¥12,674,339)
2013年2月15日	1(注7)	3,062,085	—	\$106,516 (¥12,674,339)
2013年2月22日	—	3,062,085	\$(204)(注7) (¥24,274)	\$106,312 (¥12,650,065)
2013年3月15日	2(注7)	3,062,087	—	\$106,312 (¥12,650,065)
2013年4月15日	2	3,062,089	\$379(注7) (¥45,097)	\$106,691 (¥12,695,162)
2013年5月15日	1	3,062,090	\$63(注7) (¥7,496)	\$106,754 (¥12,702,658)
2013年5月24日	—(注7)	3,062,090	—	\$106,754 (¥12,702,658)
2013年6月17日	2	3,062,093	\$154(注7) (¥18,324)	\$106,908 (¥12,720,983)
2013年7月15日	1(注7)	3,062,093	—	\$106,908 (¥12,720,983)
2013年8月15日	1	3,062,095	\$89(注7) (¥10,590)	\$106,997 (¥12,731,573)
2013年8月23日	—	3,062,095	\$28(注7) (¥3,332)	\$107,025 (¥12,734,905)
2013年9月16日	1	3,062,096	\$37(注7) (¥4,403)	\$107,062 (¥12,739,307)
2013年10月15日	1(注7)	3,062,097	—	\$107,062 (¥12,739,307)
2013年11月15日	1	3,062,098	\$28(注7) (¥3,332)	\$107,090 (¥12,742,639)
2013年11月22日	—	3,062,098	\$78(注7) (¥9,281)	\$107,168 (¥12,751,920)
2013年12月16日	1(注7)	3,062,099	—	\$107,168 (¥12,751,920)
2013年12月31日	—	3,062,099	\$56 (¥6,663)	\$107,224 (¥12,758,584)

年月日 (注1)	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株) (注3)	資本金増減額 (百万ドル(百万円)) (注1)	資本金残高 (百万ドル(百万円)) (注1)(注3)
2014年1月15日	1	3,062,100	\$0(注7) (¥0)	\$107,224 (¥12,758,584)
2014年1月24日	18,871	3,080,971	\$22(注5) (¥2,618)	\$107,246 (¥12,761,202)
2014年2月18日	1	3,080,972	\$0(注7) (¥0)	\$107,246 (¥12,761,202)
2014年2月24日	1,055	3,082,027	\$(110)(注5) (¥(13,089))	\$107,136 (¥12,748,113)
2014年2月28日	-	3,082,027	\$0(注7) (¥0)	\$107,136 (¥12,748,113)
2014年3月17日	1	3,082,028	\$400(注7) (¥47,596)	\$107,536 (¥12,795,709)
2014年4月15日	2	3,082,030	\$47(注7) (¥5,593)	\$107,583 (¥12,801,301)
2014年5月15日	1	3,082,031	\$49(注7) (¥5,831)	\$107,632 (¥12,807,132)
2014年5月23日	-	3,082,031	—	\$107,632 (¥12,807,132)
2014年6月16日	1	3,082,032	\$68(注7) (¥8,091)	\$107,700 (¥12,815,223)
2014年7月15日	1	3,082,033	\$84(注7) (¥9,995)	\$107,784 (¥12,825,218)
2014年8月15日	1	3,082,034	\$43(注7) (¥5,117)	\$107,827 (¥12,830,335)
2014年8月22日	-	3,082,034	\$0(注7) (¥0)	\$107,827 (¥12,830,335)
2014年9月15日	1	3,082,035	\$43(注7) (¥5,117)	\$107,870 (¥12,835,451)
2014年10月15日	1	3,082,036	\$49(注7) (¥5,831)	\$107,919 (¥12,841,282)
2014年11月17日	1	3,082,037	\$48(注7) (¥5,712)	\$107,967 (¥12,846,993)
2014年11月26日	-	3,082,037	\$0(注7) (¥0)	\$107,967 (¥12,846,993)
2014年12月15日	1	3,082,038	\$43(注7) (¥5,117)	\$108,010 (¥12,852,110)
2014年12月31日	-	3,082,038	\$0 (¥0)	\$108,010 (¥12,852,110)

(*) 当期の表示に一致するように組み替えられています。

(注1) 普通株式資本金のドル金額および円金額には普通株式の額面額および株式払込剰余金の両方を含みます。

(注2) この表において、2011年5月6日より前の株式数は、2011年5月6日に普通株式10株を1株とする株式併合が発効する前の実際の数を示します。

(注3) 四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

(注4) その他。

(注5) 従業員福利制度。

(注6) ADIA Upper DECS出資証券購入契約。

(注7) 配当の再投資および直接株式購入制度。

(注8) TARP(不良資産救済プログラム)返済のための、株式およびT-DECSの発行。

(注9) 公募。

(注10) 2011年5月6日に発効した普通株式10株を1株とする株式併合による株式数の減少。

(注11) 株式併合の端数処理。

(注12) T-DECSを普通株式に転換。

新株予約権

(1) スtock・オプション

- (a) 新株予約権の残高：26,514,119個
- (b) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格：48.00ドル（5,712円、加重平均行使価格）
- (c) 資本組入額：該当ありません。

(2) 1月ワラント

- (a) 新株予約権の残高：255,033,142個（普通株式25,503,314株が発行可能）
- (b) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格：106.10ドル（12,625円）
- (c) 資本組入額：5億ドル
- (d) 失効日：2019年1月4日

(3) 10月ワラント

- (a) 新株予約権の残高：210,084,034個（普通株式21,008,403株が発行可能）
- (b) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格：178.50ドル（21,240円）
- (c) 資本組入額：13億ドル
- (d) 失効日：2018年10月28日

優先株式（2009年12月31日から2014年12月31日）（注1）

年月日	発行済株式総数 増減数（千株）	発行済株式総数 残高（千株） （注2）	資本金増減額 （百万ドル（百万円））	資本金残高 （百万ドル（百万円）） （注2）
2009年12月31日	-	12	-	\$312 (¥37,125)
2010年12月31日	-	12	-	\$312 (¥37,125)
2011年12月31日	-	12	-	\$312 (¥37,125)
2012年10月29日	60	72	\$1,500(注3) (¥178,485)	\$1,812 (¥215,610)
2012年12月13日	30	102	\$750(注4) (¥89,243)	\$2,562 (¥304,852)
2012年12月31日	-	102	-	\$2,562 (¥304,852)
2013年3月26日	23	125	\$575(注5) (¥68,419)	\$3,137 (¥373,272)
2013年4月30日	50	175	\$1,250(注6) (¥148,738)	\$4,387 (¥522,009)
2013年6月15日	(3)	172	\$(71)(注7) (¥(8,448))	\$4,316 (¥513,561)
2013年6月17日	(0)	172	\$(23)(注8) (¥(2,737))	\$4,293 (¥510,824)
2013年9月19日	38	210	\$950(注9) (¥113,041)	\$5,243 (¥623,865)
2013年10月31日	60	270	\$1,495(注10) (¥177,890)	\$6,738 (¥801,755)
2013年12月31日	-	270	-	\$6,738 (¥801,755)
2014年2月12日	19	289	\$480(注11) (¥57,115)	\$7,218 (¥858,870)
2014年4月30日	70	359	\$1,750(注12) (¥208,233)	\$8,968 (¥1,067,102)
2014年10月29日	60	419	\$1,500(注13) (¥178,485)	\$10,468 (¥1,245,587)
2014年12月31日	-	419	-	\$10,468 (¥1,245,587)

（注1） 優先株式については、発行済株式（自己株式を除きます。）のみが数値に反映されています。

（注2） 四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

（注3） 公募による優先株式シリーズAの発行。

（注4） 公募による優先株式シリーズBの発行。

（注5） 優先株式シリーズCの発行。

（注6） 優先株式シリーズDの発行。

（注7） 優先株式シリーズFの償還。

（注8） 優先株式シリーズTの償還。

（注9） 優先株式シリーズJの発行。

（注10） 優先株式シリーズKの発行。

（注11） 優先株式シリーズLの発行。

（注12） 優先株式シリーズMの発行。

（注13） 優先株式シリーズNの発行。

(4) 【所有者別状況】

(i) 所有者別株式の状況

普通株式

(2014年12月31日現在)			
区分(注1)	株主数(人)	所有普通株式数(株)	発行済普通株式総数に占める割合(%)
個人	83,943	8,289,653	0.3
法人	694	58,274,726	1.9
政府機関	35	1,388	0.0
預託機関	1	3,014,916,867	97.8
その他(注2)	5,077	554,934	0.0
合計	89,750	3,082,037,568	100.0

(注1) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

(注2) 受託者、共済会、組合および団体を含みます。

優先株式シリーズAA

(2014年12月31日現在)			
区分(注)	株主数(人)	所有株式数(株)	発行済株式総数に占める割合(%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	3,870	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	3,870	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズE

(2014年12月31日現在)

区分（注）	株主数（人）	所有株式数 （株）	発行済株式総数に 占める割合（％）
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	4,850	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	4,850	100.0

（注） 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズA

(2014年12月31日現在)

区分（注）	株主数（人）	所有株式数 （株）	発行済株式総数に 占める割合（％）
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	60,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	60,000	100.0

（注） 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズB

(2014年12月31日現在)

区分（注）	株主数（人）	所有株式数 （株）	発行済株式総数に 占める割合（％）
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	30,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	30,000	100.0

（注） 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズC

(2014年12月31日現在)

区分（注）	株主数（人）	所有株式数 （株）	発行済株式総数に 占める割合（％）
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	23,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	23,000	100.0

（注） 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズD

(2014年12月31日現在)

区分（注）	株主数（人）	所有株式数 （株）	発行済株式総数に 占める割合（％）
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	50,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	50,000	100.0

（注） 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズJ

(2014年12月31日現在)

区分（注）	株主数（人）	所有株式数 （株）	発行済株式総数に 占める割合（％）
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	38,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	38,000	100.0

（注） 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズK

(2014年12月31日現在)

区分（注）	株主数（人）	所有株式数 （株）	発行済株式総数に 占める割合（％）
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	59,800	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	59,800	100.0

（注） 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズL

(2014年12月31日現在)

区分（注）	株主数（人）	所有株式数 （株）	発行済株式総数に 占める割合（％）
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	19,200	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	19,200	100.0

（注） 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズM

(2014年12月31日現在)

区分（注）	株主数（人）	所有株式数 （株）	発行済株式総数に 占める割合（％）
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	70,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	70,000	100.0

（注） 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズN

(2014年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	60,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	60,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

(ii) 所有株式数別株式の状況 (注)

普通株式

(2014年12月31日現在)				
所有株式数	株主数 (人)	株主総数に 占める割合 (%)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
50,000,001以上	2	0.0	3,072,904,408	99.7
5,000,001－50,000,000	0	0.0	0	0.0
1,000,001－ 5,000,000	0	0.0	0	0.0
200,000－ 1,000,000	1	0.0	455,409	0.0
200,000未満	89,747	100.0	8,677,751	0.3
合計	89,750	100.0	3,082,037,568	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

(5) 【大株主の状況】

普通株式

2014年12月31日現在、シティグループ普通株式の5パーセント超を実質的に所有している大株主は、次のとおりです（注1）。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（%）
シード・アンド・カンパニー (CEDE & Co.) (注2)	ニューヨーク州ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号 (P.O. Box 20, Bowling Green Station, New York, NY)	3,014,916,867	97.8
計	—	3,014,916,867	97.8

（注1）米国法上、持株比率が5パーセント以下の株主は、その発行者に対して株式所有の届出を要しません。登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

（注2）ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

優先株式

2014年12月31日現在、シティグループ優先株式の5パーセント超を実質的に所有している大株主は、次のとおりです。

シリーズAA

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（%）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	3,870	100.0
計	—	3,870	100.0

（注） ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズE

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（%）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	4,850	100.0
計	—	4,850	100.0

（注） ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズA

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー （注）	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	60,000	100.0
計	—	60,000	100.0

（注） ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズB

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー （注）	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	30,000	100.0
計	—	30,000	100.0

（注） ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズC

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー （注）	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	23,000	100.0
計	—	23,000	100.0

（注） ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズD

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー （注）	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	50,000	100.0
計	—	50,000	100.0

（注） ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズJ

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（%）
シード・アンド・カンパニー （注）	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	38,000	100.0
計	—	38,000	100.0

（注） ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズK

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（%）
シード・アンド・カンパニー （注）	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	59,800	100.0
計	—	59,800	100.0

（注） ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズL

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（%）
シード・アンド・カンパニー （注）	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	19,200	100.0
計	—	19,200	100.0

（注） ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズM

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（%）
シード・アンド・カンパニー （注）	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	70,000	100.0
計	—	70,000	100.0

（注） ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズN

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー （注）	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	60,000	100.0
計	—	60,000	100.0

（注） ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

2 【配当政策】

配当の宣言については、シティグループおよびその子会社の収益および財政状態等の様々な要素を検討したうえ、シティグループ取締役会が、その裁量により行います。

シティの発行済普通株式に対する配当は、発行済シティグループ優先株式に対してシティが負う義務に従って行われる必要があります。

2015年3月11日、シティは、米連邦準備銀行（FRB）より、2015年の包括的資本分析（CCAR）の一環として、シティの資本計画に異論がない旨、通知を受けました。当社の資本計画には、普通株式四半期配当の1株当たり0.05ドルへの引上げ（シティ取締役会による四半期ごとの承認がなされることが条件）と、2015年度第2四半期から5四半期間にわたる最大78億ドルの普通株式の自社株買いプログラムが盛り込まれています。これらは通例に従いシティの取締役会の承認を条件としています。

2014年度について、シティグループ取締役会は、以下のとおり配当宣言を行いました。

第1四半期

2014年1月2日、取締役会は、以下のとおりシティグループの優先株式に対する配当を宣言いたしました。

- 8.125%シリーズAA非累積優先株式につき、2014年2月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年2月18日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.5078125ドルが支払われる。
- 5.950%シリーズA固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2014年1月17日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年1月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき29.75ドルが支払われる。
- 5.90%シリーズB固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2014年2月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年2月18日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき29.50ドルが支払われる。
- 5.800%シリーズC非累積優先株式につき、2014年1月12日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年1月22日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.3625ドルが支払われる。
- 7.125%シリーズJ固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2014年3月20日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年3月31日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4453125ドルが支払われる。
- 6.875%シリーズK固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2014年2月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年2月18日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.5013020833ドルが支払われる。

2014年1月15日、取締役会は、普通株式に対する四半期配当1株当たり0.01ドルを、2014年2月3日現在の株主名簿上の株主に対して支払う手続を2014年2月28日に開始することを宣言しました。

第2四半期

2014年4月1日、取締役会は、以下のとおりシティグループの優先株式に対する配当を宣言しました。

- 8.40%シリーズE固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2014年4月18日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年4月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき42.00ドルが支払われる。
- 8.125%シリーズAA非累積優先株式につき、2014年5月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年5月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.5078125ドルが支払われる。
- 5.800%シリーズC非累積優先株式につき、2014年4月11日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年4月22日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.3625ドルが支払われる。
- 5.350%シリーズD固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2014年5月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年5月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき26.75ドルが支払われる。
- 7.125%シリーズJ固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2014年6月20日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年6月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4453125ドルが支払われる。
- 6.875%シリーズK固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2014年5月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年5月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- 6.875%シリーズL非累積優先株式につき、2014年5月2日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年5月12日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。

2014年4月23日、取締役会は、シティグループの普通株式に対する四半期配当1株当たり0.01ドルを、2014年5月5日現在の株主名簿上の株主に対して支払う手続を2014年5月23日に開始することを宣言しました。

第3四半期

2014年7月1日、取締役会は、以下のとおりシティグループの優先株式に対する配当を宣言しました。

- － 8.125%シリーズAA非累積優先株式につき、2014年8月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年8月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.5078125ドルが支払われる。
- － 5.950%シリーズA固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2014年7月18日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年7月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき29.75ドルが支払われる。
- － 5.90%シリーズB固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2014年8月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年8月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき29.50ドルが支払われる。
- － 5.800%シリーズC非累積優先株式につき、2014年7月11日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年7月22日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.3625ドルが支払われる。
- － 7.125%シリーズJ固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2014年9月19日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年9月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4453125ドルが支払われる。
- － 6.875%シリーズK固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2014年8月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年8月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- － 6.875%シリーズL非累積優先株式につき、2014年8月1日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年8月12日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。

2014年7月16日、取締役会は、シティグループの普通株式に対する四半期配当1株当たり0.01ドルを、2014年8月4日現在の株主名簿上の株主に対して支払う手続を2014年8月22日に開始することを宣言しました。

第4四半期

2014年10月1日、取締役会は、以下のとおりシティグループの優先株式に対する配当を宣言しました。

- 8.40%シリーズE固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2014年10月20日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年10月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき42.00ドルが支払われる。
- 8.125%シリーズAA非累積優先株式につき、2014年11月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年11月17日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.5078125ドルが支払われる。
- 5.800%シリーズC非累積優先株式につき、2014年10月11日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年10月22日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.3625ドルが支払われる。
- 5.350%シリーズD固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2014年11月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年11月17日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき26.75ドルが支払われる。
- 7.125%シリーズJ固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2014年12月19日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年12月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4453125ドルが支払われる。
- 6.875%シリーズK固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2014年11月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年11月17日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- 6.875%シリーズL非累積優先株式につき、2014年10月31日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年11月12日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- 6.300%シリーズM固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2014年11月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2014年11月17日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき34.125ドルが支払われる。

2014年10月22日、取締役会は、シティグループの普通株式に対する四半期配当1株当たり0.01ドルを、2014年11月3日現在の株主名簿上の株主に対して支払う手続を2014年11月26日に開始することを宣言しました。

2014年度の普通株式および優先株式に対する配当総額は、約633百万ドルです。

3 【株価の推移】

次の表は、該当期間中のシティグループ普通株式の東京証券取引所およびニューヨーク証券取引所における最高値および最安値を示したものです。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

(i) 東京証券取引所

決算年月	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
最高	469円	4,260円	3,380円	5,490円	6,820円
最低	283円	1,800円	1,961円	3,615円	4,640円

(注) 2011年度の株価は、2011年5月6日に発効した、シティが10株を1株とする株式併合後の株価を表示しています。

(ii) ニューヨーク証券取引所(注1)

決算年月	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
最高	\$4.97 (591円)	\$51.24 (6,097円)	\$40.18 (4,781円)	\$53.68 (6,387円)	\$56.95 (6,776円)
最低	\$3.15 (375円)	\$23.11 (2,750円)	\$24.61 (2,928円)	\$40.70 (4,843円)	\$45.18 (5,376円)

(注1) 下段に示した円貨額は単に参考のために表示するものです。

(注2) 2011年度の株価は、2011年5月6日に発効した、シティが10株を1株とする株式併合後の株価を表示しています。

(2) 【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

(i) 東京証券取引所

月別	2014年7月	2014年8月	2014年9月	2014年10月	2014年11月	2014年12月
最高	5,110円	5,400円	5,850円	5,800円	6,430円	6,820円
最低	4,750円	4,840円	5,360円	5,260円	6,030円	6,020円

(ii) ニューヨーク証券取引所(注)

月別	2014年7月	2014年8月	2014年9月	2014年10月	2014年11月	2014年12月
最高	\$50.59 (6,020円)	\$52.39 (6,234円)	\$54.13 (6,441円)	\$53.90 (6,414円)	\$54.52 (6,487円)	\$56.95 (6,776円)
最低	\$46.55 (5,539円)	\$47.65 (5,670円)	\$51.12 (6,083円)	\$48.11 (5,725円)	\$52.63 (6,262円)	\$51.11 (6,082円)

(注) 下段に示した円貨額は単に参考のために表示するものです。

上記の株価は終値の数値を基準にしています。

4 【役員の状況】

(1) シティグループの取締役および指名された執行役員

氏名／役職	生年月日	任期	株式の保有状況 (2015年4月29日現在) (株) ^(注1)
マイケル・L・コルバット 最高経営責任者	1960年5月2日	2016年	394,751
ダンカン・P・ヘンス 取締役	1956年8月20日	2016年	6,400
ピーター・B・ヘンリー 取締役 ^(注2)	1969年7月30日	2016年	0
フランツ・B・ハマー 取締役	1946年7月1日	2016年	13,604
マイケル・E・オニール 会長	1946年10月31日	2016年	81,912
ゲーリー・M・ライナー 取締役	1954年7月17日	2016年	10,753
ジュディス・ルーディン博士 取締役	1944年9月9日	2016年	32,995
アンソニー・M・サントメロ 取締役	1946年9月29日	2016年	29,547
ジョアン・E・スペロ 取締役	1944年10月2日	2016年	20,231
ダイアナ・L・テイラー 取締役	1955年2月6日	2016年	21,619
ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア 取締役	1945年8月7日	2016年	91,879
ジェームズ・S・ターレー 取締役	1955年9月17日	2016年	7,524
エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオン 取締役	1951年12月27日	2016年	20,276

(注1) 株式の種類は普通株式です。オプションは含みません。

(注2) ヘンリー氏の任期は2015年7月1日まで開始となりません。

(注3) シティグループの取締役および指名された執行役員各々の略歴は以下のとおりです。

マイケル・L・コルバット

シティグループ・インク最高経営責任者

- ・シティグループ・インク最高経営責任者 - 2012年10月から現在
- ・シティのヨーロッパ・中東・アフリカ地域の最高経営責任者 - 2011年12月から2012年10月
- ・シティ・ホールディングス最高経営責任者 - 2009年1月から2011年12月
- ・シティのグローバル・ウェルス・マネジメントの最高経営責任者 - 2008年9月から2009年1月
- ・グローバル・コーポレート・バンクおよびグローバル・コマーシャル・バンクの責任者 - 2008年3月から2008年9月
- ・グローバル・コーポレート・バンクの責任者 - 2007年4月から2008年3月
- ・グローバル・リレーションシップ・バンクの責任者 - 2004年3月から2007年4月
- ・EMセールス&トレーディングおよびキャピタル・マーケット・FICCの責任者 - 2001年10月から2004年3月
- ・EMセールス&債券オリジネーションの責任者 - 1988年3月から2001年10月
- ・シティグループ取締役 - 2012年以降
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：EMI
- ・その他の活動状況：ブリティッシュ・アメリカン・ビジネス社（理事）、ニューヨーク・シティ／パートナーシップ（理事）米国スキー・スノーボード協会（理事）、クリアリング・ハウス協会（監督委員）、金融サービス・フォーラム（会員）、国際金融協会（理事）およびWEFビジネス審議会（会員）

コルバット氏は、金融サービス業界において執行役員としての豊富な経験を有する金融の専門家であり、金融サービス、リスク管理、財務報告、国際事業、企業・消費者業務、規制遵守、法人関連業務の各分野における同氏の広範な経験と専門知識により、取締役候補として指名されました。同氏はこれまで、シティグループ・インクの最高経営責任者、またヨーロッパ・中東・アフリカ地域における当社の最高経営責任者としての任務を通じて、個人向け銀行業務、法人金融・投資銀行業務、証券およびトレーディング業務、ならびにプライベートバンキングサービス等、当社のあらゆる事業活動において豊富な経験を積んできました。このような職務を通して、コルバット氏は金融サービス、財務報告、法人業務、リスク管理の各分野において幅広い経験を培いました。さらに、シティ・ホールディングスの最高経営責任者として、当社の非中核業務および資産のポートフォリオについて、当社のプライメリカ持分の上場および売却を含め、40以上の事業の売却を監督しました。また、同氏は、当社の消費者金融およびリテール・パートナー・カード事業の再編において5,000億ドル以上の資産を売却することで、当社の貸借対照表上のリスクを軽減し、当社の中核事業である銀行業務に投じるための資本の確保に努めました。

ダンカン・P・ヘンス

アトレビダ・パートナーズLLC共同創立者およびパートナー

- ・アトレビダ・パートナーズLLC共同創立者およびパートナー - 2007年から現在
- ・プロモントリー・フィナンシャル・グループ共同創立者およびパートナー - 2000年から2006年
- ・ソロス・ファンド・マネージメント最高経営責任者 - 1999年から2000年
- ・バンカーズ・トラスト社エグゼクティブ・バイス・プレジデントおよびトレジャラー - 1987年から1999年
- ・アーサー・アンダーセン社監査部長 - 1979年から1987年
- ・シティグループ取締役 - 2013年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役 - 2013年以降
- ・他法人での取締役就任状況：シンコラ・ホールディングス
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：なし
- ・その他の活動状況：スタンダード&プアーズ（理事）、フリーマン・カンパニー（諮問委員会）およびプロモントリー・フィナンシャル・グループ（諮問委員会）

ヘンス氏は、金融サービス業界において豊富な経験を有する金融の専門家であり、金融サービス、リスク管理、財務報告、法人業務、規制遵守、法人関連業務の各分野における専門家です。アトレビダ・パートナーズLLCの共同創立者としての任務、ならびにプロモントリー・フィナンシャル・グループおよびバンカーズ・トラスト社におけるこれまでの経験により、金融サービス、規制遵守、法人および投資銀行、ならびに有価証券取引業務において広範囲に及ぶ実績を獲得しました。ヘンス氏は、バンカーズ・トラスト社では、ロングターム・キャピタル・マネジメントの株式資本再構成に参加した14の企業からなる連合であるオーバーサイト・パートナーズIの委員長を務めました。オーバーサイト・パートナーズの委員長として、ヘンス氏は信用・リスク管理および人事関係において実績を積みしました。さらに、ソロス・ファンド・マネージメントの最高経営責任者としての任務の中で、ヘンス氏は裁定取引活動を含む投資、運営基盤および取引において実績を積み上げました。公認会計士としての実績により、監査、財務報告およびリスク管理専門家としての実績も得ています。

ピーター・B・ヘンリー

ニューヨーク大学レナード・N・スターン・スクール学部長

- ・ニューヨーク大学レナード・N・スターン・スクール学部長 - 2010年から現在
- ・スタンフォード大学教員 - 1997年から2009年
- ・アメリカ国立科学財団研究員- 1993年から1996年
- ・シティグループ取締役、2015年7月1日から
- ・他法人の取締役就任状況：クラフトフーズ・グループ
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：クラフトフーズ（2012年10月に2社に分社）
- ・その他の活動状況：英米経済協議会、外交問題評議会（役員）、全米経済研究所およびニューヨーク・エコノミック・クラブ（評議員）

ヘンリー博士は、優れた学者かつ経験豊かな国際的エコノミストであり、国際事業および経済、金融サービス、リスク管理、財務報告、消費者業務、法人関連業務ならびにガバナンスの各分野における広範な専門知識により、取締役候補に指名されました。ヘンリー博士は、高名な国際的エコノミストとして、当社の戦略の焦点となる新興市場に関する有意義な見解を取締役に提供するほか、レナード・N・スターン・スクール学部長としての立場から得た経験により、広報、財務および経営に関する事項について、取締役会の議論に重要な意見を提供することができます。クラフトフーズ・グループの取締役会ならびにその監査およびガバナンス委員会の一員として、消費者業務の環境、財務報告およびガバナンスにする貴重な見識を有しています。オバマ大統領の政権移行作業チームによる国際的金融機関の見直しにおいて主導的立場を担ったことや、発展途上および新興市場についての経済顧問として従事したこと等の政府顧問としての経験から、国際事業および金融サービスに関する貴重な見識を有しています。ヘンリー博士は、世界の成熟市場および新興市場の両方において企業および政府が直面する問題について確固たる見解を有する等、大規模な私立大学での経営リーダーシップを担ったことにより獲得した広範な経験を活かし、これを取締役に提供します。

フランツ・B・ハマー

ロシュ・ホールディング会長（退任）

- ・ロシュ・ホールディング会長（退任） - 2008年から2014年3月
- ・ロシュ・グループ会長兼最高経営責任者 - 2001年から2008年
- ・ロシュ・グループ最高経営責任者 - 1998年から2001年
- ・エフ・ホフマン・ラ・ロシュ最高業務責任者 - 1996年から1998年
- ・エフ・ホフマン・ラ・ロシュ製薬部門長 - 1995年から1996年
- ・シティグループ取締役 - 2012年以降
- ・他法人の取締役就任状況：ディアジオ・ピー・エル・シー（会長）
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：アリアンツSEおよびロシュ・ホールディングス・インク
- ・その他の活動状況：フレンズ・オブ・フェロフェバ財団（理事長）、インターナショナル・センター・フォー・ミッシング・アンド・エクスプロイテッド・チルドレン（理事長）、ジェイコブス・ホールディング・エイ・ジー（取締役）

ハマー氏は経験豊富な経営者であり、同氏は、国際事業、消費者業務、財務報告、リスク管理、報酬、規制遵守、コーポレート・ガバナンスの各分野における広範な経験により、取締役候補として指名されました。ハマー氏はロシュ・ホールディングの最高経営責任者兼会長や同社におけるその他の要職、グラクソ・スミスクライン・ピー・エル・シーおよびシェリング・プラウの執行役員、ディアジオ・ピー・エル・シーの会長等の役職の歴任を通じ、国際事業、消費者業務、リスク管理、報酬、規制遵守、財務報告、コーポレート・ガバナンスにおいて豊富な経験を培いました。欧米の厳格に規制された業界において大規模かつ複雑な大手企業を長年統率してきた経験から、主要なグローバル市場における事業戦略の実施に関する見識、規制遵守に関する助言のほか、重要なフランチャイズやブランドの開発および拡大のための戦略的指針を提供することができます。さらにアリアンツの国際評議会委員、また複数の慈善団体の元メンバーとして、国際事業、消費者業務、法人関連業務について重要な見解を提供することもできます。

マイケル・E・オニール

シティグループ・インク会長

- ・シティグループ・インク会長 - 2012年から現在
- ・バンク・オブ・ハワイ・コーポレーション会長兼最高経営責任者兼取締役 - 2000年から2004年
- ・バークレイズ・ピーエルシー最高経営責任者就任 - 1999年
- ・バンク・オブ・アメリカ副会長兼最高財務責任者 - 1995年から1998年
- ・コンチネンタル・バンク最高財務責任者 - 1993年から1995年
- ・シティグループ取締役 - 2009年以降
- ・他法人での取締役就任状況：FTVキャピタル（評議会）
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：なし
- ・その他の活動状況：ホノルル美術館（理事）およびバージニア州立大学ダーデン経営大学院（理事）

オニール氏は、経験豊富な金融サービス業界の経営者です。同氏は、金融サービス、国際事業、法人・消費者業務、規制遵守、リスク管理、財務報告の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、バンク・オブ・ハワイの元会長兼最高経営責任者、バンク・オブ・アメリカの副会長兼最高財務責任者、コンチネンタル・バンクの最高財務責任者として、金融サービス、国際事業、法人・消費者業務、規制遵守、リスク管理、財務報告の各分野において広範囲に及ぶ経験と専門知識を得ました。バンク・オブ・ハワイ在職中には連邦準備制度理事会諮問委員会の第12地区委員も務め、規制遵守に関する深い専門知識を有しています。さらに、コンチネンタル・バンク在職中および独立ファイナンシャル・コンサルタントとして活動中に、広範囲にわたる国際金融サービス業務を経験しました。

ゲーリー・M・ライナー

ゼネラル・アトランティック・エル・エル・シー経営パートナー

- ・ゼネラル・アトランティック・エル・エル・シー経営パートナー - 2010年から現在
- ・ゼネラル・エレクトリックカンパニーシニア・バイス・プレジデント兼最高情報責任者 - 1996年から2010年
- ・ボストン・コンサルティング・グループパートナー - 1986年から1991年
- ・シティグループ取締役 - 2013年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役 - 2013年以降
- ・他法人での取締役就任状況：ヒューレットパッカード社
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：ジェンパクト社
- ・その他の活動状況：ノーウォーク・ホスピタル（会員）

ライナー氏は経験豊富な経営者であり、同氏の経営および技術、財務報告、コーポレート・ガバナンス、国際事業ならびに消費者事業の各分野における広範な経験により、取締役候補として指名されました。ゼネラル・アトランティック・エル・エル・シーの経営パートナーとしての現在の任務の中で、技術および管理における専門知識を広げました。ゼネラル・エレクトリックの最高情報責任者としての在職中に、同氏は大規模かつ複雑な多国籍経営の管理において広範囲な実績を積み、国際的な消費者基盤に対する技術革新、戦略計画の策定およびマーケティングを発展させてきました。また、技術事業の戦略的問題に注力したボストン・コンサルティング・グループのパートナーとしての長年にわたる経験の中で、ITについても重要な実績を積み上げてきました。ライナー氏の革新技術リーダーとしての実績は、21世紀の金融サービス企業を運営するという課題に当社が対応することに役立てられています。ヒューレットパッカード社取締役会での業務を通じて、同氏は指名、統治および社会的責任委員会の委員長としてさらなるリーダーシップを身につけ、コーポレート・ガバナンスの専門性を獲得しました。

ジュディス・ルーディン

ロックフェラー財団理事長

- ・ロックフェラー財団理事長 - 2005年から現在
- ・ペンシルベニア大学名誉学長 - 2004年から現在
- ・ペンシルベニア大学学長 - 1994年から2004年
- ・エール大学学長 - 1992年から1994年
- ・シティグループ取締役 - 2004年以降
- ・他法人での取締役就任状況：コムキャスト・コーポレーション
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：エトナ・インクおよびエイエムアール・コーポレーション
- ・その他の活動状況：ワールド・トレード・メモリアル財団（理事）、カーネギー・ホール（理事）、ローリエット・エデュケーション・インク（理事）、ホワイトハウス・プロジェクト（委員）、外交問題評議会（評議員）、米国医学研究所（研究員）

ルーディン博士は、非営利部門の経験豊富なリーダーで、広報・渉外、コーポレート・ガバナンス、報酬、財務報告、リスク管理、法務の各分野における技能および経験により、取締役候補として指名されました。現在のロックフェラー財団理事長としての任務、および1994年から2004年退任時までのペンシルベニア大学の学長および1992年から1994年までのエール大学の学長としての以前の任務、ならびにコムキャスト監査委員会での任務を通じて、ルーディン博士は広報・渉外、財務報告、リスク管理、法務の各分野において広範囲にわたる経験を積んできました。フィラデルフィア市最大の民間雇用者であるペンシルベニア大学の学長、コムキャスト・コーポレーションの報酬委員会の委員、さらにコムキャスト・コーポレーションおよびローリエット・エデュケーションの取締役としても、報酬事項について幅広い経験を培いました。ワールド・トレード・メモリアル財団の理事、カーネギー・ホールの理事、ブルッキングス研究所の名誉理事、外交問題評議会の評議員、米国医学研究所の研究員、ニューヨーク市経済機会委員会の委員としての任務により、法人関連業務の問題について理解を深めています。

アンソニー・M・サントメロ

フィラデルフィア連邦準備銀行元頭取

- ・マッキンゼー・アンド・カンパニーシニア・アドバイザー- 2006年から2008年
- ・フィラデルフィア連邦準備銀行頭取 - 2000年から2006年
- ・ペンシルベニア大学ウォートン校リチャード・K・メロン金融学教授 - 1984年から2002年
- ・シティグループ取締役 - 2009年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役 - 2009年以降
- ・他法人での取締役就任状況：ルネサンスリー・ホールディングス・リミテッド、ペン・ミューチュアル・ライフ・インシュランス・カンパニー、コロンビア・ファンズ
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：B of Aファンド・シリーズ・トラスト
- ・その他の活動状況：ベン・フランクリン・テクノロジー・パートナーズ・ペンシルバニア南東地区（理事）

サントメロ博士は、経験豊かなエコノミストであり、経済政策アドバイザーです。同氏は、リスク管理、規制遵守、財務報告の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は多くの著名な役職を通じてリスクおよび規制に係る広範な経験を得ており、直近ではマッキンゼー・アンド・カンパニーのシニア・アドバイザーであり、2000年から2006年まではフィラデルフィア連邦準備銀行の頭取を務め、信用・リスク管理に関するシステムズ委員会の委員長、金融サービス方針委員会および支払システム方針諮問委員会の委員も務めていました。また、ペンシルベニア大学ウォートン校のリチャード・K・メロン金融学教授および同校副学長としては、全社レベルでのリスク管理に関係する問題および生産性と実績を改善する方法に特に焦点を当てると同時に、業界参加者が競争優位を追求するにあたって直面する業務上の現実と競合上の要求を把握した上で研究がなされることを徹底するために、業界幹部および実務家と緊密に協力しました。さらに、当社のリスク管理・財務委員会および監査委員会、ならびにルネサンスリー・ホールディングスの投資・リスク管理委員会での任務を通じて、リスク管理に関する深い経験を有しています。

ジョアン・E・スペロ

コロンビア大学国際公共政策大学院

上級研究員

- ・コロンビア大学国際公共政策大学院上級研究員 - 2010年から現在
- ・財団センター客員研究員 - 2009年から2010年
- ・ドリス・デューク慈善財団理事長兼最高経営責任者 - 1997年から2008年
- ・米国国務次官経済・事業・農業部門担当 - 1993年から1996年
- ・アメリカン・エクスプレス・カンパニー広報・渉外関連業務、コミュニケーション担当エグゼクティブ・バイス・プレジデント - 1991年から1993年
- ・シニア・バイス・プレジデント兼トレジャラー - 1989年から1991年
- ・渉外担当バイス・プレジデント - 1983年から1989年
- ・アメリカン・エクスプレス、経営戦略企画部門バイス・プレジデント - 1981年から1983年
- ・シティグループ取締役 - 2012年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役 - 2012年以降
- ・他法人での取締役就任状況：IBM、インターナショナル・ペーパー
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：ファースト・データ・コーポレーション、INGグループ・エヌ・ヴィー
- ・その他の活動状況：カウンスル・オブ・アメリカン・アンバサダー（理事）、アカデミー・オブ・ディプロマシー（会員）、米国哲学協会（会員）、ウィスコンシン大学卒業生研究財団（理事）、インターナショナル・センター・フォー・トランジショナル・ジャスティス（理事）、コロンビア大学（名誉理事）、アムハースト大学（名誉理事）、外交問題評議会（名誉評議員）、ブルッキングス研究所（名誉理事）

スペロ氏は、政府高官、金融サービスでの執行役員、学者として多義にわたる経験を持ち、取締役としての経験も豊富で、非営利セクターの第一人者です。スペロ氏は、コーポレート・ガバナンス、規制遵守、国際事業および経済、消費者業務、金融サービス、法人関連業務、報酬、財務報告の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。スペロ氏は、米国国務次官（経済・実業・農業部門担当）および米国国連大使（経済・社会問題担当）在任中に広範な規制遵守、国際事業の経験を培いました。アメリカン・エクスプレス・カンパニーにおける広報・渉外、コミュニケーション担当エグゼクティブ・バイス・プレジデント、シニア・バイス・プレジデント、トレジャラー等の執行役員として、金融サービスや消費者業務、法人関連業務における専門的知識を深めました。IBMの報酬監査委員会、インターナショナル・ペーパーの監督委員会および公共政策環境委員会をはじめとするIBM、インターナショナル・ペーパー、ING、デルタ航空、ファースト・データ・コーポレーションの現職の取締役または元取締役として、コーポレート・ガバナンス、消費者業務、財務報告、報酬、法人関連業務に関する経験は多岐にわたります。ドリス・デューク慈善財団の元理事長、財団センターの元客員研究員（米国の民間基金が米国の外交政策やグローバルシステムに果たす役割を研究）、そして現職のコロンビア大学国際公共政策大学院の上級研究員（国際慈善事業とそれがグローバルシステムに果たす役割について研究執筆）、非営利セクターにおけるその他の職務経験から、法人関連業務事項について深い見識を得ています。

ダイアナ・L・テイラー

ソレラ・キャピタル・エルエルシー

副会長

- ・ソレラ・キャピタル・エルエルシー副会長 - 2014年から現在
- ・ウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピーマネージング・ディレクター - 2007年から2014年
- ・ニューヨーク州銀行監督官 - 2003年から2007年
- ・ニューヨーク州パタキ知事副秘書官 - 2002年から2003年
- ・ロングアイランド電力公社最高財務責任者 - 2001年から2002年
- ・キースパン・エナジーのバイス・プレジデント - 1999年から2001年
- ・ニューヨーク州パタキ知事秘書官補佐 - 1996年から1999年
- ・ミュリエル・シーバート・アンド・カンパニーエグゼクティブ・バイス・プレジデント - 1993年から1994年
- ・エム・アール・ビール・アンド・カンパニー社長 - 1988年から1993年および1995年から1996年
- ・シティグループ取締役 - 2009年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役 - 2013年以降
- ・他法人での取締役就任状況：ブルックフィールド・アセット・マネジメント、サザビーズ
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：アリアンツ・グローバル・インベスターズ、ブルックフィールド・オフィス・プロパティーズ、FNMA
- ・その他の活動状況：ACCIONインターナショナル（会長）、AMFAR、コロンビア大学経営大学院（監督者会議委員）、ダートマス大学（理事）、ガールズ・エデュケーショナル&メントリング・サービス（GEMS）（委員）、ハドソン・リバー・パーク・トラスト（会長）、国際女性保健連合、メイルマン公衆衛生大学院（監督者会議委員）、メイヨー・クリニック（会長）、ジ・アフター・スクール・コーポレーション（構成員）、ニューヨーク・エコノミック・クラブ、外交問題評議会（評議委員）

テイラー氏は、経験豊富な金融サービス業界のエグゼクティブであり、規制当局者でもあります。同氏は、金融サービス、法人業務、規制遵守、リスク管理、法人関連業務、報酬、コーポレート・ガバナンス、財務報告、法務の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、ニューヨーク州銀行局銀行監督官を務めた経験から、銀行規制およびリスク管理において幅広い経験を有しています。同氏の金融サービスおよび法人業務の経験には、ソレラ・キャピタル・エルエルシーの副会長、ファンド運用会社のウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピーのマネージング・ディレクター、総合サービス投資銀行であるエム・アール・ビール・アンド・カンパニーのファンドマネージャー設立パートナー兼社長として、ならびにドナルドソン、ラフキン・アンド・ジャンレット、リーマン・ブラザーズ・クーン、ローブ・インク、スミス・バーニー・ハリス・アップラム・アンド・カンパニーでの様々な要職を通じたプライベートエクイティ、ファンド運用および投資銀行業での深い経験が含まれます。それ以前にはロングアイランド電力公社の最高財務責任者を務めました。さらに、サザビーズの報酬委員会、ブルックフィールド・プロパティーズの統治委員会での任務、ダートマス大学の理事、報酬委員会委員および監査委員会委員長、ACCIONインターナショナル、ニューヨーク・ウィメンズ・ファウンデーション、グレーター・ニューヨークYMCA、ハドソン・リバー・パーク・トラストの会長としての任務を通じて、法人関連業務、コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務における経験をさらに積み重ねています。

ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー（PIMCO）

最高経営責任者（退任）

- ・ PIMCO最高経営責任者—1993年から2009年
- ・ ソロモン・ブラザーズ・インク—1975年から1993年
- ・ ソロモン・ブラザーズ・アジア・リミテッド会長—1991年から1993年
- ・ シティグループ取締役—2009年以降
- ・ 他法人の役員就任状況：パシフィック・ライフ・コーポレーション - 2003年以降、リード・ディレクター - 2012年から現在
- ・ 過去5年以内に退任した元取締役職：なし
- ・ その他の活動状況：パシフィック・シンフォニー・オーケストラ（理事）、トンプソン自閉症財団（会長）、トンプソン・ファミリー財団（理事長）、ミズーリ大学（総長付財務諮問委員会）、オレンジ郡コミュニティ基金（顧問取締役）

トンプソン氏は、経験豊富な金融サービス業界の経営者です。同氏は、金融サービス、コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務、国際事業、法人・消費者業務、リスク管理の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、PIMCOの最高経営責任者（1993年から2009年）、東京のソロモン・ブラザーズ・アジア・リミテッドの会長（1991年から1993年）、ソロモン・ブラザーズの西部地区コーポレート・ファイナンス責任者、および西部地区インスティテューショナル・セールス責任者として、金融サービス、法人・消費者業務、国際事業において幅広い技能と経験を得ました。また、パシフィック・ライフ・コーポレーションの最高経営責任者として、そして同社のリスク・財務委員会委員長、報酬・人事委員会、さらに主任取締役としての任務を通じて、コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務に関する技能と経験を幅広く積んでいます。

ジェームズ・S・ターレー

アーンスト・アンド・ヤング会長兼最高経営責任者（退任）

- ・アーンスト・アンド・ヤング会長兼最高経営責任者 - 2001年から2013年6月
- ・アーンスト・アンド・ヤング地区マネージング・パートナー - 1994年から2001年
- ・シティグループ取締役 - 2013年7月以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役 - 2013年7月以降
- ・他法人での取締役就任状況：エマーソン・エレクトリック・カンパニー、イントレクソン・コーポレーション、ノースロップ・グラマン・コーポレーション
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：なし
- ・その他の活動状況：ボーイスカウト・オブ・アメリカ（理事会構成員）、経済開発協議会（理事）、ナショナル・コーポレート・シアター・ファンド（会長）、ライス大学（理事）およびセントルイス市立劇場協会（理事会構成員）

ターレー氏は、元アーンスト・アンド・ヤングのグローバル会長兼最高経営責任者で、彼の米国内外での会計士としての類稀なキャリア、ならびに彼の大手公認会計事務所を率いた幹部としての経験から得られた見識と専門性を当社にもたらしめました。ターレー氏は、財務報告、法務、国際事業、リスク管理の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。ターレー氏は監査委員会の委員長として、またリスク管理委員会の委員として、財務報告、規制問題、法令遵守、内部監査、法律問題およびリスクに対する取締役会による監督に大きく寄与します。アーンスト・アンド・ヤングの会長兼最高経営責任者を務める中で、彼は報酬、訴訟、法人関連業務およびコーポレート・ガバナンス分野において重要な専門知識を培ってきました。キャタリストの元取締役会長であるターレー氏は、多様性における第一人者として知られ、女性にとって平等な市場の参加をサポートし、また、アーンスト・アンド・ヤングで監督していた女性経営企業の戦略的開発を可能にした革新的なプログラムにより、誉れ高いクリスタル・リーダーシップ・アワードを受賞しました。当社に対し、多様性に関する問題について指導してくれます。

エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン

エール大学グローバリゼーション研究センターディレクター、エール大学国際

政治経済学教授

- ・エール大学グローバリゼーション研究センターディレクター、国際政治経済学教授 - 2002年から現在
- ・メキシコ大統領 - 1994年から2000年
- ・メキシコ国政府教育省長官 - 1992年から1993年
- ・メキシコ国政府経済計画・予算担当長官 - 1988年から1992年
- ・メキシコ国政府予算担当次官 - 1987年から1988年
- ・バンコ・デ・メキシコエコノミスト、経済リサーチ部門副部長、FICORCA長官、次官 - 1978年から1987年
- ・シティグループ取締役 - 2010年以降
- ・他法人での取締役就任状況：アルコア・インク、プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー、グルポ・プリザ
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：なし
- ・その他の活動状況：BP（国際諮問委員会委員）、クレディ・スイス・リサーチ・インスティテュート（アドバイザー）、G30（構成員）、インター・アメリカン・ダイアログ（構成員）および天然資源管理機構

セディージョ・ボンセ・デ・レオン氏は、元メキシコ共和国大統領であり、熟達したエコノミストであり、学界の権威です。同氏は、国際事業および経済、金融サービス、規制遵守、法人関連業務、財務報告、リスク管理、コーポレート・ガバナンスの各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。メキシコ中央銀行での勤務（1978年から1987年）、メキシコ政府の予算担当次官（1987年から1988年）、同経済計画予算担当長官（1988年から1992年）、そしてメキシコ大統領（1994年から2000年）等、広範な政府関係役職の経験、エール大学グローバリゼーション研究センターのディレクターとしての役割、エール大学の国際政治経済学の教授および国際地域研究の教授を含む学界での経験を通じて、国際事業、金融サービス、規制遵守、リスク管理の各分野において幅広い経験を有しています。同氏は、グローバル・デベロップメント・ネットワークの会長、世界銀行グループのガバナンスの現代化に関するハイレベル委員会の委員長、G30の構成員、BPおよびザ・コカ・コーラ・カンパニー各社の国際評議会の評議員としての職務を通じて、国際事業、金融サービス、法人関連業務において広範囲にわたる経験を有しています。現在は、アルコア・インクの実業取締役として監査委員会、公募委員会の委員を、さらにプロクター・アンド・ギャンブル・カンパニーの実業取締役として統制・公共責任委員会の委員長と革新・技術委員会の委員、財務委員会の元委員を務め、またスペインのグルポ・プリザの実業取締役であり、以前にはユニオン・パシフィック・コーポレーションの実業取締役として監査委員会と財務委員会の委員を、さらにEDSの実業取締役として統制委員会の委員を務めたことから、財務報告、リスク管理、コーポレート・ガバナンス、法人関連業務における経験をj得ています。

(2) シティグループのその他の業務執行役員

(上記「(1) シティグループの取締役および指名された執行役員」に記載したものを除きます。)

氏名／役職	生年月日	任期	株式の保有状況 (2015年4月29日現在) (株) (注1)
フランシスコ・アリステギエタ ラテンアメリカ地域最高経営責任者	1965年12月20日	該当なし	60,526
スティーブン・バード アジア太平洋地域最高経営責任者	1967年2月24日	該当なし	354,134
ドン・キャラハン オペレーション&テクノロジー部門長	1956年5月16日	該当なし	277,972
ジェームズ・C・カウルズ ヨーロッパ・中東・アフリカ地域 最高経営責任者	1955年5月15日	該当なし	306,982
バーバラ・デソー シティバンク、エヌ・エイ 最高経営責任者	1952年11月4日	該当なし	23,370
ジェームズ・A・フォリス シティ共同社長 インスティテューショナル・クライアント・ グループ最高経営責任者	1963年2月23日	該当なし	445,548
ジョン・C・ガスバック シティグループ最高財務責任者	1953年8月24日	該当なし	312,098
ブラッドフォード・フー チーフ・リスク・オフィサー	1963年5月20日	該当なし	43,641
ブライアン・リーチ フランチャイズ・リスク・アンド・ストラテ ジー責任者	1959年3月10日	該当なし	377,718
マニエル・メディナーモラ シティ共同社長 グローバル個人金融部門最高経営責任者 メキシコ地域会長	1950年8月25日	該当なし	1,000,187
ウィリアム・J・ミルズ 北米地域最高経営責任者	1955年9月24日	該当なし	433,496
マイケル・マリー 人事部門責任者	1965年2月15日	該当なし	30,653
ジェフリー・R・ウォルシュ シティ、コントローラー兼最高会計責任者	1957年12月21日	該当なし	78,896
ローアン・ウィーラシング シティグループ ジェネラル・カウンセルおよびコーポレー ト・セクレタリー	1950年8月23日	該当なし	122,593

(注1) 株式の種類は普通株式です。オプションは含みません。

(注2) シティグループのその他の業務執行役員各々の略歴は、以下のとおりです。

フランシスコ・アリステギエタ

ラテンアメリカ地域最高経営責任者

フランシスコ・アリステギエタ氏は、1994年にベネズエラにおいてシティに入社しました。現在、同氏は、シティグループのラテンアメリカ地域の最高経営責任者であり、この重要な地域においてシティが事業を展開する23ヶ国におけるすべての事業に責任を有しています。ラテンアメリカ地域は、同地域周辺において30,000人を雇用し、シティグループのグローバルの当期利益の16パーセントを占めています。

現在の職務に就く前、同氏は、ラテンアメリカおよびメキシコ地域のシティ・トランザクション・サービス（CTS）部門の責任者を務め、同社のインスティテューショナル・クライアント・グループ（ICG）の中核商品であるキャッシュ・マネジメント、トレード、カストディ、コレスポンディング・バンキングおよび輸出代理ファイナンスを管理していました。また同氏は、バンコ・ナシオナル・デ・メヒコ（以下「バナメックス」といいます。）の執行委員会およびCTSグローバル執行委員会のメンバーでした。

この職務の前には、アリステギエタ氏はアンデス地域諸国およびコロンビアにおける最高経営責任者を務め、その期間、コロンビアおよびアンデス地域諸国（ベネズエラ、コロンビア、ペルー、エクアドルおよびボリビア）におけるすべての事業に責任を有しました。また、その前はシティグループ・ベネズエラの最高経営責任者、その前はエクアドルの最高経営責任者でした。

アリステギエタ氏は、シティの最高経営責任者マイケル・コルバットの直属の部下であり、シティグループのグローバル執行委員会のメンバーです。同氏はまた、チリ最大の金融グループであるバンコ・デ・チリの取締役会のメンバーおよび副会長でもあります。同氏は、シティグループ・ファンデーション委員会、全米ラテンアメリカ商工会議所、南北アメリカ協会および南北アメリカ評議会のメンバーであり、また2003年からはザ・ヤング・プレジデント・オーガナイズーション（YPO）のメンバーとなりました。さらに、同氏は南北アメリカ・ジュニア・アチーブメント委員会や、エクアドル・コロンビア・ベネズエラ銀行協会、全米エクアドル・コロンビア・ベネズエラ商工会議所およびコロンビアのアメリカ企業評議会を含むその他いくつかの委員会のメンバーを務めてきました。同氏はまた、コロンビア市場第三位の規模を有する年金ファンドマネージャーであるコルフォンドの取締役会会長も務めました。

アリステギエタ氏は、1994年にコーポレート・バンクのバイス・プレジデント兼シニア・リレーションシップ・マネージャーとしてシティグループに入社し、1997年にシティ・ベネズエラにおいてコーポレート・バンク、金融機関および公共部門の責任者になりました。同氏は2003年にSC0（シニア・クレジット・オフィサー）の称号を、2008年にはレベルIIの称号を、および2011年にはシティグループにおいてリスク・アプローバル・ビジネスの最高レベルの称号であるレベルIの称号を受けました。

シティグループに入社する前は、ヴストコール・パートナーズにおいて、ベネズエラ、コロンビアおよびブラジルに係るデット・キャピタル・マーケット業務を担当しており、その前はベネズエラ国営石油会社（PDVSA）のプロジェクト・ファイナンス・グループに所属していました。

アリステギエタ氏は、ブリティッシュ・カウンシルおよびベネズエラ国営石油会社の奨学金により英国ロンドンのブルネル大学のMBAを取得し、またベネズエラ、カラカスのメトロポリターナ大学で経営学を専攻し、銀行業務および金融の学位ならびに企業経営の学士号を取得しています。

スティーブン・バード

アジア太平洋地域最高経営責任者

スティーブン・バード氏は、シティのアジア太平洋地域の最高経営責任者であり、中国およびインドを含む、北は韓国から南はオーストラリアに及ぶ地域の17ヶ所にわたる市場における同社のすべての事業に責任を有します。また同氏はシティのグローバル・オペレーティング・コミッティのメンバーです。

バード氏は以前、シティのアジア太平洋地域の共同最高経営責任者を務め、北方アジア地域を担当していました。2006年から2008年までは、アジア太平洋地域の個人金融部門の責任者であり、同地域における3,000万人を超す顧客を対象とするリテール・バンキング、クレジットカードおよび消費者金融事業を担当していました。

その前は、シティ・ジャパンにおいて4年間、クレジットカードおよび消費者金融の最高経営責任者を務め、さらにその前は、シティ・ラテンアメリカにおいて23ヶ国におけるシティのすべての事業を管轄するオペレーション&テクノロジー部門の責任者を務めました。

バード氏は、1998年にシンガポールにおいて、アジア太平洋地域のオペレーション&テクノロジー部門の責任者としてシティに入社し、優れた顧客サービスならびに市場をリードするインターネットおよびモバイルサービスの提供を可能にする、シティの技術的・業務的能力の整備に成功しました。シティの優れた電子商取引サービスは、現在も顧客や業界から評価され続けています。同氏は、2001年にラテンアメリカに異動となりました。

シティに入社する前は、バード氏は英国のGEキャピタルおよびブリティッシュ・スチールにおいて上級経営陣の役職に就いていました。GEキャピタルではシックス・シグマ・プログラムを立ち上げ、GEキャピタル・フリート・サービスズにおいて、顧客重視・継続的改善の文化を確立し、その後、同社において英国事業の取締役役に就任しました。同氏は、GEキャピタルの異なる業務間で、英国自動車業界の資金的ニーズに応える合弁事業会社を設立し、この先駆的な取組みによってGEの「ピナクル・アワード」を受賞しました。

バード氏は、シティのチェアマン・エグゼクティブ・フォーラムおよびGEのヨーロッパ・アドバンスト・リーダーシップ・プログラムのOBです。同氏はまた、アジア協会および米中ビジネス評議会のアジア評議員も務めています。同氏は、カーディフ大学を卒業し、経済および金融においてMBAを取得しています。

ドン・キャラハン

オペレーション&テクノロジー部門長

ドン・キャラハン氏は、シティのオペレーション&テクノロジー部門の責任者であり、その職務は、グローバルのオペレーション&テクノロジーの管理、およびシティ全社のすべての技術に関するグローバルな基準を定めるチーフ・インフラストラクチャー・オフィスの議長です。同氏はまた、収益の拡大を促し、事業を管理し、および顧客実績を向上させるためのシティのデータの集約、保存および利用を可能とするシティのデータ管理プログラムを統率しています。

キャラハン氏は、シティのデジタル戦略イニシアチブを推進するデジタル・ガバナンス・オフィスの議長です。

同氏はまた、総合ビジネスサービスの責任者でもあります。総合ビジネスサービスには共通の機能をシティ・シェアード・サービスに統合することによって生産性を向上させること、また、シティが所有する不動産をグローバルに管理することが含まれます。

キャラハン氏は、2007年10月にシティに入社し、現在はシティのオペレーティング・コミッティのメンバーです。

キャラハン氏は、インターナショナル・ビジネス・マシーンズにおいてそのキャリアを開始し、IBMジャパンの戦略部長を含む、技術開発および戦略企画における地位を歴任しました。

1993年にモルガン・スタンレーに入社し、クライアント・テクノロジーを取り扱うエクイティ部門で勤務した後、事業管理の責任者に就任しました。2006年に、同氏はクレディ・スイスの上級経営チームの一員となり、ニューヨークおよびチューリッヒにおいて顧客の利益推進に関する責任者を務めました。同氏はグレーター・ニューヨークの米国赤十字社およびマンハッタンビル・カレッジの理事を務めており、また、メトロポリタン美術館のビジネス・コミッティのメンバーおよび外交政策協会の研究員でもあります。

ジェームズ・C・カウルズ

ヨーロッパ・中東・アフリカ地域

最高経営責任者

ジェームズ・C・カウルズ氏は、2013年1月にシティのヨーロッパ・中東・アフリカ地域（以下「EMEA」といいます。）の最高経営責任者に指名されました。

現在の地位に就任する前は、カウルズ氏はEMEAの最高業務責任者およびシティの西ヨーロッパ地域の責任者であり、また、EMEAにおけるシティのマーケット責任者、エクイティ部門およびエクイティ・キャピタル・マーケット部門（新規発行商品）のグローバル責任者も務めました。

カウルズ氏は、1979年にスミス・バーニーに入社しました。同氏はこれまでに、株式業務（EMEA）の責任者、投資銀行業務の副責任者、不動産投資銀行業務および中小企業向け抵当貸付取引業務の責任者、デット・キャピタル・マーケット業務の責任者および直接投資業務の責任者を務めてきました。

カウルズ氏は、1977年にデニソン大学で経済学の学士号を取得し、最優秀の成績で卒業しました。また1979年にペンシルベニア大学、ウォートン・スクールを卒業しMBAを取得しました。

バーバラ・デソー

シティバンク、エヌ・エイ

最高経営責任者

バーバラ・デソー氏は、50,000人に達する従業員とともに3,000万を越す世帯に大規模な総合金融サービス事業を提供する、顧客重視のリーダーです。同氏は、住宅ローン／エクイティ・ローン、預金、クレジット／デビットカード、および中小企業向けローンにおけるバンキング・サービスにおいて、常に、戦略的およびオペレーショナルな次世代ソリューション、損益に関する規律および財務目標の達成をもたらしています。同氏の成功は、同氏のインド、ラテンアメリカ、中国およびヨーロッパにおけるバンク・オブ・アメリカの取組みを指揮したことによって得た幅広いグローバルな経営および文化的知識、オペレーショナル・リスク、信用リスク、風評リスクおよび規制リスクの管理における豊かな専門知識、オンラインおよびモバイル・バンキングを支える技術革新を生み出す能力、ならびにバンク・オブ・アメリカおよび多くの非営利団体における執行管理チームのメンバーとしての広範な役員会経験によるものです。

デソー氏は、現在、シティバンク、エヌ・エイの最高経営責任者です。同氏はこの職務に2014年4月に就任しました。デソー氏は、世界100ヶ国以上にあるシティバンクのコーポレート・ガバナンスに責任を有しています。

デソー氏のバンク・オブ・アメリカにおける35年のキャリアにおいて直近の職位は、70億ドル／500万人の顧客／50,000人の部下を有する住宅ローン部門の社長であり、その職位において同氏は最高経営責任者の直属の部下として、バンク・オブ・アメリカとカントリーワイド間の合併吸収取引を一任され、米国最大の抵当貸付オリジネーターとサービサーの統合を指揮しました。同氏は顧客の抵当貸付組成を増やし、複数の事業を売却し、新たなリーダーを採用し、オペレーション・リスク、信用リスク、規制リスクおよび風評リスクをより効率的に管理する機能を構築し、さらに多くの戦略転換が要求される企業規模の倍増に向けてチームを指揮しました。

デソー氏のバンク・オブ・アメリカにおけるその前の職務は、海外市場を扱うグローバル・テクノロジー&オペレーション・エグゼクティブであり、英国、アジア（シンガポール、香港、インド、中国）およびラテンアメリカのバンク・ボストンのチームとともに、最高経営責任者に直属していました。この職務において同氏は、成長および革新計画をテクノロジーを通じてさらに効果的に実現するための機能を改善し、オフショア・チームの設置を通じて品質を向上させ、インフラの改修に投資し、シックス・シグマ集中型機能を構築しました。また、最高経営責任者直属のコンシューマー・プロダクトのプレジデントとして、当座および貯蓄預金口座、クレジットカードおよびデビットカード、第1順位抵当貸付およびホーム・エクイティ、ならびに保険商品、コールセンター、ATM、オンライン銀行、ならびにディーラー・サービスを統括しました。

これ以前に同氏は、マーケティング・ディレクター（同氏はそこで1998年のバンク・オブ・アメリカおよびネーションズバンクの合併後にそれぞれのすべての過去の事業をバンク・オブ・アメリカの新しいブランドとして再生させました。）、銀行業務グループの社長、カリフォルニアの個人向けおよび中小企業向け銀行業務の執行役員、地域マネージャーおよびいくつかの管理職としての職位を経験しています。

デソー氏は、そのキャリアを通じて、広範な役員会および執行委員会における経験を積んでいます。その中にはバンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイの執行常務取締役ならびにビューポワント・エルエルシーの非執行取締役および会長としてのコーポレート上の役割、バンク・オブ・アメリカのクレジット・リスクおよび企業リスク委員会の常任執行管理メンバー、多くの主要なバンク・オブ・アメリカの管理委員会メンバー、ならびに非営利団体における何年間にも及ぶ様々な役員の地位が含まれます。

同氏はカリフォルニア大学バークレー校ハース・スクール・オブ・ビジネスにおいて金融のMBAを、またマウント・ホリヨーク大学で数学の学士号を取得しています。

ジェームズ・A・フォリス

シティ共同社長

インスティテューショナル・クライアント・グループ最高経営責任者

ジェームズ・A・フォリス氏は、2013年1月にシティグループの共同社長およびインスティテューショナル・クライアント・グループの最高経営責任者に指名されました。フォリス氏は、シティグループのオペレーティング・コミティのメンバーであり、拠点をニューヨークに置いています。

インスティテューショナル・クライアント・グループは、市場および証券サービス業務、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション業務ならびに法人金融・投資銀行取引、さらにシティ・プライベートバンクも管轄しています。

フォリス氏は、当初1985年にソロモン・ブラザーズ部門に入社し、そのキャリアを有価証券トレーディングから開始しました。1992年にマネージング・ディレクターに指名され、マーケッツ部門の責任者を含む同部門の様々な管理職を務め、2011年に証券および銀行業務部門の管理を一任されました。

フォリス氏は、1985年にプリンストン大学を最優秀の成績で卒業し、電子工学およびコンピューター・サイエンスにおいて理学士号を取得しました。

ジョン・C・ガスバック

シティグループ最高財務責任者

ジョン・C・ガスバック氏は、2009年7月にシティの最高財務責任者に指名されました。同氏は、当社の財務管理の責任者であり、またシティの経費管理・企業支出およびシティのベンチャー・イニシアチブを指揮しています。最高財務責任者に指名される前は、ガスバック氏はシティのコントローラー兼最高会計責任者でした。

ガスバック氏は、1990年からシティに在籍しており、当社の様々な部門で最高財務責任者およびチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーを歴任しました。同氏は、地域別個人金融部門およびインスティテューショナル・クライアント・グループの両方で経験を積み、ラテンアメリカで最高財務責任者／チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーを務める等、すべての地域部門と緊密に業務を行ってきました。

同氏の職歴はアーサー・アンダーセン・アンド・カンパニーから始まり、1990年にシティに入社する前には、ペン・セントラル・インダストリー・グループの最高財務責任者を務め、その前には、アイティーティーコーポレーションの防衛契約グループ・コントローラーを務めました。ガスバック氏はノートルダム大学で会計学の学位を取得しており、ニューヨーク州の公認会計士資格を有しています。また同氏は、財務会計基準諮問委員会のメンバーです。

ブラッドフォード・フー

チーフ・リスク・オフィサー

ブラッドフォード・フー氏は、2013年1月にシティのチーフ・リスク・オフィサーに指名されました。

当初の4年間、フー氏はアジア地域のチーフ・リスク・オフィサーを務め、同地域の個人向け事業およびインスティテューショナル・クライアント・ビジネス双方にわたり会社のリスクの管理およびリスク追跡に責任を有しました。さらに、フー氏はアジアにおけるシティの担当当局に対する窓口となり、かつアジア地域のリスク管理委員会を指揮しました。

シティに入社する前は、フー氏は20年以上モルガン・スタンレーで勤務し、モルガン・スタンレー台湾の最高経営責任者を務め、その他にも会社経営部門、グローバル・エクイティ部門、グローバル・キャピタル・マーケット部門および投資銀行部門において数々の指導的役割を果たしました。フー氏は、香港、東京および台北にて勤務・在住しながら、アジアにおいて15年以上の経験を積みしました。

フー氏はマサチューセッツ工科大学で経済学を重点的に電気工学およびコンピューター・サイエンスの理学修士および理学士号を取得して卒業し、また、ダートマス大学のエイモス・タック経営大学院ではエドワード・タック奨学生となり、きわめて優秀な成績でMBAを取得しました。

ブライアン・リーチ

フランチャイズ・リスク・アンド・ストラテジー責任者

ブライアン・リーチ氏は、2013年1月にフランチャイズ・リスク・アンド・ストラテジー・グループの責任者に就任しました。この職務において、同氏はシティのリスク・監査・コンプライアンスおよび戦略機能を監督しています。同氏は、シティのチーフ・リスク・オフィサーを約5年務めた後に現職に就任しました。2008年3月より前は、リーチ氏は、モルガン・スタンレーの元同僚数人とともに2005年に設立した投資ファンドであるオールド・レーンの共同最高執行責任者兼チーフ・リスク・オフィサーでした。

オールド・レーン設立前の同氏の金融業界における職歴は、すべてモルガン・スタンレーにおけるものであり、最終的には、社長の直属の部下として法人向け証券業務のリスク・マネージャーを務めました。リスク・マネージャーとして、同氏は資本配分、戦略的な収益向上の機会ならびに与信、市場、およびオペレーショナル・リスク管理のすべての側面を監督しました。同氏は、モルガン・スタンレー・インスティテューショナル・セキュリティーズ・ディビジョン・マネジメント・グループのメンバー、キャピタル・コミットメント委員会の共同議長、およびモルガン・スタンレー財団の理事を務めていました。

1998年10月から1999年12月まで、リーチ氏は、コネクティカット州グリニッジを拠点とするヘッジファンドであったロングターム・キャピタル・マネジメントに出向しました。同氏は、ロングターム・キャピタル・マネジメントの清算を遂行するために世界的な金融機関14社によるコンソーシアムから選任された6名のマネージャーのうちの1名で、そのうち期間中最後まで在任していた2名のうちの1名でした。復帰後、同氏は債券部門の最高業務責任者となり、同部門のリスク、テクノロジー、業務および法的問題について広範囲な監督責任を負いました。

リーチ氏は、ブラウン大学で経済学の学士号を取得し、ハーバード・ビジネス・スクールでMBAを取得しました。

マニエル・メディナーモラ

シティ共同社長

グローバル個人金融部門最高経営責任者

メキシコ地域会長

マニエル・メディナーモラ氏は、グローバル個人金融部門を監督するシティの共同社長です。同氏は、グローバルなすべての個人向けおよび商業銀行業務について責任を有し、その範囲にはリテール・バンキング、ウェルス・マネジメント、クレジットカード、抵当貸付およびそれらの業務をサポートするオペレーション&テクノロジー部門が含まれます。メディナーモラ氏はまた、メキシコにおけるシティのフランチャイズの監督も行っています。

2010年初頭において、メディナーモラ氏は、ラテンアメリカ地域およびメキシコの最高経営責任者としての職務に加えて、北米個人金融部門の責任者に指名されました。同氏はまた、シティのグローバル個人金融部門の戦略策定および実施について責任を負うグローバル個人部門評議会の議長にも就任しました。2011年度末、メディナーモラ氏は、シティのグローバル個人金融部門の最高責任者に任命されました。

メディナーモラ氏はスタンフォード大学でMBAを取得し、1976年にバナメックスに再び入社しました。その後数年間、同氏は個人向けおよび商業銀行業務、法人金融部門ならびにトレジャリー部門に所属し、また、ロンドン、ニューヨークおよびカリフォルニアにおいて上級経営陣の役職に就きました。メディナーモラ氏は1996年から2001年までグルポ・バナメックス・アクシバル（以下「バナッシ」といいます。）の最高経営責任者を務めました。同氏の指揮の下、バナッシはメキシコの金融機関の中で唯一、その株式価値を下げることなくメキシコの金融危機を乗り切りました。メディナーモラ氏の在任期間中、バナッシの時価総額は33億ドルから3倍以上の125億ドルになりました（シティによる買収前は108億ドル）。2001年、バナメックスはシティに統合され、メディナーモラ氏はメキシコの責任者となりました。それ以降、当期利益は3倍以上となり、バナメックスはメキシコにおいて最も大規模で好調かつ格付けの良い金融グループの1つとしての地位を維持しています。

2004年初頭にメディナーモラ氏はラテンアメリカ地域全体の最高経営責任者となり、同氏の役割は大きくなりました。最高経営責任者として、同氏はシティにおいて同地域の事業を大幅に拡大させ、同氏の就任中、同地域のシティ全体の利益に占める割合は10パーセントから21パーセントに増加しました。

メディナーモラ氏は、パナメックスの名高い金融教育プログラムの創設を含め、メキシコにおいて地域社会および文化活動に積極的な役割を果たしています。同氏はまた、スタンフォード大学経営学大学院の諮問委員会の活動的なメンバーでもあります。

ウィリアム・J・ミルズ **北米地域最高経営責任者**

ウィリアム・J・ミルズ氏は、シティの北米地域の最高経営責任者です。同氏は、世界101ヶ国におけるシティ地域開発および米国外フランチャイズ経営の責任者であり、またシティ・ホールディングスおよびシティの日本における事業に対しても責任を有しています。

2008年から2011年までは、同氏はヨーロッパ・中東・アフリカ地域（以下「EMEA」といいます。）の最高経営責任者であり、同氏はこの地域全域において、個人、企業、機関投資家および政府を含むシティの幅広い顧客層のすべての業績に責任を有しました。北米におけるこの職位において、ミルズ氏は同地域におけるシティの事業のために顧客サービス、規制当局に対する協力、および費用の管理に注力しました。

ミルズ氏は、EMEAの最高経営責任者に就任する前は、EMEAのシティ・マーケット・アンド・バンキングの会長兼最高経営責任者でした。

ミルズ氏は、シティに在籍する30年を含め、投資銀行業における35年を超える経験を有しています。ロンドンに異動する前、同氏はソロモン・スミス・バーニー・アジア・パシフィックの最高経営責任者およびソロモン・スミス・バーニーの経営委員会のメンバーでした。その職務においてミルズ氏は、アジア、オーストラリア、ニュージーランドおよびインド亜大陸で運営される同社の投資銀行業、エクイティ、債券、プライベート・クライアント・サービスおよびその他の事業の責任者でした。ミルズ氏はニューヨークでシティでのキャリアを開始させ、そこで、スミス・バーニーにおいてデッド・オリジネーションおよび証券化のグループを立ち上げて同グループを率い、スミス・バーニーの金融機関部門の共同責任者を務め、また、投資銀行部門の共同責任者を5年間務めました。ミルズ氏は、1982年にスミス・バーニーに入社する前は、スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーションのバイス・プレジデントを務めており、同社では仕組金融格付委員会のメンバーでした。

ミルズ氏は、世界金融市場協会（GFMA）およびシティグループ・グローバル・マーケット・インク（CGMI）の役員会ならびに英国財務大臣の金融サービス国際競争力グループのメンバーでした。同氏は、外交政策協会の研究員であり、英国キャリア・アカデミー諮問委員会およびアメリカ・トルコ協会理事会のメンバーです。同氏は1977年にデニソン大学を卒業しています。

マイケル・マリー

人事部門責任者

マイケル・マリー氏は、1996年のシティ入社以来、シティの人事機能の職務に就いており、直近まで報酬、給付および採用部門（Compensation, Benefits and Recruiting）のグローバル責任者でした。同氏は、2014年7月にシティの人事部門責任者に指名されました。

マリー氏は、シティの人事部門において、シティ・オルタナティブ・インベストメンツ部門のシニア・ヒューマン・リソース・オフィサー、給付、執行役員啓発部門（Benefits, Executive Development）のディレクターならびにファイナンスおよびM&A部門（Finance and M&A）のディレクターを歴任しています。

シティ入社前、マリー氏は、国際的な給付を専門とする従業員給付コンサルタントでした。

マリー氏はコルゲート大学数学科を最優等で卒業しました。同氏は1991年にアクチュアリー会（Society of Actuaries）のアソシエイト、1996年に登録アクチュアリーの資格を取得しました。

ジェフリー・R・ウォルシュ

コントローラー兼最高会計責任者

ジェフリー・ウォルシュ氏は2009年7月からシティのコントローラー兼最高会計責任者を務めています。

シティにおける同氏の23年間のキャリアにおいて、ウォルシュ氏は以下を含め、多くの多様な財務の職務を務めました。

- ・再編におけるシティの責任者（2009年2月から7月）
- ・グローバル個人金融グループのコントローラー（2008年）
- ・北米地域個人向けカードおよびグローバル・カードの共同最高財務責任者代理（2008年4月から9月）
- ・北米カードのコントローラー（2007年）
- ・米国外業務を取り扱う米国外業務のシニア・ファイナンス・オフィサーおよびシティグループの副コントローラー（2004年9月から2007年2月）

その他：

- ・GCG EMEAの最高財務責任者
- ・シティグループ・インターナショナル・ピーエルシー最高財務責任者（英国／ヨーロッパ金融機関）
- ・英国カントリー・コントローラー

シティに入社する前、ウォルシュ氏は、ロサンゼルスおよびニューヨークにおいて、KPMGのプロフェッショナル・プラクティスを含む部門に11年間勤務しました。

ローアン・ウィーラシグ

ジェネラル・カウンセルおよびコーポレート・セクレタリー

ローアン・ウィーラシグ氏は、2012年6月にジェネラル・カウンセルおよびコーポレート・セクレタリーとしてシティに入社しました。同氏は、事業別の法律顧問、地域別の法律顧問および企業代理の法律顧問を含むシティのグローバル・リーガル・チームを監督しています。

シティに入社する前、ウィーラシグ氏は、企業、金融機関および政府機関を顧客に抱え世界20都市のオフィスに約900名の弁護士を擁する国際法律事務所であるシャーマン・アンド・スターリングのシニア・パートナーでした。同氏は1977年にシャーマン・アンド・スターリングに入所し、1985年にパートナーに就任、その後2005年からはシニア・パートナーとして執務しました。過去35年間にわたり、同氏はコーポレート・ガバナンス、複雑な企業取引ならびにIPOおよび債券発行等のキャピタル・マーケットにおける募集等の分野に関して世界各国の金融機関および企業に助言し、またこれらの代理人を務めてきました。

ウィーラシグ氏は、1972年にハーバード大学を卒業し、また1977年にハーバード・ビジネス・スクールおよびハーバード・ロー・スクールでMBAおよび法学博士の学位を取得しています。同氏は、カーネギー国際平和財団の理事をはじめとして、その他複数のポストに就いています。

[次へ](#)

(3) 取締役および役員の報酬および特典

取締役の報酬

取締役の報酬は、取締役会によって決定されます。1986年の新規株式公開以来、シティは社外取締役への報酬の全部または一部を普通株式で支給し、取締役が他の株主と共通の持分権を所有するようにしています。指名・統治および広報委員会は、取締役会に対して取締役報酬に関する勧告を行います。当該委員会は、取締役の任務を行うのに適格な候補者を確保し、取締役の株式保有を奨励する慣行を推進するため、評価基準の見直しを定期的に行っています。2014年においては、社外の専門的アドバイザーより、同業他社の取締役報酬に関する評価基準を入手しています。かかる評価基準に照らして現行の報酬プログラムを検討した結果、当該委員会は、2014年5月1日付で取締役報酬を以下のとおり変更しました：シティの監査委員会およびシティのリスク管理委員会の委員長報酬を35,000ドルから50,000ドルに引き上げ、シティバンク、エヌ・エイ取締役としての役務に対する報酬を50,000ドルから25,000ドルに引き下げ、シティバンク、エヌ・エイの各委員会の委員長に支払われていた15,000ドルの委員長報酬を撤廃しました。また、ある取締役がシティグループ取締役会の3つ以上の委員会の委員を務め、またはシティバンク、エヌ・エイ取締役およびシティグループ取締役会の2つ以上の委員会の委員を務めている場合、当該取締役は、委員を務めるシティグループ取締役会の追加の各委員会について、25,000ドルの増分報酬を受領します。

社外取締役の報酬プログラムの主要な特徴：

- ・社外取締役は年間現金報酬75,000ドルとともに150,000ドル相当の繰延株式報奨を受領しています。繰延株式報奨は、一般に、年間インセンティブが上級執行役員に付与される日と同じ日に付与されます。繰延株式報奨は、一般に付与から2年を経過した日に交付可能となりますが、取締役は報奨の受領をその日の後に繰り延べることができます。2011年度の繰延株式報奨の付与を始めとして、取締役が繰延期間の満了前かつ72歳未満で、個人的な理由により取締役会を去る場合には、当該取締役は繰延株式報奨を喪失せず、比例配分による報奨が規定に従って交付されます。取締役は、全部または一部の現金報酬を普通株式の形で受け取ることを選ぶことができ、当該普通株式の受取を繰り延べることもできます。
- ・シティまたはその子会社の従業員である取締役は、取締役としての任務に対して報酬を受領しません。
- ・シティの会長は年間報酬として500,000ドルの会長報酬を受領しますが、75パーセントはシティ普通株式の繰延株式として、25パーセントは現金またはシティ普通株式の繰延株式として支払われます。
- ・監査委員会およびリスク管理委員会の委員長は、年間50,000ドルの追加報酬を受領します。
- ・ある取締役がシティグループ取締役会の3つ以上の委員会の委員を務め、またはシティバンク、エヌ・エイ取締役およびシティグループ取締役会の2つ以上の委員会の委員を務めている場合、当該取締役は、委員を務めるシティグループ取締役会の追加の各委員会について、25,000ドルの増分報酬を受領します。特別な任務に対する追加報酬は個別に決定することができます。

- ・スペロ氏、テイラー氏、ヘンス氏、ライナー氏、ライアン氏、サントメロ氏およびターレー氏はシティバンク、エヌ・エイの取締役を務めています。シティバンク、エヌ・エイの各社外取締役には、年間25,000ドルを年間現金報酬として受領する権利があります。
- ・すべての年間報酬および委員長報酬は現金または株式で四半期毎に分けて均等に支払われます。これらの報酬は、下記の社外取締役報酬一覧表で報告されています。
- ・シティは、取締役会や委員会への出席またはその他シティの取締役としての任務の遂行に伴い発生した費用を取締役に払い戻しています。このような費用には食費、宿泊費および交通費が含まれます。
- ・スペロ氏、テイラー氏、ヘンス氏、ライアン氏、トンプソン氏およびセディージョ氏は、年間を通じて、法令遵守問題および海外子会社の企業統治といったテーマを対象とする多くの特別委員会の委員および／または委員長を務めました。

下表は、2014年度の社外取締役の報酬に関する情報を示したものです。

2014年度取締役報酬一覧表

氏名	現金で 稼得 された または 支払わ れた報酬 (\$) ⁽¹⁾	株式報酬 (\$) ⁽¹⁾⁽²⁾	オプション 報酬 (\$) ⁽³⁾	株式以外の インセン ティブ・ プラン報酬 (\$)	年金金額 および 非適格 繰延報酬 の増減 (\$)	その他 すべての 報酬 (\$)	合計 (\$)
ダンカン・P・ヘンス	\$ 151,250	\$ 150,000	-	-	-	-	\$ 301,250
フランツ・B・ハマー	\$ 113,750	\$ 150,000	-	-	-	-	\$ 263,750
ロバート・L・ジョス ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	\$ 62,500	\$ 37,500	-	-	-	\$ 87,500	\$ 187,500
マイケル・E・オニール ⁽⁶⁾	\$ 500,000	-	-	-	-	-	\$ 500,000
ゲーリー・M・ライナー	\$ 132,500	\$ 150,000	-	-	-	-	\$ 282,500
ジュディス・ルーディン	\$ 93,750	\$ 150,000	-	-	-	-	\$ 243,750
ロバート・L・ライアン	\$ 182,500	\$ 150,000	-	-	-	-	\$ 332,500
アンソニー・M・サントメ ロ	\$ 228,750	\$ 150,000	-	-	-	-	\$ 378,750
ジョアン・E・スペロ	\$ 125,000	\$ 150,000	-	-	-	-	\$ 275,000
ダイアナ・L・テイラー	\$ 210,000	\$ 150,000	-	-	-	-	\$ 360,000
ウィリアム・S・トンプソ ン	\$ 128,750	\$ 150,000	-	-	-	-	\$ 278,750
ジェームズ・S・ターレー	\$ 162,500	\$ 150,000	-	-	-	-	\$ 312,500
エルネスト・セディ ー ジョ・ポンセ・デ・レオ ン	\$ 93,750	\$ 150,000	-	-	-	-	\$ 243,750

(1) 取締役は、現金報酬の全部または一部をシティの普通株式で受領するよう選択することができ、さらにこの普通株式の受領を繰り延べることを選択することもできます。何名かの取締役は、株式の受領を繰り延べています。スペロ氏およびルーディン氏は、下記の表に示すように、2014年の現金報酬および／または会長報酬の全部または一部を繰延株式で受領することを選択しました。オニール氏は、下記の表に示すように、会長報酬を繰延株式で受領することを選択しました。ライナー氏およびトンプソン氏は現金報酬を株式（100パーセント）で受領することを選択しました。両氏は報酬の繰延を選択しませんでした。したがって、それぞれ1,981株および2,523株が両氏に四半期毎に支給されました。

氏名	現金で稼得された または支払われた 報酬	株式で支払われる繰延報酬	
		ユニットの数	ユニットの価値
ダンカン・P・ヘンス	\$ 151,250	-	-
フランツ・B・ハマー	\$ 113,750	-	-
ロバート・L・ジョス	\$ 62,500	-	-
マイケル・E・オニール		9,829	\$ 500,000
ゲーリー・M・ライナー	\$ 132,500	-	-
ジュディス・ルーディン		1,837	\$ 93,750
ロバート・L・ライアン	\$ 182,500	-	-
アンソニー・M・サントメロ	\$ 228,750	-	-
ジョアン・E・スペロ	\$ 31,250	1,837	\$ 93,750
ダイアナ・L・テイラー	\$ 210,000	-	-
ウィリアム・S・トンプソン	\$ 128,750	-	-
ジェームズ・S・ターレー	\$ 162,500	-	-
エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン	\$ 93,750	-	-

(2) 本項目の記載額は、2014年度繰延株式報酬の付与日現在の公正価値の総額を示したものです。付与日現在の公正価値は、付与日である2014年2月18日時点で、ニューヨーク証券取引所におけるシティの普通株式の付与日直前の5取引日の終値の平均値により決定された付与価格を基礎としています。下記の表の金額は繰延株式報酬のみを示しており、現金報酬および／または会長もしくは委員会委員長の報酬の代わりに付与された株式報酬は含まれていません。この繰延株式報酬の付与日現在の公正価値は、次のとおりです。

氏名	2014年度に 付与された 繰延株式(数)	付与日の公正 価値(ドル)
ダンカン・P・ヘンス	3,020	\$ 150,000
フランツ・B・ハマー	3,020	\$ 150,000
ロバート・L・ジョス*	755	\$ 37,500
マイケル・E・オニール	-	-
ゲーリー・M・ライナー	3,020	\$ 150,000
ジュディス・ルーディン	3,020	\$ 150,000
ロバート・L・ライアン	3,020	\$ 150,000
アンソニー・M・サントメロ	3,020	\$ 150,000
ジョアン・E・スペロ	3,020	\$ 150,000
ダイアナ・L・テイラー	3,020	\$ 150,000
ウィリアム・S・トンプソン	3,020	\$ 150,000
ジェームズ・S・ターレー	3,020	\$ 150,000
エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン	3,020	\$ 150,000

* ジョス氏は2014年4月22日に取締役を退任したため、同氏の繰延株式報酬は比例配分して付与されています。

2014年末現在の繰延株式の総数は以下のとおりです。

氏名	株式数
ダンカン・P・ヘンス	3,433
フランツ・B・ハマー	10,636
マイケル・E・オニール	51,352
ゲーリー・M・ライナー	4,553
ジュディス・ルーディン	29,516
ロバート・L・ライアン	22,381
アンソニー・M・サントメロ	26,580
ジョアン・E・スペロ	15,792
ダイアナ・L・テイラー	18,649
ウィリアム・S・トンプソン	6,441
ジェームズ・S・ターレー	4,557
エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン	17,306

- (3) 2009年度からは、取締役は普通株式を購入できるオプションの形式で報酬を受領することが選択できなくなりました。
 (4) ロバート・L・ジョス氏は、2014年、当社に提供したコンサルティング・サービスに対して87,500ドルを稼得しました。
 (5) ジョス氏は、2014年4月22日に取締役を退任しました。
 (6) オニール氏は、シティの会長として年間500,000ドルの会長報酬を受領します。

下表は、社外取締役がその繰延株式勘定に保有している普通株式に関して、2014年に当該取締役を支払われた配当等価物および利息の金額を示すものです。

氏名	繰延株式勘定に 関して支払われた 配当等価物 および利息 ⁽¹⁾
ダンカン・P・ヘンス	\$ 137
フランツ・B・ハマー	\$ 425
ロバート・L・ジョス	\$ 83
マイケル・E・オニール	\$ 1,813
ゲーリー・M・ライナー	\$ 182
ジュディス・ルーディン	\$ 1,133
ロバート・L・ライアン	\$ 895
アンソニー・M・サントメロ	\$ 1,063
ジョアン・E・スペロ	\$ 585
ダイアナ・L・テイラー	\$ 746
ウィリアム・S・トンプソン	\$ 258
ジェームズ・S・ターレー	\$ 182
エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン	\$ 692

- (1) 配当等価物は、株主に支払われている配当と同じ1株当たり金額および時期をもって、四半期毎に支払われます。利息は、配当等価物の額につき、その支払日より四半期末まで発生します。四半期末には、配当等価物は、取締役に現金で交付されるか、追加的な繰延株式に再投資されます。シティは2011年6月に四半期配当の支払を再開しています。取締役に支払われる金額の差異は、就任期間や、それぞれの取締役が選択した現金報酬や繰延株式報酬の受領方法等、様々な要因に起因します。一般に、長期にわたり取締役を務めている者は、就任期間がより短い者より繰延株式勘定で保有する株式の数が多くなり、結果として、より高額な配当等価物の支払を受けることになります。各取締役が保有する株式の数は、2015年3月18日付議決権代理行使参考書類の「株式所有」に報告されています。

報酬の検討および分析

報酬の検討および分析では、以下を検討しました。

- ・シティの報酬プログラムおよび2014年度の最高経営責任者への支払の概要
- ・シティの2014年度の業績および株主総還元額（それぞれ同業他社と比較）が当社の報酬決定に対して有する意味合い
- ・当社の報酬の枠組みおよびスコアカードを用いて委員会が当社の指名された執行役員に付与した2014年度の報奨
- ・リスクおよびインセンティブ報酬に対する当社の継続的着目
- ・役員報酬に関する当社の強固な方針および慣行

2014年度の抜粋報酬一覧表および関連する報酬情報は、下記「2014年度抜粋報酬一覧表および報酬情報」に記載されています。

エグゼクティブ・サマリー

当社の報酬枠組みの概観 — シティは、2014年度初期に終了する2年間に、役員報酬プログラムの全面的見直しを行いました。その結果実施されている新たな役員報酬の枠組みについては、株主から好意的なフィードバックを受けています。当該枠組みに基づき、当社は、年度初期に設定する予め規定された客観的財務・非財務目標に基づいて、役員のインセンティブ報酬の付与を行います。財務目標に用いられる評価指標は当社事業の実績の測定に用いる評価指標であり、非財務目標は戦略的優先事項（リスクや統制に関するものを含みます。）を対象としています。年度末以後、委員会は、予め規定された目標に対するシティおよび個人の実績を、スコアカードを用いて評価します。その上で、指名された執行役員各人について、スコアカードを基に客観的業績評価点が決定され、当該評価点が、各役職に対する報酬の市場中央値の推定レンジと比較されます。一般的に、客観的業績評価点が高いほど暫定的報酬は市場中央値を上回り、低いほど暫定的報酬は市場中央値を下回ります。委員会は次に、報酬枠組みにより算出された暫定的報酬レンジを見直して、当該プロセスを経て生み出されたインセンティブ報奨が適切かを決定します。最後に、委員会は、当該年度中のその他の重要な要因を反映して、暫定的報奨を調整します。

2014年度実績に対する報酬枠組みの適用 — 当社の報酬枠組みの下では、財務目標の達成度は客観的業績評価点の70パーセントを占め、非財務目標の達成度は30パーセントを占めています。財務目標の達成度は、当社の年間事業計画（上級経営陣が予測営業実績に基づいて策定し、取締役会の承認を受けます。）と比較した業績によって評価されます。2014年度は、一部の事業が計画を上回る業績を上げ、主要な戦略的非財務目標を達成したものの、シティの業績は概して計画を下回りました。これは、主に、未解決の法的問題の解決に関して多額の費用が発生したことと、組織の簡素化および強化のために負担した事業再編費用が増加したことによるものです。2014年度の業績が計画を下回ったため、報酬枠組みに基づいて算出された客観的業績評価点により、指名された執行役員各人に対する報酬は、すべてのスコアカードに共通して、一般的に市場中央値と同じかまたは下回りました。

委員会は、客観的業績評価点、同業他社および過年度と比べた2014年度の業績、ならびに各役員の報酬とその役職の市場中央値との関係を慎重に検討しました。その上で委員会は、2014年度の包括的資本分析の結果、シティのメキシコの事業基盤に関する開示された統制問題および外国為替事業に関する開示された法律上・規制上の事態の進展を考慮して暫定的報奨の金額を確定し、指名された執行役員のインセンティブ報奨について特定の下方向修正を行いました。かかる下方向修正については下記「スコアカードの読み方」および「指名された執行役員の2014年度のスコアカード」で詳述します。当該最終決定により、最高経営責任者および指名された執行役員のほとんどについては前年度に比べて報酬が減少し、指名された執行役員のうち報酬総額が増加した者はいませんでした。

最高経営責任者の報酬の減額 — 最高経営責任者マイケル・コルバットの2014年度の年間報酬総額は13百万ドルでした。これは、1.5百万ドルの基本給と11.5百万ドルの年間インセンティブ報奨により構成されており、最高経営責任者職の推定市場中央値を下回りました。

最高経営責任者に対する支払	2013年度業績	2014年度業績	業績減少率 (%)
基本給	\$ 1,500,000	\$ 1,500,000	0%
年間インセンティブ	\$ 13,000,000	\$ 11,500,000	(11%)
合計	\$ 14,500,000	\$ 13,000,000	(10%)

報酬と株主還元額の連動の強化 — 2012年度および2013年度の業績について実施された報奨体系と同様、2014年度の業績に対するインセンティブ報奨は、40パーセントは現金で、30パーセントは4年間にわたって業績に基づく権利確定が行われる繰延株式で、30パーセントは業績連動株式ユニットで交付されました。繰延株式と業績連動株式ユニットの価値は、いずれも、シティの普通株式の実績に基づいて決定されます。また、2014年度の業績に対して付与された業績連動株式ユニットは、同業他社と比較した株主総還元額および3年の業績期間（2015年度から2017年度）の平均資産利益率について、シティが特定の予め決められた水準を達成した場合にのみ、2017年度末に稼得されます。当社の業績連動株式ユニットに用いられる評価指標については、下記「2014年度の業績に対するインセンティブ報奨の形式と構成」で詳述します。

過去2年間の各年に付与された残存する業績連動株式ユニットの現在価値は、2014年度末までのシティの相対的株主総還元額および平均資産利益率により大幅に縮小していますが、これは、報酬と長期業績が連動していることを示しています。当社の業績連動型報酬体系に基づき、シティの2014年度の財務実績は当年度の報奨の目標額だけでなく、過年度に関して付与された報奨の現在価値にも影響を与えます。例えば、次の表では、相対的株主総還元額、平均資産利益率およびシティ普通株式の同日現在の株価が、該当する業績期間末まで変化しないと仮定して、コルバット氏の残存する業績連動株式ユニットの2014年12月31日現在の状況を示しています。

最高経営責任者に 対する報奨付与日	業績測定期間 の終了日	付与日現在 額面価額	2014年 12月31日現在		
			推定価額 ⁽¹⁾	減少額	減少率（％）
2013年2月19日	2015年12月31日	\$ 3,135,244	\$ 1,932,755	(\$ 1,202,489)	(38%)
2014年2月18日	2016年12月31日	\$ 3,900,000	\$ 0	(\$ 3,900,000)	(100%)
合計		\$ 7,035,244	\$ 1,932,755	(\$ 5,102,489)	(73%)

(1) 表に示した業績連動株式ユニットの価値は、下記「スコアカードの読み方」に記載するとおり、2014年度の住宅ローン担保証券等に関する和解が一定の財務成績に及ぼした影響を除外したものです。

2つの残存する業績連動株式ユニット報奨のそれぞれに関する潜在的支払額が目標を下回ったにもかかわらず、当社の業績連動株式ユニット報奨における2014年度の業績基準は、当社の過去の例と変わらず、より厳しいものとなりました。特に、2014年度の業績に対して2015年2月18日に付与された業績連動株式ユニットに関する平均資産利益率の100パーセント目標値は、前年度の報奨の100パーセント目標値が0.85パーセントであったのに対して、0.90パーセントとなりました。

ガバナンス — シティは、業績と連動する直接報酬体系に加え、強固な報酬ガバナンス慣行を有しています。当社の「報酬理念」(Compensation Philosophy)は、かかるガバナンス慣行の基礎をなすものであり、www.citigroup.com/citi/investor/corporate_governance.htmlで公開されています。当社は過去数年間にわたり、株主や議決権行使助言会社との継続的関与を通して、当社のガバナンス慣行の多くを改善してきました。

当社の慣行

- ・ **業績連動型報酬** — 変動報酬は指名された執行役員の年間報酬の85パーセント以上を構成しており、結果的に、報酬の大部分が、前年度の業績に基づいて付与されています。変動報酬の60パーセントは、繰り延べられますが、権利確定期間が3年または4年にわたるシティ普通株式の価値に基づいて変動するため、さらに減額の危険にさらされます。繰延報酬の半分は業績連動株式ユニットで交付されますが、これもやはり3年の業績期間におけるシティの相対的株主総還元額および平均資産利益率に基づいており、減額の危険にさらされます。
- ・ **クローバック** — 指名された執行役員に付与される株式報酬およびその他の繰延報酬は、下記「執行役員報酬に関するシティのその他の方針」で説明するとおり、クローバック規定の対象となります。
- ・ **独立した助言** — 委員会の報酬コンサルタントは、取締役会に対する役務の他にはシティのためにいかなる作業も行わず、委員会は当該コンサルタントに依拠して当社の報酬枠組みをチェックし、その結果について見解を述べます。
- ・ **株式保有義務** — 執行役員は、執行役員である限り、シティのインセンティブ報酬プログラムを通じて取得した正味株式（税引後）の少なくとも75パーセントを保有することを義務付けられています。
- ・ **退職後の株式保持要件** — 当社は、各執行役員に対し、退任後1年間は、すでにシティに雇用されていなくとも、株式保有義務の対象である株式の少なくとも50パーセントを保有し続けることを義務付けています。
- ・ **リスク管理** — 当社は強固なリスクおよび統制方針を有しており、指名された執行役員各人に対する報酬の決定に当たって、リスク管理を考慮に入れています。

禁止事項

- ・ **役員の退職給付、役職手当またはその他の特別給付の制限** — 業績に応じて報酬を支払うという理念に従い、シティは、個人的な無料の航空機使用や特別な役員向け医療給付といった個人的手当を指名された執行役員に支給していません。指名された執行役員のいずれにも、非適格役員退職プログラムに基づいて追加給付の確定を受ける権利はありません。
- ・ **シティ株式のヘッジまたは担保提供の禁止** — シティは、執行役員によるシティ普通株式のヘッジまたは担保提供を全面的に禁止しています。
- ・ **複数年にわたる報酬保証の禁止** — 当社のプログラムには、軽率なリスク・テakingを誘引しないための様々な機能（複数年にわたる保証を行わないこと等）があります。
- ・ **支配権の変更における「シングル・トリガー」の禁止** — 当社の株式インセンティブ・プランには、支配権の変更時における「ダブル・トリガー」の機能があります。すなわち、加入者の報酬の権利が確定するには、シティグループの支配権の変更と会社都合による雇用終了の両方が発生していなければなりません。

- ・ **支配権の変更に関する契約、離職契約または税金のグロスアップの不存在** — 指名された執行役員は、支配権の変更時における報酬を対象とし、または税金のグロスアップについて定める特別な契約を締結していません。指名された執行役員には、法的に義務付けられまたはその他広範に支給される給付以上の「ゴールデン・パラシュート」（すなわち、退職金）を受ける権利はありません。
- ・ **雇用契約の広範な使用の禁止** — 当社は、雇用契約の使用に制限を設けており、その条項は下記「執行役員報酬に関するシティのその他の方針」に記載する統制に服しています。

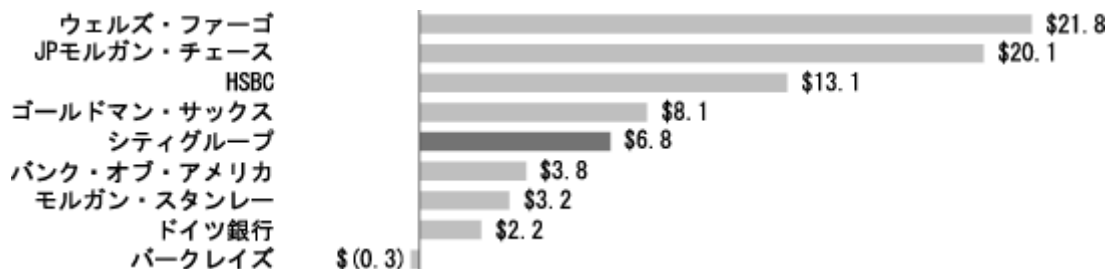
2014年度の当社の業績

当社は、当社の役員報酬の決定が、絶対的にもまた同業他社との対比においても、シティの業績に照らして検討されるべきだと考えています。下記の表に記載された同業他社は、当社が役員報酬を決定する際のベンチマークとして用いているグループです。これらの表は、当社の2014年度の財務成績および株主総還元額が概ね同業他社グループの中間域の範囲に収まったものの、資本利益率は中間域の下端であったことを示しています。

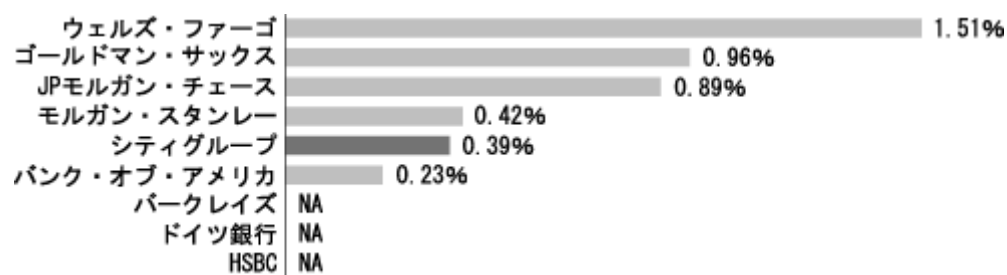
費用比率⁽¹⁾



普通株主に対する当期利益⁽²⁾

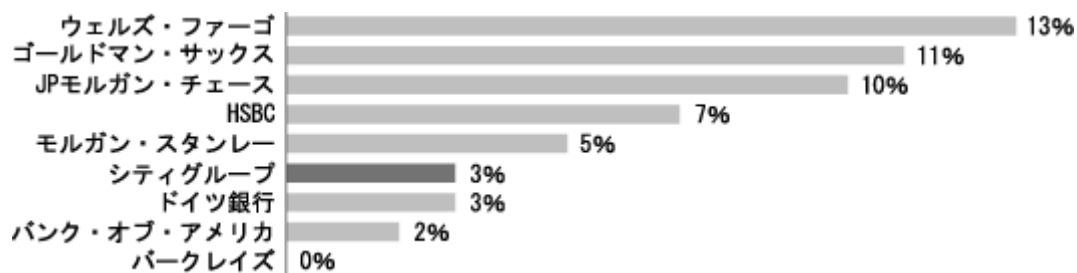


資産利益率⁽³⁾

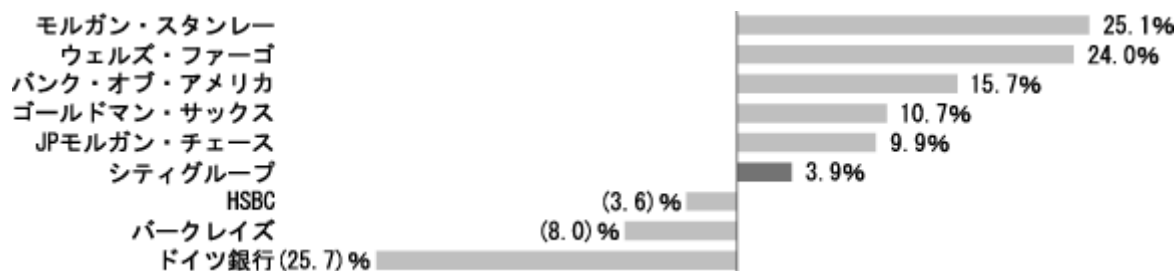


- (1) 費用比率は、営業費用合計を収益合計（支払利息控除後）で除したものです。したがって、一般的には、費用比率が高い場合に比べ、費用比率が低いほど良いことになります。
- (2) 表示された金額は、10億米ドル単位。パークレイズおよびドイツ銀行の業績については、2014年の平均為替レートで米ドルに換算しています。優先株式配当は、この目的では当期利益から除外しています。
- (3) 資産利益率は、当期利益を平均資産合計で除したものです。資産利益率については、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して報告を行っている国際的な同業他社は含まれていません。米国GAAPに従い作成された金融機関の貸借対照表上に報告された資産は、IFRSに従い作成された金融機関の貸借対照表上に報告された資産と対比することはできません。したがって、資産利益率についても対比することができません。

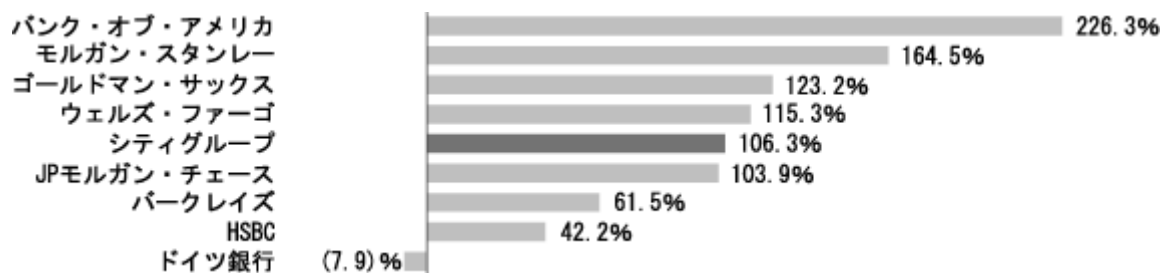
普通株主持分利益率⁽¹⁾



1年間の株主総還元額⁽²⁾



3年間の累積株主総還元額⁽²⁾



(1) 普通株主持分利益率は、普通株主に帰属する当期利益を普通株主持分の平均で除したものです。

(2) 出典：主たる上場取引所（バークレイズおよびHSBCについてはロンドン証券取引所、ドイツ銀行については法兰克福証券取引所、その他については、ニューヨーク証券取引所）を考慮した第三者の公開データベースおよび会社のウェブサイト。株主総還元額については、一定期間における株価の上昇（配当再投資の影響を含みます。）を指し、当該期間の期首の株価に対する百分率で表示されます。株主総還元額は、シティの業績連動株式ユニットの相対的株主総還元額の算出に用いる手法と同じ手法で表示されています。

シティの役員報酬の付与

シティの役員報酬の枠組み

指名された執行役員の2014年度の業績に基づくインセンティブ報酬は、以下の5段階のステップを用いた報酬枠組みに基づいて付与されました。

ステップ1：目標と加重値の決定 — 指名された執行役員各人について、2014年度の財務・非財務業績目標を2014年度第1四半期に定め、4月に委員会の承認を受けました。次に、当該各目標の相対的加重値も決めました。前述のとおり、財務目標は、当該年度の事業計画に基づいて決定されました。指名された執行役員が事業部のリーダーである場合には、シティの業績および事業部の業績の両方を基礎とする一定の財務目標がありました。指名された執行役員各人の非財務目標は、堅固なリスク管理および統制慣行に対する統一的な期待に加え、指名された執行役員各人の役割に応じた個別の戦略的考慮事項を反映するものでした。2014年度において指名された執行役員各人に適用される個別の目標については、下記「スコアカードの読み方」以降に記載されます。

ステップ2：暫定的業績評価点の算出 — 年度末以後、各目標に対する執行役員の業績が評価され、各目標につき業績評価点が決定されました。その年の前半に定められた相対的加重値に従い、財務目標に係る評価点は70パーセントの比率、非財務目標に係る評価点は30パーセントの比率で加重平均された上で、指名された執行役員各人に対する全体的な暫定的業績評価点が決定されました。委員会と最高経営責任者は、他の指名された執行役員の業績の評価点を付け、委員会は最高経営責任者の業績の評価点を付けました。リスクおよび統制の結果は客観的加重業績評価点に反映され、委員会はさらに下記ステップ5に記載したリスクおよび統制の結果を反映して報酬の下方修正を行いました。

ステップ3：市場における推定報酬レンジを検討 — 委員会は、指名された執行役員各人の役職に対応する報酬レンジの市場調査を検討しました（報酬レンジの中央値の推定を含みます。）。この調査は、経営陣が特定したパラメーターを用いて第三者の業者が行い、委員会の独立報酬コンサルタントも全体的な結果を検討しました。委員会は、報酬に関する開示情報を基に同業他社の過去と現在の報酬についても検討し、各執行役員職に関する市場での推定報酬レンジを導き出しました。

シティの同業他社グループは、バンク・オブ・アメリカ、バークレイズ、ドイツ銀行、ゴールドマン・サックス、HSBC、JPモルガン・チェース、モルガン・スタンレーおよびウェルズ・ファーゴです。この同業他社グループは2012年に設定されてから変わりなく、シティの業績連動株式ユニット・プログラムにおいて相対的株主総還元額の決定に用いているものと同じ同業他社グループです。委員会は、開示事項およびその他の客観的市場データに基づき、米国の同業他社における指名された執行役員の隔たりは増加しており、より制限的な立法・規制が存在するヨーロッパの同業他社の役員報酬との間に相違が生まれていると見ています。

ステップ4：業績と報酬の連動 — 委員会は、指名された執行役員各人の暫定的業績評価点を、各役職に対応する市場での推定報酬レンジと（当該調査データに固有の限界を考慮しつつ）比較しました。評価点を報酬レンジに当てはめる際に、シティの報酬枠組みでは、ある執行役員がより高い業績評価点を得ている限り、推定市場中央値の上位レンジより上またはその範囲内で暫定的報酬額が定められます。ある執行役員の業績評価点が低い場合は、推定市場中央値の下位レンジより下またはその範囲内で暫定的報酬額が定められます。

ステップ5：暫定的報酬額の確定 — 委員会は、ステップ1から4により得られた暫定的報酬額を評価し、バランスのとれた報酬決定のために不可欠であると委員会のみなす追加要因が報酬枠組みにおいて適切に考慮されることを確保するため、報酬の付与に適宜調整を加えました。これらの要因は毎年変更される可能性があり、2014年度の執行役員のスコアカードに関する議論において詳細に説明されています。

シティにおける執行役員の報酬枠組みの概括



委員会による報奨の付与

報酬枠組みの適用により、2014年度の業績に応じて、以下の報酬が委員会により承認されました。

氏名	1 基本給 (2014年度 抜粋報酬一覧 表で報告済)	2 現金賞与 (2014年度 抜粋報酬一覧 表で報告済)	3 繰延株式 (2015年度 抜粋報酬一覧 表で報告 予定)	4 業績連動株式 ユニット (2015年度 抜粋報酬一覧 表で報告 予定) ⁽¹⁾	5 2014年度 年間報酬 (1-4の合計)
マイケル・コルバット	\$ 1,500,000	\$ 4,600,000	\$ 3,450,000	\$ 3,450,000	\$ 13,000,000
ジョン・ガスバック	\$ 500,000	\$ 2,800,000	\$ 2,100,000	\$ 2,100,000	\$ 7,500,000
ジェームズ・フォリス	\$ 475,000	\$ 5,210,000	\$ 3,907,500	\$ 3,907,500	\$ 13,500,000
ブライアン・リーチ	\$ 500,000	\$ 3,040,000	\$ 2,280,000	\$ 2,280,000	\$ 8,100,000
マニユエル・メディナーモラ	\$ 546,966	\$ 3,581,214	\$ 2,685,910	\$ 2,685,910	\$ 9,500,000

(1) これらの業績連動株式ユニットについては2015年度抜粋報酬一覧表で報告します。財務会計上の評価に基づいて抜粋報酬一覧表における報告を義務付けているSEC規則により、今後の表の中で実際に報告される金額は、上記の金額と（一致しないとしても）ほぼ同じになることが予想されます。

上記の表は、2014年度抜粋報酬一覧表に記載されたSEC規則に基づく報酬の報告の代りとなるものではありません。

2014年度抜粋報酬一覧表には、主要リスク従業員プランに基づいて2014年初期にリーチ氏に支払われた3,033,047ドルが含まれています。2013年度および2014年度の議決権代理行使参考書類で開示したとおり、指名された執行役員各人は、シティの過去の雇用維持プログラム（すなわち主要従業員利益分配制度および主要リスク従業員プラン）に基づく支払を受領しました。SECの報告要件に基づき、リーチ氏への最終的支払額の報告は2014年度に行われ、その他の指名された執行役員に対する最終的支払額は2013年度の抜粋報酬一覧表で報告されました。これらの支払は、過年度において委員会が行った報奨決定の条件に基づいて行われたものであり、役員は今後これらのプログラムに基づく報奨を受領しません。

2015年2月20日、メディナーモラ氏は、2015年6月1日付でシティを退職することを発表しました。同氏は退職によって新たな報酬の付与を受けません。ただし、これまでに発生した、広範に適用される退職給付については受領する権利があります。同氏はまた、残存する繰延株式報奨およびその他の繰延インセンティブ報奨については、特定の年齢および勤務条件を充足する世界中のシティのその他数千名の従業員と同じ基準で、「60年ルール」の取扱を受けます。60年ルールについては下記「2014年度抜粋報酬一覧表および2014年度制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」に記載されています。また下記「雇用の終了または支配権の変更時の潜在的支払」には、同氏が保有する2014年12月31日現在残存する繰延インセンティブ報奨および権利が確定した年金給付の価値を示す表が記載されています。

スコアカードの読み方

当社は、指名された執行役員の業績を説明するにあたり、当社の経営成績が年度初期に委員会によって設定される目標とどのように対比されるかを示すため、スコアカードを用いています。前述のとおり、当社の財務目標は、当該年度の事業計画に基づいて設定されています。スコアカードおよび関連する説明における財務成績の表示は、シティの過去の住宅モーゲージ・バック証券の一部について行った住宅ローン担保証券等に関する和解（2014年7月に発表しました。）ならびに2003年度から2008年度にかけてのCDO取引の影響は除外されています。委員会は、2014年度における指名された執行役員の業績の評価に当たり、当該指名された執行役員が上級経営陣としての現在の役職を引き受ける前に発生した事象を反映すべきでないと決定しました。

スコアカードの色は、以下のとおり、財務・非財務目標に対応する相対的な業績状況を視覚的に示すよう意図したものです。

財務目標

財務成績が目標に達したかまたは10パーセント以下の比率で目標を超えたことを示します。	財務成績が10パーセント未満の比率で目標を下回ったことを示します。	財務成績が10パーセント以上の比率で目標を下回ったことを示します。

非財務目標

業績が高い期待を満たしたかまたは超えたことを示します。		業績がある点では期待を満たさなかったものの、いくらか好調であったことを示します。		業績がいかなる点でも期待を満たさなかったことを示します。	

指名された執行役員の2014年度のスコアカード

最高経営責任者の報酬に関する説明

コルバット氏は2012年10月からシティの最高経営責任者を務めています。同氏は1983年にシティに入社し、多くの事業および地域においてシティの様々な管理職を務めました。

シティの2014年度の経営成績は概ね同業他社の経営成績と同様の傾向を示しており、2013年度の経営成績と同程度でした。ただし、法務関連費用および事業再編費用は計画を上回り、結果としてシティグループの業績は計画を大きく下回りました。当社の報酬枠組みの下では、シティの業績が計画を下回ると、一般的に暫定的業績評価点に対応する報酬総額は、最高経営責任者職の推定市場中央値の下位レンジの範囲内で定められることとなります。委員会は、最近米国の同業他社において最高経営責任者の報酬が大幅に引き上げられているという市場動向に注目しつつ、コルバット氏の業績の多くの面を積極的に評価し、同氏のリーダーシップを認めました。この市場動向によれば、コルバット氏のインセンティブ報酬は前年度の報奨より増加するはずでした。しかし、委員会は、2014年度の包括的資本分析の結果ならびに重要な法律上・規制上の事態の進展や統制問題の開示が行われた期間におけるコルバット氏のリーダーシップ職について検討しました。その上で委員会は、報酬の下方修正を行うことが適切であると決定し、コルバット氏に2013年度のインセンティブ報奨を1.5百万ドル下回るインセンティブ報奨を付与しました。2014年度の同氏の最終的な報酬総額は、2013年度の報酬総額を10パーセント下回り、最高経営責任者職の推定市場中央値も下回りました。

コルバット氏の財務（70パーセント加重）・非財務（30パーセント加重）目標の達成度は、以下の2つのスコアカードに要約されています。

カテゴリー	財務目標（下記「スコアカード用語集」の用語）	2014年度実績 ⁽¹⁾
収益性	シティグループ 法人税等控除前の継続事業からのコア利益	174億ドル
費用管理	シティコープ コア費用比率	66.3%
資本の利用	シティグループ 有形普通株式利益率（コア）	6.4%
	シティグループ コア資産利益率	0.61%
リスク	シティコープ リスク選好割合	96%

(1) この報酬の検討および分析において用いられている法人税等控除前の継続事業からのコア利益、コア費用比率、有形普通株式利益率（コア）、コア資産利益率およびリスク選好割合は、非米国GAAP財務指標です。これらの結果の報告値に対する調整については、下記「シティグループ・非米国GAAP財務指標の調整」をご参照ください。

コルバット氏および指名された執行役員各人のスコアカードには、法務関連費用の増加に加え、事業再編費用の増加（計画と比較して2014年度の業績に悪影響を与えました。）の影響が反映されています。シティは海外11市場の個人向け事業、韓国の消費者金融事業およびインスティテューショナル・クライアント・グループの一定の機関投資家向け事業から撤退するという戦略的措置を発表しました。シティは、2014年度中には特に、顧客によるデジタルデータの利用を増やす一方で物理的アクセスを減らし、10,000名近くの人員削減を行い、95の営業拠点を閉鎖しました。

非財務目標	主要実績（下記「スコアカード用語集」の用語）
戦略的方向性の設定	2014年度、シティ・ホールディングスの業績は継続的に改善しました。住宅ローン担保証券等に関する和解を除外すると、シティ・ホールディングスの当期利益は23億ドル増の385百万ドルとなり、シティ・ホールディングスは初めて採算水準を達成しました。加えて、シティ・ホールディングスの資産は2013年度末から190億ドル（16パーセント）減少しました。 コルバット氏は、「倫理・文化」（シティ全体で倫理的意思決定への注目度を一層高めるための広範かつ革新的取組み）に対する当社の複数年にわたる取組みを支援しています。この取組みの一環として、シティのほぼ5,000名に上る最上級管理職者が、倫理的意思決定を促進し、潜在的な倫理問題を上に報告することの重要性を強調するためのトレーニングを受けました。シティは2015年度もこの評判のよいトレーニングを採用しており、世界中で約40,000名のマネージャーレベルの従業員に広げて行きます。 コルバット氏は、当社の執行イニシアチブを進展させ、これを支持し、シティの事業計画の執行を通じて利益を上げることへの長期的取組みを継続しました。執行イニシアチブは、顧客満足度を向上させ、組織を整備し、中核的業務プロセスを標準化し、適切な地域および適切な不動産上の適切な人員を配置するようにし、シティ全体で技術的解決策を活用する能力を強化し、また業績管理に対する当社のアプローチを標準化することを中心に行われています。
強固なリスク・統制管理	コルバット氏は、シティが2014年度の包括的資本分析の一環として提出した資本計画への規制当局の異議に対して、説明責任を負いました。コルバット氏は、より多くの資本を株主に還元するための資本計画プロセスの改善に素早く戦略の焦点を合わせました。コルバット氏の要請を受けて、副会長ユーージン・マクエイドは改善を監督するため、退任を延期しました。2014年度中、当社は資本計画プロセスに用いる資源を大幅に増加しました。当社の事業は資本計画への取組みを一層強化し、当該プロセスにおいて発見した事柄を引き続きビジネスモデルに組み込んで行きます。 コルバット氏は、法律上・規制上の事態の進展や統制問題（外国為替事業およびシティのメキシコの事業基盤が関与する問題を含みます。）に対するシティの包括的対応を監督、指揮し、改善努力に緊急性をもたせ、またシティ全体で、適切な場合には役員およびマネージャーに説明責任を負わせました。しかしながら、委員会はこれらの事柄も考慮した上で、2014年度のコルバット氏の報酬を減額しました。
強固な人事管理	コルバット氏は、上級指導者チームおよびシティのその他の重要な役割に関する引継計画に慎重に取り組みました。従業員の雇用および満足度は、客観的調査および従業員の離職率で測定されたとおり、これまでと同様の高い水準を維持しました。
株主を含む外部のステークホルダーとの関係の強化	コルバット氏は、世界中の投資家、規制当局および政府関係者を含む全世界の社外のステークホルダーとの関係を改善するため、多大な努力を続けました。同氏は、世界中の約40都市を訪れ、依頼者と月平均38回の面談を行って、依頼者との定期的接触を維持しました。さらにコルバット氏は、投資家と数多くの面談を行い、2つの投資家の会合においてプレゼンテーションを行って、投資家にも働きかけました。コルバット氏は米国の規制当局と多くの面談を行い、他国の規制当局、中央銀行関係者および政府関係者と25回にわたって会議を行いました。

最高財務責任者の報酬に関する説明

ジョン・ガスバックは、2009年7月からシティの最高財務責任者を務めています。同氏は1990年にシティに入社して以来、世界中で様々な上級財務管理職を務めてきました。同氏はシティの財務管理の責任者であり、シティの費用管理の取組みも主導しています。

コルバット氏とガスバック氏の2014年度の財務目標はほぼ同じであり、したがって暫定的業績評価点は同様となり、報酬総額は最高財務責任者職の推定市場中央値の下位レンジの範囲内で定められました。当該市場レンジは、ガスバック氏の2013年度の報酬水準を大幅に上回っています。また、委員会は、ガスバック氏個人の貢献および最近米国の同業他社において最高財務責任者の報酬が大幅に引き上げられているという市場動向についても（これらの要因が前年度の報奨に比べてインセンティブ報酬を増加させるという点に留意しつつ）、考慮しました。しかし、委員会は、当社が2014年度の包括的資本分析の一環として提出した資本計画に対する異議がなされたことを考慮して、報酬枠組みによって算出された暫定的報奨額を減額し、報酬の増額を行わなかったため、ガスバック氏の2014年度のインセンティブ報奨は2013年度と同じとなりました。当該報奨の決定により、報酬総額は、最高財務責任者職の推定市場中央値を大幅に下回りました。

ガスバック氏の財務（70パーセント加重）・非財務（30パーセント加重）目標の達成度は、以下の2つのスコアカードに要約されています。

カテゴリー	財務目標（下記「スコアカード用語集」の用語）	2014年度実績 ⁽¹⁾
収益性	シティグループ 法人税等控除前の継続事業からのコア利益	174億ドル
費用管理	シティコープ コア費用比率	66.3%
資本の利用	シティグループ 有形普通株式利益率（コア）	6.4%
	シティグループ コア資産利益率	0.61%
リスク	シティコープ リスク選好割合	96%

(1) これらの結果の報告値に対する調整については、下記「シティグループ－非米国GAAP財務指標の調整」をご参照ください。

非財務目標	主要実績（下記「スコアカード用語集」の用語）
シティの貸借対照表の慎重な使用を促進	ガスバック氏の管理により、当社の資本水準は現在、金融危機以前の水準を上回っています。2014年度末時点でシティの規制資本はほぼ1,400億ドル、高品質流動資産は4,000億ドル以上となりました。多額の法務費用の計上にもかかわらず、シティは2014年度に110億ドルの規制資本を生み出し、資本比率、レバレッジ比率および流動性比率は2014年度を通して上昇しました。さらに、2014年12月31日現在の貸借対照表の期末総資産は、2013年12月31日から2パーセント減少しました。
強固なリスク・統制管理	ガスバック氏はリーチ氏とともに2014年度の包括的資本分析に関する資料提出（これは規制当局の異議を受けました。）において主導的役割を果たしました。ガスバック氏はその後行った資本計画プロセスの徹底的調査にも積極的に参加しました。ガスバック氏は、当該計画プロセスの整備と報告の標準化を目的とする複雑な多数の財務報告システムの実施を促進しました。これらの方法によって、当社の事業戦略への資本計画プロセスの成果の組み込みが促進されることとなります。ガスバック氏はさらに、財務報告に関する統制の継続的強化および財務部門における法令遵守の文化の補強を指揮しました。
繰延税金資産の活用の改善	ガスバック氏はリーチ氏とともに、繰延税金資産に関する部門間の協力に基づく計画立案を成功させました。シティは2014年度に、2013年度の25億ドルを大幅に上回る33億ドルの繰延税金資産を活用しました。
業務効率性の改善	執行イニシアチブの一環として、ガスバック氏は、グローバル・スタンダード化された報告および報告関連プロセスの促進に向けた取り組みを指揮し、その結果としてシティ全体の生産性を向上させ、意思決定手段を改良しました。このスタンダード化された報告は、多くのシティの事業および部門において、その他の執行に関連する達成事項の基礎となっています。

インスティテューショナル・クライアント・グループ最高経営責任者の報酬に関する説明

ジェームズ・フォリスは、2013年1月からシティの共同社長およびインスティテューショナル・クライアント・グループ（ICG）の最高経営責任者を務めています。ICGの事業には、銀行業務（投資銀行業務、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション、法人貸付業務およびプライベートバンク業務で構成されています。）およびマーケッツ&セキュリティーズ・サービス部門（債券市場業務、株式市場業務およびセキュリティーズ・サービスで構成されています。）が含まれます。フォリス氏は1985年にシティに入社し、ICG事業全域で多くの地域において様々な管理職を務めました。

ICGの2014年度の経営成績は強さと弱さの両方を示し、その結果フォリス氏の暫定的業績評価点に対応する報酬総額は、同氏の役職の推定市場中央値のレンジの範囲内となりました。委員会は、最近米国の同業他社においてフォリス氏と同等またはそれ以下の役職に対する報酬が大幅に引き上げられているという市場動向を考慮し、同氏について同等の報酬引き上げを行うことを検討しました。しかし、委員会は、外国為替事業に関する開示されている法律上・規制上の事態の進展を考慮して、報酬枠組みによって算出された暫定的インセンティブ報酬を減額したため、フォリス氏の2014年度の年間報酬は2013年度から500,000ドル（4パーセント）減少しました。当該報酬の決定により、報酬総額は、同職の推定市場中央値を下回りました。

フォリス氏の財務（70パーセント加重）・非財務（30パーセント加重）目標の達成度は、以下の2つのスコアカードに要約されています。ほとんどの財務評価指標に関する同氏の業績は、シティの共同社長およびICGの最高経営責任者としての役職に合わせて、当社全体およびICGの実績の双方をベースに評価されました。

カテゴリー	財務目標（下記「スコアカード用語集」の用語）	2014年度実績 ⁽¹⁾
収益性	シティグループ 法人税等控除前の継続事業からのコア利益	174億ドル
	ICG 法人税等控除前の継続事業からのコア利益	136億ドル
費用管理	シティコープ コア費用比率	66.3%
	ICG コア費用比率	59.4%
資本の利用	シティグループ 有形普通株式利益率（コア）	6.4%
	ICG 有形普通株式利益率（コア）	14.3%
	シティグループ コア資産利益率	0.61%
	ICG コア資産利益率	0.91%
リスク	ICG リスク選好割合	174%

(1) これらの結果の報告値に対する調整については、下記「シティグループ—非米国GAAP財務指標の調整」をご参照ください。

非財務目標	主要実績（下記「スコアカード用語集」の用語）
重要な事業基盤に関する取組みの実行	フォリス氏の取組みの結果、投資銀行業務におけるほとんどの地域の主要顧客に関する業績が向上し、またマーケッツの一部業務、プライベートバンクおよびトレジャリー・アンド・トレード・ソリューションにおける市場シェアが改善されました。ICGの利益率は向上し、ICGの2014年度の有形普通株式利益率（コア）は2013年度を上回りました（14.0パーセントから14.3パーセントに上昇）。また、ICGは2014年度に、一定の非中核的な機関投資家向け事業（ヘッジファンドの運営、プリペイドカード、一定の名義書換代理人業務およびウェルスマネジメント業務等）から撤退するという戦略的決定を行いました。 
強固なリスク・統制管理	委員会は、フォリス氏のインセンティブ報奨の決定に当たって、外国為替事業に関する開示された法律上・規制上の事態の進展を考慮しました。フォリス氏はこれらの問題への徹底的対処を指揮し、雇用の終了、報酬の減額、役職の変更およびその他適切な対策を通じて、役員およびマネージャーに説明責任を果たさせました。委員会はさらに、ICGが新たに出現する複雑な世界の規制要件を遵守するために努力を尽くしたことも前向きに評価しました。ICGのオペレーショナル・リスクによる損失は2014年度中に頻度、規模ともに減少し、2014年度のICGのリスク選好割合は100パーセント超を維持しました。 
事業統合の改善	フォリス氏は、当社の顧客に一連の完全なバンキング商品およびサービスを効果的に供給するために、引き続きICGの一層の簡素化と統合を進めました。一例として、証券およびファンドサービス（SFS）事業は、より大きなICG事業にうまく統合されました。 
業務効率性の改善	フォリス氏はメディナーモラ氏とともに、執行への新たな取組み（依頼者・顧客満足度に関するものを含みます。）を指揮しました。さらに、ICGの業務効率の評価指標は、同業他社と比べて有利なものとなっています。 

フランチャイズ・リスク・アンド・ストラテジー責任者の報酬に関する説明

ブライアン・リーチは、2013年1月から、フランチャイズ・リスク・アンド・ストラテジー責任者を務めています。同氏はこの役職のもと、シティのコンプライアンス、フランチャイズ・リスク・アーキテクチャー、内部監査、オペレーショナル・リスク管理、リスク管理、リスク戦略および戦略的規制イニシアチブの各部門を監督しています。リーチ氏は、2008年3月からシティのチーフ・リスク・オフィサーを務めた後、この役職に就任しました。

コルバット氏とリーチ氏の2014年度の財務目標はほぼ同じであり、したがって暫定的業績評価点は同様となり、報酬総額はリーチ氏の役職の推定市場中央値の下位レンジの範囲内で定められました。委員会はリーチ氏の2013年度の報酬は市場と合致しているとみなしたため、市場関連の調整は検討せず、報酬枠組みにより算出された暫定的結果の評価に当たっては、同氏個人の貢献が考慮されました。しかし、委員会は、当社が2014年度の包括的資本分析の一環として提出した資本計画に異議を受けたことを考慮して、リーチ氏の2013年度の報酬を900,000ドル（10パーセント）下回る年間報酬を付与しました。

リーチ氏の財務（70パーセント加重）・非財務（30パーセント加重）目標の達成度は、以下の2つのスコアカードに要約されています。

カテゴリー	財務目標（下記「スコアカード用語集」の用語）	2014年度実績 ⁽¹⁾
費用管理	シティコープ コア費用比率	66.3%
資本の利用	シティグループ 有形普通株式利益率（コア）	6.4%
	シティグループ コア資産利益率	0.61%
リスク	シティコープ リスク選好割合	96%

(1) これらの結果の報告値に対する調整については、下記「シティグループ—非米国GAAP財務指標の調整」をご参照ください。

非財務目標	主要実績（下記「スコアカード用語集」の用語）
規制上の要請	リーチ氏は、当社が現在行っているリスク・統制環境の保全の一環として、多数の複雑なプロジェクトやシステムの実現を促進しました。一例として、シティは、過去の14のマネーロンダリング監視システムを単一の統一されたプラットフォームに統合しました。さらに、フランチャイズ・リスク・アンド・ストラテジー部門は、当社の倫理・文化イニシアチブ（シティ全体で倫理的意思決定への注目度を一層高めるための取組み）の重要な要素を牽引しました。当該イニシアチブには、倫理教育に対する世界的に一貫したアプローチが含まれています。フランチャイズ・リスク・アンド・ストラテジー部門は、適合性および販売慣行の世界基準への援助も行いました。
強固なリスク・統制管理	リーチ氏はガスバック氏とともに2014年度の包括的資本分析に関する資料提出（これは規制当局の異議を受けました。）において主導的役割を果たしました。リーチ氏はその後行った資本計画プロセスの徹底的調査にも積極的に参加しました。この取組みには、リーチ氏が率いた分野の資本計画に永続的に充当する資源（戦略的技術構築を含みます。）の大幅な増加が含まれていました。フランチャイズ・リスク・アンド・ストラテジー部門は、従業員の行為に関するリスクへの世界的取組みといった、新たに出現するリスクに対処するための革新的プログラムを引き続き開発し、これに参加しました。リーチ氏はリスク軽減のための重要なイニシアチブを指揮しましたが、中でも、各国固有のリスクの特定、管理および様々な潜在的損失の阻止に再度重点を置きました。
繰延税金資産の活用の改善	リーチ氏はガスバック氏とともに、繰延税金資産に関する部門間の協力に基づく計画立案を成功させました。シティは2014年度に、2013年度の25億ドルを大幅に上回る33億ドルの繰延税金資産を活用しました。
シティ全体におけるリスク管理の一層の効率化を促進	取締役会の監査委員会との協力の下に、リーチ氏は、内部監査部門の世界的な変革（当該部門専用の技術強化の支援を通じて行うものを含みます。）を推進しています。リーチ氏は、シティの組織構造を簡素化し、統治上のリスクを削減するために、世界中で法人の数を減らす活動を指揮しました。

グローバル個人金融部門最高経営責任者の報酬に関する説明

マニュエル・メディナーモラは、シティの共同社長およびグローバル個人金融部門（GCB）の最高経営責任者です。GCBは、シティの4つの地域の個人金融部門で構成され、リテール・バンキング、コマーシャル・バンキング、シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスを通じて個人顧客に従来型の銀行業務を提供しています。メディナーモラ氏は、メキシコにおけるシティの事業基盤の業務執行会長です。2015年2月20日、メディナーモラ氏は、2015年6月1日付でこれらすべての役職を退任すると発表しました。同氏はその後、グルポ・フィナンシエロ・バナメックスおよびその子会社であるバンコ・ナショナル・デ・メヒコ（バナメックス）取締役会の非執行会長となります。

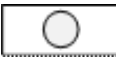
当社の事業基盤に対するメディナーモラ氏の貢献は、同氏が1971年にバナメックスに入社した時に始まり、同氏はそれ以来、バナメックスとシティの双方で様々な上級管理職を務めてきました。メディナーモラ氏は2010年にGCBの最高経営責任者となり、過去5年間にわたって、当社の個人向け事業を、戦略・商品・プラットフォームの異なる地方銀行の集まりから、世界共通の方法で事業を運営するグローバルに統合された顧客中心の事業へ変革させてきました。GCBは、メディナーモラ氏のリーダーシップの下、着実に質の高い増益を達成し、2010年以降営業利益は3倍となりました。

メディナーモラ氏はGCBを指揮し、2014年度は計画を概ね満たしまたは超える業績を上げました。メディナーモラ氏の客観的評価点は、シティ全体の実績とGCBの実績の両方に基づいて決定されました。報酬枠組みによって算出されたメディナーモラ氏の業績評価点に対応する報酬総額は、同氏の執行役員職の推定市場中央値のレンジの範囲内となりました。委員会は、前年度のメディナーモラ氏の報酬総額が、パナメックスにおける2013年度の統制問題（開示済み）を考慮して約15パーセント削減されたこと（2011年度および2012年度末の11百万ドルから、2013年度は9.5百万ドルに減額）に注目しました。委員会は、GCBの2014年度の実績およびより長期の業績を反映して、2013年度の報酬からの引上げの可能性を検討しました。しかし、委員会は、2014年度に開示されたパナメックスの統制問題を考慮して、2013年度のメディナーモラ氏の報酬の過去の水準からの削減は、2014年度も続けるべきであると決定しました。したがって、メディナーモラ氏に対する委員会の2014年度のインセンティブ報奨は2013年度の報奨と同じであり、2012年度から1.5百万ドルの減額となっています。

メディナーモラ氏の財務（70パーセント加重）・非財務（30パーセント加重）目標の達成度は、以下の2つのスコアカードに要約されています。同氏のほとんどの財務評価指標についての業績は、同氏のシティの共同社長およびGCBの最高経営責任者としての役割に合わせ、全社的な実績とGCBの実績の両方に基づいて評価されました。

カテゴリー	財務目標（下記「スコアカード用語集」の用語）	2014年度実績 ⁽¹⁾
収益性	シティグループ 法人税等控除前の継続事業からのコア利益	174億ドル
	GCB 法人税等控除前の継続事業からのコア利益	92億ドル
費用管理	シティコープ コア費用比率	66.3%
	GCB コア費用比率	56.4%
資本の利用	シティグループ 有形普通株式利益率（コア）	6.4%
	GCB 有形普通株式利益率（コア）	19.4%
	シティグループ コア資産利益率	0.61%
	GCB コア資産利益率	1.73%
リスク	GCB リスク選好割合	198%

(1) これらの結果の報告値に対する調整については、下記「シティグループ—非米国GAAP財務指標の調整」をご参照ください。

非財務目標	主要実績（下記「スコアカード用語集」の用語）
顧客満足度の改善	メディナーモラ氏は、ネット・プロモーター・スコア（特にアジアとラテンアメリカで2013年度から大幅に改善しました。）といった客観的評価指標で測定される顧客満足度改善のためのGCBの取組みを成功に導きました。同氏の革新的な文化変革への取組み（「パワー・オブ・ワン」）は、顧客によりよいサービスを提供するためのGCBの新しいアプローチを推進しています。 
強固なリスク・統制管理	メディナーモラ氏へのインセンティブ報酬の付与に当たって、委員会は、メキシコにおける同氏の役割（開示された統制問題が当該地域において発生した時期を含みます。）と、シティがとった包括的かつ断固とした対応（バナメックス経営陣の大幅な異動およびバナメックス取締役会レベルでのガバナンスの変更を含みます。）への同氏の積極的な参加の双方を考慮しました。メディナーモラ氏はGCBにおいて、中でも、パワー・オブ・ワンとして知られる企業文化への取組みを通じて統制環境をさらに強化する広範な取組みを指揮しました。GCBのオペレーショナル・リスクによる損失は2014年度中に頻度、規模ともに減少し、2014年度のGCBのリスク選好割合は100パーセント超を維持しました。正味貸倒損失の評価指標は2013年度に比べて、また計画と比べて改善されました。 
統一的なグローバル・カスタマー・プラットフォームの展開およびデジタル・チャネルの育成	メディナーモラ氏は、複数年度に及ぶ共通のグローバル・テクノロジー・プラットフォームの展開（当社の共通版の口座数によって測定されます。）を引き続き進めました。メディナーモラ氏のリーダーシップの下、GCBは、個人ユーザー数およびフル・プラットフォームが利用できる国の数で測定されるデジタル・プラットフォームの範囲と品質を、世界中で大幅に前進させました。 
生産性の向上	メディナーモラ氏はフォリス氏とともに、シティの執行への新たな取組み（顧客・依頼者満足度に関するものを含みます。）を指揮しました。GCBの中核的オペレーショナル活動（回収やコールセンター等）の様々なプロセス変更は、有意な生産性の改善をもたらしました。 

2014年度の業績に対するインセンティブ報奨の形式と構成

全体の構成 — 2014年度の業績に対する役員報酬の構成に関して、シティの手法に変更はなく、シティは連続3年間にわたり、役員報酬について一貫した手法を実行してきました。委員会は指名された執行役員に対して、2014年度の業績に対するインセンティブ報酬を、40パーセントは直ちに支払われる現金賞与で、30パーセントはシティの資本蓄積プログラムに基づく繰延株式で、30パーセントは業績連動株式ユニットで（合計60パーセントの繰延）付与しました。

直ちに支払われる報酬と繰延報酬としての報奨の割合を決めるに当たって、委員会は、繰延に関して適用のある規制基準およびガイドラインならびに市場慣行を考慮しました。当社の構成では、指名された執行役員各人の繰延報奨の100パーセントがシティの普通株式の価値と連動しており、長期的な株主利益との強い結び付きを提供しています。

繰延株式報奨 ― 委員会は、指名された執行役員に対して、2014年度のインセンティブ報酬の30パーセントとしてシティの資本蓄積プログラムに基づく繰延株式を付与しました。この報奨は、4年間にわたって等分に権利が確定するものとする一方、また、業績ベースの権利確定条件がこれらの報奨に追加で適用され、損失があった場合に将来の権利確定が取り消されるようにするものです。繰延期間のいずれかの年においてシティグループに税引前損失がある場合には、繰延株式報奨のうち損失の翌年に権利確定が予定されている部分は、税引前損失額を分子とし、損失のあった年の直前の3年間におけるシティグループの税引前年間利益の最も高い水準を分母とする比率で減少します。ただし、当該比率によって、権利確定が取り消される株式が20パーセント以下となる場合は、権利確定が予定されている株式の20パーセントが削減されます（つまり、税引前損失が生じた場合に取消される最低水準が存在するということです。）。

例：次の例は、指名された執行役員に対して2015年2月に付与された10,000株の繰延株式報奨について説明したものです。この例は、シティグループが以下のような税引前利益（損失）を生じたと仮定して、この報奨のうち2016年1月に権利確定となる予定の部分（2,500株）にどのような影響があるかを示したものです。

予定されている 権利確定日	シティグループの税引前利益（損失）（単位：百万ドル）				過去3年間における 税引前最高利益
	2015年度 （推定）	2014年度	2013年度	2012年度	
2016年1月	(\$500)	\$14,364	\$19,497	\$7,825	\$19,497

留意点：例にある2012年度、2013年度および2014年度の利益額は現在公表されている財務情報から引用したものです。例にある2015年度の税引前損失は、例示のためだけの仮定的な前提に過ぎません。

公式（ $500 \div 19,497$ ）に基づいて算出した削減率は、2.56パーセントです。最低取消水準に従い、2016年1月に権利確定が予定されている株式のうち20パーセントが取り消されます。したがって、権利確定が予定されていた2,500株のうち500株は取り消されます（ $500 = 2,500$ の20パーセント）。

繰延株式報奨は、シティが付与するすべての繰延インセンティブ報奨と同様に、下記「執行役員報酬に関するシティのその他の方針」に記載されるシティのクローバック規定に従って、取消の対象となります。下記「2014年度抜粋報酬一覧表および2014年度制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」に記載するとおり、雇用が終了した場合には、繰延株式報奨は、資本蓄積プログラムの条項に従います。

業績連動株式ユニット報奨 ― 業績連動株式ユニットは、4つの重要な点において業績への感応度の高いものとなっています。第一に、最初の報奨機会は、委員会が査定する執行役員の前年度の業績に基づいて決定されます。一度付与されると、3年間の業績測定期間の客観的指標に対する達成度に基づき、稼得される業績連動株式ユニットの数が定められます。稼得された業績連動株式ユニットの価値は、当該3年間におけるシティの普通株式の株価の変動に基づいて決定されます。最後に、この報奨は、クローバック規定に従います。

業績連動株式ユニット報奨は、指名された執行役員の2014年度の年間インセンティブ報酬の30パーセントに相当します。執行役員に付与される業績連動株式ユニットの目標数は、業績連動株式ユニット・プログラムに割り当てられる年間のインセンティブ額を、付与日直前の5取引日におけるシティの株価の終値の平均で除した数です。業績連動株式ユニットは、3年間におけるシティの平均資産利益率および相対的株主総還元額に関連付けられた次の表に従って稼得されます。

<今年度の業績連動株式ユニットはどのように変更されたか。>

継続的改善という当社の目標に合わせて、本年度の報奨に関する平均資産利益率の100パーセントの目標値を、0.85パーセントから0.90パーセントに引き上げました。

指標：平均資産利益率	0.65%未満	0.65%	0.90%	1.0%以上
指標：相対的株主総還元額 (パーセンタイル)	25未満	25	50	75以上
業績連動株式ユニットの 目標数量の割合	他の指標の結果に かかわらず報奨なし	0%	100%	150%

各評価指標に対する達成度は、各評価指標をバランスよく考慮するために均等に加重されますが、プログラムには最低限の業績基準があります。シティの平均資産利益率が0.65パーセントを下回り、またはシティの相対的株主総還元額が25パーセンタイルを下回る場合には、その他の評価指標の結果にかかわらず、当該3年間の業績測定期間の終了時点において業績連動株式ユニットは稼得されません。

業績連動株式ユニットの設計において不自然な断崖を設けることによって軽率なリスク・テakingを促すことのないよう、上記の表の各基準間の業績は、各評価指標を均等加重した上で、直線補完法により決定されます。

例：シティの平均資産利益率が0.75パーセントで、業績測定期間末の相対的株主総還元額のパーセンタイル値が50パーセンタイルである場合、執行役員は、業績連動株式ユニットの目標値の70パーセント（評価指標である平均資産利益率の実績（40パーセントの達成度）と株主総還元額の実績（100パーセントの達成度）を同等に加重したものです。）を受け取ることになります。

業績連動株式ユニットの評価指標に基づく最終的な結果は、3年間の業績測定期間の終了後に決定されます。この目的での平均資産利益率は概ね、2015年度、2016年度および2017年度の資産利益率の平均と定義されます。一般的に、平均資産利益率とは、シティの当期利益（損失）から、ある年度の信用評価の調整・負債評価の調整を除き、当該年度のシティグループの平均資産で除した額です。このプログラムにおける相対的株主総還元額は、2017年度の終了時に、2015年1月1日から2017年12月31日までのシティの株主総還元額と同業他社の株主総還元額を比較することによって決まります。相対的株主総還元額を決定するために用いる同業他社グループは、バンク・オブ・アメリカ、バークレイズ、ドイツ銀行、ゴールドマン・サックス、HSBC、JPモルガン・チェース、モルガン・スタンレーおよびウェルズ・ファーゴです。この同業他社のグループは、シティのグローバル事業における主要な競争相手であり、また投資家資本の獲得を目指す競争相手であることから選ばれたものであり、過去3年間にわたって変更されていません。

委員会は、異常項目が生じた場合には、平均資産利益率、相対的株主総還元額および同業他社グループについて、調整を行う権限を有しています。2014年度において、委員会は、執行役員のスコアカードについて行った調整（上記「スコアカードの読み方」で説明しています。）に合わせて、未済の業績連動株式ユニット報奨の平均資産利益率の評価指標を調整し、当期利益への住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を排除しました。

業績測定期間の終了後、稼得された業績連動株式ユニットに、最終的な権利確定日直前の5取引日におけるシティの株価の終値の平均を乗じた額が現金で支払われます。この方法は、報奨を現金で支払うことにより株主の希薄化を制限するものですが、執行役員に対してシティの普通株式の株価の変動に応じた報奨を与えることにより、株主利益率と合致させるもう一つの要素ともなっています。

3年間の業績測定期間の終了時に、稼得される業績連動株式ユニット数について配当等価物が発生し、支払われますが、稼得されなかった業績連動株式ユニットに関する配当同等物は失効します。

業績連動株式ユニットは、下記「執行役員報酬に関するシティのその他の方針」に記載されるあらゆるクローバック規定に従います。業績連動株式ユニットには、下記「2014年度抜粋報酬一覧表および2014年度制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」に記載するとおり、シティのインセンティブ・プログラムに一般的に適用される雇用終了時の規定と同じ規定があります。

くなぜ、シティは、相対的株主総還元額および平均資産利益率を業績連動株式ユニットの評価指標として選んだのか。＞

これらの指標は、同業他社との比較におけるシティの株主への還元およびシティの業績の改善を測定するものです。委員会は、引き続きこれらの評価指標が、シティの発展における現時点での業績の全体的な改善を測定する、最も適切な客観的測定基準であると考えています。

リスクとシティのインセンティブ報酬プログラム

シティは、慎重にまた十分理解されたリスクのみを負い、また事業基盤を守るためにそれらのリスクを効果的に管理する責任があることを十分理解しています。したがって、当社の報酬プログラムは、以下の重要な要素に基づいて設計されています。

- ・ **委員会の承認を受けた当社の報酬理念（シティのウェブサイトで公開されています。）には、当社のリスク管理への取組みが示されています。**経営陣は、委員会から、裁量的なインセンティブ報酬を付与する際には、リスク管理の原則を考慮するようにとの明確な指示を受けています。
- ・ **チーフ・リスク・オフィサーは、年に2度委員会と面談し、シティのリスク水準や傾向ならびに上級執行役員レベルおよびシティ全体のインセンティブ報酬の枠組みについて検討しています。**チーフ・リスク・オフィサーは、シティの報酬理念に合わせて、報酬が軽率または過度なリスク・テakingを奨励しないような方法で、長期的な業績に結び付いたものとなるよう、シティの報酬枠組み全体の重要な条件を見直しました。
- ・ **指名された執行役員に対するインセンティブ報酬の決定に用いられるシティの報酬枠組みは、明示的にまた黙示的にリスクに合わせてインセンティブ報酬を調整します。**指名された執行役員のインセンティブ報酬を決定するためのシティの報酬枠組みでは、リスク水準を評価するための財務指標を各執行役員の財務目標の要素に組み込むことにより、リスクを考慮しています。また、統制環境の有効性を含みリスク管理の実績は、非財務目標の中にも含まれています。さらに、委員会は、プロセスの最後に、結果として生じたリスクを評価し、かかるリスクのもたらす不利益を考慮して報酬を決定します。
- ・ **指名された執行役員を含む対象従業員に対する年間インセンティブ報奨には、軽率または過度なリスク・テakingを思いとどまらせるためのクローバック規定その他の規定が付されています。**年次の体系的なプロセスにより、シティは、当社およびその重要な業務部門に内在する重要なリスクを特定し、その上で、当該リスクに影響を及ぼす従業員を、適用ある銀行規制ガイドラインに定義される「対象従業員」として特定します。指名された執行役員を含む対象従業員に関する報酬体系には、下記「執行役員報酬に関するシティのその他の方針」に記載するとおり、様々な行為を対象とする十分な繰延およびクローバック規定が含まれています。加えて、業績に基づく権利確定基準が、対象従業員に付与されるすべての繰延インセンティブ報酬に組み込まれています。

・**リスク管理行為の評価は、年間インセンティブ報酬の総額を決定する際に考慮されます。**個々の対象従業員（シティの数百名の最上級従業員）に対して、シティは、統制部門による年次のレビュープロセスを確立しました。このプロセスでは、統制部門が各対象従業員のリスク行為について評価を行います。統制部門は、財務、フランチャイズ・リスク・アンド・ストラテジー（コンプライアンス、内部監査およびリスク部門を含みます。）および法務から成っています。かかるプロセスは、現在の行為およびリスクに対する態度を評価することを目的としています。統制部門によるレビュープロセスによる評価は、対象従業員の管理者が行う当該従業員の業績評価に情報として伝えられ、影響を及ぼし、当該プロセスの結果は委員会に報告されます。当社は、このプロセスを実施してきた過去5年間において、当該プロセスが、リスク管理行為の重要性に関する認識を高め、シティのリスクに関する文化を強化したものと考えています。

コルバット氏以外の指名された対象執行役員は、統制部門によるこの年次のレビュープロセスを通じて、シティの統制部門によりリスク行為の評価を受けました。コルバット氏のリスク行為は、統制部門からの情報を受けた委員会によって評価されました。かかるレビューの結果、指名された執行役員は、リスク行為に関して肯定的な評価付けまたは査定を受けていますが、リスク行為に関して肯定的な評価を受けることは、上級執行役員の職務執行において当然に期待される要素であることから、かかる肯定的な評価付けは、2014年度の年間インセンティブ報酬の規模を決める要素とはなりません。一方、リスク行為に関して否定的な評価がなされていれば、2014年度に付与されるインセンティブ報酬は減額または消滅する結果となったであろうといえます。

・**シティの他のインセンティブ報酬制度は強固なガバナンス・プロセスにより管理されています。**経営陣は、上級経営陣向けの制度だけでなく、シティ全体の報酬制度に内在するリスクを継続的に分析、監視および緩和しています。シティには、新しいインセンティブ報酬制度がグローバル基準に合致し、軽率または過度なリスク・テキングに動機を与えないものであることを確保するための、正式なインセンティブ制度のガバナンス・モデルがあります。

執行役員報酬に関するシティのその他の方針

シティには下記のとおり、強固な執行役員報酬ガバナンス慣行があります。

シティには75パーセント株式保有規則があります。シティには、長年にわたって、株式保有規則があり、それが、執行役員の利益と株主利益を合致させています。執行役員は、執行役員でいる間は、インセンティブ報酬として付与された株式（税金やオプション行使価格の支払に必要な金額を除きます。）のうち少なくとも75パーセントを保持することを義務づけられています。

シティには退職後株式保有ルールがあります。株式保有規則に加えて、執行役員は、シティを退職するかその他の理由により執行役員ではなくなった後1年間は、当該異動日において株式保有規則の対象となっていた株式のうち50パーセントについては、保有を継続する義務があります。この要件は、シティが最近株主から受けた提案に対応したものであり、執行役員の利益と株主の利益の結び付きを一層強めるものです。

シティは、ヘッジ取引および担保取引を禁止する包括的な方針を採用しています。シティは長年にわたり、経営陣およびその他の従業員によるシティの株式の取引を制限する個人取引に関する方針をとってきました。2012年、シティは、執行役員によるシティの株式のヘッジ取引および担保取引を包括的に禁止する方針を採用することでこれを強化し、シティの証券を経済的損失のリスクに対してヘッジし、またローンやその他の与信拡大のためにシティの証券を担保に供することを禁じました。この拡大された方針は、シティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに含まれています。指名された執行役員は、担保提供やヘッジ取引を行っていません。

執行役員のインセンティブ報酬にはクローバック規定が適用されます。指名された執行役員の繰延報酬には、以下の3つの包括的なクローバック規定が適用されます。

- ・指名された執行役員を含むすべてのシティの従業員に対して付与された業績連動株式ユニット、株式報奨およびその他の繰延インセンティブ報酬は、シティのクローバック規定の対象となります。シティのクローバック規定は、従業員が（i）公表済の著しく不正確な財務諸表に基づいて報奨を受け、（ii）公表済の財務諸表に関して著しく不正確な情報の提供に故意に関与し、（iii）上級経営陣および／もしくはリスク・マネジメントが設定もしくは修正したリスク制限に対する重大な違反を犯し、または（iv）重大な違法行為を行ったと委員会が判断した場合に、権利未確定のインセンティブ報酬の失権または取消を要求するものです。シティは、法律で認められている場合には、従前に付与された報酬の返還を求めることもできます。
- ・一般クローバック規定に基づき、委員会は、執行役員が違法行為を行いまたは著しく軽率な判断をし、それがシティの事業運営に損害を与えまたは規制当局からの制裁につながりもしくはその可能性があったと判断した場合には、未稼得の業績連動株式ユニットの全部または一部を取り消すことができます。委員会は、執行役員が上記のような行為に関与した者の監督を怠りまたは上記のような行為を上程しなかった場合にも、報奨を取り消すことができます。
- ・稼得されていない業績連動株式ユニットも、執行役員が著しい業績不振に重大な責任があると委員会が判断した場合には、取り消される可能性があります。この規定は、シティに重大な財務上の損害または信用の毀損があった場合に、未稼得の業績連動株式ユニットを取り消すことを可能にするもので、当該行為に直接的な責任のある従業員および当該従業員の適切な監督を怠った者に適用することができます。少なくとも、報告義務のある3つの金融セグメント、すなわち、シティグループ（全社）、グローバル個人金融部門およびインスティテューショナル・クライアント・グループのいずれかにおいて、年間の税引前損失がある場合には、シティは、業績連動株式ユニットおよび繰延現金報奨への影響の可能性を検討します。また、シティは、ある執行役員が著しい業績不振について重大な責任を負っているという理由で、当該執行役員に支払われるはずであった繰延報酬を取り消すという決定をした場合にはいつでも、その開示を検討します。

以上に加えて、取締役会は、2002年度以降、サーベンス・オクスリー法に基づく「クローバック」方針も採用しています。シティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインは、（i）賞与またはインセンティブ報酬額が、後に訂正の対象となった一定の財務実績の達成に基づき計算されており、（ii）執行役員が意図的な違法行為を行ったことが、訂正の必要が生じた原因またはその一因となり、（iii）財務実績が適切に報告されていれば賞与またはインセンティブ報酬額が実際に付与された額よりも低かった場合には、取締役会からの要求により、当該執行役員に付与された賞与もしくはインセンティブ報酬の払戻しを要求し、または従前当該執行役員に付与された権利未確定のインセンティブ報酬の取消を要求するものです。

シティの公表されている報酬理念は明確な指針を示したものです。当社の執行役員報酬プログラムは、いずれも同等に重要な以下の5つの主要な目的を達成することを意図しています：（i）報酬のプログラム、構成および決定を、株主その他のステークホルダーの利益と合致させること、（ii）シティを成功に導く才能のある最良の人材を引きつけ、雇用すること、（iii）最高の倫理基準に立脚した企業文化を強化すること、（iv）堅実な意思決定を推奨してシティのリスクを管理すること、および（v）報酬プログラムに規制指針を反映させること。これらの目的は、シティが公開している報酬理念の基礎となっています。

シティは執行役員の福利厚生を限定しています。シティは、執行役員に対して特別な医療手当、歯科手当、保険または就業不能給付金を提供していません。米国では、執行役員は、より賃金の低い従業員に比べてこれらの福利厚生のためにより多くを支払っています。指名された執行役員のうち、会員制クラブの会費の支払やフィナンシャル・プランニング等、その他の便益を受けている者はいません。

シティには税に関するグロスアップはありません。シティは、シティの海外駐在員プログラムに基づく海外駐在員向けの正当な税金の均等化プログラムを除き、指名された執行役員またはその他の執行役員のいずれについても、直接または間接の税金に関するグロスアップは認めていません。

シティは執行役員に対して補完的退職金制度を提供していません。シティは、執行役員に対する特別な年金クレジットの付与または年金給付の発生確定または年金給付を行っていません。シティの各種プランは、特に新たな規定の適用を免除された者またはおよび海外駐在員を除いて、非適格執行役員退職プログラムに基づき現在における利益の付与はしていません。ガスバック氏は、2001年12月31日に凍結された一定の適用免除の給付を受けることができますが、指名された執行役員のうち、2014年度においてこれらの補完的なプランに基づき追加的に利益の付与を受けられる者はいませんでした。

シティグループ・インクの支配権の変更により権利確定が早まることはありません。シティの株主承認を受けた2014年ストック・インセンティブ・プランは、現在執行役員に対して株式報酬を付与している唯一のプランですが、同プランにより付与される報酬のうち、シティにおける支配権の変更のみを理由として支払われる報酬はなく、それに関連して会社都合による雇用の終了が生じなければなりません（「ダブル・トリガー」規定）。この前身である2009年ストック・インセンティブ・プランにも同様の「ダブル・トリガー」規定がありました。

委員会は、執行役員への繰延インセンティブ報酬はいずれも、シティグループ・インクにおける支配権の変更のみを理由として権利が確定するものではないことを確認する方針を採択しました。この方針の趣旨は、かかる支配権の変更が該当する報酬に影響を及ぼさないようにすることです。

シティには「ゴールデン・パラシュート」はありません。指名された執行役員には、雇用の終了に際して、広範に適用されるシティの退職金制度または現地の法律に基づく給付を超える「ゴールデン・パラシュート」（退職手当）を受ける権利はありません。資本蓄積プログラムに基づく業績連動株式ユニットおよび繰延株式報酬は、会社都合による雇用の終了の場合において、権利確定の繰上および／または報酬の付与を認めていません。その結果、雇用終了となった執行役員も、現在の執行役員と同じ程度まで、クローバックおよびシティの普通株式の価格変動のリスクを負っています。

シティには執行役員との雇用契約の条件を制限する具体的な方針があります。シティは、非常に優れた人材を引きつけ、雇用するために必要な場合にのみ、執行役員との間で雇用契約を締結します。執行役員との雇用契約は、（i）委員会で承認されなければならない、（ii）可能な限り短期間で、その目的を達成するために必要な最小限度の条件で、（iii）法律が義務づける場合には、公開され、速やかに適切な規制当局に提出されなければなりません。また、執行役員との雇用契約は、取締役会の明示的な承認がない限り、従業員または退職者に対して一般的に適用されていないような、退職後に個人に対して行う給付について規定することはできません。現時点において、シティには、いかなる執行役員についても退職後の個人的な給付を規定する契約はありません。

委員会は独立した報酬コンサルタントに依頼しています。委員会の規約は、最高経営責任者および他の執行役員についての報酬の決定は、独立した報酬コンサルタントの助言を反映すべきであると規定しています。委員会は、2006年度以降独立した報酬コンサルタントを起用しており、現在は、クック・アンド・カンパニーが、委員会の独立したアドバイザーとなっています。クック・アンド・カンパニーは、取締役会へのサービスを除き、シティに対して一切のサービスを提供しておらず、経営陣との間にその完全な独立性を損ない得るその他一切の関係をもたず、また、その独立性を維持するために役立つ強固な内部ガバナンス方針を有しています。クック・アンド・カンパニーは委員会に直属しており、委員会に対して直接の説明責任を負っています。委員会は、シティの費用でクック・アンド・カンパニーを雇い、解雇し、その助言を得ることについて単独の権限を有しています。クック・アンド・カンパニーの代表者は、出席要求のあった非公開会議を含め、2014年度のすべての委員会会議に出席し、会議と会議の間の期間においても、委員長と面談しました。クック・アンド・カンパニーは、シティの勧告的決議（say-on-pay）への委員会および取締役会の対応に関して広範囲にわたる指針および分析を提供し、議決権助言機関との会議に出席し、市場の見方を提示し、また、シティの執行役員報酬プランの設計およびそのプログラムの株主への提示について委員会に助言しました。クック・アンド・カンパニーは、2014年度に211,606ドルの支払を受けました。

委員会は、少なくとも年に一度、クック・アンド・カンパニーの独立性について正式な評価を行っています。報酬アドバイザーの独立性に関する年次評価を行うに当たって、委員会は、当該年度中に委員会のために行われた業務の質と量、シティのために行われた無関係なサービスの性質、それらのサービスに対して支払われた報酬額と当該会社の総収益との関係、利益相反を防ぐための当該アドバイザーの方針および手続、ならびに当該アドバイザーの独立性に影響を与え得る事業上または個人的な関係の有無を含め、アドバイザーの独立性に関して様々な要素を考慮しています。クック・アンド・カンパニーは、独立性に関するレターを毎年作成し、委員会が独立性を評価する際、委員会が考慮する必要がある情報を委員会に提出することで、委員会の評価を支援しています。SEC規則およびNYSE規則に従って、委員会は、クック・アンド・カンパニーの独立性を直近では2015年1月に評価し、クック・アンド・カンパニーはシティの経営陣から独立しており、委員会への同社のサービスは、いかなる利益相反も生じていないと判断しました。

配当等価物 — 2014年ストック・インセンティブ・プランおよびその前身のプランに基づき、配当等価物は、業績連動株式の権利確定期間中には支払われず、配当等価物は、その基礎となる株式についての権利が確定した場合にのみ、当該報奨に対応する分が支払われます。同じ扱いが業績連動株式ユニットにも適用され、業績測定期間の終了時点においてユニットが稼得され、交付された場合に限り、当該ユニットに対応する配当等価物が支払われます。2014年度の業績について執行役員に付与された株式報奨はすべて、業績に基づいて権利が確定する株式報奨でした。配当等価物が支払われる場合、指名された執行役員に対する配当比率は、他の株主に対する配当比率と同一です。

指名された執行役員のインセンティブ報酬が税控除可能であること — 2011年、株主は、2011年エグゼクティブ・パフォーマンス・プランを承認しました。同プランは、指名された執行役員に支払われるインセンティブ報酬のうち、内国歳入法第162条(m)に基づき控除することができない可能性のあるものの控除可能性を確保することを意図するものです。2014年度の年間インセンティブ報奨は、2011年エグゼクティブ・パフォーマンス・プランに基づき付与され、シティコープの利益、すなわち、シティグループの法人税控除前継続事業利益（シティ・ホールディングスの法人税控除前継続事業利益または損失を控除したもの）に基づいて、その年に加入者に付与することができる限度額を特定しています。ただし、当該年度に実際に付与される年間インセンティブの額は、本「報酬の検討および分析」に記載されている報酬枠組みを適用し、またシティが上限を下回って（上限を超えてではなく）付与することを条件に、委員会により決定されます。2014年度については、委員会は、2011年エグゼクティブ・パフォーマンス・プランに基づいて支払うことができる上限額を、執行役員1名につき35.2百万ドル（シティコープの利益の0.2パーセント）であると確認し、同プランに基づいてそれより低い額の報酬を支払うとする決定を行使しました。シティは、法律が許容する範囲内で、指名された執行役員に支払われる報酬の控除可能性の確保を目指す一方で、執行役員を雇用し、動機を与え、確保するために必要と考える控除されることのない報酬に関する取決めを提供する柔軟性を維持しており、当該個人は、一定の場合には、執行役員になる前に付与された報奨に起因して、控除されることのない支払を受ける場合があります。コルバット氏の年俸は、百万ドルを超える範囲については控除できません。

報奨のタイミング — 2014年度の業績に対する指名された執行役員へのインセンティブ報奨は2015年2月18日に付与されました。付与日のタイミングは、2012年度に委員会が承認した付与日の決定に関する手続に従っています。

指名された執行役員各人に付与される繰延株式の株式数は、株式の形で付与されるインセンティブの額面価額を5日間の平均株価で除するというシティの長年の慣行に従って決定されました。付与日直前の5取引日のシティの普通株式の終値の平均が、資本蓄積プログラムに基づいて指名された執行役員に付与される株式数の決定に使用されました。業績連動株式ユニット報奨の目標ユニット数の決定についても同じ価格決定方法が使用されました。

基本給およびその他の固定報酬に関する方針および慣行 — シティは、執行役員に支払われる得る報酬の大部分は、業績向上を促すにあたってはリスクになるはずのものと考えています。同時に、現金報酬の支払には、執行役員を引きつけ、雇用するために一定の流動性を提供する必要性があることが反映されており、また基本給は市場慣行を反映すべきものです。

人事・報酬委員会報告

人事・報酬委員会は、最高経営責任者の業績を評価し、報酬を決定し、執行役員の報酬を承認し、また上級経営陣の他のメンバーおよび報酬の高いその他の従業員の報酬体系を承認しました。委員会は、上級経営陣のメンバーとともに上記「報酬の検討および分析」の見直しを行い、これについて議論しました。この見直しに基づき、委員会は、当社の取締役会に対して、米国証券取引委員会（SEC）に提出されるシティの年次報告書フォーム10-Kおよび議決権代理行使参考書類スケジュール14Aに「報酬の検討および分析」を入れるべきであると勧告しました。

人事・報酬委員会：

ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア（委員長）

マイケル・E・オニール

ジュディス・ルーディン博士

ダイアナ・L・テイラー

2015年3月12日

[次へ](#)

2014年度抜粋報酬一覧表および報酬情報

2014年度抜粋報酬一覧表

以下の表では、2014年度に最高経営責任者または最高財務責任者を務めた者に対する報酬、および最も高額な報酬が支払われたその他3名の当社の執行役員に対する報酬を、2014年12月31日付の役職とともに示しています。

氏名および 主な役職 ⁽¹⁾	年度	給料 (ドル)	賞与 ⁽²⁾ (ドル)	株式 報酬 ⁽³⁾ (ドル)	ストック・ オプション	株式以外のイ ンセンティ ブ・ プラン 報酬 ⁽⁴⁾ (ドル)	年金価値 および 非適格 繰延報酬の 変動 ⁽⁵⁾ (ドル)	その他 すべての 報酬 ⁽⁶⁾ (ドル)	合計 (ドル)
マイケル・L・ コルバット 最高経営責任者	2014	\$ 1,500,000	\$ 4,600,000	\$ 7,727,757	\$ 0	\$ 606,924	\$ 6,918	\$ 15,600	\$ 14,457,199
	2013	\$ 1,500,000	\$ 5,200,000	\$ 7,915,912	\$ 0	\$ 2,923,069	\$ 3,838	\$ 15,300	\$ 17,558,119
	2012	\$ 1,049,188	\$ 2,090,162	\$ 2,250,000	\$ 0	\$ 5,217,414	\$ 4,215	\$ 1,766,529 ⁽⁷⁾	\$ 12,377,508
ジョン・ガスバック 最高財務責任者	2014	\$ 500,000	\$ 2,800,000	\$ 4,161,100	\$ 0	\$ 445,078	\$ 85,580	\$ 15,600	\$ 8,007,358
	2013	\$ 500,000	\$ 2,800,000	\$ 3,893,076	\$ 0	\$ 2,128,679	\$ 0	\$ 15,300	\$ 9,337,055
	2012	\$ 500,000	\$ 2,600,000	\$ 1,650,000	\$ 0	\$ 3,796,375	\$ 79,033	\$ 15,000	\$ 8,640,408
ジェームズ・ フォリス ⁽⁸⁾ シティ共同社長、 インスティテュー ショナル・クライア ント・グループ最高 経営責任者	2014	\$ 475,000	\$ 5,210,000	\$ 8,039,839	\$ 0	\$ 2,145,487	\$ 6,294	\$ 15,600	\$ 15,892,220
	2013	\$ 475,000	\$ 5,410,000	\$ 4,057,500	\$ 0	\$ 7,574,988	\$ 3,510	\$ 15,300	\$ 17,536,298
ブライアン・リーチ フランチャイズ・ リスク・アンド・ ストラテジー責任者	2014	\$ 500,000	\$ 6,073,047 ⁽⁹⁾	\$ 5,052,764	\$ 0	\$ 1,383,966	\$ 0	\$ 15,600	\$ 13,025,377
	2013	\$ 500,000	\$ 9,449,794	\$ 2,550,000	\$ 0	\$ 1,407,339	\$ 0	\$ 15,300	\$ 13,922,433
	2012	\$ 500,000	\$ 3,400,000	\$ 2,550,000	\$ 0	\$ 720,481	\$ 0	\$ 15,000	\$ 7,185,481
マニユエル・ メディナーモラ シティ共同社長、 グローバル個人金融 部門最高経営責任者 兼メキシコ地域会長	2014	\$ 546,966 ⁽¹⁰⁾	\$ 3,581,214	\$ 5,322,066	\$ 0	\$ 710,768	\$ 0	\$ 0	\$ 10,161,014
	2013	\$ 546,966	\$ 3,581,214	\$ 6,489,965	\$ 0	\$ 3,394,405	\$ 0	\$ 0	\$ 14,012,550
	2012	\$ 546,966	\$ 4,181,214	\$ 2,852,650	\$ 0	\$ 5,967,649	\$ 1,583,395	\$ 0	\$ 15,131,874

(1) 指名された各執行役員の主な役職は2014年12月31日時点のものです。2015年2月20日、メディナーモラ氏は当社を退職することを公表しました。2015年6月1日以降は、同氏は2014年度抜粋報酬一覧表に記載の役職を離れ、グルボ・フィナンシエロ・バナメックスおよびその子会社であるバナメックスの取締役会長（非常勤）となります。退職による追加報酬は発生しません。

(2) リーチ氏を除き、本欄の金額は各年度の業績に対する現金賞与です。リーチ氏の賞与総額の詳細については2014年度抜粋報酬一覧表の注記9に記載しています。メディナーモラ氏に付与される米ドル建ての金額はメキシコ・ペソで支払われ、付与日（2015年2月18日）直前の週の5取引日における平均為替レートをを用いて換算されています。

(3) 本欄の2014年度の金額は、2013年度の業績に対して2014年2月に付与された株式報酬の付与日現在の公正価値の総額です。本欄の値は、財務会計基準審議会会計基準編纂書トピック718に従って計算された報酬の付与日現在の公正価値の総額です。本欄の報酬金額の算出時に使用した前提条件（もしあれば）は、2014年度の年次報告書フォーム10-Kにより米国証券取引委員会に提出されたシティグループ・インクおよびその子会社の連結財務諸表の注記7に記載されています。

抜粋報酬一覧表で報告された業績連動株式ユニットの金額は、委員会により与えられた報酬の額面金額とは異なります。この業績連動株式ユニット報酬の額面金額を付与日の当社普通株式価格によって除することにより、業績連動株式ユニットの数が出算されます。そして、それらのユニットには、業績条件に係る推定成果を考慮し、適用可能な会計原則に基づき付与日時点における価値が与えられます。かかる付与日現在の公正価値は、付与年度の抜粋報酬一覧表で報告されています。

最も高いレベルの業績条件が達成されたと仮定した場合、2014年度抜粋報酬一覧表に表示される付与日の業績連動株式ユニットの価値は、コルバット氏5,850,000ドル、ガスバック氏3,150,000ドル、フォリス氏6,086,250ドル、リーチ氏3,825,000ドル、メディナーモラ氏4,028,865ドルとなります。

(4) 以下は、2014年度の株式以外のインセンティブ・プラン報酬の内訳を記載したものです。以下の金額には、2011年度の業績に対して2012年1月に付与された繰延現金報酬の一部および2012年度の業績に対して2013年2月に付与された繰延現金報酬の一部ならびに各報酬全体について2014年に生じた想定利子が含まれています。

氏名	2014年度 抜粋報酬 一覧表に記載の 株式以外の インセンティ ブ・プランの 総額				
	2012年1月 繰延現金 報奨の報告 対象部分	2012年1月 繰延現金 報奨に 関する利益	2013年2月 繰延現金 報奨の報告 対象部分	2013年2月 繰延現金 報奨に 関する利益	
マイケル・L・コルバット	\$ 562,500	\$ 44,424	\$ -	\$ -	\$ 606,924
ジョン・ガスバック	\$ 412,500	\$ 32,578	\$ -	\$ -	\$ 445,078
ジェームズ・フォリス	\$ 961,875	\$ 75,965	\$ 1,014,375	\$ 93,272	\$ 2,145,487
ブライアン・リーチ	\$ 637,500	\$ 50,348	\$ 637,500	\$ 58,618	\$ 1,383,966
マニエル・メディナーモラ	\$ 658,743	\$ 52,025	\$ -	\$ -	\$ 710,768

メディナーモラ氏について表示されている金額は、当社の財務諸表の作成時に使用される為替レートを用いて年度末時点でメキシコ・ペソから米ドルに換算されたものです。2013年2月、コルバット氏、ガスバック氏およびメディナーモラ氏は、2012年度の業績に対する繰延現金報奨を受領しませんでした。これに代わり、同氏は、2012年度の指名された執行役員として業績連動株式ユニットを受領しました。

- (5) これらの金額は、2014年度年金給付一覧表でさらに詳しく説明されるとおり、コルバット氏、ガスバック氏およびフォリス氏の年金給付額の現在価値の増加分を示しています。（シティグループ年金制度におけるガスバック氏への年金給付額は48,688ドル増加し、従業員退職所得保障法（ERISA）によるシティバンク、エス・エイおよび関連会社の補助的報酬制度における同氏への給付額は36,892ドル増加しました。）パナメックス年金制度におけるメディナーモラ氏への給付額は20,216ドル減少し、同氏の勤続年数に応じた法定報償金は417ドル減少しました。米国証券取引委員会規則に従い、減少総額は2014年度抜粋報酬一覧表に（負の数とせず）0ドルとして反映されます。パナメックス年金制度に係る金額は、当社の財務諸表の作成時に使用される為替レートを用いて年度末時点でメキシコ・ペソから米ドルに換算されたものです。税制不適格であることを前提に繰り延べられた、指名された各執行役員の報酬における市場価格の超過分または優先利益分は0ドルでした。リーチ氏は、シティグループ年金制度が新規加入者を受け入れなくなった後に雇用されたため、年金給付を受ける資格はありません。
- (6) 以下は2014年度の「その他すべての報酬」の内訳を記載したものです（個人的給付を含みます。）。

氏名	セキュリ ティサー ビス/ システム (ドル)		地上 交通費 (ドル)	財務 および 税務 プランニング (ドル)		医療費 および 歯科医療費 手当 (ドル)	401(k) プランの マッチング 拠出 (ドル)		税還付 コスト (ドル)	合計 (ドル)
	航空機 (ドル)									
マイケル・L・コルバット	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 15,600	\$ 0	\$ 0	\$ 15,600
ジョン・ガスバック	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 15,600	\$ 0	\$ 0	\$ 15,600
ジェームズ・フォリス	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 15,600	\$ 0	\$ 0	\$ 15,600
ブライアン・リーチ	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 15,600	\$ 0	\$ 0	\$ 15,600
マニエル・メディナーモラ	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0

コルバット氏、ガスバック氏、フォリス氏、リーチ氏は、米国の適格従業員全員に適用される計算式に従って401（k）プランのマッチング拠出を受領しました。

コルバット氏はシティフライト・インク（シティグループ・インクの子会社）との間で航空機タイムシェアリング契約を締結しています。同契約により、同氏は、連邦航空法第91.501条（d）に定められた制限に従い、当社の社用機の個人使用にかかる費用を当社に返金することができるものとされています。コルバット氏は、かかる飛行による増加費用と同額またはこれを超える金額を当社に返金しました。

- (7) コルバット氏の2012年度の「その他すべての報酬」には、当社の国外駐在プログラムの標準規定に基づく給付金が含まれています。これは、コルバット氏が、2012年の1月から10月の間、ヨーロッパ・中東・アフリカ地域における当社の最高経営責任者であり、ロンドンに駐在していたことによるものです。
- (8) フォリス氏は2012年度において指名された執行役員ではなかったため、同氏の報酬は、米国証券取引委員会規則に従い2014年度および2013年度のもののみを記載しています。2015年2月18日より、フォリス氏の基本給は500,000ドルに増加しました。
- (9) 2014年度にリーチ氏に付与された賞与には、2014年度における業績に対する現金賞与3,040,000ドルに加え、主要リスク従業員プランに基づく支給額3,033,047ドルが含まれています。2013年度にリーチ氏に付与された賞与には、2013年度における業績に対する現金賞与3,400,000ドルに加え、主要リスク従業員プランに基づく支給額6,049,794ドルが含まれています。
- (10) 各年度について、メディナーモラ氏の基本給は、月次ベースで支払時に有効な為替レートを用いて米ドルからメキシコ・ペソに換算されます。

報酬制度に基づく2014年度の報奨付与

下表は、委員会が2014年度に付与した報奨に関する情報を示したものです。下表の株式報奨の価値は、適用のある会計基準の下に決定された各株式報奨の付与日現在の公正価値です。

氏名	付与日	非株式インセンティブ・ プラン報奨に基づく 将来的な支払見額			株式インセンティブ・ プラン報奨に基づく 将来的な支払見額			その他 すべての 株式 報奨： 株式持分 または ユニット の数 (個)	その他 すべての オプション 報奨： オプション の原証 券の数 (個)	オプション 報奨の 権利行使 価格 または 基準価格 (1株当 たりのドル金 額)	株式 および オプション 報奨の 付与日現在 公正価値 (ドル) ⁽¹⁾
		基準 (ドル)	目標 (ドル)	最大 (ドル)	基準 (個)	目標 (個)	最大 (個)				
マイケル・ コルバット	2/18/2014	-	-	-	0	78,527 ⁽²⁾	78,527	-	-	-	\$3,900,000
	2/18/2014	-	-	-	0	78,527 ⁽³⁾	117,791	-	-	-	\$3,827,757
ジョン・ ガスバック	2/18/2014	-	-	-	0	42,284 ⁽²⁾	42,284	-	-	-	\$2,100,000
	2/18/2014	-	-	-	0	42,284 ⁽³⁾	63,426	-	-	-	\$2,061,100
ジェームズ・ フォリス	2/18/2014	-	-	-	0	81,699 ⁽²⁾	81,699	-	-	-	\$4,057,500
	2/18/2014	-	-	-	0	81,699 ⁽³⁾	122,548	-	-	-	\$3,982,339
ブライアン・ リーチ	2/18/2014	-	-	-	0	51,345 ⁽²⁾	51,345	-	-	-	\$2,550,000
	2/18/2014	-	-	-	0	51,345 ⁽³⁾	77,017	-	-	-	\$2,502,764
マニエル・ メディナーモラ	2/18/2014	-	-	-	0	54,081 ⁽²⁾	54,081	-	-	-	\$2,685,910
	2/18/2014	-	-	-	0	54,081 ⁽³⁾	81,122	-	-	-	\$2,636,156

(1) 付与日現在の公正価値の決定に用いた仮定は、抜粋報酬一覧表の注(3)に記載したものと同じです。

(2) これらの繰延株式報奨は、2009・ストック・インセンティブ・プランに基づき、シティの資本蓄積プログラムの一環として付与されました。

(3) これらの報奨は、2013年度の業績に対する業績連動株式ユニットです。

2014年度抜粋報酬一覧表および2014年度制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討

下記は、2014年度抜粋報酬一覧表および2014年度制度報奨付与一覧表で開示されている報奨のうち、「報酬の検討および分析」で記載されていない事項について説明したものです。

資本蓄積プログラム・60年ルール — 2014年度制度報奨付与一覧表は、指名された執行役員各人が、2013年度の業績に対して、シティの資本蓄積プログラムに基づく繰延株式の付与を受けたことを示しています。資本蓄積プログラムに基づいて付与されるシティの普通株式は、上記「2014年度の業績についてのインセンティブ報奨の形式および構成」で説明する追加的な業績ベースの権利確定条件および上記「執行役員報酬に関するシティのその他の方針」に記載するシティ・クローバック規定に従い、付与された年の翌年の1月20日から4回にわたり、毎年均等に権利が確定します。資本蓄積プログラムの報奨には、雇用終了時に60年ルールを満たす従業員に適用される特別規定があります。加入者の年齢に勤務年数を加えた合計が60以上となり、かつ（i）50歳以上で少なくとも5年間の勤務年数を有しているか、または（ii）50歳未満で少なくとも20年間の勤務年数を有していれば、かかる加入者は60年ルールを満たしています。1年に満たない年齢や勤務期間は、切り捨てます。加入者が60年ルールを満たし、自発的に雇用を終了する場合、当該加入者のCAP株式は、定期的に予定されている権利確定日に、加入者に分配されることとなります。ただし、権利確定期間中に当該加入者がCAPの条件で定義された「重要な競合他社」に勤務しないことが条件となります。反対に、加入者が60年ルールを満たさない場合、自発的な退職時に、CAP株式の権利は失効します。加入者死亡の場合、資本蓄積プログラムの報奨は早期に権利が確定すると規定されていますが、その他すべての場合（重大な違法行為による解雇の場合を除きます。この場合報奨は失効します。）には予定通りに権利が確定します。指名された執行役員は全員、2014年より前に60年ルールを充足しました。

業績連動株式ユニット — 2014年度制度報奨付与一覧表は、指名された執行役員各人が、2013年度の業績に対して業績連動株式ユニットによる報奨を受けたことを示しています。シティの業績連動株式ユニットプログラムの主要な条件は、上記「2014年度の業績についてのインセンティブ報奨の形式および構成」で説明されています。60年ルールの規定を含め、シティのインセンティブ・プログラム一般に適用されるのと同じ雇用終了に関する規定が業績連動株式ユニットにも存在します。指名された執行役員各人が60年ルールを満たしているため、各執行役員は次の場合を除き、それぞれが獲得した業績連動株式ユニットを受領します。（i）業績期間中に自発的に辞職し、かつ競合他社のために働いた場合、または（ii）重大な違法行為を原因として解雇された場合（この場合、付与されなかった報奨は失効します。）。指名された執行役員が退職し、競業した場合、業績期間末に業績期間中の勤務に応じて比例配分された業績連動株式ユニット報奨が失効します。例えば、仮に指名された執行役員が業績期間の最初の1年が過ぎた後に辞職して競合他社に転職した場合、同人は、獲得した業績連動株式ユニットの3分の1を3年間の業績期間の後に受領し、残り3分の2は失効します。

繰延現金報奨制度 — 2014年度抜粋報酬一覧表は、シティの繰延現金報奨制度に基づいて過年度に付与された報奨のうちの非株式インセンティブ報酬を示しています。2012年の年間インセンティブ報酬の繰延分の半分は、繰延現金報奨制度に基づき、フォリス氏およびリーチ氏に2013年2月に付与されました。フォリス氏およびリーチ氏は、2012年度は指名された執行役員ではなかったため、2012年の業績に関する業績連動株式ユニットに代えて、繰延現金報奨を受け取りました。さらに、当社が業績連動株式ユニットプログラムを実施する前は、2011年度の年間インセンティブ報奨の繰延分の半分は、繰延現金報奨制度に基づき、2012年1月に指名された執行役員各人に付与されました。繰延現金報奨制度の報奨は、付与年の翌年の1月20日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定し、当該権利確定期間中は引き続きクロバック規定および業績に基づく権利確定条件に従います。2013年2月に付与された報奨の権利未確定部分には複利年率2.84パーセントの名目金利が発生し、2012年1月に付与された報奨の権利未確定部分には複利年率3.55パーセントの名目金利が発生します。雇用終了時の繰延現金報奨制度の報奨の取扱いは、資本蓄積プログラムの報奨と同じです。

2014年度末の株式報酬残高

この表に示した市場価値は、2014年12月31日時点のシティの普通株式の終値54.11ドルを用いて算出しました。
この表をはじめとして、本「(3) 取締役および役員の報酬および特典」において記載される証券の数および価値は、2011年5月6日に効力を生じた株式併合により調整されています。

オプション報酬							株式報酬			
氏名	交付日	行使可能な 未行使オプ ションの原 証券の数 ⁽¹⁾ (個)	行使不可能 な未行使オ プションの 原証券の数 (個)	株式インセ ンティブ・ プラン報 奨：未行使 かつ未獲得 の原証券の 数	行使価格 (ドル)	オプション 行使満了日	権利未確定 の株式また は単位株式 の数	権利未確定 の株式また は単位株式 の市場価値 (ドル)	株式インセ ンティブ・ プラン報 奨：権利未 確定かつ未 獲得の株 式、単位株 式またはそ の他の権利 の市場価値 または配当 金額	株式インセ ンティブ・ プラン報 奨：権利未 確定かつ未 獲得の株 式、単位株 式またはそ の他の権利 の市場価値 または配当 金額
				数	オプション	の数	の数	の数	の数	
マイケル・ コルバット	2/14/2011	150,000 ⁽²⁾	-	-	\$ 49.10	2/14/2017	-	-	-	-
	2/19/2013	-	-	-	-	-	-	-	53,524 ⁽³⁾	\$ 2,896,184
	2/19/2013	-	-	-	-	-	-	-	35,719 ⁽⁴⁾	\$ 1,932,755
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	78,527 ⁽⁵⁾	\$ 4,249,096
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	0 ⁽⁶⁾	0
ジョン・ ガスバック	2/14/2011	150,000 ⁽²⁾	-	-	\$ 49.10	2/14/2017	-	-	-	-
	2/19/2013	-	-	-	-	-	-	-	33,290 ⁽³⁾	\$ 1,801,322
	2/19/2013	-	-	-	-	-	-	-	22,216 ⁽⁴⁾	\$ 1,202,108
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	42,284 ⁽⁵⁾	\$ 2,287,987
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	0 ⁽⁶⁾	0
ジェームズ・ フォリス	1/14/2009	29,745 ⁽⁷⁾	-	-	\$ 106.10	1/14/2019	-	-	-	-
	1/14/2009	29,745 ⁽⁷⁾	-	-	\$ 178.50	1/14/2019	-	-	-	-
	2/14/2011	175,000 ⁽²⁾	-	-	\$ 49.10	2/14/2017	-	-	-	-
	2/19/2013	-	-	-	-	-	-	-	69,268 ⁽³⁾	\$ 3,748,091
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	81,699 ⁽⁵⁾	\$ 4,420,733
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	0 ⁽⁶⁾	0
ブライアン・ リーチ	1/14/2009	20,339 ⁽⁷⁾	-	-	\$ 106.10	1/14/2019	-	-	-	-
	1/14/2009	20,339 ⁽⁷⁾	-	-	\$ 178.50	1/14/2019	-	-	-	-
	2/14/2011	150,000 ⁽²⁾	-	-	\$ 49.10	2/14/2017	-	-	-	-
	2/19/2013	-	-	-	-	-	-	-	43,533 ⁽³⁾	\$ 2,355,571
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	51,345 ⁽⁵⁾	\$ 2,778,278
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	0 ⁽⁶⁾	0
マニエル・ メディナーモ ラ	1/14/2009	25,423 ⁽⁷⁾	-	-	\$ 106.10	1/14/2019	-	-	-	-
	1/14/2009	25,423 ⁽⁷⁾	-	-	\$ 178.50	1/14/2019	-	-	-	-
	2/14/2011	200,000 ⁽²⁾	-	-	\$ 49.10	2/14/2017	-	-	-	-
	2/19/2013	-	-	-	-	-	-	-	55,496 ⁽³⁾	\$ 3,002,889
	2/19/2013	-	-	-	-	-	-	-	37,034 ⁽⁴⁾	\$ 2,003,910
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	54,081 ⁽⁵⁾	\$ 2,926,323
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	0 ⁽⁶⁾	0

- (1) 本欄に記載されたオプションは、2014年12月31日現在で権利が確定しています。
- (2) 2011年2月14日に付与された本オプションは、2012年2月14日以降、毎年均等に3年間にわたって権利が確定します。
- (3) 2013年2月19日に付与された本繰延株式報奨は、業績ベースの権利確定条件に従うことを条件として、2014年1月20日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定します。
- (4) 2013年2月19日に付与された本業績連動株式ユニット報奨は、業績条件に従うことを条件として、2014年1月20日以降、毎年均等に3年間にわたって権利が確定します。ただし、コルバットの報奨は、業績条件に従うことを条件として、2014年2月20日以降、毎年均等に3年間にわたって権利が確定します。この表は、2014年12月31日における相対的株主総還元額、平均資産利益率およびシティの普通株式の価格が、2015年の業績期間末まで一定であると仮定した場合の業績連動株式ユニットの価値の総額を含みます。
- (5) 2014年2月18日に付与された本繰延株式報奨は、業績ベースの権利確定条件に従うことを条件として、2015年1月20日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定します。
- (6) 2014年2月18日に付与された本業績連動株式ユニット報奨は、業績条件に従うことを条件として、2015年1月20日以降、毎年均等に3年間にわたって権利が確定します。この表は、2014年12月31日における相対的株主総還元額、平均資産利益率およびシティの普通株式の価格が、2016年の業績期間末まで一定であると仮定した場合の業績連動株式ユニットの価値の総額を含みます。かかる仮定の下では、報奨を獲得するために必要な平均資産利益率の最低値は達成されておらず、かかる条件下ではすべてのユニットが取り消され、当該報奨は価値を生じません。本業績連動株式ユニットの付与に関する目標・最高報奨額は、「2014年度制度報奨付与一覧表」において開示されています。
- (7) 2009年1月14日に付与された本オプションは、2010年1月14日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定済みです。

60年ルール規定の適用対象であり、かつ60年ルールを満たした指名された執行役員により保有されている一定の株式報奨については、これらの表においては完全に権利が確定したものとみなしています。したがって、これらの報奨は、2014年度末の株式報奨残高表においては残高に含まれていません。当該表は権利未確定の株式報奨のみを開示しているからです。これに代えて、これらの報奨は、下記「2014年度非適格繰延報酬」に、その他の権利確定済みであるが未交付の繰延報奨とともに算入されています。60年ルールの詳細については、上記「資本蓄積プログラム・60年ルール」の議論をご参照ください。

2014年におけるオプション行使および株式の権利確定

氏名	オプション報奨		株式報奨	
	権利行使により取得した株式数(数)	権利行使による実現金額(ドル)	権利行使により取得した株式数(数)	権利行使による実現金額(ドル)
マイケル・コルバット	0	\$ 0	17,841	\$ 934,937
ジョン・ガスバック	0	\$ 0	59,707	\$ 3,128,838
ジェームズ・フォリス	0	\$ 0	141,145	\$ 7,396,362
ブライアン・リーチ	0	\$ 0	14,511	\$ 760,416
マニエル・メディナーモラ	0	\$ 0	101,810	\$ 5,335,099

上記金額は、2014年度中の権利確定日におけるシティの普通株式の価格である52.4025ドルを反映しています。シティは、権利が確定する端株の現金価値を用いて従業員の源泉徴収義務を充足することを慣行としているため、ある報奨について権利確定により実現された価値は、権利確定により取得された全株式の価値を若干上回ります。

2014年度年金給付

氏名	制度名	計上した 勤務年数 (年)	累積給付の 現在価値 (ドル) ⁽¹⁾	前事業年度の 支払額 (ドル)
マイケル・コルバット	シティグループ年金制度	24.4	\$ 107,366	\$ 0
ジョン・ガスバック ⁽²⁾	シティグループ年金制度	17.7	\$ 450,104	\$ 0
	シティバンク、エヌ・エイおよび関連会社のERISAによる補助的報酬制度（以下「ペイ・キャップ制度」といいます。）	11.7	\$ 299,333	\$ 0
ジェームズ・フォリス	シティグループ年金制度	24.5	\$ 97,620	\$ 0
ブライアン・リーチ	該当なし	-	-	-
マヌエル・メディナーモラ	バンコ・ナシオナル・デ・メヒコ、エス・エイ年金制度（以下「パナメックス年金制度」といいます。）	43.2	\$6,010,952	\$ 0
	法定勤続手当制度	43.2	\$ 7,386	\$ 0

- (1) シティグループ年金制度およびペイ・キャップ制度給付の現在価値を決定するために用いられた重要な仮定は次のとおりです。（i）4パーセントの比率引上げ（年金受給者）、改善の段階的縮小を伴うRP-2014ホワイトカラー死亡率表、（ii）適格制度給付に関する割引率4.00パーセント、非適格制度給付に関する割引率3.90パーセント、および（iii）キャッシュ・バランス制度給付に関する付与加算率3.00パーセント。パナメックス年金制度給付の現在価値の決定に用いられた重要な仮定は次のとおりです。（i）（過去3年間の）EMSSAH 97死亡率表および（ii）割引率7.70パーセント。当該制度の割引率は、2014年度の年次報告書フォーム10-KによりSECに提出されたシティグループ・インクおよびその子会社の連結財務諸表注記8を作成するために用いた2014年度末の利率と同じです。その他の仮定は当該注記8への記載が要求されていません。パナメックス年金制度の金額は、年度末にシティの財務諸表を作成する際に用いたのと同じ為替レートを用いて、メキシコ・ペソから米ドルに換算されています。
- (2) ガスバック氏については、シティグループ年金制度における対象勤続年数がペイ・キャップ制度における対象勤続年数よりも長くなっていますが、これはペイ・キャップ制度に基づく給付の発生が、シティグループ年金制度に基づく給付の発生よりも先に停止されたためです。

執行役員については、広範に適用されるシティの税制適格年金制度に基づいてシティの従業員に一般的に認められるのと同じベースで退職給付が発生すべきだというのがシティの方針です。シティは、どの指名された執行役員についても、いずれの年金制度の下でも対象勤続年数の追加付与を行っていません。リーチ氏は、シティグループ年金制度が新規加入者を受け入れなくなった後に雇用されたため、年金給付を受ける資格はありません。

下記は、2014年度年金給付一覧表に記載した年金制度の説明です。

シティグループ年金制度 — 広範に適用される税制適格なこの退職給付制度の目的は、資格を有するすべての米国従業員に課税繰延退職給付を支給することです。シティグループ年金制度は、2006年12月31日に新規加入者の受付を終了し、2007年12月31日を効力発生日として、給付の発生は原則的に停止されました。コルバット氏、ガスバック氏およびフォリス氏は、この制度に基づいて給付を受ける資格があります。コルバット氏およびフォリス氏の給付はすべてキャッシュ・バランス給付であり、ガスバック氏については2000年から2007年にかけてキャッシュ・バランス給付が発生しました。

シティグループ年金制度キャッシュ・バランス給付は、仮想勘定残高として表示されます。2008年1月1日より前は、この制度により、ほとんどの対象者（対象となる指名された執行役員を含みます。）は、一般的にその適格報酬の1.5パーセントから6パーセントの比率で、年間給付額の認定を受けていました。給付認定率は年齢および勤続年数により上昇します。適格報酬は一般的に基本給およびインセンティブ報奨を含んでいましたが、雇用の終了後に支払われる報酬、一定の一時的な報酬およびその他の給付は除かれていました。内国歳入法により、年間の適格報酬は、2007年（キャッシュ・バランス給付発生最終年）については225,000ドルに制限されていました。利息は引き続き各加入者の勘定残高に毎年貸記されています。これらの認定は（内国歳入庁により公表される）30年物国債の利回りに基づいています。

2000年より前は、シティグループ年金制度の一部であるシティバンク退職給付制度方式に基づいてガスバック氏の給付が発生していました。当該方式は通常、30年を上限とする認定勤務年数の勤続1年当たり平均年間報酬の2パーセントに、5年を上限とする追加の認定勤務年数の平均年間報酬の0.75パーセントを加算し、そこから推定社会保障給付額を差し引くという算式によって、年間給付を定めていました。年間報酬には基本給が含まれますが、賞与およびインセンティブ給付は含まれません。平均年間報酬とは、直近10年間の年間計算期間のうち年間報酬が最も高い5年分の平均を指します。年間報酬は内国歳入法の制限の対象ともなります。

シティグループ年金制度に基づく給付は、年金方式またはその他の選択可能な方式により支払われます。コルバット氏、ガスバック氏およびフォリス氏の給付は、雇用終了後に一括で支払われることもあります。ただし、コルバット氏およびフォリス氏の給付の一部は、同氏らが55歳に達し、少なくとも10年間勤務した後にシティでの雇用が終了した場合を除き、一括で受け取ることはできません。

シティグループ年金制度の定年は通常65歳です。シティバンク退職給付制度の方式に基づいて決定された適格加入者の給付の一部は、早期退職した時点で支払われる場合があります。この場合における早期退職とは、加入者の55歳の誕生日または加入者の1年間の勤務満了日（制度に定義するとおり）のうちいずれか遅い方の日の翌月の第1日と定義されています。ガスバック氏は、早期退職の資格を得ており、また60歳に達しているため、本制度の条件に基づく早期退職を原因とする給付の減額はありません。

シティバンク、エヌ・エイおよび関連会社のERISAによる補助的報酬制度（ペイ・キャップ制度） — ペイ・キャップ制度は、非積立非適格繰延報酬制度です。ペイ・キャップ制度は、内国歳入法が適格報酬および給付に制限を設けているためにシティグループ年金制度の下では支払われない給付を提供していました。加入者の給付がシティグループ年金制度におけるキャッシュ・バランス方式により決定される限りにおいて、2000年1月1日以降、適格制度報酬は500,000ドルに制限されました。シティバンク・ペイ・キャップ制度に基づく将来の給付発生は、ガスバック氏を含む同制度のほとんどの加入者について、2002年1月1日付で凍結されました。ペイ・キャップ制度に基づく給付は、シティグループ年金制度に基づき支払われる給付と同時に支払われます。したがって、ガスバック氏には、ペイ・キャップ制度に基づく早期退職および即時給付開始を受ける資格があります。

バンコ・ナショナル・デ・メヒコ、エス・エイ年金制度（バナメックス年金制度） — メディナーモラ氏は、メキシコの適格な全常勤従業員に対して給付を行うバナメックス年金制度に加入しています。「伝統的」年金制度給付は、通常の退職年齢において、2.5パーセントに適格報酬および認定勤務年数を乗じた額に等しい終身年金の支給を定めています。この場合の適格報酬とは、年間基本所得（給与に基づいて支給される年度末賞与を含みます。）の退職前の最終24ヶ月間の平均です。給付は、従業員の税引前最終12ヶ月平均給与（給与に基づいて支給される年度末賞与を含みます。）に相当する金額を上限とする月額年金の形で行われます。

2001年12月31日時点で年齢および勤務年数基準を満たしているメディナーモラ氏のような加入者は、退職時に、異なる算式により計算される「混合」給付を選択することができます。メディナーモラ氏の伝統的方式に基づく給付は、混合方式に基づく給付よりもかなり多いことから、2014年度年金給付一覧表においては伝統的給付のみが示されています。バナメックス年金制度は早期退職の要因や受給資格について定めておらず、メディナーモラ氏には、バナメックス年金制度に基づく受給を直ちに開始する資格があります。伝統的な方式に基づく通常の退職金受給資格は、（i）勤続35年間を経て55歳に達した時、または（ii）勤続5年間を経て60歳に達した時のうち、いずれか早い方です。バナメックス年金制度に基づく給付の形態は単生年金に限られています。

法定勤続手当 — メディナーモラ氏には、メキシコの全常勤従業員に一般的に支給され、メキシコ法によって義務付けられた、退職時に雇用主資産から一括で支払われる勤続手当を受給する資格があります。当該給付金は、12日間の給与（現地の法定最低賃金の3倍を上限とします。）に勤続年数を乗じた額に相当します。

2014年度非適格繰延報酬

氏名	前年度の執行役員 拠出金 (ドル)	前年度の 登録者拠出金 (ドル)	前年度の 収入総額 (ドル)	引出金/分配金 の総額 (ドル)	前年度末の 残高合計額 (ドル)
マイケル・コルバット 資本蓄積プログラム	\$ 0	\$ 0	\$ 137,297	\$ 2,296,240	\$ 3,367,815
ジョン・ガスバック 資本蓄積プログラム	\$ 0	\$ 0	\$ 57,986	\$ 707,887	\$ 1,461,905
シティコープ繰延報酬制度	\$ 0	\$ 0	\$ 135,120	\$ 0	\$ 1,428,347
ジェームズ・フォリス 資本蓄積プログラム	\$ 0	\$ 0	\$ 132,607	\$ 1,650,664	\$ 3,408,898
ブライアン・リーチ 資本蓄積プログラム	\$ 0	\$ 0	\$ 151,266	\$ 2,503,238	\$ 3,714,458
マニエル・メディナーモラ 資本蓄積プログラム	\$ 0	\$ 0	\$ 100,251	\$ 1,223,850	\$ 2,527,458

SEC規則に従い、上記の表で「前年度末の残高合計額」として報告されている金額は、2014年度抜粋報酬一覧表では報告されていません。指名された執行役員の「前年度末の残高合計額」の欄に記載された金額は、過年度においても、当時有効であったSEC規則の要求の範囲内で開示されていました。

下記は、2014年度非適格繰延報酬一覧表に示された報奨についての追加情報です。

資本蓄積プログラム — 長年にわたり、シティは、年間インセンティブ報奨の一定割合は、資本蓄積プログラムに基づく制限株式または繰延株式の形式で付与されなければならないと定めてきました。2013年度より前に効力を有していた資本蓄積プログラムの規定に基づき、株式は、付与年度の翌年の1月20日から4年間にわたって毎年均等に付与されていましたが、業績ベースの権利確定規定はありませんでした。上記「2014年度抜粋報酬一覧表および2014年度制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」に記載の60年ルールを満たす従業員は、2014年度非適格繰延報酬一覧表においては、これらの資本蓄積プログラム報奨につき権利が確定しているとみなされます。したがってこれら資本蓄積プログラム報奨は上記の表において「非適格繰延報酬」として報告されています。

この表の「収入総額」の欄には、指名された執行役員各人が、適用ある資本蓄積プログラム株式について実現した損益または未実現の損益の合計が示されています。「引出金／分配金の総額」の欄は、2014年度中に指名された執行役員各人に交付された、適用ある資本蓄積プログラム株式を示しています。「前年度末の残高合計額」の欄は、各執行役員について、未交付の適用ある資本蓄積プログラム株式の年度末の価値を示しています。

シティコープ繰延報酬制度 — ガスパック氏はシティコープ繰延報酬制度に加入しています。同制度は2001年に受付を終了しましたが、1996年から2000年までの間、シティコープの従業員に関する強制的および任意の繰延報酬を提供していました。シティコープ繰延報酬制度に基づくすべての強制的繰延は加入者に分配されていましたが、任意繰延は、加入者の選択によって事前に決定された6つの投資対象のうちの1つに名目上投資されました。加入者は毎年4回まで投資選択を変更することができます。シティコープ繰延報酬制度に基づき繰り延べられた金額はすべて完全に権利が確定し、55歳に達した後の雇用終了時に加入者の選択で一括または分割で分配されます。

雇用の終了または支配権の変更時の潜在的支払

メディナーモラ氏の退職 — 2015年2月20日、メディナーモラ氏は、2015年6月1日付でシティを退職することを発表しました。同氏は退職によって新たな報酬の付与を受けません。ただし、これまでに発生した広範な退職給付については受領する権利があり、また繰延インセンティブ報奨については、上記「2014年度抜粋報酬一覧表および2014年度制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」に記載するとおり、60年ルールの取扱いを受ける資格があります。下記の表は、これまでに稼得され2014年12月31日現在残存するインセンティブ報奨および年金給付のうち、本「(3) 取締役および役員の報酬および特典」の他の箇所で同氏の退職後に交付される予定として開示されている額を集計したものです。

報奨	開示された金額
残存するストック・オプションの内在価値	\$ 1,002,000 ⁽¹⁾
累積年金給付の現在価値	\$ 6,018,338
非適格繰延報酬	\$ 2,527,458
株式に基づく報奨	\$ 7,933,122
繰延現金報奨	\$ 1,458,659
合計	\$ 18,939,577

(1) この金額は、シティの普通株式の2014年度末市場価格（54.11ドル）と、2011年2月14日に付与された200,000個の権利確定済み未行使オプションの行使価格（49.10ドル）の差額に相当します。

一般的方針 — シティは通常、離職契約または支配権の変更に関する契約の保証水準を定めておらず、指名された執行役員はいずれも個別交渉による離職契約を締結していません。いずれの執行役員も、雇用の終了に関連して追加の株式報奨または現金報奨の付与を受ける権利を有していません。

株式報奨 — 下記の表は、すべての権利確定条件および業績条件が満たされたと仮定し、適用のある事由が2014年12月31日に発生したとして、指名された執行役員各人に対して時間の経過とともに交付される報奨（報酬一覧表において株式報奨として報告されているもの）の2014年12月31日における推定価値を示しています。これらの推定にあたっては、2014年12月31日のシティの普通株式の終値（54.11ドル）を使用しました。

氏名	重大な違法行為による雇用の終了	自発的な辞職	死亡または就業不能	シティグループの支配権の変更	重大な違法行為によらない会社都合による雇用の終了
マイケル・コルバット	\$ 0	\$ 9,078,035	\$ 9,078,035	\$ 0	\$ 9,078,035
ジョン・ガスバック	\$ 0	\$ 5,291,417	\$ 5,291,417	\$ 0	\$ 5,291,417
ジェームズ・フォリス	\$ 0	\$ 8,168,824	\$ 8,168,824	\$ 0	\$ 8,168,824
ブライアン・リーチ	\$ 0	\$ 5,133,849	\$ 5,133,849	\$ 0	\$ 5,133,849
マニエル・メディナーモラ	\$ 0	\$ 7,933,122	\$ 7,933,122	\$ 0	\$ 7,933,122

表に示されたすべての繰延株式報奨は、雇用終了後、予定通りに権利が確定します。死亡の場合を除き、報奨の早期交付に関する規定はありません。指名された執行役員各人は、上記「2014年度抜粋報酬一覧表および2014年度制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」に記載するとおり、60年ルールを満たしています。その結果、当該報奨は、執行役員が自発的に辞職し、重要な競合他社に雇用されなければ、雇用終了後、予定通りに権利が確定します。権利確定期間中、報奨は引き続きクロウバック規定および業績条件の適用対象となります。この表は2014年12月31日における相対的株主総還元額、平均資産利益率およびシティの普通株式の価格が、該当する業績期間末まで一定であると仮定した場合の業績連動株式ユニットの価値を含みます。

上記の表に反映されている各株式報奨については、2014年度制度報奨付与一覧表に続く説明文により詳細に記載されています。2014年12月31日に権利が確定したストック・オプションの内在価値は、当該表から除外されています。雇用終了後予定に従って交付される、権利確定した追加的な株式報奨は、2014年度非適格繰延報酬一覧表の「前年度末の残高合計額」の欄で開示されています。

シティの2014・ストック・インセンティブ・プランおよびその前身である2009・ストック・インセンティブ・プランには、「ダブル・トリガー」要件があります。両プランは、シティの支配権の変更の結果として会社都合による雇用の終了が発生した後でなければ、当該支配権の変更に伴う株式報奨の権利は確定しないと規定しています。加えて、委員会は、執行役員に付与される株式報奨は、シティグループ・インクの支配権の変更のみを原因として早期に権利確定することはないとする方針をとっています。

繰延現金報奨 — 下記の表は、すべての権利確定条件および業績条件が満たされたと仮定し、適用のある事由が2014年12月31日に発生したとして、指名された執行役員各人に対して時間の経過とともに交付される繰延現金報奨の2014年12月31日における推定価値を示しています。

氏名	重大な 違法行為に よる雇用の 終了	自発的な辞職	死亡または 就業不能	シティ グループの 支配権の変更	重大な 違法行為に よらない 会社都合に よる雇用の 終了
マイケル・コルバット	\$ 0	\$ 1,245,548	\$ 1,245,548	\$ 0	\$ 1,245,548
ジョン・ガスバック	\$ 0	\$ 913,401	\$ 913,401	\$ 0	\$ 913,401
ジェームズ・フォリス	\$ 0	\$ 5,333,502	\$ 5,333,502	\$ 0	\$ 5,333,502
ブライアン・リーチ	\$ 0	\$ 3,424,984	\$ 3,424,984	\$ 0	\$ 3,424,984
マヌエル・メディナーモラ	\$ 0	\$ 1,458,659	\$ 1,458,659	\$ 0	\$ 1,458,659

2011年度および2012年度の業績に対する年間インセンティブ報奨の一部は、繰延現金報奨制度に基づいて、指名された執行役員に交付されました。業績ベースで権利が確定するこれらの報奨は、上記の表に反映されています。表に示されている繰延現金報奨は、すべて雇用の終了後、予定に従って権利が確定します。死亡の場合を除き、報奨の早期交付についての規定はありません。指名された執行役員各人は、上記「2014年度抜粋報酬一覧表および2014年度制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」に記載するとおり、60年ルールを満たしています。その結果、当該報奨は、執行役員が自発的に辞職し、重要な競合他社に雇用されなければ、雇用終了後、予定通りに権利が確定します。権利確定期間中、これらの報奨は引き続きクロウバック規定および業績条件の適用対象となります。これらの報奨については、2014年度制度報奨付与一覧表においてより詳細に記載されています。

その他雇用終了に伴う見込み支払 — ガスバック氏は雇用終了時に、2014年度非適格繰延報酬表に記載されているシティコープ繰延報酬制度給付も受領する権利があります。

報酬の総額

	適用ある 社外 取締役 の人数	現金で稼得されたま たは支払われた報酬 (ドル)	株式報酬 (ドル)	オプション 報酬 (ドル)	株式以外の インセンテ ィブ・プラン 報酬 (ドル)	年金金額および 非適格繰延 報酬の増減 (ドル)	その他 すべての報酬 (ドル)	合計 (ドル)
社外取締役	13	\$ 2,185,000	\$ 1,687,500	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 87,500	\$ 3,960,000

	適用ある 執行役員 の人数	給与 (ドル)	賞与 (ドル)	株式報酬 (ドル)	オプション報酬 (ドル)	株式以外の インセンテ ィブ・プラン 報酬 (ドル)	年金金額および 非適格繰延 報酬の増減 (ドル)	その他 すべての報酬 (ドル)	合計 (ドル)
従業員である 取締役	1	\$ 1,500,000	\$ 4,600,000	\$ 7,727,757	\$ 0	\$ 606,924	\$ 6,918	\$ 15,600	\$ 14,457,199

	適用ある 執行役員 の人数	給与 (ドル)	賞与 (ドル)	株式報酬 (ドル)	オプション報酬 (ドル)	株式以外の インセンテ ィブ・プラン 報酬 (ドル)	年金金額および非 適格繰延 報酬の増減 (ドル)	その他 すべての報酬 (ドル)	合計 (ドル)
指名された 執行役員	5	\$ 3,521,966	\$ 22,264,261	\$ 30,303,526	\$ 0	\$ 5,292,223	\$ 98,792	\$ 62,400	\$ 61,543,168

本項で開示された報酬には、主要連結子会社から受領した報酬が含まれます。

報酬制度による潜在的悪影響に対する経営陣の分析

経営陣は、（i）報酬制度自体がシティにとって十分重大な規模であるか、または（ii）シティに重大な影響を及ぼす立場にいるシティに属する個人に対して、シティにとって著しく不利な行動をとるような動機付けを与えるものである場合、報酬制度はシティに重大な悪影響を及ぼすと考えています。シティは、健全な役員報酬方針に加え、インセンティブ報酬プログラム（指名された執行役員に適用されるものを含みます。）の設計および管理を通じて、事業基盤に重大な悪影響を及ぼすリスクを軽減するための数多くの組織的な措置を講じています。2014年度中、シティは、米国の健全なインセンティブ報酬方針に関する省庁間ガイドラインおよび健全な報酬慣行に関する金融安定化委員会の原則にシティのプロセスを合致させる取組みを継続しました。シティのリスクおよびインセンティブ報酬制度に対するアプローチについては、上記「報酬の検討および分析」の「リスクとシティのインセンティブ報酬プログラム」で詳細に記載しています。上記の分析に基づき、経営陣は、シティの報酬制度がシティにとって重大な悪影響を及ぼす合理的可能性はないという結論に達しました。

スコアカード用語集

包括的資本分析（CCAR）とは、連邦準備制度理事会による年次の包括的資本分析のことを意味します。包括的資本分析は銀行資本の十分性を評価するための重要な規制監督上の手法であり、特に、経済および金融市場の不利なシナリオにおいて、銀行が主要な金融サービスを継続して提供するのに十分な資本を有しているかの確認が含まれます。連邦準備制度理事会が銀行の資本計画（義務付けられた資本計画を含みます。）について「異議なし」としない限り、株主に資本を還元し、またはその他の資本計画を実行することはできません。

CVA/DVAとは、デリバティブ（取引先および当社自身）における信用評価調整（CVA）、2014年度第3四半期以降は、資金調達評価調整（FVA）（ヘッジ控除後）およびシティグループの公正評価オプションが選択された負債についての負債評価調整（DVA）を指します。FVAは、CVAの表示に含まれています。執行役員のスコアカードに表示されたシティの財務評価指標については、信用スプレッドの変動による一般的にカウンターシクリカル（景気連動抑制的）な市場への影響を排除することによって経営成績をより適切に反映し、また投資家に対するシティの財務成績の提示と一致させるため、CVA/DVAは除外されています。

繰延税金資産（DTA）とは、シティが将来の利益にかかる税金負債の相殺に用いると予測している、過年度の損失に起因するシティの連結貸借対照表における累積税効果のことです。この資産は銀行の規制資本の計算から一定程度除外されますが、これには、銀行が中核銀行業務のために利用したり、株主に還元したりできる資本の額を制限する効果があります。多額の繰延税金資産が存在するということは、銀行がより多額の資本を保持しなければならないことを意味し、そのため、より多くの収益を上げることがより難しくなります。したがって、シティが事業または株主への還元のために使用可能な資本を増やして実績への「負担」を減少させる効果があるため、繰延税金資産を減少することは重要です。

費用比率は、営業費用合計を収益合計（支払利息控除後）で除したものです。**コア費用比率**は、費用比率からCVA/DVAならびに2014年度第2四半期の住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除外したものです。この比率は、一般的に、収益を上げるための費用を、生み出された収益の金額と比較するものです。同じ金額の収益を上げるには、費用が低いほうが高いよりも望ましく、したがって、一般的には、費用比率が低いほうが高いよりも良いことになります。この評価指標は、経営陣に対し、単に収益を最大化するのではなく追加の収益を上げるための費用について考えることを促すものであり、どの事業が他の事業よりもよりうまく運営されているのかを相対的に見極めるために用いることができます。当社は（シティグループの費用比率ではなく）シティコープのコア費用比率を、シティの業績評価基準として使用しています。それは、シティコープがシティの中核的事業基盤であり、したがって経営陣はかかる中核事業における費用管理および生産性向上を重視しているためです。

法人税等控除前の継続事業からの利益は、法人税等および非継続事業を控除する前の、収益から費用および与信費用を差し引いた利益です。**法人税等控除前の継続事業からのコア利益**は、法人税等控除前の継続事業からの利益からCVA/DVA、2014年度第2四半期の住宅ローン担保証券等に関する和解および一定の貸倒引当金戻入額を除外したものです。

貸倒引当金戻入額（LLR）は、事業の中核的業績を反映するため、執行役員のスコアカード（該当する場合）から除外されています。

当期利益とは、会社の税引後利益に相当します。**コア当期利益**とは、シティの法人税等控除前の継続事業からのコア利益から、本項において後述する調整額（法人税等引当金を含みます。）を差し引いたものです。コア当期利益は資産利益率または資本利益率を測定する評価指標の一要素です。

資産利益率は、当期利益を米国GAAPに基づいて決定される平均資産で除したものです。**コア資産利益率**は、コア当期利益を米国GAAPに基づいて決定される平均資産で除したものです。

有形普通株式利益率は、一事業またはシティグループのコア当期利益（シティグループの場合は優先配当を差し引きます。）を、当該年度の平均有形普通株式株主資本で除したものです。経営陣は、この評価指標がシティの巨額の無形資産を除外しているため、株主に長期的価値をもたらすシティの営業活動の長期的な潜在力を適切に指し示すものと考えています。

リスク選好割合は、期待損失を含むシティコープまたは一事業の利益（コア収益からコア費用および期待損失を差し引いたものと定義されます。）を分子とし、10年に一度のストレス・シナリオにおけるシティコープまたは関係する事業セグメントのストレス損失を分母とする割合のことです。シティコープまたは当該事業は、中程度のストレス・イベントのもとで資金を失わないために、毎年十分な利益を上げる必要があります。その関係が1対1を超えた場合に限り、シティコープまたは当該事業はリスク選好割合のテストに「合格」します。

シティグループ－非米国GAAP財務指標の調整

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	シティ グループ	シティコープ	GCB	ICG
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 14,364		\$ 10,411	\$ 13,250
控除：				
CVA/DVA	(390)		-	(343)
GCBにおける貸倒引当金の戻入れに関連する損益計算書の影響額	(1,185)		(1,185)	N/A
2014年度第2四半期の住宅ローン担保証券等に関する和解－営業費用	3,749		N/A	N/A
2014年度第2四半期の住宅ローン担保証券等に関する和解－貸倒引当金繰入額	55		N/A	N/A
法人税等控除前の継続事業からのコア利益	\$ 17,373		\$ 9,226	\$ 13,593
追加：				
GCBにおける貸倒引当金の戻入れに関連する損益計算書の影響額	1,185		1,185	N/A
控除：				
法人税等に対する引当	6,864		3,473	3,729
追加：				
非継続事業からの利益 (損失)	(2)		-	-
控除：				
被支配持分	185		26	111
控除：				
CVA/DVAに関連する税影響額	150		-	132
2014年度の住宅ローン担保証券等に関する和解に関連する税影響額	78			
2014年度第1四半期における一定の税務監査項目の処理に関連する税効果	(210)		-	-
資産利益率および有形普通株式利益率に係るコア当期利益	\$ 11,489		\$ 6,912	\$ 9,621
平均資産	1,896,800		399,000	1,058,000
コア資産利益率 (コア当期利益／平均資産)	0.61%		1.73%	0.91%
支払利息控除後収益合計	\$ 76,882	\$ 71,067	\$ 37,753	\$ 33,267
控除：				
CVA/DVA	(390)	(343)	-	(343)
支払利息控除後コア収益	\$ 77,272	\$ 71,410	\$ 37,753	\$ 33,610

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	シティ グループ	シティコープ	GCB	ICG
営業費用合計	\$ 55,051	\$ 47,336	\$ 21,277	\$ 19,960
控除：住宅ローン担保証券等に関する和解に関連する 影響額	3,749	-	-	-
コア営業費用	\$ 51,302	\$ 47,336	\$ 21,277	\$ 19,960
コア費用比率（コア営業費用／コア収益）	66.4%	66.3%	56.4%	59.4%
コア当期利益（上記より）	\$ 11,489		\$ 6,912	\$ 9,621
優先株式配当	511			
普通株主に分配可能なコア利益	\$ 10,978			
2014年12月31日現在の普通株主持分合計	\$ 200,066			
控除：				
2014年12月31日現在ののれん	23,592			
2014年12月31日現在の無形資産（抵当貸付サービシン グ権）	4,566			
2014年12月31日現在の有形普通株式株主資本	\$ 171,908			
2014年度中の平均有形普通株式株主資本	\$ 171,497		\$ 35,630	\$ 67,090
有形普通株式利益率（コア）	6.4%		19.4%	14.3%
<u>リスク選好割合：</u>				
予想外損失		\$ 16,591	\$ 4,849	\$ 7,049
予想損失		\$ 8,213	\$ 6,857	\$ 1,355
リスク選好割合（RAR）＝ [コア収益－コア営業費用－予想損失]／予想外損失		96%	198%	174%
N/A：該当ありません。				

[前へ](#)

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンス

シティは、最高水準の倫理行動、すなわち、正確かつ透明性ある業績報告ならびにシティの事業に適用される法律、規則および規制の完全な遵守の維持に常に努めています。シティは、自社のガバナンス慣行が最先端のベストプラクティスとなることを徹底するよう積極的に取り組んでいます。以下はシティによるコーポレート・ガバナンスの取組みの一覧です。

- －提案者との議論を経て合意された、互いが満足できる枠組みによる株主提案議案の通知請求権（proxy access）の採択を支持しています。
- －シティにおける倫理文化を培う経営陣の取組みを監督するため、取締役会に倫理・文化委員会を設立
- －役員報酬に関する強固なガバナンス慣行の採択（クローバック方針の拡大および執行役員は執行役員ではなくなった後最低1年間は付与されたシティの普通株式のうち相当額を保有しなければならないという要件を含みます。）
- －シティの取締役会の構成員およびシティの執行役員（いわゆる第16条内部者）が、自己の保有するシティの有価証券をヘッジするまたは貸付の担保に供することを認めない旨規定するよう、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインを改正
- －当社の書換基本定款に盛り込まれていた特別多数決に関する条項を削除
- －2009年に独立した会長を選任した後、シティの取締役会に独立した会長が不在の場合には取締役会が主任独立取締役を選任するものと規定するよう、付属定款を改正
- －無選挙による取締役選任のための多数決決定基準を盛り込むよう、付属定款を改正
- －発行済普通株式（自己株式を除きます。）の少なくとも25パーセントを保有する株主に臨時総会を招集する権利を付与するよう、付属定款を改正
- －取締役会および執行役員は株式保有規則に服しています。
- －当社のロビー活動と監督について情報開示を促進するよう、政治活動に関する声明書（シティの旧政治献金・ロビー活動に関する声明書）を改正。政治活動に関する声明書は、以下に関する重要な情報開示を提供しています。
 - ・草の根ロビー活動を含む当社のロビー活動方針
 - ・直接的ロビー活動に対するシティによる支払
 - ・業界団体および事業団体への参加
 - ・モデル法案を作成・支援する非課税団体への加盟
 - ・ロビー活動、業界団体および事業団体への参加および政治献金に対する取締役会の監督声明

- －指名・統治・広報委員会の監督責任に、政治献金およびロビー活動に関する監督責任に加えて、業界団体への支払に関する監督責任があることを明らかにするよう、指名・統治・広報委員会の規約を改正
- －シティのロビー活動が報告されている連邦政府および州政府のウェブサイトへのリンクをシティのウェブサイトを作成
- －シティが会費を支払っている業界団体および事業団体に対し、当該支払のいかなる部分も独立的支出に使用されないことを要求するプロセスの開始

シティのウェブサイトで閲覧できるコーポレート・ガバナンスの資料

シティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインのほか、シティのコーポレート・ガバナンスに関する情報はシティのウェブサイトの「Corporate Governance」のページで閲覧でき、そこには以下の情報が含まれています。

- ・監査委員会の規約
- ・倫理・文化委員会の規約
- ・指名・統治・広報委員会の規約
- ・人事・報酬委員会の規約
- ・リスク管理委員会の規約
- ・行動規範
- ・ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範
- ・シティの報酬指針
- ・付属定款および書換基本定款
- ・企業の政治活動に関する声明書
- ・2014年におけるシティの政治献金のリスト

これらの文書の印刷物を希望される株主の方は、10022 ニューヨーク州ニューヨーク市レキシントン・アベニュー601番地19階、シティグループ・インク、コーポレート・ガバナンス部（Citigroup Inc., Corporate Governance, 601 Lexington Avenue, 19th Floor, New York, NY 10022）まで書面にてご請求ください。

コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン

シティの「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」は、ベストプラクティスに対する当社の取組みの基本である、当社の長年にわたる慣行、方針および手続の多くを具体化したものです。当該ガイドラインは、少なくとも年に1度見直され、ベストプラクティスを継続して反映するために適宜改正されています。取締役会が承認した当該ガイドラインの全文はシティのウェブサイトwww.citigroup.comに掲載されています。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Corporate Governance Guidelines」をクリックしてください。当該ガイドラインは、取締役会の責任、業務、取締役適格性および構成の概要を説明しています。

当社は、取締役会の構成員の少なくとも3分の2を独立取締役で構成することをめざしています。当社の独立性基準の内容説明および取締役会の独立性に関する決定結果は、以下に記載するとおりです。

上記ガイドラインは、取締役会において必要となる委員会（監査委員会、指名・統治・広報委員会および人事・報酬委員会）の構成員は全員が独立取締役であることを要求しています。委員会の構成員は、指名・統治・広報委員会の推薦に基づき取締役会によって任命されます。委員会の構成員および委員長は、定期的に交代します。取締役会および各委員会は、経営陣と協議せずに、または承認を得ることなく、独立した法務、財務またはその他のアドバイザーを必要に応じて雇用および解雇する権限を有します。経営に携わらない取締役による会議は、定例取締役会の一部として開催され、独立した会長が議長を務めます。

当社の各取締役が各自の取締役としての任務の遂行に十分な時間を費やすことができるよう徹底するために、当社の取締役が他の営利的公開会社または営利的非公開会社の取締役も兼任することができる兼任数は、指名・統治・広報委員会によるケース・バイ・ケースの検討対象とされます。取締役兼任関係は禁止されています（すなわち、シティの社内取締役および執行役員は、シティの社外取締役が執行役員を務める会社の取締役にはなれません。）。

取締役は、自らの職務上の責任、職業、または所属に実質的な変更が生じた場合には、その旨を指名・統治・広報委員会に通知し、取締役の辞任を申し出ることを要求されます。指名・統治・広報委員会は、事実関係および状況を検討したうえで、その辞任を承諾するか、取締役に留任するよう要請するかについて、取締役会に対して提案します。取締役が非営利団体の重要な役職に就任する場合には、その旨を指名・統治・広報委員会に通知することが求められます。

取締役に、取締役会、委員を務める委員会および年次株主総会に出席することが期待されています。シティの2014年度の年次総会には、当時の在任取締役全員が出席しました。

指名・統治・広報委員会は毎年、取締役会の構成員1名を取締役会会長に指名します。指名・統治・広報委員会はさらに、取締役会の任務遂行に関する年次評価を実施し、また常設の各委員会（業務執行委員会を除きます。）は自己評価を実施します。取締役会は、自己評価の一部として、他にも数多くあるテーマの中でもとりわけ、規制基準、戦略および財務面の監督、リスク管理の監督、役員の報酬、後継者育成、ガバナンス事項といった事項に関する責務への取組についての検証に取り組んでいます。委員会は、委員会規約による要件および自らの責任のその他の側面に照らして自己評価を行います。その後、取締役会および各委員会全員で、非公開の会議において自己評価結果を討議します。その討議では、議論を踏まえてとるべき行動が主要な内容となります。

取締役は、シティの上級経営陣およびその他の従業員に完全かつ自由に接触することができます。新任の取締役に対して、シティの事業ならびに法務、コンプライアンス、規制およびリスクの概要に精通するためのオリエンテーション・プログラムが提供されます。シティは、様々なテーマの研修を提供し、取締役全員に対して参加を呼びかけています。これらの研修は、例えば取締役が業務上の問題や複雑な金融商品に関する理解を深めることができることをねらいとしています。

取締役会は、上級執行役員がシティのために最上級のリーダーシップを発揮することができることを確保するために、彼らの業績に関する人事・報酬委員会の報告を検討します。取締役会はさらに、指名・統治・広報委員会と連携して最高経営責任者（CEO）の後継者候補の評価も行います。

取締役または当該取締役と生計を共にする近親者が、財団、大学またはその他の非営利団体の理事、評議員または執行役員を務めており、その団体がシティおよび／またはシティ・ファンデーションから寄付を受けている場合には、かかる寄付については少なくとも年に1回、指名・統治・広報委員会に報告しなければなりません。

シティの取締役会およびシティの執行役員の構成員（いわゆる第16条内部者）は、自己の保有するシティの有価証券をヘッジするまたは貸付の担保に供することを認められていません。上記ガイドラインは、シティおよびその子会社を一方の当事者とし、取締役および上級経営陣ならびにその近親者を他方の当事者とする一定の金融取引を制限しています。シティまたはその子会社からシティの取締役およびシティの最上級執行役員、またはこれらの者と生計を共にする近親者に対する個人的な貸付は禁止されています。ただし、通常の業務過程において市場条件で実施されるシティの証券ブローカー・ディーラー子会社の従業員に対する抵当貸付、ホーム・エクイティ・ローン、個人向け貸出金、クレジットカード、当座貸越およびマージンローンはこの限りではありません。下記「一定の取引および関係、報酬委員会の兼任ならびに内部者の関与」をご参照ください。

上記ガイドラインは、シティまたはその執行役員および当該執行役員と生計を共にする近親者が、社外取締役が主宰するパートナーシップもしくはその他の非公開会社、または社外取締役が10パーセントを超える持分を所有または支配している公開会社への投資またはそれらとの取引を行うことを禁止しています。取締役および当該取締役と生計を共にする近親者が、新規株式公開において割当てを受けることは認められていません。取締役とその近親者は、シティが支援する投資活動が、同様の状況下にある無関係の者に提供されるものと同一の条件で提供される場合に限り、当該活動に参加することができます。一定の状況下において、または適切な委員会の承認がある場合には、上級経営陣の構成員は、シティが支援する一定の投資機会に参加することができます。最後に、取締役および執行役員による第三者事業体への一定の投資は、投資機会が当人のシティにおける役職のみを理由として生じたものである場合は、禁止されています。

取締役の独立性

取締役会は、取締役会による各取締役の独立性評価の一助とするための項目基準を採択しています。項目基準は、以下の説明のとおり、取締役またはその近親者とシティとの間に潜在的に存在し得る様々な種類の関係について明記し、かかる関係が重大であるとみなされ得る場合の基準を設けています。項目基準の下で取締役欠格事由に該当する可能性のある関係または取引が存在しないこと、また、項目基準には特段記載されていないものの、あらゆる事実関係および状況を考慮した結果として取締役会の意見において、取締役の独立した判断を下す能力を妨げるような種類のその他の関係または取引が存在しないことを条件として、取締役会は、取締役を独立しているとみなします。

取締役会および指名・統治・広報委員会は、取締役とシティとの関係、当該取締役の近親者またはその関連事業体もしくは関連慈善団体とシティとの関係およびその他の潜在的な利益相反に関する質問書に対する取締役の回答から得られた特定の情報を検討し、また、シティを一方の当事者とし、取締役もしくはその近親者または当該取締役の関連事業体もしくは関係慈善団体を他方の当事者とする取引、関係、または取決めに関係するシティの業務から収集されたデータを検討しました。取締役会は、取締役もしくはその近親者またはその関連事業体もしくは関連慈善団体と、シティとの両当事者間の特定の関係または取引を検討し、かかる関係または取引がコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインおよび関連する項目基準を遵守していると判断しました。また、取締役会は、NYSEの企業統治規則ならびにその他適用されるすべての法律、規則および規制の遵守を目的とした指針および基準に照らし、以下の取締役候補者は、いずれも独立していると判断しました。

ダンカン・P・ヘンス	アンソニー・M・サントメロ
ピーター・B・ヘンリー	ジョアン・E・スベロ
フランツ・B・ハマー	ダイアナ・L・テイラー
マイケル・E・オニール	ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア
ゲーリー・M・ライナー	ジェームズ・S・ターレー
ジュディス・ルーディン	エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオン

取締役会は、マイケル・コルバットは独立していないと判断しました。コルバット氏は当社の最高経営責任者です。

独立性基準

取締役は、独立しているとみなされるためには、当社の取締役会により採用され、当社のコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに反映されている以下の項目基準を満たさなくてはなりません。さらに、その他、すべての取締役に適用されるNYSEの企業統治規則に基づく独立性基準ならびに特定の委員会に適用されるSECおよび連邦預金保険会社の規則に基づく特定の独立性基準があります。

項目基準

・助言、コンサルティングおよび雇用に関する取決め

- ・取締役または取締役の近親者はいずれも、過去3年以内のいずれの12ヶ月の間においても、直接間接を問わず、当社から120,000ドルを上回る金額の報酬、手数料または給付を受領していないものとします。ただし、(a) 当社の社外取締役に關する改正・書換報酬制度に従い支払われた金額、または(b) 当社もしくは当社の関連法人のうちのいずれの1社の執行役員でない従業員である取締役の近親者に対して支払われた金額を除きます。
- ・さらに、監査委員会の構成員もしくは当該構成員と生計を共にする近親者、または監査委員会の構成員がパートナー、構成員、もしくは執行役員である事業体はいずれも、過去3年以内に、当社に提供した会計業務、コンサルティング業務、法律業務、投資銀行業務または金融アドバイザリー業務に対していかなる対価も受領していないものとします。

・業務上の関係

- ・当社と、取締役の関連事業体または取締役の近親者の関連事業体との間の取引関係、貸出関係、預金およびその他の金融取引関係はすべて、通常の業務過程において、かつ無関係の者との同様の取引に関してその時点において一般的に適用される条件と実質的に同一の条件にて行わなければなりません。
- ・さらに、取締役が執行役員もしくは従業員である会社、または取締役の近親者が執行役員である会社と当社との間で、過去3会計年度において当社からかかる会社へ、またはかかる会社から当社に対してなされた財産またはサービスに対する支払は、いずれの年度の合計額も、1百万ドルまたは当該会社の1会計年度の連結総収入の2パーセントのいずれか多い方の金額を超えてはなりません。
- ・取締役の関連事業体または取締役の近親者の関連事業体に対する当社からの貸付は、かかる貸付が、(i) 当社またはその子会社のうちの1社の通常の業務過程において行われ、他の顧客に対して一般的に提供される種類のものであり、市場条件によるもの、もしくは他の顧客に提供される条件よりも有利ではない条件によるものである場合、(ii) 2002年サーベンス・オクスリー法（以下「サーベンス・オクスリー法」といいます。）、連邦準備制度理事会のレギュレーションOおよびFDICのガイドラインを含む適用法を遵守している場合、(iii) 実行時に、通常の回収リスクを上回るリスクを伴わない、またはその他の不利な特性を提示していない場合、かつ(iv) 当社によりサブスタンダード(II)（米国通貨監督局のハンドブック「信用リスクの格付け」において定義されます。）以下に区分されていない場合に限り、実行または継続できるものとします。

・慈善寄付

取締役または当該取締役と生計を共にする近親者が理事、評議員もしくは執行役員を務めている慈善団体（シティ・ファンデーションおよび当社が支援するその他の慈善団体を除きます。）に対する当社および／またはシティ・ファンデーションからの過去3暦年の年間寄付金額は、250,000ドルまたは当該慈善団体の年間連結総収入の10パーセントのいずれか多い方の金額を超えてはなりません。

・雇用/縁故関係

・取締役は、以下のいずれにも該当しないものとします。

- (i) 当社の従業員であるか、または過去3年以内に当社の従業員であった。
- (ii) 当社の現職の執行役員がある会社の報酬委員会の構成員を務める、または務めていた間に、当該取締役が同時に同会社の執行役員として雇用されている、または雇用されていたという取締役兼任関係が生じているか、または過去3年以内に生じていた。
- (iii) (a) 当社の現在もしくは元の主要な外部監査人または (b) その他の当社の外部監査人と関係がある、もしくは関係があった、または雇用されている、もしくは雇用されたことがあり、かつ本人が当社の監査に従事している、もしくは従事したことがあり、過去の場合はいずれも監査関係終了後3年以内である。

・取締役の近親者は、以下のいずれにも該当してはなりません。

- (i) 当社の執行役員である、または過去3年以内に当社の執行役員であった。
- (ii) 当社の現職の執行役員がある会社の報酬委員会の構成員を務める、または務めていた間に、当該近親者が執行役員として同時に雇用されている、または雇用されていたという取締役兼任関係が生じているか、または過去3年以内に生じていた。
- (iii) (a) 当社の外部監査人の現パートナーであるか、または当社の監査に直接従事している当社の外部監査人の現従業員である、または (b) 過去3年以内に当社の外部監査人のパートナーであったか、もしくは当該外部監査人により雇用されており（ただし、現在は、パートナーでもなく雇用されてもいません。） 、かつ同期間中に当社の監査に直接従事していた。

・重要性に乏しい関係および取引

取締役会は、当社と（i）取締役、（ii）取締役の近親者、または（iii）取締役もしくは取締役の近親者の関連事業体もしくは関連慈善団体との間に関係または取引があっても、それが重要性に乏しい場合には、取締役は独立していると判断することができます。ただし、その場合、当社の議決権代理行使参考書類中に、当該関係および当該関係が取締役の独立性に関する決定を妨げるものではないとする取締役会の判断の根拠について具体的な説明があることを条件とします。コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン（コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの一部である取締役独立性基準、ならびに金融サービス、個人的な貸付、および投資／取引と題するセクションを含むが、それらに限定されません。）を遵守する当社と（i）取締役、（ii）取締役の近親者、または（iii）取締役もしくは取締役の近親者の関連事業体もしくは関連慈善団体との間の関係または取引は、同様に重要なものではないとみなされ、議決権代理行使参考書類での開示は必要とされません（ただし、かかる関係または取引の開示がSEC規則S-K第404条により要求される場合を除きます。）。

・定義

「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」の目的において、(i)「近親者」とは、取締役または執行役員(1934年証券取引所法第16条の定義によります。)の配偶者、父母、継父母、子、継子、兄弟姉妹、義父母、義理の息子、義理の娘、義兄(弟)および義姉(妹)、ならびに取締役と生計を共にする者(賃借人または住込み従業員を除きます。)を意味し、(ii)「関連事業体」とは、取締役もしくは執行役員、またはその近親者が役員、パートナーもしくは従業員である事業体、または取締役、執行役員もしくはその近親者が直接的または間接的に少なくとも5パーセントの株式持分を保有する事業体を意味し、また(iii)「関係当事者取引」とは、(a)1会計年度当たりに関与する総額が120,000ドルを超える予定であるかまたはその可能性があり、(b)当社が関与し、かつ(c)関係者(当社の取締役、執行役員、取締役候補者、当社の全株式の5パーセント超を保有する株主、およびこれらの近親者)が現在または将来において直接的または間接的に重要な利害関係を有しているまたは有するであろう、あらゆる金融取引、取決めまたは関係を意味します。

取締役会および委員会の会議

2014年度には、取締役会は21回開催されました。2014年度中において、監査委員会は18回、人事・報酬委員会は9回、指名・統治・広報委員会は9回、リスク管理委員会は14回、業務執行委員会は1回開催されました。

スペロ氏、テイラー氏、ヘンス氏、ライアン氏、トンプソン氏およびセディージョ氏は、2014年度中を通じて、コンプライアンスおよび米国外子会社のガバナンス等のテーマを扱う多くの特別委員会の委員および／または当該特別委員会の議長を務めました。さらに、スペロ氏、テイラー氏、ヘンス氏、ライナー氏、ライアン氏、サントメロ氏およびターレー氏は、シティの完全子会社であるシティバンク、エヌ・エイの取締役も務めています。

2014年度において、フランツ・ハマー氏以外の各現職取締役は、シティグループの取締役会およびそれぞれが構成員であった常設委員会に、少なくとも75パーセント出席しました。ハマー氏の出席は75パーセントの基準を下回りましたが、これはニューヨーク連邦準備銀行の会議、すなわち10月の「金融サービス業界における文化・行動の改革研究会(Workshop on Reforming Culture and Behavior in the Financial Services Industry)」にシティの代表として出席したためでした。ニューヨーク連邦準備銀行は、シティの会長のオニール氏および最高経営責任者のコルバット氏にシティを代表して会議に出席するよう要請していましたが、同会議のスケジュールは、ドバイで開催されたシティの10月の取締役会とちょうど重なっていました。会長および最高経営責任者が取締役会に出席できるよう、ハマー氏が彼らに代わって同会議に出席することを承諾しました。同会議にハマー氏が出席するために要した移動(ヨーロッパから米国への往復フライト)、同氏の会議出席、および米国、ヨーロッパ、ドバイ間の時差のため、ハマー氏は10月の取締役会に出席できませんでした。同氏が取締役会および委員会を欠席したことにより、2014年度の同氏の出席は75パーセントを下回りました(73.17パーセント)。ハマー氏はシティの取締役在任中の他の年度において、出席に問題はありませんでした。

経営に携わらない取締役の会議

シティの経営に携わらない取締役による会議は、通常年に6回開催される全体の定例取締役会の開催時に、経営に携わっている取締役は交えないで、執行役員会として開催され、また取締役会の特別会が開催された場合には、経営に携わらない取締役も通常どおり執行役員会を開催します。2014年度中、オニール氏が会長として経営に携わらない取締役による各執行役員会の議長を務めています。独立取締役は2014年度において執行役員会を開催しました。

取締役会のリーダーシップ構造

シティは現在、最高経営責任者とは別に独立した会長を置いています。取締役会は、取締役会のリーダーシップ構造の柔軟性を維持することが重要であると考え、過去2、3年にわたり、当社のその時点のニーズに合わせて異なるリーダーシップ構造を設定してきましたが、そのなかで常時、独立取締役が取締役会のリーダーの地位に就くことを強く支持しています。したがって、シティの取締役会は、2009年12月15日に、シティの取締役会に独立した会長が不在の場合においては、取締役会は、取締役会会議において経営に携わらない取締役の執行役員会の議長を務めることを含め、独立した会長と同様の任務を有する主任独立取締役を選任するものとする、と規定した付属定款の改正を採択しました。シティの会長は取締役会に独立したリーダーシップを発揮します。独立した会長または主任取締役を設けることにより、経営に携わらない取締役が、経営陣が直接的に関与することなく取締役会に問題や懸念を提起し検討することが可能になります。会長または主任取締役はさらに、取締役会と上級経営陣の間の橋渡しの役割も果たします。シティの取締役会は、独立した会長を最高経営責任者と分離する現行の構造は現時点における最も適切な構造であると判断し、それと同時に、独立したリーダーを務める独立取締役が常時存在するよう徹底していきます。

取締役会の多様性

多様性は、指名・統治・広報委員会が取締役会の構成を評価する際に考慮するきわめて重要な要素の一つです。世界100ヶ国を超える国々で事業を営むシティのような会社にとって、多様性には、人種、民族および性別の多様性、ならびにシティが事業を営むコミュニティおよび地理的地域の多様性が含まれます。当社の「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」に記載されている取締役の適格性については、「その候補者は、当社が事業を営むコミュニティおよび地理的地域の多様性に照らして、現職の各取締役の特性を補完するような特別な能力、専門的な知識および経歴を有しているか」という基準が含まれています。シティの取締役会は、取締役会が当社の従業員、顧客およびステークホルダーが表す多様性を反映するような経歴を持ち合わせた個人から構成されるよう専心しています。シティの2015年度の年次株主総会での選任に指名された候補者は、この多様性を実証しています。候補者のうち、3名（23パーセント）は女性、2名（15パーセント）はアフリカ系アメリカ人またはヒスパニック系です。さらに、各取締役候補は、様々な見解、個人的および専門的な経験および経歴、ならびにグローバルまたは国際的なビジネス経験等その他の特性を提供することによって、取締役会全体の多様化に寄与します。取締役会は、現在の候補者が性別、年齢、人種、出身地および経験の多様性を適切に反映していると考えていますが、今後も引き続き、取締役会の構成を評価する際には多様性問題を考慮していくことに努めます。

取締役会のリスク監督の役割

取締役会は、シティの世界中のリスク管理の枠組みを監督します。取締役会のリスク管理委員会は、毎回の定例会議において、チーフ・リスク・オフィサーから、該当する場合は経営陣のリスク軽減への取組みを含む当社の主要リスク管理に対するアプローチに関するリスク報告を受けます。チーフ・リスク・オフィサーが主導するグローバル・リスク管理は、シティの企業戦略を実行し事業目標を達成する能力に影響し得るリスクを識別、評価、管理する統合的取組みに対して責任を負う全社的機能です。取締役会の役割はこの取組みを監督することにあります。リスク管理委員会は、取締役会によるリスク管理の監督を強化します。同委員会の役割は、経営陣がシティのリスク管理方針の執行に対して責任を負うことを認識し、監督することです。同委員会の責任には、シティおよびその子会社に関するリスク管理および遵守の方針およびプログラムの検討およびシティおよびその子会社に関する報告、取締役会の承認を条件とするリスク許容限度の承認および調整、ならびにリスクの識別、測定、監視の各手順の有効性および必要に応じた人員配備およびアクションプランの適切性に関する経営陣との協議が含まれます。さらに、指名・統治・広報委員会は評判に関する問題を検討し、また、人事・報酬委員会は、多々ある中でもとりわけ無謀にリスクをとることを思い止まらせることを徹底すべく報酬プログラムを検討します。

取締役会委員会

常設の取締役会委員会は以下のとおりです。

監査委員会は、取締役会の次の各事項についての監督義務の履行を補佐します。(i) シティグループの連結財務諸表および財務報告過程ならびに内部会計制度および財務管理制度の完全性、(ii) 内部監査機能にかかる任務遂行（以下「内部監査」といいます。）、(iii) シティグループの連結財務諸表およびシティグループの財務報告に係る内部統制の有効性に関する年次独立統合監査、独立登録会計事務所（以下「独立監査人」といいます。）の起用、ならびに独立監査人の適格性、独立性および任務遂行の評価、(iv) リスク評価およびリスク管理に関する方針の基準および指針、(v) シティグループの開示統制および開示手続を含む、シティグループによる法規制上の要件の遵守、ならびに(vi) 本書に記載されるその他の責務の履行。米国証券取引委員会規則で求められている同委員会の報告書は、以下に記載されています。

取締役会は、オニール氏、ライアン氏、サントメロ氏およびターレー氏の各氏がSECの定義による「監査委員会財務専門家」の適格条件を満たしていると判断し、さらに同氏らおよびスペロ氏の各氏については、NYSE規則に定められる「ファイナンス・リテラシーを身につけている」と判断し、シティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに定める取締役会の独立性基準だけでなく、SECの該当規則、NYSEの企業統治規則およびFDICのガイドラインに照らしても独立していると判断しました。

取締役会が定めた監査委員会の規約は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Citigroup Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。

倫理・文化委員会は、組織における倫理文化を培う経営陣の取組みを監督しており、シティのバリュー・プロポジションの定義付けの監督およびその形成の支援、シティのバリュー・プロポジションを強化および伝達するための経営陣の取組みの監督、ならびに経営陣が成し遂げた進展の評価およびこれらの取組みに対するフィードバックを行います。また、従業員による倫理的な意思決定を培うためのさらなる強化が必要かどうかを決定するために組織の文化を検討および評価し、組織における倫理的な意思決定を支援する経営陣の取組みを監督し、経営陣が成し遂げた進展の評価およびこれらの取組みに対するフィードバックを行います。同委員会は、シティの行動規範およびファイナンス・プロフェッショナルのための倫理規範の見直しも行います。

取締役会が定めた倫理・文化委員会の規約は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Citigroup Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。

業務執行委員会は、取締役会の構成員全員による取締役会の開催が可能となる前に取締役会の行為が必要とされる場合に、取締役会に代わり行為します。

指名・統治・広報委員会は、取締役会の構成員となる適格性を備えた人物を選定し、取締役会に対して次の年次株主総会における取締役候補として推薦することを任務としています。また取締役会の任務遂行に関する年次評価において取締役会を主導し、取締役会による選任のために各委員会構成について提案を行います。同委員会は、コーポレート・ガバナンスに関する方針および実践の具体化において主導的役割を果たしますが、これには取締役会へのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの提案や、シティによるそれらの方針および実践ならびにガイドラインの遵守状況の監視も含まれます。同委員会は、取締役またはその近親者が関与する関係当事者取引のすべて、および執行役員またはその近親者が関与する50百万ドル以上の関係当事者取引で、いずれの場合も通常の過程の取引以外の取引についての検討および承認も担当しています。この関係当事者取引に関する方針の詳細については、上記「一定の取引および関係、報酬委員会の兼任ならびに内部者の関与」の項をご参照ください。同委員会は、取締役会の執行役員後継者計画の過程の一環として、人事・報酬委員会と協力して最高経営責任者後継候補の評価と指名を行い、最高経営責任者後継者についての年次報告を取締役に提出します。同委員会は、取締役報酬その他給付の検討も行います。また、指名・統治・広報委員会は、シティと社会全般にとって重要な公的問題に関係するシティの方針やプログラムを検討し、シティの評判に影響を及ぼす社外関係当事者との関係および問題を検討することを任務としています。同委員会はさらに、シティが直面する対外政策と評判に関する問題の検討、シティが行う政治献金およびロビー活動に関する出費ならびに業界団体への支払ならびにシティおよびシティ・ファンデーションが行う慈善寄付の検討、供給業者の多様化に係るシティの方針と慣行の検討、シティの業務慣行委員会の業務の検討、ならびに環境方針等の持続可能性に関するシティの方針や計画の検討も行います。同委員会は、シティの世界的な事業範囲を反映して、世界に焦点を当てています。

最高経営責任者および上級経営陣の定期的な継承に関しては、シティの取締役会が内部候補者および外部候補者（適切な場合）の審査を行います。シティは外部候補者を見出すために、取締役会の構成員ならびに上級経営陣および／またはエゴンゼンダー等の人材斡旋会社からの情報提供を求めます。内部候補者を開拓するために、取締役会がシティの人材プールを把握することを目的とした多数の実務に、シティは公式および非公式に取り組んでいます。公式プロセスには、上級経営陣が実施する年次人材審査が含まれており、取締役会は上級経営陣として最も有望な構成員を調査します。取締役会は各人の経験、技能、専門知識の分野、業績および目標を把握します。この審査は、定例取締役会において年次ベースで実施されます。さらに取締役会および取締役戦略会議において、定期的にと取締役会に対して発表を行うことが上級経営陣に求められています。これらの発表は、各種事業部門の上級マネージャーおよび社内業務に就いている上級マネージャーによって行われます。公式審査およびその他の対話は、取締役会の構成員がシティ社内の人材プールを把握し、取締役会が最高経営責任者の後継者を選出できるようにし、随時必要に応じてその他の上級マネージャーの後継者の審査を行うことができるようにすることを目的としています。

取締役会は、指名・統治・広報委員会の各構成員に関して、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに定める独立性基準に従った独立性を有することに加えて、NYSEの企業統治規則に従った独立性も要することとしました。

取締役会が定めた指名・統治・広報委員会の規約は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。

オペレーション・テクノロジー委員会は、経営陣によって策定されたシティの技術戦略の範囲、方向性、質および実施を監督し、ならびにとりわけシティの事業における商品および技術プラットフォームに関連し得る技術上のガイダンスを提供することを任務としています。

人事・報酬委員会は、当社ならびにその子会社および関連会社の従業員の報酬を監督する幅広い権限を委任されています。同委員会は、最高経営責任者の報酬を決定すること、ならびに当社のその他の執行役員およびシティのオペレーティング・コミティの構成員の報酬を承認することを任務としています。また、同委員会が随時定める指針に基づき、その他の上級経営陣の構成員および一定の高報酬従業員に関するインセンティブ報酬体系（適用される銀行規制指針において定義される裁量的インセンティブ報酬を含みます。）を承認することを任務としています。さらに、同委員会は、シティのインセンティブ報酬に関連する銀行規制指針の遵守を監督する幅広い責任を負っています。

同委員会は、当社の議決権代理行使参考書類への掲載が必要とされる「報酬の検討および分析」を年に1度見直し、経営陣と議論して、適切であれば「報酬の検討および分析」を掲載するよう取締役会に提案します。さらに、同委員会は、シティの報酬指針に明示されるものを含むシティの重要なインセンティブ報酬プログラムの包括的な目標を見直し、承認して、シティのインセンティブ報酬プログラムが、（i）従業員によってシティが無謀なリスクにさらされることのない方法でリスクおよび財務成績の均衡を適切に保ち、かつ（ii）銀行の安全性および健全性と一致するように監督します。同委員会は、上記の目標に向かって、シティのシニア・リスク・オフィサーと定期的に会議を行い、シティのインセンティブ報酬プログラムにおけるリスクの特性を議論します。

同委員会は、当社の上級経営陣と協議せずに、または上級経営陣による承認を得ることなく、同委員会の職務および責任の履行を補助するために必要とみなす独立した報酬コンサルタント、弁護士または財務もしくはその他のアドバイザーを雇用および解雇する権限を有しています。同委員会は、シティの上級経営陣向け報酬プログラムに関する助言の提供を、フレデリック・ダブリュー・クック・アンド・カンパニー（以下「クック・アンド・カンパニー」といいます。）に委託しました。2014年度にクック・アンド・カンパニーに支払われた金額は、「第一部 企業情報、第5 提出会社の状況、4 役員の状況、(3) 取締役および役員の報酬および特典」の「報酬の検討および分析」に開示されています。

取締役会は、人事・報酬委員会の各構成員がコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに定める取締役会の独立性基準だけでなく、NYSEの企業統治規則に照らしても独立していると判断しました。これらの各取締役は、1934年証券取引所法第16条の定義による「社外取締役（non-employee director）」に該当し、かつ内国歳入法（以下「IRC」といいます。）第162条(m)項の定義による「社外取締役（outside director）」に該当します。

人事・報酬委員会の規約は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。

リスク管理委員会は、以下の各事項に関する取締役の責務の履行を支援する権限を委任されています。（i）信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、およびその他の特定のリスクの管理に用いられる重要な方針および慣行を含む、シティグループのリスク管理の枠組みの監督、（ii）市場リスクの重要な要素である資金調達リスク、流動性リスクおよび価格リスクならびに資本管理に関するリスクに係るシティグループの方針および慣行の監督、ならびに（iii）基本的な信用リスク信用評価機能の実行の監督。同委員会は、シティグループのリスク因子、ならびにシティグループの諸事業のリスク管理に用いられる重要な方針および慣行を含めたリスク管理の枠組み、ならびにリスク管理機能の全体的な適切性に関する報告を、取締役会に対して行います。

リスク管理委員会の規約は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。

下表は上記の各委員会の現在の構成員の一覧表です。

委員会	現在の構成員
監査委員会	マイケル・E・オニール ロバート・L・ライアン アンソニー・M・サントメロ ジョアン・E・スペロ ジェームズ・S・ターレー (委員長)
企業倫理・文化委員会	フランツ・B・ハマー (委員長) マイケル・E・オニール ジュディス・ルーディン エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオン
業務執行委員会	ダンカン・P・ヘンス フランツ・B・ハマー マイケル・E・オニール (委員長) ロバート・L・ライアン アンソニー・M・サントメロ ダイアナ・L・テイラー ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア ジェームズ・S・ターレー
指名・統治・広報委員会	マイケル・E・オニール ジュディス・ルーディン ダイアナ・L・テイラー (委員長) エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオン
オペレーション・テクノロジー委員会	ゲーリー・M・ライナー (委員長)
人事・報酬委員会	マイケル・E・オニール ジュディス・ルーディン ダイアナ・L・テイラー ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア (委員長)
リスク管理委員会	ダンカン・P・ヘンス フランツ・B・ハマー アンソニー・M・サントメロ (委員長) ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア ジェームズ・S・ターレー エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオン

一定の法的手続への関与

取締役、役員もしくは主要な株主、またはそれらの関係者がシティの相手方当事者である、またはシティと対立する重大な利害を有している法的手続はありません。

一定の取引および関係、報酬委員会の兼任ならびに内部者の関与

取締役会は、シティと関係者（取締役および執行役員またはその近親者）が関与する取引を検討、承認および監視する手続を定める方針を採択しています。シティの関係当事者取引に関する方針は、シティのウェブサイト www.citigroup.com で閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Citi Policies」をクリックしてください。この方針の下、指名・統治・広報委員会は、取締役または取締役の近親者が関与するすべての関係当事者取引についての検討および承認に責任を負います。取締役は、当該取締役またはその近親者が関係者である関係当事者取引について、当該関係当事者取引に関するすべての重要な情報を指名・統治・広報委員会に提供しなければならないことを除き、当該当事者取引に関する協議または承認に参加してはなりません。指名・統治・広報委員会はさらに、執行役員または執行役員の近親者が関与する50百万ドル超のすべての関係当事者取引について、検討および承認について責任を負います。執行役員または執行役員の近親者が関与する50百万ドル未満のすべての関係当事者取引については、最高財務責任者、チーフ・リスク・オフィサー、ゼネラル・カウンセル、チーフ・コンプライアンス・オフィサーおよび本社業務部門の責任者から構成される取引検討委員会が、検討および承認について責任を負います。また当該方針には、取締役もしくは執行役員またはその近親者が関与する取引のうち、当該方針の下に予め承認されており、したがって指名・統治・広報委員会または取引検討委員会での承認が必要とされない分類の取引のリストが記載されています。

指名・統治・広報委員会および取引検討委員会は、関係当事者取引を審査する際、以下の情報を検討します。

- ・取引の条件
- ・取引における関係者の利害
- ・取引の目的および時期
- ・シティが取引の当事者であるか否か。またシティが当事者でない場合のシティの取引への関与の仕方
- ・資産売却が関与する取引の場合、取得日および取得原価を含む当該資産の概要
- ・取引の相手方候補に関する情報
- ・取引のおおよそのドル建て価値および当該取引関係者の利害のおおよそのドル建て価値
- ・提案された取引を実施する結果として課せられる条件または制限の概要
- ・提案された取引の結果として、またはそれに関連して風評リスク問題が発生する潜在的可能性の有無
- ・取引に関するその他の関連情報

SECに提出されたスケジュール13Gに記載される情報に基づき、ブラックロック・インク（以下「ブラックロック」といいます。）およびバンガード・グループ・インク（以下「バンガード」といいます。）は、2014年12月31日現在シティの発行済普通株式（自己株式を除きます。）の5パーセント以上を実質的に保有する旨報告しています。2014年度中において、シティの子会社はブラックロックおよびバンガードならびにそれぞれの関連会社および顧客に通常の貸付、取引およびその他の金融サービスを提供しました。当該取引は、独立当事者間の立場で、通常の条件で、無関係の第三者との同等の取引と実質的に同一の条件で行われました。

シティは、従業員が投資するファンドを設立しています。さらに、特定の執行役員は随時、シティの子会社により設定されているファンドに、各自の個人の資金を直接的に投資するか、または自らが受託者として行動する資金を投資させています。かかる投資は、当社の執行役員または従業員ではない他の外部投資家の当該ファンドへの投資の条件と同一の条件で行われています。執行役員は、「適用除外」に基づく一定の投資以外には、サーベンス・オクスリー法およびシティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに準じて、一定の状況においてのみ、かつ適切な委員会の承認が得られた場合にのみ、シティが支援する一定の投資機会において、投資を実行することができます。

シティグループ・エンプロイヤー・ファンド・オブ・ファンズI・エルピーは2000年に、シティグループ・キャピタル・パートナーズII・エルピーは2006年に、シティグループ・ベンチャー・キャピタル・インターナショナル・グロース・パートナーシップII・エルピーは2007年にそれぞれ設立されました。これらは直接的に、またはマスター・ファンドを通してプライベート・エクイティへの投資を行います。シティは、各従業員が投資した1ドルにつき2ドルを上乗せし、従業員が投資した各ファンド、つまりフィーダー・ファンドに拠出します。シティによる拠出は、当該従業員が投資したファンドへの貸付として行われます。資格を有する各従業員は、権利確定を条件とし、シティからの貸付に起因するファンドの価値の増加分（ファンドが支払った貸付金の利息控除後）と当該従業員自身の投資に起因するファンドの価値の増加分を合わせた金額の給付を受領します。ファンドの目論見書によれば、執行役員は借入ベースでファンドに参加する資格はありません。

2014年度中、シティグループ・エンプロイヤー・ファンド・オブ・ファンズI・エルピー、シティグループ・キャピタル・パートナーズII・エルピーおよびシティグループ・ベンチャー・キャピタル・インターナショナル・グロース・パートナーシップII・エルピーへの投資に関して以下のとおり120,000ドルを超える分配金が執行役員に支払われました。

**シティグループ・エンプロイヤー・ファンド・オブ・
ファンズI・エルピー現金分配**

ジェームズ・フォリス	\$160,000

**シティグループ・キャピタル・パートナーズII・
エルピー現金分配**

マイケル・コルバット	\$123,881
ジェームズ・カウルズ	\$291,243
ジェームズ・フォリス	\$247,763
マニユエル・メディナーモラ	\$199,861

シティグループ・ベンチャー・キャピタル・
インターナショナル・グロース・パートナーシップII・
エルピー現金分配

ジェームズ・カウルズ	\$470,354
ジェームズ・フォリス	\$209,046
マニュエル・メディナーモラ	\$418,093
ウィリアム・ミルズ	\$209,046

シティは、2014年度に、通常の業務過程において、当社の取締役の一部が役員または取締役を務める特定の組織に対して、コーポレート銀行業務および証券業務を提供しました。さらに、シティは、通常の業務過程において、当社の取締役の一部が役員または取締役を務める組織の商品またはサービスを利用することがあります。

「第一部 企業情報、第5 提出会社の状況、4 役員の状況、(3) 取締役および役員の報酬および特典」の「人事・報酬委員会報告」に掲げた者が現在の人事・報酬委員会の構成員です。2014年度中には、人事・報酬委員会の在任中または元の構成員はいずれも、SEC規則の下に定められる「報酬委員会の相互兼任」規定に抵触しませんでした。さらに、当社の執行役員はいずれも、「報酬委員会の相互兼任」に該当するような別の事業体の取締役または報酬委員会の構成員を務めませんでした。人事・報酬委員会の構成員はいずれも、シティとの取引に重大な利害を有しておらず、また、現在または過去においてシティの役員を務めていません。また人事・報酬委員会の構成員はいずれもシティまたはその子会社の現従業員ではありません。さらに、取締役会の構成員およびその近親者はいずれも2014年度中にクック・アンド・カンパニーで報酬に関連する業務に従事していません。

取締役であるハマー氏の成人の子は、シティのインスティテューショナル・クライアント・グループに雇用されており、2014年度に675,157ドルの報酬を受領しました。かかる従業員の報酬は、同等の資格および責任を有し、同様の役職に就く従業員に適用されるシティの雇用および報酬の慣行に準じて、シティによって定められています。ハマー氏は、当該従業員の雇用関係について重大な利害を有しておらず、また当該従業員と生計を共にしていません。この従業員はシティの約241,000人の従業員の一人です。

債務

執行役員に対するマージンローンは、「適用除外」に基づく特定のマージンローンを除き、サーベンス・オクスリー法およびシティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに準じて、当該執行役員がシティの証券ブローカー・ディーラー子会社の従業員であり、かつ当該ローンが通常の業務過程においてなされたものでない限り、いっさい禁止されています。

2014年度中には、ローン、預金およびクレジットカードに関わる120,000ドルを超える一定の取引、コマーシャル・ペーパー、預金証書およびその他の短期金融資産の売却、ならびにその他一定の銀行取引が、シティバンク、エス・エイおよびシティの他の銀行業子会社を一方の当事者とし、シティの特定の取締役もしくは執行役員、その近親者、これらのいずれかが執行役員もしくはパートナーを務めるか、いずれかのクラスの証券の10パーセント以上の持分の実質所有者である法人もしくは組織、または取締役、執行役員、もしくはその近親者の関係者を他方の当事者として、両当事者間で行われました。当該取引は、通常の業務過程において、貸付人とは無関係の他の者との同等の取引に関してその時点で一般的に提供されているものと実質的に同一の条件（利率および担保条件等）で行われたものであり、通常の回収リスクを上回るリスクを伴うことも、その他の不利な条件を呈することはありませんでした。取締役または執行役員への個人的な貸付は、サーベンス・オクスリー法、レギュレーションOおよびシティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインを遵守し、通常の業務過程において行われなければなりません。

業務慣行委員会

シティの各事業部門および地域の業務慣行委員会は、これらの委員会に上げられた業務活動、販売慣行、商品設計、潜在的な利益相反、およびその他のフランチャイズ・リスクまたは風評リスク問題を検討します。全社レベルの業務慣行委員会は、各業務部門または地域レベルの業務慣行委員会によって上げられた、フランチャイズ・リスク、風評リスクおよび／またはシステミック・リスクとなり得る問題を検討します。業務慣行委員会によるすべての検討は、委員会に提起された背景および事実を十分考慮した上で行われます。

業務慣行委員会は当社の最上級執行役員によって構成され、シティの業務慣行が、シティの使命および主義（Citi's Mission and Principles）と一致するプロ意識、完全性および倫理的行動において最高水準であるために必要な指針を提供します。当社の事業部門の責任者は、当社が、責任ある融資の原則に専心していることを確認し、シティの事業基盤を保護することに加え、適用法令、シティの指針および倫理基準を遵守する体制を確立することを任務としています。

業務慣行をめぐる諸課題は、業務慣行ワーキング・グループ、その他の事業部門内委員会、または管理機能を含む様々な情報源を通じて提起される可能性があります。業務慣行委員会からの関連課題は、取締役会の指名・統治・広報委員会に定期的に報告されます。

ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範

シティは、シティのプリンシパル・エグゼクティブ・オフィサー、プリンシパル・ファイナンシャル・オフィサーおよびプリンシパル・アカウンティング・オフィサーならびに財務、会計、トレジャリー、税務およびインベスター・リレーションズをそれぞれ担当するシティの世界中のすべてのプロフェッショナルに対して適用される「ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範」を採択しました。倫理規範は、当社ウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Code of Ethics for Financial Professionals」をクリックしてください。当社は、倫理規範の改正または倫理規範の適用免除（もしあれば）を、当社ウェブサイト上で開示します。

倫理ホットライン

シティは、従業員に対して、倫理、差別、もしくは嫌がらせに関する懸念または疑問を提起することおよびこれらに関してまたはその他に関して適用される法律、規制、シティの方針、手続または基準の違反が疑われる場合直ちに報告することを期待しています。シティでは、従業員および他の者が倫理上の懸念（会計、内部統制または監査事項に関する懸念を含みますが、それらに限られません。）を通報できるように複数のチャネルを提供しています。当社は、通訳者と接続して様々な言語に対応できるオペレーターが常駐し毎日24時間利用できる年中無休のフリーダイヤルでの倫理ホットラインをグローバルに提供しています。倫理ホットラインへの通話は、米国内に拠点を置く外部の業者が受けてその内容をシティの倫理オフィスに報告し、当該オフィスにおいて対処されます。倫理上の懸念は、専用の電子メールアドレス、様々な言語に対応したウェブサイトへの投稿、ファクシミリ回線および従来型の郵送先住所を通じて通報することも可能です。さらに、通報者は、シティの一般向けウェブサイトアクセスして懸念を提起することも可能です。通報者は適用される法律や規則が許容する範囲内で匿名扱いを選択することができます。当社は、善意に基づいて懸念もしくは疑問を提起したことに対する報復行為、またはそのような懸念に関するその後の調査に参加する社員に対する報復行為を禁止しています。

行動規範

取締役会は、行動規範を採択しています。この行動規範は、シティの活動に適用される法律、規制ならびにシティの方針および手順の概要を説明し、また、シティの従業員およびシティを代表する者に期待される倫理基準および職業上の行動を定めています。行動規範は、シティおよびその連結子会社の取締役、役員および従業員の全員に適用されます。シティの従業員、取締役および役員は全員が、行動規範を読み、遵守することを要求されます。さらに、シティのために業務を遂行する他の者も、契約上あるいはその他の合意を通じてこの行動規範の適用対象とされる場合があります。行動規範は、当社ウェブサイトwww.citigroup.comで様々な言語で閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Code of Conduct」をクリックしてください。

取締役会との連絡

株主またはその他の利害関係者で、取締役会の1名以上の構成員（会長または経営に携わらない取締役もグループとして含みます。）と連絡を希望される方は、10043 ニューヨーク州ニューヨーク市パークアベニュー399、シティグループ・インク、コーポレート・セクレタリー気付（c/o the Corporate Secretary, Citigroup Inc., 399 Park Avenue, New York, NY 10043）宛に当該取締役への書状を送付することにより、連絡をとることができます。取締役会は、コーポレート・セクレタリーの職員が書状を検討した上で、それに対して回答するのに適した1人または複数の人物に回付する一連の行為を承認しています。

監査委員会報告書

監査委員会（以下「当委員会」といいます。）は、当委員会の責務の範囲および当該責務を果たす方法を定めた規約に基づいて運営されています。

取締役会は、取締役会が採択した基準（これには適用される法律、規則および規制の下での独立性要件が組み込まれています。）に基づき、当委員会の5名の構成員全員が独立していると判断しました。

経営陣は、財務報告の手続、財務報告に係る内部統制を含む内部統制制度、リスク管理、ならびに会計基準および適用法令を確実に遵守するための手続に対して責任を負います。シティグループの独立登録会計事務所であるKPMG LLP（以下「独立監査人」といいます。）は、連結財務諸表および財務報告に係る内部統制の統合監査に対して責任を負います。当委員会の責務は、これらの手続および手続を監視し、監督することです。当委員会の構成員は、会計または監査の実務に専門的見地からの関与はせず、また、この分野における専門家ではありません。当委員会は、独自の検証を行うことなく、財務報告に係る内部統制の有効性に関して、当委員会に提供された情報、ならびに財務諸表が誠実かつ客観的に作成され、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されているとの経営陣による事実表明に依拠しています。当委員会はまた、連結財務諸表および財務報告に係る内部統制の有効性に関する独立監査人の意見にも依拠しています。

当委員会の会議は、当委員会の構成員、経営陣、内部監査人、およびシティグループの独立監査人の間の意思疎通を促進する場となっています。当委員会は、内部監査人および独立監査人の各々と個別に、経営陣の同席の下ならびに経営陣の同席なしに面談し、シティグループの内部統制に関する検査結果ならびに彼らの所見および勧告について討議しました。当委員会はまた、公開企業会計監視委員会監査基準第16号および第18号が要求するすべての意志疎通についても、シティグループの独立監査人と討議しました。

当委員会は、2014年12月31日現在および同日に終了した年度のシティグループの監査済み連結財務諸表について経営陣、内部監査人およびシティグループの独立監査人の間で検討および討議を行いました。

当委員会は、公開企業会計監視委員会規則3526号－「独立性に関する監査委員会とのコミュニケーション」によって義務付けられている開示書面を受理しました。当委員会は、監査人の客観性および独立性に影響を及ぼす可能性のある関係について独立監査人との間で討議を行い、監査人の独立性について了承しました。

当委員会は、監査業務、監査関連業務、税務コンプライアンス業務に関して独立監査人に支払われる報酬の額を検討し、それを承認しました。当委員会は、独立監査人による業務の提供はその独立性の維持と両立し得ると判断しました。

上記の検討および協議に基づき、また上記および当委員会の規約に記載される当委員会の役割および責務に対する制限を条件として、当委員会は、シティグループの監査済み連結財務諸表をSECに提出する2014年12月31日に終了した年度に関するフォーム10-Kによるシティグループ年次報告書に盛り込むよう、取締役役に提言しました。

監査委員会：

ジェームズ・S・ターレー（委員長）

マイケル・E・オニール

ロバート・L・ライアン

アンソニー・M・サントメロ

ジョアン・E・スペロ

日付：2015年2月24日

以下はシティコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの全文です。

シティグループ・インク
コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン
2015年1月15日現在

コーポレート・ガバナンスの使命

シティグループ・インク（以下「シティ」という。）は、最高水準のコーポレート・ガバナンスおよび倫理行動、すなわち、有言実行、正確かつ透明な業績報告、シティの事業に適用される法律、規則および規制の完全な遵守の維持に努めている。

取締役会

取締役会の第一の責任は、株主の利益のためにシティの業務に対して効果的なガバナンスを提供し、シティの顧客、従業員、供給業者および地域コミュニティを含め世界中の多種多様なシティの関係当事者の利益を考慮することにある。取締役会のすべての行為において、取締役は、シティの最善の利益になると取締役が合理的に考える経営判断を行うことを期待される。取締役は、当該義務の履行にあたり、シティの上級執行役員ならびに社外アドバイザーおよび外部監査人の正直さと誠実さに依拠することができる。

取締役会構成員の人数および選出

取締役会は、付属定款に基づき取締役の人数を設定する権限を有する。当該人数は13名から19名までの範囲内であるが、卓越した候補者の雇用可能性または取締役会の変化し続けるニーズおよび状況に対応するための構成員増員の余地を持たせるものとする。取締役候補者は、取締役会の全体的構成および多様性ならびに新規構成員が提供することができる専門知識分野を考慮に入れ、以下に定められる取締役会により承認された適格性に準じて、指名・統治・広報委員会により取締役会に対して推薦される。取締役は、各年次株主総会において株主により過半数得票（競争選挙の場合を除く。）によって選出され、次回の年次株主総会の開催日に満了する1年間の任期を務める。年次株主総会の間の期間は、取締役会は、次回の年次株主総会まで務める追加の取締役を選出することができる。指名・統治・広報委員会は、年に1度、取締役会構成員の中の1名を取締役会会長として指名する。

秘密投票の方針

シティは、各株主は、それが委任状投票、投票用紙投票、インターネット投票、電話投票またはその他の、いずれにより提出されたかを問わず、シティに本人の投票の守秘性を保持するよう求める権利を有するものとすることを方針とする。株主が、年次株主総会または臨時株主総会において株主投票が行われる決定に関連して本人の投票の守秘性を保持することを選択した場合には、当該投票は永続的に守秘性を保持されるものとし、シティ、シティの関係会社、取締役、役員、従業員およびいかなる第三者にも開示されないものとする。ただし、

(a) 適用される法的要件を満たすため、およびシティによる申立てにおける主張またはシティに対する申立てからの防御のために必要な場合、(b) 委任状の勧誘に争奪戦が生じている場合、(c) 株主が委任状に関して意見書を提示する場合もしくはその他の方法で本人の投票を経営陣に伝達する場合、または(d) 独立投票検査官に投票結果を証明することを許可する場合を除くものとする。401(k)プランの下でのシティグループ普通株式ファンド、またはシティの退職給付制度、貯蓄制度もしくは従業員持株制度のいずれかに加入している従業員株主は、法律に基づきすでに守秘扱いを享受しているが、引き続き、従業員側の行動を要することなく、本人の議決権を秘密裡に行使するものとする。

取締役の独立性

取締役会構成員の少なくとも3分の2は、独立取締役とすべきである。取締役会は、取締役会の独立性の決定の助けとするために添付の別紙Aに規定する取締役独立性基準を採択している。取締役独立性基準は、ニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）の企業統治規則およびその他随時有効な取締役の独立性に関して適用されるすべての法律、規則および規制を遵守することが意図されている。取締役は、取締役独立性基準に定めるところによりシティと重要な関係を有しないと取締役会により判断された場合には、シティの取締役およびその委員に就任する目的において独立取締役として適格であるものとする。

取締役候補者の適格性

取締役会の最も重要な責任の1つは、取締役の候補者を選定、評価および選出することである。指名・統治・広報委員会は、取締役候補者となる者の適格性を審査し、取締役会全体に対して推薦を行う。候補者となる者の審査において委員会および取締役会により考慮される要因には、以下が含まれる。

- ・ その候補者は、最高の倫理基準に取り組んでいることを示す行動をとっているか。
- ・ その候補者は、グローバル規模で事業を営む大手金融サービス会社が直面する多種多様の複合的な問題に関する取締役会での討議および意思決定に有意義かつ直接的な貢献ができる能力を持ち合わせていることを示す、国際的に重要な活動を行う大組織における会長、最高経営責任者、最高業務責任者、またはこれらと同等の政策決定および経営レベルの役職にて、実業界、官界、非営利事業または専門職の経験を有しているか。
- ・ その候補者は、シティが事業を営むコミュニティおよび地理的地域の多様性に照らして、現職の各取締役の特性を補完するような特別な能力、専門知識および経歴を有しているか。

- ・ その候補者は、グローバル規模で事業を営む多角的な金融サービス会社を効果的に監督する上で必要な金融専門知識を有しているか。
- ・ その候補者は、実業界、官界、または専門的な活動で傑出した功績を達成し、取締役会に求められる類の重要かつ慎重を要する判断を下す能力を有していることを示すような評判を築いているか。
- ・ その候補者は、特定の団体の利益を優先させることなく、シティのすべての株主およびその他のステークホルダーの正当な利益および関心事を、効果的に、一貫して、かつ適切に考慮し、均衡を図った結論を導き出せるか。
- ・ その候補者は、団結と信頼を重んじる環境の下、チームの一員として建設的に職務を遂行しながら、それと同時に経営陣に対して意見を述べる意思があるか。
- ・ その候補者は、取締役としての任務の遂行に十分な時間と精力を費やすことができるか。

これらの要因の適用にあたっては、取締役会による判断を必要とする。

主任取締役

取締役会会長が独立取締役でない場合には、取締役会は主任取締役を任命するものとする。主任取締役は、(i) 会長が不在であるすべての取締役会の会議（独立取締役による執行役員会を含む。）の議長を務め、(ii) 業務執行会長と独立取締役との間の連絡役を務め、(iii) 取締役会に回付される情報を承認し、(iv) 取締役会の議題を承認し、(v) 会議においてすべての議題を審議するに十分な時間が確保できるよう会議日程の承認を行い、(vi) 独立取締役による会議を招集する権限を有し、(vii) 過半数株主から要請があった場合には当該株主との協議および直接の連絡を行うことを任務とするものとする。

取締役会により任命された主任取締役は、別紙Aに規定する取締役独立性基準およびNYSEの規則を満たさなければならない。

取締役会の追加的業務

取締役が就任することができる他の営利目的の公開会社または非公開会社の取締役会の数は、各取締役が取締役としての任務の遂行に十分な時間を費やせることを徹底するために、指名・統治・広報委員会によるケース・バイ・ケースの検討対象とされるものとする。

監査委員会の構成員は、シティの監査委員会を含め、3社を超える公開会社の監査委員会構成員に就任してはならない。

取締役兼任関係

シティグループの社内取締役または執行役員はいずれも、シティグループの社外取締役が執行役員である会社の取締役に就任しないものとする。

株式保有規則

シティの取締役会構成員および特定の上級執行役員は、当該個人にシティグループの株式の最低限の所有を維持することを要求する株式保有規則（以下「SOC」という。）の対象とされる。取締役会は、SOCの条件を、変更を正当化するような法律上および事業上の変化を反映するために随時修正することができる。現行のSOCの条件は、シティの年次株主総会のための議決権代理行使参考書類において報告される。SOCの例外には、相続に係る取引およびその他特定の状況が含まれ得る。

取締役会からの退任／任期制限

取締役は、72歳の誕生日の後の次のシティの年次株主総会までは取締役会に在任することができるが、72歳に達した後は、当該要件が有効な理由により取締役会によって放棄されない限り、再選されてはならない。シティは、取締役の任期制限を採択していない。

地位または責任の変更

取締役は、自らの職務上の責任、職業、または所属に実質的な変更が生じた場合には、その旨を指名・統治・広報委員会に通知し、取締役の辞任を申し出るべきである。指名・統治・広報委員会は、事実関係および状況を検討したうえで、その辞任を承諾するか、取締役に留任するよう要請するかについて、取締役会に対して提案するものとする。

取締役は、非営利団体において重要な役職に就任する場合には、その旨を指名・統治・広報委員会に通知すべきである。

取締役会委員会

取締役会の常設委員会は、業務執行委員会、監査委員会、人事・報酬委員会、指名・統治・広報委員会、およびリスク管理委員会である。監査委員会、人事・報酬委員会および指名・統治・広報委員会の構成員は全員が、取締役会により決定されるとおり、NYSEの企業統治規則ならびにその他取締役の独立性に関して適用されるすべての法律、規則および規制に定められる独立性基準を満たすものとする。委員会構成員は、指名・統治・広報委員会の推薦に基づき、個々の取締役と協議のうえ、取締役会により任命されるものとする。委員会の委員長および構成員は、指名・統治・広報委員会の推薦により交代されるものとする。

各委員会は、該当するNYSEの企業統治規則およびその他適用される法律、規則および規制を遵守した、委員会自体の書面の規約を有するものとする。規約は、委員会の使命および責任、委員会構成員の適格性、委員会構成員の任命および解任の手続、委員会の構成および運営、ならびに取締役会への報告を定めるものとする。

各委員会の委員長は、委員会構成員との協議のうえ、委員会の規約に定められる要件に従い、委員会会議の開催頻度および所要時間を決定するものとする。各委員会の委員長は、委員会の適切な構成員および上級経営陣との協議のうえ、委員会の議題を作成するものとする。各委員会は、年初に、同年度中に協議すべき主要課題の日程を（予測可能な限り）設定するものとする。各委員会会議の議題は、会議に先立ち取締役全員に事前に提供されるものとし、また、各独立取締役は、委員会の構成員であるか否かにかかわらず、すべての委員会のすべての会議に出席することができる。

取締役会および各委員会は、シティの上級経営陣と協議せずに、または事前承認を得ることなく、独立した法務、財務、またはその他のアドバイザーを必要に応じて雇用および解雇する権限を有するものとする。

取締役会は、必要に応じてまたは適宜、追加の委員会を随時設立または維持することができる。

取締役会の任務遂行の評価

指名・統治・広報委員会は、委員会により提案され取締役会により承認された指針に従って取締役会の任務遂行につき年次評価を実施するものとする。当該評価には、取締役会全体としての人材基盤の概要、ならびに各社外取締役のNYSEの企業統治規則ならびにその他取締役の独立性に関して適用されるすべての法律、規則および規制の下での独立取締役としての適格性の個別評価、取締役の取締役会への初回選出以降に発生し得た取締役の責任の変更の考慮、ならびにその他委員会により評価に適切と判断され得る要因が含まれるものとする。常設委員会（業務執行委員会を除く。）は各々、各規約に規定される各自の任務遂行の年次自己評価を実施するものとする。取締役会および各委員会の評価の結果は、要約され、取締役会に対して提示される。

会議への出席

取締役には、シティの年次株主総会、取締役会、委員を務める委員会の会議に出席すること、および本人の責任を適切に履行するために必要とされる時間を費やし必要とされる頻度で会合することが期待される。取締役会が取締役会または委員会の会議で議決される議題を理解するうえで重要とされる情報および資料は、検討の時間を与えるために会議に先立ち取締役に配布されるべきである。会長は、その後1年間にわたり開催が予定されている各会議で協議されるべき標準的な議事項目の予定表を設定すべきであり、また、主任取締役と共に（もしあれば）、各取締役会会議の議題を設定するものとする。各取締役会構成員はいずれも、議題に含めるべき項目の提案または議題に挙げられていない課題の付議を行うことができる。

執行役員会

経営に携わらない取締役は、取締役会の定例会議において毎回、執行役員会で会合するものとし、また、独立取締役は、執行役員会において毎暦年中少なくとも1回、会合するものとする。当該執行役員会においては、会長が業務執行会長でない限り会長が議長を務めるものとし、会長が業務執行会長である場合には主任取締役が、またはシティが主任取締役を配していない場合にはある独立取締役が、議長を務めるものとする。

年次戦略審査

取締役会は、シティの長期戦略計画およびシティが将来直面し得ると取締役会が予想する主要問題を、少なくとも毎年1回の取締役会会議にて、またはかかる会議の場を含めて審査するものとする。

連絡

取締役会は、上級経営陣はシティを代弁すると考える。個々の取締役会構成員は、取締役会または経営陣の要請により随時、シティに関与する様々な関係当事者と会合、その他の連絡をとることができる。

取締役会の1名以上の構成員（会長および経営に携わらない取締役のグループを含む。）と連絡を取ることを希望する株主またはその他の利害関係者は、10043 ニューヨーク州ニューヨーク市パークアベニュー399、シティグループ・インク、コーポレート・セクレタリー気付（c/o the Corporate Secretary, Citigroup Inc., 399 Park Avenue, New York, NY 10043）宛に当該取締役らへの書状を送付することにより、連絡をとることができる。取締役会は、コーポレート・セクレタリーの職員が書状を検討した上で、それに対して回答するのに適した1人または複数の人物に回付する一連の行為を承認している。

取締役の上級経営陣への接触

取締役は、上級経営陣に完全かつ自由に接触することができるものとする。取締役は、コーポレート・セクレタリーを通じて会合する手はずを整えるよう要請される。取締役会は、シティの上級経営陣の取締役会会議への定期的な出席を歓迎する。最高経営責任者が他にもシティの人員を定期的に出席させることを希望する場合には、当該提案は、承認のために取締役会に提起されるべきである。

取締役報酬

取締役報酬の形態および金額は、指名・統治・広報委員会の提案に基づき、取締役会により決定される。指名・統治・広報委員会は、取締役報酬の年次審査を実施するものとする。シティの従業員である取締役は、取締役としての自らの職務執行に対して報酬を一切受領しないものとする。シティの従業員ではない取締役は、指名・統治・広報委員会の事前承認なしには、シティとの間にいかなるコンサルティング契約も締結してはならない。監査委員会構成員を務める取締役は、会計業務、コンサルティング業務、法律業務、投資銀行業務または金融アドバイザー業務を直接的または間接的にシティに提供しないものとし、また提供に対して報酬を受領しないものとする。

慈善寄付

取締役または取締役と生計を共にする近親者（定義については下記「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン別紙A 取締役独立性基準」の「定義」を参照のこと。）が財団、大学、またはその他の非営利団体（以下「慈善団体」という。）の理事、評議員または執行役員を務めており、当該慈善団体がシティおよび／またはシティ・ファンデーションから寄付金を受けている場合には、かかる寄付については少なくとも年に1回、指名・統治・広報委員会に報告される。

さらに、シティは、シティおよびシティ・ファンデーションにより、独立取締役が執行役員を務めるある慈善団体に対して行われた寄付の総額が、過去3年間の1会計年度において1百万ドルまたは当該慈善団体の連結総収入の2パーセントのいずれか多い方を超過したか否かについて、シティの議決権代理行使参考書類において開示するものとする。

取締役のオリエンテーションおよび継続教育

シティは、新任の取締役に對してオリエンテーション・プログラムを提供するものとする。オリエンテーション・プログラムには、シティの戦略的計画、財務、会計、およびリスク管理の重要問題、コンプライアンス・プログラム、行動規範、経営構造、ならびに執行役員、社内監査役および独立監査人に関する、上級経営陣によるプレゼンテーションが含まれるものとする。オリエンテーション・プログラムにはさらに、実務的な範囲において、シティの特定の重要施設の訪問も含まれ得る。シティはさらに、取締役会構成員全員が継続教育プログラムを利用できるようにするものとする。取締役は全員が、オリエンテーション・プログラムおよび継続教育プログラムに参加するよう求められる。

最高経営責任者の任務遂行

人事・報酬委員会は、その規約に従い、最高経営責任者の任務遂行の年次審査を実施するものとする。取締役会は、最高経営責任者が長期および短期においてシティのために最高のリーダーシップを提供することを確保するために、人事・報酬委員会の報告書を審査するものとする。

後継者計画

指名・統治・広報委員会は、取締役会に對して後継者計画に関する年次報告を行うものとする。最高経営責任者の後継者候補を評価するために、取締役会全体が指名・統治・広報委員会と協力するものとする。最高経営責任者は、後継者候補に関して提案される育成計画の審査と合わせて、後継者候補の推薦および評価を行うために、指名・統治・広報委員会と定期的に会合するものとする。

行動規範およびファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範

シティは、上記に定めるミッション・ステートメントを支え、シティの事業運営に適用される法律、規則および規制を遵守するために作成された行動規範およびその他の社内の方針および指針を採択している。行動規範は、シティおよびその子会社の従業員全員、シティにより雇用されまたはシティおよびその利害を代表する取締役、派遣労働者、ならびにその他の独立業務請負人およびコンサルタントに適用される。さらに、シティは、シティおよびその報告子会社の幹部執行役員、ならびに財務、会計、トレジャリー、税務またはインベスター・リレーションズを担当する世界中のすべてのプロフェッショナルに對して適用されるファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範を採択している。倫理・文化委員会は、行動規範、ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範、およびその他の社内の方針および指針の遵守に関する報告書を受理するものとする。

不当報酬の回収およびその他の回収権

取締役会は、シティがシティの財務諸表の全部または一部を修正しなければならない事態を引き起こした執行役員の不正行為を知った場合には、不正行為の是正手段として取締役会が必要とみなす措置を講じ、再発を防止し、適切な場合には関連性のあるすべての事実および状況に基づいて取締役会が適切とみなす方法により当該不正行為者を罰するものとする。取締役会は、追求する救済方法を決定するにあたり、訂正が過失、故意の不正行為、または重大不正行為の結果であるか否かを含め、関連する要因をすべて考慮に入れるものとする。取締役会は、以下の場合、適用される法律により許容される最大範囲にて、該当するすべての場合において、執行役員に付与された賞与もしくはインセンティブ報酬の返還を求め、または執行役員に以前に付与された権利未確定の制限株式報酬もしくは繰延株式報酬を取り消すものとする。すなわち、（a）賞与またはインセンティブ報酬の金額が、後に修正の対象となった特定の財務成績の達成に基づいて算定された場合、（b）執行役員の故意による不正行為が原因または一因となって、修正が必要となった場合、および（c）財務成績が適切に計上されていれば執行役員に付与されたであろう賞与またはインセンティブ報酬の金額が、実際に付与された金額より低い場合である。さらに、取締役会は、執行役員を解雇し、信認義務違反に対する法的措置を承認し、またはその他特定の場合を取り巻く事情に適したシティグループに対する執行役員の義務を強制執行する措置を講じることができる。取締役会は、適切な懲罰要因の判断にあたり、法執行機関、規制当局またはその他の当局等の第三者により課される罰金もしくは懲罰を考慮に入れることができる。不正行為者に対する適切な懲罰を決定する取締役会の権限は、これらにより課される是正方法に追加されるものであり、その代替ではない。

規制上の要件および発展中のベストプラクティスに従って、シティは特定の状況における一定の従業員からの報酬の回収のための要件を多数追加採択した。シティは、法令により要求される場合またはベストプラクティスに従って、将来かかる規定を追加採択し、または既存の要件を変更することができる。かかる重要な要件についてのそれぞれの説明は、シティの年次の議決権代理行使参考書類の中の「報酬の検討および分析」に記載される。

本ガイドラインの目的において、「執行役員」とは、取締役会により執行役員に指名された役員を意味する。

内部者取引

シティは、一般的に、（従業員ストック・オプション・プログラムおよびその他の株式報酬制度の日常管理に関連する場合を除き）従業員からシティ普通株式を購入することはない。取締役および執行役員は、シティ従業員の多くが法律上または規制上の制約およびシティの個人取引方針の規定に従いシティ普通株式の売買またはシティ普通株式ファンドへの資金移転もしくは当該ファンドからの資金移転を制約されているシティの401(k)プランまたは年金制度に影響を及ぼす管理上の「ブラックアウト」期間中は、シティ普通株式を売買してはならない。取締役または執行役員は、シティの普通株式またはシティが発行するその他の証券（シティが報酬の一部として取締役または執行役員に付与する証券および取締役または執行役員が無償の取引により購入または取得した証券を含む。）（以下「シティ証券」という。）に関するヘッジ取引を行うことはできない。その者が取締役または執行役員となった時点においてシティ証券がヘッジされていた場合、指名・統治・広報委員会により審査され、同委員会はヘッジを外すよう指示することができる。

ストック・オプション

シティは、ストック・オプションのリプライシングを禁止する。新規の株式報酬制度および当該制度の重要な修正はすべて承認のために株主に提出されるものとする。

金融サービス

シティにより取締役または取締役の近親者に提供されるブローカー業務、銀行サービス、ローン、保険サービスおよびその他の金融サービスを含む通常のサービスの過程が、本コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン、シティのその他の方針または法規制により明確に禁止されていない限り、当該サービスは、無関係の者に提供される同様のサービスにおいてその時点で一般的に適用されている条件と実質的に同一の条件にて提供されるものとする。

個人的な貸付

個人的な貸付は、当該貸付が、シティにより、取締役もしくは執行役員（1934年証券取引所法第16条に従い定義される。）または当該人と生計を共にする近親者に対して、（a）シティまたはその子会社のうちの1社の通常の業務過程において行われ、通常一般に広く提供される種類のものであり、市場条件によるもの、または一般に提供される条件よりも有利ではない条件によるものである場合、（b）2002年サーベンス・オクスリー法および連邦準備制度理事会レギュレーションOを含む適用法を遵守している場合、（c）実行時に、通常の回収リスクを上回るリスクを伴わない、またはその他の不利な特性を提示していない場合、かつ（d）シティによりサブスタンダード（II）（米国通貨監督局（OCC）によりOCCハンドブック「信用リスク格付け」において定義される。）以下に区分されていない場合に限り、実行または維持できるものとする。

取締役および執行役員は、シティ証券（「内部者取引」に定義されている。）を貸付（シティからまたは外部の貸付人によるものであるかにかかわらず。）の担保に供することはできない。その者が取締役または執行役員となった時点においてシティ証券が担保に供されていた場合、指名・統治・広報委員会により審査され、同委員会はかかる担保を除去するよう指示することができる。

投資／取引

関係当事者取引（定義については下記「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン別紙A 取締役独立性基準」の「定義」を参照のこと。）はすべて、シティの関係当事者に関する取引方針に概要説明される手続を遵守するものとする。（i）取締役（または取締役の近親者）が関与する取引、または（ii）50万ドル以上であり執行役員（または執行役員の近親者）が関与する取引は、取締役会の指名・統治・広報委員会の承認を要するものとする。執行役員（または執行役員の近親者）が関与する50万ドル未満の取引は、取引検討委員会の承認を要するものとする。

シティ、シティの執行役員および執行役員と生計を共にするその近親者は、個人的にか共同でかにかかわらず、取締役が主宰するパートナーシップもしくはその他の非公開会社、または取締役が10パーセントを超える持分を所有または支配している公開会社に投資を行わないものとする。

本条項により別途規定される場合を除き、取締役または取締役の近親者は、同様の状況にある無関係の者との同様の取引に関する条件と実質的に同一の条件によってのみ、シティにより募集または支援される通常の業務過程における投資機会またはパートナーシップに参加することができる。

執行役員および執行役員と生計を共にするその近親者は、その参加が本ガイドラインに従って承認されない限り、シティにより保証される、またはその他利用可能とされるパートナーシップもしくはその他の投資機会に投資してはならない。当該承認は、投資機会が以下の場合には必要とされないものとする。すなわち、（i）適格従業員を対象に募集され、執行役員による投資が人事・報酬委員会により承認される場合、（ii）その主要活動がシティのために当該投資を行うことにある事業部門に積極的に関与する執行役員に利用可能とされ、人事・報酬委員会により承認された共同投資制度に従い募集される場合、または（iii）シティの従業員でない適格者を対象に募集された条件と同一条件にて執行役員を対象に募集される場合である。

指名・統治・広報委員会が承認する場合を除き、取締役または執行役員はいずれも、第三者の事業体への投資機会が当該個人のシティの取締役または執行役員としてのそれぞれの地位の結果として本人に利用可能とされる場合、当該第三者の事業体に投資してはならない。

取締役または取締役と生計を共にする近親者はいずれも、シティに関係のないブローカー・ディーラーを含めブローカー・ディーラーから新規株式公募（IPO）の割当てを受けないものとする。

補償

シティは、取締役のために妥当な会社役員賠償責任保険を提供し、法律ならびにシティの基本定款および付属定款により許可される最大範囲にて取締役を補償するものとする。

改正

取締役会は、本コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインを改正することができ、または例外的な状況においては権利放棄を承認することができる。ただし、かかる修正または権利放棄はいずれも適用されるいかなる法律、規則または規制にも違反してはならないことを条件とし、さらに、かかる修正または権利放棄はいずれも適切に開示されることを条件とする。

コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン別紙A

取締役独立性基準

序論

取締役会が、ある取締役は直接的にまたはシティと関係を持つ組織の役員、パートナーもしくは従業員としてのいずれにおいても、シティと重要な関係を有しないと判断した場合には、当該取締役は、シティの取締役会およびその委員会における任務遂行目的において独立取締役の資格を有するとされるものとする。取締役は、（a）取締役が下記の取締役独立性基準を満たす場合、また、（b）下記の取締役独立性基準に別段記載されていない関係または取引が存在するものの、取締役会がすべての事実関係および状況を考慮した結果、当該その他の関係または取引の存在は重要ではなく、取締役の独立した判断力を妨げるようなものではないと判断する場合には、シティと重要な関係を有しないとみなされるものとし、独立取締役の資格を有するとされるものとする。

本取締役独立性基準は、NYSEの企業統治規則ならびにその他随時有効なすべての適用される法律、規則および規制に包含される独立性要件を組み込んで作成されており、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに包含される規定を補足することが意図されている。本取締役独立性基準は、シティ（シティの子会社および関係会社を含む。）と取締役、取締役の近親者、またはそのそれぞれの関連事業体（定義については下記「定義」を参照のこと。）との間で許可されるいかなる取引も、市場条件による独立当事者間の取引とすることを、基本的前提とする。

独立性基準

取締役は、独立しているとみなされるためには、以下の項目基準を満たさなくてはならない。

助言、コンサルティングおよび雇用に関する取決め

取締役または取締役の近親者はいずれも、過去3年以内のいずれの12ヶ月の間においても、直接的かまたは間接的かを問わず、シティから120,000ドルを上回る金額の報酬、手数料または給付を受領していないものとする。ただし、（a）シティの社外取締役に関するシティの改正・書換報酬制度に従い支払われた金額、または（b）シティもしくは別の事業体の執行役員でない従業員である取締役の近親者に対して支払われた金額を除く。

さらに、監査委員会の構成員もしくは当該構成員と生計を共にする近親者、または監査委員会の構成員がパートナー、構成員もしくは執行役員である事業体はいずれも、過去3年以内に、シティに提供した会計業務、コンサルティング業務、法律業務、投資銀行業務または金融アドバイザリー業務に対していかなる対価も受領していないものとする。

業務上の関係

シティと、取締役の関連事業体または取締役の近親者の関連事業体との間の取引関係、貸出関係、預金およびその他の金融取引関係はすべて、通常の業務過程において行われ、かつ無関係の者との同様の取引に関してその時点において一般的に適用される条件と実質的に同一の条件にて行われなければならない。

さらに、取締役が執行役員もしくは従業員である会社、または取締役の近親者が執行役員である会社とシティとの間で、過去3会計年度においてシティからかかる会社へ、またはかかる会社からシティに対してなされた財産またはサービスに対する支払は、いずれの年度の合計額も、1百万ドルまたは当該会社の1会計年度の連結総収入の2パーセントのいずれか多い方の金額を超えてはならない。

取締役の関連事業体または取締役の近親者の関連事業体に対するシティからの貸付は、かかる貸付が、(a) シティまたはその子会社のうちの1社の通常の業務過程において行われ、他の顧客に対して広く提供される種類のものであり、市場条件によるもの、もしくは他の顧客に提供される条件よりも有利ではない条件によるものである場合、(b) 2002年サーベンス・オクスリー法、連邦準備制度理事会レギュレーションOおよび連邦預金保険会社（以下「FDIC」という。）のガイドラインを含む適用法を遵守している場合、(c) 実行時に、通常の回収リスクを上回るリスクを伴わない、またはその他の不利な特性を提示していない場合、かつ(d) シティによりサブスタンダード（II）（米国通貨監督局（以下「OCC」という。）のOCCハンドブック「信用リスク格付け」において定義される。）以下に区分されていない場合に限り、実行または継続できるものとする。

慈善寄付

取締役または当該取締役と生計を共にする近親者が理事、評議員または執行役員を務めている慈善団体（シティ・ファンデーションおよびシティが支援するその他の慈善団体を除く。）に対するシティおよび／またはシティ・ファンデーションによる過去3暦年の年間の寄付金額は、250,000ドルまたは当該慈善団体の年間連結総収入の10パーセントのいずれか多い方の金額を超えてはならない。

雇用／縁故関係

取締役は、以下のいずれにも該当しないものとする。

- (i) シティの従業員であるか、または過去3年以内にシティの従業員であった。
- (ii) シティの現職の執行役員がある会社の報酬委員会の構成員を務める、または務めていた間に、当該取締役が同時に同会社の執行役員として雇用されている、または雇用されていたという取締役兼任関係が生じているか、または過去3年以内にかかる取締役兼任関係が生じていた。
- (iii) (a) シティの現在もしくは元の主要な外部監査人または(b) その他のシティの外部監査人と関係があるもしくは関係があった、または雇用されているもしくは雇用されたことがあり、かつ本人がシティの監査に直接従事している、もしくは従事したことがあり、過去の場合はいずれも監査関係終了後から3年以内である。

取締役の近親者は、以下に該当してはならない。

- (i) シティの執行役員であるか、または過去3年以内にシティの執行役員であった。
- (ii) シティの現職の執行役員がある会社の報酬委員会の構成員を務める、または務めていた間に、当該近親者が同会社の執行役員として同時に雇用されている、または雇用されていたという取締役兼任関係が生じているか、または過去3年以内にかかる取締役兼任関係が生じていた。

- (iii) (A) シティの外部監査人の現パートナーであるか、またはシティの監査に直接従事しているシティの外部監査人の現従業員である、または (B) 過去3年以内にシティの外部監査人のパートナーであったか、もしくは当該外部監査人により雇用されており（ただし現在はパートナーでもなく雇用されてもいない。）、かつ同期間中にシティの監査に直接従事していた。

重要性に乏しい関係および取引

取締役会は、シティと (i) 取締役、(ii) 取締役の近親者、または (iii) 取締役もしくは取締役の近親者の関連事業体もしくは関連慈善団体との間に関係または取引があっても、それが重要性に乏しい場合には、取締役は独立していると判断することができる。ただし、その場合、シティの議決権代理行使参考書類中に、当該関係および当該関係が取締役の独立性に関する決定を妨げるものではないとする取締役会の判断の根拠について、具体的な説明があることを条件とする。コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン（コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの一部である取締役独立性基準、ならびに金融サービス、個人的な貸付、および投資／取引と題するセクションを含むが、それらに限定されない。）を遵守するシティと (i) 取締役、(ii) 取締役の近親者、または (iii) 取締役もしくは取締役の近親者の関連事業体もしくは関連慈善団体との間の関係または取引は、同様に重要でないといみなされ、議決権代理行使参考書類での開示は必要とされない（ただし、かかる関係または取引の開示がSEC規則S-K第404条により要求される場合を除く。）。

定義

本「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」の目的において、(i) 「近親者」とは、取締役または執行役員（1934年証券取引所法第16条の定義による。）の配偶者、父母、継父母、子、継子、兄弟姉妹、義父母、義理の息子、義理の娘、義兄（弟）および義姉（妹）、ならびに取締役と生計を共にする者（賃借人または住込み従業員を除く。）を意味し、(ii) 「関連事業体」とは、取締役もしくは執行役員、またはその近親者が役員、パートナーもしくは従業員である事業体、または取締役、執行役員もしくはその近親者が直接的または間接的に少なくとも5パーセントの株式持分を保有する事業体を意味し、また (iii) 「関係当事者取引」とは、(a) 1会計年度当たりに関与する総額が120,000ドルを超える予定であるかまたはその可能性があり、(b) シティが関与し、かつ (c) 関係者（シティの取締役、執行役員、取締役候補者、シティの全株式の5パーセント超を保有する株主、およびこれらの者の近親者）が、現在または将来において直接的または間接的に重要な利害関係を有しているまたは有するであろう、あらゆる金融取引、取決め、または関係を意味する。

(シティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの全文おわり)

取締役および役員の報酬

「第一部 企業情報、第5 提出会社の状況、4 役員の状況、(3) 取締役および役員の報酬および特典」をご参照ください。

株式の議決権

普通株式

適用法令に従い、優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、取締役の選任その他あらゆる事項につき議決権を有するのは、発行済普通株式（自己株式を除きます。）の株主に限ります。普通株式に係る株主名簿上の株主は、それぞれシティグループの株主名簿に自己の名で登録された普通株式1株につき1個の議決権を有します。ただし、普通株式の株主は、単数または複数シリーズの発行済優先株式の条項のみに関わる基本定款（基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）の一切の変更に關しては、書換基本定款（基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）に基づきその変更の影響を受けるシリーズの株主が個別にまたは単数もしくは複数のかかるシリーズの他の株主とともに一つのクラスとして議決権を有する場合には、法律に別段の規定がある場合を除き、議決権を有しません。

優先株式

発行済普通株式の議決権の希薄化を避けるため、現在発行済の優先株式の株主は、（i）一定の配当の遅滞の場合、（ii）シティグループによる、優先する株式の発行または授権に関する場合、（iii）優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合、および（iv）法により明確に要求される場合を除き、議決権を有さないこととされています。

独立監査人の名称等

監査法人の名称	業務を担当した公認会計士の氏名等	提出会社に対する継続監査年数
ケーピーエムジー エルエルピー（KPMG LLP）	フランク・カサル	該当なし
ケーピーエムジー エルエルピー	マーク・ナイスウォンガー	該当なし

上記2名のほか、当社の2014年の監査業務には21名を超える公認会計士およびその他の専門家が関与しました。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

独立登録会計事務所の報酬の開示

以下は、KPMGが2013年および2014年の各12月31日に終了した年度にシティグループに提供した業務に対して得た報酬の内訳です。

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬 (百万ドル(百万円))	非監査業務に 基づく報酬 (百万ドル(百万円))	監査証明業務に 基づく報酬 (百万ドル(百万円))	非監査業務に 基づく報酬 (百万ドル(百万円))
提出会社	\$ 30.2 (¥ 3,593)	\$ 26.5 (¥ 3,153)	\$ 31.2 (¥ 3,712)	\$ 32.6 (¥ 3,879)
連結子会社	\$ 36.3 (¥ 4,319)	\$ 0.8 (¥ 95)	\$ 34.1 (¥ 4,058)	\$ 1.1 (¥ 131)
計	\$ 66.5 (¥ 7,913)	\$ 27.3 (¥ 3,248)	\$ 65.3 (¥ 7,770)	\$ 33.7 (¥ 4,010)

監査報酬：この報酬には、シティの連結財務諸表およびサーベンス・オクスリー法第404条に基づく財務報告に係る内部統制に関する年次統合監査、子会社の財務諸表の監査、SECへの登録届出書およびその他資本調達活動に関するコンフォート・レターおよび同意書、シティの規制当局への届出に係る報告書、規制当局により義務付けられている内部統制審査報告、完了した取引に関する会計上の助言、ならびにシティの中間財務諸表の審査に関連してKPMGが稼得したものが含まれます。

監査関連報酬：この報酬には、KPMGが実施した監査に関連する業務の報酬等が含まれ、多くの場合、当社の独立登録会計事務所であれば提供できない業務に対する報酬等です。このような業務としては、M&A案件に関するデューデリジェンス業務、会計コンサルティング、規制当局により義務付けられていない内部統制審査、証券化関連業務、従業員福利制度の監査、証明業務、合意済みの手続等が挙げられます。

税務報酬：この報酬には、法人税確定申告の作成および見直し、税務監査、税務上の契機割当報告書、その他の税務コンプライアンス業務に係る報酬が含まれます。

その他の報酬：シティグループは、上記以外の業務をKPMGに委託しませんでした。

②【その他の重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

上記「① 外国監査公認会計士等に対する報酬の内容」をご参照ください。

④【監査報酬の決定方針】

シティの監査委員会は、2014年および2013年にシティの独立登録会計事務所が稼得したすべての報酬を検討・承認し、提供された監査業務と非監査業務の関連性を積極的に点検しました。監査委員会は、KPMGが稼得した報酬について、社外監査人が監査業務を行う上で維持すべき独立性と抵触しないとの結論に達しました。

監査委員会は、シティの独立登録会計事務所が提供する業務とその報酬を予め承認する必要があります。同委員会は、提供内容について毎年検討を行うとともに、適宜、各業務項目別に具体的な限度額（米ドル建て）を設けて、所定の監査報酬、監査関連報酬、税務コンプライアンス報酬を予め承認します。また、同委員会は、事前承認の対象ではない具体的な委託事項（内部統制および一定の税務コンプライアンス等）または事前承認された報酬金額を上回った委託事項についても個別に検討します。事前承認業務の定義に合致しない委託事項については、暫定的な措置として、監査委員会の委員長に対して承認を得るために提示したうえ、次の定例会議で監査委員会全体に提示することができます。

会計事務所の選任に関する指針は、経営陣が、独立登録会計事務所の独立性を確保するにあたり、主要な基礎とするものです。シティの上級コーポレート・ファイナンシャル・マネジメントは、この指針を統括的に管理し、点検しており、該当年度中を通じてKPMGが受任した業務を監査委員会に報告します。この指針には、シティによる、該当する監査人の独立性に関する規則の遵守を確保するために、KPMGのパートナーおよびその他の専門家の採用に対する制限も定められています。

第6 【経理の状況】

シティグループ・インク(以下「シティグループ」といいます。)は、1934年米国証券取引所法に基づき、年次報告書フォーム10-Kを本国において開示しています。2015年2月25日付で米国証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)に提出した年次報告書フォーム10-Kに記載の2014年12月31日および2013年12月31日現在ならびに2014年12月31日に終了した3事業年度の各年度の英文連結財務諸表(かかる英文連結財務諸表は、2015年5月27日付でSECに提出し、2015年5月28日に開示された、2015年5月27日付の報告書フォーム8-Kにより、2015年度第1四半期から行われた、一定の事業の組織再編を含む一定の組替えおよび会計方針の変更を反映して更新されております。)がこの項に記載されています。英文連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則およびSECのレギュレーションS-Xに準拠して作成したものであります。

上記英文連結財務諸表および2014年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は、米国の独立登録会計事務所であり外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジー エルエルピーの監査を受けています。本書に、金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係る独立登録会計事務所の監査報告書を添付しています。

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)第131条第1項の規定に基づき、上記英文連結財務諸表の和文翻訳を本書に記載しました。

シティグループの英文連結財務諸表は、米ドルで表示されています。以下の主要な計数についての米ドル金額の日本円への換算は、「財務諸表等規則」第134条の規定に基づき、2015年4月16日東京時間午前9時55分、シティバンク銀行株式会社(Citibank Japan Ltd.)発表のCitiFXベンチマークレートである1米ドル=118円99銭の換算レートで計算したものです。

シティグループの採用した会計原則、会計手続および表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則、会計手続および表示方法との間の主な相違点に関しては「4 日本と米国における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されています。

上記の主要な計数の円換算額ならびに本項末尾の「2 主な資産・負債及び収支の内容」、「3 その他」および「4 日本と米国における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に関する記載は、当社の英文連結財務諸表に含まれておらず、従って独立登録会計事務所であるケーピーエムジー エルエルピーの上記監査報告書の対象に含まれていません。

1 【財務書類】

(1) 連結損益計算書

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル（ただし、1株 当たりの金額を除く）	2014年		2013年		2012年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
収益⁽¹⁾						
受取利息	\$ 61,683	¥ 73,397	\$ 62,970	¥ 74,928	\$ 67,298	¥ 80,078
支払利息	13,690	16,290	16,177	19,249	20,612	24,526
純利息収益	\$ 47,993	¥ 57,107	\$ 46,793	¥ 55,679	\$ 46,686	¥ 55,552
役務収益および手数料	\$ 13,032	¥ 15,507	\$ 12,941	¥ 15,398	\$ 12,584	¥ 14,974
自己勘定取引	6,698	7,970	7,302	8,689	4,980	5,926
管理手数料およびその他信託 手数料	4,013	4,775	4,089	4,866	4,012	4,774
投資売却実現利益（正味）	570	678	748	890	3,251	3,868
投資の一時的でない減損損失						
減損損失総額	(432)	(514)	(633)	(753)	(5,037)	(5,994)
控除：その他包括利益累計額で 認識した減損	8	10	98	117	66	79
損益計上減損損失（正味）	\$ (424)	¥ (505)	\$ (535)	¥ (637)	\$ (4,971)	¥ (5,915)
受取保険料	\$ 2,110	¥ 2,511	\$ 2,280	¥ 2,713	\$ 2,395	¥ 2,850
その他収益	3,227	3,840	3,106	3,696	593	706
利息以外の収益合計	\$ 29,226	¥ 34,776	\$ 29,931	¥ 35,615	\$ 22,844	¥ 27,182
支払利息控除後収益合計	\$ 77,219	¥ 91,883	\$ 76,724	¥ 91,294	\$ 69,530	¥ 82,734
貸倒引当金繰入額および 保険給付準備金繰入額						
貸倒引当金繰入額	\$ 6,828	¥ 8,125	\$ 7,604	¥ 9,048	\$ 10,458	¥ 12,444
保険給付準備金繰入額	801	953	830	988	887	1,055
未実行貸出約定に関する 貸倒引当金繰入（戻入）額	(162)	(193)	80	95	(16)	(19)
貸倒引当金繰入額および 保険給付準備金繰入額合計	\$ 7,467	¥ 8,885	\$ 8,514	¥ 10,131	\$ 11,329	¥ 13,480
営業費用⁽¹⁾						
報酬および福利費	\$ 23,959	¥ 28,509	\$ 23,967	¥ 28,518	\$ 25,119	¥ 29,889
施設および設備費	3,178	3,782	3,165	3,766	3,266	3,886
技術・通信費	6,436	7,658	6,136	7,301	5,829	6,936
広告およびマーケティング費	1,844	2,194	1,888	2,247	2,164	2,575
その他の営業費用	19,634	23,362	13,252	15,769	13,658	16,252
営業費用合計	\$ 55,051	¥ 65,505	\$ 48,408	¥ 57,601	\$ 50,036	¥ 59,538

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル（ただし、1株当たりの金額を除く）	2014年		2013年		2012年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
法人税等控除前の継続事業からの利益（損失）	\$ 14,701	¥ 17,493	\$ 19,802	¥ 23,562	\$ 8,165	¥ 9,716
法人税等	7,197	8,564	6,186	7,361	397	472
継続事業からの利益	\$ 7,504	¥ 8,929	\$ 13,616	¥ 16,202	\$ 7,768	¥ 9,243
非継続事業						
非継続事業からの利益（損失）	\$ 10	¥ 12	\$ (242)	¥ (288)	\$ (109)	¥ (130)
売却益	-	-	268	319	(1)	(1)
法人税等（便益）	12	14	(244)	(290)	(52)	(62)
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	\$ (2)	¥ (2)	\$ 270	¥ 321	\$ (58)	¥ (69)
非支配持分控除前当期利益	\$ 7,502	¥ 8,927	\$ 13,886	¥ 16,523	\$ 7,710	¥ 9,174
非支配持分	192	228	227	270	219	261
シティグループ当期利益	\$ 7,310	¥ 8,698	\$ 13,659	¥ 16,253	\$ 7,491	¥ 8,914
	ドル	円	ドル	円	ドル	円
基本1株当たり利益 ⁽²⁾						
継続事業からの利益	\$ 2.21	¥ 262.97	\$ 4.26	¥ 506.90	\$ 2.51	¥ 298.66
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	-	-	0.09	10.71	(0.02)	(2.38)
当期利益	\$ 2.21	¥ 262.97	\$ 4.35	¥ 517.61	\$ 2.49	¥ 296.29
普通株式加重平均残高（百万株）	3,031.6		3,035.8		2,930.6	
希薄化後1株当たり利益 ⁽²⁾						
継続事業からの利益	\$ 2.20	¥ 261.78	\$ 4.25	¥ 505.71	\$ 2.44	¥ 290.34
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	-	-	0.09	10.71	(0.02)	(2.38)
当期利益	\$ 2.20	¥ 261.78	\$ 4.34	¥ 516.42	\$ 2.42	¥ 287.96
調整後普通株式加重平均残高（百万株）	3,037.0		3,041.6		3,015.5	

(1) 特定の前期収益および費用項目ならびに合計額について、当期の表示と一致させるために一定の組替えが行われています。連結財務諸表注記3をご参照ください。

(2) 四捨五入により、継続事業からの1株当たり利益と非継続事業からの1株当たり利益の合計は、1株当たり当期利益とならない場合があります。

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(2) 連結包括利益計算書

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	2014年		2013年		2012年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
非支配持分控除前当期利益	\$ 7,502	¥ 8,927	\$ 13,886	¥ 16,523	\$ 7,710	¥ 9,174
シティグループのその他包括利益（損失）						
投資有価証券未実現損益の正味変動（税引後）	\$ 1,697	¥ 2,019	\$ (2,237)	¥ (2,662)	\$ 632	¥ 752
キャッシュ・フロー・ヘッジによる正味変動（税引後）	336	400	1,048	1,247	527	627
給付制度債務調整額（税引後） ⁽¹⁾	(1,170)	(1,392)	1,281	1,524	(988)	(1,176)
外貨換算調整額の正味変動（税引後およびヘッジ控除後）	(4,946)	(5,885)	(2,329)	(2,771)	721	858
シティグループのその他包括利益（損失）合計	\$ (4,083)	¥ (4,858)	\$ (2,237)	¥ (2,662)	\$ 892	¥ 1,061
非支配持分控除前包括利益合計	\$ 3,419	¥ 4,068	\$ 11,649	¥ 13,861	\$ 8,602	¥ 10,236
控除：非支配持分に帰属する当期利益	192	228	227	270	219	261
シティグループの包括利益	\$ 3,227	¥ 3,840	\$ 11,422	¥ 13,591	\$ 8,383	¥ 9,975

(1) 当社の重要な年金制度および退職後給付制度に係る年金数理評価に基づく調整額（2014年12月31日現在の死亡率の仮定の変動を含みます。）ならびに従来は「その他包括利益（損失）累計額」において認識されていた金額の償却を反映しています。連結財務諸表注記8をご参照ください。

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(3) 連結貸借対照表

単位：百万ドル	シティグループ・インクおよび子会社 12月31日現在			
	2014年		2013年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
資産				
現金および銀行預け金（分別金およびその他預金を含む）	\$ 32,108	¥ 38,205	\$ 29,885	¥ 35,560
銀行預け金	128,089	152,413	169,005	201,099
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および売戻条件付買入有価証券（2014年12月31日現在の公正価値で評価された144,191百万ドルおよび2013年12月31日現在の公正価値で評価された144,083百万ドルを含む）	242,570	288,634	257,037	305,848
ブローカレッジ債権	28,419	33,816	25,674	30,549
トレーディング勘定資産（債権者に対する差入れ、2014年12月31日現在－106,217百万ドルおよび2013年12月31日現在－106,695百万ドルを含む）	296,786	353,146	285,928	340,226
投資：				
売却可能（債権者に対する差入れ、2014年12月31日現在－13,808百万ドルおよび2013年12月31日現在－22,258百万ドルを含む）	300,143	357,140	286,511	340,919
満期保有目的（債権者に対する差入れ、2014年12月31日現在－2,974百万ドルおよび2013年12月31日現在－4,730百万ドルを含む）	23,921	28,464	10,599	12,612
市場性のない持分有価証券（2014年12月31日現在の公正価値で評価された2,758百万ドルおよび2013年12月31日現在の公正価値で評価された4,705百万ドルを含む）	9,379	11,160	11,870	14,124
投資合計	\$ 333,443	¥ 396,764	\$ 308,980	¥ 367,655
貸出金：				
個人向け貸出金（2014年12月31日現在の公正価値で評価された43百万ドルおよび2013年12月31日現在の公正価値で評価された957百万ドルを含む）	369,970	440,227	393,831	468,620
法人向け貸出金（2014年12月31日現在の公正価値で評価された5,858百万ドルおよび2013年12月31日現在の公正価値で評価された4,072百万ドルを含む）	274,665	326,824	271,641	323,226
貸出金（前受収益控除後）	\$ 644,635	¥ 767,051	\$ 665,472	¥ 791,845
貸倒引当金	(15,994)	(19,031)	(19,648)	(23,379)
貸出金合計（正味）	\$ 628,641	¥ 748,020	\$ 645,824	¥ 768,466
のれん	23,592	28,072	25,009	29,758
無形資産（MSRを除く）	4,566	5,433	5,056	6,016
抵当貸付サービシング権（MSR）	1,845	2,195	2,718	3,234
その他資産（2014年12月31日現在の公正価値で評価された7,762百万ドルおよび2013年12月31日現在の公正価値で評価された7,123百万ドルを含む）	122,122	145,313	124,919	148,641
資産合計	\$ 1,842,181	¥ 2,192,011	\$ 1,880,035	¥ 2,237,054

次表は、上記連結貸借対照表に含まれている連結変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）の特定の資産を示しています。下記の資産には、次のページに表示された連結VIEの債務弁済のみに使用することができる資産が含まれています。また、これら資産はその債務額を超過しています。さらに、下記の資産には、連結VIEの第三者に対する資産のみが含まれており、連結消去された連結会社間の残高は除外されています。

単位：百万ドル	12月31日現在			
	2014年		2013年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
連結VIEの債務弁済に使用できる連結VIEの資産				
現金および銀行預け金	\$ 300	¥ 357	\$ 362	¥ 431
トレーディング勘定資産	671	798	977	1,163
投資	8,014	9,536	10,950	13,029
貸出金（前受収益控除後）				
個人向け貸出金（2014年12月31日現在の公正価値で評価された0百万ドルおよび2013年12月31日現在の公正価値で評価された910百万ドルを含む）	66,383	78,989	63,493	75,550
法人向け貸出金（2014年12月31日現在の公正価値で評価された0百万ドルおよび2013年12月31日現在の公正価値で評価された14百万ドルを含む）	29,596	35,216	31,919	37,980
貸出金（前受収益控除後）	\$ 95,979	¥ 114,205	\$ 95,412	¥ 113,531
貸倒引当金	(2,793)	(3,323)	(3,502)	(4,167)
貸出金合計（正味）	\$ 93,186	¥ 110,882	\$ 91,910	¥ 109,364
その他資産	619	737	1,234	1,468
連結VIEの債務弁済に使用できる連結VIEの資産合計	\$ 102,790	¥ 122,310	\$ 105,433	¥ 125,455

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日現在

単位：百万ドル（ただし、株数および1株当たりの金額を除く）	2014年		2013年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
負債				
米国内無利子預金	\$ 128,958	¥ 153,447	\$ 128,399	¥ 152,782
米国内利付預金（2014年12月31日現在の公正価値で評価された994百万ドルおよび2013年12月31日現在の公正価値で評価された988百万ドルを含む）	284,978	339,095	284,164	338,127
米国外無利子預金	70,925	84,394	69,406	82,586
米国外利付預金（2014年12月31日現在の公正価値で評価された690百万ドルおよび2013年12月31日現在の公正価値で評価された689百万ドルを含む）	414,471	493,179	486,304	578,653
預金合計	\$ 899,332	¥ 1,070,115	\$ 968,273	¥ 1,152,148
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券（2014年12月31日現在の公正価値で評価された36,725百万ドルおよび2013年12月31日現在の公正価値で評価された54,147百万ドルを含む）	173,438	206,374	203,512	242,159
ブローカレッジ債務	52,180	62,089	53,707	63,906
トレーディング勘定負債	139,036	165,439	108,762	129,416
短期借入金（2014年12月31日現在の公正価値で評価された1,496百万ドルおよび2013年12月31日現在の公正価値で評価された3,692百万ドルを含む）	58,335	69,413	58,944	70,137
長期債務（2014年12月31日現在の公正価値で評価された26,180百万ドルおよび2013年12月31日現在の公正価値で評価された26,877百万ドルを含む）	223,080	265,443	221,116	263,106
その他負債（2014年12月31日現在の公正価値で評価された1,776百万ドルおよび2013年12月31日現在の公正価値で評価された2,011百万ドルを含む）	85,084	101,241	59,935	71,317
負債合計	\$ 1,630,485	¥ 1,940,114	\$ 1,674,249	¥ 1,992,189
株主持分				
優先株式（累積清算価値）（額面1.00ドル；授權株式数30百万株）発行済株式数：2014年12月31日現在－418,720株および2013年12月31日現在－269,520株	\$ 10,468	¥ 12,456	\$ 6,738	¥ 8,018
普通株式（額面0.01ドル；授權株式数60億株）発行済株式数：2014年12月31日現在－3,082,037,568株および2013年12月31日現在－3,062,098,976株	31	37	31	37
払込剰余金	107,979	128,484	107,193	127,549
利益剰余金	117,852	140,232	110,821	131,866
自己株式（原価）（2014年12月31日現在－58,119,993株および2013年12月31日現在－32,856,062株）	(2,929)	(3,485)	(1,658)	(1,973)
その他包括利益（損失）累計額	(23,216)	(27,625)	(19,133)	(22,766)
シティグループ株主持分合計	\$ 210,185	¥ 250,099	\$ 203,992	¥ 242,730
非支配持分	1,511	1,798	1,794	2,135
持分合計	\$ 211,696	¥ 251,897	\$ 205,786	¥ 244,865
負債および持分合計	\$ 1,842,181	¥ 2,192,011	\$ 1,880,035	¥ 2,237,054

次表は、上記連結貸借対照表に含まれている連結VIEの特定の負債を示しています。下記の負債には、連結VIEの第三者に対する債務のみが含まれており、連結消去された連結会社間の残高は除外されています。また当該負債からは、債権者または受益者持分保有者がシティグループの一般債権に対して遡求権のある金額は除外されています。

単位：百万ドル	12月31日現在			
	2014年		2013年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
債権者および受益者持分保有者が シティグループの一般債権に対して遡求権を 持たない連結VIEの負債				
短期借入金	\$ 20,254	¥ 24,100	\$ 21,793	¥ 25,931
長期債務（2014年12月31日現在の公正価値で評価された 0百万ドルおよび2013年12月31日現在の公正価値で 評価された909百万ドルを含む）	40,078	47,689	34,743	41,341
その他負債	901	1,072	999	1,189
債権者または受益者持分保有者がシティグループの 一般債権に対して遡求権を持たない連結VIEの 負債合計	\$ 61,233	¥ 72,861	\$ 57,535	¥ 68,461

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(4) 連結株主持分変動計算書

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

	金額						株式数		
	2014年		2013年		2012年		2014年	2013年	2012年
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円	千株	千株	千株
単位：百万ドル（ただし、株式数は千株）									
優先株式（累積清算価値）									
期首残高	\$ 6,738	¥ 8,018	\$ 2,562	¥ 3,049	\$ 312	¥ 371	270	102	12
新規優先株式の発行	3,730	4,438	4,270	5,081	2,250	2,677	149	171	90
優先株式の償還	-	-	(94)	(112)	-	-	-	(3)	-
期末残高	\$ 10,468	¥ 12,456	\$ 6,738	¥ 8,018	\$ 2,562	¥ 3,049	419	270	102
普通株式および払込剰余金									
期首残高	\$ 107,224	¥ 127,586	\$ 106,421	¥ 126,630	\$ 105,833	¥ 125,931	3,062,099	3,043,153	2,937,756
従業員福利制度	798	950	878	1,045	597	710	19,928	18,930	9,037
優先株式の発行費用	(31)	(37)	(78)	(93)	-	-	-	-	-
株式およびT-DECの発行 (TARP返済)	-	-	-	-	-	-	-	-	96,338
その他	19	23	3	4	(9)	(11)	11	16	22
期末残高	\$ 108,010	¥ 128,521	\$ 107,224	¥ 127,586	\$ 106,421	¥ 126,630	3,082,038	3,062,099	3,043,153
利益剰余金									
期首残高	\$ 110,821	¥ 131,866	\$ 97,477	¥ 115,988	\$ 90,520	¥ 107,710			
期首残高の調整 ⁽¹⁾	-	-	-	-	(107)	(127)			
期首残高の調整 ⁽²⁾	-	-	-	-	(282)	(336)			
調整後期首残高	\$ 110,821	¥ 131,866	\$ 97,477	¥ 115,988	\$ 90,131	¥ 107,247			
シティグループ当期利益	7,310	8,698	13,659	16,253	7,491	8,914			
普通株式配当 ⁽³⁾	(122)	(145)	(120)	(143)	(120)	(143)			
優先株式配当	(511)	(608)	(194)	(231)	(26)	(31)			
税務上の便益	353	420	-	-	-	-			
その他	1	1	(1)	(1)	1	1			
期末残高	\$ 117,852	¥ 140,232	\$ 110,821	¥ 131,866	\$ 97,477	¥ 115,988			
自己株式（原価）									
期首残高	\$ (1,658)	¥ (1,973)	\$ (847)	¥ (1,008)	\$ (1,071)	¥ (1,274)	(32,856)	(14,269)	(13,878)
従業員福利制度 ⁽⁴⁾	(39)	(46)	26	31	229	272	(483)	(1,629)	(253)
自己株式買戻 ⁽⁵⁾	(1,232)	(1,466)	(837)	(996)	(5)	(6)	(24,780)	(16,958)	(138)
期末残高	\$ (2,929)	¥ (3,485)	\$ (1,658)	¥ (1,973)	\$ (847)	¥ (1,008)	(58,119)	(32,856)	(14,269)
シティグループのその他 包括利益（損失）累計額									
期首残高	\$ (19,133)	¥ (22,766)	\$ (16,896)	¥ (20,105)	\$ (17,788)	¥ (21,166)			
シティグループのその他 包括利益（損失）合計	(4,083)	(4,858)	(2,237)	(2,662)	892	1,061			
期末残高	\$ (23,216)	¥ (27,625)	\$ (19,133)	¥ (22,766)	\$ (16,896)	¥ (20,105)			
シティグループ 普通株主持分合計	\$ 199,717	¥ 237,643	\$ 197,254	¥ 234,713	\$ 186,155	¥ 221,506	3,023,919	3,029,243	3,028,884
シティグループ 株主持分合計	\$ 210,185	¥ 250,099	\$ 203,992	¥ 242,730	\$ 188,717	¥ 224,554			

シティグループ・インクおよび子会社

12月31日に終了した事業年度

	金額						株式数		
	2014年		2013年		2012年		2014年	2013年	2012年
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円	千株	千株	千株
単位：百万ドル（ただし、株式数は千株）									
非支配持分									
期首残高	\$ 1,794	¥ 2,135	\$ 1,948	¥ 2,318	\$ 1,767	¥ 2,103			
非支配持分の当初計上額	-	-	6	7	88	105			
非支配株主と関連連結子会社間の取引	-	-	(2)	(2)	-	-			
シティグループと非支配株主間の取引	(96)	(114)	(118)	(140)	41	49			
非支配株主に帰属する当期利益	192	228	227	270	219	261			
非支配株主に対する配当金支払	(91)	(108)	(63)	(75)	(33)	(39)			
非支配株主に帰属するその他包括利益（損失）	(106)	(126)	(17)	(20)	90	107			
その他	(182)	(217)	(187)	(223)	(224)	(267)			
非支配持分の正味変動	\$ (283)	¥ (337)	\$ (154)	¥ (183)	\$ 181	¥ 215			
期末残高	\$ 1,511	¥ 1,798	\$ 1,794	¥ 2,135	\$ 1,948	¥ 2,318			
持分合計	\$ 211,696	¥ 251,897	\$ 205,786	¥ 244,865	\$ 190,665	¥ 226,872			

- (1) 2012年度の「利益剰余金」の期首残高の調整は、ASU第2010-26号「金融サービス—保険（トピック944）：保険契約の獲得または更新に関連する費用の会計処理」の適用による累積的影響を表しています。
- (2) シティは、2015年度第1四半期に、ASU第2014-01号「投資—持分法と共同支配企業（トピック323）：適格低所得者向け住宅プロジェクトに対する投資の会計処理」を遡及適用しました（以下「LIHTCの適用」といいます。）。この利益剰余金の期首残高の調整は、2012年1月1日より前の期間に対する影響を表しており、本書で開示されている最も早い期間が2012年度であるため、期首残高の調整として表示されています。LIHTCの適用に伴い生じた利益剰余金に対する影響額合計(349)百万ドルの内訳は、2012年度より前の期間に対する影響額(282)百万ドル、ならびに2012年度、2013年度および2014年度の利益剰余金に対する影響額それぞれ(50)百万ドル、(14)百万ドルおよび(3)百万ドルでした。詳細については、連結財務諸表注記1をご参照ください。
- (3) 普通株式に対する配当宣言額は、2014年度、2013年度および2012年度の第1四半期、第2四半期、第3四半期および第4四半期において1株当たり0.01ドルでした。
- (4) (i) 従業員が保有株式を引き渡してオプションの行使を賄う形で従業員ストック・オプション・プログラムを行使する場合の特定の自己株式、または(ii)シティの従業員制限株式制度または繰延株式制度のもとで税務上の要件を満たすために株式を留保している場合の自己株式が含まれています。
- (5) 2014年度および2013年度のこの項目は、主に、シティの取締役会が承認した普通株式買戻制度に基づく公開市場における買戻取引から構成されています。

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	2014年		2013年		2012年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
継続事業の営業活動から 生じたキャッシュ・フロー						
非支配持分控除前当期利益	\$ 7,502	¥ 8,927	\$ 13,886	¥ 16,523	\$ 7,710	¥ 9,174
非支配持分に帰属する当期利益	192	228	227	270	219	261
シティグループ当期利益	\$ 7,310	¥ 8,698	\$ 13,659	¥ 16,253	\$ 7,491	¥ 8,914
非継続事業からの損失 (税引後)	(2)	(2)	(90)	(107)	(57)	(68)
売却益(損)(税引後)	-	-	360	428	(1)	(1)
継続事業からの利益－ 非支配持分を除く	\$ 7,312	¥ 8,701	\$ 13,389	¥ 15,932	\$ 7,549	¥ 8,983
当期利益より継続事業の営業 活動から生じた正味資金 への調整項目						
繰延保険契約獲得費用および 将来利益の現在価値の償却	210	250	194	231	203	242
繰延保険契約獲得費用の (増加) 減少	(64)	(76)	(54)	(64)	85	101
償却費	3,589	4,271	3,303	3,930	2,507	2,983
繰延法人税等繰入(戻入) 額	3,347	3,983	2,699	3,212	(3,701)	(4,404)
貸倒引当金繰入額	6,828	8,125	7,604	9,048	10,458	12,444
投資売却実現利益	(570)	(678)	(748)	(890)	(3,251)	(3,868)
損益で認識した減損損失 (正味)	426	507	535	637	4,971	5,915
トレーディング勘定資産の変動	(10,858)	(12,920)	35,001	41,648	(29,195)	(34,739)
トレーディング勘定負債の変動	30,274	36,023	(6,787)	(8,076)	(10,533)	(12,533)
正味ブローカレッジ債権債務の 変動	(4,272)	(5,083)	(6,490)	(7,722)	945	1,124
売却目的保有貸出金の変動	(1,144)	(1,361)	4,321	5,142	(1,106)	(1,316)
その他資産の変動	378	450	13,028	15,502	(878)	(1,045)
その他負債の変動	4,544	5,407	(7,880)	(9,376)	(1,457)	(1,734)
その他(正味)	5,434	6,466	5,129	6,103	13,041	15,517
調整項目合計	\$ 38,122	¥ 45,361	\$ 49,855	¥ 59,322	\$ (17,911)	¥ (21,312)
継続事業の営業活動から 生じた(に使用した) 正味資金	\$ 45,434	¥ 54,062	\$ 63,244	¥ 75,254	\$ (10,362)	¥ (12,330)
継続事業の投資活動から 生じたキャッシュ・フロー						
銀行預け金の変動	\$ 40,916	¥ 48,686	\$ (66,871)	¥ (79,570)	\$ 53,650	¥ 63,838
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券および売却 条件付買入有価証券の変動	14,467	17,214	4,274	5,086	14,538	17,299
貸出金の変動	1,170	1,392	(30,198)	(35,933)	(31,591)	(37,590)
貸出金の売却および証券化 による収入	4,752	5,654	9,123	10,855	7,287	8,671
投資の購入	(258,992)	(308,175)	(220,823)	(262,757)	(256,907)	(305,694)
投資の売却による収入	135,824	161,617	131,100	155,996	143,853	171,171
投資の満期による収入	94,117	111,990	84,831	100,940	102,020	121,394
建物設備の資本的支出および 資産計上したソフトウェア	(3,386)	(4,029)	(3,490)	(4,153)	(3,604)	(4,288)
建物設備、子会社および関連 会社、抵当権実行済み資産の 売却による収入	623	741	716	852	1,089	1,296
継続事業の投資活動から生じた (に使用した) 正味資金	\$ 29,491	¥ 35,091	\$ (91,338)	¥ (108,683)	\$ 30,335	¥ 36,096

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	2014年		2013年		2012年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
継続事業の財務活動から生じたキャッシュ・フロー						
配当金支払	\$ (633)	¥ (753)	\$ (314)	¥ (374)	\$ (143)	¥ (170)
優先株式の発行	3,699	4,401	4,192	4,988	2,250	2,677
優先株式の償還	-	-	(94)	(112)	-	-
自己株式買戻	(1,232)	(1,466)	(837)	(996)	(5)	(6)
源泉税支払のための自己株式支払	(508)	(604)	(452)	(538)	(194)	(231)
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および買戻 条件付売渡有価証券の変動	(30,074)	(35,785)	(7,724)	(9,191)	12,863	15,306
長期債務発行	66,836	79,528	54,405	64,737	27,843	33,130
長期債務の支払および償還	(58,923)	(70,112)	(63,994)	(76,146)	(117,575)	(139,902)
預金の変動	(48,336)	(57,515)	37,713	44,875	64,624	76,896
短期借入金の変動	(1,099)	(1,308)	199	237	(2,164)	(2,575)
継続事業の財務活動から生じた (に使用した) 正味資金	\$ (70,270)	¥ (83,614)	\$ 23,094	¥ 27,480	\$ (12,501)	¥ (14,875)
為替相場の変動による現金および 現金同等物への影響	\$ (2,432)	¥ (2,894)	\$ (1,558)	¥ (1,854)	\$ 274	¥ 326
非継続事業						
非継続事業から生じた正味資金	\$ -	¥ -	\$ (10)	¥ (12)	\$ 6	¥ 7
現金および銀行預け金の変動	\$ 2,223	¥ 2,645	\$ (6,568)	¥ (7,815)	\$ 7,752	¥ 9,224
現金および銀行預け金の期首残高	29,885	35,560	36,453	43,375	28,701	34,151
現金および銀行預け金の期末残高	\$ 32,108	¥ 38,205	\$ 29,885	¥ 35,560	\$ 36,453	¥ 43,375
継続事業のキャッシュ・フロー 情報に関する補足事項						
当年度における法人税等支払額	\$ 4,632	¥ 5,512	\$ 4,495	¥ 5,349	\$ 3,900	¥ 4,641
当年度における利息支払額	12,868	15,312	14,383	17,114	19,739	23,487
現金支出を伴わない投資活動						
VIEの連結／連結の中止による 貸出金の増減	\$ (374)	¥ (445)	\$ 6,718	¥ 7,994	\$ -	¥ -
貸出金から売却目的保有貸出金 への振替	12,700	15,112	17,300	20,585	8,700	10,352
OREOおよびその他抵当権実行済 資産への振替	321	382	325	387	500	595
現金支出を伴わない財務活動						
売却目的保有への組替えに伴う 預金の減少	\$ (20,605)	¥ (24,518)	\$ -	¥ -	\$ -	¥ -
VIEの連結による短期借入金の 増加	500	595	6,718	7,994	-	-
VIEの連結の中止による 長期債務の減少	(864)	(1,028)	-	-	-	-

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

[次へ](#)

(6) 連結財務諸表注記

1. 重要な会計方針の要約

当該注記において、「シティグループ」、「シティ」および「当社」は、シティグループ・インクおよびその連結子会社を表しています。

過年度の財務諸表および注記は、当期の表示と一致させるために一定の組替が行われています。

連結原則

連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「GAAP」といいます。）に準拠して作成された、シティグループおよびその子会社の勘定を含んでいます。当社が議決権の50%超を直接もしくは間接的に所有するか支配力を行使している子会社は連結されています。指定された特定のベンチャー・キャピタル子会社の投資または公正価値オプションに基づき公正価値で会計処理されている投資以外で、当社が20%から50%の議決権を有しているか、あるいは重要な影響力を行使することができる事業体は持分法で会計処理されており、持分に見合う損益は、「その他収益」に計上されています。持分比率が20%未満の会社に対する投資からの収益は、配当が受領されたときに認識されています。連結財務諸表注記22において詳述されているとおり、シティグループはまた、シティグループが主たる受益者であると判断した場合に変動持分事業体とみなされる事業体を連結しています。支店・子会社・関連会社・建物およびその他の投資の処分による損益は、「その他収益」に計上されています。

シティバンク、エヌ・エイ

シティバンク、エヌ・エイは、商業銀行でありシティグループ・インクの完全子会社です。シティバンクが提供している主なものは、消費者金融業務、抵当貸付、リテール・バンキング業務関連の商品およびサービス、投資銀行業務、商業銀行業務、資金管理および貿易金融、そしてプライベート・バンキング関連の商品およびサービスです。

変動持分事業体

ある事業体が、会計基準編纂書（以下「ASC」といいます。）トピック810「連結」に規定されている次の基準を満たしている場合、変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）と呼ばれます。その基準とは、(i)他社からの追加的劣後財務支援がなければその会社の活動資金を調達することができないような不十分な資本しか有していない場合、あるいは、(ii)その事業体に対する持分投資家が、その事業について重要な意思決定をすることができないか、事業体の持分に見合う予想損失を吸収しない、または予想収益を受け取ることがない場合です。

当社は、VIEの経済的実績に最も重大な影響を及ぼす活動を指示する権限と、VIEにとって潜在的な重要性が高い、その事業体の利益を受け取る権利または損失を吸収する義務の両方を有している（すなわち、シティが主たる受益者である）場合にVIEを連結しています。

連結対象のVIEにおいて保有する変動持分に加えて、当社は当社が主たる受益者ではないという理由で連結対象とならない他のVIEに対する変動持分を有しています。この中には、マルチセラー金融会社、特定の債務担保証券（以下「CD0」といいます。）、多くの仕組み金融取引、および様々な投資ファンドがあります。ただし、当社は主たる受益者としての地位の変更につながる何らかの事象が発生しているかどうかを判断するために、これらのVIEおよびその他すべての非連結VIEを監視しています。これらの事象には以下が含まれます。

- ・ シティグループの全体的な変動持分所有割合の変更につながるシティグループまたは関連のない第三者による変動持分の購入または売却
- ・ 変動持分保有者間の予想損失および残存利益の再配分を要する契約内容の変更
- ・ VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有する当事者の変更
- ・ 潜在的変動持分とみなされる事業体への財務支援の提供

当社が関与しているVIEとみなされないその他すべての事業体については、ASC 810の他のサブトピックに基づいて、連結に関する評価が行われます。

外貨換算

シティの在外営業活動体の資産および負債は、期末直物外国為替相場を用いて各自の機能通貨から米ドルに換算されています。その結果生じる為替換算調整額は、在外営業活動体の売却または実質的な清算により実現されるまで、関連するすべてのヘッジおよび税効果とともに株主持分項目の「その他包括利益（損失）累計額」に計上されています。シティの在外営業活動体の収益および費用は、ほぼ加重平均為替レートとなるレートで各自の機能通貨から米ドルに毎月換算されます。

米ドルを機能通貨とする在外営業活動体の現地通貨建てによる取引を含む、機能通貨以外の通貨建て取引の為替変動による影響額は、経済的ヘッジの関連する効果とともに主に「自己勘定取引」に計上されます。外貨建てエクスポージャーのヘッジに用いられた商品には、先物為替予約、オプションおよびスワップ契約、さらに場合によっては、米ドル以外の通貨建てによるヘッジ指定債券の発行が含まれています。インフレ率の高い国の在外営業活動体は米ドルを機能通貨として指定しており、為替変動による影響額は主に「その他収益」に計上されます。

投資有価証券

投資には、確定収益証券および持分有価証券が含まれています。確定収益商品は、債券、ノートおよび償還可能優先株式、ならびに期前返済リスクのあるローン担保証券および仕組債が含まれています。持分有価証券には普通株式と償還不能優先株式が含まれます。

投資有価証券は以下のとおり分類され、会計処理されます。

- ・ 「満期保有目的」に分類された確定収益証券は、当社が満期まで保有する能力と意思のある有価証券であり、償却原価で計上されます。それらの有価証券の利息収益は、「受取利息」に含まれます。
- ・ 「売却可能」に分類された確定収益証券と市場性のある持分有価証券は、公正価値で計上され、公正価値の変動は該当する法人税等およびヘッジ控除後の金額で「株主持分」項目の「その他包括利益（損失）累計額」に計上されます。売却による実現損益は、主に個別法による原価に基づき損益計上され、それらの有価証券の利息収益および受取配当金は、「受取利息」に含まれます。
- ・ 当社が公正価値による会計処理を選択したことにより、市場性のない持分有価証券への特定の投資およびこれまで持分法により会計処理されていた特定の投資が、公正価値で計上されています。これらの投資の公正価値の変動は、損益に計上されています。
- ・ 連結財務諸表注記14に記載されているとおり、特定の市場性のない持分有価証券は取得原価で計上され、一時的でない減損に関して定期的に評価されています。

満期保有目的または売却可能に分類された確定収益証券への投資が債務不履行となった場合、あるいは将来の利息の支払が予定どおり実行されないと予測される場合には、当該投資の未収利息の計上は中止されます。

連結財務諸表注記14に記載のとおり、投資有価証券は一時的でない減損の評価対象です。

当社は、公正価値で計上する投資に関して数多くの評価技法を使用しており、これらについては連結財務諸表注記25に記載されています。投資売却実現損益は、損益に計上されています。

トレーディング勘定資産および負債

「トレーディング勘定資産」には、負債証券および市場性のある持分有価証券、買い持ちポジションにあるデリバティブ、証券化における留保持分、ならびにコモディティの現物在庫が含まれます。さらに、連結財務諸表注記26に記載されているとおり、貸出金および取得した保証等、シティグループが公正価値オプションに基づいて公正価値で計上することを選択している特定の資産も「トレーディング勘定資産」に含まれています。

「トレーディング勘定負債」には、連結財務諸表注記26に記載されているとおり、空売り有価証券（空売りポジション）および正味で売り持ちポジションにあるデリバティブ、ならびにシティグループが公正価値で計上することを選択している特定の負債が含まれます。

コモディティの現物在庫を除き、すべてのトレーディング勘定資産および負債は公正価値で計上されています。トレーディング資産およびトレーディング負債からの収入は、通常、「自己勘定取引」として報告され、そこには実現損益および商品の公正価値の変動により生ずる未実現損益が含まれています。トレーディング資産に係る利息収益は、トレーディング負債に係る支払利息を控除した金額で「受取利息」に計上されています。

コモディティの現物在庫は低価法で計上され、関連する損失は「自己勘定取引」に計上されています。コモディティ在庫の売却に係る実現利益および損失は、「自己勘定取引」に含まれています。未配分貴金属勘定（金、銀、プラチナおよびパラジウム）への投資は、債務主契約および関連する貴金属価格と連動する組込非金融デリバティブを含む複合商品として会計処理されます。当該組込デリバティブ商品は債務主契約と分離され、公正価値で会計処理されます。債務主契約は、連結財務諸表注記26に記載されているとおり、公正価値オプションに基づき公正価値で会計処理されます。

トレーディング目的で利用されるデリバティブには、金利スワップ、通貨スワップ、株式スワップ、クレジット・スワップ、コモディティ・スワップ、オプション、キャップとフロアー、ワラント、および金融商品とコモディティの先物・先渡契約が含まれます。デリバティブ資産および負債のポジションは、有効なマスター・ネットリング契約が存在し、ASC 210-20「貸借対照表―相殺」に記載されているその他の条件を満たしている場合、連結貸借対照表上に契約相手ごとの純額で表示されています。連結財務諸表注記23をご参照ください。

当社は、トレーディング資産および負債の公正価値を決定するために数多くの評価技法を使用しており、それらは連結財務諸表注記25に記載されています。

借入有価証券と貸付有価証券

有価証券の借入および貸付取引は、通常、会計処理上は関連する有価証券の売却ではなく、有担保金融取引として処理されています。それらの取引は、支払額あるいは受取額に未収利息を加算した金額で計上されます。連結財務諸表注記26に記載されているとおり、当社は、複数の有価証券の借入および貸付取引に対して公正価値による会計処理を適用することを選択しています。すべての有価証券の貸付および借入取引に関して支払った手数料あるいは受け取った手数料は、約定レートで「支払利息」または「受取利息」に計上されています。

当社は、借入有価証券あるいは貸付有価証券の公正価値を日々モニターし、契約上の保証金を維持するために追加担保を取得しているか、または差し入れています。

連結財務諸表注記25に記載されているとおり、当社は有価証券の貸付および借入取引の公正価値を決定するために割引キャッシュ・フロー法を使用しています。

買戻・売戻条件付契約取引

買戻条件付売渡有価証券（レポ）および売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ）は、通常、会計処理上は関連する有価証券の売却ではなく、有担保金融取引として処理されています。連結財務諸表注記26に記載されているとおり、当社は、それらの取引の大部分に対して公正価値による会計処理の適用を選択しており、公正価値の変動は損益に計上しています。公正価値による会計処理が選択されていない取引については、現金支払額あるいは受取額に未収利息を加算した金額で計上されています。当社が公正価値による会計処理を選択しているか否かにかかわらず、すべてのレポおよびリバース・レポ取引に関して支払ったまたは受け取った利息は、約定レートで「支払利息」または「受取利息」に計上されています。

ASC 210-20-45-11「貸借対照表―相殺：買戻および売戻条件付契約」の条件が満たされる場合、レポおよびリバース・レポは連結貸借対照表上に純額で表示されます。

当社は、リバース・レポ取引で取得した有価証券の所有権を得ることを方針としています。当社は、買戻しあるいは売戻し対象の有価証券の公正価値を日々モニターし、契約上の保証金を維持するために追加担保を取得しているか、または差し入れています。

連結財務諸表注記25に記載されているとおり、当社はレポおよびリバース・レポ取引の公正価値を決定するために割引キャッシュ・フロー法を使用しています。

貸出金

貸出金は、前受収益および繰延手数料と費用の未償却額を控除後の元本残高で計上されます。ただし、クレジットカード債権残高には、さらに未収利息および手数料が含まれています。通常、貸出金の組成手数料および特定の直接組成費用は繰り延べられ、関連する貸出金の回収期間にわたって損益計算書に調整額として計上されます。

連結財務諸表注記26に記載されているとおり、シティは特定の貸出金に関して、公正価値による会計処理を選択しています。それらの貸出金は公正価値で計上され、公正価値の変動は損益に計上されます。それらの貸出金の利息収益は、約定レートで「受取利息」に計上されます。

公正価値オプションが選択されていない貸出金については、実行または取得時に投資目的保有または売却目的保有のいずれかに分類されます。この分類は当該貸出金に関する経営陣の当初の意思および能力を基準にしています。

投資目的保有貸出金は連結貸借対照表上に「貸出金（前受収益控除後）」として分類されており、関連するキャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書上の投資活動から生じたキャッシュ・フローの「貸出金の変動」項目に含まれています。ただし、当社の貸出金の保有目的が、投資目的保有から売却目的保有へと変更された場合、その貸出金は売却目的保有貸出金に組替えられますが、関連するキャッシュ・フローは、引き続き連結キャッシュ・フロー計算書上の投資活動から生じたキャッシュ・フローの「貸出金の売却および証券化による収入」項目に計上されます。

個人向け貸出金

個人向け貸出金は主に、「グローバル個人金融部門」およびシティ・ホールディングスが管理している貸出金とリース債権を表しています。

個人向け貸出金の未収利息の計上中止および再計上に関する方針

原則として、割賦貸出金および不動産貸出金（オープン・エンド型およびクローズド・エンド型）については、契約期日から90日延滞した場合に未収利息の計上を中止します。ただし、クレジットカードおよびその他の無担保リボルビング・ローンについては、原則として契約期日からの延滞期間が180日までは未収利息を計上します。OCCの指針に従い、規制銀行事業体に対するホーム・エクイティ・ローンは、関連する住宅第1順位抵当が契約期日を90日以上延滞した場合に未収利息非計上として分類されます。さらにOCCの指針に従い、破産法第7章により免責される規制銀行事業体への抵当貸付は、FHAの保証が付された貸出金を除き、未収利息非計上として分類されます。商業市場貸出金は、実績と貸出金全額の回収可能性に関する将来予測の評価に基づき、利息または元本に貸倒懸念があると判断された時点、または利息あるいは元本が契約期日を90日延滞した時点で、現金主義勘定（未収利息非計上）に移し入れられます。

借り手の財政的困難により条件が変更され、猶予が借り手に与えられている貸出金は、条件変更時に未収利息の計上を中止する場合があります。条件変更貸出金の未収利息を再計上する方針は、商品および／または地域ごとに異なります。多くの場合、最低支払回数（1回から6回の範囲）が求められ、それ以外の場合は未収利息を計上する債権に戻されることはありません。規制銀行事業体の場合、条件変更時またはその後の信用評価によって、借り手が条件変更後の条件を満たす能力があることを示しており、借り手が現在営業活動に従事し、合理的な期間にわたって継続的な支払実績がある（最低6ヶ月の支払が継続して行われている）ことを実証した場合、かかる条件変更貸出金は、未払利息計上債権に戻されます。

米国個人向け貸出金では、一般に、条件変更として認められる条件の1つとして、最低回数（通常1回から3回の範囲）の支払を行う必要があります。これにより、貸出金は正常債権に戻されます。ただし、クレジットカードなど、特定のオープン・エンド型個人向け貸出金を正常債権に戻す方針は連邦金融機関検査協議会（以下「FFIEC」といいます。）のガイドラインに準拠しています。FFIECガイドラインの対象となっているオープン・エンド型個人向け貸出金について正常債権に戻す条件の1つは、少なくとも3回連続して最低月次支払額またはそれに相当する額を受領することです。また、FFIECガイドラインでは貸出金を正常債権に戻す回数には制限（通常、12ヶ月に1回および5年間に2回）があります。さらに、連邦住宅局（以下「FHA」といいます。）および退役軍人省（以下「VA」といいます。）の貸出金は、各省庁のガイドラインに準拠する場合のみ条件変更が可能であり、条件変更貸出金を正常債権に戻すために必ずしも支払が求められるわけではありません。

個人向け貸出金の貸倒償却方針

シティの貸倒償却方針は以下の全般的な指針に従っています。

- ・無担保割賦ローンは、契約期日を120日延滞した時点で償却します。
- ・無担保リボルビング・ローンおよびクレジットカード貸出金は、契約期日を180日延滞した時点で償却します。
- ・不動産以外の担保付ローンは、契約期日を120日延滞した時点で担保評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・不動産担保ローンは、契約期日を180日延滞した時点で不動産評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・不動産担保ローンは、貸出金の抵当権を実行しない決定がなされた場合、契約期日を180日延滞する前に償却します。
- ・ノンバンク不動産担保ローンは、貸出金の抵当権を実行しない決定がなされた場合、直近6ヶ月以内に支払がなく契約期日から180日延滞した時点、または契約期日から360日延滞した時点のいずれか早い時点で償却します。
- ・ノンバンク不動産担保ローンで直近6ヶ月以内に支払がなく契約期日から180日延滞、または契約期日から360日延滞したものについては、所有権の譲受、もしくは抵当権行使手続（契約期日から120日延滞した場合に開始しなくてはならない手続）開始時のいずれか早い時点で、不動産評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・ノンバンク無担保個人向けローンは、直近6ヶ月以内に支払がない場合契約期日から180日延滞した時点、または契約期日から360日延滞した時点のいずれか早い時点で償却します。

- ・無担保の破産債権は、破産裁判所による通知から60日以内、もしくはシティの貸倒償却方針で定められた時点のいずれか早い時点で償却します。
- ・OCCの指針に従い、破産法第7章により免責された不動産担保ローンは、FHAの保証が付された貸出金を除き、不動産評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。その他の不動産担保付破産債権は、通知から60日後または契約期日から60日延滞した時点のいずれか遅い時点で不動産評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・破産法第7章により免責されたノンバンク不動産担保ローンは、契約期日から60日延滞した時点で、不動産評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・ノンバンク無担保個人向け破産債権は契約期日から30日延滞した時点で償却します。
- ・商業市場貸出金は、元本が回収不能と判断された場合に評価減します。

法人向け貸出金

法人向け貸出金とは、ICG、またはその割合はかなり小さいもののシティ・ホールディングスが管理している貸出金およびリース債権です。法人向け貸出金は、実績または貸出金の全額回収可能性に関する将来の評価に基づいて、利息または元本の回収に懸念があると判断された場合、あるいは利息または元本の支払が90日延滞した場合は、十分な担保が付されていて回収手続の過程にある場合を除き、減損しているとみなされ、現金主義(未収利息非計上)貸出金として計上されます。減損しているとみなされた法人向け貸出金およびリース債権に係る未収利息は、延滞開始後90日で当期損益勘定に振り戻され、その後は、実際に現金で受け取った金額のみ収益に計上されます。元本の最終的回収可能性に疑義があるときは、その後受領した現金はすべて貸出金に対する投資額の減額に充当されます。

減損した法人向け貸出金およびリース債権は、元本が回収不能とみなされる金額について減額されます。担保の売却以外に利用可能で確実な弁済原資がない場合、減損した有担保貸出金およびリース債権は、原価と担保価値の低い方まで減額されます。現金主義貸出金は、すべての約定元本と利息の弁済が合理的に保証され、かつ契約条件に従って弁済が継続的に履行されている場合、未収利息の計上を再開します。

売却目的保有貸出金

売却目的保有として識別された法人向けおよび個人向け貸出金は、「その他資産」に含まれている売却目的保有貸出金に分類されます。米国におけるプライム抵当貸付業務では、ほぼすべての適格貸出金を売却しています。そのため、米国におけるプライム抵当貸付の適格貸出金は売却目的保有貸出金として分類され、実行時に公正価値オプションを選択していることから公正価値の変動が「その他収益」に計上されます。公正価値オプションが選択されているかかる貸出金を除き、売却目的保有貸出金は低価法で会計処理され、評価減あるいはその後の回収については「その他収益」に計上されます。関連するキャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書において営業活動によるキャッシュ・フローの「売却目的保有貸出金の変動」に分類されます。

貸倒引当金

貸倒引当金は、ポートフォリオに固有の予想損失に対する経営陣の最善の見積りを表しており、これには個別に評価された大口の減損貸出金および不良債権のリストラクチャリングに関連する予想損失が含まれています。引当金の配分は分析目的でのみ行われるものであり、引当金の全額をポートフォリオ全体に内在する固有の予想貸倒損失に利用することができます。貸倒引当金の追加計上は「貸倒引当金繰入額」を費用計上することで行われます。貸倒損失額は貸倒引当金から減額し、以後の回収額は貸倒引当金に加算されます。リストラクチャリングにおいて貸出債権と引き換えに受領した資産は、まず公正価値で計上され、これに係る損益は回収あるいは償却として貸倒引当金繰入額に反映されます。

個人向け貸出金

個人向け貸出金に関しては、条件変更されていない小口で均質の貸出金のポートフォリオの減損は、ASC 450「偶発事象」（従前のSFAS第5号）に従い、種類ごと（住宅抵当、クレジットカードなど）に個別に評価されています。これらの貸出金に対する貸倒引当金は、特定のポートフォリオに固有の予想損失を見積るプロセスを通じて設定されます。このプロセスには、過去の延滞および貸倒実績を現在のポートフォリオの延滞状況に適用する移動分析、ならびに住宅価格の変動および失業率の動向を含む現在および予測される経済状況を反映するその他の分析が含まれています。ASC 450に基づくシティの貸倒引当金では、契約上の元本のみを考慮しています。ただしクレジットカード貸出金については、未収利息に係る損失見積額も含まれています。

経営陣はまた全体的なポートフォリオ指標も考慮しており、その中には過去の貸倒実績、滞留債権、元利金延滞債権および分類債権、貸出金の実行残高および期間の傾向、全体的な与信の質の評価、貸出方針と手続を含む与信プロセス、経済的要素、地理的要素、商品特性およびその他の環境的要素が含まれています。

不良債権のリストラクチャリング（以下「TDR」といいます。）において条件が変更され、減損しているとみなされる小口で均質の貸出金に対して、個別評価引当金が設定されています。借り手の財政的困難により猶予（金利引き下げなど）を与える、2011年1月1日以降に実行された長期条件変更プログラムおよび短期（12ヶ月未満）条件変更はTDRとして計上されます。また、試験的条件修正期間を伴う貸出金は当該期間の開始時にTDRとして計上されます。TDRに対する貸倒引当金は、ASC 310-10-35「債権—事後測定」（従前のSFAS第114号）に従い、必要に応じて、貸出金の当初の約定実効金利で割り引いた予想将来キャッシュ・フローの現在価値、貸出金の流通市場での時価および担保の処分費用控除後の公正価値といったすべての利用可能な証拠を考慮して算定されています。これらの予測キャッシュ・フローでは、条件変更プログラムにおける債務不履行率の仮定が組み込まれています。クレジットカード貸出金の当初の約定実効金利は、条件変更前の金利であり、借り手との当初の契約に基づく金利の引き上げが含まれることがあります。

分類可能な形で管理されている個人向け貸出金である商業市場貸出金に対する評価性引当金は、法人向け貸出金と同じ方法で算定され、その詳細は以下に記載されています。通常、資産固有の構成要素は、ASC 310-10-35に基づき、減損しているとみなされる大口で均質でない貸出金に関して個別に算定されます。分類可能な形で管理されている個人向け貸出金ポートフォリオの残りの部分に対する引当金は、ASC 450に基づき、統計的手法を用いて算定され、その後、経営陣による判断が加えられる場合があります。

法人向け貸出金

法人向けポートフォリオの「貸倒引当金」は、資産固有の要素および統計に基づいた要素で構成されています。減損しているとみなされる大口で均質でない貸出金に関する資産固有の構成要素は、ASC 310-10-35に基づいて個別に算定されます。資産固有の引当金は、割引キャッシュ・フロー、処分費用控除後の担保の価値、または減損した貸出金の観察可能な市場価格が簿価を下回る場合に設定されます。当該引当金は、借り手の財政状態、財源、支払実績、金銭的な義務を負う保証人からの支援の見込み（詳細については以下に記載されています。）、および担保の実現可能価値を基に評価されます。小口の減損貸出金に対する引当金に関する資産固有の要素は、過去の貸倒実績に基づき、貸出金プールに対して算定されます。

残りの貸出金ポートフォリオに対する引当金は、ASC 450に基づき統計的手法を用いて算定され、経営陣の判断が追加されます。統計分析はポートフォリオの規模、残余期間、ならびに貸倒および貸倒時の損失額の確率を反映して個々の与信枠に付された社内リスク格付けにより測定された信用の質を考慮しています。統計分析は、過去の貸倒率および過去の貸倒発生時の損失規模（過去の平均水準および過去の変動を含みます。）を考慮しています。この分析により内在する損失の見積範囲が得られます。その範囲内で、全般的な経済状況、業界および地理的に特有な動向、ならびに社内的要素（ポートフォリオの集中度、社内の信用指標の動向および現在と過去の融資引受基準を含みます。）を含む現在の状況に関する経営陣の定量的および定性的評価により最善の見積りが決定されます。

「貸倒引当金」の資産固有の要素および統計に基づいた要素の両方に対して、経営陣は保証人の支援を組み込む場合があります。保証人の財政状態は、少なくとも年1回更新され見直される正味財産、キャッシュ・フロー計算書および個人または企業の財務諸表に基づいて評価されています。シティは、通常の業務活動の一環として保証契約の履行を求めています。個別の状況において保証の履行を求めるに当たっては、保証人または借り手から十分な協力を得ることが必要となります。この協力が得られることが保証の請求および履行の成功を示唆します。これにより、法的救済のための費用および負担を被ることなく、エクスポージャーを縮小させることができます。保証人の評判およびシティグループに対する協力の意思は保証人との過去の実績およびその市場に対する知識に基づいて評価されます。保証人が履行することに躊躇する、またはできないと考えられる場合、または借り手の協力を得ることができないといった稀なケースでは、シティは法律上の救済を求めますが、保証人に対して法的手段により保証を強制することは不良債権を解消する主要な手段ではなく、ほとんど発生しません。法的手段に関わらず保証人が保証を履行できるような財政状態でない場合、または保証人に履行を求めることと抵当権行使を同時に行うことに法的制限がある場合には、シティは法律上の救済を求めることはありません。保証人の評判は、保証に基づき履行を求めるシティの判断または能力に影響を与えません。

貸倒損失の評価において保証が評価要素となる場合、貸出金の社内リスク格付けに対する調整を通じて保証の要素を加味します。これに基づいて、最終的には「貸倒引当金」の統計に基づいた要素に対する調整が行われます。現在までのところ、減損した商業貸出金または商業不動産貸出金が保証によって評価額を上回る価値で計上されることは稀です。

貸出金に関するシティのモニタリングによって保証人の財政状態が不確実である、または悪化していることが示唆される場合でも、リスク格付けの変更を行ったり、保証人の財政状態の不確実性や悪化による調整を行うことはありません。なぜなら保証人の信用補完が当初から組込まれていないからです。したがって、最終的な保証人の不履行または保証に対する法的執行がないことにより、通常、その時点での貸出金のリスク格付けにさらに重要な調整を行うことはないため、貸倒引当金に重要な影響を与えることはありません。シティが保証契約に基づき履行を求めない場合、貸出金は元利金延滞債権であり、かつ、保証が付されていないものとして貸倒引当金を計上します。

引当金の見積りおよび方針

経営陣は、連結貸借対照表上の実行済貸出金ポートフォリオに内在する予想損失の見積りに関する引当金を貸倒引当金の形で計上しています。これらの引当金は、当社の取締役会の監査委員会が承認した、シティグループの貸倒引当金方針に従って設定されています。シティのチーフ・リスク・オフィサーおよび最高財務責任者は四半期ごとに、該当する業務分野のリスク管理および財務スタッフの代表者とともに貸倒引当金の妥当性を検討しています。該当する業務分野には、社内の信用リスク格付けが付与され、分類可能な形で管理されているポートフォリオ（主に、「インスティテューショナル・クライアント・グループ」および「グローバル個人金融部門」）または借り手の財政的困難により条件が変更され、猶予が与えられた個人向け貸出金を有する業務分野が含まれます。

これらの業務分野の代表者は、以下に記載の定量的および定性的裏付けデータに沿って、実行済および未実行の貸出ポートフォリオに関して推奨される引当金残高を提示します。

事業分野において分類可能な形で管理されるポートフォリオに内在する非均質な元利金延滞エクスポージャーおよび借り手の財政的困難により条件が変更され、猶予が借り手に与えられることにより減損しているとみなされる小口で均質の減損貸出金の見積り予想損失。見積りを決定する際、(i) 予想将来キャッシュ・フローを貸出金の当初の実効金利で割り引いた現在価値、(ii) 借り手の全般的な財政状態、財源および支払実績、(iii) 金銭的な義務を負う保証人からの支援の見込み、または担保の実現可能価値を考慮する場合があります。TDRの貸出金に対する貸倒引当金の算定において、予想キャッシュ・フローの予測の際に、経営陣は過去の再貸倒率、現在の経済環境および修正緩和プログラムを組合せて検討しています。予想将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて減損が測定された場合、現在価値の変動額全額を「貸倒引当金繰入額」に計上しています。

分類可能な形で管理されたポートフォリオに内在する正常債権および僅少額の元利金延滞エクスポージャーに関して統計的に計算された損失。当該計算は、(i) 主要格付機関のリスク格付けに類似した信用リスク格付けに関するシティの社内システムおよび(ii) 1983年から2013年までの貸倒率に関する格付機関の情報を含む貸倒および貸倒損失の過去の実績データ、ならびに1970年代前半からの貸倒発生時の損失の程度に関する社内データに基づいています。このデータは調整される場合があります。かかる調整には、(i) クレジット・サイクルにわたる債務不履行率の変動実績、貸倒貸出金の損失規模の分散実績、およびグローバル・ポートフォリオにおける大口の債務者の集中度を対象として統計的に計算された見積り、ならびに(ii) 現在の環境的要素や与信動向などの特定の既知の項目に対する調整が含まれています。

また、小口で均質の貸出金を含む延滞管理ポートフォリオを有する業務分野を担当しているリスク管理および財務スタッフの双方の代表者は、貸出金の延滞およびポートフォリオの規模の変化を含む主要信用指標、ならびに現在および将来の住宅価格、失業率、抵当権実行期間、売却費用およびGDPを含む経済動向に基づいて推奨される引当金残高を提示します。この手法は、これらのポートフォリオが存在するそれぞれ異なる地理的地域内の個々の商品ごとに個別に適用されます。

この評価プロセスは、多くの見積りおよび判断が必要となります。当該検討において、特に貸倒の頻度、リスク格付け、損失回収率、個々の大口の与信の規模および多様性、ならびに外貨建て債務を有する債務者が当該外貨建て債務を履行するために必要な外貨の調達能力がすべて考慮に入れられます。これらの見積りの変動は、いずれの会計期間においても与信費用に直接影響を及ぼすことがあり、引当金の変動につながる可能性があります。

未実行貸出約定引当金

未実行の貸出約定およびスタンドバイ信用状に関連する予想損失に対する引当金を計算する際にも、貸倒引当金の場合と類似したアプローチを使用しています。この引当金は、貸借対照表の「その他負債」に分類されています。未実行貸出約定に関する貸倒引当金の変動は、「未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額」に計上されています。

抵当貸付サービシング権

抵当貸付サービシング権（以下「MSR」といいます。）は、当該権利を購入した時、あるいは当社が購入もしくは組成を通じて取得した貸出金を売却または証券化して、その貸出金に対するサービシング権を留保した場合に、連結貸借対照表の無形資産に計上されます。抵当貸付サービシング権は公正価値で会計処理され、その価値の変動は当社の連結損益計算書の「その他収益」に計上されています。

当社のMSRに関する詳細は、連結財務諸表注記22に記述されています。

シティグループの住宅抵当貸付—表明および保証

シティによる、米国政府系事業体（以下「GSE」といいます。）および民間投資家に対する住宅抵当貸付の売却ならびにプライベート・ラベルの証券化を通じた売却に関連して、シティは通常、売却する貸出金が、貸出金が買い手により設定された適用ある貸出金審査基準に適合していることや貸出金を保証する担保の有効性といった、一定の要件を満たしていることの表明および保証を行っています。シティが特定の取引において行う具体的な表明および保証は、特に、取引の性質および投資家の要求事項に依拠します。

これらの売却によって、シティは、表明および保証の違反の主張に関する潜在的な請求にさらされています。表明および保証に違反があった場合、シティは識別された瑕疵のある抵当貸付の（原則として未払元本残高に未収利息を加算した金額での）買戻しまたは投資家の損失に対する補償（以下「損失補填」といいます。）を求められることがあります。

シティは、住宅抵当貸付の表明および保証の請求に関する潜在的な買戻しまたは損失補填負債について買戻しに関する引当金を計上しています。2013年度第1四半期より、シティは、プライベート・ラベルの住宅抵当貸付証券化の表明および保証請求を、買戻しに関する引当金の一部ではなく、訴訟引当金の一部としてみなしています。シティのプライベート・ラベルの住宅抵当貸付証券化の潜在的なエクスポージャーの追加情報については、連結財務諸表注記28をご参照ください。したがって、シティの買戻しに関する引当金は、GSEと、これより小さな規模ですがシティモーゲージにおけるシティの個人向け事業を通じて行われる民間投資家に対するホールローンの売却から生じる、表明および保証に係る潜在的な負債について計上されています。

買戻しの場合には、シティはその後の抵当貸付の信用損失を負担し、貸出金は通常、信用損失が発生している貸出金とみなされ、AICPA意見書（以下「SOP」といいます。）03-3「移転により取得した特定の貸付金または負債証券の会計処理」（現在、ASC 310-30「債権—信用損失が発生している貸付金および負債証券」に組み込まれています。）（以下「SOP 03-3」といいます。）に基づき会計処理されます。

信用損失の発生したSOP 03-3貸出金の買戻しにおいて、貸出金の公正価値と買戻し時点の未払元本残高との差額は買戻しに関する引当金の取崩として計上されます。投資家に対する損失補填も、直接引当金から取り崩されます。買戻しに関する引当金は、シティが貸出金を売却したときに見積られており（売却益の調整額として計上され、連結損益計算書の「その他収益」に含まれています。）、四半期ごとに見直されます。見積りの変動は、連結損益計算書の「その他収益」に計上されます。

のれん

「のれん」は、買収金額が、取得した有形資産・無形資産の公正価値を超過した金額を表しています。のれんは毎年減損テストを受けていますが、年次テストと年次テストの間でも事象の発生や状況の変化によって報告単位の公正価値がその簿価を下回るまで下落する可能性が比較的高いと考えられる場合にはテストが行われます。

ASC 350「無形資産—のれんおよびその他」に基づき、当社は、のれんの減損テストの実施が必要かどうかの判断に定性的要素の評価を選択することができます。事象または状況の全体を評価した後に、当社が報告単位の公正価値がその簿価を下回っている可能性が比較的低いと判断した場合、更なる減損テストの必要はありません。しかし、当社が報告単位の公正価値がその簿価を下回っている可能性が比較的高いと判断した場合、当社は、2段階の減損テストのうちの第1段階を実施しなければなりません。

当社には、いずれの報告期間においても任意の報告単位に関する定性的評価を行わず、のれんの減損テストの第1段階に直接進む無条件のオプションがあります。また、事業部門を処分する際には、のれんは処分事業の公正価値の報告単位の公正価値に対する比率に基づいて、処分事業に配分されます。

第1段階では、個々の報告単位の公正価値を、のれんを含む簿価と比較することが要求されます。当該報告単位の公正価値がその簿価を上回っている場合、関連するのれんは減損していないとみなされ、それ以上の分析は不要になります。当該報告単位の簿価がその公正価値を上回っている場合、減損の兆候を示しているとして、テストの第2段階を実施し、当該報告単位に関して減損が認められればその減損の金額を測定します。

必要であれば、第2段階では、減損の兆候のあった報告単位のそれぞれについて、のれんの想定公正価値を計算します。のれんの想定公正価値は、企業結合で認識されるのれんの金額と同様の方法、すなわち、第1段階で決定した報告単位の公正価値が、当該報告単位を取得すると仮定した場合の純資産および識別可能無形資産の公正価値を超過する金額として算定します。当該報告単位に配分されたのれんが、プロフォーマ・ベースの取得原価配分におけるのれんの想定公正価値を上回っている場合は、その超過額が減損損失として計上されます。認識された減損損失は、報告単位に配分されたのれんを超えてはならず、また、その後当該報告単位の公正価値が回復したとしても戻し入れることはできません。

シティののれんの減損テストに関する追加情報については、連結財務諸表注記17をご参照ください。

無形資産

「無形資産」には、コア預金無形資産、将来利益の現在価値、購入したクレジットカード取引関係、その他の顧客関係およびその他の無形資産（ただし、MSRを除きます。）が含まれ、それらの見積耐用年数にわたって償却を行います。その耐用年数が確定できない無形資産（主に特定の資産運用契約と商標権）については償却せず、毎年減損テストが実施されます。耐用年数が確定できない無形資産の簿価がその公正価値を上回っている場合は、減損が存在しています。償却対象のその他の無形資産については、簿価が回収不能で、かつ簿価が無形資産の公正価値を上回っている場合に減損を認識します。

のれんの減損分析と同様に、耐用年数が確定できない無形資産について年次の減損分析を実施する際に、シティは定性的評価を行わないことを任意に選択できますが、実際、行わないことを選択し、代わりに定量的分析を実施しています。

その他資産およびその他負債

「その他資産」には、特に売却目的保有貸出金、繰延税金資産、持分法適用投資、未収利息および手数料、建物および設備（購入したソフトウェアや開発したソフトウェアを含みます。）、抵当権実行済み資産、ならびにその他の債権が含まれています。「その他負債」には、特に未払費用およびその他の債務、繰延税金負債、ならびに訴訟、税金、未実行貸出約定、事業再構築およびその他の案件に関する引当金が含まれています。

その他保有不動産および抵当権実行済み資産

抵当権実行または再占有によって受け取った不動産またはその他の資産は、通常、売却費用とその後の公正価値の下落に対する評価引当金を控除した正味金額で、「その他資産」に計上されます。

証券化

当社は主にクレジットカード債権および抵当貸付の証券化を行っています。他のタイプの証券化資産には、負債金融商品（現金および合成型）が含まれています。

証券化に関しては、2つの重要な会計上の判断が必要になります。シティはまず、証券化事業体が連結対象であるかどうかを判断します。次に、当該事業体への金融資産の譲渡がGAAPのもとで売却とみなされるかどうかを判断します。証券化事業体がVIEであり、当社がその主たる受益者である場合には、そのVIEを連結対象としています（上記の「変動持分事業体」の項のとおり。）。シティグループが参加しているその他のすべての証券化事業体のうち、VIEではないと判断されたものについては、特定のパートナーシップ構造の解任権および清算権を考慮し、その事業体の議決権を支配しているいずれかの当事者によって連結が行われます。シティグループが支配している証券化事業体だけが連結対象となります。

証券化し売却した資産に対する持分を、劣後またはシニア・インタレスト・オンリー・ストリップ、劣後トランシェ、スプレッド勘定およびサービシング権の形式で留保することがあります。クレジットカード債権の証券化において、当社は、証券化以外の方法で信託に譲渡したクレジットカード債権に対する売り手の持分を留保しています。クレジットカード信託を含む連結対象の証券化事業体の場合、これらの留保持分はシティの連結貸借対照表に計上されません。証券化された貸出金は引き続き貸借対照表に計上されます。シティグループによって売却された、または連結対象外の信託を通じて証券化された個人向け貸出金はほぼすべて、米国におけるプライム住宅抵当貸出金です。連結対象外の抵当貸付証券化信託は「トレーディング勘定資産」として分類されますが、MSRはシティグループの連結貸借対照表上の「抵当貸付サービシング権」に含まれます。

債務

「短期借入金」および「長期債務」は、償却原価で会計処理されています。ただし、当社が特定の仕組債を含む負債証券を公正価値で計上することを選択している場合、または当該債務が公正価値ヘッジ関係にある場合を除きます。

金融資産の譲渡

金融資産の譲渡が売却とみなされるためには、(i)当社の破産あるいはその他の状況により、当社の財産が管財人等の管理下におかれる場合でも、譲渡した金融資産が当社から法的に隔離されていること、(ii)購入者が譲渡資産を担保として差し入れるまたは売却する権利を有しているか、購入者がその唯一の目的が受益持分の発行を通じた証券化およびアセット・バックによる資金調達活動である事業体であり、その事業体が受領した資産を担保に供することを制約される場合には、受益持分保有者はその受益持分を売却するまたは担保として差し入れる権利を有していること、および(iii)当社が当該資産を再取得する権利または義務を有していないことが必要です。

これらの売却要件が満たされた場合、当社の連結貸借対照表における当該金融資産の認識が中止されます。売却要件を満たさない場合は、その譲渡は有担保借入とみなされ、当該資産は当社の連結貸借対照表に引き続き計上されて、売却代金は、当社の負債として認識されます。複雑な取引、または当社が譲渡資産あるいは証券化事業体に継続的に関与している場合は、通常は売却に関する弁護士の意見書を入手します。譲渡が売却の会計処理の要件を満たすために、このような意見書には、その資産譲渡が売却とみなされるものであり、譲渡された資産は当社が破産した場合でも当社のその他資産とは統合されないことが記載されていなければなりません。

金融資産の一部譲渡が売却とみなされるためには、譲渡部分が参加持分の定義を満たさなければなりません。参加持分は金融資産全体に対する比例持分を示す必要があり、すべてのキャッシュ・フローは同じ支払順位で比例割合に応じて分配される必要があり、その他の参加持分保有者の持分に劣後する譲渡資産の参加持分があってはならず、すべての参加持分保有者が同意しない限り、いかなる当事者も金融資産全体を担保に差し入れる権利または交換する権利を有してはなりません。これらの要件を満たさない場合には、当該譲渡は有担保借入として会計処理されます。

詳細については連結財務諸表注記22をご参照ください。

リスク管理活動 — ヘッジ目的で利用されるデリバティブ

当社はトレーディング活動以外での市場金利の変動に対するエクスポージャーを管理するため、資産および負債の構成を直接変更したり、金利スワップ、金利先物、金利先渡契約やオプション購入を含むデリバティブ商品および外国為替契約を利用することで間接的に変更しています。これらのエンドユーザーとして使用しているデリバティブ契約は、「その他資産」、「その他負債」、「トレーディング勘定資産」あるいは「トレーディング勘定負債」に公正価値で計上されています。

（ヘッジ会計が要求されない経済的ヘッジではなく）ヘッジ会計基準に基づくヘッジとしての要件を満たすためには、デリバティブはヘッジ対象として指定されたリスクを極めて効果的に相殺できなければなりません。また、ヘッジ関係については、取引開始時に正式に文書化され、特定のリスク管理目的とヘッジ戦略が詳細に記載されていなければなりません。そこにはヘッジ対象となる項目およびリスク、使用するデリバティブ、ならびにその有効性の評価方法と非有効部分の測定方法が含まれます。このようなヘッジ関係の有効性は、通常、相関関係を定量的に測定することにより、遡及的および非遡及的に評価され、測定された非有効部分は当期の損益として認識されます。

ヘッジ関係の有効性が高くなく、ヘッジ取引としての要件を満たさなくなった場合、ヘッジ会計は適用されないことがあります。デリバティブに帰属する損益およびその後の公正価値の変動は「その他収益」または「自己勘定取引」に計上され、トレーディング目的で利用されるデリバティブと同様にヘッジ対象に対する相殺は行われません。

前述の基準は、各種の制限と統制活動のもとで、市場リスクの管理単位ごとに適用されます。対象となる資産、負債、あるいは予定取引は、個別項目の場合も類似項目のポートフォリオの場合もあります。

公正価値ヘッジでは、デリバティブが資産・負債の公正価値をヘッジしますが、デリバティブの公正価値の変動は、ヘッジされるリスクに関連するヘッジ対象の公正価値の変動とともに「その他収益」に反映されます。これらの金額は、互いに相殺されることを想定しており、通常は相殺されています。その差額はヘッジの非有効部分を示しており、当期損益に反映されます。シティグループの公正価値ヘッジは、主に固定金利の長期債務および売却可能有価証券をヘッジするものです。

キャッシュ・フロー・ヘッジでは、変動金利資産および固定金利資産、負債あるいは予定取引に関連するキャッシュ・フローの変動をデリバティブによりヘッジしますが、その会計処理はヘッジの有効性によって異なります。これらのデリバティブがヘッジ対象キャッシュ・フローの変動を相殺するのに有効である部分については、デリバティブの公正価値の変動のうち有効部分は当期損益に含めず、「その他包括利益（損失）累計額」に計上されます。これらの公正価値の変動は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を与える将来の期間において損益に計上されます。これらのデリバティブの非有効部分については、その公正価値の変動は直ちに「その他収益」に計上されます。シティグループのキャッシュ・フロー・ヘッジは、主に変動利付債務ならびに貸出金および売戻条件付買入有価証券を含む変動利付資産、ならびに短期固定利付負債および変動利付負債の借換え、ならびに発行予定の債権をヘッジするものです。

純投資ヘッジは、デリバティブにより海外事業の純投資の外貨エクスポージャーをヘッジするものですが、その会計処理はキャッシュ・フロー・ヘッジと同様にヘッジの有効性により異なります。デリバティブの公正価値の変動のうち有効部分は、予約プレミアムあるいはディスカウントを含め、「その他包括利益（損失）累計額」に外貨換算調整勘定の一部として計上されます。

ヘッジ関係が終了、またはヘッジ指定が中止されたこれらのヘッジ関係については、前述のヘッジ会計の適用が中止されます。その代わりに、エンドユーザー・デリバティブは、解約されるか、あるいはトレーディング勘定に移されます。公正価値ヘッジについては、ヘッジ対象に係る公正価値の変動は、資産あるいは負債残高の一部としてそのまま計上され、最終的には利回りの要素の一部として計上されます。キャッシュ・フロー・ヘッジについては、エンドユーザー・デリバティブに係る公正価値の変動が「その他包括利益（損失）累計額」に引き続き計上され、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を与える将来の期間の損益に計上されます。ただし、ヘッジされた予定取引が発生しない可能性が高くなった場合、「その他包括利益（損失）累計額」の残高は直ちに「その他収益」に計上されます。

ヘッジ会計の要件を満たすヘッジとしてではなく、経済的ヘッジとして利用しているエンドユーザー・デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は「自己勘定取引」あるいは「その他収益」に計上されます。シティグループは、ヘッジ会計の要件を満たすことがあまりにも複雑あるいは事務上の負担が多すぎる場合には、経済的ヘッジを利用します。例として、商業貸出金や貸出約定の与信リスク部分のヘッジが挙げられます。シティグループは、他の分野でのヘッジ戦略を定期的に評価し、関連する費用対効果を検討した上で適格ヘッジか経済的ヘッジかのいずれかに指定することがあります。経済的ヘッジは、売却目的の1戸から4戸の家族用住宅ローンに関する契約債務およびMSRのヘッジのように、ヘッジ対象自体が損益を通じて時価評価されている場合にも利用されます。当社のヘッジおよびデリバティブ活動の詳細については、連結財務諸表注記23をご参照ください。

従業員福利費

従業員福利費には、年金制度およびその他の退職後給付制度に関して（発生主義により認識する）当期の勤務費用、その他の従業員福利制度に基づく拠出金および非制限報奨費用、制限株式報奨費用の償却費、およびその他の従業員福利費を含んでいます。最も重要な年金および退職後給付制度（以下「重要な制度」といいます。）について、シティグループは、制度債務、制度資産および制度期間費用を年次ではなく四半期ごとに測定し、開示しています。重要な制度の債務および資産を四半期ベースで制度の数理上の仮定を更新することにより再測定した影響は、「その他の包括利益（損失）累計額」および制度期間費用に反映されます。その他のすべての制度は毎年再測定されます。連結財務諸表注記8をご参照ください。

株式に基づく報酬

当社は必要な勤務期間にわたり、ストック・オプションに関する報酬費用を、通常、付与日における公正価値に基づいて測定し、当該公正価値から予想される失効分を控除した金額を認識しています。特定の年齢および勤続年数の要件を満たす従業員（退職適格従業員）に対して付与された報奨に関連する報酬費用は、現金インセンティブ報酬の未払計上と同じ方法で付与日の前年度に未払計上しています。業績条件または一定のクローバック条項が付された特定の株式報奨には価格変動会計が適用されます。これに従い、関連する報酬費用はシティグループの株価の変動に応じて変動します。連結財務諸表注記7をご参照ください。

法人税等

当社には、米国、各州および地方自治体の法人税法、ならびに当社が業務を行っている海外管轄区域における法人税法が適用されます。これらの税法は複雑であり、納税者と関連する税務当局によって異なる法解釈が行われることがあります。未払法人税を設定する場合、当社はこれらの本質的に複雑な税法の適用に関して判断と解釈を行わなければなりません。さらに当社は、将来において特定項目が国内外を問わず様々な税法域において課税所得に影響を及ぼす時期について見積りを行わなければなりません。

税法の解釈に係る議論については、様々な税法域の裁判制度による再審理と裁決の対象となったり、税務調査または監査時に税務当局との間で和解したりすることがあります。当社は、法人税等に係る利息および課徴金を「法人税等」の構成部分として処理しています。

繰延税金は、現行の税法および税率に基づき、財務諸表上あるいは税務申告書上に認識された事象の将来の税効果に対して計上されています。繰延税金資産は、実現が見込まれるとの経営陣の判断に基づき認識されています。FASB解釈指針第48号「法人税の申告が確定していない状況における会計処理」（以下「FIN第48号」といいます。）（現在はASC 740「法人税」に組み込まれています。）は、法人税の申告が確定していない状況において維持すべき未払法人税の適正水準を決定するための一貫した枠組みについて規定しています。当該解釈指針が採用している2段階のアプローチでは、申告内容が認められる可能性が50%超である場合に税務便益が認識されます。そして、金額は50%超の可能性で実現する税務便益の最大額で測定されます。ASC 740は事業体の未払法人税の透明性を高めるために開示規定も定めています。

当社の法人税等、ならびに関連する税金資産および負債に関する詳細については、連結財務諸表注記9をご参照ください。

手数料、引受けおよび自己勘定取引

手数料収益は、稼得時に利益に認識されます。引受収益は通常、取引クロージング時に利益に認識されます。自己勘定取引収益は、約定日基準で利益に認識されます。当社の役務収益および手数料に関する収益認識方針については連結財務諸表注記5を、自己勘定取引収益の詳細については連結財務諸表注記6をご参照ください。

1株当たり利益

1株当たり利益（以下「EPS」といいます。）は、優先株式配当控除後で計算されています。当社は、参加証券とみなされる配当請求権付の制限株式報奨および繰延株式報奨を付与しており、参加証券は普通株式以外の区分と類似しています。したがって、シティグループの利益の一部はEPS算定においてこれらの参加証券に配分されています。

基本1株当たり利益は、配当および未分配利益を参加証券に配分した後の普通株式に対応する利益を当該期間の加重平均普通株式数で除して計算されています。希薄化後1株当たり利益は、普通株式を発行する有価証券あるいはその他の契約が行使された場合に起こる潜在的希薄化を反映しています。当該計算には、一部の利益を参加証券に配分した後の利益が使用されており、当社のストック・オプションおよびワラント、ならびに転換社債の加重平均希薄化効果が考慮されています。

見積りの利用

経営陣には、連結財務諸表および関連する連結財務諸表注記に影響を与える見積りと仮定を行うことが求められています。特定の公正価値による測定に関して、このような見積りが利用されます。公正価値の決定に利用した見積りに関する詳細については、連結財務諸表注記25をご参照ください。さらに、一時的でない減損、のれんおよびその他の無形資産の減損、信用関連エクスポージャーから生じる可能性のある潜在的損失、および訴訟や法的手続に関連する見積可能な予想損失に対する引当金の金額を決定する際、ならびに未払法人税の金額を決定する際にも重要な見積りが行われています。ただし、経営陣による最善の判断にかかわらず、実際の金額または結果はこれらの見積りと異なることがあります。現在の市況においては、これらの見積りにおける判断上のリスクおよび複雑さが増加しています。

キャッシュ・フロー

現金同等物は、「現金および銀行預け金」に含まれる金額として定義されています。リスク管理活動からのキャッシュ・フローは、関連する資産および負債と同じ区分に分類されています。

関連当事者間取引

当社は、特定の子会社および関連会社との間で関連当事者間取引を行っています。これらの取引は主に短期的なもので、現金勘定、有担保金融取引、証拠金取引勘定、デリバティブ取引、業務支援報酬、ならびに資金の借入および貸出を含み、通常の業務において行われています。

会計方針の変更

税額控除のパートナーシップに対する投資の会計処理

2014年1月に、FASBはASU第2014-01号「投資—持分法と共同支配企業（トピック323）：適格低所得者向け住宅プロジェクトに対する投資の会計処理」を公表しました。移行調整があれば、最も早い表示期間の利益剰余金に対する調整として反映されます（遡及適用）。

当該ASUは、シティの低所得者向け住宅税額控除（以下「LIHTC」といいます。）パートナーシップ持分のポートフォリオに適用されます。当該新基準は、新たな代替的方法である比例的な償却方法の適用を選択することができる投資の範囲を広げています。この方法では、投資の取得原価は税額控除またはその他の税務上の便益の受領額に比例して税金費用まで償却されます。シティは、シティのLIHTCポートフォリオ全体について、当該ASUに基づく比例的な償却方法を選択する資格を有しています。これらの投資は従前、持分法で会計処理されており、その結果生じる損失（投資の償却による損失）は「その他収益」に認識され、税額控除および税務上の便益は「法人税等」の項目に認識されています。その一方で、比例的な償却方法では、投資の償却費と税額控除／税務上の便益の受領額は「法人税等」の1項目に合算されます。

シティは2015年度第1四半期にASU第2014-01号を適用しました。このASUの適用により、2015年度第1四半期に、「利益剰余金」が約349百万ドル、「その他資産」が約178百万ドル、および繰延税金資産が約171百万ドルそれぞれ減少しました。

業績目標を伴う株式報酬の会計処理

2014年6月に、財務会計基準審議会（以下「FASB」といいます。）は会計基準アップデート（以下「ASU」といいます。）第2014-12号「報奨の条件として勤務条件期間後に達成される可能性がある業績目標を定めた株式報酬の会計処理」（FASB発生問題専門委員会合意事項）を公表しました。当該ASUは、この会計処理が当該報奨に関連した従業員の勤務期間が終了した後にのみその成果が確認される業績目標を含む株式報奨に適用されることを規定しています。シティは、当該ASUを2014年度第3四半期から適用することを選択しました。このASUの適用による重要な影響はありませんでした。

非継続事業および重要な処分

2014年4月に、FASBはASU第2014-08号「財務諸表の表示（トピック810）および有形固定資産（トピック360）：非継続事業の報告および企業の構成要素の処分に関する開示」（以下「ASU第2014-08号」といいます。）を公表しました。ASU第2014-08号は、非継続事業の報告に関する基準を変更する一方で開示を拡充するものです。このASUでは、主要な営業地域、主要な事業分野または主要な持分法投資の処分といった、企業の事業および財務成績に大きな影響を与える戦略的な転換に該当する処分のみ、非継続事業として表示することができます。さらに、当該ASUは、非継続事業の資産、負債、収益および費用に関する情報をより多く提供するように、非継続事業に関する開示を拡充するよう要求しています。

当社は、2014年度第2四半期において、2014年4月1日以降に発生した企業の構成要素における全ての処分（または売却目的保有への分類）について、当該ASUを将来に向けて早期適用しました。このASUの適用の結果、非継続事業としての報告要件を満たす処分は少なくなる見込みですが、非継続事業としての報告要件を満たさない組織の重要部分の処分に帰属する税引前利益の開示が要求されます。このASUの適用による重要な影響はありませんでした。

特定の海外子会社の認識中止時における累積為替換算調整の会計処理

2013年3月に、FASBはASU第2013-05号「外貨関連事項（トピック830）：在外事業体内の特定の子会社もしくは資産グループ、または在外事業体に対する投資の認識中止時における累積為替換算調整額に対する親会社の会計処理（FASB発生問題専門委員会合意事項）」を公表しました。このASUは、親会社が在外事業体に対する投資の一部または全部を売却するか、もしくは在外事業体の非営利活動または事業の範囲内である子会社または資産グループに対する支配的財務持分を保有しなくなった場合の為替換算調整額（以下「CTA」といいます。）の会計処理を明確にするものです。当該ASUは、在外事業体が売却されるまで、または完全にあるいは実質的に清算されるまで、CTAを持分に含めるよう要求しています。

このASUはシティでは2014年1月1日に発効し、将来に向けて適用されました。このASUで定められている会計処理はシティの従来の実務と一致しているため、このASUの適用はシティに影響を与えませんでした。

破産法第7章に係るOCCの指針

2012年度第3四半期において、米国通貨監督局（以下「OCC」といいます。）は、米国破産法第7章（以下「破産法第7章」といいます。）に基づく破産手続を通じて免責された抵当貸付の会計処理に係る指針を公表しました。このOCCの指針に従い、これらの免責された貸出金は不良債権のリストラクチャリング（以下「TDR」といいます。）として会計処理されています。これらのTDRは、FHAの保証が付された貸出金を除き、担保価値から売却費用を控除した金額まで評価減されます。FHAの保証が付された貸出金は、割引キャッシュ・フロー・モデルに基づき留保されています。この指針の導入により、シティグループは2012年度第3四半期に635百万ドルの貸倒償却額を追加計上しましたが、この大半は正常債権の貸出金に関連するものでした。これらの貸倒償却額のほとんどは、関連する貸倒引当金の戻入れ約600百万ドルによって相殺されたため、税引前利益の正味減少額は35百万ドルでした。2012年度第4四半期において、シティグループは、このOCCの指針による影響の最終決定に関連して貸倒償却額に対する利益約40百万ドルを計上しました。また、このOCCの指針により、2012年度第3四半期においてTDRが17億ドル増加し、未収利息非計上の貸出金が15億ドル増加しました（このうち、13億ドルは正常債権の貸出金でした。）。

公正価値測定

2011年5月、FASBはASU第2011-04号「公正価値測定（トピック820）：米国GAAPとIFRSにおける共通の公正価値測定および開示要件実現に向けての改訂」を公表しました。当該ASUは、GAAPとIFRSにおける公正価値の共通の定義を設定し、測定および開示要件を一致させています。当該基準は、特に公正価値階層でレベル3に分類される公正価値で評価された金融商品に関して、定性的性質と定量的性質の両方について重要な追加開示を要求しています。さらに、当該ASUは、ポートフォリオ・ベースによる公正価値測定が適切となるタイミングについてのガイダンスを提供し、当社のポジションの規模が調整の性格を有する場合の評価調整の禁止をレベル1から公正価値階層のすべてのレベルにまで拡大しています。

当該ASUは、2012年1月1日からシティグループに適用されています。当社のポジションの規模が調整の性格を有する場合の評価調整の禁止を導入したことにより、当社は、2012年度第1四半期に引当金を約125百万ドル戻入れ、税引前利益が増加しました。

繰延税金獲得費用

2010年10月に、FASBはASU第2010-26号「金融サービス—保険（トピック944）：保険契約の獲得または更新に関連する費用の会計処理」を公表しました。当該ASUは、一般に繰延獲得費用（以下「DAC」といいます。）と言われる、新規または更新保険契約の獲得において発生した特定費用の繰延とその後の償却を求める保険会社向けの指針を修正するものです。この新たな指針は、DACを保険契約の獲得に直接関連する費用に限定しており、その他の獲得関連費用は発生時に費用計上しなければなりません。従来の指針では、DACは、保険契約の獲得によって異なり、かつ、主としてこれに関連する費用で構成されていました。

当該ASUは、2012年1月1日からシティグループに遡及的に適用されました。当該ASUの導入により、2012年度第1四半期において、DACは約165百万ドル減少し、58百万ドルの繰延税金資産が計上され、期首の利益剰余金が107百万ドル相殺されました（税引後）。

抵当権実行時における特定の政府保証付き不動産抵当ローンの分類

2014年8月に、FASBはASU第2014-14号「債権—債権者による不良債権のリストラクチャリング（サブトピック310-40）：抵当権実行時における特定の政府保証付き不動産抵当ローンの分類」を公表しました。当該基準は、以下の条件が満たされた場合に、抵当権実行時に、不動産抵当ローンの認識を中止し別個のその他債権を認識することを要求しています。すなわち、(i) 抵当権実行前にローンから分離できない政府保証がローンに付されている場合、(ii) 抵当権実行時に、債権者が保証人に不動産を譲渡する意図があり、その保証に対して請求を行っており、かつ債権者にその請求に基づき回収する能力がある場合、および(iii) 抵当権実行時に、不動産の公正価値に基づき請求額が決定された場合です。抵当権実行時に別個のその他債権は、保証人からの回収が見込まれるローン残高（元本および利息）に基づき測定されます。

シティは、このASUを2014年度第4四半期に修正遡及ベースで早期適用し、その結果、約130百万ドルの抵当権実行資産をその他の保有不動産から「その他の資産」に含まれる別のその他債権に組替えました。修正遡及アプローチの適用を考慮し、過年度は修正再表示されていません。

将来適用される会計基準

収益認識

2014年5月に、FASBはASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」を公表しました。当該基準では、約定済みの商品またはサービスを顧客に移転する権利を有すると予想される金額を収益認識することが企業に求められています。2017年1月1日からこのASUが適用されることにより、GAAPにおける収益認識に関する既存の指針のほとんどが置き換わることとなります。早期適用は認められていません。当該基準は、遡及的または累積的影響額による移行時処理のいずれかを使用することが認められています。当社は、ASU第2014-09号が当社の連結財務諸表および関連する開示に与える影響の評価を行っています。当社は移行時処理の選択ならびに当該基準が財務諸表に与える影響についての判断のいずれも行っていない。

満期買戻取引の会計処理

2014年6月に、FASBはASU第2014-11号「譲渡およびサービス業務（トピック860）：満期買戻取引、リパーチェス・ファイナンスおよび開示」を公表しました。当該ASUは、満期買戻取引および関連するリパーチェス・ファイナンスの会計処理を担保付借入金の会計処理に変更するものであり、他の買戻契約の会計処理と整合しています。当該ASUはまた、買戻契約と経済的に類似する取引において売却として会計処理された譲渡、ならびに買戻契約および担保付借入金として会計処理された類似取引において差し入れられた担保の種類についての開示を求めています。当該ASUの規定は、2015年度第1四半期からシティに適用されていますが、担保の開示については、2015年度第2四半期から適用されます。このASUの適用による影響額は、適用を開始した期間の期首現在の利益剰余金に対する累積的影響額の調整として反映することが求められています。このASUの適用による当社財務諸表への重要な影響はありませんでした。

連結された債務担保事業体の金融資産および金融負債の測定

2014年8月に、FASBはASU第2014-13号「連結（トピック810）：連結された債務担保事業体の金融資産および金融負債の測定」を公表しました。当該基準は、連結された債務担保事業体（以下「CFE」といいます。）の金融資産および金融負債の公正価値測定に関して2つの代替的方法を規定しています。この選択は、ASUの適用範囲の対象となる各CFEについて個別に行われます。1つ目の方法は、ASCトピック820「公正価値測定および開示」を用いて金融資産および金融負債の公正価値を測定することを要求しており、金融資産および金融負債の公正価値との差額があればCFEに帰属し、連結損益計算書の損益に反映されます。代替的な方法は、金融資産または金融負債のより観測可能な公正価値を用いてこれら資産および負債の両方を測定することを要求しています。この代替的な方法は、親会社が保有するCFEの受益持分の帳簿価額（サービスに対する報酬に相当するものを含みます。）、および一時的に保有する非金融資産の帳簿価額も考慮することになります。このASUは、2016年度第1四半期からシティに適用され、当社への影響は重要ではないと予想されています。

デリバティブの会計処理：複合金融商品

2014年11月に、FASBはASU第2014-16号「デリバティブおよびヘッジ（トピック815）：株式の形式で発行された複合金融商品に含まれる主契約が負債と資本のいずれにより類似しているかの判断」を公表しました。当該ASUは、主契約の性質が負債と資本のいずれにより類似しているかを判定するため、株式の形式で発行された複合金融商品全体（組込デリバティブを含みます。）の経済的特性およびリスクを評価するよう事業体に求めています。さらに、当該ASUは、単一の条件や特徴では、必ずしも主契約の経済的特性およびリスクを判断できないことを明確にしており、それゆえに事業体は、関連するすべての条件や特徴の評価を基に判断を行う必要があります。

このASUは、2016年度第1四半期からシティに適用され、早期適用が認められています。シティは、初度適用による影響額を2016年1月1日現在の利益剰余金に対する累積的影響額の修正として報告するか、当該指針を過年度の全期間に遡及適用するかを選択できます。このASUの適用によるシティへの影響は重要ではないと予想されています。

金融商品の会計処理－信用損失

2012年12月に、FASBはASU案「金融商品－信用損失」を公表しました。このASU案（以下「公開草案」といいます。）は、ステークホルダーが当該案をレビューしてFASBに意見を寄せることができるよう、パブリック・コメントの募集のために公表されたものであり、最終的なASUが公表されるまで、会計指針を規定するものではありません。

この公開草案には、金融機関およびその他の機関が保有する貸出金、有価証券およびその他の金融資産に係る予想信用損失に関する財務報告を改善する目的でFASBが策定した指針案が含まれています。また、公開草案は、信用損失をより早期に認識し、かつ、信用リスクに関する透明性をさらに高めることを意図した新たな会計モデルを提案しています。

FASBのモデル案では、金融資産の組成または取得時において貸出金、満期保有目的有価証券およびその他の受取債権に係る信用損失の認識に、「予想信用損失」の測定目標を用いることになります。当該信用損失は、予想信用損失の変動に応じて各期に調整されます。公正価値が取得原価を下回っている売却可能有価証券については、減損は信用損失引当金として減損が認識され、信用の変化に応じて各期に調整されることになります。これは、一般的に損失が認識前に「発生する」ことを求める従来のGAAPにおける複数の減損モデルに置き換わることとなります。

FASBのモデル案は、従来のGAAPから大きく異なるため、当社の金融商品の会計処理に重要な変更が生じる可能性があります。FASBの最終的なASUが当社の財務諸表に与える影響の評価は、当該ASUの公表後に実施する予定です。公開草案に発効日の提案は含まれておらず、これは最終的なASUの公表時に記載されと考えられます。

連結

2015年2月に、FASBはASU第2015-02号「連結（トピック第810号）：連結の分析に対する修正」を公表しました。当該ASUは、リミテッド・パートナーシップ、有限責任会社および証券化構造などの法的主体に係る連結指針の特定分野を改善することを目的とするものです。当該ASUにより、連結モデルの数が減少することになります。当該ASUは2016年1月1日より適用され、期中期間での適用を含め、早期適用が認められています。当社は、ASU第2015-02号が当社の連結財務諸表に与える影響の評価を行っています。

2. 非継続事業および重要な処分

非継続事業

以下の「非継続事業」は「本社事項、本社業務／その他」セグメントに計上されています。

ブラジルにおけるクレディカード事業の売却

2013年12月20日に、シティは、ブラジルにおけるシティバンクブランドではないカードおよび消費者金融事業（以下「クレディカード」といいます。）を約12.4億ドルで売却しました。この売却により、税引前で206百万ドル（税引後では325百万ドル）の利益が生じました。2014年度第4四半期において、処分に関連する特定の偶発債務が解消され、「非継続事業からの利益（損失）」に計上されています。クレディカードは、表示されている全期間において「非継続事業」として計上されています。クレディカードに関する「非継続事業」の要約財務情報は以下のとおりです。

（単位：百万ドル）

	2014年	2013年	2012年
支払利息控除後収益合計 ⁽¹⁾	\$ 69	\$ 1,012	\$ 1,045
非継続事業からの利益（損失）	\$ 63	\$ (48)	\$ 110
売却益	—	206	—
法人税等（便益）	11	(138)	19
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	\$ 52	\$ 296	\$ 91

(1) 収益合計は該当ある場合、売却損益を含みます。

非継続事業からのキャッシュ・フロー

（単位：百万ドル）

	2014年	2013年	2012年
営業活動から生じたキャッシュ・フロー	\$ —	\$ 197	\$ (205)
投資活動から生じたキャッシュ・フロー	—	(207)	195
財務活動から生じたキャッシュ・フロー	—	—	16
非継続事業から生じた正味資金	\$ —	\$ (10)	\$ 6

シティ・キャピタル・アドバイザーズ事業の一部売却

2012年度第3四半期に、シティは、シティ・キャピタル・アドバイザーズ（以下「CCA」といいます。）における流動性戦略事業の事業分離に移行するための正式な契約を締結しました。当該売却は2013年度における2件の個別取引に基づいて生じ、2つの別個の管理会社が生まれました。1件目の取引は2013年2月に完了し、シティグループは当該管理会社に対する24.9%の受動的な株式持分を留保しました（当該持分はシティの「インスティテューショナル・クライアント・グループ」セグメントで保有されています。）。2件目の取引は2013年8月に完了しました。CCAは、表示されている全期間において「非継続事業」として計上されています。

CCAに関連した事業の「非継続事業」の要約財務情報は以下のとおりです。

（単位：百万ドル）	2014年	2013年	2012年
支払利息控除後収益合計 ⁽¹⁾	\$ —	\$ 74	\$ 60
非継続事業からの利益（損失）	\$ (7)	\$ (158)	\$ (123)
売却益	—	62	—
法人税等（便益）	(3)	(30)	(44)
非継続事業からの損失（税引後）	\$ (4)	\$ (66)	\$ (79)

(1) 収益合計は該当ある場合、売却損益を含みます。

非継続事業からのキャッシュ・フロー

（単位：百万ドル）	2014年	2013年	2012年
営業活動から生じたキャッシュ・フロー	\$ —	\$ (43)	\$ (4)
投資活動から生じたキャッシュ・フロー	—	—	4
財務活動から生じたキャッシュ・フロー	—	43	—
非継続事業から生じた正味資金	\$ —	\$ —	\$ —

エッグ・バンキング・ピーエルシー・クレジットカード事業の売却

2011年4月に、シティは、エッグ・バンキング・ピーエルシー（以下「エッグ」といいます。）のクレジットカード事業の売却を完了しました。エッグに関連した事業の「非継続事業」の要約財務情報は、以下のとおりです。

（単位：百万ドル）	2014年	2013年	2012年
支払利息控除後収益合計 ⁽¹⁾	\$ 5	\$ —	\$ 1
非継続事業からの利益（損失）	\$ (46)	\$ (62)	\$ (96)
売却（損）益	—	—	(1)
法人税等（便益）	(16)	(22)	(34)
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	\$ (30)	\$ (40)	\$ (63)

(1) 収益合計は該当ある場合、売却損益を含みます。

エッグに関連した「非継続事業」からのキャッシュ・フローは、表示されている全期間において重要ではありませんでした。

シティのドイツにおける消費税納税グループの調査

シティは2007年にドイツのリテール・バンキング事業を売却し、「非継続事業」として計上しました。2013年度第3四半期において、ドイツの税務当局は、シティのドイツにおける消費税納税グループの2005年度から2008年度に関する調査を完了しました。調査の決定により、2013年度第3四半期に税引前の便益27百万ドルおよび税務上の便益57百万ドル（純利益合計85百万ドル）が生じ、この全額が「非継続事業」に含まれています。2014年度において、ドイツのリテール・バンキング事業に関連する残余費用により、税金費用20百万ドルが生じました。

非継続事業に関する結合業績

クレジットカード、CCA、エッグおよびシティが引き続き売却に伴う最低残余費用を負担している過年度の「非継続事業」に関する要約財務情報は以下のとおりです。

（単位：百万ドル）

	2014年	2013年	2012年
支払利息控除後収益合計 ⁽¹⁾	\$ 74	\$ 1,086	\$ 1,106
非継続事業からの利益（損失）	\$ 10	\$ (242)	\$ (109)
売却益	—	268	(1)
法人税等（便益）	12	(244)	(52)
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	\$ (2)	\$ 270	\$ (58)

(1) 収益合計は該当ある場合、売却損益を含みます。

非継続事業からのキャッシュ・フロー

（単位：百万ドル）

	2014年	2013年	2012年
営業活動から生じたキャッシュ・フロー	\$ —	\$ 154	\$ (209)
投資活動から生じたキャッシュ・フロー	—	(207)	199
財務活動から生じたキャッシュ・フロー	—	43	16
非継続事業から生じた正味資金	\$ —	\$ (10)	\$ 6

重要な処分

以下の売却は、重要な処分として識別されており、連結貸借対照表の「その他資産」および「その他負債」の売却目的保有に組替えられた資産および負債、ならびに各事業部門に関連する「法人税等控除前利益（損失）」が含まれています。

日本のリテールバンク事業の売却契約

2014年12月25日に、シティは日本のリテールバンク事業を売却する契約を締結しました。これにより、同事業は2015年1月1日より、シティ・ホールディングスの一部として報告されます。この売却は、規制当局による承認およびその他慣習的なクロージング条件を必要としますが、2015年度第4四半期までには実行され、完了時に税引後利益が生じる見込みです。個別に重要な構成要素が売却目的保有に分類された期間およびすべての過去の期間における税引前利益は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
税引前利益	\$ (5)	\$ 31	\$ (4)

日本のリテールバンク事業の以下の資産および負債が識別され、2014年12月31日現在の連結貸借対照表の「その他資産」および「その他負債」の売却目的保有に組替えられました。

(単位：百万ドル)	2014年
資産	12月31日現在
現金および銀行預け金	\$ 151
貸出金（引当金2百万ドル控除後）	544
のれん	51
その他資産、子会社貸付金／借入金	19,854
その他資産	66
資産合計	\$ 20,666
負債	
預金	\$ 20,605
その他負債	61
負債合計	\$ 20,666

スペインの個人金融事業の売却

2014年9月22日、シティは、シティ・ホールディングスの一部であるスペインの個人金融事業を売却しました。当該売却には、個人向け貸出金（引当金控除後）17億ドル、運用資産34億ドル、顧客預り金22億ドル、支店45店舗、ATM48台および従業員938名が含まれ、買い手は取引終了時に関連する現在の年金コミットメントを引き受けます。この取引によって、税引前で243百万ドル（税引後では131百万ドル）の売却益が発生しました。個別に重要な構成要素が売却目的保有に分類された期間およびすべての過去の期間における税引前利益は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
税引前利益	\$ 373	\$ 59	\$ 6

ギリシャの個人金融事業の売却

2014年9月30日、シティは、シティ・ホールディングスの一部であるギリシャの個人金融事業を売却しました。当該売却には、個人向け貸出金（引当金控除後）353百万ドル、運用資産11億ドル、顧客預り金12億ドル、支店20店舗、ATM85台および従業員719名が含まれ、買い手は取引終了時にダイナースクラブの従業員に関連する特定の限定的な年金債務を引き受けます。この取引によって、税引前で209百万ドル（税引後では91百万ドル）の売却益が発生しました。個別に重要な構成要素が売却目的保有に分類された期間およびすべての過去の期間における税引前利益は、以下のとおりです。

（単位：百万ドル）

	2014年	2013年	2012年
税引前利益	\$ 133	\$ (113)	\$ (258)

3. 事業セグメント情報

シティグループの事業活動は「グローバル個人金融部門」（以下「GCB」といいます。）、「インスティテューショナル・クライアント・グループ」（以下「ICG」といいます。）、「本社事項、本社業務／その他」およびシティ・ホールディングスの事業セグメントを通じて行われています。

「GCB」にはグローバルに展開する個人向け総合サービス網が含まれ、現地の支店網、事務所および電子決済システムを通じて広範にわたる銀行業務、クレジットカード融資業務、および投資サービスを提供しており、「北米」、「ヨーロッパ・中東・アフリカ」、「ラテンアメリカ」および「アジア」の4つの「GCB」事業で構成されています。

「ICG」は、銀行業務ならびにマーケット&セキュリティーズ・サービスで構成され、世界中の約100ヶ国の企業、機関、公共部門および富裕層顧客に対し、広範囲な銀行業務、金融商品およびサービスを提供しています。

「本社事項、本社業務／その他」には、グローバル機能の特定の未配分費用、その他の本社費用および財務部門の業績、未配分本社経費、特定項目の組替および相殺消去のための調整項目、非継続事業の業績および未配分法人税が含まれています。

シティ・ホールディングスは、シティコープの主要な中核事業ではないとシティグループが判断した事業および資産ポートフォリオから構成されています。

これらの報告すべきセグメントの会計方針は、連結財務諸表注記1に開示されている会計方針と同じです。

過年度の残高は、全期間の表示を2015年度第1四半期の表示と一致させるために組替えられています。2015年1月1日より、「グローバル個人金融部門」（以下「GCB」といいます。）の11の市場における個人金融事業および韓国の消費者金融事業、ならびに「インスティテューショナル・クライアント・グループ」内のシティが撤退を予定している特定の事業、また、特定の資産および利息以外の収益に伴う費用についての「本社事項、本社業務／その他」セグメントからシティの事業へのシティの費用負担の変更、特定の管理費、運営費および技術費についてのシティの事業間での費用負担の変更、ならびにその他の重要性の低い特定の組替について、財務データがシティコープからシティ・ホールディングスに組替えられました。上記の変更があっても、シティの連結損益は、表示されている全期間において変動していません。

さらに、連結財務諸表注記1に記載のとおり、シティは2015年度第1四半期においてASU第2014-01号を適用しました。このASUは、シティの低所得者向け住宅税額控除パートナーシップ持分のポートフォリオに適用されます。シティの開示は、このASUの遡及適用を反映しており、表示されている全期間におけるシティの連結対象の資産、収益、法人税等および当期利益に影響を与えます。

次表は当社の継続事業のセグメント情報を示すものです。

(単位：百万ドル、 ただし識別可能資産は十億ドル)	支払利息控除後収益 ⁽¹⁾			法人税等(便益)			継続事業からの利益 (損失) ⁽²⁾			識別可能 資産期末残高	
	2014年	2013年	2012年	2014年	2013年	2012年	2014年	2013年	2012年	2014年	2013年
グローバル個人金融部門	\$36,017	\$36,305	\$37,124	\$3,414	\$3,361	\$3,429	\$ 6,819	\$ 6,576	\$ 7,447	\$ 406	\$ 413
インスティテューショナル・ クライアント・グループ	33,052	33,322	30,588	4,070	4,174	2,411	9,534	9,425	7,833	1,257	1,263
本社事項、本社業務／その他	301	322	349	(344)	(216)	(1,020)	(5,375)	(514)	(922)	50	50
シティコープ小計	\$69,370	\$69,949	\$68,061	\$7,140	\$7,319	\$4,820	\$10,978	\$15,487	\$14,358	\$1,713	\$1,726
シティ・ホールディングス	7,849	6,775	1,469	57	(1,133)	(4,423)	(3,474)	(1,871)	(6,590)	129	154
合計	\$77,219	\$76,724	\$69,530	\$7,197	\$6,186	\$ 397	\$ 7,504	\$13,616	\$ 7,768	\$1,842	\$1,880

(1) 2014年度、2013年度および2012年度のシティコープ（「本社事項、本社業務／その他」は除きます。）の支払利息控除後収益合計として、「北米」でそれぞれ320億ドル、312億ドルおよび300億ドル、「ヨーロッパ・中東・アフリカ」でそれぞれ107億ドル、112億ドルおよび112億ドル、「ラテンアメリカ」でそれぞれ127億ドル、133億ドルおよび127億ドル、「アジア」でそれぞれ137億ドル、139億ドルおよび138億ドルが含まれています。

(2) 2014年度、2013年度および2012年度の貸倒引当金および保険給付準備金繰入（戻入）額（税引前）として、「GCB」の業績でそれぞれ58億ドル、66億ドルおよび59億ドル、「ICG」の業績でそれぞれ57百万ドル、78百万ドルおよび276百万ドル、シティ・ホールディングスの業績でそれぞれ16億ドル、19億ドルおよび51億ドルが含まれています。

[次へ](#)

4. 受取利息および支払利息

2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度の受取利息および支払利息の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
受取利息			
貸出金利息および貸出手数料	\$44,776	\$45,580	\$47,712
銀行預け金	959	1,026	1,261
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および 売戻条件付買入有価証券	2,366	2,566	3,418
投資（配当金を含む）	7,195	6,919	7,525
トレーディング勘定資産 ⁽¹⁾	5,880	6,277	6,802
その他利息	507	602	580
受取利息合計	\$61,683	\$62,970	\$67,298
支払利息			
預金 ⁽²⁾	\$ 5,692	\$ 6,236	\$ 7,690
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および 買戻条件付売渡有価証券	1,895	2,339	2,817
トレーディング勘定負債 ⁽¹⁾	168	169	190
短期借入金	580	597	727
長期債務	5,355	6,836	9,188
支払利息合計	\$13,690	\$16,177	\$20,612
正味受取利息	\$47,993	\$46,793	\$46,686
貸倒引当金	6,828	7,604	10,458
貸倒引当金控除後の正味受取利息	\$41,165	\$39,189	\$36,228

(1) 「ICG」の「トレーディング勘定負債」に係る支払利息は、「トレーディング勘定資産」の受取利息から控除されています。

(2) 預金保険費用および手数料が、2014年度、2013年度および2012年度において、それぞれ1,038百万ドル、1,132百万ドルおよび1,262百万ドル含まれています。

5. 役務収益および手数料

「役務収益および手数料」の主要な構成要素は、投資銀行業務報酬、トレーディング関連手数料、クレジットカードおよび銀行カード手数料、ならびに「ICG」セグメントにおけるトレジャリー・アンド・トレード・ソリューションおよび証券業務に関連する手数料です。

投資銀行業務報酬は、主に引受サービス手数料およびアドバイザリー収益で構成されており、契約条件に基づいてシティグループのサービスが完了した時点で認識されますが、これは通常、取引終了時点になります。引受手数料は、証券ブローカーおよびディーラーに関するAICPA監査および会計ガイド（ASC 940-605-05-1に編纂）に従って、顧客へ請求可能な費用と請求不能な費用の両方を控除して「役務収益および手数料」に計上されます。アドバイザリー取引に関する費用は、顧客への請求費用を控除した後に、「その他の営業費用」に計上されます。現金払経費は繰り延べられ、関連する収入が認識された時点で認識されます。クローズしなかった（完了しなかった）投資銀行業務の取引に関連して発生した費用は通常、「その他の営業費用」に総額で計上されます。

トレーディング関連手数料には一般的に以下の取引からの役務収益および手数料が含まれます。取引所および店頭市場における顧客のための取引の実施、ミューチュアル・ファンド、保険およびその他の年金商品の販売、取引決済のための顧客支援、仲介サービスおよびその他のサービスの提供。トレーディング関連手数料は、稼得時点で「役務収益および手数料」に認識されます。これらの取引による利益または損失は（もしあれば）、「自己勘定取引」に含まれます（当連結財務諸表注記6をご参照ください。）。

クレジットカードおよび銀行カード手数料は、主に取引処理収益およびカード手数料で構成されています。カード手数料には年会費が含まれ、報奨プログラム費用および特定のパートナーへの支払額が控除されています。繰り延べられて12ヶ月間にわたり定額法で償却される年会費を含め、取引処理収益およびカード手数料は稼得した時点で認識されます。報奨費用は、顧客がポイントを獲得した時点で認識されます。次表は、12月31日に終了した事業年度の「役務収益および手数料」を示しています。

（単位：百万ドル）	2014年	2013年	2012年
投資銀行業務	\$ 3,687	\$ 3,315	\$ 2,991
トレーディング関連	2,503	2,563	2,331
クレジットカードおよび銀行カード	2,227	2,472	2,775
取引および証券サービス	1,871	1,847	1,733
その他の個人金融 ⁽¹⁾	885	911	908
小切手関連	531	551	615
法人金融 ⁽²⁾	531	516	516
貸付サービス業務	380	500	313
その他	417	266	402
役務収益および手数料合計	\$13,032	\$12,941	\$12,584

(1) 主として投資ファンド管理運用報酬、第三者回収手数料、要求払い預金口座手数料および特定のクレジットカード手数料から構成されます。

(2) 主としてローン・シンジケーションの組成および引受による手数料から構成されます。

6. 自己勘定取引

「自己勘定取引」の収益は、トレーディング活動による実現・未実現損益から構成されています。トレーディング活動は債券、株式、クレジットおよびコモディティ商品、ならびに外国為替取引からの収益を含みます。次表には、トレーディング活動の収益性において重要な項目であるトレーディング活動に関連する正味受取利息の影響は含まれていません。トレーディング活動に関する正味受取利息の情報については、当連結財務諸表注記4をご参照ください。自己勘定取引には、CVA（デリバティブの信用評価調整）、店頭取引デリバティブのFVA（資金調達評価調整）およびDVA（公正価値オプションが選択されている発行済負債の債務評価調整）が含まれています。

次表は、12月31日に終了した事業年度の自己勘定取引収益を示しています。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
グローバル個人金融部門	\$ 787	\$ 863	\$ 808
インスティテューショナル・クライアント・グループ	5,908	6,494	4,330
本社事項、本社業務／その他	(383)	(80)	(189)
シティコープ小計	\$ 6,312	\$ 7,277	\$ 4,949
シティ・ホールディングス	386	25	31
シティグループ合計	\$ 6,698	\$ 7,302	\$ 4,980
金利契約 ⁽¹⁾	\$ 3,657	\$ 4,055	\$ 2,380
外国為替契約 ⁽²⁾	2,008	2,307	2,493
株式契約 ⁽³⁾	(260)	319	158
コモディティおよびその他の契約 ⁽⁴⁾	590	277	108
クレジット・デリバティブ ⁽⁵⁾	703	344	(159)
合計	\$ 6,698	\$ 7,302	\$ 4,980

- (1) 政府証券、社債、地方債証券、抵当貸付証券およびその他の債券からの収益を含みます。また、通貨の直物・先物取引、ならびに取引所・店頭取引の通貨オプション、債券オプション、金利スワップ、通貨スワップ、スワップ・オプション、キャップおよびフロアー、金融先物、店頭取引オプションおよび債券先渡契約からの収益を含みます。
- (2) 為替の直物、先物、オプションおよびスワップからの収益ならびに為替差損益を含みます。
- (3) 普通株式、優先株式、優先転換株式、転換社債、株式連動債、ならびに取引所・店頭取引の株式オプションおよびワラントからの収益を含みます。
- (4) 主に、原油、精製石油製品、天然ガスおよびその他の商品取引からの収益を含みます。
- (5) 仕組クレジット商品からの収益を含みます。

7. インセンティブ・プラン

自由裁量による年次インセンティブ報奨

シティグループは、同グループの全世界の従業員の大部分を対象とした自由裁量による年次インセンティブ報奨の一環として、即時の現金賞与、繰延現金報奨、株式支払、ならびに制限株式報奨および繰延株式報奨を付与しています。株式報酬プログラムの一環としてシティグループが発行する普通株式の大部分は、これらの報奨の株式構成要素の権利確定分に充てられることになります。

自由裁量による年次インセンティブ報奨は、通常、前年度の業績に基づき年度の第1四半期に付与されます。100,000ドル（または現地通貨建同等額）未満の報奨は、全額即時に現金賞与の形で支払われます。シティグループの方針および／または規制要件に沿って、特定の従業員および役員は、インセンティブの支払の繰延が必須とされ、通常、報奨の25%から60%を制限株式または繰延株式および繰延現金報奨の組合せで受領します。EU諸国の多くの従業員に対する自由裁量による年次インセンティブ報奨は、報奨合計にかかわらず繰延要件が課せられ、株式支払または株式ユニット報奨の形式で即時に譲渡されたインセンティブの50%は、売却または譲渡の制限対象あるいは継続保有の対象（通常6ヶ月間）となっています。

繰延年次インセンティブ報奨は、通常、シティの資本蓄積プログラム（以下「CAP」といいます。）に基づく制限株式報奨または繰延株式報奨、および繰延現金報奨の2つの報奨として付与されます。適用されるCAP報奨および繰延現金報奨の組合せは、従業員の最低繰延要件および雇用される国により異なります。繰延分すべてがCAP報奨または繰延現金報奨の形式をとる場合もあります。

一部の例外を除いて（主に退職適格従業員）、CAP報奨および繰延現金報奨の権利確定には、シティグループで引き続き勤務していることが要件とされます。退職適格従業員およびその他の条件を満たす参加者の退職後の権利確定は通常、シティグループが一定の条件に基づいて雇用関係を中止した場合を除き、残る権利確定期間中にシティグループとの競合を避けることが条件となっています。

通常、CAP報奨および繰延現金報奨は3年間または4年間にわたり均等割り当てにより権利が確定します。権利確定したCAP報奨は、普通株式が引き渡されます。繰延現金報奨は未払現金とされ、名目固定利付とされますが、当該金利は対象元本である報奨額が権利確定した場合にのみ支払われます。EU諸国では通常、権利確定したCAP報奨株式は、権利確定後売却または譲渡の制限対象とされ、権利確定した繰延現金報奨は支払制限の対象（通常、各ケース6ヶ月間）とされます。

2011年1月以降に付与された権利未確定のCAP報奨および繰延現金報奨は、特定の状況に適用される1つまたは複数のクローバック条項の対象とされ、これには、従業員のリスク制限違反またはその他の不正行為、あるいは報奨が虚偽記載の利益に基づく場合が含まれます。2013年2月以降に一部の従業員に付与されたCAP報奨および2012年1月に一部の従業員に付与された繰延現金報奨は、計算式による業績連動の権利確定条件の対象とされ、これに基づき、権利確定予定日の前暦年における参加者の事業により税引前損失が発生した場合の金額に応じて権利確定予定の金額から控除されます。2013年2月以降に付与されたCAP報奨については、少なくとも20%の減額が当初の損失額について適用されます。

さらに、2013年2月以降に一部の従業員に付与された繰延現金報奨は、自由裁量による業績連動の権利確定条件の対象となり、従業員が「重大な責任」を負うような「重大な不利な結果」が生じた場合に、権利確定予定の金額が減額される場合があります。当該従業員に2014年2月に付与された繰延現金報奨は、追加クロウバック条項の対象とされ、従業員が不正行為または重大な軽率判断を行った場合、あるいは当該行為を行った従業員に対する監督を怠ったか、上申を怠った者に対して、権利未確定の報奨が取り消される場合があります。

特定のCAP報奨およびその他の株式報奨（一部の自由裁量によるクロウバック条項の対象とされるEU諸国の参加者に対するものを含みます。）は変動会計の適用を受けており、これにより、報奨が現金または株式で決済される日まで、シティグループの普通株式の価額の変動とともに、関連する報奨の価値は変動します。これらの報奨に関する費用計上額の合計は、決済日まで確定しません。

報酬手当

2013年度および2014年度に、英国の規制を受けるシティグループの事業体の特定の従業員は、給与および年次インセンティブ報奨に加えて、固定手当を付与されました。このような現金手当は通常、勤務年度とその次年度またはその後2年度の間で均等に支払われます。当該従業員が適用される勤務要件またはその他の要件を満たさなくなった場合、支払は中止されます。この手当の支払は、業績条件やクロウバック条項の対象ではありません。手当を受け取る従業員に対する2013年および2014年の業績年度の自由裁量によるインセンティブ報奨は縮小され、場合によっては100%までのより拡大した繰延要件が適用されています。

雇用契約時の報奨および長期リテンション報奨

年度を通じた様々なタイミングで、シティの新規雇用促進を目的とした雇用契約時報奨、または能力の高い従業員に対する長期リテンション報奨として、株式報奨、繰延現金報奨およびストック・オプションの付与が行われます。

これらの報奨に係る権利確定期間およびその他の諸条件は、付与ごとに異なります。権利確定のためには、受領者は通常、死亡、障がい、または解雇（ただし「重大な不正行為」による場合を除きます。）を除いて権利確定日まで継続的に勤務している必要があります。これらの報奨では通常、退職適格参加者による退職後権利確定は行われません。ストック・オプションの付与は、シティグループの普通株式により付与日の公正市場価値以上の行使価格で行われます。

株式報奨未行使残高（権利未確定分）

2014年12月31日に終了した12ヶ月間において、自由裁量による年次インセンティブまたは雇用契約時の報奨および長期リテンション報奨として付与された権利未確定の株式報奨の状況に関する要約は、以下のとおりです。

権利未確定株式報奨	株式数	付与日の1株当たり 加重平均公正価値
2014年1月1日現在の未確定権利	61,136,782	\$ 39.71
新たに付与された報奨	17,729,497	49.65
取り消された報奨	(2,194,893)	41.31
権利が確定した報奨 ⁽¹⁾	(26,666,993)	40.94
2014年12月31日現在の未確定権利	50,004,393	\$ 42.52

(1) 2014年度に権利が確定した株式の加重平均公正価値は、1株当たり約52.02ドルでした。

2014年12月31日現在、権利未確定の株式報奨に関連する未認識報酬費用合計(権利失効の見積による影響を控除後)は659百万ドルでした。当該費用は、0.7年の加重平均期間にわたり認識される予定です。ただし、報奨のうち変動会計の対象となる部分の価値はシティグループの普通株式価額の変動に伴い変動します。

業績連動株式ユニット

2013年2月19日に、特定の執行役員に対して2012年度の業績に対する業績連動株式ユニット（以下「PSU」といいます。）の目標数が付与され、2014年2月18日および2015年2月18日に、より広い範囲の役員に対して2013年度および2014年度の業績に対するPSUの目標数が付与されました。PSUは、シティグループが、報奨が付与された年度から3年間のシティグループの資産利益率および同業他社と比較した株主利益率合計に関する特定の業績目標を達成した場合にのみ付与されます。最終的に獲得される実際の金額は、業績目標が達成されない場合はゼロ、また業績目標を大幅に上回る場合は目標数の150%と変動します。各PSUの価額は、シティの普通株式1株当たりの価額に相当します。報奨の価額は、業績期間末後に現金のみで決済されるまで、シティグループの株価の変動や各報奨に対して定められた業績目標の達成度合いに伴い変動します。

ストック・オプション・プログラム

ストック・オプションは、2009年度以降、年次インセンティブ報奨プログラムの一環としてはシティの従業員に付与されていません。

2011年2月14日、シティグループはシティグループの普通株式約2.9百万株の行使可能なオプションを特定の執行役員に付与しました。当該オプションは期間が6年間で、毎年1回、3回の均等割り当てにより権利が確定します。オプションの行使価格は、付与日におけるシティグループの普通株式の終値と同額である49.10ドルです。付与日から5年目より前のオプションの行使については、行使（納税に必要な金額および行使価格との純額）により受領する株式が1年間の譲渡制限の対象となります。

2011年2月14日の付与は、従前からのストック・オプションの付与のうち2014年1月1日までに権利が完全に確定しなかった唯一のものであり、結果として、2014年度に報酬費用として金額が発生した唯一の付与です。その他のストック・オプション付与はすべて2013年12月31日までに完全に権利が確定しているため、シティは当該付与に関連する将来の報酬費用の計上はありません。

2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度における、シティグループのストック・オプション・プログラムのもとでのストック・オプションの変動は以下のとおりです。

	2014年			2013年			2012年		
	株式数	加重平均行使価格	1株当たり本源的価値	株式数	加重平均行使価格	1株当たり本源的価値	株式数	加重平均行使価格	1株当たり本源的価値
期首残高	31,508,106	\$50.72	\$ 1.39	35,020,397	\$51.20	\$ —	37,596,029	\$69.60	\$ —
失効	(28,257)	40.80	—	(50,914)	212.35	—	(858,906)	83.84	—
行使期限切れ	(602,093)	242.43	—	(86,964)	528.40	—	(1,716,726)	438.14	—
行使	(4,363,637)	40.82	11.37	(3,374,413)	40.81	9.54	—	—	—
期末残高	26,514,119	\$48.00	\$6.11	31,508,106	\$50.72	\$1.39	35,020,397	\$51.20	\$ —
期末現在行使可能	26,514,119			30,662,588			32,973,444		

次表は、2014年12月31日現在のシティグループのストック・オプション・プログラムのもとでのストック・オプション残高についての概要です。

行使価格の範囲	オプション残高			行使可能オプション	
	未行使数	加重平均残存契約期間	加重平均行使価格	行使可能数	加重平均行使価格
\$29.70—\$49.99 ⁽¹⁾	25,617,659	1.1年	\$ 42.87	25,617,659	\$ 42.87
\$50.00—\$99.99	69,956	6.1年	56.76	69,956	56.76
\$100.00—\$199.99	502,416	4.0年	147.13	502,416	147.13
\$200.00—\$299.99	124,088	3.1年	240.28	124,088	240.28
\$300.00—\$399.99	200,000	3.1年	335.50	200,000	335.50
2014年12月31日現在の合計	26,514,119	1.2年	\$ 48.02	26,514,119	\$ 48.02

(1) 未行使オプションの大部分は、行使価格が40ドルから45ドルの範囲にあります。

利益分配制度

2010年主要従業員利益分配制度（以下「KEPSP」といいます。）により、参加者は2010年1月1日から2013年12月31日までの業績測定期間におけるシティコープの税引前利益（KEPSPにおいて定義されています。）を参照して計算された利益分配の権利を獲得しました。参加者が継続的に雇用され、権利確定および報奨支給のためのその他の条件をすべて満たしている場合に、支払を受ける権利を与えられました。規制上の要件に従い、支払の50%を6ヶ月間の売却制限の対象となるシティグループの普通株式で受領した英国の参加者を除き、支払は現金で行われました。

独立するリスク部門はKEPSPによる報奨の支払決定に携わっていることから、独立するリスク部門の従業員はKEPSPへの参加が認められませんでした。その代わりに、同従業員は、繰延現金リテンション報奨の受領が認められました。

その他の変動インセンティブ報酬

シティグループは、特に販売、業務上の卓越性および顧客満足度の分野での業績を動機付けするため、またその報酬として、全世界で様々なインセンティブ・プランを有しています。これらの制度への参加は通常、自由裁量による年次インセンティブ報奨を受ける資格のない従業員に限定されています。

要約

変動会計の対象となる報奨を除いて、株式報奨として認識される費用の合計額は、当該報奨の付与日における公正価値を表しています。この費用の合計額は、退職適格従業員に付与された報奨や権利が即時に確定する報奨を除き、通常、権利確定期間にわたる損益への計上として認識されます。退職適格従業員に報奨が付与された場合または付与が見込まれる場合はいつでも、適用される退職適格条件がいつ充足されたか、またはいつ充足される予定かに基づいて損益への計上が前倒しにされます。当該従業員が付与日に退職適格である場合、あるいは当該報奨の権利が付与日に確定する場合は、費用全体が付与日の前年度に認識されます。

シティグループの株式報奨の受領者は通常、権利確定または行使により株式を受領するまで、または適用される必須保有期間が経過するまでは、株主としての権利は有しません。ただし、制限株式報奨または繰延株式報奨および株式ユニット報奨の受領者は、権利確定期間中に配当金または配当相当額の支払を受け取る権利を有する場合があります。また制限株式報奨の受領者は、通常、権利確定期間中に報奨の株式について議決権を有します。株式報奨の権利が確定した後、特定の期間売却または譲渡が制限されていない限り、株式は自由に譲渡可能になります。一部の役員は株式保有規則に従って権利確定株式の大部分を無期限に保持するよう誓約しています。

2005年4月19日以降に付与された株式報奨はすべて、全員社外取締役で構成されているシティグループの取締役会の人事・報酬委員会によって管理されている株主承認済株式インセンティブ・プランに基づき付与されています。

2014年12月31日現在、シティグループの普通株式約51.6百万株が、現在株式報奨の付与が実施される唯一の制度であるシティグループの2014ストック・インセンティブ・プランに基づき付与されることが認められています。

2014ストック・インセンティブ・プランおよびこれに先立つプランでは、本制度に基づき付与する報奨に関して自己株式または新株の使用が認められています。2012年、2013年、2014年および2015年1月の年次繰延株式報奨の権利確定分の決済については、新株が発行されました。株式報奨の決済に自己株式または新株を使用することにより、連結損益計算書に計上された株式報奨の償却額に影響はありません。

インセンティブ報酬費用

次表は、当社の株式報酬プログラムおよび繰延現金報奨プログラムに関連して2014年度、2013年度および2012年度に計上された報酬費用の内訳を示しています。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
退職適格従業員に付与する予定の報奨に関する費用	\$ 525	\$ 468	\$ 444
繰延現金報奨、繰延現金株式ユニットおよび 業績連動株式ユニットの償却費	311	323	345
権利が即時に確定する株式報奨費用 ⁽¹⁾	51	54	60
制限株式および繰延株式報奨の償却費 ⁽²⁾	668	862	864
オプション費用	1	10	99
その他の変動インセンティブ報酬	803	1,076	670
利益分配制度	1	78	246
合計	\$2,360	\$2,871	\$2,728

(1) 通常は現金報奨の代わりに株式により支払われる、権利が即時に確定する株式報奨に関する費用を表しています。費用は通常、付与日より前の年度の現金インセンティブ報酬として繰延されます。

(2) すべての会計期間には、非退職適格従業員に付与された権利未確定報奨の償却費用のすべてが含まれています。償却は、見積り権利失効分を控除後の金額で計上されています。

報奨未行使残高（権利確定分）に関連する将来の費用

シティは、2014年度およびそれ以前の年度の業績に対して報奨を付与した結果、将来の期間に報酬費用を計上する予定です。報奨には将来満たされる勤務条件またはその他の条件が含まれていることから、すでに付与されている報奨の費用は当該将来期間にわたって認識されます。シティが予想する将来の費用（これから発生する失効、取消、クローバック条項および人員削減に関連する前倒しでの計上の影響を除きます。）の概要は、以下の表のとおりです。これらの報奨のうち変動会計の対象となる部分は、シティグループの普通株式の株価の変動に伴い費用の金額が変動することになります。

(単位：百万ドル)	2015年	2016年	2017年	2018年度 以降 ⁽¹⁾	合計 ⁽²⁾
2014年度以前に付与された報奨：					
繰延株式報奨	\$ 357	\$ 204	\$ 92	\$ 6	\$ 659
繰延現金報奨	232	123	51	3	409
すでに付与された報奨に関連する将来の費用	\$ 589	\$ 327	\$ 143	\$ 9	\$ 1,068
2015年度に付与される報奨に関連する 将来の費用 ⁽³⁾	\$ 400	\$ 290	\$ 188	\$ 164	\$ 1,042
合計	\$ 989	\$ 617	\$ 331	\$ 173	\$ 2,110

(1) 主に2018年度です。

(2) このうち18億ドルは「ICG」に起因します。

(3) 2014年度の勤務に対して付与されるシティの自由裁量による年次インセンティブ報奨の一環として2015年2月16日頃に付与される報奨、および2015年度の報酬引当金繰入額です。

[前へ](#)

[次へ](#)

8. 退職給付

年金制度および退職後制度

当社は米国内の特定の従業員を対象とするいくつかの非拠出型確定給付年金制度、ならびに米国外の従業員を対象とする様々な確定給付年金・離職補償制度を有しています。

米国内の適格確定給付制度は、2008年1月1日付でほぼすべての従業員について停止されました。したがって、2007年度以後、既存制度参加者のキャッシュ・バランス部分に計上される追加の報奨に基づく拠出金はありません。しかし、従前の最終給与方式による制度の対象となっている特定の従業員の給付については引き続き未払計上されます。当社はまた、一定の資格を有する米国内の退職従業員および米国外の一定の資格を有する従業員に対し、退職後健康保険および生命保険給付を提供しています。

また当社は多数の非拠出型非適格年金制度のスポンサーとなっています。これらの制度は、非積立型であり、米国内の特定の従業員に対して補完的確定年金給付を行うものです。従前の最終給与方式による制度の対象となっている特定の従業員を除き、当該制度に基づく給付は過年度に停止されました。

2013年度第2四半期に、当社は、当社の最も重要性の高い年金および退職後給付制度（以下「重要な制度」といいます。）について、制度債務、制度資産および制度期間費用を年に一度ではなく四半期ごとに再測定し、開示するよう会計処理方法を変更しました。重要な制度は、当社の2014年12月31日現在の全世界の年金および退職後制度債務の約80%を占めていました。その他すべての制度（以下「その他すべての制度」といいます。）は年に一度、12月31日の測定日に再測定が行われます。

正味（便益）費用

次表は、各表示年度における重要な制度およびその他すべての制度についての当社の米国内の適格年金制度および非適格年金制度と退職後給付制度、ならびに米国外の年金制度と退職後給付制度に関して連結損益計算書に認識された正味（便益）費用の内訳の要約です。

	年金制度						退職後給付制度					
	米国内制度			米国外制度			米国内制度			米国外制度		
	2014年	2013年	2012年	2014年	2013年	2012年	2014年	2013年	2012年	2014年	2013年	2012年
(単位：百万ドル)												
適格制度												
当期中に稼得された給付	\$ 6	\$ 8	\$ 12	\$178	\$210	\$199	\$—	\$—	\$—	\$ 15	\$ 43	\$ 29
給付債務に係る利息費用	541	538	565	376	384	367	33	33	44	120	146	116
制度資産期待収益	(878)	(863)	(897)	(384)	(396)	(399)	(1)	(2)	(4)	(121)	(133)	(108)
未認識債務の償却費												
過去勤務費用（給付）	(3)	(4)	(1)	1	4	4	—	(1)	(1)	(12)	—	—
正味年金数理損失	105	104	96	77	95	77	—	—	4	39	45	25
縮小損失 ⁽¹⁾	—	21	—	14	4	10	—	—	—	—	—	—
清算（利益）損失 ⁽¹⁾	—	—	—	53	13	35	—	—	—	—	(1)	—
特別退職給付 ⁽¹⁾	—	—	—	9	8	1	—	—	—	—	—	—
正味適格制度（便益）費用	\$(229)	\$(196)	\$(225)	\$324	\$322	\$294	\$32	\$30	\$43	\$ 41	\$100	\$ 62
非適格制度費用	45	46	42	—	—	—	—	—	—	—	—	—
会計方針変更による累積的影響額 ⁽²⁾	—	(23)	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—
調整後正味（便益）費用合計	\$(184)	\$(173)	\$(183)	\$324	\$322	\$294	\$32	\$30	\$43	\$ 41	\$103	\$ 62

(1) 縮小、清算および特別退職給付に起因する損失は、リポジショニング・アクションに関連しています。

(2) 重要な制度について四半期ごとの再測定を適用したことに伴う累積的影響額です。

拠出

当社の米国および米国外年金制度の積立慣行は、一般的に、適用される現地の法規制に従って最低積立要求額まで積み立てることになっています。当社は、適切であれば、最低拠出金額以上に拠出することもあります。さらに、経営陣は積立慣行を変更することもできます。2014年度および2013年度の米国年金制度について最低限要求される現金拠出はありませんでした。

以下の表は、2014年および2013年12月31日に終了した事業年度の実際の当社の拠出ならびに2015年度の当社の見積拠出額を要約したものです。拠出の決定は市場実績および規制要件などの様々な要素による影響を受けるため、見積拠出額は変更される可能性があります。

	年金制度 ⁽¹⁾						退職後制度 ⁽¹⁾					
	米国内制度 ⁽²⁾			米国外制度			米国内制度			米国外制度		
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年	2013年
(単位：百万ドル)												
当社が支払う現金拠出額	\$ —	\$ 100	\$ —	\$ 86	\$ 130	\$ 308	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 77	\$ 6	\$ 251
当社が直接支払う給付額	60	58	51	47	100	49	63	56	52	6	6	5
当社の拠出額合計	\$ 60	\$ 158	\$ 51	\$ 133	\$ 230	\$ 357	\$ 63	\$ 56	\$ 52	\$ 83	\$ 12	\$ 256

(1) 2015年度の報告支払額は、見積額です。

(2) 米国内の年金制度には、非適格年金制度について当社による直接支払給付が含まれます。

確定給付年金制度に関して、2015年度に「その他包括利益(損失)累計額」から償却され、正味費用に計上される見積正味年金数理損失および過去勤務費用はそれぞれ約245百万ドルおよび1百万ドルです。退職後給付制度に関する2015年度の見積正味年金数理損失および過去勤務費用の償却額はそれぞれ約45百万ドルおよび(12)百万ドルです。

積立状況およびその他包括利益累計額

次表は、当社の米国内の適格および非適格年金制度と退職後給付制度、ならびに米国外の年金制度と退職後給付制度について計上された積立状況および連結貸借対照表認識額です。

正味認識金額

	年金制度				退職後給付制度			
	米国内制度		米国外制度		米国内制度		米国外制度	
	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年
(単位：百万ドル)								
予測給付債務の増減								
適格制度								
予測給付債務期首残高	\$12,137	\$13,268	\$ 7,194	\$ 7,399	\$ 780	\$ 1,072	\$ 1,411	\$ 2,002
会計方針変更による累積的影響額 ⁽¹⁾	—	(368)	—	385	—	—	—	81
当期中に稼得した給付	6	8	178	210	—	—	15	43
給付債務に係る利息費用	541	538	376	384	33	33	120	146
制度修正	—	—	2	(28)	—	—	(14)	(171)
年金数理(利益)損失 ⁽²⁾	2,077	(671)	790	(733)	184	(253)	262	(617)
支払給付(参加者拠出額控除後)	(701)	(661)	(352)	(296)	(91)	(85)	(93)	(64)
政府の補助金見込額	—	—	—	—	11	13	—	—
売却	—	—	(18)	—	—	—	(1)	—
清算	—	—	(184)	(57)	—	—	—	(2)
縮小(利益)損失	—	23	(58)	(2)	—	—	(3)	(3)
特別退職給付/契約上の退職給付	—	—	9	8	—	—	—	—
外国為替の影響およびその他	—	—	(685)	(76)	—	—	(170)	(4)
適格制度	\$14,060	\$12,137	\$ 7,252	\$ 7,194	\$ 917	\$ 780	\$ 1,527	\$ 1,411
非適格制度⁽³⁾	779	692	—	—	—	—	—	—
予測給付債務期末残高	\$14,839	\$12,829	\$ 7,252	\$ 7,194	\$ 917	\$ 780	\$ 1,527	\$ 1,411

(1) 重要な制度について四半期ごとの再測定を適用したことに伴う累積的影響額を表します。

(2) 米国内制度の2014年の金額には、更新された生命表を適用したことによる影響額が含まれています(以下の「生命表」をご参照ください)。

(3) これらの制度は、非積立型です。

	年金制度				退職後給付制度			
	米国内制度		米国外制度		米国内制度		米国外制度	
	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年
(単位：百万ドル)								
制度資産の増減								
適格制度								
制度資産公正価値期首残高	\$12,731	\$12,656	\$ 6,918	\$ 7,154	\$ 32	\$ 50	\$ 1,472	\$ 1,497
会計方針変更による累積的影響額 ⁽¹⁾	—	(53)	—	126	—	3	—	21
制度資産の収益実績	941	789	1,108	(256)	2	(1)	166	(223)
会社の拠出金	100	—	230	357	56	52	12	256
制度参加者の拠出額	—	—	5	6	51	50	—	—
売却	—	—	(11)	—	—	—	—	—
清算	—	—	(184)	(61)	—	—	—	—
支払給付	(701)	(661)	(357)	(302)	(131)	(122)	(93)	(64)
外国為替の影響およびその他	—	—	(652)	(106)	—	—	(173)	(15)
適格制度	\$13,071	\$12,731	\$ 7,057	\$ 6,918	\$ 10	\$ 32	\$ 1,384	\$ 1,472
非適格制度⁽²⁾	—	—	—	—	—	—	—	—
制度資産公正価値期末残高	\$13,071	\$12,731	\$ 7,057	\$ 6,918	\$ 10	\$ 32	\$ 1,384	\$ 1,472
制度の積立状況								
適格制度⁽³⁾	\$ (989)	\$ 593	\$ (195)	\$ (276)	\$ (907)	\$ (748)	\$ (143)	\$ 61
非適格制度⁽²⁾	(779)	(692)	—	—	—	—	—	—
期末日現在における制度の積立状況	\$ (1,768)	\$ (99)	\$ (195)	\$ (276)	\$ (907)	\$ (748)	\$ (143)	\$ 61
認識された正味金額								
適格制度								
給付資産	\$ —	\$ 593	\$ 921	\$ 709	\$ —	\$ —	\$ 196	\$ 407
給付債務	(989)	—	(1,116)	(985)	(907)	(748)	(339)	(346)
適格制度	\$ (989)	\$ 593	\$ (195)	\$ (276)	\$ (907)	\$ (748)	\$ (143)	\$ 61
非適格制度⁽²⁾	(779)	(692)	—	—	—	—	—	—
貸借対照表に認識された正味金額	\$ (1,768)	\$ (99)	\$ (195)	\$ (276)	\$ (907)	\$ (748)	\$ (143)	\$ 61
その他包括利益(損失)累計額に 認識された金額								
適格制度								
正味移行資産（債務）	\$ —	\$ —	\$ (1)	\$ (1)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (1)
過去勤務給付（費用）	3	7	13	(2)	—	1	157	173
正味年金数理利益（損失）	(5,819)	(3,911)	(1,690)	(2,007)	(56)	129	(658)	(555)
適格制度	\$ (5,816)	\$ (3,904)	\$ (1,678)	\$ (2,010)	\$ (56)	\$ 130	\$ (501)	\$ (383)
非適格制度⁽²⁾	(325)	(226)	—	—	—	—	—	—
持分に認識された正味金額 （税引前）	\$ (6,141)	\$ (4,130)	\$ (1,678)	\$ (2,010)	\$ (56)	\$ 130	\$ (501)	\$ (383)
累積給付債務								
適格制度	\$14,050	\$12,122	\$ 6,699	\$ 6,652	\$ 917	\$ 780	\$ 1,527	\$ 1,411
非適格制度⁽²⁾	771	668	—	—	—	—	—	—
累積給付債務期末残高	\$14,821	\$12,790	\$ 6,699	\$ 6,652	\$ 917	\$ 780	\$ 1,527	\$ 1,411

- (1) 重要な制度について四半期ごとの再測定を適用したことに伴う累積的影響額を表します。
- (2) これらの制度は、非積立型です。
- (3) 米国内の適格年金制度は2015年1月1日現在、従業員退職所得保障法（以下「ERISA」といいます。）の特定の積立規則に基づいて全額積み立てられており、2015年度について最低積立要求額はありません。

次表は、各表示年度におけるシティの（重要な制度およびその他すべての制度についての）年金制度および退職後給付制度に関する「その他包括利益（損失）累計額」の増減を示しています。

（単位：百万ドル）	2014年	2013年	2012年
期首残高（税引後）⁽¹⁾⁽²⁾	\$ (3,989)	\$ (5,270)	\$ (4,282)
会計方針変更による累積的影響額 ⁽³⁾	—	(22)	—
年金数理上の仮定の変動および制度の実績 ⁽⁴⁾	(3,404)	2,380	(2,400)
実現収益と期待収益の差額による資産運用利益（損失）（正味）	833	(1,084)	963
償却額（正味）	202	271	214
過去勤務給付	13	360	—
縮小／清算損失 ⁽⁵⁾	67	—	—
外国為替の影響およびその他	459	74	(155)
繰延税金の変動（正味）	660	(698)	390
増減（税引後）	\$ (1,170)	\$ 1,281	\$ (988)
期末残高（税引後）⁽¹⁾⁽²⁾	\$ (5,159)	\$ (3,989)	\$ (5,270)

- (1) 「その他包括利益（損失）累計額」の正味残高の詳細については、当連結財務諸表注記20をご参照ください。
 (2) 米国外の特定の利益分配制度に係る税引後の金額が含まれています。
 (3) 重要な制度について四半期ごとの再測定を適用したことに伴う累積的影響額を表します。
 (4) 2014年度、2013年度および2012年度において、米国内の非適格年金制度に関連する年金数理損失（利益）が、それぞれ111百万ドル、(58)百万ドルおよび62百万ドル含まれています。
 (5) 縮小損失および清算損失は、リポジショニング・アクションに関連しています。

2014年および2013年12月31日現在のすべての適格・非適格年金制度および積立型・非積立型制度のうち、予測給付債務（以下「PBO」といいます。）が制度資産を超過している年金制度および累積給付債務（以下「ABO」といいます。）が制度資産を超過している年金制度のPBO、ABOおよび制度資産の公正価値の総額は、以下のとおりです。

（単位：百万ドル）	制度資産の公正価値を超えるPBO				制度資産の公正価値を超えるABO			
	米国内制度 ⁽¹⁾		米国外制度 ⁽²⁾		米国内制度 ⁽¹⁾		米国外制度 ⁽²⁾	
	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年
予測給付債務	\$14,839	\$692	\$2,756	\$2,765	\$14,839	\$692	\$2,570	\$2,408
累積給付債務	14,821	668	2,353	2,375	14,821	668	2,233	2,090
制度資産の公正価値	13,071	—	1,640	1,780	13,071	—	1,495	1,468

- (1) 2014年12月31日現在、米国内の適格制度および非適格制度の双方において、PBOの総額およびABOの総額が制度資産を上回りました。2013年12月31日現在、米国内の適格制度に対する資産がPBOおよびABOの双方を上回りました。米国内の非適格制度は非積立型であるため、PBOおよびABOが当該日現在の制度資産を上回りました。
 (2) 2014年12月31日現在、PBOの総額およびABOの総額が米国外制度の制度資産の総額を上回りました。特定の米国外制度の資産がPBOおよびABOの双方を上回っているため、上記の表には積立不足の米国外制度のPBO総額、ABO総額および資産価値のみが表示されています。

2014年12月31日現在、米国内および米国外の年金制度（米国内の非適格制度を除きます。）の累積給付債務合計額は、制度資産を6億ドル上回りました。2013年12月31日現在、米国内と米国外の年金制度（米国内の非適格制度を除きます。）の累積給付債務合計額は、制度資産を9億ドル下回りました。

制度の仮定

当社は、制度の債務および費用を決定するため多数の仮定を利用しています。これらの仮定が1つまたは複数変更されると、当社の年金PB0および退職後PB0、積立状況および給付費用に影響を及ぼします。PB0および制度資産の公正価値の変動により制度の積立状況が変動すると、それに対応して「その他包括利益（損失）累計額」に影響が生じます。

当社の年金制度および退職後給付債務ならびに正味給付費用の決定に際して用いられた特定の仮定は、以下のとおりです。

年度末 割引率	2014年	2013年
米国内制度 ⁽¹⁾		
適格年金	4.00%	4.75%
非適格年金	3.90	4.75
退職後	3.80	4.35
米国外年金制度 ⁽²⁾		
範囲	1.00 から 32.50	1.60 から 29.25
加重平均	4.74	5.60
米国外退職後制度 ⁽²⁾		
範囲	2.25 から 12.00	3.50 から 11.90
加重平均	7.50	8.65
将来の昇給率		
米国内制度 ⁽³⁾	なし	なし
米国外年金制度		
範囲	1.00 から 30.00	1.00 から 26.00
加重平均	3.27	3.40
資産期待収益		
米国内制度	7.00	7.00
米国外年金制度		
範囲	1.30 から 11.50	1.20 から 11.50
加重平均	5.08	5.68
米国外退職後制度		
範囲	8.50 から 10.40	8.50 から 8.90
加重平均	8.51	8.50

- (1) 2013年4月1日より、シティグループは、米国内の適格年金制度および退職後制度を含む重要な制度について四半期ごとの再測定アプローチに変更しています。米国内の適格年金制度および退職後制度については、2014年12月31日現在の給付債務の計算に上記の2014年度の利率が使用されており、2015年度第1四半期の費用の決定にも使用される予定です。また2013年12月31日現在の給付債務の計算には上記の2013年度の利率が使用されており、2014年度第1四半期の費用にも使用されました。米国内の非適格年金制度については、2014年12月31日現在の給付債務の計算に上記の2014年度の利率が使用されており、2015年度第1四半期の費用の決定にも使用される予定です。また2013年12月31日現在の給付債務の計算には、上記の2013年度の利率が使用されており、2014年度の費用の決定にも使用されました。
- (2) 2013年4月1日より、シティグループは、重要な米国外の制度について四半期ごとの再測定アプローチに変更しています。重要な米国外の年金制度および退職後制度については、2014年12月31日現在の給付債務の計算に上記の2014年度の利率が使用されており、2015年度第1四半期の費用の決定にも使用される予定です。また2013年12月31日現在の給付債務の計算には上記の2013年度の利率が使用されており、2014年度第1四半期の費用にも使用されました。その他の米国外の年金制度および退職後制度についてはすべて、2014年12月31日現在の給付債務の計算に上記の2014年度の利率が使用されており、2015年度の費用の決定にも使用される予定です。また2013年12月31日現在の給付債務および2014年度の費用の計算には、上記の2013年度の利率が使用されました。

- (3) 米国内の適格年金制度が停止されているため、制度停止後も引き続き制度の条件が適用され、最終給与方式に基づく給付が未払計上される特定の少数の従業員グループに対してのみ、昇給率が適用されます。引き続き制度の条件が適用されるこれらの従業員に関する将来の昇給のみが、将来の年金費用および債務に影響を与えます。少数の参加者グループの昇給率は、3.00%から4.00%の範囲です。

当年度中	2014年	2013年
割引率		
米国内制度 ⁽¹⁾		
適格年金	4.75%/4.55%/ 4.25%/4.25%	3.90%/4.20%/ 4.75%/4.80%
非適格年金	4.75	3.90
退職後	4.35/4.15 /3.95/4.00	3.60/3.60/4.40/ 4.30
米国外年金制度		
範囲	1.60 から 29.25	1.50 から 28.00
加重平均 ⁽²⁾	5.60	5.24
米国外退職後制度		
範囲	3.50 から 11.90	3.50 から 10.00
加重平均 ⁽²⁾	8.65	7.46
将来の昇給率		
米国内制度 ⁽³⁾	なし	なし
米国外年金制度		
範囲	1.00 から 26.00	1.20 から 26.00
加重平均 ⁽²⁾	3.40	3.93
資産期待収益		
米国内制度	7.00	7.00
米国外年金制度		
範囲	1.20 から11.50	0.90 から11.50
加重平均 ⁽²⁾	5.68	5.76
米国外退職後制度		
範囲	8.50 から 8.90	8.50 から 9.60
加重平均 ⁽²⁾	8.50	8.50

- (1) 米国内の適格年金制度および退職後制度については、2014年度および2013年度全四半期それぞれの費用の計算に上記の2014年度および2013年度の利率が使用されました。米国内の非適格年金制度については、2014年度および2013年度それぞれの費用の計算に上記の2014年度および2013年度の利率が使用されました。
- (2) 重要な米国外の制度については、上記の2014年度および2013年度の加重平均値は2014年度および2013年度第1四半期の費用の計算に使用される利率を反映しています。その他の米国外の制度すべてについては、上記の加重平均値は2014年度および2013年度の費用を計算するのに使用される利率を反映しています。
- (3) 米国内の適格年金制度が停止されているため、制度停止後も引き続き制度の条件が適用され、最終給与方式に基づく給付が未払計上される特定の少数の従業員グループに対してのみ、昇給率が適用されます。引き続き制度の条件が適用されるこれらの従業員に関する将来の昇給のみが、将来の年金費用および債務に影響を与えます。少数の参加者グループの昇給率は、3.00%から4.00%の範囲です。

割引率

米国内の年金および退職後給付制度に係る割引率は、各制度固有のキャッシュ・フローを用いたシティグループ独自の分析を参考に選定されており、合理性を担保するため、高格付けの社債の債券指数と比較されています。シティグループは、0.05%単位に四捨五入する方針を採用しています。米国外年金および退職後給付制度に係る割引率は、成熟した社債市場を有する国の格付けの高い社債利回りを参考に選定されています。ただし、成熟した社債市場が存在しない場合には、現地の国債利回り（社債の追加的なリスクを反映させるためにプレミアムが加算されます。）を参考に、割引率が選定されています。

期待収益率

当社は、米国内の年金および退職後給付制度の制度資産の期待収益率に係る仮定を、各資産クラスの予想収益率の範囲に重点を置く「ビルディング・ブロック」方式を用いて決定します。次に各資産クラスへの目標配分に基づいて、加重平均された名目収益率の範囲を決定します。過去の傾向に基づく予測の適正性を判断するために、過去数年に遡り様々な経済状況を加味した市場実績の評価を行っています。

当社は、期待収益率を予想収益の長期的な評価と考えており、投資戦略または経済状況に著しい変化が生じない限りこの仮定を変更することはありません。これは、割引率およびその他の特定の仮定の選択が一般に公正妥当と認められる会計原則に従って毎年（重要な制度については四半期ごとに）見直されていることとは対照的です。

米国内の年金および退職後給付制度の期待収益率は、2014年、2013年および2012年12月31日現在7.00%でした。この資産の期待収益率は予想される制度資産の年間評価額の上昇を反映しており、当該予想額により当社の年間年金費用は減少しています。資産の期待収益率は、年金に関する正味（便益）費用を算出するために、勤務費用、利息および年金費用のその他の構成要素の合計から控除されています。2014年度、2013年度および2012年度における米国内の年金制度の年金に関する正味（便益）費用は、期待収益の控除それぞれ878百万ドル、863百万ドルおよび897百万ドルを反映しています。

次表は、米国内の年金制度および退職後給付制度について、当社の2014年度、2013年度および2012年度の年金費用の決定に使用された制度資産の期待収益率および実際の収益率を示しています。

	2014年	2013年	2012年
期待収益率 ⁽¹⁾	7.00%	7.00%	7.50%
実際の収益率 ⁽²⁾	7.80%	6.00%	11.00%

(1) 2012年12月31日付で、期待収益率は7.50%から7.00%に変更されました。

(2) 実際の収益率は手数料控除前の数値で表示されています。

米国外制度の2014年度の年金費用は期待収益384百万ドル分減少し、これに対し実現収益は1,108百万ドルでした。2013年度および2012年度の年金費用は、期待収益それぞれ396百万ドルおよび399百万ドル分減少しました。2013年度の実現収益は期待収益を下回りましたが、2014年度および2012年度の実現収益は期待収益を上回りました。

生命表

2014年12月31日現在、当社は米国内制度に退職制度2014（以下「RP-2014」といいます。）および死亡率予測2014（以下「MP-2014」といいます。）の生命表を適用しています。

	2014年	2013年
生命表		
米国内制度 ⁽¹⁾⁽²⁾		
年金	RP-2014/MP-2014	IRS RP-2000(2014)
退職後	RP-2014/MP-2014	IRS RP-2000(2014)

(1) RP-2014の表は、ホワイトカラー向けのRP-2014の表であり、シティグループ固有の死亡実績を反映して死亡率を4%増加させています。MP-2014の予測スケールには、2015年から2027年までの予定改善率の段階的削減が含まれています。

(2) IRSの生命表（静的バージョン）には、予測スケールAAを用いた退職後（測定日から）7年間の予測および退職前（測定日から）15年間の予測が含まれています。

シティグループ固有の実績を反映するために、RP-2014の表および長期死亡率改善率の調整が行われました。その結果、米国内の適格および非適格年金制度ならびに退職後給付制度のPBOが、2014年12月31日現在、1,209百万ドル増加し、積立状況およびその他の包括利益累計額が1,209百万ドル（税引後で737百万ドル）減少しました。さらに、2015年度の適格および非適格年金制度ならびに退職後給付制度の給付費用は、約73百万ドル増加する見込みです。

主要な仮定の感応度

以下の表は、割引率の1ポイントの変化が年金費用に与える影響を要約したものです。

(単位：百万ドル)	1ポイントの増加			1ポイントの減少		
	2014年	2013年	2012年	2014年	2013年	2012年
米国内制度	\$28	\$16	\$18	\$(45)	\$(57)	\$(36)
米国外制度	(39)	(52)	(48)	56	79	64

米国内の適格年金制度が停止されたため、将来の勤務費用の大部分は消去され、損益償却期間は、停止された制度の参加者の平均寿命に変更されました。これにより、米国内の適格年金制度の年金費用は、勤務費用よりも利息費用からの影響を受けることになり、割引率の上昇は、年金費用を増加させ、割引率の減少は年金費用を減少させます。

以下の表は、資産の期待収益率における1ポイントの変化が年金費用に与える影響を要約したものです。

(単位：百万ドル)	1ポイントの増加			1ポイントの減少		
	2014年	2013年	2012年	2014年	2013年	2012年
米国内制度	\$ (129)	\$ (123)	\$ (120)	\$ 129	\$ 123	\$ 120
米国外制度	(67)	(68)	(64)	67	68	64

医療費用変動率

医療費用変動率の仮定は以下のとおりです。

	2014年	2013年
米国内制度の医療費用増加率		
翌年度	7.50%	8.00%
費用増加が減少すると仮定される最終的な利率	5.00	5.00
最終的な増加率に到達する年度 ⁽¹⁾	2020年	2020年

(1) 翌年度および最終的な利率が異なる制度の加重平均値です。

	2014年	2013年
米国外制度の医療費用増加率（加重平均値）		
翌年度	6.94%	6.95%
費用増加が減少すると仮定される最終的な利率	6.93	6.94
最終的な増加率に到達する年度	2027年	2029年

医療費用変動率の仮定における1ポイントの変化が退職後費用に与える影響は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	1ポイントの増加		1ポイントの減少	
	2014年	2013年	2014年	2013年
米国内の退職後制度の発生給付および利息費用に与える影響額	\$ 2	\$ 1	\$ (1)	\$ (1)
米国内の退職後制度の累積退職後給付債務に与える影響額	40	24	(34)	(19)

(単位：百万ドル)	1ポイントの増加		1ポイントの減少	
	2014年	2013年	2014年	2013年
米国外の退職後制度の発生給付および利息費用に与える影響額	\$ 17	\$ 37	\$ (14)	\$ (29)
米国外の退職後制度の累積退職後給付債務に与える影響額	197	181	(161)	(137)

制度資産

シティグループの米国内の年金および退職後給付制度の制度資産の2014年および2013年12月31日現在の公正価値に基づく資産グループ別の配分、ならびに2015年度の目標配分は以下のとおりです。

資産グループ ⁽¹⁾	目標資産配分	12月31日現在の 米国内年金制度資産		12月31日現在の 米国内退職後給付 制度資産	
	2015年	2014年	2013年	2014年	2013年
株式 ⁽²⁾	0 から 30%	20%	19%	20%	19%
債券	25 から 73	44%	42%	44%	42%
不動産	0 から 7	4%	5%	4%	5%
プライベート・エクイティ	0 から 10	8%	11%	8%	11%
その他の投資	0 から 22	24%	23%	24%	23%
合計		100%	100%	100%	100%

- (1) 米国内制度の資産配分は投資商品別ではなく投資戦略別に設定されます。例えば、基礎となる投資が不動産に対する投資であるプライベート・エクイティは、プライベート・エクイティではなく不動産の資産グループに分類されます。
- (2) 2014年度および2013年度末における米国内の年金制度および退職後制度の株式には、シティグループの普通株式は含まれていません。

第三者の投資マネージャーおよびアドバイザーが、シティグループの米国内の年金制度および退職後制度に対して各サービスを提供しています。シティの年金制度投資委員会が適切と判断した場合、資産の再配分が行われます。資産に関するシティグループの投資戦略は、シティグループの制度への拠出金との合計で、必要なすべての給付債務の支払能力を維持できる様々な資産グループにわたるグローバルな分散投資ポートフォリオを維持することです。

シティグループの米国外の年金および退職後給付制度の制度資産の2014年度および2013年度末における公正価値に基づく資産グループ別の加重平均配分と実際の範囲、ならびに2015年度の加重平均目標配分は以下のとおりです。

米国外年金制度					
資産グループ ⁽¹⁾	加重平均 目標 資産配分	12月31日現在の 実際の範囲		12月31日現在の 加重平均	
	2015年	2014年	2013年	2014年	2013年
株式	17%	0 から 67%	0 から 69%	17%	20%
債券	78	0 から 100	0 から 99	77	72
不動産	1	0 から 21	0 から 19	—	1
その他の投資	4	0 から 100	0 から 100	6	7
合計	100%			100%	100%

米国外退職後給付制度					
資産グループ ⁽¹⁾	加重平均 目標 資産配分	12月31日現在の 実際の範囲		12月31日現在の 加重平均	
	2015年	2014年	2013年	2014年	2013年
株式	41%	0 から 42%	0 から 41%	42%	41%
債券	56	54 から 100	51 から 100	54	51
その他の投資	3	0 から 4	0 から 8	4	8
合計	100%			100%	100%

(1) 米国内制度と同様、特定の米国外の制度に対する資産の配分は、投資商品ではなく投資戦略により設定されています。

公正価値の開示

公正価値の階層のレベル1、2および3ならびに当社が使用している評価技法の説明などの公正価値測定の情報については、当連結財務諸表注記1および注記25をご参照ください。

評価技法および価格情報源の変更に伴い、年度中において、特定の投資に関する公正価値の階層について分類の振替を行う場合があります。2014年および2013年12月31日に終了した事業年度において、レベル1とレベル2の間の投資の重要な振替はありませんでした。

資産グループおよび公正価値の階層別の制度資産の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	米国年金および退職後給付制度 ⁽¹⁾			
	2014年12月31日現在の公正価値測定			
資産グループ	レベル1	レベル2	レベル3	合計
株式				
米国内株式	\$ 773	\$ —	\$ —	\$ 773
米国外株式	601	—	—	601
ミューチュアル・ファンド	214	—	—	214
合同運用ファンド	—	939	—	939
債券				
米国財務省証券	1,178	—	—	1,178
米国機関債券	—	113	—	113
米国社債	—	1,533	—	1,533
米国外国債	—	357	—	357
米国外社債	—	405	—	405
州および地方債証券	—	132	—	132
ヘッジファンド	—	2,462	731	3,193
アセット・バック証券	—	41	—	41
モーゲージ・バック証券	—	76	—	76
年金契約	—	—	59	59
プライベート・エクイティ	—	—	1,631	1,631
デリバティブ	12	637	—	649
その他の投資	—	101	260	361
投資公正価値合計	\$2,778	\$6,796	\$2,681	\$12,255
現金および短期投資	\$ 111	\$1,287	\$ —	\$ 1,398
その他の投資債権	—	28	35	63
資産合計	\$2,889	\$8,111	\$2,716	\$13,716
その他の投資負債	\$ (17)	\$ (618)	\$ —	\$ (635)
純資産合計	\$2,872	\$7,493	\$2,716	\$13,081

(1) 米国内の年金および退職後給付制度の投資は1つの信託で合同運用されています。2014年12月31日現在、米国内の年金および退職後給付制度の配分可能な利息はそれぞれ99.9%および0.1%でした。

(単位：百万ドル)	米国年金および退職後給付制度 ⁽¹⁾			
	2013年12月31日現在の公正価値測定			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産グループ				
株式				
米国内株式	\$ 793	\$ —	\$ —	\$ 793
米国外株式	442	—	—	442
ミューチュアル・ファンド	203	—	—	203
合同運用ファンド	—	977	—	977
債券				
米国財務省証券	1,112	—	—	1,112
米国機関債券	—	91	—	91
米国社債	—	1,387	—	1,387
米国外国債	—	349	—	349
米国外社債	—	398	—	398
州および地方債証券	—	137	—	137
ヘッジファンド	—	2,132	1,126	3,258
アセット・バック証券	—	61	—	61
モーゲージ・バック証券	—	64	—	64
年金契約	—	—	91	91
プライベート・エクイティ	—	—	2,106	2,106
デリバティブ	8	601	—	609
その他の投資	—	29	150	179
投資公正価値合計	\$2,558	\$6,226	\$3,473	\$12,257
現金および短期投資	\$ 107	\$ 957	\$ —	\$ 1,064
その他の投資債権	—	49	52	101
資産合計	\$2,665	\$7,232	\$3,525	\$13,422
その他の投資負債	\$ (9)	\$ (650)	\$ —	\$ (659)
純資産合計	\$2,656	\$6,582	\$3,525	\$12,763

(1) 米国内の年金および退職後給付制度の投資は1つの信託で合同運用されています。2013年12月31日現在、米国内の年金および退職後給付制度の配分可能な利息はそれぞれ99.7%および0.3%でした。

(単位：百万ドル)

資産グループ

株式

米国内株式

米国外株式

ミューチュアル・ファンド

合同運用ファンド

債券

米国社債

米国外国債

米国外社債

ヘッジファンド

モーゲージ・バック証券

年金契約

デリバティブ

その他の投資

投資公正価値合計

現金および短期投資

資産合計

その他の投資負債

純資産合計

米国外年金および退職後給付制度

2014年12月31日現在の公正価値測定

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
米国内株式	\$ 6	\$ 15	\$ —	\$ 21
米国外株式	86	271	45	402
ミューチュアル・ファンド	207	3,334	—	3,541
合同運用ファンド	10	25	—	35
米国社債	—	357	—	357
米国外国債	3,293	246	1	3,540
米国外社債	103	811	5	919
ヘッジファンド	—	—	10	10
モーゲージ・バック証券	—	1	—	1
年金契約	—	1	32	33
デリバティブ	11	—	—	11
その他の投資	7	13	163	183
投資公正価値合計	\$3,723	\$5,074	\$256	\$9,053
現金および短期投資	\$ 112	\$ 2	\$ —	\$ 114
資産合計	\$3,835	\$5,076	\$256	\$9,167
その他の投資負債	\$ (3)	\$ (723)	\$ —	\$ (726)
純資産合計	\$3,832	\$4,353	\$256	\$8,441

米国外年金および退職後給付制度

2013年12月31日現在の公正価値測定

(単位：百万ドル)

資産グループ

株式

米国内株式

米国外株式

ミューチュアル・ファンド

合同運用ファンド

債券

米国社債

米国外国債

米国外社債

ヘッジファンド

モーゲージ・バック証券

年金契約

デリバティブ

その他の投資

投資公正価値合計

現金および短期投資

資産合計

その他の投資負債

純資産合計

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
米国内株式	\$ 6	\$ 13	\$ —	\$ 19
米国外株式	117	292	49	458
ミューチュアル・ファンド	257	3,593	—	3,850
合同運用ファンド	7	22	—	29
米国社債	—	392	—	392
米国外国債	2,547	232	—	2,779
米国外社債	107	780	5	892
ヘッジファンド	—	—	11	11
モーゲージ・バック証券	3	1	—	4
年金契約	—	1	32	33
デリバティブ	42	—	—	42
その他の投資	7	12	202	221
投資公正価値合計	\$3,093	\$5,338	\$299	\$8,730
現金および短期投資	\$ 92	\$ 4	\$ —	\$ 96
資産合計	\$3,185	\$5,342	\$299	\$8,826
その他の投資負債	\$ —	\$ (436)	\$ —	\$ (436)
純資産合計	\$3,185	\$4,906	\$299	\$8,390

レベル3 ロールフォワード

当年度中のレベル3資産の期首および期末残高の調整は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)

資産グループ	米国年金および退職後給付制度					2014年12月 31日現在 レベル3 市場価値 期末残高
	2013年12月 31日現在 レベル3 市場価値 期首残高	実現利益 (損失)	未実現利益 (損失)	購入、売 却、発行	レベル3 への／から の 振替	
ヘッジファンド	\$1,126	\$ 63	\$ (25)	\$ (264)	\$(169)	\$ 731
年金契約	91	—	(1)	(31)	—	59
プライベート・エクイティ	2,106	241	(187)	(529)	—	1,631
その他の投資	150	(1)	(5)	109	7	260
資産合計	\$3,473	\$ 303	\$(218)	\$ (715)	\$(162)	\$2,681
その他の投資債権	52	—	—	(17)	—	35
資産合計	\$3,525	\$ 303	\$(218)	\$ (732)	\$(162)	\$2,716

(単位：百万ドル)

資産グループ	米国年金および退職後給付制度					2013年12月 31日現在 レベル3 市場価値 期末残高
	2012年12月 31日現在 レベル3 市場価値 期首残高	実現利益 (損失)	未実現利益 (損失)	購入、売 却、発行	レベル3 への／から の 振替	
ヘッジファンド	\$1,524	\$ 45	\$ 69	\$ 19	\$(531)	\$1,126
年金契約	130	—	(9)	(33)	3	91
プライベート・エクイティ	2,419	264	(10)	(564)	(3)	2,106
その他の投資	142	—	7	8	(7)	150
資産合計	\$4,215	\$ 309	\$ 57	\$ (570)	\$(538)	\$3,473
その他の投資債権	24	—	—	28	—	52
資産合計	\$4,239	\$ 309	\$ 57	\$ (542)	\$(538)	\$3,525

(単位：百万ドル)

米国外年金および退職後給付制度

資産グループ	2013年12月 31日現在 レベル3 市場価値 期首残高	未実現利益 (損失)	購入、売却、 発行	レベル3 への／からの 振替	2014年12月 31日現在 レベル3 市場価値 期末残高
株式					
米国外株式	\$ 49	\$ (3)	\$ —	\$ (1)	\$ 45
債券					
米国外国債	—	—	—	1	1
米国外社債	5	—	1	(1)	5
ヘッジファンド	11	(1)	—	—	10
年金契約	32	—	—	—	32
その他の投資	202	(1)	(33)	(5)	163
資産合計	\$299	\$ (5)	\$ (32)	\$ (6)	\$256
現金および短期投資	—	—	—	—	—
資産合計	\$299	\$ (5)	\$ (32)	\$ (6)	\$256

(単位：百万ドル)

米国外年金および退職後給付制度

資産グループ	2012年12月 31日現在 レベル3 市場価値 期首残高	未実現利益 (損失)	購入、売却、 発行	レベル3 への／からの 振替	2013年12月 31日現在 レベル3 市場価値 期末残高
株式					
米国外株式	\$ 48	\$ 5	\$ —	\$ (4)	\$ 49
債券					
米国外国債	4	—	—	(4)	—
米国外社債	4	(1)	2	—	5
ヘッジファンド	16	1	(6)	—	11
年金契約	6	3	(1)	24	32
その他の投資	219	—	3	(20)	202
資産合計	\$297	\$ 8	\$ (2)	\$ (4)	\$299
現金および短期投資	3	—	—	(3)	—
資産合計	\$300	\$ 8	\$ (2)	\$ (7)	\$299

投資戦略

当社の年金および退職後基金のグローバルな投資戦略は、参加者に対し給付を提供することだけを目的として慎重に投資することです。投資戦略は、当社の基金への拠出金との合計で、必要なすべての給付債務に対する支払能力を維持できる収益を生むことを目標としています。資産の種類を分散し、国内・国外の株式、確定収益証券ならびに現金および短期投資に投資することによりリスクを管理しています。米国外のほとんどの国における目標資産配分は、主に株式または債券で保有することです。このような配分は、該当する債務の性質やその他様々な地域の事情によって地域および国ごとに異なります。米国外の拠出型制度の制度資産配分の実際の範囲が広いのは、各地の法的要件および経済状況が異なっているためです。例えば、国によっては、現地の法律によってすべての年金制度資産は確定収益投資、政府の基金あるいは現地の有価証券に投資することが要求される場合もあります。

制度資産におけるリスクの著しい集中

当社の年金制度資産は、個々の投資による影響を限定するために分散されています。米国内の適格年金制度の資産は多数の資産グループに分散されていますが、中でも市場で取引されている確定収益証券、ヘッジファンド、上場株式およびプライベート・エクイティが最も大きな資産配分を示しています。これら4つの資産グループへの投資は、各資産グループの個別の特性によってさらにファンド、マネージャー、戦略、年数、セクターおよび地理別に分散されています。当社の重要な米国外制度の年金資産は、主に市場で取引されている確定収益証券および市場で取引されている持分有価証券に投資されています。

監視およびリスク管理措置

当社の年金監視プロセスの枠組みには、全世界、地域または国別で適宜、制度を信託および／または管理することによる退職制度のモニタリングを含みます。当社の米国内の適格年金制度および重要な米国外年金制度に対するリスク管理の監視およびモニタリングは、独立したリスク管理機能によって実施されています。監視プロセスの特定要素は各地域、国および制度の要件に合わせて用意されていますが、以下の項目は当社のモニタリングおよびリスク管理プロセスに共通となっています。

- ・ 定期的な資産負債管理研究および戦略的な資産配分のレビュー
- ・ 拠出水準および比率の定期的監視
- ・ 資産配分ガイドライン準拠の定期的監視
- ・ 資産クラスおよび／または投資マネージャーのベンチマークに対する実績の定期的監視
- ・ リスク資本分析およびストレステストの測定

将来の給付金支払の見積り

当社は、以下の見積給付金を今後支払う予定です。

(単位：百万ドル)	年金制度		退職後給付制度	
	米国内制度	米国外制度	米国内制度	米国外制度
2015年	\$ 835	\$ 368	\$ 73	\$ 65
2016年	860	339	72	70
2017年	868	366	71	75
2018年	882	383	70	81
2019年	900	413	68	88
2020年から2024年	4,731	2,452	317	574

処方薬

2003年12月、「2003年医療健康保険処方薬、改善および近代化の法律」（以下「2003年法律」といいます。）が制定されました。2003年法律は、「メディケア・パートD」として知られるメディケアに基づく処方薬の給付、および少なくとも年金数理計算上メディケア・パートDに相当する給付を提供している米国内の退職者健康医療給付制度のスポンサーに対する連邦補助金を制度化したものです。当社は、特定の参加者に対して少なくとも年金数理計算上メディケア・パートDに相当する金額を給付しているため、補助金を受け取る権利を有しています。

当該補助金により、2014年12月31日および2013年12月31日現在の累積退職後給付債務（以下「APB0」といいます。）がそれぞれ約5百万ドルおよび4百万ドル減少し、2014年度および2013年度の退職後給付費用は、それぞれ約0.2百万ドルおよび3百万ドル減少しました。費用に対する影響額の減少は、当社が下記のとおり2013年度に従業員グループ権利放棄制度を適用したことによるものです。

次表は、補助金の影響を考慮する前の見積将来給付金および将来予想される補助金の金額を示したものです。

(単位：百万ドル)	予想される米国内退職後給付金		
	メディケア・パートDの補助金考慮前	メディケア・パートDの補助金	メディケア・パートDの補助金考慮後
2015年	\$ 73	\$ —	\$ 73
2016年	72	—	72
2017年	71	—	71
2018年	70	—	70
2019年	68	—	68
2020年から2024年	319	2	317

2010年患者保護および医療費負担適正化法の特定の条文により、メディケア・パートDの補助金に関する従業員グループ権利放棄制度（以下「EGWP」といいます。）として知られるメディケア・パートDオプションが改善されました。EGWPでは、メディケア適格参加者および多くの従業員に対して最も費用の安い処方薬が給付されます。2013年4月1日より、当社は適格退職者に対してEGWPのスポンサーとなり施行を開始しています。2014年度および2013年度においてEGWPに基づく当社の補助金の額はそれぞれ11.0百万ドルおよび10.5百万ドルでした。

2010年法律のその他の条文がシティグループの年金および退職後給付制度に重要な影響を及ぼすことはない
と予想されます。

退職後制度

当社は、長期障害を負った米国内の特定の適格従業員に対する継続的な収入の提供ならびに医療および福利厚生を提供する米国内の退職後制度のスポンサーとなっています。

2014年および2013年12月31日現在、当社の連結財務諸表に認識された制度の積立状況は、それぞれ(256)百万ドルおよび(252)百万ドルでした。2014年および2013年12月31日現在の「その他包括利益（損失）累計額」に認識された金額は、それぞれ24百万ドルおよび46百万ドルでした。2014年1月1日より、当社は退職後制度を変更し、将来に障害を負った従業員が引き続き当社の補助医療給付の適格とされる期間を限定しました。

以下の表は、当社の米国内の退職後制度に関して当社の連結損益計算書に認識された正味費用の構成要素を要約したものです。

(単位：百万ドル)	正味費用		
	2014年	2013年	2012年
勤務関連費用			
勤務費用	\$ —	\$ 20	\$ 22
利息費用	5	10	13
過去勤務費用（給付）	(31)	(3)	7
正味年金数理損失	14	17	13
勤務関連費用合計	\$ (12)	\$ 44	\$ 55
非勤務関連費用（給付）	\$ 37	\$ (14)	\$ 24
正味費用合計	\$ 25	\$ 30	\$ 79

以下の表は、当社の米国内の退職後制度に関する退職後給付債務および正味給付費用の決定において使用された特定の仮定を要約したものです。

	2014年	2013年
割引率	3.45%	4.05%
医療費用増加率		
翌年度	7.50%	8.00%
費用増加が減少すると仮定される最終的な利率	5.00	5.00
最終的な増加率に到達する年度	2020年	2020年

早期退職者再保険プログラム

当社は、適格従業員の早期退職に伴う医療給付費用の一部について、連邦政府が補填する早期退職者再保険プログラム（以下「ERRP」といいます。）に参加しています。当社が還付金として受領した8百万ドルのうち、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度においてそれぞれ約3百万ドルおよび5百万ドルが、特定の適格従業員の医療給付費用減額のために使用されました。

確定拠出制度

当社は、米国内および特定の米国外拠点の確定拠出制度のスポンサーとなっており、いずれも各国の法律に従って運営されています。最も重要な確定拠出制度は、米国内で当社がスポンサーであるシティグループ401(k)制度です。

シティグループ401(k)制度に基づき、米国内の適格従業員は、2014年度および2013年度の適格報酬の最大6%をマッチング拠出として受け取りました。これは法定制限の対象となります。さらに適格報酬が100,000ドル以下の適格従業員については、適格報酬の最大2%の固定拠出額を受け取ります。当社の拠出はすべて参加者個人の選択により投資されました。本制度に伴う税引前費用は、2014年度、2013年度および2012年度においてそれぞれ383百万ドル、394百万ドルおよび384百万ドルでした。

[前へ](#)

[次へ](#)

9. 法人税等

当社の12月31日に終了した事業年度の法人税等繰入額の詳細は、以下のとおりです。

法人税等

(単位：百万ドル)

	2014年	2013年	2012年
当期税金			
連邦税	\$ 181	\$ (260)	\$ (71)
外国税	3,281	3,788	3,869
州税	388	(41)	300
当期法人税等合計	\$ 3,850	\$ 3,487	\$ 4,098
繰延税金			
連邦税	\$ 2,510	\$ 2,867	\$ (4,558)
外国税	361	(716)	900
州税	476	548	(43)
繰延税金合計	\$ 3,347	\$ 2,699	\$ (3,701)
非支配持分控除前の継続事業からの利益に係る			
法人税等繰入(便益)額 ⁽¹⁾	\$ 7,197	\$ 6,186	\$ 397
非継続事業に係る法人税等繰入(便益)額	12	(244)	(52)
会計方針変更による累積的影響額に係る 法人税等繰入(便益)額	—	—	(58)
株主持分に計上された法人税等(便益)：			
外貨換算	65	(48)	(709)
投資有価証券	1,007	(1,300)	369
従業員株式制度	(87)	28	265
キャッシュ・フロー・ヘッジ	207	625	311
給付制度	(660)	698	(390)
利益剰余金 ⁽²⁾	(353)	—	—
法人税等（非支配持分控除前）	\$ 7,388	\$ 5,945	\$ 133

(1) 有価証券取引および一時的でない減損損失の影響による繰入(便益)額が、2014年度においてそれぞれ200百万ドルおよび(148)百万ドル、2013年度において262百万ドルおよび(187)百万ドル、2012年度において、1,138百万ドルおよび(1,740)百万ドル含まれています。

(2) 上記の「連結株主持分変動計算書」をご参照ください。

税率

次表は、連邦法定税率を、12月31日に終了した事業年度の継続事業からの利益(非支配持分および会計方針変更による累積的影響額控除前)に対する当社の実効税率に調整したものです。

	2014年	2013年	2012年
連邦法定税率	35.0%	35.0%	35.0%
州税(連邦所得税の軽減額調整後)	3.4	1.7	2.9
外国所得税率差異	(0.8)	(2.2)	(4.4)
税務調査の和解 ⁽¹⁾	(2.4)	(0.6)	(11.3)
税法改正の影響 ⁽²⁾	1.2	(0.3)	(0.1)
損金不算入の法務関連費用	18.3	0.8	0.2
関連会社における課税基準の相違	(2.5)	—	(8.8)
課税優遇投資	(3.6)	(3.0)	(8.6)
その他(正味)	0.4	(0.2)	—
実効税率	49.0%	31.2%	4.9%

- (1) 2014年度は、当社の2009年から2011年の米国連邦税務調査における様々な問題の調査終了、および2006年から2008年のニューヨーク州の税務調査の終了に関連しています。2013年度は、IRSの上訴における2003年から2005年に関する米国連邦税に関する問題の和解に関連しています。2012年度は、当社の2006年から2008年の米国連邦税務調査における様々な問題の調査終了、および2006年から2008年のニューヨーク市税務調査の終了に関連しています。
- (2) 2014年度には、ニューヨーク州およびサウス・ダコタ州で施行された法人税制改革の結果生じた約210百万ドルのDTAの計上が含まれています。

上表に記載のとおり、シティの2014年度の実効税率は49.0%であり、これには当期における特定の税務項目の解決に関する税務便益347百万ドルが含まれています。この税率は2013年度の実効税率31.2%より高くなっていますが、その主たる原因は、2014年度において税引前利益が比較的少なかったのに対して、損金不算入の法務関連費用が多く、影響を及ぼしたためです。2013年度にはまた、当該年度における特定の税務調査項目の解決に関連する127百万ドルの税務便益も含まれていました。

加えて、すでに開示したとおり、2013年度において、シティは(ASC 740「法人税等」において主張されているように)特定の外国子会社の利益を米国外で永久的に再投資することを中止する決定を行いました。この決定により、これらの外国子会社の利益に係るシティの2014年度および2013年度の税金繰入額は、より税率の高い米国の税金に合わせて増加し、そのため、シティの2014年度および2013年度の実効税率を上昇させ、税引後利益を減少させました。シティの外国利益の詳細については、以下の「外国利益」をご参照ください。

繰延税金

12月31日現在の繰延税金は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)

	2014年	2013年
繰延税金資産		
貸倒損失による減額	\$ 7,010	\$ 8,356
繰延報酬および従業員給付	4,676	4,067
事業再構築および清算引当金	1,599	1,806
未送金外国所得	6,368	6,910
投資および貸出金のベースス差異	4,808	4,274
キャッシュ・フロー・ヘッジ	529	736
税額控除および繰越欠損金	23,395	26,097
固定資産およびリース	2,093	666
その他の繰延税金資産	2,334	2,734
繰延税金資産総額	<u>\$52,812</u>	<u>\$55,646</u>
評価性引当金	—	—
評価性引当金控除後繰延税金資産	<u>\$52,812</u>	<u>\$55,646</u>
繰延税金負債		
繰延保険契約獲得費用および有効保険契約価値	\$ (415)	\$ (455)
無形資産	(1,636)	(1,076)
債券発行	(866)	(811)
その他の繰延税金負債	(559)	(640)
繰延税金負債総額	<u>\$(3,476)</u>	<u>\$(2,982)</u>
正味繰延税金資産	<u>\$49,336</u>	<u>\$52,664</u>

未認識の税務便益

当社の未認識の税務便益の変動は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
1月1日現在の未認識の税務便益合計額	<u>\$ 1,574</u>	<u>\$ 3,109</u>	<u>\$ 3,923</u>
当年度のタックス・ポジションの増加（純額）	135	58	136
過年度のタックス・ポジションの増加（総額）	175	251	345
過年度のタックス・ポジションの減少（総額）	(772)	(716)	(1,246)
和解による減少額	(28)	(1,115)	(44)
時効による減少額	(30)	(15)	(3)
為替、買収および売却	6	2	(2)
12月31日現在の未認識の税務便益合計額	<u>\$ 1,060</u>	<u>\$ 1,574</u>	<u>\$ 3,109</u>

2014年、2013年および2012年12月31日現在、仮に認識された場合にシティの実効税率に影響を及ぼすことになる未認識の税務便益合計額は、それぞれ8億ドル、8億ドルおよび13億ドルでした。法人税の申告が確定していないタックス・ポジションの残りの金額は、2014年度の「利益剰余金」に認識された2013年12月31日現在の4億ドルを除き、別の税務管轄における金額と相殺可能かまたは一時差異です。

利息および課徴金（上記の「未認識の税務便益」には含まれていません。）は「法人税等繰入額」に計上されています。

	2014年		2013年		2012年	
(単位：百万ドル)	税引前	税引後	税引前	税引後	税引前	税引後
1月1日現在の連結貸借対照表上の利息および課徴金合計額	\$277	\$173	\$492	\$315	\$404	\$261
連結損益計算書上の利息および課徴金合計額	(1)	(1)	(108)	(72)	114	71
12月31日現在の連結貸借対照表上の利息および課徴金合計額 ⁽¹⁾	269	169	277	173	492	315

(1) 2014年度、2013年度および2012年度において、外国の課徴金それぞれ2百万ドル、2百万ドルおよび10百万ドルが含まれています。また、州の課徴金が2014年度において3百万ドル、2013年度および2012年度において4百万ドル含まれています。

2014年12月31日現在、シティは、内国歳入庁および世界各国の主要な税務管轄による税務調査を受けています。したがって、今後12ヶ月以内に未認識の税務便益総額の残高が大きく変動する可能性があります。シティは、以下の記載を除き、当該調査の結果により実効税率に重大な変更がもたらされることはないと考えています。

シティは、2012年から2013年のサイクルのIRSの調査の結論が今後12ヶ月以内に下されると予想しています。解決する可能性のある項目に対する2014年12月31日現在の法人税の申告が確定していないタックス・ポジション総額は、約120百万ドルです。解決すべき残りの問題の数および性質により、継続事業からの利益に対する潜在的な税務便益は、0ドルから120百万ドルの範囲のいずれかになる可能性があります。さらに、シティでは、特定の州および地方の税務調査の結論が今後12ヶ月以内に下される可能性があるとしています。2014年12月31日現在の法人税の申告が確定していないタックス・ポジション総額は、約214百万ドルです。また、約146百万ドルの利息（総額）があります。継続事業からの利益に対する潜在的な税務便益は、利息を含め、0ドルから230百万ドルの間のいずれかになる可能性があります。

当社および関連会社が業務を行っている主要な税務管轄および調査対象となっている最初の課税年度は以下のとおりです。

税務管轄	課税年度
米国	2012年
メキシコ	2009年
ニューヨーク州およびニューヨーク市	2006年
英国	2013年
インド	2010年
ブラジル	2010年
シンガポール	2007年
香港	2008年
アイルランド	2010年

外国利益

税引前外国利益は、2014年度、2013年度および2012年度についてそれぞれ約101億ドル、131億ドル（うち1億ドルが「非継続事業」に含まれています。）および147億ドルでした。米国法人であるシティグループおよび米国子会社は、外国の支店による税引前外国利益全額に対して米国法人税が課税されます。外国の子会社または関連会社の税引前利益については、送金時に米国法人税が課税されます。当社は、米国外の子会社の未分配利益から米国外で永久的に再投資される金額を控除した金額について、法人税等を計上しています。

2014年12月31日現在、米国外の子会社の累積未分配利益438億ドルが永久的に再投資されました。これらの未分配利益が現時点で送金された場合、現行の米国連邦法人税率で116億ドルの所得税（米国の外国税額控除を考慮後）を追加で計上しなければなりません。継続事業からの法人税等に及ぼす当期の影響額は、上表の連邦法定税率と当社の実効税率との調整表の「外国所得税率差異」に含まれています。

1988年以前に発生した当社の「貯蓄銀行の基準年度貸倒引当金」については、現在の米国税務規則のもとでは、当該金額が連邦法で定められた限度額を超えて分配される場合にのみ法人税の支払義務が生じるため、未払法人税を計上していません。2014年12月31日現在における基準年度引当金の合計額は約358百万ドル（125百万ドルの課税）でした。

繰延税金資産

2014年および2013年12月31日現在、シティにはDTAに関する評価性引当金残高はありませんでした。

(単位：十億ドル) 税務管轄／項目	DTA残高 2014年 12月31日現在	DTA残高 2013年 12月31日現在
米国連邦税⁽¹⁾		
欠損金 (NOL) ⁽²⁾	\$ 2.3	\$ 1.4
外国税額控除 (FTC) ⁽³⁾	17.6	19.6
一般事業税額控除 (GBC)	1.6	2.5
将来の税額控除	21.1	21.4
米国連邦税合計	\$42.6	\$44.9
州税および地方税		
ニューヨーク州NOL	\$ 1.5	\$ 1.4
その他の州NOL	0.4	0.5
将来の税額控除	2.0	2.4
州税および地方税合計	\$ 3.9	\$ 4.3
外国税		
APB第23号が適用される子会社のNOL	\$ 0.2	\$ 0.2
APB第23号が適用されない子会社のNOL	0.5	1.2
将来の税額控除	2.1	2.1
外国税合計	\$ 2.8	\$ 3.5
合計	\$49.3	\$52.7

- (1) 2014年12月31日現在の米国連邦税のDTA純額426億ドルには、関連する繰越期間に戻入れられ、DTAの裏付けとして利用される繰延税金負債20億ドルが含まれています。
- (2) シティグループの連結納税とは別に利用される予定の連結納税対象外の会社に関連する繰越NOLが2014年度および2013年度のいずれにおいても6億ドル、ならびに最終的にシティグループの連結納税に利用される予定の連結納税対象外の繰越NOLが2014年度および2013年度においてそれぞれ17億ドルおよび8億ドル含まれています。
- (3) 最終的にシティグループの連結納税に利用される予定の連結納税対象外の繰越FTCが2014年度および2013年度においてそれぞれ10億ドルおよび7億ドル含まれています。

次表は、2014年および2013年12月31日現在における税金の繰越欠損金およびその失効日を要約したものです。

(単位：十億ドル) 失効年	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在
米国の納税における繰越外国税額控除		
2017年	\$ 1.9	\$ 4.7
2018年	5.2	5.2
2019年	1.2	1.2
2020年	3.1	3.1
2021年	1.8	1.4
2022年	3.4	3.3
2023年 ⁽¹⁾	1.0	0.7
米国の納税における繰越外国税額控除合計	\$17.6	\$19.6
米国の納税における繰越一般事業税額控除		
2028年	\$ —	\$ 0.4
2029年	—	0.4
2030年	0.4	0.4
2031年	0.3	0.4
2032年	0.4	0.5
2033年	0.3	0.4
2034年	0.2	—
米国の納税における繰越一般事業税額控除合計	\$ 1.6	\$ 2.5
米国子会社の個別の連邦繰越NOL		
2027年	\$ 0.2	\$ 0.2
2028年	0.1	0.1
2030年	0.3	0.3
2031年	1.7	1.7
2033年	1.9	1.7
2034年	2.3	—
米国子会社の個別の連邦繰越NOL合計⁽²⁾	\$ 6.5	\$ 4.0
ニューヨーク州繰越NOL		
2027年	\$ —	\$ 0.1
2028年	—	6.5
2030年	—	2.0
2031年	—	0.1
2032年	—	0.9
2033年	—	—
2034年	12.3	—
ニューヨーク州繰越NOL合計⁽²⁾	\$12.3	\$ 9.6
ニューヨーク市繰越NOL		
2027年	\$ —	\$ 0.1
2028年	3.8	3.9
2029年	—	1.5
2031年	0.1	—
2032年	0.5	0.6
ニューヨーク市繰越NOL合計⁽²⁾	\$ 4.4	\$ 6.1
APB第23号が適用される子会社の繰越NOL		
多年にわたる	\$ 0.2	\$ 0.2
APB第23号が適用される子会社の繰越NOL合計	\$ 0.2	\$ 0.2

(1) 2023年に失効する繰越FTC10億ドルは、連結納税対象外の事業体ですが、最終的にシティグループの連結納税に利用される予定です。

(2) 税引前。

シティのDTA純額合計は前年度比で減少しましたが、時間の経過に伴い、特にDTAのFTC部分に関して、利用可能な残存期間は短縮されました。DTAの実現可能性は、シティの米国における課税利益を最適化する活動を通じたものを含め、繰越期間において米国での課税利益を生み出すシティの能力によって引き続き影響を受けます。

実現可能性は担保されませんが、DTAが発生している管轄区域における将来の課税所得についての予測、および繰越欠損金の失効を回避する為に必要な場合には実行される戦略的タックスプランニング（ASC 740「法人税等」で定義されています。）に基づいて2014年12月31日現在で認識されたDTA純額493億ドルの実現可能性は高いとシティは考えています。一般的に、シティのDTAのうち時間の影響を最も受ける部分の失効を回避するためには、シティはFTC繰越期間に約810億ドルの米国での課税所得を得る必要があります。シティのDTA純額は、主に国内のGAAP上の課税所得が追加で発生するにつれて減少します。

シティは、2つの構成要素の肯定的証拠がDTAを全額実現可能であることを裏付けているという結論に達しました。第一に、ASC 740に基づく戦略的タックスプランニングを別として、シティは繰越期間に十分な米国での課税所得が発生すると予測しています。シティの課税所得は、市場および世界経済全体の動向の影響を引き続き受け、地域的な事業予測およびこれらの予測に対する課税所得の調整（例えば、米国非課税所得、その後の年度の米国税務申告において控除可能な貸倒損失引当金など）ならびに米国での課税所得を最適化するための活動を組み込みます。

第二に、シティには、ASC 740に基づき利用可能で、繰越欠損金の失効を回避するために必要な場合に実行される十分な戦略的タックスプランニングがあります。これらの戦略には、利益が永久的に再投資されるという主張がまだされていない税率の低い外国源泉利益の送金、繰越期間の後半の米国での課税所得の前倒しまたは米国税額控除の繰延（例：評価額が上昇した無形資産の売却および定額法による減価償却の採用）、米国外において損金算入可能な一時差異を実現する計画の前倒し、および十分な課税所得を生み出す資産を購入する一方、非課税所得を生み出す特定資産の売却が含まれております。加えて、特定の事業の売却または再構築により、関連する繰越期間内に多額の米国での課税所得を生み出すことができます。

先の説明に基づき、米国連邦、ニューヨーク州およびニューヨーク市の20年のNOL繰越期間は、既存の繰越NOLに係るDTAおよび納税申告がまだ行われていない将来の税額控除純額の戻入れによって発生するNOLを利用するのに十分な時間を与えているとシティは考えています。

米国のFTC繰越期間は10年で、シティのDTAのうち時間の影響を最も受ける部分に相当します。FTCの利用はその年度の外国源泉課税所得の35%に制限されています。しかし、2014年12月31日現在でシティに発生している国内損失約590億ドルは、翌年以降の国内源泉所得の50%を上限として外国源泉所得として再区分されることが認められています。その結果生じる外国源泉課税所得は繰越されているFTCを利用するのに十分と考えられます。これらにより、外国源泉課税所得の制限はシティが十分な国内課税所得を繰越期間である10年以内にもたす事ができる限り繰越FTCの利用の妨げとはならないとシティは考えています。

上表に記載のとおり、シティの繰越FTCは、2013年12月31日現在で196億ドルであったのに対して、2014年12月31日現在で176億ドルでした。この減少は、2014年度のシティの全体的なDTAの減少34億ドルのうち、20億ドルに相当します。かかる期間にもたらされるFTCは繰越額を利用する前に使用しなければなりません、それに加えて、繰越FTCを全額利用できるように、上記の10年間の繰越期間内に十分な米国での課税所得をもたらすとシティは考えています。

10. 1株当たり利益

次表は、12月31日に終了した事業年度の基本および希薄化後1株当たり利益（以下「EPS」といいます。）の計算に使用された利益と株式データの調整を示したものです。

（単位：百万ドル、ただし株式数および1株当たりの金額を除く）	2014年	2013年	2012年
非支配持分控除前、継続事業からの利益	\$ 7,504	\$ 13,616	\$ 7,768
控除：非支配持分（継続事業）	192	227	219
（EPS計算のための）継続事業からの純利益	\$ 7,312	\$ 13,389	\$ 7,549
非継続事業からの利益（損失）税引後	(2)	270	(58)
シティグループの当期利益	\$ 7,310	\$ 13,659	\$ 7,491
控除：優先配当 ⁽¹⁾	511	194	26
普通株主帰属当期利益	\$ 6,799	\$ 13,465	\$ 7,465
控除：配当に対する権利が喪失しない従業員制限付繰延株式へ 割り当てられた配当および未処分利益（基本EPSに該当）	111	263	164
基本EPS計算のための普通株主に割り当てられた当期利益	\$ 6,688	\$ 13,202	\$ 7,301
追加：転換証券に係る支払利息（税引後）および配当、ならびに 配当に対する権利が喪失しない従業員制限付繰延株式に 割り当てられた未処分利益の調整（希薄化後EPSに該当）	1	1	10
希薄化後EPS計算のための普通株主に割り当てられた当期利益	\$ 6,689	\$ 13,203	\$ 7,311
基本EPS計算に適用される普通株式加重平均発行株式数（百万株）	3,031.6	3,035.8	2,930.6
希薄化証券の影響：			
T-DEC ⁽²⁾	—	—	84.2
オプション ⁽³⁾	5.1	5.3	—
その他従業員制度	0.3	0.5	0.6
転換証券 ⁽⁴⁾	—	—	0.1
希薄化後EPS計算に適用される調整後普通株式加重平均発行株式数	3,037.0	3,041.6	3,015.5
基本1株当たり利益⁽⁵⁾			
継続事業からの利益	\$ 2.21	\$ 4.26	\$ 2.51
非継続事業	—	0.09	(0.02)
当期利益	\$ 2.21	\$ 4.35	\$ 2.49
希薄化後1株当たり利益⁽⁵⁾			
継続事業からの利益	\$ 2.20	\$ 4.25	\$ 2.44
非継続事業	—	0.09	(0.02)
当期利益	\$ 2.20	\$ 4.34	\$ 2.42

- (1) 優先株式配当の潜在的な将来における影響については、当連結財務諸表注記21をご参照ください。
- (2) 以前に発行済のシティの有形配当普通株式証券（以下「T-DEC」といいます。）の条件に従い、2012年12月17日に、当社は前払株式購入契約の最終決済のためにシティグループ普通株式96,337,772株を交付しました。T-DECの影響は全額、2013年度の基本株式ならびに2012年度の希薄化後株式に反映されています。
- (3) 2014年度、2013年度及び2012年度において、普通株式それぞれ2.8百万株、4.8百万株および35.8百万株を購入できる加重平均オプションが発行済みでしたが、加重平均行使価格それぞれ153.91ドル、101.11ドルおよび54.23ドルが逆希薄化効果をもたらすため、1株当たり利益の計算から除かれています。
- (4) 不良資産救済プログラム（以下「TARP」といいます。）および損失分担に関する合意の一環として米国財務省に対して発行したワラント（すべてその後2011年1月に公開市場で売却されました。）は、シティグループ普通株式約21.0百万株および25.5百万株に対し行使価格がそれぞれ178.50ドルおよび106.10ドルでした。どちらのワラントも逆希薄化効果をもたらすため、2014年度、2013年度および2012年度の普通株式1株当たり利益の計算から除かれています。
- (5) 四捨五入のため、継続事業からの1株当たり利益と非継続事業からの1株当たり利益の合計は、1株当たり当期利益と一致しないことがあります。

11. フェデラルファンド、借入有価証券、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券

12月31日現在における「フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および売戻条件付買入有価証券」のそれぞれの簿価は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年
フェデラルファンド貸出金	\$ —	\$ 20
売戻条件付買入有価証券	123,979	136,649
借入有価証券に伴う差入保証金	118,591	120,368
合計	\$242,570	\$257,037

12月31日現在における「フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券」のそれぞれの簿価は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年
フェデラルファンド借入金	\$ 334	\$ 910
買戻条件付売渡有価証券	147,204	175,691
貸付有価証券に伴う受入保証金	25,900	26,911
合計	\$173,438	\$203,512

売戻および買戻条件付契約取引は、有担保金融取引です。当社は主に、顧客のマッチド・ブック取引を促進し、トレーディング残高の一部の資金調達を効率的に行うために当社のブローカー・ディーラー子会社を通じてこれらの取引を行っています。当社の銀行子会社では、主に顧客の財務活動促進のために取引を行っています。

当社の方針上、担保を徴求し、その市場価値を契約に基づき支払期日が到来する金額と比較してモニターしており、必要に応じて迅速に追加担保の差入れを要求することで、契約上の証拠金による保証を維持しています。典型的な担保は、政府証券および政府諸機関証券、社債および地方債、株式、ならびにモーゲージ・バック証券およびその他のアセット・バック証券で構成されています。

売戻および買戻条件付契約取引は通常、業界で標準的な契約に基づき文書化されています。これらの契約は、関連するマスター契約に基づき支払不履行または他の種類の債務不履行が発生した場合、すべての取引を即時決済すること（保有有価証券の清算を含みます。）、および債務不履行を起こしていない当事者が現金または有価証券を返却する債務を相殺することを認めるものです。債務不履行事由には通常、(i) 取引に基づき要求される現金または有価証券を受渡できないこと、(ii) 証拠金の目的で用いられる現金または有価証券を差入または返却できないこと、(iii) 表明への違反、(iv) 当事者間で、または場合によってはその関連会社との間で行われた別の取引へのクロスデフォルト、ならびに(v) 契約に基づく債務の否認が含まれます。これらの取引において有価証券を受取った取引相手には通常、有価証券の使用に関する制限は付されていません。ただし、三者間で実行された取引の場合、担保はカストディアンが保管し、業務上の制約によって、当該有価証券の利用が制限される可能性があります。

売戻および買戻条件付契約取引の相当な部分は、連結財務諸表注記25に記載のとおり、公正価値で計上されています。公正価値で計上されていない取引は、主に現金支払額または受領額に各契約取引に明記された経過利息を加算した金額で計上されています。

借入および貸付有価証券契約も、売戻および買戻条件付契約取引と同様の有担保金融取引を表しています。典型的な担保は、政府証券および政府諸機関証券、ならびに社債および持分有価証券で構成されています。

売戻および買戻条件付契約取引と同様に、借入および貸付有価証券契約は通常、業界で標準的な契約に基づき文書化されています。これらの契約は、関連するマスター契約に基づき相手方による支払不履行またはその他の債務不履行が発生した場合、すべての取引を即時決済すること（保有有価証券の清算を含みます。）、および債務不履行を起こしていない当事者が現金または有価証券を返却する債務を相殺することを認めるものです。債務不履行事由ならびに借入および貸付有価証券契約に基づき有価証券を利用できる権利は、上記の売戻および買戻条件付契約取引と同様です。

借入および貸付有価証券契約の相当な部分は、現金支払額または受取額で計上されています。連結財務諸表注記26に記載のとおり、当社は特定の借入および貸付有価証券のポートフォリオについて公正価値オプションの適用を選択したため、現金支払額または受取額で計上されていない契約は公正価値で計上されています。貸付有価証券取引に関して、当社は通常、貸し付けた有価証券の市場価値を上回る額の現金担保を受け取っています。当社は、日次で借入有価証券および貸付有価証券の市場価値をモニターしており、契約上の証拠金による保証を維持するために追加担保の受入または差入を行っています。

これらの契約の強制力に関して必要な水準の確実性をもたらす裏付けとなる法律意見を知名度のある弁護士から入手し、かつ債務不履行を起こしていない当事者がこれらの契約に基づき取引を終了させて純額ベースで決済できる権利の行使が停止されない、あるいは破産、支払不能または類似する手続を含む債務不履行事由の発生時に適用される法律に基づき無効とされない場合に、売戻および買戻条件付契約取引ならびに借入および貸付有価証券契約のマスター・ネットティング契約に組み込まれた相殺の権利の強制力が証明されます。

一部の地域においては、相殺の権利の強制力に関して特に規定がないか、または判断に十分なほど明確でない場合、あるいは不利な判例または相反する規則によってかかる権利の強制力に関して疑念が生じる可能性がある場合、法律意見を求めている、または入手できない可能性があります。一部の地域においては、また、取引相手の種類によっては、重複する制度が存在するため、特定の種類の取引相手に対して支払不能に関する法律が存在しない、または明確でない可能性があります。例えば、特定のソブリン、地方自治体、中央銀行および米国内の年金制度がこれに該当する可能性があります。

2014年12月31日および2013年12月31日現在の売戻および買戻条件付契約取引ならびに借入および貸付有価証券契約の総額および純額、ならびにASC 210-20-45に基づき認められている関連する相殺額は次表のとおりです。この表には、ASC 210-20-45に基づき相殺が認められていないが、債務不履行事由が発生し、相殺の権利の強制力を裏付ける法律意見を入手した場合に相殺可能になる金融商品に関連する金額も含まれています。残りのエクスポージャーは金融担保によって引き続き保証されますが、当社は、相殺の権利の強制力を証明する法律意見を求めている、または入手できない場合があります。

2014年12月31日現在

	認識された 資産の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる資産の 純額 ⁽²⁾	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽³⁾	純額 ⁽⁴⁾
(単位：百万ドル) 売戻条件付買入有価証券	\$180,318	\$ 56,339	\$123,979	\$ 94,353	\$ 29,626
借入有価証券に伴う 差入保証金	118,591	—	118,591	15,139	103,452
合計	\$298,909	\$ 56,339	\$242,570	\$109,492	\$133,078

	認識された 負債の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる負債の 純額 ⁽²⁾	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽³⁾	純額 ⁽⁴⁾
(単位：百万ドル) 買戻条件付売渡有価証券	\$203,543	\$ 56,339	\$147,204	\$ 72,928	\$ 74,276
貸付有価証券に伴う 受入保証金	25,900	—	25,900	5,190	20,710
合計	\$229,443	\$ 56,339	\$173,104	\$ 78,118	\$ 94,986

2013年12月31日現在

(単位：百万ドル)	認識された 資産の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる資産の 純額 ⁽²⁾	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽³⁾	純額 ⁽⁴⁾
売戻条件付買入有価証券	\$179,894	\$ 43,245	\$136,649	\$105,226	\$ 31,423
借入有価証券に伴う 差入保証金	120,368	—	120,368	26,728	93,640
合計	\$300,262	\$ 43,245	\$257,017	\$131,954	\$125,063

(単位：百万ドル)	認識された 負債の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる負債の 純額 ⁽²⁾	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽³⁾	純額 ⁽⁴⁾
買戻条件付売渡有価証券	\$218,936	\$ 43,245	\$175,691	\$ 80,082	\$ 95,609
貸付有価証券に伴う 受入保証金	26,911	—	26,911	3,833	23,078
合計	\$245,847	\$ 43,245	\$202,602	\$ 83,915	\$118,687

- (1) ASC 210-20-45に基づき相殺が認められている、強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象である金融商品が含まれています。
- (2) 各期のこの列の合計額から、フェデラルファンド貸出金／借入金は除かれています。上記の表をご参照ください。
- (3) ASC 210-20-45に基づき相殺が認められてはいないが、債務不履行事由が発生し、相殺の権利の強制力を裏付ける法律意見を入手した場合に相殺可能となる、強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象である金融商品が含まれています。
- (4) 残りのエクスポージャーは金融担保によって引き続き保証されますが、当社は、相殺の権利の強制力を証明する法律意見を求めている、または入手できない場合があります。

12. ブローカレッジ債権およびブローカレッジ債務

当社はブローカー・ディーラーおよび顧客との間で行った金融商品の売買取引から生じる債権債務を有しており、これらは通常の事業活動において発生しています。当社はブローカー・ディーラーまたは顧客が購入代金を支払うことができない、あるいは売却した金融商品を引き渡せないといった損失のリスクにさらされています。このような場合、当社は当該金融商品を市場価格で売却または購入することになります。問題となるブローカー・ディーラーまたは顧客の代わりとなって、取引所または清算機関が取引相手となる場合には、信用リスクは軽減されます。

当社は、規制上および社内規程で定められている保証金を維持するよう顧客に要求することで、顧客取引に関連するリスクの軽減を図っています。保証金の水準は日々モニターされ、顧客は当社からの要求に応じて追加担保を差し入れることになっています。顧客が担保要件を満たすことができない場合、当社は、対象金融商品を処分することで、必要な保証金の水準を維持しています。

信用リスクに対するエクスポージャーは市場のボラティリティによって影響を受けるため、その影響で顧客が当社に対する義務を履行できなくなる可能性があります。当社は、信用リスクの感応度が高い先渡、先物およびその他の取引を行っている顧客およびブローカー・ディーラーに対して信用供与限度額を設定し、緻密にモニターしています。

12月31日現在の「ブローカレッジ債権」および「ブローカレッジ債務」は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年
対顧客債権	\$ 10,380	\$ 5,811
ブローカー・ディーラーおよび清算機関に対する債権	18,039	19,863
ブローカレッジ債権合計⁽¹⁾	\$28,419	\$25,674
対顧客債務	\$33,984	\$34,751
ブローカー・ディーラーおよび清算機関に対する債務	18,196	18,956
ブローカレッジ債務合計⁽¹⁾	\$52,180	\$53,707

(1) ブローカレッジ債権およびブローカレッジ債務は、ASC 940-320に準拠して会計処理されています。

13. トレーディング勘定資産および負債

「トレーディング勘定資産」および「トレーディング勘定負債」は公正価値で計上されており（取得原価または公正価値のいずれか低い金額で会計処理されている現物コモディティを除きます。）、2014年および2013年12月31日現在の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年
トレーディング勘定資産		
モーゲージ・バック証券 ⁽¹⁾		
米国政府系機関保証証券	\$ 27,053	\$ 23,955
プライム	1,271	1,422
Alt-A	709	721
サブプライム	1,382	1,211
米国外の住宅証券	1,476	723
商業用証券	4,343	2,574
モーゲージ・バック証券合計	\$ 36,234	\$ 30,606
米国財務省証券および連邦諸機関証券		
米国財務省証券	\$ 18,906	\$ 13,537
機関債券	1,568	1,300
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$ 20,474	\$ 14,837
州および地方債証券	\$ 3,402	\$ 3,207
外国政府証券	64,937	74,856
社債	27,797	30,534
デリバティブ ⁽²⁾	67,957	52,821
持分有価証券	57,846	61,776
アセット・バック証券 ⁽¹⁾	4,546	5,616
その他のトレーディング資産 ⁽³⁾	13,593	11,675
トレーディング勘定資産合計	\$296,786	\$285,928
トレーディング勘定負債		
空売り有価証券	\$ 70,944	\$ 61,508
デリバティブ ⁽²⁾	68,092	47,254
トレーディング勘定負債合計	\$139,036	\$108,762

(1) 当社はモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に投資しています。これらの証券化は通常、VIEとみなされます。これらのVIEから生じた損失に対する当社の最大エクスポージャーは、これらの証券の簿価と同額であり、上表に反映されています。その他当社が関与しているモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の証券化については、連結財務諸表注記22をご参照ください。

(2) 強制力のあるマスター・ネットリング契約に準拠して、純額で表示されています。デリバティブの会計処理および報告に関する説明については、連結財務諸表注記23をご参照ください。

(3) 連結財務諸表注記26に記載のとおり、混蔵の貴金属への投資が含まれます。また、低価法で会計処理されている現物コモディティが含まれています。

[前へ](#)
[次へ](#)

14. 投資

概要

(単位：百万ドル)	12月31日現在	
	2014年	2013年
売却可能有価証券 (AFS)	\$300,143	\$286,511
満期保有目的負債証券 (HTM) ⁽¹⁾	23,921	10,599
市場性のない持分有価証券(公正価値) ⁽²⁾	2,758	4,705
市場性のない持分有価証券(取得原価) ⁽³⁾	6,621	7,165
投資合計	\$333,443	\$308,980

(1) 信用関連の減損のある有価証券の減損を含む、償却原価で計上されています。

(2) 市場性のない持分有価証券（公正価値）の未実現利益および損失は、損益に計上されています。

(3) 主に連邦準備銀行、連邦住宅貸付銀行、外国中央銀行およびシティグループがメンバーとなっている様々な決済機関によって発行された株式で構成されています。

次表は、2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度における投資に係る受取利息および受取配当金を示しています。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
課税利息	\$6,311	\$5,750	\$6,509
米国連邦税非課税利息	439	732	683
配当金	445	437	333
受取利息および受取配当金合計	\$7,195	\$6,919	\$7,525

次表は、2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度におけるすべての投資に係る実現損益を示しています。投資実現粗損失は一時的でない減損による損失を除いています。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
投資実現粗利益	\$1,020	\$1,606	\$3,663
投資実現粗損失	(450)	(858)	(412)
投資の売却に係る正味実現利益	\$ 570	\$ 748	\$3,251

当社は、満期保有目的に分類された特定の負債証券を売却しました。これらの売却は、発行体または有価証券の信用力の著しい悪化に対応して行われました。加えて、信用力の著しい悪化、あるいは取得時における当該有価証券の元本残高の大部分が回収されたことにより、売却可能投資に組替えられた他の有価証券がありました。当社は通常、当該有価証券を売却する意思があるため、シティは当該有価証券に係る一時的でない減損を計上しました。次表は、各表示期間における売却した満期保有目的有価証券に係る利益（損失）、売却可能に組替えられた有価証券、組替えられた売却可能有価証券について計上された一時的でない減損を表示しています。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
売却した満期保有目的有価証券の簿価	\$ 8	\$ 935	\$2,110
満期保有目的有価証券の売却に係る正味実現利益（損失）	—	(128)	(187)
売却可能に組替えられた有価証券の簿価	889	989	244
売却可能に組替えられた有価証券に係る一時的でない減損損失	(25)	(156)	(59)

売却可能有価証券

2014年および2013年12月31日現在の売却可能有価証券の償却原価および公正価値は、以下のとおりでした。

(単位: 百万ドル)	2014年				2013年			
	償却原価	未実現粗利益 ⁽¹⁾	未実現粗損失 ⁽¹⁾	公正価値	償却原価	未実現粗利益 ⁽¹⁾	未実現粗損失 ⁽¹⁾	公正価値
売却可能負債証券:								
モーゲージ・バック証券 ⁽²⁾								
米国政府系機関保証証券	\$ 35,647	\$ 603	\$ 159	\$ 36,091	\$ 42,494	\$ 391	\$ 888	\$ 41,997
プライム	12	—	—	12	33	2	3	32
Alt-A	43	1	—	44	84	10	—	94
サブプライム	—	—	—	—	12	—	—	12
米国外の住宅証券	8,247	67	7	8,307	9,976	95	4	10,067
商業用証券	551	6	3	554	455	6	8	453
モーゲージ・バック証券合計	\$ 44,500	\$ 677	\$ 169	\$ 45,008	\$ 53,054	\$ 504	\$ 903	\$ 52,655
米国財務省証券および連邦諸機関証券								
米国財務省証券	\$110,492	\$ 353	\$ 127	\$110,718	\$ 68,891	\$ 476	\$ 147	\$ 69,220
機関債券	12,925	60	13	12,972	18,320	123	67	18,376
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$123,417	\$ 413	\$ 140	\$123,690	\$ 87,211	\$ 599	\$ 214	\$ 87,596
州および地方債証券 ⁽³⁾	\$ 13,526	\$ 150	\$ 977	\$ 12,699	\$ 20,761	\$ 184	\$2,005	\$ 18,940
外国政府証券	90,249	734	286	90,697	96,608	403	540	96,471
社債	12,033	215	91	12,157	11,039	210	119	11,130
アセット・バック証券 ⁽²⁾	12,534	30	58	12,506	15,352	42	120	15,274
その他負債証券	661	—	—	661	710	1	—	711
売却可能負債証券合計	\$296,920	\$2,219	\$1,721	\$297,418	\$284,735	\$1,943	\$3,901	\$282,777
市場性のある売却可能持分有価証券	\$ 2,461	\$ 308	\$ 44	\$ 2,725	\$ 3,832	\$ 85	\$ 183	\$ 3,734
売却可能有価証券合計	\$299,381	\$2,527	\$1,765	\$300,143	\$288,567	\$2,028	\$4,084	\$286,511

- (1) 表示のとおり、未実現粗損益には、少数持分投資の影響および関連する配分、ならびに売却可能有価証券の未実現損益の計上額は含まれていません。これらの金額の合計は、2014年および2013年12月31日現在、それぞれ27百万ドルの未実現利益および36百万ドルの未実現利益でした。
- (2) 当社はモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に投資しています。これらの証券化は通常、VIEとみなされます。これらのVIEから生じる損失に対する当社の最大エクスポージャーは、上表に反映されているこれらの証券の簿価と同額です。その他当社が関与しているモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の証券化については、連結財務諸表注記22をご参照ください。
- (3) 州および地方債証券に係る未実現粗損失は主に、公正価値ヘッジ会計の影響に起因するものです。特に、シティは、LIBORベースの金利スワップを利用して、特定の固定利付で非課税の州および地方債証券のうちLIBORをベンチマークとする金利部分をヘッジしています。ヘッジ期間中にLIBORをヘッジするスワップに発生し、損益に計上された損失は、ヘッジ対象のLIBORスワップレートの変動に起因する州および地方債証券に係る利益によって実質的に相殺されました。しかし、LIBORスワップレートはヘッジ期間中に大幅に下落した一方で地方債証券の全体的な公正価値は比較的変動が小さかったため、LIBORスワップレートの変動のみに起因するこれらの有価証券に係る公正価値利益を「その他包括利益（損失）累計額」（以下「AOCI」といいます。）から損益に組替えた影響は、これらの有価証券のヘッジ対象外の部分に関連してAOCIに正味未実現損失として残りました。

2014年12月31日現在、約7,600の持分有価証券および確定収益証券の償却原価は、その公正価値を1,765百万ドル上回っていました。この1,765百万ドルのうち、持分有価証券に係る未実現粗損失は44百万ドルでした。その残りのうち、400百万ドルは未実現粗損失の発生期間が1年未満の確定収益投資に関するもので、その92%は投資適格格付けを有していました。1,321百万ドルは未実現粗損失の発生期間が1年以上の確定収益投資に関するもので、そのうち95%が投資適格格付けを有していました。

2014年12月31日現在、売却可能モーゲージ・バック証券ポートフォリオの公正価値による残高は45,008百万ドルで、米国政府係機関保証証券36,091百万ドルおよび民間企業保証証券（ほぼすべてが米国外の住宅モーゲージによって担保されています。）8,917百万ドルにより構成されています。

以下に詳細が記載されているとおり、当社は、減損が一時的か否かを評価するために、未実現損失が発生しているすべての有価証券を定期的に見直しています。負債証券に関する信用関連の減損は、一時的でない減損として損益に計上されます。信用関連以外の減損は、当社に売却の予定がなく、売却を必要とする可能性が低い場合、AOCIに認識されます。一時的でない減損のあるその他の負債証券については、すべての減損が連結損益計算書に計上されます。

次表は、2014年および2013年12月31日現在における売却可能有価証券の公正価値を、未実現損失の生じている期間が12ヶ月未満または12ヶ月以上のものに分けて示したものです。

(単位：百万ドル)	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価値	未実現粗損失	公正価値	未実現粗損失	公正価値	未実現粗損失
2014年12月31日						
売却可能有価証券						
モーゲージ・バック証券						
米国政府系機関保証証券	\$ 4,198	\$ 30	\$ 5,547	\$ 129	\$ 9,745	\$ 159
プライム	5	—	2	—	7	—
米国外の住宅証券	1,276	3	199	4	1,475	7
商業用証券	124	1	136	2	260	3
モーゲージ・バック証券合計	\$ 5,603	\$ 34	\$ 5,884	\$ 135	\$ 11,487	\$ 169
米国財務省証券および連邦諸機関証券						
米国財務省証券	\$ 36,581	\$ 119	\$ 1,013	\$ 8	\$ 37,594	\$ 127
機関債券	5,698	9	754	4	6,452	13
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$ 42,279	\$ 128	\$ 1,767	\$ 12	\$ 44,046	\$ 140
州および地方債証券	\$ 386	\$ 15	\$ 5,802	\$ 962	\$ 6,188	\$ 977
外国政府証券	18,495	147	5,984	139	24,479	286
社債	3,511	63	1,350	28	4,861	91
アセット・バック証券	3,701	13	3,816	45	7,517	58
市場性のある売却可能持分有価証券	51	4	218	40	269	44
売却可能有価証券合計	\$ 74,026	\$ 404	\$24,821	\$1,361	\$ 98,847	\$1,765
2013年12月31日						
売却可能有価証券						
モーゲージ・バック証券						
米国政府系機関保証証券	\$ 19,377	\$ 533	\$ 5,643	\$ 355	\$ 25,020	\$ 888
プライム	85	3	3	—	88	3
米国外の住宅証券	2,103	4	5	—	2,108	4
商業用証券	206	6	28	2	234	8
モーゲージ・バック証券合計	\$ 21,771	\$ 546	\$ 5,679	\$ 357	\$ 27,450	\$ 903
米国財務省証券および連邦諸機関証券						
米国財務省証券	\$ 34,780	\$ 133	\$ 268	\$ 14	\$ 35,048	\$ 147
機関債券	6,692	66	101	1	6,793	67
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$ 41,472	\$ 199	\$ 369	\$ 15	\$ 41,841	\$ 214
州および地方債証券	\$ 595	\$ 29	\$11,447	\$1,976	\$ 12,042	\$2,005
外国政府証券	35,783	477	5,778	63	41,561	540
社債	4,565	108	387	11	4,952	119
アセット・バック証券	11,207	57	1,931	63	13,138	120
市場性のある売却可能持分有価証券	1,271	92	806	91	2,077	183
売却可能有価証券合計	\$116,664	\$1,508	\$26,397	\$2,576	\$143,061	\$4,084

次表は、2014年および2013年12月31日現在における契約満期日ごとの売却可能負債証券の償却原価および公正価値を示しています。

(単位：百万ドル)	2014年		2013年	
	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
モーゲージ・バック証券⁽¹⁾				
1年以内	\$ 44	\$ 44	\$ 87	\$ 87
1年超5年以内	931	935	346	354
5年超10年以内	1,362	1,387	2,898	2,932
10年超 ⁽²⁾	42,163	42,642	49,723	49,282
合計	\$ 44,500	\$ 45,008	\$ 53,054	\$ 52,655
米国財務省証券および連邦諸機関証券				
1年以内	\$ 13,070	\$ 13,084	\$ 15,789	\$ 15,853
1年超5年以内	104,982	105,131	66,232	66,457
5年超10年以内	2,286	2,325	2,129	2,185
10年超 ⁽²⁾	3,079	3,150	3,061	3,101
合計	\$123,417	\$123,690	\$ 87,211	\$ 87,596
州および地方債証券				
1年以内	\$ 652	\$ 651	\$ 576	\$ 581
1年超5年以内	4,387	4,381	3,731	3,735
5年超10年以内	524	537	439	482
10年超 ⁽²⁾	7,963	7,130	16,015	14,142
合計	\$ 13,526	\$ 12,699	\$ 20,761	\$ 18,940
外国政府証券				
1年以内	\$ 31,355	\$ 31,382	\$ 37,005	\$ 36,959
1年超5年以内	41,913	42,467	51,344	51,304
5年超10年以内	16,008	15,779	7,314	7,216
10年超 ⁽²⁾	973	1,069	945	992
合計	\$ 90,249	\$ 90,697	\$ 96,608	\$ 96,471
その他すべて⁽³⁾				
1年以内	\$ 1,248	\$ 1,251	\$ 2,786	\$ 2,733
1年超5年以内	10,442	10,535	10,934	11,020
5年超10年以内	7,282	7,318	5,632	5,641
10年超 ⁽²⁾	6,256	6,220	7,749	7,721
合計	\$ 25,228	\$ 25,324	\$ 27,101	\$ 27,115
売却可能負債証券合計	\$296,920	\$297,418	\$284,735	\$282,777

(1) 米国政府系機関のモーゲージ・バック証券を含みます。

(2) 満期のない投資有価証券は契約満期10年超に含まれます。実際の満期は、償還権または期限前返済権の有無によって異なる可能性があります。

(3) 社債、アセット・バック証券およびその他の負債証券を含みます。

満期保有目的負債証券

2014年および2013年12月31日現在の満期保有目的負債証券の簿価および公正価値は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	償却原価 (1)	その他包括 利益累計額 に認識 された正味 未実現利益 (損失)	簿価 ⁽²⁾	未実現 粗利益	未実現粗 (損失)	公正価値
2014年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券 ⁽³⁾						
米国政府機関保証付	\$ 8,795	\$ 95	\$ 8,890	\$ 106	\$ (6)	\$ 8,990
プライム	60	(12)	48	6	(1)	53
Alt-A	1,125	(213)	912	537	(287)	1,162
サブプライム	6	(1)	5	15	—	20
米国外の住宅証券	983	(137)	846	92	—	938
商業用証券	8	—	8	1	—	9
モーゲージ・バック証券合計	<u>\$10,977</u>	<u>\$ (268)</u>	<u>\$10,709</u>	<u>\$ 757</u>	<u>\$ (294)</u>	<u>\$11,172</u>
州および地方債証券 ⁽⁴⁾	\$ 8,443	\$ (494)	\$ 7,949	\$ 227	\$ (57)	\$ 8,119
外国政府証券	4,725	—	4,725	77	—	4,802
社債	—	—	—	—	—	—
アセット・バック証券 ⁽³⁾	556	(18)	538	50	(10)	578
満期保有目的負債証券合計⁽⁵⁾	<u>\$24,701</u>	<u>\$ (780)</u>	<u>\$23,921</u>	<u>\$1,111</u>	<u>\$ (361)</u>	<u>\$24,671</u>
2013年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券 ⁽³⁾						
プライム	\$ 72	\$ (16)	\$ 56	\$ 5	\$ (2)	\$ 59
Alt-A	1,379	(287)	1,092	449	(263)	1,278
サブプライム	2	—	2	1	—	3
米国外の住宅証券	1,372	(206)	1,166	60	(20)	1,206
商業用証券	10	—	10	1	—	11
モーゲージ・バック証券合計	<u>\$ 2,835</u>	<u>\$ (509)</u>	<u>\$ 2,326</u>	<u>\$516</u>	<u>\$ (285)</u>	<u>\$ 2,557</u>
州および地方債証券	\$ 1,394	\$ (62)	\$ 1,332	\$ 50	\$ (70)	\$ 1,312
外国政府証券	5,628	—	5,628	70	(10)	5,688
社債	818	(78)	740	111	—	851
アセット・バック証券 ⁽³⁾	599	(26)	573	22	(10)	585
満期保有目的負債証券合計	<u>\$11,274</u>	<u>\$ (675)</u>	<u>\$10,599</u>	<u>\$769</u>	<u>\$ (375)</u>	<u>\$10,993</u>

- (1) 「トレーディング勘定資産」から満期保有目的に振替えられた有価証券の償却原価は、振替日現在の当該証券の公正価値に調整収益を加算した金額から、振替後に損益に計上された減損を差し引いたものと定義されています。売却可能から満期保有目的に振替えられた有価証券の償却原価は、当初購入原価を購入時のディスカウントまたはプレミアムの調整累計額または償却累計額について調整し、調整額または償却額控除後の公正価値ヘッジ調整累計額を加減算した金額から、損益に認識された一時的でない減損を差し引いたものと定義されています。
- (2) 満期保有目的有価証券は、当該有価証券が売却可能から満期保有目的に組替えられる前にAOCIに認識された未償却の未実現利益および未実現損失ならびに公正価値ヘッジ調整額を償却原価に加減算した金額で連結貸借対照表に計上されています。これらの有価証券の価値の変動は財務諸表上に報告されません。ただし、当該有価証券の振替日現在の簿価と額面価額との差額の償却、ならびに当社が満期まで引き続き保有する意思のある有価証券に関して損益における信用の減損の認識に関連した、AOCIにおける信用関連以外の公正価値調整の認識は除きます。

- (3) 当社はモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に投資しています。これらの証券化は通常、VIEとみなされます。これらのVIEから生じた損失に対する当社の最大エクスポージャーは、これらの証券の簿価と同額であり、上表に反映されています。その他当社が関与しているモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の証券化については、連結財務諸表注記22をご参照ください。
- (4) 州および地方債証券についてAOCIに認識された正味未実現損失は主に、これらの負債証券が売却可能に分類された時に適用された公正価値ヘッジ会計の影響によるものです。特に、シティは、LIBORベースの金利スワップを利用して、特定の固定利付で非課税の州および地方債証券のうちLIBORをベンチマークとする金利部分をヘッジしています。ヘッジ期間中にLIBORをヘッジするスワップについて発生し、損益に計上された損失は、ヘッジ対象のLIBORスワップレートの変動に起因する州および地方債証券に係る利益によって実質的に相殺されました。しかし、LIBORスワップレートはヘッジ期間中に大幅に下落した一方で地方債証券の全体的な公正価値は比較的変動が小さかったため、LIBORスワップレートの変動のみに起因するこれらの有価証券に係る公正価値利益をAOCIから損益に組替えた影響は、これらの有価証券のヘッジ対象外の部分に関連してAOCIに正味未実現損失として残りました。これらの負債証券の満期保有目的への振替時に、すべてのヘッジは指定を解除され、ヘッジ会計は中止されました。
- (5) 2014年度第2四半期において、公正価値合計約118億ドルの有価証券が売却可能から満期保有目的に振り替えられ、その内訳は、米国政府機関のモーゲージ・バック証券54億ドルならびに米国の州および地方債証券64億ドルでした。この振替は、価格ボラティリティがAOCIあるいはバーゼルIIIに基づく特定の資本測定に及ぼす影響を軽減させるため、これらの有価証券を満期または発行体による償還まで保有する意思を反映しているものです。当該有価証券は振替日現在の公正価値で満期保有目的に振り替えられていますが、その後の価値の変動は、一時的でない減損、ならびに振替日現在の簿価と各有価証券の額面価額との差額を当該有価証券の残存契約期間にわたり利回りの調整として償却した金額に関連するもの以外は計上されない場合があります。振替日現在の各有価証券に関連するAOCI内の公正価値ヘッジの調整累計額を含む正味未実現保有損失は、プレミアムやディスカウントの償却と同じ方法で、各有価証券の残存契約期間にわたり利回りの調整として償却されます。

当社は、状況に予見されていない重要な変更（信用力の悪化または規制資本要件の変更も含みます。）がなければ、満期、または該当する場合には発行体のコール・オプションの行使まで、これらの有価証券を保有する意思と能力を有しています。

AOCIに分類された正味未実現損失は主に、過去において売却可能に分類されており、満期保有目的に振替えられた負債証券に関連しており、公正価値ヘッジ調整累計額が含まれます。正味未実現損失には、損益に計上された信用の減損が生じている満期保有目的有価証券に関する信用関連以外の理由による公正価値の変動も含まれます。満期保有目的有価証券のAOCI残高は、同じ負債証券の振替日現在の公正価値と額面価額の差額の調整と同じ方法で、利回りの調整として関連する証券の残存契約期間にわたり償却されます。次表は、2014年および2013年12月31日現在において未認識損失の生じている満期保有目的負債証券の公正価値を12ヶ月未満または12ヶ月以上について示したものです。

(単位：百万ドル)	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価値	未認識粗損失	公正価値	未認識粗損失	公正価値	未認識粗損失
2014年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券	\$ 4	\$—	\$1,134	\$294	\$1,138	\$294
州および地方債証券	2,528	34	314	23	2,842	57
外国政府証券	—	—	—	—	—	—
アセット・バック証券	9	1	174	9	183	10
満期保有目的負債証券合計	\$2,541	\$35	\$1,622	\$326	\$4,163	\$361
2013年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券	\$ —	\$—	\$ 358	\$285	\$ 358	\$285
州および地方債証券	235	20	302	50	537	70
外国政府証券	920	10	—	—	920	10
アセット・バック証券	98	6	198	4	296	10
満期保有目的負債証券合計	\$1,253	\$36	\$ 858	\$339	\$2,111	\$375

上表に表示されている未認識粗損失からは、2014年および2013年12月31日現在、主に売却可能投資から組替えられた満期保有目的有価証券の償却原価と簿価との差額に関連してAOCIに計上された正味未実現損失それぞれ(780)百万ドルおよび(675)百万ドルが除かれています。2014年および2013年12月31日現在、これらの正味未認識損失のほとんどすべてが、12ヶ月以上にわたって損失が計上されている有価証券に関連しています。

次表は、2014年および2013年12月31日現在における満期保有目的負債証券の簿価および公正価値を契約満期日別に示したものです。

(単位：百万ドル)	2014年		2013年	
	簿価	公正価値	簿価	公正価値
モーゲージ・バック証券				
1年以内	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
1年超5年以内	—	—	—	—
5年超10年以内	863	869	10	11
10年超 ⁽¹⁾	9,846	10,303	2,316	2,546
合計	\$10,709	\$11,172	\$ 2,326	\$ 2,557
州および地方債証券				
1年以内	\$ 205	\$ 205	\$ 8	\$ 9
1年超5年以内	243	243	17	17
5年超10年以内	140	144	69	72
10年超 ⁽¹⁾	7,361	7,527	1,238	1,214
合計	\$ 7,949	\$ 8,119	\$ 1,332	\$ 1,312
外国政府証券				
1年以内	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
1年超5年以内	4,725	4,802	5,628	5,688
5年超10年以内	—	—	—	—
10年超 ⁽¹⁾	—	—	—	—
合計	\$ 4,725	\$ 4,802	\$ 5,628	\$ 5,688
その他すべて⁽²⁾				
1年以内	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
1年超5年以内	—	—	740	851
5年超10年以内	—	—	—	—
10年超 ⁽¹⁾	538	578	573	585
合計	\$ 538	\$ 578	\$ 1,313	\$ 1,436
満期保有目的負債証券合計	\$23,921	\$24,671	\$10,599	\$10,993

(1) 満期のない投資は契約満期10年超に含まれます。実際の満期は、償還権または期限前返済権の有無によって異なる可能性があります。

(2) 社債およびアセット・バック証券を含みます。

一時的でない減損に関する投資の評価

概要

当社は、減損が一時的か否かを評価するために、未実現損失が発生しているすべての有価証券を定期的に見直しています。

個別の有価証券の現在の公正価値がその償却原価を下回る場合には、未実現損失が存在します。売却可能有価証券に関して、本質的に一時的であると判断される未実現損失は、税引後の金額でA0CIに計上されます。満期保有目的の有価証券に関する未実現損失は通常、これらの投資が償却原価で計上されているため、計上されません。しかし、信用関連の損失が生じている満期保有目的の有価証券に関しては、信用損失が一時的でない減損として損益に認識され、一時的でない減損調整後の原価と公正価値との差額はA0CIに認識されて、当該有価証券の残存契約期間にわたり利回りの調整として償却されます。「トレーディング勘定資産」から満期保有目的に振替えられた有価証券の償却原価は、振替日現在の当該証券の公正価値に調整収益を加えた金額から振替後に損益に計上された減損を差し引いたものと定義されています。売却可能から満期保有目的に振替えられた有価証券の償却原価は、当初購入原価に購入時のディスカウントまたはプレミアムの調整累計額または償却累計額について調整し、調整額または償却額控除後の公正価値ヘッジ調整累計額を加減算した金額から、振替後に損益に計上された減損を差し引いたものと定義されています。

当該証券の分類が、売却可能であるか、または満期保有目的であるかに関らず、当社は未実現損失が発生しているポジションごとに一時的でない減損について評価しています。減損が一時的か否かを判断する際に考慮される項目は以下のとおりです。

- ・ 公正価値が原価を下回っている期間と程度
- ・ 減損の重大性
- ・ 減損の原因および発行体の財政状態と短期的な見通し
- ・ 信用状態の悪化を示唆する発行体の市場における活動
- ・ 予想された回復に十分な期間にわたって当社が投資を保有する能力と意思

当社が、減損について評価する際に考慮する一般的な項目は以下のとおりです。

- ・ 減損した投資の把握と評価
- ・ 公正価値が償却原価を下回っている投資の個別分析（未実現損失が発生している期間および回復までの予想期間の検討を含みます。）
- ・ 証拠についての検討（個別の投資に一時的ではない減損が生じていることの裏付けとなる要素または要因および一時的ではない減損の根拠とはならない要素または要因の評価を含みます。）
- ・ 事業方針に基づいて要求されるこれらの分析結果の文書化

負債証券

当社に売却する意思があるか、または償却原価まで回復する前に売却を必要とする可能性が50%超であると当社が考えている減損した負債証券の償却原価と公正価値の差額は全額、一時的でない減損として損益に認識されます。しかし、当社に売却する意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関しては、信用関連の減損のみが損益に認識され、信用関連以外の減損はAOCIに計上されます。

負債証券の信用の減損は、経営陣が有価証券の償却原価の全額を回収するのに十分な契約上の元本及び利息のキャッシュ・フローを受け取ることができないと予想している場合に存在します。

持分有価証券

持分有価証券について、経営陣は、原価までの回復に十分な期間にわたって当該持分有価証券を保有する意思および能力、または原価に回復する前に当社が当該有価証券の売却を必要とする可能性が50%超であるか否かを含む上記のさまざまな要素を考慮しています。経営陣がそうした意思および能力を有していない場合、当該証券の公正価値の下落は一時的でないものとみなされ、損益に計上されます。一時的でない減損が認められる売却可能持分有価証券は、公正価値まで評価減され、公正価値と原価との差額は全額、損益に計上されます。

経営陣は、公正価値がそれぞれの簿価を下回っている持分法適用投資の一時的でない減損について評価します。投資対象が上場有価証券の場合、公正価値は価格に数量を乗じて測定されます。投資対象が上場されていない場合、その他の方法が用いられます（連結財務諸表注記25をご参照ください。）。

シティに価値の回復前に売却の予定があるか、または売却を必要とする可能性が高い減損した持分法適用投資に関して、公正価値が売却予定日より前に回復する見込みがない場合、重大性および期間に関わらず、減損は一時的でない減損として損益に全額認識されます。一時的でない減損の測定には、貸借対照表日以降に予測される部分的な回復は含まれません。

経営陣に価値の回復前に売却する意思がなく、売却を必要とする可能性も低い減損した持分法適用投資に関して、減損が一時的でないか否かの評価は、（i）持分法適用投資が価値を回復するか、またその時期、（ii）投資家が価値の回復に十分な期間にわたってその投資を保有する意思および能力を有しているかに基づいています。減損が一時的とみなされるか否かの判断は、減損の時期および程度に関わらず、以下の兆候を検討しています。

- ・ 減損の原因ならびに発行体の財政状態および短期的な見通し（発行体の営業活動に影響を及ぼす可能性のある特定の出来事を含みます。）
- ・ 期待されている市場価値の回復に十分な期間にわたって投資を保有する意思および能力
- ・ 公正価値が簿価を下回っている期間および程度

以下のセクションでは、2014年12月31日現在において最も重要な未実現損失が発生している有価証券の種類に関して信用関連の減損を特定するための当社のプロセスについて記載しています。

アクバンク

2014年12月31日現在、トルコにおける持分投資であるアクバンク・ティー・エー・エス（以下「アクバンク」といいます。）の残りの9.9%のシティ持分は、「売却可能な市場性のある持分有価証券」に計上されています。トルコ・リラの再評価はヘッジされているため、アクバンクへの投資に関連する通貨価値の変動は、当期において損益に重大な影響を与えることはありませんでした。

モーゲージ・バック証券

米国のモーゲージ・バック証券（ならびに特に償却原価に対する割合として著しい未実現損失が発生しているAlt-Aおよびその他モーゲージ・バック証券）については、対象となる住宅抵当貸付に係る元本および利息のキャッシュ・フローを見積るためのキャッシュ・フロー・モデルを使用して、信用の減損が評価されていますが、当該モデルには当該証券特有の担保および取引構造が勘案されています。当該モデルは、取引構造並びにその構造内に存在する順位および信用補完を考慮して、それらの見積キャッシュ・フローを有価証券の様々なトランシェに分配するものです。当該キャッシュ・フロー・モデルは、当期中のモーゲージ・バック証券の実際のキャッシュ・フローを取り込み、数多くの仮定（債務不履行率、期限前返済率、担保権実行不動産に関する回収率および政府機関以外のモーゲージ・バック証券に関する予想損失率を含みます。）を用いて残存キャッシュ・フローを見積ります。

経営陣は、市場データ、内部的な見積りならびに外部格付機関および他の第三者機関が公表した見積りを用いて具体的な仮定を行っています。債務不履行率は、現在対象となっている抵当貸付の実績を考慮することによって予想され、一般に、(i) 期日未到来の貸付の10%、(ii) 延滞期間が30日から59日までの貸付の25%、(iii) 延滞期間が60日から90日までの貸付の70%、(iv) 延滞期間が91日以上 of 貸付の100%の債務不履行が仮定されています。これらの見積りは、当該証券の全期間にわたる債務不履行率を見積るためのデフォルト・タイミング・カーブに沿って推定されています。その他の仮定は、実際の担保の属性（地理的集中、格付および現在の市場価格を含みます。）を考慮しています。

キャッシュ・フロー予測は、異なるストレステスト・シナリオを用いて作成されています。経営陣は、当該証券の償却原価までの回復が見込まれるか否かを評価するために、それらのストレス・テストの結果（顕在化している現金不足の重大性ならびに対象となる原資産プールの特性および実績に基づくストレス・シナリオが実際に顕在化する可能性を含みます。）を評価しています。キャッシュ・フロー予測により、当社が償却原価までの回復を期待できないことが示唆される場合、当社は見積信用損失を損益に計上します。

州および地方債証券

シティグループの売却可能および満期保有目的の州および地方債証券に関する信用の減損を特定するプロセスは、主に第三者による信用格付けを組み込んだ信用分析に基づいています。シティグループは債券発行体および金融保証保険の形式で債務不履行に対する保証を提供する保険会社の格付けを監視しています。保険を考慮しない平均外部格付けは、Aa3/AA-です。外部格付けの引下げまたはその他の信用の減損の兆候（すなわち、商品個別のキャッシュ・フローの見積りまたは発行体によるデフォルト確率に基づき）が発生した場合、対象となる債券に関して予想される契約上の元本および利息の支払額または時期の不利な変更について具体的に見直されます。

未実現損失が発生している州および地方債証券のうち、シティグループに売却の予定がある（売却可能有価証券のみ）、売却を必要とする可能性が高い（売却可能有価証券のみ）、または償却原価の予想される回復以前に行使の可能性が高いとみなされる発行体による繰上償還の対象である（売却可能および満期保有目的有価証券）ものに関して、減損は損益に全額認識されます。

一時的でない減損の認識および測定

次表は2014年12月31日に終了した事業年度において損益に認識された一時的でない減損の合計を表しています。

投資およびその他資産に係る一時的でない減損 (単位：百万ドル)	2014年12月31日に終了した事業年度			
	売却可能 ⁽¹⁾	満期保有目的	その他資産	合計
当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関連する減損損失：				
期中に認識された一時的でない減損損失合計	\$ 21	\$ 5	\$ —	\$ 26
控除：減損損失のうち、その他包括利益累計額に認識された部分（税引前）	8	—	—	8
当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関して損益に認識された正味減損損失	\$ 13	\$ 5	\$ —	\$ 18
当社に売却の意思があるか、または価値の回復前に売却を必要とする可能性が50%超である有価証券に関して損益に認識された減損損失	380	26	—	406
損益に認識された減損損失合計	\$393	\$ 31	\$ —	\$ 424

(1) 市場性のない持分有価証券の一時的でない減損を含みます。

次表は2013年12月31日に終了した事業年度において損益に認識された一時的でない減損の合計を表しています。

投資およびその他資産に係る一時的でない減損 (単位：百万ドル)	2013年12月31日に終了した事業年度			
	売却可能 ⁽¹⁾	満期保有目的	その他資産 ⁽²⁾	合計
当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関連する減損損失：				
期中に認識された一時的でない減損損失合計	\$ 9	\$154	\$ —	\$ 163
控除：減損損失のうち、その他包括利益累計額に認識された部分（税引前）	—	98	—	98
当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関して損益に認識された正味減損損失	\$ 9	\$ 56	\$ —	\$ 65
当社に売却の意思があるか、または価値の回復前に売却を必要とする可能性が50%超である有価証券に関して損益に認識された減損損失 ⁽²⁾	269	—	201	470
損益に認識された減損損失合計	\$278	\$ 56	\$ 201	\$ 535

(1) 市場性のない持分有価証券の一時的でない減損を含みます。

(2) 減損費用は、モルガン・スタンレー・スミス・バーニー合弁会社（以下「MSSB」といいます。）に対するシティの残りの35%の投資の簿価に関連しており、各期間における「その他収益」に計上されたMSSB持分の価値の上昇によって相殺されました。

2014年12月31日現在で保有している売却可能および満期保有目的負債証券のうち、当社に売却する意思がなく、売却を必要とする可能性が低いものに関して、損益に認識された信用関連の減損の12ヶ月間の増減は以下のとおりです。

		保有する有価証券に関して損益に認識された 一時的でない減損信用損失累計額				
		2013年 12月31日現在 残高	過年度に減損が 認められていな い有価証券に 関して損益に 認識された 信用の減損	過年度に減損 が認められた 有価証券に 関して損益に 認識された 信用の減損	信用の減損が 計上された有 価証券の売 却、振替また は償還による 減少額	2014年 12月31日現在 残高
(単位：百万ドル)						
売却可能負債証券						
モーゲージ・バック証券	\$	295	\$—	\$—	\$ —	\$295
外国政府証券		171	—	—	—	171
社債		113	8	—	(3)	118
その他すべての負債証券		144	5	—	—	149
売却可能負債証券に関して 認識された一時的で ない減損信用損失合計	\$	723	\$13	\$—	\$ (3)	\$733
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券 ⁽¹⁾	\$	678	\$ 5	\$—	\$(13)	\$670
社債		56	—	—	(56)	—
その他すべての負債証券		133	—	—	—	133
満期保有目的負債証券に 関して認識された 一時的でない減損信用損 失合計	\$	867	\$ 5	\$—	\$(69)	\$803

(1) 主にAlt-A証券で構成されています。

受益証券1口当たり純資産価値を算出するオルタナティブ投資ファンドへの投資

当社は、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、ファンド・オブ・ファンズおよび不動産ファンドなどの受益証券1口当たり純資産価値（以下「NAV」といいます。）を算出する特定のオルタナティブ投資ファンドへの投資を保有しています。当社の投資には、当社が管理しているファンドへの共同投資および第三者が管理しているファンドへの投資が含まれています。ファンドへの投資は通常、公正価値で計上される市場性のない持分有価証券として分類されています。これらの投資の公正価値は、当社がNAV以外の価格で投資を売却する可能性がない場合、当該ファンドにおける当社の保有持分の受益証券1口当たりNAVを用いて見積られています。

(単位：百万ドル)	公正価値		未実行 コミットメント		解約頻度 (現在適格で ある場合) 月次、四半期ごと、 1年ごと	解約通知 期間
	2014年	2013年	2014年	2013年		
ヘッジファンド	\$ 8	\$ 751	\$ —	\$ —	通常、四半期ごと	10日から 95日
プライベート・エクイティ・ ファンド ⁽¹⁾⁽²⁾	796	794	205	170	—	—
不動産ファンド ⁽²⁾⁽³⁾	166	294	24	36	—	—
合計 ⁽⁴⁾	\$970	\$1,839	\$229	\$206	—	—

- (1) プライベート・エクイティ・ファンドには、インフラ投資、レバレッジド・バイアウト取引、新興市場およびベンチャー・キャピタルへ投資するファンドが含まれます。
- (2) プライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンドへの当社の投資に関して、各ファンドからの分配金は、当該ファンドの裏付けとなる資産が売却される際に受け取ります。これらのファンドの裏付けとなる資産は、市場の状況に応じて、数年間にわたって売却されることが予測されます。プライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンドでは、投資家による投資の解約が認められていません。投資家は、これらのファンドのジェネラル・パートナーまたは投資管理会社の承認を条件として、投資を売却または譲渡することができます。これらの承認は通常、不当に留保されることはありません。
- (3) 主として米国、ヨーロッパおよびアジアの商業用不動産へ投資する複数の不動産ファンドが含まれています。
- (4) 上記の投資の公正価値合計には、2014年12月31日および2013年12月31日現在、第三者の資産運用会社によって提供されたNAVを使用して評価されたファンド資産がそれぞれ8億ドルおよび16億ドル含まれています。

[前へ](#)
[次へ](#)

15. 貸出金

シティグループの貸出金は、個人向けおよび法人向けの2つのカテゴリーに分けて報告されています。これらのカテゴリーは主として貸出金を管理するセグメントおよびサブセグメントに従って分類されています。

個人向け貸出金

個人向け貸出金は、主として、シティコープの「グローバル個人金融部門」およびシティ・ホールディングスによって管理されている貸出金およびリースを表しています。次表は、各表示期間における貸出金の種類別の情報を示したものです。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年
個人向け貸出金		
米国内店		
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$ 96,533	\$108,453
割賦、リボルビング信用およびその他	14,450	13,398
カード	112,982	115,651
商工業貸出金	5,895	6,592
	\$229,860	\$244,094
米国外店		
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$ 54,462	\$ 55,511
割賦、リボルビング信用およびその他	31,128	33,182
カード	32,032	36,740
商工業貸出金	22,561	24,107
リース金融	609	769
	\$140,792	\$150,309
個人向け貸出金合計	\$370,652	\$394,403
正味前受収益	(682)	(572)
個人向け貸出金（前受収益控除後）	\$369,970	\$393,831

(1) 主として不動産により担保される貸出金をいいます。

シティグループは、個人向け貸出金ポートフォリオに関連した主要なリスクを監視、評価および管理するためのリスク管理プロセスを定めています。信用の質に関する指標は、積極的に監視されており、貸出金の延滞状況、個人向けクレジット・スコア（以下「FICO」といいます。）および不動産価値に占める貸付金の割合（以下「LTV」といいます。）が含まれます。それぞれの指標については下記に詳細が記載されています。

上表の貸出金には、より大きな信用関連の課題をもたらす可能性がある貸付商品が含まれています。このような商品には、例えば市場金利を下回る初期金利が設定されているクレジットカードおよびインタレスト・オンリー・ローンなどがあります。これらの商品は、これらのより高い固有リスクを軽減する信用管理手法を用いて厳密に管理されています。

2014年および2013年12月31日に終了した事業年度において、当社は個人向け貸出金それぞれ79億ドルおよび115億ドルを売却および/または売却目的保有に組替えました。2014年12月31日に終了した事業年度において、当社は個人向け貸出金の重要性のある購入を行いませんでした。2013年12月31日に終了した事業年度において、当社はまた、ベストバイの米国クレジットカード・ポートフォリオの取得に関連して、約70億ドルの貸出金を取得しました。

貸出金の延滞状況

貸出金の延滞状況は監視され、個人向け貸出金の信用の質に関する重要な指標とみなされています。米国においては、第1順位住宅抵当貸付に関して、支払延滞を報告する方法として、主にモーゲージ銀行協会（以下「MBA」といいます。）手法が用いられています。この手法では、その貸出金の次の支払期限日の直前の日までに月次の支払が受領されていない場合、貸出金の支払が延滞しているとみなされます。その他の貸出金の延滞報告に用いられる手法では、翌月の支払期限日の営業終了までに月次の支払が受領されていない場合、貸出金の支払が延滞しているとみなされます。

一般的な方針として、第1順位住宅抵当貸付、ホーム・エクイティ・ローンおよび割賦貸出金については、契約上、返済が90日延滞している場合に未収利息非計上貸出金に分類されます。クレジットカードおよび無担保のリボルビング・ローンの場合、一般的に返済が180日延滞するまで、未収利息が計上されます。規制対象の銀行のホーム・エクイティ・ローンは、関連する第1順位住宅抵当貸付が90日以上延滞している場合に未収利息非計上貸出金に分類されます。連邦破産法第7章に基づく破産を通じて免除された規制対象の銀行の抵当貸付は、連邦住宅局（以下「FHA」といいます。）が保証する貸出金を除き、未収利息非計上貸出金に分類されます。商業市場貸出金は、貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があると判断された場合、あるいは利息または元本の支払が90日延滞している場合には、現金主義（未収利息非計上）貸出金として計上されます。

貸出条件が変更された米国の個人向け貸出金に関して、現状に応じた延滞状況の再判定の方針は、商品によって異なります。一般的に、これらの条件変更に適格となるための条件の1つに、最低回数（通常、1回から3回）の支払を行うことが含まれています。条件変更時に、貸出金は現状に応じて延滞状況の再判定が行われます。しかし、クレジットカードなどの特定のオープン・エンド型個人向け貸出金に関する延滞状況の再判定の実務は、連邦金融機関検査協議会（以下「FFIEC」といいます。）のガイドラインに従って行われます。FFIECのガイドラインの対象であるオープン・エンド型個人向け貸出金に関して、現状に応じて貸出金の延滞状況を再判定するための条件の1つとして、少なくとも3回連続して最低月次支払額またはそれに相当する金額の支払を受領する必要があります。さらに、FFIECのガイドラインにおいて、このような貸出金の延滞状況の再判定を行うことができる回数は制限されています（通常は、12ヶ月間に1回かつ5年間に2回）。さらに、FHAおよび退役軍人省（以下「VA」といいます。）の貸出金は、これらの各機関のガイドラインに基づき貸出条件の変更が行われ、条件変更された貸出金を現状に応じて延滞状況の再判定をするために、支払は必ずしも要求はされません。

次表は、2014年12月31日および2013年12月31日現在のシティグループの個人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細について示したものです。

2014年12月31日現在の個人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	期日 未到来 合計 ⁽¹⁾⁽²⁾	30日から 89日延滞 ⁽³⁾	90日以上 延滞 ⁽³⁾	延滞してい るが政府の 保証がある もの ⁽⁴⁾	貸出金 合計 ⁽²⁾	未収利息 非計上 貸出金 合計	90日以上 延滞で 未収利息を 計上し ているもの
北米内店							
第1順位住宅抵当 貸付	\$ 61,730	\$1,280	\$1,371	\$3,443	\$ 67,824	\$2,746	\$2,759
ホーム・エクイ ティ・ローン ⁽⁵⁾	27,262	335	520	—	28,117	1,271	—
クレジットカード	111,441	1,316	1,271	—	114,028	—	1,273
割賦およびその他	12,361	229	284	—	12,874	254	3
商業市場貸出金	8,630	31	13	—	8,674	135	15
合計	\$221,424	\$3,191	\$3,459	\$3,443	\$231,517	\$4,406	\$4,050
北米外店							
第1順位住宅抵当 貸付	\$ 44,782	\$ 312	\$ 223	\$ —	\$ 45,317	\$ 454	\$ —
ホーム・エクイ ティ・ローン ⁽⁵⁾	—	—	—	—	—	—	—
クレジットカード	30,327	602	553	—	31,482	413	322
割賦およびその他	29,297	328	149	—	29,774	216	—
商業市場貸出金	31,280	86	255	—	31,621	405	—
合計	\$135,686	\$1,328	\$1,180	\$ —	\$138,194	\$1,488	\$ 322
GCBおよびシティ・ ホールディングス 合計	\$357,110	\$4,519	\$4,639	\$3,443	\$369,711	\$5,894	\$4,372
その他	238	10	11	—	259	30	—
シティグループ合計	\$357,348	\$4,529	\$4,650	\$3,443	\$369,970	\$5,924	\$4,372

(1) 延滞期間が30日未満の貸出金は、期日未到来として表示されています。

(2) 公正価値で計上されている第1順位住宅抵当貸付43百万ドルを含みます。

(3) 米国政府系機関によって保証されている貸出金を除きます。

(4) 30日から89日延滞で6億ドル、90日以上延滞で28億ドルの米国政府系機関によって保証されている第1順位住宅抵当貸付で構成されています。

(5) 固定金利ホーム・エクイティ・ローンおよび通常は劣後順位であるホーム・エクイティ与信枠による融資実行残高。

2013年12月31日現在の個人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	期日 未到来 合計 ⁽¹⁾⁽²⁾	30日から 89日延滞 ⁽³⁾	90日以上 延滞 ⁽³⁾	延滞して いるが政府 の保証 がある もの ⁽⁴⁾	貸出金 合計 ⁽²⁾	未収利息 非計上 貸出金 合計	90日以上 延滞で 未収利息 を計上 して いるもの
北米内店							
第1順位住宅抵当 貸付	\$ 66,612	\$ 2,044	\$ 1,975	\$ 5,271	\$ 75,902	\$ 3,415	\$ 3,997
ホーム・エクイ ティ・ローン ⁽⁵⁾	30,603	434	605	—	31,642	1,452	—
クレジットカード	113,886	1,491	1,452	—	116,829	—	1,452
割賦およびその他	12,609	225	243	—	13,077	247	7
商業市場貸出金	8,630	26	28	—	8,684	112	7
合計	\$232,340	\$4,220	\$4,303	\$5,271	\$246,134	\$5,226	\$5,463
北米外店							
第1順位住宅抵当 貸付	\$ 46,067	\$ 435	\$ 332	\$ —	\$ 46,834	\$ 584	\$ —
ホーム・エクイ ティ・ローン ⁽⁵⁾	—	—	—	—	—	—	—
クレジットカード	34,733	780	641	—	36,154	402	413
割賦およびその他	30,138	398	158	—	30,694	230	—
商業市場貸出金	33,242	111	295	—	33,648	610	—
合計	\$144,180	\$1,724	\$1,426	\$ —	\$147,330	\$1,826	\$ 413
GCBおよびシティ・ ホールディングス 合計	\$376,520	\$5,944	\$5,729	\$5,271	\$393,464	\$7,052	\$5,876
その他	338	13	16	—	367	43	—
シティグループ合計	\$376,858	\$5,957	\$5,745	\$5,271	\$393,831	\$7,095	\$5,876

- (1) 延滞期間が30日未満の貸出金は、期日未到来として表示されています。
- (2) 公正価値で計上されている、第1順位住宅抵当貸付9億ドルを含みます。
- (3) 米国政府機関によって保証されている貸出金を除きます。
- (4) 30日から89日延滞で12億ドル、90日以上延滞で41億ドルの米国政府系機関によって保証されている第1順位住宅抵当貸付で構成されています。
- (5) 固定金利ホーム・エクイティ・ローンおよび通常は劣後順位であるホーム・エクイティ与信枠による融資実行残高。

個人向けクレジット・スコア（以下「FICO」といいます。）

米国においては、独立した信用機関が個人の信用履歴に基づき個人の借入に対するリスクの格付けを行い、各個人に「FICO」（フェア・アイザックス・コーポレーション）クレジット・スコアを割り当てています。これらのスコアは個人の信用関連行動（例：ローンの借入あるいは不払いまたは支払遅延）に基づいて信用機関によって継続的に更新されます。

次表は、2014年および2013年12月31日現在のシティの米国の個人向け貸出金ポートフォリオに帰属するFICOスコアの詳細を示したものです（商業市場貸出金は法人ベースであり、FICOスコアが信用評価の主たる媒体ではないことから、次表に含まれていません。）。当該ポートフォリオの実質的にすべてのFICOスコアが月次で更新され、残りのポートフォリオについては四半期ごとに更新されています。

米国ポートフォリオにおけるFICOスコアの分布⁽¹⁾⁽²⁾

（単位：百万ドル）

	2014年12月31日		
	620未満	620以上 660未満	660以上
第1順位住宅抵当貸付	\$8,911	\$ 5,463	\$ 45,783
ホーム・エクイティ・ローン	3,257	2,456	20,957
クレジットカード	7,647	10,296	92,877
割賦およびその他	4,015	2,520	5,150
合計	\$23,830	\$20,735	\$164,767

(1) 米国政府機関により保証されている貸出金、米国政府系機関との長期スタンバイ・コミットメント（以下「LTSC」といいます。）の対象となる貸出金、および公正価値で計上された貸出金を除きます。

(2) FICOスコアが入手できなかった残高を除きます。これらの金額は重要ではありません。

米国ポートフォリオにおけるFICOスコアの分布⁽¹⁾⁽²⁾

（単位：百万ドル）

	2013年12月31日		
	620未満	620以上 660未満	660以上
第1順位住宅抵当貸付	\$11,860	\$ 6,426	\$ 46,207
ホーム・エクイティ・ローン	4,093	2,779	23,152
クレジットカード	8,125	10,693	94,437
割賦およびその他	3,900	2,399	5,186
合計	\$27,978	\$22,297	\$168,982

(1) 米国政府機関により保証されている貸出金、米国政府系機関とのLTSCの対象となる貸出金、および公正価値で計上された貸出金を除きます。

(2) FICOスコアが入手できなかった残高を除きます。これらの金額は重要ではありません。

不動産価値に占める貸付金の割合（以下「LTV」といいます。）

LTV比率（貸付残高を評価額で除して計算します。）は、貸出実行時に算定され、市場価格データを適用して更新されます。

次表は、2014年および2013年12月31日現在のシティの米国の個人向け抵当貸付ポートフォリオに帰属するLTV比率の詳細を示したものです。LTV比率は、入手可能な場合には主要都市の統計別エリアレベルで、そうでない場合には州レベルで、適用された当該ポートフォリオの実質的にすべてに対して、入手可能な直近のコアロジック住宅価格指数データを用いて、月次で更新されています。当該ポートフォリオの残りの分については、連邦住宅金融庁の指標を用いて、同様の方法で更新されています。

米国ポートフォリオにおけるLTV比率の分布⁽¹⁾⁽²⁾

(単位：百万ドル)

第1順位住宅抵当貸付

ホーム・エクイティ・ローン

合計

2014年12月31日		
80%以下	80%超 100%以下	100%超
\$48,163	\$ 9,480	\$ 2,670
14,638	7,267	4,641
\$62,801	\$16,747	\$ 7,311

(1) 米国政府機関により保証されている貸出金、米国政府系機関とのLTSCの対象となる貸出金、および公正価値で計上された貸出金を除きます。

(2) LTVが入手できなかった残高を除きます。これらの金額は重要ではありません。

米国ポートフォリオにおけるLTV比率の分布⁽¹⁾⁽²⁾

(単位：百万ドル)

第1順位住宅抵当貸付

ホーム・エクイティ・ローン

合計

2013年12月31日		
80%以下	80%超 100%以下	100%超
\$45,809	\$13,458	\$ 5,269
14,216	8,685	6,935
\$60,025	\$22,143	\$12,204

(1) 米国政府機関により保証されている貸出金、米国政府系機関とのLTSCの対象となる貸出金、および公正価値で計上された貸出金を除きます。

(2) LTVが入手できなかった残高を除きます。これらの金額は重要ではありません。

個人向け減損貸出金

減損貸出金とは、本来の貸出条件どおりに全額回収できる可能性が低いとシティグループが判断した貸出金を指します。個人向け減損貸出金には、未収利息非計上商業市場貸出金、ならびに借り手の財政困難により貸出条件が変更されシティグループが借り手に譲歩を与えた小口で均質な貸出金が含まれます。これらの条件変更は、減損貸出金の金利の引下げおよび/または元本返済免除を含む場合があります。個人向け減損貸出金は、貸出条件が変更されておらず未収利息が計上されていない小口で均質な貸出金を除外しています。また、個人向け減損貸出金は、シティの短期（すなわち12ヶ月以下の期間）貸出条件変更プログラムに従って貸出条件が変更された貸出金のうち、2011年1月1日より前に貸出条件が変更されたものも実質的にすべてを除外しています。

2012年度第3四半期に公表されたOCCの指針の結果、連邦破産法第7章に基づく破産を経験した借り手に対する抵当貸付は、不良債権のリストラクチャリング（以下「TDR」といいます。）に分類されます。これらのTDRは、FHAが保証する貸出金を除き、担保価値から売却コストを控除した金額まで評価減されます。FHAが保証する貸出金は、割引キャッシュ・フロー・モデルに基づき引当金が計上されます。

次表は、2014年および2013年12月31日現在および同日に終了した期間における個人向け減損貸出金合計に関する情報、ならびに2014年および2013年12月31日に終了した事業年度において個人向け減損貸出金について認識された受取利息に関する情報をそれぞれ示したものです。

2014年12月31日現在および同日に終了した事業年度					
(単位：百万ドル)	投資 計上額 ⁽¹⁾⁽²⁾	未払 元本高	関連する 個別引当金 ⁽³⁾	平均簿価 ⁽⁴⁾	受取利息 認識額 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾
抵当貸付および 不動産貸出金					
第1順位住宅抵当貸付	\$13,551	\$14,387	\$1,909	\$15,389	\$ 690
ホーム・エクイティ・ ローン	2,029	2,674	599	2,075	74
クレジットカード	2,407	2,447	849	2,732	196
割賦およびその他					
個人向け割賦	948	963	450	975	124
およびその他					
商業市場貸出金	423	599	110	381	22
合計	\$19,358	\$21,070	\$3,917	\$21,552	\$1,106

(1) 個人向け減損貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額ならびに直接評価減が含まれ、未収利息についてはクレジットカード貸出金に係るもののみが含まれています。

(2) 第1順位住宅抵当貸付1,896百万ドル、ホーム・エクイティ・ローン554百万ドルおよび商業市場貸出金158百万ドルには個別引当金が設定されていません。

(3) 「貸倒引当金」に含まれています。

(4) 平均簿価は、直近4四半期における投資計上額の平均期末残高を示しており、関連する個別引当金を含みません。

(5) 発生主義および現金主義両方による計上額を含みます。

(6) 小口で均質な貸出金に係る現金による利息受取額は、通常、収益として計上されます。商業市場貸出金に関する利息認識の方針は、下記に記載されている法人向け貸出金に関する利息認識の方針と一致しています。

2013年12月31日現在および同日に終了した事業年度					
(単位：百万ドル)	投資 計上額 ⁽¹⁾⁽²⁾	未払 元本高	関連する 個別引当金 ⁽³⁾	平均簿価 ⁽⁴⁾	受取利息 認識額 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾
抵当貸付および 不動産貸出金					
第1順位住宅抵当貸付	\$16,801	\$17,788	\$2,309	\$17,616	\$ 790
ホーム・エクイティ・ ローン	2,141	2,806	427	2,116	81
クレジットカード	3,339	3,385	1,178	3,720	234
割賦およびその他					
個人向け割賦および その他	1,114	1,143	536	1,094	153
商業市場貸出金	398	605	183	404	22
合計	\$23,793	\$25,727	\$4,633	\$24,950	\$1,280

- (1) 個人向け減損貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額ならびに直接評価減が含まれ、未収利息についてはクレジットカード貸出金に係るもののみが含まれています。
- (2) 第1順位住宅抵当貸付2,169百万ドル、ホーム・エクイティ・ローン568百万ドルおよび商業市場貸出金111百万ドルには個別引当金が設定されていません。
- (3) 「貸倒引当金」に含まれています。
- (4) 平均簿価は、直近4四半期における投資計上額の平均期末残高を示しており、関連する個別引当金を含みません。
- (5) 発生主義および現金主義両方による計上額を含みます。
- (6) 小口で均質な貸出金に係る現金による利息受取額は、通常、収益として計上されます。商業市場貸出金に関する利息認識の方針は、下記に記載されている法人向け貸出金に関する利息認識の方針と一致しています。
- (7) 2012年12月31日に終了した事業年度の受取利息認識額は、1,520百万ドルでした。

個人向け不良債権のリストラクチャリング

次表は、2014年および2013年12月31日に終了した事業年度において発生した個人向けTDRを示したものです。

2014年12月31日現在および同日に終了した事業年度						
(単位：百万ドル、ただし貸出条件が変更された貸出金の件数を除く)	貸出条件が変更された貸出金の件数	条件変更後の投資計上額 ⁽¹⁾⁽²⁾	元本返済の期日延期 ⁽³⁾	条件付元本返済免除 ⁽⁴⁾	元本返済免除 ⁽⁵⁾	平均金利引下げ
北米						
第1順位住宅抵当貸付	20,114	\$ 2,478	\$52	\$36	\$16	1%
ホーム・エクイティ・ローン	7,444	279	3	—	14	2%
クレジットカード	185,962	808	—	—	—	15%
割賦およびその他リボルビング	46,838	351	—	—	—	7%
商業市場貸出金 ⁽⁶⁾	191	35	—	—	1	—
合計⁽⁷⁾	260,549	\$ 3,951	\$55	\$36	\$31	
北米外						
第1順位住宅抵当貸付	3,150	\$ 103	\$—	\$—	\$ 1	1%
ホーム・エクイティ・ローン	67	11	—	—	—	—
クレジットカード	139,128	447	—	—	9	13%
割賦およびその他リボルビング	61,563	292	—	—	7	9%
商業市場貸出金 ⁽⁶⁾	346	200	—	—	—	—
合計⁽⁷⁾	204,254	\$ 1,053	\$—	\$—	\$ 17	

2013年12月31日現在および同日に終了した事業年度						
(単位：百万ドル、ただし貸出条件が変更された貸出金の件数を除く)	貸出条件が変更された貸出金の件数	条件変更後の投資計上額 ⁽¹⁾⁽⁸⁾	元本返済の期日延期 ⁽³⁾	条件付元本返済免除 ⁽⁴⁾	元本返済免除 ⁽⁵⁾	平均金利引下げ
北米						
第1順位住宅抵当貸付	32,116	\$ 4,160	\$68	\$25	\$158	1%
ホーム・エクイティ・ローン	12,774	552	1	—	92	1%
クレジットカード	172,211	826	—	—	—	14%
割賦およびその他リボルビング	53,332	381	—	—	—	7%
商業市場貸出金 ⁽⁶⁾	202	39	—	—	—	—
合計⁽⁷⁾	270,635	\$ 5,958	\$69	\$25	\$250	
北米外						
第1順位住宅抵当貸付	3,598	\$ 159	\$—	\$—	\$ 2	1%
ホーム・エクイティ・ローン	68	2	—	—	—	—
クレジットカード	165,350	557	—	—	10	13%
割賦およびその他リボルビング	59,030	342	—	—	7	7%
商業市場貸出金 ⁽⁶⁾	413	104	2	—	—	—
合計⁽⁷⁾	228,459	\$ 1,164	\$ 2	\$—	\$ 19	

(1) 条件変更後の投資計上額には、条件変更日に資産計上された延滞額が含まれています。

(2) 「北米」の条件変更後の残高には、2014年12月31日に終了した事業年度において連邦破産法第7章に基づく破産を経験した借り手に対する第1順位住宅抵当貸付322百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン80百万ドルが含まれています。これらの金額には、上記のとおり、2014年12月31日に終了した事業年度において、OCCの指針の結果、新たにTDRに分類された第1順位住宅抵当貸付179百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン69百万ドルが含まれています。

- (3) 無利子であるが、引き続き借り手に対する請求権を有する契約上の貸出金元本部分を示しています。このような返済の期日が延期された元本は、関連する貸出金の残高が裏付けとなる担保価値を上回る部分について、永久的な条件変更の時点で償却されます。
- (4) 無利子であり、借り手の債務履行状況に応じて返済免除の対象となる契約上の貸出金元本部分を示しています。
- (5) 永久的な条件変更の時点で返済免除された契約上の貸出金元本部分を示しています。
- (6) 商業市場貸出金は、通常借り手ごとの貸出条件変更であり、元本および/または利息の金額および/または支払時期の変更を織り込んでいます。
- (7) 上記の表は、TDRとみなされており報告期間末現在で残高がある貸付金の増減を反映しています。
- (8) 北米の条件変更後の残高には、2013年12月31日に終了した事業年度において連邦破産法第7章に基づく破産を経験した借り手に対する第1順位住宅抵当貸付502百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン101百万ドルが含まれています。これらの金額には、上記のとおり、2013年12月31日に終了した事業年度において、OCCの指針の結果、新たにTDRに分類された第1順位住宅抵当貸付332百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン85百万ドルが含まれています。

次表は、2014年および2013年12月31日に終了した事業年度にそれぞれ債務不履行が発生した個人向けTDRのうち、永久的な契約条件の変更から1年以内に支払不履行が発生したものを示しています。債務不履行とは60日延滞したものと定義されています。ただし、個別管理が可能な商業市場貸出金の債務不履行は、90日延滞したものと定義されています。

(単位：百万ドル)	2014年12月31日に 終了した事業年度	2013年12月31日に 終了した事業年度
北米		
第1順位住宅抵当貸付	\$ 715	\$1,532
ホーム・エクイティ・ローン	72	183
クレジットカード	194	204
割賦およびその他リボルビング	95	91
商業市場貸出金	9	3
合計	\$1,085	\$2,013
北米外		
第1順位住宅抵当貸付	\$ 24	\$ 54
ホーム・エクイティ・ローン	—	—
クレジットカード	217	198
割賦およびその他リボルビング	104	104
商業市場貸出金	105	15
合計	\$ 450	\$ 371

法人向け貸出金

法人向け貸出金とは、シティコープの「インスティテューショナル・クライアント・グループ」またはそれよりはるかに狭い範囲でシティ・ホールディングスによって管理されている貸出金およびリースを表しています。次表は、2014年12月31日および2013年12月31日現在の法人向け貸出金の種類別の情報を示したものです。

(単位：百万ドル)	2014年12月31日	2013年12月31日
法人向け		
米国内店		
商工業貸出金	\$ 35,055	\$ 32,704
金融機関貸出金	36,272	25,102
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	32,537	29,425
割賦、リボルビング信用およびその他	29,207	34,434
リース金融	1,758	1,647
	<u>\$134,829</u>	<u>\$123,312</u>
米国外店		
商工業貸出金	\$ 79,239	\$ 82,663
金融機関貸出金	33,269	38,372
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	6,031	6,274
割賦、リボルビング信用およびその他	19,259	18,714
リース金融	356	527
政府および公共機関貸出金	2,236	2,341
	<u>\$140,390</u>	<u>\$148,891</u>
法人向け貸出金合計	<u>\$275,219</u>	<u>\$272,203</u>
正味前受収益	(554)	(562)
法人向け貸出金（前受収益控除後）	<u>\$274,665</u>	<u>\$271,641</u>

(1) 主として不動産によって担保されている貸出金

当社は、2014年および2013年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ48億ドルおよび58億ドルの法人向け貸出金を売却および/または（売却目的保有に）組替えしました。2014年または2013年12月31日に終了した事業年度において、当社は投資目的に分類される法人向け貸出金の重要性のある購入を行っていません。

法人向け貸出金は、貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があると判断された場合、あるいは利息または元本の支払が90日延滞している場合には、十分な担保が付されて回収手続に入っている場合を除き、減損しているとみなされ、現金主義（未収利息非計上）貸出金として計上されます。法人向け減損貸出金およびリースの未収利息は90日で戻入れられ、当期損益に対して費用計上されます。その後、利息は実際に現金で受領した分についてのみ、損益に計上されます。元本の最終的な回収可能性に疑念がある場合、すべての現金受領額は、その後当該貸出金の投資計上額の減額に充当されます。法人向け貸出金は、通常、内部で割り当てられたリスク格付け（詳細については下記をご参照ください。）に基づいて管理されていますが、次表は2014年12月31日および2013年12月31日現在の法人向け貸出金の種類別の延滞状況に関する情報を示しています。

2014年12月31日現在の法人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	30日から 89日延滞 で未収利息 計上 ⁽¹⁾	90日以上 延滞で未収 利息 計上 ⁽¹⁾	延滞で未収 利息計上 合計	未収利息非 計上 合計 ⁽²⁾	期日 未到来 合計 ⁽³⁾	貸出金 合計 ⁽⁴⁾
商工業貸出金	\$ 50	\$ —	\$ 50	\$ 575	\$109,764	\$110,389
金融機関貸出金	2	—	2	250	67,580	67,832
抵当貸付および不動産貸出金	86	—	86	252	38,135	38,473
リース債権	—	—	—	51	2,062	2,113
その他	49	1	50	55	49,844	49,949
公正価値で計上された貸出金						5,858
取得した不良債権						51
合計	\$187	\$1	\$188	\$1,183	\$267,385	\$274,665

- (1) 90日延滞した法人向け貸出金は通常、未収利息非計上貸出金に分類されます。法人向け貸出金は、元本または利息が契約上の支払期日が到来しているにもかかわらず未払いとなっている場合に延滞しているとみなされます。
- (2) シティは通常、法人向け貸出金を延滞状況に基づいて管理していません。未収利息非計上貸出金には通常、90日以上延滞している貸出金、あるいは貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があるとシティが判断した貸出金が含まれます。
- (3) 法人向け貸出金は、元本または利息が契約上の支払期日が到来しているにもかかわらず未払いとなっている場合に延滞していることになります。延滞期間が30日未満の貸出金は、期日未到来として表示されています。
- (4) 貸出金合計には、延滞状況を示す他列には含まれていない公正価値で計上された貸出金が含まれます。

2013年12月31日現在の法人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	30日から 89日延滞 で未収利息 計上 ⁽¹⁾	90日以上 延滞で未収 利息 計上 ⁽¹⁾	延滞で未収 利息計上 合計	未収利息非 計上 合計 ⁽²⁾	期日 未到来 合計 ⁽³⁾	貸出金 合計 ⁽⁴⁾
商工業貸出金	\$ 72	\$ 5	\$ 77	\$ 769	\$112,985	\$113,831
金融機関貸出金	—	—	—	365	61,704	62,069
抵当貸付および不動産貸出金	183	58	241	515	34,027	34,783
リース債権	9	1	10	189	1,975	2,174
その他	47	2	49	70	54,476	54,595
公正価値で計上された貸出金						4,072
取得した不良債権						117
合計	\$311	\$ 66	\$377	\$1,908	\$265,167	\$271,641

- (1) 90日延滞した法人向け貸出金は通常、未収利息非計上貸出金に分類されます。法人向け貸出金は、元本または利息が契約上の支払期日が到来しているにもかかわらず未払いとなっている場合に延滞しているとみなされます。
- (2) シティは通常、法人向け貸出金を延滞状況に基づいて管理していません。未収利息非計上貸出金には通常、90日以上延滞している貸出金、あるいは貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があるとシティが判断した貸出金が含まれます。
- (3) 法人向け貸出金は、元本または利息が契約上の支払期日が到来しているにもかかわらず未払いとなっている場合に延滞していることになります。延滞期間が30日未満の貸出金は、期日未到来として表示されています。
- (4) 貸出金合計には、延滞状況を示す他列には含まれていない公正価値で計上された貸出金が含まれます。

シティグループは、法人向け貸出金ポートフォリオに関連した主なリスクを監視、評価および管理するためのリスク管理プロセスを有しています。シティは、リスク管理プロセスの一環として、法人向け貸出金の融資枠に対して債務者および融資枠の定量的および定性的評価に基づき数値的なリスク格付けを割り当てています。これらのリスク格付けは、少なくとも年に一度、債務者または融資枠に関する重大な事象の発生がある場合にはより頻繁に見直されます。リスク格付けを割り当てる際に考慮される要因には、債務者の財政状態、マネジメントおよび戦略の定性的評価、弁済額および弁済原資、担保および債務保証契約の金額および種類、債務者に関する偶発債務の金額および種類、ならびに債務者の業界および地理が含まれます。

債務者のリスク格付けはデフォルト確率の範囲によって決定されます。融資枠のリスク格付けは、デフォルト確率にデフォルト時損失を乗じた数値である標準損失の範囲によって決定されます。投資適格格付けのカテゴリーは、S&Pおよびムーディーズが定義したBBB-/Baa 3 カテゴリー以上に相当します。要注意、破綻懸念および実質破綻という銀行規制上の定義に従い分類される貸出金のリスク格付けは、投資不適格カテゴリーに属します。

2014年12月31日および2013年12月31日現在の法人向け貸出金の信用の質に関する指標

(単位：百万ドル)	貸出金の投資計上額 ⁽¹⁾	
	2014年12月31日	2013年12月31日
投資適格⁽²⁾		
商工業貸出金	\$ 80,812	\$ 79,360
金融機関貸出金	56,154	49,699
抵当貸付および不動産貸出金	16,068	13,178
リース債権	1,669	1,600
その他	46,284	51,370
投資適格合計	\$200,987	\$195,207
投資不適格⁽²⁾		
未収利息計上		
商工業貸出金	\$ 29,003	\$ 33,702
金融機関貸出金	11,429	12,005
抵当貸付および不動産貸出金	3,587	4,205
リース債権	393	385
その他	3,609	3,155
未収利息非計上		
商工業貸出金	575	769
金融機関貸出金	250	365
抵当貸付および不動産貸出金	252	515
リース債権	51	189
その他	55	70
投資不適格合計	\$ 49,204	\$ 55,360
延滞に基づき管理されているプライベート・バンク貸出金⁽²⁾	\$ 18,616	\$ 17,002
公正価値で計上された貸出金	5,858	4,072
法人向け貸出金（前受収益控除後）	\$274,665	\$271,641

(1) 貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額が含まれ、直接評価減が控除されています。

(2) 投資目的保有貸出金は償却原価で会計処理されます。

減損と特定され、未収利息非計上貸出金となっている法人向け貸出金およびリース債権は、元本が回収不能と判断される金額について減額されます。担保の売却以外に利用可能で確実な弁済原資が見込めない場合、減損した有担保貸出金およびリース債権は、原価と担保価値のいずれか低い方から売却コストを控除した金額まで評価減されます。現金主義貸出金は、すべての契約上の元本と利息の弁済を受けられることが合理的に確認され、かつ当該貸出金の契約条件に従って弁済が継続的に履行されている場合（通常6ヶ月間）、未収利息計上貸出金に戻されます。

次表は、2014年12月31日および2013年12月31日現在における法人向け貸出金の種類別の未収利息非計上貸出金に関する情報、ならびに2014年および2013年12月31日に終了した事業年度において未収利息非計上法人向け貸出金について認識された受取利息に関する情報について、それぞれ示したものです。

未収利息非計上法人向け貸出金

(単位：百万ドル)

未収利息非計上法人向け貸出金

商工業貸出金

金融機関貸出金

抵当貸付および不動産貸出金

リース金融

その他

未収利息非計上法人向け貸出金合計

2014年12月31日現在および同日に終了した事業年度

投資 計上額 ⁽¹⁾	未払元本 残高	関連する 個別引当金	平均簿価 ⁽²⁾	受取利息 認識額 ⁽³⁾
\$ 575	\$ 863	\$155	\$ 658	\$32
250	262	7	278	4
252	287	24	263	8
51	53	29	85	—
55	68	21	60	3
\$1,183	\$1,533	\$236	\$1,344	\$47

(単位：百万ドル)

未収利息非計上法人向け貸出金

商工業貸出金

金融機関貸出金

抵当貸付および不動産貸出金

リース金融

その他

未収利息非計上法人向け貸出金合計

2013年12月31日現在および同日に終了した事業年度

投資 計上額 ⁽¹⁾	未払元本 残高	関連する 個別引当金	平均簿価 ⁽²⁾	受取利息 認識額 ⁽³⁾
\$ 769	\$1,074	\$ 79	\$ 967	\$30
365	382	3	378	9
515	651	35	585	3
189	190	131	189	—
70	216	20	64	1
\$1,908	\$2,513	\$268	\$2,183	\$43

(単位：百万ドル)	2014年12月31日		2013年12月31日	
	投資計上額 ⁽¹⁾	関連する 個別引当金	投資計上額 ⁽¹⁾	関連する 個別引当金
評価性引当金が設定されている				
未収利息非計上法人向け貸出金				
商工業貸出金	\$224	\$155	\$401	\$ 79
金融機関貸出金	37	7	24	3
抵当貸付および不動産貸出金	70	24	253	35
リース金融	47	29	186	131
その他	55	21	61	20
個別引当金が設定されている				
未収利息非計上法人向け貸出金合計	\$433	\$236	\$925	\$268
個別引当金が設定されていない				
未収利息非計上法人向け貸出金				
商工業貸出金	\$351		\$368	
金融機関貸出金	213		341	
抵当貸付および不動産貸出金	182		262	
リース金融	4		3	
その他	—		9	
個別引当金が設定されていない				
未収利息非計上法人向け貸出金合計	\$750	N/A	\$983	N/A

(1) 貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額が含まれ、直接評価減が控除されています。

(2) 平均簿価は、投資計上額の平均残高を示しており、関連する個別引当金を含みません。

(3) 2012年12月31日に終了した事業年度における受取利息認識額は98百万ドルでした。

N/A 該当なし

法人向け不良債権のリストラクチャリング

次表は、2014年12月31日現在および同日に終了した事業年度におけるTDRの増減を示したものです。

(単位：百万ドル)	簿価	元本の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR ⁽¹⁾	利息の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR ⁽²⁾	元本と利息の 両方の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR
商工業貸出金	\$ 48	\$ 30	\$ 17	\$ 1
金融機関貸出金	—	—	—	—
抵当貸付および 不動産貸出金	8	5	1	2
その他	—	—	—	—
合計	\$ 56	\$ 35	\$ 18	\$ 3

- (1) 元本の支払額または支払時期の変更を伴うTDRには、元本返済免除または元本の定期支払および/または最終支払の期日延期が含まれる場合があります。商業貸出金について元本の返済が免除されるのは異例であるため、条件変更は通常、当該貸出金の予測キャッシュ・フローにほとんどまたは全く影響を及ぼすことはなく、したがって当該貸出金に計上する引当金にほとんどまたは全く影響を与えません。回収不能見込額の償却は、リストラクチャリング時に計上されるか、または過年度においてすでに計上されているため条件変更時に償却の必要がない場合があります。
- (2) 利息の支払額または支払時期の変更を伴うTDRには、市場金利を下回る金利の設定が含まれる場合があります。

次表は、2013年12月31日現在および同日に終了した事業年度におけるTDRの増減を示したものです。

(単位：百万ドル)	簿価	元本の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR ⁽¹⁾	利息の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR ⁽²⁾	元本と利息の 両方の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR
商工業貸出金	\$130	\$ 55	\$ 58	\$ 17
金融機関貸出金	—	—	—	—
抵当貸付および 不動産貸出金	34	19	14	1
その他	5	—	—	5
合計	\$169	\$ 74	\$ 72	\$ 23

- (1) 元本の支払額または支払時期の変更を伴うTDRには、元本返済免除または元本の定期支払および/または最終支払の期日延期が含まれる場合があります。商業貸出金について元本の返済が免除されるのは異例であるため、条件変更は通常、当該貸出金の予測キャッシュ・フローにほとんどまたは全く影響を及ぼすことはなく、したがって当該貸出金に計上する引当金にほとんどまたは全く影響を与えません。回収不能見込額の償却は、リストラクチャリング時に計上されるか、または過年度においてすでに計上されているため条件変更時に償却の必要がない場合があります。
- (2) 利息の支払額または支払時期の変更を伴うTDRには、市場金利を下回る金利の設定が含まれる場合があります。

次表は、2014年および2013年12月31日現在のTDRにおいて貸出条件が変更された法人向け貸出金合計、ならびに2014年および2013年12月31日に終了した3ヶ月間に債務不履行が発生したTDRのうち、永久的な貸出条件の変更から1年以内に支払不履行が発生したものを示しています。債務不履行とは60日延滞したものと定義されています。ただし、個別管理が可能な商業市場貸出金の債務不履行は、90日延滞したものと定義されています。

(単位：百万ドル)	2014年12月31日 現在のTDR残高	2014年12月31日に 終了した 事業年度に 支払不履行に 陥ったTDR貸出金	2013年12月31日 現在のTDR残高	2013年12月31日に 終了した 事業年度に 支払不履行に 陥ったTDR貸出金
商工業貸出金	\$117	\$ —	\$197	\$ 27
金融機関貸出金	—	—	14	—
抵当貸付および不動産貸出金	107	—	161	17
その他	355	—	422	—
合計	\$579	\$ —	\$794	\$ 44

不良債権の取得

上記の法人向けおよび個人向け貸出金に関する表には、貸出が実行されてからシティグループが取得するまでの期間に信用の質が著しく低下したことを示す証拠が存在する不良債権の取得が含まれています。SOP第03-3号（ASC 310-30として編纂されています。）に基づき、これらの貸出金の予測キャッシュ・フロー合計額と当初の投資計上額の差異は、一定利回りをを用いて、貸出金の貸出期間にわたり損益計上されています。したがって、当該貸出金は、上記の減損貸出金に関する表の情報からは除外されています。さらにSOP第03-3号により、取得した不良債権の予測キャッシュ・フローが取得後に減少した場合には、当該貸出金の利回りを一定に維持するために、引当金を設定することが求められています。ただし、予測キャッシュ・フローが増加した場合は、まずそれまでに計上された引当金の減少として認識し、残りは貸出金の一定利回りを引き上げることにより、貸出金の残存期間にわたって将来に向かって収益として認識します。取得した不良債権の予測キャッシュ・フローが信頼性をもって見積ることができない場合には、回収原価法に基づいて会計処理されます。当社の取得した不良債権のポートフォリオの簿価は、2014 年および2013年12月31日現在、それぞれ361百万ドルおよび590百万ドル（60百万ドルおよび113百万ドルの引当金控除後）でした。

2014年度および2013年度の利回り調整額、関連する引当金および利回り調整額控除後の簿価の変動は、以下のとおりです。

（単位：百万ドル）

	利回り調整額	貸出金の簿価	引当金
2012年12月31日現在残高	\$ 22	\$537	\$ 98
取得 ⁽¹⁾	\$ 46	\$405	\$ —
処分／返済	(5)	(199)	(8)
利回り調整	(10)	10	—
引当金の設定(減少)	22	—	25
予測キャッシュ・フローの増加	3	—	—
外国為替／その他	—	(50)	(2)
2013年12月31日現在残高⁽²⁾	\$ 78	\$703	\$113
取得 ⁽¹⁾	\$ 1	\$ 46	\$ —
処分／返済	(6)	(307)	(15)
利回り調整	(24)	24	—
引当金の設定(減少)	(36)	—	(27)
予測キャッシュ・フローの増加	23	—	—
外国為替／その他	(9)	(45)	(11)
2014年12月31日現在残高⁽²⁾	\$ 27	\$421	\$ 60

(1) 「貸出金の簿価」の残高は、2014年度および2013年度において、利息法に基づいて会計処理された取得した貸出金それぞれ46百万ドルおよび405百万ドルから構成されています。回収原価法に基づいて会計処理された取得した貸出金はありませんでした。これらの残高は、取得日現在のこれらの貸出金の公正価値を示しています。利息法による貸出金の取得日現在の予測キャッシュ・フロー合計額は、2014年度および2013年度において、それぞれ46百万ドルおよび451百万ドルでした。

(2) 「貸出金の簿価」の残高は、2014 年度および2013年度において、利息法に基づいて会計処理された貸出金413百万ドルおよび691百万ドル、ならびに回収原価法に基づいて会計処理された8百万ドルおよび12百万ドルから構成されています。

[前へ](#)

[次へ](#)

16. 貸倒引当金

(単位：百万ドル)

	2014年	2013年	2012年
期首貸倒引当金	\$ 19,648	\$ 25,455	\$ 30,115
貸倒損失総額	(11,108)	(12,769)	(17,005)
回収総額 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	2,135	2,306	2,774
正味貸倒損失（以下「NCL」といいます。）	\$ (8,973)	\$ (10,463)	\$ (14,231)
NCL	\$ 8,973	\$ 10,463	\$ 14,231
正味引当金戻入額	(1,879)	(1,961)	(1,908)
正味個別引当金戻入額	(266)	(898)	(1,865)
貸倒引当金繰入額合計	\$ 6,828	\$ 7,604	\$ 10,458
その他（正味） ⁽⁴⁾	(1,509)	(2,948)	(887)
期末貸倒引当金	\$ 15,994	\$ 19,648	\$ 25,455
未実行貸出約定に係る期首貸倒引当金 ⁽⁵⁾	\$ 1,229	\$ 1,119	\$ 1,136
未実行貸出約定に係る引当金繰入額（戻入額）	(162)	80	(16)
その他（正味）	(4)	30	(1)
未実行貸出約定に係る期末貸倒引当金 ⁽⁵⁾	\$ 1,063	\$ 1,229	\$ 1,119
貸出金、リース、および未実行貸出約定に係る 期末引当金合計	\$ 17,057	\$ 20,877	\$ 26,574

- (1) 回収額には、回収努力が実った場合にのみ発生する特定の回収費用が減額されています。
- (2) 2012年度には、2012年度第3四半期公表のOCCの指針に関連する貸倒償却額の増分約635百万ドルが含まれます（連結財務諸表注記1をご参照ください。）。これらの貸倒償却額に関連して、2012年度第3四半期の貸倒引当金において対応する金額約600百万ドルが戻し入れられました。2012年度には、2012年度第4四半期における当該OCCガイダンスの影響が確定したことによる約40百万ドルの償却の便益も含まれます。
- (3) 2012年度には、2012年度第1四半期に条件変更された貸出金における過年度に繰り延べられた元本残高に関連する貸倒償却額の増分約370百万ドルが含まれます。これらの貸倒償却額は、全国での抵当貸付に関する和解に関して予想される債務免除に関するものでした。これらの貸倒償却額に関連して、2012年度第1四半期において対応する引当金約350百万ドルが戻し入れられました。
- (4) 2014年度には、さまざまな貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有への振替に伴う約11億ドルの減少が含まれます。この中にはさまざまな不動産ローン・ポートフォリオの売却目的保有への振替に伴う約411百万ドル、ギリシャの事業の売却目的保有への振替に伴う約204百万ドル、スペインの事業の売却目的保有への振替に伴う約177百万ドル、ホンジュラスの事業の売却目的保有への振替に伴う約29百万ドル、さまざまなヨーロッパ・中東・アフリカ貸出金ポートフォリオの売却目的保有への振替に伴う約108百万ドルが含まれます。さらに2014年度には、外貨換算に伴う約463百万ドルの減少も含まれます。2013年度には、さまざまな貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有への振替に伴う約24億ドルの減少が含まれます。この中にはクレジットカードの売却に伴う約360百万ドル、ギリシャでの貸出金ポートフォリオの売却目的保有への振替に伴う約255百万ドル、繰延金利に関する引当金繰入額なしでのその他の資産（繰延金利を含みます。）への振替に伴う約230百万ドル、外貨換算に伴う約220百万ドルが含まれます。2012年度は、さまざまな米国貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有への振替に伴う約875百万ドルの減少が含まれます。
- (5) 連結貸借対照表の「その他負債」に計上されている未実行貸出約定および信用状に対する追加の貸倒引当金を表しています。

2014年12月31日現在の貸倒引当金および貸出金への投資に関する引当金

(単位：百万ドル)	法人向け	個人向け	合計
貸倒引当金期首残高	\$ 2,584	\$ 17,064	\$ 19,648
貸倒償却額	(427)	(10,681)	(11,108)
回収額	139	1,996	2,135
貸倒償却額の充当	288	8,685	8,973
正味引当金戻入額	(133)	(1,746)	(1,879)
正味個別引当金戻入額	(20)	(246)	(266)
その他	(42)	(1,467)	(1,509)
期末残高	\$ 2,389	\$ 13,605	\$ 15,994
貸倒引当金			
ASC 450に基づいて決定された金額	\$ 2,110	\$ 9,673	\$ 11,783
ASC 310-10-35に基づいて決定された金額	235	3,917	4,152
ASC 310-30に基づいて決定された金額	44	15	59
貸倒引当金合計	\$ 2,389	\$ 13,605	\$ 15,994
貸出金（前受収益控除後）			
ASC 450に基づき集合的に減損評価された貸出金	\$ 267,271	\$ 350,199	\$ 617,470
ASC 310-10-35に基づき個別に減損評価された貸出金	1,485	19,358	20,843
ASC 310-30に基づき信用の質の低下が認められた貸出金の取得	51	370	421
公正価値評価された貸出金	5,858	43	5,901
貸出金合計（前受収益控除後）	\$ 274,665	\$ 369,970	\$ 644,635

2013年12月31日現在の貸倒引当金および貸出金への投資に関する引当金

(単位：百万ドル)	法人向け	個人向け	合計
貸倒引当金期首残高	\$ 2,776	\$ 22,679	\$ 25,455
貸倒償却額	(369)	(12,400)	(12,769)
回収額	168	2,138	2,306
貸倒償却額の充当	201	10,262	10,463
正味引当金戻入額	(199)	(1,762)	(1,961)
正味個別引当金戻入額	(1)	(897)	(898)
その他	8	(2,956)	(2,948)
期末残高	\$ 2,584	\$ 17,064	\$ 19,648
貸倒引当金			
ASC 450に基づいて決定された金額	\$ 2,232	\$ 12,402	\$ 14,634
ASC 310-10-35に基づいて決定された金額	268	4,633	4,901
ASC 310-30に基づいて決定された金額	84	29	113
貸倒引当金合計	\$ 2,584	\$ 17,064	\$ 19,648
貸出金（前受収益控除後）			
ASC 450に基づき集合的に減損評価された貸出金	\$ 265,230	\$ 368,449	\$ 633,679
ASC 310-10-35に基づき個別に減損評価された貸出金	2,222	23,793	26,015
ASC 310-30に基づき信用の質の低下が認められた貸出金の取得	117	632	749
公正価値評価された貸出金	4,072	957	5,029
貸出金合計（前受収益控除後）	\$ 271,641	\$ 393,831	\$ 665,472

2012年12月31日現在の貸倒引当金

(単位：百万ドル)	法人向け	個人向け	合計
貸倒引当金期首残高	\$ 2,879	\$ 27,236	\$ 30,115
貸倒償却額	(640)	(16,365)	(17,005)
回収額	417	2,357	2,774
貸倒償却額の充当	223	14,008	14,231
正味引当金繰入額（戻入額）	2	(1,910)	(1,908)
正味個別引当金戻入額	(138)	(1,727)	(1,865)
その他	33	(920)	(887)
期末残高	\$ 2,776	\$ 22,679	\$ 25,455

17. のれんおよび無形資産

のれん

2014年度および2013年度におけるのれんの変動は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)

2012年12月31日現在残高	\$ 25,673
外貨換算	\$ (577)
小口の買収／売却、取得原価の配分に伴う調整およびその他	(25)
ブラジルにおけるクレジットカードの売却	(62)
2013年12月31日現在残高	\$ 25,009
外貨換算およびその他	\$ (1,214)
小口の買収／売却、取得原価の配分に伴う調整およびその他	(203)
2014年12月31日現在残高	\$ 23,592

2014年度および2013年度のセグメントごとののれんにおける変動は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	グローバル 個人金融部門	インスティ テューショナ ル・クライアン ト・グループ	シティ・ ホール ディングス	合計
2012年12月31日現在残高	\$ 14,539	\$ 10,981	\$ 153	\$ 25,673
2013年度に売却したのれん ⁽¹⁾	\$ (82)	\$ —	\$ —	\$ (82)
その他 ⁽²⁾	(472)	(113)	3	(582)
2013年12月31日現在残高	\$ 13,985	\$ 10,868	\$ 156	\$ 25,009
2014年度に売却したのれん ⁽³⁾	\$ (86)	\$ (1)	\$ (116)	\$ (203)
その他 ⁽²⁾	(505)	(711)	2	(1,214)
他セグメントからの（への）振替 ⁽⁴⁾	\$ (177)	\$ —	\$ 177	\$ —
2014年12月31日現在残高	\$ 13,217	\$ 10,156	\$ 219	\$ 23,592

(1) 主にクレジットカードの売却に関連しています。連結財務諸表注記2をご参照ください。

(2) 「のれん」のその他の変動には、主に米ドル建て以外ののれんに関する外国為替の影響および取得原価の配分に伴う調整を含みます。

(3) 主にスペインの個人金融事業の売却および日本におけるリテール銀行事業の売却合意に関連しています。詳細については連結財務諸表注記2をご参照ください。

(4) 主に2015年1月1日付のグローバル個人金融部門からシティ・ホールディングスへの事業の移行に関連しています。詳細については連結財務諸表注記3をご参照ください。

のれんの減損テストは事業セグメントの一段階下のレベル（報告単位と称されています。）で行われています。当社は2014年7月1日現在で年次ののれんの減損テストを行いました。報告単位のいずれにも減損はありませんでした。以下に記述する2014年度第1四半期の「ICG」の再編および2014年度第3四半期のシティ・ホールディングスカードの報告単位に係る売却を除き、2014年度の報告単位の構成は2013年度の報告単位の構成と同じでした。

2014年1月1日より、従前の「ICG」の報告単位内の事業である「証券および銀行業務」および「トランザクション・サービス」が「銀行業務」および「マーケッツ&セキュリティーズ・サービス」（以下「マーケッツ」といいます。）に再編・集約されました。影響を受けた報告単位について、2014年1月1日現在でののれんの期中減損テストが実施されましたが、減損はありませんでした。2014年1月1日以降、のれんは処分に割り当てられ、「銀行業務」および「マーケッツ」の下で減損のテストが行われました。さらに、2014年9月22日、シティはシティ・ホールディングスカードの一部であるスペインの個人金融事業を売却しました。この結果、シティ・ホールディングスカードの報告単位ののれん残高の100%が売却に配分されました。上記で説明した「ICG」の再編に伴うテストを除き、2014年度にはその他にのれんの期中減損テストが実施されませんでした。

2014年、2013年および2012年度において減損しているとみなされたのれんはありませんでした。

2014年度第4四半期に、シティは、ラテンアメリカ、アジアおよびヨーロッパ・中東・アフリカの11の市場における個人金融事業、ならびに韓国における消費者金融事業から撤退する意思を公表しました。さらにシティは、「ICG」内の複数の非中核的取引事業からの撤退意思を表明しています。2015年1月1日より、これらの事業はシティ・ホールディングスに移行され、5つの新しい報告単位、すなわち、シティ・ホールディングスー個人金融部門ーヨーロッパ・中東・アフリカ、シティ・ホールディングスー個人金融部門ーラテンアメリカ、シティ・ホールディングスー個人金融部門ー日本、シティ・ホールディングスー消費者金融部門ー韓国およびシティ・ホールディングスーICGに集約されました。この移行に伴うのれん残高は、従前の報告単位に対する相対的な公正価値に基づいて各事業単位に配分されました。

ASC 350に要求されるとおり、のれんの減損テストは、従前の報告構造および新しい報告構造に基づいて2015年1月1日付で実施されました。このテストにより、シティ・ホールディングスー消費者金融部門ー韓国の新しい報告単位ののれん16百万ドルは全額減損され、2015年度第1四半期に営業費用として報告されました。

2015年度第1四半期において、他にトリガーイベントはなかったため、のれんの減損テストは追加で実施されませんでした。2014年7月1日および2015年1月1日時点の当社の報告単位の公正価値は、最新の評価に基づき、その簿価を大幅に上回っており、減損のリスクは示唆されていません。ただし、シティ・ホールディングスー個人金融部門ーヨーロッパ・中東・アフリカの報告単位を除きます。

減損の兆候はありませんが、シティ・ホールディングスー個人金融部門ーヨーロッパ・中東・アフリカの報告単位ののれんは、経済状況の今後のさらなる悪化に特に影響を受ける可能性があります。シティ・ホールディングスー個人金融部門ーヨーロッパ・中東・アフリカの報告単位の2015年1月1日のテスト時点での配分された簿価に占める公正価値の比率は、107%でした。

次表は2015年1月1日より適用された新しい報告構造が2014年12月31日現在において既に存在していたと仮定した場合ののれん残高を示しています。配分された簿価に占める公正価値の比率は直近の減損テストに基づいています。

(単位:百万ドル) 報告単位 ⁽¹⁾	配分された簿価に占める 公正価値の比率 (%)	のれん
グローバル個人金融部門ー北米	260%	\$ 6,756
グローバル個人金融部門ーヨーロッパ・ 中東・アフリカ	188	309
グローバル個人金融部門ーアジア	279	4,627
グローバル個人金融部門ーラテンアメリカ	221	1,525
銀行業務	404	3,481
マーケットツ&セキュリティーズ・サービス	200	6,675
ラテンアメリカ退職者向けサービス	193	42
シティ・ホールディングスー個人金融部門ー ヨーロッパ・中東・アフリカ	107	23
シティ・ホールディングスー個人金融部門ー 日本	191	61
シティ・ホールディングスー消費者金融部門 ー韓国 ⁽²⁾	46	16
シティ・ホールディングスー個人金融部門ー ラテンアメリカ	151	77
合計		<u>\$23,592</u>

(1) 「シティ・ホールディングスーその他」および「シティ・ホールディングスーICG」は、配分されたのれんがないため、上表からは除外されています。

(2) 「シティ・ホールディングスー消費者金融部門ー韓国」は、配分されたのれんが2015年1月1日現在で全額減損されました。

無形資産

2014年12月31日および2013年12月31日現在の無形資産の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2014年12月31日			2013年12月31日		
	簿価 (総額)	償却 累計額	簿価 (正味)	簿価 (総額)	償却 累計額	簿価 (正味)
取得したクレジットカード取引関係	\$ 7,626	\$ 6,294	\$ 1,332	\$ 7,552	\$ 6,006	\$ 1,546
コア預金無形資産	1,153	1,021	132	1,255	1,052	203
その他の顧客関係	579	331	248	675	389	286
将来利益の現在価値	233	154	79	238	146	92
有用年数が不確定な無形資産	290	—	290	323	—	323
その他 ⁽¹⁾	5,217	2,732	2,485	5,073	2,467	2,606
無形資産（MSRを除きます。）	\$ 15,098	\$ 10,532	\$ 4,566	\$ 15,116	\$ 10,060	\$ 5,056
抵当貸付サービシング権（MSR） ⁽²⁾	1,845	—	1,845	2,718	—	2,718
無形資産合計	\$ 16,943	\$ 10,532	\$ 6,411	\$ 17,834	\$ 10,060	\$ 7,774

(1) 契約関連無形資産を含みます。

(2) シティのMSRに関する追加情報については、2013年度から2014年度の推移を含め、連結財務諸表注記22をご参照ください。

2014年度、2013年度および2012年度の無形資産償却費は、それぞれ756百万ドル、808百万ドルおよび856百万ドルでした。将来の無形資産償却費は、2015年が659百万ドル、2016年が634百万ドル、2017年が938百万ドル、2018年が411百万ドルおよび2019年度が368百万ドルと見込まれています。

2014年12月31日に終了した12ヶ月間における無形資産の変動は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2013年 12月31日 現在簿価 (正味)	買収/ 売却	償却	減損	外貨換算 その他 ⁽¹⁾	2014年 12月31日 現在簿価 (正味)
取得したクレジットカード取引関係	\$ 1,546	\$ 110	\$ (324)	\$ —	\$ —	\$ 1,332
コア預金無形資産	203	(6)	(59)	—	(6)	132
その他の顧客関係	286	14	(28)	—	(24)	248
将来利益の現在価値	92	—	(12)	—	(1)	79
有用年数が不確定な無形資産	323	(2)	—	—	(31)	290
その他	2,606	157	(333)	(2)	57	2,485
無形資産（MSRを除きます。）	\$ 5,056	\$ 273	\$ (756)	\$ (2)	\$ (5)	\$ 4,566
抵当貸付サービシング権（MSR） ⁽²⁾	2,718					1,845
無形資産合計	\$ 7,774					\$ 6,411

(1) 外貨換算および取得原価の配分に伴う調整を含みます。

(2) シティのMSRに関する追加情報については、2013年度から2014年度の推移を含め、連結財務諸表注記22をご参照ください。

18. 負債

短期借入金

(単位：百万ドル)	2014年		2013年	
	残高	加重平均 クーポン利率	残高	加重平均 クーポン利率
コマーシャル・ペーパー				
シティバンクの主要事業体 ⁽¹⁾	\$ 16,085	0.22%	\$ 17,677	0.25%
親会社 ⁽²⁾	70	0.95	201	1.11
コマーシャル・ペーパー合計	\$ 16,155	0.23%	\$ 17,878	0.26%
その他の借入金 ⁽³⁾	42,180	0.53%	41,066	0.87%
合計	\$ 58,335		\$ 58,944	

- (1) シティバンクの主要事業体は米国、西ヨーロッパ、香港およびシンガポールを本拠地とするシティバンク、エヌ・エイの各部門により構成されます。
- (2) 親会社は、親会社（シティグループ・インク）およびシティグループに連結されるブローカー・ディーラー子会社を含みます。
- (3) 連邦住宅貸付銀行およびその他の市場参加者からの借入金を含みます。2014年12月31日および2013年12月31日現在、連邦住宅貸付銀行からの有担保短期借入金はいずれも112億ドルでした。

銀行与信枠に基づく借入金は、LIBOR、CDレート、プライム・レートあるいは銀行の提示に基づく金利で実行されます。シティグループは、与信枠維持のため、銀行に手数料を支払っています。

シティグループの非銀行子会社のいくつかは、シティバンク、エヌ・エイを含むシティグループの子会社である預金取扱機関に与信枠を持っています。これらの与信枠に基づく借入金は、連邦準備法セクション23Aに従い、担保が付されています。

シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インク（以下「CGMHI」といいます。）は、利用可能であると通知されているものの、契約上の融資義務が存在しない与信枠による借入契約を有しています。これらの契約は、CGMHIの短期的な資金需要に見合った柔軟性を確保するために、継続的に見直されています。

長期債務

(単位：百万ドル)	加重平均 クーポン 利率	満期	12月31日現在残高	
			2014年	2013年
シティグループ ⁽¹⁾				
上位債	3.85%	2015年-2098年	\$ 122,323	\$ 124,857
劣後債 ⁽²⁾	4.48	2015年-2044年	25,464	28,039
信託優先証券	6.90	2036年-2067年	1,725	3,908
銀行 ⁽³⁾				
上位債	1.74	2015年-2038年	65,146	56,039
劣後債 ⁽²⁾	—	—	—	418
ブローカー・ディーラー ⁽⁴⁾				
上位債	4.06	2015年-2039年	8,399	7,831
劣後債 ⁽²⁾	2.07	2016年-2037年	23	24
合計 ⁽⁵⁾	3.34%		\$ 223,080	\$ 221,116
上位債			\$ 195,868	\$ 188,727
劣後債 ⁽²⁾			25,487	28,481
信託優先証券			1,725	3,908
合計			\$ 223,080	\$ 221,116

- (1) 親会社であるシティグループ・インク。
(2) 特定の国、地域または子会社における劣後債を含みます。
(3) シティバンクの主要事業体ならびにその他のシティバンクおよびバナメックスの事業体を表します。2014年12月31日および2013年12月31日現在、連邦住宅貸付銀行からの有担保長期借入金は、それぞれ198億ドルおよび140億ドルでした。
(4) 親会社であるシティグループ・インクに連結されたブローカー・ディーラーを表します。
(5) 2013年12月31日現在発行済のセーフティ・ファースト・トラストについて発行された簿価87百万ドルの上位債を含みます。2014年12月31日現在、これらのトラストについて発行された上位債の残高はありません。

当社は、様々な通貨建ての固定利付債務および変動利付債務を発行しています。当社は、この固定利付債務の一部を変動利付債務に、また変動利付債務の一部を固定利付債務に効果的に転換するために、主に金利スワップといったデリバティブ契約を利用しています。デリバティブの満期は、一般にヘッジ対象の債務の満期と一致しています。さらに当社は、一部の発行債券に対する為替の影響を管理するために他のデリバティブ契約も利用しています。2014年12月31日現在、当社の長期債務についての全加重平均利率は、契約ベースで3.34%であり、デリバティブ契約の影響を考慮すると2.48%でした。

信託優先証券を含む長期債務の満期到来年度別の合計額(最終満期日基準)は、以下のとおりです。

(単位:百万ドル)	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年以降	合計
銀行	\$ 14,459	\$ 21,248	\$ 14,190	\$ 9,128	\$ 2,146	\$ 3,975	\$ 65,146
ブローカー・ディーラー	760	708	210	141	1,725	4,878	8,422
シティグループ・インク	15,851	20,172	25,849	12,748	18,246	56,646	149,512
合計	\$ 31,070	\$ 42,128	\$ 40,249	\$ 22,017	\$ 22,117	\$ 65,499	\$ 223,080

次表は、2014年12月31日現在の当社の発行済信託優先証券を要約したものです。

信託証券 (単位:百万ドル、ただし1株当たり 金額は除く)	発行日	発行証券数	清算価値 ⁽¹⁾	クーポン 利率 ⁽²⁾	親会社に 発行される普 通株式数	信託所有の後順位劣後債券		
						金額	満期日	発行体による 償還開始日
シティグループ・キャピタルIII	1996年12月	194,053	\$ 194	7.625%	6,003	\$ 200	2036年12月1日	償還不能
シティグループ・キャピタルXIII	2010年9月	89,840,000	2,246	7.875%	1,000	2,246	2040年10月30日	2015年10月30日
シティグループ・キャピタルXVIII	2007年6月	99,901	156	6.829%	50	156	2067年6月28日	2017年6月28日
債務合計			\$ 2,596			\$ 2,602		

注: 信託優先証券に係る分配および劣後債の利息は、シティグループ・キャピタルIIIおよびシティグループ・キャピタルXVIIIについては半年ごとに、シティグループ・キャピタルXIIIについては四半期ごとに支払われます。

(1) 証券発行日に投資家が信託から受け取った想定元本を表しています。

(2) いずれの場合も劣後債のクーポン利率は信託優先証券の利率と同じです。

19. 規制資本およびシティグループ・インクの親会社情報

シティグループは、連邦準備制度理事会によって発行されたリスクベース資本およびレバレッジに関するガイドライン規制の対象となっています。連邦預金保険制度の対象となっているシティグループの米国預金機関子会社（シティバンク、エヌ・エイを含みます。）は、主な連邦銀行規制当局が公表している同様の各ガイドラインの規制対象となっています。これらのガイドラインは自己資本の十分性を評価するために用いられており、次表に記載された必要最低要件を含んでいます。規制当局は、最低自己資本基準を満たしていない金融機関に対して特定の迅速な措置をとることが法律によって求められています。

以下の表は、現行の規制基準（バーゼルⅢ移行措置を反映しています。）に基づくシティグループ・インクおよびシティバンク、エヌ・エイの2014年12月31日現在の規制資本区分、リスク加重資産、四半期ごとに調整された平均総資産および資本比率を示したものです。

(単位：百万ドル)	表示最低基準	十分な資本の 最低基準	シティグループ ⁽¹⁾	シティバンク、 エヌ・エイ ⁽¹⁾
普通株式等Tier 1 資本			\$ 166,663	\$ 128,262
Tier 1 資本			166,663	128,262
資本合計 ⁽²⁾			184,959	139,246
リスク加重資産			1,274,672	945,407
四半期ごとに調整された 平均総資産 ⁽³⁾			1,849,325	1,366,910
普通株式等Tier 1 資本 比率	4.0%	N/A	13.07%	13.57%
Tier 1 資本比率	5.5	6.0%	13.07	13.57
資本合計比率	8.0	10.0	14.51	14.73
Tier 1 レバレッジ比率	4.0	5.0 ⁽⁴⁾	9.01	9.38

(1) 2014年12月31日現在、シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイの報告可能な普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計比率は、バーゼルⅢの先進的手法の枠組みに基づいて導出された低い方の値です。

(2) 資本合計はTier 1 資本とTier 2 資本を含みます。

(3) レバレッジ比率での基準を表しています。

(4) 預金金融機関にのみ適用されます。

N/A 該当なし

上記の表に示されるとおり、2014年12月31日現在、シティグループ・インクおよびシティバンク、エヌ・エイは現行の連邦銀行規制の定義に照らして「十分な自己資本を有している」状態でした。

銀行子会社—配当制限

シティグループの子会社の預金取扱機関が、シティグループおよびその非銀行子会社へ信用供与、配当金の支払、もしくはその他の資金提供を行うことに関して、様々な法的制限が課せられています。各暦年における配当宣言額の合計が規制当局による規定額を超過する場合、通貨監督局の承認が必要になります。州公認預金取扱機関は、それぞれの州法によって定められている配当制限の対象になります。

各預金取扱機関が配当金を決定する際には、リスクベース自己資本およびレバレッジ比率要件への影響、ならびに銀行組織に対して原則として当期の営業利益から配当金を支払うよう指示している連邦規制当局の政策方針も考慮する必要があります。2014年度および2013年度において、シティグループはシティバンク、エヌ・エイからそれぞれ89億ドルおよび122億ドルの配当金を受け取りました。

非銀行子会社

シティグループは、非銀行子会社からも配当金を受け取っています。通常、これらの非銀行子会社は配当金に関する法的制限の対象にはなりません。ただし、以下の表のとおり、これら子会社の配当宣言能力は自己資本の検討事項によって制限されることがあります。

(単位：百万ドル)

子会社	司法管轄	正味資本または 相当額	最低基準 超過額
シティグループ・グローバル・ マーケッツ・インク	米国証券取引委員会統一純資本規則(規則15c3-1)	\$ 5,521	\$ 4,376
シティグループ・グローバル・ マーケッツ・リミテッド	英国健全性監督機構 (PRA)	\$ 7,162	\$ 2,482

シティグループ・インク（親会社単体）の損益計算書および包括利益計算書

	12月31日に終了した事業年度		
	2014年	2013年	2012年
(単位：百万ドル)			
収益			
受取利息	\$ 3,121	\$ 3,234	\$ 3,384
支払利息	4,437	5,559	6,573
純利息収益	\$ (1,316)	\$ (2,325)	\$ (3,189)
子会社からの配当金	8,900	13,044	20,780
利息以外の収益	247	139	613
支払利息控除後収益合計	\$ 7,831	\$ 10,858	\$ 18,204
営業費用合計	\$ 1,980	\$ 851	\$ 1,497
法人税等および子会社の未分配利益に対する持分控除前の利益	\$ 5,851	\$ 10,007	\$ 16,707
法人税等（便益）	(643)	(1,637)	(2,062)
子会社の未分配利益（損失）に対する持分	816	2,015	(11,278)
親会社の当期利益	\$ 7,310	\$ 13,659	\$ 7,491
包括利益			
親会社の当期利益	\$ 7,310	\$ 13,659	\$ 7,491
その他包括利益（損失）	(4,083)	(2,237)	892
親会社の包括利益	\$ 3,227	\$ 11,422	\$ 8,383

シティグループ・インク（親会社単体）の貸借対照表

	12月31日に終了した事業年度	
	2014年	2013年
(単位：百万ドル)		
資産		
現金および銀行預け金	\$ 125	\$ 233
トレーディング勘定資産	604	184
投資	830	1,032
子会社貸付金	77,951	83,110
子会社投資	211,353	203,739
その他資産 ⁽¹⁾	110,559	105,823
資産合計	\$ 401,422	\$ 394,121
負債		
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および売渡有価証券	\$ 185	\$ 185
トレーディング勘定負債	762	165
短期借入金	1,075	382
長期債務	149,512	156,804
銀行以外の子会社借入金	27,430	24,181
その他負債	12,273	8,412
負債合計	\$ 191,237	\$ 190,129
株主持分合計	210,185	203,992
負債および株主持分合計	\$ 401,422	\$ 394,121

(1) 2014年12月31日現在のその他資産は、シティバンク、エヌ・エイおよびその視点への預金427億ドルを含み、うち339億ドルは残存期間が30日未満のものでした。2013年12月31日現在のその他資産は、シティバンク、エヌ・エイおよびその支店への預金433億ドルを含み、うち336億ドルは残存期間が30日未満のものでした。

シティグループ・インク（親会社単体）のキャッシュ・フロー計算書

	12月31日に終了した事業年度		
	2014年	2013年	2012年
(単位：百万ドル)			
継続事業の営業活動から生じた（に使用した）正味資金	\$ 5,940	\$ (7,881)	\$ 1,598
継続事業の投資活動から生じたキャッシュ・フロー			
投資の購入	\$ —	\$ —	\$ (5,701)
投資の売却による収入	41	385	37,056
投資の満期による収入	155	233	4,286
投資および貸付金の変動－関係会社間	(7,986)	7,226	(397)
その他の投資活動	5	4	994
継続事業の投資活動から生じた（に使用した）正味資金	\$ (7,785)	\$ 7,848	\$ 36,238
継続事業の財務活動から生じたキャッシュ・フロー			
配当金支払	\$ (633)	\$ (314)	\$ (143)
優先株式の発行	3,699	4,192	2,250
長期債務発行による収入／（返済）－第三者（正味）	(3,636)	(13,426)	(33,434)
短期借入金およびその他の貸付金の変動（正味）－関係会社間	3,297	11,402	(6,160)
その他の財務活動	(990)	(1,741)	(199)
継続事業の財務活動（に使用した）から生じた正味資金	\$ 1,737	\$ 113	\$ (37,686)
現金および銀行預け金の正味（減少）増加	\$ (108)	\$ 80	\$ 150
期首現金および銀行預け金	233	153	3
期末現金および銀行預け金	\$ 125	\$ 233	\$ 153
継続事業のキャッシュ・フロー情報に関する補足事項			
当年度中における現金支払（受取）額			
法人税等	\$ 235	\$ (71)	\$ 78
利息	5,632	6,514	7,883

注：上記の表に関して、「シティグループ・インク（親会社単体）」は親会社であるシティグループ・インク（連結子会社を除きます。）を指します。シティグループ・ファンディング・インク（以下「CFI」といいます。）は過年度においてシティグループ・インクの第一階層の子会社であり、コマーシャル・ペーパー、中期債ならびに仕組みエクイティ・リンク債およびクレジットリンク債を発行していました。CFIの債券はシティグループ・インクにより保証されていました。2012年12月31日、CFIは親会社であるシティグループ・インクに合併されました。

20. その他包括利益（損失）累計額の増減

2014年12月31日に終了した3年間におけるシティグループの「その他包括利益（損失）累計額」の各構成要素の増減は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	投資有価 証券に係る 正味未実現 利益(損失)	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ ⁽¹⁾	給付制度 ⁽²⁾	外貨換算調 整額（ヘッ ジ控除後） (CTA) ⁽³⁾⁽⁴⁾	その他 包括利益（損 失）累計額
2011年12月31日現在残高	\$ (35)	\$ (2,820)	\$ (4,282)	\$ (10,651)	\$ (17,788)
増減（税引後） ⁽⁵⁾⁽⁶⁾	632	527	(988)	721	892
2012年12月31日現在残高	\$ 597	\$ (2,293)	\$ (5,270)	\$ (9,930)	\$ (16,896)
その他包括利益（組替前）	\$ (1,962)	\$ 512	\$ 1,098	\$ (2,534)	\$ (2,886)
AOCIから組替えられた借入金の増加（減少） ⁽⁷⁾	(275)	536	183	205	649
増減（税引後） ⁽⁷⁾	\$ (2,237)	\$ 1,048	\$ 1,281	\$ (2,329)	\$ (2,237)
2013年12月31日現在残高	\$ (1,640)	\$ (1,245)	\$ (3,989)	\$ (12,259)	\$ (19,133)
その他包括利益（組替前）	\$ 1,790	\$ 85	\$ (1,346)	\$ (4,946)	\$ (4,417)
AOCIから組替えられた借入金の増加（減少）	(93)	251	176	—	334
増減（税引後）	\$ 1,697	\$ 336	\$ (1,170)	\$ (4,946)	\$ (4,083)
2014年12月31日現在残高	\$ 57	\$ (909)	\$ (5,159)	\$ (17,205)	\$ (23,216)

- (1) 主に、債務に係る変動金利をヘッジするシティグループの固定支払／変動受取金利スワップ・プログラムに牽引された結果です。
- (2) 主に、当社の重要な年金および退職後給付制度に対する四半期ごとの年金数理評価、その他の制度に対する年次数理評価、ならびに過年度においてその他包括利益に認識された金額の償却に基づく調整を反映しています。2014年12月31日からの新しい生命表の適用を反映しています（連結財務諸表注記8をご参照ください。）。
- (3) 2014年12月31日に終了した事業年度において、主に、メキシコ・ペソ、日本円およびロシア・ルーブルの対米ドル相場の変動と関連する税効果およびヘッジの変動を（影響額の大きい順に）反映しています。2013年12月31日に終了した事業年度において、主に、日本円、メキシコ・ペソ、豪ドルおよびインド・ルピーの対米ドル相場の変動と関連する税効果およびヘッジの変動を（影響額の大きい順に）反映しています。2012年12月31日に終了した事業年度において、主に、メキシコ・ペソ、日本円、ユーロおよびブラジル・レアルの対米ドル相場の変動と関連する税効果およびヘッジの変動を（影響額の大きい順に）反映しています。
- (4) 2014年度において、137百万ドル（税引後で84百万ドル）が投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）内の外貨換算の配分を反映するためにCTAに組替えられました。
- (5) 以下の小規模の投資の売却による実現利益の税引後の影響額を含みます。住宅開発金融公社（以下「HDFC」といいます）における当社の全持分の売却による672百万ドルおよび上海浦東発展銀行（以下「SPDB」といいます）における当社の全持分の売却による421百万ドル。
- (6) 2012年度における外貨換算調整額に含まれるアクバンクに関する減損費用および損失による税引後の影響額は667百万ドルでした（連結財務諸表注記14をご参照ください）。
- (7) 2013年12月20日にクレジットカード事業の売却が完了しました（連結財務諸表注記2をご参照ください。）。CTA総額（ヘッジを含む正味CTA）への影響額の合計は、税引前で314百万ドル（税引後205百万ドル）の損失でした。

2014年12月31日に終了した3年間における「その他包括利益（損失）累計額」の各構成要素の税引前および税引後の増減は以下のとおりです。

	税引前	税効果	税引後
(単位：百万ドル)			
2011年12月31日現在残高	\$ (25,807)	\$ 8,019	\$ (17,788)
投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）の増減	1,001	(369)	632
キャッシュ・フロー・ヘッジ	838	(311)	527
給付制度	(1,378)	390	(988)
外貨換算調整額	12	709	721
増減	\$ 473	\$ 419	\$ 892
2012年12月31日現在残高	\$ (25,334)	\$ 8,438	\$ (16,896)
投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）の増減	(3,537)	1,300	(2,237)
キャッシュ・フロー・ヘッジ	1,673	(625)	1,048
給付制度	1,979	(698)	1,281
外貨換算調整額	(2,377)	48	(2,329)
増減	\$ (2,262)	\$ 25	\$ (2,237)
2013年12月31日現在残高	\$ (27,596)	\$ 8,463	\$ (19,133)
投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）の増減	2,704	(1,007)	1,697
キャッシュ・フロー・ヘッジ	543	(207)	336
給付制度	(1,830)	660	(1,170)
外貨換算調整額	(4,881)	(65)	(4,946)
増減	\$ (3,464)	\$ (619)	\$ (4,083)
2014年12月31日現在残高	\$ (31,060)	\$ 7,844	\$ (23,216)

2014年12月31日に終了した事業年度において、当社は「その他包括利益（損失）累計額」から連結損益計算書へと組替えられた金額に関して542百万ドルの税引前損失（税引後で334百万ドル）を認識しました。詳細は以下の表をご参照ください。

(単位：百万ドル)	連結損益計算書 への組替による AOCIの増加（減少） 2014年12月31日に 終了した事業年度
投資売却実現（利益）損失	\$ (570)
一時的でない減損損失総額	424
税引前小計	\$ (146)
税効果	53
投資有価証券に係る認識された（利益）損失（純額）（税引後） ⁽¹⁾	\$ (93)
金利契約	\$ 260
外国為替契約	149
税引前小計	\$ 409
税効果	(158)
キャッシュ・フロー・ヘッジの償却費（税引後） ⁽²⁾	\$ 251
未認識債務の償却費	
過去勤務費用（給付）	\$ (40)
正味年金数理損失	243
清算/縮小による影響額 ⁽³⁾	76
税引前小計	\$ 279
税効果	(103)
給付制度の償却費（税引後） ⁽³⁾	\$ 176
外貨換算調整額	\$ —
AOCIから組替えられた金額合計（税引前）	\$ 542
税効果合計	(208)
AOCIから組替えられた金額合計（税引後）	\$ 334

(1) 税引前の金額は、連結損益計算書の「投資売却実現利益（損失）（正味）」および「減損損失総額」に組替えられています。詳細については、連結財務諸表注記14をご参照ください。

(2) 詳細については、連結財務諸表注記23をご参照ください。

(3) 詳細については、連結財務諸表注記1および注記8をご参照ください。

2013年12月31日に終了した事業年度において、当社は「その他包括利益（損失）累計額」から連結損益計算書へと組替えられた金額に関して、1,071百万ドルの税引前損失（税引後で649百万ドル）を認識しました。詳細は以下の表をご参照ください。

(単位：百万ドル)	連結損益計算書 への組替による AOCIの増加（減少） 2013年12月31日に 終了した事業年度
投資売却実現（利益）損失	\$ (748)
一時的でない減損損失総額	334
税引前小計	\$ (414)
税効果	139
投資有価証券に係る認識された（利益）損失（純額）（税引後） ⁽¹⁾	\$ (275)
金利契約	\$ 700
外国為替契約	176
税引前小計	\$ 876
税効果	(340)
キャッシュ・フロー・ヘッジの償却費（税引後） ⁽²⁾	\$ 536
未認識債務の償却費	
過去勤務費用（給付）	\$ —
正味年金数理損失	271
清算/縮小による影響額 ⁽³⁾	44
会計方針変更による累積的影響額 ⁽³⁾	(20)
税引前小計	\$ 295
税効果	(112)
給付制度の償却費（税引後） ⁽³⁾	\$ 183
外貨換算調整額	\$ 205
AOCIから組替えられた金額合計（税引前）	\$ 1,071
税効果合計	(422)
AOCIから組替えられた金額合計（税引後）	\$ 649

(1) 税引前の金額は、連結損益計算書の「投資売却実現利益（損失）（正味）」および「減損損失総額」に組替えられています。詳細については、連結財務諸表注記14をご参照ください。

(2) 詳細については、連結財務諸表注記23をご参照ください。

(3) 詳細については、連結財務諸表注記1および注記8をご参照ください。

21. 優先株式

以下の表は2014年12月31日および2013年12月31日現在の当社の発行済優先株式を要約したものです。

	発行日	発行体による 償還開始日	配当率	預託株式/ 優先株式 1株当たり の償還価格	預託株式数	簿価 (単位：百万ドル)	
						2014年 12月31日	2013年 12月31日
シリーズA ⁽¹⁾	2008年1月25日	2018年2月15日	8.125%	\$ 25	3,870,330	\$ 97	\$ 97
シリーズE ⁽²⁾	2008年4月28日	2018年4月30日	8.400%	1,000	121,254	121	121
シリーズA ⁽³⁾	2012年10月29日	2023年1月30日	5.950%	1,000	1,500,000	1,500	1,500
シリーズB ⁽⁴⁾	2012年12月13日	2023年2月15日	5.900%	1,000	750,000	750	750
シリーズC ⁽⁵⁾	2013年3月26日	2018年4月22日	5.800%	25	23,000,000	575	575
シリーズD ⁽⁶⁾	2013年4月30日	2023年5月15日	5.350%	1,000	1,250,000	1,250	1,250
シリーズJ ⁽⁷⁾	2013年9月19日	2023年9月30日	7.125%	25	38,000,000	950	950
シリーズK ⁽⁸⁾	2013年10月31日	2023年11月15日	6.875%	25	59,800,000	1,495	1,495
シリーズL ⁽⁹⁾	2014年2月12日	2019年2月12日	6.875%	25	19,200,000	480	—
シリーズM ⁽¹⁰⁾	2014年4月30日	2024年5月15日	6.300%	1,000	1,750,000	1,750	—
シリーズN ⁽¹¹⁾	2014年10月29日	2019年11月15日	5.800%	1,000	1,500,000	1,500	—
						\$10,468	\$ 6,738

- (1) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金はシティの取締役会が宣言した場合に、四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に支払われます。
- (2) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2018年4月30日までは固定金利で半年ごと（4月30日および10月30日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（1月30日、4月30日、7月30日および10月30日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (3) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年1月30日までは固定金利で半年ごと（1月30日および7月30日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（1月30日、4月30日、7月30日および10月30日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (4) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年2月15日までは固定金利で半年ごと（2月15日および8月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (5) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金はシティの取締役会が宣言した場合に、四半期ごと（1月22日、4月22日、7月22日および10月22日）に支払われます。
- (6) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年5月15日までは固定金利で半年ごと（5月15日および11月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (7) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年9月30日までは固定金利で四半期ごと（3月30日、6月30日、9月30日および12月30日）に、それ以降は変動金利で四半期ごとの同日に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (8) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年11月15日までは固定金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごとの同日に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (9) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は固定金利で四半期ごと（2月12日、5月12日、8月12日および11月12日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (10) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2024年5月15日までは固定金利で半年ごと（5月15日および11月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (11) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2019年11月15日まで（同日は含みません。）は固定金利で半年ごと（5月15日および11月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。

2014年度において、シティは発行済優先株式に対する配当金を約511百万ドル分配しました。2014年12月31日現在の発行済優先株式に基づき、シティは2015年度に約656百万ドルの優先配当金の分配を見込んでいます。いずれの場合も、かかる配当金はシティグループの取締役会の承認を得ることが前提になっています。

[前へ](#)

[次へ](#)

22. 証券化および変動持分事業体

特別目的事業体の利用

特別目的事業体（以下「SPE」といいます。）は、それを設立する会社の限定的なニーズを満たす目的で設立された事業体です。シティは主に、特定の金融資産を証券化することにより流動性および有利な資本の取り扱いを獲得、顧客の金融資産を証券化することを支援、また顧客のために投資商品を組成する目的でSPEを利用しています。SPEは信託、パートナーシップまたは法人などの様々な法的形態で設立することが可能です。証券化において、SPEへ資産を移転する企業は、SPEが発行する負債および持分商品、証書、コマーシャル・ペーパーまたは債務を表すその他の債券を通じて、通常の事業活動であればそれを実現する前にこれらの資産のすべて（または一部）を現金に転換します。これらの証券化はSPEの貸借対照表に計上されますが、SPEを組成した企業の貸借対照表には連結される場合と連結されない場合があります。

投資家は通常、SPEの資産のみに対して遡求権を有しますが、担保勘定、与信枠または流動性ファシリティ（流動性プット・オプションや資産購入契約など）などのその他の信用補完の恩恵を受けることもあります。これらの信用補完があるため、SPEによる発行は一般的に、資産譲渡者が自身の負債発行で獲得する場合よりも高い信用格付けを取得します。その結果、資金調達コストを無担保借入よりも低くすることができます。SPEはデリバティブ契約を締結し、原資産の利回りまたは通貨をSPEの投資家の需要に一致させたり、SPEの信用リスクを限定または変更したりすることもあります。シティグループは特定の信用補完の提供者ならびに関連するデリバティブ契約の取引相手になります。

シティグループのSPEの大部分は、以下に説明されている変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）です。

変動持分事業体

VIEは、持分投資総額が不十分で、他社からの追加的劣後財務支援がなければその会社の活動資金を調達することができない事業体、あるいはその事業体の持分投資家が支配財務持分の特徴（すなわち、議決権を通じて重要な意思決定を行う能力、およびその事業体の予想残存利益を受け取る権利またはその事業体の予想損失を負担する義務）を有していない事業体です。負債または株式持分を通じてVIEに資金を提供する投資家、あるいはその他の形式（保証、劣後手数料契約または特定の種類のデリバティブ契約など）で支援を提供している他の契約相手が、当該事業体の変動持分保有者です。

VIEの支配財務持分を保有する変動持分保有者は、主たる受益者とみなされ、VIEを連結しなければなりません。以下の特徴の両方を有する場合、シティグループは支配財務持分を保有しており、主たる受益者であるとみなされる可能性があります。

- ・ VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有する場合。
- ・ VIEに対して潜在的に重要となる可能性のある損失を負担する義務を有する場合、またはVIEに対して潜在的に重要となる可能性のある便益を享受する権利を有する場合。

当社は、各VIEを評価し、当該事業体の目的および構成、その構成の中での当社の役割ならびにVIEの継続する活動における当社の関与を理解する必要があります。次に当社は、どの活動がVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼし、誰がその活動を指揮する権限を有するのかを評価しなければなりません。

当社がVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有すると判断したVIEについて、当社はその経済的持分の評価を行う必要があります、またVIEにとって潜在的に重要となる可能性のある損失を負担、または便益を享受することが可能か否かを決定しなければなりません。潜在的に重要となる可能性のある損失を負担する義務が当社にあるか否かを評価する際に、当社はそのような損失に対する最大エクスポージャーを、その発生可能性を考慮せずに検討する必要があります。このような義務は、負債または持分投資、保証、流動性契約および特定のデリバティブ契約を含む（ただし、これらに限定されません。）様々な形式をとる可能性があります。

その他の様々な取引において、当社は（i）デリバティブ取引の相手方（例：金利スワップ、通貨スワップ、あるいはクレジット・デフォルト・スワップまたは当社が特定の資産に係るすべてのリターンをSPEに支払うトータル・リターン・スワップによる信用補完の購入者）となること、（ii）引受業者または募集代理人を務めること、（iii）管理、受託またはその他のサービスを提供すること、あるいは（iv）負債証券またはVIEが発行するその他の商品について値付け業務を行うことがあります。当社は通常、このような関与自体は変動持分ではなく、したがって権限または潜在的に重要となる便益または損失を示唆するものではないと考えています。

連結ガイダンスの対象範囲に関して近い将来行われる変更については、連結財務諸表注記1をご参照ください。

2014年および2013年12月31日現在の、当社が重要な変動持分を保有する、またはVIEの資産の大半にサービシングを通じて継続的に関与している、連結および非連結VIEに対するシティグループの関与はそれぞれ以下のとおりです。

2014年12月31日現在

				重要な非連結VIEにおける損失に対する最大エクスポージャー ⁽¹⁾				
				実行済		未実行		
				エクスポージャー ⁽²⁾		エクスポージャー		
						資金調達 コミット メント	保証 およびデリ バティブ	合計
(単位：百万ドル)	SPE資産へ の関与合計	連結 VIE/SPE 資産	重要な 非連結VIE 資産 ⁽³⁾	負債投資	持分投資			
シティコープ								
クレジットカード証券 化	\$ 60,211	\$ 60,211	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
抵当貸付証券化 ⁽⁴⁾								
米国政府機関がス ポンサーとなっ ている抵当貸付	236,771	—	236,771	5,063	—	—	19	5,082
政府機関以外の機 関がスポンサー となっている抵 当貸付	8,071	1,239	6,832	560	—	—	—	560
シティが管理してい るアセット・パッ ク・コマーシャ ル・ペーパー導管 会社 (ABCP)	29,181	29,181	—	—	—	—	—	—
債務担保証券(CDO)	3,382	—	3,382	45	—	—	—	45
ローン担保証券(CLO)	13,099	—	13,099	1,692	—	—	—	1,692
アセット・ベース・ ファイナンス	62,577	1,149	61,428	22,891	63	2,185	333	25,472
地方債のテNDER・ オプション・ボン ド信託 (TOB)	12,280	6,671	5,609	3	—	3,670	—	3,673
地域投資	16,825	70	16,755	2,012	2,021	1,321	—	5,354
顧客仲介	1,745	137	1,608	10	—	—	10	20
投資ファンド ⁽⁵⁾	31,474	1,096	30,378	16	382	124	—	522
信託優先証券	2,633	—	2,633	—	6	—	—	6
その他	5,685	296	5,389	183	1,451	23	73	1,730
合計	\$ 483,934	\$ 100,050	\$ 383,884	\$ 32,475	\$ 3,923	\$ 7,323	\$ 435	\$ 44,156
シティ・ホールディ ングス								
クレジットカード証券 化	\$ 292	\$ 60	\$ 232	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
抵当貸付証券化								
米国政府機関がス ポンサーとなっ ている抵当貸付	28,077	—	28,077	150	—	—	91	241
政府機関以外の機 関がスポンサー となっている抵 当貸付	9,817	65	9,752	17	—	—	1	18
債務担保証券(CDO)	2,235	—	2,235	174	—	—	86	260
ローン担保証券(CLO)	1,020	—	1,020	54	—	—	—	54
アセット・ベース・ ファイナンス	1,323	2	1,321	37	3	86	—	126
地域投資	6,881	—	6,881	2	176	904	—	1,082
投資ファンド	518	—	518	—	—	—	—	—
その他	2,613	2,613	—	—	—	—	—	—
合計	\$ 52,776	\$ 2,740	\$ 50,036	\$ 434	\$ 179	\$ 990	\$ 178	\$ 1,781
シティグループ合計	\$ 536,710	\$ 102,790	\$ 433,920	\$ 32,909	\$ 4,102	\$ 8,313	\$ 613	\$ 45,937

- (1) 損失に対する最大エクスポージャーの定義はこの表の後の本文に記載されています。
- (2) シティグループの2014年12月31日現在の連結貸借対照表に含まれています。
- (3) 重要な非連結VIEとは、損失の可能性またはエクスポージャーの想定元本に関係なく、当社が重要とみなされる変動持分または継続関与を有している事業体です。
- (4) シティコープの抵当貸付証券化には、政府機関および政府機関以外の機関（プライベート・ラベル）の再証券化業務も含まれます。これらのSPEは連結されていません。詳細については下記の「再証券化」をご参照ください。
- (5) 非連結投資ファンドの資産はほぼすべて、シティが管理するメキシコの退職ファンドに関連するものです。詳細については下記の「投資ファンド」をご参照ください。

2013年12月31日現在

	重要な非連結VIEにおける損失に対する最大エクスポージャー ⁽¹⁾							
				実行済		未実行		
	SPE資産への関与合計	連結VIE/SPE資産	重要な非連結VIE資産 ⁽³⁾	エクスポージャー ⁽²⁾		エクスポージャー		
				負債投資	持分投資	資金調達コミットメント	保証およびデリバティブ	合計
(単位：百万ドル)								
シティコープ								
クレジットカード証券化	\$ 52,229	\$ 52,229	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
抵当貸付証券化 ⁽⁴⁾								
米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付	239,204	—	239,204	3,583	—	—	36	3,619
政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付	7,711	598	7,113	583	—	—	—	583
シティが管理しているアセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社(ABCP)	31,759	31,759	—	—	—	—	—	—
債務担保証券(CDO)	4,204	—	4,204	34	—	—	—	34
ローン担保証券(CLO)	16,883	—	16,883	1,938	—	—	—	1,938
アセット・ベース・ファイナンス	45,884	971	44,913	17,341	74	1,004	195	18,614
地方債のテンダー・オプション・ボンド	12,716	7,039	5,677	29	—	3,881	—	3,910
信託(TOB)								
地域投資	15,962	223	15,739	1,846	2,073	1,173	—	5,092
顧客仲介	1,778	195	1,583	145	—	—	—	145
投資ファンド ⁽⁵⁾	32,324	3,094	29,230	191	264	81	—	536
信託優先証券	4,822	—	4,822	—	51	—	—	51
その他	2,439	225	2,214	143	649	20	78	890
合計	\$ 467,915	\$ 96,333	\$ 371,582	\$ 25,833	\$ 3,111	\$ 6,159	\$ 309	\$ 35,412
シティ・ホールディングス								
クレジットカード証券化	\$ 1,867	\$ 1,448	\$ 419	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
抵当貸付証券化								
米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付	73,549	—	73,549	549	—	—	77	626
政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付	13,193	1,695	11,498	35	—	—	2	37
学生ローン証券化	1,520	1,520	—	—	—	—	—	—
債務担保証券(CDO)	3,879	—	3,879	273	—	—	87	360
ローン担保証券(CLO)	2,733	—	2,733	358	—	—	111	469
アセット・ベース・ファイナンス	3,508	3	3,505	629	3	258	—	890
地域投資	7,304	—	7,304	3	204	939	—	1,146
投資ファンド	1,237	—	1,237	—	61	—	—	61
その他	4,494	4,434	60	—	—	—	—	—
合計	\$ 113,284	\$ 9,100	\$ 104,184	\$ 1,847	\$ 268	\$ 1,197	\$ 277	\$ 3,589
シティグループ合計	\$ 581,199	\$ 105,433	\$ 475,766	\$ 27,680	\$ 3,379	\$ 7,356	\$ 586	\$ 39,001

- (1) 損失に対する最大エクスポージャーの定義はこの表の後の本文に記載されています。
- (2) シティグループの2013年12月31日現在の連結貸借対照表に含まれています。
- (3) 重要な非連結VIEとは、損失の可能性またはエクスポージャーの想定元本に関係なく、当社が重要とみなされる変動持分または継続関与を有している事業体です。
- (4) シティコープの抵当貸付証券化には、政府機関および政府機関以外の機関（プライベート・ラベル）の再証券化業務も含まれます。これらのSPEは連結されていません。詳細については下記の「再証券化」をご参照ください。
- (5) 非連結投資ファンドの資産はほぼすべて、シティが管理するメキシコの退職ファンドに関連するものです。詳細については下記の「投資ファンド」をご参照ください。

前の表には以下のものは含まれていません。

- ・ 当社のプライベート・エクイティ子会社数社による特定のベンチャー・キャピタル投資。当社は、これらの投資を投資会社監査ガイド（ASC 946として編纂されています。）に従って会計処理しています。
- ・ 当社がジェネラル・パートナーを務めており、ASC 810の適用の繰延が認められている投資ファンドである特定のリミテッド・パートナーシップのうち、リミテッド・パートナーがジェネラル・パートナーを交代させる権利またはファンドを清算する権利を有している場合。
- ・ 当社が投資管理サービスを提供している特定の投資ファンド、ならびに当社が管理、受託および／または投資管理サービスを提供している個人向け不動産信託。
- ・ 第三者が組成したVIEが、独立第三者間取引条件に基づいて行われた投資であるため、当社がその有価証券を棚卸資産に分類している場合。
- ・ 当社が保有するモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の特定のポジションで、「トレーディング勘定資産」または「投資」に分類され、重要とみなされる関連証券化事業体に対して当社が他に関与していない場合（これらのポジションに関する詳細については、連結財務諸表注記13および14をご参照ください。）。
- ・ 以前の「証券および銀行業務」がスポンサーとなっていた抵当貸付証券化および資産証券化の特定の表明および保証に対するエクスポージャーで、当社が変動持分を有していない、またはサービサーとして継続的関与がない場合。2005年から2008年の間に証券化され、当社が変動持分を有していない、またはサービサーとして継続的に関与していない抵当貸付について、2014年および2013年12月31日現在の残高はそれぞれ約140億ドルおよび160億ドルでした。
- ・ シティグループの住宅用抵当貸付証券化における特定の表明および保証に対するエクスポージャーで、当初の抵当貸付残高が存在しなくなった場合。

連結VIEの資産残高は、当社が連結した資産の簿価を表しています。この簿価は、資産の法的形態（例えば、有価証券またはローン）ならびに資産の種類および事業内容に対する当社の標準的な会計方針により、資産の償却原価である場合と公正価値である場合があります。

当社が重要な関与を行っている非連結VIEの資産残高は、当社が入手可能な最新の情報を表しています。当社が公正価値情報を容易に入手できる場合を除き、多くの場合、資産残高は公正価値の減損を考慮しない償却原価基準で表されています。デリバティブ商品を通じて合成的な資産エクスポージャー（合成CDOなど）を保有するVIEについては、上記の表では、通常、デリバティブの当初想定元本全額を資産残高として計上しています。

当社によるVIEへの投資の貸借対照表計上額は、実行済エクスポージャーの最大額を表しています。この金額はVIEに当初投資した現金額を経過利息および元本返済として受領した現金額で調整したものです。また、簿価は公正価値の増減または損益に認識された価値の減損により調整される場合があります。未実行ポジションの最大エクスポージャーとは、当社が提供している流動性ファシリティおよび信用枠などの契約債務の未実行残高、または変動持分とみなされるデリバティブ商品の想定元本を表しています。特定の取引において、当社はVIEに対する変動持分とみなされないデリバティブ取引またはその他の契約（例：金利スワップ、通貨スワップ、あるいはクレジット・デフォルト・スワップまたは当社が特定の資産に係るすべてのリターンをSPEに支払うトータル・リターン・スワップによる信用補完の購入者の場合）を締結しています。当該契約に基づく債権は最大エクスポージャーの金額には含まれていません。

重要な非連結VIEに関する資金調達コミットメントー流動性ファシリティおよび貸出約定

次表は、2014年および2013年12月31日現在の、上記のVIEに関する表において資金調達コミットメントとして分類されている流動性ファシリティおよび貸出約定の想定元本を表しています。

(単位：百万ドル)	2014年12月31日		2013年12月31日	
	流動性 ファシリティ	貸出約定	流動性 ファシリティ	貸出約定
シティコープ				
アセット・ベース・ファイナンス	\$ 5	\$ 2,180	\$ 5	\$ 999
地方債のテNDER・オプション・ ボンド信託 (TOB)	3,670	—	3,881	—
地域投資	—	1,321	—	1,173
投資ファンド	—	124	—	81
その他	—	23	—	20
シティコープ合計	\$ 3,675	\$ 3,648	\$ 3,886	\$ 2,273
シティ・ホールディングス				
アセット・ベース・ファイナンス	\$ —	\$ 86	\$ —	\$ 258
地域投資	—	904	—	939
シティ・ホールディングス合計	\$ —	\$ 990	\$ —	\$ 1,197
シティグループ資金調達コミット メント合計	\$ 3,675	\$ 4,638	\$ 3,886	\$ 3,470

シティコープおよびシティ・ホールディングスの連結VIE

当社は、売却処理の認められないオンバランスの証券化を行っています。したがって、当該資産は当社の貸借対照表に引き続き計上され、受取額は担保付債務として認識されます。次表に含まれた連結VIEは、当社が関与している数百の事業体を表しています。一般に、連結VIEの債権者である第三者投資家は、それぞれのVIEの資産に対してのみ法的遡求権を有しており、当社が投資家に対して保証を提供しているか、VIEが関与する特定のデリバティブ取引の相手方になっている場合を除いて、当社に対する遡求権を持っていません。したがって、連結VIEの資産の一部は第三者を資金調達源とするものであることから、連結VIEに関連した損失に対する当社の法的な最大エクスポージャーは、連結VIEの資産の簿価を著しく下回っています。関係会社間の資産および負債はこの表には含まれていません。すべてのVIEの資産は売却または担保として差し入れることが制限されています。これら資産からのキャッシュ・フローは、当社の一般資産に対する遡求権のない、VIEに関連する負債の支払に当てられる唯一の源泉となっています。

次表は、2014年および2013年12月31日現在の連結VIEの債務の担保となっている連結資産の簿価と分類を表しています。

	2014年12月31日			2013年12月31日		
	シティ コープ	シティ・ ホール ディングス	シティ グループ	シティ コープ	シティ・ ホール ディングス	シティ グループ
(単位：十億ドル)						
現金	\$ 0.1	\$ 0.2	\$ 0.3	\$ 0.2	\$ 0.2	\$ 0.4
トレーディング勘定資産	0.7	—	0.7	1.0	—	1.0
投資	8.0	—	8.0	10.9	—	10.9
貸出金合計（正味）	90.6	2.5	93.1	83.2	8.7	91.9
その他	0.6	—	0.6	1.1	0.2	1.3
資産合計	\$ 100.0	\$ 2.7	\$ 102.7	\$ 96.4	\$ 9.1	\$ 105.5
短期借入金	\$ 22.7	\$ —	\$ 22.7	\$ 24.3	\$ —	\$ 24.3
長期債務	38.1	2.0	40.1	32.8	2.0	34.8
その他負債	0.8	0.1	0.9	0.9	0.1	1.0
負債合計	\$ 61.6	\$ 2.1	\$ 63.7	\$ 58.0	\$ 2.1	\$ 60.1

シティコープおよびシティ・ホールディングスの非連結VIEへの重要な変動持分―貸借対照表上の分類

次表は、2014年および2013年12月31日現在の非連結VIEへの重要な変動持分の簿価と分類を表しています。

(単位：十億ドル)	2014年12月31日			2013年12月31日		
	シティ コープ	シティ・ ホール ディングス	シティ グループ	シティ コープ	シティ・ ホール ディングス	シティ グループ
トレーディング勘定資産	\$ 7.4	\$ 0.2	\$ 7.6	\$ 4.8	\$ 0.6	\$ 5.4
投資	2.4	0.2	2.6	3.7	0.4	4.1
貸出金合計（正味）	24.9	0.1	25.0	18.2	0.6	18.8
その他	1.8	0.2	2.0	2.2	0.5	2.7
資産合計	\$ 36.5	\$ 0.7	\$ 37.2	\$ 28.9	\$ 2.1	\$ 31.0

クレジットカードの証券化

当社は債権を購入するために設立された信託を通じてクレジットカード債権を証券化しています。シティグループは、非邇求型で信託に債権を譲渡しています。クレジットカードの証券化はリボルビング型の証券化で、つまり顧客がクレジットカード残高を支払うと、当該受取額は新規債権を購入し信託債権を補充するために利用されます。

当社のクレジットカードの証券化活動はほぼすべて、シティバンク・クレジットカード・マスター・トラスト（以下「マスター・トラスト」といいます。）およびシティバンク・オムニ・マスター・トラスト（以下「オムニ・トラスト」といいます。）の2つの信託を通じて行われていますが、大部分はマスター・トラストを通じて行われています。当該信託は連結事業体として取り扱われていますが、これはシティグループがサービサーとして当該信託の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有し、譲渡人としての持分および信託が発行する特定証券を保有し、信託からの潜在的に重要となる損失または便益に対して流動性ファシリティを提供していることによります。したがって、譲渡されたクレジットカード債権はシティの連結貸借対照表に引き続き計上され、損益は認識されません。当該信託が第三者に対して発行した債務は、シティの連結貸借対照表に含まれています。

当社は「北米」における事業の資金調達源の1つとして証券化を利用しています。次表は、2014年および2013年12月31日現在の当社のクレジットカード債権の証券化に関する金額を反映したものです。

(単位：十億ドル)	シティコープ		シティ・ホールディングス	
	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日
信託のクレジットカード債権の 元本金額に対する所有権持分				
信託発行証券による投資家への売却	\$ 37.0	\$ 32.3	\$ —	\$ —
信託発行証券としてシティグループ が留保	10.1	8.1	—	1.3
証書のない持分を通してシティ グループが留保	14.2	12.1	—	—
信託のクレジットカード債権の 元本金額に対する所有権持分合計	\$ 61.3	\$ 52.5	\$ —	\$ 1.3

クレジットカードの証券化－シティコープ

次表は、2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度における、シティコープのクレジットカードの証券化に関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

(単位：十億ドル)	2014年	2013年	2012年
新規証券化による収入	\$ 12.5	\$ 11.5	\$ 0.5
満期社債の償還	(7.8)	(2.1)	(20.4)

クレジットカードの証券化－シティ・ホールディングス

次表は、2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度における、シティ・ホールディングスのクレジットカードの証券化に関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

(単位：十億ドル)	2014年	2013年	2012年
新規証券化による収入	\$ 0.1	\$ 0.2	\$ 1.7
満期社債の償還	—	(0.1)	(0.1)

管理貸出金

クレジットカード債権を証券化した後、当社は引き続きクレジットカード顧客との取引関係を維持し、信託に譲渡した債権についてサービシング業務を提供しています。よって当社は、証券化したクレジットカード債権を当社の管理対象である事業の一部と考えています。シティグループはクレジットカード信託を連結しているため、すべての管理されている証券化されたカード債権が貸借対照表に計上されています。

資金調達、流動性ファシリティおよび劣後持分

上述のとおり、シティグループは、シティコープの一部であるマスター・トラストおよび同じく実質的にそのすべてがシティコープの一部であるオムニ・トラストという2つの証券化信託を通じてクレジットカード債権を証券化しています。当該信託の負債は、シティグループが保有しているものを除き、連結貸借対照表に計上されています。

マスター・トラストは、固定および変動利付のターム・ノートを発行します。ターム・ノートの一部はマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社に対して発行されています。マスター・トラストが発行したこのターム・ノートの加重平均期間は、2014年12月31日現在で2.8年、2013年12月31日現在で3.1年でした。

マスター・トラストの負債（額面価格）

(単位：十億ドル)

	2014年12月31日	2013年12月31日
第三者に対して発行されたターム・ノート	\$ 35.7	\$ 27.9
シティグループの関連会社に保有されているターム・ノート	8.2	6.2
マスター・トラストの負債合計	\$ 43.9	\$ 34.1

オムニ・トラストは固定および変動利付のターム・ノートを発行しており、その一部はマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社によって購入されています。オムニ・トラストが発行した第三者ターム・ノートの加重平均期間は、2014年12月31日現在で1.9年、2013年12月31日現在で0.7年でした。

オムニ・トラストの負債（額面価格）

(単位：十億ドル)

	2014年12月31日	2013年12月31日
第三者に対して発行されたターム・ノート	\$ 1.3	\$ 4.4
シティグループの関連会社に保有されているターム・ノート	1.9	1.9
オムニ・トラストの負債合計	\$ 3.2	\$ 6.3

抵当貸付の証券化

当社は、多様な顧客層に対して様々な種類の抵当貸付商品を提供しています。組成された後、これらの貸出金の多くは、VIEを利用して証券化されます。これらのVIEは譲渡された資産のみで担保された信託証書の発行により資金を調達します。これらの証書は譲渡された資産と同じ期間を有します。資産の証券化は、流動性の源泉およびより低いコストでの資金調達手段を提供するだけでなく、借り手に対する当社の信用エクスポージャーも減少させます。これらの抵当貸付の証券化は主に非邇求型であるため、将来の貸倒損失リスクは、信託が発行する有価証券の購入者に事実上移転しています。ただし、当社の米国の個人向け抵当貸付事業は通常、サービシング権を留保し、特定の場合には、投資証券、インタレストオンリー・ストリップ債および信託からの将来キャッシュ・フローに対する残余持分を留保しています。また、「ICG」の限られた数の抵当貸付の証券化についてサービシング業務も行っています。「ICG」およびシティ・ホールディングスは、抵当貸付の証券化においてサービシング権を留保していません。

当社は通常、ジニー・メイ、ファニー・メイまたはフレディ・マックのような政府機関（米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付）またはプライベート・ラベル（政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付）による証券化を通じて、抵当貸付を証券化しています。シティグループはVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす当該事業体の活動を指揮する権限を有していないため、当社は米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化の主たる受益者ではありません。したがって、シティは米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化を連結していません。

シティは当該事業体の重要な活動を指揮する権限を有するサービスラーではない、あるいはシティはサービスラーであるがそのサービシング関係が信認関係にすぎないとみなされるために、シティが当該事業体の主たる受益者とみなされないという理由により、当社は特定の政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化を連結していません。

特定の状況において、当社は、(i)活動を指揮する権限、および(ii)政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化に対して潜在的に重要となる可能性がある損失を負担する義務または利益を享受する権利を有しているため、主たる受益者であり、したがってこれらのVIEを連結しています。

抵当貸付の証券化－シティコープ

次表は、2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度における、シティコープの抵当貸付の証券化に関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

	2014年		2013年	2012年
	米国政府機関が スポンサー となっている 抵当貸付	政府機関以外の 機関がスポン サーとなってい る抵当貸付	政府機関および 政府機関以外の 機関がスポン サーとなってい る抵当貸付	政府機関および 政府機関以外の 機関がスポン サーとなってい る抵当貸付
(単位：十億ドル)				
新規証券化による収入	\$ 27.4	\$ 11.8	\$ 72.5	\$ 56.5
契約上の受取サービシング 手数料	0.4	—	0.4	0.5
留保持分に係るキャッシュ・ フローおよびその他の正味 キャッシュ・フロー	0.1	—	0.1	0.1

2014年12月31日に終了した事業年度における政府機関および政府機関以外の機関に関する証券化による利益は、それぞれ160百万ドルおよび53百万ドルでした。

2013年および2012年12月31日に終了した事業年度における政府機関および政府機関以外の機関に関する証券化による利益は、それぞれ203百万ドルおよび30百万ドルでした。

2014年および2013年12月31日に終了した事業年度における抵当貸付債権の売却日または証券化日現在における留保持分の公正価値を測定するために使用された主要な仮定は以下のとおりです。

	2014年12月31日		
	米国政府機関が スポンサーとなっ ている抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
割引率	0.0%～14.7%	1.4%～6.6%	2.6%～9.1%
加重平均割引率	11.0%	4.2%	7.8%
継続的期限前返済率	0.0%～23.1%	0.0%～7.0%	0.5%～8.9%
加重平均継続的期限前返済率	6.2%	5.4%	3.2%
予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	40.0%～67.1%	8.9%～58.5%
加重平均予測正味貸倒損失	NM	56.3%	43.1%
加重平均期間	0.0年～9.7年	2.6年～11.1年	3.0年～14.5年

2013年12月31日

	米国政府機関が スポンサーとなっ ている抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
割引率	0.0%～12.4%	2.3%～4.3%	0.1%～19.2%
加重平均割引率	10.1%	3.4%	7.8%
継続的期限前返済率	0.0%～21.4%	5.4%～10.0%	0.1%～11.2%
加重平均継続的期限前返済率	5.5%	7.2%	7.5%
予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	47.2%～53.0%	0.1%～89.0%
加重平均予測正味貸倒損失	NM	49.3%	49.2%
加重平均期間	0.0年～12.4年	2.9年～9.7年	2.5年～16.5年

- (1) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分および劣後持分としての開示は、証券化の資本構造における持分のポジションを示しています。
- (2) 予測正味貸倒損失は、上記に開示された抵当貸付の証券化の裏付けとなる延滞した住宅抵当貸付に関連する損失の重大性を見積りを示しています。この場合、予測正味貸倒損失はこれまでに発生した信用損失の合計を示すものではなく、抵当貸付の証券化における留保持分に関して発生が見込まれる信用損失を示すものでもありません。
- NM 重要ではありません。予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

当社の留保持分の範囲は、高格付けおよび／または資本構造の上位部分から未格付けおよび／または残余持分までにわたります。

2014年および2013年12月31日現在の、留保持分を評価するために使用された主要な仮定、ならびにその主要な各仮定の10%および20%の不利な変動に対する公正価値の感応度は以下のとおりです。各変動による不利な影響は、他の仮定を一定として、個別に計算します。主要な仮定の間に関連性があることにより、主要な仮定が同時に不利な方向に変動した場合の影響額が、下記の個別の影響額の合計より少なくなる可能性があります。

2014年12月31日

	米国政府機関が スポンサーとなっ ている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
割引率	0.0%～21.2%	1.1%～17.7%	1.3%～19.6%
加重平均割引率	8.0%	4.9%	8.2%
継続的期限前返済率	6.0%～41.4%	2.0%～100.0%	0.5%～16.2%
加重平均継続的期限前返済率	14.7%	10.1%	7.2%
予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	0.0%～92.4%	13.7%～83.8%
加重平均予測正味貸倒損失	NM	54.6%	52.5%
加重平均期間	0.0年～16.0年	0.3年～14.4年	0.0年～24.4年

2013年12月31日

	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
割引率	0.1%～20.9%	0.5%～17.4%	2.1%～19.6%
加重平均割引率	6.9%	5.5%	11.2%
継続的期限前返済率	6.2%～30.4%	1.3%～100.0%	1.4%～23.1%
加重平均継続的期限前返済率	11.1%	6.4%	7.4%
予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	0.1%～80.0%	25.5%～81.9%
加重平均予測正味貸倒損失	NM	49.5%	52.8%
加重平均期間	2.1年～14.1年	0.0年～11.9年	0.0年～26.0年

- (1) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分および劣後持分としての開示は、証券化の資本構造における持分のポジションを示しています。
- (2) 予測正味貸倒損失は、上記に開示された抵当貸付の証券化の裏付けとなる延滞した住宅抵当貸付に関連する損失の重大性を見積りを示しています。この場合、予測正味貸倒損失はこれまでに発生した信用損失の合計を示すものではなく、抵当貸付の証券化における留保持分に関して発生が見込まれる信用損失を示すものでもありません。
- NM 重要ではありません。予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

(単位：百万ドル、2014年12月31日現在)

	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
留保持分の簿価	\$ 2,224	\$ 285	\$ 554
割引率			
不利な変動10%	\$ (64)	\$ (5)	\$ (30)
不利な変動20%	(124)	(9)	(57)
継続的期限前返済率			
不利な変動10%	(86)	(1)	(9)
不利な変動20%	(165)	(2)	(18)
予測正味貸倒損失			
不利な変動10%	NM	(2)	(9)
不利な変動20%	NM	(3)	(16)

(単位：百万ドル、2013年12月31日現在)

	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
留保持分の簿価	\$ 2,519	\$ 293	\$ 429
割引率			
不利な変動10%	\$ (76)	\$ (6)	\$ (25)
不利な変動20%	(148)	(11)	(48)
継続的期限前返済率			
不利な変動10%	(96)	(1)	(7)
不利な変動20%	(187)	(2)	(14)
予測正味貸倒損失			
不利な変動10%	NM	(2)	(7)
不利な変動20%	NM	(3)	(14)

(1) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分および劣後持分としての開示は、証券化の資本構造における持分のポジションを示しています。

NM 重要ではありません。予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

抵当貸付の証券化—シティ・ホールディングス

次表は、2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度における、シティ・ホールディングスの抵当貸付の証券化に関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

	2014年		2013年	2012年
	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の 機関がスポン サーとなってい る抵当貸付	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付
(単位：十億ドル)				
新規証券化による収入	\$ 0.4	\$ —	\$ 0.2	\$ 0.4
契約上の受取サービシング 手数料	0.1	—	0.3	0.4

2014年度において、米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化に関して認識された利益は54百万ドルでした。2013年および2012年12月31日に終了した事業年度における政府機関の証券化による利益はそれぞれ20百万ドルおよび45百万ドルでした。

2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度において、当社は政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化を行いませんでした。

上述のシティコープの抵当貸付の証券化と同様に、主要な仮定の範囲は、当社が留保する持分の特徴が異なることによります。留保持分の範囲は、高格付けおよび／または資本構造の上位部分から未格付けおよび／または残余持分までにわたります。

2014年および2013年12月31日現在の、留保持分を評価するために使用された主要な仮定、ならびにその主要な各仮定の10%および20%の不利な変動に対する公正価値の感応度は以下のとおりです。各変動による不利な影響は、他の仮定を一定として、個別に計算します。主要な仮定の間に関連性があることにより、主要な仮定が同時に不利な方向に変動した場合の影響額が、下記の個別の影響額の合計より少なくなる可能性があります。

	2014年12月31日		
	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分 ⁽²⁾
割引率	1.9%～19.2%	5.1%～47.1%	—
加重平均割引率	13.7%	36.3%	—
継続的期限前返済率	20.4%～32.3%	6.7%～20.0%	—
加重平均継続的期限前返済率	23.9%	16.6%	—
予測正味貸倒損失	NM	0.3%～73.7%	—
加重平均予測正味貸倒損失	NM	19.2%	—
加重平均期間	3.3年～4.6年	3.9年～6.4年	—

	2013年12月31日		
	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分 ⁽²⁾
割引率	0.0%～49.3%	9.9%	—
加重平均割引率	9.5%	9.9%	—
継続的期限前返済率	9.6%～26.2%	12.3%～27.3%	—
加重平均継続的期限前返済率	20.0%	15.6%	—
予測正味貸倒損失	NM	0.3%	—
加重平均予測正味貸倒損失	NM	0.3%	—
加重平均期間	2.3年～7.6年	5.2年	—

(1) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分および劣後持分としての開示は、証券化の資本構造における持分のポジションを示しています。

(2) 2014年および2013年12月31日現在、抵当貸付の証券化に関して、シティ・ホールディングスが有する劣後持分はありませんでした。

NM 重要ではありません。予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

(単位：百万ドル、2014年12月31日現在)	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
	\$ 150	\$ 25	\$ —
留保持分の簿価			
割引率			
不利な変動10%	\$ (5)	\$ (2)	\$ —
不利な変動20%	(10)	(4)	—
継続的期限前返済率			
不利な変動10%	(7)	(2)	—
不利な変動20%	(14)	(3)	—
予測正味貸倒損失			
不利な変動10%	NM	(4)	—
不利な変動20%	NM	(7)	—

(単位：百万ドル、2013年12月31日現在)	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
	\$ 585	\$ 50	\$ —
留保持分の簿価			
割引率			
不利な変動10%	\$ (16)	\$ (3)	\$ —
不利な変動20%	(32)	(5)	—
継続的期限前返済率			
不利な変動10%	(33)	(3)	—
不利な変動20%	(65)	(6)	—
予測正味貸倒損失			
不利な変動10%	NM	(5)	—
不利な変動20%	NM	(11)	—

(1) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分および劣後持分としての開示は、証券化の資本構造における持分のポジションを示しています。

NM 重要ではありません。予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

抵当貸付サービシング権

抵当貸付の証券化に関連して、当社の米国個人向け抵当貸付事業は通常、貸出金の未償還元本残高および契約上のサービシング手数料に基づく将来キャッシュ・フローの権利を当社に与えることになるサービシング権を留保しています。契約上の要件に従って貸出金のサービシング業務が実施できなかった場合、サービシング権の終了および将来のサービシング手数料の損失につながる場合があります。

これらの取引により抵当貸付サービシング権（以下「MSR」といいます。）と称される無形資産が発生し、シティの連結貸借対照表に公正価値で計上されます。シティの資産計上されたMSRの公正価値は、2014年および2013年12月31日現在、それぞれ18億ドルおよび27億ドルでした。このうち、それぞれ約17億ドルおよび21億ドルが特にシティコープに関連したものであり、残りがシティ・ホールディングスに関連したものでした。MSRは、2014年および2013年12月31日現在の貸付元本残高それぞれ2,240億ドルおよび2,860億ドルに対応しています。次表は2014年および2013年12月31日に終了した事業年度における資産計上されたMSRの変動を要約したものです。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年
期首残高	\$ 2,718	\$ 1,942
組成	217	634
入力データおよび仮定の変動によるMSRの公正価値の変動	(344)	640
その他変動 ⁽¹⁾	(429)	(496)
MSRの売却	(317)	(2)
期末残高	\$ 1,845	\$ 2,718

(1)顧客の支払および時間の経過による変動を示しています。

MSRの公正価値は主に、抵当貸出金利の変動から生じる抵当貸出の期限前返済額の変動に影響されます。特に、金利が上昇すると期限前返済が鈍化する傾向があり、その結果、MSRの公正価値が上昇することとなります。このリスクを管理するために、当社は、金利デリバティブ契約およびモーゲージ・バック証券の先渡購入・売却契約を利用したり、「トレーディング勘定資産」に分類される有価証券を購入したりすることで、MSRの価値の大部分を経済的にヘッジしています。

当社は以前に証券化した抵当貸付のサービシングを提供する期間に手数料を受け取ります。2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度におけるこれらの手数料金額は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年	2012年
サービシング手数料	\$ 638	\$ 800	\$ 990
遅延損害金	25	42	65
付随手数料	56	100	122
MSR手数料合計	\$ 719	\$ 942	\$ 1,177

これらの手数料は連結損益計算書において、「その他収益」として分類されています。

再証券化

当社は、新たな受益持分と引き換えに負債証券をVIEに譲渡する再証券化取引を行っています。2014年および2013年12月31日に終了した事業年度において、シティは当初の額面価格がそれぞれ約12億ドルおよび955百万ドルの政府機関以外の機関（プライベート・ラベル）の有価証券を再証券化事業体に譲渡しました。これらの証券は、住宅または商業用抵当貸付のいずれかで担保されており、多くの場合顧客の代理で組成されています。

2014年12月31日現在、シティが組成したプライベート・ラベルの再証券化取引におけるシティの留保持分の公正価値は合計約545百万ドルであり（2014年に実行された再証券化取引に関連する194百万ドルを含んでいます。）、「トレーディング勘定資産」に計上されています。このうち、約133百万ドルがシニア受益持分に、約412百万ドルが劣後受益持分に関するものでした。2013年12月31日現在、シティが組成したプライベート・ラベルの再証券化取引におけるシティの留保持分の公正価値は合計約425百万ドルでした（2013年に実行された再証券化取引に関連する131百万ドルを含んでいます。）。このうち、約58百万ドルがシニア受益持分に、約367百万ドルが劣後受益持分に関するものでした。2014年および2013年12月31日現在、シティが留保持分を有するプライベート・ラベルの再証券化取引の当初の額面価格は、それぞれ約51億ドルおよび61億ドルでした。

当社は、米国政府機関保証モーゲージ・バック（政府機関）証券の再証券化も行っています。2014年および2013年12月31日に終了した事業年度において、シティはそれぞれ公正価値約225億ドルおよび263億ドルの政府機関証券を再証券化事業体に譲渡しました。

シティが組成した政府機関の再証券化取引におけるシティの留保持分の公正価値は、2013年12月31日現在15億ドル（2013年に実行された再証券化取引に関連する12億ドルを含んでいます。）であったのに対し、2014年12月31日現在合計約18億ドルであり（2014年に実行された再証券化取引に関連する15億ドルを含んでいます。）、「トレーディング勘定資産」に計上されています。2014年および2013年12月31日現在、シティが留保持分を有する政府機関の再証券化取引の当初の公正価値は、それぞれ約730億ドルおよび755億ドルでした。

2014年および2013年12月31日現在、当社はプライベート・ラベルまたは政府機関の再証券化を行う事業体を連結していません。

シティが管理しているアセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社

当社は複数のマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社の管理会社として、また第三者がスポンサーとなっているシングルセラーおよびその他のコマーシャル・ペーパー導管会社に対するサービス提供者として、アセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管業務に従事しています。

シティのマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社は、当社の顧客に対して、コマーシャル・ペーパー市場における低コストでの資金調達手段を提供するためのものです。導管会社は顧客から資産を購入、または顧客に資金調達手段を提供しており、第三者投資家に対してコマーシャル・ペーパーを発行することにより資金を調達しています。導管会社は通常、当社が組成した資産を購入することはありません。導管会社の資金調達を円滑にするために、当社が流動性補完および信用補完を提供しています。

当社は通常、シティの導管会社に対する管理会社として、導管会社が購入または資金提供を行う資産の選択および構築、導管会社の資金調達に関する意思決定（発行済コマーシャル・ペーパーの期間およびその他の条項の決定を含みます。）、導管会社の資産の質および運用成績の監視、ならびに導管会社の事業活動およびキャッシュ・フローの促進に責任があります。その代わりに、当社は個別取引に関して顧客から組成手数料を受け取り、導管会社からは管理手数料（導管会社の顧客プログラムからの収入および流動性手数料から導管会社に係る費用を控除した金額）を受け取ります。原資産のリスクおよび便益の大半が顧客に帰属することから、当該管理手数料は極めて安定しています。当該資産の価格交渉が行われた後に継続する収益、費用および手数料はその導管会社の規模に対する割合として比較的安定したものとなります。

当社が管理している導管会社は通常、第三者によって正式に格付けされている流動性の高い有価証券への投資を行いません。当該資産は、一般的に導管会社が保有することを意図して個別に交渉される仕組み取引であり、活発に売買されるものではありません。各資産について導管会社が稼得する利回りは通常、導管会社が発行するコマーシャル・ペーパーのレートと連動しており、そのため、金利リスクは顧客が負うこととなります。導管会社が購入した各資産は、第三者である売り手（顧客）によって提供された取引固有の信用補完特性（超過担保、現金および超過スプレッド担保勘定、直接償還請求権もしくは第三者保証を含みます。）を付して組成されます。これらの信用補完は、当社の内部リスク格付けに基づき、A以上の信用格付けとなるように範囲が決められています。2014年および2013年12月31日現在、導管会社はそれぞれ約292億ドルおよび318億ドルの購入した資産の残高を有しており、それぞれ約135億ドルおよび135億ドルの顧客への資金調達コミットメントの増分を有していました。

導管会社の資金調達方法は、実質的にすべて短期コマーシャル・ペーパーの形式をとっています。2014年および2013年12月31日に終了した各期間において導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーの加重平均残存期間は、それぞれ約57日間および67日間でした。

導管会社の投資家には、主として上述の取引固有の信用補完の形式で、信用補完の提供が行われています。導管会社の1社は、主にAAA格付である輸出および開発資金調達プログラムを支援する政府機関により全額保証された貸付金のみを保有しています。政府保証貸付金導管会社以外の導管会社は、取引固有の信用補完の他に、導管会社の資産の最低8%から10%（下限200百万ドル）に相当する当社の信用状を取得しています。2014年および2013年12月31日現在、当社が導管会社に提供した信用状は合計約23億ドルです。政府保証貸付金導管会社以外の当社が管理しているマルチセラー導管会社の最終的な業績として、債務不履行に陥った資産が上述の取引固有の信用補完の範囲を超過している場合には、各導管会社における損失はまず当社に、続いてコマーシャル・ペーパー投資者に割り当てられます。

当社はまた、導管会社に対し、2つの形式の流動性契約を提供しており、これらは特に市場混乱の際に導管会社へ資金調達を行うために利用されます。導管会社の各資産は、資産購入契約（以下「APA」といいます。）の形式で、取引ごとに設定した流動性ファシリティによって信用補完されています。APAに基づき、当社は通常、債務不履行に陥っていない適格債権を導管会社から額面価格で購入することに合意しています。APAは通常、債務不履行に陥った資産または減損資産の購入を認めておらず、導管会社に対して信用補完を行っていません。APAに基づきいかなる資金調達においても、基礎となる導管会社の顧客が支払利息の増加額を負う可能性があります。さらに当社は導管会社に対し、短期貸出約定の形式でプログラム全体としての流動性を提供しています。当社はこれらのコミットメントに基づき、コマーシャル・ペーパー市場の短期的な混乱の際に、特定の条件付きで、導管会社に貸付を行うことに合意しています。当社は、いずれの形式の流動性契約を提供する際にも手数料を受領しており、これらの手数料が公正な市場条件に基づくものであると考えています。

さらに、当社は導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーのいくつかの指名ディーラーのうちの1つであり、サービス提供時に市場ベースの手数料を稼得しています。当社は第三者ディーラーと共に、コマーシャル・ペーパーに関する値付け業務を行い、随時、第三者への売却までの間にコマーシャル・ペーパーに資金調達を行うことがあります。当社は、市場における流動性が高くない特定の日において、当社ならびに第三者が管理している導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーを在庫として保有することがあります。それとは別に、通常の業務活動の中で、当社は、当社の導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーを含むコマーシャル・ペーパーに投資を行っています。2014年および2013年12月31日現在、当社は当社が管理する導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーをそれぞれ106億ドルおよび139億ドル所有していました。当社の投資は、市場の流動性の欠如に影響されたものではなく、当社はいかなる契約においても、当該導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーを購入する義務を負っていません。

当社は、アセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社を連結しています。当社は、管理会社および流動性供給者としての役割を通して、当該事業体の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していると判断しました。これらの権限は、導管会社が購入する資産を組成し承認する権限、継続的な監督および与信緩和活動、導管会社の資産を売却する、または買戻す能力ならびに債務管理を含みます。さらに、上述の当社によるすべての関与の結果、当社は潜在的に重要となる可能性のある経済的持分を有すると結論付けました。ただし、当該導管会社のこれらの資産および負債は、シティグループの資産および負債から切り離されています。導管会社の資産は、シティグループまたはその他の子会社の債務弁済に充当されることはありません。

2013年度第2四半期において、主要リスクおよび導管会社の設計の変動が見直しの必要な事象と特定されたため、シティは、過年度において非連結だったシティが管理する政府保証貸付金導管会社を連結しました。シティは管理会社および流動性供給者として、過年度において、潜在的に重要となる可能性のある経済的持分を有していると判断していました。見直しが必要な事象の発生に伴い、シティは当該導管会社の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有するとの結論に達しました。連結の影響により、資産および負債がそれぞれ約70億ドル増加し、約40百万ドルの税引前利益（純額）が連結損益計算書に計上されました。

債務担保証券およびローン担保証券

証券化された債務担保証券（以下「CD0」といいます。）は、アセット・バック証券およびアセット・バック証券に係るデリバティブによる合成エクスポージャーから構成される資産プールを購入し、投資家に複数のトランシェの持分証券および社債を発行するVIEです。

現金CD0または裁定CD0とは、選定資産のポートフォリオ（通常、住宅モーゲージ・バック証券）の利回りと社債を投資家に販売する際のCD0の資金調達コストとの差額を利用することを目的としたCD0です。「キャッシュ・フロー」CD0は、CD0が資産プールからのキャッシュ・フローを還元する事業体です。一方、「市場価値」CD0は、CD0が所有する資産プールの市場価値を満期時に投資家に支払います。これらの取引においては、負債証券の購入に現金が必要とされるため、CD0が発行する持分証券および社債のすべてについて資金調達が行われます。

合成CD0は現金CD0と類似しています。ただし、当該CD0がデリバティブ商品（クレジット・デフォルト・スワップなど）を通じて合成的に参照資産のすべて、または一部に対するエクスポージャーを取得する点が異なります。当該CD0は、参照ポートフォリオ全体を購入するのに十分な現金を調達する必要がないため、リスクのシニア・トランシェの大部分は通常、資金の移動のない単なる債務またはデリバティブ商品の形式でCD0投資家に転嫁されます。当該CD0は当社または第三者に対し、特定の参照負債証券に係る信用補完を提供します。その後、リスクは実際に資金の払い込まれた債券またはデリバティブ商品を通じて購入した信用補完の形式でCD0投資家に転嫁されます。投資家から調達した現金は、担保証券または投資コミットメントのポートフォリオへ投資されます。その後、担保は契約相手方に提供されたクレジット・デフォルト・スワップに係るCD0の債務を裏付けるために利用されます。

証券化されたローン担保証券（以下「CL0」といいます。）は上記のCD0取引に極めて類似しています。ただし、VIEが所有する資産（現物商品またはデリバティブ商品による合成エクスポージャーのいずれか）は、アセット・バック負債証券ではなく、ほとんどが法人向け貸出金で、社債も多少含まれています。

CD0/CL0に関しては通常、第三者管理会社を選ばれ、資産プールを選択し、VIEの期間にわたりこれらの資産を管理しています。

当社は「キャッシュ・フロー」または「市場価値」CD0/CL0を組成するまでの資産の保有、CD0/CL0の構築、投資家への負債証券の販売に関して手数料を稼得しています。さらに当社は、当社が構築した多くのCD0/CL0における留保持分を有しており、これらの発行済社債に関する値付け業務を行っています。

当社の合成CD0/CL0への継続的な関与には、通常、CD0/CL0とのクレジット・デフォルト・スワップを通じて信用補完を購入すること、一時借入のデリバティブ・ポジション（主として以下に記載されている「スーパー・シニア」エクスポージャー）および発行済社債の両方の形式でCD0/CL0の資本構成の一部を所有すること、CD0/CL0を取引相手として金利スワップおよびトータル・リターン・スワップ取引を締結すること、CD0/CL0に対して貸付を行うこと、ならびに当該発行済社債の値付けを行うことが含まれます。

CD0/CL0事業体が優先株式（または同等の形式である劣後債）を発行する場合、当該優先株式は通常、資本の不足額（10%未満）を示しており、また劣後財務支援を受けずに当該事業体の事業活動に必要な資金調達するには優先株式が不十分であることが推定されます。さらに、通常優先株式の保有者が担保に係る予想損失に対するエクスポージャーの全額および期待残存利益を制限なく受領する可能性を有していたとしても、日常的な業務の意思決定における彼らの役割および資産管理会社を解任できる権限が限定的であるため、通常、優先株式保有者は当該事業体の財務成績に重要な影響を与える決定を行う能力を有していません。通常は上述の条件の1つまたは両方を満たすことから、CD0/CL0事業体が優先株式を発行したとしても、当該事業体はVIEに分類されると当社は結論付けています。

当該資産管理会社は通常、資産を購入および売却する権限、あるいはCD0/CL0の再投資期間が終了した場合に資産を売却する権限を通して、CD0/CL0の経営成績に最も重要な影響を及ぼす事業体の活動を指揮する権限を有することになります。ただし、CD0/CL0が債務不履行となった場合または任意償還期間が発効した場合は、資産管理会社の活動は縮小される可能性があり、また、CD0/CL0事業体の清算を指揮する権限を含めて特定の追加的な権限が通常CD0/CL0事業体の投資家に対して提供されます。

当社は、特定のCD0が発行した「スーパー・シニア」ポジションのうちのかんりの部分を留保しています。これらのポジションは、CD0のポジションのうち最も上位のシニア・ポジションを表しているため、「スーパー・シニア」と呼ばれており、組成時には独立の格付機関によってAAAの格付けを有するトランシェよりも優先されていました。

当社は通常、CD0/CL0の経営成績に最も重要な影響を及ぼす事業体の活動を指揮する権限を有していませんが、これは、通常CD0/CL0の第三者資産管理会社が当該権限を有しているためです。したがって、これらのCD0/CL0は連結されていません。当社がCD0/CL0を連結することができるのは、(i)当社が資産管理会社であり、他の単独投資者が当社を解任する一方的な権限を有していない、またはCD0/CL0の清算を一方的にもたらさない場合、あるいは当社が資産管理会社ではないが第三者資産管理会社を解任する一方的な権限を有し、またはCD0/CL0の清算を一方的にもたらし、関連する資産を受け取る場合、および(ii)その事業体にとって潜在的に重要となる可能性のある経済的エクスポージャーを当社が有する場合です。

当社は、将来における連結リスクを評価するために引き続き非連結CD0/CL0への関与を監視しています。例えば、当社がこれらの事業体の追加持分を取得し、債務不履行事由が満たされることによって一方的に清算する権限またはCD0/CL0の活動を指揮する権限を有することになった場合、当社は当該資産事業体の連結を要求されることがあります。現金CD0/CL0については、そうした連結の結果生じた最終的な業績は、第三者が保有している有価証券およびCD0/CL0が保有している資産の現在の公正価値で当社の貸借対照表上に総額で計上されますが、この金額は僅かであるとみなされています。合成CD0/CL0については、連結時に会社間のデリバティブ関連債権債務が相殺消去されるため、そうした連結による最終的な業績においては、当社の貸借対照表上の金額が減少することがあり、また、CD0/CL0が保有しているその他資産および第三者が保有している有価証券は、現在の公正価値で計上されます。

[前へ](#) [次へ](#)

主要な仮定および留保持分－シティコープ

2014年および2013年12月31日現在の、CL0における留保持分を評価するために使用された主要な仮定、ならびに10%および20%の不利な変動に対する公正価値の感応度は以下のとおりです。

	2014年12月31日	2013年12月31日
割引率	1.4%～1.6%	1.5%～1.6%

	2014年12月31日
(単位：百万ドル)	CL0
留保持分の簿価	\$ 1,539
対象となるポートフォリオの価値	
不利な変動10%	\$ (9)
不利な変動20%	(18)

	2013年12月31日
(単位：百万ドル)	CL0
留保持分の簿価	\$ 1,333
対象となるポートフォリオの価値	
不利な変動10%	\$ (7)
不利な変動20%	(14)

主要な仮定および留保持分－シティ・ホールディングス

2014年および2013年12月31日現在の、留保持分を評価するために使用された主要な仮定、ならびに10%および20%の不利な変動に対する公正価値の感応度は以下のとおりです。

	2014年12月31日
	CD0 CL0
割引率	44.7%～49.2% 4.5%～5.0%

	2013年12月31日
	CD0 CL0
割引率	44.3%～48.7% 4.5%～5.0%

	2014年12月31日
(単位：百万ドル)	CD0 CL0
留保持分の簿価	\$ 6 \$ 10
割引率	
不利な変動10%	\$ (1) \$ —
不利な変動20%	(2) —

	2013年12月31日	
	CDO	CLO
(単位：百万ドル)		
留保持分の簿価	\$ 19	\$ 31
割引率		
不利な変動10%	\$ (1)	\$ —
不利な変動20%	(2)	—

アセット・ベース・ファイナンス

当社は資産を保有しているVIEに対して貸出金およびその他の形式で資金を提供しています。これらの貸出金は、当社が組成または購入した他のすべての貸出金と同様の与信承認が必要となります。負債証券またはデリバティブの形式での資金提供は、多くの場合、「トレーディング勘定資産」に計上され、損益を通じて公正価値で会計処理されています。当社は通常、VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していないため、これらを連結していません。

アセット・ベース・ファイナンス—シティコープ

2014年および2013年12月31日現在におけるシティコープのアセット・ベース・ファイナンスの主な種類、重要な関与をしている非連結VIEの合計資産、および損失に対する当社の最大エクスポージャーは、以下に示すとおりです。当社が最大損失を計上するのは、VIE（借り手）が債務不履行に陥り、VIEが保有する資産からの回収ができない状態にある場合です。

	2014年12月31日	
	非連結VIEの 合計資産	非連結VIE に対する最大 エクスポージャー
(単位：百万ドル)		
種類		
商業用およびその他の不動産	\$ 25,978	\$ 9,426
法人向け貸出金	460	473
航空機、船舶およびその他資産	34,990	15,573
合計	\$ 61,428	\$ 25,472

	2013年12月31日	
	非連結VIEの 合計資産	非連結VIE に対する最大 エクスポージャー
(単位：百万ドル)		
種類		
商業用およびその他の不動産	\$ 14,042	\$ 3,902
法人向け貸出金	2,221	1,754
航空機、船舶およびその他資産	28,650	12,958
合計	\$ 44,913	\$ 18,614

次表は、2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度における、アセット・ベース・ファイナンスに関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

(単位：十億ドル)	2014年	2013年	2012年
新規証券化による収入	\$ 0.5	\$ 0.5	\$ —
留保持分に係るキャッシュ・フローおよびその他の 正味キャッシュ・フロー	\$ 0.2	\$ 0.7	\$ 0.3

留保持分を評価するために使用された主要な仮定、ならびに10%および20%の不利な変動に対する公正価値の感応度は以下のとおりです。

	2014年12月31日	2013年12月31日
割引率	N/A	3.0%

(単位：百万ドル)	2013年12月31日 アセット・ベース・ ファイナンス
留保持分の簿価 ⁽¹⁾	\$ 1,316
対象となるポートフォリオの価値	
不利な変動10%	\$ (11)
不利な変動20%	(23)

(1) 2014年12月31日現在、シティコープが保有しているアセット・ベース・ファイナンスに対する留保持分はなかった。

アセット・ベース・ファイナンスーシティ・ホールディングス

2014年および2013年12月31日現在におけるシティ・ホールディングスのアセット・ベース・ファイナンスの主な種類、重要な関与をしている非連結VIEの合計資産、および損失に対する当社の最大エクスポージャーは、以下に示すとおりです。当社が最大損失を計上するのは、VIE（借り手）が債務不履行に陥り、VIEが保有する資産からの回収ができない状態にある場合です。

	2014年12月31日	
(単位：百万ドル)	非連結VIEの 合計資産	非連結VIE に対する最大 エクスポージャー
種類		
商業用およびその他の不動産	\$ 168	\$ 50
法人向け貸出金	—	—
航空機、船舶およびその他資産	1,153	76
合計	\$ 1,321	\$ 126

	2013年12月31日	
(単位：百万ドル)	非連結VIEの 合計資産	非連結VIE に対する最大 エクスポージャー
種類		
商業用およびその他の不動産	\$ 774	\$ 298
法人向け貸出金	112	96
航空機、船舶およびその他資産	2,619	496
合計	\$ 3,505	\$ 890

次表は、2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度における、アセット・ベース・ファイナンスに関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

(単位：十億ドル)	2014年	2013年	2012年
留保持分に係るキャッシュ・フローおよびその他の 正味キャッシュ・フロー	\$ 0.1	\$ 0.2	\$ 1.7

2014年および2013年12月31日現在の、留保持分の公正価値を算定するために使用する割引率の10%および20%の不利な変動の影響は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2013年12月31日 アセット・ベース・ ファイナンス
留保持分の簿価⁽¹⁾	\$ 95
対象となるポートフォリオの価値	
不利な変動10%	\$ —
不利な変動20%	—
(1) 2014年12月31日現在、シティ・ホールディングスが保有しているアセット・ベース・ファイナンスに対する留保持分はなかった。	

地方債のテンダー・オプション・ボンド信託

テンダー・オプション・ボンド（以下「TOB」といいます。）信託は、州、地方自治体および市が発行した固定金利と変動金利付きの課税および非課税の有価証券を保有しています。この信託は通常、単一の発行体の信託であり、その資産は当社または地方債市場においてその他の投資家から購入されています。TOB信託は、信託資産を購入するための資金を、プット可能な長期変動利付債（以下「フローター」といいます。）および残存証券（以下「残存証券」といいます。）を発行することにより調達しています。当該信託は、フローターの保有者が彼らの持分を発行体である信託に対して定期的にテンダー・バックする権利を有するため、TOB信託と呼ばれます（以下に詳細が記述されています。）。フローターおよび残存証券は当該信託の裏付けとなる資産における受益所有持分を示し、これらは裏付けとなる資産によって担保されています。フローターは通常、非課税のマナー・マーケット・ファンドで、第三者である投資家が保有しています。残存証券は通常、調達された地方債の当初所有者が保有しています。

フローターおよび残存証券は裏付けとなる地方債と同等かそれより短い期間を有します。残存証券はその保有者に発行体信託、裏付けとなる地方債により生じた受取利息（フローターの支払利息控除後）および信託費用による残存キャッシュ・フローの権利を与えています。残存証券は、その裏付けとなる地方債の長期格付に基づいて格付けされます。フローターは、高格付けで短期の非課税インデックスのスプレッドに基づき定期的に新しい市場レートに更改される変動金利が付されています。フローターは、裏付けとなる地方債の長期格付および信託の流動性供給者の短期格付に基づいて長期格付けが行われます。

TOB信託には、顧客TOB信託および顧客以外のTOB信託といった2種類があります。顧客TOB信託とは、顧客が地方債への投資資金を調達するための信託です。残存証券は顧客が保有しており、フローターは第三者である投資家（通常、非課税のマネー・マーケット・ファンド）が保有しています。顧客以外のTOB信託とは、地方債に対する当社の投資資金の調達を可能にするものです。そうした信託について、当社は残存証券を保有しており、第三者である投資家（通常、非課税のマネー・マーケット・ファンド）はフローターを保有しています。

当社は、信託の再販売代理人として、信託の組成時に第三者である投資家にフローターを販売し、フローターの変動金利の定期的な再設定を促進し、入札されたフローターの再販売を行っています。フローターの入札が行われ、当社が（再販売代理人として）定められた期限内に新たな投資家を見出すことができない場合には、当社は再販売の不成立を宣言し、信託を終了させます。当社は、当該フローターを買取り、資産として保有することができますが、資産として保有することを義務付けられているわけではありません。当社のフローターの保有水準は一定ではありません。2014年および2013年12月31日現在、当社は、それぞれ3百万ドルおよび176百万ドルの顧客TOB信託および顧客以外のTOB信託の双方に関連したフローターを保有しています。

一部の顧客以外の信託について、当社は信用補完も提供しています。2014年および2013年12月31日現在、それぞれ約198百万ドルおよび230百万ドルの地方債が、当社が信用補完を提供するTOB信託に所有されていました。

当社は、多くの未償還の信託に流動性を提供しています。裏付けとなる地方債のクレジット・イベント以外の事由で信託が早期に終了する場合は、裏付けとなる地方債が市場で売却されます。裏付けとなる地方債の売却による入金額と入札されたフローターの償還価格との間のキャッシュ・フローが不足した場合には、当該信託は流動性契約に基づいて、かかる不足額と同額の供給を受けます。残存証券が信託の資本構造の25%未満である顧客TOB信託に関して、当社は、残存証券の保有者との間で払戻契約を締結しており、同契約により、残存証券の保有者は、流動性契約に基づいて支払った金額を当社に払い戻します。この払戻契約により、残存証券の保有者は地方債の価値の変動による経済的エクスポージャーに引き続きさらされることになります。払戻契約は通常、裏付けとなる地方債の価値の変動に基づき日次の追加証拠金決済の対象となります。第三者が顧客以外のTOB信託に対して流動性を提供する場合には類似の払戻が設定され、それにより当社（または当社の連結子会社）は、残存証券の保有者として、流動性供給者が被った損失を負担します。

2014年および2013年12月31日現在、顧客TOB信託について提供された流動性契約はそれぞれ合計37億ドルおよび39億ドルで、うちそれぞれ26億ドルおよび28億ドルが払戻契約により相殺されています。TOB信託取引に関する残余エクスポージャーについては、顧客が保有する残存証券が取引組成時の債券価額の25%以上であったため、払戻契約は締結されませんでした。当社はまた、2014年および2013年12月31日現在、顧客がスポンサーとなっている、変動持分事業体ではないその他の地域投資ファンドおよび地域関連の発行体に対して、それぞれ合計74億ドルおよび54億ドルのその他の流動性契約または信用状を提供しています。これらの流動性契約および信用状は、様々なターム・アウト条項を持つ払戻契約により相殺されています。

当社は、顧客TOB信託および顧客以外のTOB信託をVIEとみなしています。当社は、顧客TOB信託を連結していません。当社は、顧客TOB信託の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限は、主に当該信託の債券を一方的に売却する可能性のある顧客残存証券の保有者にあると結論付けました。

顧客以外のTOB信託は通常連結されています。顧客TOB信託と同様に、当社は顧客以外のTOB信託に対する支配力は主に、当該信託の債券を一方的に売却する可能性のある残存証券の保有者にあると結論付けました。当社はその残存証券持分を保有しており、信託の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していることから、顧客以外のTOB信託を連結しています。

地域投資

地域投資取引には、低所得者向け住宅の建設および再建のための資金提供を行い、新規または未開拓市場での貸付を促進し、あるいは再生可能な地域エネルギー施設の建設または運営のための資金提供を行うパートナーシップに対する負債および出資持分が含まれます。当社は通常、リミテッド・パートナーとしてこれらのパートナーシップに投資し、主にこれらのパートナーシップが実行した投資による税額控除および補助金を通して収益を稼得しています。当社はまた、パートナーシップが保有する不動産の開発または運営に対して建設資金貸付または永久貸付を提供することがあります。これらの事業体は通常VIEとみなされます。これらの事業体の活動を指揮する権限は通常ジェネラル・パートナーが保持しています。したがって、当社はこれらの事業体を連結していません。

顧客仲介

顧客仲介取引とは、基礎となる有価証券、参照資産またはインデックスからのリターンを基準にした特定のリターンを投資家に提供することを目的とした様々な取引です。これらの取引には、クレジットリンク債および株式連動債が含まれています。これらの取引において、VIEは通常、トータル・リターン・スワップやクレジット・デフォルト・スワップなどのデリバティブ商品を通じて、基礎となる有価証券、参照資産またはインデックスに対するエクスポージャーを取得します。その代わりに、VIEはこれらに基づくリターンを支払う社債を投資家に対して発行しています。VIEはその発行代金を、取引期間にわたってデリバティブ契約の担保となる金融資産または保証付保険契約に投資しています。これらの取引への当社の関与には、VIEのデリバティブ商品の取引相手となること、およびVIEが発行した社債の一部に対して投資を行うことが含まれます。一定の取引においては、投資家の最大損失リスクは限定されており、当社は一定の水準を上回る損失リスクを負担しています。当社は、VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していないことから、当該VIEを連結していません。

この取引における当社の最大損失リスクは、VIEが発行した社債への投資額およびVIEが発行した個別の商品を通じて当社が負担した損失リスクの想定元本と定義されています。当社が保有するデリバティブ商品からVIEに対する債権が生じる場合があります（例えば、VIEが発行するクレジットリンク債に関連して当社がVIEから信用補完を購入する場合）、当該債権は、VIEの所有資産により担保されます。これらのデリバティブ商品は、変動持分とはみなされず、関連する債権は、VIEに対する最大エクスポージャーの計算において考慮されていません。

2014年12月31日に終了した事業年度において、新規証券化による収入は当社の顧客仲介取引に関係しており、合計は約20億ドルでした。

投資ファンド

当社は、プライベート・エクイティ、ヘッジファンド、不動産、債券およびインフラストラクチャーを含む様々な資産クラスに投資している特定の投資ファンドおよび退職ファンドの投資顧問を務めています。当社は運用資金の一定割合として計算される管理報酬を稼得しており、パフォーマンス報酬を稼得する場合があります。さらに、これらの投資ファンドの一部に対して、当社は所有持分を有しています。当社は、一定の資格を有する従業員にプライベート・エクイティ投資への投資機会を与えるための投資ファンドも複数設立しています。当社はこれらのファンドの投資顧問を務めており、従業員の投資契約の一部に対して、遡求義務の有無のいずれのベースでも従業員に融資を提供することができます。

シティグループが運営する投資事業体の大半は、会計基準書アップデート第2010-10号「連結（トピック810）、特定の投資ファンドに関する改訂」（以下「ASU第2010-10号」といいます。）の要件を満たしていることから、ASC 810の要件の適用が延期可能であると当社は判断しました。これらの事業体は引き続きSFAS第167号の導入前のFIN第46号(R)「変動持分事業体の連結」に基づき、事業体の予想損失または予想残存利益あるいはその両方の過半を有する当事者がVIEを連結することが求められるASC 810-10の要件に従って評価されています。連結ガイダンスの対象範囲に関して近い将来行われる変更を含め、ASU第2015-02号については、連結財務諸表注記1をご参照ください。ASU第2015-02号が2016年1月1日より適用開始される時点で、ASU第2010-10号に従った特定の投資事業体に関する上記の延期は取り消されることになります。

信託優先証券

当社は以前は信託優先証券の発行により資金を調達していました。こういった取引において、当社は法定事業信託を設定し、当該信託の議決権付株式のすべてを所有しています。信託は第三者投資家に優先証券を発行し、その発行代金を、当社が発行する後順位劣後繰延金利社債に投資しています。これらの信託には、第三者投資家が保有する優先証券の発行、管理、返済に関連するもの以外の資産、業務、収益またはキャッシュ・フローはありません。これらの信託の債務は、当社によって、完全かつ無条件に保証されています。

当社は、当該信託の議決権付株式のすべてを所有しており、当該信託の債務を完全に保証し、特定の状況下において優先証券を償還する権利を有していますが、各信託の唯一の資産は当社に対する債権であり、当該債権の回収金額が当社のVIEに対する投資を上回るため、当社は当該信託を連結することが認められていません。当社は劣後債を連結貸借対照表上、長期負債として認識しています（詳細については、連結財務諸表注記18をご参照ください。）。

23. デリバティブ活動

シティグループは、通常の業務活動において、様々なタイプのデリバティブ取引を行っています。当該デリバティブ取引は以下を含みます。

- ・ 先物および先渡し契約とは、将来の一定日に金融商品、コモディティまたは通貨を契約価格で売買する契約であり、現金または受渡しにより決済されます。
- ・ スワップ契約とは、数日から何年もの期間にわたる将来の期日に、想定元本に対し特定の指標または金融商品を適用した金額の差額を現金で決済する契約です。
- ・ オプション契約とは、オプション購入者がプレミアムを支払うことにより、一定期間内に契約価格で金融商品、コモディティまたは通貨を売買する権利（義務は生じません。）を得る契約であり、特定の指標または価格の差額を現金決済することが可能です。

スワップおよび先渡しならびに一部のオプション契約は、店頭取引（以下「OTC」といいます。）デリバティブであり、当事者間で価格を交渉し、当事者間で決済されます。ただしスワップ契約は、更改された後に中央清算機関（以下「CCP」といいます。）を通じて「清算」されます。先物契約およびその他のオプション契約は、取引所において、取引開始時から当事者としてCCPと取引を行う標準契約です。シティグループは以下の理由で、金利リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびその他の市場・信用リスクに関連したこれらのデリバティブ契約を締結しています。

- ・ トレーディング目的：シティグループは積極的なマーケット・メーカーとしてデリバティブの売買を行っています。シティグループは、顧客が金利リスク、外国為替リスクおよびその他の市場・信用リスクを移転、変更または減少させるために、または顧客のトレーディング目的に合わせて、顧客のリスク管理活動に関連するデリバティブを顧客に提供しています。またシティグループは、取引の相殺、価格検証に焦点を合わせたコントロールおよび上級管理者へのポジションの日報報告を通じてデリバティブのリスク・ポジションを管理しています。
- ・ ヘッジ：シティグループは特定のリスクをヘッジするため、または当社のリスク・プロファイルの再ポジショニングを行うために、リスク管理活動にデリバティブを利用しています。例えばシティグループは、固定金利の長期債券を発行し、期間と想定元本が同じ固定受取/変動支払のスワップを締結することによって、その金利の正味支払額を変動金利に転換しています。この戦略は、特定のイールドカーブ環境において利息費用を最小限に抑えることができるため、最も一般的な金利ヘッジです。デリバティブは、売却可能有価証券および借入金に加えて、その他金利変動の影響を受けやすい資産・負債を含む特定のオンバランス資産・負債に内在するリスクを管理するために用いられています。さらに、為替予約は非米ドル建債務、外貨建売却可能有価証券および純投資エクスポージャーをヘッジするために用いられています。

デリバティブにより、シティグループは連結貸借対照表に計上されている金額を上回る市場リスク、信用リスクまたは流動性リスクにさらされる可能性があります。デリバティブ商品に関する市場リスクは、金利、外国為替レートおよびその他の要因の潜在的な変動によって発生するエクスポージャーであり、商品の性質、取引量、契約期間および条件、ならびに原資産のボラティリティにより変わってきます。信用リスクは、取引相手に契約不履行が発生して、徴求している担保の価額が損失を補填するのに十分でない場合に生じる損失に対するエクスポージャーです。これらの取引に係る未実現利益の損益上の認識は、取引相手のデフォルト確率の査定に基づいて行われます。流動性リスクは、ボラティリティが高く金融情勢が逼迫している期間に、デリバティブのポジションの規模を合理的な期間内に合理的なコストで現金化することができない可能性がある場合に発生する潜在的エクスポージャーです。

デリバティブ取引は慣習的に、業界標準のマスター契約に基づき文書化されており、これらの契約は、未解消の支払不履行またはその他の債務不履行の事象が発生した後、債務不履行に陥っていない当事者が直ちに当事者間のすべての取引を解約し、債務不履行に陥った当事者への支払額または受取額の純額を決定することができますと規定しています。債務不履行の事象には以下が含まれます。(i) 適用される通知および猶予期間の後に未解消の状態が続くデリバティブ取引に係る支払ができないこと、(ii) 適用される通知および猶予期間の後に未解消の状態が続く契約違反、(iii) 表明の違反、(iv) 第三者への債務、あるいは当事者間（または場合によってはその関連会社間）で締結されたその他のデリバティブ取引のいずれかに対するクロス・デフォルト、(v) 当事者の信用状況が著しく劣ることになる合併または連結の発生、ならびに(vi) 適用される保証またはその他の信用補完の契約文書の停止または拒否。マスター・ネットティング契約に基づく債務の多くは、マスター・ネットティング契約に付属する業界標準の信用補完契約に基づき差し入れられた担保によって保証されています。債務不履行の事象は、当事者が担保の引渡しを行うことができず、適用される通知および猶予期間の後に未解消の状態が続く場合に、信用補完契約に基づき発生することがあります。

マスター・ネットティング契約に組み込まれた相殺権および担保権は、契約の実行可能性について必要な水準の確実性に関して規定し、また、不履行に陥っていない当事者による解約権の行使およびこれらの契約に基づく純額ベースでの一括決済取引が、破産、支払不能または同様の手続を含む債務不履行の事象が発生した際に、適用法の下で停止または無効とならないという法的な意見が、実績のある弁護士から得られた場合に、法的に実行可能であるとみなされます。

現地法に該当箇所がない、またはかかる権利の実行可能性に関して明確でない場合、あるいは不利な判例法または相反する規制のためにかかる権利の実行可能性に疑義が生じる可能性のある一部の司法管轄において、法的な意見が求めることができないことがあります。また一部の司法管轄において、一部の取引相手の種類によっては、破産法が必要な水準の確実性に関して規定していない場合があります。こうした例は一部の国、自治体、中央銀行および米国年金制度に見られます。

デリバティブに係る信用リスクに対するエクスポージャーは、取引相手の当社に対する債務を弁済する能力を損ねる可能性のある、市場のボラティリティの影響を受けます。デリバティブ取引を行う顧客については、与信限度額が設定され、注意深く監視されます。シティは、マスター・ネットリング契約および信用補完契約に基づく相殺権の実行可能性に関する法的な確実性の水準を、リスク管理プロセスにおける重要な要素として考慮しています。具体的には、シティが実行可能性に関して必要な水準の法的な確実性を有していないマスター・ネットリング契約に基づき実行するデリバティブは、実行可能なマスター・ネットリング契約に基づく取引よりも単一の当事者に対する与信限度額への負荷はるかに大きくなるため、かかる取引量は通常、はるかに少ないものとなります。

現金担保およびG10諸国の国債の形式での証券担保は、相手方の未決済のエクスポージャー純額を担保するために、マスター・ネットリング契約の当事者によって差し入れられことが多々あります。これにより、受取当事者はかかる担保を通常の業務活動において自由に混蔵したり再担保として差し入れたりすることができます。社債、地方債、米国政府系機関保証証券および／またはMBSなどの標準外の担保もまた、デリバティブ取引の担保として差し入れることができます。取引相手とのマスター・ネットリング契約の開始および維持のために現金および／または証券の形式で差し入れられる証券担保は、三者間の口座管理契約に基づき、適宜、第三者であるカストディアンに口座に分別される場合があります。

2014年12月31日および2013年12月31日現在における、想定元本に基づくシティグループのデリバティブ取引に関する情報は、次表に記載されています。デリバティブの想定元本は、契約上の支払額が導き出される元となる参照金額であり、シティグループの見解では、デリバティブ取引に対するシティのエクスポージャーの測定値を正確に表すものではありません。むしろ、上記のとおり、シティのデリバティブに対するエクスポージャーは主に、市場の変動（すなわち市場リスク）、取引相手の債務不履行（すなわち信用リスク）および／または高いボラティリティまたは財政危機の期間（すなわち流動性リスク）、ならびに取引において要求される可能性のある市場評価額の調整から生じています。さらに、想定元本は、（上記のとおり）相殺効果のある売買の相殺を反映していません。例えば、シティが想定元本100百万ドルの金利スワップを締結し、このリスクを別の取引相手との同額ながら逆方向のポジションで相殺する場合、デリバティブ想定元本に200百万ドルが計上されますが、これらの相殺効果のあるポジションにより、全体的な市場リスクは最小限のものとなる場合があります。デリバティブ想定元本の総額は、シティの市場シェア、顧客の取引水準およびその他の要因に基づき、通常の業務活動において、期間ごとに変動する可能性があります。

デリバティブ想定元本

	ASC 815に 基づくヘッジ手段 ⁽¹⁾⁽²⁾		その他のデリバティブ商品			
	2014年 12月31日	2013年 12月31日	トレーディング・ デリバティブ		管理ヘッジ ⁽³⁾	
			2014年 12月31日	2013年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日
(単位：百万ドル)						
金利契約						
スワップ	\$ 163,348	\$ 132,823	\$ 31,906,549	\$ 36,370,196	\$ 31,945	\$ 93,286
先物および先渡	—	20	7,044,990	6,129,742	42,305	61,398
売建オプション	—	—	3,311,751	3,342,832	3,913	3,103
買建オプション	—	—	3,171,056	3,240,990	4,910	3,185
金利契約想定 元本合計	\$ 163,348	\$ 132,843	\$ 45,434,346	\$ 49,083,760	\$ 83,073	\$ 160,972
外国為替契約						
スワップ	\$ 25,157	\$ 22,402	\$ 4,567,977	\$ 3,298,500	\$ 23,990	\$ 20,013
先物および先渡	73,219	79,646	2,154,773	1,982,303	7,069	14,226
売建オプション	—	101	1,343,520	1,037,433	432	—
買建オプション	—	106	1,363,382	1,029,872	432	71
外国為替契約想定 元本合計	\$ 98,376	\$ 102,255	\$ 9,429,652	\$ 7,348,108	\$ 31,923	\$ 34,310
株式契約						
スワップ	\$ —	\$ —	\$ 131,344	\$ 100,019	\$ —	\$ —
先物および先渡	—	—	30,510	23,161	—	—
売建オプション	—	—	305,627	333,945	—	—
買建オプション	—	—	275,216	266,570	—	—
株式契約想定 元本合計	\$ —	\$ —	\$ 742,697	\$ 723,695	\$ —	\$ —
コモディティおよび その他の契約						
スワップ	\$ —	\$ —	\$ 90,817	\$ 81,112	\$ —	\$ —
先物および先渡	1,089	—	106,021	98,265	—	—
売建オプション	—	—	104,581	100,482	—	—
買建オプション	—	—	95,567	97,626	—	—
コモディティおよび その他の契約 想定元本合計	\$ 1,089	\$ —	\$ 396,986	\$ 377,485	\$ —	\$ —
クレジット・ デリバティブ⁽⁴⁾						
販売した保証	\$ —	\$ —	\$ 1,063,858	\$ 1,143,363	\$ —	\$ —
購入した保証	—	95	1,100,369	1,195,223	16,018	19,744
クレジット・ デリバティブ 合計	\$ —	\$ 95	\$ 2,164,227	\$ 2,338,586	\$ 16,018	\$ 19,744
デリバティブ想定 元本合計	\$ 262,813	\$ 235,193	\$ 58,167,908	\$ 59,871,634	\$ 131,014	\$ 215,026

- (1) この表に記載された想定元本には、ASC 815に基づきシティグループが外貨建負債証券の発行によって海外事業の純投資に関する外国為替リスクをヘッジしているヘッジ関係を含みません。2014年12月31日および2013年12月31日現在、当該負債の想定元本はそれぞれ3,752百万ドルおよび6,450百万ドルでした。
- (2) ヘッジ関係がASC 815に基づき会計処理されているデリバティブは、連結貸借対照表の「その他資産」／「その他負債」または「トレーディング勘定資産」／「トレーディング勘定負債」のいずれかに計上されています。
- (3) 管理ヘッジは、特定の経済的リスクを軽減するために利用されているデリバティブ商品を表していますが、これらのヘッジにはヘッジ会計は適用されません。これらのデリバティブは連結貸借対照表の「その他資産」／「その他負債」または「トレーディング勘定資産」／「トレーディング勘定負債」のいずれかに計上されています。
- (4) クレジット・デリバティブは、一方の当事者（保証の買い手）が、もう一方の当事者（保証の売り手）に「参照資産」の信用リスクを移転することを目的とした取引です。これらの取引により、保証の売り手は、資産を直接購入することなしに参照資産に付随する信用リスクを負うことになります。当社は、リスク管理、利回りの向上、信用集中の削減および全体のリスク分散などを目的としてクレジット・デリバティブ・ポジションを有しています。

次表は、2014年12月31日および2013年12月31日現在の当社のデリバティブ取引の公正価値の総額および純額、ならびにASC 210-20-45およびASC 815-10-45で認められた関連する相殺額を示したものです。ASC 210-20-45において、正の公正価値の総額は、実行可能なマスター・ネットリング契約に基づき、取引相手により負の公正価値の総額と相殺されます。ASC 815-10-45において、相殺権および担保権の実行可能性を裏付ける法的な意見を入手できる場合、信用補完契約に基づき特定の取引相手から受領する、または支払う現金担保に関する支払債務および受取債権は、相殺額に含まれます。GAAPは証券担保の同様の相殺を認めていません。またこの表には、差入証券担保または第三者であるカストディアンに対する差入現金担保などASC 210-20-45およびASC 815-10-45で相殺が認められていないものの、債務不履行の事象が発生した範囲ならびに相殺権および担保権の実行可能性を裏付ける法的な意見を入手できる範囲で相殺が適格となる金額が含まれています。

時価評価される（MTM）デリバティブ受取債権／支払債務

	トレーディング勘定資産／負債 に分類されたデリバティブ ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾		その他資産／負債に 分類されたデリバティブ ⁽²⁾⁽³⁾	
	資産	負債	資産	負債
(単位：百万ドル、2014年12月31日現在)				
ASC 815に基づくヘッジとして指定された デリバティブ商品				
店頭取引	\$ 1,508	\$ 204	\$ 3,117	\$ 414
清算機関	4,300	868	—	25
金利契約	\$ 5,808	\$ 1,072	\$ 3,117	\$ 439
店頭取引	\$ 3,885	\$ 743	\$ 678	\$ 588
外国為替契約	\$ 3,885	\$ 743	\$ 678	\$ 588
ASC 815に基づくヘッジとして指定された デリバティブ商品合計	\$ 9,693	\$ 1,815	\$ 3,795	\$ 1,027
ASC 815に基づくヘッジとして指定されて いないデリバティブ商品				
店頭取引	\$ 376,778	\$ 359,689	\$ 106	\$ —
清算機関	255,847	261,499	6	21
取引所取引	20	22	141	164
金利契約	\$ 632,645	\$ 621,210	\$ 253	\$ 185
店頭取引	\$ 151,736	\$ 157,650	\$ —	\$ 17
清算機関	366	387	—	—
取引所取引	7	46	—	—
外国為替契約	\$ 152,109	\$ 158,083	\$ —	\$ 17
店頭取引	\$ 20,425	\$ 28,333	\$ —	\$ —
清算機関	16	35	—	—
取引所取引	4,311	4,101	—	—
株式契約	\$ 24,752	\$ 32,469	\$ —	\$ —
店頭取引	\$ 19,943	\$ 23,103	\$ —	\$ —
取引所取引	3,577	3,083	—	—
コモディティおよびその他の契約	\$ 23,520	\$ 26,186	\$ —	\$ —
店頭取引	\$ 39,412	\$ 39,439	\$ 265	\$ 384
清算機関	4,106	3,991	13	171
信用デリバティブ ⁽⁴⁾	\$ 43,518	\$ 43,430	\$ 278	\$ 555
ASC 815に基づくヘッジとして指定されて いないデリバティブ商品合計	\$ 876,544	\$ 881,378	\$ 531	\$ 757
デリバティブ合計	\$ 886,237	\$ 883,193	\$ 4,326	\$ 1,784
支払／受取現金担保 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾	\$ 6,523	\$ 9,846	\$ 123	\$ 7
控除：ネットリング契約 ⁽⁷⁾	(777,178)	(777,178)	—	—
控除：支払／受取現金担保の相殺 ⁽⁸⁾	(47,625)	(47,769)	(1,791)	(15)
連結貸借対照表に含まれる正味受取債権／ 支払債務 ⁽⁹⁾	\$ 67,957	\$ 68,092	\$ 2,658	\$ 1,776
実行可能なマスター・ネットリング契約が 適用されるが連結貸借対照表上で相殺 されない追加額				
控除：受取／支払現金担保	\$ (867)	\$ (11)	\$ —	\$ —
控除：受取／支払非現金担保	(10,043)	(6,264)	(1,293)	—
正味受取債権／支払債務 ⁽⁹⁾	\$ 57,047	\$ 61,817	\$ 1,365	\$ 1,776

- (1) トレーディング・デリバティブの公正価値は、連結財務諸表注記13に記載されています。
- (2) ヘッジ管理関連の時価評価されるデリバティブ受取債権／支払債務は、「その他資産」／「その他債務」または「トレーディング勘定資産」／「トレーディング勘定債務」のいずれかに計上されます。
- (3) 店頭取引（以下「OTC」といいます。）デリバティブとは、組織化された取引所または中央清算機関を利用せずに取引相手との二者間で取引され決済されるデリバティブのことです。清算機関のデリバティブには、OTC市場において取引相手との二者間で取引されていたものの、その後中央清算機関に更改されたことにより中央清算機関が当初の取引相手双方にとっての取引相手となったデリバティブが含まれます。取引所取引デリバティブには、取引前の価格の透明性を提供する組織化された取引所で直接取引されるデリバティブが含まれます。
- (4) 2014年12月31日現在、クレジット・デリバティブのトレーディング勘定資産は、購入した保証に関する18,430百万ドルおよび販売した保証に関する25,088百万ドルで構成されています。2014年12月31日現在、クレジット・デリバティブのトレーディング勘定負債は、購入した保証に関する25,972百万ドルおよび販売した保証に関する17,458百万ドルで構成されています。
- (5) トレーディング勘定資産／負債は、それぞれ54,292百万ドルおよび57,471百万ドルの支払／受取現金担保総額に対する純額を反映しています。支払現金担保総額のうち、47,769百万ドルがトレーディング・デリバティブ負債の相殺に利用され、受取現金担保総額のうち、47,625百万ドルがトレーディング・デリバティブ資産の相殺に利用されました。
- (6) 非トレーディング・デリバティブ負債に関する支払現金担保について、138百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、15百万ドルが「その他負債」内のOTC非トレーディング・デリバティブのポジションと相殺されています。非トレーディング・デリバティブ負債に関する受取現金担保は、1,798百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、1,791百万ドルが「その他資産」内のOTC非トレーディング・デリバティブのポジションと相殺されています。
- (7) 実行可能なネットティング契約に基づく、同一の契約相手に対するデリバティブ受取債権／支払債務残高の相殺を表しています。トレーディング勘定資産／負債残高に対する相殺額約5,100億ドル、2,640億ドルおよび30億ドルは、それぞれOTC、清算機関および取引所取引デリバティブに帰属しています。
- (8) 実行可能な信用補完契約に基づく取引相手による支払／受取現金担保の相殺を表しています。ほぼすべての受取現金担保がOTCデリバティブ資産に対して相殺されています。約460億ドルおよび20億ドルの支払現金担保が、それぞれOTCおよび清算機関のデリバティブ負債に対して相殺されています。
- (9) 正味受取債権／支払債務には、実行可能なマスター・ネットティング契約が適用されない、それぞれ約110億ドルのデリバティブ資産および100億ドルのデリバティブ負債の公正価値が含まれます。

(単位：百万ドル、2013年12月31日現在)
ASC 815に基づくヘッジとして指定された
デリバティブ商品

店頭取引

清算機関

金利契約

店頭取引

外国為替契約

店頭取引

クレジット・デリバティブ

ASC 815に基づくヘッジとして指定された
デリバティブ商品合計

ASC 815に基づくヘッジとして指定されて
いないデリバティブ商品

店頭取引

清算機関

取引所取引

金利契約

店頭取引

清算機関

取引所取引

外国為替契約

店頭取引

取引所取引

株式契約

店頭取引

取引所取引

コモディティおよびその他の契約

店頭取引

清算機関

信用デリバティブ⁽⁴⁾

ASC 815に基づくヘッジとして指定されて
いないデリバティブ商品合計

デリバティブ合計

支払／受取現金担保⁽⁵⁾⁽⁶⁾

控除：ネットティング契約⁽⁷⁾

控除：支払／受取現金担保の相殺⁽⁸⁾

連結貸借対照表に含まれる正味受取債権／
支払債務⁽⁹⁾

実行可能なマスター・ネットティング契約が
適用されるが連結貸借対照表上で相殺
されない追加額

控除：受取／支払現金担保

控除：受取／支払非現金担保

正味受取債権／支払債務⁽⁹⁾

	トレーディング勘定資産／負債 に分類されたデリバティブ ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾		その他資産／負債に 分類されたデリバティブ ⁽²⁾⁽³⁾	
	資産	負債	資産	負債
	\$ 956	\$ 306	\$ 3,082	\$ 854
	2,505	585	5	—
	\$ 3,461	\$ 891	\$ 3,087	\$ 854
	\$ 1,540	\$ 1,244	\$ 989	\$ 293
	\$ 1,540	\$ 1,244	\$ 989	\$ 293
	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 2
	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 2
	\$ 5,001	\$ 2,135	\$ 4,076	\$ 1,149
	\$ 313,772	\$ 297,115	\$ 37	\$ 9
	311,114	319,190	27	5
	33	30	—	—
	\$ 624,919	\$ 616,335	\$ 64	\$ 14
	\$ 89,847	\$ 86,147	\$ 79	\$ 3
	1,119	1,191	—	—
	48	55	—	—
	\$ 91,014	\$ 87,393	\$ 79	\$ 3
	\$ 19,080	\$ 28,458	\$ —	\$ —
	5,797	5,834	—	—
	\$ 24,877	\$ 34,292	\$ —	\$ —
	\$ 7,921	\$ 9,059	\$ —	\$ —
	1,161	1,111	—	—
	\$ 9,082	\$ 10,170	\$ —	\$ —
	\$ 38,496	\$ 38,247	\$ 71	\$ 563
	1,850	2,547	—	—
	\$ 40,346	\$ 40,794	\$ 71	\$ 563
	\$ 790,238	\$ 788,984	\$ 214	\$ 580
	\$ 795,239	\$ 791,119	\$ 4,290	\$ 1,729
	\$ 6,073	\$ 8,827	\$ 82	\$ 282
	(713,598)	(713,598)	—	—
	(34,893)	(39,094)	(2,951)	—
	\$ 52,821	\$ 47,254	\$ 1,421	\$ 2,011
	\$ (365)	\$ (5)	\$ —	\$ —
	(7,478)	(3,345)	(341)	—
	\$ 44,978	\$ 43,904	\$ 1,080	\$ 2,011

- (1) トレーディング・デリバティブの公正価値は、連結財務諸表注記13に記載されています。
- (2) ヘッジ管理関連の時価評価されるデリバティブ受取債権／支払債務は、「その他資産」／「その他債務」または「トレーディング勘定資産」／「トレーディング勘定債務」のいずれかに計上されます。
- (3) 店頭取引（以下「OTC」といいます。）デリバティブには、組織化された取引所または中央清算機関を利用せずに取引相手との二者間で取引され決済されるデリバティブが含まれます。清算機関のデリバティブには、OTC市場において取引相手との二者間で取引されていたものの、その後中央清算機関に変更されたことにより中央清算機関が当初の取引相手双方にとっての取引相手となったデリバティブが含まれます。取引所取引デリバティブには、取引前の価格の透明性を提供する組織化された取引所で直接取引されるデリバティブが含まれます。
- (4) 2013年12月31日現在、クレジット・デリバティブのトレーディング勘定資産は、購入した保証に関する13,673百万ドルおよび販売した保証に関する26,673百万ドルで構成されています。2013年12月31日現在、クレジット・デリバティブのトレーディング勘定負債は、購入した保証に関する28,158百万ドルおよび販売した保証に関する12,636百万ドルで構成されています。
- (5) トレーディング勘定資産／負債は、それぞれ45,167百万ドルおよび43,720百万ドルの支払／受取現金担保総額に対する純額を反映しています。支払現金担保総額のうち、39,094百万ドルがデリバティブ負債の相殺に利用され、受取現金担保総額のうち、34,893百万ドルがデリバティブ資産の相殺に利用されました。
- (6) 非トレーディング・デリバティブ負債に関する受取現金担保は、3,233百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、2,951百万ドルが「その他資産」内の非トレーディング・デリバティブのポジションと相殺されています。
- (7) 実行可能なネットティング契約に基づく、同一の契約相手に対するデリバティブ受取債権／支払債務残高の相殺を表しています。トレーディング勘定資産／負債残高に対する相殺額約3,920億ドル、3,170億ドルおよび50億ドルは、それぞれOTC、清算機関および取引所取引デリバティブに帰属しています。
- (8) 実行可能な信用補完契約に基づく取引相手による支払／受取現金担保の相殺を表しています。ほぼすべての受取現金担保がOTCデリバティブ資産に対して相殺されています。約330億ドルおよび60億ドルの支払現金担保が、それぞれOTCおよび清算機関のデリバティブ負債に対して相殺されています。
- (9) 正味受取債権／支払債務には、いずれも約160億ドルの実行可能なマスター・ネットティング契約が適用されないデリバティブ資産および負債の公正価値が含まれます。

2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度において、連結損益計算書の「自己勘定取引」に認識された、適格ヘッジ関係に指定されていないデリバティブおよび基礎となる非デリバティブ商品に関する金額は、連結財務諸表注記6に示されています。シティグループは、当該開示を事業分類別に表示し、トレーディング活動に関するデリバティブに係る利益および損失ならびに同一のトレーディング・ポートフォリオにある非デリバティブ商品に関する利益および損失と合わせて示しています。ポートフォリオのリスク管理方法を表すためにこの方法が採られています。

2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度において、連結損益計算書の「その他収益」に認識された、適格ヘッジ関係に指定されていないデリバティブに関する金額は、以下のとおりです。次表には、「その他収益」に計上されている経済的なヘッジ対象に係る利益および負債のいかなる相殺も含まれておりません。

	その他収益に計上された利益（損失）		
	12月31日に終了した事業年度		
	2014年	2013年	2012年
（単位：百万ドル）			
金利契約	\$ (227)	\$ 208	\$ (405)
外国為替	14	(41)	144
クレジット・デリバティブ	(150)	(594)	(1,022)
シティグループ合計	\$ (363)	\$ (427)	\$ (1,283)

デリバティブ・ヘッジ会計

シティグループはASC 815「デリバティブおよびヘッジ」に従ってヘッジ取引を会計処理しています。原則として、資産または負債の公正価値の変動、あるいは損益に影響を与える可能性のある既存の資産、負債または予定取引の予想将来キャッシュ・フローの変動を生じさせる特定のリスク（金利リスクや外国為替リスクなど）に当社がさらされている場合にヘッジ会計を認めています。

公正価値の変動に関するリスクをヘッジするデリバティブ契約は公正価値ヘッジと称され、予想将来キャッシュ・フローの変動性をヘッジする契約はキャッシュ・フロー・ヘッジと称されます。米ドル以外の機能通貨を用いている海外子会社への持分投資（海外事業に対する純投資）に関する外国為替リスク管理にデリバティブまたは負債証券を用いるヘッジは純投資ヘッジと称されます。

ヘッジの有効性テストといったASC 815に規定される特定のヘッジ基準を満たしている場合、ヘッジ会計を適用することが可能です。同様のヘッジに対しては同様の有効性評価方法がヘッジ関係の存在する期間にわたり継続的に適用されます。公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段であるデリバティブの価値の変動およびヘッジされているリスクに起因するヘッジ対象の価値の変動は当期損益に反映されます。キャッシュ・フロー・ヘッジおよび純投資ヘッジの場合、ヘッジ手段であるデリバティブの価値の変動は、ヘッジの有効性が高い部分についてシティグループの株主持分の「その他包括利益(損失)累計額」に反映されます。ヘッジの非有効部分については、いずれの場合も当期損益に反映されます。

ALMヘッジにおける固定利付長期債務は、GAAPのもとでは償却原価で計上することができます。しかし、金利スワップ契約をヘッジ手段として指定し、ASC 815に基づく公正価値ヘッジ会計の適用を選択した場合、当該債務の簿価は基準金利の変動に関して調整され、その公正価値の変動も当期損益に計上されます。関連する金利スワップも公正価値で貸借対照表に計上され、その公正価値の変動は損益に反映されます。よって、ヘッジ関係の非有効部分は当期損益に計上されることになります。

一方、ASC 815のヘッジ基準を満たさない管理ヘッジの場合、デリバティブのみが公正価値で貸借対照表上に計上され、関連する公正価値の変動が損益に計上されますが、負債証券は引き続き償却原価で計上されます。そのため、当期損益は、スワップの価値の変動の原因となる金利の変動およびその他の要因のみに影響されます。このタイプのヘッジは、ヘッジ要件を充足できない、または経営陣がASC 815のヘッジ会計を適用しないと決定した場合に行われます。

もうひとつの代替方法は、公正価値オプションに基づいて負債証券を公正価値で計上することの選択です。負債証券発行時に取消不能のこの選択を行った場合、負債証券の公正価値の変動はすべて損益に計上されます。関連する金利スワップの公正価値の変動も損益に反映され、それによって負債証券の公正価値の変動が自然に相殺されます。負債証券の公正価値の変動全額には金利スワップにより相殺されないリスクが含まれていることから、これら2つの相殺しあう金額が完全に一致しなかった場合に、その差額は当期損益に反映されます。

ASC 815のヘッジ会計を達成する上で重要な要件は、ヘッジ開始時にヘッジ戦略および特定のヘッジ関係について文書化し、継続的にヘッジの有効性を実証することです。デリバティブは、ヘッジすべきリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺するというヘッジ目的を達成する上で極めて有効でなくてはなりません。ヘッジ関係における非有効部分は当期損益に認識されます。有効性の評価にあたっては、ヘッジすべきリスクに無関係なヘッジ対象の価値の変動を除外することがあります。同様に、有効性の評価では、時間的価値に係るデリバティブの公正価値の変動を除外することもあり、その場合、当該除外部分は当期損益として認識されます。

公正価値ヘッジ

基準金利リスクのヘッジ

シティグループは固定金利の発行済で未償還の債務および譲渡性預金の公正価値の変動に対するエクスポージャーをヘッジしています。これらのヘッジは、ヘッジ対象の負債の通貨に関連する基準金利リスクの公正価値ヘッジとして指定されます。ヘッジ対象の固定キャッシュ・フローは、固定受取／変動支払の金利スワップを締結することにより基準変動金利のキャッシュ・フローに転換されます。これらの公正価値ヘッジ関係については、そのヘッジ関係が極めて有効であるかどうかの決定を、ヘッジ関係の開始時およびその後も継続的に、回帰分析または金額的相殺割合分析のいずれかにより行います。

シティグループは売却可能負債証券および貸出金を含む固定金利付資産の公正価値の変動に対するエクスポージャーもヘッジしています。ヘッジ手段として用いられる商品は、変動受取／固定支払の金利スワップです。これらの公正価値ヘッジ関係については、そのヘッジ関係が極めて有効であることを、ヘッジ関係の開始時およびその後も継続的に、回帰分析または金額的相殺割合分析のいずれかにより評価します。

外国為替リスクのヘッジ

シティグループは、米国内外の各事業体が保有する機能通貨以外の通貨建ての売却可能有価証券の為替レートの変動に起因する公正価値の変動をヘッジしています。用いられるヘッジ手段は通常、外国為替予約です。このヘッジの場合、ヘッジ対象の売却可能有価証券の公正価値の変動のうち、ヘッジすべき外国為替リスクに起因する部分は「その他包括利益（損失）累計額」ではなく損益に計上され、同じく損益に反映されている為替予約の公正価値の変動と相殺されます。シティグループは、為替予約に関連するプレミアム（すなわち、直物レートと約定先渡レートの差異）をヘッジ費用とみなしており、これはヘッジの有効性評価からは除外されて損益に直接反映されます。ヘッジの有効性評価には、金額的相殺法が用いられます。この評価は売却可能有価証券および為替予約における直物レートの変動に起因する公正価値の変動のうちヘッジ関係の対象となっている部分に基づき行われるため、ヘッジの非有効部分の金額は重要ではありません。

次表は、2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度における当社の公正価値ヘッジの利益（損失）情報を要約したものです。

	公正価値ヘッジに係る利益（損失） ⁽¹⁾		
	12月31日に終了した事業年度		
	2014年	2013年	2012年
(単位：百万ドル)			
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なデリバティブに係る利益（損失）			
金利契約	\$ 1,546	\$ (3,288)	\$ 122
外国為替契約	1,367	265	377
コモディティ契約	(221)	—	—
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なデリバティブに係る利益（損失）合計	\$ 2,692	\$ (3,023)	\$ 499
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジ対象に係る利益（損失）			
金利ヘッジ	\$ (1,496)	\$ 3,204	\$ (371)
外国為替ヘッジ	(1,422)	(185)	(331)
コモディティヘッジ	250	—	—
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジ対象に係る利益（損失）合計	\$ (2,668)	\$ 3,019	\$ (702)
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジに関して損益に認識されたヘッジの非有効部分			
金利ヘッジ	\$ 53	\$ (84)	\$ (249)
外国為替ヘッジ	(16)	(4)	16
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジに関して損益に認識されたヘッジの非有効部分合計	\$ 37	\$ (88)	\$ (233)
公正価値ヘッジの有効性評価から除外された正味利益（損失）			
金利契約	\$ (3)	\$ —	\$ —
外国為替契約 ⁽²⁾	(39)	84	30
コモディティヘッジ ⁽²⁾	29	—	—
公正価値ヘッジの有効性評価から除外された正味利益（損失）合計	\$ (13)	\$ 84	\$ 30

(1) 連結損益計算書の「その他収益」に含まれている金額です。公正価値ヘッジに係る未収利息収益は、「純利息収益」に計上されており、この表からは除外されています。

(2) 金額は、先渡契約に伴うプレミアム（直物と約定先渡レートの差異）に関連しています。これらの金額はヘッジの有効性評価から除外され、損益に直接計上されます。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

基準金利リスクのヘッジ

シティグループは、変動金利付負債および負債の借換え(再発行)に関連する変動キャッシュ・フローをヘッジしています。これらの負債からの変動キャッシュ・フローは、変動受取／固定支払の金利スワップおよび変動受取／固定支払の先渡し金利スワップを締結することにより固定金利のキャッシュ・フローに転換されます。シティはまた、認識されたおよび予測される変動金利付資産により発生する変動キャッシュ・フローをヘッジしています。これらの資産からの変動キャッシュ・フローは、固定受取／変動支払の金利スワップの締結により、固定金利のキャッシュ・フローに転換されます。これらのキャッシュ・フローのヘッジ関係については、ヘッジ関係の開始時および継続的に、回帰分析または金額的相殺割合分析のいずれかを用いてこれらのキャッシュ・フローのヘッジ関係が極めて有効であるかどうかを評価しています。ヘッジ対象に関連する特定の変動金利が基準金利として適格でない場合、シティグループは、ヘッジすべきリスクをヘッジ対象のキャッシュ・フローにおける全体の変動リスクとして指定しています。デリバティブの条件をヘッジ対象の予測キャッシュ・フローにできる限り一致させる努力を行っているため、ヘッジの非有効部分の金額は重要ではありません。

外国為替リスクのヘッジ

シティグループは、発行体の機能通貨以外の通貨建ての長期債務および短期借入金のキャッシュ・フローと同額の機能通貨を確保しています。このタイプのヘッジは、リスク管理目的によって、外国為替リスクのみを対象としたキャッシュ・フロー・ヘッジ、または外国為替リスクおよび金利リスクの両方を対象としたキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されます。ヘッジ手段として用いられる商品は通貨スワップおよび為替予約です。これらのキャッシュ・フローのヘッジ関係については、ヘッジ関係の開始時および継続的に、金額的相殺割合分析を用いてこれらのキャッシュ・フローのヘッジ関係が極めて有効であるかどうかを決定しています。

キャッシュ・フロー全体の変動のヘッジ

シティグループは、デリバティブの定義に合致する特定のTBAモーゲージ・バック証券の購入（すなわち、先渡し証券の購入）を行っています。シティグループは一般的に、これらのデリバティブを、TBAモーゲージ・バック証券の予定取得に関するキャッシュ・フローの変動性全体のヘッジとして指定しています。ヘッジ取引は先渡し契約の総額での決済であるため、ヘッジの有効性評価は、ヘッジ手段の期間とヘッジ対象の予定取引の期間が等しく、有価証券の引渡しが行われる可能性が引き続き高いという保証に基づいています。

ヘッジ手段としてのトータル・リターン

シティグループは通常、資金調達前または資金調達直後にSPEを通じて市場に対するそのエクスポージャーの大半を移転することによって、シティが組成または参加するレバレッジ貸出金に関連するリスクを管理しています。レバレッジ貸出金に対して保有するエクスポージャーは通常、トータル・リターン・スワップを用いてヘッジされています。

2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度において、損益に認識されたキャッシュ・フロー・ヘッジに係るヘッジの非有効部分の金額は重要ではありません。キャッシュ・フロー・ヘッジによる、「その他包括利益（損失）累計額」の変動（税引前）は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	12月31日に終了した事業年度		
	2014年	2013年	2012年
AOCIに含められたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分			
金利契約	\$ 299	\$ 749	\$ (322)
外国為替契約	(167)	34	143
クレジット・デリバティブ	2	14	—
AOCIに含められたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分合計	\$ 134	\$ 797	\$ (179)
AOCIから損益に組替えられたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分			
金利契約	\$ (260)	\$ (700)	\$ (837)
外国為替契約	(149)	(176)	(180)
AOCIから損益に組替えられたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分合計⁽¹⁾	\$ (409)	\$ (876)	\$ (1,017)

(1) 主に、連結損益計算書の「その他収益」および「純利息収益」に含まれています。

キャッシュ・フロー・ヘッジで連結貸借対照表の「その他包括利益（損失）累計額」に引き続き計上されているヘッジ手段としてのデリバティブの公正価値の変動は、その後ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動が損益に影響を及ぼす時点で損益に計上されて、かかるキャッシュ・フローの変動を相殺することになります。2014年12月31日から12ヶ月以内に、「その他包括利益（損失）累計額」から組替えられると予想されるキャッシュ・フロー・ヘッジに関連する正味損失は約4億ドルです。予測キャッシュ・フローがヘッジされる最長期間は10年間です。

キャッシュ・フロー・ヘッジによるAOCIへの税引後の影響については、連結財務諸表注記20に記載されています。

純投資ヘッジ

ASC 830-20「外貨関連事項—外貨取引」と同様に、ASC 815は海外事業の純投資に関する外国為替リスクのヘッジを認めています。シティグループは、外国為替予約、オプションおよび外貨建負債証券を用いて、米ドル以外の様々な通貨を機能通貨とする海外子会社へのシティグループによる持分投資に関連する外国為替リスクを管理しています。シティグループはこれらの投資の簿価の変動を、「その他包括利益（損失）累計額」の中の「為替換算調整勘定」に計上しています。同時に、当該エクスポージャーに対するヘッジの有効部分も「為替換算調整勘定」に計上され、非有効部分（もしあれば）は直ちに損益計上されます。

純投資ヘッジに指定されるデリバティブに対し、シティグループはASC 815-35-35-16からASC 815-35-35-26に概説された先物レート法を採用しています。この方法のもとでは、為替予約の先物レート部分および通貨オプションの時間的価値に関連する変動を含む公正価値のすべての変動は、「その他包括利益（損失）累計額」の中の「為替換算調整勘定」に計上されます。

純投資のヘッジとして指定されている外貨建負債証券について「為替換算調整勘定」に計上されている換算差損益は、各子会社の機能通貨とシティグループの機能通貨である米ドルとの間の直物為替レートに基づいています。ヘッジ手段の額面価額がヘッジ対象の純投資と完全に一致している場合、ならびにヘッジ手段であるデリバティブ商品の為替レートが純投資の機能通貨とシティグループの機能通貨の間の為替レートに関連している場合（または非デリバティブ負債証券が純投資の機能通貨建てになっている場合）、非有効部分は損益に計上されません。

「その他包括利益（損失）累計額」の中の「為替換算調整勘定」に計上されている、純投資ヘッジの有効部分に関する税引前利益（損失）は、2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ2,890百万ドル、2,370百万ドルおよび(3,829)百万ドルです。

クレジット・デリバティブ

シティは、マーケット・メーカーとなり様々なクレジット・デリバティブの取引を行います。これらの契約を通じて、シティは、単名または参照クレジットのポートフォリオのいずれかを基盤として、保証の購入または引受けを行います。またシティは、当社の法人向けおよび個人向け貸出金ポートフォリオならびに他の現金ポジションにおける信用リスクの緩和を促進し、顧客取引を容易にするために、クレジット・デリバティブを使用します。

シティは、クレジット・デリバティブ契約の取引相手の信用リスクをモニターしています。2014年および2013年12月31日現在、受取債権総額の約98%が、シティが担保契約を維持している取引相手からです。シティの取引相手上位15社（シティが保有する受取債権残高による）の大部分が銀行、金融機関またはその他のディーラーです。これらの取引相手との契約には、格付けに基づく解約事由規定は含まれていません。しかし、取引相手の格付けの引き下げに伴い、シティが追加担保を要求する基準を引き下げることによる追加的な影響が生じる可能性があります。

契約を締結したクレジット・デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップ、クレジット・オプションおよびクレジットリンク債が含まれます。

クレジット・デフォルト・スワップとは、保証の売り手が手数料を受け取って、保証の買い手に対し参照事業体のあらかじめ定義されたクレジット・イベントの発生により生じた損失を弁済することに合意する契約です。これらのクレジット・イベントは、デリバティブ契約の条件および参照クレジットによって定義され、通常、市場で標準的な債務の支払不能および当該参照クレジットの破産に限定されますが、より限定された範囲の取引においては、債務の条件変更が含まれる場合もあります。新興市場の事業体を参照するクレジット・デリバティブ取引においては、通常、追加のクレジット・イベントとして債務の早期償還および債務履行拒否のリスクまたは支払猶予も含みます。特定の取引においては、参照事業体またはアセット・バック証券のポートフォリオに関して保証が提供されることがあります。特定のデリバティブ契約によって定義されたクレジット・イベントが生じなかった場合は、保証の売り手は保証の買い手に支払を行うことなく、契約上規定された手数料のみを受け取ります。ただし、特定のデリバティブ契約によって定義されたクレジット・イベントが生じた場合には、保証の売り手は保証の買い手に支払を行うよう求められることになります。特定の契約においては、保証の売り手は、ポートフォリオに関して特定の損失額が発生するまで支払を行う必要がないこと、および／または特定の金額まで損失分を埋め合わせる支払のみを行えばよいことがあります。

トータル・リターン・スワップは通常、すべての関連キャッシュ・フローを含む参照資産の全体の経済的活動、およびキャピタル・ゲインまたはロスを移転するものです。保証の買い手は、保証の売り手から変動金利および参照資産の価値の下落分を受け取り、反対に保証の売り手は当該参照資産に関連するキャッシュ・フローに参照資産の価値の上昇分を加えた金額を受け取ります。したがって、トータル・リターン・スワップ契約に基づき、保証の売り手は、変動金利および参照資産の価値の下落分が原資産に関連するキャッシュ・フローを上回ったときには支払を行う義務を負うことになります。トータル・リターン・スワップは、保証の売り手と保証の買い手との関連トータル・リターン・スワップ契約の規定によって、参照資産の債務不履行または参照事業体に関するクレジット・イベントが発生した際に終了となる場合があります。

クレジット・オプションとは、投資家が参照事業体の信用の質の変動を売買またはヘッジすることができるクレジット・デリバティブです。例えば、信用スプレッド・オプションにおいて、オプションの売り手は規定の「権利行使」価格の水準で参照事業体に係る信用補完を購入または売却する義務を負います。オプションの買い手は、その権利行使価格水準で参照事業体の債務不履行に係る信用補完をオプションの売り手に売却する、またはオプションの売り手から購入する権利を購入します。信用スプレッド・オプションに係る支払は、特定の信用スプレッドあるいは信用リスク感応度が高い原資産またはその他の参照資産の価格によって決まります。このオプションは通常、基礎となる参照事業体に関するクレジット・イベントが発生した場合に終了します。

クレジットリンク債は、クレジット・デフォルト・スワップを組み込んだ仕組債でクレジット・デリバティブの一形態です。クレジットリンク債の買い手は、発行者に対して、基礎となる参照クレジットに関するクレジット・イベントから悪影響を受ける可能性があるリターンの受け取りに同意することによって、信用補完を効果的に行っています。参照事業体が債務不履行となった場合、この債券は現金で決済されるか、参照事業体の債券の引渡しによって現物決済されます。したがって、この債券の購入者のエクスポージャーの最大額は、クレジットリンク債に支払った金額となります。

次表は、2014年12月31日および2013年12月31日現在における、シティのクレジット・デリバティブ・ポートフォリオの主要な特徴を取引相手別およびデリバティブの形態別に要約したものです。

(単位：百万ドル、 2014年12月31日現在)	公正価値		想定元本	
	受取額 ⁽¹⁾	支払額 ⁽²⁾	購入した保証	販売した保証
業界／取引相手別				
銀行	\$ 24,828	\$ 23,189	\$ 574,764	\$ 604,700
ブローカー・ディーラー	8,093	9,309	204,542	199,693
金融関係以外の会社	91	113	3,697	1,595
保険会社およびその他の金融機関	10,784	11,374	333,384	257,870
業界／取引相手別合計	\$ 43,796	\$ 43,985	\$1,116,387	\$1,063,858
商品別				
クレジット・デフォルト・スワップおよびオプション	\$ 42,930	\$ 42,201	\$1,094,199	\$1,054,671
トータル・リターン・スワップ	866	1,784	22,188	9,187
その他				
商品別合計	\$ 43,796	\$ 43,985	\$1,116,387	\$1,063,858
格付け別				
投資適格	\$ 17,432	\$ 17,182	\$ 824,831	\$ 786,848
投資不適格	26,364	26,803	291,556	277,010
格付け別合計	\$ 43,796	\$ 43,985	\$1,116,387	\$1,063,858
満期別				
1年以内	\$ 4,356	\$ 4,278	\$ 250,489	\$ 229,502
1年超5年以内	34,692	35,160	790,251	772,001
5年超	4,748	4,547	75,647	62,355
満期別合計	\$ 43,796	\$ 43,985	\$1,116,387	\$1,063,858

(1) 公正価値での受取額の内訳は、購入した保証18,708百万ドルと販売した保証25,088百万ドルです。

(2) 公正価値での支払額の内訳は、購入した保証26,527百万ドルと販売した保証17,458百万ドルです。

	公正価値		想定元本	
	受取額 ⁽¹⁾	支払額 ⁽²⁾	購入した保証	販売した保証
(単位：百万ドル、 2013年12月31日現在)				
業界／取引相手別				
銀行	\$ 24,992	\$ 23,455	\$ 739,646	\$ 727,748
ブローカー・ディーラー	8,840	9,820	254,250	224,073
金融関係以外の会社	138	162	4,930	2,820
保険会社およびその他の金融機関	6,447	7,922	216,236	188,722
業界／取引相手別合計	\$ 40,417	\$ 41,359	\$1,215,062	\$1,143,363
商品別				
クレジット・デフォルト・スワップおよびオプション	\$ 40,233	\$ 39,930	\$1,201,716	\$1,141,864
トータル・リターン・スワップ	184	1,429	13,346	1,499
その他				
商品別合計	\$ 40,417	\$ 41,359	\$1,215,062	\$1,143,363
格付け別				
投資適格	\$ 17,150	\$ 17,174	\$ 812,918	\$ 752,640
投資不適格	23,267	24,185	402,144	390,723
格付け別合計	\$ 40,417	\$ 41,359	\$1,215,062	\$1,143,363
満期別				
1年以内	\$ 2,901	\$ 3,262	\$ 254,305	\$ 221,562
1年超5年以内	31,674	32,349	883,879	853,391
5年超	5,842	5,748	76,878	68,410
満期別合計	\$ 40,417	\$ 41,359	\$1,215,062	\$1,143,363

(1) 公正価値での受取額の内訳は、購入した保証13,744百万ドルと販売した保証26,673百万ドルです。

(2) 公正価値での支払額の内訳は、購入した保証28,723百万ドルと販売した保証12,636百万ドルです。

上表に含まれている公正価値は、相殺契約および現金担保を適用する前の金額です。想定元本については、シティでは通常、購入した保証と販売した保証の想定元本合計が一致しておらず、望ましい内容とタイミングで相殺効果のあるクレジット・デリバティブ契約を締結するのではなく、参照資産を直接保有することがあります。クレジット・デリバティブ契約からのリスク・エクスポージャーは、参照資産の特定のキャッシュ・ポジションを考慮、期間ベース相当の基準に合わせて、またはトランシェ構造の劣後レベルを反映するように想定元本を調整すると、概ね一致します。表に表示されている、支払／履行リスクの評価に使用されるクレジット・デリバティブのポートフォリオの格付けは、参照資産または参照事業体に付された内部または外部の格付けに基づいています。外部格付けを利用する場合、Baa／BBB以上の格付けが投資適格格付けとみなされ、これに満たない格付けは投資不適格とみなされます。シティの内部格付けは、関連する外部の格付システムと一致しています。

シティグループは、保証の売り手となっているクレジット・デリバティブの支払／履行リスクを、基礎となる参照クレジットに付されている信用格付けに基づいて評価しています。基礎となる参照クレジットが投資不適格であるクレジット・デリバティブを販売することは、当社にとって支払リスクがより大きくなることを意味します。上表の投資不適格カテゴリーにはまた、デリバティブ契約の開始後に基礎となる参照事業体の格付けが引き下げられたクレジット・デリバティブが含まれています。

上表に表示されたクレジット・デリバティブ契約における将来の潜在的支払金額の最大額は、当該デリバティブの想定元本に基づいています。当社は、販売された信用補完の想定元本が、過去の実績に基づく実際の損失エクスポージャーを表すものではないと考えています。この金額は、参照資産の価値および関連キャッシュ・フローによって減少するものではありません。大部分のクレジット・デリバティブ契約に基づき、クレジット・イベントが生じた場合、当社は通常、販売された保証と当社が参照資産の価値との差額を支払う義務を負います。さらに、この販売された信用補完の想定元本は、関連するマスター・ネットリング契約に従った取引相手とのクレジット・デリバティブを含むすべてのデリバティブ・エクスポージャーを同一の取引相手と相殺した後に現金担保の支払金額が算定されるため、かかる金額分が減少することはありません。こうした相殺処理のため、クレジット・デリバティブ・エクスポージャーにのみ対応する担保額を決定することは不可能です。当社は信用リスクのオープン・エクスポージャーを積極的に監視し、クレジット・デリバティブの購入、現金担保または参照資産の直接保有など、様々な戦略を用いてこのエクスポージャーを管理しています。このリスク軽減活動は上表では把握されていません。

デリバティブにおける信用リスク関連の偶発特性

一部のデリバティブ商品には、当社の信用リスクに関連する特定の事象が発生した場合に追加の担保を提供するか、あるいは未払いの負債残高を直ちに決済することを当社に求める条項が含まれています。これらの事象は既存のデリバティブ契約によって定義されており、主として当社および関連会社の信用格付けの引下げを指します。2014年12月31日および2013年12月31日現在において負債ポジションにあった、信用リスク関連の偶発特性をもつすべてのデリバティブ商品の公正価値（CVAを除きます。）は、それぞれ300億ドルおよび260億ドルでした。2014年12月31日および2013年12月31日現在、当社は通常の業務活動において、このエクスポージャーに対する担保として、それぞれ270億ドルおよび240億ドルを差し入れていました。

格付けが引き下げられた場合、当社および関連会社は追加担保または現金決済を要求されます。2014年12月31日現在で3つの格付機関の信用格付けが1段階引き下げられた場合、当社は担保またはデリバティブ取引の決済のいずれかにより20億ドルの追加差入れを求められていたことになります。さらに当社は、信用格付けが1段階引き下げられた場合、これまでに既存のデリバティブの取引相手から受領した担保1億ドルを第三者であるカストディアンのもとで分別するよう求められ、その結果、総額約21億ドルの現金債務と担保請求が発生することになります。

24. 信用リスクの集中

信用リスクの集中は、経済、産業あるいは地理的な要因の変化が同じように作用する相手方グループに対する信用リスクが、シティグループの全信用リスクの相当部分を占める場合に起こります。シティグループの金融商品ポートフォリオは、産業別、商品別さらに地理的にも広く分散していますが、特に有価証券売買、デリバティブおよび外国為替関連の業務については、主要な取引は他の金融機関との間で行われています。

分散したポートフォリオを維持するための努力として、当社は、地域、国または個別の債務者に対するエクスポージャーを限定し、継続的にそのエクスポージャーをモニターしています。2014年12月31日現在、シティグループの信用リスクの最も重要な集中は、米国政府とその関係機関に対するものでした。当社のエクスポージャーは、主に米国政府およびその関係機関が発行するトレーディング資産および投資から生じるものであり、2014年および2013年12月31日現在において、それぞれ2,163億ドルおよび1,684億ドルとなっていました。日本政府およびメキシコ政府とその関係機関は、ムーディーズおよびスタンダード・アンド・プアーズの両社によって投資適格の格付けを受けており、当社において米国政府に次ぐ大きなエクスポージャーとなっていました。2014年および2013年12月31日現在、当社の日本政府に対するエクスポージャーは、それぞれ320億ドルおよび290億ドルで、投資有価証券、貸出金およびトレーディング資産から構成されていました。2014年および2013年12月31日現在、当社のメキシコ政府に対するエクスポージャーは、それぞれ297億ドルおよび370億ドルで、投資有価証券、貸出金およびトレーディング資産から構成されていました。

当社の州および地方自治体に対するエクスポージャーは、2014年および2013年12月31日現在、それぞれ310億ドルおよび331億ドルで、トレーディング資産、投資有価証券、デリバティブおよび貸出金活動から構成されていました。

[前へ](#)

[次へ](#)

25. 公正価値による測定

ASC 820-10「公正価値による測定」は公正価値について定義しており、公正価値による測定に関する統一的な枠組みを構築し、公正価値による測定に関する開示を要求しています。公正価値とは測定日の市場参加者間の秩序立った取引で資産を売却して受け取る金額または負債を引き渡すために支払う金額と定義されています。当該基準は特に、当社が公正価値の測定時に観察可能なデータを最大限に利用し、観察不能なデータの利用を最小限に抑えることを要求しています。

ASC 820-10のもとでは、取引相手が債務不履行となる確率をデリバティブ・ポジションの評価に織り込み、シティグループ自身の信用リスクがデリバティブおよび公正価値で測定されるその他の負債に及ぼす影響を含んでいます。

公正価値の階層

ASC 820-10は、データが観察可能か観察不能であるかにより、データの階層を指定しています。観察可能なデータは、市場データを用いて開発され、市場参加者の仮定を反映しており、観察不能なデータは当社の市場に関する仮定を反映しています。これらの2種類のデータは下記のような公正価値に関する階層に分類されています。

- ・ レベル1－活発な市場における同一商品の市場価格
- ・ レベル2－活発な市場における類似商品の市場価格、活発でない市場における同一または類似商品の市場価格、ならびにすべての重要なデータおよび重要な価値決定要因が活発な市場において観察可能なモデルを使用した評価
- ・ レベル3－1つまたは複数の重要なデータまたは重要な価値決定要因が観察不能である評価手法を使って算定した評価

公正価値の階層において要求されているとおり、当社は、可能な場合には、評価において関連する観察可能な市場データを考慮しています。取引の頻度、ビッド・アスク・スプレッドの規模および類似取引を比較する際に必要な調整額のすべてが、市場の流動性および当該市場において観察された価格の関連性を判断する際に考慮されます。

公正価値階層のレベル間の振替に関する当社の方針では、報告期間末に各レベルからの（への）振替を認識しています。

公正価値の決定

当社は、公正価値で計上される資産および負債について、選択の結果として公正価値で測定されているのか、あるいは公正価値での測定が要求されているのかにかかわらず、以下に説明している手順を用いて当該価値を測定しています。

当社は、市場価格が入手可能な場合には、一般に市場価格を使用して公正価値を決定し、それらの項目をレベル1に分類しています。当社は市場価格が入手可能な場合に、客認される実用的な手法（マトリクス・プライシングなど）を活用して公正価値を算定することもあり、この場合、当該項目はレベル2に分類されます。

また当社は、評価対象ポジションと同一または類似の特徴をもつポジションにある最近の取引活動から市場価格またはその他の市況情報が入手可能な場合には、それらを用いて、価格に基づく評価手法を適用することもできます。市場取引およびビッド・アスク・スプレッドは、市場の流動性および当該市場から観察された価格の関連性を判断する際に考慮される要素です。関連のある観察可能な価格が入手可能な場合、当該評価価格はレベル2に分類される可能性があります。有価証券または貸出金に関する流動性が比較的低い、市場価格の情報が古い、評価対象の実際の有価証券または貸出金の諸条件の相違を反映するために類似の有価証券の価格に対する重要な調整が必要である、あるいは独立した情報源から入手した価格が評価を裏付けるには十分ではない場合、「価格」データは観察不能とみなされ、その公正価値による測定はレベル3に分類されます。

市場価格が入手不能な場合、公正価値は、可能であれば、現在の市況に基づく市場変数（金利、為替レートおよびオプション・ボラティリティなど）を用いて、内部的に開発した評価手法に基づいています。このように内部的に開発した評価手法を使用して評価した項目は、当該評価の際に重要となるデータまたは価値決定要因のうち、最もレベルの低いものに基づいて分類されます。このため、容易に観察可能な重要なデータが存在する場合でも、レベル3に分類される可能性があります。

内部の評価手法を用いて決定した公正価値の見積りは、可能な場合には独立したベンダーまたはブローカーから入手した価格を用いて検証されます。ベンダーまたはブローカーの評価は、観察された価格から独自の評価モデルまで様々なデータに基づいている可能性があります。

以下の部分では、当社が様々な金融商品を公正価値で測定する際に用いている評価方法や、それぞれの金融商品が通常分類される公正価値階層のレベルなどについて記載しています。評価モデル、評価モデルに用いられる主要なデータ、および重要な仮定についての詳細も必要に応じて記載しています。

市場評価調整

金融商品の会計単位は通常、個別の金融商品です。当社は、会計単位と首尾一貫した市場評価調整を適用しており、この評価調整には以下の場合を除き、当社のポジションの規模による調整は含まれていません。特定の基準が満たされる場合、ASC 820-10は会計方針の選択を通じて、リスク・ポジション純額に基づき金融資産および金融負債のポートフォリオの公正価値を測定するという例外を認めています。シティは、リスク・ポジション純額に基づき基準を満たしている、デリバティブなどの特定の金融商品ポートフォリオの測定を選択しています。当社は、市場参加者の仮定と整合する、会計単位に基づいた市場評価調整（リスク・ポジション純額の規模を考慮した調整を含みます。）を適用しています。

リスク・ポジション純額の現金化可能な価格を公正価値に反映させるため、公正価値階層のレベル2またはレベル3の項目に対して流動性調整が適用されます。流動性調整額は、金融商品のビッド・オファー・スプレッドに基づいています。シティがリスク・ポジション純額ベースでデリバティブなどの金融投資の特定のポートフォリオを測定することを選択した場合、流動性調整額はポジションの規模を考慮して調整されます。

基礎となる評価においてデリバティブの通貨の関連する基準金利曲線（例えば、無担保米ドル建デリバティブの場合はLIBORなど）を用いて予想キャッシュ・フローを割り引く店頭取引（以下「OTC」といいます。）デリバティブ商品には、信用評価調整（以下「CVA」といいます。）及び2014年度第3四半期から資金調達評価調整（以下「FVA」といいます。）が適用されています。関連する基準曲線によって推定されるように、すべての取引相手が同じ信用リスクを負っているわけではないため、評価において取引相手の信用リスクとシティ自身の信用リスクの両方に関する市場の見解をCVAとして組み込む必要があります。FVAは、デリバティブ・ポートフォリオのうち無担保部分および契約条項によって受入担保の再利用が認められない担保付デリバティブに内在する市場資金調達リスクのプレミアムを反映しています。

シティのCVA手法は2段階で構成されています。ステップ1では、すべての個別のデリバティブ・ポジションの条件、ならびに将来のある時点における一連の予想キャッシュ・フローを導き出すモンテカルロ・シミュレーションやその他の計量分析を用いて、各取引相手に関する信用エクスポージャーの特性が決定されます。このエクスポージャーの特性の計算においては、差し入れられた現金またはその他の担保およびネットティング契約などの取り決めを通じて取引相手との間に存在する法的な相殺権を含む、信用リスクの軽減の影響が考慮されます。債務不履行リスクの対象であるのはこれらのキャッシュ・フロー純額合計であるため、実行可能なマスター・ネットティング契約の対象である同一の取引相手との個別のデリバティブ契約は合算されます。このプロセスにより、CVA測定の基準として現在認識されている純額の資産または負債を用いるのではなく、債務不履行リスクの対象となっている、特定のある時点の将来キャッシュ・フローが識別されます。ステップ2では、クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」といいます。）市場で観察された信用スプレッドから導き出されるデフォルト確率に関する市場に基づく見解が、ステップ1で算出された予想将来キャッシュ・フローに適用されます。関連する期間におけるシティ固有のCDSスプレッドを用いて、シティ自身の信用CVAが算定されます。一般的に、取引相手のCVAは各信用格付けおよび期間におけるCDSスプレッド・インデックスを用いて算定されます。個別分析が実務上可能な（例えば、流動性のあるCDSの取引相手に対するエクスポージャーなど）特定の識別された相殺の組み合わせについては、取引相手固有のCDSスプレッドが用いられます。

CVAおよびFVAは、デリバティブ・ポートフォリオに内在する、それぞれ信用リスクおよび資金調達リスクに関する市場の見解を組み込むように構築されています。しかし、ほとんどの無担保デリバティブ商品は、交渉に基づく双務契約であり、一般的に第三者に譲渡されることはありません。デリバティブ商品は通常、契約に従って決済されるか、または早期終了の場合には取引相手間で交渉された価額で終了します。したがって、CVAおよびFVAは、通常の業務活動において決済または終了時まで実現しないことがあります。さらに、これらの調整のすべてまたは一部は、デリバティブ商品に関連する信用リスクまたは資金調達リスクが変動した場合には、将来の期間において戻し入れその他の調整が行われる可能性があります。

次表は、表示期間においてデリバティブ商品の公正価値に適用されたCVAおよびFVAの要約です。

(単位：百万ドル)	信用および資金調達評価調整 負債の減額（資産の減額）	
	2014年12月31日	2013年12月31日
取引相手のCVA	\$ (1,853)	\$ (1,733)
資産のFVA	(518)	—
シティグループ（自身の信用）CVA	580	651
負債のFVA	19	—
CVA合計—デリバティブ商品⁽¹⁾	\$ (1,772)	\$ (1,082)

(1) 表示上、FVAはCVAに含まれています。

次表は、表示期間における、デリバティブ商品に係るCVA（ヘッジ控除後）、デリバティブに係るFVA、ならびにシティ自身の公正価値オプション（以下「FVO」といいます。）負債に係る債務評価調整（以下「DVA」といいます。）の変動に関連する税引前利益（損失）を要約したものです。

(単位：百万ドル)	信用/資金調達/債務評価調整益（損）		
	2014年	2013年	2012年
取引相手のCVA	\$ (43)	\$ 291	\$ 805
資産のFVA	(518)	—	—
シティグループ（自身の信用）CVA	(65)	(223)	(1,126)
負債のFVA	19	—	—
CVA合計—デリバティブ商品	\$ (607)	\$ 68	\$ (321)
自身のFVO負債に係るDVA	\$ 217	\$ (410)	\$ (2,009)
CVAおよびDVA合計⁽¹⁾	\$ (390)	\$ (342)	\$ (2,330)

(1) 表示上、FVAはCVAに含まれています。

公正価値による測定に関する評価プロセス

価格検証手続および関連する内部統制手続は、ファイナンス部門およびリスク管理部門が共同で所管している、シティグループの「プライシングと価格検証の方針および基準」が適用されます。ファイナンス部門は「ICGのプライシングと価格検証の基準および手続」を導入し、当該方針への準拠性を高めています。

当社が保有しているほぼすべての資産および負債の公正価値による測定に関して、個別の事業単位はトレーディング勘定資産および負債の評価に対して責任を負っており、ファイナンス部門におけるプロダクト・コントロールは独立した価格検証手続を実施してこれら公正価値による測定を評価しています。プロダクト・コントロールは個別の事業単位から独立し、プロダクト・コントロールのグローバル責任者へ報告しています。グローバル責任者は金融資産および負債の評価に影響力を有しています。資産および負債の公正価値による測定は、割引キャッシュ・フロー、およびオプションや関連モデルなどの内部モデルを含むさまざまな評価手法を使用して決定されていますが、これらに限定されません。

プロダクト・コントロールは使用データの観察可能性に基づき、保有資産を公正価値階層のレベル1、レベル2またはレベル3に分類します。ポジションが直接観察可能ではない1つまたは複数の重要なデータを含む場合、価格検証手続が実施され、これらの手続は関連する過去のデータの検討、損益の分析、個別の仕組取引の各要素の評価およびベンチマーク比較などを含む可能性があります。

公正価値階層のレベル3に分類されている保有資産に関する報告書は、ファイナンス部門、リスク部門および事業の上級経営陣に配布されています。この保有資産についてはリスク委員会およびトレーディング部門上級経営陣の月次会議でも検討されます。この報告書は必要とみなされた場合には、取締役会の監査委員会または正式な取締役会へ配布される可能性があります。資産または負債の価格を出口価格に調整する必要がある場合はいつでも、プロダクト・コントロールがその他の価格検証結果と合わせて経営陣に報告します。

さらに、公正価値の測定に使用されたプライシング・モデルは独立の統制の枠組みによって管理されます。このモデルは個別の事業単位で開発され検証されますが、リスク管理部門のモデル検証グループが独立してこのモデルの正当性を確認し、価格検証手続に対する影響についてファイナンス部門によって見直しが行われます。この独立した統制の枠組みは、モデルの理論的健全性から生じるモデル・リスク、必要な場合の修正手法、および定義された市場における特定商品のモデルの妥当性の評価を目的としています。適用を確実に継続させるため、モデルは毎年、独立して見直されます。さらにリスク管理部門は、今までの事業で承認済みの各モデルに基づき評価が認められた商品一覧表を承認し保持しています。

売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売渡有価証券

こうした金融商品には市場価格が存在しないため、公正価値は割引キャッシュ・フロー法を用いて決定されます。キャッシュ・フローは、組込デリバティブやその他の特徴を考慮して、契約条件に基づいて見積られます。予想キャッシュ・フローは、当該金融商品の満期および裏付担保の内容に応じた金利を用いて割り引かれます。公正価値の評価に用いられたデータは容易に観察可能であるため、このような金融商品が公正価値で保有される場合は、通常、公正価値階層のレベル2に分類されます。しかし、特定の長期ポジションは公正価値階層のレベル3に分類されます。

トレーディング勘定資産および負債—トレーディング有価証券およびトレーディング貸出金

当社は通常、入手可能な場合には活発な市場における市場価格を用いてトレーディング有価証券の公正価値を決定します。このような項目は、公正価値階層のレベル1に分類されます。一部の政府証券や取引所で売買されている持分有価証券がその一例です。

店頭で取引される債券および流通市場の貸出金について、当社は通常、割引キャッシュ・フロー、価格ベースおよびブラック・ショールズやモンテカルロ・シミュレーションなどの内部モデルを含む評価手法を利用して公正価値を決定しています。内部の評価手法を用いて決定した公正価値の見積りは、可能な場合には独立した情報源（第三者であるベンダーを含みます。）から入手した価格を用いて検証されます。ベンダーは様々な情報源からの価格情報を収集し、観察可能な価格が入手できない場合、類似する債券または貸出金についてのマトリクス・プライシングを行うことがあります。価格ベースの手法は、入手可能な場合には市場価格、あるいは評価対象の債券または貸出金と類似した特徴をもつ資産の最近の取引活動から入手したその他の市場情報を用いることができます。割引キャッシュ・フロー・モデルで使用された利回りは同じ価格情報から導き出されたものです。このような評価方法を用いて価格設定されたトレーディング有価証券および貸出金は、一般的にレベル2に分類されます。しかし、有価証券または貸出金の流動性が比較的低い場合、市場価格の情報が古い場合、評価対象の実際の有価証券または貸出金の条件上の相違を反映するために類似の有価証券または貸出金の価格に対する重要な調整が必要である場合、あるいは独立した情報源からの価格に関する情報が評価を裏付けるのに不十分である場合には、当該貸出金または有価証券は一般的にレベル3に分類されます。価格ベース手法で使用された価格データは、サブプライムCD0などの元本または金利を受け取っておらず、現在ゼロまで評価減されている有価証券については、ゼロとなる可能性があります。

主に証券化市場で取引されている当社の貸出金ポートフォリオについては、当社は証券化価格を用いて当該ポートフォリオの公正価値を決定しています。この証券化価格は、現在の市場における仮想証券化による予想収益に、変換費用（すなわち、取引費用以外の直接費用）および市況や流動性などの証券化に関する不確実性についての調整を行い決定されます。2007年度下半期以降、特定の証券化市場の活動水準が著しく低下し、直接比較可能な特定の貸出金ポートフォリオについての観察可能な証券化価格が容易に入手できなくなりました。このため、このような貸出金ポートフォリオは一般的に公正価値階層のレベル3に分類されます。しかし、商業不動産貸付などのその他の貸出金の証券化市場は引き続き活発であるため、仮想証券化の価格検証が可能です。したがって、この貸出金ポートフォリオは公正価値階層のレベル2に分類されます。

トレーディング勘定資産および負債ーデリバティブ

取引所で売買されるデリバティブは、入手可能な場合には活発な市場の相場価格（すなわち取引所価格）を用いて公正価値を測定するため、公正価値階層のレベル1に分類されます。

活発な市場において相場価格のないデリバティブおよび店頭で取引されるデリバティブ契約は、内部の評価手法を用いて評価されます。これらのデリバティブ商品は、モデルに使用された重要なデータの観察可能性によって、レベル2またはレベル3のいずれかに分類されます。

この評価手法およびデータは、デリバティブの種類および基礎となる金融商品の内容によって異なります。これらの金融商品の評価に用いられる主な評価手法は、割引キャッシュ・フロー、ならびにブラック・ショールズおよびモンテカルロ・シミュレーションを含む内部モデルです。

主要なデータは、デリバティブの種類および基礎となる金融商品の内容によって異なり、金利イールドカーブ、外国為替レート、ボラティリティおよび相関係数を含んでいます。当社は特定の担保付デリバティブの評価において、公正価値測定のためデータとして翌日物インデックス・スワップ（OIS）を使用しています。シティはデリバティブの取引通貨に関連するベンチマーク曲線（例えば、米ドル建デリバティブについてロンドン銀行間取引金利）を無担保デリバティブの割引率として使用しています。

上記のとおり、2014年度第3四半期において、シティは、公正価値測定にFVAを取り入れましたが、これは、OTCデリバティブの資金調達リスクのプレミアムに関する市場の見解を組み込む方向への業界の動向と捉えています。2014年度のFVAの実装に関連して、シティグループでは499百万ドルの収益の減額（税引前）が発生しましたが、この収益の減額は会計上の見積りの変更として「自己勘定取引」に反映されました。シティのFVA手法では、資金調達エクスポージャーの特性の見積りに既存のCVA手法を利用しています。このエクスポージャーの特性の計算には、取引相手が第三者のカストディアンに担保を差し入れる場合を含め、その契約条件によって受入担保の再利用が認められない担保契約が考慮されています。

CD0におけるサブプライム関連の直接的エクスポージャー

アセット・バック証券（以下「ABS」といいます。）CD0ポジションのハイグレードおよびメザニンの評価には、ABS CD0のハイグレードおよびメザニンそれぞれの原資産に基づく価格を使用しています。

貸出および仕組み業務における大部分のサブプライム関連の直接的エクスポージャーの公正価値は、入手可能な場合には、観察可能な取引、活発に取引が行われていない市場における類似した資産に関するその他の市場データ、およびその他の内部の評価手法を用いて決定されています。

投資

投資カテゴリーには、売却可能負債証券および市場性のある持分有価証券が含まれており、その公正価値は一般的に、上述のトレーディング有価証券と同様の手法を用いて決定されますが、主な情報源としてベンダーによるプライシングを用いて決定される場合もあります。

さらに投資には、非公開のプライベート・エクイティおよび不動産事業体への投資が含まれています。非上場有価証券に関しては市場価格が存在しておらず、一般的にこのような有価証券は薄商いであるため、その公正価値の決定にはかなりの程度の管理者の資質と判断を伴います。さらに、プライベート・エクイティの有価証券には譲渡制限が設けられている場合もあります。このような有価証券の公正価値の決定に関する当社のプロセスは比較可能性の分析を含め、通常一般に認められている評価手法を用います。非上場有価証券の公正価値を決定する際に、当社は、被投資企業の売却案、新規株式公開、株式発行またはその他の観察可能な取引などの事象も考慮します。連結財務諸表注記14に記載されているとおり、当社はこれらの投資の一部を評価する際に純資産価値を使用しています。

プライベート・エクイティの有価証券は、一般的に公正価値階層のレベル3に分類されます。

短期借入金および長期債務

公正価値による会計処理が選択されている非仕組負債の公正価値は、該当する満期に応じた割引率を用いた内部モデルを使用して決定されます。これらの金融商品については、すべての重要なデータが容易に観察可能である場合、一般的に公正価値階層のレベル2に分類されます。

複合金融商品（仕組負債を含みます。）の公正価値は、組込リスク・プロファイルの内容を考慮の上、適切なデリバティブ評価方法（上記の「トレーディング勘定資産および負債－デリバティブ」で説明されています。）を用いて決定しています。このような金融商品は、モデルに使用された重要なデータの観察可能性によって、レベル2またはレベル3に分類されます。

Alt-Aモーゲージ証券

当社は、Alt-Aモーゲージ証券を満期保有目的、売却可能およびトレーディング投資に分類しています。トレーディング勘定および売却可能に分類された有価証券は公正価値で計上され、公正価値の変動は、それぞれ当期損益およびその他包括利益累計額に報告されます。シティでは、Alt-Aモーゲージ証券とは、以下の条件が該当する民間の住宅モーゲージ・バック証券（以下「RMBS」といいます。）と定義しています。（i）裏付担保の加重平均FICOスコアが680から720の間である場合、あるいは(ii)FICOスコアが720を超えるもので、フル・ドキュメンテーション・ローンにより構成される裏付担保のRMBSの保有割合が30%以下である場合。

その他のトレーディング有価証券およびトレーディング貸出金に利用される評価方法と同様、当社は通常、内部の評価手法を利用してAlt-Aモーゲージ証券の公正価値を決定しています。内部の評価手法を用いた公正価値の見積りは、可能な場合には独立したベンダーから入手した価格を用いて検証されます。コンセンサス・データの提供者は様々な情報源から価格情報を収集しています。当社はまた、評価対象の有価証券と同一または類似の特徴をもつ有価証券の最近の取引活動における取引価格が入手可能な場合には、その取引価格を用いることもあります。

Alt-Aモーゲージ証券に用いられる評価手法は、その他のモーゲージ・エクスポージャーと同様に、価格ベースおよび利回りの分析手法です。市場由来の主要データは利回りです。キャッシュ・フローは期限前返済率ならびに住宅価格の変動、失業率、金利、借り手の属性およびその他の市場指標といった現在の経済状況を反映する損失の見積りを考慮した現在の裏付担保の実績に基づいています。

これらの方法を用いて評価されるAlt-Aモーゲージ証券は、一般的にレベル2に分類されます。しかし、資本構成の中で、より質の低い部分または劣後する部分からなるAlt-Aモーゲージにより裏付けられたAlt-Aモーゲージ証券のほとんどは、これらのポジションの流動性が低く、独立した情報源から得られる価格についての信頼性が低いため、レベル3に分類されています。

定期的に公正価値で測定される項目

次表は、2014年12月31日および2013年12月31日現在において定期的に公正価値で測定されている当社の資産および負債を、公正価値階層ごとに表しています。当社は、レベル3に分類されているポジションをレベル3に分類されている商品（ヘッジ手段）に限らず、公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類されている金融商品によりヘッジしています。これらのヘッジによる影響は、次表においては総額で表示されています。

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2014年12月31日現在)

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
資産						
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券または 売戻条件付買入有価証券	\$ —	\$ 187,922	\$ 3,398	\$ 191,320	\$ (47,129)	\$ 144,191
トレーディング・非デリバ ティブ資産						
トレーディング・モー ゲージ・バック有価証 券						
米国政府系機関保証	\$ —	\$ 25,968	\$ 1,085	\$ 27,053	\$ —	\$ 27,053
住宅	—	2,158	2,680	4,838	—	4,838
商業	—	3,903	440	4,343	—	4,343
トレーディング・モー ゲージ・バック有価証 券合計	\$ —	\$ 32,029	\$ 4,205	\$ 36,234	\$ —	\$ 36,234
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ 15,991	\$ 4,483	\$ —	\$ 20,474	\$ —	\$ 20,474
州および市	—	3,161	241	3,402	—	3,402
外国政府	37,995	26,736	206	64,937	—	64,937
事業会社	1,337	25,640	820	27,797	—	27,797
持分有価証券	51,346	4,281	2,219	57,846	—	57,846
アセット・バック証券	—	1,252	3,294	4,546	—	4,546
その他のトレーディング 資産	—	9,221	4,372	13,593	—	13,593
トレーディング・非デリバ ティブ資産合計	\$ 106,669	\$ 106,803	\$ 15,357	\$ 228,829	\$ —	\$ 228,829
トレーディング・デリバティ ブ						
金利契約	\$ 74	\$ 634,318	\$ 4,061	\$ 638,453		
外国為替契約	—	154,744	1,250	155,994		
株式契約	2,748	19,969	2,035	24,752		
コモディティ契約	647	21,850	1,023	23,520		
クレジット・デリバ ティブ	—	40,618	2,900	43,518		
トレーディング・デリバ ティブ契約総額	\$ 3,469	\$ 871,499	\$ 11,269	\$ 886,237		
現金担保支払額 ⁽³⁾				\$ 6,523		
ネットティング契約					\$ (777,178)	
現金担保受取額のネッ ティング ⁽⁷⁾					(47,625)	
トレーディング・デリバティ ブ合計	\$ 3,469	\$ 871,499	\$ 11,269	\$ 892,760	\$ (824,803)	\$ 67,957

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2014年12月31日現在)

投資

モーゲージ・バック有価証券

米国政府系機関保証

住宅

商業

投資モーゲージ・バック有価証券合計

米国財務省証券および連邦諸機関証券

州および市

外国政府

事業会社

持分有価証券

アセット・バック証券

その他の負債証券

市場性のない持分証券

投資合計

貸出金⁽⁴⁾

抵当貸付サービシング権

非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融資産、総額

現金担保支払額⁽⁵⁾

現金担保受取額のネットインゲ⁽⁸⁾

非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融資産

資産合計

資産総額に占める割合⁽⁶⁾

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
	\$ —	\$ 36,053	\$ 38	\$ 36,091	\$ —	\$ 36,091
	—	8,355	8	8,363	—	8,363
	—	553	1	554	—	554
	\$ —	\$ 44,961	\$ 47	\$ 45,008	\$ —	\$ 45,008
	\$ 110,710	\$ 12,974	\$ 6	\$ 123,690	\$ —	\$ 123,690
	\$ —	\$ 10,519	\$ 2,180	\$ 12,699	\$ —	\$ 12,699
	37,280	52,739	678	90,697	—	90,697
	1,739	9,746	672	12,157	—	12,157
	1,770	274	681	2,725	—	2,725
	—	11,957	549	12,506	—	12,506
	—	661	—	661	—	661
	—	233	2,525	2,758	—	2,758
	\$ 151,499	\$ 144,064	\$ 7,338	\$ 302,901	\$ —	\$ 302,901
	\$ —	\$ 2,793	\$ 3,108	\$ 5,901	\$ —	\$ 5,901
	—	—	1,845	1,845	—	1,845
	\$ —	\$ 9,352	\$ 78	\$ 9,430		
				123		
					\$ (1,791)	
	\$ —	\$ 9,352	\$ 78	\$ 9,553	\$ (1,791)	\$ 7,762
	\$ 261,637	\$1,322,433	\$ 42,393	\$1,633,109	\$ (873,723)	\$ 759,386
	16.1%	81.3%	2.6%			

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2014年12月31日現在)

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
負債						
利付預金	\$ —	\$ 1,198	\$ 486	\$ 1,684	\$ —	\$ 1,684
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券または買戻条件付売渡有価証券	—	82,811	1,043	83,854	(47,129)	36,725
トレーディング勘定負債						
空売り有価証券	59,463	11,057	424	70,944	—	70,944
トレーディング・デリバティブ						
金利契約	77	617,933	4,272	622,282		
外国為替契約	—	158,354	472	158,826		
株式契約	2,955	26,616	2,898	32,469		
コモディティ契約	669	22,872	2,645	26,186		
クレジット・デリバティブ	—	39,787	3,643	43,430		
トレーディング・デリバティブ契約総額	\$ 3,701	\$ 865,562	\$ 13,930	\$ 883,193		
現金担保受取額 ⁽⁷⁾				\$ 9,846		
ネットティング契約					\$ (777,178)	
現金担保支払額のネットティング					(47,769)	
トレーディング・デリバティブ合計	\$ 3,701	\$ 865,562	\$ 13,930	\$ 893,039	\$ (824,947)	\$ 68,092
短期借入金	\$ —	\$ 1,152	\$ 344	\$ 1,496	\$ —	\$ 1,496
長期債務	—	18,890	7,290	26,180	—	26,180
非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融負債、総額	\$ —	\$ 1,777	\$ 7	\$ 1,784		
現金担保受取額 ⁽⁸⁾				7		
現金担保支払額のネットティング ⁽⁵⁾					\$ (15)	
非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融負債合計	\$ —	\$ 1,777	\$ 7	\$ 1,791	\$ (15)	\$ 1,776
負債合計	\$ 63,164	\$ 982,447	\$ 23,524	\$1,078,988	\$ (872,091)	\$ 206,897
負債総額に占める割合⁽⁶⁾	5.9%	91.9%	2.2%			

- (1) 2014年12月31日に終了した事業年度において、当社は約41億ドルの資産をレベル1からレベル2へ振り替えましたが、これらは主に、外国政府証券が活発な市場で取引されなかったこと、およびシティが取引所外取引の普及を反映して一部の株式契約の評価手法を見直したことに関連していました。2014年12月31日に終了した事業年度において、当社は約42億ドルの資産をレベル2からレベル1へ振り替えましたが、これらは主に外国政府債が流動性のある市場を形成するのに十分な頻度で取引されたことに関連していました。2014年12月31日に終了した事業年度において、当社は約14億ドルの負債をレベル1からレベル2へ振り替えましたが、これはシティが取引所外取引の普及を反映して一部の株式契約の評価手法を見直したためです。2014年12月31日に終了した事業年度において、レベル2からレベル1への負債の重要な振替はありませんでした。
- (2) (i) 売戻条件付買入有価証券に関する債権と買戻条件付売渡有価証券に関する債務の相殺、ならびに(ii)適格マスター・ネットティング契約の対象となっているデリバティブ・エクスポージャーの相殺および現金担保の相殺を表しています。
- (3) 現金担保支払総額54,292百万ドルのうち、47,769百万ドルがデリバティブ負債の相殺に使用された後の純額を表します。
- (4) 公正価値で計上されている貸出金に係る貸倒引当金は計上されていません。
- (5) 現金担保支払総額138百万ドルのうち、15百万ドルが非トレーディング・デリバティブ負債の相殺に使用された後の純額を表します。
- (6) 現金担保支払額／受取額はレベル1、2および3の小計に配分されていないため、これらの割合は定期的に公正価値で測定された資産および負債合計（デリバティブに関して支払った／受領した現金担保を除きます。）に基づいて計算されています。
- (7) 現金担保受取総額57,471百万ドルのうち、47,625百万ドルがデリバティブ資産の相殺に使用された後の純額を表します。
- (8) 現金担保受取総額1,798百万ドルのうち、1,791百万ドルが非トレーディング・デリバティブ資産の相殺に使用された後の純額を表します。

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2013年12月31日現在)

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
資産						
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券または売戻条件付買入有価証券	\$ —	\$ 172,848	\$ 3,566	\$ 176,414	\$ (32,331)	\$ 144,083
トレーディング・非デリバティブ資産						
トレーディング・モーゲージ・バック有価証券						
米国政府系機関保証	—	22,861	1,094	23,955	—	23,955
住宅	—	1,223	2,854	4,077	—	4,077
商業	—	2,318	256	2,574	—	2,574
トレーディング・モーゲージ・バック有価証券合計	\$ —	\$ 26,402	\$ 4,204	\$ 30,606	\$ —	\$ 30,606
米国財務省証券および連邦諸機関証券	\$ 12,080	\$ 2,757	\$ —	\$ 14,837	\$ —	\$ 14,837
州および市	—	2,985	222	3,207	—	3,207
外国政府	49,220	25,220	416	74,856	—	74,856
事業会社	—	28,699	1,835	30,534	—	30,534
持分有価証券	58,761	1,958	1,057	61,776	—	61,776
アセット・バック証券	—	1,274	4,342	5,616	—	5,616
その他のトレーディング資産	—	8,491	3,184	11,675	—	11,675
トレーディング・非デリバティブ資産合計	\$ 120,061	\$ 97,786	\$ 15,260	\$ 233,107	\$ —	\$ 233,107
トレーディング・デリバティブ						
金利契約	\$ 11	\$ 624,902	\$ 3,467	\$ 628,380		
外国為替契約	40	91,189	1,325	92,554		
株式契約	5,793	17,611	1,473	24,877		
コモディティ契約	506	7,775	801	9,082		
クレジット・デリバティブ	—	37,336	3,010	40,346		
トレーディング・デリバティブ契約総額	\$ 6,350	\$ 778,813	\$ 10,076	\$ 795,239		
現金担保支払額 ⁽³⁾				\$ 6,073		
ネットティング契約					\$ (713,598)	
現金担保受取額のネットting ⁽⁶⁾					(34,893)	
トレーディング・デリバティブ合計	\$ 6,350	\$ 778,813	\$ 10,076	\$ 801,312	\$ (748,491)	\$ 52,821

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2013年12月31日現在)

投資

モーゲージ・バック有価証券

米国政府系機関保証

住宅

商業

投資モーゲージ・バック有価証券合計

米国財務省証券および連邦諸機関証券

州および市

外国政府

事業会社

持分有価証券

アセット・バック証券

その他の負債証券

市場性のない持分証券

投資合計

貸出金⁽⁴⁾

抵当貸付サービシング権

非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融資産、総額

現金担保支払額

現金担保受取額のネットting⁽⁷⁾

非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融資産

資産合計

総資産に占める割合⁽⁵⁾

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
モーゲージ・バック有価証券						
米国政府系機関保証	\$ —	\$ 41,810	\$ 187	\$ 41,997	\$ —	\$ 41,997
住宅	—	10,103	102	10,205	—	10,205
商業	—	453	—	453	—	453
投資モーゲージ・バック有価証券合計	\$ —	\$ 52,366	\$ 289	\$ 52,655	\$ —	\$ 52,655
米国財務省証券および連邦諸機関証券	\$ 69,139	\$ 18,449	\$ 8	\$ 87,596	\$ —	\$ 87,596
州および市	\$ —	\$ 17,297	\$ 1,643	\$ 18,940	\$ —	\$ 18,940
外国政府	35,179	60,948	344	96,471	—	96,471
事業会社	4	10,841	285	11,130	—	11,130
持分有価証券	2,583	336	815	3,734	—	3,734
アセット・バック証券	—	13,314	1,960	15,274	—	15,274
その他の負債証券	—	661	50	711	—	711
市場性のない持分証券	—	358	4,347	4,705	—	4,705
投資合計	\$ 106,905	\$ 174,570	\$ 9,741	\$ 291,216	\$ —	\$ 291,216
貸出金 ⁽⁴⁾	\$ —	\$ 886	\$ 4,143	\$ 5,029	\$ —	\$ 5,029
抵当貸付サービシング権	—	—	2,718	2,718	—	2,718
非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融資産、総額	\$ —	\$ 9,811	\$ 181	\$ 9,992		
現金担保支払額				82		
現金担保受取額のネットting ⁽⁷⁾					\$ (2,951)	
非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融資産	\$ —	\$ 9,811	\$ 181	\$ 10,074	\$ (2,951)	\$ 7,123
資産合計	\$ 233,316	\$1,234,714	\$ 45,685	\$ 1,519,870	\$ (783,773)	\$ 736,097
総資産に占める割合 ⁽⁵⁾	15.4%	81.6%	3.0%			

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2013年12月31日現在)

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
負債						
利付預金	\$ —	\$ 787	\$ 890	\$ 1,677	\$ —	\$ 1,677
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券または買戻条件付売渡有価証券	—	85,576	902	86,478	(32,331)	54,147
トレーディング勘定負債						
空売り有価証券	51,035	9,883	590	61,508		61,508
トレーディング・デリバティブ						
金利契約	12	614,586	2,628	617,226		
外国為替契約	29	87,978	630	88,637		
株式契約	5,783	26,178	2,331	34,292		
コモディティ契約	363	7,613	2,194	10,170		
クレジット・デリバティブ	—	37,510	3,284	40,794		
デリバティブ契約総額	\$ 6,187	\$ 773,865	\$ 11,067	\$ 791,119		
現金担保受取額 ⁽⁶⁾				\$ 8,827		
ネットティング契約					\$ (713,598)	
現金担保支払額のネットティング ⁽³⁾					(39,094)	
トレーディング・デリバティブ合計	\$ 6,187	\$ 773,865	\$ 11,067	\$ 799,946	\$ (752,692)	\$ 47,254
短期借入金	\$ —	\$ 3,663	\$ 29	\$ 3,692	\$ —	\$ 3,692
長期債務	—	19,256	7,621	26,877	—	26,877
非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融負債、総額	\$ —	\$ 1,719	\$ 10	\$ 1,729		
現金担保受取額 ⁽⁷⁾				\$ 282		
非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融負債合計	—	1,719	10	2,011		2,011
負債合計	\$ 57,222	\$ 894,749	\$ 21,109	\$ 982,189	\$ (785,023)	\$ 197,166
総負債に占める割合⁽⁵⁾	5.9%	92.0%	2.2%			

- (1) 2013年12月31日に終了した事業年度において、当社は約25億ドルの資産をレベル1からレベル2へ振り替えましたが、これらは主に外国政府証券が活発な市場を構成するのに十分な頻度では取引されなかったことに関連していました。2013年12月31日に終了した事業年度において、当社は約493億ドルの資産をレベル2からレベル1へ振り替えましたが、これらのほぼすべてが当社の主要な投資ポートフォリオ全体にわたって保有していた米国財務省証券に関連しており、これらの証券について、シティはレベル1の分類基準を満たす追加情報を外部のプライシング情報源から取得しました。2013年12月31日に終了した事業年度において、レベル1とレベル2の間の負債の重要な振替はありませんでした。
- (2) (i) 売戻条件付買入有価証券に関する債権と買戻条件付売渡有価証券に関する債務の相殺、ならびに(ii)適格マスター・ネットティング契約の対象となっているデリバティブ・エクスポージャーの相殺および現金担保の相殺を表しています。
- (3) 現金担保支払総額45,167百万ドルのうち、39,094百万ドルがデリバティブ負債の相殺に使用された後の純額を表します。
- (4) 公正価値で計上されている貸出金に係る貸倒引当金は計上されていません。
- (5) 現金担保支払額／受取額はレベル1、2および3の小計に配分されていないため、これらの割合は定期的に公正価値で測定された資産および負債合計（デリバティブに関して支払った／受領した現金担保を除きます。）に基づいて計算されています。
- (6) 現金担保受取総額43,720百万ドルのうち、34,893百万ドルがデリバティブ資産の相殺に使用された後の純額を表します。
- (7) 現金担保受取総額3,233百万ドルのうち、2,951百万ドルがデリバティブ資産の相殺に使用された後の純額を表します。

[前へ](#)[次へ](#)

公正価値カテゴリーのレベル3の変動

次表は、2014年および2013年12月31日に終了した事業年度における公正価値カテゴリーのレベル3の変動を表しています。上記のとおり、評価モデルが依拠している重要なデータに、観察不能なデータが1つでも含まれている場合、当社は、当該金融商品を公正価値階層のレベル3に分類します。レベル3の金融商品に関する評価モデルは通常、これらの観察不能なデータに加えて、直接的または間接的に容易に観察可能な数多くのデータにも依拠しています。下記に表示された利益および損失には、観察可能なデータおよび観察不能なデータの両方に関連した公正価値の変動が含まれています。

当社は、多くの場合、異なるレベルに分類されているポジションとの相殺により、ポジションをヘッジしています。例えば、次表におけるレベル3の資産および負債に係る損益は、当社がレベル1およびレベル2に分類しているヘッジ手段に係る損益との相殺効果を反映していません。また当社は、公正価値階層のレベル3に分類されている項目を、同じくレベル3に分類されている商品でヘッジしています。これらのヘッジによる影響は、次表においては総額で表示されています。

レベル3の公正価値のロールフォワード

(単位：百万ドル)	2013年 12月31日	下記に含まれる 正味実現/未実現 利益(損失)		振替		購入	発行	売却	決済	2014年 12月31日	保有中の 未実現 利益 (損失) ⁽³⁾
		自己勘定 取引	その他 (1)(2)	レベル3 へ	レベル3 から						
資産											
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券または売却条件 付買入有価証券	\$ 3,566	\$ (61)	\$ —	\$ 84	\$ (8)	\$ 75	\$ —	\$ —	\$ (258)	\$ 3,398	\$ 133
トレーディング・非デリバティ ブ資産											
トレーディング・モーゲー ジ・バック有価証券											
米国政府系機関保証	1,094	117	—	854	(966)	714	26	(695)	(59)	1,085	8
住宅	2,854	457	—	442	(514)	2,582	—	(3,141)	—	2,680	132
商業	256	17	—	187	(376)	758	—	(402)	—	440	(4)
トレーディング・モーゲー ジ・バック有価証券合計	\$ 4,204	\$ 591	\$ —	\$ 1,483	\$ (1,856)	\$ 4,054	\$ 26	\$ (4,238)	\$ (59)	\$ 4,205	\$ 136
米国財務省証券および連邦諸 機関証券	\$ —	\$ 3	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 7	\$ —	\$ (10)	\$ —	\$ —	\$ —
州および市	222	10	—	150	(105)	34	—	(70)	—	241	1
外国政府	416	(56)	—	130	(253)	676	—	(707)	—	206	5
事業会社	1,835	(127)	—	465	(502)	1,988	—	(2,839)	—	820	(139)
持分有価証券	1,057	87	—	142	(209)	1,437	—	(295)	—	2,219	337
アセット・バック証券	4,342	876	—	158	(332)	3,893	—	(5,643)	—	3,294	3
その他のトレーディング資産	3,184	269	—	2,637	(2,278)	5,427	—	(4,490)	(377)	4,372	31
トレーディング・非デリバティ ブ資産合計	\$ 15,260	\$ 1,653	\$ —	\$ 5,165	\$ (5,535)	\$ 17,516	\$ 26	\$ (18,292)	\$ (436)	\$ 15,357	\$ 374
トレーディング・デリバティ ブ純額 ⁽⁴⁾											
金利契約	\$ 839	\$ (818)	\$ —	\$ 24	\$ (98)	\$ 113	\$ —	\$ (162)	\$ (109)	\$ (211)	\$ (414)
外国為替契約	695	92	—	47	(39)	59	—	(59)	(17)	778	56
株式契約	(858)	482	—	(916)	766	435	—	(279)	(493)	(863)	(274)
コモディティ契約	(1,393)	(338)	—	92	(12)	—	—	—	29	(1,622)	(174)
クレジット・デリバティブ	(274)	(567)	—	4	(156)	103	—	(3)	150	(743)	(369)
トレーディング・デリバティブ合 計純額 ⁽⁴⁾	\$ (991)	\$ (1,149)	\$ —	\$ (749)	\$ 461	\$ 710	\$ —	\$ (503)	\$ (440)	\$ (2,661)	\$ (1,175)

(単位：百万ドル)	2013年 12月31日	下記に含まれる 正味実現／未実現 利益（損失）		振替		購入	発行	売却	決済	2014年 12月31日	保有中の 未実現 利益 (損失) ⁽³⁾
		自己勘定 取引	その他 ⁽¹⁾⁽²⁾	レベル3 へ	レベル3 から						
投資											
モーゲージ・バック有価証券											
米国政府系機関保証	\$ 187	\$ —	\$ 52	\$ 60	\$ (203)	\$ 17	\$ —	\$ (73)	\$ (2)	\$ 38	\$ (8)
住宅	102	—	33	31	(2)	17	—	(173)	—	8	—
商業	—	—	(6)	4	(7)	10	—	—	—	1	—
投資モーゲージ・バック証券 合計	\$ 289	\$ —	\$ 79	\$ 95	\$ (212)	\$ 44	\$ —	\$ (246)	\$ (2)	\$ 47	\$ (8)
米国財務省証券および連邦諸 機関証券	\$ 8	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (2)	\$ —	\$ 6	\$ —
州および市	1,643	—	(64)	811	(584)	923	—	(549)	—	2,180	49
外国政府	344	—	(27)	286	(105)	851	—	(490)	(181)	678	(17)
事業会社	285	—	(6)	26	(143)	728	—	(218)	—	672	(4)
持分有価証券	815	—	111	19	(19)	10	—	(255)	—	681	(78)
アセット・バック証券	1,960	—	41	—	(47)	95	—	(195)	(1,305)	549	(18)
その他の負債証券	50	—	(1)	—	—	116	—	(115)	(50)	—	—
市場性のない持分証券	4,347	—	94	67	—	707	—	(787)	(1,903)	2,525	81
投資合計	\$ 9,741	\$ —	\$ 227	\$ 1,304	\$ (1,110)	\$ 3,474	\$ —	\$ (2,857)	\$ (3,441)	\$ 7,338	\$ 5
貸出金	\$ 4,143	\$ —	\$ (233)	\$ 92	\$ 6	\$ 951	\$ 197	\$ (895)	\$ (1,153)	\$ 3,108	\$ 37
抵当貸付サービシング権	2,718	—	(390)	—	—	—	217	(317)	(383)	1,845	(390)
定期的に測定されるその他の 金融資産	181	—	100	(83)	—	3	164	(10)	(277)	78	14
負債											
利付預金	\$ 890	\$ —	\$ 357	\$ 5	\$ (12)	\$ —	\$ 127	\$ —	\$ (167)	\$ 486	\$ (69)
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券または買戻条件 付売渡有価証券	902	(6)	—	54	—	78	—	220	(217)	1,043	(34)
トレーディング勘定負債											
空売り有価証券	590	(81)	—	79	(111)	—	—	534	(749)	424	(58)
短期借入金	29	(31)	—	323	(12)	—	49	—	(76)	344	(8)
長期債務	7,621	109	49	2,701	(4,206)	—	3,893	—	(2,561)	7,290	(446)
定期的に測定されるその他の 金融負債	10	—	(5)	5	(3)	—	1	(3)	(8)	7	(4)

- (1) 売却可能投資の公正価値の変動は、一時的でない減損の場合を除き「その他包括利益(損失)累計額」に計上され、売却による利益および損失は連結損益計算書の「投資売却実現利益(損失)」に計上されています。
- (2) MSRに係る未実現利益(損失)は、連結損益計算書の「その他収益」に計上されています。
- (3) 2014年12月31日現在保有中のレベル3に分類されている資産および負債に関する公正価値の変動に関連して損益(および売却可能投資の公正価値の変動に関する「その他包括利益(損失)累計額」)に含まれている損益額の合計を表しています。
- (4) レベル3のデリバティブ資産および負債は、上表においては表示目的上相殺されています。

(単位：百万ドル)	2012年 12月31日	下記に含まれる 正味実現／ 未実現利益 (損失)		振替		購入	発行	売却	決済	2013年 12月31日	保有中の 未実現 利益 (損失) ⁽³⁾
		自己勘定 取引	その他 ⁽¹⁾⁽²⁾	レベル3 へ	レベル3 から						
資産											
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券または売戻条件 付買入有価証券	\$ 5,043	\$ (137)	\$ —	\$ 627	\$ (1,871)	\$ 59	\$ —	\$ 71	\$ (226)	\$ 3,566	\$ (124)
トレーディング・非デリバティブ 資産											
トレーディング・モーゲージ・ バック有価証券											
米国政府系機関保証	1,325	141	—	1,386	(1,477)	1,316	68	(1,310)	(355)	1,094	52
住宅	1,805	474	—	513	(372)	3,630	—	(3,189)	(7)	2,854	10
商業	1,119	114	—	278	(304)	244	—	(1,178)	(17)	256	14
トレーディング・モーゲージ・ バック有価証券合計	\$ 4,249	\$ 729	\$ —	\$ 2,177	\$ (2,153)	\$ 5,190	\$ 68	\$ (5,677)	\$ (379)	\$ 4,204	\$ 76
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ —	\$ (1)	\$ —	\$ 54	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (53)	\$ —	\$ —	\$ —
州および市	195	37	—	9	—	107	—	(126)	—	222	15
外国政府	311	(21)	—	156	(67)	326	—	(289)	—	416	5
事業会社	2,030	(20)	—	410	(410)	2,864	—	(2,116)	(923)	1,835	(406)
持分有価証券	264	129	—	228	(210)	829	—	(183)	—	1,057	59
アセット・バック証券	4,453	544	—	181	(193)	5,165	—	(5,579)	(229)	4,342	123
その他のトレーディング資産	2,321	202	—	960	(1,592)	3,879	—	(2,253)	(333)	3,184	(7)
トレーディング・非デリバティブ 資産合計	\$ 13,823	\$ 1,599	\$ —	\$ 4,175	\$ (4,625)	\$ 18,360	\$ 68	\$ (16,276)	\$ (1,864)	\$ 15,260	\$ (135)
トレーディング・デリバティブ— 純額⁽⁴⁾											
金利契約	\$ 181	\$ 292	\$ —	\$ 692	\$ (226)	\$ 228	\$ —	\$ (155)	\$ (173)	\$ 839	\$ 779
外国為替契約	—	625	—	29	(35)	26	—	(10)	60	695	146
株式契約	(1,448)	96	—	25	295	298	—	(149)	25	(858)	(453)
コモディティ契約	(771)	(164)	—	—	(527)	15	—	(25)	79	(1,393)	(246)
クレジット・デリバティブ	(342)	(368)	—	106	(183)	20	—	—	493	(274)	(544)
トレーディング・デリバティブ 合計—純額⁽⁴⁾	\$ (2,380)	\$ 481	\$ —	\$ 852	\$ (676)	\$ 587	\$ —	\$ (339)	\$ 484	\$ (991)	\$ (318)

(単位：百万ドル)	2012年 12月31日	下記に含まれる 正味実現／ 未実現利益 (損失)		振替		購入	発行	売却	決済	2013年 12月31日	保有中の 未実現 利益 (損失) ⁽³⁾
		自己勘定 取引	その他 ⁽¹⁾⁽²⁾	レベル3 へ	レベル3 から						
投資											
モーゲージ・バック有価証券											
米国政府系機関保証	\$ 1,458	\$ —	\$ (7)	\$ 2,058	\$ (3,820)	\$ 593	\$ —	\$ (38)	\$ (57)	\$ 187	\$ 11
住宅	205	—	30	60	(265)	212	—	(140)	—	102	7
商業	—	—	—	4	(21)	17	—	—	—	—	—
投資モーゲージ・バック証券 合計	\$ 1,663	\$ —	\$ 23	\$ 2,122	\$ (4,106)	\$ 822	\$ —	\$ (178)	\$ (57)	\$ 289	\$ 18
米国財務省証券および連邦諸 機関証券	\$ 12	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (4)	\$ —	\$ 8	\$ —
州および市	849	—	10	12	(122)	1,236	—	(217)	(125)	1,643	(75)
外国政府	383	—	2	178	(256)	506	—	(391)	(78)	344	(28)
事業会社	385	—	(27)	334	(119)	104	—	(303)	(89)	285	—
持分有価証券	773	—	56	19	(1)	1	—	(33)	—	815	47
アセット・バック証券	2,220	—	117	1,192	(1,684)	1,475	—	(337)	(1,023)	1,960	—
その他の負債証券	258	—	—	—	(205)	50	—	(53)	—	50	—
市場性のない持分証券	5,364	—	249	—	—	653	—	(342)	(1,577)	4,347	241
投資合計	\$ 11,907	\$ —	\$ 430	\$ 3,857	\$ (6,493)	\$ 4,847	\$ —	\$ (1,858)	\$ (2,949)	\$ 9,741	\$ 203
貸出金	\$ 4,931	\$ —	\$ (24)	\$ 353	\$ —	\$ 179	\$ 652	\$ (192)	\$ (1,756)	\$ 4,143	\$ (122)
抵当貸付サービシング権	1,942	—	555	—	—	—	634	(2)	(411)	2,718	553
定期的に測定されるその他の 金融資産	2,452	—	63	1	—	216	474	(2,046)	(979)	181	(5)
負債											
利付預金	\$ 786	\$ —	\$ (125)	\$ 32	\$ (21)	\$ —	\$ 86	\$ —	\$ (118)	\$ 890	\$ (41)
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券または買戻条件 付売渡有価証券	841	91	—	216	(17)	36	—	40	(123)	902	50
トレーディング勘定負債											
空売り有価証券	365	42	—	89	(52)	—	—	612	(382)	590	73
短期借入金	112	53	—	2	(10)	—	316	—	(338)	29	(5)
長期債務	6,726	292	153	3,738	(2,531)	—	1,466	(1)	(1,332)	7,621	758
定期的に測定されるその他の 金融負債	24	—	(215)	5	(2)	(5)	104	—	(331)	10	(9)

- (1) 売却可能投資の公正価値の変動は、一時的でない減損の場合を除き「その他包括利益（損失）累計額」に計上され、売却による利益および損失は連結損益計算書の「投資売却実現利益(損失)」に計上されています。
- (2) MSRに係る未実現利益(損失)は、連結損益計算書の「その他収益」に計上されています。
- (3) 2013年12月31日現在保有中のレベル3に分類されている資産および負債に関する公正価値の変動に関連して損益（および売却可能投資の公正価値の変動に関する「その他包括利益（損失）累計額」）に含まれている損益額の合計を表しています。
- (4) レベル3のデリバティブ資産および負債は、上表においては表示目的上相殺されています。

レベル3の公正価値のロールフォワード

2013年12月31日から2014年12月31日までの期間における重要なレベル3の振替は以下のとおりです。

- ・「長期債務」27億ドルのレベル2からレベル3への振替、および42億ドルのレベル3からレベル2への振替は、主に仕組債に関連しており、観察不能なデータの重要性における変更、および基礎となる特定の市場データの観察可能性の増減を反映したものです。
- ・「その他のトレーディング資産」26億ドルのレベル2からレベル3への振替および23億ドルのレベル3からレベル2への振替は、トレーディング貸出金に関連しており、市場取引量の変動を反映したものです。

2012年12月31日から2013年12月31日までの期間における重要なレベル3の振替は以下のとおりです。

- ・「フェデラルファンド貸付金、借入有価証券または売戻条件付購入有価証券」19億ドルのレベル3からレベル2への振替は、特定の仕組リバース・レポ取引の残余期間の短縮に関連したものです。最長5年の仕組リバース・レポの評価に使用されたレポ金利曲線には、より高い透明性および観察可能性が存在しています。したがって、満期までの期間が5年以内の仕組リバース・レポは通常、レベル2に分類されます。
- ・「投資」における米国政府系機関保証モーゲージ・バック証券21億ドルのレベル2からレベル3への振替および38億ドルのレベル3からレベル2への振替は、特定の証券について価格の観察可能性レベルが変更したことによるものでした。同様に、「トレーディング証券」における米国政府系機関保証モーゲージ・バック証券14億ドルのレベル2からレベル3への振替および15億ドルのレベル3からレベル2への振替が行われました。
- ・「投資」におけるアセット・バック証券12億ドルのレベル2からレベル3への振替、および17億ドルのレベル3からレベル2への振替。これらの振替はローン担保証券に関連しており、価格の観察可能性レベルの変更を反映したものでした。
- ・「長期債務」37億ドルのレベル2からレベル3への振替には、主契約の反映を目的として、過去に区分処理された複合負債証券のレベル2からレベル3への振替およびレベル3のコモディティ契約の「長期債務」への組替に関連する13億ドルが含まれています。レベル2からレベル3へ振り替えられた「長期債務」の残額およびレベル3からレベル2への25億ドルの振替は、主に仕組債に関連しており、観察不能なデータの重要性における変更、および特定の基礎となる市場データの観察可能性の増減を反映したものでした。

[前へ](#)

[次へ](#)

レベル3の公正価値による測定に係る評価手法およびデータ

当社のレベル3の保有資産は、現物有価証券および複雑度合いが様々なデリバティブの両方から構成されます。これらポジションの公正価値を測定するために適用された評価手法には、割引キャッシュ・フロー分析、内部モデルおよび比較分析が含まれています。少なくとも1つのデータが観察不能であり、評価にとって重要とみなされる場合、ポジションは公正価値階層のレベル3に分類されます。データが観察不能とみなされる具体的な理由は多様です。例えば、プライシング・モデルにとって重要なデータの少なくとも1つが市場において観察可能ではない、重要なデータのうち少なくとも1つが評価対象のポジションをより適切に表示するよう調整されている、あるいは入手可能な価格相場が十分な取引活動を反映していないなどです。

次表は、2014年12月31日および2013年12月31日現在、レベル3の保有資産の大部分を対象とした評価手法およびレベル3の公正価値による測定に使用された最も重要な観察不能なデータを示したものです。当表とレベル3の公正価値ロールフォワードの表の金額の差異は、掲載されている手法以外の様々な評価手法を使用して測定されている、個々としては重要ではない項目を表しています。

レベル3の公正価値による測定に係る評価手法およびデータ

2014年12月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾
資産						
フェデラルファンド						
貸出金、借入有価証券 または売戻条件付買入 有価証券	\$ 3,156	モデル・ベース	金利	1.27%	1.97%	1.80%
モーゲージ・バック 有価証券	\$ 2,874	価格ベース	価格	\$ —	\$ 127.87	\$ 81.43
	1,117	利回り分析	利回り	0.01%	19.91%	5.89%
州および地方債証券、 外国政府証券、 社債ならびにその他の 負債証券	\$ 5,937	価格ベース	価格	\$ —	\$ 124.00	\$ 90.62
	1,860	キャッシュ・フロー	信用スプレッド	25bps	600bps	233bps
持分有価証券 ⁽⁵⁾	\$ 2,163	価格ベース	価格 ⁽⁵⁾	\$ —	\$ 141.00	\$ 91.00
	679	キャッシュ・フロー	利回り	4.00%	5.00%	4.50%
			加重平均期間 (WAL)	0.01年	3.14年	1.07年
アセット・バック証券	\$ 3,607	価格ベース	価格	\$ —	\$ 105.50	\$ 67.01
市場性のない持分	\$ 1,224	価格ベース	価格に達するため の割引率	—%	90.00%	4.04%
	1,055	比較分析	EBITDA倍率	2.90倍	13.10倍	9.77倍
			PER比率	8.10倍	13.10倍	8.43倍
			簿価に対する価格 の比率	0.99倍	1.56倍	1.15倍
			ファンドのNAV ⁽⁵⁾	\$ 1	\$64,668,171	\$29,975,777
デリバティブ総額⁽⁶⁾						
金利契約（総額）	\$ 8,309	モデル・ベース	金利(IR)の 対数正規 ボラティリティ 平均回帰	18.05%	90.65%	30.21%
				1.00%	20.00%	10.50%
外国為替契約（総額）	\$ 1,428	モデル・ベース	為替(FX)の ボラティリティ	0.37%	58.40%	8.57%
	294	キャッシュ・フロー	金利	3.72%	8.27%	5.02%
			IR-FXの相関係数	40.00%	60.00%	50.00%

2014年12月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾
株式契約（総額） ⁽⁷⁾	\$ 4,431	モデル・ベース	株価の ボラティリティ	9.56%	82.44%	24.61%
	502	価格ベース	株式先渡	84.10%	100.80%	94.10%
			株価－FXの 相関係数	(88.20)%	48.70%	(25.17)%
			株価－株価の 相関係数	(66.30)%	94.80%	36.87%
			価格	\$ 0.01	\$ 144.50	\$ 93.05
コモディティ契約 （総額）	\$ 3,606	モデル・ベース	コモディティの ボラティリティ	5.00%	83.00%	24.00%
			コモディティの 相関係数	(57.00)%	91.00%	30.00%
			先渡価格	35.34%	268.77%	101.74%
クレジット・ デリバティブ（総額）	\$ 4,944	モデル・ベース	回収率	13.97%	75.00%	37.62%
	1,584	価格ベース	信用の相関係数	－%	95.00%	58.76%
			価格	\$ 1.00	\$ 144.50	\$ 53.86
			信用スプレッド	1bps	3,380bps	180bps
			一括前払時点	0.39	100.00	52.26
非トレーディング・ デリバティブならびに 定期的に測定される その他の金融資産 および負債（総額） ⁽⁶⁾	\$ 74	モデル・ベース	償還率	13.00%	99.50%	68.73%
	11	価格ベース	先渡価格	107.00%	107.10%	107.05%
			ファンドのNAV	\$ 12,974	\$10,087,963	\$ 9,308,012
貸出金	\$ 1,095	キャッシュ・フロー	利回り	1.60%	4.50%	2.23%
	832	モデル・ベース	価格	\$ 4.72	\$ 106.55	\$ 98.56
	740	価格ベース	信用スプレッド	35bps	500bps	199bps
	441	利回り分析				
抵当貸付サービシング権	\$ 1,750	キャッシュ・フロー	利回り	5.19%	21.40%	10.25%
			WAL	3.31年	7.89年	5.17年
負債 利付預金	\$ 486	モデル・ベース	株価－IRの 相関係数	34.00%	37.00%	35.43%
			コモディティの 相関係数	(57.00)%	91.00%	30.00%
			コモディティの ボラティリティ	5.00%	83.00%	24.00%
			先渡価格	35.34%	268.77%	101.74%
フェデラルファンド 借入金、貸付有価証券 または買戻条件付 売渡有価証券	\$ 1,043	モデル・ベース	金利	0.74%	2.26%	1.90%
トレーディング勘定負債 空売り有価証券	\$ 251	モデル・ベース	信用－IRの 相関係数	(70.49)%	8.81%	47.17%
	142	価格ベース	価格	\$ —	\$ 117.00	\$ 70.33
短期借入金および 長期債務	\$ 7,204	モデル・ベース	IRの対数正規 ボラティリティ	18.05%	90.65%	30.21%
			平均回帰	1.00%	20.00%	10.50%
			株価の ボラティリティ	10.18%	69.65%	23.72%
			信用の相関係数	87.50%	87.50%	87.50%
			株式先渡	89.50%	100.80%	95.80%
			先渡価格	35.34%	268.77%	101.80%
			コモディティの 相関係数	(57.00)%	91.00%	30.00%
			コモディティの ボラティリティ	5.00%	83.00%	24.00%

2013年12月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾
資産						
フェデラルファンド 貸出金、借入有価 証券または売戻条件 付買入有価証券	\$ 3,299	モデル・ベース	金利	1.33%	2.19%	2.04%
モーゲージ・バック 有価証券	\$ 2,869	価格ベース	価格	\$ 0.10	\$ 117.78	\$ 77.60
	1,241	利回り分析	利回り	0.03%	21.80%	8.66%
州および地方債証券、 外国政府証券、 社債ならびに その他の負債証券	\$ 5,361	価格ベース	価格	\$ —	\$ 126.49	\$ 87.47
	2,014	キャッシュ・フロー	信用スプレッド	11bps	375bps	213bps
持分有価証券 ⁽⁵⁾	\$ 947	価格ベース	価格 ⁽⁵⁾	\$ 0.31	\$ 93.66	\$ 86.90
	827	キャッシュ・フロー	利回り	4.00%	5.00%	4.50%
			WAL	0.01年	3.55年	1.38年
アセット・バック証券	\$ 4,539	価格ベース	価格	\$ —	\$ 135.83	\$ 70.89
	1,300	モデル・ベース	信用スプレッド	25bps	378bps	302bps
市場性のない持分	\$ 2,324	価格ベース	ファンドのNAV ⁽⁵⁾	\$ 612	\$336,559,340	\$124,080,454
	1,470	比較分析	EBITDA倍率	4.20倍	16.90倍	9.78倍
	533	キャッシュ・フロー	価格に達するための 割引率	—%	75.00%	3.47%
			簿価に対する価格 の比率	0.90倍	1.05倍	1.02倍
			PE比率	9.10倍	9.10倍	9.10倍
デリバティブ総額⁽⁶⁾						
金利契約（総額）	\$ 5,721	モデル・ベース	金利(IR)の 対数正規 ボラティリティ	10.60%	87.20%	21.16%
外国為替契約（総額）	\$ 1,727	モデル・ベース	為替(FX)の ボラティリティ	1.00%	28.00%	13.45%
	189	キャッシュ・フロー	金利	0.11%	13.88%	6.02%
			IR-FXの相関係数	40.00%	60.00%	50.00%
			IR-IRの相関係数	40.00%	68.79%	40.52%
			信用スプレッド	25bps	419bps	162bps
株式契約（総額） ⁽⁷⁾	\$ 3,189	モデル・ベース	株価の ボラティリティ	10.02%	73.48%	29.87%
	563	価格ベース	株式先渡	79.10%	141.00%	100.24%
			株価－株価の 相関係数	(81.30)%	99.40%	48.45%
			株価－FXの 相関係数	(70.00)%	55.00%	0.60%
			価格	\$ —	\$ 118.75	\$ 88.10
コモディティ契約 （総額）	\$ 2,988	モデル・ベース	コモディティの ボラティリティ	4.00%	146.00%	15.00%
			コモディティの 相関係数	(75.00)%	90.00%	32.00%
			先渡価格	23.00%	242.00%	105.00%
クレジット・デリバティ ブ（総額）	\$ 4,767	モデル・ベース	回収率	20.00%	64.00%	38.11%
	1,520	価格ベース	信用の相関係数	5.00%	95.00%	47.43%
			価格	\$ 0.02	\$ 115.20	\$ 29.83
			信用スプレッド	3bps	1,335bps	203bps
			一括前払時点	2.31	100.00	57.69

2013年12月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾
非トレーディング・ デリバティブならびに 定期的に測定される その他の金融資産 および負債（総額） ⁽⁶⁾	\$ 82	価格ベース	EBITDA倍率	5.20倍	12.60倍	12.08倍
	60	比較分析	PE比率	6.90倍	6.90倍	6.90倍
	38	モデル・ベース	簿価に対する価格 の比率	1.05倍	1.05倍	1.05倍
			価格	\$ —	\$ 105.10	\$ 71.25
			ファンドのNAV	\$ 1.00	\$10,688,600	\$ 9,706,488
			価格に達するため の割引率	—%	35.00%	16.36%
貸出金	\$ 2,153	価格ベース	価格	\$ —	\$ 103.75	\$ 91.19
	1,422	モデル・ベース	利回り	1.60%	4.50%	2.10%
	549	利回り分析	信用スプレッド	49bps	1,600bps	302bps
抵当貸付サービシング権	\$ 2,625	キャッシュ・フロー	利回り	3.64%	12.00%	7.19%
			WAL	2.27年	9.44年	6.12年
負債						
利付預金	\$ 890	モデル・ベース	株価の ボラティリティ	14.79%	42.15%	27.74%
			平均回帰	1.00%	20.00%	10.50%
			株価－IRの 相関係数	9.00%	20.50%	19.81%
			先渡価格	23.00%	242.00%	105.00%
			コモディティの 相関係数	(75.00)%	90.00%	32.00%
			コモディティの ボラティリティ	4.00%	146.00%	15.00%
フェデラルファンド						
借入金、貸付有価証券 または買戻条件付 売渡有価証券	\$ 902	モデル・ベース	金利	0.47%	3.66%	2.71%
トレーディング勘定負債						
空売り有価証券	\$ 289	モデル・ベース	信用スプレッド	166bps	180bps	175bps
	\$ 273	価格ベース	信用－IRの 相関係数	(68.00)%	5.00%	(50.00)%
			価格	\$ —	\$ 124.25	\$ 99.75
短期借入金および 長期債務	\$ 6,781	モデル・ベース	IRの対数正規 ボラティリティ	10.60%	87.20%	20.97%
	868	価格ベース	株式先渡 株価の ボラティリティ	79.10%	141.00%	99.51%
			株価－FXの 相関係数	10.70%	57.20%	19.41%
			株価－FXの 相関係数	(70.00)%	55.00%	0.60%
			株価－株価の 相関係数	(81.30)%	99.40%	48.30%
			金利	4.00%	10.00%	5.00%
			価格	\$ 0.63	\$ 103.75	\$ 80.73
			先渡価格	23.00%	242.00%	101.00%

- (1) 当表で表示されている公正価値は資産または負債の各クラスに係る主要な評価手法を表しています。
- (2) 一部のデータは四捨五入によりゼロとして表示されています。
- (3) 最低値と最高値が同じである場合、すべてのポジションに適用される一定のデータが存在するか、あるいは当該データを含む手法が1つの大規模なポジションのみに適用されているかのいずれかです。
- (4) 加重平均は商品の公正価値に基づいて算定されます。
- (5) 持分有価証券に関する価格およびファンドのNAVデータは想定元本の割合としてではなく、絶対値ベースにより表示されます。
- (6) トレーディング勘定および非トレーディング勘定の双方のデリバティブ資産および負債は、総額絶対価値ベースにより表示されます。
- (7) 複合商品を含みます。

観察不能なデータに対する感応度および観察不能なデータ間の相互関係

主要な観察不能なデータがレベル3の公正価値による測定へ及ぼす影響は、お互いに影響し合う可能性があります。さらに、観察不能なデータの変動に係る公正価値による測定に影響を及ぼす金額および方向性は、商品の内容および当社がこの商品を資産または負債として保有するかによって左右されます。特定の商品の価格設定、ヘッジおよびリスク管理においては、個別データの分析および合算に対するよりも様々なデータ間の相関係数に対して感応度があります。

以下の部分では、当社がレベル3の公正価値による測定で使用する最も重要な観察不能なデータの感応度および相互関係について記載しています。

相関係数

相関係数とは2つ以上の変数間の連動性を測定したものです。株式および信用バスケット、外国為替オプション、貸出金または債券による担保付CD0、モーゲージ、サブプライム・モーゲージならびにその他多くの商品を含む広範な商品について、相関係数に関する様々な仮定が求められます。これら商品のほとんどすべてに関する相関係数は市場において観察可能でないため、過去の情報を使用して見積りを行わなければなりません。相関係数の見積りは、時間と共に変化する場合には特に難しくなる可能性があります。市場データから相関係数情報を抽出するには、市場（例えば、スワップション市場）の情報効率に関する重要な仮定が必要となります。相関係数の水準の変化は商品の内容によって、商品価値に対し有利にも不利にも主要な影響を及ぼす可能性があります。あるCD0の構造を構成する原債券の公正価値のデフォルト相関係数に変動があれば、優先トランシェの公正価値に影響が及ぶことになります。例えば、密接な相関性がある商品ではデフォルトの場合により大きな損失が発生し、これら損失の一部は優先トランシェに帰属することから、原債券のデフォルト相関係数が増加すれば、優先トランシェの公正価値が減少します。デフォルト相関係数に同じ変動が生じても、同じ構造の劣後トランシェには異なる影響が及ぶことになります。

ボラティリティ

ボラティリティは市場価格の変動における速度と重要性を表しており、オプション・プライシングにおける重要な要素です。通常、ボラティリティが増加するにつれ、商品は高額になる可能性があります。例えば、ポートフォリオのリバランスがより頻繁に必要なことから、指標が変動しやすくなるにつれ、エクスポージャーの一定の水準を維持するためのシティのコストは増加します。ボラティリティは通常、基礎となる商品の期間および契約上の行使価格または行使の水準によって左右されます。期間と行使価格との特定の組合せから生じるボラティリティは観察可能ではありません。ポートフォリオの価値の変動とボラティリティの変動との一般的な関係も、金利および基礎となる指標の水準によって左右されます。一般的に、ロング・オプション・ポジション（資産）はボラティリティの増加から利益を得る一方、ショート・オプション・ポジション（負債）は損失を被ります。一部の商品はその他のものよりボラティリティの変動に対してより高い感応度があります。例えば、アット・ザ・マネー・オプションは、ディープ・イン・ザ・マネー・オプションよりも公正価値が大きな割合で変動します。さらに、原証券が複数あるオプション（例えば、債券のバスケットに係るオプション）の公正価値は、個別の原証券のボラティリティおよびその相関係数によって左右されます。

利回り

調整後利回りは通常、アセット・バック証券などの商品に係る元本および利息の予測将来キャッシュ・フローを割り引くのに使用されます。調整後利回りは金利を巡る環境および関連のある信用スプレッドの変動により影響を受けます。

状況によっては、ある商品の利回りは市場において観察可能でないため、過去のデータまたは類似有価証券の利回りから見積りを行わなければなりません。この見積利回りは評価対象の有価証券の特徴を捉えるように調整が必要な場合があります。別の状況では、見積利回りは市場での十分な流動性を示していない可能性があり、調整されなければなりません。調整額が有価証券の価値にとって重要である場合は必ず、公正価値による測定はレベル3に分類されます。

期限前返済

予定にない任意の期限前返済（以下「期限前返済」といいます。）によって投資家に対する将来のキャッシュ・フローが変動し、それによって有価証券の公正価値が変動します。期限前返済の影響は、住宅モーゲージ・バック証券に関してより一層顕著です。期限前返済が速度または規模において増加すると、通常、当該有価証券の保有者に損失が発生します。期限前返済は通常、債務不履行および金利とは反対の相関関係にあります。低い期限前返済と高い債務不履行を組合せると、各データがモーゲージ証券の評価に及ぼす負の影響が拡大します。期限前返済の速度の変動に伴い、有価証券の加重平均償還年数が変動し、それによって、有価証券の内容および加重平均償還年数の変動の方向に応じて正または負のいずれかの影響を評価に及ぼします。

回収

回収とは、清算状況において回収が見込まれる債券または貸出金の未決済残高合計額の割合です。多くの信用証券（アセット・バック証券など）について、回収に関して直接観察可能な市場データはないものの、回収水準の兆候についてはプライシング・サービス機関から入手可能です。証券の仮定上の回収は将来観察可能になる実際の回収とは異なる可能性があります。回収率は信用証券の評価に影響を及ぼします。通常、仮定上の回収率が上昇すると有価証券の公正価値が増加します。損失規模が増大し、回収率が下がると、分配可能な元本額が減少し、その結果として有価証券の公正価値が減少します。

信用スプレッド

信用スプレッドは有価証券の一部を構成しており、信用度を表します。信用スプレッドは期限前返済の変動、債務不履行および回収率に関する市場の認識を反映しているため、その他の変数による公正価値への影響を把握しています。信用スプレッドの変動は、有価証券の内容および満期プロファイルによって有価証券の公正価値に異なる影響を及ぼします。例えば、信用スプレッドは、投資適格債券よりもハイ・イールド債券にとって、公正価値による測定の大きな決定要因となります。通常、投資適格債券に係る信用スプレッドは、ハイ・イールド債券と比べて観察可能性が高く、ボラティリティが低いものになっています。

重要な観察不能なデータの範囲に関する定性的な検討

以下の部分では、当社がレベル3の公正価値による測定に使用した、最も重要な観察不能なデータの範囲について記載しています。当社保有の商品の集約水準および多様性によって、レベル3の保有資産全体に均等に分配されていない、観察不能なデータの範囲が拡大します。

相関係数

信用相関係数、全資産間の相関係数（株式と金利の相関係数など）および同種資産間の相関係数（金利と金利の相関係数など）を含む、多くの異なる種類の相関係数のデータが存在します。相関係数のデータは通常、複合非標準型商品の評価に使用されます。同種資産間の相関係数のデータは通常、全資産間の相関係数のデータに比べ範囲が狭くなります。しかし、相関係数のデータの範囲は、これら商品の複雑で特殊な性質のために、ポートフォリオによって大幅に異なる可能性があります。

ボラティリティ

相関係数と同様、資産に固有のボラティリティ・データは資産種別ごとに大きく異なります。例えば、外国為替のボラティリティは通常、株式のボラティリティに比べて範囲が狭くなります。株式のボラティリティは、株式市場の性質および特定の非標準型商品の諸条件により、範囲が拡大します。大部分の商品について、金利のボラティリティ・データは範囲境界の下方にありますが、特定の仕組商品または非標準型商品（市場連動預金または非標準型金利デリバティブなど）については、範囲がより拡大します。

利回り

利回りのデータの範囲は有価証券の種別により、著しく異なります。例えば、地方債などの通常、利回りの低い有価証券は、範囲内の下の方にありますが、特定の残余トランシェ・アセット・バック証券などの流動性の比較的低い有価証券または信用度が低い有価証券については、利回りのデータははるかに高いものになります。

信用スプレッド

信用スプレッドは主に債券商品および信用商品に関連があります。しかし、信用スプレッドのデータの範囲は商品によって異なる可能性があります。例えば、通常、譲渡性預金などの特定の金利商品の信用スプレッドは低い一方、リスクの高い取引相手と取引する特定のデリバティブ商品は、無担保の取引である場合または長期の取引である場合、通常、高い信用スプレッドが付されます。クレジット・デフォルト・スワップなどのその他の商品にも、基礎となる債務者の属性によって異なる信用スプレッドが付されます。信用力の高い会社であるほど信用スプレッドは狭まり、信用力の低い会社であるほど信用スプレッドは拡大します。

価格

価格データは特定の債券商品にとって重要な観察不能なデータです。これら商品の価格データは想定元本に対する割合として表示され、価格100ドルが当該商品が額面金額で評価されていることを意味します。これら商品の大部分に関する価格はゼロから100ドルまで、または100ドルを若干上回る範囲まで多様です。特定のアセット・バック証券など、発行以後重要な損失を被っている比較的流動性の低い資産は、範囲内の下の方にある一方、ほとんどの投資適格社債は中位からより高い水準にあります。組込デリバティブを伴う特定の仕組債について、価格データは当該商品（ステップ・アップ・クーポンや転換選択権など）に組込まれた特性を反映して100ドルを上回る可能性があります。

価格データは特定の持分有価証券にとっても重要な観察不能なデータですが、価格データの範囲はポジションの内容、発行済株式数およびその他の要素により異なります。

非定期的に公正価値で測定される項目

特定の資産および負債は、非定期的に公正価値で測定されているため、上表には含まれていません。これらには、取得価格で測定され、減損により期中に公正価値まで評価減されている資産が含まれています。また、これらの資産は、低価法で測定されている売却目的保有貸出金およびその他の保有不動産を含んでいます。

次表は、2014年12月31日および2013年12月31日現在保有しており、非定期的に公正価値で測定されているすべての資産の簿価を示しています。

(単位：百万ドル)

2014年12月31日

	公正価値	レベル 2	レベル 3
売却目的保有貸出金	\$ 4,152	\$ 1,084	\$ 3,068
その他の保有不動産	102	21	81
貸出金 ⁽¹⁾	3,367	2,881	486
非定期的に公正価値で計上される 資産合計	\$ 7,621	\$ 3,986	\$ 3,635

(1) 主に不動産担保貸出金を含む、簿価が裏付担保の公正価値に基づいており、減損した投資目的保有貸出金を示しています。

(単位：百万ドル)

2013年12月31日

	公正価値	レベル 2	レベル 3
売却目的保有貸出金	\$ 3,483	\$ 2,165	\$ 1,318
その他の保有不動産	138	15	123
貸出金 ⁽¹⁾	4,713	3,947	766
非定期的に公正価値で計上される 資産合計	\$ 8,334	\$ 6,127	\$ 2,207

(1) 主に不動産担保貸出金を含む、簿価が裏付担保の公正価値に基づいており、減損した投資目的保有貸出金を示しています。

売却目的保有貸出金の公正価値は、可能な場合には流通市場の相場価格を用いて決定されます。かかる相場価格がない場合は、貸出金の公正価値は類似資産の相場価格に当該貸出金特有の属性に関する調整を加えて決定されます。その他の保有不動産の公正価値は鑑定評価額に基づいています。簿価が裏付担保の公正価値に基づいている貸出金については、公正価値は担保の種類によって異なります。担保の公正価値は一般的に、入手可能な場合には公表市場価格、鑑定評価額またはその他の内部の評価手法に基づき見積られます。

関連する担保の公正価値が調整前の鑑定評価額に基づいている場合、貸出金は通常レベル 2 に分類されます。鑑定評価額への重要な調整がなされる場合、貸出金はレベル 3 に分類されます。さらに法人向け貸出金では、担保の鑑定評価額は類似資産の売却額に基づいていますが、類似資産の価格に対して、裏付担保固有の特徴を反映するための重要な調整が求められることから、これらの公正価値は通常レベル 3 に分類されます。

レベル3の公正価値による非定期的な測定の評価手法およびデータ

次表は、2014年12月31日および2013年12月31日現在、レベル3の公正価値による非定期的な測定の大部分を対象とした評価手法およびこれら測定で使用された最も重要な観察不能なデータを表示しています。

	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値	最高値	加重平均 ⁽²⁾
2014年12月31日現在 売却目的保有貸出金	\$ 2,740	価格ベース	価格 信用スプレッド	\$ 92.00 5bps	\$ 100.00 358bps	\$ 99.54 175bps
その他の保有不動産	\$ 76	価格ベース	評価額 価格に達するまで の割引率 ⁽⁴⁾	\$ 11,000 13.00%	\$ 11,124,137 64.00%	\$ 4,730,129 28.80%
貸出金 ⁽³⁾	\$ 437	価格ベース	価格に達するまで の割引率 ⁽⁴⁾	13.00%	34.00%	28.92%

(1) 当表で表示されている公正価値は資産または負債の各クラスに係る主要な評価手法を表しています。

(2) 加重平均は、商品の公正価値に基づいて算定されます。

(3) 簿価が裏付担保の公正価値に基づいている投資目的保有の貸出金を表しています。

(4) 見積売却コストを含みます。

	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値	最高値	加重平均 ⁽²⁾
2013年12月31日現在 売却目的保有貸出金	\$ 912 393	価格ベース キャッシュ・フロー	価格 ⁽³⁾ 信用スプレッド	\$ 60.00 45bps	\$ 100.00 80bps	\$ 98.77 64bps
その他の保有不動産	\$ 98 17	価格ベース キャッシュ・フロー	価格に達するまで の割引率 ⁽⁴⁾ 価格 ⁽³⁾	34.00% \$ 60.46	59.00% \$ 100.00	39.00% \$ 96.67
貸出金 ⁽⁵⁾	\$ 581 109	価格ベース モデル・ベース	価格に達するまで の割引率 ⁽⁴⁾ 評価額	34.00% 6,500,000	39.00% 86,000,000	35.00% 43,532,719

(1) 当表で表示されている公正価値は資産または負債の各クラスに係る主要な評価手法を表しています。

(2) 加重平均は、商品の公正価値に基づいています。

(3) 価格は鑑定評価額に基づいています。

(4) 見積売却コストを含みます。

(5) 簿価が裏付担保の公正価値に基づいている投資目的保有の貸出金を表しています。

非定期的な公正価値の変動

次表は、2014年12月31日および2013年12月31日現在保有中の資産に関する公正価値の変動に起因して当期において非定期的に測定された公正価値の合計を表しており、この合計額は損益に含まれています。

(単位：百万ドル)	2014年12月31日に 終了した事業年度
売却目的保有貸出金	\$ 34
その他の保有不動産	(16)
貸出金 ⁽¹⁾	(533)
非定期的な公正価値利益（損失）合計	\$ (515)

(1) 主に不動産貸出金を含む、簿価が裏付担保の公正価値に基づいている投資目的保有の貸出金を表しています。

(単位：百万ドル)	2013年12月31日に 終了した事業年度
売却目的保有貸出金	\$ —
その他の保有不動産	(6)
貸出金 ⁽¹⁾	(761)
非定期的な公正価値利益（損失）合計	\$ (767)

(1) 主に不動産貸出金を含む、簿価が裏付担保の公正価値に基づいている投資目的保有の貸出金を表しています。

公正価値で計上されていない金融商品の見積公正価値

次表は、公正価値で計上されていないシティグループの金融商品の簿価と公正価値を表示したものです。したがって、次表からは上表で表示された定期的に公正価値で測定される項目が除かれています。

この開示からはリース取引、関連会社投資、年金給付債務および保険契約責任準備金も除かれています。さらに、契約者基金の金額からは特定の保険契約が除かれています。また、開示要件に従って、税効果は除かれており、特定商品の全持分の一括売却のオファー時に生じるプレミアムまたはディスカウント、期限の定めのない預金に関する超過公正価値、および市場取引で発生するその他の費用は除かれています。さらに、非金融資産および負債の価値、広範囲なフランチャイズ、取引関係、無形資産の価値など、シティグループの財政状態および純資産価値の完全な評価には不可欠なものについてもこの評価からは除かれています。

公正価値は、一定の方法論と仮定に基づく経営陣の最善の見積りを表しています。公正価値による会計処理が行われていない短期金融商品ならびに通常の業務活動で生じる債権および債務の簿価は、発生から予想される実現までの期間が比較的短期間であるため、公正価値に近似したものとなっています。投資および長期債務など公正価値で計上されていない負債については、入手可能な場合には公表市場価格を使用しています。公正価値で会計処理されない貸出金のキャッシュ・フローは、流通市場金利、または入手可能であれば見積市場金利で割り引かれます。それ以外に、類似の条件とリスク特性を有する貸出金に対する比較可能な貸出金ポートフォリオの売却取引あるいは現在の市場における組成金利を使用しています。予想信用損失は見積将来キャッシュ・フローに組み込まれるか、あるいは使用する割引率の調整として組み込まれています。担保価値もまた考慮されています。公正価値で会計処理されない長期債務などの負債で、公表市場価格がない場合は、市場借入金利によって契約上のキャッシュ・フローが割り引かれます。

(単位：十億ドル)	2014年12月31日		見積公正価値		
	簿価	見積公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
資産					
投資	\$ 30.5	\$ 32.2	\$ 4.5	\$ 25.2	\$ 2.5
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券または売戻条件付 買入有価証券	98.4	98.4	—	89.7	8.7
貸出金 ⁽¹⁾⁽²⁾	620.0	617.6	—	5.6	612.0
その他の金融資産 ⁽²⁾⁽³⁾	213.8	213.8	8.3	151.9	53.6
負債					
預金	\$ 897.6	\$ 894.0	\$ —	\$ 746.2	\$ 147.8
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券または買戻条件付 売渡有価証券	136.7	136.7	—	136.5	0.2
長期債務 ⁽⁴⁾	196.9	202.5	—	172.7	29.8
その他の金融負債 ⁽⁵⁾	136.2	136.2	—	41.4	94.8

(単位：十億ドル)	2013年12月31日		見積公正価値		
	簿価	見積公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
資産					
投資	\$ 17.8	\$ 19.3	\$ 5.3	\$ 11.9	\$ 2.1
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券または売戻条件付 買入有価証券	115.6	115.6	—	107.2	8.4
貸出金 ⁽¹⁾⁽²⁾	637.9	635.1	—	5.6	629.5
その他の金融資産 ⁽²⁾⁽³⁾	250.7	250.7	9.4	189.5	51.8
負債					
預金	\$ 966.6	\$ 965.6	\$ —	\$ 776.4	\$ 189.2
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券または買戻条件付 売渡有価証券	152.0	152.0	—	151.8	0.2
長期債務 ⁽⁴⁾	194.2	201.3	—	175.6	25.7
その他の金融負債 ⁽⁵⁾	136.2	136.2	—	41.2	95.0

- (1) 貸出金の簿価は、2014年12月31日に係る160億ドルおよび2013年12月31日に係る196億ドルの貸倒引当金を控除した後の金額です。また、当該簿価からは、2014年12月31日および2013年12月31日現在のリース金融債権それぞれ27億ドルおよび29億ドルが除かれています。
- (2) 非定期的に公正価値で測定される項目を含みます。
- (3) 現金および銀行預け金、銀行預け金、ブローカレッジ債権、再保険回収額ならびに連結貸借対照表の「その他資産」に含まれているその他の金融商品を含み、そのすべての簿価は公正価値の合理的な見積りです。
- (4) 簿価には適格な公正価値ヘッジに基づく長期債務残高が含まれます。
- (5) ブローカレッジ債務、特別および変額勘定、短期借入金（原価で計上）、ならびに連結貸借対照表の「その他負債」に含まれるその他の金融商品を含み、そのすべての簿価は公正価値の合理的な見積りです。

公正価値は、金利、信用の質および価値に対する市場の見方などの様々な要素の変化に伴い、また、既存の資産および負債が消滅し、新たな取引が発生することにより、期間ごとに変化します。貸出金の見積公正価値は、貸出実行後の信用状況の変化、固定利付貸出金の場合は金利の変動、および特定の貸出実行時のプレミアムを反映しています。

2014年12月31日および2013年12月31日現在、当社の法人向け未実行貸出約定の見積公正価値はそれぞれ55億ドルおよび52億ドルで、これらは実質的にすべてレベル3に分類されています。個人向け未実行貸出約定は、通常借り手に通知を提示することで解約可能であることから、当社は公正価値の見積りを行っていません。

26. 公正価値オプションの選択

当社は大部分の金融商品およびその他の特定項目について、商品ごとに公正価値で計上し、公正価値の変動を損益に計上する会計処理を選択することができます。その選択は適格金融資産、金融負債または確定契約の当初認識時、あるいは再検討を要する特定のトリガーイベントが起こった場合に行われます。公正価値オプションの選択は取消不能です。公正価値の変動は当期損益に計上されます。公正価値オプションの選択が行われた該当分野に関する追加情報は、連結財務諸表注記25に記載されています。

すべてのサービシング権は公正価値で当初認識されています。当社は抵当貸付サービシング権について公正価値による会計処理を選択しています。抵当貸付サービシング権の会計処理および報告に関する詳細については、連結財務諸表注記22をご参照ください。

次表は、公正価値オプションを選択した項目に関連する、2014年および2013年12月31日に終了した事業年度における公正価値の変動による利益および損失を表しています。

(単位：百万ドル)	12月31日に終了した事業年度における公正価値の変動による利益（損失）	
	2014年	2013年
資産		
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券または 売戻条件付買入有価証券 特定の売戻条件付買入有価証券および借入有価証券の ポートフォリオ	\$ 812	\$ (628)
トレーディング勘定資産	190	(190)
投資	30	(48)
貸出金		
特定の法人向け貸出金 ⁽¹⁾	(135)	72
特定の個人向け貸出金 ⁽¹⁾	(41)	(155)
貸出金合計	\$ (176)	\$ (83)
その他資産		
MSR	\$ (344)	\$ 553
特定の売却目的保有抵当貸付 ⁽²⁾	474	951
その他資産合計	\$ 130	\$1,504
資産合計	\$ 986	\$ 555
負債		
利付預金	\$ (77)	\$ 141
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券または 買戻条件付売渡有価証券 特定の買戻条件付売渡有価証券および貸付有価証券の ポートフォリオ	(5)	110
トレーディング勘定負債	29	3
短期借入金	8	73
長期債務	(307)	(186)
負債合計	\$ (352)	\$ 141

(1) 2010年1月1日にASC 810「連結」（SFAS第167号）の適用により連結された抵当貸付証券化VIEが保有している抵当貸付を含みます。

(2) 公正価値オプションに基づき組成され選択された貸出金の金利ロック手数料に関する利益（損失）を含みます。

当社の債務評価調整

当社の債務評価調整は、債券市場で観察されるシティの信用スプレッドを使用して公正価値オプションが選択されているシティの負債について認識されます。公正価値オプションが選択された負債（非選求型および類似の負債を除きます。）の公正価値は、当社の信用スプレッドの縮小または拡大による影響を受けます。こうした当社の信用リスク（または商品特有の信用リスク）の変動によるこれらの負債の公正価値における見積変動額は、2014年および2013年12月31日に終了した事業年度においてそれぞれ218百万ドルの利益および412百万ドルの損失でした。商品特有の信用リスクの変動から生じた公正価値の変動は、債券市場で観察可能な当社の最新の信用スプレッドを上記の各負債の評価に用いられる各評価手法に組み入れることによって見積られました。

金融資産および金融負債の公正価値オプション

特定の売戻条件付買入有価証券、借入有価証券、買戻条件付売渡有価証券、貸付有価証券、および無担保短期借入金のポートフォリオ

当社は、米国、英国および日本において主にブローカー・ディーラーが保有する債券売戻条件付買入証券および債券買戻条件付売渡証券、借入有価証券、貸付有価証券および特定の無担保短期借入金の特定のポートフォリオに対して、公正価値オプションを選択しました。いずれの場合も、関連する金利リスクが主に損益を通じて公正価値で会計処理されているデリバティブ商品を用いてポートフォリオごとに管理されているため、公正価値オプションが選択されました。

これらのポートフォリオにおける取引の公正価値の変動は、「自己勘定取引」に計上されます。関連する受取利息および支払利息は各取引で規定されている約定金利に基づき測定され、連結損益計算書の受取利息および支払利息として計上されます。

特定の貸出金およびその他の信用商品

シティグループは、シティグループの貸付およびトレーディング部門が実行した特定の未実行ローン商品（保証や信用状など）を含む、特定の新規実行貸出金および取得した貸出金に対して公正価値オプションを選択しています。これらの信用商品は、いずれも高レバレッジの資金調達コミットメントではありません。重要な取引グループには、近い将来売却または証券化される予定の貸出金および未実行ローン商品、あるいは経済的リスクがデリバティブ商品でヘッジされている取引（購入したクレジット・デフォルト・スワップまたは基礎となる貸出金に係るトータル・リターンを当社が第三者に支払うトータル・リターン・スワップなど）が含まれます。シティグループは、ヘッジ会計が複雑である場合に会計上の不一致を軽減するためおよび業務の簡素化実現のために、公正価値オプションを選択しています。全社的に大部分の貸出取引に対しては、公正価値オプションは選択されませんでした。

次表は、2014年および2013年12月31日現在において公正価値で計上されている特定の信用商品に関する情報を提供しています。

	2014年12月31日		2013年12月31日	
	トレーディング 資産	貸出金	トレーディング 資産	貸出金
(単位：百万ドル)				
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 10,290	\$ 5,901	\$ 9,262	\$ 4,105
公正価値を上回る（下回る）未回収元本 残高総額	(26)	125	4	(79)
未収利息の計上が停止されている 貸出金または90日超延滞している 貸出金の残高	13	3	97	5
未収利息の計上が停止されている貸出金 または90日超延滞している貸出金の 公正価値を上回る未回収元本残高総額	28	1	41	5

上述の計上金額に加えて、2014年および2013年12月31日現在、公正価値会計を選択した特定の信用商品に関連する未実行貸出約定の残高はそれぞれ2,335百万ドルおよび2,308百万ドルでした。

実行済および未実行信用商品の公正価値の変動は、当社の連結損益計算書の「自己勘定取引」に分類されます。関連する受取利息は約定金利に基づき測定され、貸借対照表上の信用商品の分類に応じて「トレーディング勘定資産」に係る「受取利息」または貸出金に係る利息として計上されます。2014年および2013年12月31日に終了した事業年度における、商品特有の信用リスクによる公正価値の変動は、それぞれ合計155百万ドルの損失および4百万ドルの利益でした。

混蔵の貴金属への特定の投資

シティグループは、コモディティ商品および外国通貨取引活動の一部として、あるいは仕組負債の発行から生じる特定のエクスポージャーを経済的にヘッジする目的で混蔵の貴金属（金、銀、プラチナおよびパラジウム）に投資しています。ASC 815により、投資は債務主契約とコモディティ先渡デリバティブ商品へ分けられます。シティグループは債務主契約では公正価値オプションを選択し、債務主契約を当社の連結貸借対照表の「トレーディング勘定資産」に計上します。混蔵の貴金属全体の債務主契約の簿価総額は、2014年および2013年12月31日現在、それぞれ約12億ドルおよび13億ドルでした。この金額は将来の期間にトレーディング活動に基づき変動すると見込まれます。

コモディティ商品および外国通貨取引活動の一部として、シティは混蔵の貴金属への投資を売（買）し、トレーディング取引相手との先渡購入（売却）デリバティブ契約を履行します。シティが混蔵の貴金属への投資を売却する場合、預託銀行に対するシティの債権は払い戻され、シティは混蔵の貴金属への投資の認識を中止します。混蔵の貴金属と連動するトレーディング取引相手との先渡購入（売却）契約は、デリバティブとして損益を通じて公正価値で会計処理されます。2014年12月31日現在、未決済のこのような先渡購入デリバティブ契約および先渡売却デリバティブ契約の想定元本は、それぞれ約72億ドルおよび67億ドルでした。

プライベート・エクイティおよび不動産ベンチャーへの特定の投資ならびにその他の持分法適用投資

シティグループは投資収益およびキャピタル・ゲイン獲得目的でプライベート・エクイティおよび不動産ベンチャーに投資しています。これらの投資の一部については、シティの投資会社において公正価値で計上されている多くのプライベート・エクイティまたはヘッジファンド取引に類似しているとみなされるため、当社は公正価値オプションを選択しています。公正価値オプションにより、これらの投資の会計処理と評価の一貫性を保持することができます。このようなプライベート・エクイティおよび不動産事業体へのすべての投資（債券および株式）は公正価値で会計処理されています。これらの投資は、シティグループの連結貸借対照表に「投資」として分類されています。

これらの投資の公正価値の変動は、当社の連結損益計算書の「その他収益」に計上されます。

シティグループはまた、市場性のない特定の持分有価証券（そのリスクは損益を通じて公正価値で会計処理されているデリバティブ商品で管理されています。）について、公正価値オプションを選択します。これら有価証券はシティグループの連結貸借対照表の「トレーディング勘定資産」に分類されます。これら有価証券および関連するデリバティブ商品の公正価値の変動は「自己勘定取引」に計上されます。

特定の売却目的保有抵当貸付

シティグループは、購入または組成した特定のプライム固定金利および優良変動金利第1順位抵当貸付（売却目的保有）について、公正価値オプションを選択しています。これらの貸出金は、売却または証券化が予定されており、デリバティブ商品でヘッジされています。当社は、ヘッジ会計が複雑である場合に会計上の不一致を軽減するため、および業務の簡素化実現のために公正価値オプションを選択しています。

次表は、2014年および2013年12月31日現在において公正価値で計上されている特定の売却目的保有抵当貸付に関する情報を提供しています。

(単位：百万ドル)	2014年12月31日	2013年12月31日
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 1,447	\$ 2,089
未回収元本残高を上回る公正価値総額	67	48
未収利息の計上が停止されている貸出金または90日超延滞している貸出金の残高	—	—
未収利息の計上が停止されている貸出金または90日超延滞している貸出金の公正価値を上回る未回収元本残高総額	—	—

これらの抵当貸付の公正価値の変動は当社の連結損益計算書の「その他収益」に計上されます。2014年および2013年12月31日に終了した事業年度において商品特有の信用リスクによる公正価値の純変動はありませんでした。関連する受取利息は、引き続き約定金利に基づき測定され、連結損益計算書に「受取利息」として計上されます。

特定の連結VIE

当社は、2010年1月1日のSFAS第167号の適用より連結された特定のVIEのすべての適格資産および負債について、公正価値オプションを選択しており、これには、プライベート・ラベル抵当貸付証券化、ミューチュアル・ファンド後払販売手数料およびローン担保証券VIEが含まれます。当社は、これらの事業体における当社の留保利益の実質的にすべてを公正価値で計上しており、この方法が経済的リスクをよりよく反映できると確信しているため、これらのVIEについて公正価値オプションを選択しました。

当社は、連結抵当貸付VIEに関して、内部の評価手法を用いて抵当貸付および長期債務の公正価値を決定しました。内部の評価手法を用いて測定された長期債務の公正価値は、可能な場合には、独立したベンダーから入手した価格を用いて検証されます。ベンダーは様々な情報源の価格情報を収集し、観察可能な価格が入手できない場合、類似有価証券についてのマトリクス・プライシングを適用することがあります。観察可能なデータを使用して評価された長期債務に関連した担保価格はレベル2に分類され、1つまたは複数の重要な観察不能なデータを使用して評価された債務はレベル3に分類されます。各VIEの抵当貸付の公正価値は担保価格から導き出されます。あるVIEの実質的にすべての長期債務がレベル2のデータを使用して評価される場合、対応する抵当貸付はレベル2に分類されます。それ以外の場合、VIEの抵当貸付はレベル3に分類されます。

公正価値オプションが選択された連結抵当貸付VIEに関しては、抵当貸付はシティグループの連結貸借対照表に「貸出金」として分類されます。当該貸出金の公正価値の変動は、当社の連結損益計算書の「その他収益」に計上されます。関連する受取利息は、約定金利に基づき測定され、当社の連結損益計算書に「受取利息」として計上されます。これらの抵当貸付に関する情報は、次表に含まれています。商品特有の信用リスクによるこれらの貸出金の公正価値の変動は、2014年および2013年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ48百万ドルおよび156百万ドルの損失でした。

これらの連結VIEが発行した債務は、シティグループの連結貸借対照表に長期債務として分類されます。これらの負債の大部分に関する公正価値の変動は、当社の連結損益計算書の「その他収益」に計上されます。関連する支払利息は、約定金利に基づき測定され、連結損益計算書に「支払利息」として計上されます。2014年および2013年12月31日現在、これらの連結VIEの長期債務の未回収元本残高総額は、公正価値総額をそれぞれ9百万ドルおよび223百万ドル上回っていました。

次表は、2014年および2013年12月31日現在において公正価値で計上されている連結VIEの法人向けおよび個人向け貸出金に関する情報を提供しています。

	2014年12月31日		2013年12月31日	
	法人向け 貸出金	個人向け 貸出金	法人向け 貸出金	個人向け 貸出金
(単位：百万ドル)				
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ —	\$ —	\$ 14	\$ 910
公正価値を上回る未回収元本残高総額	9	—	7	212
未収利息の計上が停止されている 貸出金または90日超延滞している 貸出金の残高	—	—	—	81
未収利息の計上が停止されている 貸出金または90日超延滞している 貸出金の公正価値を上回る未回収 元本残高総額	—	—	—	106

特定の仕組負債

当社は、その業績が仕組金利、インフレ、通貨、株式、参照クレジットまたはコモディティ・リスクに連動する特定の仕組負債（以下「仕組負債」といいます。）について、公正価値オプションを選択しています。これらのエクスポージャーはトレーディング関連のポジションとみなされており、公正価値に基づいて管理されているため、当社は公正価値オプションを選択しています。これらのポジションは引き続き、それぞれの法的構造に応じて、当社の連結貸借対照表に債務、預金またはデリバティブ（「トレーディング勘定負債」）として分類される予定です。

次表は、2014年および2013年12月31日現在、組込デリバティブ商品を種類別に分類した仕組債の簿価に関する情報を提供しています。

	2014年12月31日	2013年12月31日
(単位：十億ドル)		
金利連動債	\$ 10.9	\$ 9.8
外国為替連動債	0.3	0.5
株式連動債	8.0	7.0
コモディティ商品連動債	1.4	1.8
クレジット連動債	2.5	3.5
合計	\$ 23.1	\$ 22.6

これらの仕組負債の公正価値の変動は当社の連結損益計算書の「自己勘定取引」に計上されます。これら仕組負債の公正価値の変動（「自己勘定取引」に計上されている公正価値の変動に含まれます。）には、経過利息の経済的要素が含まれています。

特定の非仕組負債

当社は、固定金利および変動金利の付された特定の非仕組負債（以下「非仕組負債」といいます。）について、公正価値オプションを選択しています。当社は、デリバティブ契約を用いて金利リスクが経済的にヘッジされている負債、またはその発行代金が損益を通じて公正価値で会計処理される金融資産を購入するために使用される負債に対して、公正価値オプションを選択しています。この選択は、会計上の不一致を軽減し、業務上の簡素化を図ることを目的としています。これらのポジションは、当社の連結貸借対照表の「短期借入金」および「長期債務」に計上されます。これらの非仕組負債の公正価値の変動は、当社の連結損益計算書の「自己勘定取引」に計上されます。非仕組負債の関連する支払利息は約定金利に基づき測定され、連結損益計算書に「支払利息」として計上されます。

次表は、2014年および2013年12月31日現在において公正価値で計上されている長期債務（連結VIEが発行した債務を除きます。）に関する情報を提供しています。

(単位：百万ドル)	2014年12月31日	2013年12月31日
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 26,180	\$ 25,968
公正価値を上回る（下回る）未回収元本残高総額	(151)	(866)

次表は、2014年および2013年12月31日現在において公正価値で計上されている短期借入金に関する情報を提供しています。

(単位：百万ドル)	2014年12月31日	2013年12月31日
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 1,496	\$ 3,692
公正価値を上回る（下回る）未回収元本残高総額	31	(38)

[前へ](#)[次へ](#)

27. 差入資産、担保、保証およびコミットメント**差入資産**

当社の財務活動およびトレーディング業務に関連して、当社は買戻契約、担保付融資契約、連結VIEの担保付負債およびその他の借入金に基づく債務を担保するため、資産を差し入れています。2014年および2013年12月31日現在、当社の連結貸借対照表上に認識されている差入資産の重要な構成要素の簿価の概算は、以下のとおりでした。

(単位：百万ドル)	2014年	2013年
投資有価証券	\$ 173,015	\$ 183,071
貸出金	214,530	228,513
トレーディング勘定資産	111,832	118,832
合計	\$ 499,377	\$ 530,416

さらに、2014年および2013年12月31日現在の「現金および銀行預け金」には、連邦政府およびその他の仲介業に関する規則に基づいて分別された現金または清算機関への預け金が、それぞれ62億ドルおよび88億ドル含まれていました。

受入担保

2014年および2013年12月31日現在、当社が受け取り、売戻または再担保に提供することができる担保の公正価値の概算は、認められる相殺の影響を除いて、それぞれ3,467億ドルおよび3,083億ドルでした。この担保は、売戻契約、有価証券の貸借取引、デリバティブ取引および信用取引に関連して受け取ったものです。

2014年および2013年12月31日現在、当社が受け取った担保の大部分は売却されたか、あるいは買戻契約、空売り有価証券、有価証券の貸借取引、清算機関に対する担保、証券関連法令に基づく分別要求、デリバティブ取引および銀行借入金に関連して再担保に提供されています。

さらに、2014年および2013年12月31日現在、当社は担保提供先が売却あるいは再担保に提供することができない担保をそれぞれ3,760億ドルおよび3,970億ドル差し入れています。

リース・コミットメント

2014年、2013年および2012年12月31日に終了した事業年度の賃借料（主にオフィスおよびコンピューター設備）は、それぞれ14億ドル、15億ドルおよび15億ドルでした。

解約不能なリースのもとで将来発生する年間の最低賃借料（サブ・リース収入控除後）は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	
2015年	\$ 1,415
2016年	1,192
2017年	964
2018年	771
2019年	679
2020年以降	4,994
合計	\$10,015

保証

シティは、顧客に対し、その信用力を強化し、広範囲な事業取引が可能となるように様々な保証および補償を提供しています。保証の定義を満たす特定の契約については、保証人が保証開始時に引受ける義務の公正価値で負債計上すべきであるとしています。

さらに、保証人は、被保証会社が全額債務不履行となった場合に、保証に基づき保証人が支払を要求される可能性がある将来の潜在的支払金額の最高額を開示することが求められています。将来の潜在的支払金額の最高額は、保証の想定金額に基づいて決定されますが、遡求条項に基づいた、あるいは保有担保からの回収可能性は考慮されません。このため、シティは、こうした金額がこれらの保証に関する予想損失額とは関連がないと考えています。

次表は、2014年12月31日および2013年12月31日現在のシティの保証に関する情報を示しています。

(単位：十億ドル、ただし簿価は百万ドル 2014年12月31日現在)	将来の潜在的支払金額の最高額			簿価 (百万ドル)
	期日 1年以内	期日 1年超	合計残高	
金融スタンバイ信用状	\$ 25.4	\$ 73.0	\$ 98.4	\$ 242
履行保証	7.1	4.8	11.9	29
保証とみなされるデリバティブ商品	12.5	79.2	91.7	2,806
遡求義務付売却ローン	—	0.2	0.2	15
有価証券貸出補償 ⁽¹⁾	127.5	—	127.5	—
クレジットカード加盟店処理 ⁽¹⁾	86.0	—	86.0	—
カストディ補償およびその他	—	48.9	48.9	54
合計	\$258.5	\$206.1	\$464.6	\$3,146

(単位：十億ドル、ただし簿価は百万ドル 2013年12月31日現在)	将来の潜在的支払金額の最高額			簿価 (百万ドル)
	期日 1年以内	期日 1年超	合計残高	
金融スタンバイ信用状	\$ 28.8	\$ 71.4	\$100.2	\$ 429
履行保証	7.6	4.9	12.5	42
保証とみなされるデリバティブ商品	6.0	61.6	67.6	797
遡求義務付売却ローン	—	0.3	0.3	22
有価証券貸出補償 ⁽¹⁾	79.2	—	79.2	—
クレジットカード加盟店処理 ⁽¹⁾	85.9	—	85.9	—
カストディ補償およびその他	—	36.3	36.3	53
合計	\$207.5	\$174.5	\$382.0	\$1,343

- (1) 有価証券貸出補償およびクレジットカード加盟店処理から生じる潜在的債務の蓋然性は極めて低いため、いずれの表示期間についても、これらの保証の簿価は重要なものではありませんでした。

金融スタンドバイ信用状

シティは、借り手の信用を当社が保証するスタンドバイ信用状を発行しています。信用状が実行された場合、借り手はシティに対して返済する義務を負います。スタンドバイ信用状は、契約上の債務不履行から第三者を保護します。金融スタンドバイ信用状には、(i)保険料の支払および産業振興債の引受けを保証する再保険リスクの保証、(ii)先物および店頭取引デリバティブの清算（詳細については以下をご参照ください。）を含む、清算機関に対する支払債務の決済、(iii)エスクロー預金勘定の代わりとしてオプションおよび有価証券の購入の保証、ならびに(iv)貸出金、与信枠、約束手形および貿易手形引受けを保証する信用状が含まれます。

履行保証

履行保証および信用状は、建設工事またはシステム設置プロジェクトに関する顧客の入札、あるいは契約条件に基づくそのプロジェクトの完成を保証するために発行されます。またこれらは、第三者に対して特定の商品、コモディティ、あるいは保守または製品保証サービスを提供する顧客の義務を保証するためにも発行されます。

保証とみなされるデリバティブ商品

デリバティブは、キャッシュ・フローが想定元本および基礎となる資産、参照クレジットまたはインデックスに基づいており、初期投資額が少額またはゼロで、差金決済が求められるまたは認められている金融商品です。シティのデリバティブ取引については、連結財務諸表注記23をご参照ください。

保証とみなされるデリバティブ商品には、被保証会社が保有する資産、負債または持分有価証券に関する原資産の変動に基づいて、シティが取引相手に支払を行う必要があるデリバティブ商品のみが含まれています。より具体的に言えば、保証とみなされるデリバティブ商品には、取引相手が銀行、ヘッジファンドまたはブローカー・ディーラー（このような取引相手は当該金融商品の市場のディーラーとみなされるため、原資産を保有することができません。）ではない特定の店頭取引の売建てプット・オプションが含まれています。シティが販売するクレジット・デリバティブは、連結財務諸表注記23で別途開示されているため、上表からは除外されています。シティの将来の潜在的支払金額の最高額が制限されていない場合には、契約の想定元本が開示されます。

遡求義務付売却ローン

遡求義務付売却ローンは、一定の状況のもとで生じたローンの損失について買い手に払戻しを行うシティの義務を表しています。遡求義務とは、購入したローンに関してその買い手／投資家が被った損失の全額を売り手／貸し手が払い戻すという売買契約に基づく義務のことです。この義務は、延滞しているローンを売り手が買い戻すことにより履行することも可能です。

上表に示されている金額に加えて、シティは、米国政府系事業体（以下「GSE」といいます。）およびそれより小規模で民間の投資家へのローン全体の売却に関連する住宅抵当貸付の表明および保証に係る請求に対する潜在的な買戻しまたは完全責任履行のために、買戻しに関する引当金を計上しています。買戻しに関する引当金は、2014年12月31日および2013年12月31日現在、それぞれ約224百万ドルおよび341百万ドルであり、これらの金額は連結貸借対照表の「その他負債」に含まれています。

有価証券貸出補償

有価証券の所有者は頻繁に、有価証券を空売りする、あるいはその他の義務を履行するために他者に引渡すことを予定している第三者に、これらの有価証券を貸し出して手数料を受け取ることがあります。銀行は、顧客のためにこのような有価証券貸出プログラムを管理することがあります。有価証券貸出補償は、有価証券の借り手が貸出契約に規定された有価証券を返却せず、保有担保が有価証券の時価をカバーするのに不十分な場合に、銀行が有価証券の貸し手に全額を保証するものです。

クレジットカード加盟店処理

クレジットカード加盟店処理の保証は、(i)自社カードに関する様々な加盟店へのカード取引処理サービスの提供、および(ii)銀行系カードの取引処理サービスについての潜在的債務に関連する当社の間接的な義務を表しています。いずれの場合も、債務は、加盟店とカード保有者との間に請求上のトラブルが生じ、最終的にカード保有者に有利な結論が出た場合に発生します。加盟店はカード保有者に対してその金額を返金する義務を負います。一般的にはクレジットカード処理会社がこのような金額を加盟店から回収できなければ、当該クレジットカード処理会社がカード保有者に提供したクレジットあるいは返金額に関する損失を負担することになります。

上記(i)について、シティは、自社カード加盟店のポートフォリオに関して、引き続き一次的な偶発債務を負っています。この損失リスクは、シティと加盟店の間のキャッシュ・フローを純額で決済すること、およびシティが加盟店に対する他のキャッシュ・フローの支払と相殺する権利を持っていることにより軽減されています。このリスクをさらに軽減するために、シティは、決済の延期をしたり、加盟店に預託金の納付を要求したり、加盟店の財務状況が悪化した場合にさらなる財務上および業務上の支配力をシティに与える契約条項を含めるよう要求したり、あるいは様々な信用補完（信用状や銀行保証を含みます。）を要求することもあります。自社カード加盟店が自社カード保有者に対して、商品またはサービスを提供できなくなる、あるいは返金できなくなるという極めて稀な事態が生じた場合は、シティがカード保有者に対し、クレジットを提供するか返金するという偶発債務を負います。

上記(ii)について、シティは、シティが取引処理サービスを提供している銀行系カード、および第三者が当該サービスを提供してシティが二次保証人を務める銀行系カードの取引について、当該取引処理会社が履行義務を果たさない場合に、潜在的債務を負います。

銀行系カードと自社カードの双方の加盟店処理サービスに関連するシティの潜在的偶発債務の最大額は、ある時点において有効なチャージバック取引としての要件を満たすクレジットカード取引の合計額と見積られます。2014年12月31日および2013年12月31日現在、この潜在的エクスポージャーの最大額は、いずれの期間についても860億ドルと見積られています。

しかし、シティは、エクスポージャーの最大額は、過去の実績に基づく実際の潜在的損失エクスポージャーを表すものではないと考えています。ほとんどの商品およびサービスは購入時に受け渡され、それが加盟店に返品されたときに返金されるため、この偶発債務が生じる可能性は非常に低いと思われます。シティは、一次保証人の資金力、未解決のチャージバックの規模および内容、ならびに過去の損失実績に基づいて、加盟店処理に関連する偶発債務の蓋然性および金額を評価しています。2014年12月31日および2013年12月31日現在、加盟店処理業務に関連して発生した損失およびシティの偶発債務の簿価は重要なものではありませんでした。

カストディ補償

カストディ補償は、第三者のサブカストディアンまたは預金取扱機関が顧客資産の保全に失敗した場合に、カストディ業務の顧客に全額を保証するものです。

その他の保証および補償

クレジットカード保護プログラム

シティは、クレジットカード事業を通じて、レンタカーを対象とする保険、購入商品に関連する一定の損害補填、特定の購入に対する価格補償および紛失荷物に対する補償を提供するプログラムを含め、いくつかのカード商品に関してカード保有者に対する様々な保護プログラムを提供しています。これらの保証は、その保証残高およびシティの損失エクスポージャーの最大額を数値化することができないため、表には含まれていません。これらの補償は、特定の種類の購入や損失に限定されており、ある時点においてこれらの補償の対象となる購入を数値化することは不可能です。シティは、過去の損失実績の程度および内容に基づいて、これらのプログラムに関連する潜在的債務の蓋然性および金額を評価しています。2014年12月31日および2013年12月31日現在、これらのプログラムに関連して発生した実際の損失額および見積損失額、ならびにシティの債務の簿価は重要なものではありませんでした。

その他の表明ならびに保証および補償

通常の業務活動において、シティは、数多くの取引に関連する契約において相手方に標準的な表明と保証を提供しており、また税法の変更あるいは税法の不利な解釈によって追加の税金負担が生じた場合に契約の相手方を保護する補償を含む補償規定を設けています。これらの取引の相手方は、シティに対してこれらに匹敵する補償を提供しています。そのような表明、保証および補償は多くの契約関係において必要不可欠な要素ですが、取引の対象となる事業目的を表すものではありません。補償条項は、多くの場合、契約条件に基づくシティ自身の契約履行に関連する標準的契約条件であり、損失リスクが低いという評価に基づいて通常の業務活動において締結されています。多くの場合、これらの条項は契約条件が契約開始時点で確実に満たされるようにするためのものです。これらの標準的な表明と保証に対し対価を受け取ることはなく、これらに基づいて支払が生じることはほとんどないため、その公正価値を算定することはできません。多くの場合、補償条項に表示金額あるいは想定金額は含まれず、潜在的に補償義務の発生につながりうる偶発事象は発生しておらず、今後も発生しないと予想されます。このため、これらの補償は上表に含まれていません。

バリュー・トランスファー・ネットワーク

シティは、世界中の数百のバリュー・トランスファー・ネットワーク(以下「VTN」といいます。)(取引所と同様な支払、清算および決済システム)のメンバーまたは株主になっています。メンバーの条件として、これらのVTNの多くはメンバーに対して、他のメンバーの債務不履行によって組織に発生した損失について比例配分による負担分を支払う準備をしておくことを要求しています。シティの潜在的債務は、VTNに対するメンバーシップ持分、またはVTNの資金への拠出金に限定される可能性があります。場合によっては債務が無制限になる可能性もあります。まだ発生していない将来の請求に関する評価が必要となるため、最大エクスポージャーを見積ることはできません。シティは、VTNとの過去の実績を考慮すると損失リスクはほとんどないと考えています。したがって、シティのVTNへの参加は上記の保証に関する表には報告されておらず、シティのVTNに対する関与から生じる潜在的債務について、2014年12月31日および2013年12月31日現在の連結貸借対照表に反映されている金額はありません。

長期介護保険補償

保険子会社の売却に際して、当社は保険会社に補償を提供しましたが、これは、一連の長期介護保険(以下「LTC」といいます。)事業に関連する保険金請求およびその他の負債を対象とするもの(LTCの全保険期間に対するもの)で、別の保険会社によって完全に再保険されています。再保険会社は、有価証券を提供する形で2つの信託に資金を提供しましたが、この証券の公正価値(2014年12月31日現在の約62億ドルおよび2013年12月31日現在の54億ドル)は、当該保険会社のLTC保険契約に関する法定債務を保証するよう組成されています。LTC保険契約に関する見積法定債務は時間の経過に伴い変動するため、これら信託の資産は、当該資産の公正価値が引き続きこのような法定債務に対応するのに十分であるように、定期的に評価および調整されます。

支払不能を含めて理由の如何にかかわらず、再保険会社が再保険契約に基づく契約不履行に陥った場合で、かつ2つの信託の資産が不十分、または当該再保険会社がその資産を利用できない場合、シティは当該LTC保険契約に関連して実際に発生した損失を補償しなければなりません。これら2つの事象はいずれも、シティがその補償債務に従って出再保険会社への支払義務を負う前に発生することになりますが、かかる事象の発生の可能性は現在高くないため、当該補償に関連して2014年12月31日および2013年12月31日現在の連結貸借対照表に反映された負債はありません。シティは当該補償債務における潜在的エクスポージャーを引き続き緻密にモニターしています。

簿価一保証および補償

2014年12月31日および2013年12月31日現在、上表に含まれるこれらの保証および補償に関連する負債の簿価合計は、それぞれ約31億ドルおよび13億ドルとなっています。財務および履行保証の簿価は「その他負債」に計上されています。遡求義務付売却ローンに関する負債の簿価は「その他負債」に計上されています。

先物および店頭取引デリバティブの清算

シティは、上場先物および店頭取引デリバティブ契約を行っている顧客に対して、中央清算機関（以下「CCP」といいます。）との清算サービスを提供しています。あらゆる関連する事実および状況に基づき、シティは、これらの顧客取引の清算会員としての役割において、会計上の代理人を務めているとの結論に至りました。このためシティは、対象となる上場先物または店頭取引デリバティブ契約を連結財務諸表に反映させていません。連結財務諸表に反映されているシティのデリバティブ取引については、注記23をご参照ください。

清算会員として、シティは顧客と各CCPの間で現金および有価証券の担保（証拠金）の回収および送金を行います。証拠金には、当初証拠金と変動証拠金という2つの種類があります。シティが現金による当初証拠金から利益を得る場合または現金による当初証拠金を管理する場合（金利スプレッドを維持する場合など）、顧客から回収してCCPに送金した現金による当初証拠金は、それぞれ「ブローカレッジ債務」（顧客に対する支払債務）および「ブローカレッジ債権」（ブローカー、ディーラーおよび決済機関に対する受取債権）に反映されます。しかし、(a) 現金による当初証拠金に対してCCPが支払った利息全額をシティが顧客にパススルーすること、(b) シティは証拠金の現金を他の資産に転換するために清算会員としての権利を利用しないこと、(c) CCPの履行に関してシティは保証を行わず、顧客に対しての責任を負わないこと、という点でシティが顧客と契約上合意している店頭取引デリバティブ契約に関しては、顧客から回収してCCPに送金した現金による当初証拠金はシティの連結貸借対照表に反映されません。このように回収されて送金された現金による当初証拠金の合計額は、2014年12月31日および2013年12月31日現在、それぞれ約32億ドルおよび14億ドルでした。

顧客から各CCPに支払われる、またはCCPから顧客に支払われる予定の変動証拠金は、各取引日における顧客のデリバティブ契約の価値の変動を反映しています。清算会員として、シティは顧客による不履行のリスク（例えば、顧客のデリバティブ契約の価値にマイナスの変動が生じて、顧客がCCPに変動証拠金を差し入れない場合）にさらされています。顧客による不履行が生じた場合、シティは顧客のポジションの清算に移ります。CCPは通常、顧客が差し入れ、CCPが保有する当初証拠金を利用し、残りの不足額があれば、清算会員としてシティが支払を行う必要があります。シティは通常、顧客が差し入れた現金または有価証券による追加の証拠金を保有しており、これは通常、顧客が履行義務を果たさない場合のシティの信用リスクを軽減するために十分なものと予想されています。

ASC 860-30-25-5に要求されるとおり、顧客が差し入れた有価証券担保はシティの連結貸借対照表に認識されません。

受入担保

これらの保証および補償に基づいて発生する損失を弁済するためにシティが利用可能な現金担保は、2014年12月31日および2013年12月31日現在、それぞれ630億ドルおよび520億ドルでした。担保として保有する有価証券およびその他の市場性のある資産は、2014年12月31日および2013年12月31日現在、それぞれ700億ドルおよび390億ドルでした。担保の大部分は、有価証券貸出補償に基づいて発生する損失を弁済するために保有されています。さらに、担保として保有するシティに有利な信用状は、2014年12月31日および2013年12月31日現在、それぞれ40億ドルおよび53億ドルでした。特定の保証および補償に基づく損失について、シティはその他の資産を弁済に利用できる場合もありますが、そのような資産の価値は算定していません。

履行リスク

シティは、指定の参照取引相手の内部または外部格付けに基づいて保証の履行リスクを評価しています。外部格付けが使用される場合には、Baa／BBB以上が投資適格とみなされ、これに満たない格付けは投資不適格とみなされます。シティの内部格付けは、関連する外部の格付システムと一致しています。一部の基礎となる参照資産または事業体に関しては格付けが入手できません。このような参照資産は「非格付け」カテゴリーに含まれています。保証残高に関する将来の潜在的支払金額の最高額は、これらの契約の想定元本、つまり保証対象の資産の額面と決められています。

次表は、2014年12月31日および2013年12月31日現在における内部および外部信用格付けに基づき分類された将来の潜在的支払金額の最高額を示しています。前述したように、将来の潜在的支払金額の最高額は保証の想定元本に基づいて決定されますが、遡求条項に基づく、あるいは保有担保からの回収可能性は考慮されません。このため、シティは、こうした金額がこれらの保証に関する予想損失額とは関連がないと考えています。

(単位：十億ドル、2014年12月31日現在)	将来の潜在的支払金額の最高額			
	投資適格	投資不適格	非格付け	合計
金融スタンバイ信用状	\$ 73.0	\$ 15.9	\$ 9.5	\$ 98.4
履行保証	7.3	3.9	0.7	11.9
保証とみなされるデリバティブ商品	—	—	91.7	91.7
遡求義務付売却ローン	—	—	0.2	0.2
有価証券貸出補償	—	—	127.5	127.5
クレジットカード加盟店処理	—	—	86.0	86.0
カストディ補償およびその他	48.8	0.1	—	48.9
合計	\$ 129.1	\$ 19.9	\$ 315.6	\$ 464.6

(単位：十億ドル、2013年12月31日現在)	将来の潜在的支払金額の最高額			
	投資適格	投資不適格	非格付け	合計
金融スタンバイ信用状	\$ 76.2	\$ 14.8	\$ 9.2	\$ 100.2
履行保証	7.4	3.6	1.5	12.5
保証とみなされるデリバティブ商品	—	—	67.6	67.6
遡求義務付売却ローン	—	—	0.3	0.3
有価証券貸出補償	—	—	79.2	79.2
クレジットカード加盟店処理	—	—	85.9	85.9
カストディ補償およびその他	36.2	0.1	—	36.3
合計	\$ 119.8	\$ 18.5	\$ 243.7	\$ 382.0

信用コミットメントおよび与信枠

次表は2014年12月31日および2013年12月31日現在のシティグループの信用コミットメントに関する情報を表しています。

(単位：百万ドル)	米国	米国以外	2014年12月31日	2013年12月31日
コマーシャル信用状およびこれに準ずる信用状	\$ 1,369	\$ 5,265	\$ 6,634	\$ 7,341
1戸から4戸の家族用住宅抵当貸付	3,243	2,431	5,674	4,946
1戸から4戸の家族用住宅により担保されたりボルピング・オープン・エンド型ローン	13,535	2,563	16,098	16,781
商業不動産、建設および土地開発	8,045	1,197	9,242	8,003
クレジットカード限度額	492,391	119,658	612,049	641,111
商業用およびその他個人向け貸出約定	154,923	88,757	243,680	225,447
その他のコミットメントおよび偶発債務	1,584	4,091	5,675	7,863
合計	\$ 675,090	\$ 223,962	\$ 899,052	\$ 911,492

未実行のコミットメントの大部分は、顧客が特定の与信基準を維持することを条件としています。商業用コミットメントは、一般的に変動金利で期日が確定されており、手数料の支払が求められることがあります。このような手数料（特定の直接費用を控除後）は繰り延べられ、コミットメントが実行された場合は貸出期間にわたり償却され、また、コミットメントの実行が見込まれない場合は約定期間にわたって償却されます。

コマーシャル信用状およびこれに準ずる信用状

コマーシャル信用状は、顧客による商品購入の資金調達またはその他のコミットメントの履行を可能にするために、シティグループが顧客の信用を保証する商品です。シティグループは、顧客に代わり信用状をサプライヤーに発行し、サプライヤーが信用状の条件に従い履行していることを証明する書類の提示をもって支払を行うことに合意しています。信用状が実行された場合、顧客はシティグループに弁済することが求められます。

1戸から4戸の家族用住宅抵当貸付

1戸から4戸の家族用住宅抵当貸付コミットメントは、買い手が購入を完了できるように銀行が特定の金額を前払いすることを記した、シティグループから不動産の売り手に対する書面での確認です。

1戸から4戸の家族用住宅により担保されたリボルビング・オープン・エンド型ローン

1戸から4戸の家族用住宅により担保されたリボルビング・オープン・エンド型ローンは、本質的に、ホーム・エクイティ・ローン信用枠です。ホーム・エクイティ・ローン信用枠は、自宅またはセカンド・ハウスを担保として、その公正市場価値が第1順位住宅抵当貸付の負債残高を超過している金額を上限としたローンです。

商業不動産、建設および土地開発

商業不動産、建設および土地開発には、商業用および複数家族用住宅、ならびに土地開発プロジェクトに対する資金調達のために信用供与を行うコミットメントの未実行部分が含まれています。

不動産により担保されたコミットメントと無担保のコミットメントの両方が、この項目に計上されており、また未成工事支出金に対する前払い義務がある場合は、未実行貸出金がこの項目に計上されます。ただしこの項目には、貸出実行後には連結貸借対照表の「貸出金合計（正味）」に分類される信用供与のみが含まれています。

クレジットカード限度額

シティグループは、クレジットカードを発行することにより顧客に信用供与を行っています。クレジットカード限度額は、カード保有者に通知することにより、または現地法により認められている場合は通知なしで取り消すことが可能です。

商業用およびその他個人向け貸出約定

商業用およびその他個人向け貸出約定には、当座貸越および流動性ファシリティ、ならびにローンの実行または購入、第三者の債権の購入、債券の発行またはリボルビング型引受枠の提供、および株式の形式による投資のための商業用コミットメントが含まれます。2014年12月31日および2013年12月31日現在の残高には、当初の満期が1年未満のものが、それぞれ530億ドルおよび580億ドル含まれています。

またこの項目には、一般に正常とみなされる水準を上回る負債（借り手の資本金に対する負債の割合で測定します。）を有する借り手に対して資金を提供する高レバレッジの資金調達コミットメントが含まれています。この種類の資金調達は、買収、マネジメント・パイアウトおよび類似する取引において、広く利用されています。

その他のコミットメントおよび偶発債務

その他のコミットメントおよび偶発債務には、約定済または未決済の通常のリバース・レポ契約および上記の勘定科目に計上されなかったコミットメントおよび偶発債務に関連するその他すべての取引が含まれます。

28. 偶発事象

会計および開示フレームワーク

ASC 450は、訴訟および規制事項からの潜在的な損失を含む偶発損失の開示および認識について規定しています。ASC 450は、「偶発損失」を「事業体にとって損失が発生しうる不確実性を伴う既存の条件、状態もしくは一連の状況であり、それは最終的に1つまたは複数の将来の事象の発生（または発生しないこと）により解決される」と定義しています。この基準では、将来の偶発事象の発生可能性に基づいて、偶発損失の認識および開示に異なった要件を課しています。この基準では、次の3つの用語を使用して発生可能性の程度を区別しています。すなわち、「発生可能性が高い」は「将来事象が発生する見込みがある」ことであり、「発生可能性が低い」は「将来事象が発生する可能性がわずか」であることを表し、そして「合理的な可能性がある」は、「将来事象が発生する可能性が「可能性が低い」より多いが「見込みがある」より小さいことです。これら3つの用語は、ASC 450の定義に従って以下で使用されています。

引当金

ASC 450では、「損失の発生事実を確認できる、1つまたは複数の将来事象の発生可能性が高く」かつ「損失金額を合理的に見積ることができる」場合、偶発損失に関する引当金を要求しています。ASC 450に準拠して、シティグループは、損失の発生可能性が高く、損失金額を合理的に見積ることが可能であると確信する場合は、ここで開示された訴訟および規制事項を含む偶発事象について引当金を設定しています。損失の合理的な見積りが金額の幅となる場合は、この幅の中の最低金額が引当計上されています。ただし、この幅の中で、より高い金額の見積りが、その幅の中の他の金額よりも適切である場合を除きます。設定後の引当金は追加情報を考慮して適宜調整されます。それらの事項に関して最終的に発生する損失金額は、該当する引当金の額を大幅に上回るか下回る可能性があります。

開示

ASC 450は、「少なくとも、損失または追加損失が発生する合理的な可能性があり」かつ上記の条件を満たさないために、損失に関する引当金が設定されていない、または、損失に対するエクスポージャーが引当金を超過している場合、偶発負債に関する開示を要求しています。シティグループはASC 450に準拠して、損失発生について合理的な可能性はあるが発生可能性が高くない、または損失発生の可能性は高いが合理的に金額を見積ることができないためにこの事項が引当金の要件を満たしていないと考え、したがってその事項に関して引当金を設定していないが、合理的な発生可能性のある損失の金額的重要性が高い場合は、偶発損失として開示しています。さらに、シティグループは、引当金を設定した事項の金額的重要性の高い損失に対する合理的な発生可能性のあるエクスポージャーが、設定した引当金を超過していると確信する場合には、この事項に関する開示を行っています。ASC 450に準拠してシティグループの開示には、見積可能な事項に関する合理的な発生可能性のある損失額の見積り、または損失の幅の見積りが含まれています。ASC 450は、見積りが不可能な場合について、合理的な発生可能性のある損失額の見積り、または損失の幅の見積りの開示を要求していません。発生可能性が低いとみなされる損失に関しては、引当金の設定も開示も要求されません。

訴訟および規制事項から生じた偶発事象

概要

以下に記載された事項に加え、通常の業務活動において、シティグループ、その関連会社および子会社、ならびに現在および以前の役員、取締役および従業員（本項において、「シティグループおよび関係者」と総称することがあります。）は、日常的に、様々な訴訟および手続の被告または当事者とされています。これらの訴訟および手続の中には、消費者保護、公正な貸付、証券、銀行、不正禁止、独占禁止、反マネーロンダリング、雇用およびその他の制定法およびコモンローに違反したとして、請求の主張を行い、または救済を求めているものもあります。実際に開始された、または、開始されるおそれのあるこれらの訴訟および手続の中には、相当な、または不確定の補償的あるいは懲罰的損害賠償または差止命令による救済を請求しているものや、集団全体ベースでの原状回復を請求しているものもあります。

通常の業務活動において、シティグループおよび関係者は、政府および規制当局の検査、情報収集の要請、調査および手続（公式および非公式の双方で）にも服しており、結果的に不利な判決、和解、制裁金、違約金、補償、不正利得の返還、差止命令またはその他の救済に服する場合があります。さらに、シティグループの一部の関連会社および子会社は、銀行、登録証券ブローカー・ディーラー、先物取次業者、投資アドバイザーまたはその他の規制を受ける事業体であり、これらの資格において、米国、州および外国の様々な証券、銀行、商品先物業、消費者保護およびその他の規制当局による規制に従っています。これらの規制当局による公式および非公式の問い合わせに関連して、シティグループならびに当該関連会社および子会社は、様々な規制対象分野に関して文書、証言およびその他の情報を求める多くの要求、罰則付召喚令状および命令を受領しています。また、シティグループおよび関係者は時折、連邦法や州法の行使機関から公式または非公式な形で、大陪審の罰則付召喚令状およびその他の情報収集要請や支援要請も受けており、シティグループおよびその顧客に関連する行使機関には、特に、各地域の米連邦検事事務所、司法省の資産没収・マネーロンダリング課およびその他の局、米国財務省の金融犯罪取締執行ネットワーク、ならびに米国連邦捜査局が含まれます。

シティグループのグローバルな業務範囲および世界各国への進出により、シティグループおよび関係者は、異なる法制度および規制管理体制を有する複数の法域において、訴訟ならびに政府および規制当局の検査、情報収集要請、調査および手続（公式および非公式の両方で）に服しており、これらの訴訟等は、シティグループおよび関係者が米国において服しているものとは実質的に異なり、また、実質的に異なるリスクを生じさせている可能性があります。シティグループおよび関係者は、複数の管轄区域で同一の対象に関わる手続に関与する場合があります。これにより、重複的、累積的または矛盾した結果が生じる場合があります。

シティグループは、すべての訴訟および規制事項を、シティグループおよび株主の最大の利益になると経営陣が考える方法で解決することを追求し、また、各係属中の事項において適宜、責任、違反行為の主張および、適用ある場合には、求められた賠償額もしくは違約金の幅またはその他の救済について争います。

開示事項に特有の不確実性

以下で開示する特定の事項は、相当なまたは確定不能な損失の請求に関わっています。これらの事項に関して主張されている請求は、一般的に広範囲で、しばしば複数年度にわたり、また時には幅広い事業活動に及び、原告または請求者が主張する損害が数値化できないか、訴状または要請書で事実による裏付けがないことが頻繁にあります。その他の事項は、規制当局による調査または手続のうち、それらに関する潜在的な制裁金、違約金またはその他の救済の範囲額を算定する客観的な基礎が存在しない可能性のあるものに関連しています。その結果、損失の発生可能性が高い、または合理的な発生可能性があることと確信していたとしても、事件または調査の進展によって合理的な発生可能性の幅に対する定量的な評価を裏付けるための十分な追加情報が出てくるまで、シティグループがこのような事項に対する損失を見積ることができない場合が頻繁にあります。これらの進展には、相手方または第三者による証拠開示、主要な問題に対する裁判所の判決、内部の専門家による分析、和解交渉などがあります。事実の複雑さ、新しい法理論、証拠開示のスピード、裁判所の日程、判決のタイミング、解決に向けた誠実な交渉に対する相手方の意志などの事実の範囲により、合理的な発生可能性のある損失の幅の見積りが可能になるまでに、事件の申立てまたは調査の開始から数ヶ月や数年かかることがあります。

見積り可能な事項

以下に記載する事項のいくつかについて、シティグループが設定した引当金（もしあれば）を超過する合理的な発生可能性のある損失額、または損失の幅を見積ることが可能です。この見積りに含まれるいくつかの事項については、損失発生の可能性が高く、かつ合理的に見積もることが可能であると確信されるために引当金が設定されていますが、損失に対するエクスポージャーが引当金を超過しています。これらの事項の場合、当該見積額は設定した引当金を超過する合理的な可能性のある損失の幅を示しています。この見積りに含まれるその他の事項については、損失の見積りが可能で、合理的な可能性があると確信されていますが、可能性が高いとは考えられないために引当金は設定されていません。これらの事項においては、この見積額は合理的な発生可能性のある損失額または損失の幅を示しています。2014年12月31日現在、シティグループは、これらの事項に関して将来の期間に発生する合理的な可能性のある引当金の設定されていない損失額は総額で最大約40億ドルであると見積っています。

これらの見積りは現在入手可能な情報に基づいています。入手可能な情報の変化により、シティグループの見積り可能な事項も変化し、見積額自体も変動します。さらに、財務諸表およびその他の財務関連の開示に表示されている多くの見積りには重要な判断が伴い、重大な不確実性に左右されるため、訴訟および法的手続より生じる合理的な発生可能性のある損失の幅の見積りは、特定の不確実性に左右されます。例えば、見積り時点において、（i）シティグループは当該請求に関する事実につき暫定的かつ不完全で不正確な情報のみを得ている場合があります。（ii）重要論点に関する裁判所またはその他の判決機関による将来の判決、または相手方または規制当局の行動および働きかけに対する見込みが誤っていることが証明されるかもしれません。（iii）また、予測しようとする結果は、統計的またはその他の定量的分析ツールを使用して修正できるものではないことが頻繁にあります。さらに、その発生可能性が低いとみなされ、シティグループが見積りを計上していない場合に損失が生じる場合があります。これらすべての理由により、見積りが行われた事項に関して最終的に負担する、引当金を超過する損失金額は、当該見積額に含まれる損失の幅を大幅に上回るか下回る可能性があります。

見積り不能な事項

以下に記載したその他の事項については、シティグループは合理的な発生可能性のある損失額または損失の幅を現在見積ることができません。これらの事項の多くはかなり予備的な段階であり（事項の開始から相当の時間が経過した事例でさえも）、請求の幅、集団（もしあれば）、または潜在的な損害額を規定する裁判所またはその他の判決機関による判決が極めて少ないか、実質的に存在しない、また事実の開示手続きがまだ進行中、またはまだ開始されていません。これらの事項の多くについて、シティグループは訴状または要請書に対して未回答であり、弁護も行っていない。また相手方（規制当局または民間の当事者）との交渉も行っていない。これらすべての理由により、シティグループは、これらの事項に関して、現時点では合理的な発生可能性のある損失額または損失の幅を見積ることができません。

最終結果に対する経営陣の意見

上記に従い、シティグループの経営陣は、現在の知識に基づき、また現在の法定準備金を考慮した上で、当注記に記載されたすべての事項の最終結果によって、シティグループの連結の財政状態に重大で不利な影響を及ぼす可能性は低いと考えています。しかしながら、これらの事項の中には相当なまたは不確かな金額が請求されているものもある点および、これらの事項は本質的に予測不能である点を考慮した場合、これらの一定の事項の不利な結果により、特定の四半期または年度における、シティグループの連結ベースの経営成績またはキャッシュ・フローに、随時、重大で不利な影響を及ぼす可能性があります。

コモディティ融資契約

2014年5月以降、シティグループは中国の青島港および蓬萊港で保管された実物商品（金属）に係る融資に関して報告を受け、不正行為の可能性を認識しました。シティグループはこれらの港に保管された実物商品（金属）を担保にしたシティグループの融資提供に関して、1社の取引相手と契約を締結しており、当該取引相手が当該資産を将来の特定の日付（通常、3ヶ月から6ヶ月）において買戻すことを定めて合意しています。この合意に従い、取引相手には、当該資産に対する完全な所有権を提供し、それを保証し、第三者による抵当権がないことを証明する責任があります。取引相手は、多国籍大企業の中国以外の子会社であり、この契約に基づく取引相手の義務は、親会社によって保証されています。

2014年7月22日、シティグループは約285百万ドルの融資に関連する契約に基づき、当該取引相手に対する権利行使の手続をロンドンの商事裁判所において開始しました。これに先立ち、当該取引相手および中国の倉庫業者1社は、これらの契約に基づく当事者の権利及び義務を明確にするため英国の裁判所において訴訟を提起しました。2014年12月上旬に、英国の裁判所は、これらの事実および状況を前提として、シティグループが対象の契約に基づき当該取引相手によるシティグループに対する返済義務の履行時期を適切に早めたかという論点に関して予審を行いました。裁判所は審理後の判決をまだ下していません。

問題の融資は公正価値で計上されています。いずれのポジションも公正価値で計上されているため、シティグループは、GAAPに準拠して、当該ポジションを調整し連結損益計算書に利益または損失を計上しています。

金融危機に関連した訴訟およびその他の事項

シティグループおよび関係者は、2007年に始まった世界的な金融危機に起因して発生した損害賠償請求および関連する損失の救済を主張する多くの訴訟およびその他の手続において被告とされています。こうした手続等の事項には、他の種類の手続の中でも、とりわけ以下の者によって主張された請求が含まれます。(i) 連邦証券法、外国法、証券および詐欺に関する州法、ならびに従業員退職所得保障法（以下「ERISA」といいます。）の違反を主張する、シティグループが発行した有価証券の個人投資家および投資家集団と称される集団、ならびに(ii) 他の上場企業が発行した証券、債務担保証券（以下「CDO」といいます。）、モーゲージ・バック証券（以下「MBS」といいます。）、オークション・レート証券（以下「ARS」といいます。）、投資ファンドおよびその他の仕組商品またはレバレッジ商品等、シティグループが引受け、発行または販売を行った証券およびその他の投資対象の投資家で、金融危機の結果損失を被った者。

これらの事項に加え、シティグループは、シティグループの住宅ローンに係る業務および事業活動ならびに金融危機によって影響を受けたその他の事業活動に関する公式および非公式の（そして多くの場合、業界全体に及ぶ）様々な調査に関連して、米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）、FINRA、州司法長官、司法省およびその下部機関、不良資産救済プログラムのための特別監査総監室、銀行規制当局、ならびにその他の政府機関および当局からの罰則付召喚令状および情報提供の要請に応えることに全面的に協力し続けています。これらの事業活動には、シティグループによるCDOおよびMBSの支援、パッケージ化、発行、マーケティング、取引、サービシングおよび引受け、シティグループによる住宅ローンの組成、売却その他の譲渡、サービシングおよび抵当権実行、ならびにシティグループによる自動車ローンの組成、サービシングおよび証券化が含まれますが、これらに限定されません。

住宅ローン関連訴訟およびその他の事項

証券関連訴訟：

シティグループおよび関係者は、金融危機において価値が下落したCDOおよびその他の資産に対するシティグループのエクスポージャーから生じた、様々なみなし集団訴訟および個別訴訟の被告とされています。これら事項の多くは、既に却下されているか和解が成立しています。これらの訴訟では、連邦証券法、外国の証券法、ERISAおよび州法に基づく主張を含め、広範囲にわたる請求が主張されています。これらの訴訟の一部に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第10 Civ. 9646号 (S.D.N.Y.) (Stein, J.)、第11 Civ. 7672号 (S.D.N.Y.) (Koeltl, J.)、第12 Civ. 6653号 (S.D.N.Y.) (Stein, J.)、ならびに第13-4488号、第13-4504号、第14-2545号および第14-3014号 (2d Cir.)において公的に入手可能です。

2007年11月以降、シティグループの特定の関連会社は、金融危機によって悪影響を受けた上場会社により発行された証券の投資家により提起された訴訟において、証券引受業者としての業務に起因して被告とされています。これらの事項の多くは、既に却下されているか和解が成立しています。全体として、発行体はかかる請求に関連して引受業者に補償を行っていますが、これらの事項の一部については、シティグループの関連会社に対して補償が行われておらず、または発行体の財政状態ゆえに将来補償が停止する可能性があります。

規制上の措置：

2014年7月14日、シティグループは、住宅モーゲージ・バック証券ワーキング・グループによる調査に関して和解に達しました。当該和解により、シティグループが2003年から2008年にかけて発行、組成または引受を行ったMBSおよびCDOに関する司法省、複数の州司法長官および連邦預金保険公社（以下「FDIC」といいます。）が提起した実際のおよび潜在的な民事請求が解決しました。これには、司法省に対する40億ドルの民事上の金銭支払、特定の州司法長官およびFDICに対する500百万ドルの支払、ならびに消費者救済のための25億ドル（2018年末までに提供予定）も含まれています。消費者救済は、手頃な集合賃貸住宅の建設および維持、住宅ローンの元本の減額および猶予、ならびにその他の様々な救済プログラムに基づく消費者への直接的な便益の供与のための資金という形式になる予定です。

モーゲージ・バック証券およびCDOの投資家による訴訟：

2010年7月以降、シティグループおよび関係者は、シティグループが販売または引受けを行ったMBSおよびCDOの購入者により提起された申立てにおいて被告とされています。申立ては全体として、証券の裏付けとなる資産の信用の質またはそれらの資産の選択方法に関して、被告による重要な虚偽の表示および表示漏れがあったと主張しており、また、主に1933年証券法第11条、各州のブルースカイ法および／またはコモンローの虚偽の表示による訴訟原因に基づく請求を主張しています。

これらの事項の大部分は、和解ないしは別の方法により解決されています。2014年12月31日現在、係属中の訴訟において未解決である購入分の当初購入額は総額約49億ドルであり、提起される恐れのある訴訟について投資家との出訴期間停止合意の対象となっている購入分の当初購入額は総額約14億ドルでした。これらの訴訟の一部に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第08 Civ.8781号 (S.D.N.Y.) (Failla, J.)、第654464/2013号 (N.Y.Sup.Ct.) (Friedman, J.)、第653990/2013号 (N.Y.Sup.Ct.) (Ramos, J.)、およびCL第14-399号 (Vir.Cir.Ct.) (Hughes, J.)において公的に入手可能です。

モーゲージ・バック証券に係る買戻請求：

MBSの証券化に関与した様々な当事者および利害関係者が、シティグループの特定の関連会社が証券化信託（プライベート・ラベル証券化）に供した抵当貸付に関連して表明および保証に違反したと主張しています。これらの請求は主に、証券化された抵当貸付の引受けに該当する引受基準に基づき行われなかったという主張に基づいています。シティグループはまた、プライベート・ラベル証券化に関連して、数多くの照会、融資書類に関する要求、ならびに表明および保証の違反について出訴期限の停止（延長）を求める要請を受けています。これらの照会、要求および要請は、証券化信託の受託者およびその他の者により行われています。

2014年4月7日、シティグループは、ギブス&ブランズ・エルエルピーを代表とする18の機関投資家と、特定の引き継がれた証券化に関する表明および保証に係る買戻請求の解決について合意に至りました。この合意に基づき、シティグループは、シティグループがスポンサーとなっている68の抵当貸付証券化信託の受託者に対し、かかる請求を解決するために11.25億ドルと一定の費用を信託に支払うという拘束力のある提案を行いました。当該合意の対象となる68の信託は、2005年から2008年にシティグループの引き継いだ「証券および銀行業務」が設立した信託で、シティグループの関連会社が当該信託に対して表明および保証を行ったものすべてを表しています。

2014年12月19日、シティグループ、18の機関投資家およびこれらの証券化の受託者は、2014年4月7日に提案された和解によって予定されていた請求の実質的に大部分を解決する改訂和解契約を締結しました。2014年12月31日、受託者は一部の追加請求に関する提案を受け入れるように和解契約を変更しました。2014年12月31日現在、受託者は、64の信託については和解を全面的に受け入れ、4つの信託については和解の一部を受け入れ、一部を和解から除外しています。和解契約の条件に従い、受託者の受け入れは裁判所による承認手続を前提としており、その手続は2014年12月21日に受託者によって開始されました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第653902/2014号（N.Y.Sup.Ct.）（Friedman, J.）において公的に入手可能です。

現在までに、受託者は、シティグループに対し、4件のプライベート・ラベル証券化に関連するこれら契約上の買戻請求のうち一部を強制するよう求める6件の訴訟を提起しています。6件の訴訟はそれぞれ手続の初期段階にあります。総じて原告は、これら4件の証券化取引で証券化された約6,700件の貸付およびその後に表明および保証の違反が判明したその他すべての貸付について、買戻請求を行っています。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13 Civ.2843号（S.D.N.Y.）（Daniels, J.）、第13 Civ.6989号（S.D.N.Y.）（Daniels, J.）、第653816/2013号（N.Y.Sup.Ct.）（Kornreich, J.）および第653930/2014号（N.Y.Sup.Ct.）において公的に入手可能です。

モーゲージ・バック証券の受託者に係る訴訟：

2014年6月18日、シティバンク、エヌ・エイが過去または現在において受託者を務める48のMBS信託の投資家集団が、「ブラックロック・アロケーション・ターゲット・シェアズ：シリーズSポートフォリオ他対シティバンク、エヌ・エイ訴訟」という事件名で、ニューヨーク州最高裁判所に申立てを提起しました。この申立てにおいては、他のMBS受託者に対して提起されたものと同様に、シティバンク、エヌ・エイがローンの組成者、証券化スポンサーおよびサービサーに対して契約上の救済策を講じなかったとの主張がなされています。この訴訟は2014年12月17日付で再訴可能な状態で取り下げられました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第651868/2014号 (N.Y. Sup. Ct.) (Ramos, J.)において公的に入手可能です。2014年11月24日、ほぼ同じ投資家集団が、UBS、リーマン・ブラザーズ、アメリカン・ホーム・モーゲージ、ゴールドマン・サックス、カントリー・プレイス、PHHモーゲージ、ワコピアおよびワシントン・ミューチュアルがスポンサーである27のMBS信託に関連して同様の請求を主張し、「フィックス・インカム・シェア：シリーズM他対シティバンク、エヌ・エイ訴訟」という事件名で、ニューヨーク州南部地区の連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第14-cv-9373号 (S.D.N.Y.) (Furman, J.)において公的に入手可能です。

2014年6月27日、別のMBS投資家集団が、「フェデラル・ホーム・ローン・バンク・オブ・トピカ他対シティバンク、エヌ・エイ」において通知付召喚状を提出しました。この召喚状においては、シティバンク、エヌ・エイが不特定の数のMBSの受託者として、信託のための救済策を講じなかったとの主張がなされています。この訴訟は2014年11月10日付で再訴可能な状態で取り下げられました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第651973/2014号 (N.Y. Sup. Ct.)において公的に入手可能です。

カウンターパーティーおよび投資家による訴訟

2010年に、アダビ投資庁（以下「ADIA」といいます。）は、2007年12月に行ったシティグループへの75億ドルの投資に関連して制定法上およびコモンロー上の請求を主張し、国際紛争解決センター（以下「ICDR」といいます。）においてシティグループおよび関係者との仲裁（以下「ADIA I」といいます。）に着手しました。ADIAは、投資契約の解除、またはその代替として40億ドル超の損害賠償を求めました。2011年5月の審理および審理後の手続を受けて、2011年10月14日に、仲裁委員会はADIAによるすべての主張に関してシティグループに有利な内容となる最終的裁定および理由書を発しました。2013年3月4日、ニューヨーク州南部地区の連邦地方裁判所は、仲裁裁定を無効にするよう求めるADIAの申立てを却下し、シティグループによる反対申立てを認めました。ADIAは控訴しましたが、2014年2月19日、米国第二巡回控訴裁判所は当該判決を支持しました。ADIAは連邦最高裁判所に再審理を求める申立てを提起しましたが、2014年10月6日に却下されました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第12 Civ.283号 (S.D.N.Y.) (Daniels, J.)、第13-1068-cv号 (2d Cir.)および第13-1500号 (U.S.)において公的に入手可能です。

2013年8月20日、ADIAは、ADIA Iで係争中のものと同じ投資から生じたコモンロー上の請求を主張し、ICDRにおいてシティグループとの二回目の仲裁（以下「ADIA II」といいます。）に着手しました。2013年8月28日、シティグループはニューヨーク州南部地区の連邦地方裁判所において、ADIA Iでの仲裁裁定を支持する裁判所判決により禁止されているとしてADIA IIの差止めを求め、ADIAに対する申立てを提起しました。2013年9月23日、ADIAはシティグループの訴えを却下して仲裁を強制するよう求める申立てを行いました。2013年11月25日、裁判所は暫定的差止命令を求めるシティグループの申立てを却下し、仲裁の強制を求めるADIAの申立てを認めました。2013年12月23日、シティグループはこの判決に関して米国第二巡回控訴裁判所に控訴しました。2015年1月14日、第二巡回控訴裁判所は地方裁判所の判決を支持しました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13 Civ.6073号 (S.D.N.Y.) (Castel, J.)および第13-4825号 (2d Cir.)において公的に入手可能です。

オルタナティブ・インベストメント・ファンド関連の訴訟およびその他の事項

2008年半ば以降、SECは、ASTA/MATおよびファルコンのファンドの運用および販売について調査を行っています。シティグループの特定の関連会社が運用および販売を行っていたこれらのオルタナティブ・インベストメント・ファンドは、金融危機の間に著しい損失を被りました。SECからの照会に加え、2012年6月11日に、ニューヨーク州司法長官がこれらのファンドの一部に関する文書および情報の提供を求めてシティグループの関連会社に罰則付召喚令状を発し、2012年8月1日には、マサチューセッツ州司法長官も同様の文書および情報の提供を求めてシティグループの関連会社に民事事件調査要求を発しました。シティグループはこれらの照会に全面的に協力しています。シティグループは、この調査関連の一部の主張に関して出訴期限を停止する合意をSECおよびニューヨーク州司法長官と締結しています。

シティグループおよび関係者は、CS0リミテッド、CS0 USリミテッドおよびコーポレート・スペシャル・オポチュニティーズ・リミテッドの投資家を代表して2012年10月に提起されたみなし集団訴訟において、被告とされています。これら3社の投資は、シティグループの関連会社が間接的に運用していました。原告は、これら3社およびその他の投資家は当該ファンドに投資するよう、またその後当該投資の買戻請求を行わないよう欺かれたとして、様々な州のコモンローに基づく請求を主張しています。この申立てでは、投資家のみなし集団を代表して400百万ドル超の回復を求めています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第12-cv-7717号 (S.D.N.Y.) (Castel, J.)において公的に入手可能です。

オークション・レート証券関連訴訟およびその他の事項

シティグループおよび関係者は、シティグループの株主およびARSの購入者や発行者ならびに変動金利要求払金の発行者が2008年の市場の暴落による連邦法や州法に基づく請求を主張して提起した多数の訴訟および手続において被告とされています。これらの訴訟の原告は、シティグループならびにその他のARSの引受会社およびブローカー・ディーラーが事態を予測していた、または予測すべきであったが、適切な開示を行わなかったと強く主張しています。これらの事項の多くは既に却下されているか解決しています。残りの事項の多くは、FINRAにおいて仲裁が継続しています。

リーマン・ブラザーズ破産手続

2010年9月以降、シティグループおよび関係者は、リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク（以下「LBHI」といいます。）の第11章破産手続、ならびにリーマン・ブラザーズ・インク（以下「LBI」といいます。）およびリーマン・ブラザーズ・ファイナンスAG（リーマン・ブラザーズ・ファイナンスSAとも呼ばれます。以下「LBF」といいます。）の清算手続における様々な対審手続および反対請求の被告とされています。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第08-13555号、第08-01420号および第09-10583号（Bankr.S.D.N.Y.）（Chapman, J.）において公的に入手可能です。

2012年2月8日、シティバンク、エヌ・エイおよびシティグループの特定の関連会社は、シティバンク、エヌ・エイおよびそれらの関連会社が提起した合計約26億ドルにのぼる請求の証拠に異議を唱える対審手続、ならびに連邦破産法および州法に基づきLBHIがシティバンク、エヌ・エイに預金した20億ドルの返還を主張している請求において被告とされました。後者の請求については、シティバンク、エヌ・エイは相殺する権利があると考えています。原告はまた、シティバンク、エヌ・エイに有利な内容である500百万ドルの振替および保証契約修正の回避、ならびにその他の救済を求めています。原告は、2012年11月16日、2014年1月29日および2014年12月9日に、追加請求および事実の申立てを主張し、以前に主張した請求の一部を修正する修正訴状を提出しました。証拠開示手続は係属中です。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第12-01044号および第08-13555号（Bankr.S.D.N.Y.）（Chapman, J.）において公的に入手可能です。

2014年7月21日、被告は特定のデリバティブ契約に基づく終了時の支払を不適切に保留していると主張して、シティバンク、エヌ・エイ、シティバンク・コリア・インクおよびシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドに対して対審手続が提起されました。2014年8月6日に修正訴状が提起され、2014年10月6日に被告は答弁書を提出しました。原告は、約70百万ドルおよび利息の回収を求めています。証拠開示手続は係属中です。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第09-10583号および第14-02050号（Bankr.S.D.N.Y.）（Chapman, J.）において公的に入手可能です。

テラファーマ訴訟

2009年12月、関連する2つのプライベート・エクイティ・ファンドのゼネラル・パートナーは、シティグループの特定の関連会社に対し、音楽会社EMIの2007年5月のオークションにおいて生じた数十億ドルの詐欺およびその他のコモンロー上の請求を主張する申立てをニューヨーク州裁判所に提起しました（後に、ニューヨーク州南部地区の連邦地方裁判所に移送されました。）。このオークションにおいて、シティグループはEMIのアドバイザーおよび原告の買収ビークルの貸し手を務めていました。陪審審理の後、2010年11月4日に、シティグループに有利な評決が言い渡されました。原告は判決登録を不服として控訴しました。2013年5月31日、米国第二巡回控訴裁判所は2010年11月の陪審員によるシティグループに有利な評決を無効とし、再審を行うよう命令しました。2014年3月7日、当事者は、当該訴訟の残るすべての請求について、イングランドにおいて原告が請求を再度提起する権利の棄却を確定せずに取り下げる命令を受けました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第09 Civ.10459号 (S.D.N.Y.) (Rakoff, J.)および第11-0126-cv号 (2d.Cir.)において公的に入手可能です。

2013年8月と9月に、ニューヨークでの手続における原告は彼らの関連会社および主たる債務者と共に、高等法院女王座部のマンチェスター地区登録商事裁判所（英国マンチェスター）において、シティグループの特定の関連会社に対して、EMIのオークションから生じた詐欺および過失による虚偽の表示に関する申立てを提起しました。これらの訴訟はその後、高等法院女王座部の商事裁判所（ロンドン）に移送されました。2014年3月7日、テラファーマが2013年に高等法院女王座部の商事裁判所（ロンドン）に提起した別の手続における当事者は、ニューヨークでの訴訟が却下されなければ2014年7月にニューヨーク州南部地区の連邦地方裁判所において審理されていた申立てを含めることとした修正訴状を原告が提出することに同意しました。当該修正訴状は2014年3月10日に提出され、証拠開示手続が係属中です。審理は2016年に開始する予定です。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、請求番号「テラファーマ・インベストメンツ (GP) 2 リミテッド他対シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド他」(2014 Folio 267)において公的に入手可能です。

トリビュン・カンパニー破産

シティグループの特定の関連会社は、デラウェア地区の連邦破産裁判所において提起されたトリビュン・カンパニー（以下「トリビュン」といいます。）の第11章事件に関連する対審手続の被告とされています。原告の申立てでは、2007年のトリビュンの約110億ドルのレバレッジド・バイアウトから生じた請求が主張されています。2013年8月2日、無担保債権者公式委員会に対する原告継承者である訴訟管財人は、「キルシュナー対フィッツシモンズ他訴訟」の対審手続において第五修正訴状を提出しました。この申立てでは、レバレッジド・バイアウトの一環として生じたトリビュン株式の譲渡を回避し、不正譲渡が行われたものとして回収することを求めています。シティグループの複数の関連会社は「株主被告」とされており、バイアウトの一環としてトリビュン株式をトリビュンに提供したという主張を受けています。

また、シティグループの複数の関連会社は、州法上の不正譲渡を構成するとの主張により、レバレッジド・バ
イアウトの一環として発生したトリビュン株式の譲渡の回収を求めてトリビュンの債券保有者が提起した特
定の訴訟の被告とされています。最後に、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク（以下「CGMI」と
いいます。）は、トリビュンのアドバイザーの役割を担ったことに関連して別の訴訟の被告とされています。
フィッツシモンズ訴訟の株主被告に対する請求の却下を求める申立ては係属中です。債券保有者の請求は以前に
却下されており、第二巡回控訴裁判所への控訴は係属中です。トリビュンのアドバイザーとしてのCGMIに対す
る訴訟の却下を求める申立ては継続中です。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理
番号第08-13141号 (Bankr.D.De1.) (Carey, J.)、第11 MD 02296号 (S.D.N.Y.) (Sullivan, J.)、第12 MC 2296
号 (S.D.N.Y.) (Sullivan, J.)および第13-3992号 (2d Cir.)において公的に入手可能です。

クレジット・デフォルト・スワップに関する事項

2011年4月に、欧州委員会（以下「EC」といいます。）は、クレジット・デフォルト・スワップ（以下
「CDS」といいます。）業界に対する調査（事件番号第COMP/39.745号）を開始しました。調査の対象範囲は当
初、投資銀行16行とCDS市場における有数の金融情報提供業者であるマーケットが共謀したか否か、および／ま
たはCDSに関する金融情報をコントロールするためにその支配的な位置を維持し悪用したか否かに関連していま
した。2013年7月2日、ECは、シティグループ、CGMI、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッ
ド、シティコープ・ノースアメリカ・インク、シティバンク、エヌ・エイ、マーケット、ISDAおよびその他12の
投資銀行ディーラーグループに対し、異論申立書を提出しました。当該申立書では、シティグループおよび他の
ディーラーが共謀し、欧州連合の機能に関する条約の第101条に違反して、取引所がクレジット・デリバティブ
事業に参入することを妨げたと主張されています。異論申立書は、ECの予備的結論を明記していますが、この事
件の最終的結果を予断したり、シティグループの主張および抗弁の見直しや検討から利益を得ようとしたりする
ものではありません。シティグループは、2014年1月23日に異論申立書に対する返答書を提出し、2014年5月14
日にECに口頭意見を行いました。

2009年7月および2011年9月に米国司法省反トラスト局は、CDS業界において非競争的行為があった可能性に
関する、シティグループに対する民事事件調査要求（以下「CID」といいます。）を発しました。シティグルー
プは、CIDに応じ、調査に協力しています。

さらに、特にシティグループ、CGMIおよびシティバンク、エヌ・エイを被告として、複数の事業体がみなし集
団訴訟を提起しています。この訴訟では、CDS業界における非競争的行為、ならびにシャーマン法第1条および
第2条に基づく様々な請求および不当利益に関する州法に基づく請求が主張されています。2013年10月16日、広
域係属訴訟に関する米国合議体は、これらのみなし集団訴訟を一元化し、イリノイ州北部地区の連邦地方裁判所
で係属中のこれらの訴訟を、デニス・コート裁判官のもとで公判前手続が調整・併合されるようニューヨーク州
南部地区の連邦地方裁判所に移送する命令を下しました。

2014年9月4日、米国ニューヨーク州南部地区の連邦地方裁判所は、第二併合修正訴状の却下を求めた被告の申立ての一部を認め、一部を退けました。これにより、原告によるシャーマン法第2条違反の主張と特定の損害賠償請求は退けられましたが、原告によるシャーマン法第1条違反と不当利得の主張に関する訴訟の継続が認められました。この訴訟についてのさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13 MD 2476号 (S.D.N.Y.) (Cote, J.)において公的に入手可能です。

外国為替に関する事項

規制上の措置：

米国政府およびその規制当局（司法省反トラスト局および刑事局等）、ならびにその他の管轄地の機関（英国重大不正捜査局、スイス競争委員会およびオーストラリア競争・消費者委員会等）は、シティグループの外国為替事業について調査を実施し、照会を行っています。シティグループは、これらや関連する調査および照会に全面的に協力しています。

2014年11月12日、商品先物取引委員会（以下「CFTC」といいます。）、英国金融行為規制機構（以下「FCA」といいます。）および米国通貨監督局（以下「OCC」といいます。）は、外国為替に関する調査を終了し、シティバンク、エヌ・エイと和解したことを発表しました。シティバンク、エヌ・エイは、CFTCおよびFCAが調査を終了させた銀行5行、ならびにOCCが調査を終了させた銀行3行に含まれていました。和解の一環として、シティバンク、エヌ・エイは、FCAに約358百万ドル、OCCに約350百万ドル、CFTCに約310百万ドルの罰金を支払うこと、また、その外国為替事業を統括する内部統制の枠組みをさらに強化させることに同意しました。

反トラストおよびその他の訴訟：

多数の外国為替ディーラー（シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイを含みます。）が、ニューヨーク州南部地区の連邦地方裁判所において、「外国為替ベンチマーク・レート独占禁止法訴訟」という事件名のもと併合ベースで手続が進められているみなし集団訴訟の被告とされています。これらの訴訟の原告は、被告が共謀してWM/ロイターズ・レート（以下「WMR」といいます。）を操作し、これによりみなし集団はWMRベースの金融商品に関連して損失を被ったと主張しています。原告は、連邦法および州法の独占禁止規定に基づく請求および不当利益に関する請求を主張しており、また、補償的損害賠償、法令により認められる場合には3倍損害賠償、返還、ならびに宣言および差止命令による救済を求めています。2014年3月31日、みなし集団訴訟の原告は、併合修正訴状を提出しました。

シティバンク、エヌ・エイ、シティグループおよびシティバンク・コリア・インクは、その他多数の外国為替ディーラーと共に、「シムテック・カンパニー対パークレイズ・バンク・ピーエルシー他訴訟」（以下「シムテック訴訟」といいます。）という事件名のみなし集団訴訟の被告とされ、この訴訟は同じ裁判所において手続が進められました。原告は、被告によるWMR操作の結果として当該集団が損失を被ったと主張し、韓国における被告と外国為替取引を行った個人からなるみなし集団の代表となることを求めました。原告は、連邦法および州法の独占禁止規定に基づく請求を主張し、また、補償的損害賠償、3倍損害賠償、ならびに宣言および差止命令による救済を求めました。

さらに、シティバンク、エヌ・エイおよびシティグループは、その他多数の外国為替ディーラーと共に、「ラーセン対パークレイズ・バンク・ピーエルシー他訴訟」（以下「ラーセン訴訟」といいます。）という事件名のみなし集団訴訟の被告とされ、この訴訟は同じ裁判所において手続が進められました。原告は、被告によるWMR操作の結果として当該集団が損失を被ったと主張し、被告と外国為替取引を行ったノルウェーの個人および企業からなるみなし集団の代表となることを求めました。原告は、連邦法の独占禁止規定に基づく請求および不正利益返還請求を主張し、また、補償的損害賠償、法令により認められる場合には3倍損害賠償、ならびに宣言および差止命令による救済を求めました。

シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイは、他の被告とともに、これらの訴訟すべての却下を求める申立てを行いました。2015年1月28日、裁判所は、「外国為替ベンチマーク・レート独占禁止法訴訟」の原告に関する申立てを退けましたが、シムテック訴訟およびラーセン訴訟の原告の主張については、連邦法に基づく請求は外国取引反トラスト改善法によって禁止されており、州法に基づく請求はニューヨーク州との関連性が不十分であることを理由に、全面的に却下する意見および命令を公表しました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13 Civ.7789号、第13 Civ.7953号および第14 Civ.1364号 (S.D.N.Y) (Schofield, J.)において公的に入手可能です。

さらに、シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイは、その他多数の外国為替ディーラーと共に、「テイラー対バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション他訴訟」という事件名のみなし集団訴訟の被告とされています。原告は、被告による外国為替市場操作の結果として当該みなし集団が損害を被ったと主張し、特定の取引所において上場外国為替先物契約および／または外国為替先物契約に係るオプションの取引を行った投資家からなるみなし集団の代表となることを求めました。原告は、商品取引法違反および連邦法の独占禁止規定に基づく請求を主張しています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第1:15-cv-1350号 (S.D.N.Y) (Schofield, J.)において公的に入手可能です。

銀行間取引金利関連訴訟およびその他の事項

規制上の措置：

司法省、CFTCおよび州司法長官のグループなどの米国の政府機関、ならびにスイスの競争委員会を含む他の管轄区域の機関は、様々な銀行間取引金利およびその他の基準金利を公表する機関に対してパネル銀行が行った提示に関して、調査または照会を実施中です。複数あるパネルの一員として、シティグループの子会社は情報および文書の提供要請を受け取りました。シティグループは、調査および照会に協力し、要請に応じています。

独占禁止およびその他の訴訟：

シティグループ、シティバンク、エヌ・エイは、他の米ドルLIBORのパネル銀行と共に、ニューヨーク州南部地区の連邦地方裁判所において、「LIBORに基づく金融商品の独占禁止法訴訟」（以下「LIBOR MDL」といいます。）という事件名で手続が進められている広域係属訴訟（以下「MDL」といいます。）の被告とされています。申立ての実務慣行に従い、（i）米ドルLIBORに連動するデリバティブ商品のOTC購入者、および（ii）米ドルLIBORに連動する取引所で取引されるデリバティブ商品の購入者、の2つの別個のみなし原告集団を代表して、併合修正訴状が提出されました。これらののみなし集団はそれぞれ、パネル銀行である被告が共謀して米ドルLIBORを抑制したと主張しています。（i）OTC購入者はシャーマン法に基づく請求、不当利益に関する請求、ならびに誠実かつ公正に取引を行うという暗黙の了解を破ったと主張しており、また、（ii）取引所で取引されるデリバティブ商品の購入者は商品取引法およびシャーマン法に基づく請求および不当利益に関する請求を主張しています。様々なチャールズ・シュワブの事業体が提起した個別の訴訟も、MDL手続に併合されました。原告は、補償的損害賠償、および違反により生じたという損失の回復、ならびにシャーマン法に基づく3倍損害賠償を求めています。また、シュワブおよびOTCの原告は、差止命令による救済も求めています。

追加訴訟がMDL手続に併合されましたが、それには（i）地方銀行やその他の諸銀行、貯蓄・貸付機関、信用組合、市政機関、ならびにLIBOR連動型金融商品の購入者および保有者からなるのみなし集団により、またはのみなし集団を代表して提起された訴訟、さらに（ii）貸し手および変動利付抵当貸付の借り手からなるのみなし集団により提起された訴訟が含まれています。原告は、被告であるパネル銀行が、適用される法令に違反して、人為的に米ドルLIBORを抑制したと主張しており、補償的損害賠償およびその他の損害賠償を求めています。

これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第12 Civ.4205号、第12 Civ.5723号、第12 Civ.5822号、第12 Civ.6056号、第12 Civ.6693号、第12 Civ.7461号、第13 Civ.346号、第13 Civ.407号、第13 Civ.1016号、第13 Civ.1456号、第13 Civ.1700号、第13 Civ.2262号、第13 Civ.2297号、第13 Civ.4018号、第13 Civ.7720号、第14 Civ.146号（Buchwald, J.）、第12 Civ.6294号（E.D.N.Y.）（Seybert, J.）、第12 Civ.6571号（N.D.Cal.）（Conti, J.）、第12 Civ.10903号（C.D.Cal.）（Snyder, J.）、第13 Civ.48号（S.D.Cal.）（Sammartino, J.）、第13 Civ.62号（C.D.Cal.）（Phillips, J.）、第13 Civ.106号（N.D.Cal.）（Beller, J.）、第13 Civ.108号（N.D.Cal.）（Ryu, J.）、第13 Civ.109号（N.D.Cal.）（Laporte, J.）、第13 Civ.122号（C.D.Cal.）（Bernal, J.）、第13 Civ.334号、第13 Civ.335号（S.D.Iowa）（Pratt, J.）、第13 Civ.342号（E.D.Va.）（Brinkema, J.）、第13 Civ.1466号（S.D.Cal.）（Lorenz, J.）、第13 Civ.1476号（E.D.Cal.）（Mueller, J.）、第13 Civ.2149号（S.D.Tex.）（Hoyt, J.）、第13 Civ.2244号（N.D.Cal.）（Hamilton, J.）、第13 Civ.2921号（N.D.Cal.）（Chesney, J.）、第13 Civ.2979号（N.D.Cal.）（Tigar, J.）、第13 Civ.4352号（E.D.Pa.）（Restrepo, J.）および第13 Civ.5278号（N.D.Cal.）（Vadas, J.）において公的に入手可能です。

2014年6月30日、米国最高裁判所は「GELBOIM他対バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション他訴訟」において、米国負債証券を店頭取引で購入した間接的な購入者による原告集団の上訴を米国第二巡回控訴裁判所が却下したことに關して、上訴許可の申立てを認めました。2015年1月21日、最高裁判所は、第二巡回裁判所の意見とは反対に、原告には上訴の権利があるという判決を下し、本件に關する原告の上訴を第二巡回裁判所に差し戻しました。これらの訴訟に關するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13-3565号 (2d Cir.)、第13-3636号 (2d Cir.)および第13-1174号 (U.S.)において公的に入手可能です。

シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイはまた、米ドルLIBORのパネル銀行と共に、2013年2月13日に「7 ウェスト 57th ストリート・リアルティ・カンパニー対シティグループ・インク他訴訟」という事件名でニューヨーク州南部地区の連邦地方裁判所に提起された個別訴訟の被告とされています。原告は、被告であるパネル銀行が、連邦および州の独占禁止法ならびに連邦RICO法に違反して、米ドルLIBORを操作して人為的に高く維持し、この操作により原告のOTC地方債ポートフォリオの価値に影響が及ぼされたと主張しています。原告は、補償的損害賠償、法令により認められる場合には3倍損害賠償、および宣言差止命令による救済を求めています。この訴訟に關するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13 Civ.981号 (Gardephe, J.)において入手可能です。

それとは別に、2012年4月30日に、日本円のLIBORおよびTIBORの計算に使用される意見を述べるパネルの一員である、あるいは一員であった銀行、ならびにそのような銀行の特定の関連会社（シティグループ、シティバンク、エヌ・エイ、シティバンク銀行株式会社およびシティグループ証券株式会社を含みます。）を被告として、「レイドン対株式会社みずほ銀行他訴訟」という事件名の訴訟がニューヨーク州南部地区の連邦地方裁判所で提起されました。原告は、連邦独占禁止法および商品取引法に基づく請求、ならびに不当利益に關する請求を主張しており、金額を特定しない補償的損害賠償、および特定の法令に基づく3倍損害賠償を含む懲罰的損害賠償、ならびに諸費用を求めています。この訴訟に關するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第12 Civ.3419号 (S.D.N.Y.) (Daniels, J.)において入手可能です。

2014年5月2日、ニューヨーク州南部地区の連邦地方裁判所において係属中の集団訴訟「サリバン対パークレイズ・ピーエルシー他訴訟」の原告は、シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイを被告とする第二修正訴状を提起しました。原告はEURIBORの操作の結果損失を被ったと訴えており、商品取引法、シャーマン法および連邦RICO法に基づく申立て、ならびに不当利得に關する申立てを主張しています。2014年9月11日、裁判所は、証拠開示手続を2015年5月12日までの8ヶ月間停止することを求めた司法省の申立てを認めました。これらの訴訟に關するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13 Civ.2811号 (S.D.N.Y.) (Castel, J.)において公的に入手可能です。

インターチェンジ・フィーに関する訴訟

2005年以降、ビザ、マスターカードおよびその他の諸銀行ならびにそれらの関連会社と共に、シティグループおよび関係者に対して、数件のみなし集団訴訟が様々な連邦地方裁判所において提起されました。これらの訴訟は、他の関連事件と共に、ニューヨーク州東部地区の連邦地方裁判所において、グリーンソン裁判官による広域係属訴訟の手続により併合されました（以下「インターチェンジMDL」といいます。）。この手続の事件名は、「支払カードインターチェンジ・フィーおよび加盟店割引独占禁止法訴訟」となっています。

原告は、ビザおよびマスターカード・ブランドによるカード払いを受け入れている加盟店ならびに一定の加盟店グループを代表していると主張する会員組織です。原告は特に、被告が共謀して、クレジットおよびデビットカード取引において、インターチェンジ・フィーおよび加盟店割引報酬の価格を設定し、また加盟店の行為について規定するビザまたはマスターカードの諸規則を通じて取引を抑制しており、これらはすべてシャーマン法第1条および一部のカリフォルニア州法令に違反していると主張しています。また、みなし集団訴訟の被告に対して補足的訴状が提出され、その中で、ビザおよびマスターカード各々の新規株式公開が反競争的でクレイトン法第7条に違反しており、またマスターカードの新規株式公開は詐欺的譲渡にあたると主張されています。

2014年1月14日、裁判所は、集団和解の条件を承認する最終判決を下しました。この最終判決では特に、集団に対する合計60.5億ドルの支払、損害賠償集団和解に参加している加盟店に対するビザおよびマスターカードのネットワークが8ヶ月間に回収してインターチェンジの10ベシス・ポイントの割り戻し、ならびに特定のネットワーク規則の変更について規定しています。多数の者がこの判決を不服として、集団和解の最終承認の命令に対して米国第二巡回控訴裁判所に控訴しました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第MDL 05-1720号 (E.D.N.Y.) (Brodie, J.)および第12-4671号 (2d Cir.)において入手可能です。

米国内の大手加盟店を含む多くの加盟店が集団和解からの除外を要求しており、オプトアウトした加盟店のなかには、ビザ、マスターカードおよび場合によっては1つ以上の発行元銀行に対して訴訟を提起した者もいます。これら訴訟のうち、「セブン・イレブン・インク他対ビザ・インク他訴訟」および「スピーディー・ストップ・フード・ストアーズ・エルエルシー他対ビザ・インク他訴訟」という事件名の2件は、シティグループを被告としています。2014年12月5日、オプトアウトしたものを含むインターチェンジMDLは、グリーンソン判事からブローディー判事に移管されました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第05-md-1720号 (E.D.N.Y.) (Brodie, J.)、第13-cv-4442号 (S.D.N.Y.) (Hellerstein, J.)および第13-10-75377A号 (Tex.Dist.Ct.)において入手可能です。

ISDAFIX関連訴訟およびその他の事項

規制措置：

司法省およびCFTCを含む米国の政府機関は、固定金利スワップのグローバル指標（以下「ISDAFIX」といいます。）の提示およびISDAFIXを参照する商品の売買に関して、調査を実施し、照会を行っています。シティグループは、これら関連調査および照会に全面的に協力しています。

反トラストおよびその他の訴訟：

2014年9月以降、さまざまな原告が、シティグループおよびその他の米ドルISDAFIXのパネル銀行に対して、みなし集団訴訟を米国ニューヨーク州南部地区の連邦地方裁判所に提起しましたが、これらの訴訟は併合されて進行しています。2015年2月12日、原告は、被告が共謀してISDAFIXの不正操作を行い、それによってみなし集団は被告から購入した米ドル金利デリバティブに関連して損失を被ったとする修正訴状を提出しました。原告は、連邦法およびさまざまなコモンローに基づく請求を主張しており、補償的損害賠償、法令により認められる場合には3倍損害賠償、返還、ならびに宣言および差止命令による救済を求めています。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第14 Civ.7126号 (S.D.N.Y.) (Furman, J.)において公的に入手可能です。

マネーロンダリングに関する照会

シティグループおよび関係者（カリフォルニア州認可銀行である、シティグループの間接完全所有子会社バナメックスUSA（以下「BUSA」といいます。）を含みます。）は、マサチューセッツ地区の連邦検事事務所から大陪審の罰則付召喚令状を受領しました。これは、とりわけ、銀行秘密法（以下「BSA」といいます。）ならびに適用される連邦法および銀行規制における反マネーロンダリング規定（以下「AML」といいます。）への準拠に関連する方針、手続および活動に関するものです。バナメックスUSAは、BSAおよびAML遵守プログラムに関連して、FDICからも罰則付召喚令状を受領しました。シティグループおよびBUSAはまた、金融犯罪取締ネットワークやカリフォルニア州ビジネス監督局を含む、他の規制当局からも、BSAおよびAMLに関連した問題に関して情報照会および情報提供要請を受けています。シティグループはこれらの調査に全面的に協力しています。

オーシャノグラフィア不正および関連事項

2014年2月28日、シティグループは、ペトロレオス・メキシカノス（以下「ペメックス」といいます。）サプライヤー・プログラムにおいて発見された不正の結果、2013年度第4四半期および2013年度通年の経営成績を税引後で235百万ドル（税引前で360百万ドル）下方修正することを公表しました。このプログラムには、メキシコの石油会社であり、ペメックスに対する主要なサプライヤーであるオーシャノグラフィア・エス・エイ・デ・シー・ヴィー（以下「OSA」といいます。）が関与しています。ペメックス・サプライヤー・プログラムに関連して、2014年度第1四半期にシティグループにおいて約165百万ドルの与信費用の増加が生じました。与信費用の大半は、OSAに対するシティグループの直接的なエクスポージャー（2013年12月31日現在において33百万ドル）と、シティグループがペメックスに認めた売掛債権の一部（2013年度末において約113百万ドル）についてペメックスのシティグループに対する支払履行が不確実であることに関連するものです。費用増加のこの他の部分は、ペメックス・サプライヤー・プログラムにおけるペメックスに対する他のサプライヤーの1社で同様の問題が発見されたことに関連するものです。

米国では、SECが正式に調査を開始し、司法省はバナメックスのOSAとの取引に関して情報提供を要求しています。シティグループはこれらの調査に全面的に協力しています。

メキシコでは、メキシコ国家銀行証券委員会（以下「CNBV」といいます。）は、不正行為の事実および状況の調査を実施しました。この調査の結果、CNBVは、バナメックスが履行しなければならない是正措置命令を発し、約2.2百万ドルの罰金を科しました。CNBVは、バナメックスによる是正措置命令の遵守状況を引き続き調査しています。さらに、CNBVは、バナメックスによるOSAの債務の計上方法に関して追加の罰金を科す正式なプロセスを開始しました。シティグループは、OSA不正に係るあらゆる調査に引き続き全面的に協力しています。

デリバティブ訴訟および関連手続：

2014年4月以降、シティグループは、OSAに関する不正行為を含む様々な案件について、デラウェア州会社法第8章第220条に従ってシティグループの帳簿および記録の調査を求める株主が提起した2件の訴訟の被告とされています。2014年9月30日、オクラホマ消防士年金退職制度が提起した訴訟において、チャンセラー裁判所の補助裁判官は、最終報告書を発表し、原告の調査請求を一部については認め一部については退ける判決を下すよう裁判所に勧告しました。2014年10月7日、シティグループはこの最終報告書に対して異議通知を提出しました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号C.A.第9587-ML号（Del.Ch.）（LeGrow, M.）およびC.A.第10468-ML号（Del.Ch.）（LeGrow, M.）において公的に入手可能です。

パルマラット訴訟および関連する事項

2004年7月29日、様々なパルマラット企業の管理運営を監督するためにイタリア法に基づいて任命された臨時コミッショナーであるエンリコ・ボンディ博士は、ニュージャージー州立裁判所において、シティグループおよび関係者に対して申立てを提起し、とりわけ、被告がパルマラットの内部者による多くの詐欺を「助長」したと主張しました。2008年10月20日、審理終了後、陪審員は、パルマラットの主張についてシティグループに有利な評決を言い渡し、3件の反訴についてシティバンク、エヌ・エイに有利な評決を言い渡しました。パルマラットは控訴の権利をすべて行使したものの、判決は確定しました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第A-2654-08T2号 (N.J.Sup.Ct.)において公的に入手可能です。シティグループの反訴に係る431百万ドルの損害賠償を認めた陪審員の評決を受けて、シティグループは、イタリアの裁判所においてかかる判決を執行するための措置を講じています。2014年8月29日、ボローニャの控訴裁判所は、この判決を431百万ドル全額につき追認し、パルマラットの株式で支払われるものとなりました。この判決は、パルマラットから控訴される可能性があります。

イタリアのパルマおよびミラノの検察官は、シティグループの特定の現従業員および元従業員（加えて、他の多くの投資銀行ならびにそれらの特定の現従業員および元従業員、さらには、パルマラットの元役員および元会計士）の刑事手続を開始しました。問題の個人に対して不利な判決が下された場合には、当局はシティグループに対して行政罰を求める可能性があります。2011年4月18日、ミラノの刑事裁判所は、市場操作容疑の唯一のシティグループ被告を無罪としました。ミラノの検察官は、かかる判決の一部を控訴し、シティグループに対して行政罰を求めています。行政罰には、70百万ユーロの不正利得の返還および900,000ユーロの罰金が含まれる可能性があります。2013年4月4日、イタリアの最高裁判所は、ミラノ検察による控訴を認め、シティグループの管理責任（もしあれば）に関する今後の手続に関して、本件をミラノの控訴裁判所に差し戻しました。さらに、パルマラットの管財人は、パルマの刑事手続に関連して、シティグループに対して140億ユーロの損害賠償を求める民事訴訟を提起しました。このパルマの刑事手続の審理は係属中です。判決は2015年の夏に下されるものと予想されます。2011年1月、パルマラットの特定の機関投資家は、シティグループおよびその他の金融機関に対して約130百万ユーロの損害賠償を求めて民事訴訟を提起しました。

規制当局による消費者「アドオン」商品のレビュー

シティの消費者向け事業の一部（シティ・ブランドのカード事業および個人向けカード事業を含みます。）は、消費者への信用供与に付随する、支払保証や認証モニタリングなど商品（以下「アドオン商品」といいます。）のマーケティング、流通、またはサービシングを提供したり、過去に提供またはそれらへの参画を行ったりしています。これらのアドオン商品は、消費者金融保護局（以下「CFPB」といいます。）、OCCおよびFDICといった規制当局が他の機関に対して取る強制措置の対象となっており、その結果、顧客への補償金や多額の違約金の支払を命じる命令が下されました。シティは、特定のアドオン商品に関連して一部の顧客に補償金を支払いました。規制当局が現在アドオン商品に焦点を当てていること、および規制当局が他のクレジットカード発行者に関連して取った措置を踏まえると、1つまたは複数の規制当局はシティに対し、顧客への補償金の追加支払を命じたり、シティによるアドオン商品のマーケティング、流通またはサービシングによる違約金またはその他の救済を課したりする可能性があります。

アライド・アイリッシュ・バンク訴訟

2003年、アライド・アイリッシュ・バンク（以下「AIB」といいます。）は、AIBの子会社であるオールファースト銀行（以下「オールファースト」といいます。）の元プライム・ブローカーであるシティバンク、エヌ・エイおよびバンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイに、オールファーストのトレーダーの1人が実施した詐欺的かつ架空の外国通貨取引の結果オールファーストが被った損害について責任を負わせることを求め、ニューヨーク州南部地区の連邦地方裁判所に申立てを提起しました。AIBは、シティバンク、エヌ・エイおよびバンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイに対し、合わせて約500百万ドルの補償的損害賠償、およびこれに加えて懲罰的損害賠償を求めています。2006年、裁判所は被告の訴え却下の申立てを一部認め、一部却下しました。2009年、AIBは修正訴状を提出しました。2012年、当事者は証拠開示手続を完了し、裁判所は、AIBの要求を陪審審理にかけるとを求めるシティバンク、エヌ・エイの申立てを認めました。シティバンク、エヌ・エイは略式判決の申立ても行いましたが、これは係属中です。AIBは、金額は開示していないもののバンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイとの和解に至ったと発表し、これにより、シティバンク、エヌ・エイが残る唯一の被告となりました。この事項に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第03 Civ. 3748号 (S.D.N.Y.) (Batts, J.)において公的に入手可能です。

和解金支払

上記の和解合意に要する支払は、支払済みであるかまたは既存の訴訟引当金から負担されます。

29. 四半期財務データ(未監査)

(単位：百万ドル、 ただし1株当たりの金額を除く)	2014年				2013年			
	第4 四半期	第3 四半期	第2 四半期	第1 四半期	第4 四半期	第3 四半期	第2 四半期	第1 四半期
支払利息控除後収益合計	\$ 17,899	\$ 19,689	\$ 19,425	\$ 20,206	\$ 17,873	\$ 17,941	\$ 20,592	\$ 20,318
営業費用	14,426	12,955	15,521	12,149	12,292	11,679	12,149	12,288
貸倒引当金繰入額および 保険給付準備金繰入額	2,013	1,750	1,730	1,974	2,072	1,959	2,024	2,459
法人税等控除前の継続事業 からの利益	\$ 1,460	\$ 4,984	\$ 2,174	\$ 6,083	\$ 3,509	\$ 4,303	\$ 6,419	\$ 5,571
法人税等 (便益)	1,077	2,068	1,921	2,131	1,184	1,102	2,225	1,675
継続事業からの利益	\$ 383	\$ 2,916	\$ 253	\$ 3,952	\$ 2,325	\$ 3,201	\$ 4,194	\$ 3,896
非継続事業からの 利益 (損失) (税引後)	(1)	(16)	(22)	37	181	92	30	(33)
非支配持分控除前の当期利益	\$ 382	\$ 2,900	\$ 231	\$ 3,989	\$ 2,506	\$ 3,293	\$ 4,224	\$ 3,863
非支配持分	38	59	50	45	50	51	36	90
シティグループに 帰属する当期利益	\$ 344	\$ 2,841	\$ 181	\$ 3,944	\$ 2,456	\$ 3,242	\$ 4,188	\$ 3,773
1株当たり利益 ⁽¹⁾								
基本								
継続事業からの利益	\$ 0.06	\$ 0.89	\$ 0.03	\$ 1.23	\$ 0.71	\$ 0.98	\$ 1.34	\$ 1.23
当期利益	0.06	0.88	0.03	1.24	0.77	1.01	1.35	1.22
希薄化後								
継続事業からの利益	0.06	0.88	0.03	1.22	0.71	0.98	1.34	1.23
当期利益	0.06	0.88	0.03	1.23	0.77	1.01	1.34	1.21
普通株式1株当たり価格								
高値	\$ 56.37	\$ 53.66	\$ 49.58	\$ 55.20	\$ 53.29	\$ 53.00	\$ 53.27	\$ 47.60
安値	49.68	46.90	45.68	46.34	47.67	47.67	42.50	41.15
引値	54.11	51.82	47.10	47.60	52.11	48.51	47.97	44.24
普通株式1株当たり配当	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

当社の四半期業績は監査対象外であるため、連結財務諸表の当注記は未監査です。

(1) 株式数を平均化しているため、四半期ごとの1株当たり利益の合計が、該当する事業年度の報告額に一致しない場合があります。

(連結財務諸表および連結財務諸表の注記は以上です。)

(7) 財務報告に係る内部統制についての経営陣の年次報告

シティの経営陣には、財務報告に係る十分な内部統制を確立し維持していく責任があります。シティの財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した外部報告目的の財務諸表作成に関して合理的な保証を提供するために整備されています。シティの財務報告に係る内部統制は、(i)シティの資産の取引および処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映した記録を維持し、(ii)一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録されていること、およびシティの収入と支出がシティの経営陣および取締役の承認に基づいてのみ実行されることに関する合理的な保証を提供し、ならびに(iii)財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認のシティの資産の取得、使用または処分を防止または適時に発見することについての合理的な保証を提供するための方針および手続が含まれます。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、すべての虚偽の表示を防止または発見できない可能性があります。また、将来の期間にわたる有効性の評価の予測には、状況の変化により内部統制が不適切となるリスク、または方針や手続の遵守の程度が低下するリスクを伴います。さらに、シティの規模の大きさ、事業の複雑さおよび世界的な影響を鑑みますと、内部統制の無効化または欠陥が時折生じる可能性があります。

シティの経営陣は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が「内部統制の統合的枠組み(2013年版)」の中で確立した規準に基づき、2014年12月31日現在のシティグループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しました。この評価に基づき、経営陣は、シティの財務報告に係る内部統制が2014年12月31日現在において有効であったと確信しています。さらに、2014年12月31日に終了した四半期において、シティの財務報告に係る内部統制に重要な影響を及ぼした、または重要な影響を及ぼす可能性が合理的に認められるようなシティの財務報告に係る内部統制の変更はありませんでした。

2014年12月31日現在のシティの財務報告に係る内部統制の有効性は、シティの独立登録会計事務所であるケーピーエムジー エルエルピーにより監査されており、添付の監査報告書に記載のとおり、2014年12月31日現在のシティの財務報告に係る内部統制の有効性について無限定適正意見が表明されています。

[前へ](#) [次へ](#)

CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

CONSOLIDATED STATEMENT OF INCOME

Citigroup Inc. and Subsidiaries

	Years ended December 31,		
	2014	2013	2012
<i>In millions of dollars, except per share amounts</i>			
Revenues⁽¹⁾			
Interest revenue	\$ 61,683	\$ 62,970	\$ 67,298
Interest expense	13,690	16,177	20,612
Net interest revenue	\$ 47,993	\$ 46,793	\$ 46,686
Commissions and fees	\$ 13,032	\$ 12,941	\$ 12,584
Principal transactions	6,698	7,302	4,980
Administration and other fiduciary fees	4,013	4,089	4,012
Realized gains on sales of investments, net	570	748	3,251
Other-than-temporary impairment losses on investments			
Gross impairment losses	(432)	(633)	(5,037)
Less: Impairments recognized in AOCI	8	98	66
Net impairment losses recognized in earnings	\$ (424)	\$ (535)	\$ (4,971)
Insurance premiums	\$ 2,110	\$ 2,280	\$ 2,395
Other revenue	3,227	3,106	593
Total non-interest revenues	\$ 29,226	\$ 29,931	\$ 22,844
Total revenues, net of interest expense	\$ 77,219	\$ 76,724	\$ 69,530
Provisions for credit losses and for benefits and claims			
Provision for loan losses	\$ 6,828	\$ 7,604	\$ 10,458
Policyholder benefits and claims	801	830	887
Provision (release) for unfunded lending commitments	(162)	80	(16)
Total provisions for credit losses and for benefits and claims	\$ 7,467	\$ 8,514	\$ 11,329
Operating expenses⁽¹⁾			
Compensation and benefits	\$ 23,959	\$ 23,967	\$ 25,119
Premises and equipment	3,178	3,165	3,266
Technology/communication	6,436	6,136	5,829
Advertising and marketing	1,844	1,888	2,164
Other operating	19,634	13,252	13,658
Total operating expenses	\$ 55,051	\$ 48,408	\$ 50,036
Income from continuing operations before income taxes	\$ 14,701	\$ 19,802	\$ 8,165
Provision for income taxes	7,197	6,186	397
Income from continuing operations	\$ 7,504	\$ 13,616	\$ 7,768
Discontinued operations			
Income (loss) from discontinued operations	\$ 10	\$ (242)	\$ (109)
Gain on sale	—	268	(1)
Provision (benefit) for income taxes	12	(244)	(52)
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	\$ (2)	\$ 270	\$ (58)
Net income before attribution of noncontrolling interests	\$ 7,502	\$ 13,886	\$ 7,710
Noncontrolling interests	192	227	219
Citigroup's net income	\$ 7,310	\$ 13,659	\$ 7,491
Basic earnings per share⁽²⁾			
Income from continuing operations	\$ 2.21	\$ 4.26	\$ 2.51
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	—	0.09	(0.02)
Net income	\$ 2.21	\$ 4.35	\$ 2.49
Weighted average common shares outstanding	3,031.6	3,035.8	2,930.6
Diluted earnings per share⁽²⁾			

Income from continuing operations	\$	2.20	\$	4.25	\$	2.44
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes		—		0.09		(0.02)
Net income	\$	2.20	\$	4.34	\$	2.42
Adjusted weighted average common shares outstanding		3,037.0		3,041.6		3,015.5

- (1) Certain prior-period revenue and expense lines and totals were reclassified to conform to the current period's presentation. See Note 3 to the Consolidated Financial Statements.
- (2) Due to rounding, earnings per share on continuing operations and discontinued operations may not sum to earnings per share on net income.

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

CONSOLIDATED STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

Citigroup Inc. and Subsidiaries

<i>In millions of dollars</i>	Years ended December 31,		
	2014	2013	2012
Net income before attribution of noncontrolling interests	\$ 7,502	\$ 13,886	\$ 7,710
Citigroup's other comprehensive income (loss)			
Net change in unrealized gains and losses on investment securities, net of taxes	\$ 1,697	\$ (2,237)	\$ 632
Net change in cash flow hedges, net of taxes	336	1,048	527
Benefit plans liability adjustment, net of taxes ⁽¹⁾	(1,170)	1,281	(988)
Net change in foreign currency translation adjustment, net of taxes and hedges	(4,946)	(2,329)	721
Citigroup's total other comprehensive income (loss)	\$ (4,083)	\$ (2,237)	\$ 892
Total comprehensive income before attribution of noncontrolling interests	\$ 3,419	\$ 11,649	\$ 8,602
Less: Net income attributable to noncontrolling interests	192	227	219
Citigroup's comprehensive income	\$ 3,227	\$ 11,422	\$ 8,383

(1) Reflects adjustments based on the actuarial valuations of the Company's significant pension and postretirement plans, including changes in the mortality assumptions at December 31, 2014, and amortization of amounts previously recognized in *Accumulated other comprehensive income (loss)*. See Note 8 to the Consolidated Financial Statements.

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

CONSOLIDATED BALANCE SHEET

Citigroup Inc. and Subsidiaries

<i>In millions of dollars</i>	December 31,	
	2014	2013
Assets		
Cash and due from banks (including segregated cash and other deposits)	\$ 32,108	\$ 29,885
Deposits with banks	128,089	169,005
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell (including \$144,191 and \$144,083 as of December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively, at fair value)	242,570	257,037
Brokerage receivables	28,419	25,674
Trading account assets (including \$106,217 and \$106,695 pledged to creditors at December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively)	296,786	285,928
Investments:		
Available for Sale (including \$13,808 and \$22,258 pledged to creditors as of December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively)	300,143	286,511
Held to Maturity (including \$2,974 and \$4,730 pledged to creditors as of December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively)	23,921	10,599
Non-Marketable Equity Securities (including \$2,758 and \$4,705 at fair value as of December 31, 2014 and December 31, 2013 respectively)	9,379	11,870
Total investments	\$ 333,443	\$ 308,980
Loans:		
Consumer (including \$43 and \$957 as of December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively, at fair value)	369,970	393,831
Corporate (including \$5,858 and \$4,072 as of December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively, at fair value)	274,665	271,641
Loans, net of unearned income	\$ 644,635	\$ 665,472
Allowance for loan losses	(15,994)	(19,648)
Total loans, net	\$ 628,641	\$ 645,824
Goodwill	23,592	25,009
Intangible assets (other than MSRs)	4,566	5,056
Mortgage servicing rights (MSRs)	1,845	2,718
Other assets (including \$7,762 and \$7,123 as of December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively, at fair value)	122,122	124,919
Total assets	\$ 1,842,181	\$ 1,880,035

The following table presents certain assets of consolidated variable interest entities (VIEs), which are included in the Consolidated Balance Sheet above. The assets in the table below include those assets that can only be used to settle obligations of consolidated VIEs, presented on the following page, and are in excess of those obligations. Additionally, the assets in the table below include third-party assets of consolidated VIEs only and exclude intercompany balances that eliminate in consolidation.

<i>In millions of dollars</i>	December 31,	
	2014	2013
Assets of consolidated VIEs to be used to settle obligations of consolidated VIEs		
Cash and due from banks	\$ 300	\$ 362
Trading account assets	671	977
Investments	8,014	10,950
Loans, net of unearned income		
Consumer (including \$0 and \$910 as of December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively, at fair value)	66,383	63,493
Corporate (including \$0 and \$14 as of December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively, at fair value)	29,596	31,919
Loans, net of unearned income	\$ 95,979	\$ 95,412
Allowance for loan losses	(2,793)	(3,502)
Total loans, net	\$ 93,186	\$ 91,910
Other assets	619	1,234
Total assets of consolidated VIEs to be used to settle obligations of consolidated VIEs	\$ 102,790	\$ 105,433

Statement continues on the next page.

CONSOLIDATED BALANCE SHEET
(Continued)

Citigroup Inc. and Subsidiaries

<i>In millions of dollars, except shares and per share amounts</i>	December 31,	
	2014	2013
Liabilities		
Non-interest-bearing deposits in U.S. offices	\$ 128,958	\$ 128,399
Interest-bearing deposits in U.S. offices (including \$994 and \$988 as of December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively, at fair value)	284,978	284,164
Non-interest-bearing deposits in offices outside the U.S.	70,925	69,406
Interest-bearing deposits in offices outside the U.S. (including \$690 and \$689 as of December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively, at fair value)	414,471	486,304
Total deposits	\$ 899,332	\$ 968,273
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase (including \$36,725 and \$54,147 as of December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively, at fair value)	173,438	203,512
Brokerage payables	52,180	53,707
Trading account liabilities	139,036	108,762
Short-term borrowings (including \$1,496 and \$3,692 as of December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively, at fair value)	58,335	58,944
Long-term debt (including \$26,180 and \$26,877 as of December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively, at fair value)	223,080	221,116
Other liabilities (including \$1,776 and \$2,011 as of December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively, at fair value)	85,084	59,935
Total liabilities	\$ 1,630,485	\$ 1,674,249
Stockholders' equity		
Preferred stock (\$1.00 par value; authorized shares: 30 million), issued shares: 418,720 as of December 31, 2014 and 269,520 as of December 31, 2013, at aggregate liquidation value	\$ 10,468	\$ 6,738
Common stock (\$0.01 par value; authorized shares: 6 billion), issued shares: 3,082,037,568 as of December 31, 2014 and 3,062,098,976 as of December 31, 2013	31	31
Additional paid-in capital	107,979	107,193
Retained earnings	117,852	110,821
Treasury stock, at cost: December 31, 2014—58,119,993 shares and December 31, 2013—32,856,062 shares	(2,929)	(1,658)
Accumulated other comprehensive income (loss)	(23,216)	(19,133)
Total Citigroup stockholders' equity	\$ 210,185	\$ 203,992
Noncontrolling interest	1,511	1,794
Total equity	\$ 211,696	\$ 205,786
Total liabilities and equity	\$ 1,842,181	\$ 1,880,035

The following table presents certain liabilities of consolidated VIEs, which are included in the Consolidated Balance Sheet above. The liabilities in the table below include third-party liabilities of consolidated VIEs only and exclude intercompany balances that eliminate in consolidation. The liabilities also exclude amounts where creditors or beneficial interest holders have recourse to the general credit of Citigroup.

<i>In millions of dollars</i>	December 31,	
	2014	2013
Liabilities of consolidated VIEs for which creditors or beneficial interest holders do not have recourse to the general credit of Citigroup		
Short-term borrowings	\$ 20,254	\$ 21,793
Long-term debt (including \$0 and \$909 as of December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively, at fair value)	40,078	34,743
Other liabilities	901	999
Total liabilities of consolidated VIEs for which creditors or beneficial interest holders do not have recourse to the general credit of Citigroup	\$ 61,233	\$ 57,535

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

CONSOLIDATED STATEMENT OF CHANGES IN STOCKHOLDERS' EQUITY

Citigroup Inc. and Subsidiaries

	Years ended December 31,					
	Amounts			Shares		
	2014	2013	2012	2014	2013	2012
<i>In millions of dollars, except shares in thousands</i>						
Preferred stock at aggregate liquidation value						
Balance, beginning of year	\$ 6,738	\$ 2,562	\$ 312	270	102	12
Issuance of new preferred stock	3,730	4,270	2,250	149	171	90
Redemption of preferred stock	—	(94)	—	—	(3)	—
Balance, end of period	\$ 10,468	\$ 6,738	\$ 2,562	419	270	102
Common stock and additional paid-in capital						
Balance, beginning of year	\$ 107,224	\$ 106,421	\$ 105,833	3,062,099	3,043,153	2,937,756
Employee benefit plans	798	878	597	19,928	18,930	9,037
Preferred stock issuance expense	(31)	(78)	—	—	—	—
Issuance of shares and T-DEC for TARP repayment	—	—	—	—	—	96,338
Other	19	3	(9)	11	16	22
Balance, end of period	\$ 108,010	\$ 107,224	\$ 106,421	3,082,038	3,062,099	3,043,153
Retained earnings						
Balance, beginning of year	\$ 110,821	\$ 97,477	\$ 90,520			
Adjustment to opening balance, net of taxes ⁽¹⁾	—	—	(107)			
Adjustment to opening balance, net of taxes ⁽²⁾	—	—	(282)			
Adjusted balance, beginning of period	\$ 110,821	\$ 97,477	\$ 90,131			
Citigroup's net income	7,310	13,659	7,491			
Common dividends ⁽³⁾	(122)	(120)	(120)			
Preferred dividends	(511)	(194)	(26)			
Tax benefit	353	—	—			
Other	1	(1)	1			
Balance, end of period	\$ 117,852	\$ 110,821	\$ 97,477			
Treasury stock, at cost						
Balance, beginning of year	\$ (1,658)	\$ (847)	\$ (1,071)	(32,856)	(14,269)	(13,878)
Employee benefit plans ⁽⁴⁾	(39)	26	229	(483)	(1,629)	(253)
Treasury stock acquired ⁽⁵⁾	(1,232)	(837)	(5)	(24,780)	(16,958)	(138)
Balance, end of period	\$ (2,929)	\$ (1,658)	\$ (847)	(58,119)	(32,856)	(14,269)
Citigroup's accumulated other comprehensive income (loss)						
Balance, beginning of year	\$ (19,133)	\$ (16,896)	\$ (17,788)			
Citigroup's total other comprehensive income (loss)	(4,083)	(2,237)	892			
Balance, end of period	\$ (23,216)	\$ (19,133)	\$ (16,896)			
Total Citigroup common stockholders' equity	\$ 199,717	\$ 197,254	\$ 186,155	3,023,919	3,029,243	3,028,884
Total Citigroup stockholders' equity	\$ 210,185	\$ 203,992	\$ 188,717			
Noncontrolling interests						
Balance, beginning of year	\$ 1,794	\$ 1,948	\$ 1,767			
Initial origination of a noncontrolling interest	—	6	88			
Transactions between noncontrolling-interest shareholders and the related consolidated subsidiary	—	(2)	—			
Transactions between Citigroup and the noncontrolling-interest shareholders	(96)	(118)	41			
Net income attributable to noncontrolling-interest shareholders	192	227	219			
Dividends paid to noncontrolling-interest shareholders	(91)	(63)	(33)			
Other comprehensive income (loss) attributable to noncontrolling-interest shareholders	(106)	(17)	90			
Other	(182)	(187)	(224)			

Net change in noncontrolling interests	\$ (283)	\$ (154)	\$ 181
Balance, end of period	\$ 1,511	\$ 1,794	\$ 1,948
Total equity	\$ 211,696	\$ 205,786	\$ 190,665

- (1) The adjustment to opening *Retained earnings* in 2012 represents the cumulative effect of adopting ASU 2010-26, *Financial Services-Insurance (Topic 944): Accounting for Costs Associated with Acquiring or Renewing Insurance Contracts*.
- (2) Citi adopted ASU 2014-01 *Investments-Equity Method and Joint Ventures (Topic 323): Accounting for Investments in Affordable Housing* (adoption of LIHTC), in the first quarter of 2015 on a retrospective basis. This adjustment to opening *Retained earnings* represents the impact to periods prior to January 1, 2012 and is shown as an adjustment to the opening balance since 2012 is the earliest period disclosed in this statement. The (\$349) million total impact to *Retained earnings* resulting from the adoption of LIHTC was comprised of the (\$282) million impact prior to 2012 and the (\$50) million, (\$14) million and (\$3) million impact to *Retained earnings* in 2012, 2013 and 2014, respectively. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements for additional information.
- (3) Common dividends declared were \$0.01 per share in the first, second, third and fourth quarters of 2014, 2013 and 2012.
- (4) Includes treasury stock related to (i) certain activity on employee stock option program exercises where the employee delivers existing shares to cover the option exercise, or (ii) under Citi's employee restricted or deferred stock programs where shares are withheld to satisfy tax requirements.
- (5) For 2014 and 2013, primarily consists of open market purchases under Citi's Board of Directors-approved common stock repurchase program.

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

CONSOLIDATED STATEMENT OF CASH FLOWS

Citigroup Inc. and Subsidiaries

In millions of dollars	Years ended December 31,		
	2014	2013	2012
Cash flows from operating activities of continuing operations			
Net income before attribution of noncontrolling interests	\$ 7,502	\$ 13,886	\$ 7,710
Net income attributable to noncontrolling interests	192	227	219
Citigroup's net income	\$ 7,310	\$ 13,659	\$ 7,491
Loss from discontinued operations, net of taxes	(2)	(90)	(57)
Gain (loss) on sale, net of taxes	—	360	(1)
Income from continuing operations—excluding noncontrolling interests	\$ 7,312	\$ 13,389	\$ 7,549
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by operating activities of continuing operations			
Amortization of deferred policy acquisition costs and present value of future profits	210	194	203
(Additions) reductions to deferred policy acquisition costs	(64)	(54)	85
Depreciation and amortization	3,589	3,303	2,507
Deferred tax provision (benefit)	3,347	2,699	(3,701)
Provision for loan losses	6,828	7,604	10,458
Realized gains from sales of investments	(570)	(748)	(3,251)
Net impairment losses recognized in earnings	426	535	4,971
Change in trading account assets	(10,858)	35,001	(29,195)
Change in trading account liabilities	30,274	(6,787)	(10,533)
Change in brokerage receivables net of brokerage payables	(4,272)	(6,490)	945
Change in loans held-for-sale	(1,144)	4,321	(1,106)
Change in other assets	378	13,028	(878)
Change in other liabilities	4,544	(7,880)	(1,457)
Other, net	5,434	5,129	13,041
Total adjustments	\$ 38,122	\$ 49,855	\$ (17,911)
Net cash provided by (used in) operating activities of continuing operations	\$ 45,434	\$ 63,244	\$ (10,362)
Cash flows from investing activities of continuing operations			
Change in deposits with banks	\$ 40,916	\$ (66,871)	\$ 53,650
Change in federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	14,467	4,274	14,538
Change in loans	1,170	(30,198)	(31,591)
Proceeds from sales and securitizations of loans	4,752	9,123	7,287
Purchases of investments	(258,992)	(220,823)	(256,907)
Proceeds from sales of investments	135,824	131,100	143,853
Proceeds from maturities of investments	94,117	84,831	102,020
Capital expenditures on premises and equipment and capitalized software	(3,386)	(3,490)	(3,604)
Proceeds from sales of premises and equipment, subsidiaries and affiliates, and repossessed assets	623	716	1,089
Net cash provided by (used in) investing activities of continuing operations	\$ 29,491	\$ (91,338)	\$ 30,335
Cash flows from financing activities of continuing operations			
Dividends paid	\$ (633)	\$ (314)	\$ (143)
Issuance of preferred stock	3,699	4,192	2,250
Redemption of preferred stock	—	(94)	—
Treasury stock acquired	(1,232)	(837)	(5)
Stock tendered for payment of withholding taxes	(508)	(452)	(194)
Change in federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	(30,074)	(7,724)	12,863
Issuance of long-term debt	66,836	54,405	27,843
Payments and redemptions of long-term debt	(58,923)	(63,994)	(117,575)
Change in deposits	(48,336)	37,713	64,624

Change in short-term borrowings	(1,099)	199	(2,164)
Net cash provided by (used in) financing activities of continuing operations	\$ (70,270)	\$ 23,094	\$ (12,501)
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents	\$ (2,432)	\$ (1,558)	\$ 274
Discontinued operations			
Net cash used in discontinued operations	\$ —	\$ (10)	\$ 6
Change in cash and due from banks	\$ 2,223	\$ (6,568)	\$ 7,752
Cash and due from banks at beginning of period	29,885	36,453	28,701
Cash and due from banks at end of period	\$ 32,108	\$ 29,885	\$ 36,453
Supplemental disclosure of cash flow information for continuing operations			
Cash paid during the year for income taxes	\$ 4,632	\$ 4,495	\$ 3,900
Cash paid during the year for interest	12,868	14,383	19,739
Non-cash investing activities			
Change in loans due to consolidation/deconsolidation of VIEs	\$ (374)	\$ 6,718	\$ —
Transfers to loans held-for-sale from loans	12,700	17,300	8,700
Transfers to OREO and other repossessed assets	321	325	500
Non-cash financing activities			
Decrease in deposits associated with reclassification to HFS	\$ (20,605)	\$ —	\$ —
Increase in short-term borrowings due to consolidation of VIEs	500	6,718	—
Decrease in long-term debt due to deconsolidation of VIEs	(864)	—	—

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

1. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

Throughout these Notes, “Citigroup,” “Citi” and the “Company” refer to Citigroup Inc. and its consolidated subsidiaries.

Certain reclassifications have been made to the prior periods’ financial statements and notes to conform to the current period’s presentation.

Principles of Consolidation

The Consolidated Financial Statements include the accounts of Citigroup and its subsidiaries prepared in accordance with U.S. Generally Accepted Accounting Principles (GAAP). The Company consolidates subsidiaries in which it holds, directly or indirectly, more than 50% of the voting rights or where it exercises control. Entities where the Company holds 20% to 50% of the voting rights and/or has the ability to exercise significant influence, other than investments of designated venture capital subsidiaries or investments accounted for at fair value under the fair value option, are accounted for under the equity method, and the pro rata share of their income (loss) is included in *Other revenue*. Income from investments in less than 20% owned companies is recognized when dividends are received. As discussed in more detail in Note 22 to the Consolidated Financial Statements, Citigroup also consolidates entities deemed to be variable interest entities when Citigroup is determined to be the primary beneficiary. Gains and losses on the disposition of branches, subsidiaries, affiliates, buildings, and other investments are included in *Other revenue*.

Citibank, N.A.

Citibank, N.A. is a commercial bank and wholly owned subsidiary of Citigroup Inc. Citibank’s principal offerings include: consumer finance, mortgage lending and retail banking products and services; investment banking, commercial banking, cash management and trade finance; and private banking products and services.

Variable Interest Entities

An entity is referred to as a variable interest entity (VIE) if it meets the criteria outlined in Accounting Standards Codification (ASC) Topic 810, *Consolidation*, which are: (i) the entity has equity that is insufficient to permit the entity to finance its activities without additional subordinated financial support from other parties; or (ii) the entity has equity investors that cannot make significant decisions about the entity’s operations or that do not absorb their proportionate share of the entity’s expected losses or expected returns.

The Company consolidates a VIE when it has both the power to direct the activities that most significantly impact the VIE’s economic performance and a right to receive benefits or the obligation to absorb losses of the entity that could be potentially significant to the VIE (that is, Citi is the primary beneficiary).

In addition to variable interests held in consolidated VIEs, the Company has variable interests in other VIEs that are not consolidated because the Company is not the primary beneficiary. These include multi-seller finance companies, certain collateralized debt obligations (CDOs), many structured finance transactions and various investment funds. However, these VIEs and all other unconsolidated VIEs are monitored by the Company to assess whether any events have occurred to cause its primary beneficiary status to change. These events include:

- purchases or sales of variable interests by Citigroup or an unrelated third party, which cause Citigroup’s overall variable interest ownership to change;
- changes in contractual arrangements that reallocate expected losses and residual returns among the variable interest holders;
- changes in the party that has power to direct the activities of a VIE that most significantly impact the entity’s economic performance; and
- providing financial support to an entity that results in an implicit variable interest.

All other entities not deemed to be VIEs with which the Company has involvement are evaluated for consolidation under other subtopics of ASC 810.

Foreign Currency Translation

Assets and liabilities of Citi’s foreign operations are translated from their respective functional currencies into U.S. dollars using period-end spot foreign-exchange rates. The effects of those translation adjustments are reported in *Accumulated other comprehensive income (loss)*, a component of stockholders’ equity, along with any related hedge and tax effects, until realized upon sale or substantial liquidation of the foreign operation. Revenues and expenses of Citi’s foreign operations are translated monthly from their respective functional currencies into U.S. dollars at amounts that approximate weighted average exchange rates.

For transactions whose terms are denominated in a currency other than the functional currency, including transactions denominated in the local currencies of foreign operations with the U.S. dollar as their functional currency, the effects of changes in exchange rates are primarily included in *Principal transactions*, along with the related effects of any economic hedges. Instruments used to hedge foreign currency exposures include foreign currency forward, option and swap contracts and in certain instances, designated issues of non-U.S. dollar debt. Foreign operations in countries with highly inflationary economies designate the U.S. dollar as their functional currency, with the effects of changes in exchange rates primarily included in *Other revenue*.

Investment Securities

Investments include fixed income and equity securities. Fixed income instruments include bonds, notes and redeemable preferred stocks, as well as certain loan-backed and structured securities that are subject to prepayment risk. Equity securities include common and nonredeemable preferred stock.

Investment securities are classified and accounted for as follows:

- Fixed income securities classified as “held-to-maturity” are securities that the Company has both the ability and the intent to hold until maturity and are carried at amortized cost. Interest income on such securities is included in *Interest revenue*.
- Fixed income securities and marketable equity securities classified as “available-for-sale” are carried at fair value with changes in fair value reported in *Accumulated other comprehensive income (loss)*, a component of *Stockholders' equity*, net of applicable income taxes and hedges. Realized gains and losses on sales are included in income primarily on a specific identification cost basis. Interest and dividend income on such securities is included in *Interest revenue*.
- Certain investments in non-marketable equity securities and certain investments that would otherwise have been accounted for using the equity method are carried at fair value, since the Company has elected to apply fair value accounting. Changes in fair value of such investments are recorded in earnings.
- Certain non-marketable equity securities are carried at cost and are periodically assessed for other-than-temporary impairment, as described in Note 14 to the Consolidated Financial Statements.

For investments in fixed income securities classified as held-to-maturity or available-for-sale, the accrual of interest income is suspended for investments that are in default or for which it is likely that future interest payments will not be made as scheduled.

Investment securities are subject to evaluation for other-than-temporary impairment as described in Note 14 to the Consolidated Financial Statements.

The Company uses a number of valuation techniques for investments carried at fair value, which are described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements. Realized gains and losses on sales of investments are included in earnings.

Trading Account Assets and Liabilities

Trading account assets include debt and marketable equity securities, derivatives in a receivable position, residual interests in securitizations and physical commodities inventory. In addition, as described in Note 26 to the Consolidated Financial Statements, certain assets that Citigroup has elected to carry at fair value under the fair value option, such as loans and purchased guarantees, are also included in *Trading account assets*.

Trading account liabilities include securities sold, not yet purchased (short positions) and derivatives in a net payable position, as well as certain liabilities that Citigroup has elected to carry at fair value (as described in Note 26 to the Consolidated Financial Statements).

Other than physical commodities inventory, all trading account assets and liabilities are carried at fair value. Revenues generated from trading assets and trading liabilities are generally reported in *Principal transactions* and include realized gains and losses as well as unrealized gains and losses resulting from changes in the fair value of such instruments. Interest income on trading assets is recorded in *Interest revenue* reduced by interest expense on trading liabilities.

Physical commodities inventory is carried at the lower of cost or market with related losses reported in *Principal transactions*. Realized gains and losses on sales of commodities inventory are included in *Principal transactions*. Investments in unallocated precious metals accounts (gold, silver, platinum and palladium) are accounted for as hybrid instruments containing a debt host contract and an embedded non-financial derivative instrument indexed to the price of the relevant precious metal. The embedded derivative instrument is separated from the debt host contract and accounted for at fair value. The debt host contract is accounted for at fair value under the fair value option, as described in Note 26 to the Consolidated Financial Statements.

Derivatives used for trading purposes include interest rate, currency, equity, credit, and commodity swap agreements, options, caps and floors, warrants, and financial and commodity futures and forward contracts. Derivative asset and liability positions are presented net by counterparty on the Consolidated Balance Sheet when a valid master netting agreement exists and the other conditions set out in ASC 210-20, *Balance Sheet—Offsetting*, are met. See Note 23 to the Consolidated Financial Statements.

The Company uses a number of techniques to determine the fair value of trading assets and liabilities, which are described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements.

Securities Borrowed and Securities Loaned

Securities borrowing and lending transactions generally do not constitute a sale of the underlying securities for accounting purposes and are treated as collateralized financing transactions. Such transactions are recorded at the amount of proceeds advanced or received plus accrued interest. As described in Note 26 to the Consolidated Financial Statements, the Company has elected to apply fair value accounting to a number of securities borrowing and lending transactions. Fees paid or received for all securities lending and borrowing transactions are recorded in *Interest expense* or *Interest revenue* at the contractually specified rate.

The Company monitors the fair value of securities borrowed or loaned on a daily basis and obtains or posts additional collateral in order to maintain contractual margin protection.

As described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements, the Company uses a discounted cash flow technique to determine the fair value of securities lending and borrowing transactions.

Repurchase and Resale Agreements

Securities sold under agreements to repurchase (repos) and securities purchased under agreements to resell (reverse repos) generally do not constitute a sale of the underlying securities for accounting purposes and are treated as collateralized financing transactions. As described in Note 26 to the Consolidated Financial Statements, the Company has elected to apply fair value accounting to the majority of such transactions, with changes in fair value reported in earnings. Any transactions for which fair value accounting has not been elected are recorded at the amount of cash advanced or received plus accrued interest. Irrespective of whether the Company has elected fair value accounting, interest paid or received on all repo and reverse repo transactions is recorded in *Interest expense* or *Interest revenue* at the contractually specified rate.

Where the conditions of ASC 210-20-45-11, *Balance Sheet-Offsetting: Repurchase and Reverse Repurchase Agreements*, are met, repos and reverse repos are presented net on the Consolidated Balance Sheet.

The Company's policy is to take possession of securities purchased under reverse repurchase agreements. The Company monitors the fair value of securities subject to repurchase or resale on a daily basis and obtains or posts additional collateral in order to maintain contractual margin protection.

As described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements, the Company uses a discounted cash flow technique to determine the fair value of repo and reverse repo transactions.

Loans

Loans are reported at their outstanding principal balances net of any unearned income and unamortized deferred fees and costs except that credit card receivable balances also include accrued interest and fees. Loan origination fees and certain direct origination costs are generally deferred and

recognized as adjustments to income over the lives of the related loans.

As described in Note 26 to the Consolidated Financial Statements, Citi has elected fair value accounting for certain loans. Such loans are carried at fair value with changes in fair value reported in earnings. Interest income on such loans is recorded in *Interest revenue* at the contractually specified rate.

Loans for which the fair value option has not been elected are classified upon origination or acquisition as either held-for-investment or held-for-sale. This classification is based on management's initial intent and ability with regard to those loans.

Loans that are held-for-investment are classified as *Loans, net of unearned income* on the Consolidated Balance Sheet, and the related cash flows are included within the cash flows from investing activities category in the Consolidated Statement of Cash Flows on the line *Change in loans*. However, when the initial intent for holding a loan has changed from held-for-investment to held-for-sale, the loan is reclassified to held-for-sale, but the related cash flows continue to be reported in cash flows from investing activities in the Consolidated Statement of Cash Flows on the line *Proceeds from sales and securitizations of loans*.

Consumer loans

Consumer loans represent loans and leases managed primarily by the *Global Consumer Banking* businesses and Citi Holdings.

Consumer non-accrual and re-aging policies

As a general rule, interest accrual ceases for installment and real estate (both open- and closed-end) loans when payments are 90 days contractually past due. For credit cards and other unsecured revolving loans, however, Citi generally accrues interest until payments are 180 days past due. As a result of OCC guidance, home equity loans in regulated bank entities are classified as non-accrual if the related residential first mortgage is 90 days or more past due. Also as a result of OCC guidance, mortgage loans in regulated bank entities discharged through Chapter 7 bankruptcy, other than FHA-insured loans, are classified as non-accrual. Commercial market loans are placed on a cash (non-accrual) basis when it is determined, based on actual experience and a forward-looking assessment of the collectability of the loan in full, that the payment of interest or principal is doubtful or when interest or principal is 90 days past due.

Loans that have been modified to grant a concession to a borrower in financial difficulty may not be accruing interest at the time of the modification. The policy for returning such modified loans to accrual status varies by product and/or region. In most cases, a minimum number of payments (ranging from one to six) is required, while in other cases the loan is never returned to accrual status. For regulated bank entities, such modified loans are returned to accrual status if a credit evaluation at the time of, or subsequent to, the modification indicates the borrower is able to meet the restructured terms, and the borrower is current and has demonstrated a reasonable period of

sustained payment performance (minimum six months of consecutive payments).

For U.S. consumer loans, generally one of the conditions to qualify for modification is that a minimum number of payments (typically ranging from one to three) must be made. Upon modification, the loan is re-aged to current status. However, re-aging practices for certain open-ended consumer loans, such as credit cards, are governed by Federal Financial Institutions Examination Council (FFIEC) guidelines. For open-ended consumer loans subject to FFIEC guidelines, one of the conditions for the loan to be re-aged to current status is that at least three consecutive minimum monthly payments, or the equivalent amount, must be received. In addition, under FFIEC guidelines, the number of times that such a loan can be re-aged is subject to limitations (generally once in 12 months and twice in five years). Furthermore, Federal Housing Administration (FHA) and Department of Veterans Affairs (VA) loans may only be modified under those respective agencies' guidelines and payments are not always required in order to re-age a modified loan to current.

Consumer charge-off policies

Citi's charge-off policies follow the general guidelines below:

- Unsecured installment loans are charged off at 120 days contractually past due.
- Unsecured revolving loans and credit card loans are charged off at 180 days contractually past due.
- Loans secured with non-real estate collateral are written down to the estimated value of the collateral, less costs to sell, at 120 days contractually past due.
- Real estate-secured loans are written down to the estimated value of the property, less costs to sell, at 180 days contractually past due.
- Real estate-secured loans are charged off no later than 180 days contractually past due if a decision has been made not to foreclose on the loans.
- Non-bank real estate-secured loans are charged off at the earlier of 180 days contractually past due, if there have been no payments within the last six months, or 360 days contractually past due, if a decision has been made not to foreclose on the loans.
- Non-bank loans secured by real estate are written down to the estimated value of the property, less costs to sell, at the earlier of the receipt of title, the initiation of foreclosure (a process that must commence when payments are 120 days contractually past due), when the loan is 180 days contractually past due if there have been no payments within the past six months or 360 days contractually past due.
- Non-bank unsecured personal loans are charged off at the earlier of 180 days contractually past due if there have been no payments within the last six months, or 360 days contractually past due.
- Unsecured loans in bankruptcy are charged off within 60 days of notification of filing by the bankruptcy court

or in accordance with Citi's charge-off policy, whichever occurs earlier.

- Consistent with OCC guidance, real estate-secured loans that were discharged through Chapter 7 bankruptcy, other than FHA-insured loans, are written down to the estimated value of the property, less costs to sell. Other real estate-secured loans in bankruptcy are written down to the estimated value of the property, less costs to sell, at the later of 60 days after notification or 60 days contractually past due.
- Non-bank loans secured by real estate that are discharged through Chapter 7 bankruptcy are written down to the estimated value of the property, less costs to sell, at 60 days contractually past due.
- Non-bank unsecured personal loans in bankruptcy are charged off when they are 30 days contractually past due.
- Commercial market loans are written down to the extent that principal is judged to be uncollectable.

Corporate loans

Corporate loans represent loans and leases managed by ICG or, to a much lesser extent, Citi Holdings. Corporate loans are identified as impaired and placed on a cash (non-accrual) basis when it is determined, based on actual experience and a forward-looking assessment of the collectability of the loan in full, that the payment of interest or principal is doubtful or when interest or principal is 90 days past due, except when the loan is well collateralized and in the process of collection. Any interest accrued on impaired corporate loans and leases is reversed at 90 days and charged against current earnings, and interest is thereafter included in earnings only to the extent actually received in cash. When there is doubt regarding the ultimate collectability of principal, all cash receipts are thereafter applied to reduce the recorded investment in the loan.

Impaired corporate loans and leases are written down to the extent that principal is deemed to be uncollectable. Impaired collateral-dependent loans and leases, where repayment is expected to be provided solely by the sale of the underlying collateral and there are no other available and reliable sources of repayment, are written down to the lower of cost or collateral value. Cash-basis loans are returned to accrual status when all contractual principal and interest amounts are reasonably assured of repayment and there is a sustained period of repayment performance in accordance with the contractual terms.

Loans Held-for-Sale

Corporate and consumer loans that have been identified for sale are classified as loans held-for-sale and included in *Other assets*. The practice of Citi's U.S. prime mortgage business has been to sell substantially all of its conforming loans. As such, U.S. prime mortgage conforming loans are classified as held-for-sale and the fair value option is elected at origination, with changes in fair value recorded in *Other revenue*. With the exception of those loans for which the fair value option has been elected, held-for-sale loans are accounted for at the lower of cost or market value, with any

write-downs or subsequent recoveries charged to *Other revenue*. The related cash flows are classified in the Consolidated Statement of Cash Flows in the cash flows from operating activities category on the line *Change in loans held-for-sale*.

Allowance for Loan Losses

Allowance for loan losses represents management's best estimate of probable losses inherent in the portfolio, including probable losses related to large individually evaluated impaired loans and troubled debt restructurings. Attribution of the allowance is made for analytical purposes only, and the entire allowance is available to absorb probable loan losses inherent in the overall portfolio. Additions to the allowance are made through the *Provision for loan losses*. Loan losses are deducted from the allowance and subsequent recoveries are added. Assets received in exchange for loan claims in a restructuring are initially recorded at fair value, with any gain or loss reflected as a recovery or charge-off to the provision.

Consumer loans

For consumer loans, each portfolio of non-modified smaller-balance, homogeneous loans is independently evaluated by product type (e.g., residential mortgage, credit card, etc.) for impairment in accordance with ASC 450, *Contingencies* (formerly SFAS 5). The allowance for loan losses attributed to these loans is established via a process that estimates the probable losses inherent in the specific portfolio. This process includes migration analysis, in which historical delinquency and credit loss experience is applied to the current aging of the portfolio, together with analyses that reflect current and anticipated economic conditions, including changes in housing prices and unemployment trends. Citi's allowance for loan losses under ASC 450 only considers contractual principal amounts due, except for credit card loans where estimated loss amounts related to accrued interest receivable are also included.

Management also considers overall portfolio indicators, including historical credit losses, delinquent, non-performing and classified loans, trends in volumes and terms of loans, an evaluation of overall credit quality, the credit process, including lending policies and procedures, and economic, geographical, product and other environmental factors.

Separate valuation allowances are determined for impaired smaller-balance homogeneous loans whose terms have been modified in a troubled debt restructuring (TDR). Long-term modification programs, as well as short-term (less than 12 months) modifications originated beginning January 1, 2011 that provide concessions (such as interest rate reductions) to borrowers in financial difficulty, are reported as TDRs. In addition, loan modifications that involve a trial period are reported as TDRs at the start of the trial period. The allowance for loan losses for TDRs is determined in accordance with ASC 310-10-35, *Receivables—Subsequent Measurement* (formerly SFAS 114) considering all available evidence, including, as appropriate, the present value of the expected future cash flows discounted at the loan's original contractual effective rate,

the secondary market value of the loan and the fair value of collateral less disposal costs. These expected cash flows incorporate modification program default rate assumptions. The original contractual effective rate for credit card loans is the pre-modification rate, which may include interest rate increases under the original contractual agreement with the borrower.

Valuation allowances for commercial market loans, which are classifiably managed Consumer loans, are determined in the same manner as for Corporate loans and are described in more detail in the following section. Generally, an asset-specific component is calculated under ASC 310-10-35 on an individual basis for larger-balance, non-homogeneous loans that are considered impaired and the allowance for the remainder of the classifiably managed Consumer loan portfolio is calculated under ASC 450 using a statistical methodology that may be supplemented by management adjustment.

Corporate loans

In the corporate portfolios, the *Allowance for loan losses* includes an asset-specific component and a statistically based component. The asset-specific component is calculated under ASC 310-10-35, on an individual basis for larger-balance, non-homogeneous loans, which are considered impaired. An asset-specific allowance is established when the discounted cash flows, collateral value (less disposal costs) or observable market price of the impaired loan are lower than its carrying value. This allowance considers the borrower's overall financial condition, resources, and payment record, the prospects for support from any financially responsible guarantors (discussed further below) and, if appropriate, the realizable value of any collateral. The asset-specific component of the allowance for smaller balance impaired loans is calculated on a pool basis considering historical loss experience.

The allowance for the remainder of the loan portfolio is determined under ASC 450 using a statistical methodology, supplemented by management judgment. The statistical analysis considers the portfolio's size, remaining tenor and credit quality as measured by internal risk ratings assigned to individual credit facilities, which reflect probability of default and loss given default. The statistical analysis considers historical default rates and historical loss severity in the event of default, including historical average levels and historical variability. The result is an estimated range for inherent losses. The best estimate within the range is then determined by management's quantitative and qualitative assessment of current conditions, including general economic conditions, specific industry and geographic trends, and internal factors including portfolio concentrations, trends in internal credit quality indicators, and current and past underwriting standards.

For both the asset-specific and the statistically based components of the *Allowance for loan losses*, management may incorporate guarantor support. The financial wherewithal of the guarantor is evaluated, as applicable, based on net worth, cash flow statements and personal or company financial statements which are updated and

reviewed at least annually. Citi seeks performance on guarantee arrangements in the normal course of business. Seeking performance entails obtaining satisfactory cooperation from the guarantor or borrower in the specific situation. This regular cooperation is indicative of pursuit and successful enforcement of the guarantee; the exposure is reduced without the expense and burden of pursuing a legal remedy. A guarantor's reputation and willingness to work with Citigroup is evaluated based on the historical experience with the guarantor and the knowledge of the marketplace. In the rare event that the guarantor is unwilling or unable to perform or facilitate borrower cooperation, Citi pursues a legal remedy; however, enforcing a guarantee via legal action against the guarantor is not the primary means of resolving a troubled loan situation and rarely occurs. If Citi does not pursue a legal remedy, it is because Citi does not believe that the guarantor has the financial wherewithal to perform regardless of legal action or because there are legal limitations on simultaneously pursuing guarantors and foreclosure. A guarantor's reputation does not impact Citi's decision or ability to seek performance under the guarantee.

In cases where a guarantee is a factor in the assessment of loan losses, it is included via adjustment to the loan's internal risk rating, which in turn is the basis for the adjustment to the statistically based component of the *Allowance for loan losses*. To date, it is only in rare circumstances that an impaired commercial loan or commercial real estate loan is carried at a value in excess of the appraised value due to a guarantee.

When Citi's monitoring of the loan indicates that the guarantor's wherewithal to pay is uncertain or has deteriorated, there is either no change in the risk rating, because the guarantor's credit support was never initially factored in, or the risk rating is adjusted to reflect that uncertainty or deterioration. Accordingly, a guarantor's ultimate failure to perform or a lack of legal enforcement of the guarantee does not materially impact the allowance for loan losses, as there is typically no further significant adjustment of the loan's risk rating at that time. Where Citi is not seeking performance under the guarantee contract, it provides for loan losses as if the loans were non-performing and not guaranteed.

Reserve Estimates and Policies

Management provides reserves for an estimate of probable losses inherent in the funded loan portfolio on the Consolidated Balance Sheet in the form of an allowance for loan losses. These reserves are established in accordance with Citigroup's credit reserve policies, as approved by the Audit Committee of the Board of Directors. Citi's Chief Risk Officer and Chief Financial Officer review the adequacy of the credit loss reserves each quarter with representatives from the risk management and finance staffs for each applicable business area. Applicable business areas include those having classifiably managed portfolios, where internal credit-risk ratings are assigned (primarily *Institutional Clients Group* and *Global Consumer Banking*) or modified Consumer loans, where concessions were granted due to the borrowers' financial difficulties.

The above-mentioned representatives for these business areas present recommended reserve balances for their funded and unfunded lending portfolios along with supporting quantitative and qualitative data discussed below:

Estimated probable losses for non-performing, non-homogeneous exposures within a business line's classifiably managed portfolio and impaired smaller-balance homogeneous loans whose terms have been modified due to the borrowers' financial difficulties, where it was determined that a concession was granted to the borrower.

Consideration may be given to the following, as appropriate, when determining this estimate: (i) the present value of expected future cash flows discounted at the loan's original effective rate; (ii) the borrower's overall financial condition, resources and payment record; and (iii) the prospects for support from financially responsible guarantors or the realizable value of any collateral. In the determination of the allowance for loan losses for TDRs, management considers a combination of historical re-default rates, the current economic environment and the nature of the modification program when forecasting expected cash flows. When impairment is measured based on the present value of expected future cash flows, the entire change in present value is recorded in the *Provision for loan losses*.

Statistically calculated losses inherent in the classifiably managed portfolio for performing and de minimis non-performing exposures. The calculation is based on: (i) Citi's internal system of credit-risk ratings, which are analogous to the risk ratings of the major rating agencies; and (ii) historical default and loss data, including rating agency information regarding default rates from 1983 to 2013 and internal data dating to the early 1970s on severity of losses in the event of default. Adjustments may be made to this data. Such adjustments include: (i) statistically calculated estimates to cover the historical fluctuation of the default rates over the credit cycle, the historical variability of loss severity among defaulted loans, and the degree to which there are large obligor concentrations in the global portfolio; and (ii) adjustments made for specific known items, such as current environmental factors and credit trends.

In addition, representatives from each of the risk management and finance staffs that cover business areas with delinquency-managed portfolios containing smaller-balance homogeneous loans present their recommended reserve balances based on leading credit indicators, including loan delinquencies and changes in portfolio size as well as economic trends, including current and future housing prices, unemployment, length of time in foreclosure, costs to sell and GDP. This methodology is applied separately for each individual product within each geographic region in which these portfolios exist.

This evaluation process is subject to numerous estimates and judgments. The frequency of default, risk ratings, loss recovery rates, the size and diversity of individual large credits, and the ability of borrowers with foreign currency obligations to obtain the foreign currency necessary for orderly debt servicing, among other things, are all taken into

account during this review. Changes in these estimates could have a direct impact on the credit costs in any period and could result in a change in the allowance.

Allowance for Unfunded Lending Commitments

A similar approach to the allowance for loan losses is used for calculating a reserve for the expected losses related to unfunded lending commitments and standby letters of credit. This reserve is classified on the balance sheet in *Other liabilities*. Changes to the allowance for unfunded lending commitments are recorded in the *Provision for unfunded lending commitments*.

Mortgage Servicing Rights

Mortgage servicing rights (MSRs) are recognized as intangible assets when purchased or when the Company sells or securitizes loans acquired through purchase or origination and retains the right to service the loans. Mortgage servicing rights are accounted for at fair value, with changes in value recorded in *Other revenue* in the Company's Consolidated Statement of Income.

Additional information on the Company's MSRs can be found in Note 22 to the Consolidated Financial Statements.

Citigroup Residential Mortgages—Representations and Warranties

In connection with Citi's sales of residential mortgage loans to the U.S. government-sponsored entities (GSEs) and private investors, as well as through private-label securitizations, Citi typically makes representations and warranties that the loans sold meet certain requirements, such as the loan's compliance with any applicable loan criteria established by the buyer and the validity of the lien securing the loan. The specific representations and warranties made by Citi in any particular transaction depend on, among other things, the nature of the transaction and the requirements of the investor.

These sales expose Citi to potential claims for alleged breaches of its representations and warranties. In the event of a breach of its representations and warranties, Citi could be required either to repurchase the mortgage loans with the identified defects (generally at unpaid principal balance plus accrued interest) or to indemnify (make-whole) the investors for their losses on these loans.

Citi has recorded a repurchase reserve for its potential repurchase or make-whole liability regarding residential mortgage representation and warranty claims. Since the first quarter of 2013, Citi has considered private-label residential mortgage securitization representation and warranty claims as part of its litigation accrual analysis and not as part of its repurchase reserve. See Note 28 to the Consolidated Financial Statements for additional information on Citi's potential private-label residential mortgage securitization exposure. Accordingly, Citi's repurchase reserve has been recorded for purposes of its potential representation and warranty repurchase liability resulting from its whole loan sales to the GSEs and, to a lesser extent private investors, which are made through Citi's Consumer business in CitiMortgage.

In the case of a repurchase, Citi will bear any subsequent credit loss on the mortgage loan and the loan is typically considered a credit-impaired loan and accounted for under AICPA Statement of Position (SOP) 03-3, "Accounting of Certain Loans and Debt Securities Acquired in a Transfer" (now incorporated into ASC 310-30, *Receivables-Loans and Debt Securities Acquired with Deteriorated Credit Quality*) (SOP 03-3).

In the case of a repurchase of a credit-impaired SOP 03-3 loan, the difference between the loan's fair value and unpaid principal balance at the time of the repurchase is recorded as a utilization of the repurchase reserve. Make-whole payments to the investor are also treated as utilizations and charged directly against the reserve. The repurchase reserve is estimated when Citi sells loans (recorded as an adjustment to the gain on sale, which is included in *Other revenue* in the Consolidated Statement of Income) and is updated quarterly. Any change in estimate is recorded in *Other revenue*.

Goodwill

Goodwill represents the excess of acquisition cost over the fair value of net tangible and intangible assets acquired. Goodwill is subject to annual impairment testing and between annual tests if an event occurs or circumstances change that would more-likely-than-not reduce the fair value of a reporting unit below its carrying amount.

Under ASC 350, *Intangibles—Goodwill and Other*, the Company has an option to assess qualitative factors to determine if it is necessary to perform the goodwill impairment test. If, after assessing the totality of events or circumstances, the Company determines that it is not more-likely-than-not that the fair value of a reporting unit is less than its carrying amount, no further testing is necessary. If, however, the Company determines that it is more-likely-than-not that the fair value of a reporting unit is less than its carrying amount, then the Company must perform the first step of the two-step goodwill impairment test.

The Company has an unconditional option to bypass the qualitative assessment for any reporting unit in any reporting period and proceed directly to the first step of the goodwill impairment test. Furthermore, on any business dispositions, goodwill is allocated to the business disposed of based on the ratio of the fair value of the business disposed of to the fair value of the reporting unit.

The first step requires a comparison of the fair value of the individual reporting unit to its carrying value, including goodwill. If the fair value of the reporting unit is in excess of the carrying value, the related goodwill is considered not to be impaired and no further analysis is necessary. If the carrying value of the reporting unit exceeds the fair value, this is an indication of potential impairment and a second step of testing is performed to measure the amount of impairment, if any, for that reporting unit.

If required, the second step involves calculating the implied fair value of goodwill for each of the affected reporting units. The implied fair value of goodwill is determined in the same manner as the amount of goodwill recognized in a business combination, which is the excess of

the fair value of the reporting unit determined in step one over the fair value of the net assets and identifiable intangibles as if the reporting unit were being acquired. If the amount of the goodwill allocated to the reporting unit exceeds the implied fair value of the goodwill in the pro forma purchase price allocation, an impairment charge is recorded for the excess. A recognized impairment charge cannot exceed the amount of goodwill allocated to a reporting unit and cannot subsequently be reversed even if the fair value of the reporting unit recovers.

Additional information on Citi's goodwill impairment testing can be found in Note 17 to the Consolidated Financial Statements.

Intangible Assets

Intangible assets, including core deposit intangibles, present value of future profits, purchased credit card relationships, other customer relationships, and other intangible assets, but excluding MSRs, are amortized over their estimated useful lives. Intangible assets deemed to have indefinite useful lives, primarily certain asset management contracts and trade names, are not amortized and are subject to annual impairment tests. An impairment exists if the carrying value of the indefinite-lived intangible asset exceeds its fair value. For other intangible assets subject to amortization, an impairment is recognized if the carrying amount is not recoverable and exceeds the fair value of the intangible asset.

Similar to the goodwill impairment analysis, in performing the annual impairment analysis for indefinite-lived intangible assets, Citi may and has elected to bypass the optional qualitative assessment, choosing instead to perform a quantitative analysis.

Other Assets and Other Liabilities

Other assets include, among other items, loans held-for-sale, deferred tax assets, equity method investments, interest and fees receivable, premises and equipment (including purchased and developed software), repossessed assets, and other receivables. *Other liabilities* include, among other items, accrued expenses and other payables, deferred tax liabilities, and reserves for legal claims, taxes, unfunded lending commitments, repositioning reserves, and other matters.

Other Real Estate Owned and Repossessed Assets

Real estate or other assets received through foreclosure or repossession are generally reported in *Other assets*, net of a valuation allowance for selling costs and subsequent declines in fair value.

Securitizations

The Company primarily securitizes credit card receivables and mortgages. Other types of securitized assets include corporate debt instruments (in cash and synthetic form).

There are two key accounting determinations that must be made relating to securitizations. Citi first makes a determination as to whether the securitization entity must be consolidated. Second, it determines whether the transfer of

financial assets to the entity is considered a sale under GAAP. If the securitization entity is a VIE, the Company consolidates the VIE if it is the primary beneficiary (as discussed in "Variable Interest Entities" above). For all other securitization entities determined not to be VIEs in which Citigroup participates, consolidation is based on which party has voting control of the entity, giving consideration to removal and liquidation rights in certain partnership structures. Only securitization entities controlled by Citigroup are consolidated.

Interests in the securitized and sold assets may be retained in the form of subordinated or senior interest-only strips, subordinated tranches, spread accounts and servicing rights. In credit card securitizations, the Company retains a seller's interest in the credit card receivables transferred to the trusts, which is not in securitized form. In the case of consolidated securitization entities, including the credit card trusts, these retained interests are not reported on Citi's Consolidated Balance Sheet. The securitized loans remain on the balance sheet. Substantially all of the Consumer loans sold or securitized through non-consolidated trusts by Citigroup are U.S. prime residential mortgage loans. Retained interests in non-consolidated mortgage securitization trusts are classified as *Trading account assets*, except for MSRs, which are included in *Mortgage servicing rights* on Citigroup's Consolidated Balance Sheet.

Debt

Short-term borrowings and *Long-term debt* are accounted for at amortized cost, except where the Company has elected to report the debt instruments, including certain structured notes at fair value, or the debt is in a fair value hedging relationship.

Transfers of Financial Assets

For a transfer of financial assets to be considered a sale: (i) the assets must have been legally isolated from the Company, even in bankruptcy or other receivership; (ii) the purchaser must have the right to pledge or sell the assets transferred or, if the purchaser is an entity whose sole purpose is to engage in securitization and asset-backed financing activities through the issuance of beneficial interests and that entity is constrained from pledging the assets it receives, each beneficial interest holder must have the right to sell or pledge their beneficial interests; and (iii) the Company may not have an option or obligation to reacquire the assets.

If these sale requirements are met, the assets are removed from the Company's Consolidated Balance Sheet. If the conditions for sale are not met, the transfer is considered to be a secured borrowing, the assets remain on the Consolidated Balance Sheet and the sale proceeds are recognized as the Company's liability. A legal opinion on a sale generally is obtained for complex transactions or where the Company has continuing involvement with assets transferred or with the securitization entity. For a transfer to be eligible for sale accounting, those opinions must state that the asset transfer would be considered a sale and that the assets transferred would not be consolidated with the

Company's other assets in the event of the Company's insolvency.

For a transfer of a portion of a financial asset to be considered a sale, the portion transferred must meet the definition of a participating interest. A participating interest must represent a pro rata ownership in an entire financial asset; all cash flows must be divided proportionately, with the same priority of payment; no participating interest in the transferred asset may be subordinated to the interest of another participating interest holder; and no party may have the right to pledge or exchange the entire financial asset unless all participating interest holders agree. Otherwise, the transfer is accounted for as a secured borrowing.

See Note 22 to the Consolidated Financial Statements for further discussion.

Risk Management Activities—Derivatives Used for Hedging Purposes

The Company manages its exposures to market rate movements outside its trading activities by modifying the asset and liability mix, either directly or through the use of derivative financial products, including interest-rate swaps, futures, forwards, and purchased options, as well as foreign-exchange contracts. These end-user derivatives are carried at fair value in *Other assets*, *Other liabilities*, *Trading account assets* and *Trading account liabilities*.

To qualify as an accounting hedge under the hedge accounting rules (versus an economic hedge where hedge accounting is not sought), a derivative must be highly effective in offsetting the risk designated as being hedged. The hedge relationship must be formally documented at inception, detailing the particular risk management objective and strategy for the hedge. This includes the item and risk being hedged, the derivative being used and how effectiveness will be assessed and ineffectiveness measured. The effectiveness of these hedging relationships is evaluated both on a retrospective and prospective basis, typically using quantitative measures of correlation with hedge ineffectiveness measured and recorded in current earnings.

If a hedge relationship is not highly effective, it no longer qualifies as an accounting hedge and hedge accounting may not be applied. Any gains or losses attributable to the derivatives, as well as subsequent changes in fair value, are recognized in *Other revenue* or *Principal transactions* with no offset to the hedged item, similar to trading derivatives.

The foregoing criteria are applied on a decentralized basis, consistent with the level at which market risk is managed, but are subject to various limits and controls. The underlying asset, liability or forecasted transaction may be an individual item or a portfolio of similar items.

For fair value hedges, in which derivatives hedge the fair value of assets or liabilities, changes in the fair value of derivatives are reflected in *Other revenue*, together with changes in the fair value of the hedged item related to the hedged risk. These amounts are expected to, and generally do, offset each other. Any net amount, representing hedge ineffectiveness, is reflected in current earnings. Citigroup's

fair value hedges are primarily hedges of fixed-rate long-term debt and available-for-sale securities.

For cash flow hedges, in which derivatives hedge the variability of cash flows related to floating- and fixed-rate assets, liabilities or forecasted transactions, the accounting treatment depends on the effectiveness of the hedge. To the extent these derivatives are effective in offsetting the variability of the hedged cash flows, the effective portion of the changes in the derivatives' fair values will not be included in current earnings, but is reported in *Accumulated other comprehensive income (loss)*. These changes in fair value will be included in earnings of future periods when the hedged cash flows impact earnings. To the extent these derivatives are not effective, changes in their fair values are immediately included in *Other revenue*. Citigroup's cash flow hedges primarily include hedges of floating-rate debt and floating-rate assets, including loans and securities purchased under agreements to resell, as well as rollovers of short-term fixed-rate liabilities and floating-rate liabilities and forecasted debt issuances.

For net investment hedges in which derivatives hedge the foreign currency exposure of a net investment in a foreign operation, the accounting treatment will similarly depend on the effectiveness of the hedge. The effective portion of the change in fair value of the derivative, including any forward premium or discount, is reflected in *Accumulated other comprehensive income (loss)* as part of the foreign currency translation adjustment.

For those accounting hedge relationships that are terminated or when hedge designations are removed, the hedge accounting treatment described in the paragraphs above is no longer applied. Instead, the end-user derivative is terminated or transferred to the trading account. For fair value hedges, any changes in the fair value of the hedged item remain as part of the basis of the asset or liability and are ultimately reflected as an element of the yield. For cash flow hedges, any changes in fair value of the end-user derivative remain in *Accumulated other comprehensive income (loss)* and are included in earnings of future periods when the hedged cash flows impact earnings. However, if it becomes probable that some or all of the hedged forecasted transactions will not occur, any amounts that remain in *Accumulated other comprehensive income (loss)* related to these transactions are immediately reflected in *Other revenue*.

End-user derivatives that are economic hedges, rather than qualifying for hedge accounting, are also carried at fair value, with changes in value included in *Principal transactions* or *Other revenue*. Citigroup often uses economic hedges when qualifying for hedge accounting would be too complex or operationally burdensome. Examples are hedges of the credit risk component of commercial loans and loan commitments. Citigroup periodically evaluates its hedging strategies in other areas and may designate either a qualifying hedge or an economic hedge, after considering the relative costs and benefits. Economic hedges are also employed when the hedged item itself is marked to market through current earnings, such as hedges of commitments to originate one-to-four-family

mortgage loans to be held for sale and MSRs. See Note 23 to the Consolidated Financial Statements for a further discussion of the Company's hedging and derivative activities.

Employee Benefits Expense

Employee benefits expense includes current service costs of pension and other postretirement benefit plans (which are accrued on a current basis), contributions and unrestricted awards under other employee plans, the amortization of restricted stock awards and costs of other employee benefits. For its most significant pension and postretirement benefit plans (Significant Plans), Citigroup measures and discloses plan obligations, plan assets and periodic plan expense quarterly, instead of annually. The effect of remeasuring the Significant Plan obligations and assets by updating plan actuarial assumptions on a quarterly basis is reflected in *Accumulated other comprehensive income (loss)* and periodic plan expense. All other plans (All Other Plans) are remeasured annually. See Note 8 to the Consolidated Financial Statements.

Stock-Based Compensation

The Company recognizes compensation expense related to stock and option awards over the requisite service period, generally based on the instruments' grant-date fair value, reduced by expected forfeitures. Compensation cost related to awards granted to employees who meet certain age plus years-of-service requirements (retirement-eligible employees) is accrued in the year prior to the grant date, in the same manner as the accrual for cash incentive compensation. Certain stock awards with performance conditions or certain clawback provisions are subject to variable accounting, pursuant to which the associated compensation expense fluctuates with changes in Citigroup's stock price. See Note 7 to the Consolidated Financial Statements.

Income Taxes

The Company is subject to the income tax laws of the U.S. and its states and municipalities, and the foreign jurisdictions in which it operates. These tax laws are complex and subject to different interpretations by the taxpayer and the relevant governmental taxing authorities. In establishing a provision for income tax expense, the Company must make judgments and interpretations about the application of these inherently complex tax laws. The Company must also make estimates about when in the future certain items will affect taxable income in the various tax jurisdictions, both domestic and foreign.

Disputes over interpretations of the tax laws may be subject to review and adjudication by the court systems of the various tax jurisdictions or may be settled with the taxing authority upon examination or audit. The Company treats interest and penalties on income taxes as a component of *Income tax expense*.

Deferred taxes are recorded for the future consequences of events that have been recognized for financial statements or tax returns, based upon enacted tax laws and rates.

Deferred tax assets are recognized subject to management's judgment that realization is more-likely-than-not. FASB Interpretation No. 48, "Accounting for Uncertainty in Income Taxes" (FIN 48) (now incorporated into ASC 740, *Income Taxes*), sets out a consistent framework to determine the appropriate level of tax reserves to maintain for uncertain tax positions. This interpretation uses a two-step approach wherein a tax benefit is recognized if a position is more-likely-than-not to be sustained. The amount of the benefit is then measured to be the highest tax benefit that is greater than 50% likely to be realized. ASC 740 also sets out disclosure requirements to enhance transparency of an entity's tax reserves.

See Note 9 to the Consolidated Financial Statements for a further description of the Company's tax provision and related income tax assets and liabilities.

Commissions, Underwriting and Principal Transactions

Commissions revenues are recognized in income when earned. Underwriting revenues are recognized in income typically at the closing of the transaction. Principal transactions revenues are recognized in income on a trade-date basis. See Note 5 to the Consolidated Financial Statements for a description of the Company's revenue recognition policies for commissions and fees, and Note 6 to the Consolidated Financial Statements for details of principal transactions revenue.

Earnings per Share

Earnings per share (EPS) is computed after deducting preferred stock dividends. The Company has granted restricted and deferred share awards with dividend rights that are considered to be participating securities, which are akin to a second class of common stock. Accordingly, a portion of Citigroup's earnings is allocated to those participating securities in the EPS calculation.

Basic earnings per share is computed by dividing income available to common stockholders after the allocation of dividends and undistributed earnings to the participating securities by the weighted average number of common shares outstanding for the period. Diluted earnings per share reflects the potential dilution that could occur if securities or other contracts to issue common stock were exercised. It is computed after giving consideration to the weighted average dilutive effect of the Company's stock options and warrants and convertible securities and after the allocation of earnings to the participating securities.

Use of Estimates

Management must make estimates and assumptions that affect the Consolidated Financial Statements and the related Notes to the Consolidated Financial Statements. Such estimates are used in connection with certain fair value measurements. See Note 25 to the Consolidated Financial Statements for further discussions on estimates used in the determination of fair value. Moreover, estimates are significant in determining the amounts of other-than-temporary impairments, impairments of goodwill and other intangible assets, provisions for probable losses that may

arise from credit-related exposures and probable and estimable losses related to litigation and regulatory proceedings, and tax reserves. While management makes its best judgment, actual amounts or results could differ from those estimates. Current market conditions increase the risk and complexity of the judgments in these estimates.

Cash Flows

Cash equivalents are defined as those amounts included in *Cash and due from banks*. Cash flows from risk management activities are classified in the same category as the related assets and liabilities.

Related Party Transactions

The Company has related party transactions with certain of its subsidiaries and affiliates. These transactions, which are primarily short-term in nature, include cash accounts, collateralized financing transactions, margin accounts, derivative transactions, charges for operational support and the borrowing and lending of funds, and are entered into in the ordinary course of business.

ACCOUNTING CHANGES

Accounting for Investments in Tax Credit Partnerships

In January 2014, the FASB issued ASU 2014-01, *Investments-Equity Method and Joint Ventures (Topic 323): Accounting for Investments in Qualified Affordable Housing Projects*. Any transition adjustment is reflected as an adjustment to retained earnings in the earliest period presented (retrospective application).

The ASU is applicable to Citi's portfolio of low income housing tax credit (LIHTC) partnership interests. The new standard widens the scope of investments eligible to elect to apply a new alternative method, the proportional amortization method, under which the cost of the investment is amortized to tax expense in proportion to the amount of tax credits and other tax benefits received. Citi qualifies to elect the proportional amortization method under the ASU for its entire LIHTC portfolio. These investments were previously accounted for under the equity method, which results in losses (due to amortization of the investment) being recognized in *Other revenue* and tax credits and benefits being recognized in the *Income tax expense* line. In contrast, the proportional amortization method combines the amortization of the investment and receipt of the tax credits/benefits into one line, *Income tax expense*.

Citi adopted ASU 2014-01 in the first quarter of 2015. The adoption of this ASU reduced *Retained earnings* by approximately \$349 million, *Other assets* by approximately \$178 million, and deferred tax assets by approximately \$171 million, each in the first quarter of 2015.

Accounting for Share-Based Payments with Performance Targets

In June 2014, the FASB issued Accounting Standards Update (ASU) No. 2014-12, *Accounting for Share-Based Payments When the Terms of an Award Provide That a Performance Target Could Be Achieved after the Requisite*

Service Period (a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force). The ASU prescribes the accounting to be applied to share-based awards that contain performance targets, the outcome of which will only be confirmed after the employee's service period associated with the award has ended. Citi elected to adopt this ASU from the third quarter of 2014. The impact of adopting the ASU was not material.

Discontinued Operations and Significant Disposals

The FASB issued ASU No. 2014-08, *Presentation of Financial Statements (Topic 810) and Property, Plant, and Equipment (Topic 360), Reporting Discontinued Operations and Disclosures of Disposals of Components of an Entity* (ASU 2014-08) in April 2014. ASU 2014-08 changes the criteria for reporting discontinued operations while enhancing disclosures. Under the ASU, only disposals representing a strategic shift having a major effect on an entity's operations and financial results, such as a disposal of a major geographic area, a major line of business or a major equity method investment, may be presented as discontinued operations. Additionally, the ASU requires expanded disclosures about discontinued operations that will provide more information about the assets, liabilities, income and expenses of discontinued operations.

The Company early-adopted the ASU in the second quarter of 2014 on a prospective basis for all disposals (or classifications as held-for-sale) of components of an entity that occurred on or after April 1, 2014. As a result of the adoption of the ASU, fewer disposals will now qualify for reporting as discontinued operations; however, disclosure of the pretax income attributable to a disposal of a significant part of an organization that does not qualify for discontinued operations reporting is required. The impact of adopting the ASU was not material.

Accounting for the Cumulative Translation Adjustment upon Derecognition of Certain Foreign Subsidiaries

In March 2013, the FASB issued ASU No. 2013-05, *Foreign Currency Matters (Topic 830): Parent's Accounting for the Cumulative Translation Adjustment upon Derecognition of Certain Subsidiaries or Groups of Assets within a Foreign Entity or of an Investment in a Foreign Entity* (a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force). This ASU clarifies the accounting for the cumulative translation adjustment (CTA) when a parent either sells a part or all of its investment in a foreign entity or no longer holds a controlling financial interest in a subsidiary or group of assets that is a nonprofit activity or a business within a foreign entity. The ASU requires the CTA to remain in equity until the foreign entity is disposed of or it is completely or substantially liquidated.

This ASU became effective for Citi on January 1, 2014 and was applied on a prospective basis. The accounting prescribed in this ASU is consistent with Citi's prior practice and, as a result, adoption did not result in any impact to Citi.

OCC Chapter 7 Bankruptcy Guidance

In the third quarter of 2012, the Office of the Comptroller of the Currency (OCC) issued guidance relating to the accounting for mortgage loans discharged through bankruptcy proceedings pursuant to Chapter 7 of the U.S. Bankruptcy Code (Chapter 7 bankruptcy). Under this OCC guidance, the discharged loans are accounted for as troubled debt restructurings (TDRs). These TDRs, other than FHA-insured loans, are written down to their collateral value less cost to sell. FHA-insured loans are reserved for, based on a discounted cash flow model. As a result of implementing this guidance, Citigroup recorded an incremental \$635 million of charge-offs in the third quarter of 2012, the vast majority of which related to loans that were current. These charge-offs were substantially offset by a related loan loss reserve release of approximately \$600 million, with a net reduction in pretax income of \$35 million. In the fourth quarter of 2012, Citigroup recorded a benefit to charge-offs of approximately \$40 million related to finalizing the impact of this OCC guidance. Furthermore, as a result of this OCC guidance, TDRs increased by \$1.7 billion and non-accrual loans increased by \$1.5 billion in the third quarter of 2012 (\$1.3 billion of which was current).

Fair Value Measurement

In May 2011, the FASB issued ASU No. 2011-04, *Fair Value Measurement (Topic 820): Amendments to Achieve Common Fair Value Measurement and Disclosure Requirements in U.S. GAAP and IFRS*. The ASU created a common definition of fair value for GAAP and IFRS and aligned the measurement and disclosure requirements. It required significant additional disclosures both of a qualitative and quantitative nature, particularly for those instruments measured at fair value that are classified in Level 3 of the fair value hierarchy. Additionally, the ASU provided guidance on when it is appropriate to measure fair value on a portfolio basis and expanded the prohibition on valuation adjustments where the size of the Company's position is a characteristic of the adjustment from Level 1 to all levels of the fair value hierarchy.

The ASU became effective for Citigroup on January 1, 2012. As a result of implementing the prohibition on valuation adjustments where the size of the Company's position is a characteristic, the Company released reserves of approximately \$125 million, increasing pretax income in the first quarter of 2012.

Deferred Asset Acquisition Costs

In October 2010, the FASB issued ASU No. 2010-26, *Financial Services-Insurance (Topic 944): Accounting for Costs Associated with Acquiring or Renewing Insurance Contracts*. The ASU amended the guidance for insurance entities that required deferral and subsequent amortization of certain costs incurred during the acquisition of new or renewed insurance contracts, commonly referred to as deferred acquisition costs (DAC). The new guidance limited DAC to those costs directly related to the successful acquisition of insurance contracts; all other acquisition-related costs must be expensed as incurred. Under prior guidance, DAC consisted of those costs that vary with, and primarily relate to, the acquisition of insurance contracts.

The ASU became effective for Citigroup on January 1, 2012 and was adopted using the retrospective method. As a result of implementing the ASU, in the first quarter of 2012, DAC was reduced by approximately \$165 million and a \$58 million deferred tax asset was recorded with an offset to opening retained earnings of \$107 million (net of tax).

Classification of Certain Government-Guaranteed Mortgage Loans upon Foreclosure

In August 2014, the FASB issued ASU No. 2014-14, *Receivables-Troubled Debt Restructuring by Creditors (Subtopic 310-40): Classification of Certain Government-Guaranteed Mortgage Loans upon Foreclosure*, which requires that a mortgage loan be derecognized and a separate other receivable be recognized upon foreclosure if the following conditions are met: (i) the loan has a government guarantee that is not separable from the loan before foreclosure; (ii) at the time of foreclosure, the creditor has the intent to convey the real estate property to the guarantor and make a claim on the guarantee, and the creditor has the ability to recover under that claim; and (iii) at the time of foreclosure, any amount of the claim that is determined on the basis of the fair value of the real estate is fixed. Upon foreclosure, the separate other receivable is measured based on the amount of the loan balance (principal and interest) expected to be recovered from the guarantor.

Citi early adopted the ASU on a modified retrospective basis in the fourth quarter of 2014, which resulted in reclassifying approximately \$130 million of foreclosed assets from Other Real Estate Owned to a separate other receivable that is included in *Other assets*. Given the modified retrospective approach to adoption, prior periods have not been restated.

FUTURE APPLICATION OF ACCOUNTING STANDARDS

Revenue Recognition

In May 2014, the FASB issued ASU No. 2014-09, *Revenue from Contracts with Customers*, which requires an entity to recognize the amount of revenue to which it expects to be entitled for the transfer of promised goods or services to customers. The ASU will replace most existing revenue recognition guidance in GAAP when it becomes effective on January 1, 2017. Early application is not permitted. The standard permits the use of either the retrospective or cumulative effect transition method. The Company is evaluating the effect that ASU 2014-09 will have on its consolidated financial statements and related disclosures. The Company has not yet selected a transition method nor has it determined the effect of the standard on its financial statements.

Accounting for Repurchase-to-Maturity Transactions

In June 2014, the FASB issued ASU No. 2014-11, *Transfers and Servicing (Topic 860): Repurchase-to-Maturity Transactions, Repurchase Financings, and Disclosures*. The ASU changes the accounting for repurchase-to-maturity transactions and linked repurchase financings to secured borrowed accounting, which is consistent with the accounting for other repurchase agreements. The ASU also requires disclosures about transfers accounted for as sales in transactions that are economically similar to repurchase agreements and about the types of collateral pledged in repurchase agreements and similar transactions accounted for as secured borrowings. The ASU's provisions became effective for Citi from the first quarter of 2015, with the exception of the collateral disclosures which will be effective from the second quarter of 2015. The effect of adopting the ASU is required to be reflected as a cumulative effect adjustment to retained earnings as of the beginning of the period of adoption. Adoption of the ASU did not have a material effect on the Company's financial statements.

Measuring the Financial Assets and Liabilities of a Consolidated Collateralized Financial Entity

In August 2014, the FASB issued ASU No. 2014-13, *Consolidation (Topic 810): Measuring the Financial Assets and the Financial Liabilities of a Consolidated Collateralized Financing Entity*, which provides two alternative methods for measuring the fair value of a consolidated Collateralized Financing Entity's (CFE) financial assets and financial liabilities. This election is made separately for each CFE subject to the scope of the ASU. The first method requires the fair value of the financial assets and liabilities to be measured using the requirements of ASC Topic 820, *Fair Value Measurements and Disclosures*, with any differences between the fair value of the financial assets and financial liabilities being attributed to the CFE and reflected in earnings in the consolidated statement of income. The alternative method requires measuring both the financial assets and financial liabilities using the more observable of the fair value of the assets or

liabilities. The alternative method would also take into consideration the carrying value of any beneficial interests of the CFE held by the parent, including those representing compensation for services, and the carrying value of any nonfinancial assets held temporarily. The ASU will be effective for Citi from the first quarter of 2016 and is not expected to have a material effect on the Company.

Accounting for Derivatives: Hybrid Financial Instruments

In November 2014, the FASB issued ASU No. 2014-16, *Derivatives and Hedging (Topic 815): Determining Whether the Host Contract in a Hybrid Financial Instrument Issued in the Form of a Share Is More Akin to Debt or to Equity*. The ASU will require an entity to evaluate the economic characteristics and risks of an entire hybrid financial instrument issued in the form of a share (including the embedded derivative feature) in order to determine whether the nature of the host contract is more akin to debt or equity. Additionally, the ASU clarifies that no single term or feature would necessarily determine the economic characteristics and risks of the host contract; therefore, an entity should use judgment based on an evaluation of all the relevant terms and features.

This ASU is effective for Citi from the first quarter of 2016 with early adoption permitted. Citi may choose to report the effects of initial adoption as a cumulative-effect adjustment to retained earnings as of January 1, 2016 or apply the guidance retrospectively to all prior periods. The impact of adopting this ASU is not expected to be material to Citi.

Accounting for Financial Instruments-Credit Losses

In December 2012, the FASB issued a proposed ASU, *Financial Instruments-Credit Losses*. This proposed ASU, or exposure draft, was issued for public comment in order to allow stakeholders the opportunity to review the proposal and provide comments to the FASB and does not constitute accounting guidance until a final ASU is issued.

The exposure draft contains proposed guidance developed by the FASB with the goal of improving financial reporting about expected credit losses on loans, securities and other financial assets held by financial institutions and other organizations. The exposure draft proposes a new accounting model intended to require earlier recognition of credit losses, while also providing additional transparency about credit risk.

The FASB's proposed model would utilize an "expected credit loss" measurement objective for the recognition of credit losses for loans, held-to-maturity securities and other receivables at the time the financial asset is originated or acquired and adjusted each period for changes in expected credit losses. For available-for-sale securities where fair value is less than cost, impairment would be recognized in the allowance for credit losses and adjusted each period for changes in credit. This would replace the multiple existing impairment models in GAAP, which generally require that a loss be "incurred" before it is recognized.

The FASB's proposed model represents a significant departure from existing GAAP, and may result in material changes to the Company's accounting for financial instruments. The impact of the FASB's final ASU on the Company's financial statements will be assessed when it is issued. The exposure draft does not contain a proposed effective date; this would be included in the final ASU, when issued.

Consolidation

In February 2015, the FASB issued ASU No. 2015-02, *Consolidation (Topic 810): Amendments to the Consolidation Analysis*, which is intended to improve certain areas of consolidation guidance for legal entities such as limited partnerships, limited liability companies, and securitization structures. The ASU will reduce the number of consolidation models. The ASU will be effective on January 1, 2016. Early adoption is permitted, including adoption in an interim period. The Company is evaluating the effect that ASU 2015-02 will have on its Consolidated Financial Statements.

2. DISCONTINUED OPERATIONS AND SIGNIFICANT DISPOSALS

Discontinued Operations

The following *Discontinued operations* are recorded within the *Corporate/Other* segment.

Sale of Brazil Credicard Business

On December 20, 2013, Citi sold its non-Citibank-branded cards and consumer finance business in Brazil (Credicard) for approximately \$1.24 billion. The sale resulted in a pretax gain of \$206 million (\$325 million after-tax). In the fourth quarter of 2014, resolution of certain contingencies related to the disposal are reported as *Income (loss) from discontinued operations*. Credicard is reported as *Discontinued operations* for all periods presented. Summarized financial information for *Discontinued operations* for Credicard follows:

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013	2012
Total revenues, net of interest expense⁽¹⁾	\$ 69	\$ 1,012	\$ 1,045
Income (loss) from discontinued operations	63	(48)	110
Gain on sale	—	206	—
Provision (benefit) for income taxes	11	(138)	19
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	\$ 52	\$ 296	\$ 91

(1) Total revenues include gain or loss on sale, if applicable.

Cash Flows from Discontinued Operations

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013	2012
Cash flows from operating activities	\$ —	\$ 197	\$ (205)
Cash flows from investing activities	—	(207)	195
Cash flows from financing activities	—	—	16
Net cash provided by discontinued operations	\$ —	\$ (10)	\$ 6

Sale of Certain Citi Capital Advisors Business

During the third quarter of 2012, Citi executed definitive agreements to transition a carve-out of its liquid strategies business within Citi Capital Advisors (CCA). The sale occurred pursuant to two separate transactions in 2013, creating two separate management companies. The first transaction closed in February 2013, and Citigroup retained a 24.9% passive equity interest in the management company (which is held in Citi's *Institutional Clients Group* segment). The second transaction closed in August 2013. CCA is reported as *Discontinued operations* for all periods presented.

Summarized financial information for *Discontinued operations* for the operations related to CCA follows:

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013	2012
Total revenues, net of interest expense⁽¹⁾	\$ —	\$ 74	\$ 60
Income (loss) from discontinued operations	(7)	(158)	(123)
Gain on sale	—	62	—
Provision (benefit) for income taxes	(3)	(30)	(44)
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	\$ (4)	\$ (66)	\$ (79)

(1) Total revenues include gain or loss on sale, if applicable.

Cash Flows from Discontinued Operations

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013	2012
Cash flows from operating activities	\$ —	\$ (43)	\$ (4)
Cash flows from investing activities	—	—	4
Cash flows from financing activities	—	43	—
Net cash provided by discontinued operations	\$ —	\$ —	\$ —

Sale of Egg Banking plc Credit Card Business

In April 2011, Citi completed the sale of the Egg Banking plc (Egg) credit card business. Summarized financial information for *Discontinued operations* for the operations related to Egg follows:

In millions of dollars	2014	2013	2012
Total revenues, net of interest expense⁽¹⁾	\$ 5	\$ —	\$ 1
Income (loss) from discontinued operations	\$ (46)	\$ (62)	\$ (96)
Gain (loss) on sale	—	—	(1)
Provision (benefit) for income taxes	(16)	(22)	(34)
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	\$ (30)	\$ (40)	\$ (63)

(1) Total revenues include gain or loss on sale, if applicable.

Cash flows from *Discontinued operations* related to Egg were not material for all periods presented.

Audit of Citi German Consumer Tax Group

Citi sold its German retail banking operations in 2007 and reported them as *Discontinued operations*. During the third quarter of 2013, German tax authorities concluded their audit of Citi's German consumer tax group for the years 2005-2008. This resolution resulted in a pretax benefit of \$27 million and a tax benefit of \$57 million (\$85 million total net income benefit) during the third quarter of 2013, all of which was included in *Discontinued operations*. During 2014, residual costs associated with German retail banking operations resulted in a tax expense of \$20 million.

Combined Results for Discontinued Operations

The following is summarized financial information for Credicard, CCA, Egg and previous *Discontinued operations* for which Citi continues to have minimal residual costs associated with the sales:

In millions of dollars	2014	2013	2012
Total revenues, net of interest expense⁽¹⁾	\$ 74	\$ 1,086	\$ 1,106
Income (loss) from discontinued operations	\$ 10	\$ (242)	\$ (109)
Gain on sale	—	268	(1)
Provision (benefit) for income taxes	12	(244)	(52)
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	\$ (2)	\$ 270	\$ (58)

(1) Total revenues include gain or loss on sale, if applicable.

Cash Flows from Discontinued Operations

In millions of dollars	2014	2013	2012
Cash flows used in operating activities	\$ —	\$ 154	\$ (209)
Cash flows from investing activities	—	(207)	199
Cash flows from financing activities	—	43	16
Net cash provided by discontinued operations	\$ —	\$ (10)	\$ 6

Significant Disposals

The following sales were identified as significant disposals, including the assets and liabilities that were reclassified to held-for-sale within *Other assets* and *Other liabilities* on the Consolidated Balance Sheet and the *Income (loss) before taxes (benefits)* related to each business.

Agreement to Sell Japan Retail Banking Business

On December 25, 2014, Citi entered into an agreement to sell its Japan retail banking business that will be reported as part of Citi Holdings effective January 1, 2015. The sale, which is subject to regulatory approvals and other customary closing conditions, is expected to occur by the fourth quarter of 2015 and result in an after-tax gain upon completion. Income before taxes for the period in which the individually significant component was classified as held-for-sale and for all prior periods are as follows:

In millions of dollars	2014	2013	2012
Income before taxes	\$ (5)	\$ 31	\$ (4)

The following assets and liabilities for the Japan retail banking business were identified and reclassified to held-for-sale within *Other assets* and *Other liabilities* on the Consolidated Balance Sheet at December 31, 2014:

In millions of dollars	December 31, 2014
Assets	
Cash and deposits with banks	\$ 151
Loans (net of allowance of \$2 million)	544
Goodwill	51
Other assets, advances to/from subs	19,854
Other assets	66
Total assets	\$ 20,666
Liabilities	
Deposits	\$ 20,605
Other liabilities	61
Total liabilities	\$ 20,666

Sale of Spain Consumer Operations

On September 22, 2014, Citi sold its consumer operations in Spain, which was part of Citi Holdings, including \$1.7 billion of consumer loans (net of allowance), \$3.4 billion of assets under management, \$2.2 billion of customer deposits, 45 branches, 48 ATMs and 938 employees, with the buyer assuming the related current pension commitments at closing. The transaction generated a pretax gain on sale of \$243 million (\$131 million after-tax). Income before taxes for the period in which the individually significant component was classified as held for sale and for all prior periods are as follows:

In millions of dollars	2014	2013	2012
Income before taxes	\$ 373	\$ 59	\$ 6

Sale of Greece Consumer Operations

On September 30, 2014, Citi sold its consumer operations in Greece, which were part of Citi Holdings, including \$353 million of consumer loans (net of allowance), \$1.1 billion of assets under management, \$1.2 billion of customer deposits, 20 branches, 85 ATMs and 719 employees, with the buyer assuming certain limited pension obligations related to Diners' Club's employees at closing. The transaction generated a pretax gain on sale of \$209 million (\$91 million after-tax). Income before taxes for the period in which the individually significant component was classified as held-for-sale and for all prior periods are as follows:

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013	2012
Income before taxes	\$133	\$ (113)	\$ (258)

3. BUSINESS SEGMENTS

Citigroup's activities are conducted through the *Global Consumer Banking (GCB)*, *Institutional Clients Group (ICG)*, *Corporate/Other* and Citi Holdings business segments.

GCB includes a global, full-service consumer franchise delivering a wide array of banking, credit card lending and investment services through a network of local branches, offices and electronic delivery systems and is composed of four *GCB* businesses: *North America*, *EMEA*, *Latin America* and *Asia*.

ICG is composed of *Banking and Markets and securities services* and provides corporate, institutional, public sector and high-net-worth clients in approximately 100 countries with a broad range of banking and financial products and services.

Corporate/Other includes certain unallocated costs of global functions, other corporate expenses and net treasury results, unallocated corporate expenses, offsets to certain line-item reclassifications and eliminations, the results of discontinued operations and unallocated taxes.

Citi Holdings is composed of businesses and portfolios of assets that Citigroup has determined are not central to its core Citicorp businesses.

The accounting policies of these reportable segments are the same as those disclosed in Note 1 to the Consolidated Financial Statements.

The prior-period balances reflect reclassifications to conform the presentation for all periods to the first quarter of 2015 presentation. Effective January 1, 2015, financial data was reclassified from Citicorp to Citi Holdings for the consumer businesses in 11 markets and the consumer finance business in Korea in *Global Consumer Banking (GCB)* and certain businesses in *Institutional Clients Group* that Citi intends to exit, changes in Citi's charge out of certain assets and non-interest revenues from the *Corporate/Other* segment to Citi's businesses, changes in charge outs of certain administrative, operations and technology costs among Citi's businesses and certain other immaterial reclassifications. Citi's consolidated results remain unchanged for all periods presented as a result of the changes discussed above.

In addition, as discussed in Note 1 to the Consolidated Financial Statements, Citi adopted ASU 2014-01 in the first quarter of 2015. The ASU is applicable to Citi's portfolio of low income housing tax credit partnership interests. Citi's disclosures reflect the retrospective application of the ASU and impacts Citi's consolidated assets, revenues, provision for income taxes and net income for all periods presented.

The following table presents certain information regarding the Company's continuing operations by segment:

	Revenues, net of interest expense ⁽¹⁾			Provision (benefits) for income taxes			Income (loss) from continuing operations ⁽²⁾			Identifiable assets	
<i>In millions of dollars, except identifiable assets in billions</i>	2014	2013	2012	2014	2013	2012	2014	2013	2012	2014	2013
<i>Global Consumer Banking</i>	\$ 36,017	\$ 36,305	\$ 37,124	\$ 3,414	\$ 3,361	\$ 3,429	\$ 6,819	\$ 6,576	\$ 7,447	\$ 406	\$ 413
<i>Institutional Clients Group</i>	33,052	33,322	30,588	4,070	4,174	2,411	9,534	9,425	7,833	1,257	1,263
<i>Corporate/Other</i>	301	322	349	(344)	(216)	(1,020)	(5,375)	(514)	(922)	50	50
Total Citicorp	\$ 69,370	\$ 69,949	\$ 68,061	\$ 7,140	\$ 7,319	\$ 4,820	\$ 10,978	\$ 15,487	\$ 14,358	\$ 1,713	\$ 1,726
Citi Holdings	7,849	6,775	1,469	57	(1,133)	(4,423)	(3,474)	(1,871)	(6,590)	129	154
Total	\$ 77,219	\$ 76,724	\$ 69,530	\$ 7,197	\$ 6,186	\$ 397	\$ 7,504	\$ 13,616	\$ 7,768	\$ 1,842	\$ 1,880

(1) Includes Citicorp (excluding *Corporate/Other*) total revenues, net of interest expense, in *North America* of \$32.0 billion, \$31.2 billion and \$30.0 billion; in *EMEA* of \$10.7 billion, \$11.2 billion and \$11.2 billion; in *Latin America* of \$12.7 billion, \$13.3 billion and \$12.7 billion; and in *Asia* of \$13.7 billion, \$13.9 billion and \$13.8 billion in 2014, 2013, and 2012, respectively.

(2) Includes pretax provisions (credits) for credit losses and for benefits and claims in *GCB* of \$5.8 billion, \$6.6 billion and \$5.9 billion; in *ICG* of \$57 million, \$78 million and \$276 million; and in Citi Holdings of \$1.6 billion, \$1.9 billion and \$5.1 billion in 2014, 2013, and 2012, respectively.

4. INTEREST REVENUE AND EXPENSE

For the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012 *Interest revenue* and *Interest expense* consisted of the following:

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013	2012
Interest revenue			
Loan interest, including fees	\$ 44,776	\$ 45,580	\$ 47,712
Deposits with banks	959	1,026	1,261
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	2,366	2,566	3,418
Investments, including dividends	7,195	6,919	7,525
Trading account assets ⁽¹⁾	5,880	6,277	6,802
Other interest	507	602	580
Total interest revenue	\$ 61,683	\$ 62,970	\$ 67,298
Interest expense			
Deposits ⁽²⁾	\$ 5,692	\$ 6,236	\$ 7,690
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	1,895	2,339	2,817
Trading account liabilities ⁽¹⁾	168	169	190
Short-term borrowings	580	597	727
Long-term debt	5,355	6,836	9,188
Total interest expense	\$ 13,690	\$ 16,177	\$ 20,612
Net interest revenue	\$ 47,993	\$ 46,793	\$ 46,686
Provision for loan losses	6,828	7,604	10,458
Net interest revenue after provision for loan losses	\$ 41,165	\$ 39,189	\$ 36,228

(1) Interest expense on *Trading account liabilities* of JCG is reported as a reduction of interest revenue from *Trading account assets*.

(2) Includes deposit insurance fees and charges of \$1,038 million, \$1,132 million and \$1,262 million for 2014, 2013 and 2012, respectively.

5. COMMISSIONS AND FEES

The primary components of *Commissions and fees* revenue are investment banking fees, trading-related fees, credit card and bank card fees and fees related to treasury and securities services in *ICG*.

Investment banking fees are substantially composed of underwriting and advisory revenues and are recognized when Citigroup's performance under the terms of a contractual arrangement is completed, which is typically at the closing of the transaction. Underwriting revenue is recorded in *Commissions and fees*, net of both reimbursable and non-reimbursable expenses, consistent with the AICPA Audit and Accounting Guide for Brokers and Dealers in Securities (codified in ASC 940-605-05-1). Expenses associated with advisory transactions are recorded in *Other operating expenses*, net of client reimbursements. Out-of-pocket expenses are deferred and recognized at the time the related revenue is recognized. In general, expenses incurred related to investment banking transactions that fail to close (are not consummated) are recorded gross in *Other operating expenses*.

Trading-related fees primarily include commissions and fees from the following: executing transactions for clients on exchanges and over-the-counter markets; sale of mutual funds, insurance and other annuity products; and assisting clients in clearing transactions, providing brokerage services and other such activities. Trading-related fees are recognized when earned in *Commissions and fees*. Gains or losses, if any, on these transactions are included in *Principal transactions* (see Note 6 to the Consolidated Financial Statements).

Credit card and bank card fees are primarily composed of interchange revenue and certain card fees, including annual fees, reduced by reward program costs and certain partner payments. Interchange revenue and fees are recognized when earned, including annual card fees that are deferred and amortized on a straight-line basis over a 12-month period. Reward costs are recognized when points are earned by the customers. The following table presents *Commissions and fees* revenue for the years ended December 31:

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013	2012
Investment banking	\$ 3,687	\$ 3,315	\$ 2,991
Trading-related	2,503	2,563	2,331
Credit cards and bank cards	2,227	2,472	2,775
Trade and securities services	1,871	1,847	1,733
Other consumer ⁽¹⁾	885	911	908
Checking-related	531	551	615
Corporate finance ⁽²⁾	531	516	516
Loan servicing	380	500	313
Other	417	266	402
Total commissions and fees	\$ 13,032	\$ 12,941	\$ 12,584

(1) Primarily consists of fees for investment fund administration and management, third-party collections, commercial demand deposit accounts and certain credit card services.

(2) Consists primarily of fees earned from structuring and underwriting loan syndications.

6. PRINCIPAL TRANSACTIONS

Principal transactions revenue consists of realized and unrealized gains and losses from trading activities. Trading activities include revenues from fixed income, equities, credit and commodities products and foreign exchange transactions. Not included in the table below is the impact of net interest revenue related to trading activities, which is an integral part of trading activities' profitability. See Note 4 to the Consolidated Financial Statements for information about net

interest revenue related to trading activities. Principal transactions include CVA (credit valuation adjustments on derivatives), FVA (funding valuation adjustments) on over-the-counter derivatives and DVA (debt valuation adjustments on issued liabilities for which the fair value option has been elected).

The following table presents principal transactions revenue for the years ended December 31:

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013	2012
Global Consumer Banking	\$ 787	\$ 863	\$ 808
Institutional Clients Group	5,908	6,494	4,330
Corporate/Other	(383)	(80)	(189)
Subtotal Citicorp	\$ 6,312	\$ 7,277	\$ 4,949
Citi Holdings	386	25	31
Total Citigroup	\$ 6,698	\$ 7,302	\$ 4,980
Interest rate contracts ⁽¹⁾	\$ 3,657	\$ 4,055	\$ 2,380
Foreign exchange contracts ⁽²⁾	2,008	2,307	2,493
Equity contracts ⁽³⁾	(260)	319	158
Commodity and other contracts ⁽⁴⁾	590	277	108
Credit products and derivatives ⁽⁵⁾	703	344	(159)
Total	\$ 6,698	\$ 7,302	\$ 4,980

- (1) Includes revenues from government securities and corporate debt, municipal securities, mortgage securities and other debt instruments. Also includes spot and forward trading of currencies and exchange-traded and over-the-counter (OTC) currency options, options on fixed income securities, interest rate swaps, currency swaps, swap options, caps and floors, financial futures, OTC options and forward contracts on fixed income securities.
- (2) Includes revenues from foreign exchange spot, forward, option and swap contracts, as well as FX translation gains and losses.
- (3) Includes revenues from common, preferred and convertible preferred stock, convertible corporate debt, equity-linked notes and exchange-traded and OTC equity options and warrants.
- (4) Primarily includes revenues from crude oil, refined oil products, natural gas and other commodities trades.
- (5) Includes revenues from structured credit products.

7. INCENTIVE PLANS

Discretionary Annual Incentive Awards

Citigroup grants immediate cash bonus payments, deferred cash awards, stock payments and restricted and deferred stock awards as part of its discretionary annual incentive award program involving a large segment of Citigroup's employees worldwide. Most of the shares of common stock issued by Citigroup as part of its equity compensation programs are to settle the vesting of the stock components of these awards.

Discretionary annual incentive awards are generally awarded in the first quarter of the year based upon the previous year's performance. Awards valued at less than U.S. \$100,000 (or the local currency equivalent) are generally paid entirely in the form of an immediate cash bonus. Pursuant to Citigroup policy and/or regulatory requirements, certain employees and officers are subject to mandatory deferrals of incentive pay and generally receive 25% to 60% of their awards in a combination of restricted or deferred stock and deferred cash. Discretionary annual incentive awards to many employees in the EU are subject to deferral requirements regardless of the total award value, with 50% of the immediate incentive delivered in the form of a stock payment or stock unit award subject to a restriction on sale or transfer or hold back (generally, for six months).

Deferred annual incentive awards are generally delivered as two awards—a restricted or deferred stock award under Citi's Capital Accumulation Program (CAP) and a deferred cash award. The applicable mix of CAP and deferred cash awards may vary based on the employee's minimum deferral requirement and the country of employment. In some cases, the entire deferral will be in the form of either a CAP or deferred cash award.

Subject to certain exceptions (principally, for retirement-eligible employees), continuous employment within Citigroup is required to vest in CAP and deferred cash awards. Post-employment vesting by retirement-eligible employees and participants who meet other conditions is generally conditioned upon their refraining from competition with Citigroup during the remaining vesting period, unless the employment relationship has been terminated by Citigroup under certain conditions.

Generally, the CAP and deferred cash awards vest in equal annual installments over three- or four-year periods. Vested CAP awards are delivered in shares of common stock. Deferred cash awards are payable in cash and earn a fixed notional rate of interest that is paid only if and when the underlying principal award amount vests. Generally, in the EU, vested CAP shares are subject to a restriction on sale or transfer after vesting, and vested deferred cash awards are subject to hold back (generally, for six months in each case).

Unvested CAP and deferred cash awards made in January 2011 or later are subject to one or more clawback provisions that apply in certain circumstances, including in the case of employee risk-limit violations or other misconduct, or where the awards were based on earnings that were misstated. CAP awards made to certain employees in February 2013 and later, and deferred cash awards made to certain employees in January 2012, are subject to a formulaic performance-based

vesting condition pursuant to which amounts otherwise scheduled to vest will be reduced based on the amount of any pretax loss in the participant's business in the calendar year preceding the scheduled vesting date. For CAP awards made in February 2013 and later, a minimum reduction of 20% applies for the first dollar of loss.

In addition, deferred cash awards made to certain employees in February 2013 and later are subject to a discretionary performance-based vesting condition under which an amount otherwise scheduled to vest may be reduced in the event of a "material adverse outcome" for which a participant has "significant responsibility." Deferred cash awards made to these employees in February 2014 and later are subject to an additional clawback provision pursuant to which unvested awards may be canceled if the employee engaged in misconduct or exercised materially imprudent judgment, or failed to supervise or escalate the behavior of other employees who did.

Certain CAP and other stock-based awards, including those to participants in the EU that are subject to certain discretionary clawback provisions, are subject to variable accounting, pursuant to which the associated value of the award fluctuates with changes in Citigroup's common stock price until the date that the award is settled, either in cash or shares. For these awards, the total amount that will be recognized as expense cannot be determined in full until the settlement date.

Compensation Allowances

In 2013 and 2014, certain employees of Citigroup's U.K. regulated entities were granted fixed allowances, in addition to salary and annual incentive awards. Generally, these cash allowances are payable in equal installments during the service year and the following year or two years. The payments cease if the employee does not continue to meet applicable service or other requirements. The allowance payments are not subject to performance conditions or clawback. Discretionary incentives awarded for performance years 2013 and 2014 to employees receiving allowances were at reduced levels and subject to greater deferral requirements, of up to 100% in some cases.

Sign-on and Long-Term Retention Awards

Stock awards, deferred cash awards and grants of stock options may be made at various times during the year as sign-on awards to induce new hires to join Citi or to high-potential employees as long-term retention awards.

Vesting periods and other terms and conditions pertaining to these awards tend to vary by grant. Generally, recipients must remain employed through the vesting dates to vest in the awards, except in cases of death, disability or involuntary termination other than for "gross misconduct." These awards do not usually provide for post-employment vesting by retirement-eligible participants. Any stock option grants are for Citigroup common stock with exercise prices that are no less than the fair market value at the time of grant.

Outstanding (Unvested) Stock Awards

A summary of the status of unvested stock awards granted as discretionary annual incentive or sign-on and long-term retention awards for the 12 months ended December 31, 2014, is presented below:

Unvested stock awards	Shares	Weighted-average grant date fair value per share
Unvested at January 1, 2014	61,136,782	\$ 39.71
New awards	17,729,497	49.65
Canceled awards	(2,194,893)	41.31
Vested awards ⁽¹⁾	(26,666,993)	40.94
Unvested at December 31, 2014	50,004,393	\$ 42.52

(1) The weighted-average fair value of the shares vesting during 2014 was approximately \$52.02 per share.

Total unrecognized compensation cost related to unvested stock awards, excluding the impact of forfeiture estimates, was \$659 million at December 31, 2014. The cost is expected to be recognized over a weighted-average period of 0.7 years. However, the value of the portion of these awards that is subject to variable accounting will fluctuate with changes in Citigroup's common stock price.

Performance Share Units

Certain executive officers were awarded a target number of performance share units (PSUs) on February 19, 2013, for performance in 2012, and to a broader group of executives on February 18, 2014, and February 18, 2015, for performance in 2013 and 2014, respectively. PSUs will be earned only to the extent that Citigroup attains specified performance goals relating to Citigroup's return on assets and relative total shareholder return against peers over the three-year period beginning with the year of award. The actual dollar amounts ultimately earned could vary from zero, if performance goals are not met, to as much as 150% of target, if performance goals are meaningfully exceeded. The value of each PSU is equal to the value of one share of Citi common stock. The value of the award will fluctuate with changes in Citigroup's stock price and the attainment of the specified performance goals for each award, until it is settled solely in cash after the end of the performance period.

Stock Option Programs

Stock options have not been granted to Citi's employees as part of the annual incentive award programs since 2009.

On February 14, 2011, Citigroup granted options exercisable for approximately 2.9 million shares of Citigroup common stock to certain of its executive officers. The options have six-year terms and vested in three equal annual installments. The exercise price of the options is \$49.10, equal to the closing price of a share of Citigroup common stock on the grant date. Upon exercise of the options before the fifth anniversary of the grant date, the shares received on exercise (net of the amount required to pay taxes and the exercise price) are subject to a one-year transfer restriction.

The February 14, 2011, grant is the only prior stock option grant that was not fully vested by January 1, 2014, and as a result, is the only grant that resulted in an amount of compensation expense in 2014. All other stock option grants were fully vested at December 31, 2013, and as a result Citi will not incur any future compensation expense related to those grants.

Information with respect to stock option activity under Citigroup's stock option programs for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012 is as follows:

	2014			2013			2012		
	Options	Weighted-average exercise price	Intrinsic value per share	Options	Weighted-average exercise price	Intrinsic value per share	Options	Weighted-average exercise price	Intrinsic value per share
Outstanding, beginning of period	31,508,106	\$ 50.72	\$ 1.39	35,020,397	\$ 51.20	\$ —	37,596,029	\$ 69.60	\$ —
Forfeited	(28,257)	40.80	—	(50,914)	212.35	—	(858,906)	83.84	—
Expired	(602,093)	242.43	—	(86,964)	528.40	—	(1,716,726)	438.14	—
Exercised	(4,363,637)	40.82	11.37	(3,374,413)	40.81	9.54	—	—	—
Outstanding, end of period	26,514,119	\$ 48.00	\$ 6.11	31,508,106	\$ 50.72	\$ 1.39	35,020,397	\$ 51.20	\$ —
Exercisable, end of period	26,514,119			30,662,588			32,973,444		

The following table summarizes information about stock options outstanding under Citigroup's stock option programs at December 31, 2014:

Range of exercise prices	Number outstanding	Options outstanding		Options exercisable	
		Weighted-average contractual life remaining	Weighted-average exercise price	Number exercisable	Weighted-average exercise price
\$29.70—\$49.99 ⁽¹⁾	25,617,659	1.1 years	\$ 42.87	25,617,659	\$ 42.87
\$50.00—\$99.99	69,956	6.1 years	56.76	69,956	56.76
\$100.00—\$199.99	502,416	4.0 years	147.13	502,416	147.13
\$200.00—\$299.99	124,088	3.1 years	240.28	124,088	240.28
\$300.00—\$399.99	200,000	3.1 years	335.50	200,000	335.50
Total at December 31, 2014	26,514,119	1.2 years	\$ 48.02	26,514,119	\$ 48.02

(1) A significant portion of the outstanding options are in the \$40 to \$45 range of exercise prices.

Profit Sharing Plan

The 2010 Key Employee Profit Sharing Plan (KEPSP) entitled participants to profit-sharing payments calculated with reference to the pretax income of Citicorp (as defined in the KEPSP) over a performance measurement period of January 1, 2010, through December 31, 2013. Generally, if a participant remained employed and all other conditions to vesting and payment were satisfied, the participant became entitled to payment. Payments were made in cash, except for U.K. participants who, pursuant to regulatory requirements, received 50% of their payment in Citigroup common stock that was subject to a six-month sale restriction.

Independent risk function employees were not eligible to participate in the KEPSP, as the independent risk function participates in the determination of whether payouts will be made under the KEPSP. Instead, they were eligible to receive deferred cash retention awards.

Other Variable Incentive Compensation

Citigroup has various incentive plans globally that are used to motivate and reward performance primarily in the areas of sales, operational excellence and customer satisfaction. Participation in these plans is generally limited to employees who are not eligible for discretionary annual incentive awards.

Summary

Except for awards subject to variable accounting, the total expense recognized for stock awards represents the grant date fair value of such awards, which is generally recognized as a charge to income ratably over the vesting period, other than for awards to retirement-eligible employees and immediately vested awards. Whenever awards are made or are expected to be made to retirement-eligible employees, the charge to income is accelerated based on when the applicable conditions to retirement eligibility were or will be met. If the employee is retirement eligible on the grant date, or the award is vested at grant date, the entire expense is recognized in the year prior to grant.

Recipients of Citigroup stock awards generally do not have any stockholder rights until shares are delivered upon vesting or exercise, or after the expiration of applicable required holding periods. Recipients of restricted or deferred stock awards and stock unit awards, however, may be entitled to receive dividends or dividend-equivalent payments during the vesting period. Recipients of restricted stock awards generally are entitled to vote the shares in their award during the vesting period. Once a stock award vests, the shares are freely transferable, unless they are subject to a restriction on sale or transfer for a specified period. Pursuant to a stock ownership commitment, certain executives have committed to holding most of their vested shares indefinitely.

All equity awards granted since April 19, 2005, have been made pursuant to stockholder-approved stock incentive plans that are administered by the Personnel and Compensation Committee of the Citigroup Board of Directors, which is composed entirely of independent non-employee directors.

At December 31, 2014, approximately 51.6 million shares of Citigroup common stock were authorized and available for grant under Citigroup's 2014 Stock Incentive Plan, the only plan from which equity awards are currently granted.

The 2014 Stock Incentive Plan and predecessor plans permit the use of treasury stock or newly issued shares in connection with awards granted under the plans. Newly issued shares were distributed to settle the vesting of annual deferred stock awards in January 2012, 2013, 2014 and 2015. The use of treasury stock or newly issued shares to settle stock awards does not affect the compensation expense recorded in the Consolidated Statement of Income for equity awards.

Incentive Compensation Cost

The following table shows components of compensation expense, relating to the above incentive compensation programs, recorded during 2014, 2013 and 2012:

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013	2012
Charges for estimated awards to retirement-eligible employees	\$ 525	\$ 468	\$ 444
Amortization of deferred cash awards, deferred cash stock units and performance stock units	311	323	345
Immediately vested stock award expense ⁽¹⁾	51	54	60
Amortization of restricted and deferred stock awards ⁽²⁾	668	862	864
Option expense	1	10	99
Other variable incentive compensation	803	1,076	670
Profit sharing plan	1	78	246
Total	\$ 2,360	\$ 2,871	\$ 2,728

- (1) Represents expense for immediately vested stock awards that generally were stock payments in lieu of cash compensation. The expense is generally accrued as cash incentive compensation in the year prior to grant.
- (2) All periods include amortization expense for all unvested awards to non-retirement-eligible employees. Amortization is recognized net of estimated forfeitures of awards.

Future Expenses Associated with Outstanding (Unvested) Awards

Citi expects to record compensation expense in future periods as a result of awards granted for performance in 2014 and years prior. Because the awards contain service or other conditions that will be satisfied in the future, the expense of these already-granted awards is recognized over those future period(s). Citi's expected future expenses, excluding the impact of forfeitures, cancellations, clawbacks and repositioning-related accelerations that have not yet occurred, are summarized in the table below. The portion of these awards that is subject to variable accounting will cause the

expense amount to fluctuate with changes in Citigroup's common stock price.

<i>In millions of dollars</i>	2015	2016	2017	2018 and beyond ⁽³⁾	Total ⁽²⁾
Awards granted in 2014 and prior:					
Deferred Stock Awards	\$357	\$204	\$92	\$6	\$659
Deferred Cash Awards	232	123	51	3	409
Future expense related to awards already granted	\$589	\$327	\$143	\$9	\$1,068
Future expense related to awards granted in 2015 ⁽¹⁾	\$ 400	\$ 290	\$ 188	\$ 164	\$ 1,042
Total	\$989	\$617	\$331	\$173	\$2,110

- (1) Principally 2018.
- (2) \$1.8 billion of which is attributable to JCG.
- (3) Refers to awards granted on or about February 16, 2015, as part Citi's discretionary annual incentive awards for services performed in 2014, and 2015 compensation allowances.

8. RETIREMENT BENEFITS

Pension and Postretirement Plans

The Company has several non-contributory defined benefit pension plans covering certain U.S. employees and has various defined benefit pension and termination indemnity plans covering employees outside the United States.

The U.S. qualified defined benefit plan was frozen effective January 1, 2008 for most employees. Accordingly, no additional compensation-based contributions were credited to the cash balance portion of the plan for existing plan participants after 2007. However, certain employees covered under the prior final pay plan formula continue to accrue benefits. The Company also offers postretirement health care and life insurance benefits to certain eligible U.S. retired employees, as well as to certain eligible employees outside the United States.

The Company also sponsors a number of non-contributory, nonqualified pension plans. These plans, which are unfunded, provide supplemental defined pension benefits to certain U.S. employees. With the exception of certain

employees covered under the prior final pay plan formula, the benefits under these plans were frozen in prior years.

In the second quarter of 2013, the Company changed the method of accounting for its most significant pension and postretirement benefit plans (Significant Plans) such that plan obligations, plan assets and periodic plan expense are remeasured and disclosed quarterly, instead of annually. The Significant Plans captured approximately 80% of the Company's global pension and postretirement plan obligations as of December 31, 2014. All other plans (All Other Plans) are remeasured annually with a December 31 measurement date.

Net (Benefit) Expense

The following table summarizes the components of net (benefit) expense recognized in the Consolidated Statement of Income for the Company's U.S. qualified and nonqualified pension plans and postretirement plans, and pension and postretirement plans outside the United States, for Significant Plans and All Other Plans, for the years indicated.

	Pension plans						Postretirement benefit plans					
	U.S. plans			Non-U.S. plans			U.S. plans			Non-U.S. plans		
	2014	2013	2012	2014	2013	2012	2014	2013	2012	2014	2013	2012
<i>In millions of dollars</i>												
Qualified plans												
Benefits earned during the year	\$ 6	\$ 8	\$ 12	\$ 178	\$ 210	\$ 199	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 15	\$ 43	\$ 29
Interest cost on benefit obligation	541	538	565	376	384	367	33	33	44	120	146	116
Expected return on plan assets	(878)	(863)	(897)	(384)	(396)	(399)	(1)	(2)	(4)	(121)	(133)	(108)
Amortization of unrecognized												
Prior service (benefit) cost	(3)	(4)	(1)	1	4	4	—	(1)	(1)	(12)	—	—
Net actuarial loss	105	104	96	77	95	77	—	—	4	39	45	25
Curtailment loss ⁽¹⁾	—	21	—	14	4	10	—	—	—	—	—	—
Settlement (gain) loss ⁽¹⁾	—	—	—	53	13	35	—	—	—	—	(1)	—
Special termination benefits ⁽¹⁾	—	—	—	9	8	1	—	—	—	—	—	—
Net qualified plans (benefit) expense	\$ (229)	\$ (196)	\$ (225)	\$ 324	\$ 322	\$ 294	\$ 32	\$ 30	\$ 43	\$ 41	\$ 100	\$ 62
Nonqualified plans expense	45	46	42	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Cumulative effect of change in accounting policy ⁽²⁾	—	(23)	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—
Total adjusted net (benefit) expense	\$ (184)	\$ (173)	\$ (183)	\$ 324	\$ 322	\$ 294	\$ 32	\$ 30	\$ 43	\$ 41	\$ 103	\$ 62

(1) Losses due to curtailment, settlement and special termination benefits relate to repositioning actions.

(2) Cumulative effect of adopting quarterly remeasurement for Significant Plans.

Contributions

The Company's funding practice for U.S. and non-U.S. pension plans is generally to fund to minimum funding requirements in accordance with applicable local laws and regulations. The Company may increase its contributions above the minimum required contribution, if appropriate. In addition, management has the ability to change its funding practices. For the U.S. pension plans, there were no required minimum cash contributions for 2014 or 2013.

The following table summarizes the actual Company contributions for the years ended December 31, 2014 and 2013, as well as estimated expected Company contributions for 2015. Expected contributions are subject to change since contribution decisions are affected by various factors, such as market performance and regulatory requirements.

	Pension plans ⁽¹⁾						Postretirement plans ⁽¹⁾					
	U.S. plans ⁽²⁾			Non-U.S. plans			U.S. plans			Non-U.S. plans		
	2015	2014	2013	2015	2014	2013	2015	2014	2013	2015	2014	2013
<i>In millions of dollars</i>												
Cash contributions paid by the Company	\$ —	\$ 100	\$ —	\$ 86	\$ 130	\$ 308	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 77	\$ 6	\$ 251
Benefits paid directly by the Company	60	58	51	47	100	49	63	56	52	6	6	5
Total Company contributions	\$ 60	\$ 158	\$ 51	\$ 133	\$ 230	\$ 357	\$ 63	\$ 56	\$ 52	\$ 83	\$ 12	\$ 256

(1) Payments reported for 2015 are expected amounts.

(2) The U.S. pension plans include benefits paid directly by the Company for the nonqualified pension plans.

The estimated net actuarial loss and prior service cost that will be amortized from *Accumulated other comprehensive income (loss)* into net expense in 2015 are approximately \$245 million and \$1 million, respectively, for defined benefit pension plans. For postretirement plans, the estimated 2015 net actuarial loss and prior service cost amortizations are approximately \$45 million and \$(12) million, respectively.

Funded Status and Accumulated Other Comprehensive Income

The following table summarizes the funded status and amounts recognized in the Consolidated Balance Sheet for the Company's U.S. qualified and nonqualified pension plans and postretirement plans, and pension and postretirement plans outside the United States.

Net Amount Recognized

	Pension plans				Postretirement benefit plans			
	U.S. plans		Non-U.S. plans		U.S. plans		Non-U.S. plans	
	2014	2013	2014	2013	2014	2013	2014	2013
<i>In millions of dollars</i>								
Change in projected benefit obligation								
Qualified plans								
Projected benefit obligation at beginning of year	\$ 12,137	\$ 13,268	\$ 7,194	\$ 7,399	\$ 780	\$ 1,072	\$ 1,411	\$ 2,002
Cumulative effect of change in accounting policy ⁽¹⁾	—	(368)	—	385	—	—	—	81
Benefits earned during the year	6	8	178	210	—	—	15	43
Interest cost on benefit obligation	541	538	376	384	33	33	120	146
Plan amendments	—	—	2	(28)	—	—	(14)	(171)
Actuarial (gain) loss ⁽²⁾	2,077	(671)	790	(733)	184	(253)	262	(617)
Benefits paid, net of participants' contributions	(701)	(661)	(352)	(296)	(91)	(85)	(93)	(64)
Expected government subsidy	—	—	—	—	11	13	—	—
Divestitures	—	—	(18)	—	—	—	(1)	—
Settlements	—	—	(184)	(57)	—	—	—	(2)
Curtailed (gain) loss	—	23	(58)	(2)	—	—	(3)	(3)
Special/contractual termination benefits	—	—	9	8	—	—	—	—
Foreign exchange impact and other	—	—	(685)	(76)	—	—	(170)	(4)
Qualified plans	\$ 14,060	\$ 12,137	\$ 7,252	\$ 7,194	\$ 917	\$ 780	\$ 1,527	\$ 1,411
Nonqualified plans ⁽³⁾	779	692	—	—	—	—	—	—
Projected benefit obligation at year end	\$ 14,839	\$ 12,829	\$ 7,252	\$ 7,194	\$ 917	\$ 780	\$ 1,527	\$ 1,411

(1) Represents the cumulative effect of adopting quarterly remeasurement for Significant Plans.

(2) 2014 amounts for the U.S. plans include impact of the adoption of updated mortality tables (see "Mortality Tables" below).

(3) These plans are unfunded.

	Pension plans				Postretirement benefit plans			
	U.S. plans		Non-U.S. plans		U.S. plans		Non-U.S. plans	
	2014	2013	2014	2013	2014	2013	2014	2013
<i>In millions of dollars</i>								
Change in plan assets								
Qualified plans								
Plan assets at fair value at beginning of year	\$ 12,731	\$ 12,656	\$ 6,918	\$ 7,154	\$ 32	\$ 50	\$ 1,472	\$ 1,497
Cumulative effect of change in accounting policy ⁽¹⁾	—	(53)	—	126	—	3	—	21
Actual return on plan assets	941	789	1,108	(256)	2	(1)	166	(223)
Company contributions	100	—	230	357	56	52	12	256
Plan participants' contributions	—	—	5	6	51	50	—	—
Divestitures	—	—	(11)	—	—	—	—	—
Settlements	—	—	(184)	(61)	—	—	—	—
Benefits paid	(701)	(661)	(357)	(302)	(131)	(122)	(93)	(64)
Foreign exchange impact and other	—	—	(652)	(106)	—	—	(173)	(15)
Qualified plans	\$ 13,071	\$ 12,731	\$ 7,057	\$ 6,918	\$ 10	\$ 32	\$ 1,384	\$ 1,472
Nonqualified plans⁽²⁾	—	—	—	—	—	—	—	—
Plan assets at fair value year end	\$ 13,071	\$ 12,731	\$ 7,057	\$ 6,918	\$ 10	\$ 32	\$ 1,384	\$ 1,472
Funded status of the plans								
Qualified plans⁽³⁾	\$ (989)	\$ 593	\$ (195)	\$ (276)	\$ (907)	\$ (748)	\$ (143)	\$ 61
Nonqualified plans⁽²⁾	(779)	(692)	—	—	—	—	—	—
Funded status of the plans at year end	\$ (1,768)	\$ (99)	\$ (195)	\$ (276)	\$ (907)	\$ (748)	\$ (143)	\$ 61
Net amount recognized								
Qualified plans								
Benefit asset	\$ —	\$ 593	\$ 921	\$ 709	\$ —	\$ —	\$ 196	\$ 407
Benefit liability	(989)	—	(1,116)	(985)	(907)	(748)	(339)	(346)
Qualified plans	\$ (989)	\$ 593	\$ (195)	\$ (276)	\$ (907)	\$ (748)	\$ (143)	\$ 61
Nonqualified plans⁽²⁾	(779)	(692)	—	—	—	—	—	—
Net amount recognized on the balance sheet	\$ (1,768)	\$ (99)	\$ (195)	\$ (276)	\$ (907)	\$ (748)	\$ (143)	\$ 61
Amounts recognized in Accumulated other comprehensive income (loss)								
Qualified plans								
Net transition asset (obligation)	\$ —	\$ —	\$ (1)	\$ (1)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (1)
Prior service benefit (cost)	3	7	13	(2)	—	1	157	173
Net actuarial gain (loss)	(5,819)	(3,911)	(1,690)	(2,007)	(56)	129	(658)	(555)
Qualified plans	\$ (5,816)	\$ (3,904)	\$ (1,678)	\$ (2,010)	\$ (56)	\$ 130	\$ (501)	\$ (383)
Nonqualified plans⁽²⁾	(325)	(226)	—	—	—	—	—	—
Net amount recognized in equity - pretax	\$ (6,141)	\$ (4,130)	\$ (1,678)	\$ (2,010)	\$ (56)	\$ 130	\$ (501)	\$ (383)
Accumulated benefit obligation								
Qualified plans	\$ 14,050	\$ 12,122	\$ 6,699	\$ 6,652	\$ 917	\$ 780	\$ 1,527	\$ 1,411
Nonqualified plans⁽²⁾	771	668	—	—	—	—	—	—
Accumulated benefit obligation at year end	\$ 14,821	\$ 12,790	\$ 6,699	\$ 6,652	\$ 917	\$ 780	\$ 1,527	\$ 1,411

(1) Represents the cumulative effect of adopting quarterly remeasurement for Significant Plans.

(2) These plans are unfunded.

(3) The U.S. qualified pension plan is fully funded under specified Employee Retirement Income Security Act (ERISA) funding rules as of January 1, 2015 and no minimum required funding is expected for 2015.

The following table shows the change in *Accumulated other comprehensive income (loss)* related to Citi's pension and postretirement benefit plans (for Significant Plans and All Other Plans) for the years indicated.

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013	2012
Beginning of period balance, net of tax ^{(1) (2)}	\$ (3,989)	\$ (5,270)	\$ (4,282)
Cumulative effect of change in accounting policy ⁽³⁾	—	(22)	—
Actuarial assumptions changes and plan experience ⁽⁴⁾	(3,404)	2,380	(2,400)
Net asset gain (loss) due to difference between actual and expected returns	833	(1,084)	963
Net amortizations	202	271	214
Prior service credit	13	360	—
Curtailment/ settlement loss ⁽⁵⁾	67	—	—
Foreign exchange impact and other	459	74	(155)
Change in deferred taxes, net	660	(698)	390
Change, net of tax	\$ (1,170)	\$ 1,281	\$ (988)
End of period balance, net of tax ^{(1) (2)}	\$ (5,159)	\$ (3,989)	\$ (5,270)

(1) See Note 20 to the Consolidated Financial Statements for further discussion of net *Accumulated other comprehensive income (loss)* balance.

(2) Includes net-of-tax amounts for certain profit sharing plans outside the U.S.

(3) Represents the cumulative effect of adopting quarterly remeasurement for Significant Plans.

(4) Includes \$111 million, \$(58) million and \$62 million of actuarial losses (gains) related to the U.S. nonqualified pension plans for 2014, 2013 and 2012, respectively.

(5) Curtailment and settlement losses relate to repositioning actions.

At December 31, 2014 and 2013, for both qualified and nonqualified pension plans and for both funded and unfunded plans, the aggregate projected benefit obligation (PBO), the aggregate accumulated benefit obligation (ABO), and the aggregate fair value of plan assets are presented for pension plans with a projected benefit obligation in excess of plan assets and for pension plans with an accumulated benefit obligation in excess of plan assets as follows:

<i>In millions of dollars</i>	PBO exceeds fair value of plan assets				ABO exceeds fair value plan assets			
	U.S. plans ⁽¹⁾		Non-U.S. plans ⁽²⁾		U.S. plans ⁽¹⁾		Non-U.S. plans ⁽²⁾	
	2014	2013	2014	2013	2014	2013	2014	2013
Projected benefit obligation	\$ 14,839	\$ 692	\$ 2,756	\$ 2,765	\$ 14,839	\$ 692	\$ 2,570	\$ 2,408
Accumulated benefit obligation	14,821	668	2,353	2,375	14,821	668	2,233	2,090
Fair value of plan assets	13,071	—	1,640	1,780	13,071	—	1,495	1,468

(1) At December 31, 2014, for both the U.S. qualified and nonqualified plans, the aggregate PBO and the aggregate ABO exceeded plan assets. At December 31, 2013, assets for the U.S. qualified plan exceeded both the PBO and ABO. The U.S. nonqualified plans are not funded and thus the PBO and ABO exceeded plan assets as of this date.

(2) At December 31, 2014, the aggregate PBO and the aggregate ABO exceeded the aggregate plan assets for non-U.S. plans. Assets for certain non-U.S. plans exceed both the PBO and ABO and, as such, only the aggregate PBO, ABO, and asset values for underfunded non-U.S. plans are presented in the table above.

At December 31, 2014, combined accumulated benefit obligations for the U.S. and non-U.S. pension plans, excluding U.S. nonqualified plans, were more than plan assets by \$0.6 billion. At December 31, 2013, combined accumulated benefit obligations for the U.S. and non-U.S. pension plans, excluding U.S. nonqualified plans, were less than plan assets by \$0.9 billion.

Plan Assumptions

The Company utilizes a number of assumptions to determine plan obligations and expense. Changes in one or a combination of these assumptions will have an impact on the Company's pension and postretirement PBO, funded status and benefit expense. Changes in the plans' funded status resulting from changes in the PBO and fair value of plan assets will have a corresponding impact on *Accumulated other comprehensive income (loss)*.

Certain assumptions used in determining pension and postretirement benefit obligations and net benefit expense for the Company's plans are shown in the following table:

At year end	2014	2013
Discount rate		
U.S. plans ⁽¹⁾		
Qualified pension	4.00%	4.75%
Nonqualified pension	3.90	4.75
Postretirement	3.80	4.35
Non-U.S. pension plans ⁽²⁾		
Range	1.00 to 32.50	1.60 to 29.25
Weighted average	4.74	5.60
Non-U.S. postretirement plans ⁽²⁾		
Range	2.25 to 12.00	3.50 to 11.90
Weighted average	7.50	8.65
Future compensation increase rate		
U.S. plans ⁽³⁾		
Range	N/A	N/A
Non-U.S. pension plans		
Range	1.00 to 30.00	1.00 to 26.00
Weighted average	3.27	3.40
Expected return on assets		
U.S. plans		
Range	7.00	7.00
Non-U.S. pension plans		
Range	1.30 to 11.50	1.20 to 11.50
Weighted average	5.08	5.68
Non-U.S. postretirement plans		
Range	8.50 to 10.40	8.50 to 8.90
Weighted average	8.51	8.50

(1) Effective April 1, 2013, Citigroup changed to a quarterly remeasurement approach for its Significant Plans, including the U.S. qualified pension and postretirement plans.

For the U.S. qualified pension and postretirement plans, the 2014 rates shown above were utilized to calculate the December 31, 2014 benefit obligation and will be used to determine the 2015 first quarter expense. The 2013 rates shown above were utilized to calculate the December 31, 2013 benefit obligation and used for the 2014 first quarter expense.

For the U.S. nonqualified pension plans, the 2014 rates shown above were utilized to calculate the December 31, 2014 benefit obligation and will be used to determine the 2015 first quarter expense. The 2013 rates shown above were utilized to calculate the December 31, 2013 benefit obligations and were used to determine the expense for 2014.

(2) Effective April 1, 2013, Citigroup changed to a quarterly remeasurement approach for its Significant non-U.S. pension and postretirement plans.

For the Significant non-U.S. pension and postretirement plans, the 2014 rates shown above were utilized to calculate the December 31, 2014 benefit obligation and will be used to determine the 2015 first quarter expense. The 2013 rates shown above were utilized to calculate the

December 31, 2013 benefit obligation and the 2014 first quarter expense. For all other non-U.S. pension and postretirement plans, the 2014 rates shown above were utilized to calculate the December 31, 2014 benefit obligations and will be used to determine the expense for 2015. The 2013 rates shown above were utilized to calculate the December 31, 2013 benefit obligations and the expense for 2014.

(3) Since the U.S. qualified pension plan has been frozen, a compensation increase rate applies only to certain small groups of grandfathered employees accruing benefits under a final pay plan formula. Only the future compensation increases for these grandfathered employees will affect future pension expense and obligations. Compensation increase rates for these small groups of participants range from 3.00% to 4.00%.

During the year	2014	2013
Discount rate		
U.S. plans ⁽¹⁾		
Qualified pension	4.75%/4.55%/4.25%/ 4.25%	3.90%/4.20%/4.75%/ 4.80%
Nonqualified pension	4.75	3.90
Postretirement	4.35/4.15/3.95/ 4.00	3.60/3.60/ 4.40/ 4.30
Non-U.S. pension plans		
Range	1.60 to 29.25	1.50 to 28.00
Weighted average ⁽²⁾	5.60	5.24
Non-U.S. postretirement plans		
Range	3.50 to 11.90	3.50 to 10.00
Weighted average ⁽²⁾	8.65	7.46
Future compensation increase rate		
U.S. plans ⁽³⁾		
Range	N/A	N/A
Non-U.S. pension plans		
Range	1.00 to 26.00	1.20 to 26.00
Weighted average ⁽²⁾	3.40	3.93
Expected return on assets		
U.S. plans		
Range	7.00	7.00
Non-U.S. pension plans		
Range	1.20 to 11.50	0.90 to 11.50
Weighted average ⁽²⁾	5.68	5.76
Non-U.S. postretirement plans		
Range	8.50 to 8.90	8.50 to 9.60
Weighted average ⁽²⁾	8.50	8.50

(1) For the U.S. qualified pension and postretirement plans, the 2014 and 2013 rates shown above were utilized to calculate the expense in each of the respective four quarters in 2014 and 2013, respectively. For the U.S. nonqualified pension plans, the 2014 and 2013 rates shown above were utilized to calculate expense for 2014 and 2013, respectively.

(2) For the Significant non-U.S. plans, the 2014 and 2013 weighted averages shown above reflect the rates utilized to calculate expense in the first quarters of 2014 and 2013, respectively. For all other non-U.S. plans, the weighted averages shown above reflect the rates utilized to calculate expense for 2014 and 2013, respectively.

(3) Since the U.S. qualified pension plan has been frozen, a compensation increase rate applies only to certain small groups of grandfathered employees accruing benefits under a final pay plan formula. Only the future compensation increases for these grandfathered employees will affect future pension expense and obligations. Compensation increase rates for these small groups of participants range from 3.00% to 4.00%.

Discount Rate

The discount rates for the U.S. pension and postretirement plans were selected by reference to a Citigroup-specific analysis using each plan's specific cash flows and compared with high-quality corporate bond indices for reasonableness. Citigroup's policy is to round to the nearest five hundredths of a percent. The discount rates for the non-U.S. pension and postretirement plans are selected by reference to high-quality corporate bond rates in countries that have developed corporate bond markets. However, where developed corporate bond markets do not exist, the discount rates are selected by reference to local government bond rates with a premium added to reflect the additional risk for corporate bonds in certain countries.

Expected Rate of Return

The Company determines its assumptions for the expected rate of return on plan assets for its U.S. pension and postretirement plans using a "building block" approach, which focuses on ranges of anticipated rates of return for each asset class. A weighted average range of nominal rates is then determined based on target allocations to each asset class. Market performance over a number of earlier years is evaluated covering a wide range of economic conditions to determine whether there are sound reasons for projecting any past trends.

The Company considers the expected rate of return to be a long-term assessment of return expectations and does not anticipate changing this assumption unless there are significant changes in investment strategy or economic conditions. This contrasts with the selection of the discount rate and certain other assumptions, which are reconsidered annually (or quarterly for the Significant Plans) in accordance with GAAP.

The expected rate of return for the U.S. pension and postretirement plans was 7.00% at December 31, 2014, 2013 and 2012. The expected return on assets reflects the expected annual appreciation of the plan assets and reduces the Company's annual pension expense. The expected return on assets is deducted from the sum of service cost, interest cost and other components of pension expense to arrive at the net pension (benefit) expense. Net pension (benefit) expense for the U.S. pension plans for 2014, 2013 and 2012 reflects deductions of \$878 million, \$863 million and \$897 million of expected returns, respectively.

The following table shows the expected rates of return used in determining the Company's pension expense compared to the actual rate of return on plan assets during 2014, 2013 and 2012 for the U.S. pension and postretirement plans:

	2014	2013	2012
Expected rate of return ⁽¹⁾	7.00%	7.00%	7.50%
Actual rate of return ⁽²⁾	7.80%	6.00%	11.00%

(1) Effective December 31, 2012, the expected rate of return was changed from 7.50% to 7.00%.

(2) Actual rates of return are presented net of fees.

For the non-U.S. plans, pension expense for 2014 was reduced by the expected return of \$384 million, compared with the actual return of \$1,108 million. Pension expense for 2013 and 2012 was reduced by expected returns of \$396 million and \$399 million, respectively. Actual returns were lower in 2013, but higher in 2014 and 2012 than the expected returns in those years.

Mortality Tables

At December 31, 2014, the Company adopted the Retirement Plan 2014 (RP-2014) and Mortality Projection 2014 (MP-2014) mortality tables for U.S. plans.

	2014	2013
Mortality		
U.S. plans ^{(1) (2)}		
Pension	RP-2014/MP-2014	IRS RP-2000(2014)
Postretirement	RP-2014/MP-2014	IRS RP-2000(2014)

(1) The RP-2014 table is the white-collar RP-2014 table, with a 4% increase in rates to reflect the Citigroup-specific mortality experience. The MP-2014 projection scale includes a phase-out of the assumed rates of improvements from 2015 to 2027.

(2) The IRS mortality table (static version) includes a 7-year projection (from the measurement date) after retirement and 15-year projection (from the measurement date) prior to retirement using Projection Scale AA.

Adjustments were made to the RP-2014 tables and to the long-term rate of mortality improvement to reflect Citigroup specific experience. As a result, the U.S. qualified and nonqualified pension and postretirement plans' PBO at December 31, 2014 increased by \$1,209 million and its funded status and AOCI decreased by \$1,209 million (\$737 million, net of tax). In addition, the 2015 qualified and nonqualified pension and postretirement benefit expense is expected to increase by approximately \$73 million.

Sensitivities of Certain Key Assumptions

The following tables summarize the effect on pension expense of a one-percentage-point change in the discount rate:

	One-percentage-point increase		
In millions of dollars	2014	2013	2012
U.S. plans	\$ 28	\$ 16	\$ 18
Non-U.S. plans	(39)	(52)	(48)

	One-percentage-point decrease		
In millions of dollars	2014	2013	2012
U.S. plans	\$ (45)	\$ (57)	\$ (36)
Non-U.S. plans	56	79	64

Since the U.S. qualified pension plan was frozen, the majority of the prospective service cost has been eliminated and the gain/loss amortization period was changed to the life expectancy for inactive participants. As a result, pension expense for the U.S. qualified pension plan is driven more by interest costs than service costs, and an increase in the discount rate would increase pension expense, while a decrease in the discount rate would decrease pension expense.

The following tables summarize the effect on pension expense of a one-percentage-point change in the expected rates of return:

In millions of dollars	One-percentage-point increase		
	2014	2013	2012
U.S. plans	\$ (129)	\$ (123)	\$ (120)
Non-U.S. plans	(67)	(68)	(64)

In millions of dollars	One-percentage-point decrease		
	2014	2013	2012
U.S. plans	\$ 129	\$ 123	\$ 120
Non-U.S. plans	67	68	64

Health Care Cost-Trend Rate

Assumed health care cost-trend rates were as follows:

	2014	2013
Health care cost increase rate for U.S. plans		
Following year	7.50%	8.00%
Ultimate rate to which cost increase is assumed to decline	5.00	5.00
Year in which the ultimate rate is reached ⁽¹⁾	2020	2020

(1) Weighted average for plans with different following year and ultimate rates.

Plan Assets

Citigroup's pension and postretirement plans' asset allocations for the U.S. plans at December 31, 2014 and 2013 and the target allocations for 2015 by asset category based on asset fair values, are as follows:

Asset category ⁽¹⁾	Target asset allocation	U.S. pension assets at December 31,		U.S. postretirement assets at December 31,	
	2015	2014	2013	2014	2013
Equity securities ⁽²⁾	0 - 30%	20%	19%	20%	19%
Debt securities	25 - 73	44	42	44	42
Real estate	0 - 7	4	5	4	5
Private equity	0 - 10	8	11	8	11
Other investments	0 - 22	24	23	24	23
Total		100%	100%	100%	100%

(1) Asset allocations for the U.S. plans are set by investment strategy, not by investment product. For example, private equities with an underlying investment in real estate are classified in the real estate asset category, not private equity.

(2) Equity securities in the U.S. pension and postretirement plans do not include any Citigroup common stock at the end of 2014 and 2013.

	2014	2013
Health care cost increase rate for Non-U.S. plans (weighted average)		
Following year	6.94%	6.95%
Ultimate rate to which cost increase is assumed to decline	6.93	6.94
Year in which the ultimate rate is reached	2027	2029

A one-percentage-point change in assumed health care cost-trend rates would have the following effects:

In millions of dollars	One-percentage-point increase		One-percentage-point decrease	
	2014	2013	2014	2013
Effect on benefits earned and interest cost for U.S. postretirement plans	\$ 2	\$ 1	\$ (1)	\$ (1)
Effect on accumulated postretirement benefit obligation for U.S. postretirement plans	40	24	(34)	(19)

In millions of dollars	One-percentage-point increase		One-percentage-point decrease	
	2014	2013	2014	2013
Effect on benefits earned and interest cost for non-U.S. postretirement plans	\$ 17	\$ 37	\$ (14)	\$ (29)
Effect on accumulated postretirement benefit obligation for non-U.S. postretirement plans	197	181	(161)	(137)

Third-party investment managers and advisors provide their services to Citigroup's U.S. pension and postretirement plans. Assets are rebalanced as Citi's Pension Plan Investment Committee deems appropriate. Citigroup's investment strategy, with respect to its assets, is to maintain a globally diversified investment portfolio across several asset classes that, when combined with Citigroup's contributions to the plans, will maintain the plans' ability to meet all required benefit obligations.

Citigroup's pension and postretirement plans' weighted-average asset allocations for the non-U.S. plans and the actual ranges at the end of 2014 and 2013, and the weighted-average target allocations for 2015 by asset category based on asset fair values are as follows:

Asset category ⁽¹⁾	Non-U.S. pension plans				
	Weighted-average target asset allocation	Actual range at December 31,		Weighted-average at December 31,	
	2015	2014	2013	2014	2013
Equity securities	17%	0 - 67%	0 - 69%	17%	20%
Debt securities	78	0 - 100	0 - 99	77	72
Real estate	1	0 - 21	0 - 19	—	1
Other investments	4	0 - 100	0 - 100	6	7
Total	100%			100%	100%

Asset category ⁽¹⁾	Non-U.S. postretirement plans				
	Weighted-average target asset allocation	Actual range at December 31,		Weighted-average at December 31,	
	2015	2014	2013	2014	2013
Equity securities	41%	0 - 42%	0 - 41%	42%	41%
Debt securities	56	54 - 100	51 - 100	54	51
Other investments	3	0 - 4	0 - 8	4	8
Total	100%			100%	100%

(1) Similar to the U.S. plans, asset allocations for certain non-U.S. plans are set by investment strategy, not by investment product.

Fair Value Disclosure

For information on fair value measurements, including descriptions of Level 1, 2 and 3 of the fair value hierarchy and the valuation methodology utilized by the Company, see Note 1 and Note 25 to the Consolidated Financial Statements.

Certain investments may transfer between the fair value hierarchy classifications during the year due to changes in valuation methodology and pricing sources. There were no significant transfers of investments between Level 1 and Level 2 during the years ended December 31, 2014 and 2013.

Plan assets by detailed asset categories and the fair value hierarchy are as follows:

Asset categories	U.S. pension and postretirement benefit plans ⁽¹⁾			
	Fair value measurement at December 31, 2014			
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
<i>In millions of dollars</i>				
Equity securities				
U.S. equity	\$ 773	\$ —	\$ —	\$ 773
Non-U.S. equity	601	—	—	601
Mutual funds	214	—	—	214
Commingled funds	—	939	—	939
Debt securities				
U.S. Treasuries	1,178	—	—	1,178
U.S. agency	—	113	—	113
U.S. corporate bonds	—	1,533	—	1,533
Non-U.S. government debt	—	357	—	357
Non-U.S. corporate bonds	—	405	—	405
State and municipal debt	—	132	—	132
Hedge funds	—	2,462	731	3,193
Asset-backed securities	—	41	—	41
Mortgage-backed securities	—	76	—	76
Annuity contracts	—	—	59	59
Private equity	—	—	1,631	1,631
Derivatives	12	637	—	649
Other investments	—	101	260	361
Total investments at fair value	\$ 2,778	\$ 6,796	\$ 2,681	\$ 12,255
Cash and short-term investments	\$ 111	\$ 1,287	\$ —	\$ 1,398
Other investment receivables	—	28	35	63
Total assets	\$ 2,889	\$ 8,111	\$ 2,716	\$ 13,716
Other investment liabilities	\$ (17)	\$ (618)	\$ —	\$ (635)
Total net assets	\$ 2,872	\$ 7,493	\$ 2,716	\$ 13,081

(1) The investments of the U.S. pension and postretirement benefit plans are commingled in one trust. At December 31, 2014, the allocable interests of the U.S. pension and postretirement benefit plans were 99.9% and 0.1%, respectively.

In millions of dollars	U.S. pension and postretirement benefit plans ⁽¹⁾			
	Fair value measurement at December 31, 2013			
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Asset categories				
Equity securities				
U.S. equity	\$ 793	\$ —	\$ —	793
Non-U.S. equity	442	—	—	442
Mutual funds	203	—	—	203
Commingled funds	—	977	—	977
Debt securities				
U.S. Treasuries	1,112	—	—	1,112
U.S. agency	—	91	—	91
U.S. corporate bonds	—	1,387	—	1,387
Non-U.S. government debt	—	349	—	349
Non-U.S. corporate bonds	—	398	—	398
State and municipal debt	—	137	—	137
Hedge funds	—	2,132	1,126	3,258
Asset-backed securities	—	61	—	61
Mortgage-backed securities	—	64	—	64
Annuity contracts	—	—	91	91
Private equity	—	—	2,106	2,106
Derivatives	8	601	—	609
Other investments	—	29	150	179
Total investments at fair value	\$ 2,558	\$ 6,226	\$ 3,473	12,257
Cash and short-term investments	\$ 107	\$ 957	\$ —	1,064
Other investment receivables	—	49	52	101
Total assets	\$ 2,665	\$ 7,232	\$ 3,525	13,422
Other investment liabilities	\$ (9)	\$ (650)	\$ —	(659)
Total net assets	\$ 2,656	\$ 6,582	\$ 3,525	12,763

(1) The investments of the U.S. pension and postretirement benefit plans are commingled in one trust. At December 31, 2013, the allocable interests of the U.S. pension and postretirement benefit plans were 99.7% and 0.3%, respectively.

In millions of dollars	Non-U.S. pension and postretirement benefit plans			
	Fair value measurement at December 31, 2014			
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Asset categories				
Equity securities				
U.S. equity	\$ 6	\$ 15	\$ —	\$ 21
Non-U.S. equity	86	271	45	402
Mutual funds	207	3,334	—	3,541
Commingled funds	10	25	—	35
Debt securities				
U.S. corporate bonds	—	357	—	357
Non-U.S. government debt	3,293	246	1	3,540
Non-U.S. corporate bonds	103	811	5	919
Hedge funds	—	—	10	10
Mortgage-backed securities	—	1	—	1
Annuity contracts	—	1	32	33
Derivatives	11	—	—	11
Other investments	7	13	163	183
Total investments at fair value	\$ 3,723	\$ 5,074	\$ 256	\$ 9,053
Cash and short-term investments	\$ 112	\$ 2	\$ —	\$ 114
Total assets	\$ 3,835	\$ 5,076	\$ 256	\$ 9,167
Other investment liabilities	\$ (3)	\$ (723)	\$ —	\$ (726)
Total net assets	\$ 3,832	\$ 4,353	\$ 256	\$ 8,441

In millions of dollars	Non-U.S. pension and postretirement benefit plans			
	Fair value measurement at December 31, 2013			
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Asset categories				
Equity securities				
U.S. equity	\$ 6	\$ 13	\$ —	\$ 19
Non-U.S. equity	117	292	49	458
Mutual funds	257	3,593	—	3,850
Commingled funds	7	22	—	29
Debt securities				
U.S. corporate bonds	—	392	—	392
Non-U.S. government debt	2,547	232	—	2,779
Non-U.S. corporate bonds	107	780	5	892
Hedge funds	—	—	11	11
Mortgage-backed securities	3	1	—	4
Annuity contracts	—	1	32	33
Derivatives	42	—	—	42
Other investments	7	12	202	221
Total investments at fair value	\$ 3,093	\$ 5,338	\$ 299	\$ 8,730
Cash and short-term investments	\$ 92	\$ 4	\$ —	\$ 96
Total assets	\$ 3,185	\$ 5,342	\$ 299	\$ 8,826
Other investment liabilities	\$ —	\$ (436)	\$ —	\$ (436)
Total net assets	\$ 3,185	\$ 4,906	\$ 299	\$ 8,390

Level 3 Roll Forward

The reconciliations of the beginning and ending balances during the year for Level 3 assets are as follows:

In millions of dollars

U.S. pension and postretirement benefit plans						
Asset categories	Beginning Level 3 fair value at Dec. 31, 2013	Realized gains (losses)	Unrealized gains (losses)	Purchases, sales, and issuances	Transfers in and/or out of Level 3	Ending Level 3 fair value at Dec. 31, 2014
Hedge funds	\$ 1,126	\$ 63	\$ (25)	\$ (264)	\$ (169)	\$ 731
Annuity contracts	91	—	(1)	(31)	—	59
Private equity	2,106	241	(187)	(529)	—	1,631
Other investments	150	(1)	(5)	109	7	260
Total investments	\$ 3,473	\$ 303	\$ (218)	\$ (715)	\$ (162)	\$ 2,681
Other investment receivables	52	—	—	(17)	—	35
Total assets	\$ 3,525	\$ 303	\$ (218)	\$ (732)	\$ (162)	\$ 2,716

In millions of dollars

U.S. pension and postretirement benefit plans						
Asset categories	Beginning Level 3 fair value at Dec. 31, 2012	Realized gains (losses)	Unrealized gains (losses)	Purchases, sales, and issuances	Transfers in and/or out of Level 3	Ending Level 3 fair value at Dec. 31, 2013
Hedge funds	\$ 1,524	\$ 45	\$ 69	\$ 19	\$ (531)	\$ 1,126
Annuity contracts	130	—	(9)	(33)	3	91
Private equity	2,419	264	(10)	(564)	(3)	2,106
Other investments	142	—	7	8	(7)	150
Total investments	\$ 4,215	\$ 309	\$ 57	\$ (570)	\$ (538)	\$ 3,473
Other investment receivables	24	—	—	28	—	52
Total assets	\$ 4,239	\$ 309	\$ 57	\$ (542)	\$ (538)	\$ 3,525

In millions of dollars		Non-U.S. pension and postretirement benefit plans					
Asset categories	Beginning Level 3 fair value at Dec. 31, 2013	Unrealized gains (losses)	Purchases, sales, and issuances	Transfers in and/or out of Level 3	Ending Level 3 fair value at Dec. 31, 2014		
Equity securities							
Non-U.S. equity	\$ 49	\$ (3)	\$ —	\$ (1)	\$ 45		
Debt securities							
Non-U.S. government debt	—	—	—	1	1		
Non-U.S. corporate bonds	5	—	1	(1)	5		
Hedge funds	11	(1)	—	—	10		
Annuity contracts	32	—	—	—	32		
Other investments	202	(1)	(33)	(5)	163		
Total investments	\$ 299	\$ (5)	\$ (32)	\$ (6)	\$ 256		
Cash and short-term investments	—	—	—	—	—		
Total assets	\$ 299	\$ (5)	\$ (32)	\$ (6)	\$ 256		

In millions of dollars

Non-U.S. pension and postretirement benefit plans

Asset categories	Beginning Level 3 fair value at Dec. 31, 2012	Unrealized gains (losses)	Purchases, sales, and issuances	Transfers in and/or out of Level 3	Ending Level 3 fair value at Dec. 31, 2013
Equity securities					
Non-U.S. equity	\$ 48	\$ 5	\$ —	\$ (4)	\$ 49
Debt securities					
Non-U.S. government bonds	4	—	—	(4)	—
Non-U.S. corporate bonds	4	(1)	2	—	5
Hedge funds	16	1	(6)	—	11
Annuity contracts	6	3	(1)	24	32
Other investments	219	—	3	(20)	202
Total investments	\$ 297	\$ 8	\$ (2)	\$ (4)	\$ 299
Cash and short-term investments	3	—	—	(3)	—
Total assets	\$ 300	\$ 8	\$ (2)	\$ (7)	\$ 299

Investment Strategy

The Company's global pension and postretirement funds' investment strategies are to invest in a prudent manner for the exclusive purpose of providing benefits to participants. The investment strategies are targeted to produce a total return that, when combined with the Company's contributions to the funds, will maintain the funds' ability to meet all required benefit obligations. Risk is controlled through diversification of asset types and investments in domestic and international equities, fixed-income securities and cash and short-term investments. The target asset allocation in most locations outside the U.S. is primarily in equity and debt securities. These allocations may vary by geographic region and country depending on the nature of applicable obligations and various other regional considerations. The wide variation in the actual range of plan asset allocations for the funded non-U.S. plans is a result of differing local statutory requirements and economic conditions. For example, in certain countries local law requires that all pension plan assets must be invested in fixed-income investments, government funds, or local-country securities.

Significant Concentrations of Risk in Plan Assets

The assets of the Company's pension plans are diversified to limit the impact of any individual investment. The U.S. qualified pension plan is diversified across multiple asset classes, with publicly traded fixed income, hedge funds, publicly traded equity, and private equity representing the most significant asset allocations. Investments in these four asset classes are further diversified across funds, managers, strategies, vintages, sectors and geographies, depending on the specific characteristics of each asset class. The pension assets for the Company's non U.S. Significant Plans are primarily invested in publicly traded fixed income and publicly traded equity securities.

Oversight and Risk Management Practices

The framework for the Company's pensions oversight process includes monitoring of retirement plans by plan fiduciaries and/or management at the global, regional or country level, as appropriate. Independent risk management contributes to the risk oversight and monitoring for the Company's U.S. qualified pension plan and non-U.S. Significant Pension Plans. Although the specific components of the oversight process are tailored to the requirements of each region, country and plan, the following elements are common to the Company's monitoring and risk management process:

- periodic asset/liability management studies and strategic asset allocation reviews;
- periodic monitoring of funding levels and funding ratios;
- periodic monitoring of compliance with asset allocation guidelines;
- periodic monitoring of asset class and/or investment manager performance against benchmarks; and
- periodic risk capital analysis and stress testing.

Estimated Future Benefit Payments

The Company expects to pay the following estimated benefit payments in future years:

In millions of dollars	Pension plans		Postretirement benefit plans	
	U.S. plans	Non-U.S. plans	U.S. plans	Non-U.S. plans
2015	\$ 835	\$ 368	\$ 73	\$ 65
2016	860	339	72	70
2017	868	366	71	75
2018	882	383	70	81
2019	900	413	68	88
2020—2024	4,731	2,452	317	574

Prescription Drugs

In December 2003, the Medicare Prescription Drug Improvement and Modernization Act of 2003 (Act of 2003) was enacted. The Act of 2003 established a prescription drug benefit under Medicare known as "Medicare Part D," and a federal subsidy to sponsors of U.S. retiree health care benefit plans that provide a benefit that is at least actuarially equivalent to Medicare Part D. The benefits provided to certain participants are at least actuarially equivalent to Medicare Part D and, accordingly, the Company is entitled to a subsidy.

The subsidy reduced the accumulated postretirement benefit obligation (APBO) by approximately \$5 million as of December 31, 2014 and \$4 million as of December 31, 2013 and the postretirement expense by approximately \$0.2 million and \$3 million for 2014 and 2013, respectively. The reduction in the impact on expense was due to the Company's adoption of the Employee Group Waiver Plan during 2013, as described below.

The following table shows the estimated future benefit payments without the effect of the subsidy and the amounts of the expected subsidy in future years:

In millions of dollars	Expected U.S. postretirement benefit payments		
	Before Medicare Part D subsidy	Medicare Part D subsidy	After Medicare Part D subsidy
2015	\$ 73	\$ —	\$ 73
2016	72	—	72
2017	71	—	71
2018	70	—	70
2019	68	—	68
2020—2024	319	2	317

Certain provisions of the Patient Protection and Affordable Care Act of 2010 improved the Medicare Part D option known as the Employer Group Waiver Plan (EGWP) with respect to the Medicare Part D subsidy. The EGWP provides prescription drug benefits that are more cost effective for Medicare-eligible participants and large employers. Effective April 1, 2013, the Company began sponsoring and implementing an EGWP for eligible retirees. The Company

subsidy received under EGWP during 2014 and 2013 was \$11.0 million and \$10.5 million, respectively.

The other provisions of the Act of 2010 are not expected to have a significant impact on Citigroup's pension and postretirement plans.

Postemployment Plans

The Company sponsors U.S. postemployment plans that provide income continuation and health and welfare benefits to certain eligible U.S. employees on long-term disability.

As of December 31, 2014 and 2013, the plans' funded status recognized in the Company's Consolidated Balance Sheet was \$(256) million and \$(252) million, respectively. The amounts recognized in *Accumulated other comprehensive income (loss)* as of December 31, 2014 and 2013 were \$24 million and \$46 million, respectively. Effective January 1, 2014, the Company made changes to its postemployment plans that limit the period for which future disabled employees are eligible for continued company subsidized medical benefits.

The following table summarizes the components of net expense recognized in the Consolidated Statement of Income for the Company's U.S. postemployment plans.

In millions of dollars	Net expense		
	2014	2013	2012
Service related expense			
Service cost	\$ —	\$ 20	\$ 22
Interest cost	5	10	13
Prior service cost (benefit)	(31)	(3)	7
Net actuarial loss	14	17	13
Total service related expense	\$ (12)	\$ 44	\$ 55
Non-service related expense (benefit)	\$ 37	\$ (14)	\$ 24
Total net expense	\$ 25	\$ 30	\$ 79

The following table summarizes certain assumptions used in determining the postemployment benefit obligations and net benefit expenses for the Company's U.S. postemployment plans.

	2014	2013
Discount rate	3.45%	4.05%
Health care cost increase rate		
Following year	7.50%	8.00%
Ultimate rate to which cost increase is assumed to decline	5.00	5.00
Year in which the ultimate rate is reached	2020	2020

Early Retiree Reinsurance Program

The Company participates in the Early Retiree Reinsurance Program (ERRP), which provides federal government reimbursement to eligible employers to cover a portion of the health benefit costs associated with early retirees. Of the \$8 million the Company received in reimbursements, approximately \$3 million and \$5 million were used to reduce the health benefit costs for certain eligible employees for the years ended December 31, 2013 and 2012, respectively.

Defined Contribution Plans

The Company sponsors defined contribution plans in the U.S. and in certain non-U.S. locations, all of which are administered in accordance with local laws. The most significant defined contribution plan is the Citigroup 401(k) Plan sponsored by the Company in the U.S.

Under the Citigroup 401(k) Plan, eligible U.S. employees received matching contributions of up to 6% of their eligible compensation for 2014 and 2013, subject to statutory limits. Additionally, for eligible employees whose eligible compensation is \$100,000 or less, a fixed contribution of up to 2% of eligible compensation is provided. All Company contributions are invested according to participants' individual elections. The pretax expense associated with this plan amounted to approximately \$383 million, \$394 million and \$384 million in 2014, 2013 and 2012, respectively.

9. INCOME TAXES

Details of the Company's income tax provision for the years ended December 31 are presented in the table below:

Income Taxes

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013	2012
Current			
Federal	\$ 181	\$ (260)	\$ (71)
Foreign	3,281	3,788	3,869
State	388	(41)	300
Total current income taxes	\$ 3,850	\$ 3,487	\$ 4,098
Deferred			
Federal	\$ 2,510	\$ 2,867	\$ (4,558)
Foreign	361	(716)	900
State	476	548	(43)
Total deferred income taxes	\$ 3,347	\$ 2,699	\$ (3,701)
Provision (benefit) for income tax on continuing operations before non-controlling interests⁽¹⁾	\$ 7,197	\$ 6,186	\$ 397
Provision (benefit) for income taxes on discontinued operations	12	(244)	(52)
Provision (benefit) for income taxes on cumulative effect of accounting changes	—	—	(58)
Income tax expense (benefit) reported in stockholders' equity related to:			
Foreign currency translation	65	(48)	(709)
Investment securities	1,007	(1,300)	369
Employee stock plans	(87)	28	265
Cash flow hedges	207	625	311
Benefit plans	(660)	698	(390)
Retained earnings ⁽²⁾	(353)	—	—
Income taxes before non-controlling interests	\$ 7,388	\$ 5,945	\$ 133

(1) Includes the effect of securities transactions and other-than-temporary-impairment losses resulting in a provision (benefit) of \$200 million and \$(148) million in 2014, \$262 million and \$(187) million in 2013 and \$1,138 million and \$(1,740) million in 2012, respectively.

(2) See "Consolidated Statement of Changes in Stockholders' Equity" above.

Tax Rate

The reconciliation of the federal statutory income tax rate to the Company's effective income tax rate applicable to income from continuing operations (before non-controlling interests and the cumulative effect of accounting changes) for the years ended December 31 was as follows:

	2014	2013	2012
Federal statutory rate	35.0%	35.0%	35.0%
State income taxes, net of federal benefit	3.4	1.7	2.9
Foreign income tax rate differential	(0.8)	(2.2)	(4.4)
Audit settlements ⁽¹⁾	(2.4)	(0.6)	(11.3)
Effect of tax law changes ⁽²⁾	1.2	(0.3)	(0.1)
Nondeductible legal and related expenses	18.3	0.8	0.2
Basis difference in affiliates	(2.5)	—	(8.8)
Tax advantaged investments	(3.6)	(3.0)	(8.6)
Other, net	0.4	(0.2)	—
Effective income tax rate	49.0%	31.2%	4.9%

(1) For 2014, relates to the conclusion of the audit of various issues in the Company's 2009-2011 U.S. federal tax audit and the conclusion of a New York State tax audit for 2006-2008. For 2013, relates to the settlement of U.S. federal issues for 2003-2005 at IRS appeals. For 2012, relates to the conclusion of the audit of various issues in the Company's 2006-2008 U.S. federal tax audits and the conclusion of a New York City tax audit for 2006-2008.

(2) For 2014, includes the results of corporate tax reforms enacted in New York and South Dakota which resulted in a DTA charge of approximately \$210 million.

As set forth in the table above, Citi's effective tax rate for 2014 was 49.0%, which included a tax benefit of \$347 million for the resolution of certain tax items during the year. This was higher than the effective tax rate for 2013 of 31.2% due primarily to the effect of the level of non-deductible legal and related expenses on the comparably lower level of pretax income in 2014. Also included in 2013 is a \$127 million tax benefit related to the resolution of certain tax audit items during that year.

In addition, as previously disclosed, during 2013, Citi decided that earnings in certain foreign subsidiaries would no longer be indefinitely reinvested outside the U.S. (as asserted under ASC 740, *Income Taxes*). This decision increased Citi's 2014 and 2013 tax provisions on these foreign subsidiary earnings to the higher U.S. tax rate and thus increased Citi's effective tax rate for 2014 and 2013 and reduced its after-tax earnings. For additional information on Citi's foreign earnings, see "Foreign Earnings" below.

Deferred Income Taxes

Deferred income taxes at December 31 related to the following:

In millions of dollars	2014	2013
Deferred tax assets		
Credit loss deduction	\$ 7,010	\$ 8,356
Deferred compensation and employee benefits	4,676	4,067
Restructuring and settlement reserves	1,599	1,806
Unremitted foreign earnings	6,368	6,910
Investment and loan basis differences	4,808	4,274
Cash flow hedges	529	736
Tax credit and net operating loss carry-forwards	23,395	26,097
Fixed assets and leases	2,093	666
Other deferred tax assets	2,334	2,734
Gross deferred tax assets	\$52,812	\$55,646
Valuation allowance	—	—
Deferred tax assets after valuation allowance	\$52,812	\$55,646
Deferred tax liabilities		
Deferred policy acquisition costs and value of insurance in force	\$ (415)	\$ (455)
Intangibles	(1,636)	(1,076)
Debt issuances	(866)	(811)
Other deferred tax liabilities	(559)	(640)
Gross deferred tax liabilities	\$ (3,476)	\$ (2,982)
Net deferred tax assets	\$49,336	\$52,664

In millions of dollars

	2014	2013	2012
Total interest and penalties in the Consolidated Balance Sheet at January 1	\$ 277	\$ 173	\$ 492
Total interest and penalties in the Consolidated Statement of Income	(1)	(1)	(108)
Total interest and penalties in the Consolidated Balance Sheet at December 31 ⁽¹⁾	269	169	277

(1) Includes \$2 million, \$2 million, and \$10 million for foreign penalties in 2014, 2013 and 2012, respectively. Also includes \$3 million for state penalties in 2014, and \$4 million for 2013 and 2012.

As of December 31, 2014, Citi is under audit by the Internal Revenue Service and other major taxing jurisdictions around the world. It is thus reasonably possible that significant changes in the gross balance of unrecognized tax benefits may occur within the next 12 months, although Citi does not expect such audits to result in amounts that would cause a significant change to its effective tax rate, other than as discussed below.

Citi expects to conclude its IRS audit for the 2012-2013 cycle within the next 12 months. The gross uncertain tax positions at December 31, 2014 for the items that may be resolved are as much as \$120 million. Because of the number and nature of the issues remaining to be resolved, the potential tax benefit to continuing operations could be anywhere in a range between \$0 to \$120 million. In addition, Citi may conclude certain state and local tax audits within the next 12 months. The gross uncertain tax positions at December 31, 2014 are as much as \$214 million. In addition, there is gross interest of as much as \$146 million. The potential tax benefit

Unrecognized Tax Benefits

The following is a roll-forward of the Company's unrecognized tax benefits.

In millions of dollars	2014	2013	2012
Total unrecognized tax benefits at January 1	\$ 1,574	\$ 3,109	\$ 3,923
Net amount of increases for current year's tax positions	135	58	136
Gross amount of increases for prior years' tax positions	175	251	345
Gross amount of decreases for prior years' tax positions	(772)	(716)	(1,246)
Amounts of decreases relating to settlements	(28)	(1,115)	(44)
Reductions due to lapse of statutes of limitation	(30)	(15)	(3)
Foreign exchange, acquisitions and dispositions	6	2	(2)
Total unrecognized tax benefits at December 31	\$ 1,060	\$ 1,574	\$ 3,109

The total amounts of unrecognized tax benefits at December 31, 2014, 2013 and 2012 that, if recognized, would affect Citi's effective tax rate, are \$0.8 billion, \$0.8 billion and \$1.3 billion, respectively. The remaining uncertain tax positions have offsetting amounts in other jurisdictions or are temporary differences, except for \$0.4 billion at December 31, 2013, which was recognized in *Retained earnings* in 2014.

Interest and penalties (not included in "unrecognized tax benefits" above) are a component of the *Provision for income taxes*.

to continuing operations could be anywhere between \$0 and \$230 million, including interest.

The following are the major tax jurisdictions in which the Company and its affiliates operate and the earliest tax year subject to examination:

Jurisdiction	Tax year
United States	2012
Mexico	2009
New York State and City	2006
United Kingdom	2013
India	2010
Brazil	2010
Singapore	2007
Hong Kong	2008
Ireland	2010

Foreign Earnings

Foreign pretax earnings approximated \$10.1 billion in 2014, \$13.1 billion in 2013 (of which \$0.1 billion was in *Discontinued operations*) and \$14.7 billion in 2012. As a U.S. corporation, Citigroup and its U.S. subsidiaries are subject to U.S. taxation on all foreign pretax earnings earned by a foreign branch. Pretax earnings of a foreign subsidiary or affiliate are subject to U.S. taxation when effectively repatriated. The Company provides income taxes on the undistributed earnings of non-U.S. subsidiaries except to the extent that such earnings are indefinitely reinvested outside the United States.

At December 31, 2014, \$43.8 billion of accumulated undistributed earnings of non-U.S. subsidiaries was indefinitely invested. At the existing U.S. federal income tax rate, additional taxes (net of U.S. foreign tax credits) of \$11.6 billion would have to be provided if such earnings were remitted currently. The current year's effect on the income tax expense from continuing operations is included in the "Foreign income tax rate differential" line in the reconciliation of the federal statutory rate to the Company's effective income tax rate in the table above.

Income taxes are not provided for the Company's "savings bank base year bad debt reserves" that arose before 1988, because under current U.S. tax rules, such taxes will become payable only to the extent such amounts are distributed in excess of limits prescribed by federal law. At December 31, 2014, the amount of the base year reserves totaled approximately \$358 million (subject to a tax of \$125 million).

Deferred Tax Assets

As of December 31, 2014 and 2013, Citi had no valuation allowance on its DTAs.

In billions of dollars

Jurisdiction/component	DTAs balance December 31, 2014	DTAs balance December 31, 2013
U.S. federal ⁽¹⁾		
Net operating losses (NOLs) ⁽²⁾	\$ 2.3	\$ 1.4
Foreign tax credits (FTCs) ⁽³⁾	17.6	19.6
General business credits (GBCs)	1.6	2.5
Future tax deductions and credits	21.1	21.4
Total U.S. federal	\$ 42.6	\$ 44.9
State and local		
New York NOLs	\$ 1.5	\$ 1.4
Other state NOLs	0.4	0.5
Future tax deductions	2.0	2.4
Total state and local	\$ 3.9	\$ 4.3
Foreign		
APB 23 subsidiary NOLs	\$ 0.2	\$ 0.2
Non-APB 23 subsidiary NOLs	0.5	1.2
Future tax deductions	2.1	2.1
Total foreign	\$ 2.8	\$ 3.5
Total	\$ 49.3	\$ 52.7

- (1) Included in the net U.S. federal DTAs of \$42.6 billion as of December 31, 2014 were deferred tax liabilities of \$2 billion that will reverse in the relevant carry-forward period and may be used to support the DTAs.
- (2) Includes \$0.6 billion in both 2014 and 2013 of NOL carry-forwards related to non-consolidated tax return companies that are expected to be utilized separately from Citigroup's consolidated tax return, and \$1.7 billion and \$0.8 billion of non-consolidated tax return NOL carry-forwards for 2014 and 2013, respectively, that are eventually expected to be utilized in Citigroup's consolidated tax return.
- (3) Includes \$1.0 billion and \$0.7 billion for 2014 and 2013, respectively, of non-consolidated tax return FTC carry-forwards that are eventually expected to be utilized in Citigroup's consolidated tax return.

The following table summarizes the amounts of tax carry-forwards and their expiration dates as of December 31, 2014 and 2013:

<i>In billions of dollars</i>		
Year of expiration	December 31, 2014	December 31, 2013
U.S. tax return foreign tax credit carry-forwards		
2017	\$ 1.9	\$ 4.7
2018	5.2	5.2
2019	1.2	1.2
2020	3.1	3.1
2021	1.8	1.4
2022	3.4	3.3
2023 ⁽¹⁾	1.0	0.7
Total U.S. tax return foreign tax credit carry-forwards	\$ 17.6	\$ 19.6
U.S. tax return general business credit carry-forwards		
2028	\$ —	\$ 0.4
2029	—	0.4
2030	0.4	0.4
2031	0.3	0.4
2032	0.4	0.5
2033	0.3	0.4
2034	0.2	—
Total U.S. tax return general business credit carry-forwards	\$ 1.6	\$ 2.5
U.S. subsidiary separate federal NOL carry-forwards		
2027	\$ 0.2	\$ 0.2
2028	0.1	0.1
2030	0.3	0.3
2031	1.7	1.7
2033	1.9	1.7
2034	2.3	—
Total U.S. subsidiary separate federal NOL carry-forwards ⁽²⁾	\$ 6.5	\$ 4.0
New York State NOL carry-forwards		
2027	\$ —	\$ 0.1
2028	—	6.5
2030	—	2.0
2031	—	0.1
2032	—	0.9
2033	—	—
2034	12.3	—
Total New York State NOL carry-forwards ⁽²⁾	\$ 12.3	\$ 9.6
New York City NOL carry-forwards		
2027	\$ —	\$ 0.1
2028	3.8	3.9
2029	—	1.5
2031	0.1	—
2032	0.5	0.6
Total New York City NOL carry-forwards ⁽²⁾	\$ 4.4	\$ 6.1
APB 23 subsidiary NOL carry-forwards		
Various	\$ 0.2	\$ 0.2
Total APB 23 subsidiary NOL carry-forwards	\$ 0.2	\$ 0.2

- (1) The \$1.0 billion in FTC carry-forwards that expires in 2023 is in a non-consolidated tax return entity but is eventually expected to be utilized in Citigroup's consolidated tax return.
- (2) Pretax.

While Citi's net total DTAs decreased year-over-year, the time remaining for utilization has shortened, given the passage of time, particularly with respect to the FTC component of the DTAs. Realization of the DTAs will continue to be driven by Citi's ability to generate U.S. taxable earnings in the carry-forward periods, including through actions that optimize Citi's U.S. taxable earnings.

Although realization is not assured, Citi believes that the realization of the recognized net DTAs of \$49.3 billion at December 31, 2014 is more-likely-than-not based upon expectations as to future taxable income in the jurisdictions in which the DTAs arise and available tax planning strategies (as defined in ASC 740, *Income Taxes*) that would be implemented, if necessary, to prevent a carry-forward from expiring. In general, Citi would need to generate approximately \$81 billion of U.S. taxable income during the FTC carry-forward periods to prevent this most time-sensitive component of Citi's DTAs from expiring. Citi's net DTAs will decline primarily as additional domestic GAAP taxable income is generated.

Citi has concluded that two components of positive evidence support the full realizability of its DTAs. First, Citi forecasts sufficient U.S. taxable income in the carry-forward periods, exclusive of ASC 740 tax planning strategies. Citi's forecasted taxable income, which will continue to be subject to overall market and global economic conditions, incorporates geographic business forecasts and taxable income adjustments to those forecasts (e.g., U.S. tax-exempt income, loan loss reserves deductible for U.S. tax reporting in subsequent years), and actions intended to optimize its U.S. taxable earnings.

Second, Citi has sufficient tax planning strategies available to it under ASC 740 that would be implemented, if necessary, to prevent a carry-forward from expiring. These strategies include: repatriating low-taxed foreign source earnings for which an assertion that the earnings have been indefinitely reinvested has not been made; accelerating U.S. taxable income into, or deferring U.S. tax deductions out of, the latter years of the carry-forward period (e.g., selling appreciated assets, electing straight-line depreciation); accelerating deductible temporary differences outside the U.S.; and selling certain assets that produce tax-exempt income, while purchasing assets that produce fully taxable income. In addition, the sale or restructuring of certain businesses can produce significant U.S. taxable income within the relevant carry-forward periods.

Based upon the foregoing discussion, Citi believes the U.S. federal and New York state and city NOL carry-forward period of 20 years provides enough time to fully utilize the DTAs pertaining to the existing NOL carry-forwards and any NOL that would be created by the reversal of the future net deductions that have not yet been taken on a tax return.

The U.S. FTC carry-forward period is 10 years and represents the most time-sensitive component of Citi's DTAs. Utilization of FTCs in any year is restricted to 35% of foreign source taxable income in that year. However, overall domestic

losses that Citi has incurred of approximately \$59 billion as of December 31, 2014 are allowed to be reclassified as foreign source income to the extent of 50% of domestic source income produced in subsequent years. Such resulting foreign source income would cover the FTCs being carried forward. As such, Citi believes the foreign source taxable income limitation will not be an impediment to the FTC carry-forward usage, as long as Citi can generate sufficient domestic taxable income within the 10-year carry-forward period.

As noted in the tables above, Citi's FTC carry-forwards were \$17.6 billion as of December 31, 2014, compared to \$19.6 billion as of December 31, 2013. This decrease represented \$2.0 billion of the \$3.4 billion decrease in Citi's overall DTAs during 2014. Citi believes that it will generate sufficient U.S. taxable income within the 10-year carry-forward period referenced above to be able to fully utilize the FTC carry-forward, in addition to any FTCs produced in such period, which must be used prior to any carry-forward utilization.

10. EARNINGS PER SHARE

The following is a reconciliation of the income and share data used in the basic and diluted earnings per share (EPS) computations for the years ended December 31:

<i>In millions, except per-share amounts</i>	2014	2013	2012
Income from continuing operations before attribution of noncontrolling interests	\$ 7,504	\$ 13,616	\$ 7,768
Less: Noncontrolling interests from continuing operations	192	227	219
Net income from continuing operations (for EPS purposes)	\$ 7,312	\$ 13,389	\$ 7,549
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	(2)	270	(58)
Citigroup's net income	\$ 7,310	\$ 13,659	\$ 7,491
Less: Preferred dividends ⁽¹⁾	511	194	26
Net income available to common shareholders	\$ 6,799	\$ 13,465	\$ 7,465
Less: Dividends and undistributed earnings allocated to employee restricted and deferred shares with nonforfeitable rights to dividends, applicable to basic EPS	111	263	164
Net income allocated to common shareholders for basic EPS	\$ 6,688	\$ 13,202	\$ 7,301
Add: Interest expense, net of tax, and dividends on convertible securities and adjustment of undistributed earnings allocated to employee restricted and deferred shares with nonforfeitable rights to dividends, applicable to diluted EPS	1	1	10
Net income allocated to common shareholders for diluted EPS	\$ 6,689	\$ 13,203	\$ 7,311
Weighted-average common shares outstanding applicable to basic EPS	3,031.6	3,035.8	2,930.6
Effect of dilutive securities			
T-DECs ⁽²⁾	—	—	84.2
Options ⁽³⁾	5.1	5.3	—
Other employee plans	0.3	0.5	0.6
Convertible securities ⁽⁴⁾	—	—	0.1
Adjusted weighted-average common shares outstanding applicable to diluted EPS	3,037.0	3,041.6	3,015.5
Basic earnings per share⁽⁵⁾			
Income from continuing operations	\$ 2.21	\$ 4.26	\$ 2.51
Discontinued operations	—	0.09	(0.02)
Net income	\$ 2.21	\$ 4.35	\$ 2.49
Diluted earnings per share⁽⁵⁾			
Income from continuing operations	\$ 2.20	\$ 4.25	\$ 2.44
Discontinued operations	—	0.09	(0.02)
Net income	\$ 2.20	\$ 4.34	\$ 2.42

(1) See Note 21 to the Consolidated Financial Statements for the potential future impact of preferred stock dividends.

(2) Pursuant to the terms of Citi's previously outstanding Tangible Dividend Enhanced Common Stock Securities (T-DECs), on December 17, 2012, the Company delivered 96,337,772 shares of Citigroup common stock for the final settlement of the prepaid stock purchase contract. The impact of the T-DECs is fully reflected in the basic shares for 2013 and diluted shares for 2012.

(3) During 2014, 2013 and 2012, weighted-average options to purchase 2.8 million, 4.8 million and 35.8 million shares of common stock, respectively, were outstanding but not included in the computation of earnings per share because the weighted-average exercise prices of \$153.91, \$101.11 and \$54.23 respectively, were anti-dilutive.

(4) Warrants issued to the U.S. Treasury as part of the Troubled Asset Relief Program (TARP) and the loss-sharing agreement (all of which were subsequently sold to the public in January 2011), with an exercise price of \$178.50 and \$106.10 for approximately 21.0 million and 25.5 million shares of Citigroup common stock, respectively. Both warrants were not included in the computation of earnings per share in 2014, 2013 and 2012 because they were anti-dilutive.

(5) Due to rounding, earnings per share on continuing operations and discontinued operations may not sum to earnings per share on net income.

11. FEDERAL FUNDS, SECURITIES BORROWED, LOANED AND SUBJECT TO REPURCHASE AGREEMENTS

Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell, at their respective carrying values, consisted of the following at December 31:

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013
Federal funds sold	\$ —	\$ 20
Securities purchased under agreements to resell	123,979	136,649
Deposits paid for securities borrowed	118,591	120,368
Total	\$ 242,570	\$ 257,037

Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase, at their respective carrying values, consisted of the following at December 31:

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013
Federal funds purchased	\$ 334	\$ 910
Securities sold under agreements to repurchase	147,204	175,691
Deposits received for securities loaned	25,900	26,911
Total	\$ 173,438	\$ 203,512

The resale and repurchase agreements represent collateralized financing transactions. The Company executes these transactions primarily through its broker-dealer subsidiaries to facilitate customer matched-book activity and to efficiently fund a portion of the Company's trading inventory. Transactions executed by the Company's bank subsidiaries primarily facilitate customer financing activity.

It is the Company's policy to take possession of the underlying collateral, monitor its market value relative to the amounts due under the agreements and, when necessary, require prompt transfer of additional collateral in order to maintain contractual margin protection. Collateral typically consists of government and government-agency securities, corporate and municipal bonds, equities, and mortgage-backed and other asset-backed securities.

The resale and repurchase agreements are generally documented under industry standard agreements that allow the prompt close-out of all transactions (including the liquidation of securities held) and the offsetting of obligations to return cash or securities by the non-defaulting party, following a payment default or other type of default under the relevant master agreement. Events of default generally include (i) failure to deliver cash or securities as required under the transaction, (ii) failure to provide or return cash or securities as used for margining purposes, (iii) breach of representation, (iv) cross-default to another transaction entered into among the parties, or, in some cases, their affiliates, and (v) a repudiation of obligations under the agreement. The counterparty that receives the securities in these transactions is generally unrestricted in its use of the securities, with the

exception of transactions executed on a tri-party basis, where the collateral is maintained by a custodian and operational limitations may restrict its use of the securities.

A substantial portion of the resale and repurchase agreements is recorded at fair value, as described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements. The remaining portion is carried at the amount of cash initially advanced or received, plus accrued interest, as specified in the respective agreements.

The securities borrowing and lending agreements also represent collateralized financing transactions similar to the resale and repurchase agreements. Collateral typically consists of government and government-agency securities and corporate debt and equity securities.

Similar to the resale and repurchase agreements, securities borrowing and lending agreements are generally documented under industry standard agreements that allow the prompt close-out of all transactions (including the liquidation of securities held) and the offsetting of obligations to return cash or securities by the non-defaulting party, following a payment default or other default by the other party under the relevant master agreement. Events of default and rights to use securities under the securities borrowing and lending agreements are similar to the resale and repurchase agreements referenced above.

A substantial portion of securities borrowing and lending agreements is recorded at the amount of cash advanced or received. The remaining portion is recorded at fair value as the Company elected the fair value option for certain securities borrowed and loaned portfolios, as described in Note 26 to the Consolidated Financial Statements. With respect to securities loaned, the Company receives cash collateral in an amount generally in excess of the market value of the securities loaned. The Company monitors the market value of securities borrowed and securities loaned on a daily basis and obtains or posts additional collateral in order to maintain contractual margin protection.

The enforceability of offsetting rights incorporated in the master netting agreements for resale and repurchase agreements and securities borrowing and lending agreements is evidenced to the extent that a supportive legal opinion has been obtained from counsel of recognized standing that provides the requisite level of certainty regarding the enforceability of these agreements, and that the exercise of rights by the non-defaulting party to terminate and close-out transactions on a net basis under these agreements will not be stayed or avoided under applicable law upon an event of default including bankruptcy, insolvency or similar proceeding.

A legal opinion may not have been sought or obtained for certain jurisdictions where local law is silent or sufficiently ambiguous to determine the enforceability of offsetting rights or where adverse case law or conflicting regulation may cast doubt on the enforceability of such rights. In some jurisdictions and for some counterparty types, the insolvency law for a particular counterparty type may be nonexistent or unclear as overlapping regimes may exist. For example, this may be the case for certain sovereigns, municipalities, central banks and U.S. pension plans.

The following tables present the gross and net resale and repurchase agreements and securities borrowing and lending agreements and the related offsetting amount permitted under ASC 210-20-45, as of December 31, 2014 and December 31, 2013. The tables also include amounts related to financial instruments that are not permitted to be offset under ASC 210-20-45 but would be eligible for offsetting to the extent

that an event of default occurred and a legal opinion supporting enforceability of the offsetting rights has been obtained. Remaining exposures continue to be secured by financial collateral, but the Company may not have sought or been able to obtain a legal opinion evidencing enforceability of the offsetting right.

As of December 31, 2014

<i>In millions of dollars</i>	Gross amounts of recognized assets	Gross amounts offset on the Consolidated Balance Sheet ⁽¹⁾	Net amounts of assets included on the Consolidated Balance Sheet ⁽²⁾	Amounts not offset on the Consolidated Balance Sheet but eligible for offsetting upon counterparty default ⁽³⁾	Net amounts ⁽⁴⁾
Securities purchased under agreements to resell	\$ 180,318	\$ 56,339	\$ 123,979	\$ 94,353	\$ 29,626
Deposits paid for securities borrowed	118,591	—	118,591	15,139	103,452
Total	\$ 298,909	\$ 56,339	\$ 242,570	\$ 109,492	\$ 133,078

<i>In millions of dollars</i>	Gross amounts of recognized liabilities	Gross amounts offset on the Consolidated Balance Sheet ⁽¹⁾	Net amounts of liabilities included on the Consolidated Balance Sheet ⁽²⁾	Amounts not offset on the Consolidated Balance Sheet but eligible for offsetting upon counterparty default ⁽³⁾	Net amounts ⁽⁴⁾
Securities sold under agreements to repurchase	\$ 203,543	\$ 56,339	\$ 147,204	\$ 72,928	\$ 74,276
Deposits received for securities loaned	25,900	—	25,900	5,190	20,710
Total	\$ 229,443	\$ 56,339	\$ 173,104	\$ 78,118	\$ 94,986

As of December 31, 2013

<i>In millions of dollars</i>	Gross amounts of recognized assets	Gross amounts offset on the Consolidated Balance Sheet ⁽¹⁾	Net amounts of assets included on the Consolidated Balance Sheet ⁽²⁾	Amounts not offset on the Consolidated Balance Sheet but eligible for offsetting upon counterparty default ⁽³⁾	Net amounts ⁽⁴⁾
Securities purchased under agreements to resell	\$ 179,894	\$ 43,245	\$ 136,649	\$ 105,226	\$ 31,423
Deposits paid for securities borrowed	120,368	—	120,368	26,728	93,640
Total	\$ 300,262	\$ 43,245	\$ 257,017	\$ 131,954	\$ 125,063

<i>In millions of dollars</i>	Gross amounts of recognized liabilities	Gross amounts offset on the Consolidated Balance Sheet ⁽¹⁾	Net amounts of liabilities included on the Consolidated Balance Sheet ⁽²⁾	Amounts not offset on the Consolidated Balance Sheet but eligible for offsetting upon counterparty default ⁽³⁾	Net amounts ⁽⁴⁾
Securities sold under agreements to repurchase	\$ 218,936	\$ 43,245	\$ 175,691	\$ 80,082	\$ 95,609
Deposits received for securities loaned	26,911	—	26,911	3,833	23,078
Total	\$ 245,847	\$ 43,245	\$ 202,602	\$ 83,915	\$ 118,687

(1) Includes financial instruments subject to enforceable master netting agreements that are permitted to be offset under ASC 210-20-45.

(2) The total of this column for each period excludes Federal funds sold/purchased. See table above.

(3) Includes financial instruments subject to enforceable master netting agreements that are not permitted to be offset under ASC 210-20-45 but would be eligible for offsetting to the extent that an event of default has occurred and a legal opinion supporting enforceability of the offsetting right has been obtained.

(4) Remaining exposures continue to be secured by financial collateral, but the Company may not have sought or been able to obtain a legal opinion evidencing enforceability of the offsetting right.

12. BROKERAGE RECEIVABLES AND BROKERAGE PAYABLES

The Company has receivables and payables for financial instruments sold to and purchased from brokers, dealers and customers, which arise in the ordinary course of business. The Company is exposed to risk of loss from the inability of brokers, dealers or customers to pay for purchases or to deliver the financial instruments sold, in which case the Company would have to sell or purchase the financial instruments at prevailing market prices. Credit risk is reduced to the extent that an exchange or clearing organization acts as a counterparty to the transaction and replaces the broker, dealer or customer in question.

The Company seeks to protect itself from the risks associated with customer activities by requiring customers to maintain margin collateral in compliance with regulatory and internal guidelines. Margin levels are monitored daily, and customers deposit additional collateral as required. Where customers cannot meet collateral requirements, the Company will liquidate sufficient underlying financial instruments to bring the customer into compliance with the required margin level.

Exposure to credit risk is impacted by market volatility, which may impair the ability of clients to satisfy their obligations to the Company. Credit limits are established and closely monitored for customers and for brokers and dealers engaged in forwards, futures and other transactions deemed to be credit sensitive.

Brokerage receivables and Brokerage payables consisted of the following at December 31:

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013
Receivables from customers	\$ 10,380	\$ 5,811
Receivables from brokers, dealers, and clearing organizations	18,039	19,863
Total brokerage receivables⁽¹⁾	\$ 28,419	\$ 25,674
Payables to customers	\$ 33,984	\$ 34,751
Payables to brokers, dealers, and clearing organizations	18,196	18,956
Total brokerage payables⁽¹⁾	\$ 52,180	\$ 53,707

(1) Brokerage receivables and payables are accounted for in accordance with ASC 940-320.

13. TRADING ACCOUNT ASSETS AND LIABILITIES

Trading account assets and Trading account liabilities are carried at fair value, other than physical commodities accounted for at the lower of cost or fair value, and consist of the following at December 31, 2014 and 2013:

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013
Trading account assets		
Mortgage-backed securities ⁽¹⁾		
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ 27,053	\$ 23,955
Prime	1,271	1,422
Alt-A	709	721
Subprime	1,382	1,211
Non-U.S. residential	1,476	723
Commercial	4,343	2,574
Total mortgage-backed securities	\$ 36,234	\$ 30,606
U.S. Treasury and federal agency securities		
U.S. Treasury	\$ 18,906	\$ 13,537
Agency obligations	1,568	1,300
Total U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 20,474	\$ 14,837
State and municipal securities	\$ 3,402	\$ 3,207
Foreign government securities	64,937	74,856
Corporate	27,797	30,534
Derivatives ⁽²⁾	67,957	52,821
Equity securities	57,846	61,776
Asset-backed securities ⁽³⁾	4,546	5,616
Other trading assets ⁽³⁾	13,593	11,675
Total trading account assets	\$ 296,786	\$ 285,928
Trading account liabilities		
Securities sold, not yet purchased	\$ 70,944	\$ 61,508
Derivatives ⁽²⁾	68,092	47,254
Total trading account liabilities	\$ 139,036	\$ 108,762

- (1) The Company invests in mortgage-backed and asset-backed securities. These securitizations are generally considered VIEs. The Company's maximum exposure to loss from these VIEs is equal to the carrying amount of the securities, which is reflected in the table above. For mortgage-backed and asset-backed securitizations in which the Company has other involvement, see Note 22 to the Consolidated Financial Statements.
- (2) Presented net, pursuant to enforceable master netting agreements. See Note 23 to the Consolidated Financial Statements for a discussion regarding the accounting and reporting for derivatives.
- (3) Includes investments in unallocated precious metals, as discussed in Note 26 to the Consolidated Financial Statements. Also includes physical commodities accounted for at the lower of cost or fair value.

14. INVESTMENTS

Overview

<i>In millions of dollars</i>	December 31,	
	2014	2013
Securities available-for-sale (AFS)	\$ 300,143	\$ 286,511
Debt securities held-to-maturity (HTM) ⁽¹⁾	23,921	10,599
Non-marketable equity securities carried at fair value ⁽²⁾	2,758	4,705
Non-marketable equity securities carried at cost ⁽³⁾	6,621	7,165
Total investments	\$ 333,443	\$ 308,980

(1) Carried at amortized cost basis, including any impairment for securities that have credit-related impairment.

(2) Unrealized gains and losses for non-marketable equity securities carried at fair value are recognized in earnings.

(3) Primarily consists of shares issued by the Federal Reserve Bank, Federal Home Loan Banks, foreign central banks and various clearing houses of which Citigroup is a member.

The following table presents interest and dividends on investments for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012:

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013	2012
Taxable interest	\$ 6,311	\$ 5,750	\$ 6,509
Interest exempt from U.S. federal income tax	439	732	683
Dividends	445	437	333
Total interest and dividends	\$ 7,195	\$ 6,919	\$ 7,525

The following table presents realized gains and losses on the sale of investments for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012. The gross realized investment losses exclude losses from other-than-temporary impairment (OTTI):

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013	2012
Gross realized investment gains	\$ 1,020	\$ 1,606	\$ 3,663
Gross realized investment losses	(450)	(858)	(412)
Net realized gains on sale of investments	\$ 570	\$ 748	\$ 3,251

The Company has sold certain debt securities that were classified as HTM. These sales were in response to significant deterioration in the creditworthiness of the issuers or securities. In addition, other securities were reclassified to AFS investments in response to significant credit deterioration or because a substantial portion of the securities' principal outstanding at acquisition has been collected. Because the Company generally intends to sell the securities, Citi recorded OTTI on the securities. The following table sets forth, for the periods indicated, gain (loss) on HTM securities sold, securities reclassified to AFS and OTTI recorded on AFS securities reclassified.

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013	2012
Carrying value of HTM securities sold	\$ 8	\$ 935	\$ 2,110
Net realized gain (loss) on sale of HTM securities	—	(128)	(187)
Carrying value of securities reclassified to AFS	889	989	244
OTTI losses on securities reclassified to AFS	(25)	(156)	(59)

Securities Available-for-Sale

The amortized cost and fair value of AFS securities at December 31, 2014 and 2013 were as follows:

In millions of dollars	2014				2013			
	Amortized cost	Gross unrealized gains ⁽¹⁾	Gross unrealized losses ⁽¹⁾	Fair value	Amortized cost	Gross unrealized gains ⁽¹⁾	Gross unrealized losses ⁽¹⁾	Fair value
Debt securities AFS								
Mortgage-backed securities ⁽²⁾								
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ 35,647	\$ 603	\$ 159	\$ 36,091	\$ 42,494	\$ 391	\$ 888	\$ 41,997
Prime	12	—	—	12	33	2	3	32
Alt-A	43	1	—	44	84	10	—	94
Subprime	—	—	—	—	12	—	—	12
Non-U.S. residential	8,247	67	7	8,307	9,976	95	4	10,067
Commercial	551	6	3	554	455	6	8	453
Total mortgage-backed securities	\$ 44,500	\$ 677	\$ 169	\$ 45,008	\$ 53,054	\$ 504	\$ 903	\$ 52,655
U.S. Treasury and federal agency securities								
U.S. Treasury	\$ 110,492	\$ 353	\$ 127	\$ 110,718	\$ 68,891	\$ 476	\$ 147	\$ 69,220
Agency obligations	12,925	60	13	12,972	18,320	123	67	18,376
Total U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 123,417	\$ 413	\$ 140	\$ 123,690	\$ 87,211	\$ 599	\$ 214	\$ 87,596
State and municipal ⁽³⁾	\$ 13,526	\$ 150	\$ 977	\$ 12,699	\$ 20,761	\$ 184	\$ 2,005	\$ 18,940
Foreign government	90,249	734	286	90,697	96,608	403	540	96,471
Corporate	12,033	215	91	12,157	11,039	210	119	11,130
Asset-backed securities ⁽²⁾	12,534	30	58	12,506	15,352	42	120	15,274
Other debt securities	661	—	—	661	710	1	—	711
Total debt securities AFS	\$ 296,920	\$ 2,219	\$ 1,721	\$ 297,418	\$ 284,735	\$ 1,943	\$ 3,901	\$ 282,777
Marketable equity securities AFS	\$ 2,461	\$ 308	\$ 44	\$ 2,725	\$ 3,832	\$ 85	\$ 183	\$ 3,734
Total securities AFS	\$ 299,381	\$ 2,527	\$ 1,765	\$ 300,143	\$ 288,567	\$ 2,028	\$ 4,084	\$ 286,511

- (1) Gross unrealized gains and losses, as presented, do not include the impact of minority investments and the related allocations and pick-up of unrealized gains and losses of AFS securities. These amounts totaled unrealized gains of \$27 million and \$36 million as of December 31, 2014 and 2013, respectively.
- (2) The Company invests in mortgage-backed and asset-backed securities. These securitizations are generally considered VIEs. The Company's maximum exposure to loss from these VIEs is equal to the carrying amount of the securities, which is reflected in the table above. For mortgage-backed and asset-backed securitizations in which the Company has other involvement, see Note 22 to the Consolidated Financial Statements.
- (3) The gross unrealized losses on state and municipal debt securities are primarily attributable to the effects of fair value hedge accounting. Specifically, Citi hedges the LIBOR-benchmark interest rate component of certain fixed-rate tax-exempt state and municipal debt securities utilizing LIBOR-based interest rate swaps. During the hedge period, losses incurred on the LIBOR-hedging swaps recorded in earnings were substantially offset by gains on the state and municipal debt securities attributable to changes in the LIBOR swap rate being hedged. However, because the LIBOR swap rate decreased significantly during the hedge period while the overall fair value of the municipal debt securities was relatively unchanged, the effect of reclassifying fair value gains on these securities from Accumulated other comprehensive income (loss) (AOCI) to earnings, attributable solely to changes in the LIBOR swap rate, resulted in net unrealized losses remaining in AOCI that relate to the unhedged components of these securities.

At December 31, 2014, the amortized cost of approximately 7,600 investments in equity and fixed income securities exceeded their fair value by \$1,765 million. Of the \$1,765 million, the gross unrealized losses on equity securities were \$44 million. Of the remainder, \$400 million represented unrealized losses on fixed income investments that have been in a gross-unrealized-loss position for less than a year and, of these, 92% were rated investment grade; \$1,321 million represented unrealized losses on fixed income investments that have been in a gross-unrealized-loss position for a year or more and, of these, 95% were rated investment grade.

At December 31, 2014, the AFS mortgage-backed securities portfolio fair value balance of \$45,008 million

consisted of \$36,091 million of government-sponsored agency securities, and \$8,917 million of privately sponsored securities, substantially all of which were backed by non-U.S. residential mortgages.

As discussed in more detail below, the Company conducts periodic reviews of all securities with unrealized losses to evaluate whether the impairment is other-than-temporary. Any credit-related impairment related to debt securities is recorded in earnings as OTTI. Non-credit-related impairment is recognized in AOCI if the Company does not plan to sell and is not likely to be required to sell. For other debt securities with OTTI, the entire impairment is recognized in the Consolidated Statement of Income.

The table below shows the fair value of AFS securities that have been in an unrealized loss position for less than 12 months or for 12 months or longer as of December 31, 2014 and 2013:

	Less than 12 months		12 months or longer		Total	
	Fair value	Gross unrealized losses	Fair value	Gross unrealized losses	Fair value	Gross unrealized losses
<i>In millions of dollars</i>						
December 31, 2014						
Securities AFS						
Mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ 4,198	\$ 30	\$ 5,547	\$ 129	\$ 9,745	\$ 159
Prime	5	—	2	—	7	—
Non-U.S. residential	1,276	3	199	4	1,475	7
Commercial	124	1	136	2	260	3
Total mortgage-backed securities	\$ 5,603	\$ 34	\$ 5,884	\$ 135	\$ 11,487	\$ 169
U.S. Treasury and federal agency securities						
U.S. Treasury	\$ 36,581	\$ 119	\$ 1,013	\$ 8	\$ 37,594	\$ 127
Agency obligations	5,698	9	754	4	6,452	13
Total U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 42,279	\$ 128	\$ 1,767	\$ 12	\$ 44,046	\$ 140
State and municipal	\$ 386	\$ 15	\$ 5,802	\$ 962	\$ 6,188	\$ 977
Foreign government	18,495	147	5,984	139	24,479	286
Corporate	3,511	63	1,350	28	4,861	91
Asset-backed securities	3,701	13	3,816	45	7,517	58
Marketable equity securities AFS	51	4	218	40	269	44
Total securities AFS	\$ 74,026	\$ 404	\$ 24,821	\$ 1,361	\$ 98,847	\$ 1,765
December 31, 2013						
Securities AFS						
Mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ 19,377	\$ 533	\$ 5,643	\$ 355	\$ 25,020	\$ 888
Prime	85	3	3	—	88	3
Non-U.S. residential	2,103	4	5	—	2,108	4
Commercial	206	6	28	2	234	8
Total mortgage-backed securities	\$ 21,771	\$ 546	\$ 5,679	\$ 357	\$ 27,450	\$ 903
U.S. Treasury and federal agency securities						
U.S. Treasury	\$ 34,780	\$ 133	\$ 268	\$ 14	\$ 35,048	\$ 147
Agency obligations	6,692	66	101	1	6,793	67
Total U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 41,472	\$ 199	\$ 369	\$ 15	\$ 41,841	\$ 214
State and municipal	\$ 595	\$ 29	\$ 11,447	\$ 1,976	\$ 12,042	\$ 2,005
Foreign government	35,783	477	5,778	63	41,561	540
Corporate	4,565	108	387	11	4,952	119
Asset-backed securities	11,207	57	1,931	63	13,138	120
Marketable equity securities AFS	1,271	92	806	91	2,077	183
Total securities AFS	\$ 116,664	\$ 1,508	\$ 26,397	\$ 2,576	\$ 143,061	\$ 4,084

The following table presents the amortized cost and fair value of AFS debt securities by contractual maturity dates as of December 31, 2014 and 2013:

	2014		2013	
	Amortized cost	Fair value	Amortized cost	Fair value
<i>In millions of dollars</i>				
Mortgage-backed securities⁽¹⁾				
Due within 1 year	\$ 44	\$ 44	\$ 87	\$ 87
After 1 but within 5 years	931	935	346	354
After 5 but within 10 years	1,362	1,387	2,898	2,932
After 10 years ⁽²⁾	42,163	42,642	49,723	49,282
Total	\$ 44,500	\$ 45,008	\$ 53,054	\$ 52,655
U.S. Treasury and federal agency securities				
Due within 1 year	\$ 13,070	\$ 13,084	\$ 15,789	\$ 15,853
After 1 but within 5 years	104,982	105,131	66,232	66,457
After 5 but within 10 years	2,286	2,325	2,129	2,185
After 10 years ⁽²⁾	3,079	3,150	3,061	3,101
Total	\$ 123,417	\$ 123,690	\$ 87,211	\$ 87,596
State and municipal				
Due within 1 year	\$ 652	\$ 651	\$ 576	\$ 581
After 1 but within 5 years	4,387	4,381	3,731	3,735
After 5 but within 10 years	524	537	439	482
After 10 years ⁽²⁾	7,963	7,130	16,015	14,142
Total	\$ 13,526	\$ 12,699	\$ 20,761	\$ 18,940
Foreign government				
Due within 1 year	\$ 31,355	\$ 31,382	\$ 37,005	\$ 36,959
After 1 but within 5 years	41,913	42,467	51,344	51,304
After 5 but within 10 years	16,008	15,779	7,314	7,216
After 10 years ⁽²⁾	973	1,069	945	992
Total	\$ 90,249	\$ 90,697	\$ 96,608	\$ 96,471
All other⁽³⁾				
Due within 1 year	\$ 1,248	\$ 1,251	\$ 2,786	\$ 2,733
After 1 but within 5 years	10,442	10,535	10,934	11,020
After 5 but within 10 years	7,282	7,318	5,632	5,641
After 10 years ⁽²⁾	6,256	6,220	7,749	7,721
Total	\$ 25,228	\$ 25,324	\$ 27,101	\$ 27,115
Total debt securities AFS	\$ 296,920	\$ 297,418	\$ 284,735	\$ 282,777

(1) Includes mortgage-backed securities of U.S. government-sponsored agencies.

(2) Investments with no stated maturities are included as contractual maturities of greater than 10 years. Actual maturities may differ due to call or prepayment rights.

(3) Includes corporate, asset-backed and other debt securities.

Debt Securities Held-to-Maturity

The carrying value and fair value of debt securities HTM at December 31, 2014 and 2013 were as follows:

<i>In millions of dollars</i>	Amortized cost basis ⁽¹⁾	Net unrealized gains (losses) recognized in AOCI	Carrying value ⁽²⁾	Gross unrealized gains	Gross unrealized (losses)	Fair value
December 31, 2014						
Debt securities held-to-maturity						
Mortgage-backed securities ⁽³⁾						
U.S. government agency guaranteed	\$ 8,795	\$ 95	\$ 8,890	\$ 106	\$ (6)	\$ 8,990
Prime	60	(12)	48	6	(1)	53
Alt-A	1,125	(213)	912	537	(287)	1,162
Subprime	6	(1)	5	15	—	20
Non-U.S. residential	983	(137)	846	92	—	938
Commercial	8	—	8	1	—	9
Total mortgage-backed securities	\$ 10,977	\$ (268)	\$ 10,709	\$ 757	\$ (294)	\$ 11,172
State and municipal ⁽⁴⁾	\$ 8,443	\$ (494)	\$ 7,949	\$ 227	\$ (57)	\$ 8,119
Foreign government	4,725	—	4,725	77	—	4,802
Corporate	—	—	—	—	—	—
Asset-backed securities ⁽³⁾	556	(18)	538	50	(10)	578
Total debt securities held-to-maturity⁽⁵⁾	\$ 24,701	\$ (780)	\$ 23,921	\$ 1,111	\$ (361)	\$ 24,671
December 31, 2013						
Debt securities held-to-maturity						
Mortgage-backed securities ⁽³⁾						
Prime	\$ 72	\$ (16)	\$ 56	\$ 5	\$ (2)	\$ 59
Alt-A	1,379	(287)	1,092	449	(263)	1,278
Subprime	2	—	2	1	—	3
Non-U.S. residential	1,372	(206)	1,166	60	(20)	1,206
Commercial	10	—	10	1	—	11
Total mortgage-backed securities	\$ 2,835	\$ (509)	\$ 2,326	\$ 516	\$ (285)	\$ 2,557
State and municipal	\$ 1,394	\$ (62)	\$ 1,332	\$ 50	\$ (70)	\$ 1,312
Foreign government	5,628	—	5,628	70	(10)	5,688
Corporate	818	(78)	740	111	—	851
Asset-backed securities ⁽³⁾	599	(26)	573	22	(10)	585
Total debt securities held-to-maturity	\$ 11,274	\$ (675)	\$ 10,599	\$ 769	\$ (375)	\$ 10,993

- (1) For securities transferred to HTM from *Trading account assets*, amortized cost basis is defined as the fair value of the securities at the date of transfer plus any accretion income and less any impairments recognized in earnings subsequent to transfer. For securities transferred to HTM from AFS, amortized cost is defined as the original purchase cost, adjusted for the cumulative accretion or amortization of any purchase discount or premium, plus or minus any cumulative fair value hedge adjustments, net of accretion or amortization, and less any other-than-temporary impairment recognized in earnings.
- (2) HTM securities are carried on the Consolidated Balance Sheet at amortized cost basis, plus or minus any unamortized unrealized gains and losses and fair value hedge adjustments recognized in AOCI prior to reclassifying the securities from AFS to HTM. Changes in the values of these securities are not reported in the financial statements, except for the amortization of any difference between the carrying value at the transfer date and par value of the securities, and the recognition of any non-credit fair value adjustments in AOCI in connection with the recognition of any credit impairment in earnings related to securities the Company continues to intend to hold until maturity.
- (3) The Company invests in mortgage-backed and asset-backed securities. These securitizations are generally considered VIEs. The Company's maximum exposure to loss from these VIEs is equal to the carrying amount of the securities, which is reflected in the table above. For mortgage-backed and asset-backed securitizations in which the Company has other involvement, see Note 22 to the Consolidated Financial Statements.
- (4) The net unrealized losses recognized in AOCI on state and municipal debt securities are primarily attributable to the effects of fair value hedge accounting applied when these debt securities were classified as AFS. Specifically, Citi hedged the LIBOR-benchmark interest rate component of certain fixed-rate tax-exempt state and municipal debt securities utilizing LIBOR-based interest rate swaps. During the hedge period, losses incurred on the LIBOR-hedging swaps recorded in earnings were substantially offset by gains on the state and municipal debt securities attributable to changes in the LIBOR swap rate being hedged. However, because the LIBOR swap rate decreased significantly during the hedge period while the overall fair value of the municipal debt securities was relatively unchanged, the effect of reclassifying fair value gains on these securities from AOCI to earnings attributable solely to changes in the LIBOR swap rate resulted in net unrealized losses remaining in AOCI that relate to the unhedged components of these securities. Upon transfer of these debt securities to HTM, all hedges have been de-designated and hedge accounting has ceased.

- (5) During the second quarter of 2014, securities with a total fair value of approximately \$11.8 billion were transferred from AFS to HTM and comprised \$5.4 billion of U.S. government agency mortgage-backed securities and \$6.4 billion of obligations of U.S. states and municipalities. The transfer reflects the Company's intent to hold these securities to maturity or to issuer call in order to reduce the impact of price volatility on AOCI and certain capital measures under Basel III. While these securities were transferred to HTM at fair value as of the transfer date, no subsequent changes in value may be recorded, other than in connection with the recognition of any subsequent other-than-temporary impairment and the amortization of differences between the carrying values at the transfer date and the par values of each security as an adjustment of yield over the remaining contractual life of each security. Any net unrealized holding losses within AOCI related to the respective securities at the date of transfer, inclusive of any cumulative fair value hedge adjustments, will be amortized over the remaining contractual life of each security as an adjustment of yield in a manner consistent with the amortization of any premium or discount.

The Company has the positive intent and ability to hold these securities to maturity or, where applicable, the exercise of any issuer call options, absent any unforeseen significant changes in circumstances, including deterioration in credit or changes in regulatory capital requirements.

The net unrealized losses classified in AOCI primarily relate to debt securities previously classified as AFS that have been transferred to HTM, and include any cumulative fair value hedge adjustments. The net unrealized loss amount also includes any non-credit-related changes in fair value of HTM securities that have suffered credit impairment recorded in earnings. The AOCI balance related to HTM securities is amortized over the remaining contractual life of the related securities as an adjustment of yield in a manner consistent with the accretion of any difference between the carrying value at the transfer date and par value of the same debt securities. The table below shows the fair value of debt securities in HTM that have been in an unrecognized loss position as of December 31, 2014 and 2013 for less than 12 months and for 12 months or longer:

	Less than 12 months		12 months or longer		Total	
	Fair value	Gross unrecognized losses	Fair value	Gross unrecognized losses	Fair value	Gross unrecognized losses
<i>In millions of dollars</i>						
December 31, 2014						
Debt securities held-to-maturity						
Mortgage-backed securities	\$ 4	\$ —	\$ 1,134	\$ 294	\$ 1,138	\$ 294
State and municipal	2,528	34	314	23	2,842	57
Foreign government	—	—	—	—	—	—
Asset-backed securities	9	1	174	9	183	10
Total debt securities held-to-maturity	\$ 2,541	\$ 35	\$ 1,622	\$ 326	\$ 4,163	\$ 361
December 31, 2013						
Debt securities held-to-maturity						
Mortgage-backed securities	\$ —	\$ —	\$ 358	\$ 285	\$ 358	\$ 285
State and municipal	235	20	302	50	537	70
Foreign government	920	10	—	—	920	10
Asset-backed securities	98	6	198	4	296	10
Total debt securities held-to-maturity	\$ 1,253	\$ 36	\$ 858	\$ 339	\$ 2,111	\$ 375

Excluded from the gross unrecognized losses presented in the above table are \$(780) million and \$(675) million of net unrealized losses recorded in AOCI as of December 31, 2014 and 2013 respectively, primarily related to the difference between the amortized cost and carrying value of HTM securities that were reclassified from AFS. Substantially all of these net unrecognized losses relate to securities that have been in a loss position for 12 months or longer at December 31, 2014 and 2013.

The following table presents the carrying value and fair value of HTM debt securities by contractual maturity dates as of December 31, 2014 and 2013:

In millions of dollars	2014		2013	
	Carrying value	Fair value	Carrying value	Fair value
Mortgage-backed securities				
Due within 1 year	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
After 1 but within 5 years	—	—	—	—
After 5 but within 10 years	863	869	10	11
After 10 years ⁽¹⁾	9,846	10,303	2,316	2,546
Total	\$ 10,709	\$ 11,172	\$ 2,326	\$ 2,557
State and municipal				
Due within 1 year	\$ 205	\$ 205	\$ 8	\$ 9
After 1 but within 5 years	243	243	17	17
After 5 but within 10 years	140	144	69	72
After 10 years ⁽¹⁾	7,361	7,527	1,238	1,214
Total	\$ 7,949	\$ 8,119	\$ 1,332	\$ 1,312
Foreign government				
Due within 1 year	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
After 1 but within 5 years	4,725	4,802	5,628	5,688
After 5 but within 10 years	—	—	—	—
After 10 years ⁽¹⁾	—	—	—	—
Total	\$ 4,725	\$ 4,802	\$ 5,628	\$ 5,688
All other⁽²⁾				
Due within 1 year	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
After 1 but within 5 years	—	—	740	851
After 5 but within 10 years	—	—	—	—
After 10 years ⁽¹⁾	538	578	573	585
Total	\$ 538	\$ 578	\$ 1,313	\$ 1,436
Total debt securities held-to-maturity	\$ 23,921	\$ 24,671	\$ 10,599	\$ 10,993

(1) Investments with no stated maturities are included as contractual maturities of greater than 10 years. Actual maturities may differ due to call or prepayment rights.

(2) Includes corporate and asset-backed securities.

Evaluating Investments for Other-Than-Temporary Impairment

Overview

The Company conducts periodic reviews of all securities with unrealized losses to evaluate whether the impairment is other-than-temporary.

An unrealized loss exists when the current fair value of an individual security is less than its amortized cost basis. Unrealized losses that are determined to be temporary in nature are recorded, net of tax, in AOCI for AFS securities. Losses related to HTM securities generally are not recorded, as these investments are carried at amortized cost basis. However, for HTM securities with credit-related losses, the credit loss is recognized in earnings as OTTI and any difference between the cost basis adjusted for the OTTI and fair value is recognized in AOCI and amortized as an adjustment of yield over the remaining contractual life of the security. For securities transferred to HTM from *Trading account assets*, amortized cost is defined as the fair value of the securities at the date of transfer, plus any accretion income

and less any impairment recognized in earnings subsequent to transfer. For securities transferred to HTM from AFS, amortized cost is defined as the original purchase cost, adjusted for the cumulative accretion or amortization of any purchase discount or premium, plus or minus any cumulative fair value hedge adjustments, net of accretion or amortization, and less any impairment recognized in earnings.

Regardless of the classification of the securities as AFS or HTM, the Company assesses each position with an unrealized loss for OTTI. Factors considered in determining whether a loss is temporary include:

- the length of time and the extent to which fair value has been below cost;
- the severity of the impairment;
- the cause of the impairment and the financial condition and near-term prospects of the issuer;
- activity in the market of the issuer that may indicate adverse credit conditions; and
- the Company's ability and intent to hold the investment for a period of time sufficient to allow for any anticipated recovery.

The Company's review for impairment generally entails:

- identification and evaluation of impaired investments;
- analysis of individual investments that have fair values less than amortized cost, including consideration of the length of time the investment has been in an unrealized loss position and the expected recovery period;
- consideration of evidential matter, including an evaluation of factors or triggers that could cause individual investments to qualify as having other-than-temporary impairment and those that would not support other-than-temporary impairment; and
- documentation of the results of these analyses, as required under business policies.

Debt

The entire difference between amortized cost basis and fair value is recognized in earnings as OTTI for impaired debt securities that the Company has an intent to sell or for which the Company believes it will more-likely-than-not be required to sell prior to recovery of the amortized cost basis. However, for those securities that the Company does not intend to sell and is not likely to be required to sell, only the credit-related impairment is recognized in earnings and any non-credit-related impairment is recorded in AOCI.

For debt securities, credit impairment exists where management does not expect to receive contractual principal and interest cash flows sufficient to recover the entire amortized cost basis of a security.

Equity

For equity securities, management considers the various factors described above, including its intent and ability to hold the equity security for a period of time sufficient for recovery to cost or whether it is more-likely-than-not that the Company will be required to sell the security prior to recovery of its cost basis. Where management lacks that intent or ability, the security's decline in fair value is deemed to be other-than-temporary and is recorded in earnings. AFS equity securities deemed to be other-than-temporarily impaired are written down to fair value, with the full difference between fair value and cost recognized in earnings.

Management assesses equity method investments that have fair values that are less than their respective carrying values for OTTI. Fair value is measured as price multiplied by quantity if the investee has publicly listed securities. If the investee is not publicly listed, other methods are used (see Note 25 to the Consolidated Financial Statements).

For impaired equity method investments that Citi plans to sell prior to recovery of value or would likely be required to sell, with no expectation that the fair value will recover prior to the expected sale date, the full impairment is recognized in earnings as OTTI regardless of severity and duration. The measurement of the OTTI does not include partial projected recoveries subsequent to the balance sheet date.

For impaired equity method investments that management does not plan to sell and is not likely to be required to sell prior to recovery of value, the evaluation of whether an impairment is other-than-temporary is based on (i) whether

and when an equity method investment will recover in value and (ii) whether the investor has the intent and ability to hold that investment for a period of time sufficient to recover the value. The determination of whether the impairment is considered other-than-temporary considers the following indicators, regardless of the time and extent of impairment:

- the cause of the impairment and the financial condition and near-term prospects of the issuer, including any specific events that may influence the operations of the issuer;
- the intent and ability to hold the investment for a period of time sufficient to allow for any anticipated recovery in market value; and
- the length of time and extent to which fair value has been less than the carrying value.

The sections below describe the Company's process for identifying credit-related impairments for security types that have the most significant unrealized losses as of December 31, 2014.

Akbank

As of December 31, 2014, Citi's remaining 9.9% stake in Akbank T.A.S., an equity investment in Turkey (Akbank), is recorded within marketable equity securities available-for-sale. The revaluation of the Turkish lira was hedged, so the change in the value of the currency related to Akbank investment did not have a significant impact on earnings during the year.

Mortgage-backed securities

For U.S. mortgage-backed securities (and in particular for Alt-A and other mortgage-backed securities that have significant unrealized losses as a percentage of amortized cost), credit impairment is assessed using a cash flow model that estimates the principal and interest cash flows on the underlying mortgages using the security-specific collateral and transaction structure. The model distributes the estimated cash flows to the various tranches of securities, considering the transaction structure and any subordination and credit enhancements that exist in that structure. The cash flow model incorporates actual cash flows on the mortgage-backed securities through the current period and then estimates the remaining cash flows using a number of assumptions, including default rates, prepayment rates, recovery rates (on foreclosed properties) and loss severity rates (on non-agency mortgage-backed securities).

Management develops specific assumptions using market data, internal estimates and estimates published by rating agencies and other third-party sources. Default rates are projected by considering current underlying mortgage loan performance, generally assuming the default of (i) 10% of current loans, (ii) 25% of 30-59 day delinquent loans, (iii) 70% of 60-90 day delinquent loans and (iv) 100% of 91+ day delinquent loans. These estimates are extrapolated along a default timing curve to estimate the total lifetime pool default rate. Other assumptions contemplate the actual collateral attributes, including geographic concentrations, rating actions and current market prices.

Cash flow projections are developed using different stress test scenarios. Management evaluates the results of those stress tests (including the severity of any cash shortfall indicated and the likelihood of the stress scenarios actually occurring based on the underlying pool's characteristics and performance) to assess whether management expects to recover the amortized cost basis of the security. If cash flow projections indicate that the Company does not expect to recover its amortized cost basis, the Company recognizes the estimated credit loss in earnings.

State and municipal securities

The process for identifying credit impairments in Citigroup's AFS and HTM state and municipal bonds is primarily based on a credit analysis that incorporates third-party credit ratings.

Citigroup monitors the bond issuers and any insurers providing default protection in the form of financial guarantee insurance. The average external credit rating, ignoring any insurance, is Aa3/AA-. In the event of an external rating downgrade or other indicator of credit impairment (i.e., based on instrument-specific estimates of cash flows or probability of issuer default), the subject bond is specifically reviewed for adverse changes in the amount or timing of expected contractual principal and interest payments.

For state and municipal bonds with unrealized losses that Citigroup plans to sell (for AFS only), would likely be required to sell (for AFS only) or will be subject to an issuer call deemed probable of exercise prior to the expected recovery of its amortized cost basis (for AFS and HTM), the full impairment is recognized in earnings.

Recognition and Measurement of OTTI

The following table presents the total OTTI recognized in earnings for the year ended December 31, 2014:

In millions of dollars	Year ended December 31, 2014			
	AFS ⁽¹⁾	HTM	Other Assets	Total
Impairment losses related to securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell:				
Total OTTI losses recognized during the period	\$ 21	\$ 5	\$ —	\$ 26
Less: portion of impairment loss recognized in AOCI (before taxes)	8	—	—	8
Net impairment losses recognized in earnings for securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell	\$ 13	\$ 5	\$ —	\$ 18
Impairment losses recognized in earnings for securities that the Company intends to sell or more-likely-than-not will be required to sell before recovery	380	26	—	406
Total impairment losses recognized in earnings	\$ 393	\$ 31	\$ —	\$ 424

(1) Includes OTTI on non-marketable equity securities.

The following table presents the total OTTI recognized in earnings for the year ended December 31, 2013:

In millions of dollars	Year ended December 31, 2013			
	AFS ⁽¹⁾	HTM	Other Assets ⁽²⁾	Total
Impairment losses related to securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell:				
Total OTTI losses recognized during the period	\$ 9	\$ 154	\$ —	\$ 163
Less: portion of impairment loss recognized in AOCI (before taxes)	—	98	—	98
Net impairment losses recognized in earnings for securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell	\$ 9	\$ 56	\$ —	\$ 65
Impairment losses recognized in earnings for securities that the Company intends to sell or more-likely-than-not will be required to sell before recovery ⁽²⁾	269	—	201	470
Total impairment losses recognized in earnings	\$ 278	\$ 56	\$ 201	\$ 535

(1) Includes OTTI on non-marketable equity securities.

(2) The impairment charge relates to the carrying value of Citi's then-remaining 35% interest in the Morgan Stanley Smith Barney joint venture (MSSB), offset by the equity pickup from MSSB during the respective periods that was recorded in *Other revenue*.

The following is a 12-month roll-forward of the credit-related impairments recognized in earnings for AFS and HTM debt securities held as of December 31, 2014 that the Company does not intend to sell nor likely will be required to sell:

Cumulative OTTI credit losses recognized in earnings on securities still held					
<i>In millions of dollars</i>	Dec. 31, 2013 balance	Credit impairments recognized in earnings on securities not previously impaired	Credit impairments recognized in earnings on securities that have been previously impaired	Reductions due to credit-impaired securities sold, transferred or matured	Dec. 31, 2014 balance
AFS debt securities					
Mortgage-backed securities	\$ 295	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 295
Foreign government securities	171	—	—	—	171
Corporate	113	8	—	(3)	118
All other debt securities	144	5	—	—	149
Total OTTI credit losses recognized for AFS debt securities	\$ 723	\$ 13	\$ —	\$ (3)	\$ 733
HTM debt securities					
Mortgage-backed securities ⁽¹⁾	\$ 678	\$ 5	\$ —	\$ (13)	\$ 670
Corporate	56	—	—	(56)	—
All other debt securities	133	—	—	—	133
Total OTTI credit losses recognized for HTM debt securities	\$ 867	\$ 5	\$ —	\$ (69)	\$ 803

(1) Primarily consists of Alt-A securities.

Investments in Alternative Investment Funds That Calculate Net Asset Value per Share

The Company holds investments in certain alternative investment funds that calculate net asset value (NAV) per share, including hedge funds, private equity funds, funds of funds and real estate funds. The Company's investments include co-investments in funds that are managed by the Company and investments in funds that are managed by third parties. Investments in funds are generally classified as non-marketable equity securities carried at fair value. The fair values of these investments are estimated using the NAV per share of the Company's ownership interest in the funds, where it is not probable that the Company will sell an investment at a price other than the NAV.

<i>In millions of dollars</i>	Fair value		Unfunded commitments		Redemption frequency (if currently eligible) monthly, quarterly, annually	Redemption notice period
	2014	2013	2014	2013		
Hedge funds	\$ 8	\$ 751	\$ —	\$ —	Generally quarterly	10-95 days
Private equity funds ⁽¹⁾⁽²⁾	796	794	205	170	—	—
Real estate funds ⁽²⁾⁽³⁾	166	294	24	36	—	—
Total⁽⁴⁾	\$ 970	\$ 1,839	\$ 229	\$ 206	—	—

(1) Private equity funds include funds that invest in infrastructure, leveraged buyout transactions, emerging markets and venture capital.

(2) With respect to the Company's investments in private equity funds and real estate funds, distributions from each fund will be received as the underlying assets held by these funds are liquidated. It is estimated that the underlying assets of these funds will be liquidated over a period of several years as market conditions allow. Private equity and real estate funds do not allow redemption of investments by their investors. Investors are permitted to sell or transfer their investments, subject to the approval of the general partner or investment manager of these funds, which generally may not be unreasonably withheld.

(3) Includes several real estate funds that invest primarily in commercial real estate in the U.S., Europe and Asia.

(4) Included in the total fair value of investments above are \$0.8 billion and \$1.6 billion of fund assets that are valued using NAVs provided by third-party asset managers as of December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively.

15. LOANS

Citigroup loans are reported in two categories—consumer and corporate. These categories are classified primarily according to the segment and subsegment that manage the loans.

Consumer Loans

Consumer loans represent loans and leases managed primarily by the *Global Consumer Banking* businesses in Citicorp and in Citi Holdings. The following table provides information by loan type for the periods indicated:

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013
Consumer loans		
In U.S. offices		
Mortgage and real estate ⁽¹⁾	\$ 96,533	\$ 108,453
Installment, revolving credit, and other	14,450	13,398
Cards	112,982	115,651
Commercial and industrial	5,895	6,592
	\$ 229,860	\$ 244,094
In offices outside the U.S.		
Mortgage and real estate ⁽¹⁾	\$ 54,462	\$ 55,511
Installment, revolving credit, and other	31,128	33,182
Cards	32,032	36,740
Commercial and industrial	22,561	24,107
Lease financing	609	769
	\$ 140,792	\$ 150,309
Total Consumer loans	\$ 370,652	\$ 394,403
Net unearned income	(682)	(572)
Consumer loans, net of unearned income	\$ 369,970	\$ 393,831

(1) Loans secured primarily by real estate.

Citigroup has established a risk management process to monitor, evaluate and manage the principal risks associated with its consumer loan portfolio. Credit quality indicators that are actively monitored include delinquency status, consumer credit scores (FICO), and loan to value (LTV) ratios, each as discussed in more detail below.

Included in the loan table above are lending products whose terms may give rise to greater credit issues. Credit cards with below-market introductory interest rates and interest-only loans are examples of such products. These products are closely managed using credit techniques that are intended to mitigate their higher inherent risk.

During the years ended December 31, 2014 and 2013, the Company sold and/or reclassified to held-for-sale \$7.9 billion and \$11.5 billion, respectively, of consumer loans. The Company did not have significant purchases of consumer loans during the year ended December 31, 2014. During the year ended December 31, 2013, Citi also acquired approximately \$7 billion of loans related to the acquisition of Best Buy's U.S. credit card portfolio.

Delinquency Status

Delinquency status is monitored and considered a key indicator of credit quality of consumer loans. Principally the U.S. residential first mortgage loans use the Mortgage Banking Association (MBA) method of reporting delinquencies, which considers a loan delinquent if a monthly payment has not been received by the end of the day immediately preceding the loan's next due date. All other loans use a method of reporting delinquencies, which considers a loan delinquent if a monthly payment has not been received by the close of business on the loan's next due date.

As a general policy, residential first mortgages, home equity loans and installment loans are classified as non-accrual when loan payments are 90 days contractually past due. Credit cards and unsecured revolving loans generally accrue interest until payments are 180 days past due. Home equity loans in regulated bank entities are classified as non-accrual if the related residential first mortgage is 90 days or more past due. Mortgage loans in regulated bank entities discharged through Chapter 7 bankruptcy, other than Federal Housing Administration (FHA)-insured loans, are classified as non-accrual. Commercial market loans are placed on a cash (non-accrual) basis when it is determined, based on actual experience and a forward-looking assessment of the collectability of the loan in full, that the payment of interest or principal is doubtful or when interest or principal is 90 days past due.

The policy for re-aging modified U.S. consumer loans to current status varies by product. Generally, one of the conditions to qualify for these modifications is that a minimum number of payments (typically ranging from one to three) be made. Upon modification, the loan is re-aged to current status. However, re-aging practices for certain open-ended consumer loans, such as credit cards, are governed by Federal Financial Institutions Examination Council (FFIEC) guidelines. For open-ended consumer loans subject to FFIEC guidelines, one of the conditions for the loan to be re-aged to current status is that at least three consecutive minimum monthly payments, or the equivalent amount, must be received. In addition, under FFIEC guidelines, the number of times that such a loan can be re-aged is subject to limitations (generally once in 12 months and twice in five years). Furthermore, FHA and Department of Veterans Affairs (VA) loans are modified under those respective agencies' guidelines and payments are not always required in order to re-age a modified loan to current.

The following tables provide details on Citigroup's consumer loan delinquency and non-accrual loans as of December 31, 2014 and December 31, 2013:

Consumer Loan Delinquency and Non-Accrual Details at December 31, 2014

<i>In millions of dollars</i>	Total current ⁽¹⁾⁽²⁾	30-89 days past due ⁽³⁾	≥ 90 days past due ⁽³⁾	Past due government guaranteed ⁽⁴⁾	Total loans ⁽²⁾	Total non-accrual	90 days past due and accruing
In North America offices							
Residential first mortgages	\$ 61,730	\$ 1,280	\$ 1,371	\$ 3,443	\$ 67,824	\$ 2,746	\$ 2,759
Home equity loans ⁽⁵⁾	27,262	335	520	—	28,117	1,271	—
Credit cards	111,441	1,316	1,271	—	114,028	—	1,273
Installment and other	12,361	229	284	—	12,874	254	3
Commercial market loans	8,630	31	13	—	8,674	135	15
Total	\$ 221,424	\$ 3,191	\$ 3,459	\$ 3,443	\$231,517	\$ 4,406	\$ 4,050
In offices outside North America							
Residential first mortgages	\$ 44,782	\$ 312	\$ 223	\$ —	\$ 45,317	\$ 454	\$ —
Home equity loans ⁽⁵⁾	—	—	—	—	—	—	—
Credit cards	30,327	602	553	—	31,482	413	322
Installment and other	29,297	328	149	—	29,774	216	—
Commercial market loans	31,280	86	255	—	31,621	405	—
Total	\$ 135,686	\$ 1,328	\$ 1,180	\$ —	\$138,194	\$ 1,488	\$ 322
Total GCB and Citi Holdings	\$ 357,110	\$ 4,519	\$ 4,639	\$ 3,443	\$369,711	\$ 5,894	\$ 4,372
Other	238	10	11	—	259	30	—
Total Citigroup	\$ 357,348	\$ 4,529	\$ 4,650	\$ 3,443	\$369,970	\$ 5,924	\$ 4,372

(1) Loans less than 30 days past due are presented as current.

(2) Includes \$43 million of residential first mortgages recorded at fair value.

(3) Excludes loans guaranteed by U.S. government-sponsored entities.

(4) Consists of residential first mortgages that are guaranteed by U.S. government-sponsored entities that are 30-89 days past due of \$0.6 billion and 90 days past due of \$2.8 billion.

(5) Fixed rate home equity loans and loans extended under home equity lines of credit, which are typically in junior lien positions.

Consumer Loan Delinquency and Non-Accrual Details at December 31, 2013

<i>In millions of dollars</i>	Total current⁽¹⁾⁽²⁾	30-89 days past due⁽³⁾	≥ 90 days past due⁽³⁾	Past due government guaranteed⁽⁴⁾	Total loans⁽²⁾	Total non-accrual	90 days past due and accruing
In North America offices							
Residential first mortgages	\$ 66,612	\$ 2,044	\$ 1,975	\$ 5,271	\$ 75,902	\$ 3,415	\$ 3,997
Home equity loans ⁽⁵⁾	30,603	434	605	—	31,642	1,452	—
Credit cards	113,886	1,491	1,452	—	116,829	—	1,452
Installment and other	12,609	225	243	—	13,077	247	7
Commercial market loans	8,630	26	28	—	8,684	112	7
Total	\$ 232,340	\$ 4,220	\$ 4,303	\$ 5,271	\$246,134	\$ 5,226	\$ 5,463
In offices outside North America							
Residential first mortgages	\$ 46,067	\$ 435	\$ 332	\$ —	\$ 46,834	\$ 584	\$ —
Home equity loans ⁽⁵⁾	—	—	—	—	—	—	—
Credit cards	34,733	780	641	—	36,154	402	413
Installment and other	30,138	398	158	—	30,694	230	—
Commercial market loans	33,242	111	295	—	33,648	610	—
Total	\$ 144,180	\$ 1,724	\$ 1,426	\$ —	\$147,330	\$ 1,826	\$ 413
Total GCB and Citi Holdings	\$ 376,520	\$ 5,944	\$ 5,729	\$ 5,271	\$393,464	\$ 7,052	\$ 5,876
Other	338	13	16	—	367	43	—
Total Citigroup	\$ 376,858	\$ 5,957	\$ 5,745	\$ 5,271	\$393,831	\$ 7,095	\$ 5,876

(1) Loans less than 30 days past due are presented as current.

(2) Includes \$0.9 billion of residential first mortgages recorded at fair value.

(3) Excludes loans guaranteed by U.S. government-sponsored entities.

(4) Consists of residential first mortgages that are guaranteed by U.S. government-sponsored entities that are 30-89 days past due of \$1.2 billion and 90 days past due of \$4.1 billion.

(5) Fixed rate home equity loans and loans extended under home equity lines of credit, which are typically in junior lien positions.

Consumer Credit Scores (FICO)

In the U.S., independent credit agencies rate an individual's risk for assuming debt based on the individual's credit history and assign every consumer a "FICO" (Fair Isaac Corporation) credit score. These scores are continually updated by the agencies based upon an individual's credit actions (e.g., taking out a loan or missed or late payments).

The following tables provide details on the FICO scores attributable to Citi's U.S. consumer loan portfolio as of December 31, 2014 and 2013 (commercial market loans are not included in the table since they are business-based and FICO scores are not a primary driver in their credit evaluation). FICO scores are updated monthly for substantially all of the portfolio or, otherwise, on a quarterly basis, for the remaining portfolio.

<i>In millions of dollars</i>	FICO score distribution in U.S. portfolio⁽¹⁾⁽²⁾		
	December 31, 2014		
	Less than 620	≥ 620 but less than 660	Equal to or greater than 660
Residential first mortgages	\$ 8,911	\$ 5,463	\$ 45,783
Home equity loans	3,257	2,456	20,957
Credit cards	7,647	10,296	92,877
Installment and other	4,015	2,520	5,150
Total	\$ 23,830	\$ 20,735	\$ 164,767

(1) Excludes loans guaranteed by U.S. government entities, loans subject to long-term standby commitments (LTSCs) with U.S. government-sponsored entities and loans recorded at fair value.

(2) Excludes balances where FICO was not available. Such amounts are not material.

FICO score distribution in U.S. portfolio ⁽¹⁾⁽²⁾		December 31, 2013		
In millions of dollars	Less than 620	≥ 620 but less than 660	Equal to or greater than 660	
Residential first mortgages	\$ 11,860	\$ 6,426	\$ 46,207	
Home equity loans	4,093	2,779	23,152	
Credit cards	8,125	10,693	94,437	
Installment and other	3,900	2,399	5,186	
Total	\$ 27,978	\$ 22,297	\$ 168,982	

- (1) Excludes loans guaranteed by U.S. government entities, loans subject to LTSCs with U.S. government-sponsored entities and loans recorded at fair value.
- (2) Excludes balances where FICO was not available. Such amounts are not material.

Loan to Value (LTV) Ratios

LTV ratios (loan balance divided by appraised value) are calculated at origination and updated by applying market price data.

The following tables provide details on the LTV ratios attributable to Citi's U.S. consumer mortgage portfolios as of December 31, 2014 and 2013. LTV ratios are updated monthly using the most recent Core Logic Home Price Index data available for substantially all of the portfolio applied at the Metropolitan Statistical Area level, if available, or the state level if not. The remainder of the portfolio is updated in a similar manner using the Federal Housing Finance Agency indices.

LTV distribution in U.S. portfolio ⁽¹⁾⁽²⁾		December 31, 2014		
In millions of dollars	Less than or equal to 80%	> 80% but less than or equal to 100%	Greater than 100%	
Residential first mortgages	\$ 48,163	\$ 9,480	\$ 2,670	
Home equity loans	14,638	7,267	4,641	
Total	\$ 62,801	\$ 16,747	\$ 7,311	

- (1) Excludes loans guaranteed by U.S. government entities, loans subject to LTSCs with U.S. government-sponsored entities and loans recorded at fair value.
- (2) Excludes balances where LTV was not available. Such amounts are not material.

LTV distribution in U.S. portfolio ⁽¹⁾⁽²⁾		December 31, 2013		
In millions of dollars	Less than or equal to 80%	> 80% but less than or equal to 100%	Greater than 100%	
Residential first mortgages	\$ 45,809	\$ 13,458	\$ 5,269	
Home equity loans	14,216	8,685	6,935	
Total	\$ 60,025	\$ 22,143	\$ 12,204	

- (1) Excludes loans guaranteed by U.S. government entities, loans subject to LTSCs with U.S. government-sponsored entities and loans recorded at fair value.
- (2) Excludes balances where LTV was not available. Such amounts are not material.

Impaired Consumer Loans

Impaired loans are those loans where Citigroup believes it is probable all amounts due according to the original contractual terms of the loan will not be collected. Impaired consumer loans include non-accrual commercial market loans, as well as smaller-balance homogeneous loans whose terms have been modified due to the borrower's financial difficulties and where Citigroup has granted a concession to the borrower. These modifications may include interest rate reductions and/or principal forgiveness. Impaired consumer loans exclude smaller-balance homogeneous loans that have not been modified and are carried on a non-accrual basis. In addition, impaired consumer loans exclude substantially all loans modified pursuant to Citi's short-term modification programs (i.e., for periods of 12 months or less) that were modified prior to January 1, 2011.

As a result of OCC guidance issued in the third quarter of 2012, mortgage loans to borrowers who have gone through Chapter 7 bankruptcy are classified as troubled debt restructurings (TDRs). These TDRs, other than FHA-insured loans, are written down to collateral value less cost to sell. FHA-insured loans are reserved based on a discounted cash flow model.

The following tables present information about total impaired consumer loans at and for the periods ended December 31, 2014 and 2013, respectively, and for the years ended December 31, 2014 and 2013 for interest income recognized on impaired consumer loans:

At and for the year ended December 31, 2014					
<i>In millions of dollars</i>	Recorded investment ⁽¹⁾⁽²⁾	Unpaid principal balance	Related specific allowance ⁽³⁾	Average carrying value ⁽⁴⁾	Interest income recognized ⁽⁵⁾⁽⁶⁾
Mortgage and real estate					
Residential first mortgages	\$ 13,551	\$ 14,387	\$ 1,909	\$ 15,389	\$ 690
Home equity loans	2,029	2,674	599	2,075	74
Credit cards	2,407	2,447	849	2,732	196
Installment and other					
Individual installment and other	948	963	450	975	124
Commercial market loans	423	599	110	381	22
Total	\$ 19,358	\$ 21,070	\$ 3,917	\$ 21,552	\$ 1,106

- (1) Recorded investment in a loan includes net deferred loan fees and costs, unamortized premium or discount and direct write-downs and includes accrued interest only on credit card loans.
- (2) \$1,896 million of residential first mortgages, \$554 million of home equity loans and \$158 million of commercial market loans do not have a specific allowance.
- (3) Included in the *Allowance for loan losses*.
- (4) Average carrying value represents the average recorded investment ending balance for the last four quarters and does not include the related specific allowance.
- (5) Includes amounts recognized on both an accrual and cash basis.
- (6) Cash interest receipts on smaller-balance homogeneous loans are generally recorded as revenue. The interest recognition policy for commercial market loans is identical to that for corporate loans, as described below.

At and for the year ended December 31, 2013					
<i>In millions of dollars</i>	Recorded investment ⁽¹⁾⁽²⁾	Unpaid principal balance	Related specific allowance ⁽³⁾	Average carrying value ⁽⁴⁾	Interest income recognized ⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾
Mortgage and real estate					
Residential first mortgages	\$ 16,801	\$ 17,788	\$ 2,309	\$ 17,616	\$ 790
Home equity loans	2,141	2,806	427	2,116	81
Credit cards	3,339	3,385	1,178	3,720	234
Installment and other					
Individual installment and other	1,114	1,143	536	1,094	153
Commercial market loans	398	605	183	404	22
Total	\$ 23,793	\$ 25,727	\$ 4,633	\$ 24,950	\$ 1,280

- (1) Recorded investment in a loan includes net deferred loan fees and costs, unamortized premium or discount and direct write-downs and includes accrued interest only on credit card loans.
- (2) \$2,169 million of residential first mortgages, \$568 million of home equity loans and \$111 million of commercial market loans do not have a specific allowance.
- (3) Included in the *Allowance for loan losses*.
- (4) Average carrying value represents the average recorded investment ending balance for last four quarters and does not include the related specific allowance.
- (5) Includes amounts recognized on both an accrual and cash basis.
- (6) Cash interest receipts on smaller-balance homogeneous loans are generally recorded as revenue. The interest recognition policy for commercial market loans is identical to that for corporate loans, as described below.
- (7) Interest income recognized for the year ended December 31, 2012 was \$1,520 million.

Consumer Troubled Debt Restructurings

The following tables present consumer TDRs occurring during the years ended December 31, 2014 and 2013:

At and for the year ended December 31, 2014						
<i>In millions of dollars except number of loans modified</i>	Number of loans modified	Post-modification recorded investment ⁽¹⁾⁽²⁾	Deferred principal ⁽³⁾	Contingent principal forgiveness ⁽⁴⁾	Principal forgiveness ⁽⁵⁾	Average interest rate reduction
North America						
Residential first mortgages	20,114	\$ 2,478	\$ 52	\$ 36	\$ 16	1%
Home equity loans	7,444	279	3	—	14	2
Credit cards	185,962	808	—	—	—	15
Installment and other revolving	46,838	351	—	—	—	7
Commercial markets ⁽⁶⁾	191	35	—	—	1	—
Total⁽⁷⁾	260,549	\$ 3,951	\$ 55	\$ 36	\$ 31	
International						
Residential first mortgages	3,150	\$ 103	\$ —	\$ —	\$ 1	1%
Home equity loans	67	11	—	—	—	—
Credit cards	139,128	447	—	—	9	13
Installment and other revolving	61,563	292	—	—	7	9
Commercial markets ⁽⁶⁾	346	200	—	—	—	—
Total⁽⁷⁾	204,254	\$ 1,053	\$ —	\$ —	\$ 17	

At and for the year ended December 31, 2013						
<i>In millions of dollars except number of loans modified</i>	Number of loans modified	Post-modification recorded investment ⁽¹⁾⁽⁸⁾	Deferred principal ⁽³⁾	Contingent principal forgiveness ⁽⁴⁾	Principal forgiveness ⁽⁵⁾	Average interest rate reduction
North America						
Residential first mortgages	32,116	\$ 4,160	\$ 68	\$ 25	\$ 158	1%
Home equity loans	12,774	552	1	—	92	1
Credit cards	172,211	826	—	—	—	14
Installment and other revolving	53,332	381	—	—	—	7
Commercial markets ⁽⁶⁾	202	39	—	—	—	—
Total⁽⁷⁾	270,635	\$ 5,958	\$ 69	\$ 25	\$ 250	
International						
Residential first mortgages	3,598	\$ 159	\$ —	\$ —	\$ 2	1%
Home equity loans	68	2	—	—	—	—
Credit cards	165,350	557	—	—	10	13
Installment and other revolving	59,030	342	—	—	7	7
Commercial markets ⁽⁶⁾	413	104	2	—	—	—
Total⁽⁷⁾	228,459	\$ 1,164	\$ 2	\$ —	\$ 19	

- (1) Post-modification balances include past due amounts that are capitalized at the modification date.
- (2) Post-modification balances in *North America* include \$322 million of residential first mortgages and \$80 million of home equity loans to borrowers who have gone through Chapter 7 bankruptcy in the year ended December 31, 2014. These amounts include \$179 million of residential first mortgages and \$69 million of home equity loans that were newly classified as TDRs in the year ended December 31, 2014 as a result of OCC guidance, as described above.
- (3) Represents portion of contractual loan principal that is non-interest bearing but still due from the borrower. Such deferred principal is charged off at the time of permanent modification to the extent that the related loan balance exceeds the underlying collateral value.
- (4) Represents portion of contractual loan principal that is non-interest bearing and, depending upon borrower performance, eligible for forgiveness.
- (5) Represents portion of contractual loan principal that was forgiven at the time of permanent modification.
- (6) Commercial markets loans are generally borrower-specific modifications and incorporate changes in the amount and/or timing of principal and/or interest.
- (7) The above tables reflect activity for loans outstanding as of the end of the reporting period that were considered TDRs.
- (8) Post-modification balances in *North America* include \$502 million of residential first mortgages and \$101 million of home equity loans to borrowers who have gone through Chapter 7 bankruptcy in the year ended December 31, 2013. These amounts include \$332 million of residential first mortgages and \$85 million of home equity loans that were newly classified as TDRs in the year ended December 31, 2013 as a result of OCC guidance, as described above.

The following table presents consumer TDRs that defaulted during the years ended December 31, 2014 and 2013, respectively, for which the payment default occurred within one year of a permanent modification. Default is defined as 60 days past due, except for classifiably managed commercial markets loans, where default is defined as 90 days past due.

<i>In millions of dollars</i>	Years ended December 31,	
	2014	2013
North America		
Residential first mortgages	\$ 715	\$ 1,532
Home equity loans	72	183
Credit cards	194	204
Installment and other revolving	95	91
Commercial markets	9	3
Total	\$ 1,085	\$ 2,013
International		
Residential first mortgages	\$ 24	\$ 54
Home equity loans	—	—
Credit cards	217	198
Installment and other revolving	104	104
Commercial markets	105	15
Total	\$ 450	\$ 371

Corporate Loans

Corporate loans represent loans and leases managed by the *Institutional Clients Group* in Citicorp or, to a much lesser extent, in Citi Holdings. The following table presents information by corporate loan type as of December 31, 2014 and December 31, 2013:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2014	December 31, 2013
Corporate		
In U.S. offices		
Commercial and industrial	\$ 35,055	\$ 32,704
Financial institutions	36,272	25,102
Mortgage and real estate ⁽¹⁾	32,537	29,425
Installment, revolving credit and other	29,207	34,434
Lease financing	1,758	1,647
	\$ 134,829	\$ 123,312
In offices outside the U.S.		
Commercial and industrial	\$ 79,239	\$ 82,663
Financial institutions	33,269	38,372
Mortgage and real estate ⁽¹⁾	6,031	6,274
Installment, revolving credit and other	19,259	18,714
Lease financing	356	527
Governments and official institutions	2,236	2,341
	\$ 140,390	\$ 148,891
Total Corporate loans	\$ 275,219	\$ 272,203
Net unearned income	(554)	(562)
Corporate loans, net of unearned income	\$ 274,665	\$ 271,641

(1) Loans secured primarily by real estate.

The Company sold and/or reclassified (to held-for-sale) \$4.8 billion and \$5.8 billion of corporate loans during the years ended December 31, 2014 and 2013, respectively. The Company did not have significant purchases of corporate loans classified as held-for-investment for the years ended December 31, 2014 or 2013.

Corporate loans are identified as impaired and placed on a cash (non-accrual) basis when it is determined, based on actual experience and a forward-looking assessment of the collectability of the loan in full, that the payment of interest or principal is doubtful or when interest or principal is 90 days past due, except when the loan is well collateralized and in the process of collection. Any interest accrued on impaired corporate loans and leases is reversed at 90 days and charged against current earnings, and interest is thereafter included in earnings only to the extent actually received in cash. When there is doubt regarding the ultimate collectability of principal, all cash receipts are thereafter applied to reduce the recorded investment in the loan. While corporate loans are generally managed based on their internally assigned risk rating (see further discussion below), the following tables present delinquency information by corporate loan type as of December 31, 2014 and December 31, 2013.

Corporate Loan Delinquency and Non-Accrual Details at December 31, 2014

<i>In millions of dollars</i>	30-89 days past due and accruing ⁽¹⁾	≥ 90 days past due and accruing ⁽¹⁾	Total past due and accruing	Total non-accrual ⁽²⁾	Total current ⁽³⁾	Total loans ⁽⁴⁾
Commercial and industrial	\$ 50	\$ —	\$ 50	\$ 575	\$ 109,764	\$ 110,389
Financial institutions	2	—	2	250	67,580	67,832
Mortgage and real estate	86	—	86	252	38,135	38,473
Leases	—	—	—	51	2,062	2,113
Other	49	1	50	55	49,844	49,949
Loans at fair value						5,858
Purchased Distressed Loans						51
Total	\$ 187	\$ 1	\$ 188	\$ 1,183	\$ 267,385	\$ 274,665

(1) Corporate loans that are 90 days past due are generally classified as non-accrual. Corporate loans are considered past due when principal or interest is contractually due but unpaid.

(2) Citi generally does not manage corporate loans on a delinquency basis. Non-accrual loans generally include those loans that are ≥ 90 days past due or those loans for which Citi believes, based on actual experience and a forward-looking assessment of the collectability of the loan in full, that the payment of interest or principal is doubtful.

(3) Corporate loans are past due when principal or interest is contractually due but unpaid. Loans less than 30 days past due are presented as current.

(4) Total loans include loans at fair value, which are not included in the various delinquency columns.

Corporate Loan Delinquency and Non-Accrual Details at December 31, 2013

<i>In millions of dollars</i>	30-89 days past due and accruing ⁽¹⁾	≥ 90 days past due and accruing ⁽¹⁾	Total past due and accruing	Total non-accrual ⁽²⁾	Total current ⁽³⁾	Total loans ⁽⁴⁾
Commercial and industrial	\$ 72	\$ 5	\$ 77	\$ 769	\$ 112,985	\$ 113,831
Financial institutions	—	—	—	365	61,704	62,069
Mortgage and real estate	183	58	241	515	34,027	34,783
Leases	9	1	10	189	1,975	2,174
Other	47	2	49	70	54,476	54,595
Loans at fair value						4,072
Purchased Distressed Loans						117
Total	\$ 311	\$ 66	\$ 377	\$ 1,908	\$ 265,167	\$ 271,641

- (1) Corporate loans that are 90 days past due are generally classified as non-accrual. Corporate loans are considered past due when principal or interest is contractually due but unpaid.
- (2) Citi generally does not manage corporate loans on a delinquency basis. Non-accrual loans generally include those loans that are ≥ 90 days past due or those loans for which Citi believes, based on actual experience and a forward-looking assessment of the collectability of the loan in full, that the payment of interest or principal is doubtful.
- (3) Corporate loans are past due when principal or interest is contractually due but unpaid. Loans less than 30 days past due are presented as current.
- (4) Total loans include loans at fair value, which are not included in the various delinquency columns.

Citigroup has a risk management process to monitor, evaluate and manage the principal risks associated with its corporate loan portfolio. As part of its risk management process, Citi assigns numeric risk ratings to its corporate loan facilities based on quantitative and qualitative assessments of the obligor and facility. These risk ratings are reviewed at least annually or more often if material events related to the obligor or facility warrant. Factors considered in assigning the risk ratings include financial condition of the obligor, qualitative assessment of management and strategy, amount and sources of repayment, amount and type of collateral and guarantee arrangements, amount and type of any contingencies associated with the obligor, and the obligor's industry and geography.

The obligor risk ratings are defined by ranges of default probabilities. The facility risk ratings are defined by ranges of loss norms, which are the product of the probability of default and the loss given default. The investment grade rating categories are similar to the category BBB-/Baa3 and above as defined by S&P and Moody's. Loans classified according to the bank regulatory definitions as special mention, substandard and doubtful will have risk ratings within the non-investment grade categories.

Corporate Loans Credit Quality Indicators at December 31, 2014 and December 31, 2013

<i>In millions of dollars</i>	Recorded investment in loans ⁽¹⁾	
	December 31, 2014	December 31, 2013
Investment grade⁽²⁾		
Commercial and industrial	\$ 80,812	\$ 79,360
Financial institutions	56,154	49,699
Mortgage and real estate	16,068	13,178
Leases	1,669	1,600
Other	46,284	51,370
Total investment grade	\$ 200,987	\$ 195,207
Non-investment grade⁽²⁾		
<i>Accrual</i>		
Commercial and industrial	\$ 29,003	\$ 33,702
Financial institutions	11,429	12,005
Mortgage and real estate	3,587	4,205
Leases	393	385
Other	3,609	3,155
<i>Non-accrual</i>		
Commercial and industrial	575	769
Financial institutions	250	365
Mortgage and real estate	252	515
Leases	51	189
Other	55	70
Total non-investment grade	\$ 49,204	\$ 55,360
Private bank loans managed on a delinquency basis⁽²⁾	\$ 18,616	\$ 17,002
Loans at fair value	5,858	4,072
Corporate loans, net of unearned income	\$ 274,665	\$ 271,641

- (1) Recorded investment in a loan includes net deferred loan fees and costs, unamortized premium or discount, less any direct write-downs.
(2) Held-for-investment loans are accounted for on an amortized cost basis.

Corporate loans and leases identified as impaired and placed on non-accrual status are written down to the extent that principal is judged to be uncollectible. Impaired collateral-dependent loans and leases, where repayment is expected to be provided solely by the sale of the underlying

collateral and there are no other available and reliable sources of repayment, are written down to the lower of cost or collateral value, less cost to sell. Cash-basis loans are returned to an accrual status when all contractual principal and interest amounts are reasonably assured of repayment and there is a sustained period of repayment performance, generally six months, in accordance with the contractual terms of the loan.

The following tables present non-accrual loan information by corporate loan type at December 31, 2014 and December 31, 2013 and interest income recognized on non-accrual corporate loans for the years ended December 31, 2014 and 2013, respectively:

Non-Accrual Corporate Loans

At and for the year ended December 31, 2014					
<i>In millions of dollars</i>	Recorded investment ⁽¹⁾	Unpaid principal balance	Related specific allowance	Average carrying value ⁽²⁾	Interest income recognized ⁽³⁾
Non-accrual corporate loans					
Commercial and industrial	\$ 575	\$ 863	\$ 155	\$ 658	\$ 32
Financial institutions	250	262	7	278	4
Mortgage and real estate	252	287	24	263	8
Lease financing	51	53	29	85	—
Other	55	68	21	60	3
Total non-accrual corporate loans	\$ 1,183	\$ 1,533	\$ 236	\$ 1,344	\$ 47

At and for the year ended December 31, 2013					
<i>In millions of dollars</i>	Recorded investment ⁽¹⁾	Unpaid principal balance	Related specific allowance	Average carrying value ⁽²⁾	Interest income recognized ⁽³⁾
Non-accrual corporate loans					
Commercial and industrial	\$ 769	\$ 1,074	\$ 79	\$ 967	\$ 30
Financial institutions	365	382	3	378	9
Mortgage and real estate	515	651	35	585	3
Lease financing	189	190	131	189	—
Other	70	216	20	64	1
Total non-accrual corporate loans	\$ 1,908	\$ 2,513	\$ 268	\$ 2,183	\$ 43

	December 31, 2014		December 31, 2013	
	Recorded investment ⁽¹⁾	Related specific allowance	Recorded investment ⁽¹⁾	Related specific allowance
<i>In millions of dollars</i>				
Non-accrual corporate loans with valuation allowances				
Commercial and industrial	\$ 224	\$ 155	\$ 401	\$ 79
Financial institutions	37	7	24	3
Mortgage and real estate	70	24	253	35
Lease financing	47	29	186	131
Other	55	21	61	20
Total non-accrual corporate loans with specific allowance	\$ 433	\$ 236	\$ 925	\$ 268
Non-accrual corporate loans without specific allowance				
Commercial and industrial	\$ 351		\$ 368	
Financial institutions	213		341	
Mortgage and real estate	182		262	
Lease financing	4		3	
Other	—		9	
Total non-accrual corporate loans without specific allowance	\$ 750	N/A	\$ 983	N/A

(1) Recorded investment in a loan includes net deferred loan fees and costs, unamortized premium or discount, less any direct write-downs.

(2) Average carrying value represents the average recorded investment balance and does not include related specific allowance.

(3) Interest income recognized for the year ended December 31, 2012 was \$98 million.

N/A Not Applicable

Corporate Troubled Debt Restructurings

The following table presents corporate TDR activity at and for the year ended December 31, 2014.

<i>In millions of dollars</i>	Carrying Value	TDRs involving changes in the amount and/or timing of principal payments ⁽¹⁾	TDRs involving changes in the amount and/or timing of interest payments ⁽²⁾	TDRs involving changes in the amount and/or timing of both principal and interest payments
Commercial and industrial	\$ 48	\$ 30	\$ 17	1
Financial institutions	—	—	—	—
Mortgage and real estate	8	5	1	2
Other	—	—	—	—
Total	\$ 56	\$ 35	\$ 18	3

(1) TDRs involving changes in the amount or timing of principal payments may involve principal forgiveness or deferral of periodic and/or final principal payments. Because forgiveness of principal is rare for commercial loans, modifications typically have little to no impact on the loans' projected cash flows and thus little to no impact on the allowance established for the loan. Charge-offs for amounts deemed uncollectable may be recorded at the time of the restructuring or may have already been recorded in prior periods such that no charge-off is required at the time of the modification.

(2) TDRs involving changes in the amount or timing of interest payments may involve a below-market interest rate.

The following table presents corporate TDR activity at and for the year ended December 31, 2013.

<i>In millions of dollars</i>	Carrying Value	TDRs involving changes in the amount and/or timing of principal payments ⁽¹⁾	TDRs involving changes in the amount and/or timing of interest payments ⁽²⁾	TDRs involving changes in the amount and/or timing of both principal and interest payments
Commercial and industrial	\$ 130	\$ 55	\$ 58	\$ 17
Financial institutions	—	—	—	—
Mortgage and real estate	34	19	14	1
Other	5	—	—	5
Total	\$ 169	\$ 74	\$ 72	\$ 23

- (1) TDRs involving changes in the amount or timing of principal payments may involve principal forgiveness or deferral of periodic and/or final principal payments. Because forgiveness of principal is rare for commercial loans, modifications typically have little to no impact on the loans' projected cash flows and thus little to no impact on the allowance established for the loan. Charge-offs for amounts deemed uncollectable may be recorded at the time of the restructuring or may have already been recorded in prior periods such that no charge-off is required at the time of the modification.
- (2) TDRs involving changes in the amount or timing of interest payments may involve a below-market interest rate.

The following table presents total corporate loans modified in a TDR at December 31, 2014 and 2013, as well as those TDRs that defaulted during the three months ended December 31, 2014 and 2013 and for which the payment default occurred within one year of a permanent modification. Default is defined as 60 days past due, except for classifiably managed commercial markets loans, where default is defined as 90 days past due.

<i>In millions of dollars</i>	TDR balances at December 31, 2014	TDR loans in payment default during the year ended December 31, 2014	TDR balances at December 31, 2013	TDR loans in payment default during the year ended December 31, 2013
Commercial and industrial	\$ 117	\$ —	\$ 197	\$ 27
Loans to financial institutions	—	—	14	—
Mortgage and real estate	107	—	161	17
Other	355	—	422	—
Total	\$ 579	\$ —	\$ 794	\$ 44

Purchased Distressed Loans

Included in the corporate and consumer loans outstanding tables above are purchased distressed loans, which are loans that have evidenced significant credit deterioration subsequent to origination but prior to acquisition by Citigroup. In accordance with SOP 03-3 (codified as ASC 310-30), the difference between the total expected cash flows for these loans and the initial recorded investment is recognized in income over the life of the loans using a level yield. Accordingly, these loans have been excluded from the impaired loan table information presented above. In addition, per SOP 03-3, subsequent decreases in the expected cash flows for a purchased distressed loan require a build of an

allowance so the loan retains its level yield. However, increases in the expected cash flows are first recognized as a reduction of any previously established allowance and then recognized as income prospectively over the remaining life of the loan by increasing the loan's level yield. Where the expected cash flows cannot be reliably estimated, the purchased distressed loan is accounted for under the cost recovery method. The carrying amount of the Company's purchased distressed loan portfolio was \$361 million and \$590 million, net of an allowance of \$60 million and \$113 million, at December 31, 2014 and 2013, respectively.

The changes in the accretable yield, related allowance and carrying amount net of accretable yield for 2014 and 2013 are as follows:

<i>In millions of dollars</i>		Accretable yield		Carrying amount of loan receivable		Allowance
Balance at December 31, 2012	\$	22	\$	537	\$	98
Purchases ⁽¹⁾	\$	46	\$	405	\$	—
Disposals/payments received		(5)		(199)		(8)
Accretion		(10)		10		—
Builds (reductions) to the allowance		22		—		25
Increase to expected cash flows		3		—		—
FX/other		—		(50)		(2)
Balance at December 31, 2013 ⁽²⁾	\$	78	\$	703	\$	113
Purchases ⁽¹⁾	\$	1	\$	46	\$	—
Disposals/payments received		(6)		(307)		(15)
Accretion		(24)		24		—
Builds (reductions) to the allowance		(36)		—		(27)
Increase to expected cash flows		23		—		—
FX/other		(9)		(45)		(11)
Balance at December 31, 2014 ⁽²⁾	\$	27	\$	421	\$	60

(1) The balance reported in the column "Carrying amount of loan receivable" consists of \$46 million and \$405 million in 2014 and 2013, respectively, of purchased loans accounted for under the level-yield method. No purchased loans were accounted for under the cost-recovery method. These balances represent the fair value of these loans at their acquisition date. The related total expected cash flows for the level-yield loans at their acquisition dates were \$46 million and \$451 million in 2014 and 2013, respectively.

(2) The balance reported in the column "Carrying amount of loan receivable" consists of \$413 million and \$691 million of loans accounted for under the level-yield method and \$8 million and \$12 million accounted for under the cost-recovery method in 2014 and 2013, respectively.

16. ALLOWANCE FOR CREDIT LOSSES

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013	2012
Allowance for loan losses at beginning of period	\$ 19,648	\$ 25,455	\$ 30,115
Gross credit losses	(11,108)	(12,769)	(17,005)
Gross recoveries ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	2,135	2,306	2,774
Net credit losses (NCLs)	\$ (8,973)	\$ (10,463)	\$ (14,231)
NCLs	8,973	10,463	14,231
Net reserve releases	(1,879)	(1,961)	(1,908)
Net specific reserve releases	(266)	(898)	(1,865)
Total provision for credit losses	\$ 6,828	\$ 7,604	\$ 10,458
Other, net ⁽⁴⁾	(1,509)	(2,948)	(887)
Allowance for loan losses at end of period	\$ 15,994	\$ 19,648	\$ 25,455
Allowance for credit losses on unfunded lending commitments at beginning of period ⁽⁵⁾	\$ 1,229	\$ 1,119	\$ 1,136
Provision (release) for unfunded lending commitments	(162)	80	(16)
Other, net	(4)	30	(1)
Allowance for credit losses on unfunded lending commitments at end of period ⁽⁵⁾	\$ 1,063	\$ 1,229	\$ 1,119
Total allowance for loans, leases, and unfunded lending commitments	\$ 17,057	\$ 20,877	\$ 26,574

- (1) Recoveries have been reduced by certain collection costs that are incurred only if collection efforts are successful.
- (2) 2012 includes approximately \$635 million of incremental charge-offs related to OCC guidance issued in the third quarter of 2012 (see Note 1 to the Consolidated Financial Statements). There was a corresponding approximately \$600 million release in the third quarter of 2012 allowance for loan losses related to these charge-offs. 2012 also includes a benefit to charge-offs of approximately \$40 million related to finalizing the impact of this OCC guidance in the fourth quarter of 2012.
- (3) 2012 includes approximately \$370 million of incremental charge-offs related to previously deferred principal balances on modified loans in the first quarter of 2012. These charge-offs were related to anticipated forgiveness of principal in connection with the national mortgage settlement. There was a corresponding approximately \$350 million reserve release in the first quarter of 2012 related to these charge-offs.
- (4) 2014 includes reductions of approximately \$1.1 billion related to the sale or transfer to held-for-sale (HFS) of various loan portfolios, which includes approximately \$411 million related to the transfer of various real estate loan portfolios to HFS, approximately \$204 million related to the transfer to HFS of a business in Greece, approximately \$177 million related to the transfer to HFS of a business in Spain, approximately \$29 million related to the transfer to HFS of a business in Honduras, and approximately \$108 million related to the transfer to HFS of various EMEA loan portfolios. Additionally, 2014 includes a reduction of approximately \$463 million related to foreign currency translation. 2013 includes reductions of approximately \$2.4 billion related to the sale or transfer to held-for-sale of various loan portfolios, which includes approximately \$360 million related to the sale of Credicard and approximately \$255 million related to a transfer to held-for-sale of a loan portfolio in Greece, approximately \$230 million related to a non-provision transfer of reserves associated with deferred interest to other assets which includes deferred interest and approximately \$220 million related to foreign currency translation. 2012 includes reductions of approximately \$875 million related to the sale or transfer to held-for-sale of various U.S. loan portfolios.
- (5) Represents additional credit loss reserves for unfunded lending commitments and letters of credit recorded in *Other liabilities* on the Consolidated Balance Sheet.

Allowance for Credit Losses and Investment in Loans at December 31, 2014

<i>In millions of dollars</i>	Corporate	Consumer	Total
Allowance for loan losses at beginning of period	\$ 2,584	\$ 17,064	\$ 19,648
Charge-offs	(427)	(10,681)	(11,108)
Recoveries	139	1,996	2,135
Replenishment of net charge-offs	288	8,685	8,973
Net reserve releases	(133)	(1,746)	(1,879)
Net specific reserve releases	(20)	(246)	(266)
Other	(42)	(1,467)	(1,509)
Ending balance	\$ 2,389	\$ 13,605	\$ 15,994
Allowance for loan losses			
Determined in accordance with ASC 450	\$ 2,110	\$ 9,673	\$ 11,783
Determined in accordance with ASC 310-10-35	235	3,917	4,152
Determined in accordance with ASC 310-30	44	15	59
Total allowance for loan losses	\$ 2,389	\$ 13,605	\$ 15,994
Loans, net of unearned income			
Loans collectively evaluated for impairment in accordance with ASC 450	\$ 267,271	\$ 350,199	\$ 617,470
Loans individually evaluated for impairment in accordance with ASC 310-10-35	1,485	19,358	20,843
Loans acquired with deteriorated credit quality in accordance with ASC 310-30	51	370	421
Loans held at fair value	5,858	43	5,901
Total loans, net of unearned income	\$ 274,665	\$ 369,970	\$ 644,635

Allowance for Credit Losses and Investment in Loans at December 31, 2013

<i>In millions of dollars</i>	Corporate	Consumer	Total
Allowance for loan losses at beginning of period	\$ 2,776	\$ 22,679	\$ 25,455
Charge-offs	(369)	(12,400)	(12,769)
Recoveries	168	2,138	2,306
Replenishment of net charge-offs	201	10,262	10,463
Net reserve releases	(199)	(1,762)	(1,961)
Net specific reserve releases	(1)	(897)	(898)
Other	8	(2,956)	(2,948)
Ending balance	\$ 2,584	\$ 17,064	\$ 19,648
Allowance for loan losses			
Determined in accordance with ASC 450	\$ 2,232	\$ 12,402	\$ 14,634
Determined in accordance with ASC 310-10-35	268	4,633	4,901
Determined in accordance with ASC 310-30	84	29	113
Total allowance for loan losses	\$ 2,584	\$ 17,064	\$ 19,648
Loans, net of unearned income			
Loans collectively evaluated for impairment in accordance with ASC 450	\$ 265,230	\$ 368,449	\$ 633,679
Loans individually evaluated for impairment in accordance with ASC 310-10-35	2,222	23,793	26,015
Loans acquired with deteriorated credit quality in accordance with ASC 310-30	117	632	749
Loans held at fair value	4,072	957	5,029
Total loans, net of unearned income	\$ 271,641	\$ 393,831	\$ 665,472

Allowance for Credit Losses at December 31, 2012

<i>In millions of dollars</i>	Corporate	Consumer	Total
Allowance for loan losses at beginning of period	\$ 2,879	\$ 27,236	\$ 30,115
Charge-offs	(640)	(16,365)	(17,005)
Recoveries	417	2,357	2,774
Replenishment of net charge-offs	223	14,008	14,231
Net reserve build (releases)	2	(1,910)	(1,908)
Net specific reserve releases	(138)	(1,727)	(1,865)
Other	33	(920)	(887)
Ending balance	\$ 2,776	\$ 22,679	\$ 25,455

17. GOODWILL AND INTANGIBLE ASSETS

Goodwill

The changes in *Goodwill* during 2014 and 2013 were as follows:

In millions of dollars

Balance at December 31, 2012	\$	25,673
Foreign exchange translation	\$	(577)
Smaller acquisitions/divestitures, purchase accounting adjustments and other		(25)
Sale of Brazil Credicard		(62)
Balance at December 31, 2013	\$	25,009
Foreign exchange translation and other	\$	(1,214)
Smaller acquisitions/divestitures, purchase accounting adjustments and other		(203)
Balance at December 31, 2014	\$	23,592

The changes in *Goodwill* by segment during 2014 and 2013 were as follows:

<i>In millions of dollars</i>	Global Consumer Banking	Institutional Clients Group	Citi Holdings	Total
Balance at December 31, 2012	\$ 14,539	\$ 10,981	\$ 153	\$ 25,673
Goodwill disposed of during 2013 ⁽¹⁾	\$ (82)	\$ —	\$ —	\$ (82)
Other ⁽²⁾	(472)	(113)	3	(582)
Balance at December 31, 2013	\$ 13,985	\$ 10,868	\$ 156	\$ 25,009
Goodwill disposed of during 2014 ⁽³⁾	\$ (86)	\$ (1)	\$ (116)	\$ (203)
Other ⁽²⁾	(505)	(711)	2	(1,214)
Intersegment transfers in/(out) ⁽⁴⁾	\$ (177)	\$ —	\$ 177	\$ —
Balance at December 31, 2014	\$ 13,217	\$ 10,156	\$ 219	\$ 23,592

(1) Primarily related to the sale of Credicard. See Note 2 to the Consolidated Financial Statements.

(2) Other changes in *Goodwill* primarily reflect foreign exchange effects on non-dollar-denominated goodwill and purchase accounting adjustments.

(3) Primarily related to the sale of the Spain consumer operations and the agreement to sell the Japan retail banking business. See Note 2 to the Consolidated Financial Statements.

(4) Primarily related to the transfers of businesses from Global Consumer Banking to Citi Holdings effective January 1, 2015. See Note 3 to the Consolidated Financial Statements.

Goodwill impairment testing is performed at the level below the business segments (referred to as a reporting unit). The Company performed its annual goodwill impairment test as of July 1, 2014 resulting in no impairment for any of the reporting units. The reporting unit structure in 2014 was the same as the reporting unit structure in 2013, except for the effect of the *ICG* reorganization during the first quarter of 2014 noted below and the sale involving the Citi Holdings—*Cards* reporting unit during the third quarter of 2014.

Effective January 1, 2014, the businesses within the legacy *ICG* reporting units, *Securities and Banking* and *Transaction Services*, were realigned and aggregated as *Banking and Markets* and *securities services (Markets)*. An interim goodwill impairment test was performed on the impacted reporting units as of January 1, 2014, resulting in no impairment. Subsequent to January 1, 2014, goodwill was allocated to disposals and tested for impairment under *Banking and Markets*. Furthermore, on September 22, 2014,

Citi sold its consumer operations in Spain, which included the Citi Holdings—*Cards* reporting unit. As a result, 100% of the Citi Holdings—*Cards* goodwill balance was allocated to the sale. No other interim goodwill impairment tests were performed during 2014, other than the test performed related to the *ICG* reorganization discussed above.

No goodwill was deemed impaired in 2014, 2013 and 2012.

During the fourth quarter of 2014, Citi announced its intention to exit its consumer businesses in 11 markets in *Latin America, Asia* and *EMEA*, as well as its consumer finance business in Korea. Citi also announced its intention to exit several non-core transactions businesses within *ICG*. Effective January 1, 2015, these businesses were transferred to Citi Holdings and aggregated to five new reporting units: Citi Holdings—*Consumer EMEA*, Citi Holdings—*Consumer Latin America*, Citi Holdings—*Consumer Japan*, Citi Holdings—*Consumer Finance South Korea*, and Citi Holdings—*ICG*. Goodwill balances associated with the

transfers were allocated to each of the component businesses based on their relative fair values to the legacy reporting units.

As required by ASC 350, a goodwill impairment test was performed as of January 1, 2015 under the legacy and new reporting structures. The test resulted in full impairment of the new *Citi Holdings—Consumer Finance South Korea* reporting unit's \$16 million goodwill, which was recorded as an operating expense in the first quarter of 2015.

There were no other triggering events during the first quarter of 2015 and therefore no additional goodwill impairment test was performed. The fair values of the Company's reporting units as of July 1, 2014 and January 1, 2015, substantially exceeded their carrying values and did not indicate a risk of impairment based on current valuations, with the exception of the *Citi Holdings—Consumer EMEA* reporting unit.

While there was no indication of impairment, goodwill present in *Citi Holdings—Consumer EMEA* reporting unit may be particularly sensitive to further deterioration in economic conditions. The fair value as a percentage of allocated book value as of the January 1, 2015 test for *Citi Holdings—Consumer EMEA* reporting unit was 107%.

The following table shows the goodwill balances for each reporting unit under the new reporting structures effective January 1, 2015, as if they were already in existence at December 31, 2014. The fair value as a percentage of allocated book value is based on the most recent impairment test.

In millions of dollars

Reporting Unit ⁽¹⁾	Fair Value as a % of allocated book value	Goodwill
<i>North America Global Consumer Banking</i>	260% \$	6,756
<i>EMEA Global Consumer Banking</i>	188	309
<i>Asia Global Consumer Banking</i>	279	4,627
<i>Latin America Global Consumer Banking</i>	221	1,525
<i>Banking</i>	404	3,481
<i>Markets and Securities Services</i>	200	6,675
<i>Latin America Retirement Services</i>	193	42
<i>Citi Holdings—Consumer EMEA</i>	107	23
<i>Citi Holdings—Consumer Japan</i>	191	61
<i>Citi Holdings—Consumer Finance of South Korea⁽²⁾</i>	46	16
<i>Citi Holdings—Consumer Latin America</i>	151	77
Total		\$ 23,592

(1) *Citi Holdings—Other* and *Citi Holdings—ICG* are excluded from the table as there is no goodwill allocated to them.

(2) *Citi Holdings—Consumer Finance of South Korea's* allocated goodwill was fully-impaired as of January 1, 2015.

Intangible Assets

The components of intangible assets as of December 31, 2014 and December 31, 2013 were as follows:

	December 31, 2014			December 31, 2013		
	Gross carrying amount	Accumulated amortization	Net carrying amount	Gross carrying amount	Accumulated amortization	Net carrying amount
<i>In millions of dollars</i>						
Purchased credit card relationships	\$ 7,626	\$ 6,294	\$ 1,332	\$ 7,552	\$ 6,006	\$ 1,546
Core deposit intangibles	1,153	1,021	132	1,255	1,052	203
Other customer relationships	579	331	248	675	389	286
Present value of future profits	233	154	79	238	146	92
Indefinite-lived intangible assets	290	—	290	323	—	323
Other ⁽¹⁾	5,217	2,732	2,485	5,073	2,467	2,606
Intangible assets (excluding MSRs)	\$ 15,098	\$ 10,532	\$ 4,566	\$ 15,116	\$ 10,060	\$ 5,056
Mortgage servicing rights (MSRs) ⁽²⁾	1,845	—	1,845	2,718	—	2,718
Total intangible assets	\$ 16,943	\$ 10,532	\$ 6,411	\$ 17,834	\$ 10,060	\$ 7,774

(1) Includes contract-related intangible assets.

(2) For additional information on Citi's MSRs, including the roll-forward from 2013 to 2014, see Note 22 to the Consolidated Financial Statements.

Intangible assets amortization expense was \$756 million, \$808 million and \$856 million for 2014, 2013 and 2012, respectively. Intangible assets amortization expense is estimated to be \$659 million in 2015, \$634 million in 2016, \$938 million in 2017, \$411 million in 2018 and \$368 million in 2019.

The changes in intangible assets during the 12 months ended December 31, 2014 were as follows:

	Net carrying amount at					Net carrying amount at
	December 31, 2013	Acquisitions/ divestitures	Amortization	Impairments	FX and other ⁽¹⁾	December 31, 2014
<i>In millions of dollars</i>						
Purchased credit card relationships	\$ 1,546	\$ 110	\$ (324)	\$ —	\$ —	\$ 1,332
Core deposit intangibles	203	(6)	(59)	—	(6)	132
Other customer relationships	286	14	(28)	—	(24)	248
Present value of future profits	92	—	(12)	—	(1)	79
Indefinite-lived intangible assets	323	(2)	—	—	(31)	290
Other	2,606	157	(333)	(2)	57	2,485
Intangible assets (excluding MSRs)	\$ 5,056	\$ 273	\$ (756)	\$ (2)	\$ (5)	\$ 4,566
Mortgage servicing rights (MSRs) ⁽²⁾	2,718					1,845
Total intangible assets	\$ 7,774					\$ 6,411

(1) Includes foreign exchange translation and purchase accounting adjustments.

(2) For additional information on Citi's MSRs, including the roll-forward from 2013 to 2014, see Note 22 to the Consolidated Financial Statements.

18. DEBT

Short-Term Borrowings

In millions of dollars	2014		2013	
	Balance	Weighted average coupon	Balance	Weighted average coupon
Commercial paper				
Significant Citibank entities ⁽¹⁾	\$ 16,085	0.22%	\$ 17,677	0.25%
Parent ⁽²⁾	70	0.95	201	1.11
Total Commercial paper	\$ 16,155	0.23%	\$ 17,878	0.26%
Other borrowings⁽³⁾	\$ 42,180	0.53%	\$ 41,066	0.87%
Total	\$ 58,335		\$ 58,944	

- (1) Significant Citibank Entities consist of Citibank, N.A. units domiciled in the U.S., Western Europe, Hong Kong and Singapore.
- (2) Parent includes the parent holding company (Citigroup Inc.) and Citi's broker-dealer subsidiaries that are consolidated into Citigroup.
- (3) Includes borrowings from the Federal Home Loan Banks and other market participants. At both December 31, 2014 and December 31, 2013, collateralized short-term advances from the Federal Home Loan Banks were \$11.2 billion.

Borrowings under bank lines of credit may be at interest rates based on LIBOR, CD rates, the prime rate or bids submitted by the banks. Citigroup pays commitment fees for its lines of credit.

Some of Citigroup's non-bank subsidiaries have credit facilities with Citigroup's subsidiary depository institutions, including Citibank, N.A. Borrowings under these facilities are secured in accordance with Section 23A of the Federal Reserve Act.

Citigroup Global Markets Holdings Inc. (CGMHI) has borrowing agreements consisting of facilities that CGMHI has been advised are available, but where no contractual lending obligation exists. These arrangements are reviewed on an ongoing basis to ensure flexibility in meeting CGMHI's short-term requirements.

Long-Term Debt

			Balances at December 31,	
<i>In millions of dollars</i>	Weighted average coupon	Maturities	2014	2013
Citigroup Inc.⁽¹⁾				
Senior debt	3.85%	2015-2098	\$122,323	\$124,857
Subordinated debt ⁽²⁾	4.48	2015-2044	25,464	28,039
Trust preferred securities	6.90	2036-2067	1,725	3,908
Bank⁽³⁾				
Senior debt	1.74	2015-2038	65,146	56,039
Subordinated debt ⁽²⁾	—	—	—	418
Broker-dealer⁽⁴⁾				
Senior debt	4.06	2015-2039	8,399	7,831
Subordinated debt ⁽²⁾	2.07	2016-2037	23	24
Total⁽⁵⁾	3.34%		\$223,080	\$221,116
Senior debt			\$195,868	\$188,727
Subordinated debt ⁽²⁾			25,487	28,481
Trust preferred securities			1,725	3,908
Total			\$223,080	\$221,116

- (1) Parent holding company, Citigroup Inc.
- (2) Includes notes that are subordinated within certain countries, regions or subsidiaries.
- (3) Represents the Significant Citibank Entities as well as other Citibank and Banamex entities. At December 31, 2014 and December 31, 2013, collateralized long-term advances from the Federal Home Loan Banks were \$19.8 billion and \$14.0 billion, respectively.
- (4) Represents broker-dealer subsidiaries that are consolidated into Citigroup Inc., the parent holding company.
- (5) Includes senior notes with carrying values of \$87 million issued to outstanding Safety First Trusts at December 31, 2013. As of December 31, 2014, no amounts were outstanding to these trusts.

The Company issues both fixed and variable rate debt in a range of currencies. It uses derivative contracts, primarily interest rate swaps, to effectively convert a portion of its fixed rate debt to variable rate debt and variable rate debt to fixed rate debt. The maturity structure of the derivatives generally corresponds to the maturity structure of the debt being hedged. In addition, the Company uses other derivative contracts to manage the foreign exchange impact of certain debt issuances. At December 31, 2014, the Company's overall weighted average interest rate for long-term debt was 3.34% on a contractual basis and 2.48% including the effects of derivative contracts.

Aggregate annual maturities of long-term debt obligations (based on final maturity dates) including trust preferred securities are as follows:

<i>In millions of dollars</i>		2015	2016	2017	2018	2019	Thereafter	Total
Bank	\$	14,459	\$ 21,248	\$ 14,190	\$ 9,128	\$ 2,146	\$ 3,975	\$ 65,146
Broker-dealer		760	708	210	141	1,725	4,878	8,422
Citigroup Inc.		15,851	20,172	25,849	12,748	18,246	56,646	149,512
Total	\$	31,070	\$ 42,128	\$ 40,249	\$ 22,017	\$ 22,117	\$ 65,499	\$ 223,080

The following table summarizes the Company's outstanding trust preferred securities at December 31, 2014:

Trust	Issuance date	Securities issued	Liquidation value ⁽¹⁾	Coupon rate ⁽²⁾	Common shares issued to parent	Junior subordinated debentures owned by trust		
						Amount	Maturity	Redeemable by issuer beginning
In millions of dollars, except share amounts								
Citigroup Capital III	Dec. 1996	194,053	\$ 194	7.625%	6,003	\$ 200	Dec. 1, 2036	Not redeemable
Citigroup Capital XIII	Sept. 2010	89,840,000	2,246	7.875	1,000	2,246	Oct. 30, 2040	Oct. 30, 2015
Citigroup Capital XVIII	Jun. 2007	99,901	156	6.829	50	156	June 28, 2067	June 28, 2017
Total obligated			\$ 2,596			\$ 2,602		

Note: Distributions on the trust preferred securities and interest on the subordinated debentures are payable semiannually for Citigroup Capital III and Citigroup Capital XVIII and quarterly for Citigroup Capital XIII.

(1) Represents the notional value received by investors from the trusts at the time of issuance.

(2) In each case, the coupon rate on the subordinated debentures is the same as that on the trust preferred securities.

**19. REGULATORY CAPITAL AND CITIGROUP INC.
PARENT COMPANY INFORMATION**

Citigroup is subject to risk-based capital and leverage guidelines issued by the Federal Reserve Board. Citi's U.S. insured depository institution subsidiaries, including Citibank, N.A., are subject to similar guidelines issued by their respective primary federal bank regulatory agencies. These guidelines are used to evaluate capital adequacy and include the required minimums shown in the following table. The regulatory agencies are required by law to take specific prompt actions with respect to institutions that do not meet minimum capital standards.

The following table sets forth Citigroup's and Citibank, N.A.'s regulatory capital tiers, risk-weighted assets, quarterly adjusted average total assets, and capital ratios as of December 31, 2014 in accordance with current regulatory standards (reflecting Basel III Transition Arrangements):

<i>In millions of dollars, except ratios</i>	Stated minimum	Well capitalized minimum	Citigroup⁽¹⁾	Citibank, N.A.⁽¹⁾
Common Equity Tier 1 Capital			\$ 166,663	\$ 128,262
Tier 1 Capital			166,663	128,262
Total Capital ⁽²⁾			184,959	139,246
Risk-weighted assets			1,274,672	945,407
Quarterly adjusted average total assets ⁽³⁾			1,849,325	1,366,910
Common Equity Tier 1 Capital ratio	4.0%	N/A	13.07%	13.57%
Tier 1 Capital ratio	5.5	6.0%	13.07	13.57
Total Capital ratio	8.0	10.0	14.51	14.73
Tier 1 Leverage ratio	4.0	5.0 ⁽⁴⁾	9.01	9.38

(1) As of December 31, 2014, Citigroup's and Citibank, N.A.'s reportable Common Equity Tier 1 Capital, Tier 1 Capital, and Total Capital ratios were the lower derived under the Basel III Advanced Approaches framework.

(2) Total Capital includes Tier 1 Capital and Tier 2 Capital.

(3) Tier 1 Leverage ratio denominator.

(4) Applicable only to depository institutions.

N/A Not Applicable

As indicated in the table above, Citigroup and Citibank, N.A. were well capitalized under the current federal bank regulatory definitions as of December 31, 2014.

Banking Subsidiaries—Constraints on Dividends

There are various legal limitations on the ability of Citigroup's subsidiary depository institutions to extend credit, pay dividends or otherwise supply funds to Citigroup and its non-bank subsidiaries. The approval of the Office of the Comptroller of the Currency is required if total dividends declared in any calendar year exceed amounts specified by the applicable agency's regulations. State-chartered depository institutions are subject to dividend limitations imposed by applicable state law.

In determining the dividends, each depository institution must also consider its effect on applicable risk-based capital and leverage ratio requirements, as well as policy statements of the federal regulatory agencies that indicate that banking organizations should generally pay dividends out of current operating earnings. Citigroup received \$8.9 billion and \$12.2 billion in dividends from Citibank, N.A. during 2014 and 2013, respectively.

Non-Banking Subsidiaries

Citigroup also receives dividends from its non-bank subsidiaries. These non-bank subsidiaries are generally not subject to regulatory restrictions on dividends, although their ability to declare dividends can be restricted by capital considerations, as set forth in the table below.

In millions of dollars

Subsidiary	Jurisdiction	Net capital or equivalent	Excess over minimum requirement
Citigroup Global Markets Inc.	U.S. Securities and Exchange Commission Uniform Net Capital Rule (Rule 15c3-1)	\$ 5,521	\$ 4,376
Citigroup Global Markets Limited	United Kingdom's Prudential Regulatory Authority (PRA)	\$ 7,162	\$ 2,482

[前へ](#)

[次へ](#)

Citigroup Inc. Parent Company Only Income Statement and Statement of Comprehensive Income

<i>In millions of dollars</i>	Years ended December 31,		
	2014	2013	2012
Revenues			
Interest revenue	\$ 3,121	\$ 3,234	\$ 3,384
Interest expense	4,437	5,559	6,573
Net interest expense	\$ (1,316)	\$ (2,325)	\$ (3,189)
Dividends from subsidiaries	8,900	13,044	20,780
Non-interest revenue	247	139	613
Total revenues, net of interest expense	\$ 7,831	\$ 10,858	\$ 18,204
Total operating expenses	\$ 1,980	\$ 851	\$ 1,497
Income before taxes and equity in undistributed income of subsidiaries	\$ 5,851	\$ 10,007	\$ 16,707
Benefit for income taxes	(643)	(1,637)	(2,062)
Equity in undistributed income (loss) of subsidiaries	816	2,015	(11,278)
Parent company's net income	\$ 7,310	\$ 13,659	\$ 7,491
Comprehensive income			
Parent company's net income	\$ 7,310	\$ 13,659	\$ 7,491
Other comprehensive income (loss)	(4,083)	(2,237)	892
Parent company's comprehensive income	\$ 3,227	\$ 11,422	\$ 8,383

Citigroup Inc. Parent Company Only Balance Sheet

<i>In millions of dollars</i>	Years ended December 31,	
	2014	2013
Assets		
Cash and due from banks	\$ 125	\$ 233
Trading account assets	604	184
Investments	830	1,032
Advances to subsidiaries	77,951	83,110
Investments in subsidiaries	211,353	203,739
Other assets ⁽¹⁾	110,559	105,823
Total assets	\$ 401,422	\$ 394,121
Liabilities		
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	\$ 185	\$ 185
Trading account liabilities	762	165
Short-term borrowings	1,075	382
Long-term debt	149,512	156,804
Advances from subsidiaries other than banks	27,430	24,181
Other liabilities	12,273	8,412
Total liabilities	\$ 191,237	\$ 190,129
Total equity	210,185	203,992
Total liabilities and equity	\$ 401,422	\$ 394,121

- (1) Other assets included \$42.7 billion of placements to Citibank, N.A. and its branches at December 31, 2014, of which \$33.9 billion had a remaining term of less than 30 days. Other assets at December 31, 2013 included \$43.3 billion of placements to Citibank, N.A. and its branches, of which \$33.6 billion had a remaining term of less than 30 days.

Citigroup Inc. Parent Company Only Cash Flows Statement

<i>In millions of dollars</i>	Years ended December 31,		
	2014	2013	2012
Net cash provided by (used in) operating activities of continuing operations	\$ 5,940	\$ (7,881)	\$ 1,598
Cash flows from investing activities of continuing operations			
Purchases of investments	\$ —	\$ —	\$ (5,701)
Proceeds from sales of investments	41	385	37,056
Proceeds from maturities of investments	155	233	4,286
Changes in investments and advances—intercompany	(7,986)	7,226	(397)
Other investing activities	5	4	994
Net cash provided by (used in) investing activities of continuing operations	\$ (7,785)	\$ 7,848	\$ 36,238
Cash flows from financing activities of continuing operations			
Dividends paid	\$ (633)	\$ (314)	\$ (143)
Issuance of preferred stock	3,699	4,192	2,250
Proceeds (repayments) from issuance of long-term debt—third-party, net	(3,636)	(13,426)	(33,434)
Net change in short-term borrowings and other advances—intercompany	3,297	11,402	(6,160)
Other financing activities	(990)	(1,741)	(199)
Net cash provided by (used in) financing activities of continuing operations	\$ 1,737	\$ 113	\$ (37,686)
Net increase (decrease) in cash and due from banks	\$ (108)	\$ 80	\$ 150
Cash and due from banks at beginning of period	233	153	3
Cash and due from banks at end of period	\$ 125	\$ 233	\$ 153
Supplemental disclosure of cash flow information for continuing operations			
Cash paid (received) during the year for			
Income taxes	\$ 235	\$ (71)	\$ 78
Interest	5,632	6,514	7,883

Note: With respect to the tables above, "Citigroup Inc. Parent Company Only" refers to the parent holding company Citigroup Inc., excluding consolidated subsidiaries. Citigroup Funding Inc. (CFI) was previously a first-tier subsidiary of Citigroup Inc., issuing commercial paper, medium-term notes and structured equity-linked and credit-linked notes. The debt of CFI was guaranteed by Citigroup Inc. On December 31, 2012, CFI was merged into Citigroup Inc., the parent holding company.

20. CHANGES IN ACCUMULATED OTHER COMPREHENSIVE INCOME (LOSS)

Changes in each component of Citigroup's *Accumulated other comprehensive income (loss)* for the three years ended December 31, 2014 are as follows:

<i>In millions of dollars</i>		Net unrealized gains (losses) on investment securities	Cash flow hedges ⁽¹⁾	Benefit plans ⁽²⁾	Foreign currency translation adjustment, net of hedges (CTA) ⁽³⁾⁽⁴⁾	Accumulated other comprehensive income (loss)
Balance, December 31, 2011	\$	(35) \$	(2,820) \$	(4,282) \$	(10,651) \$	(17,788)
Change, net of taxes ⁽⁵⁾⁽⁶⁾		632	527	(988)	721	892
Balance, December 31, 2012	\$	597 \$	(2,293) \$	(5,270) \$	(9,930) \$	(16,896)
Other comprehensive income before reclassifications	\$	(1,962) \$	512 \$	1,098 \$	(2,534) \$	(2,886)
Increase (decrease) due to amounts reclassified from AOCI ⁽⁷⁾		(275)	536	183	205	649
Change, net of taxes ⁽⁷⁾	\$	(2,237) \$	1,048 \$	1,281 \$	(2,329) \$	(2,237)
Balance, December 31, 2013	\$	(1,640) \$	(1,245) \$	(3,989) \$	(12,259) \$	(19,133)
Other comprehensive income before reclassifications	\$	1,790 \$	85 \$	(1,346) \$	(4,946) \$	(4,417)
Increase (decrease) due to amounts reclassified from AOCI		(93)	251	176	—	334
Change, net of taxes	\$	1,697 \$	336 \$	(1,170) \$	(4,946) \$	(4,083)
Balance at December 31, 2014	\$	57 \$	(909) \$	(5,159) \$	(17,205) \$	(23,216)

- (1) Primarily driven by Citigroup's pay fixed/receive floating interest rate swap programs that hedge the floating rates on liabilities.
- (2) Primarily reflects adjustments based on the quarterly actuarial valuations of the Company's significant pension and postretirement plans, annual actuarial valuations of all other plans, and amortization of amounts previously recognized in other comprehensive income. Reflects the adoption of new mortality tables effective December 31, 2014 (see Note 8 to the Consolidated Financial Statements).
- (3) Primarily reflects the movements in (by order of impact) the Mexican peso, euro, Japanese yen, and Russian ruble against the U.S. dollar, and changes in related tax effects and hedges for the year ended December 31, 2014. Primarily reflects the movements in (by order of impact) the Japanese yen, Mexican peso, Australian dollar, and Indian rupee against the U.S. dollar, and changes in related tax effects and hedges for the year ended December 31, 2013. Primarily reflects the movements in (by order of impact) the Mexican peso, Japanese yen, euro, and Brazilian real against the U.S. dollar, and changes in related tax effects and hedges for the year ended December 31, 2012.
- (4) During 2014, \$137 million (\$84 million net of tax) was reclassified to reflect the allocation of foreign currency translation between net unrealized gains (losses) on investment securities to CTA.
- (5) Includes the after-tax impact of realized gains from the sales of minority investments: \$672 million from the Company's entire interest in Housing Development Finance Corporation Ltd. (HDFC); and \$421 million from the Company's entire interest in Shanghai Pudong Development Bank (SPDB).
- (6) The after-tax impact due to impairment charges and the loss related to Akbank included within the foreign currency translation adjustment, during 2012 was \$667 million (see Note 14 to the Consolidated Financial Statements).
- (7) On December 20, 2013, the sale of Credicard was completed (see Note 2 to the Consolidated Financial Statements). The total impact to the gross CTA (net CTA including hedges) was a pretax loss of \$314 million (\$205 million net of tax).

The pretax and after-tax changes in each component of *Accumulated other comprehensive income (loss)* for the three years ended December 31, 2014 are as follows:

<i>In millions of dollars</i>	Pretax	Tax effect	After-tax
Balance, December 31, 2011	\$ (25,807)	\$ 8,019	\$ (17,788)
Change in net unrealized gains (losses) on investment securities	1,001	(369)	632
Cash flow hedges	838	(311)	527
Benefit plans	(1,378)	390	(988)
Foreign currency translation adjustment	12	709	721
Change	\$ 473	\$ 419	\$ 892
Balance, December 31, 2012	\$ (25,334)	\$ 8,438	\$ (16,896)
Change in net unrealized gains (losses) on investment securities	(3,537)	1,300	(2,237)
Cash flow hedges	1,673	(625)	1,048
Benefit plans	1,979	(698)	1,281
Foreign currency translation adjustment	(2,377)	48	(2,329)
Change	\$ (2,262)	\$ 25	\$ (2,237)
Balance, December 31, 2013	\$ (27,596)	\$ 8,463	\$ (19,133)
Change in net unrealized gains (losses) on investment securities	2,704	(1,007)	1,697
Cash flow hedges	543	(207)	336
Benefit plans	(1,830)	660	(1,170)
Foreign currency translation adjustment	(4,881)	(65)	(4,946)
Change	\$ (3,464)	\$ (619)	\$ (4,083)
Balance, December 31, 2014	\$ (31,060)	\$ 7,844	\$ (23,216)

During the year ended December 31, 2014, the Company recognized a pretax loss of \$542 million (\$334 million net of tax) related to amounts reclassified out of *Accumulated other comprehensive income (loss)* into the Consolidated Statement of Income. See details in the table below:

<i>In millions of dollars</i>	Increase (decrease) in AOCI due to amounts reclassified to Consolidated Statement of Income	
	Year ended December 31, 2014	
Realized (gains) losses on sales of investments	\$	(570)
OTTI gross impairment losses		424
Subtotal, pretax	\$	(146)
Tax effect		53
Net realized (gains) losses on investment securities, after-tax⁽¹⁾	\$	(93)
Interest rate contracts	\$	260
Foreign exchange contracts		149
Subtotal, pretax	\$	409
Tax effect		(158)
Amortization of cash flow hedges, after-tax⁽²⁾	\$	251
Amortization of unrecognized		
Prior service cost (benefit)	\$	(40)
Net actuarial loss		243
Curtailment/settlement impact ⁽³⁾		76
Subtotal, pretax	\$	279
Tax effect		(103)
Amortization of benefit plans, after-tax⁽³⁾	\$	176
Foreign currency translation adjustment	\$	—
Total amounts reclassified out of AOCI, pretax	\$	542
Total tax effect		(208)
Total amounts reclassified out of AOCI, after-tax	\$	334

- (1) The pretax amount is reclassified to *Realized gains (losses) on sales of investments, net* and *Gross impairment losses* on the Consolidated Statement of Income. See Note 14 to the Consolidated Financial Statements for additional details.
- (2) See Note 23 to the Consolidated Financial Statements for additional details.
- (3) See Notes 1 and 8 to the Consolidated Financial Statements for additional details.

During the year ended December 31, 2013, the Company recognized a pretax loss of \$1,071 million (\$649 million net of tax) related to amounts reclassified out of *Accumulated other comprehensive income (loss)* into the Consolidated Statement of Income. See details in the table below:

<i>In millions of dollars</i>	Increase (decrease) in AOCI due to amounts reclassified to Consolidated Statement of Income	
	Year ended December 31, 2013	
Realized (gains) losses on sales of investments	\$	(748)
OTTI gross impairment losses		334
Subtotal, pretax	\$	(414)
Tax effect		139
Net realized (gains) losses on investment securities, after-tax⁽¹⁾	\$	(275)
Interest rate contracts	\$	700
Foreign exchange contracts		176
Subtotal, pretax	\$	876
Tax effect		(340)
Amortization of cash flow hedges, after-tax⁽²⁾	\$	536
Amortization of unrecognized		
Prior service cost (benefit)	\$	—
Net actuarial loss		271
Curtailment/settlement impact ⁽³⁾		44
Cumulative effect of change in accounting policy ⁽³⁾		(20)
Subtotal, pretax	\$	295
Tax effect		(112)
Amortization of benefit plans, after-tax⁽³⁾	\$	183
Foreign currency translation adjustment	\$	205
Total amounts reclassified out of AOCI, pretax	\$	1,071
Total tax effect		(422)
Total amounts reclassified out of AOCI, after-tax	\$	649

(1) The pretax amount is reclassified to *Realized gains (losses) on sales of investments, net* and *Gross impairment losses* on the Consolidated Statement of Income. See Note 14 to the Consolidated Financial Statements for additional details.

(2) See Note 23 to the Consolidated Financial Statements for additional details.

(3) See Notes 1 and 8 to the Consolidated Financial Statements for additional details.

21. PREFERRED STOCK

The following table summarizes the Company's preferred stock outstanding at December 31, 2014 and December 31, 2013:

	Issuance date	Redeemable by issuer beginning	Dividend rate	Redemption price per depository share/ preference share	Number of depository shares	Carrying value in millions of dollars	
						December 31, 2014	December 31, 2013
Series AA ⁽¹⁾	January 25, 2008	February 15, 2018	8.125%	\$ 25	3,870,330	\$ 97	\$ 97
Series E ⁽²⁾	April 28, 2008	April 30, 2018	8.400%	1,000	121,254	121	121
Series A ⁽³⁾	October 29, 2012	January 30, 2023	5.950%	1,000	1,500,000	1,500	1,500
Series B ⁽⁴⁾	December 13, 2012	February 15, 2023	5.900%	1,000	750,000	750	750
Series C ⁽⁵⁾	March 26, 2013	April 22, 2018	5.800%	25	23,000,000	575	575
Series D ⁽⁶⁾	April 30, 2013	May 15, 2023	5.350%	1,000	1,250,000	1,250	1,250
Series J ⁽⁷⁾	September 19, 2013	September 30, 2023	7.125%	25	38,000,000	950	950
Series K ⁽⁸⁾	October 31, 2013	November 15, 2023	6.875%	25	59,800,000	1,495	1,495
Series L ⁽⁹⁾	February 12, 2014	February 12, 2019	6.875%	25	19,200,000	480	—
Series M ⁽¹⁰⁾	April 30, 2014	May 15, 2024	6.300%	1,000	1,750,000	1,750	—
Series N ⁽¹¹⁾	October 29, 2014	November 15, 2019	5.800%	1,000	1,500,000	1,500	—
						\$ 10,468	\$ 6,738

- (1) Issued as depository shares, each representing a 1/1,000th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (2) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends payable semi-annually on April 30 and October 30 at a fixed rate until April 30, 2018, thereafter payable quarterly on January 30, April 30, July 30 and October 30 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (3) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends payable semi-annually on January 30 and July 30 at a fixed rate until January 30, 2023, thereafter payable quarterly on January 30, April 30, July 30 and October 30 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (4) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends payable semi-annually on February 15 and August 15 at a fixed rate until February 15, 2023, thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (5) Issued as depository shares, each representing a 1/1,000th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends payable quarterly on January 22, April 22, July 22 and October 22 when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (6) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends payable semi-annually on May 15 and November 15 at a fixed rate until May 15, 2023, thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (7) Issued as depository shares, each representing a 1/1,000th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends payable quarterly on March 30, June 30, September 30 and December 30 at a fixed rate until September 30, 2023, thereafter payable quarterly on the same dates at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (8) Issued as depository shares, each representing a 1/1,000th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a fixed rate until November 15, 2023, thereafter payable quarterly on the same dates at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (9) Issued as depository shares, each representing a 1/1,000th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends payable quarterly on February 12, May 12, August 12 and November 12 at a fixed rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (10) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends payable semi-annually on May 15 and November 15 at a fixed rate until May 15, 2024, thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15, and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (11) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends payable semi-annually on May 15 and November 15 at a fixed rate until, but excluding, November 15, 2019, and thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.

During 2014, Citi distributed approximately \$511 million in dividends on its outstanding preferred stock. Based on its preferred stock outstanding as of December 31, 2014, Citi estimates it will distribute preferred dividends of approximately \$656 million during 2015, in each case assuming such dividends are approved by the Citi Board of Directors.

22. SECURITIZATIONS AND VARIABLE INTEREST ENTITIES

Uses of Special Purpose Entities

A special purpose entity (SPE) is an entity designed to fulfill a specific limited need of the company that organized it. The principal uses of SPEs by Citi are to obtain liquidity and favorable capital treatment by securitizing certain financial assets, to assist clients in securitizing their financial assets and to create investment products for clients. SPEs may be organized in various legal forms, including trusts, partnerships or corporations. In a securitization, the company transferring assets to an SPE converts all (or a portion) of those assets into cash before they would have been realized in the normal course of business through the SPE's issuance of debt and equity instruments, certificates, commercial paper or other notes of indebtedness. These issuances are recorded on the balance sheet of the SPE, which may or may not be consolidated onto the balance sheet of the company that organized the SPE.

Investors usually have recourse only to the assets in the SPE, but may also benefit from other credit enhancements, such as a collateral account, a line of credit or a liquidity facility, such as a liquidity put option or asset purchase agreement. Because of these enhancements, the SPE issuances typically obtain a more favorable credit rating than the transferor could obtain for its own debt issuances. This results in less expensive financing costs than unsecured debt. The SPE may also enter into derivative contracts in order to convert the yield or currency of the underlying assets to match the needs of the SPE investors or to limit or change the credit risk of the SPE. Citigroup may be the provider of certain credit enhancements as well as the counterparty to any related derivative contracts.

Most of Citigroup's SPEs are variable interest entities (VIEs), as described below.

Variable Interest Entities

VIEs are entities that have either a total equity investment that is insufficient to permit the entity to finance its activities without additional subordinated financial support, or whose equity investors lack the characteristics of a controlling financial interest (i.e., ability to make significant decisions through voting rights and a right to receive the expected residual returns of the entity or an obligation to absorb the expected losses of the entity). Investors that finance the VIE through debt or equity interests or other counterparties providing other forms of support, such as guarantees, subordinated fee arrangements or certain types of derivative contracts are variable interest holders in the entity.

The variable interest holder, if any, that has a controlling financial interest in a VIE is deemed to be the primary beneficiary and must consolidate the VIE. Citigroup would be deemed to have a controlling financial interest and be the primary beneficiary if it has both of the following characteristics:

- power to direct the activities of the VIE that most significantly impact the entity's economic performance; and
- an obligation to absorb losses of the entity that could potentially be significant to the VIE, or a right to receive benefits from the entity that could potentially be significant to the VIE.

The Company must evaluate each VIE to understand the purpose and design of the entity, the role the Company had in the entity's design and its involvement in the VIE's ongoing activities. The Company then must evaluate which activities most significantly impact the economic performance of the VIE and who has the power to direct such activities.

For those VIEs where the Company determines that it has the power to direct the activities that most significantly impact the VIE's economic performance, the Company must then evaluate its economic interests, if any, and determine whether it could absorb losses or receive benefits that could potentially be significant to the VIE. When evaluating whether the Company has an obligation to absorb losses that could potentially be significant, it considers the maximum exposure to such loss without consideration of probability. Such obligations could be in various forms, including, but not limited to, debt and equity investments, guarantees, liquidity agreements and certain derivative contracts.

In various other transactions, the Company may: (i) act as a derivative counterparty (for example, interest rate swap, cross-currency swap, or purchaser of credit protection under a credit default swap or total return swap where the Company pays the total return on certain assets to the SPE); (ii) act as underwriter or placement agent; (iii) provide administrative, trustee or other services; or (iv) make a market in debt securities or other instruments issued by VIEs. The Company generally considers such involvement, by itself, not to be variable interests and thus not an indicator of power or potentially significant benefits or losses.

See Note 1 to the Consolidated Financial Statements for a discussion of impending changes to targeted areas of consolidation guidance.

Citigroup's involvement with consolidated and unconsolidated VIEs with which the Company holds significant variable interests or has continuing involvement through servicing a majority of the assets in a VIE, each as of December 31, 2014 and 2013, is presented below:

As of December 31, 2014									
In millions of dollars	Total involvement with SPE assets	Consolidated VIE / SPE assets	Significant unconsolidated VIE assets ⁽¹⁾	Maximum exposure to loss in significant unconsolidated VIEs ⁽¹⁾					
				Funded exposures ⁽²⁾			Unfunded exposures		Total
				Debt investments	Equity investments	Funding commitments	Guarantees and derivatives		
Citicorp									
Credit card securitizations	\$ 60,211	\$ 60,211	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Mortgage securitizations ⁽⁴⁾									
U.S. agency-sponsored	236,771	—	236,771	5,063	—	—	19	5,082	
Non-agency-sponsored	8,071	1,239	6,832	560	—	—	—	560	
Citi-administered asset-backed commercial paper conduits (ABCP)	29,181	29,181	—	—	—	—	—	—	
Collateralized debt obligations (CDOs)	3,382	—	3,382	45	—	—	—	45	
Collateralized loan obligations (CLOs)	13,099	—	13,099	1,692	—	—	—	1,692	
Asset-based financing	62,577	1,149	61,428	22,891	63	2,185	333	25,472	
Municipal securities tender option bond trusts (TOBs)	12,280	6,671	5,609	3	—	3,670	—	3,673	
Municipal investments	16,825	70	16,755	2,012	2,021	1,321	—	5,354	
Client intermediation	1,745	137	1,608	10	—	—	10	20	
Investment funds ⁽⁵⁾	31,474	1,096	30,378	16	382	124	—	522	
Trust preferred securities	2,633	—	2,633	—	6	—	—	6	
Other	5,685	296	5,389	183	1,451	23	73	1,730	
Total	\$ 483,934	\$ 100,050	\$ 383,884	\$ 32,475	\$ 3,923	\$ 7,323	\$ 435	\$ 44,156	
Citi Holdings									
Credit card securitizations	\$ 292	\$ 60	\$ 232	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Mortgage securitizations									
U.S. agency-sponsored	28,077	—	28,077	150	—	—	91	241	
Non-agency-sponsored	9,817	65	9,752	17	—	—	1	18	
Collateralized debt obligations (CDOs)	2,235	—	2,235	174	—	—	86	260	
Collateralized loan obligations (CLOs)	1,020	—	1,020	54	—	—	—	54	
Asset-based financing	1,323	2	1,321	37	3	86	—	126	
Municipal investments	6,881	—	6,881	2	176	904	—	1,082	
Investment funds	518	—	518	—	—	—	—	—	
Other	2,613	2,613	—	—	—	—	—	—	
Total	\$ 52,776	\$ 2,740	\$ 50,036	\$ 434	\$ 179	\$ 990	\$ 178	\$ 1,781	
Total Citigroup	\$ 536,710	\$ 102,790	\$ 433,920	\$ 32,909	\$ 4,102	\$ 8,313	\$ 613	\$ 45,937	

(1) The definition of maximum exposure to loss is included in the text that follows this table.

(2) Included on Citigroup's December 31, 2014 Consolidated Balance Sheet.

(3) A significant unconsolidated VIE is an entity where the Company has any variable interest or continuing involvement considered to be significant, regardless of the likelihood of loss or the notional amount of exposure.

(4) Citicorp mortgage securitizations also include agency and non-agency (private-label) re-securitization activities. These SPEs are not consolidated. See "Re-securitizations" below for further discussion.

(5) Substantially all of the unconsolidated investment funds' assets are related to retirement funds in Mexico managed by Citi. See "Investment Funds" below for further discussion.

As of December 31, 2013									
In millions of dollars	Total involvement with SPE assets	Consolidated VIE / SPE assets	Significant unconsolidated VIE assets ⁽¹⁾	Maximum exposure to loss in significant unconsolidated VIEs ⁽¹⁾					
				Funded exposures ⁽²⁾			Unfunded exposures		Total
				Debt investments	Equity investments	Funding commitments	Guarantees and derivatives		
Citicorp									
Credit card securitizations	\$ 52,229	\$ 52,229	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Mortgage securitizations ⁽⁴⁾									
U.S. agency-sponsored	239,204	—	239,204	3,583	—	—	36	3,619	
Non-agency-sponsored	7,711	598	7,113	583	—	—	—	583	
Citi-administered asset-backed commercial paper conduits (ABCP)	31,759	31,759	—	—	—	—	—	—	
Collateralized debt obligations (CDOs)	4,204	—	4,204	34	—	—	—	34	
Collateralized loan obligations (CLOs)	16,883	—	16,883	1,938	—	—	—	1,938	
Asset-based financing	45,884	971	44,913	17,341	74	1,004	195	18,614	
Municipal securities tender option bond trusts (TOBs)	12,716	7,039	5,677	29	—	3,881	—	3,910	
Municipal investments	15,962	223	15,739	1,846	2,073	1,173	—	5,092	
Client intermediation	1,778	195	1,583	145	—	—	—	145	
Investment funds ⁽⁵⁾	32,324	3,094	29,230	191	264	81	—	536	
Trust preferred securities	4,822	—	4,822	—	51	—	—	51	
Other	2,439	225	2,214	143	649	20	78	890	
Total	\$ 467,915	\$ 96,333	\$ 371,582	\$ 25,833	\$ 3,111	\$ 6,159	\$ 309	\$ 35,412	
Citi Holdings									
Credit card securitizations	\$ 1,867	\$ 1,448	\$ 419	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Mortgage securitizations									
U.S. agency-sponsored	73,549	—	73,549	549	—	—	77	626	
Non-agency-sponsored	13,193	1,695	11,498	35	—	—	2	37	
Student loan securitizations	1,520	1,520	—	—	—	—	—	—	
Collateralized debt obligations (CDOs)	3,879	—	3,879	273	—	—	87	360	
Collateralized loan obligations (CLOs)	2,733	—	2,733	358	—	—	111	469	
Asset-based financing	3,508	3	3,505	629	3	258	—	890	
Municipal investments	7,304	—	7,304	3	204	939	—	1,146	
Investment funds	1,237	—	1,237	—	61	—	—	61	
Other	4,494	4,434	60	—	—	—	—	—	
Total	\$ 113,284	\$ 9,100	\$ 104,184	\$ 1,847	\$ 268	\$ 1,197	\$ 277	\$ 3,589	
Total Citigroup	\$ 581,199	\$ 105,433	\$ 475,766	\$ 27,680	\$ 3,379	\$ 7,356	\$ 586	\$ 39,001	

(1) The definition of maximum exposure to loss is included in the text that follows this table.

(2) Included on Citigroup's December 31, 2013 Consolidated Balance Sheet.

(3) A significant unconsolidated VIE is an entity where the Company has any variable interest or continuing involvement considered to be significant, regardless of the likelihood of loss or the notional amount of exposure.

(4) Citicorp mortgage securitizations also include agency and non-agency (private-label) re-securitization activities. These SPEs are not consolidated. See "Re-securitizations" below for further discussion.

(5) Substantially all of the unconsolidated investment funds' assets are related to retirement funds in Mexico managed by Citi. See "Investment Funds" below for further discussion.

The previous tables do not include:

- certain venture capital investments made by some of the Company's private equity subsidiaries, as the Company accounts for these investments in accordance with the Investment Company Audit Guide (codified in ASC 946);
- certain limited partnerships that are investment funds that qualify for the deferral from the requirements of ASC 810 where the Company is the general partner and the limited partners have the right to replace the general partner or liquidate the funds;
- certain investment funds for which the Company provides investment management services and personal estate trusts for which the Company provides administrative, trustee and/or investment management services;
- VIEs structured by third parties where the Company holds securities in inventory, as these investments are made on arm's-length terms;
- certain positions in mortgage-backed and asset-backed securities held by the Company, which are classified as *Trading account assets* or *Investments*, where the Company has no other involvement with the related securitization entity deemed to be significant (for more information on these positions, see Notes 13 and 14 to the Consolidated Financial Statements);
- certain representations and warranties exposures in legacy *Securities and Banking*-sponsored mortgage-backed and asset-backed securitizations, where the Company has no variable interest or continuing involvement as servicer. The outstanding balance of mortgage loans securitized during 2005 to 2008 where the Company has no variable interest or continuing involvement as servicer was approximately \$14 billion and \$16 billion at December 31, 2014 and 2013, respectively; and
- certain representations and warranties exposures in Citigroup residential mortgage securitizations, where the original mortgage loan balances are no longer outstanding.

The asset balances for consolidated VIEs represent the carrying amounts of the assets consolidated by the Company. The carrying amount may represent the amortized cost or the current fair value of the assets depending on the legal form of the asset (e.g., security or loan) and the Company's standard accounting policies for the asset type and line of business.

The asset balances for unconsolidated VIEs where the Company has significant involvement represent the most current information available to the Company. In most cases, the asset balances represent an amortized cost basis without regard to impairments in fair value, unless fair value information is readily available to the Company. For VIEs that obtain asset exposures synthetically through derivative instruments (for example, synthetic CDOs), the tables generally include the full original notional amount of the derivative as an asset balance.

The maximum funded exposure represents the balance sheet carrying amount of the Company's investment in the VIE. It reflects the initial amount of cash invested in the VIE adjusted for any accrued interest and cash principal payments received. The carrying amount may also be adjusted for increases or declines in fair value or any impairment in value recognized in earnings. The maximum exposure of unfunded positions represents the remaining undrawn committed amount, including liquidity and credit facilities provided by the Company, or the notional amount of a derivative instrument considered to be a variable interest. In certain transactions, the Company has entered into derivative instruments or other arrangements that are not considered variable interests in the VIE (e.g., interest rate swaps, cross-currency swaps, or where the Company is the purchaser of credit protection under a credit default swap or total return swap where the Company pays the total return on certain assets to the SPE). Receivables under such arrangements are not included in the maximum exposure amounts.

Funding Commitments for Significant Unconsolidated VIEs—Liquidity Facilities and Loan Commitments

The following table presents the notional amount of liquidity facilities and loan commitments that are classified as funding commitments in the VIE tables above as of December 31, 2014 and 2013:

	December 31, 2014		December 31, 2013	
	Liquidity facilities	Loan commitments	Liquidity facilities	Loan commitments
<i>In millions of dollars</i>				
Citicorp				
Asset-based financing	\$ 5	\$ 2,180	\$ 5	\$ 999
Municipal securities tender option bond trusts (TOBs)	3,670	—	3,881	—
Municipal investments	—	1,321	—	1,173
Investment funds	—	124	—	81
Other	—	23	—	20
Total Citicorp	\$ 3,675	\$ 3,648	\$ 3,886	\$ 2,273
Citi Holdings				
Asset-based financing	\$ —	\$ 86	\$ —	\$ 258
Municipal investments	—	904	—	939
Total Citi Holdings	\$ —	\$ 990	\$ —	\$ 1,197
Total Citigroup funding commitments	\$ 3,675	\$ 4,638	\$ 3,886	\$ 3,470

Citicorp and Citi Holdings Consolidated VIEs

The Company engages in on-balance sheet securitizations, which are securitizations that do not qualify for sales treatment; thus, the assets remain on the Company's balance sheet, and any proceeds received are recognized as secured liabilities. The consolidated VIEs included in the tables below represent hundreds of separate entities with which the Company is involved. In general, the third-party investors in the obligations of consolidated VIEs have legal recourse only to the assets of the respective VIEs and do not have such recourse to the Company, except where the Company has provided a guarantee to the investors or is the counterparty to certain derivative transactions involving the VIE. Thus, the

Company's maximum legal exposure to loss related to consolidated VIEs is significantly less than the carrying value of the consolidated VIE assets due to outstanding third-party financing. Intercompany assets and liabilities are excluded from the table. All VIE assets are restricted from being sold or pledged as collateral. The cash flows from these assets are the only source used to pay down the associated liabilities, which are non-recourse to the Company's general assets.

The following table presents the carrying amounts and classifications of consolidated assets that are collateral for consolidated VIE obligations as of December 31, 2014 and 2013:

	December 31, 2014			December 31, 2013		
	Citicorp	Citi Holdings	Citigroup	Citicorp	Citi Holdings	Citigroup
<i>In billions of dollars</i>						
Cash	\$ 0.1	\$ 0.2	\$ 0.3	\$ 0.2	\$ 0.2	\$ 0.4
Trading account assets	0.7	—	0.7	1.0	—	1.0
Investments	8.0	—	8.0	10.9	—	10.9
Total loans, net	90.6	2.5	93.1	83.2	8.7	91.9
Other	0.6	—	0.6	1.1	0.2	1.3
Total assets	\$ 100.0	\$ 2.7	\$ 102.7	\$ 96.4	\$ 9.1	\$ 105.5
Short-term borrowings	\$ 22.7	—	\$ 22.7	\$ 24.3	—	\$ 24.3
Long-term debt	38.1	2.0	40.1	32.8	2.0	34.8
Other liabilities	0.8	0.1	0.9	0.9	0.1	1.0
Total liabilities	\$ 61.6	\$ 2.1	\$ 63.7	\$ 58.0	\$ 2.1	\$ 60.1

Citicorp and Citi Holdings Significant Interests in Unconsolidated VIEs—Balance Sheet Classification

The following table presents the carrying amounts and classification of significant variable interests in unconsolidated VIEs as of December 31, 2014 and 2013:

In billions of dollars	December 31, 2014			December 31, 2013		
	Citicorp	Citi Holdings	Citigroup	Citicorp	Citi Holdings	Citigroup
Trading account assets	\$ 7.4	\$ 0.2	\$ 7.6	\$ 4.8	\$ 0.6	\$ 5.4
Investments	2.4	0.2	2.6	3.7	0.4	4.1
Total loans, net	24.9	0.1	25.0	18.2	0.6	18.8
Other	1.8	0.2	2.0	2.2	0.5	2.7
Total assets	\$ 36.5	\$ 0.7	\$ 37.2	\$ 28.9	\$ 2.1	\$ 31.0

Credit Card Securitizations

The Company securitizes credit card receivables through trusts established to purchase the receivables. Citigroup transfers receivables into the trusts on a non-recourse basis. Credit card securitizations are revolving securitizations; as customers pay their credit card balances, the cash proceeds are used to purchase new receivables and replenish the receivables in the trust.

Substantially all of the Company's credit card securitization activity is through two trusts—Citibank Credit Card Master Trust (Master Trust) and the Citibank Omni Master Trust (Omni Trust), with the substantial majority through the Master Trust. These trusts are consolidated entities because, as servicer, Citigroup has the power to direct

the activities that most significantly impact the economic performance of the trusts. Citigroup holds a seller's interest and certain securities issued by the trusts, and also provides liquidity facilities to the trusts, which could result in potentially significant losses or benefits from the trusts. Accordingly, the transferred credit card receivables remain on Citi's Consolidated Balance Sheet with no gain or loss recognized. The debt issued by the trusts to third parties is included in Citi's Consolidated Balance Sheet.

The Company utilizes securitizations as one of the sources of funding for its business in North America. The following table reflects amounts related to the Company's securitized credit card receivables as of December 31, 2014 and 2013:

In billions of dollars	Citicorp		Citi Holdings	
	December 31, 2014	December 31, 2013	December 31, 2014	December 31, 2013
Ownership interests in principal amount of trust credit card receivables				
Sold to investors via trust-issued securities	\$ 37.0	\$ 32.3	\$ —	\$ —
Retained by Citigroup as trust-issued securities	10.1	8.1	—	1.3
Retained by Citigroup via non-certificated interests	14.2	12.1	—	—
Total ownership interests in principal amount of trust credit card receivables	\$ 61.3	\$ 52.5	\$ —	\$ 1.3

Credit Card Securitizations—Citicorp

The following table summarizes selected cash flow information related to Citicorp's credit card securitizations for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012:

In billions of dollars	2014	2013	2012
Proceeds from new securitizations	\$ 12.5	\$ 11.5	\$ 0.5
Pay down of maturing notes	(7.8)	(2.1)	(20.4)

Credit Card Securitizations—Citi Holdings

The following table summarizes selected cash flow information related to Citi Holdings' credit card securitizations for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012:

In billions of dollars	2014	2013	2012
Proceeds from new securitizations	\$ 0.1	\$ 0.2	\$ 1.7
Pay down of maturing notes	—	(0.1)	(0.1)

Managed Loans

After securitization of credit card receivables, the Company continues to maintain credit card customer account relationships and provides servicing for receivables transferred to the trusts. As a result, the Company considers the securitized credit card receivables to be part of the business it manages. As Citigroup consolidates the credit card trusts, all managed securitized card receivables are on-balance sheet.

Funding, Liquidity Facilities and Subordinated Interests

As noted above, Citigroup securitizes credit card receivables through two securitization trusts—Master Trust, which is part of Citicorp, and Omni Trust, which is also substantially all part of Citicorp. The liabilities of the trusts are included in the Consolidated Balance Sheet, excluding those retained by Citigroup.

Master Trust issues fixed- and floating-rate term notes. Some of the term notes are issued to multi-seller commercial paper conduits. The weighted average maturity of the term notes issued by the Master Trust was 2.8 years as of December 31, 2014 and 3.1 years as of December 31, 2013.

Master Trust Liabilities (at par value)

<i>In billions of dollars</i>	Dec. 31, 2014	Dec. 31, 2013
Term notes issued to third parties	\$ 35.7	\$ 27.9
Term notes retained by Citigroup affiliates	8.2	6.2
Total Master Trust liabilities	\$ 43.9	\$ 34.1

The Omni Trust issues fixed- and floating-rate term notes, some of which are purchased by multi-seller commercial paper conduits. The weighted average maturity of the third-party term notes issued by the Omni Trust was 1.9 years as of December 31, 2014 and 0.7 years as of December 31, 2013.

Omni Trust Liabilities (at par value)

<i>In billions of dollars</i>	Dec. 31, 2014	Dec. 31, 2013
Term notes issued to third parties	\$ 1.3	\$ 4.4
Term notes retained by Citigroup affiliates	1.9	1.9
Total Omni Trust liabilities	\$ 3.2	\$ 6.3

Mortgage Securitizations

The Company provides a wide range of mortgage loan products to a diverse customer base. Once originated, the Company often securitizes these loans through the use of VIEs. These VIEs are funded through the issuance of trust certificates backed solely by the transferred assets. These certificates have the same life as the transferred assets. In addition to providing a source of liquidity and less expensive funding, securitizing these assets also reduces the Company's credit exposure to the borrowers. These mortgage loan securitizations are primarily non-recourse, thereby effectively transferring the risk of future credit losses to the purchasers of the securities issued by the trust. However, the Company's U.S. consumer mortgage business generally retains the servicing rights and in certain instances retains investment securities, interest-only strips and residual interests in future cash flows from the trusts and also provides servicing for a limited number of ICG securitizations. ICG and Citi Holdings do not retain servicing for their mortgage securitizations.

The Company securitizes mortgage loans generally through either a government-sponsored agency, such as Ginnie Mae, Fannie Mae or Freddie Mac (U.S. agency-sponsored mortgages), or private-label (non-agency-sponsored mortgages) securitization. The Company is not the primary beneficiary of its U.S. agency-sponsored mortgage securitizations because Citigroup does not have the power to direct the activities of the VIE that most significantly impact the entities' economic performance. Therefore, Citi does not consolidate these U.S. agency-sponsored mortgage securitizations.

The Company does not consolidate certain non-agency-sponsored mortgage securitizations because Citi is either not the servicer with the power to direct the significant activities of the entity or Citi is the servicer but the servicing relationship is deemed to be a fiduciary relationship and, therefore, Citi is not deemed to be the primary beneficiary of the entity.

In certain instances, the Company has (i) the power to direct the activities and (ii) the obligation to either absorb losses or the right to receive benefits that could be potentially significant to its non-agency-sponsored mortgage securitizations and, therefore, is the primary beneficiary and thus consolidates the VIE.

Mortgage Securitizations—Citicorp

The following table summarizes selected cash flow information related to Citicorp mortgage securitizations for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012:

	2014		2013		2012	
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages	Agency- and non-agency-sponsored mortgages	Agency- and non-agency-sponsored mortgages	Agency- and non-agency-sponsored mortgages	Agency- and non-agency-sponsored mortgages
<i>In billions of dollars</i>						
Proceeds from new securitizations	\$ 27.4	\$ 11.8	\$ 72.5	\$ 56.5		
Contractual servicing fees received	0.4	—	0.4	0.5		
Cash flows received on retained interests and other net cash flows	0.1	—	0.1	0.1		

Agency and non-agency securitization gains for the year ended December 31, 2014 were \$160 million and \$53 million, respectively.

Agency and non-agency securitization gains for the years ended December 31, 2013 and 2012 were \$203 million and \$30 million, respectively.

Key assumptions used in measuring the fair value of retained interests at the date of sale or securitization of mortgage receivables for the years ended December 31, 2014 and 2013 were as follows:

December 31, 2014			
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		Senior interests	Subordinated interests
Discount rate	0.0% to 14.7%	1.4% to 6.6%	2.6% to 9.1%
Weighted average discount rate	11.0%	4.2%	7.8%
Constant prepayment rate	0.0% to 23.1%	0.0% to 7.0%	0.5% to 8.9%
Weighted average constant prepayment rate	6.2%	5.4%	3.2%
Anticipated net credit losses ⁽²⁾	NM	40.0% to 67.1%	8.9% to 58.5%
Weighted average anticipated net credit losses	NM	56.3%	43.1%
Weighted average life	0.0 to 9.7 years	2.6 to 11.1 years	3.0 to 14.5 years

December 31, 2013			
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		Senior interests	Subordinated interests
Discount rate	0.0% to 12.4%	2.3% to 4.3%	0.1% to 19.2%
Weighted average discount rate	10.1%	3.4%	7.8%
Constant prepayment rate	0.0% to 21.4%	5.4% to 10.0%	0.1% to 11.2%
Weighted average constant prepayment rate	5.5%	7.2%	7.5%
Anticipated net credit losses ⁽²⁾	NM	47.2% to 53.0%	0.1% to 89.0%
Weighted average anticipated net credit losses	NM	49.3%	49.2%
Weighted average life	0.0 to 12.4 years	2.9 to 9.7 years	2.5 to 16.5 years

(1) Disclosure of non-agency-sponsored mortgages as senior and subordinated interests is indicative of the interests' position in the capital structure of the securitization.

(2) Anticipated net credit losses represent estimated loss severity associated with defaulted mortgage loans underlying the mortgage securitizations disclosed above. Anticipated net credit losses, in this instance, do not represent total credit losses incurred to date, nor do they represent credit losses expected on retained interests in mortgage securitizations.

NM Not meaningful. Anticipated net credit losses are not meaningful due to U.S. agency guarantees.

The interests retained by the Company range from highly rated and/or senior in the capital structure to unrated and/or residual interests.

At December 31, 2014 and 2013, the key assumptions used to value retained interests, and the sensitivity of the fair value to adverse changes of 10% and 20% in each of the key

assumptions, are set forth in the tables below. The negative effect of each change is calculated independently, holding all other assumptions constant. Because the key assumptions may not be independent, the net effect of simultaneous adverse changes in the key assumptions may be less than the sum of the individual effects shown below.

	December 31, 2014		
	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Senior interests	Subordinated interests
Discount rate	0.0% to 21.2%	1.1% to 17.7%	1.3% to 19.6%
Weighted average discount rate	8.0%	4.9%	8.2%
Constant prepayment rate	6.0% to 41.4%	2.0% to 100.0%	0.5% to 16.2%
Weighted average constant prepayment rate	14.7%	10.1%	7.2%
Anticipated net credit losses ⁽²⁾	NM	0.0% to 92.4%	13.7% to 83.8%
Weighted average anticipated net credit losses	NM	54.6%	52.5%
Weighted average life	0.0 to 16.0 years	0.3 to 14.4 years	0.0 to 24.4 years

	December 31, 2013		
	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Senior interests	Subordinated interests
Discount rate	0.1% to 20.9%	0.5% to 17.4%	2.1% to 19.6%
Weighted average discount rate	6.9%	5.5%	11.2%
Constant prepayment rate	6.2% to 30.4%	1.3% to 100.0%	1.4% to 23.1%
Weighted average constant prepayment rate	11.1%	6.4%	7.4%
Anticipated net credit losses ⁽²⁾	NM	0.1% to 80.0%	25.5% to 81.9%
Weighted average anticipated net credit losses	NM	49.5%	52.8%
Weighted average life	2.1 to 14.1 years	0.0 to 11.9 years	0.0 to 26.0 years

(1) Disclosure of non-agency-sponsored mortgages as senior and subordinated interests is indicative of the interests' position in the capital structure of the securitization.

(2) Anticipated net credit losses represent estimated loss severity associated with defaulted mortgage loans underlying the mortgage securitizations disclosed above. Anticipated net credit losses, in this instance, do not represent total credit losses incurred to date, nor do they represent credit losses expected on retained interests in mortgage securitizations.

NM Not meaningful. Anticipated net credit losses are not meaningful due to U.S. agency guarantees.

	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Senior interests	Subordinated interests
<i>In millions of dollars at December 31, 2014</i>			
Carrying value of retained interests	\$ 2,224	\$ 285	\$ 554
Discount rates			
Adverse change of 10%	\$ (64)	\$ (5)	\$ (30)
Adverse change of 20%	(124)	(9)	(57)
Constant prepayment rate			
Adverse change of 10%	(86)	(1)	(9)
Adverse change of 20%	(165)	(2)	(18)
Anticipated net credit losses			
Adverse change of 10%	NM	(2)	(9)
Adverse change of 20%	NM	(3)	(16)

			Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		U.S. agency- sponsored mortgages	Senior interests	Subordinated interests
<i>In millions of dollars at December 31, 2013</i>				
Carrying value of retained interests	\$	2,519	\$ 293	\$ 429
Discount rates				
Adverse change of 10%	\$	(76)	\$ (6)	\$ (25)
Adverse change of 20%		(148)	(11)	(48)
Constant prepayment rate				
Adverse change of 10%		(96)	(1)	(7)
Adverse change of 20%		(187)	(2)	(14)
Anticipated net credit losses				
Adverse change of 10%		NM	(2)	(7)
Adverse change of 20%		NM	(3)	(14)

(1) Disclosure of non-agency-sponsored mortgages as senior and subordinated interests is indicative of the interests' position in the capital structure of the securitization.

NM Not meaningful. Anticipated net credit losses are not meaningful due to U.S. agency guarantees.

Mortgage Securitizations—Citi Holdings

The following table summarizes selected cash flow information related to Citi Holdings mortgage securitizations for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012:

	2014		2013		2012
	U.S. agency- sponsored mortgages	Non-agency- sponsored mortgages	U.S. agency- sponsored mortgages	U.S. agency- sponsored mortgages	
<i>In billions of dollars</i>					
Proceeds from new securitizations	\$ 0.4	\$ —	\$ 0.2	\$ 0.4	
Contractual servicing fees received	0.1	—	0.3	0.4	

Gains recognized on the securitization of U.S. agency-sponsored mortgages during 2014 were \$54 million. Agency securitization gains for the years ended December 31, 2013 and 2012 were \$20 million and \$45 million, respectively.

The Company did not securitize non-agency-sponsored mortgages for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012.

Similar to Citicorp mortgage securitizations discussed above, the range in the key assumptions is due to the different characteristics of the interests retained by the Company. The interests retained range from highly rated and/or senior in the capital structure to unrated and/or residual interests.

At December 31, 2014 and 2013, the key assumptions used to value retained interests, and the sensitivity of the fair value to adverse changes of 10% and 20% in each of the key assumptions, are set forth in the tables below. The negative effect of each change is calculated independently, holding all other assumptions constant. Because the key assumptions may not in fact be independent, the net effect of simultaneous adverse changes in the key assumptions may be less than the sum of the individual effects shown below.

	December 31, 2014		
	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Senior interests	Subordinated interests ⁽²⁾
Discount rate	1.9% to 19.2%	5.1% to 47.1%	—
Weighted average discount rate	13.7%	36.3%	—
Constant prepayment rate	20.4% to 32.3%	6.7% to 20.0%	—
Weighted average constant prepayment rate	23.9%	16.6%	—
Anticipated net credit losses	NM	0.3% to 73.7%	—
Weighted average anticipated net credit losses	NM	19.2%	—
Weighted average life	3.3 to 4.6 years	3.9 to 6.4 years	—

	December 31, 2013		
	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Senior interests	Subordinated interests ⁽²⁾
Discount rate	0.0% to 49.3%	9.9%	—
Weighted average discount rate	9.5%	9.9%	—
Constant prepayment rate	9.6% to 26.2%	12.3% to 27.3%	—
Weighted average constant prepayment rate	20.0%	15.6%	—
Anticipated net credit losses	NM	0.3%	—
Weighted average anticipated net credit losses	NM	0.3%	—
Weighted average life	2.3 to 7.6 years	5.2 years	—

(1) Disclosure of non-agency-sponsored mortgages as senior and subordinated interests is indicative of the interests' position in the capital structure of the securitization.

(2) Citi Holdings held no subordinated interests in mortgage securitizations as of December 31, 2014 and 2013.

NM Not meaningful. Anticipated net credit losses are not meaningful due to U.S. agency guarantees.

	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Senior interests	Subordinated interests
<i>In millions of dollars at December 31, 2014</i>			
Carrying value of retained interests	\$ 150	\$ 25	\$ —
Discount rates			
Adverse change of 10%	\$ (5)	\$ (2)	—
Adverse change of 20%	(10)	(4)	—
Constant prepayment rate			
Adverse change of 10%	(7)	(2)	—
Adverse change of 20%	(14)	(3)	—
Anticipated net credit losses			
Adverse change of 10%	NM	(4)	—
Adverse change of 20%	NM	(7)	—

	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Senior interests	Subordinated interests
<i>In millions of dollars at December 31, 2013</i>			
Carrying value of retained interests	\$ 585	\$ 50	\$ —
Discount rates			
Adverse change of 10%	\$ (16)	\$ (3)	—
Adverse change of 20%	(32)	(5)	—
Constant prepayment rate			
Adverse change of 10%	(33)	(3)	—
Adverse change of 20%	(65)	(6)	—
Anticipated net credit losses			
Adverse change of 10%	NM	(5)	—
Adverse change of 20%	NM	(11)	—

(1) Disclosure of non-agency-sponsored mortgages as senior and subordinated interests is indicative of the interests' position in the capital structure of the securitization.

NM Not meaningful. Anticipated net credit losses are not meaningful due to U.S. agency guarantees.

Mortgage Servicing Rights

In connection with the securitization of mortgage loans, the Company's U.S. consumer mortgage business generally retains the servicing rights, which entitle the Company to a future stream of cash flows based on the outstanding principal balances of the loans and the contractual servicing fee. Failure to service the loans in accordance with contractual requirements may lead to a termination of the servicing rights and the loss of future servicing fees.

These transactions create an intangible asset referred to as mortgage servicing rights (MSRs), which are recorded at fair value on Citi's Consolidated Balance Sheet. The fair value of Citi's capitalized MSRs was \$1.8 billion and \$2.7 billion at December 31, 2014 and 2013, respectively. Of these amounts, approximately \$1.7 billion and \$2.1 billion, respectively, were specific to Citicorp, with the remainder to Citi Holdings. The MSRs correspond to principal loan balances of \$224 billion and \$286 billion as of December 31, 2014 and 2013, respectively. The following table summarizes the changes in capitalized MSRs for the years ended December 31, 2014 and 2013:

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013
Balance, beginning of year	\$ 2,718	\$ 1,942
Originations	217	634
Changes in fair value of MSRs due to changes in inputs and assumptions	(344)	640
Other changes ⁽¹⁾	(429)	(496)
Sale of MSRs	(317)	(2)
Balance, as of December 31	\$ 1,845	\$ 2,718

(1) Represents changes due to customer payments and passage of time.

The fair value of the MSRs is primarily affected by changes in prepayments of mortgages that result from shifts in mortgage interest rates. Specifically, higher interest rates tend to lead to declining prepayments, which causes the fair value of the MSRs to increase. In managing this risk, the Company economically hedges a significant portion of the value of its MSRs through the use of interest rate derivative contracts, forward purchase and sale commitments of mortgage-backed securities and purchased securities classified as *Trading account assets*.

The Company receives fees during the course of servicing previously securitized mortgages. The amounts of these fees for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012 were as follows:

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013	2012
Servicing fees	\$ 638	\$ 800	\$ 990
Late fees	25	42	65
Ancillary fees	56	100	122
Total MSR fees	\$ 719	\$ 942	\$ 1,177

These fees are classified in the Consolidated Statement of Income as *Other revenue*.

Re-securitizations

The Company engages in re-securitization transactions in which debt securities are transferred to a VIE in exchange for new beneficial interests. During the years ended December 31, 2014 and 2013, Citi transferred non-agency (private-label) securities with an original par value of approximately \$1.2 billion and \$955 million, respectively, to re-securitization entities. These securities are backed by either residential or commercial mortgages and are often structured on behalf of clients.

As of December 31, 2014, the fair value of Citi-retained interests in private-label re-securitization transactions structured by Citi totaled approximately \$545 million (including \$194 million related to re-securitization transactions executed in 2014), which has been recorded in *Trading account assets*. Of this amount, approximately \$133 million was related to senior beneficial interests and approximately \$412 million was related to subordinated beneficial interests. As of December 31, 2013, the fair value of Citi-retained interests in private-label re-securitization transactions structured by Citi totaled approximately \$425 million (including \$131 million related to re-securitization transactions executed in 2013). Of this amount, approximately \$58 million was related to senior beneficial interests, and approximately \$367 million was related to subordinated beneficial interests. The original par value of private-label re-securitization transactions in which Citi holds a retained interest as of December 31, 2014 and 2013 was approximately \$5.1 billion and \$6.1 billion, respectively.

The Company also re-securitizes U.S. government-agency guaranteed mortgage-backed (agency) securities. During the years ended December 31, 2014 and 2013, Citi transferred agency securities with a fair value of approximately \$22.5 billion and \$26.3 billion, respectively, to re-securitization entities.

As of December 31, 2014, the fair value of Citi-retained interests in agency re-securitization transactions structured by Citi totaled approximately \$1.8 billion (including \$1.5 billion related to re-securitization transactions executed in 2014) compared to \$1.5 billion as of December 31, 2013 (including \$1.2 billion related to re-securitization transactions executed in 2013), which is recorded in *Trading account assets*. The original fair value of agency re-securitization transactions in which Citi holds a retained interest as of December 31, 2014 and 2013 was approximately \$73.0 billion and \$75.5 billion, respectively.

As of December 31, 2014 and 2013, the Company did not consolidate any private-label or agency re-securitization entities.

Citi-Administered Asset-Backed Commercial Paper Conduits

The Company is active in the asset-backed commercial paper conduit business as administrator of several multi-seller commercial paper conduits and also as a service provider to single-seller and other commercial paper conduits sponsored by third parties.

Citi's multi-seller commercial paper conduits are designed to provide the Company's clients access to low-cost funding in the commercial paper markets. The conduits purchase assets from or provide financing facilities to clients and are funded by issuing commercial paper to third-party investors. The conduits generally do not purchase assets originated by the Company. The funding of the conduits is facilitated by the liquidity support and credit enhancements provided by the Company.

As administrator to Citi's conduits, the Company is generally responsible for selecting and structuring assets purchased or financed by the conduits, making decisions regarding the funding of the conduits, including determining the tenor and other features of the commercial paper issued, monitoring the quality and performance of the conduits' assets, and facilitating the operations and cash flows of the conduits. In return, the Company earns structuring fees from customers for individual transactions and earns an administration fee from the conduit, which is equal to the income from the client program and liquidity fees of the conduit after payment of conduit expenses. This administration fee is fairly stable, since most risks and rewards of the underlying assets are passed back to the clients. Once the asset pricing is negotiated, most ongoing income, costs and fees are relatively stable as a percentage of the conduit's size.

The conduits administered by the Company do not generally invest in liquid securities that are formally rated by third parties. The assets are privately negotiated and structured transactions that are generally designed to be held by the conduit, rather than actively traded and sold. The yield earned by the conduit on each asset is generally tied to the rate on the commercial paper issued by the conduit, thus passing interest rate risk to the client. Each asset purchased by the conduit is structured with transaction-specific credit enhancement features provided by the third-party client seller, including over collateralization, cash and excess spread collateral accounts, direct recourse or third-party guarantees. These credit enhancements are sized with the objective of approximating a credit rating of A or above, based on the Company's internal risk ratings. At December 31, 2014 and 2013, the conduits had approximately \$29.2 billion and \$31.8 billion of purchased assets outstanding, respectively, and had incremental funding commitments with clients of approximately \$13.5 billion and \$13.5 billion, respectively.

Substantially all of the funding of the conduits is in the form of short-term commercial paper. At the respective periods ended December 31, 2014 and 2013, the weighted average remaining lives of the commercial paper issued by the conduits were approximately 57 and 67 days, respectively.

The primary credit enhancement provided to the conduit investors is in the form of transaction-specific credit enhancements described above. One conduit holds only loans that are fully guaranteed primarily by AAA-rated government agencies that support export and development financing

programs. In addition to the transaction-specific credit enhancements, the conduits, other than the government guaranteed loan conduit, have obtained a letter of credit from the Company, which is equal to at least 8% to 10% of the conduit's assets with a minimum of \$200 million. The letters of credit provided by the Company to the conduits total approximately \$2.3 billion as of December 31, 2014 and 2013. The net result across multi-seller conduits administered by the Company, other than the government guaranteed loan conduit, is that, in the event defaulted assets exceed the transaction-specific credit enhancements described above, any losses in each conduit are allocated first to the Company and then the commercial paper investors.

The Company also provides the conduits with two forms of liquidity agreements that are used to provide funding to the conduits in the event of a market disruption, among other events. Each asset of the conduits is supported by a transaction-specific liquidity facility in the form of an asset purchase agreement (APA). Under the APA, the Company has generally agreed to purchase non-defaulted eligible receivables from the conduit at par. The APA is not generally designed to provide credit support to the conduit, as it generally does not permit the purchase of defaulted or impaired assets. Any funding under the APA will likely subject the underlying conduit clients to increased interest costs. In addition, the Company provides the conduits with program-wide liquidity in the form of short-term lending commitments. Under these commitments, the Company has agreed to lend to the conduits in the event of a short-term disruption in the commercial paper market, subject to specified conditions. The Company receives fees for providing both types of liquidity agreements and considers these fees to be on fair market terms.

Finally, the Company is one of several named dealers in the commercial paper issued by the conduits and earns a market-based fee for providing such services. Along with third-party dealers, the Company makes a market in the commercial paper and may from time to time fund commercial paper pending sale to a third party. On specific dates with less liquidity in the market, the Company may hold in inventory commercial paper issued by conduits administered by the Company, as well as conduits administered by third parties. Separately, in the normal course of business, the Company invests in commercial paper, including commercial paper issued by the Company's conduits. At December 31, 2014 and 2013, the Company owned \$10.6 billion and \$13.9 billion, respectively, of the commercial paper issued by its administered conduits. The Company's investments were not driven by market illiquidity and the Company is not obligated under any agreement to purchase the commercial paper issued by the conduits.

The asset-backed commercial paper conduits are consolidated by the Company. The Company determined that, through its roles as administrator and liquidity provider, it had the power to direct the activities that most significantly impacted the entities' economic performance. These powers included its ability to structure and approve the assets purchased by the conduits, its ongoing surveillance and credit mitigation activities, its ability to sell or repurchase assets out of the conduits, and its liability management. In addition, as a

result of all the Company's involvement described above, it was concluded that the Company had an economic interest that could potentially be significant. However, the assets and liabilities of the conduits are separate and apart from those of Citigroup. No assets of any conduit are available to satisfy the creditors of Citigroup or any of its other subsidiaries.

During the second quarter of 2013, Citi consolidated the government guaranteed loan conduit it administers that was previously not consolidated due to changes in the primary risks and design of the conduit that were identified as a reconsideration event. Citi, as the administrator and liquidity provider, previously determined it had an economic interest that could potentially be significant. Upon the reconsideration event, it was determined that Citi had the power to direct the activities that most significantly impacted the conduit's economic performance. The impact of the consolidation resulted in an increase of assets and liabilities of approximately \$7 billion each and a net pretax gain to the Consolidated Statement of Income of approximately \$40 million.

Collateralized Debt and Loan Obligations

A securitized collateralized debt obligation (CDO) is a VIE that purchases a pool of assets consisting of asset-backed securities and synthetic exposures through derivatives on asset-backed securities and issues multiple tranches of equity and notes to investors.

A cash CDO, or arbitrage CDO, is a CDO designed to take advantage of the difference between the yield on a portfolio of selected assets, typically residential mortgage-backed securities, and the cost of funding the CDO through the sale of notes to investors. "Cash flow" CDOs are entities in which the CDO passes on cash flows from a pool of assets, while "market value" CDOs pay to investors the market value of the pool of assets owned by the CDO at maturity. In these transactions, all of the equity and notes issued by the CDO are funded, as the cash is needed to purchase the debt securities.

A synthetic CDO is similar to a cash CDO, except that the CDO obtains exposure to all or a portion of the referenced assets synthetically through derivative instruments, such as credit default swaps. Because the CDO does not need to raise cash sufficient to purchase the entire referenced portfolio, a substantial portion of the senior tranches of risk is typically passed on to CDO investors in the form of unfunded liabilities or derivative instruments. The CDO writes credit protection on select referenced debt securities to the Company or third parties. Risk is then passed on to the CDO investors in the form of funded notes or purchased credit protection through derivative instruments. Any cash raised from investors is invested in a portfolio of collateral securities or investment contracts. The collateral is then used to support the obligations of the CDO on the credit default swaps written to counterparties.

A securitized collateralized loan obligation (CLO) is substantially similar to the CDO transactions described above, except that the assets owned by the VIE (either cash instruments or synthetic exposures through derivative instruments) are corporate loans and to a lesser extent corporate bonds, rather than asset-backed debt securities.

A third-party asset manager is typically retained by the CDO/CLO to select the pool of assets and manage those assets over the term of the VIE.

The Company earns fees for warehousing assets prior to the creation of a "cash flow" or "market value" CDO/CLO, structuring CDOs/CLOs and placing debt securities with investors. In addition, the Company has retained interests in many of the CDOs/CLOs it has structured and makes a market in the issued notes.

The Company's continuing involvement in synthetic CDOs/CLOs generally includes purchasing credit protection through credit default swaps with the CDO/CLO, owning a portion of the capital structure of the CDO/CLO in the form of both unfunded derivative positions (primarily "super-senior" exposures discussed below) and funded notes, entering into interest-rate swap and total-return swap transactions with the CDO/CLO, lending to the CDO/CLO, and making a market in the funded notes.

Where a CDO/CLO entity issues preferred shares (or subordinated notes that are the equivalent form), the preferred shares generally represent an insufficient amount of equity (less than 10%) and create the presumption that preferred shares are insufficient to finance the entity's activities without subordinated financial support. In addition, although the preferred shareholders generally have full exposure to expected losses on the collateral and uncapped potential to receive expected residual returns, they generally do not have the ability to make decisions significantly affecting the entity's financial results because of their limited role in making day-to-day decisions and their limited ability to remove the asset manager. Because one or both of the above conditions will generally be met, the Company has concluded, even where a CDO/CLO entity issued preferred shares, the entity should be classified as a VIE.

In general, the asset manager, through its ability to purchase and sell assets or—where the reinvestment period of a CDO/CLO has expired—the ability to sell assets, will have the power to direct the activities of the entity that most significantly impact the economic performance of the CDO/CLO. However, where a CDO/CLO has experienced an event of default or an optional redemption period has gone into effect, the activities of the asset manager may be curtailed and/or certain additional rights will generally be provided to the investors in a CDO/CLO entity, including the right to direct the liquidation of the CDO/CLO entity.

The Company has retained significant portions of the "super-senior" positions issued by certain CDOs. These positions are referred to as "super-senior" because they represent the most senior positions in the CDO and, at the time of structuring, were senior to tranches rated AAA by independent rating agencies.

The Company does not generally have the power to direct the activities of the entity that most significantly impact the economic performance of the CDOs/CLOs, as this power is generally held by a third-party asset manager of the CDO/CLO. As such, those CDOs/CLOs are not consolidated. The Company may consolidate the CDO/CLO when: (i) the Company is the asset manager and no other single investor has the unilateral ability to remove the Company or unilaterally cause the liquidation of the CDO/CLO, or the Company is not

the asset manager but has a unilateral right to remove the third-party asset manager or unilaterally liquidate the CDO/CLO and receive the underlying assets, and (ii) the Company has economic exposure to the entity that could be potentially significant to the entity.

The Company continues to monitor its involvement in unconsolidated CDOs/CLOs to assess future consolidation risk. For example, if the Company were to acquire additional interests in these entities and obtain the right, due to an event of default trigger being met, to unilaterally liquidate or direct the activities of a CDO/CLO, the Company may be required to consolidate the asset entity. For cash CDOs/CLOs, the net result of such consolidation would be to gross up the Company's balance sheet by the current fair value of the securities held by third parties and assets held by the CDO/CLO, which amounts are not considered material. For synthetic CDOs/CLOs, the net result of such consolidation may reduce the Company's balance sheet, because intercompany derivative receivables and payables would be eliminated in consolidation, and other assets held by the CDO/CLO and the securities held by third parties would be recognized at their current fair values.

Key Assumptions and Retained Interests—Citicorp

At December 31, 2014 and 2013, the key assumptions used to value retained interests in CLOs, and the sensitivity of the fair value to adverse changes of 10% and 20% are set forth in the tables below:

	December 31, 2014	December 31, 2013
Discount rate	1.4% to 1.6%	1.5% to 1.6%

	December 31, 2014
In millions of dollars	CLO
Carrying value of retained interests	\$ 1,539
Value of underlying portfolio	
Adverse change of 10%	\$ (9)
Adverse change of 20%	(18)

	December 31, 2013
In millions of dollars	CLO
Carrying value of retained interests	\$ 1,333
Value of underlying portfolio	
Adverse change of 10%	\$ (7)
Adverse change of 20%	(14)

Key Assumptions and Retained Interests—Citi Holdings

At December 31, 2014 and 2013, the key assumptions used to value retained interests, and the sensitivity of the fair value to adverse changes of 10% and 20% are set forth in the tables below:

	December 31, 2014
	CDOs CLOs
Discount rate	44.7% to 49.2% 4.5% to 5.0%

	December 31, 2013
	CDOs CLOs
Discount rate	44.3% to 48.7% 4.5% to 5.0%

	December 31, 2014
In millions of dollars	CDOs CLOs
Carrying value of retained interests	\$ 6 \$ 10
Discount rates	
Adverse change of 10%	\$ (1) \$ —
Adverse change of 20%	(2) —

	December 31, 2013
In millions of dollars	CDOs CLOs
Carrying value of retained interests	\$ 19 \$ 31
Discount rates	
Adverse change of 10%	\$ (1) \$ —
Adverse change of 20%	(2) —

Asset-Based Financing

The Company provides loans and other forms of financing to VIEs that hold assets. Those loans are subject to the same credit approvals as all other loans originated or purchased by the Company. Financings in the form of debt securities or derivatives are, in most circumstances, reported in *Trading account assets* and accounted for at fair value through earnings. The Company generally does not have the power to direct the activities that most significantly impact these VIEs' economic performance, and thus it does not consolidate them.

Asset-Based Financing—Citicorp

The primary types of Citicorp's asset-based financings, total assets of the unconsolidated VIEs with significant involvement, and the Company's maximum exposure to loss at December 31, 2014 and 2013 are shown below. For the Company to realize the maximum loss, the VIE (borrower) would have to default with no recovery from the assets held by the VIE.

	December 31, 2014
	Total Maximum exposure to unconsolidated VIE assets unconsolidated VIEs
In millions of dollars	
Type	
Commercial and other real estate	\$ 25,978 \$ 9,426
Corporate loans	460 473
Airplanes, ships and other assets	34,990 15,573
Total	\$ 61,428 \$ 25,472

December 31, 2013			
<i>In millions of dollars</i>	Total unconsolidated VIE assets		Maximum exposure to unconsolidated VIEs
Type			
Commercial and other real estate	\$	14,042	\$ 3,902
Corporate loans		2,221	1,754
Airplanes, ships and other assets		28,650	12,958
Total	\$	44,913	\$ 18,614

The following table summarizes selected cash flow information related to asset-based financings for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012:

<i>In billions of dollars</i>	2014	2013	2012
Proceeds from new securitizations	\$ 0.5	\$ 0.5	\$ —
Cash flows received on retained interest and other net cash flows	\$ 0.2	\$ 0.7	\$ 0.3

The key assumption used to value retained interests and the sensitivity of the fair value to adverse changes of 10% and 20% is set forth in the tables below for the following periods presented:

	Dec. 31, 2014	Dec. 31, 2013
Discount rate	N/A	3.0%

December 31, 2013	
<i>In millions of dollars</i>	Asset-based financing
Carrying value of retained interests ⁽¹⁾	\$ 1,316
Value of underlying portfolio	
Adverse change of 10%	\$ (11)
Adverse change of 20%	(23)

(1) Citicorp held no retained interests in asset-based financings as of December 31, 2014.

Asset-Based Financing—Citi Holdings

The primary types of Citi Holdings' asset-based financing, total assets of the unconsolidated VIEs with significant involvement and the Company's maximum exposure to loss at December 31, 2014 and 2013 are shown below. For the Company to realize the maximum loss, the VIE (borrower) would have to default with no recovery from the assets held by the VIE.

December 31, 2014			
<i>In millions of dollars</i>	Total unconsolidated VIE assets		Maximum exposure to unconsolidated VIEs
Type			
Commercial and other real estate	\$	168	\$ 50
Corporate loans		—	—
Airplanes, ships and other assets		1,153	76
Total	\$	1,321	\$ 126

December 31, 2013			
<i>In millions of dollars</i>	Total unconsolidated VIE assets		Maximum exposure to unconsolidated VIEs
Type			
Commercial and other real estate	\$	774	\$ 298
Corporate loans		112	96
Airplanes, ships and other assets		2,619	496
Total	\$	3,505	\$ 890

The following table summarizes selected cash flow information related to asset-based financings for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012:

<i>In billions of dollars</i>	2014	2013	2012
Cash flows received on retained interest and other net cash flows	\$ 0.1	\$ 0.2	\$ 1.7

At December 31, 2014 and 2013, the effects of adverse changes of 10% and 20% in the discount rate used to determine the fair value of retained interests are set forth in the tables below:

December 31, 2013	
<i>In millions of dollars</i>	Asset-based financing
Carrying value of retained interests ⁽¹⁾	\$ 95
Value of underlying portfolio	
Adverse change of 10%	\$ —
Adverse change of 20%	—

(1) Citi Holdings held no retained interests in asset-based financings as of December 31, 2014.

Municipal Securities Tender Option Bond (TOB) Trusts

TOB trusts hold fixed- and floating-rate, taxable and tax-exempt securities issued by state and local governments and municipalities. The trusts are typically single-issuer trusts whose assets are purchased from the Company or from other investors in the municipal securities market. The TOB trusts fund the purchase of their assets by issuing long-term, putable floating rate certificates (Floaters) and residual certificates (Residuals). The trusts are referred to as TOB trusts because the Floater holders have the ability to tender their interests periodically back to the issuing trust, as described further below. The Floaters and Residuals evidence beneficial ownership interests in, and are collateralized by, the underlying assets of the trust. The Floaters are held by third-party investors, typically tax-exempt money market funds. The Residuals are typically held by the original owner of the municipal securities being financed.

The Floaters and the Residuals have a tenor that is equal to or shorter than the tenor of the underlying municipal bonds. The Residuals entitle their holders to the residual cash flows from the issuing trust, the interest income generated by the underlying municipal securities net of interest paid on the Floaters and trust expenses. The Residuals are rated based on the long-term rating of the underlying municipal bond. The Floaters bear variable interest rates that are reset periodically to a new market rate based on a spread to a high grade, short-term, tax-exempt index. The Floaters have a long-term rating based on the long-term rating of the underlying municipal bond and a short-term rating based on that of the liquidity provider to the trust.

There are two kinds of TOB trusts: customer TOB trusts and non-customer TOB trusts. Customer TOB trusts are trusts through which customers finance their investments in municipal securities. The Residuals are held by customers and the Floaters by third-party investors, typically tax-exempt money market funds. Non-customer TOB trusts are trusts through which the Company finances its own investments in municipal securities. In such trusts, the Company holds the Residuals, and third-party investors, typically tax-exempt money market funds, hold the Floaters.

The Company serves as remarketing agent to the trusts, placing the Floaters with third-party investors at inception, facilitating the periodic reset of the variable rate of interest on the Floaters, and remarketing any tendered Floaters. If Floaters are tendered and the Company (in its role as remarketing agent) is unable to find a new investor within a specified period of time, it can declare a failed remarketing, in which case the trust is unwound. The Company may, but is not obligated to, buy the Floaters into its own inventory. The level of the Company's inventory of Floaters fluctuates over time. At December 31, 2014 and 2013, the Company held \$3 million and \$176 million, respectively, of Floaters related to both customer and non-customer TOB trusts.

For certain non-customer trusts, the Company also provides credit enhancement. At December 31, 2014 and 2013 approximately \$198 million and \$230 million, respectively, of the municipal bonds owned by TOB trusts have a credit guarantee provided by the Company.

The Company provides liquidity to many of the outstanding trusts. If a trust is unwound early due to an event

other than a credit event on the underlying municipal bond, the underlying municipal bonds are sold in the market. If there is a shortfall in the trust's cash flows between the redemption price of the tendered Floaters and the proceeds from the sale of the underlying municipal bonds, the trust draws on a liquidity agreement in an amount equal to the shortfall. For customer TOBs where the Residual is less than 25% of the trust's capital structure, the Company has a reimbursement agreement with the Residual holder under which the Residual holder reimburses the Company for any payment made under the liquidity arrangement. Through this reimbursement agreement, the Residual holder remains economically exposed to fluctuations in value of the underlying municipal bonds. These reimbursement agreements are generally subject to daily margining based on changes in value of the underlying municipal bond. In cases where a third party provides liquidity to a non-customer TOB trust, a similar reimbursement arrangement is made whereby the Company (or a consolidated subsidiary of the Company) as Residual holder absorbs any losses incurred by the liquidity provider.

At December 31, 2014 and 2013, liquidity agreements provided with respect to customer TOB trusts totaled \$3.7 billion and \$3.9 billion, respectively, of which \$2.6 billion and \$2.8 billion, respectively, were offset by reimbursement agreements. For the remaining exposure related to TOB transactions, where the Residual owned by the customer was at least 25% of the bond value at the inception of the transaction, no reimbursement agreement was executed. The Company also provides other liquidity agreements or letters of credit to customer-sponsored municipal investment funds, which are not variable interest entities, and municipality-related issuers that totaled \$7.4 billion and \$5.4 billion as of December 31, 2014 and 2013, respectively. These liquidity agreements and letters of credit are offset by reimbursement agreements with various term-out provisions.

The Company considers the customer and non-customer TOB trusts to be VIEs. Customer TOB trusts are not consolidated by the Company. The Company has concluded that the power to direct the activities that most significantly impact the economic performance of the customer TOB trusts is primarily held by the customer Residual holder, which may unilaterally cause the sale of the trust's bonds.

Non-customer TOB trusts generally are consolidated. Similar to customer TOB trusts, the Company has concluded that the power over the non-customer TOB trusts is primarily held by the Residual holder, which may unilaterally cause the sale of the trust's bonds. Because the Company holds the Residual interest, and thus has the power to direct the activities that most significantly impact the trust's economic performance, it consolidates the non-customer TOB trusts.

Municipal Investments

Municipal investment transactions include debt and equity interests in partnerships that finance the construction and rehabilitation of low-income housing, facilitate lending in new or underserved markets, or finance the construction or operation of renewable municipal energy facilities. The Company generally invests in these partnerships as a limited partner and earns a return primarily through the receipt of tax credits and grants earned from the investments made by the partnership. The Company may also provide construction loans or permanent loans for the development or operation of real estate properties held by partnerships. These entities are generally considered VIEs. The power to direct the activities of these entities is typically held by the general partner. Accordingly, these entities are not consolidated by the Company.

Client Intermediation

Client intermediation transactions represent a range of transactions designed to provide investors with specified returns based on the returns of an underlying security, referenced asset or index. These transactions include credit-linked notes and equity-linked notes. In these transactions, the VIE typically obtains exposure to the underlying security, referenced asset or index through a derivative instrument, such as a total-return swap or a credit-default swap. In turn the VIE issues notes to investors that pay a return based on the specified underlying security, referenced asset or index. The VIE invests the proceeds in a financial asset or a guaranteed insurance contract that serves as collateral for the derivative contract over the term of the transaction. The Company's involvement in these transactions includes being the counterparty to the VIE's derivative instruments and investing in a portion of the notes issued by the VIE. In certain transactions, the investor's maximum risk of loss is limited, and the Company absorbs risk of loss above a specified level. The Company does not have the power to direct the activities of the VIEs that most significantly impact their economic performance, and thus it does not consolidate them.

The Company's maximum risk of loss in these transactions is defined as the amount invested in notes issued by the VIE and the notional amount of any risk of loss absorbed by the Company through a separate instrument issued by the VIE. The derivative instrument held by the Company may generate a receivable from the VIE (for example, where the Company purchases credit protection from the VIE in connection with the VIE's issuance of a credit-linked note), which is collateralized by the assets owned by the VIE. These derivative instruments are not considered variable interests, and any associated receivables are not included in the calculation of maximum exposure to the VIE.

The proceeds from new securitizations related to the Company's client intermediation transactions for the year ended December 31, 2014 totaled approximately \$2.0 billion.

Investment Funds

The Company is the investment manager for certain investment funds and retirement funds that invest in various asset classes including private equity, hedge funds, real estate, fixed income and infrastructure. The Company earns a management fee, which is a percentage of capital under management, and may earn performance fees. In addition, for some of these funds the Company has an ownership interest in the investment funds. The Company has also established a number of investment funds as opportunities for qualified employees to invest in private equity investments. The Company acts as investment manager to these funds and may provide employees with financing on both recourse and non-recourse bases for a portion of the employees' investment commitments.

The Company has determined that a majority of the investment entities managed by Citigroup are provided a deferral from the requirements of ASC 810, because they meet the criteria in Accounting Standards Update No. 2010-10, *Consolidation (Topic 810), Amendments for Certain Investment Funds* (ASU 2010-10). These entities continue to be evaluated under the requirements of ASC 810-10, prior to the implementation of SFAS 167 (FIN 46(R), *Consolidation of Variable Interest Entities*), which required that a VIE be consolidated by the party with a variable interest that will absorb a majority of the entity's expected losses or residual returns, or both. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements for a discussion of ASU 2015-02 which includes impending changes to targeted areas of consolidation guidance. When ASU 2015-02 becomes effective on January 1, 2016, it will eliminate the above noted deferral for certain investment entities pursuant to ASU 2010-10.

Trust Preferred Securities

The Company has previously raised financing through the issuance of trust preferred securities. In these transactions, the Company forms a statutory business trust and owns all of the voting equity shares of the trust. The trust issues preferred equity securities to third-party investors and invests the gross proceeds in junior subordinated deferrable interest debentures issued by the Company. The trusts have no assets, operations, revenues or cash flows other than those related to the issuance, administration and repayment of the preferred equity securities held by third-party investors. Obligations of the trusts are fully and unconditionally guaranteed by the Company.

Because the sole asset of each of the trusts is a receivable from the Company and the proceeds to the Company from the receivable exceed the Company's investment in the VIE's equity shares, the Company is not permitted to consolidate the trusts, even though it owns all of the voting equity shares of the trust, has fully guaranteed the trusts' obligations, and has the right to redeem the preferred securities in certain circumstances. The Company recognizes the subordinated debentures on its Consolidated Balance Sheet as long-term liabilities. (For additional information, see Note 18 to the Consolidated Financial Statements.)

23. DERIVATIVES ACTIVITIES

In the ordinary course of business, Citigroup enters into various types of derivative transactions. These derivative transactions include:

- *Futures and forward contracts*, which are commitments to buy or sell at a future date a financial instrument, commodity or currency at a contracted price and may be settled in cash or through delivery.
- *Swap contracts*, which are commitments to settle in cash at a future date or dates that may range from a few days to a number of years, based on differentials between specified indices or financial instruments, as applied to a notional principal amount.
- *Option contracts*, which give the purchaser, for a premium, the right, but not the obligation, to buy or sell within a specified time a financial instrument, commodity or currency at a contracted price that may also be settled in cash, based on differentials between specified indices or prices.

Swaps and forwards and some option contracts are over-the-counter (OTC) derivatives that are bilaterally negotiated with counterparties and settled with those counterparties, except for swap contracts that are novated and "cleared" through central counterparties (CCPs). Futures contracts and other option contracts are standardized contracts that are traded on an exchange with a CCP as the counterparty from the inception of the transaction. Citigroup enters into these derivative contracts relating to interest rate, foreign currency, commodity and other market/credit risks for the following reasons:

- *Trading Purposes*: Citigroup trades derivatives as an active market maker. Citigroup offers its customers derivatives in connection with their risk management actions to transfer, modify or reduce their interest rate, foreign exchange and other market/credit risks or for their own trading purposes. Citigroup also manages its derivative risk positions through offsetting trade activities, controls focused on price verification, and daily reporting of positions to senior managers.
- *Hedging*: Citigroup uses derivatives in connection with its risk-management activities to hedge certain risks or reposition the risk profile of the Company. For example, Citigroup issues fixed-rate long-term debt and then enters into a receive-fixed, pay-variable-rate interest rate swap with the same tenor and notional amount to convert the interest payments to a net variable-rate basis. This strategy is the most common form of an interest rate hedge, as it minimizes interest cost in certain yield curve environments. Derivatives are also used to manage risks inherent in specific groups of on-balance-sheet assets and liabilities, including AFS securities and borrowings, as well as other interest-sensitive assets and liabilities. In addition, foreign-exchange contracts are used to hedge non-U.S.-dollar-denominated debt, foreign-currency-denominated AFS securities and net investment exposures.

Derivatives may expose Citigroup to market, credit or liquidity risks in excess of the amounts recorded on the Consolidated Balance Sheet. Market risk on a derivative product is the exposure created by potential fluctuations in interest rates, foreign-exchange rates and other factors and is a function of the type of product, the volume of transactions, the tenor and terms of the agreement and the underlying volatility. Credit risk is the exposure to loss in the event of nonperformance by the other party to the transaction where the value of any collateral held is not adequate to cover such losses. The recognition in earnings of unrealized gains on these transactions is subject to management's assessment of the probability of counterparty default. Liquidity risk is the potential exposure that arises when the size of a derivative position may not be able to be monetized in a reasonable period of time and at a reasonable cost in periods of high volatility and financial stress.

Derivative transactions are customarily documented under industry standard master agreements that provide that, following an uncured payment default or other event of default, the non-defaulting party may promptly terminate all transactions between the parties and determine the net amount due to be paid to, or by, the defaulting party. Events of default include: (i) failure to make a payment on a derivatives transaction that remains uncured following applicable notice and grace periods, (ii) breach of agreement that remains uncured after applicable notice and grace periods, (iii) breach of a representation, (iv) cross default, either to third-party debt or to other derivative transactions entered into between the parties, or, in some cases, their affiliates, (v) the occurrence of a merger or consolidation which results in a party's becoming a materially weaker credit, and (vi) the cessation or repudiation of any applicable guarantee or other credit support document. Obligations under master netting agreements are often secured by collateral posted under an industry standard credit support annex to the master netting agreement. An event of default may also occur under a credit support annex if a party fails to make a collateral delivery that remains uncured following applicable notice and grace periods.

The netting and collateral rights incorporated in the master netting agreements are considered to be legally enforceable if a supportive legal opinion has been obtained from counsel of recognized standing that provides the requisite level of certainty regarding enforceability and that the exercise of rights by the non-defaulting party to terminate and close-out transactions on a net basis under these agreements will not be stayed or avoided under applicable law upon an event of default including bankruptcy, insolvency or similar proceeding.

A legal opinion may not be sought for certain jurisdictions where local law is silent or unclear as to the enforceability of such rights or where adverse case law or conflicting regulation may cast doubt on the enforceability of such rights. In some jurisdictions and for some counterparty types, the insolvency law may not provide the requisite level of certainty. For example, this may be the case for certain sovereigns, municipalities, central banks and U.S. pension plans.

Exposure to credit risk on derivatives is affected by market volatility, which may impair the ability of counterparties to satisfy their obligations to the Company. Credit limits are established and closely monitored for customers engaged in derivatives transactions. Citi considers the level of legal certainty regarding enforceability of its offsetting rights under master netting agreements and credit support annexes to be an important factor in its risk management process. Specifically, Citi generally transacts much lower volumes of derivatives under master netting agreements where Citi does not have the requisite level of legal certainty regarding enforceability, because such derivatives consume greater amounts of single counterparty credit limits than those executed under enforceable master netting agreements.

Cash collateral and security collateral in the form of G10 government debt securities is often posted by a party to a master netting agreement to secure the net open exposure of the other party; the receiving party is free to commingle/rehypothecate such collateral in the ordinary course of its business. Nonstandard collateral such as corporate bonds, municipal bonds, U.S. agency securities and/or MBS may also be pledged as collateral for derivative transactions. Security collateral posted to open and maintain a master netting agreement with a counterparty, in the form of cash and/or securities, may from time to time be segregated in an account at a third-party custodian pursuant to a tri-party account control agreement.

Information pertaining to Citigroup's derivative activity, based on notional amounts, as of December 31, 2014 and December 31, 2013, is presented in the table below. Derivative notional amounts are reference amounts from which contractual payments are derived and, in Citigroup's view, do not accurately represent a measure of Citi's exposure to derivative transactions. Rather, as discussed above, Citi's derivative exposure arises primarily from market fluctuations (i.e., market risk), counterparty failure (i.e., credit risk) and/or periods of high volatility or financial stress (i.e., liquidity

risk), as well as any market valuation adjustments that may be required on the transactions. Moreover, notional amounts do not reflect the netting of offsetting trades (also as discussed above). For example, if Citi enters into an interest rate swap with \$100 million notional, and offsets this risk with an identical but opposite position with a different counterparty, \$200 million in derivative notionals is reported, although these offsetting positions may result in de minimus overall market risk. Aggregate derivative notional amounts can fluctuate from period-to-period in the normal course of business based on Citi's market share, levels of client activity and other factors.

Derivative Notionals

	Hedging instruments under ASC 815 ⁽¹⁾⁽²⁾		Other derivative instruments			
			Trading derivatives		Management hedges ⁽³⁾	
	December 31, 2014	December 31, 2013	December 31, 2014	December 31, 2013	December 31, 2014	December 31, 2013
<i>In millions of dollars</i>						
Interest rate contracts						
Swaps	\$ 163,348	\$ 132,823	\$ 31,906,549	\$ 36,370,196	\$ 31,945	\$ 93,286
Futures and forwards	—	20	7,044,990	6,129,742	42,305	61,398
Written options	—	—	3,311,751	3,342,832	3,913	3,103
Purchased options	—	—	3,171,056	3,240,990	4,910	3,185
Total interest rate contract notionals	\$ 163,348	\$ 132,843	\$ 45,434,346	\$ 49,083,760	\$ 83,073	\$ 160,972
Foreign exchange contracts						
Swaps	\$ 25,157	\$ 22,402	\$ 4,567,977	\$ 3,298,500	\$ 23,990	\$ 20,013
Futures and forwards	73,219	79,646	2,154,773	1,982,303	7,069	14,226
Written options	—	101	1,343,520	1,037,433	432	—
Purchased options	—	106	1,363,382	1,029,872	432	71
Total foreign exchange contract notionals	\$ 98,376	\$ 102,255	\$ 9,429,652	\$ 7,348,108	\$ 31,923	\$ 34,310
Equity contracts						
Swaps	\$ —	\$ —	\$ 131,344	\$ 100,019	\$ —	\$ —
Futures and forwards	—	—	30,510	23,161	—	—
Written options	—	—	305,627	333,945	—	—
Purchased options	—	—	275,216	266,570	—	—
Total equity contract notionals	\$ —	\$ —	\$ 742,697	\$ 723,695	\$ —	\$ —
Commodity and other contracts						
Swaps	\$ —	\$ —	\$ 90,817	\$ 81,112	\$ —	\$ —
Futures and forwards	1,089	—	106,021	98,265	—	—
Written options	—	—	104,581	100,482	—	—
Purchased options	—	—	95,567	97,626	—	—
Total commodity and other contract notionals	\$ 1,089	\$ —	\$ 396,986	\$ 377,485	\$ —	\$ —
Credit derivatives⁽⁴⁾						
Protection sold	\$ —	\$ —	\$ 1,063,858	\$ 1,143,363	\$ —	\$ —
Protection purchased	—	95	1,100,369	1,195,223	16,018	19,744
Total credit derivatives	\$ —	\$ 95	\$ 2,164,227	\$ 2,338,586	\$ 16,018	\$ 19,744
Total derivative notionals	\$ 262,813	\$ 235,193	\$ 58,167,908	\$ 59,871,634	\$ 131,014	\$ 215,026

(1) The notional amounts presented in this table do not include hedge accounting relationships under ASC 815 where Citigroup is hedging the foreign currency risk of a net investment in a foreign operation by issuing a foreign-currency-denominated debt instrument. The notional amount of such debt was \$3,752 million and \$6,450 million at December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively.

(2) Derivatives in hedge accounting relationships accounted for under ASC 815 are recorded in either *Other assets/Other liabilities* or *Trading account assets/Trading account liabilities* on the Consolidated Balance Sheet.

- (3) Management hedges represent derivative instruments used to mitigate certain economic risks, but for which hedge accounting is not applied. These derivatives are recorded in either *Other assets/Other liabilities* or *Trading account assets/Trading account liabilities* on the Consolidated Balance Sheet.
- (4) Credit derivatives are arrangements designed to allow one party (protection buyer) to transfer the credit risk of a "reference asset" to another party (protection seller). These arrangements allow a protection seller to assume the credit risk associated with the reference asset without directly purchasing that asset. The Company enters into credit derivative positions for purposes such as risk management, yield enhancement, reduction of credit concentrations and diversification of overall risk.

The following tables present the gross and net fair values of the Company's derivative transactions, and the related offsetting amounts permitted under ASC 210-20-45 and ASC 815-10-45, as of December 31, 2014 and December 31, 2013. Under ASC 210-20-45, gross positive fair values are offset against gross negative fair values by counterparty pursuant to enforceable master netting agreements. Under ASC 815-10-45, payables and receivables in respect of cash collateral received from or paid to a given counterparty pursuant to a credit support annex are included in the offsetting amount if a legal opinion supporting enforceability of netting and collateral rights has been obtained. GAAP does not permit similar offsetting for security collateral. The table also includes amounts that are not permitted to be offset under ASC 210-20-45 and ASC 815-10-45, such as security collateral posted or cash collateral posted at third-party custodians, but would be eligible for offsetting to the extent an event of default occurred and a legal opinion supporting enforceability of the netting and collateral rights has been obtained.

Derivative Mark-to-Market (MTM) Receivables/Payables

In millions of dollars at December 31, 2014

	Derivatives classified in Trading account assets / liabilities ⁽¹⁾⁽³⁾⁽⁵⁾		Derivatives classified in Other assets / liabilities ⁽²⁾⁽³⁾	
	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
Derivatives instruments designated as ASC 815 hedges				
Over-the-counter	\$ 1,508	\$ 204	\$ 3,117	\$ 414
Cleared	4,300	868	—	25
Interest rate contracts	\$ 5,808	\$ 1,072	\$ 3,117	\$ 439
Over-the-counter	\$ 3,885	\$ 743	\$ 678	\$ 588
Foreign exchange contracts	\$ 3,885	\$ 743	\$ 678	\$ 588
Total derivative instruments designated as ASC 815 hedges	\$ 9,693	\$ 1,815	\$ 3,795	\$ 1,027
Derivatives instruments not designated as ASC 815 hedges				
Over-the-counter	\$ 376,778	\$ 359,689	\$ 106	\$ —
Cleared	255,847	261,499	6	21
Exchange traded	20	22	141	164
Interest rate contracts	\$ 632,645	\$ 621,210	\$ 253	\$ 185
Over-the-counter	\$ 151,736	\$ 157,650	\$ —	\$ 17
Cleared	366	387	—	—
Exchange traded	7	46	—	—
Foreign exchange contracts	\$ 152,109	\$ 158,083	\$ —	\$ 17
Over-the-counter	\$ 20,425	\$ 28,333	\$ —	\$ —
Cleared	16	35	—	—
Exchange traded	4,311	4,101	—	—
Equity contracts	\$ 24,752	\$ 32,469	\$ —	\$ —
Over-the-counter	\$ 19,943	\$ 23,103	\$ —	\$ —
Exchange traded	3,577	3,083	—	—
Commodity and other contracts	\$ 23,520	\$ 26,186	\$ —	\$ —
Over-the-counter	\$ 39,412	\$ 39,439	\$ 265	\$ 384
Cleared	4,106	3,991	13	171
Credit derivatives⁽⁴⁾	\$ 43,518	\$ 43,430	\$ 278	\$ 555
Total derivatives instruments not designated as ASC 815 hedges	\$ 876,544	\$ 881,378	\$ 531	\$ 757
Total derivatives	\$ 886,237	\$ 883,193	\$ 4,326	\$ 1,784
Cash collateral paid/received ⁽⁵⁾⁽⁶⁾	\$ 6,523	\$ 9,846	\$ 123	\$ 7
Less: Netting agreements ⁽⁷⁾	(777,178)	(777,178)	—	—
Less: Netting cash collateral received/paid ⁽⁶⁾	(47,625)	(47,769)	(1,791)	(15)
Net receivables/payables included on the consolidated balance sheet⁽⁹⁾	\$ 67,957	\$ 68,092	\$ 2,658	\$ 1,776
Additional amounts subject to an enforceable master netting agreement but not offset on the Consolidated Balance Sheet				
Less: Cash collateral received/paid	\$ (867)	\$ (11)	\$ —	\$ —
Less: Non-cash collateral received/paid	(10,043)	(6,264)	(1,293)	—
Total net receivables/payables⁽⁹⁾	\$ 57,047	\$ 61,817	\$ 1,365	\$ 1,776

(1) The trading derivatives fair values are presented in Note 13 to the Consolidated Financial Statements.

(2) Derivative mark-to-market receivables/payables related to management hedges are recorded in either *Other assets/Other liabilities* or *Trading account assets/Trading account liabilities*.

(3) Over-the-counter (OTC) derivatives are derivatives executed and settled bilaterally with counterparties without the use of an organized exchange or central clearing house. Cleared derivatives include derivatives executed bilaterally with a counterparty in the OTC market but then novated to a central clearing house, whereby the central clearing house becomes the counterparty to both of the original counterparties. Exchange traded derivatives include derivatives executed directly on an organized exchange that provides pre-trade price transparency.

(4) The credit derivatives trading assets comprise \$18,430 million related to protection purchased and \$25,088 million related to protection sold as of December 31, 2014. The credit derivatives trading liabilities comprise \$25,972 million related to protection purchased and \$17,458 million related to protection sold as of December 31, 2014.

(5) For the trading account assets/liabilities, reflects the net amount of the \$54,292 million and \$57,471 million of gross cash collateral paid and received, respectively. Of the gross cash collateral paid, \$47,769 million was used to offset trading derivative liabilities and, of the gross cash collateral received, \$47,625 million was used to offset trading derivative assets.

(6) For cash collateral paid with respect to non-trading derivative liabilities, reflects the net amount of \$138 million the gross cash collateral received, of which \$15 million is netted against OTC non-trading derivative positions within *Other liabilities*. For cash collateral received with respect to non-trading derivative

- liabilities, reflects the net amount of \$1,798 million of the gross cash collateral received, of which \$1,791 million is netted against OTC non-trading derivative positions within *Other assets*.
- (7) Represents the netting of derivative receivable and payable balances with the same counterparty under enforceable netting agreements. Approximately \$510 billion, \$264 billion and \$3 billion of the netting against trading account asset/liability balances is attributable to each of the OTC, cleared and exchange traded derivatives, respectively.
- (8) Represents the netting of cash collateral paid and received by counterparty under enforceable credit support agreements. Substantially all cash collateral received is netted against OTC derivative assets. Cash collateral paid of approximately \$46 billion and \$2 billion is netted against each of the OTC and cleared derivative liabilities, respectively.
- (9) The net receivables/payables include approximately \$11 billion derivative asset and \$10 billion of derivative liability fair values not subject to enforceable master netting agreements.

In millions of dollars at December 31, 2013

	Derivatives classified in Trading account assets / liabilities ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾		Derivatives classified in Other assets / liabilities ⁽²⁾⁽³⁾	
	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
Derivatives instruments designated as ASC 815 hedges				
Over-the-counter	\$ 956	\$ 306	\$ 3,082	\$ 854
Cleared	2,505	585	5	—
Interest rate contracts	\$ 3,461	\$ 891	\$ 3,087	\$ 854
Over-the-counter	\$ 1,540	\$ 1,244	\$ 989	\$ 293
Foreign exchange contracts	\$ 1,540	\$ 1,244	\$ 989	\$ 293
Over-the-counter	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 2
Credit derivatives	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 2
Total derivative instruments designated as ASC 815 hedges	\$ 5,001	\$ 2,135	\$ 4,076	\$ 1,149
Derivatives instruments not designated as ASC 815 hedges				
Over-the-counter	\$ 313,772	\$ 297,115	\$ 37	\$ 9
Cleared	311,114	319,190	27	5
Exchange traded	33	30	—	—
Interest rate contracts	\$ 624,919	\$ 616,335	\$ 64	\$ 14
Over-the-counter	\$ 89,847	\$ 86,147	\$ 79	\$ 3
Cleared	1,119	1,191	—	—
Exchange traded	48	55	—	—
Foreign exchange contracts	\$ 91,014	\$ 87,393	\$ 79	\$ 3
Over-the-counter	\$ 19,080	\$ 28,458	\$ —	\$ —
Exchange traded	5,797	5,834	—	—
Equity contracts	\$ 24,877	\$ 34,292	\$ —	\$ —
Over-the-counter	\$ 7,921	\$ 9,059	\$ —	\$ —
Exchange traded	1,161	1,111	—	—
Commodity and other contracts	\$ 9,082	\$ 10,170	\$ —	\$ —
Over-the-counter	\$ 38,496	\$ 38,247	\$ 71	\$ 563
Cleared	1,850	2,547	—	—
Credit derivatives⁽⁴⁾	\$ 40,346	\$ 40,794	\$ 71	\$ 563
Total Derivatives instruments not designated as ASC 815 hedges	\$ 790,238	\$ 788,984	\$ 214	\$ 580
Total derivatives	\$ 795,239	\$ 791,119	\$ 4,290	\$ 1,729
Cash collateral paid/received ⁽⁵⁾⁽⁶⁾	\$ 6,073	\$ 8,827	\$ 82	\$ 282
Less: Netting agreements ⁽⁷⁾	(713,598)	(713,598)	—	—
Less: Netting cash collateral received/paid ⁽⁸⁾	(34,893)	(39,094)	(2,951)	—
Net receivables/payables included on the Consolidated Balance Sheet⁽⁹⁾	\$ 52,821	\$ 47,254	\$ 1,421	\$ 2,011
Additional amounts subject to an enforceable master netting agreement but not offset on the Consolidated Balance Sheet				
Less: Cash collateral received/paid	\$ (365)	\$ (5)	\$ —	\$ —
Less: Non-cash collateral received/paid	(7,478)	(3,345)	(341)	—
Total net receivables/payables⁽⁹⁾	\$ 44,978	\$ 43,904	\$ 1,080	\$ 2,011

- (1) The trading derivatives fair values are presented in Note 13 to the Consolidated Financial Statements.
- (2) Derivative mark-to-market receivables/payables related to management hedges are recorded in either *Other assets/Other liabilities* or *Trading account assets/Trading account liabilities*.
- (3) Over-the-counter (OTC) derivatives include derivatives executed and settled bilaterally with counterparties without the use of an organized exchange or central clearing house. Cleared derivatives include derivatives executed bilaterally with a counterparty in the OTC market but then novated to a central clearing house, whereby the central clearing house becomes the counterparty to both of the original counterparties. Exchange traded derivatives include derivatives executed directly on an organized exchange that provides pre-trade price transparency.
- (4) The credit derivatives trading assets comprise \$13,673 million related to protection purchased and \$26,673 million related to protection sold as of December 31, 2013. The credit derivatives trading liabilities comprise \$28,158 million related to protection purchased and \$12,636 million related to protection sold as of December 31, 2013.
- (5) For the trading account assets/liabilities, reflects the net amount of the \$45,167 million and \$43,720 million of gross cash collateral paid and received, respectively. Of the gross cash collateral paid, \$39,094 million was used to offset derivative liabilities and, of the gross cash collateral received, \$34,893 million was used to offset derivative assets.
- (6) For cash collateral received with respect to non-trading derivative liabilities, reflects the net amount of \$3,233 million of gross cash collateral received of which \$2,951 million is netted against non-trading derivative positions within other assets.
- (7) Represents the netting of derivative receivable and payable balances with the same counterparty under enforceable netting agreements. Approximately \$392 billion, \$317 billion and \$5 billion of the netting against trading account asset/liability balances is attributable to each of the OTC, cleared and exchange-traded derivatives, respectively.
- (8) Represents the netting of cash collateral paid and received by counterparty under enforceable credit support agreements. Substantially all cash collateral received is netted against OTC derivative assets. Cash collateral paid of approximately \$33 billion and \$6 billion is netted against OTC and cleared and exchange-traded derivatives, respectively.
- (9) The net receivables/payables include approximately \$16 billion of both derivative asset and liability fair values not subject to enforceable master netting agreements.

For the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012, the amounts recognized in *Principal transactions* in the Consolidated Statement of Income related to derivatives not designated in a qualifying hedging relationship, as well as the underlying non-derivative instruments, are presented in Note 6 to the Consolidated Financial Statements. Citigroup presents this disclosure by business classification, showing derivative gains and losses related to its trading activities together with gains and losses related to non-derivative instruments within the same trading portfolios, as this represents the way these portfolios are risk managed.

The amounts recognized in *Other revenue* in the Consolidated Statement of Income for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012 related to derivatives not designated in a qualifying hedging relationship are shown below. The table below does not include any offsetting gains/losses on the economically hedged items to the extent such amounts are also recorded in *Other revenue*.

	Gains (losses) included in Other revenue		
	Year ended December 31,		
In millions of dollars	2014	2013	2012
Interest rate contracts	\$ (227)	\$ 208	\$ (405)
Foreign exchange	14	(41)	144
Credit derivatives	(150)	(594)	(1,022)
Total Citigroup	\$ (363)	\$ (427)	\$ (1,283)

Accounting for Derivative Hedging

Citigroup accounts for its hedging activities in accordance with ASC 815, *Derivatives and Hedging*. As a general rule, hedge accounting is permitted where the Company is exposed to a particular risk, such as interest-rate or foreign-exchange risk, that causes changes in the fair value of an asset or liability or variability in the expected future cash flows of an existing asset, liability or a forecasted transaction that may affect earnings.

Derivative contracts hedging the risks associated with changes in fair value are referred to as fair value hedges, while contracts hedging the variability of expected future cash flows are cash flow hedges. Hedges that utilize derivatives or debt instruments to manage the foreign exchange risk associated with equity investments in non-U.S.-dollar-functional-currency foreign subsidiaries (net investment in a foreign operation) are net investment hedges.

If certain hedging criteria specified in ASC 815 are met, including testing for hedge effectiveness, hedge accounting may be applied. The hedge effectiveness assessment methodologies for similar hedges are performed in a similar manner and are used consistently throughout the hedging relationships. For fair value hedges, changes in the value of the hedging derivative, as well as changes in the value of the related hedged item due to the risk being hedged are reflected in current earnings. For cash flow hedges and net investment hedges, changes in the value of the hedging derivative are reflected in *Accumulated other comprehensive income (loss)* in Citigroup's stockholders' equity to the extent the hedge is highly effective. Hedge ineffectiveness, in either case, is reflected in current earnings.

For asset/liability management hedging, fixed-rate long-term debt is recorded at amortized cost under GAAP. However, by designating an interest rate swap contract as a hedging instrument and electing to apply ASC 815 fair value hedge accounting, the carrying value of the debt is adjusted for changes in the benchmark interest rate, with such changes in value recorded in current earnings. The related interest-rate swap also is recorded on the balance sheet at fair value, with any changes in fair value also reflected in earnings. Thus, any

ineffectiveness resulting from the hedging relationship is captured in current earnings.

Alternatively, for management hedges, that do not meet the ASC 815 hedging criteria, only the derivative is recorded at fair value on the balance sheet, with the associated changes in fair value recorded in earnings, while the debt continues to be carried at amortized cost. Therefore, current earnings are affected only by the interest rate shifts and other factors that cause a change in the swap's value. This type of hedge is undertaken when hedging requirements cannot be achieved or management decides not to apply ASC 815 hedge accounting.

Another alternative is to elect to carry the debt at fair value under the fair value option. Once the irrevocable election is made upon issuance of the debt, the full changes in fair value of the debt are reported in earnings. The related interest rate swap, with changes in fair value, is also reflected in earnings, which provides a natural offset to the debt's fair value change. To the extent the two offsets are not exactly equal because the full change in the fair value of the debt includes risks not offset by the interest rate swap, the difference is captured in current earnings.

The key requirements to achieve ASC 815 hedge accounting are documentation of a hedging strategy and specific hedge relationships at hedge inception and substantiating hedge effectiveness on an ongoing basis. A derivative must be highly effective in accomplishing the hedge objective of offsetting either changes in the fair value or cash flows of the hedged item for the risk being hedged. Any ineffectiveness in the hedge relationship is recognized in current earnings. The assessment of effectiveness may exclude changes in the value of the hedged item that are unrelated to the risks being hedged. Similarly, the assessment of effectiveness may exclude changes in the fair value of a derivative related to time value that, if excluded, are recognized in current earnings.

Fair Value Hedges

Hedging of benchmark interest rate risk

Citigroup hedges exposure to changes in the fair value of outstanding fixed-rate issued debt and certificates of deposit. These hedges are designated as fair value hedges of the benchmark interest rate risk associated with the currency of the hedged liability. The fixed cash flows of the hedged items are converted to benchmark variable-rate cash flows by entering into receive-fixed, pay-variable interest rate swaps. These fair value hedge relationships use either regression or dollar-offset ratio analysis to assess whether the hedging relationships are highly effective at inception and on an ongoing basis.

Citigroup also hedges exposure to changes in the fair value of fixed-rate assets, including available-for-sale debt securities and loans. The hedging instruments used are receive-variable, pay-fixed interest rate swaps. These fair value hedging relationships use either regression or dollar-offset ratio analysis to assess whether the hedging relationships are highly effective at inception and on an ongoing basis.

Hedging of foreign exchange risk

Citigroup hedges the change in fair value attributable to foreign-exchange rate movements in available-for-sale securities that are denominated in currencies other than the functional currency of the entity holding the securities, which may be within or outside the U.S. The hedging instrument employed is generally a forward foreign-exchange contract. In this hedge, the change in fair value of the hedged available-for-sale security attributable to the portion of foreign exchange risk hedged is reported in earnings, and not *Accumulated other comprehensive income (loss)*—which serves to offset the change in fair value of the forward contract that is also reflected in earnings. Citigroup considers the premium associated with forward contracts (i.e., the differential between spot and contractual forward rates) as the cost of hedging; this is excluded from the assessment of hedge effectiveness and reflected directly in earnings. The dollar-offset method is used to assess hedge effectiveness. Since that assessment is based on changes in fair value attributable to changes in spot rates on both the available-for-sale securities and the forward contracts for the portion of the relationship hedged, the amount of hedge ineffectiveness is not significant.

The following table summarizes the gains (losses) on the Company's fair value hedges for the years ended December 31, 2014 and 2013 and 2012:

In millions of dollars	Gains (losses) on fair value hedges ⁽¹⁾		
	Year ended December 31,		
	2014	2013	2012
Gain (loss) on the derivatives in designated and qualifying fair value hedges			
Interest rate contracts	\$ 1,546	\$ (3,288)	\$ 122
Foreign exchange contracts	1,367	265	377
Commodity contracts	(221)	—	—
Total gain (loss) on the derivatives in designated and qualifying fair value hedges	\$ 2,692	\$ (3,023)	\$ 499
Gain (loss) on the hedged item in designated and qualifying fair value hedges			
Interest rate hedges	\$ (1,496)	\$ 3,204	\$ (371)
Foreign exchange hedges	(1,422)	(185)	(331)
Commodity hedges	250	—	—
Total gain (loss) on the hedged item in designated and qualifying fair value hedges	\$ (2,668)	\$ 3,019	\$ (702)
Hedge ineffectiveness recognized in earnings on designated and qualifying fair value hedges			
Interest rate hedges	\$ 53	\$ (84)	\$ (249)
Foreign exchange hedges	(16)	(4)	16
Total hedge ineffectiveness recognized in earnings on designated and qualifying fair value hedges	\$ 37	\$ (88)	\$ (233)
Net gain (loss) excluded from assessment of the effectiveness of fair value hedges			
Interest rate contracts	\$ (3)	\$ —	\$ —
Foreign exchange contracts ⁽²⁾	(39)	84	30
Commodity hedges ⁽²⁾	29	—	—
Total net gain (loss) excluded from assessment of the effectiveness of fair value hedges	\$ (13)	\$ 84	\$ 30

(1) Amounts are included in *Other revenue* on the Consolidated Statement of Income. The accrued interest income on fair value hedges is recorded in *Net interest revenue* and is excluded from this table.

(2) Amounts relate to the premium associated with forward contracts (differential between spot and contractual forward rates). These amounts are excluded from the assessment of hedge effectiveness and are reflected directly in earnings.

Cash Flow Hedges

Hedging of benchmark interest rate risk

Citigroup hedges variable cash flows associated with floating-rate liabilities and the rollover (re-issuance) of liabilities. Variable cash flows from those liabilities are converted to fixed-rate cash flows by entering into receive-variable, pay-fixed interest rate swaps and receive-variable, pay-fixed forward-starting interest rate swaps. Citi also hedges variable cash flows from recognized and forecasted floating-rate assets. Variable cash flows from those assets are converted to fixed-rate cash flows by entering into receive-fixed, pay-variable interest rate swaps. These cash-flow hedging relationships use either regression analysis or dollar-offset ratio analysis to assess whether the hedging relationships are highly effective at inception and on an ongoing basis. When certain variable interest rates, associated with hedged items, do not qualify as benchmark interest rates, Citigroup designates the risk being hedged as the risk of overall changes in the hedged cash flows. Since efforts are made to match the terms of the derivatives to those of the hedged forecasted cash flows as closely as possible, the amount of hedge ineffectiveness is not significant.

Hedging of foreign exchange risk

Citigroup locks in the functional currency equivalent cash flows of long-term debt and short-term borrowings that are denominated in currencies other than the functional currency of the issuing entity. Depending on the risk management objectives, these types of hedges are designated as either cash flow hedges of only foreign exchange risk or cash flow hedges of both foreign exchange and interest rate risk, and the hedging instruments used are foreign exchange cross-currency swaps and forward contracts. These cash flow hedge relationships use dollar-offset ratio analysis to determine whether the hedging relationships are highly effective at inception and on an ongoing basis.

Hedging of overall changes in cash flows

Citigroup makes purchases of certain "to-be-announced" (TBA) mortgage-backed securities that meet the definition of a derivative (i.e. a forward securities purchase). Citigroup commonly designates these derivatives as hedges of the overall cash flow variability related to the forecasted acquisition of the TBA mortgage-backed securities. Since the hedged transaction is the gross settlement of the forward contract, hedge effectiveness is assessed by assuring that the terms of the hedging instrument and the hedged

forecasted transaction are the same and that delivery of the securities remains probable.

Hedging total return

Citigroup generally manages the risk associated with leveraged loans it has originated or in which it participates by transferring a majority of its exposure to the market through SPEs prior to or shortly after funding. Retained exposures to leveraged loans receivable are generally hedged using total return swaps.

The amount of hedge ineffectiveness on the cash flow hedges recognized in earnings for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012 is not significant. The pretax change in *Accumulated other comprehensive income (loss)* from cash flow hedges is presented below:

In millions of dollars	Year ended December 31,		
	2014	2013	2012
Effective portion of cash flow hedges included in AOCI			
Interest rate contracts	\$ 299	\$ 749	\$ (322)
Foreign exchange contracts	(167)	34	143
Credit derivatives	2	14	—
Total effective portion of cash flow hedges included in AOCI	\$ 134	\$ 797	\$ (179)
Effective portion of cash flow hedges reclassified from AOCI to earnings			
Interest rate contracts	\$ (260)	\$ (700)	\$ (837)
Foreign exchange contracts	(149)	(176)	(180)
Total effective portion of cash flow hedges reclassified from AOCI to earnings⁽¹⁾	\$ (409)	\$ (876)	\$ (1,017)

(1) Included primarily in *Other revenue* and *Net interest revenue* on the Consolidated Income Statement.

For cash flow hedges, the changes in the fair value of the hedging derivative remaining in *Accumulated other comprehensive income (loss)* on the Consolidated Balance Sheet will be included in the earnings of future periods to offset the variability of the hedged cash flows when such cash flows affect earnings. The net loss associated with cash flow hedges expected to be reclassified from *Accumulated other comprehensive income (loss)* within 12 months of December 31, 2014 is approximately \$0.4 billion. The maximum length of time over which forecasted cash flows are hedged is 10 years.

The after-tax impact of cash flow hedges on AOCI is shown in Note 20 to the Consolidated Financial Statements.

Net Investment Hedges

Consistent with ASC 830-20, *Foreign Currency Matters—Foreign Currency Transactions*, ASC 815 allows hedging of the foreign currency risk of a net investment in a foreign operation. Citigroup uses foreign currency forwards, options and foreign-currency-denominated debt instruments to manage the foreign exchange risk associated with Citigroup's equity investments in several non-U.S.-dollar-functional-currency foreign subsidiaries. Citigroup records the change in the carrying amount of these investments in the *Foreign currency translation adjustment* account within *Accumulated other comprehensive income (loss)*. Simultaneously, the effective portion of the hedge of this exposure is also recorded in the *Foreign currency translation adjustment* account and the ineffective portion, if any, is immediately recorded in earnings.

For derivatives designated as net investment hedges, Citigroup follows the forward-rate method outlined in ASC

815-35-35-16 through 35-26. According to that method, all changes in fair value, including changes related to the forward-rate component of the foreign currency forward contracts and the time value of foreign currency options, are recorded in the *Foreign currency translation adjustment* account within *Accumulated other comprehensive income (loss)*.

For foreign-currency-denominated debt instruments that are designated as hedges of net investments, the translation gain or loss that is recorded in the *Foreign currency translation adjustment* account is based on the spot exchange rate between the functional currency of the respective subsidiary and the U.S. dollar, which is the functional currency of Citigroup. To the extent the notional amount of the hedging instrument exactly matches the hedged net investment and the underlying exchange rate of the derivative hedging instrument relates to the exchange rate between the functional currency of the net investment and Citigroup's functional currency (or, in the case of a non-derivative debt instrument, such instrument is denominated in the functional currency of the net investment), no ineffectiveness is recorded in earnings.

The pretax gain (loss) recorded in the *Foreign currency translation adjustment* account within *Accumulated other comprehensive income (loss)*, related to the effective portion of the net investment hedges, is \$2,890 million, \$2,370 million and \$(3,829) million for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012, respectively.

Credit Derivatives

Citi is a market maker and trades a range of credit derivatives. Through these contracts, Citi either purchases or writes protection on either a single name or a portfolio of reference credits. Citi also uses credit derivatives to help mitigate credit risk in its corporate and consumer loan portfolios and other cash positions, and to facilitate client transactions.

Citi monitors its counterparty credit risk in credit derivative contracts. As of December 31, 2014 and 2013, approximately 98% of the gross receivables are from counterparties with which Citi maintains collateral agreements. A majority of Citi's top 15 counterparties (by receivable balance owed to Citi) are banks, financial institutions or other dealers. Contracts with these counterparties do not include ratings-based termination events. However, counterparty ratings downgrades may have an incremental effect by lowering the threshold at which Citi may call for additional collateral.

The range of credit derivatives entered into includes credit default swaps, total return swaps, credit options and credit-linked notes.

A credit default swap is a contract in which, for a fee, a protection seller agrees to reimburse a protection buyer for any losses that occur due to a predefined credit event on a reference entity. These credit events are defined by the terms of the derivative contract and the reference credit and are generally limited to the market standard of failure to pay on indebtedness and bankruptcy of the reference credit and, in a more limited range of transactions, debt restructuring. Credit derivative transactions that reference emerging market entities will also typically include additional credit events to cover the acceleration of indebtedness and the risk of repudiation or a payment moratorium. In certain transactions, protection may be provided on a portfolio of reference entities or asset-backed securities. If there is no credit event, as defined by the specific derivative contract, then the protection seller makes no payments to the protection buyer and receives only the contractually specified fee. However, if a credit event occurs as defined in the specific derivative contract sold, the protection seller will be required to make a payment to the protection buyer. Under certain contracts, the seller of protection may not be required to make payment until a specified amount of losses has occurred with respect to the portfolio and/or may only be required to pay for losses up to a specified amount.

A total return swap typically transfers the total economic performance of a reference asset, which includes all associated cash flows, as well as capital appreciation or depreciation. The protection buyer receives a floating rate of interest and any depreciation on the reference asset from the protection seller and, in return, the protection seller receives the cash flows associated with the reference asset plus any appreciation. Thus, according to the total return swap agreement, the protection seller will be obligated to make a payment any time the floating interest rate payment plus any depreciation of the reference asset exceeds the cash flows associated with the underlying asset. A total return swap may terminate upon a default of the reference asset or a credit event with respect to the reference entity subject to the provisions of the related

total return swap agreement between the protection seller and the protection buyer.

A credit option is a credit derivative that allows investors to trade or hedge changes in the credit quality of a reference entity. For example, in a credit spread option, the option writer assumes the obligation to purchase or sell credit protection on the reference entity at a specified "strike" spread level. The option purchaser buys the right to sell credit default protection on the reference entity to, or purchase it from, the option writer at the strike spread level. The payments on credit spread options depend either on a particular credit spread or the price of the underlying credit-sensitive asset or other reference. The options usually terminate if a credit event occurs with respect to the underlying reference entity.

A credit-linked note is a form of credit derivative structured as a debt security with an embedded credit default swap. The purchaser of the note effectively provides credit protection to the issuer by agreeing to receive a return that could be negatively affected by credit events on the underlying reference credit. If the reference entity defaults, the note may be cash settled or physically settled by delivery of a debt security of the reference entity. Thus, the maximum amount of the note purchaser's exposure is the amount paid for the credit-linked note.

The following tables summarize the key characteristics of Citi's credit derivatives portfolio by counterparty and derivative form as of December 31, 2014 and December 31, 2013:

<i>In millions of dollars at December 31, 2014</i>	Fair values		Notionals	
	Receivable ⁽¹⁾	Payable ⁽²⁾	Protection purchased	Protection sold
By industry/counterparty				
Banks	\$ 24,828	\$ 23,189	\$ 574,764	\$ 604,700
Broker-dealers	8,093	9,309	204,542	199,693
Non-financial	91	113	3,697	1,595
Insurance and other financial institutions	10,784	11,374	333,384	257,870
Total by industry/counterparty	\$ 43,796	\$ 43,985	\$ 1,116,387	\$ 1,063,858
By instrument				
Credit default swaps and options	\$ 42,930	\$ 42,201	\$ 1,094,199	\$ 1,054,671
Total return swaps and other	866	1,784	22,188	9,187
Total by instrument	\$ 43,796	\$ 43,985	\$ 1,116,387	\$ 1,063,858
By rating				
Investment grade	\$ 17,432	\$ 17,182	\$ 824,831	\$ 786,848
Non-investment grade	26,364	26,803	291,556	277,010
Total by rating	\$ 43,796	\$ 43,985	\$ 1,116,387	\$ 1,063,858
By maturity				
Within 1 year	\$ 4,356	\$ 4,278	\$ 250,489	\$ 229,502
From 1 to 5 years	34,692	35,160	790,251	772,001
After 5 years	4,748	4,547	75,647	62,355
Total by maturity	\$ 43,796	\$ 43,985	\$ 1,116,387	\$ 1,063,858

(1) The fair value amount receivable is composed of \$18,708 million under protection purchased and \$25,088 million under protection sold.

(2) The fair value amount payable is composed of \$26,527 million under protection purchased and \$17,458 million under protection sold.

In millions of dollars at December 31, 2013	Fair values		Notionals	
	Receivable ⁽¹⁾	Payable ⁽²⁾	Protection purchased	Protection sold
By industry/counterparty				
Banks	\$ 24,992	\$ 23,455	\$ 739,646	\$ 727,748
Broker-dealers	8,840	9,820	254,250	224,073
Non-financial	138	162	4,930	2,820
Insurance and other financial institutions	6,447	7,922	216,236	188,722
Total by industry/counterparty	\$ 40,417	\$ 41,359	\$ 1,215,062	\$ 1,143,363
By instrument				
Credit default swaps and options	\$ 40,233	\$ 39,930	\$ 1,201,716	\$ 1,141,864
Total return swaps and other	184	1,429	13,346	1,499
Total by instrument	\$ 40,417	\$ 41,359	\$ 1,215,062	\$ 1,143,363
By rating				
Investment grade	\$ 17,150	\$ 17,174	\$ 812,918	\$ 752,640
Non-investment grade	23,267	24,185	402,144	390,723
Total by rating	\$ 40,417	\$ 41,359	\$ 1,215,062	\$ 1,143,363
By maturity				
Within 1 year	\$ 2,901	\$ 3,262	\$ 254,305	\$ 221,562
From 1 to 5 years	31,674	32,349	883,879	853,391
After 5 years	5,842	5,748	76,878	68,410
Total by maturity	\$ 40,417	\$ 41,359	\$ 1,215,062	\$ 1,143,363

(1) The fair value amount receivable is composed of \$13,744 million under protection purchased and \$26,673 million under protection sold.

(2) The fair value amount payable is composed of \$28,723 million under protection purchased and \$12,636 million under protection sold.

Fair values included in the above tables are prior to application of any netting agreements and cash collateral. For notional amounts, Citi generally has a mismatch between the total notional amounts of protection purchased and sold, and it may hold the reference assets directly, rather than entering into offsetting credit derivative contracts as and when desired. The open risk exposures from credit derivative contracts are largely matched after certain cash positions in reference assets are considered and after notional amounts are adjusted, either to a duration-based equivalent basis or to reflect the level of subordination in tranching structures. The ratings of the credit derivatives portfolio presented in the tables and used to evaluate payment/performance risk are based on the assigned internal or external ratings of the referenced asset or entity. Where external ratings are used, investment-grade ratings are considered to be 'Baa/BBB' and above, while anything below is considered non-investment grade. Citi's internal ratings are in line with the related external rating system.

Citigroup evaluates the payment/performance risk of the credit derivatives for which it stands as a protection seller based on the credit rating assigned to the underlying referenced credit. Credit derivatives written on an underlying non-investment grade reference credit represent greater payment risk to the Company. The non-investment grade category in the table above also includes credit derivatives where the underlying referenced entity has been downgraded subsequent to the inception of the derivative.

The maximum potential amount of future payments under credit derivative contracts presented in the table above is based on the notional value of the derivatives. The Company believes that the notional amount for credit protection sold is not representative of the actual loss exposure based on historical experience. This amount has not been reduced by the value of the reference assets and the related cash flows. In accordance with most credit derivative contracts, should a credit event occur, the Company usually is liable for the difference between the protection sold and the value of the reference assets. Furthermore, the notional amount for credit protection sold has not been reduced for any cash collateral paid to a given counterparty, as such payments would be calculated after netting all derivative exposures, including any credit derivatives with that counterparty in accordance with a related master netting agreement. Due to such netting processes, determining the amount of collateral that corresponds to credit derivative exposures alone is not possible. The Company actively monitors open credit-risk exposures and manages this exposure by using a variety of strategies, including purchased credit derivatives, cash collateral or direct holdings of the referenced assets. This risk mitigation activity is not captured in the table above.

Credit-Risk-Related Contingent Features in Derivatives

Certain derivative instruments contain provisions that require the Company to either post additional collateral or immediately settle any outstanding liability balances upon the occurrence of a specified event related to the credit risk of the Company. These events, which are defined by the existing derivative contracts, are primarily downgrades in the credit ratings of the Company and its affiliates. The fair value (excluding CVA) of all derivative instruments with credit-risk-related contingent features that were in a net liability position at December 31, 2014 and December 31, 2013 was \$30 billion and \$26 billion, respectively. The Company had posted \$27 billion and \$24 billion as collateral for this exposure in the normal course of business as of December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively.

Each downgrade would trigger additional collateral or cash settlement requirements for the Company and its affiliates. In the event that each legal entity was downgraded a single notch by the three rating agencies as of December 31, 2014, the Company would be required to post an additional \$2.0 billion as either collateral or settlement of the derivative transactions. Additionally, the Company would be required to segregate with third-party custodians collateral previously received from existing derivative counterparties in the amount of \$0.1 billion upon the single notch downgrade, resulting in aggregate cash obligations and collateral requirements of approximately \$2.1 billion.

24. CONCENTRATIONS OF CREDIT RISK

Concentrations of credit risk exist when changes in economic, industry or geographic factors similarly affect groups of counterparties whose aggregate credit exposure is material in relation to Citigroup's total credit exposure. Although Citigroup's portfolio of financial instruments is broadly diversified along industry, product, and geographic lines, material transactions are completed with other financial institutions, particularly in the securities trading, derivatives and foreign exchange businesses.

In connection with the Company's efforts to maintain a diversified portfolio, the Company limits its exposure to any one geographic region, country or individual creditor and monitors this exposure on a continuous basis. At December 31, 2014, Citigroup's most significant concentration of credit risk was with the U.S. government and its agencies. The Company's exposure, which primarily results from trading assets and investments issued by the U.S. government and its agencies, amounted to \$216.3 billion and \$168.4 billion at December 31, 2014 and 2013, respectively. The Japanese and Mexican governments and their agencies, which are rated investment grade by both Moody's and S&P, were the next largest exposures. The Company's exposure to Japan amounted to \$32.0 billion and \$29.0 billion at December 31, 2014 and 2013, respectively, and was composed of investment securities, loans and trading assets. The Company's exposure to Mexico amounted to \$29.7 billion and \$37.0 billion at December 31, 2014 and 2013, respectively, and was composed of investment securities, loans and trading assets.

The Company's exposure to states and municipalities amounted to \$31.0 billion and \$33.1 billion at December 31, 2014 and 2013, respectively, and was composed of trading assets, investment securities, derivatives and lending activities.

25. FAIR VALUE MEASUREMENT

ASC 820-10 *Fair Value Measurement*, defines fair value, establishes a consistent framework for measuring fair value and requires disclosures about fair value measurements. Fair value is defined as the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. Among other things, the standard requires the Company to maximize the use of observable inputs and minimize the use of unobservable inputs when measuring fair value.

Under ASC 820-10, the probability of default of a counterparty is factored into the valuation of derivative positions and includes the impact of Citigroup's own credit risk on derivatives and other liabilities measured at fair value.

Fair Value Hierarchy

ASC 820-10 specifies a hierarchy of inputs based on whether the inputs are observable or unobservable. Observable inputs are developed using market data and reflect market participant assumptions, while unobservable inputs reflect the Company's market assumptions. These two types of inputs have created the following fair value hierarchy:

- Level 1: Quoted prices for *identical* instruments in active markets.
- Level 2: Quoted prices for *similar* instruments in active markets; quoted prices for identical or similar instruments in markets that are not active; and model-derived valuations in which all significant inputs and significant value drivers are *observable* in active markets.
- Level 3: Valuations derived from valuation techniques in which one or more significant inputs or significant value drivers are *unobservable*.

As required under the fair value hierarchy, the Company considers relevant and observable market inputs in its valuations where possible. The frequency of transactions, the size of the bid-ask spread and the amount of adjustment necessary when comparing similar transactions are all factors in determining the liquidity of markets and the relevance of observed prices in those markets.

The Company's policy with respect to transfers between levels of the fair value hierarchy is to recognize transfers into and out of each level as of the end of the reporting period.

Determination of Fair Value

For assets and liabilities carried at fair value, the Company measures such value using the procedures set out below, irrespective of whether these assets and liabilities are measured at fair value as a result of an election or whether they are required to be measured at fair value.

When available, the Company generally uses quoted market prices to determine fair value and classifies such items as Level 1. In some cases where a market price is available, the Company will make use of acceptable practical expedients (such as matrix pricing) to calculate fair value, in which case the items are classified as Level 2.

The Company may also apply a price-based methodology, which utilizes, where available, quoted prices or other market

information obtained from recent trading activity in positions with the same or similar characteristics to the position being valued. The market activity and the amount of the bid-ask spread are among the factors considered in determining the liquidity of markets and the relevance of observed prices from those markets. If relevant and observable prices are available, those valuations may be classified as Level 2. When less liquidity exists for a security or loan, a quoted price is stale, a significant adjustment to the price of a similar security is necessary to reflect differences in the terms of the actual security or loan being valued, or prices from independent sources are insufficient to corroborate the valuation, the "price" inputs are considered unobservable and the fair value measurements are classified as Level 3.

If quoted market prices are not available, fair value is based upon internally developed valuation techniques that use, where possible, current market-based parameters, such as interest rates, currency rates and option volatilities. Items valued using such internally generated valuation techniques are classified according to the lowest level input or value driver that is significant to the valuation. Thus, an item may be classified as Level 3 even though there may be some significant inputs that are readily observable.

Fair value estimates from internal valuation techniques are verified, where possible, to prices obtained from independent vendors or brokers. Vendors and brokers' valuations may be based on a variety of inputs ranging from observed prices to proprietary valuation models.

The following section describes the valuation methodologies used by the Company to measure various financial instruments at fair value, including an indication of the level in the fair value hierarchy in which each instrument is generally classified. Where appropriate, the description includes details of the valuation models, the key inputs to those models and any significant assumptions.

Market valuation adjustments

Generally, the unit of account for a financial instrument is the individual financial instrument. The Company applies market valuation adjustments that are consistent with the unit of account, which does not include adjustment due to the size of the Company's position, except as follows. ASC 820-10 permits an exception, through an accounting policy election, to measure the fair value of a portfolio of financial assets and financial liabilities on the basis of the net open risk position when certain criteria are met. Citi has elected to measure certain portfolios of financial instruments, such as derivatives, that meet those criteria on the basis of the net open risk position. The Company applies market valuation adjustments, including adjustments to account for the size of the net open risk position, consistent with market participant assumptions and in accordance with the unit of account.

Liquidity adjustments are applied to items in Level 2 or Level 3 of the fair-value hierarchy in an effort to ensure that the fair value reflects the price at which the net open risk position could be liquidated. The liquidity adjustment is based on the bid/offer spread for an instrument. When Citi has elected to measure certain portfolios of financial investments, such as derivatives, on the basis of the net open risk position,

the liquidity adjustment is adjusted to take into account the size of the position.

Credit valuation adjustments (CVA) and, effective in the third quarter of 2014, funding valuation adjustments (FVA), are applied to over-the-counter (OTC) derivative instruments in which the base valuation generally discounts expected cash flows using the relevant base interest rate curve for the currency of the derivative (e.g., LIBOR for uncollateralized U.S. dollar derivatives). As not all counterparties have the same credit risk as that implied by the relevant base curve, a CVA is necessary to incorporate the market view of both counterparty credit risk and Citi's own credit risk in the valuation. FVA reflects a market funding risk premium inherent in the uncollateralized portion of derivative portfolios, and in collateralized derivatives where the terms of the agreement do not permit the reuse of the collateral received.

Citi's CVA methodology is composed of two steps. First, the credit exposure profile for each counterparty is determined using the terms of all individual derivative positions and a Monte Carlo simulation or other quantitative analysis to generate a series of expected cash flows at future points in time. The calculation of this exposure profile considers the effect of credit risk mitigants, including pledged cash or other collateral and any legal right of offset that exists with a counterparty through arrangements such as netting agreements. Individual derivative contracts that are subject to an enforceable master netting agreement with a counterparty are aggregated for this purpose, since it is those aggregate net cash flows that are subject to nonperformance risk. This process identifies specific, point-in-time future cash flows that are subject to nonperformance risk, rather than using the current recognized net asset or liability as a basis to measure the CVA. Second, market-based views of default probabilities derived from observed credit spreads in the credit default swap (CDS) market are applied to the expected future cash flows determined in step one. Citi's own-credit CVA is determined using Citi-specific CDS spreads for the relevant tenor. Generally, counterparty CVA is determined using CDS spread indices for each credit rating and tenor. For certain identified netting sets where individual analysis is practicable (e.g., exposures to counterparties with liquid CDSs), counterparty-specific CDS spreads are used.

The CVA and FVA are designed to incorporate a market view of the credit and funding risk, respectively, inherent in the derivative portfolio. However, most unsecured derivative instruments are negotiated bilateral contracts and are not commonly transferred to third parties. Derivative instruments are normally settled contractually or, if terminated early, are terminated at a value negotiated bilaterally between the counterparties. Thus, the CVA and FVA may not be realized upon a settlement or termination in the normal course of business. In addition, all or a portion of these adjustments may be reversed or otherwise adjusted in future periods in the event of changes in the credit or funding risk associated with the derivative instruments.

The table below summarizes the CVA and FVA applied to the fair value of derivative instruments for the periods indicated:

<i>In millions of dollars</i>	Credit and funding valuation adjustments contra-liability (contra-asset)	
	December 31,	December 31,
	2014	2013
Counterparty CVA	\$ (1,853)	\$ (1,733)
Asset FVA	(518)	—
Citigroup (own-credit) CVA	580	651
Liability FVA	19	—
Total CVA—derivative instruments⁽¹⁾	\$ (1,772)	\$ (1,082)

(1) FVA is included with CVA for presentation purposes.

The table below summarizes pretax gains (losses) related to changes in CVA on derivative instruments, net of hedges, FVA on derivatives and debt valuation adjustments (DVA) on Citi's own fair value option (FVO) liabilities for the periods indicated:

<i>In millions of dollars</i>	Credit/funding/debt valuation adjustments gain (loss)		
	2014	2013	2012
Counterparty CVA	\$ (43)	\$ 291	\$ 805
Asset FVA	(518)	—	—
Own-credit CVA	(65)	(223)	(1,126)
Liability FVA	19	—	—
Total CVA—derivative instruments	\$ (607)	\$ 68	\$ (321)
DVA related to own FVO liabilities	\$ 217	\$ (410)	\$ (2,009)
Total CVA and DVA⁽¹⁾	\$ (390)	\$ (342)	\$ (2,330)

(1) FVA is included with CVA for presentation purposes.

Valuation Process for Fair Value Measurements

Price verification procedures and related internal control procedures are governed by the Citigroup *Pricing and Price Verification Policy and Standards*, which is jointly owned by Finance and Risk Management. Finance has implemented the *ICG Pricing and Price Verification Standards and Procedures* to facilitate compliance with this policy.

For fair value measurements of substantially all assets and liabilities held by the Company, individual business units are responsible for valuing the trading account assets and liabilities, and Product Control within Finance performs independent price verification procedures to evaluate those fair value measurements. Product Control is independent of the individual business units and reports to the Global Head of Product Control. It has authority over the valuation of financial assets and liabilities. Fair value measurements of assets and liabilities are determined using various techniques, including, but not limited to, discounted cash flows and internal models, such as option and correlation models.

Based on the observability of inputs used, Product Control classifies the inventory as Level 1, Level 2 or Level 3 of the fair value hierarchy. When a position involves one or more significant inputs that are not directly observable, price verification procedures are performed that may include

reviewing relevant historical data, analyzing profit and loss, valuing each component of a structured trade individually, and benchmarking, among others.

Reports of inventory that is classified within Level 3 of the fair value hierarchy are distributed to senior management in Finance, Risk and the business. This inventory is also discussed in Risk Committees and in monthly meetings with senior trading management. As deemed necessary, reports may go to the Audit Committee of the Board of Directors or to the full Board of Directors. Whenever an adjustment is needed to bring the price of an asset or liability to its exit price, Product Control reports it to management along with other price verification results.

In addition, the pricing models used in measuring fair value are governed by an independent control framework. Although the models are developed and tested by the individual business units, they are independently validated by the Model Validation Group within Risk Management and reviewed by Finance with respect to their impact on the price verification procedures. The purpose of this independent control framework is to assess model risk arising from models' theoretical soundness, calibration techniques where needed, and the appropriateness of the model for a specific product in a defined market. To ensure their continued applicability, models are independently reviewed annually. In addition, Risk Management approves and maintains a list of products permitted to be valued under each approved model for a given business.

Securities purchased under agreements to resell and securities sold under agreements to repurchase

No quoted prices exist for such instruments, so fair value is determined using a discounted cash-flow technique. Cash flows are estimated based on the terms of the contract, taking into account any embedded derivative or other features. Expected cash flows are discounted using interest rates appropriate to the maturity of the instrument as well as the nature of the underlying collateral. Generally, when such instruments are held at fair value, they are classified within Level 2 of the fair value hierarchy, as the inputs used in the valuation are readily observable. However, certain long-dated positions are classified within Level 3 of the fair value hierarchy.

Trading account assets and liabilities—trading securities and trading loans

When available, the Company generally uses quoted market prices in active markets to determine the fair value of trading securities; such items are classified as Level 1 of the fair value hierarchy. Examples include some government securities and exchange-traded equity securities.

For bonds and secondary market loans traded over the counter, the Company generally determines fair value utilizing valuation techniques, including discounted cash flows, price-based and internal models, such as Black-Scholes and Monte Carlo simulation. Fair value estimates from these internal valuation techniques are verified, where possible, to prices obtained from independent sources, including third-party vendors. Vendors compile prices from various sources and

may apply matrix pricing for similar bonds or loans where no price is observable. A price-based methodology utilizes, where available, quoted prices or other market information obtained from recent trading activity of assets with similar characteristics to the bond or loan being valued. The yields used in discounted cash flow models are derived from the same price information. Trading securities and loans priced using such methods are generally classified as Level 2. However, when less liquidity exists for a security or loan, a quoted price is stale, a significant adjustment to the price of a similar security or loan is necessary to reflect differences in the terms of the actual security or loan being valued, or prices from independent sources are insufficient to corroborate valuation, a loan or security is generally classified as Level 3. The price input used in a price-based methodology may be zero for a security, such as a subprime CDO, that is not receiving any principal or interest and is currently written down to zero.

Where the Company's principal market for a portfolio of loans is the securitization market, the Company uses the securitization price to determine the fair value of the portfolio. The securitization price is determined from the assumed proceeds of a hypothetical securitization in the current market, adjusted for transformation costs (i.e., direct costs other than transaction costs) and securitization uncertainties such as market conditions and liquidity. As a result of the severe reduction in the level of activity in certain securitization markets since the second half of 2007, observable securitization prices for certain directly comparable portfolios of loans have not been readily available. Therefore, such portfolios of loans are generally classified as Level 3 of the fair value hierarchy. However, for other loan securitization markets, such as commercial real estate loans, price verification of the hypothetical securitizations has been possible, since these markets have remained active. Accordingly, this loan portfolio is classified as Level 2 of the fair value hierarchy.

Trading account assets and liabilities—derivatives

Exchange-traded derivatives, measured at fair value using quoted (i.e., exchange) prices in active markets, where available, are classified as Level 1 of the fair value hierarchy.

Derivatives without a quoted price in an active market and derivatives executed over the counter are valued using internal valuation techniques. These derivative instruments are classified as either Level 2 or Level 3 depending upon the observability of the significant inputs to the model.

The valuation techniques and inputs depend on the type of derivative and the nature of the underlying instrument. The principal techniques used to value these instruments are discounted cash flows and internal models, including Black-Scholes and Monte Carlo simulation.

The key inputs depend upon the type of derivative and the nature of the underlying instrument and include interest rate yield curves, foreign-exchange rates, volatilities and correlation. The Company uses overnight indexed swap (OIS) curves as fair value measurement inputs for the valuation of certain collateralized derivatives. Citi uses the relevant benchmark curve for the currency of the derivative (e.g., the

London Interbank Offered Rate for U.S. dollar derivatives) as the discount rate for uncollateralized derivatives.

As referenced above, during the third quarter of 2014, Citi incorporated FVA into the fair value measurements due to what it believes to be an industry migration toward incorporating the market's view of funding risk premium in OTC derivatives. In connection with its implementation of FVA in 2014, Citigroup incurred a pretax charge of \$499 million, which was reflected in *Principal transactions* as a change in accounting estimate. Citi's FVA methodology leverages the existing CVA methodology to estimate a funding exposure profile. The calculation of this exposure profile considers collateral agreements where the terms do not permit the firm to reuse the collateral received, including where counterparties post collateral to third-party custodians.

Subprime-related direct exposures in CDOs

The valuation of high-grade and mezzanine asset-backed security (ABS) CDO positions utilizes prices based on the underlying assets of each high-grade and mezzanine ABS CDO.

For most of the lending and structured direct subprime exposures, fair value is determined utilizing observable transactions where available, other market data for similar assets in markets that are not active and other internal valuation techniques.

Investments

The investments category includes available-for-sale debt and marketable equity securities whose fair value is generally determined by utilizing similar procedures described for trading securities above or, in some cases, using vendor pricing as the primary source.

Also included in investments are nonpublic investments in private equity and real estate entities. Determining the fair value of nonpublic securities involves a significant degree of management resources and judgment, as no quoted prices exist and such securities are generally very thinly traded. In addition, there may be transfer restrictions on private equity securities. The Company's process for determining the fair value of such securities utilizes commonly accepted valuation techniques, including comparables analysis. In determining the fair value of nonpublic securities, the Company also considers events such as a proposed sale of the investee company, initial public offerings, equity issuances or other observable transactions. As discussed in Note 14 to the Consolidated Financial Statements, the Company uses net asset value to value certain of these investments.

Private equity securities are generally classified as Level 3 of the fair value hierarchy.

Short-term borrowings and long-term debt

Where fair value accounting has been elected, the fair value of non-structured liabilities is determined by utilizing internal models using the appropriate discount rate for the applicable maturity. Such instruments are generally classified as Level 2 of the fair value hierarchy when all significant inputs are readily observable.

The Company determines the fair value of hybrid financial instruments, including structured liabilities, using the appropriate derivative valuation methodology (described above in "Trading account assets and liabilities—derivatives") given the nature of the embedded risk profile. Such instruments are classified as Level 2 or Level 3 depending on the observability of significant inputs to the model.

Alt-A mortgage securities

The Company classifies its Alt-A mortgage securities as held-to-maturity, available-for-sale or trading investments. The securities classified as trading and available-for-sale are recorded at fair value with changes in fair value reported in current earnings and AOCI, respectively. For these purposes, Citi defines Alt-A mortgage securities as non-agency residential mortgage-backed securities (RMBS) where (i) the underlying collateral has weighted average FICO scores between 680 and 720 or (ii) for instances where FICO scores are greater than 720, RMBS have 30% or less of the underlying collateral composed of full documentation loans.

Similar to the valuation methodologies used for other trading securities and trading loans, the Company generally determines the fair values of Alt-A mortgage securities utilizing internal valuation techniques. Fair value estimates from internal valuation techniques are verified, where possible, to prices obtained from independent vendors. Consensus data providers compile prices from various sources. Where available, the Company may also make use of quoted prices for recent trading activity in securities with the same or similar characteristics to the security being valued.

The valuation techniques used for Alt-A mortgage securities, as with other mortgage exposures, are price-based and yield analysis. The primary market-derived input is yield. Cash flows are based on current collateral performance with prepayment rates and loss projections reflective of current economic conditions of housing price change, unemployment rates, interest rates, borrower attributes and other market indicators.

Alt-A mortgage securities that are valued using these methods are generally classified as Level 2. However, Alt-A mortgage securities backed by Alt-A mortgages of lower quality or subordinated tranches in the capital structure are mostly classified as Level 3 due to the reduced liquidity that exists for such positions, which reduces the reliability of prices available from independent sources.

Items Measured at Fair Value on a Recurring Basis

The following tables present for each of the fair value hierarchy levels the Company's assets and liabilities that are measured at fair value on a recurring basis at December 31, 2014 and December 31, 2013. The Company's hedging of positions that have been classified in the Level 3 category is not limited to other financial instruments (hedging instruments) that have been classified as Level 3, but also instruments classified as Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy. The effects of these hedges are presented gross in the following table.

Fair Value Levels

<i>In millions of dollars at December 31, 2014</i>	Level 1 ⁽¹⁾	Level 2 ⁽¹⁾	Level 3	Gross inventory	Netting ⁽²⁾	Net balance
Assets						
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	\$ —	\$ 187,922	\$ 3,398	\$ 191,320	\$ (47,129)	\$ 144,191
Trading non-derivative assets						
Trading mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ —	\$ 25,968	\$ 1,085	\$ 27,053	\$ —	\$ 27,053
Residential	—	2,158	2,680	4,838	—	4,838
Commercial	—	3,903	440	4,343	—	4,343
Total trading mortgage-backed securities	\$ —	\$ 32,029	\$ 4,205	\$ 36,234	\$ —	\$ 36,234
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 15,991	\$ 4,483	\$ —	\$ 20,474	\$ —	\$ 20,474
State and municipal	—	3,161	241	3,402	—	3,402
Foreign government	37,995	26,736	206	64,937	—	64,937
Corporate	1,337	25,640	820	27,797	—	27,797
Equity securities	51,346	4,281	2,219	57,846	—	57,846
Asset-backed securities	—	1,252	3,294	4,546	—	4,546
Other trading assets	—	9,221	4,372	13,593	—	13,593
Total trading non-derivative assets	\$ 106,669	\$ 106,803	\$ 15,357	\$ 228,829	\$ —	\$ 228,829
Trading derivatives						
Interest rate contracts	\$ 74	\$ 634,318	\$ 4,061	\$ 638,453		
Foreign exchange contracts	—	154,744	1,250	155,994		
Equity contracts	2,748	19,969	2,035	24,752		
Commodity contracts	647	21,850	1,023	23,520		
Credit derivatives	—	40,618	2,900	43,518		
Total trading derivatives	\$ 3,469	\$ 871,499	\$ 11,269	\$ 886,237		
Cash collateral paid ⁽³⁾				\$ 6,523		
Netting agreements					\$ (777,178)	
Netting of cash collateral received ⁽⁷⁾					(47,625)	
Total trading derivatives	\$ 3,469	\$ 871,499	\$ 11,269	\$ 892,760	\$ (824,803)	\$ 67,957
Investments						
Mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ —	\$ 36,053	\$ 38	\$ 36,091	\$ —	\$ 36,091
Residential	—	8,355	8	8,363	—	8,363
Commercial	—	553	1	554	—	554
Total investment mortgage-backed securities	\$ —	\$ 44,961	\$ 47	\$ 45,008	\$ —	\$ 45,008
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 110,710	\$ 12,974	\$ 6	\$ 123,690	\$ —	\$ 123,690
State and municipal	\$ —	\$ 10,519	\$ 2,180	\$ 12,699	\$ —	\$ 12,699
Foreign government	37,280	52,739	678	90,697	—	90,697
Corporate	1,739	9,746	672	12,157	—	12,157
Equity securities	1,770	274	681	2,725	—	2,725
Asset-backed securities	—	11,957	549	12,506	—	12,506
Other debt securities	—	661	—	661	—	661
Non-marketable equity securities	—	233	2,525	2,758	—	2,758
Total investments	\$ 151,499	\$ 144,064	\$ 7,338	\$ 302,901	\$ —	\$ 302,901

In millions of dollars at December 31, 2014	Level 1 ⁽¹⁾	Level 2 ⁽¹⁾	Level 3	Gross inventory	Netting ⁽²⁾	Net balance
Loans⁽⁴⁾	\$ —	\$ 2,793	\$ 3,108	\$ 5,901	\$ —	\$ 5,901
Mortgage servicing rights	—	—	1,845	1,845	—	1,845
Non-trading derivatives and other financial assets measured on a recurring basis, gross	\$ —	\$ 9,352	\$ 78	\$ 9,430		
Cash collateral paid ⁽⁵⁾				123		
Netting of cash collateral received ⁽⁸⁾					\$ (1,791)	
Non-trading derivatives and other financial assets measured on a recurring basis	\$ —	\$ 9,352	\$ 78	\$ 9,553	\$ (1,791)	\$ 7,762
Total assets	\$ 261,637	\$ 1,322,433	\$ 42,393	\$1,633,109	\$ (873,723)	\$ 759,386
Total as a percentage of gross assets⁽⁶⁾	16.1%	81.3%	2.6%			
Liabilities						
Interest-bearing deposits	\$ —	\$ 1,198	\$ 486	\$ 1,684	\$ —	\$ 1,684
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	—	82,811	1,043	83,854	(47,129)	36,725
Trading account liabilities						
Securities sold, not yet purchased	59,463	11,057	424	70,944	—	70,944
Trading derivatives						
Interest rate contracts	77	617,933	4,272	622,282		
Foreign exchange contracts	—	158,354	472	158,826		
Equity contracts	2,955	26,616	2,898	32,469		
Commodity contracts	669	22,872	2,645	26,186		
Credit derivatives	—	39,787	3,643	43,430		
Total trading derivatives	\$ 3,701	\$ 865,562	\$ 13,930	\$ 883,193		
Cash collateral received ⁽⁷⁾				\$ 9,846		
Netting agreements					\$ (777,178)	
Netting of cash collateral paid					(47,769)	
Total trading derivatives	\$ 3,701	\$ 865,562	\$ 13,930	\$ 893,039	\$ (824,947)	\$ 68,092
Short-term borrowings	\$ —	\$ 1,152	\$ 344	\$ 1,496	\$ —	\$ 1,496
Long-term debt	—	18,890	7,290	26,180	—	26,180
Non-trading derivatives and other financial liabilities measured on a recurring basis, gross	\$ —	\$ 1,777	\$ 7	\$ 1,784		
Cash collateral received ⁽⁸⁾				7		
Netting of cash collateral paid ⁽⁵⁾					\$ (15)	
Total non-trading derivatives and other financial liabilities measured on a recurring basis	\$ —	\$ 1,777	\$ 7	\$ 1,791	\$ (15)	\$ 1,776
Total liabilities	\$ 63,164	\$ 982,447	\$ 23,524	\$1,078,988	\$ (872,091)	\$ 206,897
Total as a percentage of gross liabilities⁽⁶⁾	5.9%	91.9%	2.2%			

- (1) For the year ended December 31, 2014, the Company transferred assets of approximately \$4.1 billion from Level 1 to Level 2, primarily related to foreign government securities not traded in active markets and Citi refining its methodology for certain equity contracts to reflect the prevalence of off-exchange trading. During the year ended December 31, 2014, the Company transferred assets of approximately \$4.2 billion from Level 2 to Level 1, primarily related to foreign government bonds traded with sufficient frequency to constitute a liquid market. During the year ended December 31, 2014, the Company transferred liabilities of approximately \$1.4 billion from Level 1 to Level 2, as Citi refined its methodology for certain equity contracts to reflect the prevalence of off-exchange trading. During the year ended December 31, 2014, there were no material transfers of liabilities from Level 2 to Level 1.
- (2) Represents netting of: (i) the amounts due under securities purchased under agreements to resell and the amounts owed under securities sold under agreements to repurchase; and (ii) derivative exposures covered by a qualifying master netting agreement and cash collateral offsetting.
- (3) Reflects the net amount of \$54,292 million of gross cash collateral paid, of which \$47,769 million was used to offset derivative liabilities.
- (4) There is no allowance for loan losses recorded for loans reported at fair value.
- (5) Reflects the net amount of \$138 million of gross cash collateral paid, of which \$15 million was used to offset non-trading derivative liabilities.
- (6) Because the amount of the cash collateral paid/received has not been allocated to the Level 1, 2 and 3 subtotals, these percentages are calculated based on total assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis, excluding the cash collateral paid/received on derivatives.
- (7) Reflects the net amount of \$57,471 million of gross cash collateral received, of which \$47,625 million was used to offset derivative assets.
- (8) Reflects the net amount of \$1,798 million of gross cash collateral received, of which \$1,791 million was used to offset non-trading derivative assets.

Fair Value Levels

<i>In millions of dollars at December 31, 2013</i>	Level 1 ⁽¹⁾	Level 2 ⁽¹⁾	Level 3	Gross inventory	Netting ⁽²⁾	Net balance
Assets						
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	\$ —	\$ 172,848	\$ 3,566	\$ 176,414	\$ (32,331)	\$144,083
Trading non-derivative assets						
Trading mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	—	22,861	1,094	23,955	—	23,955
Residential	—	1,223	2,854	4,077	—	4,077
Commercial	—	2,318	256	2,574	—	2,574
Total trading mortgage-backed securities	\$ —	\$ 26,402	\$ 4,204	\$ 30,606	\$ —	\$ 30,606
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 12,080	\$ 2,757	\$ —	\$ 14,837	\$ —	\$ 14,837
State and municipal	—	2,985	222	3,207	—	3,207
Foreign government	49,220	25,220	416	74,856	—	74,856
Corporate	—	28,699	1,835	30,534	—	30,534
Equity securities	58,761	1,958	1,057	61,776	—	61,776
Asset-backed securities	—	1,274	4,342	5,616	—	5,616
Other trading assets	—	8,491	3,184	11,675	—	11,675
Total trading non-derivative assets	\$ 120,061	\$ 97,786	\$ 15,260	\$ 233,107	\$ —	\$233,107
Trading derivatives						
Interest rate contracts	\$ 11	\$ 624,902	\$ 3,467	\$ 628,380		
Foreign exchange contracts	40	91,189	1,325	92,554		
Equity contracts	5,793	17,611	1,473	24,877		
Commodity contracts	506	7,775	801	9,082		
Credit derivatives	—	37,336	3,010	40,346		
Total trading derivatives	\$ 6,350	\$ 778,813	\$ 10,076	\$ 795,239		
Cash collateral paid⁽³⁾				\$ 6,073		
Netting agreements					\$ (713,598)	
Netting of cash collateral received⁽⁴⁾					(34,893)	
Total trading derivatives	\$ 6,350	\$ 778,813	\$ 10,076	\$ 801,312	\$ (748,491)	\$ 52,821
Investments						
Mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ —	\$ 41,810	\$ 187	\$ 41,997	\$ —	\$ 41,997
Residential	—	10,103	102	10,205	—	10,205
Commercial	—	453	—	453	—	453
Total investment mortgage-backed securities	\$ —	\$ 52,366	\$ 289	\$ 52,655	\$ —	\$ 52,655
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 69,139	\$ 18,449	\$ 8	\$ 87,596	\$ —	\$ 87,596
State and municipal	\$ —	\$ 17,297	\$ 1,643	\$ 18,940	\$ —	\$ 18,940
Foreign government	35,179	60,948	344	96,471	—	96,471
Corporate	4	10,841	285	11,130	—	11,130
Equity securities	2,583	336	815	3,734	—	3,734
Asset-backed securities	—	13,314	1,960	15,274	—	15,274
Other debt securities	—	661	50	711	—	711
Non-marketable equity securities	—	358	4,347	4,705	—	4,705
Total investments	\$ 106,905	\$ 174,570	\$ 9,741	\$ 291,216	\$ —	\$291,216

<i>In millions of dollars at December 31, 2013</i>	Level 1 ⁽¹⁾	Level 2 ⁽¹⁾	Level 3	Gross inventory	Netting ⁽²⁾	Net balance
Loans⁽⁴⁾	\$ —	\$ 886	\$ 4,143	\$ 5,029	\$ —	\$ 5,029
Mortgage servicing rights	—	—	2,718	2,718	—	2,718
Non-trading derivatives and other financial assets measured on a recurring basis, gross	\$ —	\$ 9,811	\$ 181	\$ 9,992		
Cash collateral paid				82		
Netting of cash collateral received ⁽⁷⁾					\$ (2,951)	
Non-trading derivatives and other financial assets measured on a recurring basis	\$ —	\$ 9,811	\$ 181	\$ 10,074	\$ (2,951)	\$ 7,123
Total assets	\$ 233,316	\$1,234,714	\$ 45,685	\$1,519,870	\$ (783,773)	\$736,097
Total as a percentage of gross assets⁽⁵⁾	15.4%	81.6%	3.0%			
Liabilities						
Interest-bearing deposits	\$ —	\$ 787	\$ 890	\$ 1,677	\$ —	\$ 1,677
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	—	85,576	902	86,478	(32,331)	54,147
Trading account liabilities						
Securities sold, not yet purchased	51,035	9,883	590	61,508		61,508
Trading account derivatives						
Interest rate contracts	12	614,586	2,628	617,226		
Foreign exchange contracts	29	87,978	630	88,637		
Equity contracts	5,783	26,178	2,331	34,292		
Commodity contracts	363	7,613	2,194	10,170		
Credit derivatives	—	37,510	3,284	40,794		
Total trading derivatives	\$ 6,187	\$ 773,865	\$ 11,067	\$ 791,119		
Cash collateral received ⁽⁶⁾				\$ 8,827		
Netting agreements					\$ (713,598)	
Netting of cash collateral paid ⁽³⁾					(39,094)	
Total trading derivatives	\$ 6,187	\$ 773,865	\$ 11,067	\$ 799,946	\$ (752,692)	\$ 47,254
Short-term borrowings	\$ —	\$ 3,663	\$ 29	\$ 3,692	\$ —	\$ 3,692
Long-term debt	—	19,256	7,621	26,877	—	26,877
Non-trading derivatives and other financial liabilities measured on a recurring basis, gross	\$ —	\$ 1,719	\$ 10	\$ 1,729		
Cash collateral received ⁽⁷⁾				\$ 282		
Non-trading derivatives and other financial liabilities measured on a recurring basis	—	1,719	10	2,011		2,011
Total liabilities	\$ 57,222	\$ 894,749	\$ 21,109	\$ 982,189	\$ (785,023)	\$197,166
Total as a percentage of gross liabilities⁽⁵⁾	5.9%	92.0%	2.2%			

- (1) For the year ended December 31, 2013, the Company transferred assets of approximately \$2.5 billion from Level 1 to Level 2, primarily related to foreign government securities, which were not traded with sufficient frequency to constitute an active market. During the year ended December 31, 2013, the Company transferred assets of approximately \$49.3 billion from Level 2 to Level 1, substantially all related to U.S. Treasury securities held across the Company's major investment portfolios where Citi obtained additional information from its external pricing sources to meet the criteria for Level 1 classification. There were no material liability transfers between Level 1 and Level 2 during the year ended December 31, 2013.
- (2) Represents netting of: (i) the amounts due under securities purchased under agreements to resell and the amounts owed under securities sold under agreements to repurchase; and (ii) derivative exposures covered by a qualifying master netting agreement and cash collateral offsetting.
- (3) Reflects the net amount of \$45,167 million of gross cash collateral paid, of which \$39,094 million was used to offset derivative liabilities.
- (4) There is no allowance for loan losses recorded for loans reported at fair value.
- (5) Because the amount of the cash collateral paid/received has not been allocated to the Level 1, 2 and 3 subtotals, these percentages are calculated based on total assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis, excluding the cash collateral paid/received on derivatives.
- (6) Reflects the net amount of \$43,720 million of gross cash collateral received, of which \$34,893 million was used to offset derivative assets.
- (7) Reflects the net amount of \$3,233 million of gross cash collateral received, of which \$2,951 million was used to offset derivative assets.

Changes in Level 3 Fair Value Category

The following tables present the changes in the Level 3 fair value category for the years ended December 31, 2014 and 2013. As discussed above, the Company classifies financial instruments as Level 3 of the fair value hierarchy when there is reliance on at least one significant unobservable input to the valuation model. In addition to these unobservable inputs, the valuation models for Level 3 financial instruments typically also rely on a number of inputs that are readily observable either directly or indirectly. The gains and losses presented below include changes in the fair value related to both observable and unobservable inputs.

The Company often hedges positions with offsetting positions that are classified in a different level. For example, the gains and losses for assets and liabilities in the Level 3 category presented in the tables below do not reflect the effect of offsetting losses and gains on hedging instruments that have been classified by the Company in the Level 1 and Level 2 categories. In addition, the Company hedges items classified in the Level 3 category with instruments also classified in Level 3 of the fair value hierarchy. The effects of these hedges are presented gross in the following tables.

Level 3 Fair Value Rollforward

		Net realized/unrealized gains (losses) incl. in		Transfers								Unrealized gains (losses) still held ^(b)
<i>In millions of dollars</i>	Dec. 31, 2013	Principal transactions	Other ⁽¹⁾⁽²⁾	into Level 3	out of Level 3	Purchases	Issuances	Sales	Settlements	Dec. 31, 2014		
Assets												
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	\$ 3,566	\$ (61)	\$ —	\$ 84	\$ (8)	\$ 75	\$ —	\$ —	\$ (258)	\$ 3,398	\$	133
Trading non-derivative assets												
Trading mortgage-backed securities												
U.S. government-sponsored agency guaranteed	1,094	117	—	854	(966)	714	26	(695)	(59)	1,085		8
Residential	2,854	457	—	442	(514)	2,582	—	(3,141)	—	2,680		132
Commercial	256	17	—	187	(376)	758	—	(402)	—	440		(4)
Total trading mortgage-backed securities	\$ 4,204	\$ 591	\$ —	\$ 1,483	\$ (1,856)	\$ 4,054	\$ 26	\$ (4,238)	\$ (59)	\$ 4,205	\$	136
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ —	\$ 3	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 7	\$ —	\$ (10)	\$ —	\$ —	\$	—
State and municipal	222	10	—	150	(105)	34	—	(70)	—	241		1
Foreign government	416	(56)	—	130	(253)	676	—	(707)	—	206		5
Corporate	1,835	(127)	—	465	(502)	1,988	—	(2,839)	—	820		(139)
Equity securities	1,057	87	—	142	(209)	1,437	—	(295)	—	2,219		337
Asset-backed securities	4,342	876	—	158	(332)	3,893	—	(5,643)	—	3,294		3
Other trading assets	3,184	269	—	2,637	(2,278)	5,427	—	(4,490)	(377)	4,372		31
Total trading non-derivative assets	\$ 15,260	\$ 1,653	\$ —	\$ 5,165	\$ (5,535)	\$ 17,516	\$ 26	\$ (18,292)	\$ (436)	\$ 15,357	\$	374
Trading derivatives, net ⁽⁴⁾												
Interest rate contracts	\$ 839	\$ (818)	\$ —	\$ 24	\$ (98)	\$ 113	\$ —	\$ (162)	\$ (109)	\$ (211)	\$	(414)
Foreign exchange contracts	695	92	—	47	(39)	59	—	(59)	(17)	778		56
Equity contracts	(858)	482	—	(916)	766	435	—	(279)	(493)	(863)		(274)
Commodity contracts	(1,393)	(338)	—	92	(12)	—	—	—	29	(1,622)		(174)
Credit derivatives	(274)	(567)	—	4	(156)	103	—	(3)	150	(743)		(369)
Total trading derivatives, net ⁽⁴⁾	\$ (991)	\$ (1,149)	\$ —	\$ (749)	\$ 461	\$ 710	\$ —	\$ (503)	\$ (440)	\$ (2,661)	\$	(1,175)

In millions of dollars	Dec. 31, 2013	Net realized/unrealized gains (losses) incl. in		Transfers		Purchases	Issuances	Sales	Settlements	Dec. 31, 2014	Unrealized gains (losses) still held ⁽²⁾	
		Principal transactions	Other ⁽¹⁾⁽²⁾	into Level 3	out of Level 3							
Investments												
Mortgage-backed securities												
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ 187	\$ —	\$ 52	\$ 60	\$ (203)	\$ 17	\$ —	\$ (73)	(2)	\$ 38	(8)	
Residential	102	—	33	31	(2)	17	—	(173)	—	8	—	
Commercial	—	—	(6)	4	(7)	10	—	—	—	1	—	
Total investment mortgage-backed securities	\$ 289	\$ —	\$ 79	\$ 95	\$ (212)	\$ 44	\$ —	\$ (246)	(2)	\$ 47	(8)	
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 8	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (2)	\$ —	\$ 6	—	
State and municipal	1,643	—	(64)	811	(584)	923	—	(549)	—	2,180	49	
Foreign government	344	—	(27)	286	(105)	851	—	(490)	(181)	678	(17)	
Corporate	285	—	(6)	26	(143)	728	—	(218)	—	672	(4)	
Equity securities	815	—	111	19	(19)	10	—	(255)	—	681	(78)	
Asset-backed securities	1,960	—	41	—	(47)	95	—	(195)	(1,305)	549	(18)	
Other debt securities	50	—	(1)	—	—	116	—	(115)	(50)	—	—	
Non-marketable equity securities	4,347	—	94	67	—	707	—	(787)	(1,903)	2,525	81	
Total investments	\$ 9,741	\$ —	\$ 227	\$ 1,304	\$ (1,110)	\$ 3,474	\$ —	\$ (2,857)	(3,441)	\$ 7,338	\$ 5	
Loans	\$ 4,143	\$ —	\$ (233)	\$ 92	\$ 6	\$ 951	\$ 197	\$ (895)	(1,153)	\$ 3,108	\$ 37	
Mortgage servicing rights	2,718	—	(390)	—	—	—	217	(317)	(383)	1,845	(390)	
Other financial assets measured on a recurring basis	181	—	100	(83)	—	3	164	(10)	(277)	78	14	
Liabilities												
Interest-bearing deposits	\$ 890	\$ —	\$ 357	\$ 5	\$ (12)	\$ —	\$ 127	\$ —	(167)	\$ 486	(69)	
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	902	(6)	—	54	—	78	—	220	(217)	1,043	(34)	
Trading account liabilities												
Securities sold, not yet purchased	590	(81)	—	79	(111)	—	—	534	(749)	424	(58)	
Short-term borrowings	29	(31)	—	323	(12)	—	49	—	(76)	344	(8)	
Long-term debt	7,621	109	49	2,701	(4,206)	—	3,893	—	(2,561)	7,290	(446)	
Other financial liabilities measured on a recurring basis	10	—	(5)	5	(3)	—	1	(3)	(8)	7	(4)	

- (1) Changes in fair value for available-for-sale investments are recorded in *Accumulated other comprehensive income (loss)*, unless other-than-temporarily impaired, while gains and losses from sales are recorded in *Realized gains (losses) from sales of investments* on the Consolidated Statement of Income.
- (2) Unrealized gains (losses) on MSR are recorded in *Other revenue* on the Consolidated Statement of Income.
- (3) Represents the amount of total gains or losses for the period, included in earnings (and *Accumulated other comprehensive income (loss)* for changes in fair value of available-for-sale investments), attributable to the change in fair value relating to assets and liabilities classified as Level 3 that are still held at December 31, 2014.
- (4) Total Level 3 derivative assets and liabilities have been netted in these tables for presentation purposes only.

In millions of dollars	Dec. 31, 2012	Net realized/unrealized gains (losses) incl. in		Transfers		Purchases	Issuances	Sales	Settlements	Dec. 31, 2013	Unrealized gains (losses) still held ^(b)	
		Principal transactions	Other ^{(a)(2)}	into Level 3	out of Level 3							
Assets												
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	\$ 5,043	\$ (137)	\$ —	\$ 627	\$ (1,871)	\$ 59	\$ —	\$ 71	\$ (226)	\$ 3,566	\$ (124)	
Trading non-derivative assets												
Trading mortgage-backed securities												
U.S. government-sponsored agency guaranteed	1,325	141	—	1,386	(1,477)	1,316	68	(1,310)	(355)	1,094	52	
Residential	1,805	474	—	513	(372)	3,630	—	(3,189)	(7)	2,854	10	
Commercial	1,119	114	—	278	(304)	244	—	(1,178)	(17)	256	14	
Total trading mortgage-backed securities	\$ 4,249	\$ 729	\$ —	\$ 2,177	\$ (2,153)	\$ 5,190	\$ 68	\$ (5,677)	\$ (379)	\$ 4,204	\$ 76	
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ —	\$ (1)	\$ —	\$ 54	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (53)	\$ —	\$ —	\$ —	
State and municipal	195	37	—	9	—	107	—	(126)	—	222	15	
Foreign government	311	(21)	—	156	(67)	326	—	(289)	—	416	5	
Corporate	2,030	(20)	—	410	(410)	2,864	—	(2,116)	(923)	1,835	(406)	
Equity securities	264	129	—	228	(210)	829	—	(183)	—	1,057	59	
Asset-backed securities	4,453	544	—	181	(193)	5,165	—	(5,579)	(229)	4,342	123	
Other trading assets	2,321	202	—	960	(1,592)	3,879	—	(2,253)	(333)	3,184	(7)	
Total trading non-derivative assets	\$ 13,823	\$ 1,599	\$ —	\$ 4,175	\$ (4,625)	\$ 18,360	\$ 68	\$ (16,276)	\$ (1,864)	\$ 15,260	\$ (135)	
Trading derivatives, net ^(d)												
Interest rate contracts	\$ 181	\$ 292	\$ —	\$ 692	\$ (226)	\$ 228	\$ —	\$ (155)	\$ (173)	\$ 839	\$ 779	
Foreign exchange contracts	—	625	—	29	(35)	26	—	(10)	60	695	146	
Equity contracts	(1,448)	96	—	25	295	298	—	(149)	25	(858)	(453)	
Commodity contracts	(771)	(164)	—	—	(527)	15	—	(25)	79	(1,393)	(246)	
Credit derivatives	(342)	(368)	—	106	(183)	20	—	—	493	(274)	(544)	
Total trading derivatives, net ^(d)	\$ (2,380)	\$ 481	\$ —	\$ 852	\$ (676)	\$ 587	\$ —	\$ (339)	\$ 484	\$ (991)	\$ (318)	
Investments												
Mortgage-backed securities												
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ 1,458	\$ —	\$ (7)	\$ 2,058	\$ (3,820)	\$ 593	\$ —	\$ (38)	\$ (57)	\$ 187	\$ 11	
Residential	205	—	30	60	(265)	212	—	(140)	—	102	7	
Commercial	—	—	—	4	(21)	17	—	—	—	—	—	
Total investment mortgage-backed securities	\$ 1,663	\$ —	\$ 23	\$ 2,122	\$ (4,106)	\$ 822	\$ —	\$ (178)	\$ (57)	\$ 289	\$ 18	
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 12	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (4)	\$ —	\$ 8	\$ —	
State and municipal	849	—	10	12	(122)	1,236	—	(217)	(125)	1,643	(75)	
Foreign government	383	—	2	178	(256)	506	—	(391)	(78)	344	(28)	
Corporate	385	—	(27)	334	(119)	104	—	(303)	(89)	285	—	
Equity securities	773	—	56	19	(1)	1	—	(33)	—	815	47	
Asset-backed securities	2,220	—	117	1,192	(1,684)	1,475	—	(337)	(1,023)	1,960	—	
Other debt securities	258	—	—	—	(205)	50	—	(53)	—	50	—	
Non-marketable equity securities	5,364	—	249	—	—	653	—	(342)	(1,577)	4,347	241	
Total investments	\$ 11,907	\$ —	\$ 430	\$ 3,857	\$ (6,493)	\$ 4,847	\$ —	\$ (1,858)	\$ (2,949)	\$ 9,741	\$ 203	

In millions of dollars	Dec. 31, 2012	Net realized/unrealized gains (losses) incl. in		Transfers		Purchases	Issuances	Sales	Settlements	Dec. 31, 2013	Unrealized gains (losses) still held ⁽²⁾
		Principal transactions	Other ⁽¹⁾⁽²⁾	into Level 3	out of Level 3						
Loans	\$ 4,931	\$ —	\$ (24)	\$ 353	\$ —	\$ 179	\$ 652	\$ (192)	\$ (1,756)	\$ 4,143	\$ (122)
Mortgage servicing rights	1,942	—	555	—	—	—	634	(2)	(411)	2,718	553
Other financial assets measured on a recurring basis	2,452	—	63	1	—	216	474	(2,046)	(979)	181	(5)
Liabilities											
Interest-bearing deposits	\$ 786	\$ —	\$ (125)	\$ 32	\$ (21)	\$ —	\$ 86	\$ —	\$ (118)	\$ 890	\$ (41)
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	841	91	—	216	(17)	36	—	40	(123)	902	50
Trading account liabilities											
Securities sold, not yet purchased	365	42	—	89	(52)	—	—	612	(382)	590	73
Short-term borrowings	112	53	—	2	(10)	—	316	—	(338)	29	(5)
Long-term debt	6,726	292	153	3,738	(2,531)	—	1,466	(1)	(1,332)	7,621	758
Other financial liabilities measured on a recurring basis	24	—	(215)	5	(2)	(5)	104	—	(331)	10	(9)

(1) Changes in fair value for available-for-sale investments are recorded in *Accumulated other comprehensive income (loss)*, unless other-than-temporarily impaired, while gains and losses from sales are recorded in *Realized gains (losses) from sales of investments* on the Consolidated Statement of Income.

(2) Unrealized gains (losses) on MSR are recorded in *Other revenue* on the Consolidated Statement of Income.

(3) Represents the amount of total gains or losses for the period, included in earnings (and *Accumulated other comprehensive income (loss)* for changes in fair value of available-for-sale investments), attributable to the change in fair value relating to assets and liabilities classified as Level 3 that are still held at December 31, 2013.

(4) Total Level 3 derivative assets and liabilities have been netted in these tables for presentation purposes only.

Level 3 Fair Value Rollforward

The following were the significant Level 3 transfers for the period December 31, 2013 to December 31, 2014:

- Transfers of *Long-term debt* of \$2.7 billion from Level 2 to Level 3, and of \$4.2 billion from Level 3 to Level 2, mainly related to structured debt, reflecting changes in the significance of unobservable inputs as well as certain underlying market inputs becoming less or more observable.
- Transfers of *Other trading assets* of \$2.6 billion from Level 2 to Level 3, and of \$2.3 billion from Level 3 to Level 2, related to trading loans, reflecting changes in the volume of market quotations.

The following were the significant Level 3 transfers from December 31, 2012 to December 31, 2013:

- Transfers of *Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell* of \$1.9 billion from Level 3 to Level 2 related to shortening of the remaining tenor of certain reverse repos. There is more transparency and observability for repo curves used in the valuation of structured reverse repos with tenors up to five years; thus, structured reverse repos maturing within five years are generally classified as Level 2.
- Transfers of U.S. government-sponsored agency guaranteed mortgage-backed securities in *Investments* of \$2.1 billion from Level 2 to Level 3, and of \$3.8 billion from Level 3 to Level 2, due to changes in the level of price observability for the specific securities. Similarly, there were transfers of U.S. government-sponsored

agency guaranteed mortgage-backed securities in *Trading securities* of \$1.4 billion from Level 2 to Level 3, and of \$1.5 billion from Level 3 to Level 2.

- Transfers of asset-backed securities in *Investments* of \$1.2 billion from Level 2 to Level 3, and of \$1.7 billion from Level 3 to Level 2. These transfers were related to collateralized loan obligations, reflecting changes in the level of price observability.
- Transfers of *Long-term debt* of \$3.7 billion from Level 2 to Level 3, included \$1.3 billion related to the transfer of a previously bifurcated hybrid debt instrument from Level 2 to Level 3 to reflect the host contract and the reclassification of Level 3 commodity contracts into *Long-term debt*. The remaining amounts of *Long-term debt* transferred from Level 2 to Level 3 as well as the \$2.5 billion transfer from Level 3 to Level 2 were related mainly to structured debt reflecting changes in the significance of unobservable inputs as well as certain underlying market inputs becoming less or more observable.

Valuation Techniques and Inputs for Level 3 Fair Value Measurements

The Company's Level 3 inventory consists of both cash securities and derivatives of varying complexities. The valuation methodologies applied to measure the fair value of these positions include discounted cash flow analyses, internal models and comparative analysis. A position is classified within Level 3 of the fair value hierarchy when at least one input is unobservable and is considered significant to its valuation. The specific reason an input is deemed unobservable varies. For example, at least one significant input to the pricing model is not observable in the market, at least one significant input has been adjusted to make it more representative of the position being valued, or the price quote available does not reflect sufficient trading activities.

The following tables present the valuation techniques covering the majority of Level 3 inventory and the most significant unobservable inputs used in Level 3 fair value measurements as of December 31, 2014 and December 31, 2013. Differences between this table and amounts presented in the Level 3 Fair Value Rollforward table represent individually immaterial items that have been measured using a variety of valuation techniques other than those listed.

Valuation Techniques and Inputs for Level 3 Fair Value Measurements

<i>As of December 31, 2014</i>	Fair Value⁽¹⁾ <i>(in millions)</i>	Methodology	Input	Low⁽²⁾⁽³⁾	High⁽²⁾⁽³⁾	Weighted Average⁽⁴⁾
Assets						
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	\$ 3,156	Model-based	Interest rate	1.27 %	1.97%	1.80 %
Mortgage-backed securities	\$ 2,874	Price-based	Price	\$ —	\$ 127.87	\$ 81.43
	1,117	Yield analysis	Yield	0.01 %	19.91%	5.89 %
State and municipal, foreign government, corporate and other debt securities	\$ 5,937	Price-based	Price	\$ —	\$ 124.00	\$ 90.62
	1,860	Cash flow	Credit spread	25 bps	600 bps	233 bps
Equity securities⁽⁵⁾	\$ 2,163	Price-based	Price ⁽³⁾	\$ —	\$ 141.00	\$ 91.00
	679	Cash flow	Yield	4.00 %	5.00%	4.50 %
			WAL	0.01 years	3.14 years	1.07 years
Asset-backed securities	\$ 3,607	Price-based	Price	\$ —	\$ 105.50	\$ 67.01
Non-marketable equity	\$ 1,224	Price-based	Discount to price	— %	90.00%	4.04 %
	1,055	Comparables analysis	EBITDA multiples	2.90x	13.10x	9.77x
			PE ratio	8.10x	13.10x	8.43x
			Price-to-book ratio	0.99x	1.56x	1.15x
			Fund NAV ⁽³⁾	\$ 1	\$ 64,668,171	\$29,975,777
Derivatives—Gross⁽⁶⁾						
Interest rate contracts (gross)	\$ 8,309	Model-based	Interest rate (IR) lognormal volatility	18.05 %	90.65%	30.21 %
			Mean reversion	1.00 %	20.00%	10.50 %
Foreign exchange contracts (gross)	\$ 1,428	Model-based	Foreign exchange (FX) volatility	0.37 %	58.40%	8.57 %
	294	Cash flow	Interest rate	3.72 %	8.27%	5.02 %
			IR-FX correlation	40.00 %	60.00%	50.00 %
Equity contracts (gross)⁽⁷⁾	\$ 4,431	Model-based	Equity volatility	9.56 %	82.44%	24.61 %
	502	Price-based	Equity forward	84.10 %	100.80%	94.10 %
			Equity-FX correlation	(88.20)%	48.70%	(25.17)%
			Equity-equity correlation	(66.30)%	94.80%	36.87 %
			Price	\$ 0.01	\$ 144.50	\$ 93.05
Commodity contracts (gross)	\$ 3,606	Model-based	Commodity volatility	5.00 %	83.00%	24.00 %
			Commodity correlation	(57.00)%	91.00%	30.00 %
			Forward price	35.34 %	268.77%	101.74 %

<i>As of December 31, 2014</i>	Fair Value⁽¹⁾ <i>(in millions)</i>	Methodology	Input	Low⁽²⁾⁽³⁾	High⁽²⁾⁽³⁾	Weighted Average⁽⁴⁾
Credit derivatives (gross)	\$ 4,944	Model-based	Recovery rate	13.97 %	75.00%	37.62 %
	1,584	Price-based	Credit correlation	— %	95.00%	58.76 %
			Price	\$ 1.00	\$ 144.50	\$ 53.86
			Credit spread	1 bps	3,380 bps	180 bps
			Upfront points	0.39	100.00	52.26
Nontrading derivatives and other financial assets and liabilities measured on a recurring basis (gross) ⁽⁵⁾	\$ 74	Model-based	Redemption rate	13.00 %	99.50%	68.73 %
	11	Price-based	Forward Price	107.00 %	107.10%	107.05 %
			Fund NAV	\$ 12,974	\$ 10,087,963	\$ 9,308,012
Loans	\$ 1,095	Cash flow	Yield	1.60 %	4.50%	2.23 %
	832	Model-based	Price	\$ 4.72	\$ 106.55	\$ 98.56
	740	Price-based	Credit spread	35 bps	500 bps	199 bps
	441	Yield analysis				
Mortgage servicing rights	\$ 1,750	Cash flow	Yield	5.19 %	21.40%	10.25 %
			WAL	3.31 years	7.89 years	5.17 years
Liabilities						
Interest-bearing deposits	\$ 486	Model-based	Equity-IR correlation	34.00 %	37.00%	35.43 %
			Commodity correlation	(57.00)%	91.00%	30.00 %
			Commodity volatility	5.00 %	83.00%	24.00 %
			Forward price	35.34 %	268.77%	101.74 %
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	\$ 1,043	Model-based	Interest rate	0.74 %	2.26%	1.90 %
Trading account liabilities						
Securities sold, not yet purchased	\$ 251	Model-based	Credit-IR correlation	(70.49)%	8.81%	47.17 %
	\$ 142	Price-based	Price	\$ —	\$ 117.00	\$ 70.33
Short-term borrowings and long-term debt	\$ 7,204	Model-based	IR lognormal volatility	18.05 %	90.65%	30.21 %
			Mean reversion	1.00 %	20.00%	10.50 %
			Equity volatility	10.18 %	69.65%	23.72 %
			Credit correlation	87.50 %	87.50%	87.50 %
			Equity forward	89.50 %	100.80%	95.80 %
			Forward price	35.34 %	268.77%	101.80 %
			Commodity correlation	(57.00)%	91.00%	30.00 %
			Commodity volatility	5.00 %	83.00%	24.00 %

As of December 31, 2013	Fair Value ⁽¹⁾ (in millions)		Methodology	Input	Low ⁽²⁾⁽³⁾	High ⁽²⁾⁽³⁾	Weighted Average ⁽⁴⁾
Assets							
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	\$	3,299	Model-based	Interest rate	1.33 %	2.19%	2.04 %
Mortgage-backed securities	\$	2,869	Price-based	Price	\$ 0.10	\$ 117.78	77.60
		1,241	Yield analysis	Yield	0.03 %	21.80%	8.66 %
State and municipal, foreign government, corporate and other debt securities	\$	5,361	Price-based	Price	\$ —	\$ 126.49	\$ 87.47
		2,014	Cash flow	Credit spread	11 bps	375 bps	213 bps
Equity securities ⁽⁵⁾	\$	947	Price-based	Price ⁽⁵⁾	\$ 0.31	\$ 93.66	\$ 86.90
		827	Cash flow	Yield	4.00 %	5.00%	4.50 %
				WAL	0.01 years	3.55 years	1.38 years
Asset-backed securities	\$	4,539	Price-based	Price	\$ —	\$ 135.83	\$ 70.89
		1,300	Model-based	Credit spread	25 bps	378 bps	302 bps
Non-marketable equity	\$	2,324	Price-based	Fund NAV ⁽⁵⁾	\$ 612	\$336,559,340	\$124,080,454
		1,470	Comparables analysis	EBITDA multiples	4.20x	16.90x	9.78x
		533	Cash flow	Discount to price	— %	75.00%	3.47 %
				Price-to-book ratio	0.90x	1.05x	1.02x
				PE ratio	9.10x	9.10x	9.10x
Derivatives—Gross ⁽⁶⁾							
Interest rate contracts (gross)	\$	5,721	Model-based	Interest rate (IR) lognormal volatility	10.60 %	87.20%	21.16 %
Foreign exchange contracts (gross)	\$	1,727	Model-based	Foreign exchange (FX) volatility	1.00 %	28.00%	13.45 %
		189	Cash flow	Interest rate	0.11 %	13.88%	6.02 %
				IR-FX correlation	40.00 %	60.00%	50.00 %
				IR-IR correlation	40.00 %	68.79%	40.52 %
				Credit spread	25 bps	419 bps	162 bps
Equity contracts (gross) ⁽⁷⁾	\$	3,189	Model-based	Equity volatility	10.02 %	73.48%	29.87 %
		563	Price-based	Equity forward	79.10 %	141.00%	100.24 %
				Equity-equity correlation	(81.30)%	99.40%	48.45 %
				Equity-FX correlation	(70.00)%	55.00%	0.60 %
				Price	\$ —	\$ 118.75	\$ 88.10
Commodity contracts (gross)	\$	2,988	Model-based	Commodity volatility	4.00 %	146.00%	15.00 %
				Commodity correlation	(75.00)%	90.00%	32.00 %
				Forward price	23.00 %	242.00%	105.00 %
Credit derivatives (gross)	\$	4,767	Model-based	Recovery rate	20.00 %	64.00%	38.11 %
		1,520	Price-based	Credit correlation	5.00 %	95.00%	47.43 %
				Price	\$ 0.02	\$ 115.20	\$ 29.83
				Credit spread	3 bps	1,335 bps	203 bps
				Upfront points	2.31	100.00	57.69
Nontrading derivatives and other financial assets and liabilities measured on a recurring basis (gross) ⁽⁶⁾	\$	82	Price-based	EBITDA multiples	5.20x	12.60x	12.08x
		60	Comparables analysis	PE ratio	6.90x	6.90x	6.90x
		38	Model-based	Price-to-book ratio	1.05x	1.05x	1.05x
				Price	\$ —	\$ 105.10	\$ 71.25
				Fund NAV	\$ 1.00	\$ 10,688,600	\$ 9,706,488
				Discount to price	— %	35.00%	16.36 %

<i>As of December 31, 2013</i>	Fair Value⁽¹⁾ <i>(in millions)</i>		Methodology	Input	Low⁽²⁾⁽³⁾		High⁽²⁾⁽³⁾		Weighted Average⁽⁴⁾
Loans	\$	2,153	Price-based	Price	\$	—	\$	103.75	\$ 91.19
		1,422	Model-based	Yield		1.60 %		4.50%	2.10 %
		549	Yield analysis	Credit spread		49 bps		1,600 bps	302 bps
Mortgage servicing rights	\$	2,625	Cash flow	Yield		3.64 %		12.00%	7.19 %
				WAL		2.27 years		9.44 years	6.12 years
Liabilities									
Interest-bearing deposits	\$	890	Model-based	Equity volatility		14.79 %		42.15%	27.74 %
				Mean reversion		1.00 %		20.00%	10.50 %
				Equity-IR correlation		9.00 %		20.50%	19.81 %
				Forward price		23.00 %		242.00%	105.00 %
				Commodity correlation		(75.00)%		90.00%	32.00 %
				Commodity volatility		4.00 %		146.00%	15.00 %
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	\$	902	Model-based	Interest rate		0.47 %		3.66%	2.71 %
Trading account liabilities									
Securities sold, not yet purchased	\$	289	Model-based	Credit spread		166 bps		180 bps	175 bps
	\$	273	Price-based	Credit-IR correlation		(68.00)%		5.00%	(50.00)%
				Price	\$	—	\$	124.25	\$ 99.75
Short-term borrowings and long-term debt	\$	6,781	Model-based	IR lognormal volatility		10.60 %		87.20%	20.97 %
		868	Price-based	Equity forward		79.10 %		141.00%	99.51 %
				Equity volatility		10.70 %		57.20%	19.41 %
				Equity-FX correlation		(70.00)%		55.00%	0.60 %
				Equity-equity correlation		(81.30)%		99.40%	48.30 %
				Interest rate		4.00 %		10.00%	5.00 %
				Price	\$	0.63	\$	103.75	\$ 80.73
				Forward price		23.00 %		242.00%	101.00 %

- (1) The fair value amounts presented in this table represent the primary valuation technique or techniques for each class of assets or liabilities.
(2) Some inputs are shown as zero due to rounding.
(3) When the low and high inputs are the same, there is either a constant input applied to all positions, or the methodology involving the input applies to one large position only.
(4) Weighted averages are calculated based on the fair value of the instrument.
(5) For equity securities, the price and fund NAV inputs are expressed on an absolute basis, not as a percentage of the notional amount.
(6) Both trading and nontrading account derivatives—assets and liabilities—are presented on a gross absolute value basis.
(7) Includes hybrid products.

Sensitivity to Unobservable Inputs and Interrelationships between Unobservable Inputs

The impact of key unobservable inputs on the Level 3 fair value measurements may not be independent of one another. In addition, the amount and direction of the impact on a fair value measurement for a given change in an unobservable input depends on the nature of the instrument as well as whether the Company holds the instrument as an asset or a liability. For certain instruments, the pricing, hedging and risk management are sensitive to the correlation between various inputs rather than on the analysis and aggregation of the individual inputs.

The following section describes the sensitivities and interrelationships of the most significant unobservable inputs used by the Company in Level 3 fair value measurements.

Correlation

Correlation is a measure of the co-movement between two or more variables. A variety of correlation-related assumptions are required for a wide range of instruments, including equity and credit baskets, foreign-exchange options, CDOs backed by loans or bonds, mortgages, subprime mortgages and many other instruments. For almost all of these instruments, correlations are not observable in the market and must be estimated using historical information. Estimating correlation can be especially difficult where it may vary over time. Extracting correlation information from market data requires significant assumptions regarding the informational efficiency of the market (for example, swaption markets). Changes in correlation levels can have a major impact, favorable or unfavorable, on the value of an instrument, depending on its nature. A change in the default correlation of the fair value of the underlying bonds comprising a CDO structure would affect the fair value of the senior tranche. For example, an increase in the default correlation of the underlying bonds would reduce the fair value of the senior tranche, because highly correlated instruments produce larger losses in the event of default and a part of these losses would become attributable to the senior tranche. That same change in default correlation would have a different impact on junior tranches of the same structure.

Volatility

Volatility represents the speed and severity of market price changes and is a key factor in pricing options. Typically, instruments can become more expensive if volatility increases. For example, as an index becomes more volatile, the cost to Citi of maintaining a given level of exposure increases because more frequent rebalancing of the portfolio is required. Volatility generally depends on the tenor of the underlying instrument and the strike price or level defined in the contract. Volatilities for certain combinations of tenor and strike are not observable. The general relationship between changes in the value of a portfolio to changes in volatility also depends on changes in interest rates and the level of the underlying index. Generally, long option positions (assets) benefit from increases in volatility, whereas short option positions (liabilities) will suffer losses. Some instruments are more sensitive to changes in volatility than others. For example, an

at-the-money option would experience a larger percentage change in its fair value than a deep-in-the-money option. In addition, the fair value of an option with more than one underlying security (for example, an option on a basket of bonds) depends on the volatility of the individual underlying securities as well as their correlations.

Yield

Adjusted yield is generally used to discount the projected future principal and interest cash flows on instruments, such as asset-backed securities. Adjusted yield is impacted by changes in the interest rate environment and relevant credit spreads.

In some circumstances, the yield of an instrument is not observable in the market and must be estimated from historical data or from yields of similar securities. This estimated yield may need to be adjusted to capture the characteristics of the security being valued. In other situations, the estimated yield may not represent sufficient market liquidity and must be adjusted as well. Whenever the amount of the adjustment is significant to the value of the security, the fair value measurement is classified as Level 3.

Prepayment

Voluntary unscheduled payments (prepayments) change the future cash flows for the investor and thereby change the fair value of the security. The effect of prepayments is more pronounced for residential mortgage-backed securities. An increase in prepayments—in speed or magnitude—generally creates losses for the holder of these securities. Prepayment is generally negatively correlated with delinquency and interest rate. A combination of low prepayment and high delinquencies amplify each input's negative impact on mortgage securities' valuation. As prepayment speeds change, the weighted average life of the security changes, which impacts the valuation either positively or negatively, depending upon the nature of the security and the direction of the change in the weighted average life.

Recovery

Recovery is the proportion of the total outstanding balance of a bond or loan that is expected to be collected in a liquidation scenario. For many credit securities (such as asset-backed securities), there is no directly observable market input for recovery, but indications of recovery levels are available from pricing services. The assumed recovery of a security may differ from its actual recovery that will be observable in the future. The recovery rate impacts the valuation of credit securities. Generally, an increase in the recovery rate assumption increases the fair value of the security. An increase in loss severity, the inverse of the recovery rate, reduces the amount of principal available for distribution and, as a result, decreases the fair value of the security.

Credit Spread

Credit spread is a component of the security representing its credit quality. Credit spread reflects the market perception of changes in prepayment, delinquency and recovery rates, therefore capturing the impact of other variables on the fair value. Changes in credit spread affect the fair value of

securities differently depending on the characteristics and maturity profile of the security. For example, credit spread is a more significant driver of the fair value measurement of a high yield bond as compared to an investment grade bond. Generally, the credit spread for an investment grade bond is also more observable and less volatile than its high yield counterpart.

Qualitative Discussion of the Ranges of Significant Unobservable Inputs

The following section describes the ranges of the most significant unobservable inputs used by the Company in Level 3 fair value measurements. The level of aggregation and the diversity of instruments held by the Company lead to a wide range of unobservable inputs that may not be evenly distributed across the Level 3 inventory.

Correlation

There are many different types of correlation inputs, including credit correlation, cross-asset correlation (such as equity-interest rate correlation), and same-asset correlation (such as interest rate-interest rate correlation). Correlation inputs are generally used to value hybrid and exotic instruments. Generally, same-asset correlation inputs have a narrower range than cross-asset correlation inputs. However, due to the complex and unique nature of these instruments, the ranges for correlation inputs can vary widely across portfolios.

Volatility

Similar to correlation, asset-specific volatility inputs vary widely by asset type. For example, ranges for foreign exchange volatility are generally lower and narrower than equity volatility. Equity volatilities are wider due to the nature of the equities market and the terms of certain exotic instruments. For most instruments, the interest rate volatility input is on the lower end of the range; however, for certain structured or exotic instruments (such as market-linked deposits or exotic interest rate derivatives), the range is much wider.

Yield

Ranges for the yield inputs vary significantly depending upon the type of security. For example, securities that typically have lower yields, such as municipal bonds, will fall on the lower end of the range, while more illiquid securities or securities with lower credit quality, such as certain residual tranche asset-backed securities, will have much higher yield inputs.

Credit Spread

Credit spread is relevant primarily for fixed income and credit instruments; however, the ranges for the credit spread input can vary across instruments. For example, certain fixed income instruments, such as certificates of deposit, typically have lower credit spreads, whereas certain derivative instruments with high-risk counterparties are typically subject to higher credit spreads when they are uncollateralized or have a longer tenor. Other instruments, such as credit default swaps, also have credit spreads that vary with the attributes of the

underlying obligor. Stronger companies have tighter credit spreads, and weaker companies have wider credit spreads.

Price

The price input is a significant unobservable input for certain fixed income instruments. For these instruments, the price input is expressed as a percentage of the notional amount, with a price of \$100 meaning that the instrument is valued at par. For most of these instruments, the price varies between zero to \$100, or slightly above \$100. Relatively illiquid assets that have experienced significant losses since issuance, such as certain asset-backed securities, are at the lower end of the range, whereas most investment grade corporate bonds will fall in the middle to the higher end of the range. For certain structured debt instruments with embedded derivatives, the price input may be above \$100 to reflect the embedded features of the instrument (for example, a step-up coupon or a conversion option).

The price input is also a significant unobservable input for certain equity securities; however, the range of price inputs varies depending on the nature of the position, the number of shares outstanding and other factors.

Items Measured at Fair Value on a Nonrecurring Basis

Certain assets and liabilities are measured at fair value on a nonrecurring basis and therefore are not included in the tables above. These include assets measured at cost that have been written down to fair value during the periods as a result of an impairment. In addition, these assets include loans held-for-sale and other real estate owned that are measured at the lower of cost or market.

The following table presents the carrying amounts of all assets that were still held as of December 31, 2014 and December 31, 2013, for which a nonrecurring fair value measurement was recorded:

<i>In millions of dollars</i>	Fair value	Level 2	Level 3
December 31, 2014			
Loans held-for-sale	\$ 4,152	\$ 1,084	\$ 3,068
Other real estate owned	102	21	81
Loans ⁽¹⁾	3,367	2,881	486
Total assets at fair value on a nonrecurring basis	\$ 7,621	\$ 3,986	\$ 3,635

(1) Represents impaired loans held for investment whose carrying amount is based on the fair value of the underlying collateral, including primarily real-estate secured loans.

<i>In millions of dollars</i>	Fair value	Level 2	Level 3
December 31, 2013			
Loans held-for-sale	\$ 3,483	\$ 2,165	\$ 1,318
Other real estate owned	138	15	123
Loans ⁽¹⁾	4,713	3,947	766
Total assets at fair value on a nonrecurring basis	\$ 8,334	\$ 6,127	\$ 2,207

(1) Represents impaired loans held for investment whose carrying amount is based on the fair value of the underlying collateral, including primarily real-estate secured loans.

Valuation Techniques and Inputs for Level 3 Nonrecurring Fair Value Measurements

The following tables present the valuation techniques covering the majority of Level 3 nonrecurring fair value measurements and the most significant unobservable inputs used in those measurements as of December 31, 2014 and December 31, 2013:

<i>As of December 31, 2014</i>	Fair Value⁽¹⁾ <i>(in millions)</i>	Methodology	Input	Low	High	Weighted average⁽²⁾
Loans held-for-sale	\$ 2,740	Price-based	Price	\$ 92.00	\$ 100.00	\$ 99.54
			Credit Spread	5 bps	358 bps	175 bps
Other real estate owned	\$ 76	Price-based	Appraised Value	\$ 11,000	\$ 11,124,137	\$ 4,730,129
			Discount to price ⁽⁴⁾	13.00%	64.00%	28.80%
Loans⁽³⁾	\$ 437	Price-based	Discount to price ⁽⁴⁾	13.00%	34.00%	28.92%

(1) The fair value amounts presented in this table represent the primary valuation technique or techniques for each class of assets or liabilities.

(2) Weighted averages are calculated based on the fair value of the instrument.

(3) Represents loans held for investment whose carrying amounts are based on the fair value of the underlying collateral.

(4) Includes estimated costs to sell.

<i>As of December 31, 2013</i>	Fair Value⁽¹⁾ <i>(in millions)</i>	Methodology	Input	Low	High	Weighted average⁽²⁾
Loans held-for-sale	\$ 912	Price-based	Price ⁽³⁾	\$ 60.00	\$ 100.00	\$ 98.77
	393	Cash Flow	Credit Spread	45 bps	80 bps	64 bps
Other real estate owned	\$ 98	Price-based	Discount to price ⁽⁴⁾	34.00%	59.00%	39.00%
	17	Cash Flow	Price ⁽³⁾	\$ 60.46	\$ 100.00	\$ 96.67
			Appraised Value	636,249	15,897,503	11,392,478
Loans⁽⁵⁾	\$ 581	Price-based	Discount to price ⁽⁴⁾	34.00%	39.00%	35.00%
	109	Model-based	Price ⁽³⁾	\$ 52.40	\$ 68.00	\$ 65.32
			Appraised Value	6,500,000	86,000,000	43,532,719

(1) The fair value amounts presented in this table represent the primary valuation technique or techniques for each class of assets or liabilities.

(2) Weighted averages are based on the fair value of the instrument.

(3) Prices are based on appraised values.

(4) Includes estimated costs to sell.

(5) Represents loans held for investment whose carrying amounts are based on the fair value of the underlying collateral.

Nonrecurring Fair Value Changes

The following table presents total nonrecurring fair value measurements for the period, included in earnings, attributable to the change in fair value relating to assets that are still held at December 31, 2014 and December 31, 2013:

<i>In millions of dollars</i>	Year ended December 31, 2014
Loans held-for-sale	\$ 34
Other real estate owned	(16)
Loans ⁽¹⁾	(533)
Total nonrecurring fair value gains (losses)	\$ (515)

(1) Represents loans held for investment whose carrying amount is based on the fair value of the underlying collateral, including primarily real-estate loans.

<i>In millions of dollars</i>	Year ended December 31, 2013
Loans held-for-sale	\$ —
Other real estate owned	(6)
Loans ⁽¹⁾	(761)
Total nonrecurring fair value gains (losses)	\$ (767)

(1) Represents loans held for investment whose carrying amount is based on the fair value of the underlying collateral, including primarily real-estate loans.

Estimated Fair Value of Financial Instruments Not Carried at Fair Value

The table below presents the carrying value and fair value of Citigroup's financial instruments that are not carried at fair value. The table below therefore excludes items measured at fair value on a recurring basis presented in the tables above.

The disclosure also excludes leases, affiliate investments, pension and benefit obligations and insurance policy claim reserves. In addition, contract-holder fund amounts exclude certain insurance contracts. Also, as required, the disclosure excludes the effect of taxes, any premium or discount that could result from offering for sale at one time the entire holdings of a particular instrument, excess fair value associated with deposits with no fixed maturity, and other expenses that would be incurred in a market transaction. In addition, the table excludes the values of non-financial assets and liabilities, as well as a wide range of franchise, relationship and intangible values, which are integral to a full assessment of Citigroup's financial position and the value of its net assets.

The fair value represents management's best estimates based on a range of methodologies and assumptions. The

carrying value of short-term financial instruments not accounted for at fair value, as well as receivables and payables arising in the ordinary course of business, approximates fair value because of the relatively short period of time between their origination and expected realization. Quoted market prices are used when available for investments and for liabilities, such as long-term debt not carried at fair value. For loans not accounted for at fair value, cash flows are discounted at quoted secondary market rates or estimated market rates if available. Otherwise, sales of comparable loan portfolios or current market origination rates for loans with similar terms and risk characteristics are used. Expected credit losses are either embedded in the estimated future cash flows or incorporated as an adjustment to the discount rate used. The value of collateral is also considered. For liabilities such as long-term debt not accounted for at fair value and without quoted market prices, market borrowing rates of interest are used to discount contractual cash flows.

	December 31, 2014		Estimated fair value		
	Carrying value	Estimated fair value	Level 1	Level 2	Level 3
<i>In billions of dollars</i>					
Assets					
Investments	\$ 30.5	\$ 32.2	\$ 4.5	\$ 25.2	\$ 2.5
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	98.4	98.4	—	89.7	8.7
Loans ⁽¹⁾⁽²⁾	620.0	617.6	—	5.6	612.0
Other financial assets ⁽²⁾⁽³⁾	213.8	213.8	8.3	151.9	53.6
Liabilities					
Deposits	\$ 897.6	\$ 894.0	\$ —	\$ 746.2	\$ 147.8
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	136.7	136.7	—	136.5	0.2
Long-term debt ⁽⁴⁾	196.9	202.5	—	172.7	29.8
Other financial liabilities ⁽⁵⁾	136.2	136.2	—	41.4	94.8

	December 31, 2013		Estimated fair value		
	Carrying value	Estimated fair value	Level 1	Level 2	Level 3
<i>In billions of dollars</i>					
Assets					
Investments	\$ 17.8	\$ 19.3	\$ 5.3	\$ 11.9	\$ 2.1
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	115.6	115.6	—	107.2	8.4
Loans ⁽¹⁾⁽²⁾	637.9	635.1	—	5.6	629.5
Other financial assets ⁽²⁾⁽³⁾	250.7	250.7	9.4	189.5	51.8
Liabilities					
Deposits	\$ 966.6	\$ 965.6	\$ —	\$ 776.4	\$ 189.2
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	152.0	152.0	—	151.8	0.2
Long-term debt ⁽⁴⁾	194.2	201.3	—	175.6	25.7
Other financial liabilities ⁽⁵⁾	136.2	136.2	—	41.2	95.0

- (1) The carrying value of loans is net of the *Allowance for loan losses* of \$16.0 billion for December 31, 2014 and \$19.6 billion for December 31, 2013. In addition, the carrying values exclude \$2.7 billion and \$2.9 billion of lease finance receivables at December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively.
- (2) Includes items measured at fair value on a nonrecurring basis.
- (3) Includes cash and due from banks, deposits with banks, brokerage receivables, reinsurance recoverable and other financial instruments included in *Other assets* on the Consolidated Balance Sheet, for all of which the carrying value is a reasonable estimate of fair value.
- (4) The carrying value includes long-term debt balances under qualifying fair value hedges.
- (5) Includes brokerage payables, separate and variable accounts, short-term borrowings (carried at cost) and other financial instruments included in *Other liabilities* on the Consolidated Balance Sheet, for all of which the carrying value is a reasonable estimate of fair value.

Fair values vary from period to period based on changes in a wide range of factors, including interest rates, credit quality and market perceptions of value, and as existing assets and liabilities run off and new transactions are entered into. The estimated fair values of loans reflect changes in credit status since the loans were made, changes in interest rates in the case of fixed-rate loans, and premium values at origination of certain loans.

The estimated fair values of the Company's corporate unfunded lending commitments at December 31, 2014 and December 31, 2013 were liabilities of \$5.5 billion and \$5.2 billion, respectively, substantially all of which are classified as Level 3. The Company does not estimate the fair values of consumer unfunded lending commitments, which are generally cancelable by providing notice to the borrower.

26. FAIR VALUE ELECTIONS

The Company may elect to report most financial instruments and certain other items at fair value on an instrument-by-instrument basis with changes in fair value reported in earnings. The election is made upon the initial recognition of an eligible financial asset, financial liability or firm commitment or when certain specified reconsideration events occur. The fair value election may not be revoked once an election is made. The changes in fair value are recorded in current earnings. Additional discussion regarding the applicable areas in which fair value elections were made is presented in Note 25 to the Consolidated Financial Statements.

All servicing rights are recognized initially at fair value. The Company has elected fair value accounting for its mortgage servicing rights. See Note 22 to the Consolidated Financial Statements for further discussions regarding the accounting and reporting of MSRs.

The following table presents the changes in fair value gains and losses for the years ended December 31, 2014 and 2013 associated with those items for which the fair value option was elected:

<i>In millions of dollars</i>	Changes in fair value gains (losses) for the Years ended December 31,	
	2014	2013
Assets		
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell		
Selected portfolios of securities purchased under agreements to resell and securities borrowed	\$ 812	\$ (628)
Trading account assets	190	(190)
Investments	30	(48)
Loans		
Certain corporate loans ⁽¹⁾	(135)	72
Certain consumer loans ⁽¹⁾	(41)	(155)
Total loans	\$ (176)	\$ (83)
Other assets		
MSRs	\$ (344)	\$ 553
Certain mortgage loans held for sale ⁽²⁾	474	951
Total other assets	\$ 130	\$ 1,504
Total assets	\$ 986	\$ 555
Liabilities		
Interest-bearing deposits	\$ (77)	\$ 141
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase		
Selected portfolios of securities sold under agreements to repurchase and securities loaned	(5)	110
Trading account liabilities	29	3
Short-term borrowings	8	73
Long-term debt	(307)	(186)
Total liabilities	\$ (352)	\$ 141

(1) Includes mortgage loans held by mortgage loan securitization VIEs consolidated upon the adoption of ASC 810 *Consolidation* (SFAS 167) on January 1, 2010.

(2) Includes gains (losses) associated with interest rate lock-commitments for those loans that have been originated and elected under the fair value option.

Own Debt Valuation Adjustments

Own debt valuation adjustments are recognized on Citi's liabilities for which the fair value option has been elected using Citi's credit spreads observed in the bond market. The fair value of liabilities for which the fair value option is elected (other than non-recourse and similar liabilities) is impacted by the narrowing or widening of the Company's credit spreads. The estimated change in the fair value of these liabilities due to such changes in the Company's own credit risk (or instrument-specific credit risk) was a gain of \$218 million and a loss of \$412 million for the years ended December 31, 2014 and 2013, respectively. Changes in fair value resulting from changes in instrument-specific credit risk were estimated by incorporating the Company's current credit spreads observable in the bond market into the relevant valuation technique used to value each liability as described above.

The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities***Selected portfolios of securities purchased under agreements to resell, securities borrowed, securities sold under agreements to repurchase, securities loaned and certain non-collateralized short-term borrowings***

The Company elected the fair value option for certain portfolios of fixed-income securities purchased under agreements to resell and fixed-income securities sold under agreements to repurchase, securities borrowed, securities loaned, and certain non-collateralized short-term borrowings held primarily by broker-dealer entities in the United States, United Kingdom and Japan. In each case, the election was made because the related interest-rate risk is managed on a portfolio basis, primarily with derivative instruments that are accounted for at fair value through earnings.

The following table provides information about certain credit products carried at fair value at December 31, 2014 and 2013:

	December 31, 2014		December 31, 2013	
	Trading assets	Loans	Trading assets	Loans
<i>In millions of dollars</i>				
Carrying amount reported on the Consolidated Balance Sheet	\$ 10,290	\$ 5,901	\$ 9,262	\$ 4,105
Aggregate unpaid principal balance in excess of (less than) fair value	(26)	125	4	(79)
Balance of non-accrual loans or loans more than 90 days past due	13	3	97	5
Aggregate unpaid principal balance in excess of fair value for non-accrual loans or loans more than 90 days past due	28	1	41	5

In addition to the amounts reported above, \$2,335 million and \$2,308 million of unfunded loan commitments related to certain credit products selected for fair value accounting were outstanding as of December 31, 2014 and 2013, respectively.

Changes in fair value of funded and unfunded credit products are classified in *Principal transactions* in the Company's Consolidated Statement of Income. Related interest revenue is measured based on the contractual interest rates and reported as *Interest revenue on Trading account assets* or loan interest depending on the balance sheet classifications of the credit products. The changes in fair value for the years ended December 31, 2014 and 2013 due to

Changes in fair value for transactions in these portfolios are recorded in *Principal transactions*. The related interest revenue and interest expense are measured based on the contractual rates specified in the transactions and are reported as interest revenue and expense in the Consolidated Statement of Income.

Certain loans and other credit products

Citigroup has elected the fair value option for certain originated and purchased loans, including certain unfunded loan products, such as guarantees and letters of credit, executed by Citigroup's lending and trading businesses. None of these credit products are highly leveraged financing commitments. Significant groups of transactions include loans and unfunded loan products that are expected to be either sold or securitized in the near term, or transactions where the economic risks are hedged with derivative instruments, such as purchased credit default swaps or total return swaps where the Company pays the total return on the underlying loans to a third party. Citigroup has elected the fair value option to mitigate accounting mismatches in cases where hedge accounting is complex and to achieve operational simplifications. Fair value was not elected for most lending transactions across the Company.

instrument-specific credit risk totaled to a loss of \$155 million and a gain of \$4 million, respectively.

Certain investments in unallocated precious metals

Citigroup invests in unallocated precious metals accounts (gold, silver, platinum and palladium) as part of its commodity and foreign currency trading activities or to economically hedge certain exposures from issuing structured liabilities. Under ASC 815, the investment is bifurcated into a debt host contract and a commodity forward derivative instrument. Citigroup elects the fair value option for the debt host contract, and reports the debt host contract within *Trading account assets* on the Company's Consolidated Balance Sheet. The total carrying amount of debt host contracts across unallocated precious metals accounts was approximately \$1.2 billion and \$1.3 billion at December 31, 2014 and 2013, respectively. The amounts are expected to fluctuate based on trading activity in future periods.

As part of its commodity and foreign currency trading activities, Citi sells (buys) unallocated precious metals investments and executes forward purchase (sale) derivative contracts with trading counterparties. When Citi sells an unallocated precious metals investment, Citi's receivable from its depository bank is repaid and Citi derecognizes its investment in the unallocated precious metal. The forward purchase (sale) contract with the trading counterparty indexed to unallocated precious metals is accounted for as a derivative, at fair value through earnings. As of December 31, 2014, there were approximately \$7.2 billion and \$6.7 billion notional amounts of such forward purchase and forward sale derivative contracts outstanding, respectively.

Certain investments in private equity and real estate ventures and certain equity method and other investments

Citigroup invests in private equity and real estate ventures for the purpose of earning investment returns and for capital appreciation. The Company has elected the fair value option for certain of these ventures, because such investments are considered similar to many private equity or hedge fund activities in Citi's investment companies, which are reported at fair value. The fair value option brings consistency in the accounting and evaluation of these investments. All investments (debt and equity) in such private equity and real estate entities are accounted for at fair value. These investments are classified as *Investments* on Citigroup's Consolidated Balance Sheet.

Changes in the fair values of these investments are classified in *Other revenue* in the Company's Consolidated Statement of Income.

Citigroup also elects the fair value option for certain non-marketable equity securities whose risk is managed with derivative instruments that are accounted for at fair value through earnings. These securities are classified as *Trading account assets* on Citigroup's Consolidated Balance Sheet. Changes in the fair value of these securities and the related derivative instruments are recorded in *Principal transactions*.

Certain mortgage loans HFS

Citigroup has elected the fair value option for certain purchased and originated prime fixed-rate and conforming adjustable-rate first mortgage loans HFS. These loans are intended for sale or securitization and are hedged with derivative instruments. The Company has elected the fair value option to mitigate accounting mismatches in cases where hedge accounting is complex and to achieve operational simplifications.

The following table provides information about certain mortgage loans HFS carried at fair value at December 31, 2014 and 2013:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2014	December 31, 2013
Carrying amount reported on the Consolidated Balance Sheet	\$ 1,447	\$ 2,089
Aggregate fair value in excess of unpaid principal balance	67	48
Balance of non-accrual loans or loans more than 90 days past due	—	—
Aggregate unpaid principal balance in excess of fair value for non-accrual loans or loans more than 90 days past due	—	—

The changes in fair values of these mortgage loans are reported in *Other revenue* in the Company's Consolidated Statement of Income. There was no net change in fair value during the years ended December 31, 2014 and 2013 due to instrument-specific credit risk. Related interest income continues to be measured based on the contractual interest rates and reported as *Interest revenue* in the Consolidated Statement of Income.

Certain consolidated VIEs

The Company has elected the fair value option for all qualified assets and liabilities of certain VIEs that were consolidated upon the adoption of SFAS 167 on January 1, 2010, including certain private label mortgage securitizations, mutual fund deferred sales commissions and collateralized loan obligation VIEs. The Company elected the fair value option for these VIEs, as the Company believes this method better reflects the economic risks, since substantially all of the Company's retained interests in these entities are carried at fair value.

With respect to the consolidated mortgage VIEs, the Company determined the fair value for the mortgage loans and long-term debt utilizing internal valuation techniques. The fair value of the long-term debt measured using internal valuation techniques is verified, where possible, to prices obtained from independent vendors. Vendors compile prices from various sources and may apply matrix pricing for similar securities when no price is observable. Security pricing associated with long-term debt that is valued using observable inputs is classified as Level 2, and debt that is valued using one or more significant unobservable inputs is classified as Level 3. The fair value of mortgage loans in each VIE is derived from the security pricing. When substantially all of the long-term debt of a VIE is valued using Level 2 inputs, the corresponding mortgage loans are classified as Level 2. Otherwise, the mortgage loans of a VIE are classified as Level 3.

With respect to the consolidated mortgage VIEs for which the fair value option was elected, the mortgage loans are classified as *Loans* on Citigroup's Consolidated Balance Sheet. The changes in fair value of the loans are reported as *Other revenue* in the Company's Consolidated Statement of

Income. Related interest revenue is measured based on the contractual interest rates and reported as *Interest revenue* in the Company's Consolidated Statement of Income. Information about these mortgage loans is included in the table below. The change in fair value of these loans due to instrument-specific credit risk was a loss of \$48 million and \$156 million for the years ended December 31, 2014 and 2013, respectively.

The debt issued by these consolidated VIEs is classified as long-term debt on Citigroup's Consolidated Balance Sheet. The changes in fair value for the majority of these liabilities are reported in *Other revenue* in the Company's Consolidated Statement of Income. Related interest expense is measured based on the contractual interest rates and reported as *Interest expense* in the Consolidated Statement of Income. The aggregate unpaid principal balance of long-term debt of these consolidated VIEs exceeded the aggregate fair value by \$9 million and \$223 million as of December 31, 2014 and 2013, respectively.

The following table provides information about corporate and consumer loans of consolidated VIEs carried at fair value at December 31, 2014 and 2013:

	December 31, 2014		December 31, 2013	
	Corporate loans	Consumer loans	Corporate loans	Consumer loans
<i>In millions of dollars</i>				
Carrying amount reported on the Consolidated Balance Sheet	\$ —	\$ —	\$ 14	\$ 910
Aggregate unpaid principal balance in excess of fair value	9	—	7	212
Balance of non-accrual loans or loans more than 90 days past due	—	—	—	81
Aggregate unpaid principal balance in excess of fair value for non-accrual loans or loans more than 90 days past due	—	—	—	106

Certain structured liabilities

The Company has elected the fair value option for certain structured liabilities whose performance is linked to structured interest rates, inflation, currency, equity, referenced credit or commodity risks (structured liabilities). The Company elected the fair value option, because these exposures are considered

to be trading-related positions and, therefore, are managed on a fair value basis. These positions will continue to be classified as debt, deposits or derivatives (*Trading account liabilities*) on the Company's Consolidated Balance Sheet according to their legal form.

The following table provides information about the carrying value of structured notes, disaggregated by type of embedded derivative instrument at December 31, 2014 and 2013:

<i>In billions of dollars</i>	December 31, 2014	December 31, 2013
Interest rate linked	\$ 10.9	\$ 9.8
Foreign exchange linked	0.3	0.5
Equity linked	8.0	7.0
Commodity linked	1.4	1.8
Credit linked	2.5	3.5
Total	\$ 23.1	\$ 22.6

The change in fair value of these structured liabilities is reported in *Principal transactions* in the Company's Consolidated Statement of Income. Changes in fair value of these structured liabilities include an economic component for accrued interest, which is included in the change in fair value reported in *Principal transactions*.

Certain non-structured liabilities

The Company has elected the fair value option for certain non-structured liabilities with fixed and floating interest rates (non-structured liabilities). The Company has elected the fair value option where the interest-rate risk of such liabilities is

economically hedged with derivative contracts or the proceeds are used to purchase financial assets that will also be accounted for at fair value through earnings. The election has been made to mitigate accounting mismatches and to achieve operational simplifications. These positions are reported in *Short-term borrowings* and *Long-term debt* on the Company's Consolidated Balance Sheet. The change in fair value of these non-structured liabilities is reported in *Principal transactions* in the Company's Consolidated Statement of Income. Related interest expense on non-structured liabilities is measured based on the contractual interest rates and reported as *Interest expense* in the Consolidated Statement of Income.

The following table provides information about long-term debt carried at fair value, excluding debt issued by consolidated VIEs, at December 31, 2014 and 2013:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2014	December 31, 2013
Carrying amount reported on the Consolidated Balance Sheet	\$ 26,180	\$ 25,968
Aggregate unpaid principal balance in excess of (less than) fair value	(151)	(866)

The following table provides information about short-term borrowings carried at fair value at December 31, 2014 and 2013:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2014	December 31, 2013
Carrying amount reported on the Consolidated Balance Sheet	\$ 1,496	\$ 3,692
Aggregate unpaid principal balance in excess of (less than) fair value	31	(38)

27. PLEDGED ASSETS, COLLATERAL, GUARANTEES AND COMMITMENTS

Pledged Assets

In connection with the Company's financing and trading activities, the Company has pledged assets to collateralize its obligations under repurchase agreements, secured financing agreements, secured liabilities of consolidated VIEs and other borrowings. At December 31, 2014 and 2013, the approximate carrying values of the significant components of pledged assets recognized on the Company's Consolidated Balance Sheet included:

<i>In millions of dollars</i>	2014	2013
Investment securities	\$ 173,015	\$ 183,071
Loans	214,530	228,513
Trading account assets	111,832	118,832
Total	\$ 499,377	\$ 530,416

In addition, included in *Cash and due from banks* at December 31, 2014 and 2013 were \$6.2 billion and \$8.8 billion, respectively, of cash segregated under federal and other brokerage regulations or deposited with clearing organizations.

Collateral

At December 31, 2014 and 2013, the approximate fair value of collateral received by the Company that may be resold or repledged, excluding the impact of allowable netting, was \$346.7 billion and \$308.3 billion, respectively. This collateral was received in connection with resale agreements, securities borrowings and loans, derivative transactions and margined broker loans.

At December 31, 2014 and 2013, a substantial portion of the collateral received by the Company had been sold or repledged in connection with repurchase agreements, securities sold, not yet purchased, securities borrowings and loans, pledges to clearing organizations, segregation requirements under securities laws and regulations, derivative transactions and bank loans.

In addition, at December 31, 2014 and 2013, the Company had pledged \$376 billion and \$397 billion,

respectively, of collateral that may not be sold or repledged by the secured parties.

Lease Commitments

Rental expense (principally for offices and computer equipment) was \$1.4 billion, \$1.5 billion and \$1.5 billion for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012 respectively.

Future minimum annual rentals under noncancelable leases, net of sublease income, are as follows:

<i>In millions of dollars</i>		
2015	\$	1,415
2016		1,192
2017		964
2018		771
2019		679
Thereafter		4,994
Total	\$	10,015

Guarantees

Citi provides a variety of guarantees and indemnifications to its customers to enhance their credit standing and enable them to complete a wide variety of business transactions. For certain contracts meeting the definition of a guarantee, the guarantor must recognize, at inception, a liability for the fair value of the obligation undertaken in issuing the guarantee.

In addition, the guarantor must disclose the maximum potential amount of future payments that the guarantor could be required to make under the guarantee, if there were a total default by the guaranteed parties. The determination of the maximum potential future payments is based on the notional amount of the guarantees without consideration of possible recoveries under recourse provisions or from collateral held or pledged. As such, Citi believes such amounts bear no relationship to the anticipated losses, if any, on these guarantees.

The following tables present information about Citi's guarantees at December 31, 2014 and December 31, 2013:

<i>In billions of dollars at December 31, 2014 except carrying value in millions</i>	Maximum potential amount of future payments			Carrying value (in millions of dollars)
	Expire within 1 year	Expire after 1 year	Total amount outstanding	
Financial standby letters of credit	\$ 25.4	\$ 73.0	\$ 98.4	\$ 242
Performance guarantees	7.1	4.8	11.9	29
Derivative instruments considered to be guarantees	12.5	79.2	91.7	2,806
Loans sold with recourse	—	0.2	0.2	15
Securities lending indemnifications ⁽¹⁾	127.5	—	127.5	—
Credit card merchant processing ⁽¹⁾	86.0	—	86.0	—
Custody indemnifications and other	—	48.9	48.9	54
Total	\$ 258.5	\$ 206.1	\$ 464.6	\$ 3,146

In billions of dollars at December 31, 2013 except carrying value in millions	Maximum potential amount of future payments			Carrying value (in millions of dollars)
	Expire within 1 year	Expire after 1 year	Total amount outstanding	
Financial standby letters of credit	\$ 28.8	\$ 71.4	\$ 100.2	\$ 429
Performance guarantees	7.6	4.9	12.5	42
Derivative instruments considered to be guarantees	6.0	61.6	67.6	797
Loans sold with recourse	—	0.3	0.3	22
Securities lending indemnifications ⁽¹⁾	79.2	—	79.2	—
Credit card merchant processing ⁽¹⁾	85.9	—	85.9	—
Custody indemnifications and other	—	36.3	36.3	53
Total	\$ 207.5	\$ 174.5	\$ 382.0	\$ 1,343

(1) The carrying values of securities lending indemnifications and credit card merchant processing were not material for either period presented, as the probability of potential liabilities arising from these guarantees is minimal.

Financial standby letters of credit

Citi issues standby letters of credit which substitute its own credit for that of the borrower. If a letter of credit is drawn down, the borrower is obligated to repay Citi. Standby letters of credit protect a third party from defaults on contractual obligations. Financial standby letters of credit include: (i) guarantees of payment of insurance premiums and reinsurance risks that support industrial revenue bond underwriting; (ii) settlement of payment obligations to clearing houses, including futures and over-the-counter derivatives clearing (see further discussion below); (iii) support options and purchases of securities in lieu of escrow deposit accounts; and (iv) letters of credit that backstop loans, credit facilities, promissory notes and trade acceptances.

Performance guarantees

Performance guarantees and letters of credit are issued to guarantee a customer's tender bid on a construction or systems-installation project or to guarantee completion of such projects in accordance with contract terms. They are also issued to support a customer's obligation to supply specified products, commodities, or maintenance or warranty services to a third party.

Derivative instruments considered to be guarantees

Derivatives are financial instruments whose cash flows are based on a notional amount and an underlying instrument, reference credit or index, where there is little or no initial investment, and whose terms require or permit net settlement. For a discussion of Citi's derivatives activities, see Note 23 to the Consolidated Financial Statements.

Derivative instruments considered to be guarantees include only those instruments that require Citi to make payments to the counterparty based on changes in an underlying instrument that is related to an asset, a liability or an equity security held by the guaranteed party. More specifically, derivative instruments considered to be guarantees include certain over-the-counter written put options where the counterparty is not a bank, hedge fund or broker-dealer (such counterparties are considered to be dealers in these markets and may, therefore, not hold the

underlying instruments). Credit derivatives sold by Citi are excluded from the tables above as they are disclosed separately in Note 23 to the Consolidated Financial Statements. In instances where Citi's maximum potential future payment is unlimited, the notional amount of the contract is disclosed.

Loans sold with recourse

Loans sold with recourse represent Citi's obligations to reimburse the buyers for loan losses under certain circumstances. Recourse refers to the clause in a sales agreement under which a seller/lender will fully reimburse the buyer/investor for any losses resulting from the purchased loans. This may be accomplished by the seller taking back any loans that become delinquent.

In addition to the amounts shown in the tables above, Citi has recorded a repurchase reserve for its potential repurchases or make-whole liability regarding residential mortgage representation and warranty claims related to its whole loan sales to the U.S. government-sponsored enterprises (GSEs) and, to a lesser extent, private investors. The repurchase reserve was approximately \$224 million and \$341 million at December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively, and these amounts are included in *Other liabilities* on the Consolidated Balance Sheet.

Securities lending indemnifications

Owners of securities frequently lend those securities for a fee to other parties who may sell them short or deliver them to another party to satisfy some other obligation. Banks may administer such securities lending programs for their clients. Securities lending indemnifications are issued by the bank to guarantee that a securities lending customer will be made whole in the event that the security borrower does not return the security subject to the lending agreement and collateral held is insufficient to cover the market value of the security.

Credit card merchant processing

Credit card merchant processing guarantees represent the Company's indirect obligations in connection with: (i) providing transaction processing services to various

merchants with respect to its private-label cards; and (ii) potential liability for bank card transaction processing services. The nature of the liability in either case arises as a result of a billing dispute between a merchant and a cardholder that is ultimately resolved in the cardholder's favor. The merchant is liable to refund the amount to the cardholder. In general, if the credit card processing company is unable to collect this amount from the merchant, the credit card processing company bears the loss for the amount of the credit or refund paid to the cardholder.

With regard to (i) above, Citi has the primary contingent liability with respect to its portfolio of private-label merchants. The risk of loss is mitigated as the cash flows between Citi and the merchant are settled on a net basis and Citi has the right to offset any payments with cash flows otherwise due to the merchant. To further mitigate this risk, Citi may delay settlement, require a merchant to make an escrow deposit, include event triggers to provide Citi with more financial and operational control in the event of the financial deterioration of the merchant or require various credit enhancements (including letters of credit and bank guarantees). In the unlikely event that a private-label merchant is unable to deliver products, services or a refund to its private-label cardholders, Citi is contingently liable to credit or refund cardholders.

With regard to (ii) above, Citi has a potential liability for bank card transactions where Citi provides the transaction processing services as well as those where a third party provides the services and Citi acts as a secondary guarantor, should that processor fail to perform.

Citi's maximum potential contingent liability related to both bank card and private-label merchant processing services is estimated to be the total volume of credit card transactions that meet the requirements to be valid charge-back transactions at any given time. At December 31, 2014 and December 31, 2013, this maximum potential exposure was estimated to be \$86 billion for both periods.

However, Citi believes that the maximum exposure is not representative of the actual potential loss exposure based on its historical experience. This contingent liability is unlikely to arise, as most products and services are delivered when purchased and amounts are refunded when items are returned to merchants. Citi assesses the probability and amount of its contingent liability related to merchant processing based on the financial strength of the primary guarantor, the extent and nature of unresolved charge-backs and its historical loss experience. At December 31, 2014 and December 31, 2013, the losses incurred and the carrying amounts of Citi's contingent obligations related to merchant processing activities were immaterial.

Custody indemnifications

Custody indemnifications are issued to guarantee that custody clients will be made whole in the event that a third-party subcustodian or depository institution fails to safeguard clients' assets.

Other guarantees and indemnifications

Credit Card Protection Programs

Citi, through its credit card businesses, provides various cardholder protection programs on several of its card products, including programs that provide insurance coverage for rental cars, coverage for certain losses associated with purchased products, price protection for certain purchases and protection for lost luggage. These guarantees are not included in the table, since the total outstanding amount of the guarantees and Citi's maximum exposure to loss cannot be quantified. The protection is limited to certain types of purchases and losses, and it is not possible to quantify the purchases that would qualify for these benefits at any given time. Citi assesses the probability and amount of its potential liability related to these programs based on the extent and nature of its historical loss experience. At December 31, 2014 and December 31, 2013, the actual and estimated losses incurred and the carrying value of Citi's obligations related to these programs were immaterial.

Other Representation and Warranty Indemnifications

In the normal course of business, Citi provides standard representations and warranties to counterparties in contracts in connection with numerous transactions and also provides indemnifications, including indemnifications that protect the counterparties to the contracts in the event that additional taxes are owed due either to a change in the tax law or an adverse interpretation of the tax law. Counterparties to these transactions provide Citi with comparable indemnifications. While such representations, warranties and indemnifications are essential components of many contractual relationships, they do not represent the underlying business purpose for the transactions. The indemnification clauses are often standard contractual terms related to Citi's own performance under the terms of a contract and are entered into in the normal course of business based on an assessment that the risk of loss is remote. Often these clauses are intended to ensure that terms of a contract are met at inception. No compensation is received for these standard representations and warranties, and it is not possible to determine their fair value because they rarely, if ever, result in a payment. In many cases, there are no stated or notional amounts included in the indemnification clauses, and the contingencies potentially triggering the obligation to indemnify have not occurred and are not expected to occur. As a result, these indemnifications are not included in the tables above.

Value-Transfer Networks

Citi is a member of, or shareholder in, hundreds of value-transfer networks (VTNs) (payment, clearing and settlement systems as well as exchanges) around the world. As a condition of membership, many of these VTNs require that members stand ready to pay a pro rata share of the losses incurred by the organization due to another member's default on its obligations. Citi's potential obligations may be limited to its membership interests in the VTNs, contributions to the VTN's funds, or, in limited cases, the obligation may be

unlimited. The maximum exposure cannot be estimated as this would require an assessment of future claims that have not yet occurred. Citi believes the risk of loss is remote given historical experience with the VTNs. Accordingly, Citi's participation in VTNs is not reported in the guarantees tables above, and there are no amounts reflected on the Consolidated Balance Sheet as of December 31, 2014 or December 31, 2013 for potential obligations that could arise from Citi's involvement with VTN associations.

Long-Term Care Insurance Indemnification

In the sale of an insurance subsidiary, the Company provided an indemnification to an insurance company for policyholder claims and other liabilities relating to a book of long-term care (LTC) business (for the entire term of the LTC policies) that is fully reinsured by another insurance company. The reinsurer has funded two trusts with securities whose fair value (approximately \$6.2 billion at December 31, 2014, compared to \$5.4 billion at December 31, 2013) is designed to cover the insurance company's statutory liabilities for the LTC policies. The assets in these trusts are evaluated and adjusted periodically to ensure that the fair value of the assets continues to cover the estimated statutory liabilities related to the LTC policies, as those statutory liabilities change over time.

If the reinsurer fails to perform under the reinsurance agreement for any reason, including insolvency, and the assets in the two trusts are insufficient or unavailable to the ceding insurance company, then Citi must indemnify the ceding insurance company for any losses actually incurred in connection with the LTC policies. Since both events would have to occur before Citi would become responsible for any payment to the ceding insurance company pursuant to its indemnification obligation, and the likelihood of such events occurring is currently not probable, there is no liability reflected in the Consolidated Balance Sheet as of December 31, 2014 and December 31, 2013 related to this indemnification. Citi continues to closely monitor its potential exposure under this indemnification obligation.

Carrying Value—Guarantees and Indemnifications

At December 31, 2014 and December 31, 2013, the total carrying amounts of the liabilities related to the guarantees and indemnifications included in the tables above amounted to approximately \$3.1 billion and \$1.3 billion, respectively. The carrying value of financial and performance guarantees is included in *Other liabilities*. For loans sold with recourse, the carrying value of the liability is included in *Other liabilities*.

Futures and over-the-counter derivatives clearing

Citi provides clearing services for clients executing exchange-traded futures and over-the-counter (OTC) derivatives contracts with central counterparties (CCPs). Based on all relevant facts and circumstances, Citi has concluded that it acts as an agent for accounting purposes in its role as clearing member for these client transactions. As such, Citi does not reflect the underlying exchange-traded futures or OTC derivatives contracts in its Consolidated Financial Statements. See Note 23 for a discussion of Citi's derivatives activities that are reflected in its Consolidated Financial Statements.

As a clearing member, Citi collects and remits cash and securities collateral (margin) between its clients and the respective CCP. There are two types of margin: initial margin and variation margin. Where Citi obtains benefits from or controls cash initial margin (e.g., retains an interest spread), cash initial margin collected from clients and remitted to the CCP is reflected within *Brokerage Payables* (payables to customers) and *Brokerage Receivables* (receivables from brokers, dealers and clearing organizations), respectively. However, for OTC derivatives contracts where Citi has contractually agreed with the client that (a) Citi will pass through to the client all interest paid by the CCP on cash initial margin; (b) Citi will not utilize its right as clearing member to transform cash margin into other assets; and (c) Citi does not guarantee and is not liable to the client for the performance of the CCP, cash initial margin collected from clients and remitted to the CCP is not reflected on Citi's Consolidated Balance Sheet. The total amount of cash initial margin collected and remitted in this manner was approximately \$3.2 billion and \$1.4 billion as of December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively.

Variation margin due from clients to the respective CCP, or from the CCP to clients, reflects changes in the value of the client's derivative contracts for each trading day. As a clearing member, Citi is exposed to the risk of non-performance by clients (e.g., failure of a client to post variation margin to the CCP for negative changes in the value of the client's derivative contracts). In the event of non-performance by a client, Citi would move to close out the client's positions. The CCP would typically utilize initial margin posted by the client and held by the CCP, with any remaining shortfalls required to be paid by Citi as clearing member. Citi generally holds incremental cash or securities margin posted by the client, which would typically be expected to be sufficient to mitigate Citi's credit risk in the event the client fails to perform.

As required by ASC 860-30-25-5, securities collateral posted by clients is not recognized on Citi's Consolidated Balance Sheet.

Collateral

Cash collateral available to Citi to reimburse losses realized under these guarantees and indemnifications amounted to \$63 billion and \$52 billion at December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively. Securities and other marketable assets held as collateral amounted to \$70 billion and \$39 billion at December 31, 2014 and December 31,

2013, respectively. The majority of collateral is held to reimburse losses realized under securities lending indemnifications. Additionally, letters of credit in favor of Citi held as collateral amounted to \$4.0 billion and \$5.3 billion at December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively. Other property may also be available to Citi to cover losses under certain guarantees and indemnifications; however, the value of such property has not been determined.

Performance risk

Citi evaluates the performance risk of its guarantees based on the assigned referenced counterparty internal or external ratings. Where external ratings are used, investment-grade ratings are considered to be Baa/BBB and above, while anything below is considered non-investment grade. Citi's internal ratings are in line with the related external rating system. On certain underlying referenced assets or entities, ratings are not available. Such referenced assets are included in the "not rated" category. The maximum potential amount of the future payments related to the outstanding guarantees is determined to be the notional amount of these contracts, which is the par amount of the assets guaranteed.

Presented in the tables below are the maximum potential amounts of future payments that are classified based upon internal and external credit ratings as of December 31, 2014 and December 31, 2013. As previously mentioned, the determination of the maximum potential future payments is based on the notional amount of the guarantees without consideration of possible recoveries under recourse provisions or from collateral held or pledged. As such, Citi believes such amounts bear no relationship to the anticipated losses, if any, on these guarantees.

	Maximum potential amount of future payments				
<i>In billions of dollars at December 31, 2014</i>	Investment grade	Non-investment grade	Not rated	Total	
Financial standby letters of credit	\$ 73.0	\$ 15.9	\$ 9.5	\$ 98.4	
Performance guarantees	7.3	3.9	0.7	11.9	
Derivative instruments deemed to be guarantees	—	—	91.7	91.7	
Loans sold with recourse	—	—	0.2	0.2	
Securities lending indemnifications	—	—	127.5	127.5	
Credit card merchant processing	—	—	86.0	86.0	
Custody indemnifications and other	48.8	0.1	—	48.9	
Total	\$ 129.1	\$ 19.9	\$ 315.6	\$ 464.6	

	Maximum potential amount of future payments				
	Investment grade	Non-investment grade	Not rated	Total	
<i>In billions of dollars at December 31, 2013</i>					
Financial standby letters of credit	\$ 76.2	\$ 14.8	\$ 9.2	\$	100.2
Performance guarantees	7.4	3.6	1.5		12.5
Derivative instruments deemed to be guarantees	—	—	67.6		67.6
Loans sold with recourse	—	—	0.3		0.3
Securities lending indemnifications	—	—	79.2		79.2
Credit card merchant processing	—	—	85.9		85.9
Custody indemnifications and other	36.2	0.1	—		36.3
Total	\$ 119.8	\$ 18.5	\$ 243.7	\$	382.0

Credit Commitments and Lines of Credit

The table below summarizes Citigroup's credit commitments as of December 31, 2014 and December 31, 2013:

<i>In millions of dollars</i>	U.S.	Outside of U.S.	December 31, 2014	December 31, 2013
Commercial and similar letters of credit	\$ 1,369	\$ 5,265	\$ 6,634	\$ 7,341
One- to four-family residential mortgages	3,243	2,431	5,674	4,946
Revolving open-end loans secured by one- to four-family residential properties	13,535	2,563	16,098	16,781
Commercial real estate, construction and land development	8,045	1,197	9,242	8,003
Credit card lines	492,391	119,658	612,049	641,111
Commercial and other consumer loan commitments	154,923	88,757	243,680	225,447
Other commitments and contingencies	1,584	4,091	5,675	7,863
Total	\$ 675,090	\$ 223,962	\$ 899,052	\$ 911,492

The majority of unused commitments are contingent upon customers' maintaining specific credit standards. Commercial commitments generally have floating interest rates and fixed expiration dates and may require payment of fees. Such fees (net of certain direct costs) are deferred and, upon exercise of the commitment, amortized over the life of the loan or, if exercise is deemed remote, amortized over the commitment period.

Commercial and similar letters of credit

A commercial letter of credit is an instrument by which Citigroup substitutes its credit for that of a customer to enable the customer to finance the purchase of goods or to incur other commitments. Citigroup issues a letter on behalf of its client to a supplier and agrees to pay the supplier upon presentation of documentary evidence that the supplier has performed in accordance with the terms of the letter of credit. When a letter of credit is drawn, the customer is then required to reimburse Citigroup.

One- to four-family residential mortgages

A one- to four-family residential mortgage commitment is a written confirmation from Citigroup to a seller of a property that the bank will advance the specified sums enabling the buyer to complete the purchase.

Revolving open-end loans secured by one- to four-family residential properties

Revolving open-end loans secured by one- to four-family residential properties are essentially home equity lines of credit. A home equity line of credit is a loan secured by a primary residence or second home to the extent of the excess of fair market value over the debt outstanding for the first mortgage.

Commercial real estate, construction and land development

Commercial real estate, construction and land development include unused portions of commitments to extend credit for the purpose of financing commercial and multifamily residential properties as well as land development projects.

Both secured-by-real-estate and unsecured commitments are included in this line, as well as

undistributed loan proceeds, where there is an obligation to advance for construction progress payments. However, this line only includes those extensions of credit that, once funded, will be classified as *Total loans, net* on the Consolidated Balance Sheet.

Credit card lines

Citigroup provides credit to customers by issuing credit cards. The credit card lines are cancellable by providing notice to the cardholder or without such notice as permitted by local law.

Commercial and other consumer loan commitments

Commercial and other consumer loan commitments include overdraft and liquidity facilities, as well as commercial commitments to make or purchase loans, to purchase third-party receivables, to provide note issuance or revolving underwriting facilities and to invest in the form of equity. Amounts include \$53 billion and \$58 billion with an original maturity of less than one year at December 31, 2014 and December 31, 2013, respectively.

In addition, included in this line item are highly leveraged financing commitments, which are agreements that provide funding to a borrower with higher levels of debt (measured by the ratio of debt capital to equity capital of the borrower) than is generally considered normal for other companies. This type of financing is commonly employed in corporate acquisitions, management buy-outs and similar transactions.

Other commitments and contingencies

Other commitments and contingencies include committed or unsettled regular-way reverse repurchase agreements and all other transactions related to commitments and contingencies not reported on the lines above.

28. CONTINGENCIES

Accounting and Disclosure Framework

ASC 450 governs the disclosure and recognition of loss contingencies, including potential losses from litigation and regulatory matters. ASC 450 defines a “loss contingency” as “an existing condition, situation, or set of circumstances involving uncertainty as to possible loss to an entity that will ultimately be resolved when one or more future events occur or fail to occur.” It imposes different requirements for the recognition and disclosure of loss contingencies based on the likelihood of occurrence of the contingent future event or events. It distinguishes among degrees of likelihood using the following three terms: “probable,” meaning that “the future event or events are likely to occur”; “remote,” meaning that “the chance of the future event or events occurring is slight”; and “reasonably possible,” meaning that “the chance of the future event or events occurring is more than remote but less than likely.” These three terms are used below as defined in ASC 450.

Accruals. ASC 450 requires accrual for a loss contingency when it is “probable that one or more future events will occur confirming the fact of loss” and “the amount of the loss can be reasonably estimated.” In accordance with ASC 450, Citigroup establishes accruals for contingencies, including the litigation and regulatory matters disclosed herein, when Citigroup believes it is probable that a loss has been incurred and the amount of the loss can be reasonably estimated. When the reasonable estimate of the loss is within a range of amounts, the minimum amount of the range is accrued, unless some higher amount within the range is a better estimate than any other amount within the range. Once established, accruals are adjusted from time to time, as appropriate, in light of additional information. The amount of loss ultimately incurred in relation to those matters may be substantially higher or lower than the amounts accrued for those matters.

Disclosure. ASC 450 requires disclosure of a loss contingency if “there is at least a reasonable possibility that a loss or an additional loss may have been incurred” and there is no accrual for the loss because the conditions described above are not met or an exposure to loss exists in excess of the amount accrued. In accordance with ASC 450, if Citigroup has not accrued for a matter because Citigroup believes that a loss is reasonably possible but not probable, or that a loss is probable but not reasonably estimable, and the matter thus does not meet the criteria for accrual, and the reasonably possible loss is material, it discloses the loss contingency. In addition, Citigroup discloses matters for which it has accrued if it believes a reasonably possible exposure to material loss exists in excess of the amount accrued. In accordance with ASC 450, Citigroup’s disclosure includes an estimate of the reasonably possible loss or range of loss for those matters as to which an estimate can be made. ASC 450 does not require disclosure of an estimate of the reasonably possible loss or range of loss where an estimate cannot be made. Neither accrual nor disclosure is required for losses that are deemed remote.

Litigation and Regulatory Contingencies

Overview. In addition to the matters described below, in the ordinary course of business, Citigroup, its affiliates and subsidiaries, and current and former officers, directors and employees (for purposes of this section, sometimes collectively referred to as Citigroup and Related Parties) routinely are named as defendants in, or as parties to, various legal actions and proceedings. Certain of these actions and proceedings assert claims or seek relief in connection with alleged violations of consumer protection, fair lending, securities, banking, antifraud, antitrust, anti-money laundering, employment and other statutory and common laws. Certain of these actual or threatened legal actions and proceedings include claims for substantial or indeterminate compensatory or punitive damages, or for injunctive relief, and in some instances seek recovery on a class-wide basis.

In the ordinary course of business, Citigroup and Related Parties also are subject to governmental and regulatory examinations, information-gathering requests, investigations and proceedings (both formal and informal), certain of which may result in adverse judgments, settlements, fines, penalties, restitution, disgorgement, injunctions or other relief. In addition, certain affiliates and subsidiaries of Citigroup are banks, registered broker-dealers, futures commission merchants, investment advisers or other regulated entities and, in those capacities, are subject to regulation by various U.S., state and foreign securities, banking, commodity futures, consumer protection and other regulators. In connection with formal and informal inquiries by these regulators, Citigroup and such affiliates and subsidiaries receive numerous requests, subpoenas and orders seeking documents, testimony and other information in connection with various aspects of their regulated activities. From time to time Citigroup and Related Parties also receive grand jury subpoenas and other requests for information or assistance, formal or informal, from federal or state law enforcement agencies including, among others, various United States Attorneys’ Offices, the Asset Forfeiture and Money Laundering Section and other divisions of the Department of Justice, the Financial Crimes Enforcement Network of the United States Department of the Treasury, and the Federal Bureau of Investigation relating to Citigroup and its customers.

Because of the global scope of Citigroup’s operations, and its presence in countries around the world, Citigroup and Related Parties are subject to litigation and governmental and regulatory examinations, information-gathering requests, investigations and proceedings (both formal and informal) in multiple jurisdictions with legal and regulatory regimes that may differ substantially, and present substantially different risks, from those Citigroup and Related Parties are subject to in the United States. In some instances Citigroup and Related Parties may be involved in proceedings involving the same subject matter in multiple jurisdictions, which may result in overlapping, cumulative or inconsistent outcomes.

Citigroup seeks to resolve all litigation and regulatory matters in the manner management believes is in the best interests of Citigroup and its shareholders, and contests liability, allegations of wrongdoing and, where applicable, the

amount of damages or scope of any penalties or other relief sought as appropriate in each pending matter.

Inherent Uncertainty of the Matters Disclosed. Certain of the matters disclosed below involve claims for substantial or indeterminate damages. The claims asserted in these matters typically are broad, often spanning a multi-year period and sometimes a wide range of business activities, and the plaintiffs' or claimants' alleged damages frequently are not quantified or factually supported in the complaint or statement of claim. Other matters relate to regulatory investigations or proceedings, as to which there may be no objective basis for quantifying the range of potential fine, penalty, or other remedy. As a result, Citigroup is often unable to estimate the loss in such matters, even if it believes that a loss is probable or reasonably possible, until developments in the case or investigation have yielded additional information sufficient to support a quantitative assessment of the range of reasonably possible loss. Such developments may include, among other things, discovery from adverse parties or third parties, rulings by the court on key issues, analysis by retained experts, and engagement in settlement negotiations. Depending on a range of factors, such as the complexity of the facts, the novelty of the legal theories, the pace of discovery, the court's scheduling order, the timing of court decisions, and the adverse party's willingness to negotiate in good faith toward a resolution, it may be months or years after the filing of a case or commencement of an investigation before an estimate of the range of reasonably possible loss can be made.

Matters as to Which an Estimate Can Be Made. For some of the matters disclosed below, Citigroup is currently able to estimate a reasonably possible loss or range of loss in excess of amounts accrued (if any). For some of the matters included within this estimation, an accrual has been made because a loss is believed to be both probable and reasonably estimable, but an exposure to loss exists in excess of the amount accrued. In these cases, the estimate reflects the reasonably possible range of loss in excess of the accrued amount. For other matters included within this estimation, no accrual has been made because a loss, although estimable, is believed to be reasonably possible, but not probable; in these cases the estimate reflects the reasonably possible loss or range of loss. As of December 31, 2014, Citigroup estimates that the reasonably possible unaccrued loss in future periods for these matters ranges up to approximately \$4 billion in the aggregate.

These estimates are based on currently available information. As available information changes, the matters for which Citigroup is able to estimate will change, and the estimates themselves will change. In addition, while many estimates presented in financial statements and other financial disclosures involve significant judgment and may be subject to significant uncertainty, estimates of the range of reasonably possible loss arising from litigation and regulatory proceedings are subject to particular uncertainties. For example, at the time of making an estimate, (i) Citigroup may have only preliminary, incomplete, or inaccurate information about the facts underlying the claim; (ii) its assumptions about the future rulings of the court or other tribunal on significant issues, or the behavior and incentives of adverse parties or regulators, may prove to be wrong; and (iii) the outcomes it is

attempting to predict are often not amenable to the use of statistical or other quantitative analytical tools. In addition, from time to time an outcome may occur that Citigroup had not accounted for in its estimate because it had deemed such an outcome to be remote. For all these reasons, the amount of loss in excess of accruals ultimately incurred for the matters as to which an estimate has been made could be substantially higher or lower than the range of loss included in the estimate.

Matters as to Which an Estimate Cannot Be Made. For other matters disclosed below, Citigroup is not currently able to estimate the reasonably possible loss or range of loss. Many of these matters remain in very preliminary stages (even in some cases where a substantial period of time has passed since the commencement of the matter), with few or no substantive legal decisions by the court or tribunal defining the scope of the claims, the class (if any), or the potentially available damages, and fact discovery is still in progress or has not yet begun. In many of these matters, Citigroup has not yet answered the complaint or statement of claim or asserted its defenses, nor has it engaged in any negotiations with the adverse party (whether a regulator or a private party). For all these reasons, Citigroup cannot at this time estimate the reasonably possible loss or range of loss, if any, for these matters.

Opinion of Management as to Eventual Outcome. Subject to the foregoing, it is the opinion of Citigroup's management, based on current knowledge and after taking into account its current legal accruals, that the eventual outcome of all matters described in this Note would not be likely to have a material adverse effect on the consolidated financial condition of Citigroup. Nonetheless, given the substantial or indeterminate amounts sought in certain of these matters, and the inherent unpredictability of such matters, an adverse outcome in certain of these matters could, from time to time, have a material adverse effect on Citigroup's consolidated results of operations or cash flows in particular quarterly or annual periods.

Commodities Financing Contracts

Beginning in May 2014, Citigroup became aware of reports of potential fraud relating to the financing of physical metal stored at the Qingdao and Penglai ports in China. Citigroup has contracts with a counterparty in relation to Citigroup's providing financing collateralized by physical metal stored at these ports, with the agreements providing that the counterparty would repurchase the inventory at a specified date in the future (typically three to six months). Pursuant to the agreements, the counterparty is responsible for providing clean title to the inventory, insuring it, and attesting that there are no third party encumbrances. The counterparty is a non-Chinese subsidiary of a large multinational corporation, and the counterparty's obligations under the contracts are guaranteed by the parent company.

On July 22, 2014, Citigroup commenced proceedings in the Commercial Court in London to enforce its rights against the counterparty under the relevant agreements in relation to approximately \$285 million in financing. That counterparty and a Chinese warehouse provider previously brought actions in the English courts to establish the parties' rights and

obligations under these agreements. In early December 2014, the English court conducted a preliminary trial concerning, among other issues, the question of whether Citigroup appropriately accelerated its counterparty's obligation to repay Citigroup under the applicable agreements given these facts and circumstances. The court has not yet issued a ruling following trial.

The financings at issue are carried at fair value. As with any position carried at fair value, Citigroup adjusts the positions and records a gain or loss in the Consolidated Statements of Income in accordance with GAAP.

Credit Crisis-Related Litigation and Other Matters

Citigroup and Related Parties have been named as defendants in numerous legal actions and other proceedings asserting claims for damages and related relief for losses arising from the global financial credit crisis that began in 2007. Such matters include, among other types of proceedings, claims asserted by: (i) individual investors and purported classes of investors in securities issued by Citigroup alleging violations of the federal securities laws, foreign laws, state securities and fraud law, and the Employee Retirement Income Security Act (ERISA); and (ii) investors in securities and other investments underwritten, issued or marketed by Citigroup, including securities issued by other public companies, collateralized debt obligations (CDOs), mortgage-backed securities (MBS), auction rate securities (ARS), investment funds, and other structured or leveraged instruments, which have suffered losses as a result of the credit crisis.

In addition to these matters, Citigroup continues to cooperate fully in response to subpoenas and requests for information from the Securities and Exchange Commission (SEC), FINRA, state attorneys general, the Department of Justice and subdivisions thereof, the Office of the Special Inspector General for the Troubled Asset Relief Program, bank regulators, and other government agencies and authorities, in connection with various formal and informal (and, in many instances, industry-wide) inquiries concerning Citigroup's mortgage-related conduct and business activities, as well as other business activities affected by the credit crisis. These business activities include, but are not limited to, Citigroup's sponsorship, packaging, issuance, marketing, trading, servicing and underwriting of CDOs and MBS, its origination, sale or other transfer, servicing, and foreclosure of residential mortgages, and its origination, servicing, and securitization of auto loans.

Mortgage-Related Litigation and Other Matters

Securities Actions: Citigroup and Related Parties have been named as defendants in a variety of putative class actions and individual actions arising out of Citigroup's exposure to CDOs and other assets that declined in value during the financial crisis. Many of these matters have been dismissed or settled. These actions assert a wide range of claims, including claims under the federal securities laws, foreign securities laws, ERISA, and state law. Additional information concerning certain of these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 10 Civ. 9646 (S.D.N.Y.) (Stein, J.),

11 Civ. 7672 (S.D.N.Y.) (Koeltl, J.), 12 Civ. 6653 (S.D.N.Y.) (Stein, J.), 13-4488, 13-4504, 14-2545, and 14-3014 (2d Cir.).

Beginning in November 2007, certain Citigroup affiliates also have been named as defendants arising out of their activities as underwriters of securities in actions brought by investors in securities issued by public companies adversely affected by the credit crisis. Many of these matters have been dismissed or settled. As a general matter, issuers indemnify underwriters in connection with such claims, but in certain of these matters Citigroup affiliates are not being indemnified or may in the future cease to be indemnified because of the financial condition of the issuer.

Regulatory Actions: On July 14, 2014, Citigroup reached a settlement of the Residential Mortgage-Backed Securities Working Group's investigation. The settlement resolved actual and potential civil claims by the Department of Justice, several state attorneys general, and the Federal Deposit Insurance Corporation (FDIC) relating to MBS and CDOs issued, structured, or underwritten by Citigroup between 2003 and 2008. It included a \$4.0 billion civil monetary payment to the Department of Justice, \$500 million in payments to certain state attorneys general and the FDIC, and \$2.5 billion in consumer relief (to be provided by the end of 2018). The consumer relief will be in the form of financing provided for the construction and preservation of affordable multifamily rental housing, principal reduction and forbearance for residential loans, as well as other direct consumer benefits from various relief programs.

Mortgage-Backed Securities and CDO Investor Actions: Beginning in July 2010, Citigroup and Related Parties have been named as defendants in complaints filed by purchasers of MBS and CDOs sold or underwritten by Citigroup. The complaints generally assert that defendants made material misrepresentations and omissions about the credit quality of the assets underlying the securities or the manner in which those assets were selected, and typically assert claims under Section 11 of the Securities Act of 1933, state blue sky laws, and/or common-law misrepresentation-based causes of action.

The majority of these matters have been resolved through settlement or otherwise. As of December 31, 2014, the aggregate original purchase amount of the purchases at issue in the pending litigations was approximately \$4.9 billion, and the aggregate original purchase amount of the purchases covered by tolling agreements with investors threatening litigation was approximately \$1.4 billion. Additional information concerning certain of these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 08 Civ. 8781 (S.D.N.Y.) (Failla, J.), 654464/2013 (N.Y. Sup. Ct.) (Friedman, J.), 653990/2013 (N.Y. Sup. Ct.) (Ramos, J.), and CL 14-399 (Vir. Cir. Ct.) (Hughes, J.).

Mortgage-Backed Security Repurchase Claims: Various parties to MBS securitizations and other interested parties have asserted that certain Citigroup affiliates breached representations and warranties made in connection with mortgage loans sold into securitization trusts (private-label securitizations). Typically, these claims are based on allegations that securitized mortgages were not underwritten in accordance with the applicable underwriting standards. Citigroup also has received numerous inquiries, demands for

loan files, and requests to toll (extend) the applicable statutes of limitation for representation and warranty claims relating to its private-label securitizations. These inquiries, demands and requests have been made by trustees of securitization trusts and others.

On April 7, 2014, Citigroup entered into an agreement with 18 institutional investors represented by Gibbs & Bruns LLP regarding the resolution of representation and warranty repurchase claims related to certain legacy securitizations. Pursuant to the agreement, Citigroup made a binding offer to the trustees of 68 Citigroup-sponsored mortgage securitization trusts to pay \$1.125 billion to the trusts to resolve these claims, plus certain fees and expenses. The 68 trusts covered by the agreement represent all of the trusts established by Citigroup's legacy *Securities and Banking* business during 2005-2008 for which Citigroup affiliates made representations and warranties to the trusts.

On December 19, 2014, Citigroup, the 18 institutional investors, and the trustees for these securitizations executed a revised settlement agreement resolving a substantial majority of the claims contemplated by the April 7, 2014 offer of settlement. On December 31, 2014, the trustees amended the settlement agreement to accept the offer as to certain additional claims. As of December 31, 2014, the trustees have accepted the settlement for 64 trusts in whole, and the trustees have accepted in part and excluded in part four trusts from the settlement. Pursuant to the terms of the settlement agreement, the trustees' acceptance is subject to a judicial approval proceeding, which was initiated by the trustees on December 21, 2014. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 653902/2014 (N.Y. Sup. Ct.) (Friedman, J.).

To date, trustees have filed six actions against Citigroup seeking to enforce certain of these contractual repurchase claims in connection with four private-label securitizations. Each of the six actions is in the early stages of proceedings. In the aggregate, plaintiffs are asserting repurchase claims as to approximately 6,700 loans that were securitized into these four securitizations, as well as any other loans that are later found to have breached representations and warranties. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 13 Civ. 2843 (S.D.N.Y.) (Daniels, J.), 13 Civ. 6989 (S.D.N.Y.) (Daniels, J.), 653816/2013 (N.Y. Sup. Ct.) (Kornreich, J.), and 653930/2014 (N.Y. Sup. Ct.).

Mortgage-Backed Securities Trustee Actions. On June 18, 2014, a group of investors in 48 MBS trusts for which Citibank, N.A. served or currently serves as trustee filed a complaint in New York State Supreme Court in **BLACKROCK ALLOCATION TARGET SHARES: SERIES S. PORTFOLIO, ET AL. v. CITIBANK, N.A.** The complaint, like those filed against other MBS trustees, alleges that Citibank, N.A. failed to pursue contractual remedies against loan originators, securitization sponsors and servicers. This action was withdrawn without prejudice, effective December 17, 2014. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 651868/2014 (N.Y. Sup. Ct.) (Ramos, J.). On November 24, 2014, largely the same group of investors filed an action in the

United States District Court for the Southern District of New York, captioned **FIXED INCOME SHARES: SERIES M ET AL. v. CITIBANK, N.A.**, alleging similar claims relating to 27 MBS trusts sponsored by UBS, Lehman Brothers, American Home Mortgage, Goldman Sachs, Country Place, PHH Mortgage, Wachovia and Washington Mutual. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 14-cv-9373 (S.D.N.Y.) (Furman, J.).

On June 27, 2014, a separate group of MBS investors filed a summons with notice in **FEDERAL HOME LOAN BANK OF TOPEKA, ET AL. v. CITIBANK, N.A.** The summons alleges that Citibank, N.A., as trustee for an unspecified number of MBS, failed to pursue remedies on behalf of the trusts. This action was withdrawn without prejudice on November 10, 2014. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 651973/2014 (N.Y. Sup. Ct.).

Counterparty and Investor Actions

In 2010, Abu Dhabi Investment Authority (ADIA) commenced an arbitration (ADIA I) against Citigroup and Related Parties before the International Center for Dispute Resolution (ICDR), alleging statutory and common law claims in connection with its \$7.5 billion investment in Citigroup in December 2007. ADIA sought rescission of the investment agreement or, in the alternative, more than \$4 billion in damages. Following a hearing in May 2011 and post-hearing proceedings, on October 14, 2011, the arbitration panel issued a final award and statement of reasons finding in favor of Citigroup on all claims asserted by ADIA. On March 4, 2013, the United States District Court for the Southern District of New York denied ADIA's petition to vacate the arbitration award and granted Citigroup's cross-petition to confirm. ADIA appealed and, on February 19, 2014, the United States Court of Appeals for the Second Circuit affirmed the judgment. ADIA filed a petition for review in the United States Supreme Court, which was denied on October 6, 2014. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket numbers 12 Civ. 283 (S.D.N.Y.) (Daniels, J.), 13-1068-cv (2d Cir.), and 13-1500 (U.S.).

On August 20, 2013, ADIA commenced a second arbitration (ADIA II) against Citigroup before the ICDR, alleging common law claims arising out of the same investment at issue in ADIA I. On August 28, 2013, Citigroup filed a complaint against ADIA in the United States District Court for the Southern District of New York seeking to enjoin ADIA II on the ground that it is barred by the court's judgment confirming the arbitral award in ADIA I. On September 23, 2013, ADIA filed motions to dismiss Citigroup's complaint and to compel arbitration. On November 25, 2013, the court denied Citigroup's motion for a preliminary injunction and granted ADIA's motions to dismiss and to compel arbitration. On December 23, 2013, Citigroup appealed that ruling to the United States Court of Appeals for the Second Circuit. On January 14, 2015, the Second Circuit affirmed the district court's ruling. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket numbers 13 Civ. 6073 (S.D.N.Y.) (Castel, J.) and 13-4825 (2d Cir.).

Alternative Investment Fund-Related Litigation and Other Matters

Since mid-2008, the SEC has been investigating the management and marketing of the ASTA/MAT and Falcon funds, alternative investment funds managed and marketed by certain Citigroup affiliates that suffered substantial losses during the credit crisis. In addition to the SEC inquiry, on June 11, 2012, the New York Attorney General served a subpoena on a Citigroup affiliate seeking documents and information concerning certain of these funds, and, on August 1, 2012, the Massachusetts Attorney General served a Civil Investigative Demand on a Citigroup affiliate seeking similar documents and information. Citigroup is cooperating fully with these inquiries. Citigroup has entered into tolling agreements with the SEC and the New York Attorney General concerning certain claims related to the investigations.

Citigroup and Related Parties have been named as defendants in a putative class action lawsuit filed in October 2012 on behalf of investors in CSO Ltd., CSO US Ltd., and Corporate Special Opportunities Ltd., whose investments were managed indirectly by a Citigroup affiliate. Plaintiffs assert a variety of state common law claims, alleging that they and other investors were misled into investing in the funds and, later, not redeeming their investments. The complaint seeks to recover more than \$400 million on behalf of a putative class of investors. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 12-cv-7717 (S.D.N.Y.) (Castel, J.).

Auction Rate Securities-Related Litigation and Other Matters

Citigroup and Related Parties have been named as defendants in numerous actions and proceedings brought by Citigroup shareholders and purchasers or issuers of ARS and an issuer of variable rate demand obligations, asserting federal and state law claims arising from the collapse of the market in 2008, which plaintiffs contend Citigroup and other ARS underwriters and broker-dealers foresaw or should have foreseen, but failed adequately to disclose. Many of these matters have been dismissed or settled. Most of the remaining matters are in arbitrations pending before FINRA.

Lehman Brothers Bankruptcy Proceedings

Beginning in September 2010, Citigroup and Related Parties have been named as defendants in various adversary proceedings and claim objections in the Chapter 11 bankruptcy proceedings of Lehman Brothers Holdings Inc. (LBHI) and the liquidation proceedings of Lehman Brothers Inc. (LBI) and Lehman Brothers Finance AG, a/k/a Lehman Brothers Finance SA (LBF). Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 08-13555, 08-01420, and 09-10583 (Bankr. S.D.N.Y.) (Chapman, J.).

On February 8, 2012, Citibank, N.A. and certain Citigroup affiliates were named as defendants in an adversary proceeding asserting objections to proofs of claim totaling approximately \$2.6 billion filed by Citibank, N.A. and those affiliates, and claims under federal bankruptcy and state law to recover \$2 billion deposited by LBHI with Citibank, N.A.

against which Citibank, N.A. asserts a right of setoff. Plaintiffs also seek avoidance of a \$500 million transfer and an amendment to a guarantee in favor of Citibank, N.A. and other relief. Plaintiffs filed amended complaints on November 16, 2012, January 29, 2014, and December 9, 2014, asserting additional claims and factual allegations, and amending certain previously asserted claims. Discovery is ongoing. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket numbers 12-01044 and 08-13555 (Bankr. S.D.N.Y.) (Chapman, J.).

On July 21, 2014, an adversary proceeding was filed against Citibank, N.A., Citibank Korea Inc., and Citigroup Global Markets Ltd., asserting that defendants improperly have withheld termination payments under certain derivatives contracts. An amended complaint was filed on August 6, 2014, and defendants filed an answer on October 6, 2014. Plaintiffs seek to recover approximately \$70 million, plus interest. Discovery is ongoing. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket numbers 09-10583 and 14-02050 (Bankr. S.D.N.Y.) (Chapman, J.).

Terra Firma Litigation

In December 2009, the general partners of two related private equity funds filed a complaint in New York state court, subsequently removed to the United States District Court for the Southern District of New York, asserting multi-billion-dollar fraud and other common law claims against certain Citigroup affiliates arising out of the May 2007 auction of the music company EMI, in which Citigroup acted as advisor to EMI and as a lender to plaintiffs' acquisition vehicle. Following a jury trial, a verdict was returned in favor of Citigroup on November 4, 2010. Plaintiffs appealed from the entry of the judgment. On May 31, 2013, the United States Court of Appeals for the Second Circuit vacated the November 2010 jury verdict in favor of Citigroup and ordered that the case be retried. On March 7, 2014, the parties stipulated to the dismissal of all remaining claims in the action, without prejudice to plaintiffs' rights to re-file those claims in England. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket numbers 09 Civ. 10459 (S.D.N.Y.) (Rakoff, J.) and 11-0126-cv (2d Cir.).

In August and September 2013, plaintiffs in the New York proceedings, together with their affiliates and principal, filed fraud and negligent misrepresentation claims arising out of the EMI auction in the High Court of Justice, Queen's Bench Division, Manchester District Registry Mercantile Court in Manchester, England, against certain Citigroup affiliates. The cases have since been transferred to the High Court of Justice, Queen's Bench Division, Commercial Court in London. On March 7, 2014, the parties to the separate proceedings brought by Terra Firma in 2013 before the High Court of Justice, Queen's Bench Division, Commercial Court in London consented to the service by plaintiffs of an Amended Claim Form incorporating the claims that would have proceeded to trial in the United States District Court for the Southern District of New York in July 2014 had the New York action not been dismissed. The Amended Claim Form was served on March 10, 2014, and discovery is ongoing. A trial is scheduled

to begin in 2016. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the claim number Terra Firma Investments (GP) 2 Ltd. & Ors v Citigroup Global Markets Ltd. & Ors (2014 Folio 267).

Tribune Company Bankruptcy

Certain Citigroup affiliates have been named as defendants in adversary proceedings related to the Chapter 11 cases of Tribune Company (Tribune) filed in the United States Bankruptcy Court for the District of Delaware, asserting claims arising out of the approximately \$11 billion leveraged buyout of Tribune in 2007. On August 2, 2013, the Litigation Trustee, as successor plaintiff to the Official Committee of Unsecured Creditors, filed a fifth amended complaint in the adversary proceeding KIRSCHNER v. FITZSIMONS, ET AL. The complaint seeks to avoid and recover as actual fraudulent transfers the transfers of Tribune stock that occurred as a part of the leveraged buyout. Several Citigroup affiliates are named as "Shareholder Defendants" and are alleged to have tendered Tribune stock to Tribune as a part of the buyout.

Several Citigroup affiliates are named as defendants in certain actions brought by Tribune noteholders, also seeking to recover the transfers of Tribune stock that occurred as a part of the leveraged buyout, as alleged state-law constructive fraudulent conveyances. Finally, Citigroup Global Markets Inc. (CGMI) has been named in a separate action as a defendant in connection with its role as advisor to Tribune. A motion to dismiss the claim against the Shareholder Defendants in the FITZSIMONS action is pending. The noteholders' claims were previously dismissed, and an appeal to the Second Circuit is pending. A motion to dismiss the action against CGMI in its role as advisor to Tribune is pending. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 08-13141 (Bankr. D. Del.) (Carey, J.), 11 MD 02296 (S.D.N.Y.) (Sullivan, J.), 12 MC 2296 (S.D.N.Y.) (Sullivan, J.), and 13-3992 (2d Cir.).

Credit Default Swaps Matters

In April 2011, the European Commission (EC) opened an investigation (Case No COMP/39,745) into the credit default swap (CDS) industry. The scope of the investigation initially concerned the question of "whether 16 investment banks and Markit, the leading provider of financial information in the CDS market, have colluded and/or may hold and abuse a dominant position in order to control the financial information on CDS." On July 2, 2013, the EC issued to Citigroup, CGMI, Citigroup Global Markets Ltd., Citicorp North America Inc., and Citibank, N.A., as well as Markit, ISDA, and 12 other investment bank dealer groups, a Statement of Objections alleging that Citigroup and the other dealers colluded to prevent exchanges from entering the credit derivatives business in breach of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union. The Statement of Objections sets forth the EC's preliminary conclusions, does not prejudice the final outcome of the case, and does not benefit from the review and consideration of Citigroup's arguments and defenses. Citigroup filed a Reply to the

Statement of Objections on January 23, 2014, and made oral submissions to the EC on May 14, 2014.

In July 2009 and September 2011, the Antitrust Division of the U.S. Department of Justice served Civil Investigative Demands (CIDs) on Citigroup concerning potential anticompetitive conduct in the CDS industry. Citigroup has responded to the CIDs and is cooperating with the investigation.

In addition, putative class action complaints have been filed by various entities against Citigroup, CGMI and Citibank, N.A., among other defendants, alleging anticompetitive conduct in the CDS industry and asserting various claims under Sections 1 and 2 of the Sherman Act as well as a state law claim for unjust enrichment. On October 16, 2013, the U.S. Judicial Panel on Multidistrict Litigation centralized these putative class actions and ordered that those actions pending in the United States District Court for the Northern District of Illinois be transferred to the United States District Court for the Southern District of New York for coordinated or consolidated pretrial proceedings before Judge Denise Cote.

On September 4, 2014, the United States District Court for the Southern District of New York granted in part and denied in part defendants' motion to dismiss the second consolidated amended complaint, dismissing plaintiffs' claim for violation of Section 2 of the Sherman Act and certain claims for damages, but permitting the case to proceed as to plaintiffs' claims for violation of Section 1 of the Sherman Act and unjust enrichment. Additional information relating to this action is publicly available in court filings under the docket number 13 MD 2476 (S.D.N.Y.) (Cote, J.).

Foreign Exchange Matters

Regulatory Actions: Government and regulatory agencies in the U.S., including the Antitrust Division and the Criminal Division of the Department of Justice, as well as agencies in other jurisdictions, including the U.K. Serious Fraud Office, the Swiss Competition Commission, and the Australian Competition and Consumer Commission, are conducting investigations or making inquiries regarding Citigroup's foreign exchange business. Citigroup is fully cooperating with these and related investigations and inquiries.

On November 12, 2014, the Commodity Futures Trading Commission (CFTC), the U.K. Financial Conduct Authority (FCA), and the Office of the U.S. Comptroller of the Currency (OCC) announced settlements with Citibank, N.A. resolving their foreign exchange investigations. Citibank, N.A. was among five banks settling the CFTC's and the FCA's investigations and among three banks settling the OCC's investigation. As part of the settlements, Citibank, N.A. agreed to pay penalties of approximately \$358 million to the FCA, \$350 million to the OCC, and \$310 million to the CFTC and to enhance further the control framework governing its foreign exchange business.

Antitrust and Other Litigation: Numerous foreign exchange dealers, including Citigroup and Citibank, N.A., are named as defendants in putative class actions that are proceeding on a consolidated basis in the United States District Court for the Southern District of New York under the

caption IN RE FOREIGN EXCHANGE BENCHMARK RATES ANTITRUST LITIGATION. The plaintiffs in these actions allege that the defendants colluded to manipulate the WM/Reuters rate (WMR), thereby causing the putative classes to suffer losses in connection with WMR-based financial instruments. The plaintiffs assert federal and state antitrust claims and claims for unjust enrichment, and seek compensatory damages, treble damages where authorized by statute, restitution, and declaratory and injunctive relief. On March 31, 2014, plaintiffs in the putative class actions filed a consolidated amended complaint.

Citibank, N.A., Citigroup, and Citibank Korea Inc., as well as numerous other foreign exchange dealers, were named as defendants in a putative class action captioned SIMMTECH CO. v. BARCLAYS BANK PLC, ET AL. (SIMMTECH) that was proceeding before the same court. The plaintiff sought to represent a putative class of persons who traded foreign currency with the defendants in Korea, alleging that the class suffered losses as a result of the defendants' alleged WMR manipulation. The plaintiff asserted federal and state antitrust claims, and sought compensatory damages, treble damages, and declaratory and injunctive relief.

Additionally, Citibank, N.A. and Citigroup, as well as numerous other foreign exchange dealers, were named as defendants in a putative class action captioned LARSEN v. BARCLAYS BANK PLC, ET AL. (LARSEN), that was proceeding before the same court. Plaintiff sought to represent a putative class of persons or entities in Norway who traded foreign currency with defendants, alleging that the class suffered losses as a result of defendants' alleged WMR manipulation. Plaintiff asserted federal antitrust and unjust enrichment claims, and sought compensatory damages, treble damages where authorized by statute, and declaratory and injunctive relief.

Citigroup and Citibank, N.A., along with other defendants, moved to dismiss all of these actions. On January 28, 2015, the court issued an opinion and order denying the motion as to the IN RE FOREIGN EXCHANGE BENCHMARK RATES ANTITRUST LITIGATION plaintiffs, but dismissing the claims of the SIMMTECH and LARSEN plaintiffs in their entirety on the grounds that their federal claims were barred by the Foreign Trade Antitrust Improvements Act and their state claims had an insufficient nexus to New York. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 13 Civ. 7789, 13 Civ. 7953, and 14 Civ. 1364 (S.D.N.Y.) (Schofield, J.).

Additionally, Citigroup and Citibank, N.A., as well as numerous other foreign exchange dealers, are named as defendants in a putative class action captioned TAYLOR v. BANK OF AMERICA CORPORATION, ET AL. The plaintiffs seek to represent a putative class of investors that transacted in exchange-traded foreign exchange futures contracts and/or options on foreign exchange futures contracts on certain exchanges, alleging that the putative class was harmed as a result of the defendants' manipulation of the foreign exchange market. The plaintiffs assert violations of the Commodity Exchange Act and federal antitrust claims. Additional information concerning this action is publicly

available in court filings under the docket number 1:15-cv-1350 (S.D.N.Y.) (Schofield, J.).

Interbank Offered Rates-Related Litigation and Other Matters

Regulatory Actions: Government agencies in the U.S., including the Department of Justice, the CFTC, and a consortium of state attorneys general, as well as agencies in other jurisdictions, including the Swiss Competition Commission, are conducting investigations or making inquiries regarding submissions made by panel banks to bodies that publish various interbank offered rates and other benchmark rates. As members of a number of such panels, Citigroup subsidiaries have received requests for information and documents. Citigroup is cooperating with the investigations and inquiries and is responding to the requests.

Antitrust and Other Litigation: Citigroup and Citibank, N.A., along with other U.S. Dollar (USD) LIBOR panel banks, are defendants in a multi-district litigation (MDL) proceeding before the United States District Court for the Southern District of New York captioned IN RE LIBOR-BASED FINANCIAL INSTRUMENTS ANTITRUST LITIGATION (the LIBOR MDL). Following motion practice, consolidated amended complaints were filed on behalf of two separate putative classes of plaintiffs: (i) OTC purchasers of derivative instruments tied to USD LIBOR; and, (ii) purchasers of exchange-traded derivative instruments tied to USD LIBOR. Each of these putative classes alleges that the panel bank defendants conspired to suppress USD LIBOR: (i) OTC purchasers assert claims under the Sherman Act and for unjust enrichment and breach of the implied covenant of good faith and fair dealing; and, (ii) purchasers of exchange-traded derivative instruments assert claims under the Commodity Exchange Act and the Sherman Act and for unjust enrichment. Individual actions commenced by various Charles Schwab entities also were consolidated into the MDL proceeding. The plaintiffs seek compensatory damages and restitution for losses caused by the alleged violations, as well as treble damages under the Sherman Act. The Schwab and OTC plaintiffs also seek injunctive relief.

Additional actions have been consolidated in the MDL proceeding, including (i) lawsuits filed by, or on behalf of putative classes of, community and other banks, savings and loans institutions, credit unions, municipalities and purchasers and holders of LIBOR-linked financial products; and, (ii) lawsuits filed by putative classes of lenders and adjustable rate mortgage borrowers. The plaintiffs allege that defendant panel banks artificially suppressed USD LIBOR in violation of applicable law and seek compensatory and other damages.

Additional information relating to these actions is publicly available in court filings under the following docket numbers: 12 Civ. 4205; 12 Civ. 5723; 12 Civ. 5822; 12 Civ. 6056; 12 Civ. 6693; 12 Civ. 7461; 13 Civ. 346; 13 Civ. 407; 13 Civ. 1016; 13 Civ. 1456; 13 Civ. 1700; 13 Civ. 2262; 13 Civ. 2297; 13 Civ. 4018; 13 Civ. 7720; 14 Civ. 146 (Buchwald, J.); 12 Civ. 6294 (E.D.N.Y.) (Seybert, J.); 12 Civ. 6571 (N.D. Cal.) (Conti, J.); 12 Civ. 10903 (C.D. Cal.) (Snyder, J.); 13 Civ. 48 (S.D. Cal.) (Sammartino, J.); 13 Civ. 62 (C.D. Cal.) (Phillips, J.); 13 Civ. 106 (N.D. Cal.) (Beller,

J.); 13 Civ. 108 (N.D. Cal.) (Ryu, J.); 13 Civ. 109 (N.D. Cal.) (Laporte, J.); 13 Civ. 122 (C.D. Cal.) (Bernal, J.); 13 Civ. 334, 13 Civ. 335 (S.D. Iowa) (Pratt, J.); 13 Civ. 342 (E.D. Va.) (Brinkema, J.); 13 Civ. 1466 (S.D. Cal.) (Lorenz, J.); 13 Civ. 1476 (E.D. Cal.) (Mueller, J.); 13 Civ. 2149 (S.D. Tex.) (Hoyt, J.); 13 Civ. 2244 (N.D. Cal.) (Hamilton, J.); 13 Civ. 2921 (N.D. Cal.) (Chesney, J.); 13 Civ. 2979 (N.D. Cal.) (Tigar, J.); 13 Civ. 4352 (E.D. Pa.) (Restrepo, J.); and 13 Civ. 5278 (N.D. Cal.) (Vadas, J.)

On June 30, 2014, the United States Supreme Court granted a petition for a writ of certiorari in *GELBOIM, ET AL. v. BANK OF AMERICA CORP., ET AL.* with respect to the dismissal by the United States Court of Appeals for the Second Circuit of an appeal by the plaintiff class of indirect OTC purchasers of U.S. debt securities. On January 21, 2015, the Supreme Court ruled that, contrary to the Second Circuit's opinion, the plaintiffs had a right to appeal, and remanded the case to the Second Circuit for consideration of the plaintiffs' appeal on the merits. Additional information concerning this appeal is publicly available in court filings under the docket numbers 13-3565 (2d Cir.), 13-3636 (2d Cir.), and 13-1174 (U.S.).

Citigroup and Citibank, N.A., along with other USD LIBOR panel banks, also are named as defendants in an individual action filed in the United States District Court for the Southern District of New York on February 13, 2013, captioned *7 WEST 57th STREET REALTY CO. v. CITIGROUP, INC., ET AL.* The plaintiff alleges that the defendant panel banks manipulated USD LIBOR to keep it artificially high and that this manipulation affected the value of plaintiffs' OTC municipal bond portfolio in violation of federal and state antitrust laws and federal RICO law. The plaintiff seeks compensatory damages, treble damages where authorized by statute, and declaratory relief. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 13 Civ. 981 (Gardephe, J.).

Separately, on April 30, 2012, an action was filed in the United States District Court for the Southern District of New York captioned *LAYDON v. MIZUHO BANK LTD. ET AL.* against defendant banks that are or were members of the panels making submissions used in the calculation of Japanese yen LIBOR and TIBOR, and certain affiliates of those banks, including Citigroup, Citibank, N.A., Citibank Japan Ltd. and Citigroup Global Markets Japan Inc. The plaintiff asserts claims under federal antitrust law and the Commodity Exchange Act, as well as a claim for unjust enrichment, and seeks unspecified compensatory and punitive damages, including treble damages under certain statutes, as well as costs and expenses. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 12 Civ. 3419 (S.D.N.Y.) (Daniels, J.).

On May 2, 2014, plaintiffs in the class action *SULLIVAN v. BARCLAYS PLC, ET AL.* pending in the United States District Court for the Southern District of New York filed a second amended complaint naming Citigroup and Citibank, N.A. as defendants. Plaintiffs claim to have suffered losses as a result of purported EURIBOR manipulation and assert claims under the Commodity Exchange Act, the Sherman Act

and the federal RICO law, and for unjust enrichment. On September 11, 2014, the court granted the Department of Justice's motion to stay discovery for eight months, until May 12, 2015. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 13 Civ. 2811 (S.D.N.Y.) (Castel, J.).

Interchange Fees Litigation

Beginning in 2005, several putative class actions were filed against Citigroup and Related Parties, together with Visa, MasterCard and other banks and their affiliates, in various federal district courts and consolidated with other related cases in a multi-district litigation proceeding before Judge Gleeson in the United States District Court for the Eastern District of New York (Interchange MDL). This proceeding is captioned *IN RE PAYMENT CARD INTERCHANGE FEE AND MERCHANT DISCOUNT ANTITRUST LITIGATION*.

The plaintiffs, merchants that accept Visa- and MasterCard-branded payment cards as well as membership associations that claim to represent certain groups of merchants, allege, among other things, that defendants have engaged in conspiracies to set the price of interchange and merchant discount fees on credit and debit card transactions and to restrain trade through various Visa and MasterCard rules governing merchant conduct, all in violation of Section 1 of the Sherman Act and certain California statutes. Supplemental complaints also have been filed against defendants in the putative class actions alleging that Visa's and MasterCard's respective initial public offerings were anticompetitive and violated Section 7 of the Clayton Act, and that MasterCard's initial public offering constituted a fraudulent conveyance.

On January 14, 2014, the court entered a final judgment approving the terms of a class settlement providing for, among other things, a total payment to the class of \$6.05 billion; a rebate to merchants participating in the damages class settlement of 10 basis points on interchange collected for a period of eight months by the Visa and MasterCard networks; and changes to certain network rules. A number of objectors have noticed an appeal from the final class settlement approval order with the United States Court of Appeals for the Second Circuit. Additional information concerning these consolidated actions is publicly available in court filings under the docket number MDL 05-1720 (E.D.N.Y.) (Brodie, J.) and 12-4671 (2d Cir.).

Numerous merchants, including large national merchants, have requested exclusion from the class settlements, and some of those opting out have filed complaints against Visa, MasterCard, and in some instances one or more issuing banks. Two of these suits, *7-ELEVEN, INC., ET AL. v. VISA INC., ET AL.*, and *SPEEDY STOP FOOD STORES, LLC, ET AL. v. VISA INC., ET AL.*, name Citigroup as a defendant. On December 5, 2014, the Interchange MDL, including the opt out cases, was transferred from Judge Gleeson to Judge Brodie. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 05-md-1720 (E.D.N.Y.) (Brodie, J.); 13-cv-4442 (S.D.N.Y.) (Hellerstein, J.), and 13-10-75377A (Tex. Dist. Ct.).

ISDAFIX-Related Litigation and Other Matters

Regulatory Actions: Government agencies in the U.S., including the Department of Justice and the CFTC, are conducting investigations or making inquiries concerning submissions for the global benchmark for fixed interest rate swaps (ISDAFIX) and trading in products that reference ISDAFIX. Citigroup is fully cooperating with these and related investigations and inquiries.

Antitrust and Other Litigation: Beginning in September 2014, various plaintiffs filed putative class action complaints in the United States District Court for the Southern District of New York against Citigroup and other U.S. dollar (USD) ISDAFIX panel banks, which are proceeding on a consolidated basis. On February 12, 2015, plaintiffs filed an amended complaint alleging that the defendants colluded to manipulate ISDAFIX, thereby causing the putative class to suffer losses in connection with USD interest rate derivatives purchased from the defendants. Plaintiffs assert federal and various common law claims and seek compensatory damages, treble damages where authorized by statute, restitution and declaratory and injunctive relief. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the consolidated lead docket number 14 Civ. 7126 (S.D.N.Y.) (Furman, J.).

Money Laundering Inquiries

Citigroup and Related Parties, including Citigroup's indirect, wholly-owned subsidiary Banamex USA (BUSA), a California state-chartered bank, have received grand jury subpoenas issued by the United States Attorney's Office for the District of Massachusetts concerning, among other issues, policies, procedures and activities related to compliance with Bank Secrecy Act (BSA) and anti-money laundering (AML) requirements under applicable federal laws and banking regulations. Banamex USA also has received a subpoena from the FDIC related to its BSA and AML compliance program. Citigroup and BUSA also have received inquiries and requests for information from other regulators, including the Financial Crimes Enforcement Network and the California Department of Business Oversight, concerning BSA- and AML-related issues. Citigroup is cooperating fully with these inquiries.

Oceanografia Fraud and Related Matters

On February 28, 2014, Citigroup announced that it was adjusting downward its earnings for the fourth quarter of 2013 and full year 2013 by \$235 million after tax (\$360 million pretax) as a result of a fraud discovered in a Petróleos Mexicanos (Pemex) supplier program involving Oceanografia SA de CV (OSA), a Mexican oil services company and a key supplier to Pemex. During the first quarter of 2014, Citigroup incurred approximately \$165 million of incremental credit costs related to the Pemex supplier program. The vast majority of the credit costs were associated with Citigroup's \$33 million of direct exposure to OSA as of December 31, 2013 and uncertainty about Pemex's obligation to pay Citigroup for a portion of the accounts receivable Citigroup validated with Pemex as of year-end 2013 (approximately \$113 million). The remaining incremental credit costs were associated with an

additional supplier to Pemex within the Pemex supplier program that was found to have similar issues.

In the United States, the SEC has commenced a formal investigation and the Department of Justice has requested information regarding Banamex's dealings with OSA. Citigroup continues to cooperate fully with these inquiries.

In Mexico, the Mexican National Banking and Securities Commission (CNBV) conducted an in situ extraordinary review of the facts and circumstances of the fraud. As a result of its review, the CNBV issued a corrective action order that must be implemented by Banamex and imposed a fine of approximately \$2.2 million. The CNBV continues to review Banamex's compliance with the corrective action order. In addition, the CNBV has initiated a formal process to impose additional fines on Banamex with respect to the manner in which OSA's debt was recorded by Banamex. Citigroup continues to cooperate fully with all of the inquiries related to the OSA fraud.

Derivative Actions and Related Proceedings: Beginning in April 2014, Citigroup has been named as a defendant in two complaints filed by its stockholders seeking to inspect Citigroup's books and records pursuant to Section 220 of Chapter 8 of the Delaware Corporations Law with regard to various matters, including the OSA fraud. On September 30, 2014, in the action brought by Oklahoma Firefighters Pension & Retirement System, the Master of the Court of Chancery issued a final report recommending that the court enter an order granting in part and denying in part plaintiff's request for inspection. On October 7, 2014, Citigroup filed a notice of exception to the final report. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers C.A. No. 9587-ML (Del. Ch.) (LeGrow, M.) and C.A. No. 10468-ML (Del. Ch.) (LeGrow, M.).

Parmalat Litigation and Related Matters

On July 29, 2004, Dr. Enrico Bondi, the Extraordinary Commissioner appointed under Italian law to oversee the administration of various Parmalat companies, filed a complaint in New Jersey state court against Citigroup and Related Parties alleging, among other things, that the defendants "facilitated" a number of frauds by Parmalat insiders. On October 20, 2008, following trial, a jury rendered a verdict in Citigroup's favor on Parmalat's claims and in favor of Citibank, N.A. on three counterclaims. Parmalat has exhausted all appeals, and the judgment is now final. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number A-2654-08T2 (N.J. Sup. Ct.). Following the jury verdict awarding \$431 million in damages on Citigroup's counterclaim, Citigroup has taken steps to enforce that judgment in the Italian Courts. On August 29, 2014, the Court of Appeal of Bologna affirmed the decision in the full amount of \$431 million, to be paid in Parmalat shares. The judgment is subject to appeal by Parmalat.

Prosecutors in Parma and Milan, Italy, have commenced criminal proceedings against certain current and former Citigroup employees (along with numerous other investment banks and certain of their current and former employees, as

well as former Parmalat officers and accountants). In the event of an adverse judgment against the individuals in question, the authorities could seek administrative remedies against Citigroup. On April 18, 2011, the Milan criminal court acquitted the sole Citigroup defendant of market-rigging charges. The Milan prosecutors have appealed part of that judgment and seek administrative remedies against Citigroup, which may include disgorgement of 70 million Euro and a fine of 900,000 Euro. On April 4, 2013, the Italian Supreme Court granted the appeal of the Milan Public Prosecutors and referred the matter to the Milan Court of Appeal for further proceedings concerning the administrative liability, if any, of Citigroup. Additionally, the Parmalat administrator filed a purported civil complaint against Citigroup in the context of the Parma criminal proceedings, which seeks 14 billion Euro in damages. The trial in the Parma criminal proceedings is ongoing. Judgment is expected during the summer of 2015. In January 2011, certain Parmalat institutional investors filed a civil complaint seeking damages of approximately 130 million Euro against Citigroup and other financial institutions.

Regulatory Review of Consumer “Add-On” Products

Certain of Citi’s consumer businesses, including its Citi-branded and retail services cards businesses, offer or have in the past offered or participated in the marketing, distribution, or servicing of products, such as payment protection and identity monitoring, that are ancillary to the provision of credit to the consumer (add-on products). These add-on products have been the subject of enforcement actions against other institutions by regulators, including the Consumer Financial Protection Bureau (CFPB), the OCC, and the FDIC, that have resulted in orders to pay restitution to customers and penalties in substantial amounts. Citi has made restitution to certain customers in connection with certain add-on products. In light of the current regulatory focus on add-on products and the actions regulators have taken in relation to other credit card issuers, one or more regulators may order that Citi pay additional restitution to customers and/or impose penalties or other relief arising from Citi’s marketing, distribution, or servicing of add-on products.

Allied Irish Bank Litigation

In 2003, Allied Irish Bank (AIB) filed a complaint in the United States District Court for the Southern District of New York seeking to hold Citibank, N.A. and Bank of America, N.A., former prime brokers for AIB’s subsidiary Allfirst Bank (Allfirst), liable for losses incurred by Allfirst as a result of fraudulent and fictitious foreign currency trades entered into by one of Allfirst’s traders. AIB seeks compensatory damages of approximately \$500 million, plus punitive damages, from Citibank, N.A. and Bank of America, N.A. collectively. In 2006, the court granted in part and denied in part defendants’ motion to dismiss. In 2009, AIB filed an amended complaint. In 2012, the parties completed discovery and the court granted Citibank, N.A.’s motion to strike AIB’s demand for a jury trial. Citibank, N.A. also filed a motion for summary

judgment, which is pending. AIB has announced a settlement with Bank of America, N.A. for an undisclosed amount, leaving Citibank, N.A. as the sole remaining defendant. Additional information concerning this matter is publicly available in court filings under docket number 03 Civ. 3748 (S.D.N.Y.) (Batts, J.).

Settlement Payments

Payments required in settlement agreements described above have been made or are covered by existing litigation accruals.

29. SELECTED QUARTERLY FINANCIAL DATA (UNAUDITED)

	2014				2013			
	Fourth	Third	Second	First	Fourth	Third	Second	First
<i>In millions of dollars, except per share amounts</i>								
Revenues, net of interest expense	\$ 17,899	\$ 19,689	\$ 19,425	\$ 20,206	\$ 17,873	\$ 17,941	\$ 20,592	\$ 20,318
Operating expenses	14,426	12,955	15,521	12,149	12,292	11,679	12,149	12,288
Provisions for credit losses and for benefits and claims	2,013	1,750	1,730	1,974	2,072	1,959	2,024	2,459
Income from continuing operations before income taxes	\$ 1,460	\$ 4,984	\$ 2,174	\$ 6,083	\$ 3,509	\$ 4,303	\$ 6,419	\$ 5,571
Income taxes (benefits)	1,077	2,068	1,921	2,131	1,184	1,102	2,225	1,675
Income from continuing operations	\$ 383	\$ 2,916	\$ 253	\$ 3,952	\$ 2,325	\$ 3,201	\$ 4,194	\$ 3,896
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	(1)	(16)	(22)	37	181	92	30	(33)
Net income before attribution of noncontrolling interests	\$ 382	\$ 2,900	\$ 231	\$ 3,989	\$ 2,506	\$ 3,293	\$ 4,224	\$ 3,863
Noncontrolling interests	38	59	50	45	50	51	36	90
Citigroup's net income	\$ 344	\$ 2,841	\$ 181	\$ 3,944	\$ 2,456	\$ 3,242	\$ 4,188	\$ 3,773
Earnings per share⁽¹⁾								
Basic								
Income from continuing operations	\$ 0.06	\$ 0.89	\$ 0.03	\$ 1.23	\$ 0.71	\$ 0.98	\$ 1.34	\$ 1.23
Net income	0.06	0.88	0.03	1.24	0.77	1.01	1.35	1.22
Diluted								
Income from continuing operations	0.06	0.88	0.03	1.22	0.71	0.98	1.34	1.23
Net income	0.06	0.88	0.03	1.23	0.77	1.01	1.34	1.21
Common stock price per share								
High	\$ 56.37	\$ 53.66	\$ 49.58	\$ 55.20	\$ 53.29	\$ 53.00	\$ 53.27	\$ 47.60
Low	49.68	46.90	45.68	46.34	47.67	47.67	42.50	41.15
Close	54.11	51.82	47.10	47.60	52.11	48.51	47.97	44.24
Dividends per share of common stock	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

This Note to the Consolidated Financial Statements is unaudited due to the Company's individual quarterly results not being subject to an audit.

(1) Due to averaging of shares, quarterly earnings per share may not add up to the totals reported for the full year.

[End of Consolidated Financial Statements and Notes to Consolidated Financial Statements]

MANAGEMENT'S ANNUAL REPORT ON INTERNAL CONTROL OVER FINANCIAL REPORTING

Citi's management is responsible for establishing and maintaining adequate internal control over financial reporting. Citi's internal control over financial reporting is designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external reporting purposes in accordance with U.S. generally accepted accounting principles. Citi's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (i) pertain to the maintenance of records that in reasonable detail accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of Citi's assets; (ii) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that Citi's receipts and expenditures are made only in accordance with authorizations of Citi's management and directors; and (iii) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use or disposition of Citi's assets that could have a material effect on its financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect all misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate. In addition, given Citi's large size, complex operations and global footprint, lapses or deficiencies in internal controls may occur from time to time.

Citi management assessed the effectiveness of Citigroup's internal control over financial reporting as of December 31, 2014 based on the criteria set forth by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) in *Internal Control-Integrated Framework (2013)*. Based on this assessment, management believes that, as of December 31, 2014, Citi's internal control over financial reporting was effective. In addition, there were no changes in Citi's internal control over financial reporting during the fiscal quarter ended December 31, 2014 that materially affected, or are reasonably likely to materially affect, Citi's internal control over financial reporting.

The effectiveness of Citi's internal control over financial reporting as of December 31, 2014 has been audited by KPMG LLP, Citi's independent registered public accounting firm, as stated in their report below, which expressed an unqualified opinion on the effectiveness of Citi's internal control over financial reporting as of December 31, 2014.

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「貸借対照表の検討」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記をご参照ください。

3 【その他】

(1) 決算日後の状況

① 2015年5月27日付報告書フォーム8-Kによる更新

「第一部 企業情報、第2 企業の概況、1 主要な経営指標等の推移」の「セグメント別および事業部門別にみた利益（損失）および収益」に記載したとおり、セグメント別および事業部門別にみた利益（損失）および収益は、2015年度第1四半期に行われた一定の事業の組織再編を含む一定の組替えおよび会計方針の変更を反映するために、2015年5月27日付報告書フォーム8-Kによって更新されております。更新後のセグメント別および事業部門別にみた利益（損失）および収益は、以下のとおりです。

シティグループの利益

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)	2014年度	2013年度	2012年度	変動率(%) 2014年度／ 2013年度	変動率(%) 2013年度／ 2012年度
継続事業からの利益（損失）					
シティコープ					
グローバル個人金融部門					
北米	\$ 4,412	\$ 3,918	\$ 4,570	13 %	(14) %
ラテンアメリカ	1,158	1,251	1,295	(7)	(3)
アジア ⁽¹⁾	1,249	1,407	1,582	(11)	(11)
合計	\$ 6,819	\$ 6,576	\$ 7,447	4 %	(12) %
インスティテューショナル・クライアント・グループ					
北米	\$ 3,976	\$ 3,204	\$ 1,647	24 %	95 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	2,062	2,483	2,524	(17)	(2)
ラテンアメリカ	1,334	1,623	1,875	(18)	(13)
アジア	2,162	2,115	1,787	2	18
合計	\$ 9,534	\$ 9,425	\$ 7,833	1 %	20 %
本社事項、本社業務／その他	\$ (5,375)	\$ (514)	\$ (922)	NM	44 %
シティコープ合計	\$ 10,978	\$ 15,487	\$ 14,358	(29) %	8 %
シティ・ホールディングス	\$ (3,474)	\$ (1,871)	\$ (6,590)	(86) %	72 %
継続事業からの利益	\$ 7,504	\$ 13,616	\$ 7,768	(45) %	75 %
非継続事業	\$ (2)	\$ 270	\$ (58)	NM	NM
非支配持分に帰属する当期利益	192	227	219	(15) %	4 %
シティグループ当期利益	\$ 7,310	\$ 13,659	\$ 7,491	(46) %	82 %

(1) 報告上、表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれていません。

NM：重要ではありません。

シティグループの収益

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)	2014年度	2013年度	2012年度	変動率(%)	変動率(%)
				2014年度／ 2013年度	2013年度／ 2012年度
シティコープ					
グローバル個人金融部門					
北米	\$ 19,669	\$ 19,798	\$ 20,974	(1)%	(6)%
ラテンアメリカ	8,460	8,576	8,035	(1)	7
アジア ⁽¹⁾	7,888	7,931	8,115	(1)	(2)
合計	\$ 36,017	\$ 36,305	\$ 37,124	(1)%	(2)%
インスティテューショナル・ クライアント・グループ					
北米	\$ 12,391	\$ 11,447	\$ 9,017	8 %	27 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	9,491	9,975	9,939	(5)	-
ラテンアメリカ	4,235	4,692	4,710	(10)	-
アジア	6,935	7,208	6,922	(4)	4
合計	\$ 33,052	\$ 33,322	\$ 30,588	(1)%	9 %
本社事項、本社業務／その他	\$ 301	\$ 322	\$ 349	(7)%	(8)%
シティコープ合計	\$ 69,370	\$ 69,949	\$ 68,061	(1)%	3 %
シティ・ホールディングス	\$ 7,849	\$ 6,775	\$ 1,469	16 %	NM
シティグループ純収益合計	\$ 77,219	\$ 76,724	\$ 69,530	1 %	10 %

(1) 報告上、表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれていません。

NM：重要ではありません。

② 優先株式の発行

シティグループ・インクは、シリーズO 5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式の権利を表章する預託株式の本邦以外の地域における募集のために、2015年3月13日に仮追補目論見書（preliminary prospectus supplement）を、また、2015年3月16日に2015年3月13日付追補目論見書（prospectus supplement）および自由書面目論見書（free writing prospectus）をSECに提出しました。

また、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式の権利を表章する預託株式の本邦以外の地域における募集のために、2015年4月20日に仮追補目論見書を、また、2015年4月21日に2015年4月20日付追補目論見書および自由書面目論見書をSECに提出しました。

かかる優先株式の内容の概要は、それぞれ以下のとおりです。

（a）優先株式シリーズO（本（a）項において、以下「本優先株式」といいます。）

（i）配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、（i）本優先株式の発行日から2020年3月27日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.875パーセント（年間預託株式1株当たり58.75ドルに相当します。）の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年3月27日および9月27日に行い（初回を2015年9月27日とします。）、（ii）2020年3月27日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.059パーセントを年率とする配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年3月27日、6月27日、9月27日および12月27日（初回を2020年6月27日とします。）に行います（以下、配当の支払いのための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。）。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2020年3月27日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2020年3月27日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2020年3月27日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2020年3月27日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。）。

(注)「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2020年3月27日以降(同日を含みます。)の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)に償還日まで(同日を含みません。)に宣言済みかつ未払いの配当(宣言されていない配当は累積しません。)を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限ります。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC 5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN 5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）およびシリーズP 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズP優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(b) 優先株式シリーズP（本（b）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、（i）本優先株式の発行日から2025年5月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.950パーセント（年間預託株式1株当たり59.50ドルに相当します。）の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年5月15日および11月15日に行い（初回を2015年11月15日とします。）、（ii）2025年5月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+3.905パーセントを年率とする配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2025年8月15日とします。）に行います（以下、配当の支払いのための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。）。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2025年5月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2025年5月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2025年5月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日（注）ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2025年5月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2025年5月15日以降(同日を含みます。)の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)に償還日まで(同日を含みません。)に宣言済みかつ未払いの配当(宣言されていない配当は累積しません。)を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注) 「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限ります。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC 5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN 5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）およびシリーズO 5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(2) 四半期財務データ(未監査)

以下の四半期財務データ（未監査）は、2015年5月27日付報告書フォーム8-Kにより更新されたものです。

(累計期間)

	2014年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	(2014年1月1日 から 2014年3月31日)	(2014年1月1日 から 2014年6月30日)	(2014年1月1日 から 2014年9月30日)	(2014年1月1日 から 2014年12月31日)
(単位：百万ドル(百万円)、 1株当たり金額を除きます。)				
支払利息控除後収益合計	\$ 20,206 (2,404,312)	\$ 39,631 (4,715,693)	\$ 59,320 (7,058,487)	\$ 77,219 (9,188,289)
営業費用	12,149 (1,445,610)	27,670 (3,292,453)	40,625 (4,833,969)	55,051 (6,550,518)
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	1,974 (234,886)	3,704 (440,739)	5,454 (648,971)	7,467 (888,498)
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 6,083 (723,816)	\$ 8,257 (982,500)	\$ 13,241 (1,575,547)	\$ 14,701 (1,749,272)
法人税等（便益）	2,131 (253,568)	4,052 (482,147)	6,120 (728,219)	7,197 (856,371)
継続事業からの利益	\$ 3,952 (470,248)	\$ 4,205 (500,353)	\$ 7,121 (847,328)	\$ 7,504 (892,901)
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	37 (4,403)	15 (1,785)	(1) (119)	(2) (238)
非支配持分控除前の当期利益	\$ 3,989 (474,651)	\$ 4,220 (502,138)	\$ 7,120 (847,209)	\$ 7,502 (892,663)
非支配持分	45 (5,355)	95 (11,304)	154 (18,324)	192 (22,846)
シティグループに帰属する当期利益	\$ 3,944 (469,297)	\$ 4,125 (490,834)	\$ 6,966 (828,884)	\$ 7,310 (869,817)
1株当たり利益 ⁽¹⁾				
基本				
継続事業からの利益	\$ 1.23 (146)	\$ 1.26 (150)	\$ 2.15 (256)	\$ 2.21 (263)
当期利益	1.24 (148)	1.27 (151)	2.15 (256)	2.21 (263)
希薄化後				
継続事業からの利益	1.22 (145)	1.25 (149)	2.13 (253)	2.20 (262)
当期利益	1.23 (146)	1.26 (150)	2.14 (255)	2.20 (262)

(会計期間)

	2014年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	(2014年1月1日 から 2014年3月31日)	(2014年4月1日 から 2014年6月30日)	(2014年7月1日 から 2014年9月30日)	(2014年10月1日 から 2014年12月31日)
(単位：ドル(円))				
1株当たり利益 ⁽¹⁾				
基本				
継続事業からの利益	\$ 1.23 (146)	\$ 0.03 (4)	\$ 0.89 (106)	\$ 0.06 (7)
当期利益	1.24 (148)	0.03 (4)	0.88 (105)	0.06 (7)
希薄化後				
継続事業からの利益	1.22 (145)	0.03 (4)	0.88 (105)	0.06 (7)
当期利益	1.23 (146)	0.03 (4)	0.88 (105)	0.06 (7)

(1) 株式数を平均化しているため、四半期ごとの1株当たり利益の合計が、該当する事業年度の報告額に一致しない場合があります。

(3) 訴訟手続

「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記28をご参照ください。

4 【日本と米国における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書記載の連結財務諸表は米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「US GAAP」といいます。）に準拠して作成されています。従って、日本で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成される連結財務諸表とは相違があります。主な相違点は次のとおりです。

(1) のれんおよびその他の無形資産

US GAAPでは、会計基準編纂書（Accounting Standards Codification）（以下「ASC」といいます。）350「無形資産 のれんおよびその他」に従い、のれんおよび耐用年数が確定できないその他の無形資産については償却せず、減損を検討することが要求されます。減損の検討は、少なくとも年に一度あるいは減損の兆候を示す事象もしくは状況の変化が生じた場合にはより頻繁に実施されます。

日本においては、企業結合により発生するのれんは20年以内の期間にわたって定期的に償却されます。なお、のれんは日本の企業会計審議会が公表した「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象資産となることから、規則的な償却を行う場合においても当該基準に従った減損の検討を行うことが求められています。

(2) 子会社の非支配持分

US GAAPでは、ASC 810「連結」（以下「ASC 810」といいます。）に従い、部分所有連結子会社における非支配持分は、当該持分が「永久資本」として認められない場合には、資本を構成する独立項目として連結貸借対照表に分類されるか、貸借対照表上のメザニン区分（負債の部と資本の部の間）に分類されます。ASC 810はまた、非支配持分のその後の取得および売却に関する会計処理、ならびに連結損益計算書上の非支配持分の表示方法を規定しています。

日本においては、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」といいます。）の企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」により、少数株主持分は、連結貸借対照表の純資産の部に区分して記載することが求められています。一方、少数株主損益については、ASBJの企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」により、連結損益計算書において損失または利益として表示し、当期利益は親会社の株主に帰属する利益の額として計算することとされています。

(3) 変動持分事業体の連結

US GAAPでは、ASC 810において、主たる受益者による変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）の連結に関する実務指針が定められています。VIEとは、その構造により、他社からの追加的な劣後財務支援がなければその事業体の活動の資金を調達することができないような不十分な資本しか有していない法人、あるいは、その事業体に対する持分投資家が、議決権を通じてその会社の事業について重要な意思決定をすることができないか、予想損失を吸収する義務または残余収益を受け取る権利がない法人のいずれかをいいます。ASC 810は、主たる受益者が、VIEの経済的成果に対して最も重要な影響を及ぼすVIEの活動に対し指示する権限を有し、かつ、VIEにおける持分を通じて当該VIEにとって潜在的に重要となり得る損失を吸収する義務および便益を享受する権利の双方を有する場合に、VIEを連結することを求めています。

日本においては、企業が他の会社を連結財務諸表に含めるべきか否かを判断する基本条件は、企業が他の会社の議決権の過半数を取得することにより支配権を有しているかどうかになります。さらに、他の会社の議決権の半数以下しか所有していなくても、かかる他の会社の重要な財務方針および経営方針の決定を支配する契約があるなど、他の会社の意思決定機関を支配している事実が認められる場合は、当該他の会社を連結しなければならない場合があります。なお、特別目的会社に対しては例外規定が存在し、一定の条件が満たされれば、連結対象とならない場合もあります。また、実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」により、企業が投資事業組合に対する支配または影響に関する一定の要件を満たした場合、当該投資事業組合を連結することが求められています。ただし、ASC 810のようなVIEの連結に関する会計基準はありません。

(4) 非継続事業

US GAAPでは、ASC 205「財務諸表の表示」により、会社は、事業の処分取引の結果として会社の継続事業から事業の利益およびキャッシュ・フローが控除され、会社がその事業の経営およびキャッシュ・フローに重要な継続的関与がない場合に、処分ないし売却目的保有に分類した非継続事業の経営成績について、報告することが求められています。

非継続事業の経営成績は、当期および過年度の損益計算書上非継続事業の項目として、適用される法人所得税等（便益）控除後の非継続事業からの利益を、特別項目および該当ある場合には会計方針の変更による累積的影響額の前に個別の項目として報告することが求められています。売却目的保有に分類した非継続事業の資産および負債は、それぞれ、財政状態計算書の資産および負債の項に個別に表示しなくてはなりません。比較目的で表示されている過年度の金額は、遡及修正することが求められています。

日本においては、売却目的保有に分類した事業または非継続事業の表示について定義されていません。売却目的保有に分類した事業および非継続事業の売却損益は、一般に特別損益として開示され、特別損益は、税引前の経常損益と課税等との間に税引前の金額で表示されますが、売却目的保有に分類した事業または非継続事業の損益は継続事業の損益から分離して表示されません。

(5) 公正価値による測定

US GAAPでは、ASC 820「公正価値測定及び開示」により、公正価値の定義、ならびに公正価値による測定に関する枠組みが構築されるとともに、公正価値による測定に関する開示が強化されています。当該基準において、公正価値は、測定日において資産または負債にとって主要な市場または最も有利な市場における市場参加者間の秩序ある取引で、資産の売却により受領、または負債の移転により支払われるであろう交換価格（出口価格）と定義されています。また、公正価値による測定において、取引費用の調整は行われません。さらに、当該基準は、市場参加者が入手可能な最善の情報に基づいて資産または負債の価格を決定する際に用いる仮定を公正価値による測定に反映することを求めています。その仮定には、価格決定モデルのような特定の評価手法に内在するリスクや価格決定モデルへのインプット値に内在するリスクが含まれることになります。さらに、当該基準は、譲渡制限のない金融商品について市場価格が活発な市場で同一の資産または負債について容易かつ定期的に入手可能である場合、大量保有要因の割引を認識することを禁止しています。

日本においては、ASBJの企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」で、時価を市場において形成されている取引価格、気配または指標その他の相場（以下「市場価格」といいます。）に基づく公正な評価額と定義しています。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とするとされています。

「金融商品会計に関する実務指針」で求められるように、非上場デリバティブ取引のうち類似する取引に気配値のないものについては、原則として将来キャッシュ・フローの割引現在価値またはオプション価格決定モデルを用いて評価されます。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引は、取得価額をもって貸借対照表価額とされます。日本においては、大量に保有している金融商品の割引に関する包括的な会計基準は定められていません。

(6) 公正価値オプション

US GAAPでは、ASC 825「金融商品」（以下「ASC 825」といいます。）により、公正価値での測定が別段要求されていない一定の認識済の金融資産および金融負債について、公正価値による測定を選択すること（「公正価値オプション」と称されます。）が認められています。公正価値オプションを選択した項目のその後の未実現損益については、損益に計上することが求められています。当該基準では、資産もしくは負債の当初認識時または確定契約の締結時に適格な商品について、商品ごとに当該公正価値オプションの選択適用が認められていますが、その後は、その選択を取り消すことはできません。ASC 825は、従来、ヘッジ対象の資産および負債を公正価値以外の方法で測定するよう求められていたにもかかわらず、関連する経済的ヘッジを公正価値で計上していたことにより生じていた損益の変動を軽減することを可能にしています。

日本においては、金融資産および金融負債のための公正価値オプションに関して包括的な会計基準は定められていません。

(7) ヘッジ会計

US GAAPでは、デリバティブ取引により資産、負債あるいは確定契約の公正価値をヘッジする公正価値ヘッジについては、ASC 815「デリバティブ及びヘッジ」に従い、デリバティブ取引の公正価値の変動はヘッジ対象項目の公正価値の変動とともにその他収益に反映されます。変動金利資産・負債あるいは予定取引に関連するキャッシュ・フローの変化をデリバティブ取引によりヘッジするキャッシュ・フロー・ヘッジについては、その会計処理はヘッジの有効性によって異なります。これらのデリバティブ取引がヘッジ対象キャッシュ・フローの変化を相殺するのに有効な部分について、デリバティブ取引の公正価値の変動は当期利益に含めず、その他包括利益に計上されるとともにその他包括利益累計額の構成要素として貸借対照表に反映され、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を及ぼす場合に損益計算書上で認識されます。キャッシュ・フロー・ヘッジの非有効部分は即時に損益として認識されます。

日本においては、ASBJの企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、ヘッジ手段の公正価値変動から生じる損益は、公正価値ヘッジおよびキャッシュ・フロー・ヘッジの両方について、税効果控除後、資本として直接認識され、それらはヘッジ対象項目からの損益が当期利益として認識される場合は、同時に当期利益として認識されます。ヘッジ関係が全体的に有効とされた場合は、ヘッジ手段に生じた損益のうち非有効となった部分についても、税効果控除後、資本として認識することができます。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を損益として認識することができます。

(8) 一時的でない減損

US GAAPでは、ASC 320「投資－債務および持分証券」により、企業に売却の意思のある負債証券またはその価値が償却原価まで回復する前に売却する可能性が50パーセント超である負債証券がある場合に、事業体が当該負債証券の一時的ではない減損損失を損益に認識することが求められています。一方で、企業に売却の意思がなく、また当該負債証券の価値が回復する前に売却を求められる可能性が50パーセントより低い場合は、かかる基準は、回収される予想キャッシュ・フローを評価して信用損失が存在するかを判断し、当該証券の一時的でない減損の信用リスク要素を損益として認識し、信用リスク以外の要素をその他包括利益として認識するよう求めています。

日本においては、減損を信用リスク要素と信用リスク以外の要素に区分することはなく、信用リスク以外の要素も含めてすべて損失として認識されます。

(9) 確定給付型年金

US GAAPでは、ASC 715「報酬－退職給付」（以下「ASC 715」といいます。）に従い、勤務費用、利息費用、年金資産の期待収益、過去勤務債務の償却およびその他の調整から構成される年金費用が計上されます。数理計算上の純損益が期首時点での予想給付債務（以下「PB0」といいます。）または年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10パーセントを超えた場合（「コリドール・アプローチ」と称されます。）、数理計算上の差異および過去勤務債務の未認識損益を償却し、年金費用に含めることが求められます。利益から差し引かれる純年金費用と実際の拠出額との差異は、未払または前払年金費用として計上されます。

また、年金資産とPB0の差額は、資産または負債として貸借対照表に計上され、当期の純年金費用として認識されていない未認識損益は、税効果控除後の金額でその他包括利益累計額の1項目として計上されます。その他包括利益累計額に計上された年金資産とPB0の差額は、その後償却により純年金費用への計上を通じて、その他包括利益累計額から振り替えられます。

日本においても、同様の会計処理の適用が要求されていますが、コリドール・アプローチの採用は認められていません。従来未認識過去勤務費用および未認識数理計算上の差異はオフバランスとされ、每期一定の方法で償却を行い、費用として計上されていました。また、PB0と年金資産の時価との差額を貸借対照表に計上することは行われず、それらは未認識損益の残高とともに財務諸表の注記として開示されていました。

ASBJの企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」が2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る連結財務諸表から適用されました。これにより、従来オフバランスとなっていた未認識過去勤務費用および未認識数理計算上の差異が貸借対照表に認識されます。なおその期に費用処理される退職給付費用の金額については変更ありませんが、損益に認識されていない過去勤務費用および数理計算上の差異のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他包括利益累計額に含まれます。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期利益を構成します。

(10) 年金以外の退職後給付

US GAAPでは、ASC 715により、従業員の予想在職期間にわたり生じる退職後給付に関連する費用については、当該費用の発生時に計上するのではなく発生主義により認識することが求められています。さらに、税効果控除後の現在の純給付費用として認識されていない未認識損益は、その他包括利益累計額の1項目として計上することとされています。

日本においては、退職後給付制度に関しては、そのような制度自体が一般的でなく、従って、特定の会計基準は存在せず、実務上かかる費用は発生した時点で費用計上されています。

(11) 法人所得税の不確実性に関する会計処理

US GAAPでは、ASC 740「法人所得税」により、法人所得税申告書上で採用された、または採用することが予想される不確実な税務ポジションの認識および測定について定めています。当該基準に基づき、税務ポジションが財務諸表に及ぼす影響は、当該ポジションに関連する税務当局による調査において50パーセント超の可能性で認められると予想される場合に認識されます。当該基準はまた、認識の中止、分類、利息および罰金、期中会計期間における会計処理、ならびに不確実な財務ポジションの開示に関する指針を示しています。

日本においては、不確実な税務ポジションに関する会計基準は定められていません。

(12) 保証

US GAAPでは、ASC 460「保証」により、債務保証の当初測定ではかかる保証の開始時の公正価値で行うよう求められています。当該基準はまた、保証提供者の財務諸表において、保証の性質および金額について情報開示することを求めています。

日本においては、保証は、金融資産または金融負債の消滅の認識により生じるものを除き、公正価値では計上されません。かかる保証はその内容について財務諸表に注記することが求められています。ただし、銀行業における企業会計において信用状残高は「支払承諾」および「支払承諾見返」として貸借対照表に計上されます。

第 7 【外国為替相場の推移】

日本円と米ドルの為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する 2 以上の日刊新聞紙に最近 5 年間の事業年度において掲載されているため、記載を省略します。

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 【日本における株式事務等の概要】

(1) 株式名義書換取扱場所および株主名簿管理人

当社は、日本国内には名義書換取扱場所または株主名簿管理人は置きません。しかし、証券会社の外国証券取引口座（以下「外証口座」といいます。）を通じて保有され、東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）を通じて取引される当社株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「保振機構」といいます。）または現地保管機関のノミニーマイネーションとなっており、当該株式の実質株主（以下「実質株主」といいます。）に対する株式事務は、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則第69条第2項により保振機構から三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「株式事務取扱機関」といいます。）が委任を受けこれを取り扱います。

取引所に上場された当社株式は、保振機構の外国株券等保管振替決済制度（以下「決済制度」といいます。）に従い、保振機構の名義で、保振機構が現地保管機関として指定した米国の現地保管機関（以下「保管機関」といいます。）により米国内で保管され、保振機構または現地保管機関のノミニーマイネーションで当社の株主名簿に登録されます。従って当社株式の取引所取引の決済に当たっては、取引所の参加者である証券会社間では保振機構に開設した当該参加者の外国株券等の口座間の振替決済により処理されることになり、また同一参加証券会社の顧客間の決済については、当該両顧客が外国証券取引口座約款（以下「外証口座約款」といいます。）に基づき当該証券会社より開設を受けた外証口座間の振替決済が行われるため、通常当社株主名簿上における株式名簿書換は行われません。

ただし、保振機構への新たな預託を保管機関に行った場合、あるいは参加者の指定する現地口座への交付が行われた場合、前者では、保振機構が米国内における株式名義書換の手續に従って名義書換手續を行うよう必要な措置を行い、後者の場合は交付を受けた参加者が必要な名義変更手續を行います。

他方、デラウェア一般会社法によれば、当社は株主名簿記載の株主だけを株主としてみなすことができ、デラウェア州法上別段の定めがある場合を除き、第三者が当社株式その他に関する請求または利益の主張をしても当社はこれを認める義務を負いません。従って、証券会社の外証口座を通じて当社の株式を取引所の定める上記決済制度に従って保有している投資家、すなわち実質株主は、配当を受領する権利、議決権等の権利を、保振機構を通じて行使することとなります。

以下に記載するものは、上記決済制度に基づき締結される保振機構および保管機関間の保管契約、保振機構、株式事務取扱機関および当社間の株式事務委任に関する契約、保振機構、配当金支払取扱銀行および当社間の配当金支払事務委任に関する契約等に基づく実質株主の配当を受領する権利、議決権等の権利を保振機構を通じて間接的に行使するための、実質株主に関する株式事務等の概要です（この株式事務等は、今後変更されることがあり得るし、上記の記載は、取引所における取引により当社株式を取得しておらず、かつ、証券会社の外証口座を通じないで当社株式を保有している株主の場合には適用されません。）。

(2) 株主に対する特典

該当事項はありません。

(3) 株式の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、当社の政策が規定するとおり、当社従業員には当社の報奨制度により発行された株式の譲渡に一定の制限が課せられます。

(4) その他株式事務に関する事項

A 決算期

毎年12月31日

B 年次株主総会

年次株主総会は、毎年、取締役会の定める日に開催します。定款および付属定款に定めるところにより、当社は、株主総会において議決権を行使することができる株主を決めるために、当該株主総会開催の10日前から60日前までの日を基準日として定めることができます。

C 基準日

当社からの配当の支払を受けることができる株主は、当該配当の支払について取締役会が定めた基準日現在において保振機構または現地保管機関のノミニーマン名義で株主名簿に記載されている株主です。したがって、原則として、当社からの配当の支払を受けることのできる株主は、日本時間で当該基準日と同一の暦日現在において、株式事務取扱機関が作成した実質株主名簿に記載されている株主です。

D 株券

任意の株数を表示した株券を発行することができます。

E 株券に関する手数料

日本における当社株式の実質株主は、日本の証券会社に外証口座を開設、維持するにあたり、外証口座約款に従って年間口座管理料の支払をする必要がある場合があります。米国においては、当社株式の名義書換や当社株券の登録について当社の名義書換代理人または登録機関から手数料を課されることはありません。

F 公告掲載新聞名

実質株主のために当社は、一定の事項を、東京証券取引所の有価証券上場規程第430条に基づき東京証券取引所のホームページにおいて開示する場合を除き、日本国内において発行される日本経済新聞に掲載して公告します。

2 【日本における実質株主の権利行使に関する手続】

(1) 実質株主の議決権行使に関する手続

日本における当社の実質株主は、株式事務取扱機関を通じて保振機構に指図することにより議決権を行使することができます。議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、株式事務取扱機関は当社から受け取った議決権の代理行使勧誘のための資料を基準日現在で株式事務取扱機関が作成した実質株主明細表に記載されている株主に交付します。ただし、上記の議決権代理行使につき実質株主からの指示がない場合には、当該実質株主の所有する当社の普通株式についての議決権は行使されません。

(2) 配当請求等に関する手続

株式事務取扱機関は、配当金額、配当支払日等の配当支払に関する通知を当社から受け取った場合、基準日現在の実質株主明細表に基づき実質株主に通知します。

配当金は、保振機構が当社から保管機関を経由して一括受領し、これを配当金支払取扱銀行に交付し、配当金支払取扱銀行は、株式事務取扱機関が作成した実質株主明細表に基づき、銀行口座振込、郵便振替払出証書または当社株式を保有する外証口座を開設している証券会社等による口座管理機関支払により実質株主へ交付します。

株式配当、株式分割、無償交付については決済制度に基づき行うこととなりますが、原則として保振機構を通じて実質株主の口座に記録されます。ただし、割当株数が1株未満の株式については売却処分し、売却代金は、株式事務取扱機関を通じ実質株主に交付されます。

登録株主としての保振機構に新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利または株式の割当を受ける権利をいいます。以下同じです。）が付与された場合には、実質株主が新株式の引受けを希望し、証券会社を通じて保振機構に払込代金を支払うときは、保振機構が新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当該新株式が実質株主の口座に記録されます。それ以外の場合または保振機構が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認める場合には、保振機構が当該新株予約権等を米国において売却処分します。その処分代金は、保振機構から株式事務取扱機関経由でそれに対する権利を有する実質株主に対して支払われます。

(3) 株式の移転に関する手続

当社株式の譲渡は株主名簿への記入方式によって行われます。日本においては、実質株主は当社株式に関する権利を取引所の取引により譲渡することができます。この場合、取引の決済は、証券会社に開設された口座間の振替か、または保振機構に開設された証券会社の口座間の振替によって行われます。

(4) 本邦における配当等に関する課税上の取扱い

(i) 当社の実質株主のうち日本の居住者である個人（以下、本(4)において「個人株主」といいます。）が保有する当社株式についての配当および売買損益に係る所得税・地方住民税、個人株主が保有する当社株式について相続が開始した場合における相続税、および贈与がなされた場合における贈与税、ならびに(ii) 内国法人である当社の実質株主（以下、本(4)において「法人株主」といいます。）が保有する当社株式についての配当および売買損益に係る所得税および法人税に関する本邦における課税上の取扱いの概要は、以下のとおりです。ただし、所得税・地方住民税に関する以下の記述は、当社株式が上場株式であることを前提としています。

なお、以下の記述は、別途明示しない限り本報告書の日現在施行されている日本の租税法令に基づくものであり、適用ある諸法令の改正により変更されることがあります。また、以下の記述は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、すべての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって以下に記述されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあります。課税取扱いの詳細および各投資家における具体的な課税取扱いについては、投資家各自の税務顧問に確認されることをお勧めします。

<個人株主>

A 配当

当社株式が上場株式である限り、個人株主が日本における支払の取扱者を通じて当社株式の配当の交付を受ける場合は、米国において当該配当の支払の際に源泉徴収された米国源泉所得税の額（もし、あれば）を米国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、通常の20パーセント（所得税15パーセントおよび地方住民税5パーセント）に復興特別所得税（ただし、平成49年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計20.315パーセントの税率で、源泉徴収（地方住民税については特別徴収）により課税されます（配当金交付時になされるこれらの源泉徴収（地方住民税については特別徴収）を、以下「支払取扱者源泉徴収」といいます。）。

個人株主が受領した当社株式の配当については、日本で累進税率（最高限界税率は、所得税と地方住民税を合計した55パーセントに復興特別所得税（ただし、平成49年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計55.945パーセントです。）により総合課税の対象となる配当所得として確定申告をしなければなりません。ただし、支払取扱者源泉徴収がなされた場合には、個人株主のうち、当社の発行済株式の総数の3パーセント以上を有する個人株主以外の者が支払を受ける当該配当の金額については、当社株式が上場株式である限り、総合課税の対象となる配当所得として確定申告を要する所得に含めないことができることとされていますので、かかる個人株主が当社株式について受領する配当に関しては、総合課税の対象となる配当所得に含めず、支払取扱者源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができます。

個人株主は、当社株式の配当を含む上場株式等の配当所得について、課税年度毎に、適用法令の定めるところに従って、上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度（以下「配当申告分離課税」といいます。）を選択することができます。配当申告分離課税が選択された場合、配当申告分離課税の対象となる上場株式等の配当所得は、上記の総合課税の対象となる配当所得には含まれないこととなり、適用ある法令に定める要件および制限に従って当該配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算が認められます（なお、平成28年1月1日付で施行予定の改正租税特別措置法に基づき、当社株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税が選択された場合には、当該配当所得及び上場株式等の譲渡損失のほか、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債の利子、平成28年1月1日以後に償還された特定公社債の償還差損益、および平成28年1月1日以後に譲渡された特定公社債の譲渡損益等も、かかる損益通算の対象に原則として含まれることとなる予定です。）。他方、個人株主が、当社株式について受けた配当金について上記の総合課税による課税に服することになる場合には、当該配当金と譲渡損失との損益通算は認められません。

個人株主が、当社株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税を選択した場合における税率は、通常の20パーセント（所得税15パーセントおよび地方住民税5パーセント）に復興特別所得税（ただし、平成49年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計20.315パーセントです。

なお、個人株主が当社株式にかかる配当全額について累進税率による所得税の総合課税を受ける場合の確定申告および配当申告分離課税を受ける場合の確定申告においては、上記に述べた当社株式の配当に課された米国源泉所得税（もし、あれば）は、適用ある法令に定める要件および制限に従って、外国税額控除の対象となり、また、上記で述べた当社株式の配当の交付を受ける際に支払取扱者源泉徴収された税額は、適用ある法令に定める要件および制限に従って、申告納付すべき所得税の額から控除されます。

B 売買損益

個人株主による当社株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式の売買損益課税と原則として同様です。

C 相続税・贈与税

①日本に住所を有する個人、②日本に住所を有しない個人のうち日本国籍を有する個人（当該個人、相続もしくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含みます。）または贈与をした者が、相続もしくは遺贈に係る相続の開始または贈与前5年以内のいずれかの時において日本に住所を有したことがある場合に限ります。）または③日本に住所を有しない個人のうち日本国籍を有しない個人（相続もしくは遺贈に係る被相続人または贈与をした者が相続もしくは遺贈に係る相続開始または贈与の時において日本に住所を有していた場合に限ります。）が、当社株式を相続するかもしくは当社株式の遺贈を受けるかまたは当社株式について贈与を受けた場合には、原則として日本の相続税法に基づき相続税または贈与税が課されますが、適用ある法令に定める要件および制限に従って、外国で課された相続税または贈与税に相当する税の税額につき外国税額控除が認められる場合があります。

<法人株主>

A 配当

当社株式が上場株式である限り、法人株主（公共法人等を除きます。）が日本における支払の取扱者を通じて当社株式の配当の交付を受ける場合は、米国において当該配当の支払の際に徴収された米国源泉所得税の額（もしあれば）を米国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、通常の15パーセント（所得税）に復興特別所得税（ただし、平成49年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計15.315パーセントの税率で、源泉徴収により課税されます。法人株主が受け取った当社株式の配当の金額は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金の額に算入されます。ただし、法人税の確定申告において、上記に述べた米国源泉所得税（もしあれば）については外国税額控除を、日本における支払の取扱者から交付を受ける際に支払取扱者源泉徴収された所得税については所得税額控除を、それぞれ適用ある法令に定める要件および制限に従って受けることができます。

B 売買損益

法人株主による当社株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式の売買損益課税と原則として同様であり、法人株主による当社株式の売却に係る譲渡利益額または譲渡損失額は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金または損金の額に算入されます。

(5) その他の諸通知

日本における当社株式の実質株主に対して株主総会等に関する通知が行われる場合には、株式事務取扱機関が十分な数の通知書を当社より受領し、しかる後に所定の方法により基準日現在における実質株主明細表に記載されている実質株主にこれを交付します。

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

当社は、当事業年度の開始日から本書の提出日までの間に、下記の書類を関東財務局長に提出しています。

提出書類	提出日
発行登録書およびその添付書類、発行登録追補書類およびその添付書類 ならびにこれらの訂正発行登録書	
(1) 平成24年12月27日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成26年2月26日
(2) 平成25年5月1日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成26年2月26日
(3) 平成24年12月27日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成26年5月7日
(4) 平成25年5月1日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成26年5月7日
(5) 平成24年12月27日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成26年5月8日
(6) 平成25年5月1日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成26年5月8日
(7) 平成24年12月27日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成26年5月28日
(8) 平成25年5月1日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成26年5月28日
(9) 平成24年12月27日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成26年6月4日
(10) 平成25年5月1日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成26年6月4日
(11) 平成24年12月27日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成26年6月9日
(12) 平成25年5月1日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成26年6月9日
(13) 平成25年5月1日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成26年6月10日
(14) 平成25年5月1日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成26年6月17日
(15) 平成24年12月27日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成26年7月16日
(16) 平成25年5月1日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成26年7月16日
(17) 平成24年12月27日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成26年8月29日
(18) 平成25年5月1日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成26年8月29日
(19) 平成25年5月1日提出発行登録書の発行登録追補書類および添付書類	平成26年9月5日
(20) 平成25年5月1日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成26年9月8日
(21) 平成25年5月1日提出発行登録書の発行登録追補書類	平成26年9月17日
(22) 平成24年12月27日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成26年11月7日
(23) 平成25年5月1日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成26年11月7日

(24)	平成25年5月1日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成26年11月26日
(25)	平成24年12月27日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成26年11月28日
(26)	平成25年5月1日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成26年11月28日
(27)	平成25年5月1日提出発行登録書の発行登録追補書類	平成26年12月3日
(28)	平成25年5月1日提出発行登録書の発行登録追補書類および添付書類	平成26年12月5日
(29)	発行登録書および添付書類	平成27年1月15日
(30)	平成25年5月1日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成27年1月26日
(31)	平成25年5月1日提出発行登録書の発行登録追補書類	平成27年2月5日
(32)	発行登録書および添付書類	平成27年2月26日
(33)	平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成27年3月27日
(34)	平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成27年3月27日
(35)	平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成27年5月11日
(36)	平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成27年5月11日
(37)	平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年5月15日
(38)	平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年5月15日

有価証券報告書および添付書類、確認書ならびに有価証券報告書の訂正報告書

(1)	有価証券報告書および添付書類ならびに確認書	平成26年5月28日
(2)	平成26年5月28日提出有価証券報告書の訂正報告書	平成26年6月9日
(3)	平成26年6月9日提出有価証券報告書の訂正報告書に係る確認書	平成26年6月17日

内部統制報告書およびその添付書類

平成26年5月28日

四半期報告書および確認書ならびに四半期報告書の訂正報告書

(1)	2014年度第1四半期報告書および確認書	平成26年6月4日
(2)	平成26年6月4日提出2014年度第1四半期報告書の訂正報告書	平成26年6月9日
(3)	平成26年6月9日提出2014年度第1四半期報告書の訂正報告書に係る 確認書	平成26年6月17日
(4)	2014年度第2四半期報告書および確認書	平成26年8月29日
(5)	2014年度第3四半期報告書および確認書	平成26年11月28日

臨時報告書および臨時報告書の訂正報告書

(1) 外国会社臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号ならびに第19条の2の2の規定に基づき提出)	平成26年2月26日
(2) 外国会社臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第9号の2ならびに第19条の2の2の規定に基づき提出)	平成26年5月7日
(3) 外国会社臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号ならびに第19条の2の2の規定に基づき提出)	平成26年5月8日
(4) 臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項ならびに同条第2項第12号および第19号の規定に基づき提出)	平成26年7月16日
(5) 臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき提出)	平成26年11月7日
(6) 臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき提出)	平成27年3月27日
(7) 臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき提出)	平成27年5月11日
(8) 臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第9号の2の規定に基づき提出)	平成27年5月15日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

該当事項はありません。

2 【当該指数等の推移】

該当事項はありません。

独立登録会計事務所の監査報告書―財務報告に係る内部統制
(翻訳)

シティグループ・インク
取締役会ならびに株主各位

私たちは、トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が公表した「内部統制の統合的枠組み(2013年版)」で確立された規準に基づき、シティグループ・インクおよび子会社(以下「会社」または「シティグループ」という。)の2014年12月31日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。財務報告に係る有効な内部統制を維持し、本書記載の財務報告に係る内部統制についての経営陣の年次報告に含められている財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は会社の経営陣にある。私たちの責任は、監査に基づいて会社の財務報告に係る内部統制に対して意見を表明することにある。

私たちは、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、私たちに財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、財務報告に係る内部統制の理解、重要な欠陥が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づいた内部統制の整備および運用状況の有効性に関する検証と評価、ならびに私たちが状況に応じて必要と認めたその他の手続きの実施を含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

会社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した外部報告目的の財務諸表作成に対して合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。会社の財務報告に係る内部統制は、(1)会社の資産の取引および処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映した記録を維持し、(2)一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録されること、および会社の収入と支出が会社の経営陣および取締役の承認に基づいてのみ実行されることに関する合理的な保証を提供し、ならびに(3)財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認の会社の資産の取得、使用または処分を防止または適時に発見することについての合理的な保証を提供するための方針および手続きが含まれる。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、虚偽の表示を防止または発見できない可能性がある。また、将来の期間にわたる有効性の評価の予測には、状況の変化により内部統制が不適切となるリスク、または方針や手続きの遵守の程度が低下するリスクを伴う。

私たちは、会社は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み(2013年版)」で確立された規準に基づき、すべての重要な点において、2014年12月31日現在において財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

私たちはまた、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して、シティグループの2014年および2013年12月31日現在の連結貸借対照表、2014年12月31日に終了した3年の各事業年度における関連の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書についても監査し、2015年2月25日付の私たちの報告書において、これらの連結財務諸表について無限定適正意見を表明している。

/s/ ケーピーエムジー エルエルピー

ニューヨーク州ニューヨーク市
2015年2月25日

[次へ](#)

REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM— INTERNAL CONTROL OVER FINANCIAL REPORTING

The Board of Directors and Stockholders
Citigroup Inc.:

We have audited Citigroup Inc. and subsidiaries' (the "Company" or "Citigroup") internal control over financial reporting as of December 31, 2014, based on criteria established in *Internal Control-Integrated Framework (2013)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO). The Company's management is responsible for maintaining effective internal control over financial reporting and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting, included in the accompanying management's annual report on internal control over financial reporting. Our responsibility is to express an opinion on the Company's internal control over financial reporting based on our audit.

We conducted our audit in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects. Our audit included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, and testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk. Our audit also included performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (1) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (2) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (3) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use, or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

In our opinion, Citigroup maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of December 31, 2014, based on criteria established in *Internal Control-Integrated Framework (2013)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), the consolidated balance sheets of Citigroup as of December 31, 2014 and 2013, and the related consolidated statements of income, comprehensive income, changes in stockholders' equity and cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2014, and our report dated February 25, 2015 expressed an unqualified opinion on those consolidated financial statements.

/s/ KPMG LLP

New York, New York

February 25, 2015

(※) 上記は、独立登録会計事務所の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本書提出会社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立登録会計事務所の監査報告書―連結財務諸表

(翻訳)

シティグループ・インク
取締役会ならびに株主各位

私たちは、シティグループ・インクおよび子会社（以下「会社」または「シティグループ」という。）の2014年および2013年12月31日現在の連結貸借対照表、2014年12月31日に終了した3事業年度の各年度における関連の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。これらの連結財務諸表の作成責任は会社の経営陣にあり、私たちの責任は監査に基づいてこれらの連結財務諸表について意見を表明することにある。

私たちは、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき実施することを求めている。監査は、財務諸表の金額と開示を裏付ける証拠の試査を含んでいる。監査はまた、経営陣が採用した会計原則および経営陣によって行われた重要な見積りの評価も含め、全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、シティグループの2014年および2013年12月31日現在の財政状態、2014年12月31日に終了した3事業年度の各年度における経営成績およびキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

私たちはまた、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して、トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が公表した「内部統制の統合的枠組み（2013年版）」の規準に照らして、2014年12月31日現在におけるシティグループの財務報告に係る内部統制についても監査し、2015年2月25日付の私たちの報告書において、会社の財務報告に係る内部統制の有効性について無限定適正意見を表明している。

/s/ ケーピーエムジー エルエルピー

ニューヨーク州ニューヨーク市

2015年2月25日（ただし注記1、3、9、10、17および19については、2015年5月27日）

会社の独立監査人であるケーピーエムジー エルエルピーは、2014年12月31日現在および同日に終了した事業年度の会社の財務諸表の英語版について監査を実施したが、当該財務諸表および財務諸表注記の英語版が本書記載の日本語版に翻訳された過程には関与しておらず、日本語版について責任を負うものでもない。また、ケーピーエムジー エルエルピーは、英語版の監査報告書の署名日以降、本報告書で言及されている財務諸表に対するいかなる手続きの実施にも関与していない。

[前へ](#) [次へ](#)

REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM— CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

The Board of Directors and Stockholders
Citigroup Inc.:

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of Citigroup Inc. and subsidiaries (the “Company” or “Citigroup”) as of December 31, 2014 and 2013, and the related consolidated statements of income, comprehensive income, changes in stockholders’ equity and cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2014. These consolidated financial statements are the responsibility of the Company’s management. Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Citigroup as of December 31, 2014 and 2013, and the results of its operations and its cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2014, in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), Citigroup’s internal control over financial reporting as of December 31, 2014, based on criteria established in *Internal Control-Integrated Framework (2013)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO), and our report dated February 25, 2015 expressed an unqualified opinion on the effectiveness of the Company’s internal control over financial reporting.

/s/ KPMG LLP

New York, New York

February 25, 2015, except as to Notes 1, 3, 9, 10, 17, and 19 which are as of May 27, 2015

KPMG LLP, our independent auditor, audited the English version of the Company’s financial statements as of and for the year ended December 31, 2014 but was not involved with or responsible for the translation of the English version to the attached Japanese version of such financial statements and notes to the financial statement. In addition, KPMG LLP has not been engaged to perform and has not performed since the date of its English version report, any procedures on the financial statements addressed in that report.

(※) 上記は、独立登録会計事務所の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本書提出会社が別途保管しております。

[前へ](#)